JILPT　調査シリーズ
No.182
2018年8月

「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査」及び「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」結果

The Japan Institute
for
Labour Policy and Training

独立行政法人　労働政策研究・研修機構

JILPT　調査シリーズ　No.182
2018 年 8 月

「 社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査 」及び「 社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査 」結果

独立行政法人　労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

ま　え　が　き

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 24 年 8 月公布）に基づき、平成 28 年 10 月 1 日より、常時の雇用者規模が 501 人以上の企業で、社会保険（厚生年金・健康保険）の適用範囲が、それまでの週の所定労働時間が通常の労働者の（概ね）4 分の 3 以上（一般に週 30 時間以上等）から、①週の所定労働時間が 20 時間以上、②月額賃金が 8.8 万円以上、③雇用（見込み）期間が 1 年以上のすべての要件を満たし、学生でない短時間労働者に拡大された。

また、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 28 年 12 月公布）に伴い、平成 29 年 4 月 1 日からは 500 人以下の企業についても、労使合意に基づき企業単位で、上記の要件を満たす短時間労働者に対する適用拡大が選択できるようになった。

こうした制度改正に対する、事業所とそこで働く短時間労働者の対応状況等を明らかにするため、当機構では「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査」（事業所調査）及び「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」（短時間労働者調査）を実施し、社会保険の適用拡大から 9 ヶ月、制度特例の施行から 3 ヶ月を経過した時点の状況を把握した。また、個別の企業労使が、社会保険の適用拡大とどのように向き合ったかについて具体的な事例をもって確認するため、併行してインタビュー調査も行った。

調査にご協力いただいた、事業所とそこで働く短時間労働者の方々に厚く御礼申し上げたい。

なお、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」では、短時間労働者に対する社会保険の適用範囲について「平成 31 年 9 月 30 日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる」ことも明記されている。

そこで、本調査では併せて、社会保険の更なる適用拡大が行われた場合の対応意向等についても把握した。

本報告書が、政策論議の活性化に資すれば幸いである。

2018 年 8 月

独立行政法人 労働政策研究･研修機構
理事長　　樋　口　美　雄

担当者

荻野　　登	労働政策研究所副所長
新井　　栄三	調査部主任調査員（政策課題担当）
渡辺　木綿子	調査部主任調査員補佐（政策課題担当）（執筆）

目　　次

第１章　調査の概要　1

第１節　調査の趣旨…… **1**

第２節　アンケート調査の方法…… **2**

第３節　インタビュー調査の方法…… **4**

第２章　アンケート調査結果の概要　5

第１節　事業所に対する調査結果の概要…… **5**

1. 有効回答事業所の主な属性…… 5

2. 短時間労働者の雇用状況と国民年金（基礎年金）の加入状況…… 6

（1）短時間労働者の雇用状況…… 6

（2）短時間労働者の国民年金（基礎年金）への加入状況…… 8

3. 社会保険の適用上の事業所区分…… 9

4. 社会保険の適用拡大に伴う「特定適用事業所等」の対応状況…… 10

（1）雇用管理上の見直し状況…… 10

（2）社会保険の適用を拡大・回避した理由…… 11

（3）キャリアアップ助成金の活用状況…… 12

（4）対象者がいた事業所における人数ベースの適用拡大状況…… 13

（5）社会保険の適用拡大に伴う所定労働時間の長さや雇用者数、職場の変化 …… 14

5. 社会保険の適用拡大に係る制度特例の新設に伴う、「特定適用事業所等以外の事業所」の対応状況…… 15

（1）制度特例の認知度と活用意向…… 15

（2）制度特例の適用を申請する・しない理由…… 16

（3）社会保険の適用拡大を回避するための分社化等の実施状況…… 16

6. 今後の更なる適用拡大への対応意向…… 16

（1）今後の更なる適用拡大への対応意向と新たに適用を拡大する理由、適用を回避する場合の方法と対応方針の決定要素 …… 16

（2）社会保険に加入できる求人の有効性と社会保険の適用範囲に対する見方 …… 20

7. 必要な労働力を確保する上での「就業調整」の影響…… 23

8. 配偶者手当の支給状況…… 25

9. 兼業・副業の規制状況や社会保険の通算適用に対する見方…… 27

第２節　短時間労働者に対する調査結果の概要…… **31**

1. 有効回答労働者の主な属性…… 31

2. 短時間労働者としての就業状況…… 33
3. 社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化…… 35
4. 社会保険に加入した・しなかった理由…… 36
5. 適用拡大前後でみた所定労働時間や出勤日数の変化…… 38
6. 現在、「特定適用事業所等」で働く短時間労働者だけでみた働き方の変化…… 39
7. 社会保険の適用拡大前後における被保険者区分や手取り月収等の変化…… 41
8. 更なる適用拡大に伴う働き方の変更意向…… 43
9. 社会保険に加入する・しない理由…… 45
10. 特定適用事業所等とそれ以外でみた更なる適用拡大に伴う働き方の変更意向等 …… 46
11.「就業調整」の状況と配偶者控除等の年収上限の引上げへの対応意向…… 48
12. 特定適用事業所等とそれ以外でみた「就業調整」等の状況…… 50
13. 転職経験と社会保険に加入できる求人に対する評価…… 51
14. 社会保険の適用範囲に対する見方…… 52
15. 仕事の掛け持ち状況と社会保険の通算適用に対する見解…… 54
16.「個人型確定拠出年金（iDeCo）」の利用状況…… 56

第３章　考察（アンケート調査結果を通じて）…… 57
第１節　社会保険の適用拡大を前向きに受け止めた事業所や短時間労働者も少なくなかったのは何故か …… 60
第２節　社会保険の更なる適用拡大が行われる場合、事業所や短時間労働者はどのように対応する意向なのか …… 79

第４章　インタビュー調査結果の概要…… 100
第１節　社会保険の適用拡大に伴う各社の対応状況 …… 100
第２節　各社の取り組みから分かること …… 104
第３節　個別事例記録 …… 106
事例１　企業Ａ社（飲食サービス業） …… 106
事例２　企業Ｂ社（飲食サービス業） …… 112
事例３　Ｃ社労働組合（小売業） …… 121
事例４　Ｄ社労働組合（小売業） …… 127

第５章　総括（政策的インプリケーション） …… 135

付属資料…… 137
調査票…… 139
付属統計表…… 149

第 1 章　調査の概要

第 1 節　調査の趣旨

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 24 年 8 月公布）に基づき、平成 28 年 10 月 1 日より、常時の雇用者規模が 501 人以上の企業で、社会保険（厚生年金・健康保険：以下、選択肢での使用は調査票通りとするが、それ以外は「社会保険」と総称する）の適用範囲が、それまでの週の所定労働時間が通常の労働者の（概ね）4 分の 3 以上（一般に週 30 時間以上等）から、①週の所定労働時間が 20 時間以上、②月額賃金が 8.8 万円以上、③雇用（見込み）期間が 1 年以上のすべての要件を満たし、学生でない短時間労働者に拡大された（**参考資料 1**）。

また、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 28 年 12 月公布）に伴い、平成 29 年 4 月 1 日からは 500 人以下の企業についても、労使合意に基づき企業単位で、上記の要件を満たす短時間労働者に対する適用拡大が選択できるようになった（**参考資料 2**）。

こうした制度改正に伴い、事業所における短時間労働者の雇用管理のあり方や、短時間労働者自身の働き方（就業調整等）にはどのような変化が見られるのか。その実態を把握するため、厚生労働省年金局及び雇用環境・均等局の要請に基づき、事業所とそこで働く短時間労働者等を対象にアンケート調査を実施した。また、個別企業の対応状況についても具体的に把握するため、併行してインタビュー調査も行った。

参考資料 1　平成 28 年 10 月施行の適用拡大の枠組み

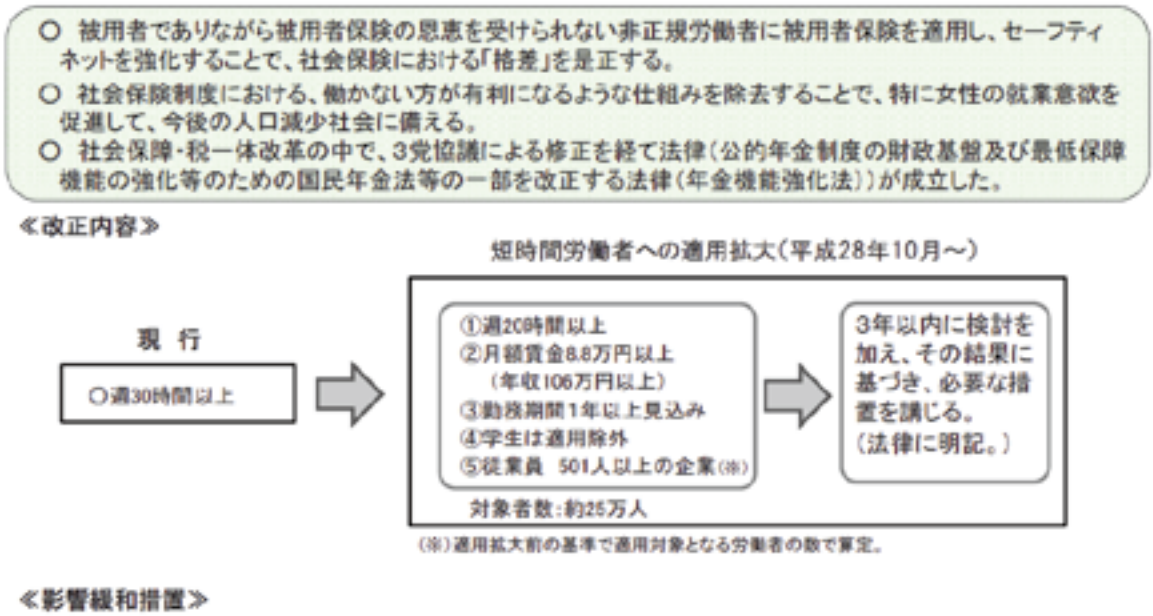

資料出所：第 89 回社会保障審議会医療保険部会（平成 27 年 10 月 2 日開催）資料 1 より引用。

参考資料２　平成 29 年 4 月施行の適用拡大促進の枠組み

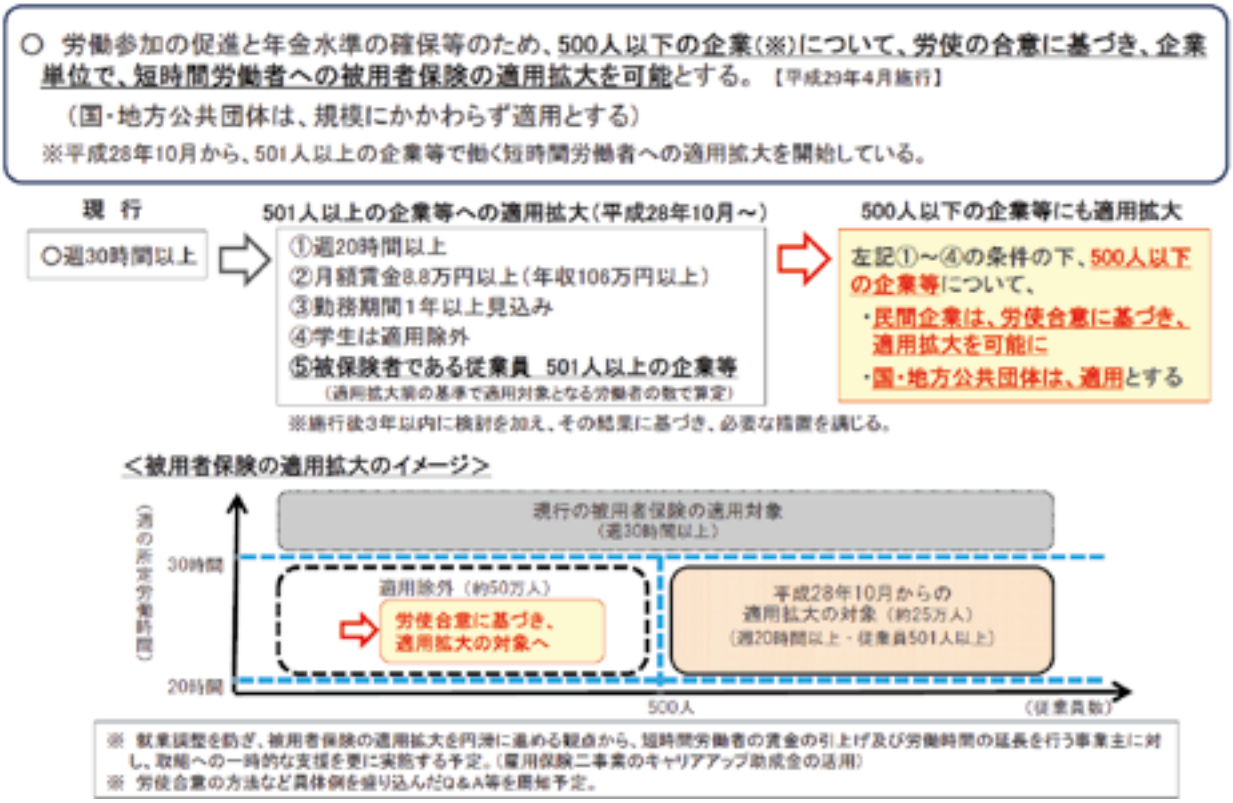

資料出所：全国厚生労働関係部局長会議（平成 29 年 1 月 20 日開催）年金局説明資料より引用。

第 2 節　アンケート調査の方法

調査対象（標本）は、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業,郵便業、卸売業,小売業、金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業、学術研究,専門・技術サービス業、宿泊業,飲食サービス業、生活関連サービス業,娯楽業、教育,学習支援業、医療,福祉、複合サービス業（郵便局、協同組合等）、サービス業（他に分類されないもの）、公務の 16 産業分類で、常用労働者を 5 人以上雇用している全国の事業所 2 万社と、そこで働く短時間労働者約 5.6 万人である。民間信用調査機関が所有する事業所データベース[1]を母集団に、産業分類×規模区分の層別に無作為抽出を行い、調査票を郵送で配布・回収した。

なお、短時間労働者に対する調査票も、事業所の調査票と同梱（規模区分に応じて 1、3、6、12 部の傾斜配分）で発送したが、回答票の返送は本人から直接、受け付けた。調査票は、短時間労働者（定年再雇用者を含む）が複数名いる場合は、①社会保険の適用拡大の対象者（適用拡大に伴う正社員への転換者を含む）、②①より週の所定労働時間が短い者、③その他（週 30 時間以上等の第 2 号被保険者を含む）の優先順で配布をお願いした。

[1] データベースの特性として、5 人以上規模の本社事業所と、100 人以上規模の企業傘下の 5 人以上規模の事業所で構成されている（但し、金融機関と官公庁（出先機関を含む）については、企業規模の制約無く収納されている）。

調査項目は、調査票（付属資料）の通り、大問で、事業所票が全 18 問、短時間労働者票が全 21 問である。

その内容を具体的にみると、事業所票は、①短時間労働者の雇用状況と雇用理由、活用職種、平均勤続年数等、②短時間労働者の国民年金（基礎年金）の加入状況、③社会保険の適用上の事業所区分、④「特定適用事業所等」における、社会保険の適用拡大に伴う雇用管理の見直し状況と具体的な内容、⑤新たな適用を拡大・回避した理由、⑥キャリアアップ助成金の認知度や活用状況と、活用しなかった場合の理由、⑦適用拡大の対象者への説明時期、⑧平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月末における具体的な適用拡大状況（人数ベース）、⑨社会保険の適用拡大に伴う所定労働時間の長さや雇用者数の変化、適用拡大後の職場の状況、⑩「特定適用事業所等以外の事業所」における、制度特例の認知度と活用意向、⑪制度特例の適用を申請する・しない理由、適用を申請しない場合、分社化や常時の雇用者規模の抑制等の回避状況、⑫社会保険の更なる適用拡大への対応意向、⑬新たな適用を拡大する理由と回避する場合の方法、何とも言えない・分からない場合の対応方針の決定要素、⑭社会保険の適用範囲に対する見解や、社会保険に加入できる求人の人材確保に対する有効性、⑮必要な労働力を確保する上での「就業調整」の影響、⑯配偶者手当の支給・見直し状況、⑰兼業・副業規制の設定状況や実態把握、社会保険の通算適用に対する見方、⑱事業所の概要等である。

また、短時間労働者票は、①回答者の属性、②短時間労働者で働いている理由と自身が働くのを辞めた場合の家計に与える影響、③現在の会社における就労・契約状況（現在の職種、雇用期間の定め、1 日の所定労働時間の（平均的な）長さや残業の有無、1 週間の出勤日数等）、④現在の会社からの収入（税込み月収額と基本給・残業代の内訳、社会保険料や税金等を差し引いた手取り額、賞与の有無と直近 1 年間の支給額）、⑤社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化の有無と具体的な内容、⑥社会保険に加入した・しなかった理由、⑦社会保険の現在の加入状況、⑧社会保険の更なる適用拡大に伴う働き方の変更意向、⑨社会保険への加入を希望する・しない理由、⑩適用拡大前後における年金の種類の変化、手取り月収の増減、手取り月収が「減った」場合の副業の状況、⑪就業調整の実施状況、⑫配偶者控除等を満額受けられる年収の上限引上げに伴う働き方の変更意向、⑬社会保険の適用範囲に対する見方、⑭転職の状況、⑮社会保険に加入できる求人の評価、⑯兼業・副業の状況（仕事の掛け持ち有無と内容、掛け持ちしている理由、1 週間の従事時間、掛け持ちによる月収）と勤務先への報告、⑰掛け持ちを通算した社会保険の適用判断に対する考え方等で構成した。

調査期間は 2017 年 7 月 21 日～9 月 7 日で、原則として 6 月末現在の状況を尋ねた。

有効回収数は、事業所票が 5,523 社（有効回収率 27.6%）、短時間労働者票が 6,418 人（同 11.5%）となった[2]。

[2] 本調査の結果で示す%表示は、小数点以下第 2 位を四捨五入したものである。そのため、内訳構成比（%）の単純な合算は、必ずしも 100%にならないことや内訳の集約割合等に一致しないこともある。

第 3 節　インタビュー調査の方法

調査対象は、所定労働時間が 20～30 時間の短時間労働者が多い業種として、「宿泊業,飲食サービス業」と「卸売業,小売業」に着目し（**参考資料 3**）、飲食サービス業界を代表する企業団体の「日本フードサービス協会」（2017 年 6 月 23 日訪問）と、流通関係の労働組合で最大の産業別組織である「全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟（UA ゼンセン）」（2017 年 6 月 9 日訪問）より紹介を受けた。

参考資料 3　週 20～30 時間の短時間労働者の産業別人数分布

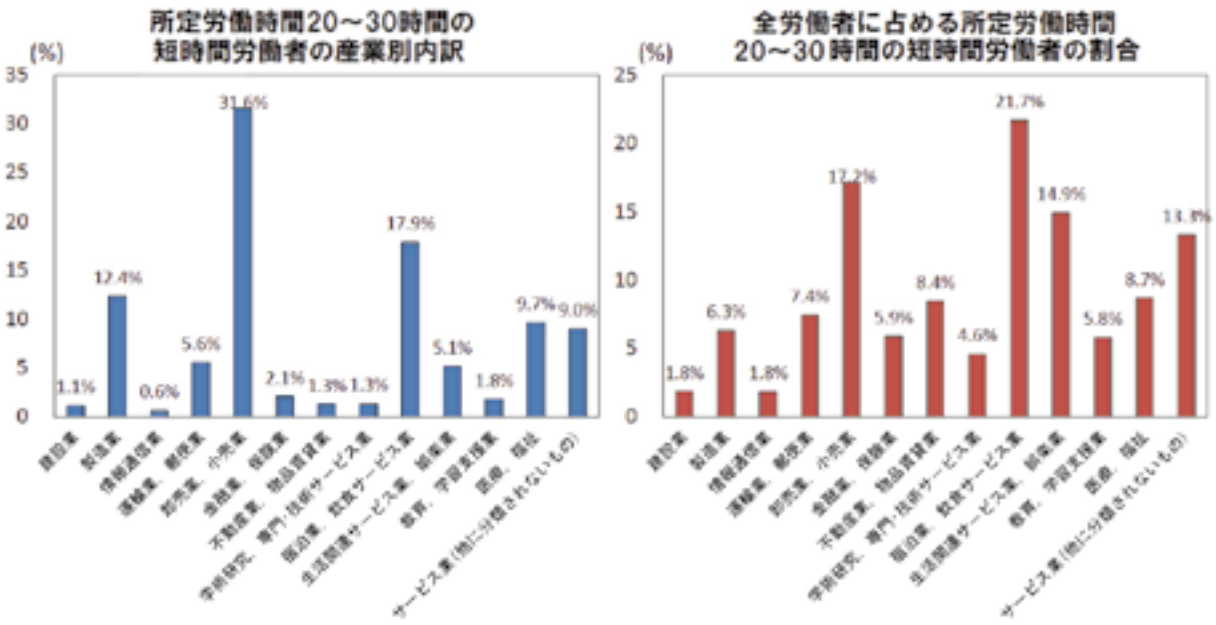

（資料）厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査結果」（平成23年）をもとに作成
（注）正社員と比較した場合のパートの所定労働時間割合が2分の1以上4分の3未満の者を週所定労働時間20～30時間の者としている。

資料出所：第 89 回社会保障審議会医療保険部会（平成 27 年 10 月 2 日開催）資料 1 より引用。

下表の通り 7 月下旬～8 月初めにかけて、計 4 組織（いずれも今般の適用拡大が義務づけられた対象企業やそのカウンターパートである労働組合）に訪問・聴き取り調査を行った。主な聴き取り項目は、①短時間労働者の活用状況、②社会保険の適用拡大に伴う、短時間労働者の雇用管理の見直し、③社会保険の適用拡大前後における、短時間労働者の就業状況の変化、④キャリアアップ助成金の活用有無と理由、⑤社会保険の適用拡大後の職場の状況、⑥社会保険の更なる適用拡大等への見解、⑦短時間労働者の今後の活用のあり方等である。

調査対象	産業	訪問日時	聴き取り対象者	訪問者
企業A社	事業所給食	2017年 7月25日　14:00～15:40	理事・人事総務部人事労政グループ部長 人事労政グループマネージャー	新井、渡辺
企業B社	飲食店チェーン	2017年 7月27日　15:00～16:15	本部労務課長（2名）	荻野、渡辺
C社労働組合	専門小売業	2017年 7月26日　10:30～12:00	中央副執行委員長	新井、渡辺
D社労働組合	総合小売業	2017年 8月　2日　13:00～14:20	中央執行委員長	新井、渡辺

第 2 章　アンケート調査結果の概要

第 1 節　事業所に対する調査結果の概要

1. 有効回答事業所の主な属性

全有効回答事業所（5,523 社）の主な属性は、下記の通りである。

主たる業種は、上位から、サービス業計[3]が 19.7%、卸売業,小売業が 19.2%、医療,福祉が 16.0%、製造業が 13.0%等となった（**図表 1**）。なお、サービス業の中では、「その他サービス業（他に分類されないもの）」（8.7%）や「宿泊業,飲食サービス業」（5.0%）等が多い。

事業所の雇用者規模は、30 人以下（32.5%）と 31～100 人（38.0%）の「100 人以下」計で約 7 割にのぼり、これに 101～300 人（18.0%）を合わせた「300 人以下」計で 9 割近い。

所在地は、「南関東ブロック」が 2 割超（22.6%）で、次いで多かった順に「近畿ブロック」（14.8%）、「東海ブロック」（11.9%）、「九州ブロック」（10.6%）等となっている。

図表 1　有効回答事業所の主な属性

主たる業種	建設業	12.7
	製造業	13.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.8
	情報通信業	1.5
	運輸業、郵便業	3.8
	卸売業、小売業	19.2
	金融業、保険業	3.5
	不動産業、物品賃貸業	1.7
	学術研究、専門・技術サービス業	3.0
	宿泊業、飲食サービス業	5.0
	生活関連サービス業、娯楽業	1.7
	教育、学習支援業	5.2
	医療、福祉	16.0
	複合サービス業（郵便局、協同組合等）	1.2
	その他サービス業（他に分類されないもの）	8.7
	公務	1.4
	その他	0.3
	無回答	1.2
	サービス業計	19.7
事業所の雇用者規模（注1）	30人以下	32.5
	31～100人	38.0
	101～300人	18.0
	301～500人	3.5
	501～1，000人	3.9
	1，001人以上	2.6
	無回答	1.5
事業所の所在地	北海道	5.5
	東北	9.0
	北関東・甲信	7.1
	南関東	22.6
	北陸	5.7
	東海	11.9
	近畿	14.8
	中国	7.8
	四国	3.4
	九州	10.6
	無回答	1.6

直前の事業年度の経常利益額（注2）	赤字（マイナス）	11.2
	5千万円未満	19.0
	5千万円以上1億円未満	8.8
	1億円以上5億円未満	25.1
	5億円以上10億円未満	9.2
	10億円以上	15.1
	無回答	11.6
企業全体の経常利益額の3年前との比較	大幅に（＋15%以上）増加した	22.4
	やや（＋5%以上15%未満）増加した	16.1
	横ばい（±5%未満の増減）で推移した	19.4
	やや（－5%以上15%未満）減少した	11.6
	大幅に（－15%以上）減少した	17.5
	事業所の設立から4年未満である	0.7
	無回答	12.3
労使関係	過半数代表の労働組合がある	24.6
	過半数代表ではないが、労働組合がある	8.7
	労働組合はないが、定期的に労使協議がある	24.7
	労働組合も、定期的な労使協議もない	38.1
	無回答	3.9
労働組合がある場合の組合員範囲（複数回答）	正社員（無期契約）（注3）	98.0
	正社員（無期契約）の定年後、再雇用者	26.5
	フルタイム労働者（正社員以外）	21.1
	短時間労働者（正社員以外）	17.5
	無回答	0.5
	平均選択数（個）	1.6

（注1）①（契約）期間を定めずに雇用されている者、②1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者、③日々または1ヶ月以内の期間で雇用されている者のうち、平成29年4月と5月にそれぞれ18日以上雇われた者）と定義。なお、（ⅰ）役員や事業主の家族でも、常時勤務して、一般の労働者や他の労働者と同じ給与規則で毎月の給与が支払われている者、（ⅱ）1週間の所定労働時間がいわゆるフルタイムの正社員（通常の労働者）より短い短時間労働者で、上記①～③のいずれかに該当する者も含む。
貴事業所が派遣元の場合は、派遣中の雇用者についても上記①～③のいずれかに該当すれば含む（登録しているだけの者は含めない）とした。
（注2）経常利益額＝「営業利益」（「売上総利益」－「販売費及び一般管理費」）＋「営業外収益」（受取利息、受取配当金、有価証券の売却益など営業活動以外で発生した収益）－「営業外費用」（支払利息・割引料、雑損失など営業活動以外で発生した費用）と定義した。
（注3）短時間正社員も含むとした。

[3] 「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「複合サービス業（郵便局、協同組合等）」「その他サービス業（他に分類されないもの）」の合計。

企業全体でみた労使関係については、「過半数代表の労働組合がある」割合が約 1／4（24.6%）で、「過半数代表ではないが、労働組合がある」が 8.7%、「労働組合はないが、定期的に労使協議がある」が 24.7%、「いずれもない」が 38.1%等となった。総じて、過半数代表を問わず、「労働組合がある」割合計は 1／3 で、「労働組合」または「労使協議」がある割合計が 6 割弱（58.0%）となっている。なお、「労働組合がある」事業所（1,840 社）のうち、（正社員以外の）短時間労働者が組合員範囲に含まれている割合は 17.5%（全有効回答事業所ベースでは 5.8%）等となった。

2. 短時間労働者の雇用状況と国民年金（基礎年金）の加入状況

（1）短時間労働者の雇用状況

短時間労働者を「週の所定労働時間が通常の労働者（いわゆる正社員）より短い労働者（定年再雇用者も含む）」と定義して雇用状況を尋ねると、全有効回答事業所（5,523 社）のうち、短時間労働者を「雇用している」割合は 65.7%で、「今後、雇用する予定がある」割合が 2.8%となった。

短時間労働者を「雇用している」事業所（3,630 社）に、その雇用状況を掘り下げて尋ねると、全雇用者に占める短時間労働者の人数割合については、「1 割未満」が半数弱（44.5%）で、これに「1 割以上 3 割未満」（25.3%）、「3 割以上 5 割未満」（11.5%）等が続き、「5 割未満」計で 8 割を超えた（**図表 2**）。

また、短時間労働者を活用している職種としては（複数回答）、多かった順に「事務職」（47.6%）、「サービス職」（いずれか選択）[4]（計 29.5%）、「専門・技術職」（いずれか選択）[5]（計 27.3%）等となった。なお、サービス職の中では「介護関係」（14.7%）、専門・技術職では「（医療・教育関係以外の）その他」（12.6%）が最も多くなっている。

活用職種の中から、人数が最も多い職種は何かについても尋ねると、「サービス職」（いずれか選択）（計 22.7%）が最多で、これに「事務職」（20.4%）や「専門・技術職」（同）（計 16.9%）、「製造・生産工程職」（9.2%）、「販売職（営業を含む）」（8.4%）等が続いた。

短時間労働者の平均勤続年数については、「5 年以上 10 年未満」が約 1／3（32.8%）で、「10 年以上」（12.8%）と合わせて「5 年以上」計が半数弱となった。平均値で約 6 年（72.3 ヶ月）、中央値で約 4.9 年（59.0 ヶ月）と算出された。なお、短時間労働者全体のうち、勤続年数が 5 年以上の人が占める人数割合については、「1～40%」計が 3 割超（31.3%）で、平均値で 38.4%、中央値で 36.0%と算出された。

[4] 「サービス職（介護関係）」「サービス職（飲食関係）」「サービス職（その他）」の合計。
[5] 「専門・技術職（医療関係）」「専門・技術職（教育関係）」「専門・技術職（その他）」の合計。

こうしたなか、短時間労働者を雇用している理由については（複数回答）、「1 日の忙しい時間帯に対応するため」（36.6%）が最も多く、これに「経験・知識・技能のある人を活用したいから」（35.6%）や「正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから」（30.2%）、「女性や高齢者を活用するため」（29.7%）、「人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）」及び「賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）」（ともに 21.4%）、「仕事内容が簡単だから」（20.2%）、「季節的な繁忙や突発的な繁忙に対応するため」（16.2%）、「早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）」（14.0%）、「社会保険の負担が少なくて済むから」（12.9%）、「責任が軽い仕事だから」（11.3%）等が続いた。

図表 2　短時間労働者の雇用状況（短時間労働者を雇用している事業所）

短時間労働者の人数割合	1割未満	44.5
	1割以上3割未満	25.3
	3割以上5割未満	11.5
	5割以上7割未満	9.1
	7割以上9割未満	6.8
	9割以上	1.4
	無回答	1.5
短時間労働者を活用している職種（複数回答）	管理職	2.9
	専門・技術職（医療関係）	11.2
	専門・技術職（教育関係）	6.2
	専門・技術職（その他）	12.6
	事務職	47.6
	販売職（営業を含む）	12.6
	サービス職（介護関係）	14.7
	サービス職（飲食関係）	10.1
	サービス職（その他）	8.4
	警備・保安職	3.9
	製造・生産工程職	12.1
	輸送・運転職	6.5
	建設・採掘職	1.3
	清掃等労務職	19.4
	その他	8.7
	無回答	3.2
	平均選択数（個）	1.8
	専門・技術職計（いずれか選択）	27.3
	サービス職計（いずれか選択）	29.5
活用職種の中で人数が最も多い職種	管理職	0.7
	専門・技術職（医療関係）	5.9
	専門・技術職（教育関係）	4.4
	専門・技術職（その他）	6.6
	事務職	20.4
	販売職（営業を含む）	8.4
	サービス職（介護関係）	11.5
	サービス職（飲食関係）	6.0
	サービス職（その他）	5.2
	警備・保安職	1.0
	製造・生産工程職	9.2
	輸送・運転職	2.5
	建設・採掘職	0.7
	清掃等労務職	6.3
	その他	4.7
	無回答	6.6
	専門・技術職計（いずれか選択）	16.9
	サービス職計（いずれか選択）	22.7

（%）

短時間労働者の平均勤続年数	1年未満	3.1
	1年以上3年未満	18.1
	3年以上5年未満	24.7
	5年以上10年未満	32.8
	10年以上	12.8
	無回答	8.5
	平均値（年）	6.0
	中央値（年）	4.9
勤続年数が5年以上の人数割合	0%	18.5
	1～20%	14.5
	21～40%	16.9
	41～60%	18.8
	61～80%	9.2
	81～100%	11.3
	無回答	10.8
	平均値（%）	38.4
	中央値（%）	36.0
短時間労働者を雇用している理由（複数回答）	人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）	21.4
	正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから	30.2
	経験・知識・技能のある人を活用したいから	35.6
	1日の忙しい時間帯に対応するため	36.6
	早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）	14.0
	季節的な繁忙や突発的な繁忙に対応するため	16.2
	仕事内容が簡単だから	20.2
	責任が軽い仕事だから	11.3
	賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）	21.4
	社会保険の負担が少なくて済むから	12.9
	雇用調整が容易だから	7.9
	女性や高齢者を活用するため	29.7
	法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため	9.7
	学生アルバイトや若年フリーターを活用するため	8.0
	外国人や障がい者を活用するため	6.5
	その他	7.7
	無回答	3.7
	平均選択数（個）	3.0

（2）短時間労働者の国民年金（基礎年金）への加入状況

短時間労働者を「雇用している」事業所（3,630 社）に対して、短時間労働者の国民年金（基礎年金）への加入状況を尋ねると、「第 1 号被保険者」を雇用している事業所の割合（該当者欄に 0 人を除く数値記入があったもの、もしくは「いる」旨を示す○記入があったもの）は 31.8%で、同様に「第 2 号被保険者」が 45.8%、「第 3 号被保険者」が 42.4%、「その他[6]」が 32.7%等となった（但し、無回答も 18.7%と少なくない点に留意が必要である）。

これらの組合せ状況としては、1 種類のみが 1／3 超（34.9%）で、2 種類が 26.8%、3 種類が 14.1%、4 種類が 5.4%となっている。1 種類のみを詳しくみると、「第 2 号被保険者」のみが 13.6%で最も多く、次いで「第 3 号被保険者」のみが 8.0%、「第 1 号被保険者」のみが 7.1%、「その他」のみが 6.1%となった。2 種類については、「第 2 号被保険者と第 3 号被保険者」の組合せ（7.5%）が最多で、これに「第 2 号被保険者とその他」（6.0%）、「第 1 号被保険者と第 3 号被保険者」（5.0%）、「第 3 号被保険者とその他」（3.7%）、「第 1 号被保険者と第 2 号被保険者」（2.6%）、「第 1 号被保険者とその他」（2.0%）が続く。

被保険者区分毎に、年収分布[7]（通常であれば平成 28 年度分）も尋ねると、該当する人数記入欄すべてに（0 人を含めて）有効回答が得られた 2,086 社の集計で、**図表 3** の通りになった。

図表 3　短時間労働者の被保険者区分別にみた年収分布

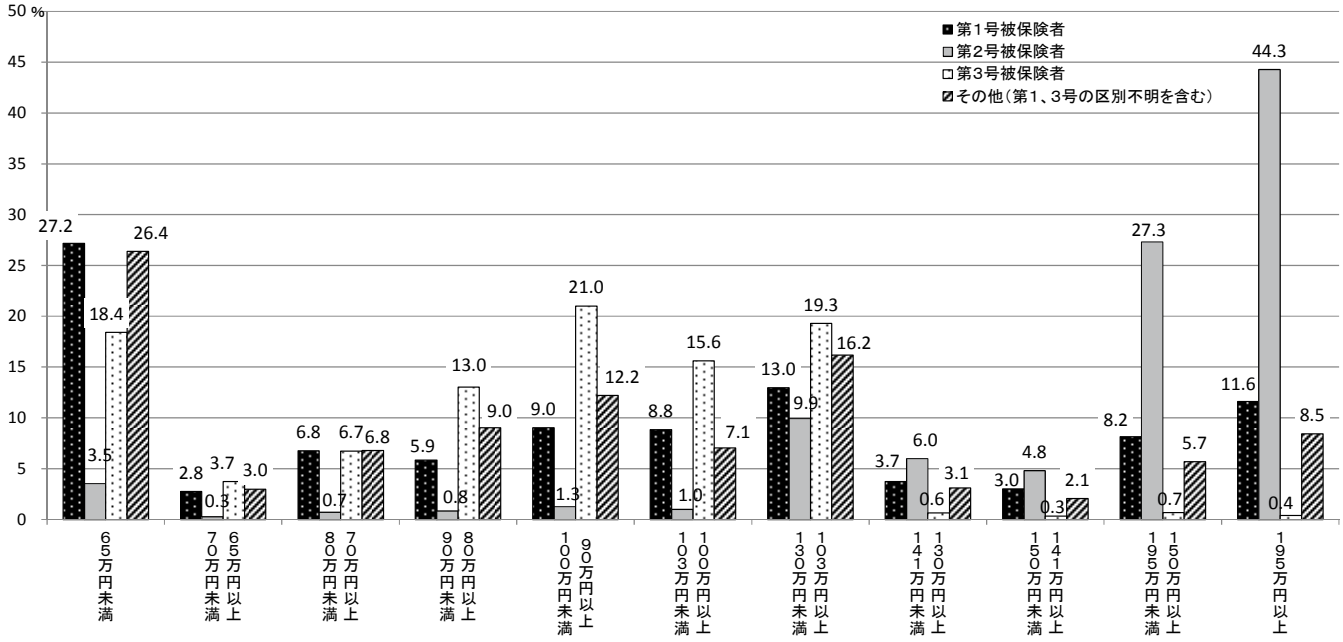

6 「60 歳以上で厚生年金に加入していない者等」と注釈したが、その後、調査票に記入する際の問合せ電話で、短時間労働者の被保険者区分が、（同社で第 2 号被保険者に加入させている者以外）分からないとした事業所についても、（第 2 号被保険者以外を）一括して「その他」に記入してもらった経緯がある。

7 同事業所からの年収分布は、その特性上、（確定している）昨年分の状況が記入されている。なお、年間途中での入離職（新規採用、契約満了、解雇）や定年再雇用・完全退職のほか、被保険者区分の変更もあり得るため、被保険者区分に係わらない多様性が見込まれる点には留意する必要がある。

即ち、第 1 号被保険者では「65 万円未満」（27.2%）が最多で、これに「103 万円以上 130 万円未満」（13.0%）や「195 万円以上」（11.6%）等が続いた。一方、第 2 号被保険者では「195 万円以上」（44.3%）や「150 万円以上 195 万円未満」（27.3%）等が多い。また、第 3 号被保険者では、「90 万円以上 100 万円未満」（21.0%）と「103 万円以上 130 万円未満」（19.3%）が多く、次いで「65 万円未満」（18.4%）や「100 万円以上 103 万円未満」（15.6%）、「80 万円以上 90 万円未満」（13.0%）等の順となった。

総じて、第 1 号被保険者では年収分布のバラつきが大きいことが分かる。また、第 2 号被保険者では「150 万円以上」が 7 割を超えている。第 3 号被保険者では、「100 万円未満」が合わせて 6 割を超え、「103 万円未満」計で 3／4 超となっている。

3. 社会保険の適用上の事業所区分

短時間労働者を「雇用している」事業所と「今後、雇用する予定がある」事業所を合わせた計 3,786 社（全有効回答事業所の 68.5%）を対象に、社会保険の適用上の区分を尋ねると、①今般の適用拡大が義務づけられた「特定適用事業所等」（常時の雇用者規模[8] が 501 人以上の企業に属する事業所であるか、規模を問わず国や地方公共団体の事業所）が 1,344 社（35.5%）（全有効回答事業所の 24.3%）で、②適用拡大の制度特例を活用することが出来る「特定適用事業所等以外の事業所」（①以外の強制適用事業所か、任意の適用事業所か、非適用の事業所）[9]が 2,316 社（61.2%）（全有効回答事業所の 41.9%）等となった（**図表 4**）。

図表 4　社会保険の適用上の事業所区分

強制適用事業所		任意適用事業所	非適用事業所	特定適用事業所等以外と見られる事業所	無回答		
企業全体における常時の雇用者規模 が501人以上の事業所 規模を問わず、国や地方公共団体の事業所	左記以外の（強制適用）事業所	厚生年金・健康保険への加入が、法律で義務づけられているわけではないが、従業員の半数以上が同意し、事業主が申請して、厚生労働大臣の認可を受け、適用されるようになった事業所	厚生年金・健康保険への加入が、法律で義務づけられておらず、任意適用事業所でもない個人事業所（常時の雇用者が4人以下、5人以上でもサービス業の一部（クリーニング業、飲食店、ビル清掃業等）や農業、漁業等）				
35.5	41.3	12.2	1.5	6.2	3.3	100.0	(%)
1,344	1,562	462	58	234	126	3,786	(社)

特定適用事業所等　　**特定適用事業所等以外の事業所**

計 61.2(%)、2,316(社)

[8] 通常の労働者（いわゆるフルタイムの正社員）と、週の所定労働時間が通常の労働者の 3／4 以上かつ 1 ヶ月間の所定労働日数が 3／4 以上の短時間労働者の合計と注釈した。

[9] なお、社会保険の適用上の事業所区分に係る設問は無回答だったが、分岐後、「特定適用事業所等以外の事業所」用の一連の設問に有効回答が得られた事業所数が一定程度（234 社）見られたため、「特定適用事業所等以外と見られる事業所」に位置づけ、集計に含めた。

4. 社会保険の適用拡大に伴う「特定適用事業所等」の対応状況

(1) 雇用管理上の見直し状況

社会保険の今般の適用拡大が義務づけられた「特定適用事業所等」(1,344 社)を対象に、これに伴い雇用管理上、何らかの見直しを行ったかを尋ねると、「見直しを行った」事業所の割合は 33.0%に留まり、「(適用拡大の対象者はいたが)、特に見直しを行わなかった」(32.5%)と同程度になった(**図表 5**)。また、「適用拡大の対象者が、そもそもいなかった」事業所の割合は 34.2%だった。

「見直しを行った」事業所(443 社)を対象に、具体的にはどのような見直しを行ったかを尋ねると(複数回答)、「新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した(これに伴い、短時間労働者の雇用者数が増大した等も含む)」(66.1%)あるいは「新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した(これに伴い、短時間労働者の雇用者数を抑制した等も含む)」(57.6%)との回答が多く、これに「新規求人に当たり、所定労働時間を(従前の設定より)短縮した」(15.8%)や「新たな適用拡大に伴い、対象者を正社員(短時間正社員を含む)へ転換した」(15.3%)、「その他[10]」(11.1%)等が続いた。

図表 5　社会保険の適用拡大に伴う、雇用管理上の見直し状況

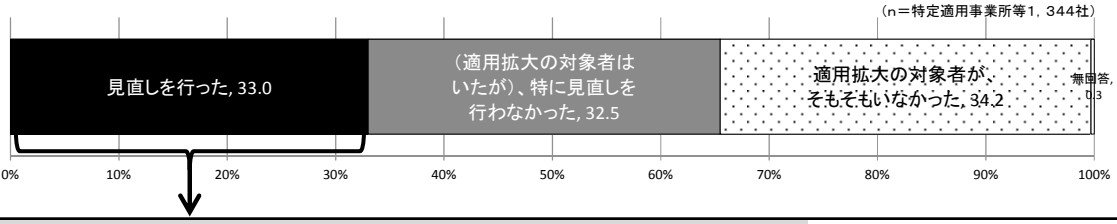

(%)

	具体的な見直し内容(複数回答)	適用拡大策に相当	適用回避策に相当		左記のうちもっとも優先
既存の対象者について	新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した(これに伴い、短時間労働者の雇用者数を抑制した等も含む)	選択肢1		57.6	24.6
	新たな適用拡大に伴い、対象者を正社員(短時間正社員を含む)へ転換した	選択肢2		15.3	1.8
	新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した(これに伴い、短時間労働者の雇用者数が増大した等も含む)		選択肢3	66.1	39.3
	新たな適用を回避するため、対象者の月額賃金(年収)の水準設定を引き下げた		選択肢4	3.6	0.7
新たな雇用者について	新規求人に当たり、所定労働時間を(従前の設定より)延長した	選択肢5		5.4	0.9
	新規求人に当たっては、出来るだけ正社員(短時間正社員を含む)で採用するようにした	選択肢6		3.2	0.5
	新規求人に当たり、所定労働時間を(従前の設定より)短縮した		選択肢7	15.8	2.5
	新規求人に当たり、月額賃金(年収)の水準設定を引き下げた		選択肢8	1.6	－
	新規求人に当たり、雇用見込み期間を1年未満に抑制した		選択肢9	0.2	－
	出来るだけ、(適用除外の)学生を活用するようにした		選択肢10	1.4	－
	出来るだけ、70歳以上の高齢者を活用するようにした		選択肢11	0.2	0.2
業務のあり方等について	短時間労働者に任せていた業務を、派遣労働者の活用や業務委託に切り換えた			1.8	0.7
	短時間労働者に任せていた業務を、省力化(機械化・自動化等)した			1.8	0.5
	短時間労働者に任せていた業務(事業)の全部または一部を廃止した(海外移転を含む)			0.7	－
その他	適用拡大に伴い、短時間労働者の福利厚生等を充実させた			7.4	4.3
	適用拡大に伴い、(短時間)労働者の福利厚生等を圧縮した			－	－
	その他			11.1	9.9
	無回答			2.3	14.2
	平均選択数(個)			2.0	

[10] 自由記述としては、例えば「本人の希望に応じた(長時間化・短時間化等を反映した)雇用区分へ再度、振り分けを行った(雇用区分を新設した)」「該当者と話合い、業務との擦合せも行った上で契約内容を見直した」等の自由記述が見られた。

なお、新たな適用拡大に伴い、「対象者の所定労働時間を延長した」ないし「対象者を正社員へ転換した」と回答した事業所の割合は 61.2%と算出され、「新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した」事業所の割合と近接している。

見直し内容を、(業務のあり方等に係る項目を除き) いわゆる適用拡大策 (選択肢の 1, 2, 5, 6 のいずれか) と、適用回避策 (選択肢の 3, 4, 7～11 のいずれか) に分類して回答傾向を眺めると、適用回避策を実施した事業所の割合が 69.5%に対し、適用拡大策を実施した事業所の割合は 63.2%と算出された。両者の組合せ状況としては、適用回避策のみを実施した事業所の割合が 21.7%、適用拡大策のみが 15.3%に対し、両方とも実施した事業所が 47.9%と多くなっている。

その上で、こうした見直しのうち最も優先したものを尋ねると、「新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した」が最多で約 4 割 (39.3%) となり、これに「新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した」(24.6%) や「その他」(9.9%) 等が続いた。

また、「見直しを行った」事業所 (443 社) にその時期を尋ねると、「平成 28 年 4～9 月 (適用拡大の半年前～直前)」が約 6 割 (58.2%) で、次いで多かった順に「平成 28 年 10 月以降 (適用拡大以降)」が 21.0%、「平成 27 年 10 月～平成 3 月 (適用拡大の 1 年～半年前)」が 9.3%、「平成 27 年 9 月以前 (適用拡大の 1 年以上前)」が 3.2%等となった。

(2) 社会保険の適用を拡大・回避した理由

いわゆる適用拡大策を実施した事業所 (「新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した」あるいは「新たな適用拡大に伴い、対象者を正社員へ転換した」「新規求人に当たり、所定労働時間を延長した」「新規求人に当たっては、出来るだけ正社員 (短時間正社員を含む) で採用するようにした」と回答した事業所) (計 280 社) を対象に、社会保険の適用を新たに拡大した理由を尋ねると (複数回答)、「短時間労働者自身が希望したから」(78.2%) が最も多く、次いで「短時間労働者の処遇を改善し、人材の確保・定着を図りたいから」(45.4%)、「適用を回避すると、業務等に支障が出るから (短時間労働者の離職等にもつながるから)」(39.6%) 等が挙がった (**図表 6**)。

一方、いわゆる適用回避策を実施した事業所 (「新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した」あるいは「新たな適用を回避するため、対象者の月額賃金 (年収) の水準設定を引き下げた」「新規求人に当たり、所定労働時間を短縮した」「新規求人に当たり、月額賃金 (年収) の水準設定を引き下げた」「新規求人に当たり、雇用見込み期間を 1 年未満に抑制した」「出来るだけ、(適用除外の) 学生を活用するようにした」「出来るだけ、70 歳以上の高齢者を活用するようにした」と回答した事業所) (計 308 社) に対しても、社

会保険の新たな適用を回避した理由を尋ねると（複数回答）、「短時間労働者自身が希望していないから」（91.6%）が圧倒的に多く、これに「総額人件費の増加につながるから」（18.5%）等が続いた。

そこで、「短時間労働者自身が希望していないから」と回答した事業所（282 社）に、更にその理由は何だと思うか尋ねると（複数回答）、「健康保険の扶養から外れるから」（78.4%）や「配偶者控除を受けられなくなるから」（74.8%）が多く、これに「配偶者の会社から手当（配偶者手当や家族手当等）が支給されない恐れがあるから」（65.6%）や「手取り収入が減少するから」（64.9%）等が続いた。

図表 6　社会保険の新たな適用を拡大・回避した理由

（%）

新たに適用を拡大した理由（複数回答）	
短時間労働者自身が希望したから	78.2
短時間労働者の処遇を改善し、人材の確保・定着を図りたいから	45.4
適用を回避すると、業務等に支障が出るから（短時間労働者の離職等にもつながるから）	39.6
適用回避は、企業イメージを悪化させる恐れがあるから	16.4
短時間労働者がより長い労働時間、働く動機になると思うから	14.6
週20時間未満では、雇用保険も適用対象外になってしまうから	10.0
その他	1.8
無回答	1.4
平均選択数（個）	2.1

（%）

新たな適用を回避した理由（複数回答）	
短時間労働者自身が希望していないから	91.6
総額人件費の増加につながるから	18.5
親会社の意向やグループ会社の動向に準じるから	1.0
その他	0.6
無回答	6.2
平均選択数（個）	1.2

（%）

短時間労働者が希望しない（と思う）理由（複数回答）	
健康保険の扶養から外れるから	78.4
配偶者控除を受けられなくなるから	74.8
配偶者の会社から手当（配偶者手当や家族手当等）が支給されない恐れがあるから	65.6
手取り収入が減少するから	64.9
（育児や介護、病気等の事情で）働く時間を増やせないから	28.7
（自身で）社会保険に加入するメリットがわからないから	17.7
周囲の動向を見てから、加入をどうするか決めようと思っているから	2.1
会社側に（社会保険に加入したいという）希望を言い難いから	－
その他	3.2
無回答	－
平均選択数（個）	3.4

（3）キャリアアップ助成金の活用状況

非正規雇用労働者（短時間労働者を含む）の処遇改善等に向けた、事業主の自主的な取り組みを促すため、「キャリアアップ助成金制度」が設けられている。その中に、社会保険の今般の適用拡大に伴う支援策（「短時間労働者労働時間延長コース」）として、短時間労働者の週の所定労働時間を 5 時間以上延長し、社会保険を新たに適用した場合には 1 人当たり 19 万円（大企業は 14 万 2,500 円）[11]、また、短時間労働者の手取り収入が減少しないよう、賃金規定等を改定して 2%以上増額し、かつ週の所定労働時間を 1 時間以上 5 時間未満の範囲で延長して、社会保険を新たに適用した場合等には 1 人当たり 3 万 8,000 円～15 万 2,000 円（大企業は 2 万 8,500 円～11 万 4,000 円）の助成金が、支給される仕組み（1 年度 1 事業所当たり 15 人が申請上限[12]）がある。

11 生産性の向上が認められる場合は更に上乗せがあり得るが、詳細は割愛する。
12 なお、平成 32 年 3 月 31 日までの間、支給額の増額や暫定措置の設定、上限人数の緩和が行われている。

そこで、いわゆる適用拡大策を実施した事業所（計 280 社）を対象に、(1) の雇用管理上の見直しに当たり「キャリアアップ助成金」を活用したかを尋ねると、「活用した」割合が一定程度（4.6%）見られたものの、大半（88.9%）は「活用しなかった」と回答した。その上で、「キャリアアップ助成金」を「活用しなかった」事業所（249 社）にその理由を尋ねると（複数回答）、最も多かったのは「助成金制度があることを知らなかったから」で 4 割を超え（41.4%）、次いで「特に必要なかったから」（26.1%）や「手続きが面倒だから」（21.7%）、「支給要件（賃金規程等の増額）が厳しいから」（12.9%）、「助成金の受給資格がないから（労働関係の法令違反がある等）」（7.6%）、「支給要件（週の所定労働時間の延長）が厳しいから」（7.2%）、その他（7.2%）等が挙がった。

なお、いわゆる適用回避策を実施した事業所（計 308 社）に対しても、「キャリアアップ助成金」の認知度を尋ねると、「知らなかった」割合が半数を超え（51.0%）、「知っていた」割合（39.0%）を上回った。

(4) 対象者がいた事業所における人数ベースの適用拡大状況

社会保険の適用拡大に伴い、雇用管理上の「見直しを行った」あるいは「(適用拡大の対象者はいたが)、特に見直しを行わなかった」事業所を対象に、平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月末における、短時間労働者の適用拡大人数等も具体的に記入してもらった。それによると、該当する数値記入欄すべてに有効回答が得られた事業所（476 社）の集計で、平成 28 年 4 月時点で適用拡大要件を満たしていた短時間労働者数は、1 事業所当たりの平均で 64.5 人と算出された。このうち、平成 29 年 3 月末までの間に、①週の所定労働時間を 30 時間以上に延長して、新たに社会保険が適用された人は平均 14.7 人（22.9%）、②週の所定労働時間を変えずに、あるいはやや延長して、20 時間以上 30 時間未満で新たに適用された人が平均 17.0 人（26.4%）となった（**図表 7**）。

これに対し、③社会保険の適用を回避するため、週の所定労働時間を短縮した人は平均 24.0 人(37.2%)で、④適用拡大を理由とするものに限らず、退職した人が平均 8.7 人(13.5%)となった。結果として、社会保険が新たに適用された人数割合は、平成 28 年 4 月時点で適用拡大要件を満たしていた対象者（64.5 人）中、半数程度（49.3%）と算出された。

図表 7　平成 28 年 4 月に適用拡大要件を満たしていた短時間労働者のその後 1 年間の動き

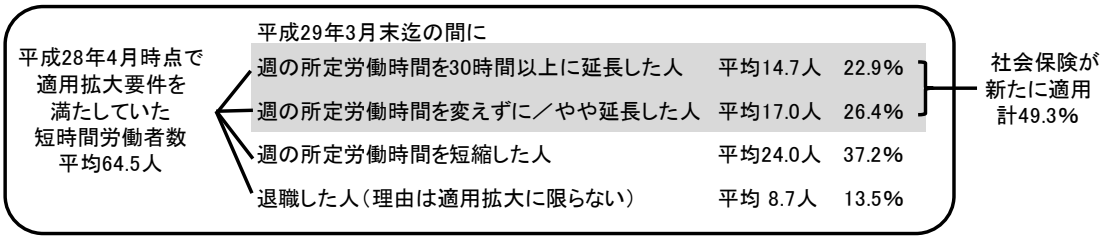

（5）社会保険の適用拡大に伴う所定労働時間の長さや雇用者数、職場の変化

社会保険の適用拡大に伴い、雇用管理上の「見直しを行った」か「(適用拡大の対象者はいたが)、特に見直しを行わなかった」事業所（計 880 社）を対象に、適用拡大の前後で、短時間労働者の平均的な所定労働時間の長さがどう変化したかを尋ねると、「横ばい（±5%未満）で推移した」が約 7 割（69.8%）で、「大幅に／やや長くなった」事業所（計 7.4%）や「大幅に／やや短くなった」事業所（計 11.8%）は一定程度に留まった（**図表 8**）。また、適用拡大前後の短時間労働者の雇用者数についても、「横ばい（±5%未満）で推移した」が 3／4 を超え（76.5%）、「大幅に／やや増加した」（計 6.3%）や「大幅に／やや減少した」（計 5.2%）と回答した事業所は限定的だった。

こうしたなか、適用拡大後、短時間労働者の必要な総労働力を確保できているかについても尋ねると、「できている」とした事業所が 4 割を超え（41.7%）、「できていない」（21.1%）を上回った。但し、「できているが、今後については不安」との回答も 2 割程度（20.5%）見られた。なお、雇用管理上の見直しの実施状況別にみると、必要な総労働力を確保「できている」割合は、「見直しを行った」事業所（33.2%）より、「(適用拡大の対象者はいたが)、特に見直しを行わなかった」事業所（50.3%）の方が上回っている。

図表 8　短時間労働者の所定労働時間の長さや雇用者数の変化、必要な総労働力の確保状況

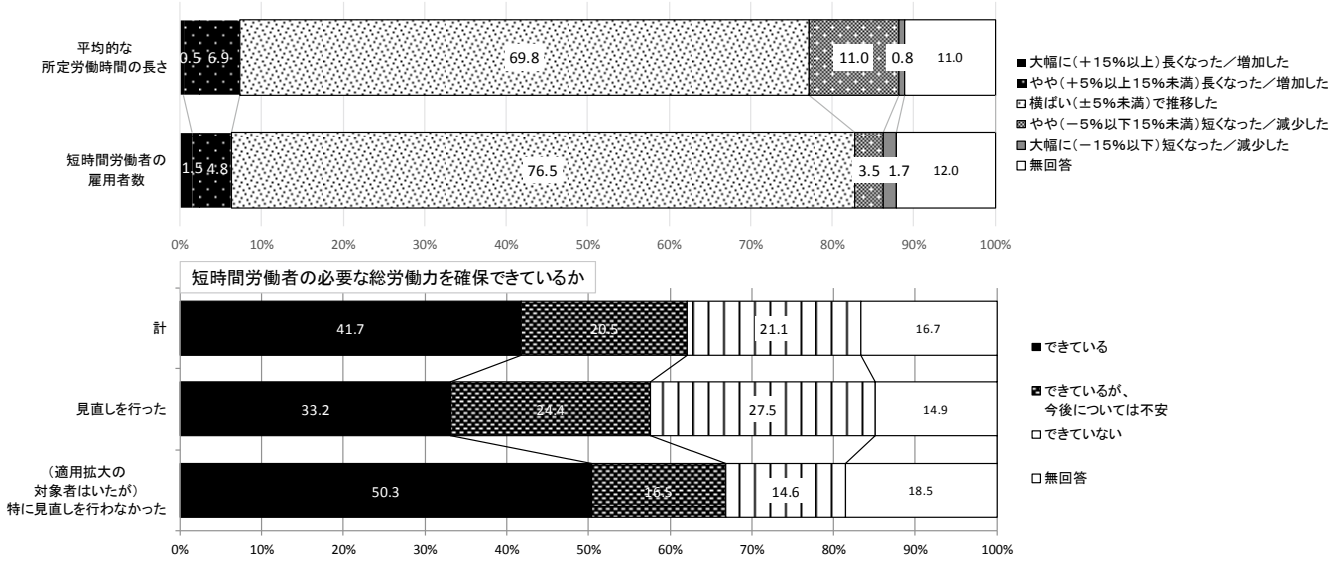

なお、適用拡大後の職場の変化として、短時間労働者の「求職者数が増えた」かについては、「何とも言えない・分からない」が半数（47.0%）に迫る中で、「当てはまる」が計 2.3%に対し「当てはまらない」は計 42.8%で、「当てはまらない」が大きく上回る結果となった。同様に、「求職者の質が上がった」かについても、「何とも言えない・分からない」が過半数（56.0%）を占める中、「当てはまる」が計 1.5%に対し、「当てはまらない」は計 35.0%となっている。

また、短時間労働者の「就労意欲が高まった」かについても、「何とも言えない・分からない」（56.3%）が最多となったが、「当てはまる」が計 9.4%に対し「当てはまらない」は計 26.9%で、求職者の人数や質の変化よりは「当てはまる」割合が若干、高まるものの、やはり「当てはまらない」が上回る結果となっている。同様に、「定着率が高まった」かについても、「何とも言えない・分からない」が半数を超える（53.5%）中、「当てはまる」が計 9.4%に対し「当てはまらない」は計 29.5%となった。

総じて、深刻な人手不足等の影響もあり、事業所にとっては、適用拡大の効果を実感し難い状況となっていることが分かる。

5. 社会保険の適用拡大に係る制度特例の新設に伴う、「特定適用事業所等以外の事業所」の対応状況

（1）制度特例の認知度と活用意向

「特定適用事業所等以外の事業所」（2,316 社）を対象に、労使合意に基づき社会保険の適用拡大を行うことが出来る制度特例が設けられたことを知っているかを尋ねると、「内容まで知っている」割合が半数を超えた（57.6%）（**図表 9**）。また、「内容までは分からないが、制度特例が設けられたことは知っている」が 1／3 超（34.2%）等となった。

「特定適用事業所等以外の事業所」のうち、制度特例に該当する①週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満で、②月額賃金が 8.8 万円以上、③雇用（見込み）期間が 1 年以上のすべての要件を満たす、短時間労働者（学生は除く）を「雇用している（雇用する予定がある）」割合は 61.4%（1,422 社、全有効回答事業所の 25.7%）となった。

これを対象に、制度特例を活用する意向があるかを尋ねると、「未定・分からない」とする事業所が過半数（51.3%）を占めた。また、「適用を申請するつもりはない」も 3 割を超えた（32.0%）ものの、「既に適用を申請した」や「適用を申請する見通し」の事業所も、それぞれ 5.6%（全有効回答事業所の 1.4%）、4.7%（同 1.2%）見られた。

図表 9　制度特例の認知度（上）と活用意向（下）

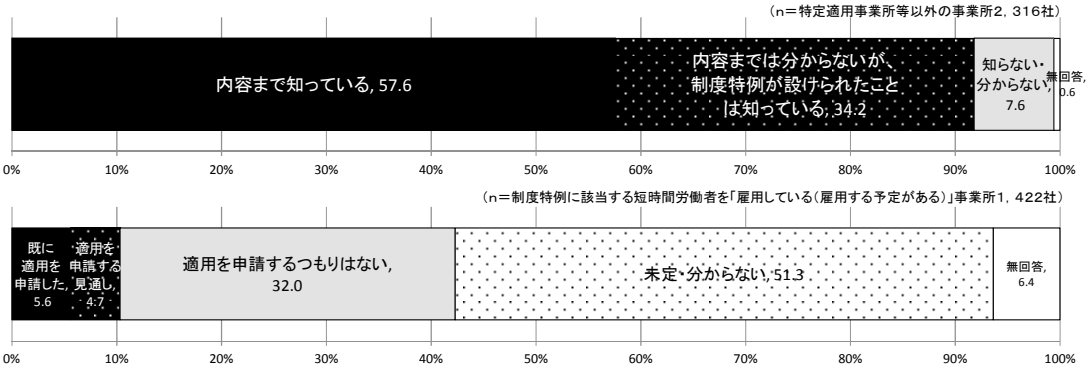

(2) 制度特例の適用を申請する・しない理由

社会保険の適用拡大に係る制度特例について、「既に適用を申請した」あるいは「適用を申請する見通し」と回答した事業所（計 146 社）を対象に、その申請理由を尋ねると（複数回答）、「短時間労働者の処遇を改善し、人材の確保・定着を図りたいから」が最多で 7 割を超えた（72.6%）（**図表 10**）。これに「短時間労働者自身が希望しているから」（36.3%）や「短時間労働者がより長い労働時間、働く動機になると思うから」（30.8%）等が続いた。

一方、「適用を申請するつもりはない」あるいは「未定・分からない」とした事業所（計 1,185 社）に対しても、適用を申請しない（していない）理由を尋ねると（複数回答）、「短時間労働者自身が希望していないから」（61.4%）が最も多く、次いで「任意だから（義務ではないから）」（44.7%）や「総額人件費の増加につながるから」（32.3%）等が挙がった。

図表 10　制度特例の適用を申請する（した）・しない（していない）理由

（%）

制度特例の適用を申請した（する）理由（複数回答）	
短時間労働者の処遇を改善し、人材の確保・定着を図りたいから	72.6
短時間労働者自身が希望しているから	36.3
短時間労働者がより長い労働時間、働く動機になると思うから	30.8
親会社の意向やグループ会社の動向に準じるから	6.2
企業イメージが向上するから	4.8
その他	7.5
無回答	1.4
平均選択数（個）	1.6

（%）

制度特例の適用を申請しない（していない）理由（複数回答）	
短時間労働者自身が希望していないから	61.4
任意だから（義務ではないから）	44.7
総額人件費の増加につながるから	32.3
労働者の同意を得るなど、手続きが大変だから	12.6
親会社の意向やグループ会社の動向に準じるから	11.3
その他	4.6
無回答	4.7
平均選択数（個）	1.8

(3) 社会保険の適用拡大を回避するための分社化等の実施状況

なお、社会保険の今般の適用拡大を回避する目的で、（企業全体としての規模を 500 人以下にする）分社化や雇用者数の抑制等が行われていないかについても検証するため、制度特例の「適用を申請するつもりはない」あるいは「未定・分からない」と回答した事業所（計 1,185 社）を対象に、そうした措置の実施状況を尋ねたところ、「回避を目的の一つとする分社化等を行った」事業所は見られなかった。一方で、「回避を目的とするものではない（分からないを含む）が、分社化等を行った」とする事業所が僅少（0.9%）ながらあったものの、「分社化等は特段、行っていない」（76.5%）との回答が大半を占めた（但し、無回答が 22.5%となった点には留意する必要がある）。

6. 今後の更なる適用拡大への対応意向

(1) 今後の更なる適用拡大への対応意向と新たに適用を拡大する理由、適用を回避する場合の方法と対応方針の決定要素

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 24 年 8 月公布）には、「政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び

健康保険の適用範囲について、平成 31 年 9 月 30 日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる」ことが明記されている。

そこで、本調査でも、短時間労働者を「雇用している」か「今後、雇用する予定がある」事業所（計 3,786 社）を対象に、今後、社会保険の更なる適用拡大（例えば、規模要件や賃金要件の廃止、労働時間要件の引下げ等）が行われた場合には、どのような対応を行うと思うかを尋ねると、「適用拡大の内容や時期等にも依るが、基本的には短時間労働者自身の希望に基づき、出来るだけ加入してもらう」との回答が最多で 4 割を超えた（43.1%）（**図表 11**）。次いで「何とも言えない・分からない」（33.1%）が挙がったが、これに続くのは「短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する（一定割合の適用者を出す一方、一定割合については新たな適用を回避する）」の約 2 割（20.1%）で、「短時間労働者自身の希望に拘わらず、出来るだけ新たな適用を回避する」は僅少（1.7%）に留まった。

図表 11　今後の更なる適用拡大への対応意向（上）と
新たに適用を拡大する理由（下左）、対応方針の決定要素（下右）

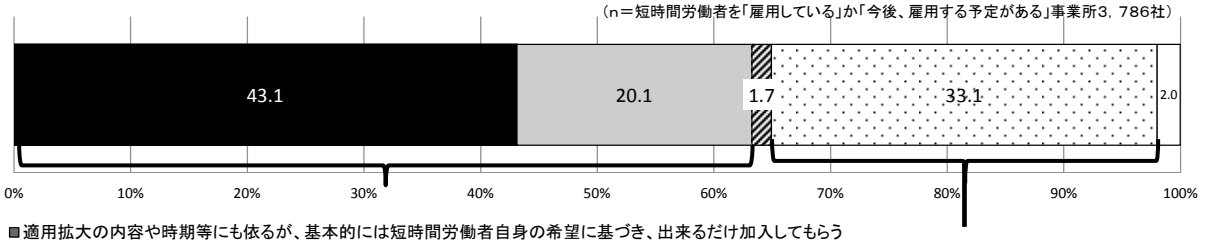

（%）

新たに適用を拡大する理由（複数回答）	
短時間労働者の処遇を改善し、人材の定着を図りたいから（短時間労働者を安価な労働力として、いくらでも使える環境では無くなっているから）	46.4
短時間労働者の必要人数が確保し難くなっているから（人手不足だから）	30.9
適用を回避すると、業務等に支障が出るから（短時間労働者の離職等にもつながるから）	20.4
短時間労働者の人材の質が確保し難くなっているから（人手不足だから）	19.9
適用回避は、企業イメージを悪化させる恐れがあるから	13.5
（正社員も採り難くなっており）短時間労働者により高度な業務や責任等を任せたいから	10.6
その他	6.4
無回答	18.1
平均選択数（個）	1.8

（%）

対応方針の決定要素（複数回答）	
短時間労働者自身の希望	52.6
労働力確保（人手不足等）の状況や見通し	49.7
会社の業績や景気の見通し	37.6
更なる適用拡大の内容や時期（事業・職場等への影響の大きさ）	29.3
正社員も含めた労働法制の変化と見通し（長時間労働の抑制、同一労働同一賃金等）	24.8
親会社の意向やグループ会社の動向	20.5
業務の省力化（機械化・自動化等）等の状況	5.6
その他	4.3
無回答	1.8
平均選択数（個）	2.3

その上で、「適用拡大の内容や時期等にも依るが、基本的には短時間労働者自身の希望に基づき、出来るだけ加入してもらう」ないし「短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する」と回答した事業所（計 2,395 社）を対象に、新たな適用を拡大する理由を尋ねると（複数回答）、「短時間労働者の処遇を改善し、人材の定着を図りたいから（短時間労働者を安価な労働力として、いくらでも使える環境では無くなって

いるから)」が 4 割超（46.4%）で最も多く、これに「短時間労働者の必要人数が確保し難くなっているから（人手不足だから)」（30.9%）や「適用を回避すると、業務等に支障が出るから（短時間労働者の離職等にもつながるから)」（20.4%)、「短時間労働者の人材の質が確保し難くなっているから（人手不足だから)」（19.9%）等が続いた。人手不足が深刻化する中、事業所の間では「短時間労働者を安価な労働力として、いくらでも使える環境では無くなっている」との認識が高まっている様子が窺える。

また、「何とも言えない・分からない」と回答した事業所（1,252 社）を対象に、対応方針がどのような要素に依存して決まってくると思うかを尋ねると（複数回答)、「短時間労働者自身の希望」（52.6%）と「労働力確保（人手不足等）の状況や見通し」（49.7%）がともに半数程度で多く挙がり、これに「会社の業績や景気の見通し」（37.6%）や「更なる適用拡大の内容や時期（事業・職場等への影響の大きさ)」（29.3%)、「正社員も含めた労働法制の変化と見通し（長時間労働の抑制、同一労働同一賃金等)」（24.8%）等が続いた。

一方、「短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する（一定割合の適用者を出す一方、一定割合については新たな適用を回避する)」あるいは「短時間労働者自身の希望に拘わらず、出来るだけ新たな適用を回避する」とした事業所（計 826 社）に対しても、どのような方法で適用を回避（一部適用・一部回避を含む）するかについて尋ねると（複数回答)、最も多かったのは「短時間労働者を厳選し、適用拡大の対象者にはもっと長く働いてもらう一方、雇用者数を抑制する（正社員（短時間正社員）への転換を含む)」で半数を超え（56.7%)、これに「適用要件に該当しないよう、短時間労働者の所定労働時間等を短くし、その分、より多くの（適用要件に該当しない）短時間労働者等を雇用する」(43.9%)、「短時間労働者に任せている業務を、省力化（機械化・自動化等）する」(13.6%)、「短時間労働者に任せている業務を、派遣契約や業務委託に切り換える」（8.7%)、「短時間労働者に任せている業務（事業）を廃止する（海外移転を含む)」（0.9%）等が続いた。

また、そうした対応で事業所経営に必要な労働力を充分、確保できると思うかについては、「何とも言えない・分からない」が半数を占めた（51.6%）ものの、「問題なく、確保できると思う」との回答は 14.9%に留まり、「(今後の状況によっては／実際には）難しい（確保できない）と思う」とした事業所がその倍近く（30.5%）で上回った。

なお、今後の更なる適用拡大への対応意向を尋ねた設問については、「特定適用事業所等」と「特定適用事業所等以外の事業所」のいずれに該当するかで 2 種類の意味合いを持つと考えられる。即ち、社会保険の今般の適用拡大が義務づけられている「特定適用事業所等」で、今後の更なる適用拡大と聞けば「月額賃金 8.8 万円以上」という賃金要件の引下げや、「週の所定労働時間が 20 時間以上」とされている労働時間要件の引下げ等を思い浮かべるだろうと考えられるのに対し、「特定適用事業所等以外の事業所」では（週の所定労働時間が通常の

労働者の（概ね）4 分の 3 以上（一般に週 30 時間以上等）から)、今般の適用拡大要件への緩和（①週の所定労働時間が 20 時間以上かつ②月額賃金が 8.8 万円以上、かつ③雇用（見込み）期間が 1 年以上への引下げないし、企業規模要件の撤廃）等を想起するかも知れない。

そこで、一連の結果を「特定適用事業所等」(1,344 社）と「特定適用事業所等以外の事業所」(2,316 社）で改めて眺めると、「適用拡大の内容や時期等にも依るが、基本的には短時間労働者自身の希望に基づき、出来るだけ加入してもらう」との回答は、「特定適用事業所等以外の事業所」(39.2%）より「特定適用事業所等」(50.3%）で多いことが分かる（**図表 12**)。その分、「特定適用事業所等以外の事業所」では「何とも言えない・分からない」(35.6%）や「短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する（一定割合の適用者を出す一方、一定割合については新たな適用を回避する)」(22.1%）が多くなっている。

図表 12　事業所の特性別にみた今後の更なる適用拡大への対応意向

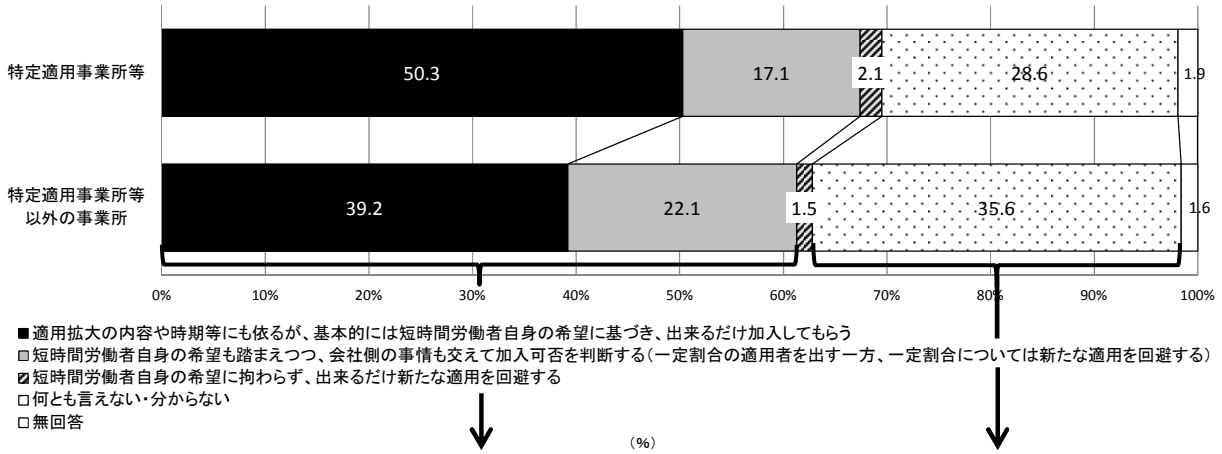

（%）

新たに適用を拡大する理由（複数回答）	特定適用事業所等	特定適用事業所等以外の事業所
短時間労働者の処遇を改善し、人材の定着を図りたいから（短時間労働者を安価な労働力として、いくらでも使える環境では無くなっているから）	40.7	50.5
短時間労働者の必要人数が確保し難くなっているから（人手不足だから）	35.8	28.4
適用を回避すると、業務等に支障が出るから（短時間労働者の離職等にもつながるから）	24.0	18.6
短時間労働者の人材の質が確保し難くなっているから（人手不足だから）	23.0	18.4
適用回避は、企業イメージを悪化させる恐れがあるから	19.0	10.2
（正社員も採り難くなっており）短時間労働者により高度な業務や責任等を任せたいから	8.8	11.8
その他	8.1	4.9
無回答	14.7	20.2
平均選択数（個）	1.9	1.8

（%）

対応方針の決定要素（複数回答）	特定適用事業所等	特定適用事業所等以外の事業所
短時間労働者自身の希望	42.4	57.9
労働力確保（人手不足等）の状況や見通し	46.6	50.8
会社の業績や景気の見通し	26.3	43.1
更なる適用拡大の内容や時期（事業・職場等への影響の大きさ）	29.7	29.5
正社員も含めた労働法制の変化と見通し（長時間労働の抑制、同一労働同一賃金等）	22.7	25.5
親会社の意向やグループ会社の動向	24.0	18.7
業務の省力化（機械化・自動化等）等の状況	4.9	6.2
その他	7.6	3.0
無回答	2.6	1.2
平均選択数（個）	2.1	2.4

こうしたなか、新たに適用を拡大する理由については（複数回答)、「特定適用事業所等」か「特定適用事業所等以外の事業所」かを問わず、同様の回答傾向となっている。即ち、「短時間労働者の処遇を改善し、人材の定着を図りたいから（短時間労働者を安価な労働力として、いくらでも使える環境では無くなっているから)」との回答（「特定適用事業所等」で

40.7%、「特定適用事業所等以外の事業所」で 50.5%）が最も多く、これに「短時間労働者の必要人数が確保し難くなっているから（人手不足だから）」（同順に 35.8%、28.4%）や「適用を回避すると、業務等に支障が出るから（短時間労働者の離職等にもつながるから）」（同順に 24.0%、18.6%）、「短時間労働者の人材の質が確保し難くなっているから（人手不足だから）」（同順に 23.0%、18.4%）等が続いている。

一方、「何とも言えない・分からない」場合に、対応方針がどのような要素に依存して決まってくると思うかについては（複数回答）、「特定適用事業所等」では「労働力確保（人手不足等）の状況や見通し」が半数程度（46.6%）で最も多く、次いで「短時間労働者の希望」（42.4%）や「更なる適用拡大の内容や時期（事業・職場等への影響の大きさ）」（29.7%）等が挙がった。これに対し、「特定適用事業所等以外の事業所」では「短時間労働者の希望」（57.9%）が最多で、これに「労働力確保（人手不足等）の状況や見通し」（50.8%）や「会社の業績や景気の見通し」（43.1%）等が続く。

なお、どのような方法で適用を回避（一部適用・一部回避を含む）するかについて（複数回答）、「特定適用事業所等」では「適用要件に該当しないよう、短時間労働者の所定労働時間等を短くし、その分、より多くの（適用要件に該当しない）短時間労働者等を雇用する」（56.6%）が最も多く、これに「短時間労働者を厳選し、適用拡大の対象者にはもっと長く働いてもらう一方、雇用者数を抑制する（正社員（短時間正社員）への転換を含む）」（52.7%）が同程度で続いた。一方、「特定適用事業所等以外の事業所」では「短時間労働者を厳選し、適用拡大の対象者にはもっと長く働いてもらう一方、雇用者数を抑制する（正社員（短時間正社員）への転換を含む）」が最多で 6 割近く（58.4%）、次いで「適用要件に該当しないよう、短時間労働者の所定労働時間等を短くし、その分、より多くの（適用要件に該当しない）短時間労働者等を雇用する」（38.6%）や「短時間労働者に任せている業務を、省力化（機械化・自動化等）する」（15.4%）等が挙がった。

また、そうした対応で、事業所経営に必要な労働力を充分、確保できると思うかについては、社会保険の適用上の事業所区分によらず回答傾向が似通っており、「何とも言えない・分からない」が半数程度（「特定適用事業所等」で 48.1%、「特定適用事業所等以外の事業所」で 52.6%）で、これに「（今後の状況によっては／実際には）難しい（確保できない）と思う」（同順に 32.2%、30.4%）等が続いた。

(2) 社会保険に加入できる求人の有効性と社会保険の適用範囲に対する見方

全有効回答事業所（5,523 社）を対象に、社会保険に加入できる条件が掲げられた求人が、人材の確保に有効かどうかについてどう感じているかを尋ねると、「非常に／どちらかといえば有効だと思う」割合計が半数近く（47.7%）、これに「何とも言えない・分からない」（25.8%）と「全く／どちらかといえば関係ないと思う」割合計（23.9%）がともに 1／4 程度で続い

た（**図表 13**）。

主たる業種別にみると、「有効だと思う」割合計は「建設業」（58.4%）や「サービス業（他に分類されないもの）」（52.8%）、「公務」（51.3%）、「金融業,保険業」（50.5%）等で半数を超えている。一方、「関係ないと思う」割合計は、「小売業」（31.3%）や「生活関連サービス業,娯楽業」（30.2%）、「医療,福祉」（28.9%）等でやや高い。

また、事業所の規模別にみると、「有効だと思う」割合計は「30 人以下」で半数を超え（50.2%）、「関係ないと思う」割合計（21.1%）を大きく上回った。また、「有効だと思う」割合計は、「500 人以下」では軒並み 4 割を超えているが、「501 人以上」で 39.7%と急減し、その分、「関係ないと思う」割合計（29.1%）等がやや高くなっている。

なお、社会保険の適用上の事業所区分によらず、「有効だと思う」割合計が優勢だが、特に「特定適用事業所等以外の事業所」で「有効だと思う」割合計（46.5%）が、「関係ないと思う」割合計（25.9%）を大きく上回った。

図表 13　社会保険に加入できる求人の有効性

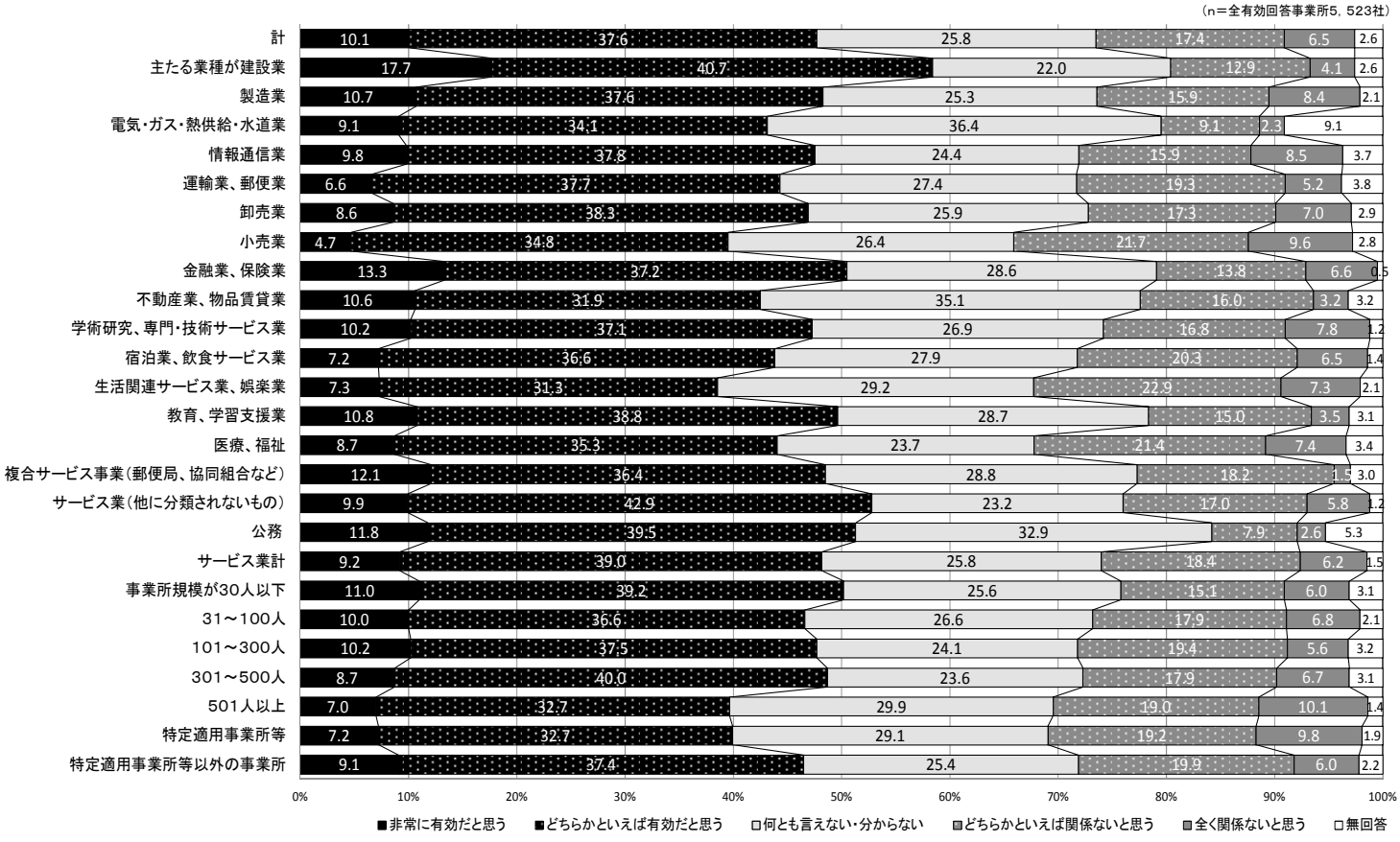

こうしたなか、全有効回答事業所（5,523 社）に対し、短時間労働者に対する社会保険の適用範囲が、企業の規模によって異なる（競争条件が企業間で異なる）ことについてどう思うかを尋ねると、「納得できる（どちらかと言えばを含む）」割合計が 39.0%で、「納得でき

ない（同）」割合計（30.8%）を上回った[13]（**図表 14**）。但し、事業所の規模別にみると、「納得できない」割合計は「30 人以下」で 29.0%、「31～100 人」で 30.1%、「101～300 人」で 30.9%、「301～500 人」で 36.9%、「501 人以上」で 38.8%と規模が大きいほど高い。特に「301 人以上」では、「納得できない」割合計が「納得できる」割合計（「301～500 人」で 35.4%、「501 人以上」で 29.3%）を上回っている。なお、社会保険の今般の適用拡大が義務づけられた「特定適用事業所等」では、「納得できない」割合計が 40.0%となり、「納得できる」割合計（30.4%）を 10 ポイント程度上回った。

図表 14　社会保険の適用範囲に対する見方

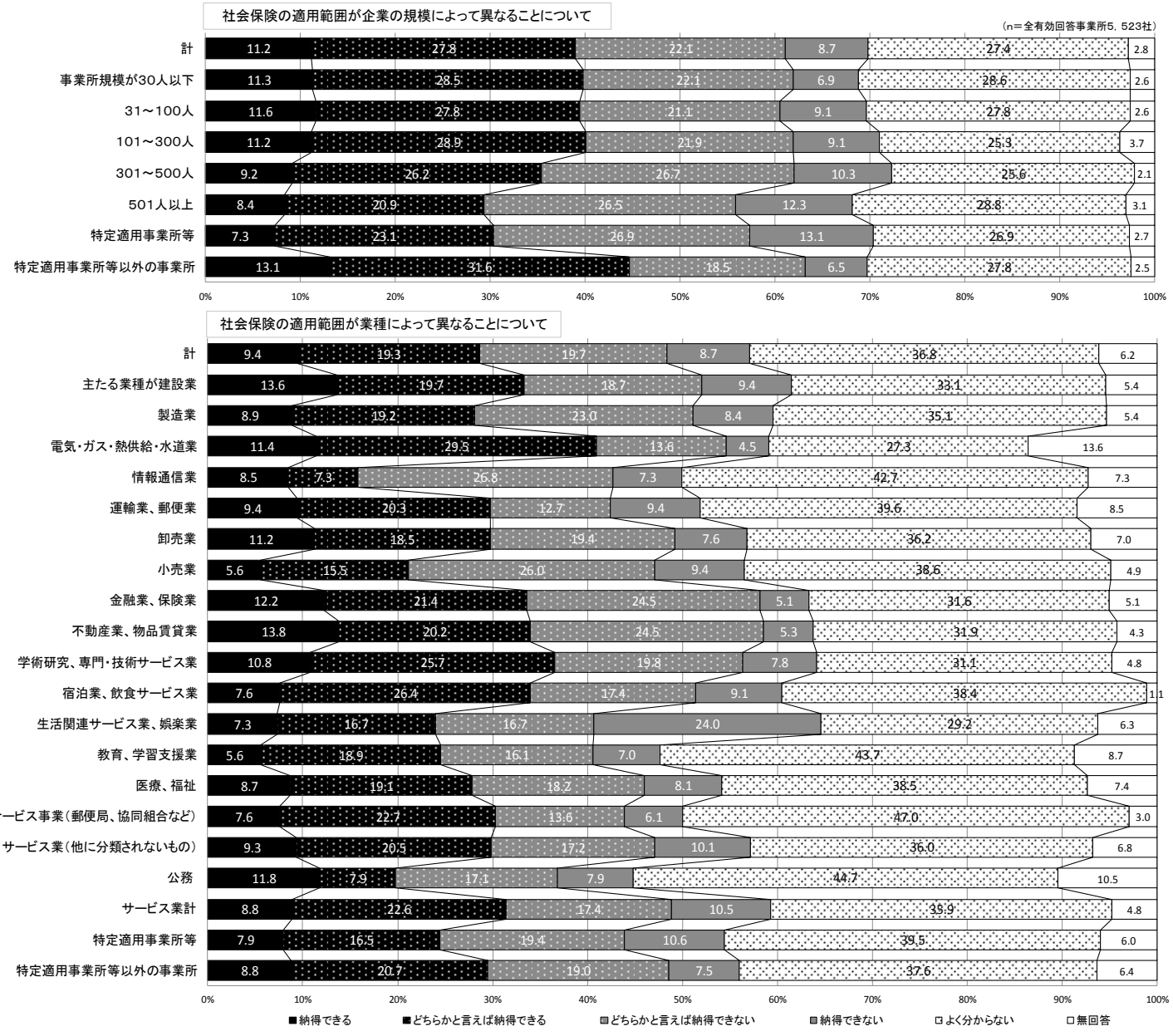

[13] 社会保険の強制適用事業所等で「納得できない」としている場合には、企業間で競争条件が異なる不公平感があり「納得できない」こと等、一方で現行は非適用の事業所等で「納得できない」としている場合は、労働力の確保上に支障が出るなどして「納得できない」こと等、事業所の置かれた立場に依って意味合いが異なる点に留意が必要である。

また、個人事業所の場合には、業種によって社会保険の適用事業所となるかどうかが変わってくる（クリーニングや飲食店、ビル清掃などサービス業の一部や、農林漁業等は強制でない）ことについてもどう思うかを尋ねると、「納得できる」割合計が 28.7%に対し、「納得できない」割合計も 28.4%で拮抗する結果となった。

但し、主たる業種別にみると、「納得できない」割合計は「生活関連サービス業,娯楽業」（40.6%）や「小売業」（35.4%）、「情報通信業」（34.1%）等で高く、いずれも「納得できる」割合計（「生活関連サービス業,娯楽業」で 24.0%や「小売業」で 21.2%、「情報通信業」で 15.9%）を上回っている。

7. 必要な労働力を確保する上での「就業調整」の影響

全有効回答事業所（5,523 社）を対象に、短時間労働者が所得税や社会保険、年金の支給等を意識して労働時間の長さ等を調整する、いわゆる「就業調整」が必要な労働力を確保する上でどの程度、影響しているかを尋ねると、「特段、影響していない」とする割合が過半数（58.7%）を占めたものの、「大いに影響している」（8.0%）あるいは「一定程度、影響している」（26.4%）と回答した事業所が合わせて 1／3 を超えた（**図表 15**）。

そこで、必要な労働力を確保する上で「就業調整」が「大いに影響している」ないし「一定程度、影響している」と回答した事業所（計 1,900 社）を対象に、具体的にはどの基準（所得税や社会保険、年金の支給等に係る適用基準）が影響していると思うかも尋ねると（複数回答）、「配偶者控除の適用を受けるための基準（103 万円以下に抑制）」（73.8%）が最も多く、次いで「配偶者の被用者保険の被扶養者にとどまるための基準（130 万円未満に抑制）」（60.8%）、「自身の収入に対する所得税の課税を回避するための基準（103 万円以下に抑制）」（41.4%）等が挙がった。

なお、「配偶者控除の適用を受けるための基準」あるいは「自身の収入に対する所得税の課税を回避するための基準」のいずれかを挙げ、結果として「103 万円以下に抑制」することが「影響している」とした事業所の割合は、81.2%（全有効回答事業所に占める割合では 27.9%）と算出された。また、「配偶者の被用者保険の被扶養者にとどまるための基準（130 万円未満に抑制）」や「社会保険の加入を回避するための基準（週 30 時間未満等に抑制）」「社会保険の加入を回避するための基準（週 20 時間未満や月額賃金 8.8 万円未満に抑制）」のいずれかを挙げ、結果として社会保険の加入要件が「影響している」とする事業所の割合は 82.5%（同 28.4%）となっている。

こうした基準のうち、最も影響が大きいものは何だと思うかについても尋ねると、「配偶者控除の適用を受けるための基準（103 万円以下に抑制）」（35.9%）が最多で、これに「配偶者の社会保険の被扶養者にとどまるための基準（130 万円未満に抑制）」（20.6%）等が続いた。

図表 15　必要な労働力を確保する上での「就業調整」の影響とその内容

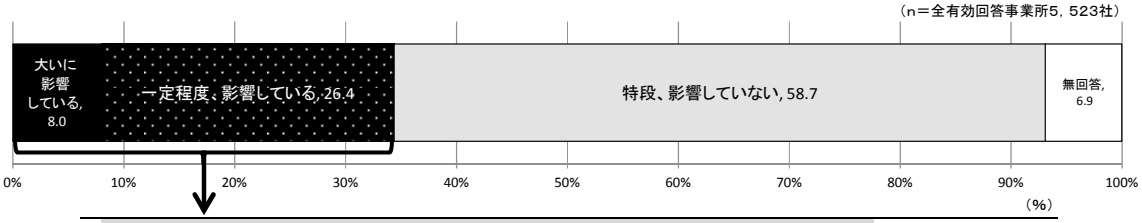

影響している「就業調整」の具体的な内容（複数回答）		もっとも影響が大きいもの
配偶者控除の適用を受けるための基準（103万円以下に抑制）	73.8	35.9
配偶者の被用者保険の被扶養者にとどまるための基準（130万円未満に抑制）	60.8	20.6
自身の収入に対する所得税の課税を回避するための基準（103万円以下に抑制）	41.4	7.0
社会保険の加入を回避するための基準（週30時間未満等に抑制）	33.3	7.6
社会保険の加入を回避するための基準（週20時間未満や月額賃金8．8万円未満に抑制）	31.7	9.9
配偶者特別控除の適用を受けるための基準（103万円超141万円未満に抑制）	30.2	2.0
一定額を超えると配偶者の勤務先から手当（配偶者手当、家族手当等）をもらえなくなることを回避するための基準	28.5	3.2
住民税の支払い義務を回避するための基準（100万円以下に抑制）	17.2	0.4
受給している公的年金が支給停止にならないよう（あるいは減額率が小さくなるよう）にする基準	16.6	5.1
雇用保険の加入を回避するための基準（週20時間未満に抑制）	11.4	0.8
所得税の適用税率を低く抑えるための基準（195万円以下に抑制）	1.7	ー
その他	0.8	0.4
無回答	0.8	6.9
平均選択数（個）	3.5	

以上の結果を主たる業種別にみると、必要な労働力を確保する上で「就業調整」が「(大いにないし一定程度)、影響している」割合計は、「医療,福祉」（53.4%）や「宿泊業,飲食サービス業」（52.2%)、「複合サービス事業」（51.5%)、「小売業」（50.7%）で半数超と高くなっている（**図表 16**)。また、事業所の規模が大きくなるほど、「影響している」割合も高い（「30人以下」で 27.2%～「501 人以上」で 45.0%)。

その上で、影響している「就業調整」の具体的な内容としては（複数回答)、「公務」を除く全産業で「配偶者控除の適用を受けるための基準（103 万円以下に抑制)」が最多となっている。中でも、「複合サービス事業」（88.2%）や「生活関連サービス業,娯楽業」（87.5%)、「不動産業,物品賃貸業」（86.1%)、「小売業」（83.8%）では 8 割を超えて特に高い。これに続くのは「配偶者の被用者保険の被扶養者にとどまるための基準（130 万円未満に抑制)」で、中でも「生活関連サービス業,娯楽業」（80.0%）を始め、「不動産業,物品賃貸業」（72.2%）「公務」（69.6%）や「小売業」（68.3%)、「宿泊業,飲食サービス業」（66.0%)、「医療,福祉」（64.9%)、「複合サービス事業」（64.7%)、「教育,学習支援業」（62.3%）等で 6 割を超えている。なお、平均選択数をみると、「小売業」（4.1）や「生活関連サービス業,娯楽業」（4.0）等で多く、多様な就業調整が「影響している」様子が窺える。

また、事業所の規模別でみても、「配偶者控除の適用を受けるための基準（103 万円以下に抑制)」が最多で、総じて 7 割を超えた。これに、いずれの規模でも「配偶者の被用者保険の被扶養者にとどまるための基準（130 万円未満に抑制)」が続き、更に 500 人以下の企業では「自身の収入に対する所得税の課税を回避するための基準（103 万円以下に抑制)」等、

一方で 501 人以上の企業では「社会保険の加入を回避するための基準（週 20 時間未満や月額賃金 8.8 万円未満に抑制」等が挙がった。

図表 16　主たる業種や事業所の規模別にみた「就業調整」の影響とその内容

（%）

	必要な労働力を確保する上での「就業調整」の影響				「就業調整」が影響している場合の具体的な内容（複数回答）													
	大いに影響している	一定程度、影響している	特段、影響していない	無回答	配偶者控除の適用を受けるための基準	配偶者の被用者保険の被扶養者にとどまるための基準	自身の収入に対する所得税の課税を回避するための基準	社会保険の加入を回避するための基準（週30時間未満等）	社会保険の加入を回避するための基準（週20時間未満等）	配偶者特別控除の適用を受けるための基準	一定額を超えると配偶者の勤務先から手当をもらえなくなることを回避するための基準	住民税の支払い義務を回避するための基準	受給している公的年金が支給停止にならないようにする基準	雇用保険の加入を回避するための基準	所得税の適用税率を低く抑えるための基準	その他	無回答	平均選択数
計	8.0	26.4	58.7	6.9	73.8	60.8	41.4	33.3	31.7	30.2	28.5	17.2	16.6	11.4	1.7	0.8	0.8	3.5
建設業	2.1	10.1	82.6	5.1	52.3	41.9	36.0	34.9	26.7	23.3	15.1	19.8	29.1	14.0	3.5	2.3	2.3	3.1
製造業	4.9	22.4	67.8	4.9	66.8	53.1	39.8	32.7	23.5	24.5	17.9	12.2	19.4	9.2	0.5	1.0	－	3.0
電気・ガス・熱供給・水道業	－	9.1	81.8	9.1	25.0	25.0	－	50.0	－	－	－	－	25.0	－	－	－	－	1.3
情報通信業	2.4	14.6	76.8	6.1	71.4	57.1	28.6	42.9	14.3	28.6	14.3	7.1	21.4	－	－	－	－	2.9
運輸業、郵便業	4.7	27.8	59.0	8.5	60.9	43.5	27.5	37.7	27.5	27.5	11.6	11.6	31.9	7.2	1.4	1.4	－	2.9
卸売業	4.0	19.0	67.8	9.1	72.7	59.5	33.9	37.2	25.6	29.8	27.3	14.0	19.0	11.6	0.8	1.7	0.8	3.4
小売業	20.6	30.1	41.4	7.9	83.8	68.3	54.6	25.8	45.8	32.1	49.8	25.1	10.3	7.0	0.7	－	0.4	4.1
金融業、保険業	7.1	22.4	66.3	4.1	77.6	53.4	50.0	41.4	29.3	17.2	41.4	19.0	19.0	20.7	－	－	－	3.7
不動産業、物品賃貸業	4.3	34.0	56.4	5.3	86.1	72.2	33.3	27.8	33.3	52.8	19.4	5.6	30.6	11.1	2.8	2.8	－	3.8
学術研究、専門・技術サービス業	5.4	19.2	71.3	4.2	65.9	46.3	24.4	34.1	43.9	19.5	22.0	14.6	26.8	12.2	－	－	－	3.1
宿泊業、飲食サービス業	17.8	34.4	40.9	6.9	72.2	66.0	43.8	39.6	20.1	35.4	22.9	16.0	8.3	11.8	4.2	－	0.7	3.4
生活関連サービス業、娯楽業	17.7	24.0	44.8	13.5	87.5	80.0	42.5	42.5	30.0	35.0	15.0	22.5	22.5	20.0	2.5	－	－	4.0
教育、学習支援業	4.2	32.9	57.7	5.2	72.6	62.3	34.9	36.8	36.8	24.5	24.5	13.2	7.5	13.2	4.7	0.9	－	3.3
医療、福祉	10.6	42.8	38.9	7.7	75.3	64.9	39.5	30.0	33.2	31.7	34.0	19.0	11.6	10.6	1.1	1.1	1.3	3.6
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	10.6	40.9	43.9	4.5	88.2	64.7	50.0	26.5	35.3	23.5	23.5	5.9	20.6	11.8	5.9	－	－	3.6
サービス業（他に分類されないもの）	6.8	27.5	58.8	6.8	77.1	54.8	50.0	37.3	27.7	33.7	19.3	18.1	25.3	15.7	0.6	1.2	2.4	3.7
公務	2.6	27.6	60.5	9.2	60.9	69.6	17.4	26.1	47.8	34.8	34.8	4.3	17.4	26.1	4.3	－	－	3.4
サービス業計	10.6	28.5	54.0	6.9	76.2	60.9	44.7	37.4	27.5	32.2	20.7	16.5	19.1	14.1	2.4	0.5	1.2	3.6
30人以下	6.3	20.9	64.7	8.1	74.6	62.4	38.2	34.2	24.9	32.1	25.2	15.5	14.7	12.1	2.9	0.6	1.6	3.4
31～100人	8.2	28.5	56.8	6.5	70.9	56.9	41.4	33.0	30.8	29.0	26.8	18.1	15.5	11.4	1.4	0.5	0.6	3.4
101～300人	9.1	26.4	57.8	6.7	75.0	62.8	45.7	35.8	33.0	29.5	32.4	19.6	18.8	10.8	1.1	0.9	－	3.7
301～500人	6.7	37.4	53.3	2.6	77.9	61.6	40.7	29.1	31.4	27.9	30.2	19.8	17.4	15.1	1.2	2.3	1.2	3.6
501人以上	8.9	36.0	49.4	5.6	78.9	67.1	38.5	29.2	51.6	30.4	38.5	13.7	23.0	9.3	1.2	1.2	0.6	3.9

8. 配偶者手当の支給状況

短時間労働者の「就業調整」には、「一定額を超えると配偶者の勤務先から手当（配偶者手当、家族手当等）をもらえなくなることを回避するための基準」も一定の影響を及ぼしている。こうしたなか、配偶者手当を巡っては「『日本再興戦略』改訂 2015」で「官の見直しの検討とあわせて、労使に対しその在り方の検討を促す」とされたことを受け、厚生労働省に「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」が設置（平成 27 年 12 月）され、「パートタイム労働で働く配偶者の就業調整につながる配偶者手当（配偶者の収入要件がある配偶者手当）については、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれる」などとする、報告書（平成 28 年 4 月）が取り纏められた経緯がある。

そこで、本調査でも、「配偶者手当」を「配偶者がいる労働者を対象に支給している手当（「配偶者手当」「家族手当」「扶養手当」等、名称は問わない）」と定義して、その支給状況を尋ねると、全有効回答事業所（5,523 社）のうち、「配偶者手当」を「支給している」割合は 71.2%となった。また、「過去 5 年間に廃止した」事業所の割合は 2.5%で、「以前（5 年以上前）から支給していない」が 25.2%だった（**図表 17**）。

図表 17　配偶者手当の支給・見直し状況

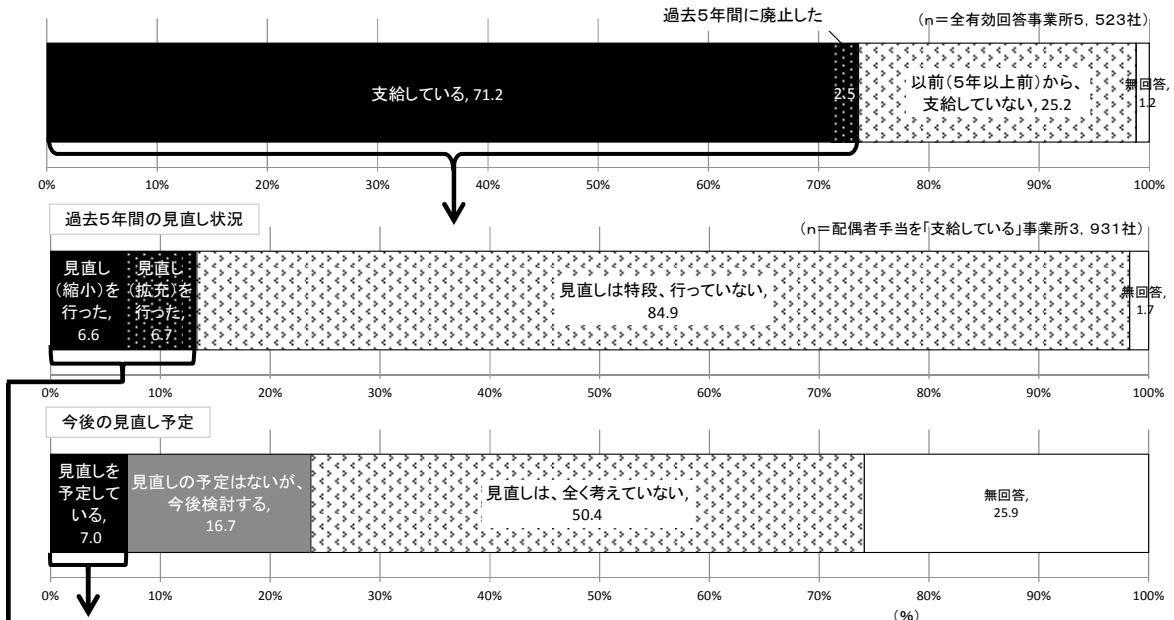

配偶者手当の見直し内容（複数回答）	過去5年間の状況	今後の予定
基本給に配偶者手当の原資を充当	3.8	10.5
子ども等の扶養家族（配偶者を除く）に対する手当に、配偶者手当の原資を充当	34.1	40.2
資格や能力等に応じて支給する手当に、配偶者手当の原資を充当	1.3	1.4
配偶者手当の支給対象要件（収入要件）の引上げ	12.6	10.9
配偶者手当の支給水準の引下げ	20.8	18.1
配偶者手当の廃止	1.7	13.0
その他	20.8	9.1
無回答	18.7	20.3
平均選択数（個）	1.2	1.3

その上で、配偶者手当を「支給している」か「過去 5 年間に廃止した」（＝かつては支給していた）事業所（4,067 社、全有効回答事業所の 73.6%）を対象に、配偶者手当を支給する上での収入要件の有無を尋ねると、収入要件が「ある（あった）」割合は約 2／3（65.5%、同 48.3%）を占めた。収入要件が「ある（あった）」場合（2,665 社）の内容としては、「103 万円（配偶者控除の適用基準）」に設定している（していた）事業所が過半数（50.4%）で、「130 万円（配偶者の被用者保険の被扶養者にとどまるための基準）」が 4 割超（43.0%）、「150 万円（配偶者控除等を満額受けるための基準（来年より引上げ予定））」が 1.2%等となっている。

こうしたなか、配偶者手当を「支給している」事業所（3,931 社）に対して、過去 5 年間の見直し状況も尋ねると、「見直し（縮小）を行った」割合が 6.6%で、「見直し（拡充）を行った」が 6.7%となった。また、今後についても「見直しを予定している」事業所が 7.0%で、「見直しの予定はないが、今後検討する」が 16.7%等となっている。

それぞれ具体的な見直し内容を尋ねると（複数回答）、過去 5 年間に「見直し（縮小あるいは拡充）を行った」事業所（計 13.4%、525 社）では、「子ども等の扶養家族（配偶者を除く）に対する手当に、配偶者手当の原資を充当」（34.1%）が最も多く、これに「配偶者手当の支給水準の引下げ」や「その他」（ともに 20.8%）、「配偶者手当の支給対象要件（収入要件）の引上げ」（12.6%）等が続いた。同様に、今後の「見直しを予定している」事業所（276 社）でみても、「子ども等の扶養家族（配偶者を除く）に対する手当に、配偶者手当の原資を充当」（40.2%）が最も多く、次いで「配偶者手当の支給水準の引下げ」（18.1%）や「配偶者手当の廃止」（13.0%）等が挙がった。

そうした結果を主たる業種別にみると、「配偶者手当」を「支給している」事業所の割合は、「教育,学習支援業」（90.6%）や「複合サービス事業（郵便局、協同組合など）」（87.9%）等で高くなっている。また、事業所の規模別には、「301 人以上」（「301～500 人」で 76.4%、「501 人以上」で 74.3%）で高い。

配偶者手当を「支給している」場合の過去 5 年間における見直し状況として、「見直し（縮小あるいは拡充）を行った」事業所の割合は「公務」（77.8%）で突出して高く、これに「教育,学習支援業」（21.6%）等が続いた。また、「見直し（縮小あるいは拡充）を行った」事業所の割合は規模が大きいほど高く、「300 人以下」で 12.5%に対し「301～500 人」では 17.4%、「501 人以上」で 21.8%となっている。

具体的な見直し内容として（複数回答）、「公務」や「教育,学習支援業」で多かったのは「子ども等の扶養家族（配偶者を除く）に対する手当に、配偶者手当の原資を充当」（公務 54.8%、教育,学習支援業 58.9%）や「配偶者手当の支給水準の引下げ」（同順に 45.2%、32.1%）等である。事業所規模の関連でみると、「子ども等の扶養家族（配偶者を除く）に対する手当に、配偶者手当の原資を充当」については、「300 人以下」計が 30.8%に対し「301 人以上」計で 48.8%と高くなる。また、「配偶者手当の支給水準の引下げ」については、「1,000 人以下」計が 20.0%に対し「1,001 人以上」計で 40.9%と高くなっている。

9. 兼業・副業の規制状況や社会保険の通算適用に対する見方

働き方改革の一環として、兼業や副業が注目されている。「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月、働き方改革実現会議決定）を踏まえ、厚生労働省では企業等が現行の法令下でどういった事項に留意すべきかを纏めた「ガイドライン」や「モデル就業規則」を策定（平成 30

年１月）し、その普及促進を図っている。そこで、本調査でも事業所における兼業・副業規制等の実態や、社会保険の通算適用に対する見方を把握した。

兼業・副業規制を「許可なく他人に雇入れられることや、在職のまま他の職業に従事すること等の禁止」と定義して、全有効回答事業所（5,523 社）に規定状況を尋ねると、「就業規則で定めている」とする割合が 7 割を超え（72.5%）、「内部の規程で定めている」（4.7%）と合わせて 3／4 を超えた（**図表 18**）。

兼業・副業規制を設けている場合（4,260 社）の適用範囲としては（複数回答）、「正社員（無期契約）（短時間正社員を含む）」が 9 割超（93.9%）で、次いで「（正社員の）定年後、再雇用者」が 63.5%、「（上記以外の）フルタイム労働者」が 43.6%、「（上記以外の）短時間労働者」が 30.6%等となっている。

図表 18　兼業・副業規制の規程状況や実態の把握状況

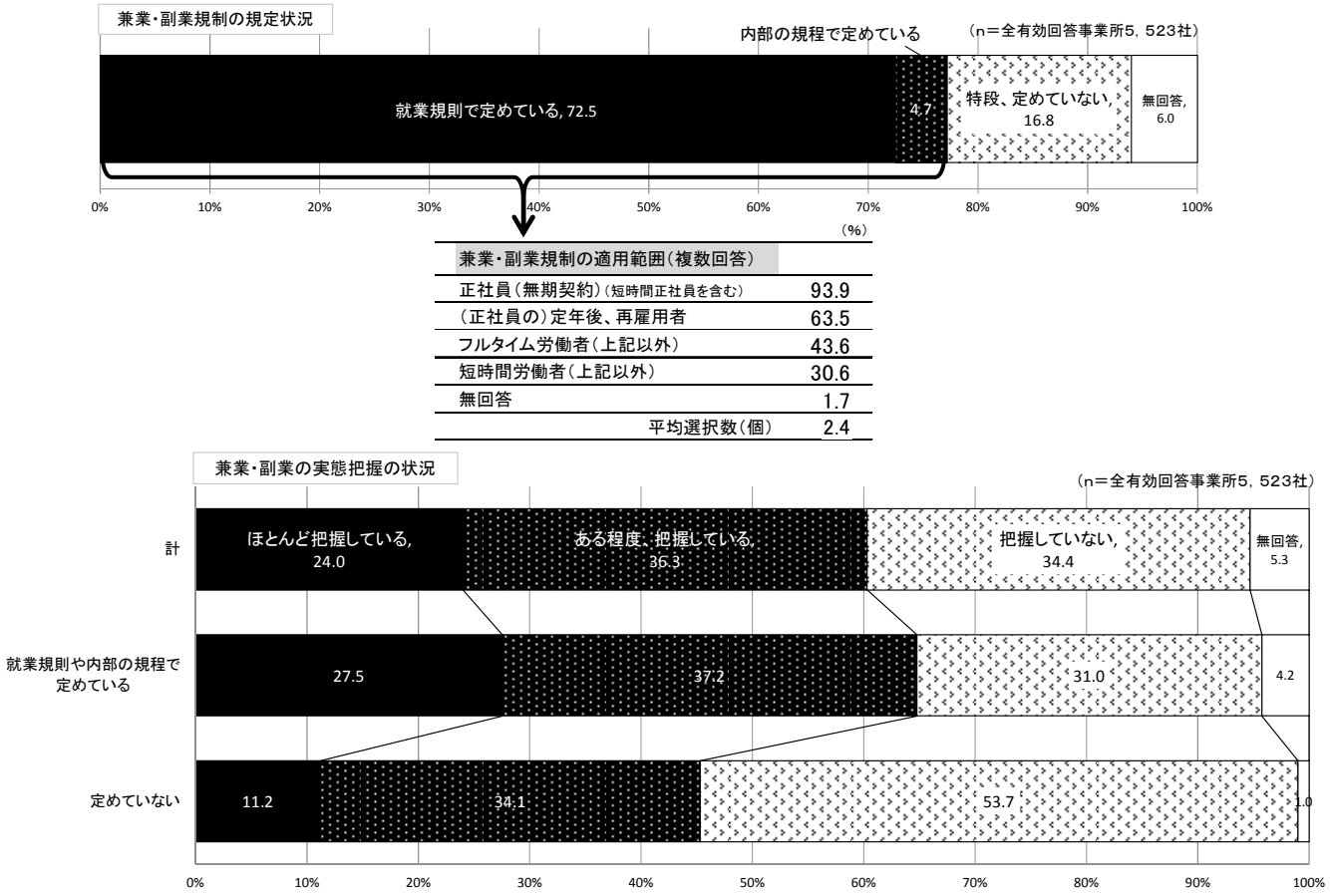

（%）

兼業・副業規制の適用範囲（複数回答）	
正社員（無期契約）（短時間正社員を含む）	93.9
（正社員の）定年後、再雇用者	63.5
フルタイム労働者（上記以外）	43.6
短時間労働者（上記以外）	30.6
無回答	1.7
平均選択数（個）	2.4

なお、全有効回答事業所（5,523 社）を対象に、上記規制の有無によらず、兼業・副業の実態をどの程度、把握しているかを尋ねると、「ほとんど把握している」とする割合は 1／4 程度（24.0%）に留まったが、「ある程度、把握している」（36.3%）と合わせると 6 割程度となった。これを規定状況と掛け合わせると、兼業・副業規制を設けている事業所（4,260

社）でも、実態を「把握していない」割合が 3 割を超えた（31.0%、全有効回答事業所に占める割合では 23.9%）。逆に、兼業・副業規制は設けていない事業所（929 社）でも、実態を「ほとんど・ある程度、把握している」割合は 45.3%（同 7.6%）となった。

こうしたなか、一般に、労働者が兼業・副業を行っている場合に、兼業・副業先の労働条件（所定労働時間の長さや月額賃金等）を通算して、社会保険の適用可否を判断することについてどのように考えるかを尋ねると、**図表 19** の通りになった。即ち、いずれの項目も「何とも言えない」が最も多かったが、兼業・副業先の労働条件を通算して社会保険の適用可否を判断することが、「兼業・副業の抑制につながる」と考える事業所が計 23.2%で、「兼業・副業の拡大につながる」（計 11.5%）を上回る結果となった。

図表 19　兼業・副業先の労働条件を通算して社会保険の適用可否を判断することに係る見解

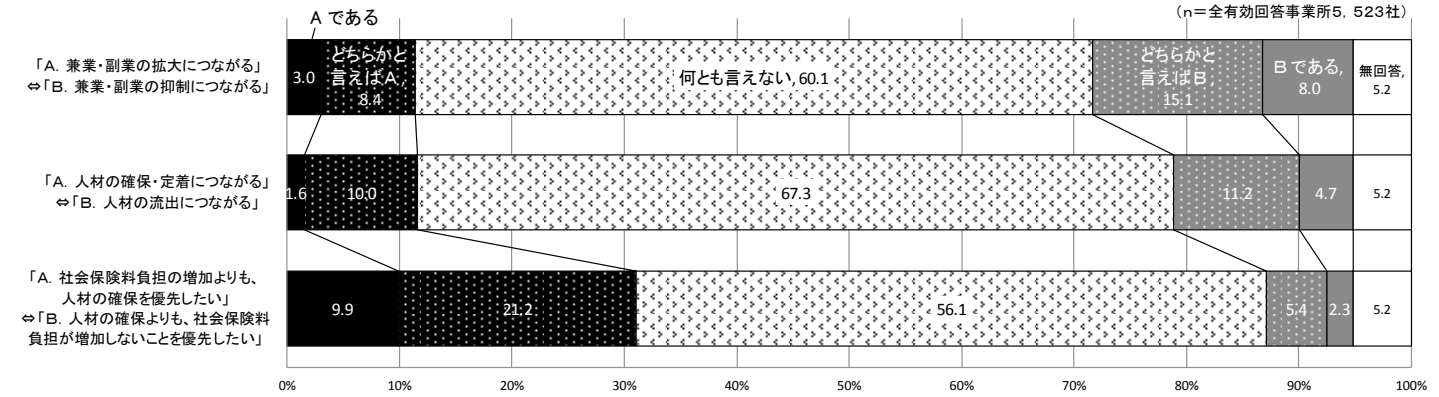

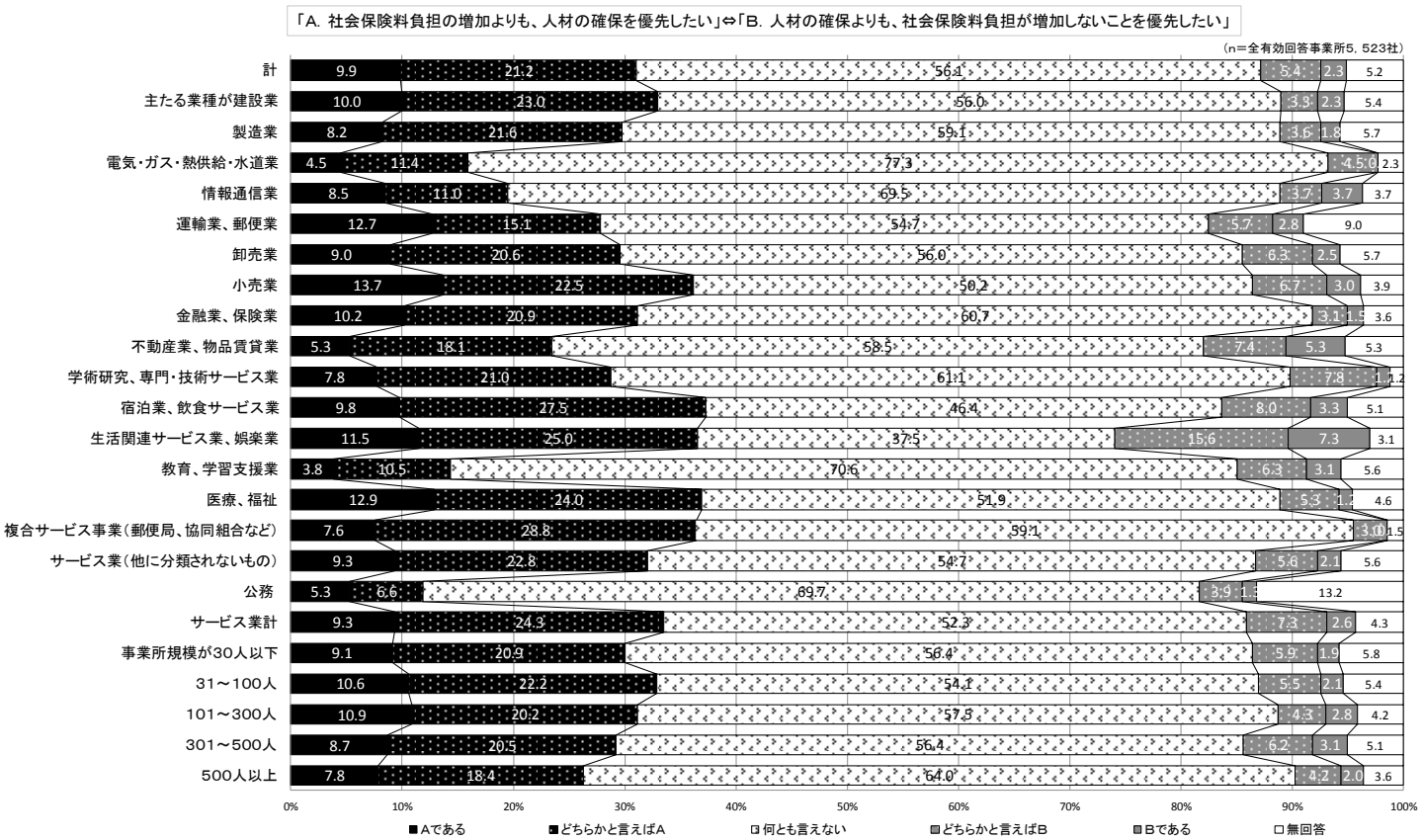

「人材の確保・定着につながる」（計 11.6%）か「人材の流出につながる」（計 15.9%）かについては拮抗しているが、後者がやや優勢となっている。また、人材の確保と社会保険料負担の増加のどちらを優先させるかについては、「社会保険料負担の増加よりも、人材の確保を優先したい」が 3 割を超え（計 31.1%）、「人材の確保よりも、社会保険料負担が増加しないことを優先したい」（計 7.7%）を大きく上回った。

なお、「社会保険料負担の増加よりも、人材の確保を優先したい」とする事業所の割合は、すべての業種や規模で「人材の確保よりも、社会保険料負担が増加しないことを優先したい」との回答を上回っている。また、「社会保険料負担の増加よりも、人材の確保を優先したい」とする事業所の割合は、特に「宿泊業,飲食サービス業」（37.3%）や「医療,福祉」（36.9%）、「生活関連サービス業,娯楽業」（36.5%）、「複合サービス事業」（36.4%）、「小売業」（36.1%）等で高くなっている。

第 2 節　短時間労働者に対する調査結果の概要

1．有効回答労働者の主な属性

全有効回答労働者（6,418 人）の主な属性は、下記の通りである。

性別は、「女性」が 3／4 以上（77.7%）を占め、「男性」が 2 割程度（22.2%）となっている（**図表 20**）。年齢は、40 歳台が約 1／4（計 27.9%）で、50 歳台（計 21.5%）と合わせて約半数である。これに 30 歳台（計 16.2%）を合わせると、約 2／3 を占める。

婚姻状況については、「既婚」が 8 割を超え（80.9%）、「未婚」は 1 割程度（10.2%）、「離婚・死別」が 1 割弱（8.5%）となった。続柄は、「世帯主の夫または妻」が 6 割を超え（60.6%）、これに「世帯主本人」（30.3%）等が続く。

図表 20　有効回答労働者の主な属性

性別	男性	22.2
	女性	77.7
	無回答	0.2
年齢層	～19歳以下	0.1
	20～24歳	1.5
	25～29歳	3.2
	30～34歳	6.4
	35～39歳	9.8
	40～44歳	14.1
	45～49歳	13.8
	50～54歳	12.0
	55～59歳	9.5
	60～64歳	14.3
	65歳以上	14.6
	無回答	0.7
	平均（歳）	50.2
婚姻状況	既婚	80.9
	未婚	10.2
	離婚・死別	8.5
	無回答	0.4
同居者数	1人（同居者無し）	7.0
	2人	26.6
	3人	25.3
	4人	24.4
	5人以上	13.3
	無回答	3.3
	平均（人）	3.2
同居者がいる場合の被扶養者数	0人（被扶養者無し）	41.4
	1人	23.8
	2人	12.6
	3人以上	13.1
	無回答	9.1
	平均（人）	1.0
同居者の種類（複数回答）	配偶者	78.8
	子ども	66.8
	親	18.7
	兄弟姉妹	3.2
	その他	3.1
	無回答	3.7

（%）

続柄	世帯主本人	30.3
	世帯主の夫または妻	60.6
	世帯主の父または母	0.5
	世帯主の子ども	6.4
	世帯主の孫	0.1
	その他	1.4
	無回答	0.6
自身の昨年1年間の税込年収	65万円未満	7.2
	65万円以上70万円未満	1.9
	70万円以上80万円未満	3.6
	80万円以上90万円未満	4.6
	90万円以上100万円未満	8.6
	100万円以上103万円未満	9.1
	103万円以上130万円未満	20.7
	130万円以上141万円未満	4.5
	141万円以上150万円未満	3.2
	150万円以上195万円未満	9.6
	195万円以上330万円未満	13.6
	330万円以上695万円未満	8.3
	695万円以上900万円未満	0.8
	900万円以上	0.3
	無回答	4.0
世帯の昨年1年間の税込年収	200万円未満	16.2
	200万円以上300万円未満	7.4
	300万円以上400万円未満	10.7
	400万円以上500万円未満	10.0
	500万円以上600万円未満	10.6
	600万円以上700万円未満	9.1
	700万円以上800万円未満	6.5
	800万円以上900万円未満	5.0
	900万円以上1，000万円未満	4.0
	1，000万円以上	5.9
	無回答	14.6
一番下の子どもの年齢	3歳未満	8.6
	3歳以上～小学校就学前	12.2
	小学校低学年（1～3年生）	9.7
	小学校高学年（4～6年生）	9.8
	中学生	9.8
	高校生以上	46.9
	無回答	3.0

自身の昨年 1 年間（平成 28 年 1 月 1 日～12 月 31 日）の税込年収（仕事を掛け持ちしている場合はすべて合算）は、「103 万円以上 130 万円未満」が 2 割超（20.7%）で最も多く、次いで「195 万円以上 330 万円未満」が 13.6%等となった。総じて「100 万円未満」計で 1／4 を超え（25.9%）、「100 万円以上 130 万円未満」の約 3 割（29.8%）と合わせると、これらで半数を超えている。また、「195 万円未満」を合わせると 7 割超（計 73.0%）で、「330 万円未満」計で 85%超（計 86.5%）を占めている。

世帯全体の昨年 1 年間（同）の税込年収については、「200 万円未満」が約 1／6（16.2%）で最も多く、これに「300 万円以上 400 万円未満」（10.7%）や「500 万円以上 600 万円未満」（10.6%）、「400 万円以上 500 万円未満」（10.0%）等が続いた（なお、世帯年収については無回答が 14.6%と少なくない点に留意する必要がある）。総じて、「300 万円未満」計が約 1／4（計 23.7%）で、「600 万円未満」計で半数超（計 54.9%）となった。

こうしたなか、自身が働くのを辞めると家計がどうなるかを尋ねると、「日々の生活が維持できなくなる」との回答が 3 割を超え（32.8%）、これに「日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる」（22.0%）等が続いた（**図表 21**）。なお、自身が働くのを辞めると「日々の生活が維持できなくなる」か、日々の生活は何とかなっても「住宅ローン等の返済」や「学費・教育費や仕送りの捻出」が難しくなるとの回答が、合わせて半数超（55.9%）となっている。

図表 21　自身が働くのを辞めた場合の家計に対する影響

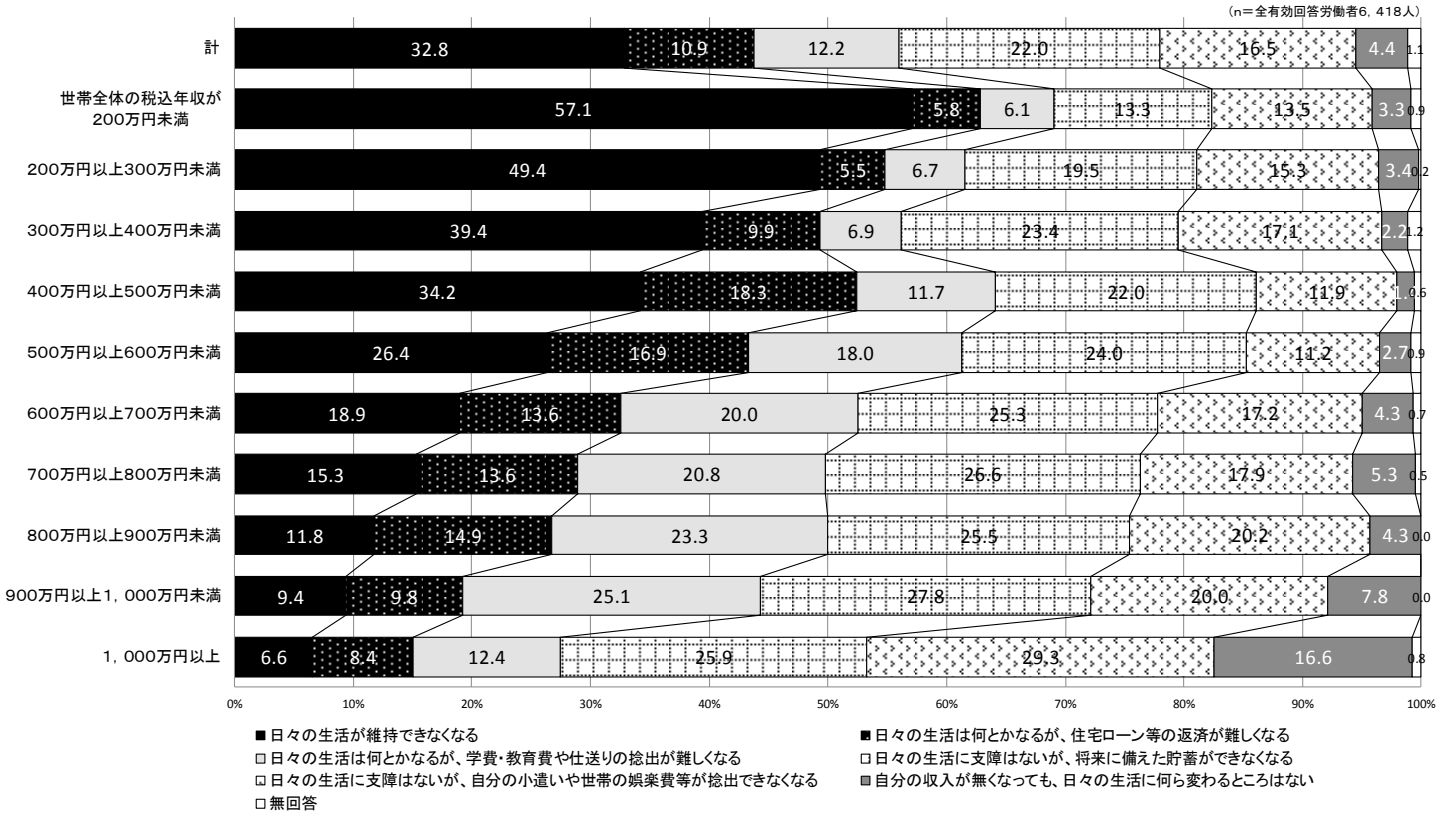

なお、「日々の生活が維持できなくなる」との回答は、「男性」の「中年層」（35～44 歳で 75.4%、45～54 歳で 67.4%）や「若年層」（～34 歳で 51.8%）で多い。また、婚姻状況別にみると、「未婚」（52.7%）や「離婚・死別」（66.7%）の、特に「女性」（71.2%）で多くなっている。

更に、世帯全体の昨年 1 年間の税込年収との関係をみると、「日々の生活が維持できなくなる」との回答は、「300 万円未満」計で半数を超える（54.7%）など、世帯全体の年収水準が低いほど増加する傾向が見て取れる。

2. 短時間労働者としての就業状況

全有効回答労働者（6,418 人）を対象に、短時間労働者という形態で働いている理由を尋ねると（複数回答）、「自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから」（39.5%）が最も多く、次いで「労働時間や出勤日数が短いから」（30.0%）や「育児・介護等の事情があるから」（27.3%）、「時間を有効に使えるから」（26.9%）、「就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから」（18.6%）、「休みやすいから」（15.1%）、「正社員として働くことが体力的に難しいから」（12.7%）、「正社員としての働き口が見つからなかったから」（12.1%）等が挙がった（**図表 22**）。

現在の会社での就労状況を尋ねると、職種（複数の仕事をしている場合でも主なもの一つ）については、多かった順に「事務職」（33.8%）、「専門・技術職」（計 18.6%）、「サービス職」（計 17.6%）等となっている。

雇用契約に「期間の定めがある」（有期契約である）割合は約 3／4（74.7%）を占め、「期間の定めはない」が 18.6%、「分からない」が 5.5%等となった。なお、現在の会社で正社員として定年を迎えた、「定年再雇用者」である割合は 13.2%となっている。

現在の会社で短時間労働者として働き始めてからの勤続年数については、「1 年以上 3 年未満」（27.2%）が最も多く、これに「5 年以上 10 年未満」（20.6%）等が続いた。総じて「3 年未満」計で 4 割を超え（計 43.1%）、「5 年未満」計で約 6 割（計 59.7%）となった。

1 日の所定労働時間の（平均的な）長さは「7 時間以上」（計 32.5%）が最多で、これに「5 時間以上 6 時間未満」（24.2%）や「6 時間以上 7 時間未満」（20.1%）、「4 時間以上 5 時間未満」（15.6%）等が続いた。平均値では 5.9 時間、中央値では 6 時間と算出された。

残業することが「ある」割合は 32.2%で、その場合の 1 日の残業時間の（平均的な）長さは、平均値で 1 時間 3 分、中央値で 45 分と算出された。

1 週間の（平均的な）出勤日数は、「5 日（以上含む）」が半数超（54.7%）で、これに「4 日」（24.4%）や「3 日」（15.6%）等が続いた。平均値で 4.4 日、中央値では 5 日と算出された。

図表 22　短時間労働者としての就労状況

短時間労働者という形態で働いている理由（複数回答）	自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	39.5
	労働時間や出勤日数が短いから	30.0
	就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	18.6
	軽易な仕事をしたいから	5.7
	辞めやすいから	2.0
	休みやすいから	15.1
	時間を有効に使えるから	26.9
	資格・技能を活かして働きたいから	8.3
	企業や職場、組織に拘束されたくないから	4.2
	すぐに働き始めたいから	3.5
	正社員としての働き口が見つからなかったから	12.1
	育児・介護等の事情があるから	27.3
	正社員として働くことを家族に反対されているから	2.2
	正社員として働くことが体力的に難しいから	12.7
	通勤が容易だから	11.9
	転勤がないから	5.8
	他に本業があるから・副業できるから	3.3
	その他	8.6
	無回答	1.6
現在の職種（主なもの1つ）	管理職	1.2
	専門・技術職（医療関係）	8.8
	専門・技術職（教育関係）	3.1
	専門・技術職（その他）	6.7
	事務職	33.8
	販売職（営業を含む）	6.3
	サービス職（介護関係）	7.8
	サービス職（飲食関係）	3.4
	サービス職（その他）	6.3
	警備・保安職	1.1
	製造・生産工程職	6.1
	輸送・運転職	1.7
	建設・採掘職	0.3
	清掃等労務職	5.3
	その他	6.5
	無回答	1.5
雇用契約	期間の定めがある	74.7
	期間の定めはない	18.6
	分からない	5.5
	無回答	1.2
現在の会社で短時間労働者として働いている期間	6ヶ月未満	10.3
	6ヶ月以上1年未満	5.6
	1年以上3年未満	27.2
	3年以上5年未満	16.7
	5年以上10年未満	20.6
	10年以上	18.1
	無回答	1.6

定年再雇用か否か	（現在の会社で正社員として定年を迎えた）再雇用者である	13.2
	再雇用者ではない	80.8
	無回答	6.0
1日の所定労働時間の長さ	4時間未満	3.3
	4時間以上5時間未満	15.6
	5時間以上6時間未満	24.2
	6時間以上7時間未満	20.1
	7時間以上	32.5
	無回答	4.3
	平均（時間）	5.9
残業	ある	32.2
	ない	64.3
	無回答	3.5
平均的な残業時間の長さ	～1時間未満	48.6
	1時間以上2時間未満	34.7
	2時間以上3時間未満	7.5
	3時間以上	5.3
	無回答	3.8
	1日の（平均）残業時間	1.1
1週間の出勤日数	1日	0.5
	2日	2.8
	3日	15.6
	4日	24.4
	5日（以上含む）	54.7
	無回答	2.1
	平均（日）	4.4
週当たり所定労働時間の長さ※	週10時間未満	1.4
	週10時間以上15時間未満	3.2
	週15時間以上20時間未満	10.2
	週20時間以上25時間未満	29.7
	週25時間以上30時間未満	20.3
	週30時間以上35時間未満	15.7
	週35時間以上	13.9
	無回答	5.7
	平均（時間）	25.6
週当たり実労働時間の長さ※	週10時間未満	1.3
	週10時間以上15時間未満	2.9
	週15時間以上20時間未満	9.2
	週20時間以上25時間未満	25.9
	週25時間以上30時間未満	20.1
	週30時間以上35時間未満	16.6
	週35時間以上	17.3
	無回答	6.8
	平均（時間）	26.9

※週当たり所定労働時間の長さは、1日の所定労働時間の長さと1週間の出勤日数にともに有効回答が得られたケースで集計している。
同様に、週当たり実労働時間の長さについても、1日の所定労働時間の長さと1日の残業時間、1週間の出勤日数のいずれにも有効回答が得られたケースで集計している。

（%）

		税込み	手取り
現在の会社からの税込月収（平均）	～5万円未満	2.2	2.3
	5万円以上6万円未満	2.2	2.2
	6万円以上7万円未満	4.3	5.1
	7万円以上8万円未満	8.2	11.1
	8万円以上9万円未満	14.9	17.1
	9万円以上10万円未満	8.6	9.5
	10万円以上11万円未満	10.3	9.2
	11万円以上12万円未満	4.5	4.8
	12万円以上13万円未満	5.9	5.1
	13万円以上14万円未満	4.0	3.7
	14万円以上15万円未満	3.3	2.6
	15万円以上16万円未満	4.6	2.9
	16万円以上17万円未満	2.6	1.8
	17万円以上18万円未満	2.0	1.4
	18万円以上19万円未満	2.2	1.1
	19万円以上20万円未満	1.4	0.8
	20万円以上21万円未満	2.7	1.3
	21万円以上22万円未満	0.7	0.3
	22万円以上23万円未満	0.8	0.5
	23万円以上24万円未満	0.6	0.5
	24万円以上25万円未満	0.6	0.3
	25万円以上26万円未満	0.8	0.3
	26万円以上27万円未満	0.4	0.1
	27万円以上28万円未満	0.4	0.2
	28万円以上29万円未満	0.3	0.1
	29万円以上30万円未満	0.1	－
	30万円以上	1.9	0.6
	無回答	9.4	15.1
	平均（円）	119,917.2	104,702.2
	中央（円）	100,000.0	90,000.0
賞与の支給	ある	41.7	
	ない	55.3	
	分からない	2.2	
	無回答	0.8	
直近1年間の支給額	3万円未満	22.9	
	3万円以上5万円未満	14.4	
	5万円以上10万円未満	20.4	
	10万円以上15万円未満	12.5	
	15万円以上20万円未満	4.9	
	20万円以上	18.7	
	無回答	6.2	
	平均（円）	128,292.8	
	中央（円）	60,000.0	

こうしたなか、1 日の所定労働時間の（平均的な）長さと、1 週間の（平均的な）出勤日数にともに有効回答が得られたケースで、週当たり所定労働時間の長さを集計すると、「週 20 時間以上 25 時間未満」が約 3 割（29.7%）で、次いで「週 25 時間以上 30 時間未満」（20.3%）が挙がり、これらの「週 20 時間以上 30 時間未満」計で半数となっている。平均値では週 25.6 時間、中央値では 25 時間と算出された。

更に、1 日の残業時間の（平均的な）長さにも有効回答が得られたケースで、週当たり実労働時間の長さを集計すると、「週 20 時間以上 25 時間未満」（25.9%）が最も多く、これに「週 25 時間以上 30 時間未満」（20.1%）や「週 35 時間以上」（17.3%）、「週 30 時間以上 35 時間未満」（16.6%）等が続いた。平均値で週 26.9 時間、中央値では 25 時間と算出された。

その上で、現在の会社からの（平均的な）税込み月収については、「8 万円以上 9 万円未満」（14.9%）が最多で、次いで多かった順に「10 万円以上 11 万円未満」（10.3%）、「9 万円以上 10 万円未満」（8.6%）、「7 万円以上 8 万円未満」（8.2%）等となっている。総じて、7～11 万円計で 4 割を超え（42.0%）、平均値で 11 万 9,917.2 円、中央値では 10 万円と算出された。

税込み月収から税金や社会保険料等を除いた（平均的な）手取りの月収については、「8 万円以上 9 万円未満」（17.1%）が最も多く、これに「7 万円以上 8 万円未満」（11.1%）等が続いた。平均値で 10 万 4,702.2 円、中央値では 9 万円と算出された。

また、賞与の支給が「ある」割合は 41.7%となったが、その場合の直近 1 年間の支給額は「5 万円未満」計で 1／3 を超え（37.3%）、これに「5 万円以上 10 万円未満」（20.4%）や「10 万円以上 15 万円未満」（12.5%）等が続いた。平均値で 12 万 8,292.8 円、中央値では 6 万円と算出された。

3. 社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化

全有効回答労働者のうち、適用拡大前からの第 2 号被保険者を除いた第 1 号被保険者、第 3 号被保険者、その他[14]の短時間労働者（計 3,323 人）を対象に、社会保険の適用拡大に伴う働き方の変更状況をみると、自身の働き方が「変わった」とする割合は 15.8%で、「まだ変わっていないが、今後については検討している」が 22.2%、「特に変わっておらず、今後、変える予定も無い」が 60.8%等となった（**図表 23**）。

働き方が「変わった」場合（526 人）の具体的な内容としては、「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、（短時間労働者のまま）所定労働時間を延長した（してもらった）」が最多で半数を超え（54.9%）、これに「厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮した（してもらった）」（32.7%）等が続いた。

こうした結果を適用拡大前の被保険者区分別にみると、第 1 号被保険者（648 人）については、働き方が「変わった」割合が 16.5%で、「まだ変わっていないが、今後については検討している」が 22.2%等となっている。働き方が「変わった」場合（107 人）の具体的な内容としては、「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、（短時間労働者のまま）所定労働時間を延長した（してもらった）」が 2／3 を超え（67.3%）、これに「厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮した（してもらった）」（15.9%）や「その他」（13.1%）等が続いた。

[14] 60 歳以上で厚生年金に加入していない人など第 1 号～第 3 号被保険者「以外」になる。なお、未納者については、制度上は第 1 号被保険者（加入義務）の未払いという位置づけになるが、今回の調査では敢えてそうした注釈等は行わなかったため、「その他」に○を付している可能性もあると見られる。

また、第 3 号被保険者（2,322 人）についても、働き方が「変わった」割合は 16.2%で、「まだ変わっていないが、今後については検討している」が 24.1%等となった。働き方が「変わった」場合（377 人）の具体的な内容としては、「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、（短時間労働者のまま）所定労働時間を延長した（してもらった）」が半数を超えた（51.7%）ものの、「厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮した（してもらった）」も 1／3 を超えた（36.9%）。

図表 23　社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化

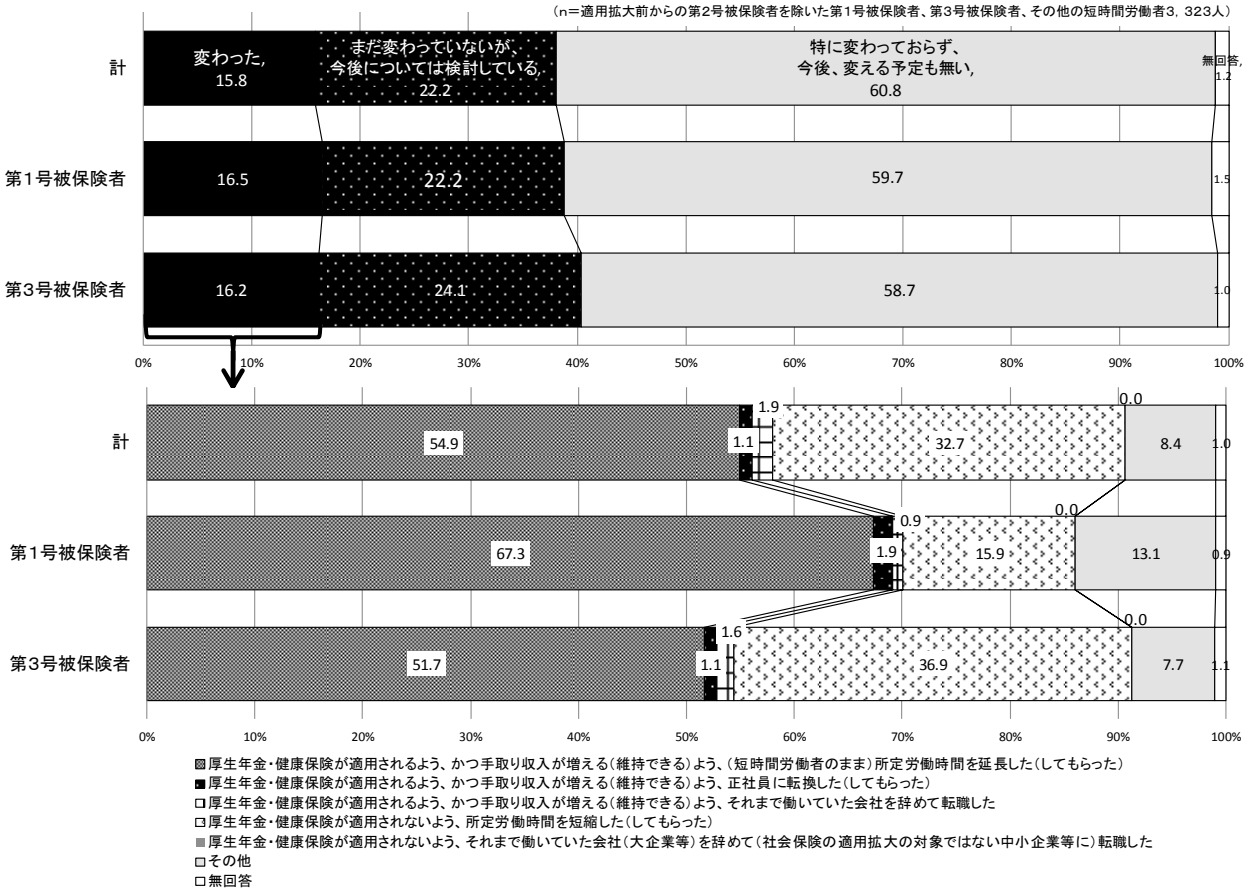

4. 社会保険に加入した・しなかった理由

厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、「（短時間労働者のまま）所定労働時間を延長した（してもらった）」あるいは「正社員に転換した（してもらった）」「それまで働いていた会社を辞めて転職した」と回答した場合（計 305 人）を対象に、社会保険に加入した理由を尋ねると（複数回答）、「もっと働いて収入を増やしたい（維持したい）から」（44.9%）が最も多く、これに「将来の年金額を増やしたいから」（44.3%）や「会社側から言われたから」（32.8%）、「保険料の負担が軽くなるから」（22.6%）等が続いた（**図表 24**）。

一方で社会保険が適用されないよう、「所定労働時間を短縮した（してもらった）」あるいは「それまで働いていた会社（大企業等）を辞めて（社会保険の適用拡大の対象ではない中小企業等に）転職した」場合（計 172 人）にも、社会保険に加入しなかった理由を尋ねると（複数回答）、「配偶者控除を受けられなくなるから」（54.7%）や「健康保険の扶養から外れるから」（50.6%）が多くいずれも半数を超え、次いで「手取り収入が減少するから」（49.4%）、「配偶者の会社から手当（配偶者手当や家族手当等）が支給されない恐れがあるから」（29.7%）、「（自身で保険料を納めて）加入するメリットが分からないから」（28.5%）等が挙がった。

図表 24　社会保険に加入した・しなかった理由

（%）

厚生年金・健康保険に加入した理由（複数回答）	計	第1号被保険者	第3号被保険者
もっと働いて収入を増やしたい（維持したい）から	44.9	32.0	50.7
将来の年金額を増やしたいから	44.3	46.7	42.0
会社側から言われたから	32.8	41.3	31.2
保険料の負担が軽くなるから	22.6	49.3	12.7
周囲の人（家族や同僚等）に勧められたから	10.2	10.7	10.2
医療給付（傷病や出産時の手当金）が充実するから	6.9	6.7	5.4
（育児や介護の負担、病気の軽減等で）より長く働けるようになったから	4.9	4.0	5.9
障がい・遺族年金が充実するから	1.0	2.7	0.5
その他	7.2	5.3	7.8
無回答	1.3	4.0	0.5
平均選択数（個）	1.8	2.1	1.7

（%）

厚生年金・健康保険に加入しなかった理由（複数回答）	計	第1号被保険者	第3号被保険者
配偶者控除を受けられなくなるから	54.7	11.8	65.5
健康保険の扶養から外れるから	50.6	5.9	61.9
手取り収入が減少するから	49.4	23.5	55.4
配偶者の会社から手当（配偶者手当や家族手当等）が支給されない恐れがあるから	29.7	5.9	36.0
（自身で保険料を納めて）加入するメリットが分からないから	28.5	5.9	32.4
（育児や介護、病気等の事情で）働く時間を増やせないから	16.9	17.6	18.0
会社側から言われたから	11.0	29.4	9.4
周囲の人（家族や同僚等）に勧められたから	4.1	－	4.3
周囲の動向を見てから、加入をどうするか決めようと思っているから	1.7	11.8	0.7
会社側に（社会保険に加入したいという）希望を言い難かったから	1.7	－	2.2
その他	4.7	5.9	2.2
無回答	7.6	－	5.8
平均選択数（個）	2.7	1.2	3.1

こうした結果を適用拡大前の被保険者区分別にみると、第 1 号被保険者（75 人）が社会保険に加入した理由としては（複数回答）、「保険料の負担が軽くなるから」が約半数（49.3%）で最も多い。次いで、「将来の年金額を増やしたいから」（46.7%）や「会社側から言われたから」（41.3%）等も、4 割超と多く挙げられている。これに対し、第 3 号被保険者（205 人）では「もっと働いて収入を増やしたい（維持したい）から」が半数を超えて最も多く（50.7%）、これに「将来の年金額を増やしたいから」（42.0%）や「会社側から言われたから」（31.2%）等が続いた。

一方、社会保険に加入しなかった理由（複数回答）について、第 1 号被保険者（17 人）では「会社側から言われたから」（29.4%）が最多で、これに「手取り収入が減少するから」（23.5%）等が続く。また、第 3 号被保険者（139 人）では、「配偶者控除を受けられなくなるから」（65.5%）や「健康保険の扶養から外れるから」（61.9%）が 6 割を超えて多く、次いで「手取り収入が減少するから」（55.4%）等が挙がった。

5. 適用拡大前後でみた所定労働時間や出勤日数の変化

なお、社会保険の適用拡大に伴い、働き方が「変わった」場合には、働き方が変化する以前の 1 日の所定労働時間や残業時間の長さ、1 週間の出勤日数についても尋ねている。そこで、適用拡大前後のそれらについて、ともに有効回答が得られたケース（296 人）で集計すると、全体では、社会保険の適用拡大以前の 1 日の所定労働時間が、平均値で 5.6 時間（中央値で 5.5 時間）、残業時間が平均値で 14 分（中央値で 0 分）、1 週間の出勤日数が平均値で 4.5 日（中央値で 5.0 日）となっていたのに対し、適用拡大後の 1 日の所定労働時間は平均値で 6.0 時間（中央値で 6.0 時間）、残業時間は平均値で 18.4 分（中央値で 0 分）、1 週間の出勤日数は平均値で 4.6 日（中央値で 5.0 日）と算出された。即ち、社会保険の適用拡大前後で、全体では 1 日の所定労働時間が平均値で 28.2 分（中央値で 30 分）、残業時間が平均値で 4.3 分（中央値で 0 分）、1 週間の出勤日数が平均値で 0.1 日（中央値で 0 日）長くなったことになる。

1 日の所定労働時間と 1 週間の出勤日数から、週当たりの所定労働時間を算出すると、社会保険の適用拡大前が平均値で 24.6 時間（中央値で 25.0 時間）だったのに対し、適用拡大後は平均値で 27.5 時間（中央値で 27.5 時間）となり、平均値で 2.9 時間（中央値で 2.5 時間）延びた計算になる。また、残業時間を加えて週当たりの実労働時間を集計すると、社会保険の適用拡大前が平均値で 25.6 時間（中央値で 25 時間）に対し、適用拡大後は平均値で 28.9 時間（中央値で 28 時間）と、平均値で 3.3 時間（中央値で 3.0 時間）延びている。

こうした結果を、働き方の変更内容別にみると**図表 25** の通りになった。即ち、「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、（短時間労働者のまま）所定労働時間を延長した（してもらった）」場合、社会保険の適用拡大前には 1 日の所定労働時間が平均値で 5.5 時間（中央値で 5.5 時間）、1 週間の出勤日数が 4.4 日（中央値で 5.0 日）等となっていたのに対し、適用拡大後は 1 日の所定労働時間が平均値で 6.4 時間（中央値で 6.5 時間）と 1 時間ほど延びている。一方、1 週間の出勤日数は平均値で 4.8 日（中央値で 5.0 日）と、適用拡大後もほぼ横ばいで推移しており、社会保険が適用されるように働き方を変更した場合には、（1 週間の出勤日数を増やすより）1 日の所定労働時間を延長して対応したケースが多かったと見られる。結果として、週当たりの所定労働時間は、適用拡大前の平均値で 24.2 時間（中央値で 24.0 時間）から、適用拡大後は平均値で 30.4 時間（中央値で 30.0 時間）と 6 時間ほど長くなり、適用拡大前より対象だった（概ね）4 分の 3

以上（一般に週 30 時間以上等）と同程度まで引き上げられている様子が窺える。

これに対し、「厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮した（してもらった）」場合には、社会保険の適用拡大前は 1 日の所定労働時間が平均値で 5.6 時間（中央値で 5.5 時間）、1 週間の出勤日数が 4.5 日（中央値で 5.0 日）等となっていたのに対し、適用拡大後は 1 日の所定労働時間が平均値で 5.1 時間（中央値で 5.0 時間）と 30 分ほど短縮され、1 週間の出勤日数も平均値で 4.2 日（中央値で 4.0 日）と中央値では 1 日ほど減少した。この点、社会保険が適用されないように働き方を変更した場合には、1 週間の出勤日数も減らして対応したケースが多かったと見られ、結果として週当たりの所定労働時間は、適用拡大前の平均値で 25.1 時間（中央値で 25.0 時間）から、適用拡大後の平均値で 20.9 時間（中央値で 20.0 時間）まで 4～5 時間ほど短縮されたことが分かる。

図表 25　働き方の変更内容別にみた適用拡大前後の所定労働時間の長さ等の変化

		1日の所定労働時間（時間）		1日の残業時間（分）		1週間の出勤日数（日）		週当たりの所定労働時間（時間）		週当たりの実労働時間（時間）	
		平均値	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値
厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、（短時間労働者のまま）所定労働時間を延長した（してもらった）	適用拡大前	5.5	5.5	13.6	0.0	4.4	5.0	24.2	24.0	25.2	25.0
	適用拡大後	6.4	6.5	20.7	10.0	4.8	5.0	30.4	30.0	32.0	32.0
	差	0.9	1.0	7.0	10.0	0.3	−	6.2	6.0	6.8	7.0
厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮した（してもらった）	適用拡大前	5.6	5.5	14.5	0.0	4.5	5.0	25.1	25.0	26.1	25.0
	適用拡大後	5.1	5.0	11.2	0.0	4.2	4.0	20.9	20.0	21.7	21.0
	差	−0.5	−0.5	−3.3	0.0	−0.4	−1.0	−4.1	−5.0	−4.4	−4.0

6. 現在、「特定適用事業所等」で働く短時間労働者だけでみた働き方の変化

社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化としては、これを契機に転職することも考えられるため、35 頁の 3.では（事業所の性質に係わらず）適用拡大前からの第 2 号被保険者を除く、第 1 号被保険者、第 3 号被保険者、その他の短時間労働者を広く対象としたところだが、本来的には、適用拡大が義務づけられた「特定適用事業所等」で働く（適用拡大時点で働いていた）、短時間労働者が対象の中心になるはずである。

そこで、事業所と短時間労働者の双方から有効回答が得られたケースに限定されるが、両者のマッチングデータを形成して現在、「特定適用事業所等」で働いている、適用拡大前からの第 2 号被保険者を除いた第 1 号被保険者、第 3 号被保険者及びその他の短時間労働者（計 1,232 人）を対象に、改めて社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化をみると、働き方が「変わった」とする割合は 31.1%で、「まだ変わっていないが、今後については検討している」が 17.3%等となった（**図表 26**）。働き方が「変わった」場合（383 人）の具体的な内容としては、「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、（短時間労働者のまま）所定労働時間を延長した（してもらった）」が半数を超えた（54.6%）一方、「厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮した（してもらった）」も 1／3 程度（32.6%）となっている。

その上で、社会保険に加入した理由としては（複数回答）、「将来の年金額を増やしたいから」（46.4%）が最も多く、「もっと働いて収入を増やしたい（維持したい）から」との回答（44.5%）を上回った。これに「会社側から言われたから」（34.1%）や「保険料の負担が軽くなるから」（22.3%）等が続いた。一方、社会保険に加入しなかった理由としては（複数回答）、「配偶者控除を受けられなくなるから」（52.0%）が最多で、次いで「健康保険の扶養から外れるから」（50.4%）や「手取り収入が減少するから」（48.0%）等が挙がっている。

総じて現在、「特定適用事業所等」で働いている短時間労働者のみに限定すると、働き方が「変わった」割合等については大きな変動（増加等）が見られるものの、その具体的な内容や社会保険に加入した・しなかった理由については、適用拡大前の被保険者区分が第 1 号被保険者、第 3 号被保険者、その他の短時間労働者を広く対象として集計した結果と、そう大きな相違は無いことが分かる。

図表 26　「特定適用事業所等」で働く短時間労働者だけでみた働き方の変化と社会保険に加入した・しなかった理由

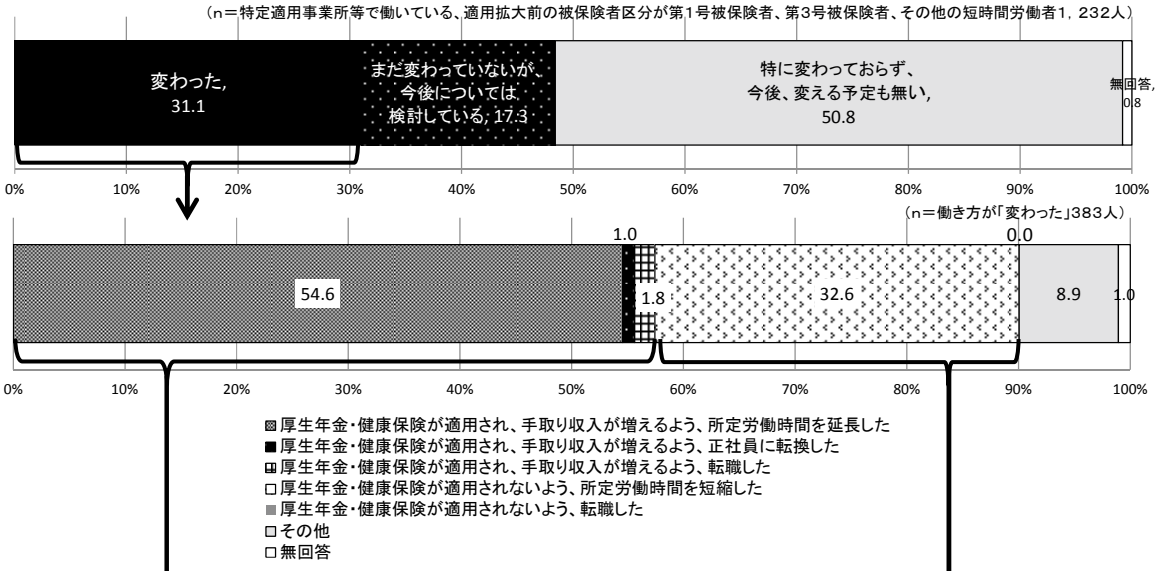

（%）

厚生年金・健康保険に加入した理由（複数回答）	
将来の年金額を増やしたいから	46.4
もっと働いて収入を増やしたい（維持したい）から	44.5
会社側から言われたから	34.1
保険料の負担が軽くなるから	22.3
周囲の人（家族や同僚等）に勧められたから	10.9
医療給付（傷病や出産時の手当金）が充実するから	6.4
（育児や介護の負担、病気の軽減等で）より長く働けるようになったから	4.5
障がい・遺族年金が充実するから	0.9
その他	6.4
無回答	0.9
平均選択数（個）	1.8

（%）

厚生年金・健康保険に加入しなかった理由（複数回答）	
配偶者控除を受けられなくなるから	52.0
健康保険の扶養から外れるから	50.4
手取り収入が減少するから	48.0
配偶者の会社から手当（配偶者手当や家族手当等）が支給されない恐れがあるから	31.2
（自身で保険料を納めて）加入するメリットが分からないから	28.8
（育児や介護、病気等の事情で）働く時間を増やせないから	16.0
会社側から言われたから	12.0
周囲の人（家族や同僚等）に勧められたから	4.0
会社側に（社会保険に加入したいという）希望を言い難かったから	2.4
周囲の動向を見てから、加入をどうするか決めようと思っているから	1.6
その他	3.2
無回答	9.6
平均選択数（個）	2.5

7. 社会保険の適用拡大前後における被保険者区分や手取り月収等の変化

社会保険の適用拡大前後における、全有効回答労働者（6,418 人）の被保険者区分の変化を整理すると、**図表 27** の通りになった。即ち、適用拡大前は第 1 号被保険者が 10.1%、第 2 号被保険者が 37.5%、第 3 号被保険者が 36.2%、その他が 5.5%等だったのに対し、適用拡大後は第 1 号被保険者が 6.2%、第 2 号被保険者が 48.6%、第 3 号被保険者が 30.5%、その他が 4.1%等となっている。

結果として、適用拡大前の第 1 号被保険者から、適用拡大後の第 2 号被保険者に移行した人は 250 人で、適用拡大前の第 1 号被保険者に占める割合では 38.6%と算出された。また、第 3 号被保険者から第 2 号被保険者に移行した人は 367 人で、適用拡大前の第 3 号被保険者のうち 15.8%と算出される。

図表 27　適用拡大前後における被保険者区分の変化

適用拡大前	（人）	（%）
第1号被保険者（20歳以上60歳未満で、第2号または第3号被保険者でない者）	648	10.1
第2号被保険者（厚生年金に本人が加入している者）	2,409	37.5
第3号被保険者（配偶者が加入する厚生年金の被扶養配偶者）	2,322	36.2
その他（60歳以上で、厚生年金に加入していない者等）	353	5.5
無回答	686	10.7

適用拡大後	（人）	（%）	（差人数）	（差%）
第1号被保険者	398	6.2	−250	−3.9
第2号被保険者	3,118	48.6	709	＋11.0
第3号被保険者	1,955	30.5	−367	−5.7
その他	261	4.1	−92	−1.4
無回答	686	10.7	−	−

こうしたなか、社会保険の適用拡大前後で、被保険者区分が「変わった」人（計 709 人）を対象に、税金や社会保険料を除いた「手取りの月収」がどう変化したかを尋ねると、「減った」割合が半数を超え（53.3%）、「増えた」割合（23.8%）と「特に変わっていない」割合（21.3%）が同程度となった（**図表 28**）。これを適用拡大前の被保険者区分別にみると、手取りの月収が「減った」割合は、第 1 号被保険者と第 3 号被保険者のいずれも半数程度だが、第 1 号被保険者では「特に変わっていない」割合が 1／4 程度（24.8%）に対し、第 3 号被保険者では「増えた」割合が約 3 割（28.3%）と多くなっている。

増減があった場合（547 人）に、その増減幅がどの程度だったかについても尋ねると、増減いずれも「1 万円以上 2 万円未満」（「増えた」場合で 27.8%、「減った」場合で 50.8%）が最も多く、次いで「2 万円以上 3 万円未満」（「増えた」場合で 24.9%、「減った」場合で 29.6%）等が挙がった。なお、「減った」場合（378 人）には、これらと「～1 万円未満」（3.4%）を合わせた、「～3 万円未満」計で約 8 割を占めている。一方、「増えた」場合（169 人）には、「～1 万円未満」（12.4%）と合わせて「～3 万円未満」計は約 2／3 で、これに「5 万円以上」（13.6%）や「3 万円以上 4 万円未満」（10.7%）等が続いた。即ち、手取りの月収が「増えた」場合には「減った」場合より多様な分布が見られ、「増えた」場合の平均値は 2 万 6,968.5 円、中央値は 2 万円と算出された。これに対し、「減った」場合の平均値は 2 万 674.2 円で、中央値は 1 万 7,000 円となった。

こうした結果を被保険者区分別にみると、第 1 号被保険者から第 2 号被保険者に移行したケースでは、増減いずれも「1 万円以上 2 万円未満」（「増えた」30.4%、「減った」47.2%）が最も多く、これに「2 万円以上 3 万円未満」（「増えた」19.6%、「減った」27.6%）等が続く。なお、「増えた」場合には「～1 万円未満」も 2 割超（21.4%）と多く、平均値で 2 万 3,317.0 円、中央値では 1 万 5,000 円と算出された。これに対し、「減った」場合の平均値は 2 万 3,726.4 円で、中央値では 1 万 7,500 円となった。

図表 28　被保険者区分が「変わった」人の適用拡大前後における手取りの月収の変化

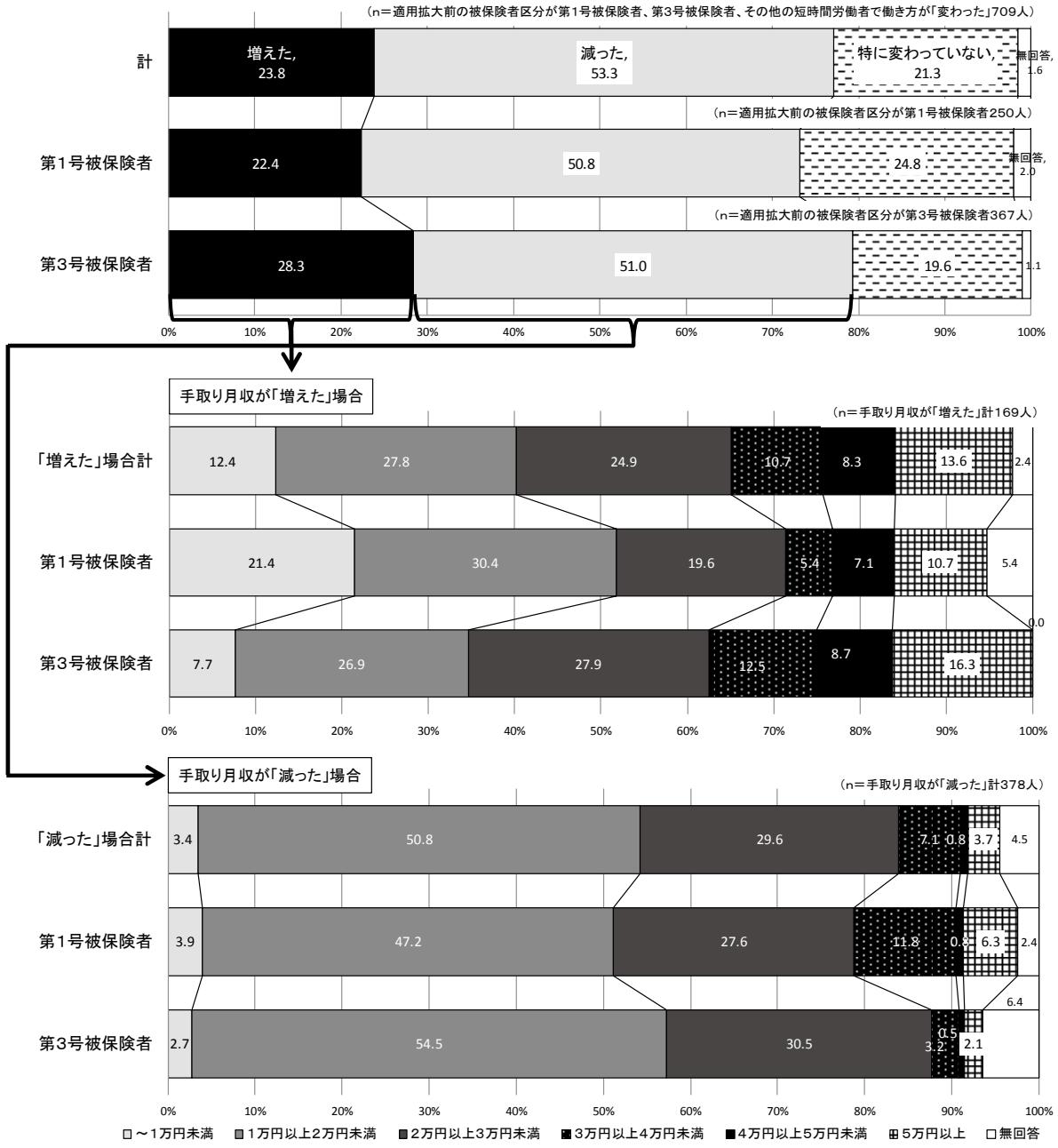

一方、第 3 号被保険者から第 2 号被保険者に移行したケースでも、増減とも「1 万円以上 2 万円未満」(「減った」54.5%、「増えた」26.9%) が最多で、次いで「2 万円以上 3 万円未満」(「減った」30.5%、「増えた」27.9%) 等が挙がった。但し、「増えた」場合では「5 万円以上」(16.3%) や「3 万円以上 4 万円未満」(12.5%) 等も多く、平均値で 2 万 1,625.0 円、中央値では 2 万 2,500 円と算出された。また、「減った」場合の平均値は 2 万 1,506.4 円で、中央値は 1 万 8,150 円となった。

なお、手取りの月収が「減った」場合 (378 人) に、減少分を補うために他の会社でも働いたり、副業を始めたりしたか否かを尋ねると、「始めていない」との回答が 94.2%にのぼったものの、「他の会社でも働き始めた」(0.8%) や「(左記以外の) 副業を始めた」(3.4%) といった回答も僅少ながら確認された。

これを被保険者区分別にみると、第 1 号被保険者でも「始めていない」が 89.0%と大勢を占める中、「他の会社でも働き始めた」との回答が 1.6%で、「(左記以外の) 副業を始めた」が 6.3%と、減少分を補うために何らかの行動を取った割合がやや高くなっている。一方、第 3 号被保険者では「始めていない」が 96.3%にのぼり、「他の会社でも働き始めた」との回答は無く、「(左記以外の) 副業を始めた」が 2.7%等となった。

8. 更なる適用拡大に伴う働き方の変更意向

適用拡大後の被保険者区分が第 1 号被保険者、第 3 号被保険者、その他の短時間労働者 (計 2,614 人) を対象に、社会保険の適用基準が今後、更に緩和され、自身の現在の働き方が適用対象になったらどうすると思うかを尋ねると、「分からない」が 4 割を超えた (41.8%) ものの、働き方を「変えると思う」が 38.5%に対し、「変えないと思う」(結果として、そのままの働き方で社会保険が適用になる) が 15.6%となった (**図表 29**)。

働き方を「変えると思う」場合 (1,007 人) に、どのように変更すると思うかについても尋ねると (複数回答)、「厚生年金・健康保険が適用にならないよう、働く時間を減らす」(31.4%) と「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える (維持できる) よう、(短時間労働者のまま) 働く時間を増やす」(30.4%) が拮抗する形で、これに「厚生年金・健康保険が適用されるよう、(短時間労働者のまま) 働く時間を増やすが、手取り収入が減らない程度の時間増に抑える」(19.6%) や「厚生年金・健康保険が更に拡大されるなら、正社員として働く (働きたい)」(16.5%) 等が続いた。なお、厚生年金・健康保険が適用されるように「働く時間を増やす」か「正社員として働く (働きたい)」か「働く時間を増やすが、手取り収入が減らない程度の時間増に抑える」のいずれかを回答した、更なる適用拡大を受け容れる割合は 56.8%と算出された。これに対し、厚生年金・健康保険が適用にならないように「働く時間を減らす」か「自営業や個人請負等の独立した形態で働く」か「働くことをやめる」のいずれかを回答し、更なる適用拡大を回避するとした割合は 33.7%となった。

図表 29　被保険者区分別にみた更なる適用拡大に伴う働き方の変更意向

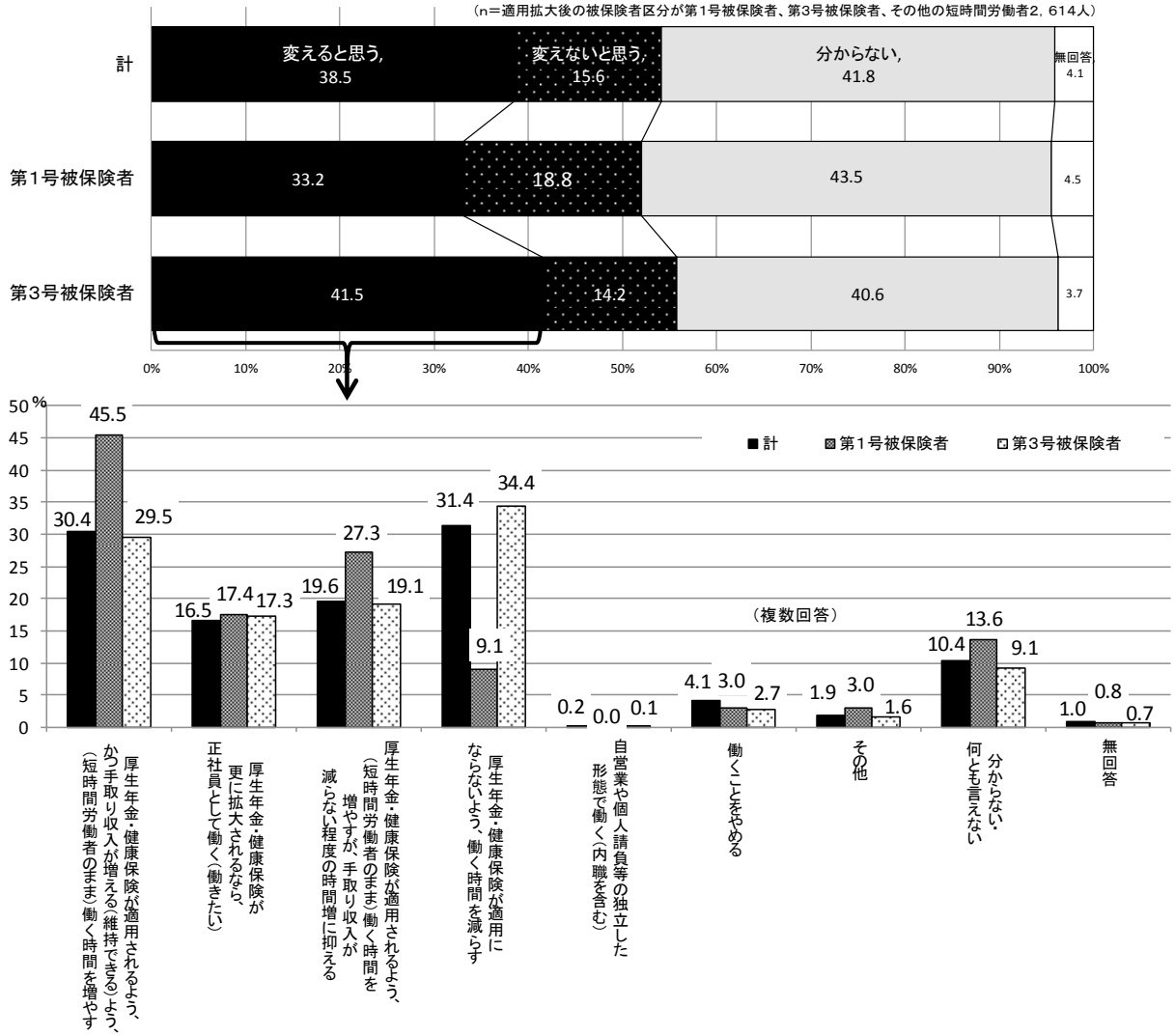

こうした結果を被保険者区分別にみると、働き方を「変えると思う」割合は、第 1 号被保険者（398 人）が 33.2%に対し、第 3 号被保険者（1,955 人）では 41.5%となった。一方、「変えないと思う」(結果として､そのままの働き方で社会保険が適用になる)とした割合は、第 1 号被保険者で 18.8%に対し、第 3 号被保険者では 14.2%等となっている。

働き方を「変えると思う」場合に、どのように変更するかについては（複数回答)、第 1 号被保険者（132 人）では「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、(短時間労働者のまま）働く時間を増やす」（45.5%）が最も多く、これに「厚生年金･健康保険が適用されるよう､(短時間労働者のまま) 働く時間を増やすが、手取り収入が減らない程度の時間増に抑える」（27.3%）や「厚生年金・健康保険が更に拡大されるなら、正社員として働く（働きたい)」（17.4%）等が続いた。なお、選択肢を分類すると、更なる適用拡大を受け容れる割合が 75.0%に対し、更なる適用拡大を回避する割合が 11.4%と算出される。

一方、第 3 号被保険者（811 人）では「厚生年金・健康保険が適用にならないよう、働く時間を減らす」（34.4%）が最多で、次いで多かった順に「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やす」（29.5%）、「厚生年金・健康保険が適用されるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やすが、手取り収入が減らない程度の時間増に抑える」（19.1%）等となった。なお、選択肢を分類すると、更なる適用拡大を受け容れる割合が 56.6%に対し、更なる適用拡大を回避する割合は 35.6%と算出された。

9. 社会保険に加入する・しない理由

働き方を「変えると思う」とし、その具体的な内容として（複数回答）、「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やす」や「厚生年金・健康保険が更に拡大されるなら、正社員として働く（働きたい）」「厚生年金・健康保険が適用されるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やすが、手取り収入が減らない程度の時間増に抑える」を挙げた短時間労働者と、働き方を「変えないと思う」（結果として、そのままの働き方で社会保険が適用になる）と回答した短時間労働者（計 981 人）を対象に、社会保険への加入を希望する理由を尋ねると（複数回答）、「将来の年金額を増やしたいから」（47.0%）が最も多く、これに「収入を増やしたい（維持したい）から」（38.9%）や「保険料の負担が軽くなるから」（32.2%）等が続いた（**図表 30**）。

一方、働き方を「変えると思う」中で、「厚生年金・健康保険が適用にならないよう、働く時間を減らす」あるいは「自営業や個人請負等の独立した形態で働く（内職を含む）」「働くことをやめる」と回答した短時間労働者（計 339 人）に対しても、社会保険への加入を希望しない理由を尋ねると（複数回答）、「手取り収入が減少するから」（61.1%）が最も多く、次いで「健康保険の扶養から外れるから」（55.2%）や「配偶者控除を受けられなくなるから」（48.4%）等が挙がった。

こうした結果を被保険者区分別にみると、第 1 号被保険者（174 人）が社会保険への加入を希望する理由としては（複数回答）、「保険料の負担が軽くなるから」が最多で半数を超え（54.0%）、これに「将来の年金額を増やしたいから」（48.3%）や「収入を増やしたい（維持したい）から」（34.5%）等が続いた。これに対し、第 3 号被保険者（737 人）では、「将来の年金額を増やしたいから」（49.3%）や「収入を増やしたい（維持したい）から」（42.5%）等が挙がった。

一方、社会保険への加入を希望しない理由（複数回答）について、第 1 号被保険者（15 人）では「手取り収入が減少するから」（60.0%）が多くなっている。また、第 3 号被保険者（289 人）では「健康保険の扶養から外れるから」（64.0%）や「手取り収入が減少するから」（63.7%）が多く、これに「配偶者控除を受けられなくなるから」（56.1%）等が続く。

図表 30　社会保険への加入を希望する・しない理由

（%）

厚生年金・健康保険への加入を希望する理由（複数回答）	計	第1号被保険者	第3号被保険者
将来の年金額を増やしたいから	47.0	48.3	49.3
収入を増やしたい（維持したい）から	38.9	34.5	42.5
保険料の負担が軽くなるから	32.2	54.0	25.5
医療給付（傷病や出産時の手当金）が充実するから	9.9	13.2	8.7
障がい・遺族年金が充実するから	4.1	7.5	3.4
その他	4.7	4.6	4.1
無回答	16.0	10.3	16.6
平均選択数（個）	1.6	1.8	1.6

（%）

厚生年金・健康保険への加入を希望しない理由（複数回答）	計	第1号被保険者	第3号被保険者
手取り収入が減少するから	61.1	60.0	63.7
健康保険の扶養から外れるから	55.2	－	64.0
配偶者控除を受けられなくなるから	48.4	－	56.1
配偶者の会社から手当（配偶者手当や家族手当等）が支給されない恐れがあるから	28.9	－	33.9
（育児や介護、病気等の事情で）働く時間を増やせないから	28.0	－	31.5
（自身で）加入するメリットが分からないから	26.5	20.0	28.0
周囲の動向を見てから、加入をどうするか決めようと思うから	2.9	6.7	2.8
会社側に（社会保険に加入したいという）希望を言い難いから	2.7	－	3.1
その他	8.0	26.7	4.2
無回答	3.2	6.7	3.1
平均選択数（個）	2.7	1.2	3.0

10. 特定適用事業所等とそれ以外でみた更なる適用拡大に伴う働き方の変更意向等

なお、本設問については、事業所調査と同様に、短時間労働者の置かれた状況によって 2 種類の意味合いを持つと考えられる。即ち、「特定適用事業所等」で働いている場合には、今般の適用拡大後の（週 20 時間未満等の）働き方で、社会保険が適用されることになった場合を思い浮かべるだろう。一方、「特定適用事業所等以外の事業所」で働いていれば、社会保険の適用要件が未だ、通常労働者の概ね 3／4（一般に週 30 時間）以上であることを前提に、それ未満で適用されることになった場合を想定して回答するだろう。

そこで、一連の結果について事業所とそこで働く短時間労働者のマッチングデータを用い、改めて「特定適用事業所等」とそれ以外でみると**図表 31** の通りになった。即ち、「特定適用事業所等」で働く適用拡大後の第 1 号被保険者、第 3 号被保険者、その他の短時間労働者（696 人）のうち、更なる適用拡大に伴い働き方を「変えると思う」割合は 40.9%で、「変えないと思う」（結果として、そのままの働き方で社会保険が適用になる）割合が 14.8%等となった。

働き方を「変えると思う」場合（285 人）の具体的な内容としては（複数回答）、「厚生年金・健康保険が適用にならないよう、働く時間を減らす」（33.0%）が最も多く、次いで多かった順に「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増えるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やす」（29.1%）、「厚生年金・健康保険が適用されるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やすが、手取り収入が減らない程度の時間増に抑える」（20.0%）等となっている。なお、選択肢を分類すると、更なる適用拡大を受け容れる割合が 52.3%に対し、更なる適用拡大を回避する割合は 35.8%と算出された。

図表 31　特定適用事業所等とそれ以外でみた更なる適用拡大に伴う働き方の変更意向

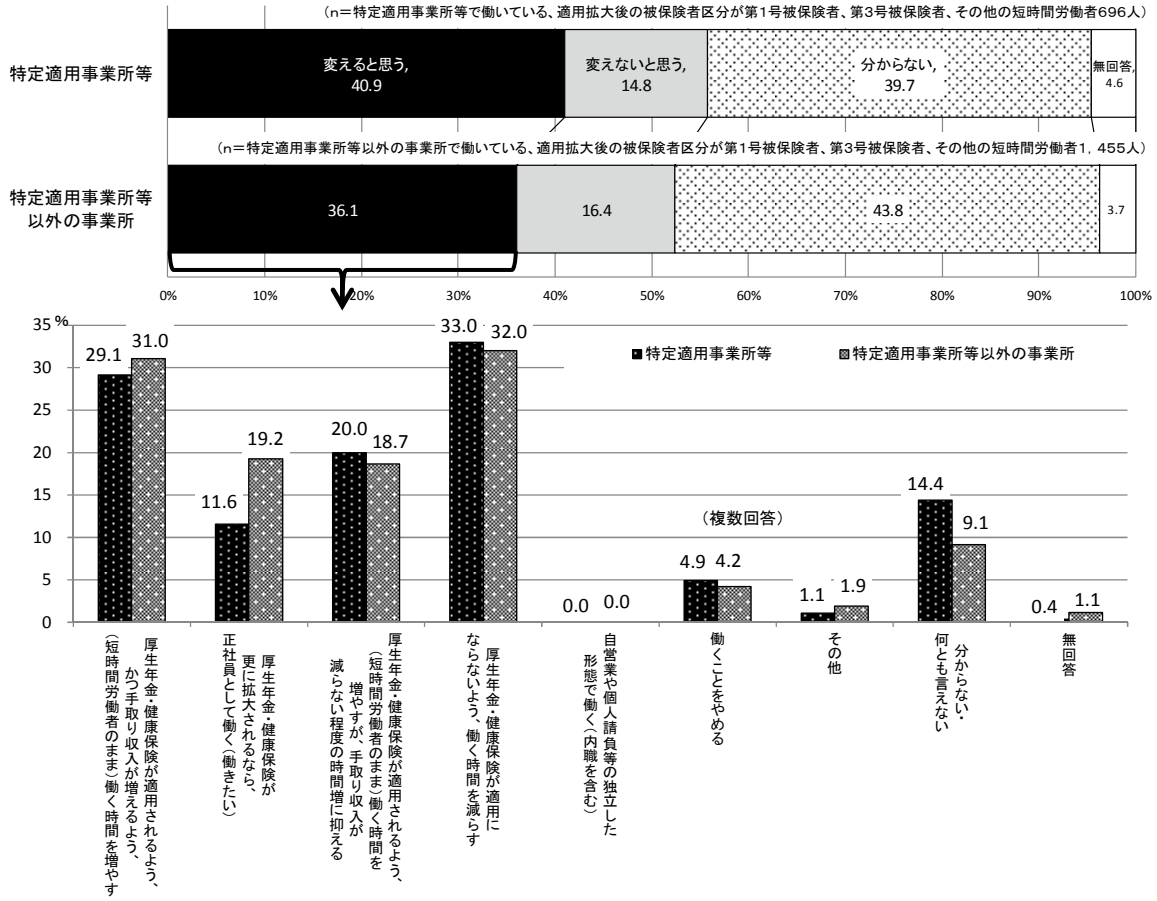

これに対し、「特定適用事業所等以外の事業所」で働いている場合（1,455 人）でみると、働き方を「変えると思う」割合は 36.1%で、「変えないと思う」（同）が 16.4%等となった。働き方を「変えると思う」場合（525 人）の具体的な内容としては（複数回答）、「厚生年金・健康保険が適用にならないよう、働く時間を減らす」（32.0%）と「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増えるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やす」（31.0%）が拮抗する形で、これに「厚生年金・健康保険が更に拡大されるなら、正社員として働く（働きたい）」（19.2%）や「厚生年金・健康保険が適用されるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やすが、手取り収入が減らない程度の時間増に抑える」（18.7%）等が続いた。なお、選択肢を分類すると、更なる適用拡大を受け容れる割合が 57.9%に対し、更なる適用拡大を回避する割合は 34.1%と算出された。

総じてみると、「特定適用事業所等」か否かで回答傾向が大きく変わる訳ではないが、「特定適用事業所等」で働いている方が、更なる適用拡大に当たり、働き方を「変えると思う」割合がやや高くなっている。一方、「特定適用事業所等以外の事業所」で働いている場合に「分からない」とする割合や、働き方を「変えないと思う」（結果として、そのままの働き方で社会保険が適用になる）割合がやや高い。その上で、具体的な内容（複数回答）については、

「特定適用事業所等」（更なる適用拡大を受容－回避で 16.5 ポイント差）より「特定適用事業所等以外の事業所」（同 23.8 ポイント差）の方が、更なる適用拡大を受け容れる意向を示す短時間労働者が多くなっている。

こうしたなか、社会保険への加入を希望する理由については（複数回答）、「特定適用事業所等」もそれ以外も、回答が多かった選択肢の順序は同様となったが、「特定適用事業所等」で働いている方が「将来の年金額を増やしたいから」とする割合が半数を超えて（50.4%）高く、「特定適用事業所等以外の事業所」で働いている場合のそれ（45.4%）を上回っている（**図表 32**）。その分、「特定適用事業所等以外の事業所」で働いている場合は、「収入を増やしたい（維持したい）から」とする割合が 4 割を超えて（41.7%）高く、「特定適用事業所等」で働いている場合のそれ（32.9%）を上回った。

図表 32　特定適用事業所等とそれ以外でみた社会保険への加入を希望する・しない理由

（%）

厚生年金・健康保険への加入を希望する理由（複数回答）	特定適用事業所等	特定適用事業所等以外の事業所
将来の年金額を増やしたいから	50.4	45.4
収入を増やしたい（維持したい）から	32.9	41.7
保険料の負担が軽くなるから	30.2	31.9
医療給付（傷病や出産時の手当金）が充実するから	10.3	10.3
障がい・遺族年金が充実するから	3.2	5.2
その他	4.4	5.0
無回答	17.5	16.4
平均選択数（個）	1.6	1.7

（%）

厚生年金・健康保険への加入を希望しない理由（複数回答）	特定適用事業所等	特定適用事業所等以外の事業所
手取り収入が減少するから	58.8	62.0
健康保険の扶養から外れるから	56.9	54.7
配偶者控除を受けられなくなるから	52.9	45.8
配偶者の会社から手当（配偶者手当や家族手当等）が支給されない恐れがあるから	30.4	29.1
（育児や介護、病気等の事情で）働く時間を増やせないから	28.4	29.1
（自身で）加入するメリットが分からないから	28.4	26.8
周囲の動向を見てから、加入をどうするか決めようと思うから	2.0	1.7
会社側に（社会保険に加入したいという）希望を言い難いから	1.0	2.2
その他	7.8	9.5
無回答	3.9	2.8
平均選択数（個）	2.8	2.7

11.「就業調整」の状況と配偶者控除等の年収上限の引上げへの対応意向

全有効回答労働者（6,418 人）のうち、就業調整（年収や労働時間の調整）を「行っている」割合[15]は 1／4 程度（27.1%）で、「行っていない」割合が 7 割を超えた（70.9%）（**図表 33**）。

就業調整を「行っている」短時間労働者（1,741 人）を対象に、その具体的な内容を尋ねると（複数回答）、「配偶者の所得税について配偶者控除が受けられるよう、自身の収入を 103 万円以下に抑えている」（36.5%）（全有効回答労働者の 9.9%）が最も多く、これに「自身

15 会社の都合で就業調整している場合でも、該当する調整内容に○を付してもらった。

の収入に所得税がかからないよう、非課税限度額（103 万円）以下に抑えている」（27.6%）（同 7.5%）や「配偶者の被用者保険に被扶養者として加入できるよう、自身の収入を 130 万円未満に抑えている」（24.6%）（同 6.7%）等が続いた。

なお、今般の適用拡大の要件を示す「社会保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を 20 時間未満、月額賃金を 8.8 万円未満等に抑えている」割合は 11.2%（同 3.0%）となった。

図表 33　「就業調整」の状況（上）と具体的な内容（下左）と
配偶者控除等を満額受けられる年収上限の引上げに伴う働き方の変更意向（点線枠内）

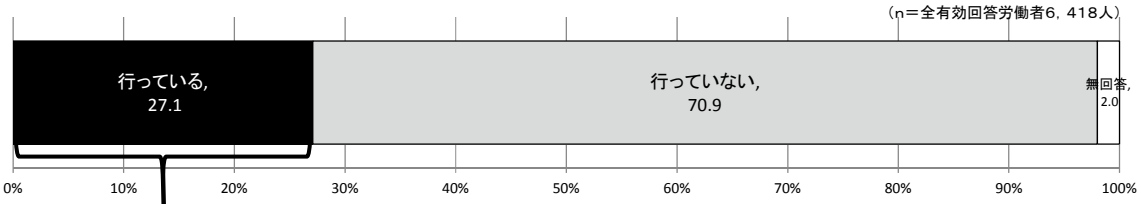

（%）

「就業調整」の具体的な内容（複数回答）	
配偶者の所得税について配偶者控除が受けられるよう、自身の収入を103万円以下に抑えている	36.5
自身の収入に所得税がかからないよう、非課税限度額（103万円）以下に抑えている	27.6
配偶者の被用者保険に被扶養者として加入できるよう、自身の収入を130万円未満に抑えている	24.6
配偶者特別控除が受けられるよう、自身の収入を103万円超141万円未満に抑えている	19.1
住民税がかからないよう、自身の収入を100万円以下に抑えている	11.7
社会保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を20時間未満、月額賃金を8．8万円未満等に抑えている	11.2
配偶者の勤務先から手当（配偶者手当や家族手当等）がもらえるようにしている（103万円・130万円以下等）	10.8
社会保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を正社員の4分の3未満に抑えている	7.6
受給している公的年金が支給停止にならないよう（あるいは減額率が小さくなるよう）にしている	6.0
雇用保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を20時間未満に抑えている	4.8
所得税の適用税率を低く抑えられるよう、自身の収入を195万円以下に抑えている	1.8
その他	3.4
無回答	6.2
平均選択数（個）	1.8

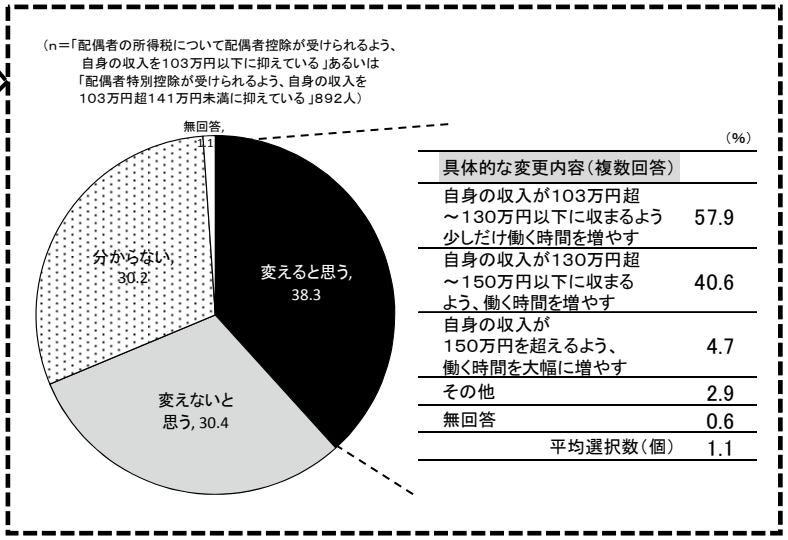

（%）

具体的な変更内容（複数回答）	
自身の収入が103万円超～130万円以下に収まるよう少しだけ働く時間を増やす	57.9
自身の収入が130万円超～150万円以下に収まるよう、働く時間を増やす	40.6
自身の収入が150万円を超えるよう、働く時間を大幅に増やす	4.7
その他	2.9
無回答	0.6
平均選択数（個）	1.1

こうしたなか、「配偶者の所得税について配偶者控除が受けられるよう、自身の収入を 103 万円以下に抑えている」あるいは「配偶者特別控除が受けられるよう、自身の収入を 103 万円超 141 万円未満に抑えている」と回答した場合（計 892 人）を対象に、（2017 年の税制改正に伴い）配偶者控除等を満額受けられる年収の上限が、2018 年 1 月より（103 万円から）150 万円に引き上げられることに伴い、自身の働き方をどうすると思うかを尋ねると、「（現在の働き方を）変えると思う」が 38.3%に対し、「変えないと思う」が 30.4%等となった（**図表 33**）。

働き方を「変えると思う」場合（342 人）の変更内容としては（複数回答）、「自身の収入

が 103 万円超～130 万円以下に収まるよう少しだけ働く時間を増やす」（57.9%）が最も多く、これに「自身の収入が 130 万円超～150 万円以下に収まるよう、働く時間を増やす」（40.6%）等が続いた。

12. 特定適用事業所等とそれ以外でみた「就業調整」等の状況

「就業調整」の状況についても、社会保険の今般の適用拡大の影響を強く受けているだろう「特定適用事業所等」と、制度特例の適用はあるもののその影響は未だ大きくない「特定適用事業所等以外の事業所」の間で、その様相は異なっていると推測される。

そこで、「就業調整」の状況を「特定適用事業所等」とそれ以外で分けてみると、就業調整を「行っている」割合は、「特定適用事業所等」で約 1／5（21.8%）と、「特定適用事業所等以外の事業所」の約 1／3（33.2%）を 10 ﾎﾟｲﾝﾄ以上下回った（**図表 34**）。その上で、就業調整の具体的な内容としては（複数回答）、「配偶者の被用者保険に被扶養者として加入できるよう、自身の収入を 130 万円未満に抑えている」との回答が、「特定適用事業所等」で減少する一方、「社会保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を 20 時間未満、月額賃金を 8.8 万円未満等に抑えている」（19.9%）割合が出現し、また、「自身の収入に所得税がかからないよう、非課税限度額（103 万円）以下に抑えている」（30.3%）や「雇用保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を 20 時間未満に抑えている」（7.5%）といった回答も多くなっている。

こうしたなか、「配偶者の所得税について配偶者控除が受けられるよう、自身の収入を 103 万円以下に抑えている」あるいは「配偶者特別控除が受けられるよう、自身の収入を 103 万円超 141 万円未満に抑えている」場合を対象に、配偶者控除等を満額受けられる年収の上限が引き上げられることに伴う働き方の変更意向を集計すると、「特定適用事業所等」（計 283 人）では「（現在の働き方を）変えると思う」が約 1／3（33.6%）に対し、「変えないと思う」が 30.0%で「分からない」が 34.3%等となった。働き方を「変えると思う」場合（95 人）の変更内容としては（複数回答）、「自身の収入が 103 万円超～130 万円以下に収まるよう少しだけ働く時間を増やす」（51.6%）が半数超で、次いで「自身の収入が 130 万円超～150 万円以下に収まるよう、働く時間を増やす」が 42.1%、「自身の収入が 150 万円を超えるよう、働く時間を大幅に増やす」が 5.3%等となっている。

一方、「特定適用事業所等以外の事業所」（計 453 人）では、「（現在の働き方を）変えると思う」が 4 割を超え（40.4%）、「変えないと思う」が 32.0%で「分からない」が 26.9%等となった。働き方を「変えると思う」場合（183 人）の変更内容としては（複数回答）、「自身の収入が 103 万円超～130 万円以下に収まるよう少しだけ働く時間を増やす」が 6 割近く（59.6%）、これに「自身の収入が 130 万円超～150 万円以下に収まるよう、働く時間を増やす」（41.0%）や「自身の収入が 150 万円を超えるよう、働く時間を大幅に増やす」（4.9%）等が続いた。

図表 34　特定適用事業所等とそれ以外でみた「就業調整」の状況等

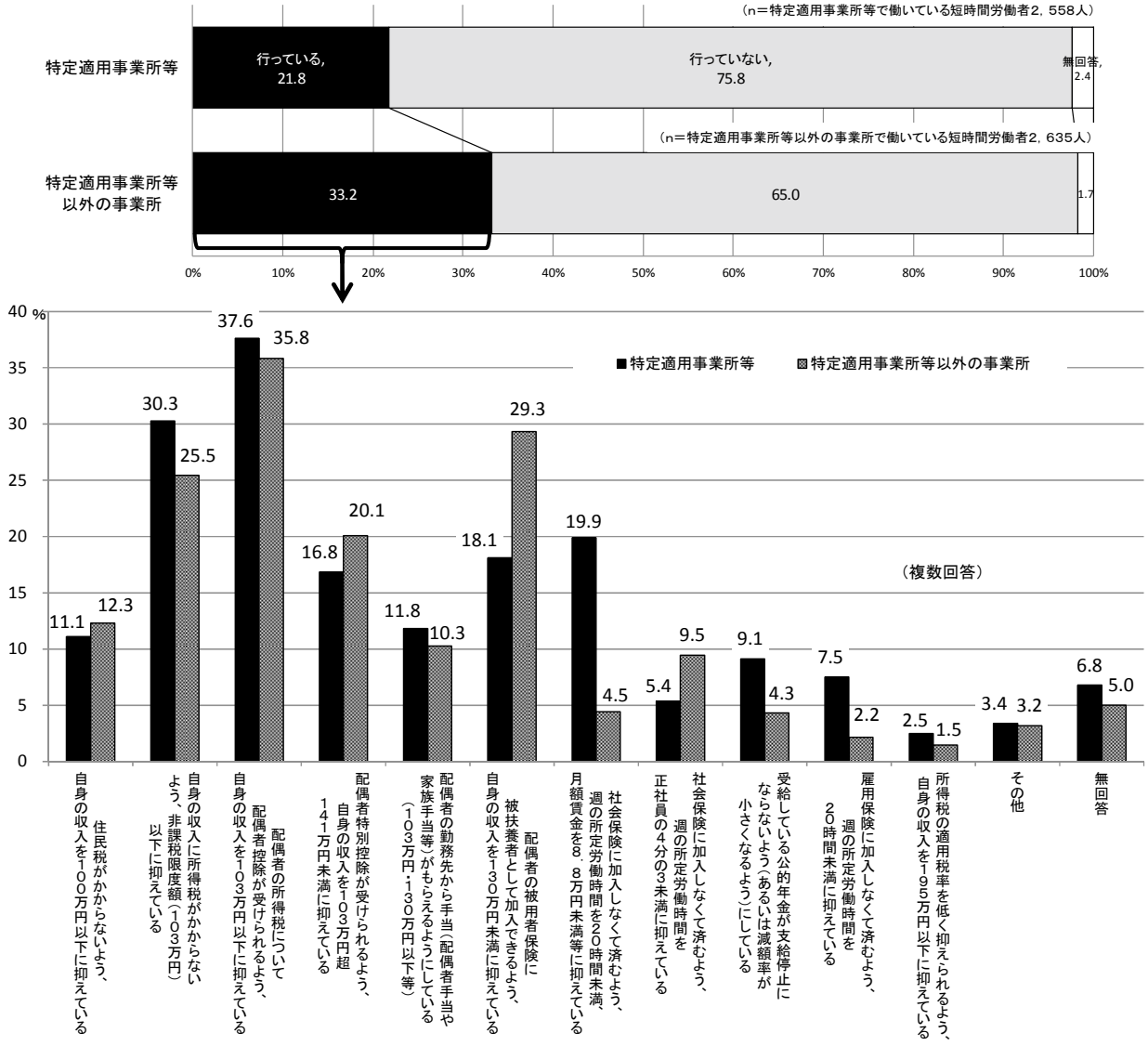

13. 転職経験と社会保険に加入できる求人に対する評価

全有効回答労働者（6,418 人）を対象に転職経験を尋ねると、転職経験が「ある」割合は 72.7%で、「ない」が 24.8%等となった。転職経験が「ある」場合（4,664 人）の転職回数は平均値で 2.7 回、中央値で 2.0 回と算出された。最も長く働いた会社での勤続年数はどの程度かも尋ねると、「5 年以上 10 年未満」（28.3%）が最多で、これに「10 年以上 15 年未満」（18.5%）や「5 年未満」（15.1%）等が続いた。

こうしたなか、全有効回答労働者（6,418 人）を対象に、社会保険に加入できる条件が掲げられた求人についてどう感じているかを尋ねると、「魅力的だと思う（どちらかといえばを含む）」とする割合計が 6 割を超え（60.2%）、「魅力的ではないと思う（同）」割合計（6.2%）

を大きく上回った（**図表 35**）。

属性別にみると、「魅力的だと思う」とする割合計は、男性の中年層（35～44 歳で 71.0%、45～54 歳で 68.5%）や、男女とも～34 歳の若年層（男性で 66.1%、女性で 66.2%）等で高い。また、（年齢に関係する）「未婚」（70.1%）だけでなく、「離婚・死別」（67.0%）でも高くなっている。

更に、短時間労働者として働いている理由（複数回答）で、「正社員としての働き口が見つからなかったから」（77.4%）や「他に本業があるから・副業できるから」（74.2%）等を挙げている場合も高い。また、現在の被保険者区分別にみると、「第 2 号被保険者」（72.0%）で最も高く、これに「第 1 号被保険者」（65.8%）が続くが、「第 3 号被保険者」でも半数弱（45.5%）が「魅力的だと思う」と回答した。

図表 35　社会保険に加入できる求人に対する評価

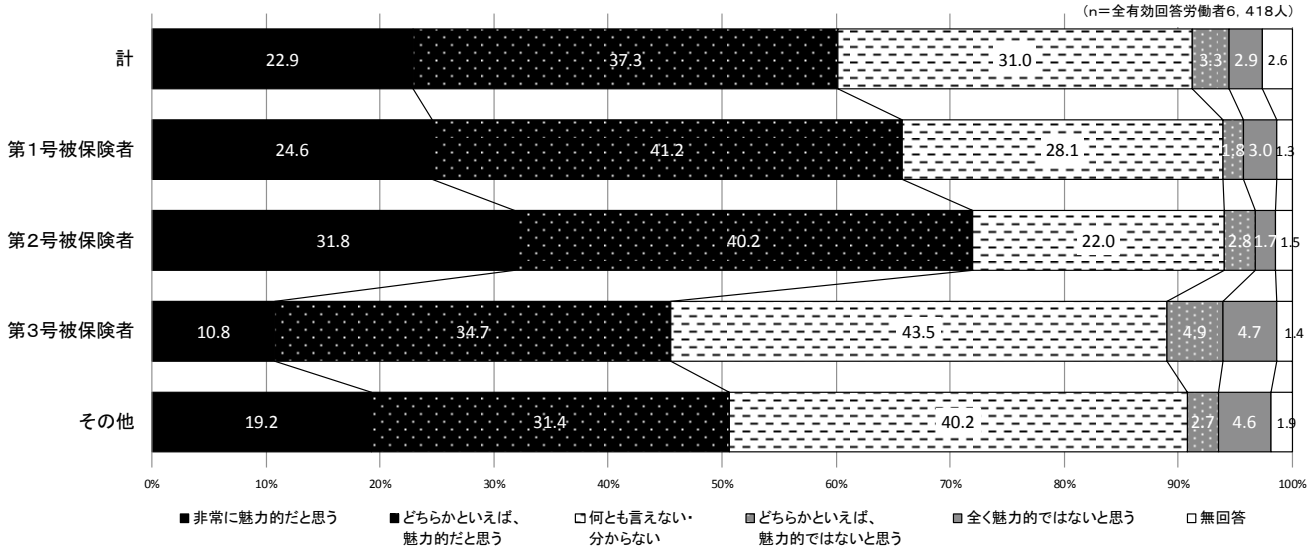

14. 社会保険の適用範囲に対する見方

短時間労働者に対する社会保険の適用範囲が、企業の規模によって異なることについてどう思うかを尋ねると、「よく分からない」が 1／3 を超えた（35.8%）ものの、「納得できる（どちらかと言えばを含む）」とする割合が計 20.7%に対し、「納得できない（同）」がその 2 倍程度に当たる計 39.9%となった。

同様に、個人事業所に勤める場合に、（同じ働き方でも）業種によって社会保険が適用されるかどうかが変わってくることについてどう思うかも尋ねると、「よく分からない」が 4 割を超えた（44.1%）ものの、「納得できる」割合が計 17.0%に対し、「納得できない」がその約 2 倍の計 34.2%となっている（**図表 36**）。

こうした結果を属性別にみると、社会保険の適用範囲が企業の規模によって異なることに

ついて「納得できない」とする割合計は、女性の中年層（45～54 歳で 44.2%、35～44 歳で 43.5%）等でやや高い。また、（同じ働き方でも）業種によって適用されるかどうかが変わってくることについても、女性の中年層（45～54 歳で 37.1%、35～44 歳で 36.5%）では「納得できない」とする割合計がやや高くなっている。

短時間労働者という形態で働いている理由との関連でみると、「納得できない」とする割合計は、いずれも「正社員としての働き口が見つからなかったから」（規模 51.4%、業種 44.3%）や「すぐに働き始めたいから」（規模 45.6%、業種 42.5%）等で高い。また、職種別では、「専門・技術職（医療関係）」（規模 47.6%、業種 40.4%）や「専門・技術職（教育関係）」（規模 47.0%、業種 39.9%）、「事務職」（規模 46.9%、業種 41.0%）等で高くなっている。

なお、今般の適用拡大が義務づけられた「特定適用事業所等」とそれ以外で比較すると、「納得できない」とする割合計は、ともに「特定適用事業所等」で働いている場合（規模 46.5%、業種 37.9%）が、「特定適用事業所等以外の事業所」で働いている場合（規模 32.7%、業種 29.7%）を大きく上回った。なお、社会保険の適用範囲に「納得できない」という回答には、自身が適用されない（恐れがある）不利益等に「納得できない」という思いや、適用義務が課されない人がいる不公平感等に「納得できない」との思い等、多様な意味合いが含まれていると見られるが、「特定適用事業所等」で働いている場合のそれは、後者を示唆しているのではないかと考えられる。

図表 36　社会保険の適用範囲が規模や業種で異なることに対する見方

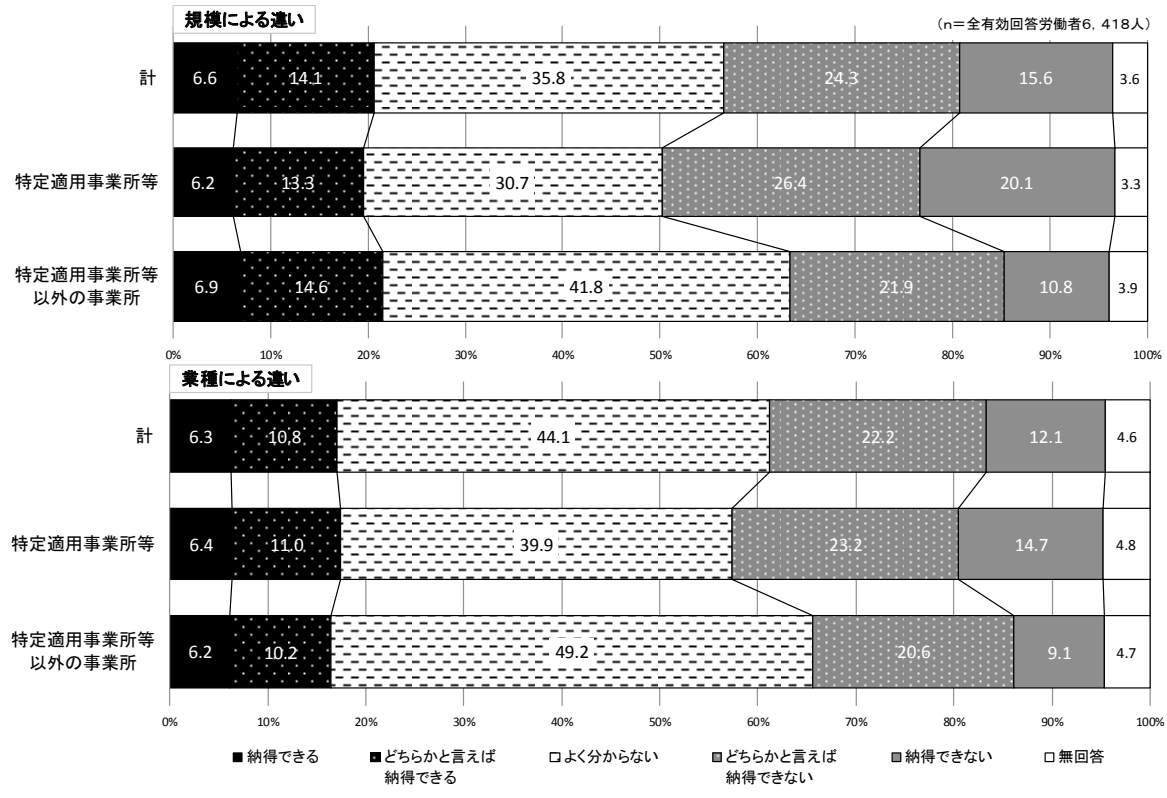

15. 仕事の掛け持ち状況と社会保険の通算適用に対する見解

全有効回答労働者（6,418 人）を対象に、現在の会社での仕事以外に他の会社でも働いたり、本業・副業を持つなど仕事の掛け持ち状況を尋ねると、仕事の掛け持ちを「していない」との回答が大半を占めた（90.4%）（**図表 37**）。

仕事の掛け持ちを「している」短時間労働者は 8.9%に留まったが、属性別にみると「男性の中年層」（45～54 歳で 26.1%、35～44 歳で 20.3%）や、男女とも～34 歳の「若年層」（男性で 18.8%、女性で 10.6%）等に多くなっている。また、（年齢にも関連して）「未婚」（19.5%）に多いが、「離婚・死別」（14.0%）等でもやや多い。

その上で、仕事の掛け持ちをしている場合（568 人）に、具体的な掛け持ち内容を尋ねると（複数回答）、「パート・アルバイト等の短時間労働者（1 週間の所定労働時間が正社員より短い）」（45.4%）が最も多く、これに「自営業や個人請負など独立した形態（内職を含む）」（29.9%）や「家業（農業を含む）の手伝い」（12.7%）等が続いた。男女別にみると、男性では「自営業や個人請負など独立した形態（内職を含む）」（32.2%）や「家業（農業を含む）の手伝い」（17.8%）等がやや多いのに対し、女性では「パート・アルバイト等の短時間労働者」（49.5%）が多いといった特徴が見られる。

図表 37　仕事の掛け持ち状況と掛け持ちの内容や理由

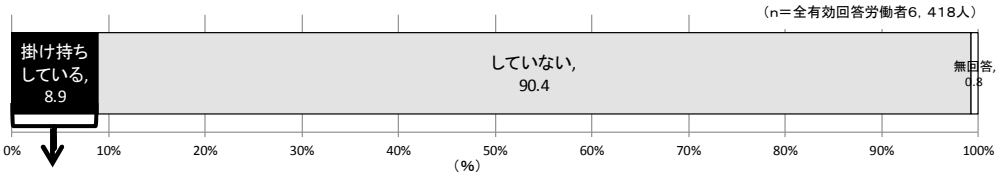

掛け持ちの具体的な内容（複数回答）	（%）
パート・アルバイト等の短時間労働者（1週間の所定労働時間が正社員より短い）	45.4
自営業や個人請負など独立した形態（内職を含む）	29.9
家業（農業を含む）の手伝い	12.7
会社等の役員	3.0
派遣労働者	2.8
契約・嘱託等のフルタイム労働者（1週間の所定労働時間が正社員とほぼ同じ）	2.6
正社員	1.6
その他	8.8
無回答	－
平均選択数（個）	1.1

仕事を掛け持ちしている理由（複数回答）	（%）
一つの仕事では、日々の生活を維持できないから	40.5
自身が活躍できる場や人脈を拡げたいから	25.2
時間を有効に活用したいから	23.2
仕事を頼まれ、断れなかったから	20.1
（一つの仕事でも生活は維持できるが）もっと収入を増やしたいから	17.4
住宅ローンや仕送り教育費等を捻出したいから	9.2
社会保険等の負担を回避するため	3.2
転職・独立したいから	2.8
その他	13.9
無回答	1.4
平均選択数（個）	1.6

仕事の掛け持ちを「している」理由としては（複数回答）、「一つの仕事では、日々の生活を維持できないから」（40.5%）が最多で、次いで「自身が活躍できる場や人脈を拡げたいから」（25.2%）、「時間を有効に活用したいから」（23.2%）、「仕事を頼まれ、断れなかったから」（20.1%）等が挙がった。

仕事を掛け持ち「している」ことを、勤務先に報告しているかについては、「している」とする割合が約 7 割（69.7%）となる一方、「していない」も 1／4 程度（26.6%）見られた。

掛け持ちしている仕事に、1 週間に（平均して）どの程度、従事しているかを尋ねると、最も多かったのは「5 時間以上 10 時間未満」（20.8%）で、これに「10 時間以上 15 時間未満」（14.3%）が続き、合わせて 1／3 を超えた。次いで多かったのは「15 時間以上 20 時間未満」（10.7%）や「3 時間以上 5 時間未満」（10.4%）で、総じて「10 時間未満」計で 4 割を超え（43.3%）、「20 時間未満」計で 2／3 超（68.3%）となっている。なお、平均値で 12.8 時間、中央値では 10.0 時間と算出された。

掛け持ちしている仕事による（平均的な）月収については、「5 万円以上 10 万円未満」（22.7%）が最多で、これに「3 万円以上 5 万円未満」（17.4%）や「1 万円以上 3 万円未満」（16.5%）等が続いた。総じて「5 万円未満」計で 4 割を超え（45.1%）、「10 万円未満」計で 2／3 超（67.8%）となった。平均値で 6 万 832.5 円、中央値では 4 万 3.5 円と算出された。

なお、こうした結果を、仕事を掛け持ち「している」ことを勤務先に報告しているか否かでみると、勤務先に報告「している」場合には、掛け持ちしている仕事への 1 週間の（平均した）従事時間が平均値で 13.6 時間（中央値で 10 時間）、掛け持ちしている仕事による（平均的な）月収が、平均値で 6 万 7,358.5 円（中央値で 5 万円）となったのに対し、勤務先に報告「していない」場合には、同順に平均値で 10.1 時間（中央値で 8 時間）、平均値で 4 万 4,692.2 円（中央値で 3 万円）と算出された。即ち、従事する時間が短かったり、それによる月収が低い場合には、仕事の掛け持ちを勤務先に報告しない傾向もあると見られる。

こうしたなか、仕事の掛け持ちをしている短時間労働者（568 人）を対象に、掛け持ちしている仕事の労働条件（所定労働時間の長さや月額賃金等）を通算して、社会保険の適用を判断することについてどう考えるかを尋ねると、「何とも言えない・分からない」との回答が半数を超えた（51.9%）ものの、「望ましいこと（必要）だと思う」する労働者も 3 割程度（29.8%）見られ、「望ましくないこと（必要ない）と思う」との回答はその半分程度の 14.6%等となった（**図表 38**）。

図表 38　社会保険の通算適用に対する考え方

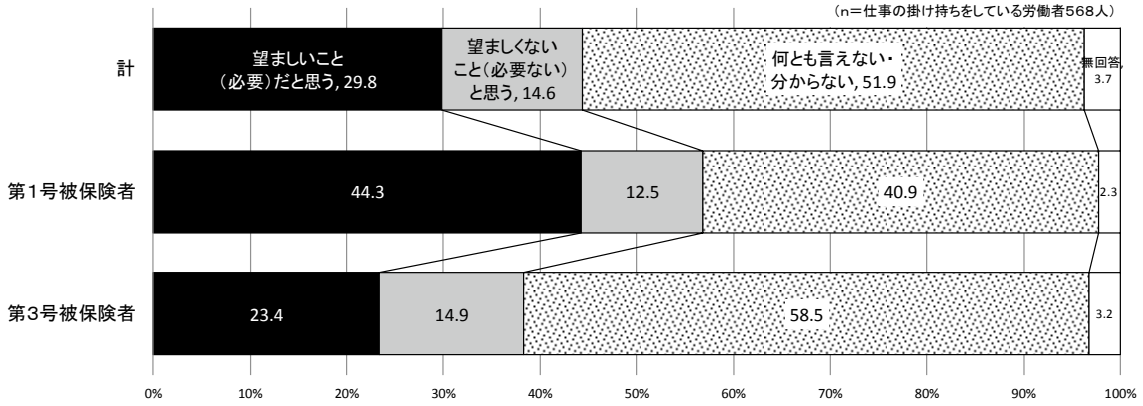

属性別にみると、「望ましいこと（必要）だと思う」との回答は、「世帯主の夫（男性）」（50.0%）や「世帯主の妻（女性）」（34.3%）等に多い。また、現在の被保険者区分別にみると、第 1 号被保険者では「望ましいこと（必要）だと思う」が 4 割を超えて（44.3%）最も多く、これに「何とも言えない・分からない」（40.9%）、「望ましくないこと（必要ない）と思う」（12.5%）等が続く。一方、第 3 号被保険者では「何とも言えない・分からない」が 6 割近い（58.5%）が、「望ましいこと（必要）だと思う」が 23.4%に対し、「望ましくないこと（必要ない）と思う」は 14.9%となった。

16.「個人型確定拠出年金（iDeCo）」の利用状況

平成 29 年 1 月から、専業主婦や公務員を含めて基本的に 20 歳以上 60 歳未満のすべての人が、「個人型確定拠出年金（iDeCo）」を利用できるようになった。そこで、本調査でもその利用状況・意向を尋ねると、全有効回答労働者（6,418 人）のうち、「個人型確定拠出年金（iDeCo）」を「既に利用している」とする割合は 2.7%で、「今後、利用する予定がある」も 1.5%に留まった。最も多かったのは「利用しておらず、今後の予定もない」で 4 割を超えた（46.0%）が、「未だ利用していないが、今後については分からない」も同程度（44.2%）となった。

第 3 章　考察（アンケート調査結果を通じて）

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 24 年 8 月公布）に基づき、平成 28 年 10 月 1 日から、常時の雇用者規模が 501 以上の企業で、社会保険の適用範囲が、①週の所定労働時間が 20 時間以上、②月額賃金が 8.8 万円以上、③雇用（見込み）期間が 1 年以上のすべての要件を満たし、学生でない短時間労働者に拡大された。また、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 28 年 12 月公布）により、平成 29 年 4 月 1 日からは、その適用対象に国・地方公共団体が追加されるとともに、500 人以下の企業についても労使合意により企業単位で、上記の要件を満たす短時間労働者に対する適用拡大が任意で選択できるようになった。

こうした制度改正に伴い、事業所における短時間労働者の雇用管理のあり方や、短時間労働者自身の働き方（就業調整等）にはどのような変化が見られるのか。その実態を把握するため、事業所とそこで働く短時間労働者等を対象にアンケート調査を実施した。一連の結果は第 2 章で概観した通りだが、本調査の中核となる社会保険の適用拡大を巡る労使の対応状況を改めて眺めると、今般の適用拡大を前向きに受け止めた事業所や短時間労働者も、決して少なくなかった事実を確認することが出来る（**図表 39 及び 40**）。

図表 39　社会保険の適用拡大を巡る事業所の対応状況

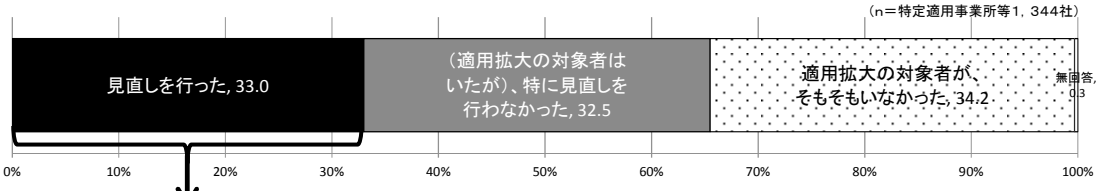

（%）

	具体的な見直し内容（複数回答）		左記のうちもっとも優先
既存の対象者について	新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数を抑制した等も含む）	57.6	24.6
	新たな適用拡大に伴い、対象者を正社員（短時間正社員を含む）へ転換した	15.3	1.8
	新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数が増大した等も含む）	66.1	39.3
	新たな適用を回避するため、対象者の月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	3.6	0.7
新たな雇用者について	新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）延長した	5.4	0.9
	新規求人に当たっては、出来るだけ正社員（短時間正社員を含む）で採用するようにした	3.2	0.5
	新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）短縮した	15.8	2.5
	新規求人に当たり、月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	1.6	－
	新規求人に当たり、雇用見込み期間を1年未満に抑制した	0.2	－
	出来るだけ、（適用除外の）学生を活用するようにした	1.4	－
	出来るだけ、70歳以上の高齢者を活用するようにした	0.2	0.2
業務のあり方等について	短時間労働者に任せていた業務を、派遣労働者の活用や業務委託に切り換えた	1.8	0.7
	短時間労働者に任せていた業務を、省力化（機械化・自動化等）した	1.8	0.5
	短時間労働者に任せていた業務（事業）の全部または一部を廃止した（海外移転を含む）	0.7	－
その他	適用拡大に伴い、短時間労働者の福利厚生等を充実させた	7.4	4.3
	適用拡大に伴い、（短時間）労働者の福利厚生等を圧縮した	－	－
	その他	11.1	9.9
	無回答	2.3	14.2
	平均選択数（個）	2.0	

適用拡大策を実施 63.2%

適用回避策を実施 69.5%

組み合わせ状況は、
適用回避策のみ実施 21.7%
適用拡大策のみ実施 15.3%
両方とも実施 47.9%

図表 40　社会保険の適用拡大を巡る短時間労働者の対応状況

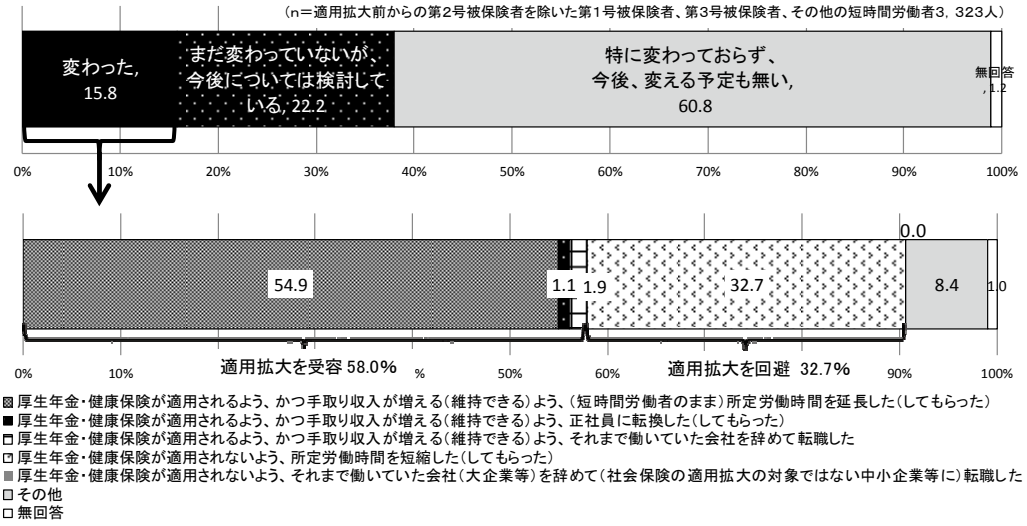

即ち、社会保険の適用拡大に対応するため、雇用管理上の「見直しを行った」事業所は 1／3 程度（33.0%）となったが、その具体的な内容（複数回答）として「対象者の所定労働時間を延長した」か「対象者を正社員へ転換した」割合は 61.2%と算出され、「新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した」割合（66.1%）と近接する結果となった。また、「(適用拡大の対象者はいたが)、特に見直しを行わなかった」として、社会保険の適用拡大を制度化通りに受容した事業所も、雇用管理上の「見直しを行った」事業所と同程度（32.5%）見られた。

一方、社会保険の適用拡大を機に働き方が「変わった」短時間労働者（15.8%）のうち、具体的な内容としては「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、（短時間労働者のまま）所定労働時間を延長した（してもらった)」割合が過半数（54.9%）を占め、「厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮した（してもらった)」割合（32.7%）を大きく上回った[16]。

こうした傾向は、厚生労働省年金局が取り纏めた、実際の加入状況とも一致している。平成 29 年 11 月末時点で 2 万 9,995 社の特定適用事業所における短時間労働者 36 万 7,794 人が、新たに厚生年金・健康保険に加入しており（**参考資料 1**)、法制定当初に想定された約 25 万人を上回っている。なお、短時間被保険者の標準報酬月額分布についても、施行直後とその 1 年後の比較で、10.4 万円以下の層が減少する一方、11.0 万円以上の層が増加している（**参考資料 2**)。社会保険の適用拡大に伴い長時間化を志向するなどして、標準報酬月額を増やした短時間被保険者も少なくない様子が窺える。

16 なお、「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、正社員に転換した（してもらった)」との回答は 1.1%に留まるが、調査票の配布バイアスによる影響もあるのではないかと考えられる。

参考資料１　社会保険の適用拡大の実施状況

① 501人以上の企業（特定適用事業所）で、一定要件※を満たす短時間労働者に適用拡大。（平成28年10月～）
② 500人以下の企業で、労使の合意に基づく申出により、短時間労働者への適用拡大を実施。（平成29年4月～）
（国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。）
※（1）週労働時間20時間以上、（2）月額賃金8.8万円以上、（3）勤務期間1年以上の見込み、（4）学生でないこと　の4要件

○501人以上の企業における短時間労働者の適用拡大（平成28年10月～）

【これまでの取組】
① 平成28年10月13日～11月10日にかけて、年金事務所において把握した特定適用事業所の情報をもとに、短時間労働者の資格取得届の提出がない特定適用事業所に対して電話による届出勧奨を実施。
② 平成28年3月末までに、電話勧奨により短時間労働者の雇用ありと回答があったにも関わらず、短時間被保険者の届出がない特定適用事業所に対して、事業所調査を実施。

【今後の予定】
③ ②により事業所調査を行った以外の特定適用事業所についても、平成30年9月までには、全事業所の調査を実施予定。

特定適用事業所数	２９，９９５事業所
適用となった被保険者数	３６７，７９４人

（平成29年11月末時点）

○500人以下の企業における短時間労働者の適用拡大（平成29年4月～）

【これまでの取組】
500人以下の企業における短時間労働者の適用拡大については、労使合意に基づき、事業主の申出があって適用となるため、次の周知広報を行い、制度利用を促進。
①平成29年2月に、全ての適用事業所に対して、事業主向け制度周知のリーフレットを送付。
②平成29年3月に、労使合意の手続等について示した「労使合意に基づく適用拡大Q&A集」の公表、厚生労働省HP及び日本年金機構HPの適用拡大の専用ページを更新。また、全ての適用事業所に対して、一般の方向けの制度周知のリーフレットを送付。
③平成29年5月～6月に、全国312年金事務所で事業主向けに開催する算定基礎説明会の際に制度周知を実施。
④平成30年1月に、全国312年金事務所に、制度周知のポスターを掲示。

任意特定適用事業所数	２，０３７事業所
適用となった被保険者数	２，９７６人

（平成29年11月末時点）

参考資料２　短時間被保険者の標準報酬月額別分布

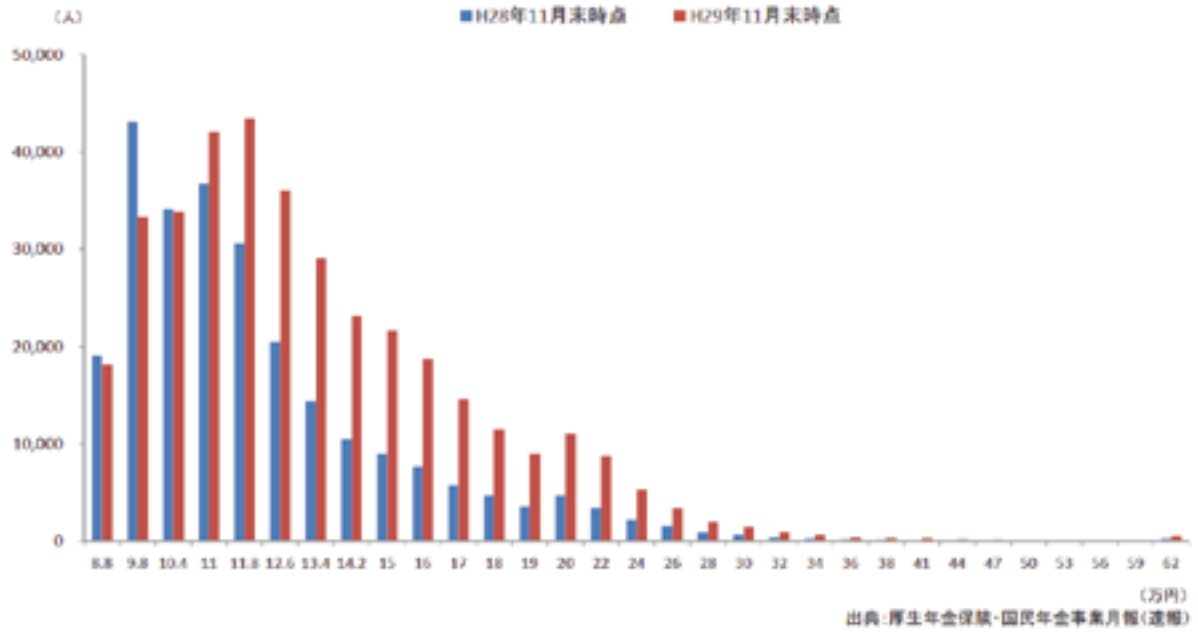

資料出所：いずれも、第１回社会保障審議会年金部会（平成 30 年 4 月 4 日開催）資料 2-1 より引用。

それでは、社会保険の適用拡大を前向きに受け止めた事業所や短時間労働者も、少なくなかったのは何故だろうか（第 1 節）。また、社会保険の更なる適用拡大について、平成 31 年 9 月迄に検討することが求められる中、事業所や短時間労働者は今後、どのように対応する意向なのだろうか（第 2 節）。本章ではそうした観点から、アンケート調査結果に係る若干の考察を試みたい。

第 1 節　社会保険の適用拡大を前向きに受け止めた事業所や短時間労働者も少なくなかったのは何故か

1. どのような事業所が、どういった理由で適用拡大策を採ったのか

社会保険の今般の適用拡大を、前向きに受け止めた事業所も少なくなかったのは何故だろうか。その理由を探るため、①社会保険の適用拡大の対象となる短時間労働者がいた事業所の特徴、②（対象者がいて）雇用管理上の見直しを行った事業所の特徴、③（雇用管理上の見直しを行った場合に）適用拡大策を実施した事業所の特徴を確認する。

まず、①と②についてクロス集計で見たものが、**図表 41** である[17]。ここから、対象となる短時間労働者がいた事業所[18]（右端の列）は、主たる業種別には「小売業」や「宿泊業，飲食サービス業」「サービス業（他に分類されないもの）」「医療，福祉」等で多かったことが分かる。そうした結果は、週 20～30 時間の短時間労働者の産業分布にも合致している（4 頁・参考資料 3）。また、301 人以上では事業所の規模が大きいほど、対象となる短時間労働者がいた割合も高まる様子が見て取れる。

事業所の所在地別には、大阪を含む「近畿」や、全国の事業所の 1 割強が集積する東京都が含まれる「南関東」等で高くなっている。また、全雇用者に占める短時間労働者の人数割合が、特に「5 割以上」で高い。短時間労働者の職種（複数回答）については、「サービス職（飲食関係）」や「警備・保安職」「サービス職（介護関係）」「販売職（営業を含む）」「清掃等労務職」等を活用している事業所で高くなっている。

その上で、社会保険の適用拡大に伴い、雇用管理上の「見直しを行った」事業所の割合をみると、「小売業」や「金融業,保険業」「運輸業,郵便業」「医療,福祉」等で高いことが分かる。事業所の規模別では目立った特徴が見出せないが、「501～1,000 人」では高い。また、事業所の所在地別にみると、「南関東」や「東海」「四国」「北海道」等で高くなっている。全雇用者に占める短時間労働者の人数割合別では、「5 割以上」で高い。更に、短時間労働者の職種（複数回答）については、「サービス職（飲食関係）」や「販売職（営業を含む）」「サービス職（介護関係）」「サービス職（その他）」等を活用している事業所で、雇用管理上の「見直しを行った」事業所の割合が高くなっている。

---

17 本章を通じ、n 数が限定的なカテゴリーについては（仮に相対的な割合が高くても）敢えて触れない。
18 雇用管理上の「見直しを行った」か「（適用拡大の対象者はいたが）、特に見直しを行わなかった」事業所の合計。

図表 41　対象となる短時間労働者がいた事業所や雇用管理上の見直しを行った事業所の特徴

■全体計より10ポイント以上高い　■5ポイント以上高い　(%)

		特定適用事業所数	見直しを行った	（適用拡大の対象者はいたが）、特に見直しを行わなかった	適用拡大の対象者が、そもそもいなかった	無回答	適用拡大の対象者がいた計
計		1344	33.0	32.5	34.2	0.3	65.5
主たる業種別	建設業	88	15.9	34.1	50.0	－	50.0
	製造業	131	20.6	34.4	45.0	－	55.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	14	7.1	42.9	42.9	7.1	50.0
	情報通信業	9	－	22.2	77.8	－	22.2
	運輸業、郵便業	42	38.1	16.7	45.2	－	54.8
	卸売業	57	26.3	22.8	50.9	－	49.1
	小売業	197	56.3	26.9	16.8	－	83.2
	金融業、保険業	49	44.9	8.2	46.9	－	53.1
	不動産業、物品賃貸業	23	30.4	39.1	30.4	－	69.6
	学術研究、専門・技術サービス業	36	19.4	36.1	44.4	－	55.6
	宿泊業、飲食サービス業	61	36.1	39.3	24.6	－	75.4
	生活関連サービス業、娯楽業	14	35.7	21.4	42.9	－	57.1
	教育、学習支援業	104	15.4	52.9	30.8	1.0	68.3
	医療、福祉	315	38.1	32.4	29.2	0.3	70.5
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	18	44.4	11.1	44.4	－	55.6
	サービス業(他に分類されないもの)	116	36.2	35.3	27.6	0.9	71.6
	公務	60	13.3	41.7	45.0	－	55.0
	その他	3	33.3	33.3	33.3	－	66.7
	サービス業計	245	34.3	33.9	31.4	0.4	68.2
事業所規模別	30人以下	223	21.1	20.6	57.0	1.3	41.7
	31～100人	481	35.3	30.6	34.1	－	65.9
	101～300人	247	34.4	30.8	34.4	0.4	65.2
	301～500人	82	32.9	31.7	35.4	－	64.6
	501～1，000人	157	38.2	40.1	21.7	－	78.3
	1，001人以上	126	30.2	55.6	14.3	－	85.7
事業所の所在地別	北海道	75	38.7	26.7	34.7	－	65.3
	東北	106	23.6	34.0	42.5	－	57.5
	北関東・甲信	89	33.7	25.8	39.3	1.1	59.6
	南関東	324	43.2	27.5	29.0	0.3	70.7
	北陸	51	27.5	39.2	33.3	－	66.7
	東海	164	39.0	26.2	34.8	－	65.2
	近畿	213	27.2	44.1	28.2	0.5	71.4
	中国	99	28.3	32.3	39.4	－	60.6
	四国	41	39.0	24.4	34.1	2.4	63.4
	九州	174	21.8	38.5	39.7	－	60.3
全雇用者に占める短時間労働者の人数割合	1割未満	535	21.5	34.0	44.1	0.4	55.5
	1割以上3割未満	326	33.1	37.4	29.1	0.3	70.6
	3割以上5割未満	133	38.3	27.8	33.8	－	66.2
	5割以上7割未満	131	55.0	27.5	16.8	0.8	82.4
	7割以上9割未満	116	58.6	23.3	18.1	－	81.9
	9割以上	23	56.5	34.8	8.7	－	91.3
短時間労働者を活用している職種（複数回答）	管理職	37	27.0	45.9	27.0	－	73.0
	専門・技術職(医療関係)	208	30.8	43.3	26.0	－	74.0
	専門・技術職(教育関係)	100	17.0	52.0	30.0	1.0	69.0
	専門・技術職(その他)	192	20.3	49.5	30.2	－	69.8
	事務職	723	33.7	35.0	31.1	0.1	68.7
	販売職(営業を含む)	205	49.8	27.8	22.0	0.5	77.6
	サービス職(介護関係)	188	47.9	29.8	22.3	－	77.7
	サービス職(飲食関係)	125	60.0	27.2	12.0	0.8	87.2
	サービス職(その他)	117	47.0	28.2	24.8	－	75.2
	警備・保安職	61	37.7	44.3	18.0	－	82.0
	製造・生産工程職	126	27.8	44.4	27.8	－	72.2
	輸送・運転職	71	32.4	21.1	45.1	1.4	53.5
	建設・採掘職	26	11.5	46.2	42.3	－	57.7
	清掃等労務職	268	38.4	38.8	22.8	－	77.2
	その他	112	26.8	33.0	40.2	－	59.8

総じてみると、対象となる短時間労働者がいた事業所では、今般の適用拡大に伴い、雇用管理上の「見直しを行った」割合も高い傾向にあることが分かる。但し、対象となる短時間労働者がいた事業所の割合は必ずしも高くないのに、雇用管理上の「見直しを行った」割合が高い属性群（例えば「金融業,保険業」等）や、逆に対象となる短時間労働者がいた事業所

の割合は高いのに、雇用管理上の「見直しを行った」割合が一定程度に留まる属性群（例えば「宿泊業,飲食サービス業」や「サービス業（他に分類されないもの）」「1,001 人以上」「近畿」「警備・保安職」や「製造・生産工程職」等）も見受けられ、属性等による特徴として興味深いところである。

こうした結果を踏まえつつ、属性間の影響を統制した上での規定要因について調べるため、適用拡大の対象となる短時間労働者の有無を被説明変数とし、業種や事業所規模、その他の属性を説明変数とするロジスティック分析[19]を行うと、**図表 42** の通りになった。

図表 42　適用拡大の対象となる短時間労働者がいた事業所の特徴

被説明変数:	モデル1		モデル2		モデル3		モデル4		モデル5	
「いた」=1,「いなかった」=0	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*
主たる業種ダミー（建設業）										
製造業	0.199	0.276			-0.258	0.297	-0.248	0.307	-0.263	0.309
運輸業,郵便業	0.191	0.376			-0.039	0.398	-0.035	0.408	-0.385	0.415
卸売業	-0.035	0.340			0.034	0.359	-0.135	0.381	-0.194	0.373
小売業	1.603	0.286 ***			1.686	0.299 ***	1.809	0.317 ***	0.850	0.346 *
金融業,保険業	0.123	0.357			0.426	0.387	0.466	0.401	0.044	0.401
宿泊業,飲食サービス業	1.121	0.366 **			1.238	0.385 **	1.295	0.400 **	0.729	0.440 †
教育,学習支援業	0.797	0.301 **			0.511	0.318	0.517	0.329	-0.002	0.349
医療,福祉	0.881	0.247 ***			0.959	0.261 ***	1.000	0.273 ***	0.516	0.285 †
サービス業（他に分類されないもの）	0.953	0.298 **			0.803	0.314 *	0.784	0.325 *	0.432	0.340
事業所規模ダミー（30人以下）										
31～100人			0.971	0.167 ***	1.133	0.196 ***	1.148	0.205 ***	1.116	0.210 ***
101～300人			0.950	0.191 ***	1.215	0.225 ***	1.227	0.234 ***	1.337	0.240 ***
301～500人			0.915	0.268 **	1.624	0.325 ***	1.669	0.333 ***	1.585	0.335 ***
501人以上			1.803	0.205 ***	2.258	0.246 ***	2.237	0.253 ***	2.429	0.266 ***
事業所の所在地ダミー（東北）										
北海道							0.290	0.377		
北関東、甲信							0.240	0.368		
南関東							0.631	0.280 *		
北陸							0.600	0.441		
東海							0.542	0.313 †		
近畿							0.617	0.300 *		
中国							0.209	0.336		
九州							0.158	0.317		
全雇用者に占める短時間労働者の人数割合ダミー（3割以上5割未満）										
1割未満									-0.529	0.251 *
1割以上3割未満									0.135	0.258
5割以上7割未満									0.521	0.339
7割以上									0.714	0.358 *
定数	0.000	0.213	-0.312	0.136 *	-1.164	0.275 ***	-1.614	0.367 ***	-0.681	0.367 †
有効数	1157		1312		1130		1088		1068	
-2対数尤度（最終）	1396.469		1610.698		1274.395		1208.280		1158.684	
χ^2	65.567	***	85.462	***	161.805	***	173.048	***	182.172	***
Nagelkerke R^2	0.077		0.087		0.185		0.205		0.219	

注）（）はレファレンス・グループ。***：p<0.001、**：p<0.01、*：p<0.05、†：p<0.1。

19 被説明変数が質的変数である場合の回帰分析（一般化線形モデル）の一種。

まず、主たる業種（モデル 1）については、「建設業」と比較して、「小売業」や「宿泊業，飲食サービス業」「サービス業（他に分類されないもの）」「医療，福祉」では統計的に有意に、適用拡大の対象となる短時間労働者が見られたことが分かる。「建設業」と比べた「小売業」や「宿泊業，飲食サービス業」「サービス業（他に分類されないもの）」「医療，福祉」のオッズはそれぞれ $e^{1.603}$（4.970）倍、$e^{1.121}$（3.067）倍、$e^{0.953}$（2.594）倍、$e^{0.881}$（2.413）倍である。

また、事業所の規模（モデル 2）については、「30 人以下」と比較していずれの規模でも正の有意な効果が確認できるが、特に 501 人以上で偏回帰係数が大きい。なお、事業所の規模に主たる業種を追加すると（モデル 3）、大規模になるほどオッズ比（$\exp(b)$）も高まる傾向が浮かび上がる。「30 人以下」と比較したオッズは、31～100 人で $e^{1.133}$（3.106）倍、101～300 人で $e^{1.215}$（3.372）倍、301～500 人で $e^{1.624}$（5.074）倍、501 人以上で $e^{2.258}$（9.567）倍となっており、主たる業種変数をコントロールすることで、事業所の規模自体が持つ効果の傾向が現れたと考えられる。なお、事業所規模の追加で「教育,学習支援業」の有意性は消失する。「教育,学習支援業」の特徴は、事業所の規模の特徴で擬制されていたと見られる。

その上で、これらに事業所の所在地を追加すると（モデル 4）、「東北」と比較して、「南関東」や「近畿」で正の有意な効果が確認できる。これに代えて、全雇用者に占める短時間労働者の人数割合を投入すると（モデル 5）、これが高まるほど適用拡大の対象者も見られやすかったことが分かる。なお、主たる業種で確認された「小売業」や「宿泊業，飲食サービス業」「サービス業（他に分類されないもの）」「医療，福祉」等の有意性は、短時間労働者の人数割合を追加することで低下・消失し、偏回帰係数も小さくなる。業種の特徴として観察されていた事象は、短時間労働者の人数割合の高さに由来する側面が大きいと考えられる。

同様に、社会保険の適用拡大に伴う雇用管理上の見直しを行ったか否かを被説明変数とし、業種や事業所規模、その他の属性を説明変数とするロジスティック分析を行うと、**図表 43** の通りになった。

主たる業種については（モデル 1）、「建設業」と比較して「金融業,保険業」や「小売業」「運輸，郵便業」「医療,福祉」で正の有意な効果が確認でき、社会保険の適用拡大に伴う雇用管理上の見直しが行われやすかったと解釈できる。一方、事業所の規模については、有意性が見られない。社会保険の適用拡大に伴い、雇用管理上の見直しを行ったかどうかについて、事業所の規模による影響は大きくないと判断できる。

また、事業所の所在地ダミーを追加すると（モデル 2）、「東北」と比べて「南関東」や「東海」では正の有意な効果が確認できる。これに代えて、全雇用者に占める短時間労働者の人数割合を投入すると（モデル 3）、「3 割以上 5 割未満」と比べて、「3 割未満」では負の有意な効果が確認でき、社会保険の適用拡大に伴う雇用管理上の見直しはむしろ行われ難かったことが分かる。短時間労働者の人数割合が限定的な事業所では、社会保険の適用拡大に際し、雇用管理上の見直しを行わずに受容したところも少なくなかったということだろう。

図表 43　雇用管理上の見直しを行った（行わなかった）事業所の特徴

被説明変数:	モデル1		モデル2		モデル3		モデル4	
「見直しを行った」=1,「行わなかった」=0	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*
主たる業種ダミー（建設業）								
製造業	0.229	0.411	0.103	0.425	0.166	0.419	0.312	0.443
運輸業,郵便業	1.347	0.575 *	1.400	0.593 *	1.367	0.605 *	1.292	0.607 *
卸売業	0.851	0.507 †	0.337	0.550	0.747	0.525	1.014	0.572 †
小売業	1.501	0.371 ***	1.511	0.390 ***	0.868	0.414 *	1.213	0.427 **
金融業,保険業	2.545	0.638 ***	2.291	0.654 ***	2.185	0.647 **	2.457	0.666 ***
宿泊業,飲食サービス業	0.693	0.446	0.658	0.463	0.071	0.483	-0.057	0.522
教育,学習支援業	-0.493	0.441	-0.521	0.462	-1.010	0.469 *	-0.635	0.479
医療,福祉	0.948	0.355 **	0.966	0.372 **	0.534	0.375	0.439	0.404
サービス業（他に分類されないもの）	0.759	0.398 †	0.696	0.414 †	0.305	0.422	0.411	0.437
事業所規模ダミー（30人以下）								
31～100人	0.266	0.283	0.160	0.304	0.075	0.305	0.096	0.319
101～300人	0.254	0.310	0.107	0.330	0.173	0.330	0.295	0.349
301～500人	0.378	0.401	0.260	0.420	0.612	0.424	0.606	0.441
501人以上	0.067	0.297	-0.145	0.316	0.132	0.319	0.260	0.335
事業所の所在地ダミー（東北）								
北海道			0.800	0.441 †				
北関東、甲信			0.339	0.434				
南関東			0.878	0.332 **				
北陸			0.298	0.504				
東海			0.831	0.375 *				
近畿			-0.233	0.352				
中国			0.209	0.416				
九州			-0.024	0.388				
全雇用者に占める短時間労働者の人数割合ダミー（3割以上5割未満）								
1割未満					-1.066	0.311 **		
1割以上3割未満					-0.640	0.302 *		
5割以上7割未満					0.149	0.346		
7割以上					0.042	0.354		
短時間労働者を雇用している理由ダミー								
人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）							-0.295	0.217
正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから							0.405	0.203 *
経験・知識・技能のある人を活用したいから							-0.273	0.192
1日の忙しい時間帯に対応するため							0.548	0.190 **
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）							0.466	0.259 †
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため							0.067	0.241
仕事内容が簡単だから							0.139	0.282
責任が軽い仕事だから							0.444	0.338
賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）							0.127	0.225
社会保険の負担が少なくて済むから							0.692	0.303 *
雇用調整が容易だから							0.451	0.320
女性や高齢者を活用するため							0.303	0.199
法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため							-0.771	0.290 **
学生アルバイトや若年フリーターを活用するため							-0.286	0.305
外国人や障がい者を活用するため							0.104	0.325
その他							0.236	0.322
定数	-0.964	0.405 *	-1.211	0.514 *	0.049	0.501	-1.236	0.469 **
有効数	755		728		725		722	
-2対数尤度（最終）	970.657		905.822		901.356		843.216	
χ^2	75.295	***	103.048	***	102.205	***	156.087	***
Nagelkerke R^2	0.127		0.176		0.175		0.259	

注）（）はレファレンス・グループ。***:p<0.001、**:p<0.01、*:p<0.05、†:p<0.1。

なお、雇用管理上の見直しを行った事業所の動機を探るため、更に、短時間労働者を雇用している理由（複数回答）も投入してみると（モデル 4)、「社会保険の負担が少なくて済むから」や「1 日の忙しい時間帯に対応するため」「正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから」と回答した事業所では正の有意な効果が確認できる。そうした事業所では、社会保険の適用拡大が、短時間労働者の雇用管理のあり方を見直す契機に繋がりやすかったことを示唆しているのではないかと思料される。一方、「法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため」を挙げた事業所では負の有意な効果が見られ、社会保険の適用拡大に伴う雇用管理上の見直しは、むしろ行われ難かったことが分かる。法令遵守（コンプライアンス）のために短時間労働者を雇用しているような事業所では、社会保険の適用拡大に際し、雇用管理上の見直しには踏み込まずに淡々と対応したところも多かったということだろう。

その上で、この節の冒頭（③）に挙げた、雇用管理上の見直しを行った場合に適用拡大策を実施した事業所の特徴についてクロス集計結果でみると、主たる業種別では「宿泊業,飲食サービス業」や「生活関連サービス業,娯楽業」「医療,福祉」等の事業所で、何らかの適用拡大策を実施した割合が高くなっている（**図表 44**)。これらに加え、「小売業」等でも何らかの適用拡大策を実施した事業所の割合が､何らかの適用回避策を実施した割合を上回っている。また、全雇用者に占める短時間労働者の人数割合別にみると、「1 割未満」は何らかの適用回避策を実施した事業所の割合が大いに優勢だが、「9 割以上」では適用拡大策が優勢に転じている。

短時間労働者を雇用している理由（複数回答）との関連では、「雇用調整が容易だから」や「早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため)」「人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから)」「正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから」等を挙げた事業所で、何らかの適用拡大策を実施した割合が高い。なお、これらの事業所では同時に、何らかの適用回避策を実施した割合も高くなっており、適用拡大で対応する短時間労働者もいれば、適用を回避する短時間労働者もいるといった具合に、両者の組合せで対応した様子が窺える。

こうした結果を、何らかの適用拡大策を実施したか否かを被説明変数とするロジスティック分析で確認すると、**図表 45** の通りになった。主たる業種別では「建設業」と比較して、「宿泊業,飲食サービス業」や「医療,福祉」「小売業」等で正の有意な効果が見られ、何らかの適用拡大策が採られやすかったことが分かる（モデル 1)。これに全雇用者に占める短時間労働者の人数割合を追加すると（モデル 2)、「小売業」の有意性が消失する。また、「宿泊業，飲食サービス業」や「医療，福祉」でも、有意性が低下するとともに偏回帰係数も小さくなる。「小売業」等の有意性は、主たる業種としての特徴というより、短時間労働者の人数割合の高さによる影響が大きいと考えられる。

図表 44　適用拡大策を実施した事業所の特徴

■全体計より10ポイント以上高い　■5ポイント以上高い　(%)

		何らかの見直しを行った特定適用事業所数	新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数を抑制した、等も含む）	新たな適用拡大に伴い、対象者を正社員（短時間正社員を含む）へ転換した	新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数が増大した、等も含む）	新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）短縮した	何らかの適用拡大策を実施	何らかの適用回避策を実施
計		443	57.6	15.3	66.1	15.8	63.2	69.5
主たる業種別	建設業	14	28.6	－	71.4	－	28.6	71.4
	製造業	27	44.4	－	74.1	3.7	44.4	74.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	－	－	－	－	－	－
	情報通信業	－	－	－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	16	43.8	18.8	75.0	25.0	56.3	81.3
	卸売業	15	60.0	－	86.7	26.7	60.0	93.3
	小売業	111	64.9	2.7	59.5	20.7	64.9	63.1
	金融業、保険業	22	59.1	22.7	63.6	9.1	59.1	72.7
	不動産業、物品賃貸業	7	28.6	－	71.4	14.3	42.9	71.4
	学術研究、専門・技術サービス業	7	－	14.3	42.9	14.3	14.3	42.9
	宿泊業、飲食サービス業	22	81.8	9.1	72.7	36.4	86.4	77.3
	生活関連サービス業、娯楽業	5	60.0	－	60.0	20.0	80.0	60.0
	教育、学習支援業	16	31.3	18.8	56.3	18.8	62.5	62.5
	医療、福祉	120	69.2	36.7	71.7	7.5	73.3	72.5
	複合サービス事業（郵便局、協同組合等）	8	87.5	－	62.5	12.5	87.5	62.5
	サービス業（他に分類されないもの）	42	42.9	16.7	61.9	21.4	64.3	69.0
	公務	8	12.5	－	62.5	37.5	12.5	75.0
	その他	1	－	－	－	－	－	－
	サービス業計	84	54.8	11.9	63.1	23.8	69.0	67.9
事業所規模別	30人以下	47	40.4	12.8	46.8	6.4	44.7	51.1
	31～100人	170	64.7	28.8	67.6	12.9	72.4	71.8
	101～300人	85	55.3	4.7	63.5	16.5	58.8	67.1
	301～500人	27	48.1	7.4	81.5	18.5	51.9	81.5
	501～1，000人	60	56.7	6.7	68.3	20.0	63.3	68.3
	1，001人以上	38	52.6	5.3	65.8	28.9	57.9	73.7
事業所の所在地別	北海道	29	55.2	3.4	65.5	13.8	58.6	65.5
	東北	25	56.0	－	56.0	8.0	56.0	60.0
	北関東・甲信	30	56.7	6.7	73.3	6.7	63.3	73.3
	南関東	140	54.3	30.0	63.6	10.7	59.3	65.7
	北陸	14	71.4	14.3	42.9	35.7	85.7	64.3
	東海	64	62.5	15.6	70.3	14.1	67.2	71.9
	近畿	58	58.6	6.9	69.0	20.7	63.8	70.7
	中国	28	60.7	17.9	60.7	17.9	75.0	71.4
	四国	16	93.8	－	93.8	6.3	100.0	93.8
	九州	38	42.1	5.3	68.4	39.5	47.4	76.3
全雇用者に占める短時間労働者の人数割合	1割未満	115	33.9	7.0	61.7	7.8	40.9	63.5
	1割以上3割未満	108	63.9	5.6	55.6	19.4	69.4	63.0
	3割以上5割未満	51	64.7	13.7	76.5	17.6	74.5	78.4
	5割以上7割未満	72	79.2	48.6	88.9	15.3	83.3	91.7
	7割以上9割未満	68	63.2	13.2	66.2	19.1	63.2	66.2
	9割以上	13	76.9	7.7	61.5	46.2	84.6	76.9
短時間労働者を雇用している理由（複数回答）	人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）	125	76.0	34.4	81.6	21.6	81.6	87.2
	正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから	158	67.7	33.5	75.3	12.7	73.4	79.1
	経験・知識・技能のある人を活用したいから	161	62.7	33.5	77.0	10.6	68.3	80.1
	1日の忙しい時間帯に対応するため	234	69.2	23.5	71.8	17.5	72.6	75.6
	早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）	109	82.6	39.4	86.2	16.5	83.5	88.1
	季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	124	60.5	36.3	69.4	11.3	64.5	71.8
	仕事内容が簡単だから	137	59.9	29.9	70.1	13.1	63.5	73.0
	責任が軽い仕事だから	102	64.7	39.2	73.5	11.8	64.7	74.5
	賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）	158	63.9	25.3	70.3	12.0	65.2	72.8
	社会保険の負担が少なくて済むから	113	62.8	37.2	74.3	22.1	66.4	76.1
	雇用調整が容易だから	77	79.2	53.2	88.3	11.7	85.7	93.5
	女性や高齢者を活用するため	153	48.4	15.7	66.0	17.6	54.9	70.6
	法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため	47	55.3	34.0	78.7	12.8	59.6	83.0
	学生アルバイトや若年フリーターを活用するため	66	45.5	4.5	47.0	12.1	47.0	53.0
	外国人や障がい者を活用するため	48	62.5	31.3	79.2	16.7	64.6	81.3
	その他	30	50.0	3.3	60.0	13.3	56.7	66.7

図表 45　適用拡大策を実施した（しなかった）事業所の特徴

被説明変数:	モデル1		モデル2		モデル3	
「何らかの適用拡大策を実施した」=1,「しなかった」=0	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*
業種ダミー（建設業）						
製造業	0.702	0.721	0.539	0.758	0.433	0.787
運輸業,郵便業	0.819	0.826	0.641	0.861	0.788	0.908
卸売業	1.098	0.820	0.972	0.863	0.592	0.892
小売業	1.445	0.643 *	0.806	0.706	1.670	0.728 *
金融業,保険業	1.393	0.754 †	1.108	0.794	0.892	0.814
宿泊業,飲食サービス業	2.792	0.877 **	1.935	0.923 *	2.408	0.966 *
教育,学習支援業	1.273	0.810	0.804	0.851	0.892	0.879
医療,福祉	1.808	0.640 **	1.421	0.675 *	1.098	0.709
サービス業（他に分類されないもの）	1.267	0.688 †	0.643	0.730	0.887	0.756
事業所規模ダミー（30人以下）						
31～100人	1.093	0.402 **	1.063	0.432 *	0.950	0.455 *
101～300人	0.419	0.432	0.595	0.462	0.675	0.490
301～500人	0.677	0.584	0.997	0.621	0.683	0.673
501人以上	0.715	0.425 †	0.821	0.460 †	0.722	0.475
全雇用者に占める短時間労働者の人数割合ダミー（3割以上5割未満）						
1割未満			-1.273	0.427 **		
1割以上3割未満			-0.176	0.427		
5割以上7割未満			0.245	0.498		
7割以上			-0.337	0.466		
短時間労働者を雇用している理由ダミー						
人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）					0.578	0.358
正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから					0.016	0.311
経験・知識・技能のある人を活用したいから					0.215	0.310
1日の忙しい時間帯に対応するため					0.556	0.287 †
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）					0.884	0.419 *
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため					-0.113	0.372
仕事内容が簡単だから					-0.246	0.427
責任が軽い仕事だから					0.134	0.494
賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）					0.246	0.341
社会保険の負担が少なくて済むから					-0.887	0.401 *
雇用調整が容易だから					1.146	0.546 *
女性や高齢者を活用するため					-0.504	0.294 †
法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため					-0.487	0.485
学生アルバイトや若年フリーターを活用するため					-1.348	0.414 **
外国人や障がい者を活用するため					-0.248	0.492
その他					-0.461	0.506
定数	-1.563	0.692 *	-0.706	0.802	-1.357	0.778 †
有効数	389		379		378	
-2対数尤度（最終）	473.737		436.071		397.505	
χ^2	32.228	**	53.884	**	91.592	***
Nagelkerke R^2	0.109		0.183		0.296	

注）()はレファレンス・グループ。***:p<0.001、**:p<0.01、*:p<0.05、†:p<0.1。

その上で、短時間労働者の人数割合についてみると、「3 割以上 5 割未満」と比べて「1 割未満」では負の有意な効果が見られ、適用拡大策を採り難かったことが分かる。全雇用者に占める短時間労働者の人数割合が限られれば、業務運営上の依存度合いも大きくないと見られ、敢えて適用拡大策に打って出る必要も無かったということだろう。

なお、短時間労働者を雇用している理由（複数回答）も投入すると（モデル 3)、「雇用調整が容易だから」や「早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため)」等については正の有意な効果が確認できるのに対し、「社会保険の負担が少なくて済むから」や「学生アルバイトや若年フリーターを活用するため」等については偏回帰係数がマイナスで、むしろ適用拡大策を実施し難かったことが分かる（学生アルバイトについては、そもそも適用除外である)。

こうしたなか、短時間労働者の人数割合や雇用している理由に代えて、事業所の所在地変数を投入すると、「北陸」や「中国」「東海」では 1%水準で正の有意な効果が見られ、適用拡大策を実施しやすかったことが分かる（**図表 46**)。そこで、社会保険の適用拡大直前の人材需要の状況を、「一般職業紹介状況（平成 28 年 9 月分)」で確認すると、全地域の中で「東海」（1.60 倍）が最も高く、これに「北陸」と「中国」（ともに 1.59 倍）が続いている。これらの地域では当時、とりわけ人手不足感が強かった様子が窺える。

図表 46　適用拡大策の実施と事業所の所在地、有効求人倍率の関係

被説明変数:「何らかの適用拡大策を実施した」=1, 「しなかった」=0	モデル4		モデル5	
	b	*S.E*	*b*	*S.E*
業種ダミー（建設業）				
製造業	0.471	0.759	0.660	0.735
運輸業,郵便業	0.951	0.855	0.971	0.841
卸売業	-0.052	0.932	0.987	0.835
小売業	1.467	0.681 *	1.550	0.658 *
金融業,保険業	1.134	0.800	1.243	0.768
宿泊業,飲食サービス業	2.974	0.917 **	3.075	0.902 **
教育,学習支援業	1.515	0.861 †	1.540	0.846 †
医療,福祉	1.963	0.671 **	2.016	0.659 **
サービス業（他に分類されないもの）	1.136	0.717	1.265	0.703 †
事業所規模ダミー（30人以下）				
31～100人	1.361	0.429 **	1.187	0.409 **
101～300人	0.726	0.460	0.502	0.438
301～500人	0.900	0.621	0.711	0.595
501人以上	0.984	0.453 *	0.849	0.435 †
事業所の所在地ダミー（北海道）				
東北	0.314	0.614		
北関東、甲信	0.763	0.608		
南関東	0.238	0.455		
北陸	1.964	0.929 *		
東海	1.276	0.550 *		
近畿	0.681	0.537		
中国	1.328	0.654 *		
九州	0.103	0.567		
有効求人倍率（対数）			3.210	1.004 **
定数	-2.431	0.867 **	-2.786	0.811 **
有効数	372		388	
-2対数尤度（最終）	440.391		461.169	
χ^2	49.186	***	42.719	***
Nagelkerke R^2	0.169		0.143	

注）()はレファレンス・グループ。***:p<0.001、**:p<0.01、*:p<0.05、†:p<0.1。

そこで、社会保険の適用拡大を前向きに受け止めた事業所も少なくなかった背景には、人手不足の影響があるのではないかと推測し、事業所の所在地情報に当てはめた都道府県別の有効求人倍率（平成 28 年 9 月）の対数値を説明変数に投入して、改めてロジスティック分析を行うとモデル 5 の通りになった。これに基づけば、事業所が有効求人倍率（対数）の高い地域に所在しているほど、確かに何らかの適用拡大策を採りやすかったのであり、そのオッズは $e^{3.210}$（24.786）倍と極めて高い。

第 2 章で見た通り、事業所が社会保険の適用を新たに拡大した理由（複数回答）では、「短時間労働者自身が希望したから」（78.2%）が最も多く、次いで「短時間労働者の処遇を改善し、人材の確保・定着を図りたいから」（45.4%）や「適用を回避すると、業務等に支障が出るから（短時間労働者の離職等にもつながるから）」（39.6%）等が挙げられている。

社会保険の適用拡大を前向きに受け止めた事業所も少なくなかった背景には、平成 24 年 12 月に始まった景気の回復局面が、「いざなぎ景気」（高度成長期）を超えて戦後 2 番目の長さを記録する中、有効求人倍率が 44 年ぶりの水準で高止まるなど、まさに完全雇用とも言えるタイミングで、社会保険の適用拡大がスタートしたことがプラスに寄与したと言えるのではないだろうか。

なお、事業所が短時間労働者を雇用する上での環境変化について、短時間労働者を「雇用している」事業所（3,630 社）を対象にその理由を尋ねた結果をみると（複数回答）、回答の多かった順に「1 日の忙しい時間帯に対応するため」（36.6%）、「経験・知識・技能のある人を活用したいから」（35.6%）、「正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから」（30.2%）、「女性や高齢者を活用するため」（29.7%）等となっている（**図表 47**）。

こうした結果を、参考として、ほぼ同様の仕様で行った過去の調査（2012 年 7～8 月に実査[20]）と比較すると、約 5 年前は、①1 日の忙しい時間帯に対応するため、②仕事内容が簡単だから、③賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）が上位 3 つを占めていたのに対し、今回の調査でも最上位こそ変わらないが、これに「経験・知識、技能のある人を活用したいから」や「正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから」が続くなど、短時間労働者の雇用環境が大きく変化している様子が見て取れる。

この間、「正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから」とする事業所が＋21.6 ポイントと大幅に増加する一方、「仕事内容が簡単だから」（－11.0 ポイント）や「賃金が割安だから」（－8.2 ポイント）、「社会保険の負担が少なくて済むから」（－5.8 ポイント）等とする事業所は軒並み減少した。深刻な人手不足の中、正社員（フルタイム）の不足をカバーするために、短時間労働者を活用するような事業所が着実に増えていたことが、社会保険の適用拡大に当たっても前向きな対応へと舵を切らせた動機の一つになったのではないだろうか。

[20] 調査シリーズ№105「短時間労働者の多様な実態に関する調査」結果。

図表 47　過去の調査と比較した事業所が短時間労働者を「雇用している」理由

（%）

2012年調査（複数回答）		今回調査（複数回答）		同一項目がある場合のポイント差
1日の忙しい時間帯に対応するため	36.3	1日の忙しい時間帯に対応するため	36.6	＋ 0.3
経験・知識・技能のある人を活用したいから	29.0	経験・知識・技能のある人を活用したいから	35.6	＋ 6.6
正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから	8.6	正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから	30.2	＋ 21.6
高齢者を活用するため	15.8	女性や高齢者を活用するため	29.7	－
退職した女性正社員を再雇用するため	6.8	－		
人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）	19.8	人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）	21.4	＋ 1.6
賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）	29.6	賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）	21.4	－ 8.2
仕事内容が簡単だから	31.2	仕事内容が簡単だから	20.2	－ 11.0
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	16.0	季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	16.2	＋ 0.2
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）	11.3	早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）	14.0	＋ 2.7
社会保険の負担が少なくて済むから	18.7	社会保険の負担が少なくて済むから	12.9	－ 5.8
責任が軽い仕事だから	13.9	責任が軽い仕事だから	11.3	－ 2.6
－		法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため	9.7	－
学生アルバイトや若年フリーターを活用するため	5.0	学生アルバイトや若年フリーターを活用するため	8.0	＋ 3.0
雇用調整が容易だから	10.9	雇用調整が容易だから	7.9	－ 3.0
－		外国人や障がい者を活用するため	6.5	－
IT化・サービス化の進展により業務内容が変化したから	1.4	－		
その他	8.1	その他	7.7	－ 0.4
無回答	8.7	無回答	3.7	－ 5.0
平均選択数（個）	2.9	平均選択数（個）	3.0	

※選択肢の順序は、今回調査の降順に合わせている。

2. どのような短時間労働者がどういった理由で、社会保険に新たに加入したのか

それでは、短時間労働者の側でも、社会保険の適用拡大を前向きに受け止めた人が少なくなかったのは何故だろうか。社会保険が適用されるように働き方を変更したのが、そもそもどういった属性の短時間労働者だったのかをクロス集計結果でみると、社会保険が適用されるように働き方を変更した割合は、「男性」より「女性」でやや高くなっている（**図表 48**）。また、婚姻状況では、「未婚」や「離婚・死別」で高い。年齢層別では特に「中年層（35～44 歳）」で高くなっている。

適用拡大前の被保険者区分との関連では、「第 1 号被保険者」で 7 割を超えて高いが、「第 3 号被保険者」でも半数を超えている。短時間労働者という形態で働いている理由（複数回答）との関連では、「他に本業があるから・副業できるから」や「すぐに働き始めたいから」「正社員としての働き口が見つからなかったから」等を挙げている場合に、社会保険が適用されるように働き方を変更した割合も高いことが分かる。正社員として働く機会を見付けられず、やむを得ず短時間労働者で働いているようなケースでは、社会保険の適用拡大が相応の待遇改善に繋がった可能性もあるのではないかと思料される。

現在の職種別では「専門・技術職（医療関係）」や「サービス職（飲食関係）」等に就いている場合で、社会保険が適用されるように働き方を変更した割合が高くなっている。「医療,福祉」や「宿泊業,飲食サービス業」等の事業所で、何らかの適用拡大策が採られやすかった結果とも整合的である。また、仕事の掛け持ちを「している」方が、社会保険が適用されるようにも働き方を変更した割合も高い。仕事の掛け持ちを「していない」よりも、所定労働時間を延長する余地が大きかったということだろう。

図表 48　社会保険が適用されるように働き方を変更した短時間労働者の特徴

■全体計より10ポイント以上高い　■5ポイント以上高い

（%）

		適用拡大前の被保険者区分が第2号被保険者以外（第1号被保険者、第3号被保険者、その他）の短時間労働者数	社会保険の適用拡大に伴い、働き方が「変わった」割合	働き方が「変わった」短時間労働者数	厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、（短時間労働者のまま）所定労働時間を延長した（してもらった）	厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、正社員に転換した（してもらった）	厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、それまで働いていた会社を辞めて転職した	厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮した（してもらった）	厚生年金・健康保険が適用されないよう、それまで働いていた会社（大企業等）を辞めて（適用拡大の対象ではない中小企業等に）転職した	その他	無回答	適用されるように働き方を変更した	適用されないように働き方を変更した
計		3323	15.8	526	54.9	1.1	1.9	32.7	－	8.4	1.0	58.0	32.7
性別	男性	351	12.0	42	47.6	2.4	－	42.9	－	7.1	－	50.0	42.9
	女性	2967	16.3	483	55.5	1.0	2.1	31.9	－	8.5	1.0	58.6	31.9
婚姻状況	既婚	2893	15.8	456	53.3	1.3	1.1	35.3	－	7.9	1.1	55.7	35.3
	未婚	233	15.0	35	71.4	－	5.7	11.4	－	11.4	－	77.1	11.4
	離婚・死別	185	18.4	34	58.8	－	8.8	20.6	－	11.8	－	67.6	20.6
年齢層	若年層（～34歳）	345	10.4	36	55.6	－	－	30.6	－	13.9	－	55.6	30.6
	中年層1（35～44歳）	987	18.6	184	62.5	1.1	3.3	26.1	－	6.5	0.5	66.8	26.1
	中年層2（45～54歳）	1108	16.4	182	52.7	1.6	1.6	34.6	－	7.7	1.6	56.0	34.6
	高齢層1（55～64歳）	605	15.5	94	48.9	－	1.1	35.1	－	13.8	1.1	50.0	35.1
	高齢層2（65歳以上）	249	10.0	25	40.0	4.0	－	56.0	－	－	－	44.0	56.0
適用拡大前の被保険者区分	第1号被保険者	648	16.5	107	67.3	1.9	0.9	15.9	－	13.1	0.9	70.1	15.9
	第3号被保険者	2322	16.2	377	51.7	1.1	1.6	36.9	－	7.7	1.1	54.4	36.9
	その他	353	11.9	42	52.4	－	7.1	38.1	－	2.4	－	59.5	38.1
短時間労働者という形態で働いている理由（複数回答）	自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	1541	14.9	230	56.5	1.7	0.4	35.2	－	5.7	0.4	58.7	35.2
	労働時間や出勤日数が短いから	1080	12.1	131	47.3	1.5	－	42.0	－	8.4	0.8	48.9	42.0
	就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	862	15.2	131	35.1	3.1	－	55.7	－	5.3	0.8	38.2	55.7
	軽易な仕事をしたいから	161	6.8	11	54.5	－	－	27.3	－	18.2	－	54.5	27.3
	辞めやすいから	59	8.5	5	60.0	－	－	20.0	－	20.0	－	60.0	20.0
	休みやすいから	569	16.5	94	56.4	1.1	2.1	31.9	－	8.5	－	59.6	31.9
	時間を有効に使えるから	945	14.7	139	50.4	1.4	－	41.7	－	6.5	－	51.8	41.7
	資格・技能を活かして働きたいから	244	14.8	36	44.4	5.6	5.6	33.3	－	11.1	－	55.6	33.3
	企業や職場、組織に拘束されたくないから	132	21.2	28	60.7	－	－	28.6	－	7.1	3.6	60.7	28.6
	すぐに働き始めたいから	97	19.6	19	63.2	－	10.5	26.3	－	－	－	73.7	26.3
	正社員としての働き口が見つからなかったから	350	22.9	80	62.5	1.3	5.0	17.5	－	11.3	2.5	68.8	17.5
	育児・介護等の事情があるから	1090	15.8	172	55.2	1.7	1.7	32.0	－	8.1	1.2	58.7	32.0
	正社員として働くことを家族に反対されているから	108	17.6	19	42.1	－	－	52.6	－	5.3	－	42.1	52.6
	正社員として働くことが体力的に難しいから	471	17.4	82	57.3	－	1.2	26.8	－	13.4	1.2	58.5	26.8
	通勤が容易だから	390	13.8	54	51.9	－	－	38.9	－	9.3	－	51.9	38.9
	転勤がないから	198	18.2	36	63.9	－	2.8	27.8	－	5.6	－	66.7	27.8
	他に本業があるから・副業できるから	102	16.7	17	76.5	－	5.9	－	－	17.6	－	82.4	－
	その他	229	17.9	41	51.2	－	2.4	19.5	－	24.4	2.4	53.7	19.5
現在の職種	管理職	9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	専門・技術職（医療関係）	295	19.3	57	75.4	－	3.5	10.5	－	8.8	1.8	78.9	10.5
	専門・技術職（教育関係）	100	10.0	10	40.0	10.0	－	30.0	－	20.0	－	50.0	30.0
	専門・技術職（その他）	141	14.2	20	60.0	－	－	30.0	－	10.0	－	60.0	30.0
	事務職	1222	17.7	216	48.1	1.4	2.3	36.6	－	10.2	1.4	51.9	36.6
	販売職（営業を含む）	227	22.5	51	60.8	－	－	37.3	－	2.0	－	60.8	37.3
	サービス職（介護関係）	291	12.4	36	52.8	－	5.6	25.0	－	16.7	－	58.3	25.0
	サービス職（飲食関係）	130	8.5	11	63.6	－	9.1	27.3	－	－	－	72.7	27.3
	サービス職（その他）	227	23.3	53	62.3	1.9	－	32.1	－	3.8	－	64.2	32.1
	警備・保安職	17	5.9	1	100.0	－	－	－	－	－	－	100.0	－
	製造・生産工程職	215	11.2	24	54.2	－	－	45.8	－	－	－	54.2	45.8
	輸送・運転職	46	8.7	4	50.0	－	－	25.0	－	25.0	－	50.0	25.0
	建設・採掘職	3	66.7	2	100.0	－	－	－	－	－	－	100.0	－
	清掃等労務職	143	4.2	6	33.3	－	－	33.3	－	16.7	16.7	33.3	33.3
	その他	218	13.8	30	50.0	－	－	43.3	－	6.7	－	50.0	43.3
兼業・副業	仕事の掛け持ちをしている	278	13.3	37	67.6	－	10.8	10.8	－	10.8	－	78.4	10.8
	していない	3039	16.0	487	54.2	1.2	1.2	34.1	－	8.2	1.0	56.7	34.1

こうした結果を、ロジスティック分析で確認するとどうなるだろうか（**図表 49**）。社会保険が適用されるように働き方を変更したか否かを被説明変数とし、説明変数に性別と年齢層を投入しても特徴は見られない（モデル 1）。但し、婚姻状況を追加すると（モデル 2）、「既婚」と比較して、「未婚」では正の有意な効果が確認でき、社会保険が適用されるように働き方を変更しやすかったことが分かる。なお、適用拡大前の被保険者区分の追加に伴い、「35～44 歳」層等の有意性が点灯する（モデル 3）。適用拡大前の被保険者区分変数をコントロールすることで、年齢層自体の効果が顕在化したものと考えられる。

図表 49　社会保険が適用されるように働き方を変更した（しなかった）短時間労働者の特徴

被説明変数：「適用されるように働き方を変更した」＝1,「しなかった」＝0	モデル1		モデル2		モデル3		モデル4	
	b	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*
性別ダミー（男性）								
女性	0.025	0.393	0.266	0.427	0.470	0.416	0.256	0.468
年齢層ダミー（65歳以上）								
～34歳	0.448	0.581	0.036	0.617	0.851	0.603	-0.063	0.642
35～44歳	0.942	0.511 †	0.727	0.532	1.461	0.536 **	0.569	0.573
45～54歳	0.505	0.513	0.311	0.532	1.018	0.537 †	0.137	0.569
55～64歳	0.248	0.505	0.064	0.518	0.556	0.516	-0.261	0.563
婚姻状況ダミー（既婚）								
未婚			1.024	0.447 *				
離婚・死別			0.562	0.389				
適用拡大前の被保険者区分ダミー（その他）								
第1号被保険者					0.394	0.401		
第3号被保険者					-0.724	0.377 †		
短時間労働者という形態で働いている理由ダミー								
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから							0.271	0.210
労働時間や出勤日数が短いから							-0.542	0.235 *
就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから							-1.184	0.231 ***
軽易な仕事をしたいから							-0.157	0.725
辞めやすいから							0.872	1.022
休みやすいから							0.126	0.260
時間を有効に使えるから							-0.346	0.226
資格・技能を活かして働きたいから							-0.016	0.396
企業や職場、組織に拘束されたくないから							0.695	0.485
すぐに働き始めたいから							0.437	0.572
正社員としての働き口が見つからなかったから							0.385	0.301
育児・介護等の事情があるから							-0.076	0.231
正社員として働くことを家族に反対されているから							-0.569	0.504
正社員として働くことが体力的に難しいから							0.254	0.280
通勤が容易だから							-0.288	0.339
転勤がないから							0.928	0.442 *
他に本業があるから・副業できるから							1.327	0.709 †
その他							-0.349	0.365
仕事の掛け持ちダミー（していない）								
仕事の掛け持ちをしている								
定数	-0.248	0.418	-0.362	0.424	-0.645	0.510	0.176	0.472
有効数	516		516		516		510	
-2対数尤度（最終）	688.865		681.042		670.671		625.850	
χ^2	10.685	†	18.507	*	28.879	***	66.588	***
Nagelkerke R^2	0.028		0.047		0.073		0.165	

注）（）はレファレンス・グループ。***：p＜0.001、**：p＜0.01、*：p＜0.05、†：p＜0.1。

また、短時間労働者という形態で働いている理由（複数回答）との関連では、「就業調整（年収や労働時間の調整）ができる」ことや、「労働時間や出勤日数が短い」こと等にメリットを感じている場合には負の有意な効果が見られ、社会保険が適用されるようには働き方を変更し難かったと解釈できる（モデル 4）。

一方、仕事の掛け持ちについては（モデル 5）、これを「している」方が有意に、社会保険が適用されるように働き方を変更しやすかったように見える（**図表 50**）。その上で、これに適用拡大前の被保険者区分を追加するとその有意性は消失するが（モデル 6）、仕事の掛け持ちと第 1 号被保険者区分の交互作用項を投入すると、仕事の掛け持ちの有意性が復活して偏回帰係数も大きくなる（モデル 7）。

即ち、適用拡大前の第 1 号被保険者で仕事の掛け持ちをしていたようなケースは、社会保険が適用されるようには働き方を変更し難かったものの、（第 3 号被保険者やその他等で）仕事の掛け持ちを「している」こと自体については、むしろ社会保険が適用されるように働き方を変える方向へ作用したと言えるだろう。

図表 50　仕事の掛け持ちと働き方の変更状況の関係

被説明変数：「適用されるように働き方を変更した」＝1,「しなかった」＝0	モデル5		モデル6		モデル7	
	b	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*
性別ダミー（男性）						
女性	0.113	0.404	0.481	0.421	0.476	0.420
年齢層ダミー（65歳以上）						
～34歳	0.222	0.590	0.638	0.614	0.793	0.622
35～44歳	0.738	0.520	1.249	0.549 *	1.384	0.555 *
45～54歳	0.321	0.521	0.817	0.548	0.933	0.555 †
55～64歳	0.079	0.514	0.397	0.526	0.540	0.534
適用拡大前の被保険者区分ダミー（その他）						
第1号被保険者			0.397	0.403	0.663	0.425
第3号被保険者			-0.623	0.380	-0.595	0.388
仕事の掛け持ちダミー（していない）						
仕事の掛け持ちをしている	0.966	0.415 *	0.653	0.428	1.838	0.762 *
仕事の掛け持ちをしている×第1号被保険者（交互作用項）					-2.375	0.954 *
定数	-0.200	0.427	-0.575	0.514	-0.755	0.527
有効数	514		514		514	
-2対数尤度（最終）	680.065		665.880		658.775	
χ^2	15.934	*	30.119	***	37.224	***
Nagelkerke R^2	0.041		0.077		0.094	

注）（）はレファレンス・グループ。***：p＜0.001、**：p＜0.01、*：p＜0.05、†：p＜0.1。

そうしたなか、社会保険が適用されるように働き方を変更した理由（複数回答）を属性別に眺めると、「男性」で回答割合が高いのは「保険料の負担が軽くなるから」や「会社側から言われたから」等となっている（**図表 51**）。一方、「女性」で顕著に高いのは「将来の年金額を増やしたいから」や「もっと働いて収入を増やしたい（維持したい）から」等である。

年齢層別にみると、「もっと働いて収入を増やしたい（維持したい）から」については、若年層になるほど高まる傾向が見て取れる。逆に、「将来の年金額を増やしたいから」については64歳以下で、高齢層になるほど高い。また、「保険料の負担が軽くなるから」についても、中年層以上で年齢層が上がるほど高くなっている。

婚姻状況別では「未婚」や「離婚・死別」で、「保険料の負担が軽くなるから」の回答割合が高い。また、「未婚」では「会社側から言われたから」等も高いのに対し、「離婚・死別」では「将来の年金額を増やしたいから」等が高くなっている。

図表 51　短時間労働者の属性別にみた社会保険が適用されるように働き方を変更した理由

■全体計より10ポイント以上高い　■5ポイント以上高い　（%）

		社会保険が適用されるように働き方を変更した短時間労働者数	保険料の負担が軽くなるから	将来の年金額を増やしたいから	障がい・遺族年金が充実するから	医療給付（傷病や出産時の手当金）が充実するから	もっと働いて収入を増やしたい（維持したい）から	（育児や介護の負担、病気の軽減等で）より長く働けるようになったから	会社側から言われたから	周囲の人（家族や同僚等）に勧められたから	その他	無回答	平均選択数
計	計	305	22.6	44.3	1.0	6.9	44.9	4.9	32.8	10.2	7.2	1.3	1.8
性別	男性	21	52.4	28.6	－	9.5	19.0	－	42.9	4.8	4.8	－	1.6
	女性	283	20.1	45.2	1.1	6.7	46.6	5.3	32.2	10.2	7.4	1.4	1.8
婚姻状況	既婚	254	19.3	43.3	1.2	5.5	46.9	4.3	33.1	9.4	5.9	1.2	1.7
	未婚	27	37.0	44.4	－	14.8	37.0	3.7	40.7	18.5	7.4	3.7	2.1
	離婚・死別	23	39.1	52.2	－	13.0	30.4	13.0	21.7	4.3	21.7	－	2.0
年齢層	若年層（～34歳）	20	20.0	30.0	－	10.0	60.0	－	25.0	15.0	5.0	－	1.7
	中年層1（35～44歳）	123	13.8	41.5	0.8	4.9	48.0	7.3	32.5	11.4	10.6	1.6	1.7
	中年層2（45～54歳）	102	23.5	49.0	1.0	9.8	47.1	3.9	37.3	9.8	3.9	2.0	1.9
	高齢層1（55～64歳）	47	36.2	53.2	2.1	6.4	31.9	4.3	19.1	6.4	8.5	－	1.7
	高齢層2（65歳以上）	11	54.5	18.2	－	－	18.2	－	63.6	－	－	－	1.5
適用拡大前の被保険者区分	第1号被保険者	75	49.3	46.7	2.7	6.7	32.0	4.0	41.3	10.7	5.3	4.0	2.1
	第3号被保険者	205	12.7	42.0	0.5	5.4	50.7	5.9	31.2	10.2	7.8	0.5	1.7
	その他	25	24.0	56.0	－	20.0	36.0	－	20.0	8.0	8.0	－	1.7
短時間労働者という形態で働いている理由（複数回答）	自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	135	24.4	40.0	0.7	8.1	48.9	3.7	34.8	10.4	7.4	3.0	1.8
	労働時間や出勤日数が短いから	64	31.3	45.3	1.6	4.7	35.9	4.7	40.6	9.4	7.8	－	1.8
	就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	50	30.0	48.0	－	6.0	52.0	4.0	44.0	16.0	4.0	－	2.0
	軽易な仕事をしたいから	6	50.0	33.3	－	－	33.3	－	50.0	16.7	－	－	1.8
	辞めやすいから	3	33.3	－	－	－	33.3	－	66.7	－	－	－	1.3
	休みやすいから	56	23.2	42.9	1.8	3.6	44.6	8.9	39.3	10.7	5.4	－	1.8
	時間を有効に使えるから	72	29.2	38.9	1.4	6.9	40.3	4.2	38.9	15.3	2.8	1.4	1.8
	資格・技能を活かして働きたいから	20	35.0	75.0	－	10.0	45.0	10.0	35.0	10.0	－	－	2.2
	企業や職場、組織に拘束されたくないから	17	23.5	47.1	－	5.9	35.3	5.9	52.9	23.5	5.9	－	2.0
	すぐに働き始めたいから	14	14.3	42.9	－	7.1	71.4	－	28.6	－	－	7.1	1.8
	正社員としての働き口が見つからなかったから	55	25.5	43.6	－	5.5	43.6	3.6	38.2	10.9	5.5	1.8	1.8
	育児・介護等の事情があるから	101	17.8	45.5	1.0	6.9	43.6	6.9	29.7	7.9	10.9	2.0	1.7
	正社員として働くことを家族に反対されているから	8	12.5	37.5	－	－	12.5	－	50.0	25.0	25.0	－	1.6
	正社員として働くことが体力的に難しいから	48	22.9	47.9	－	8.3	43.8	2.1	39.6	8.3	8.3	－	1.8
	通勤が容易だから	28	32.1	42.9	3.6	3.6	42.9	7.1	46.4	17.9	10.7	－	2.1
	転勤がないから	24	37.5	70.8	4.2	12.5	54.2	4.2	20.8	25.0	12.5	－	2.4
	他に本業があるから・副業できるから	14	28.6	35.7	－	7.1	35.7	7.1	50.0	14.3	－	－	1.8
	その他	22	27.3	45.5	4.5	18.2	63.6	4.5	13.6	18.2	13.6	－	2.1
現在の職種（複数回答）	管理職	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	専門・技術職（医療関係）	45	22.2	42.2	2.2	8.9	33.3	13.3	28.9	11.1	11.1	－	1.7
	専門・技術職（教育関係）	5	40.0	60.0	－	－	40.0	－	80.0	－	－	－	2.2
	専門・技術職（その他）	12	25.0	33.3	－	8.3	50.0	－	33.3	25.0	8.3	－	1.8
	事務職	112	13.4	40.2	0.9	5.4	47.3	2.7	38.4	7.1	6.3	0.9	1.6
	販売職（営業を含む）	31	22.6	58.1	－	9.7	45.2	－	25.8	12.9	3.2	3.2	1.8
	サービス職（介護関係）	21	23.8	42.9	－	4.8	52.4	14.3	23.8	4.8	9.5	－	1.8
	サービス職（飲食関係）	8	37.5	37.5	－	－	50.0	－	50.0	12.5	12.5	12.5	2.3
	サービス職（その他）	34	29.4	47.1	2.9	8.8	58.8	8.8	14.7	8.8	8.8	2.9	1.9
	警備・保安職	1	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	1.0
	製造・生産工程職	13	30.8	61.5	－	15.4	38.5	－	30.8	－	7.7	－	1.8
	輸送・運転職	2	50.0	100.0	－	－	50.0	－	－	－	－	－	2.0
	建設・採掘職	2	50.0	－	－	－	50.0	－	－	－	－	－	1.0
	清掃等労務職	2	100.0	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	2.0
	その他	15	33.3	46.7	－	6.7	26.7	－	33.3	33.3	6.7	－	1.9
兼業・副業	仕事の掛け持ちをしている	29	48.3	41.4	3.4	3.4	34.5	3.4	34.5	13.8	6.9	－	1.9
	していない	276	19.9	44.6	0.7	7.2	46.0	5.1	32.6	9.8	7.2	1.4	1.8

社会保険が適用されるように働き方を変更した理由（複数回答）について、適用拡大前の被保険者区分別にみると、「第 1 号被保険者」では「保険料の負担が軽くなるから」や「会社側から言われたから」等の回答割合が相対的に高いのに対し、「第 3 号被保険者」では「もっと働いて収入を増やしたい（維持したい）から」等が高くなっている。

また、社会保険が適用されるように働き方を変更したのは「会社側から言われたから」とする割合は、短時間労働者という形態で働いている理由（複数回答）に、「就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから」や「労働時間や出勤日数が短いから」「正社員として働くことが体力的に難しいから」「休みやすいから」「時間を有効に使えるから」「正社員としての働き口が見つからなかったから」等を挙げている場合で高い。更に、仕事の掛け持ちを「している」場合は、「保険料の負担が軽くなるから」等の回答割合が顕著に高くなっている。

総じてみると、社会保険の適用拡大を前向きに受け止めた短時間労働者も少なくなかった背景には、事業所が適用拡大に踏み切った理由（複数回答）の最上位に「短時間労働者自身が希望したから」が挙げられる中で、「男性」や「第 1 号被保険者」「未婚」については、相対的に「保険料の負担が軽くなるから」や「会社側から言われたから」等、また、「女性」や「若年層」では「もっと働いて収入を増やしたい（維持したい）から」や「将来の年金額を増やしたいから」等、更に、「離婚・死別」では「将来の年金額を増やしたいから」や「保険料の負担が軽くなるから」等、また、「第 3 号被保険者」では「もっと働いて収入を増やしたい（維持したい）から」等といった具合に多様な思惑で、社会保険に加入した（加入が志向された）事実があると言えるだろう。

このほか属性ではないが、自身が働くのを辞めた場合の家計に対する影響を尋ねた設問と、社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化の関係を調べると、自身が働くのを辞めると「日々の生活が維持できなくなる」とする短時間労働者ほど、今般の適用拡大に際しても社会保険が適用されるように働き方を変更し、対して家計に余裕がある人ほど、適用を回避した（社会保険が適用されないように働き方を変更した）傾向が見て取れる（**図表 52-1**）。「もっと働いて収入を増やしたい（維持したい）から」や「保険料の負担が軽くなるから」といった理由にも関係すると見られるが、適用回避を企図して所定労働時間を短くすると「日々の生活が維持できなくなる」ため、そもそもそうした選択肢が取り難かったことを示唆しているのではないかと思料される。

こうした関係性は、ロジスティック分析でも確認することが出来る（**図表 52-2**）。即ち、性別や年齢、適用拡大前の被保険者区分といった基礎的な属性をコントロールしても、自身が働くのを辞めると家計に深刻な影響が及ぶ短時間労働者は、社会保険が適用されるように働き方を変更していると解釈できる。その意味で、働くのを辞めると「日々の生活が維持できなくなる」とする短時間労働者が、第 2 号被保険者以外（第 1 号被保険者、第 3 号被保険者、その他）に占める割合でも約 3 割（28.6%）にのぼっている現実が、社会保険の適用拡大を前向きに受け止めた人も少なくなかった（ように見える）結果に寄与した可能性もあると言えるだろう。

図表 52-1　自身が働くのを辞めた場合に家計に及ぼす影響と働き方の変更状況の関係

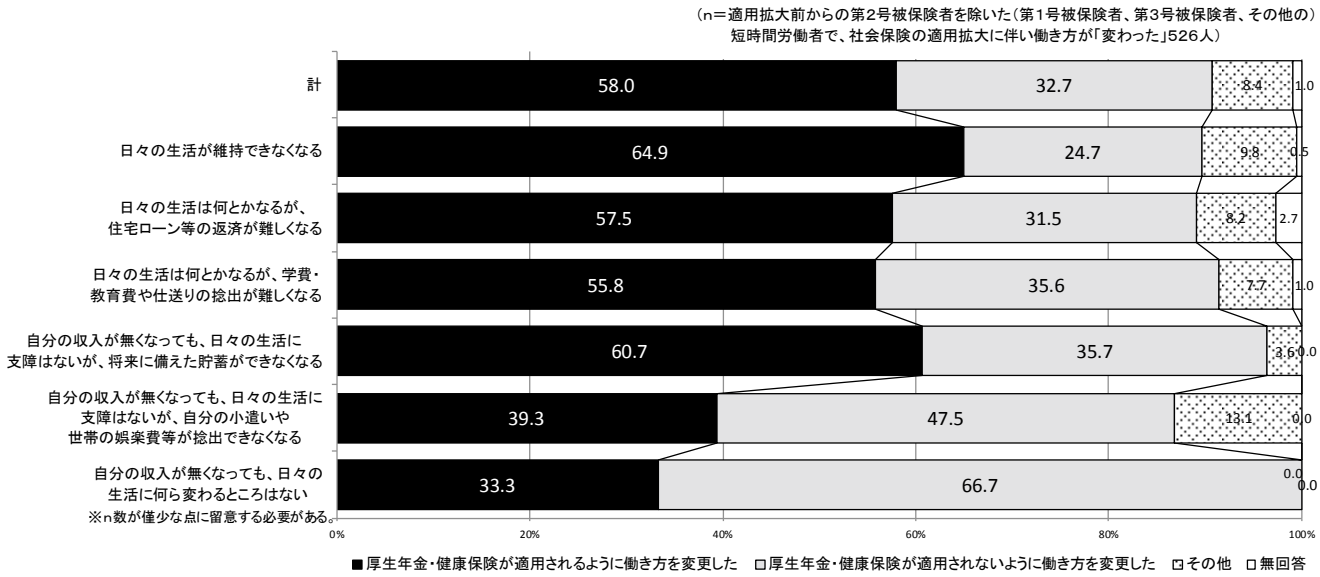

図表 52-2　社会保険が適用されるように働き方を変更した人の特徴

被説明変数：「適用拡大されるように働き方を変更した」＝1，「しなかった」＝0	*b*	*S.E*	
性別ダミー（男性）			
女性	0.177	0.433	
年齢層ダミー（65歳以上）			
～34歳	0.874	0.615	
35～44歳	1.533	0.554	**
45～54歳	1.126	0.554	*
55～64歳	0.649	0.529	
適用拡大前の被保険者区分ダミー（その他）			
第1号被保険者	0.462	0.410	
第3号被保険者	-0.666	0.385	†
自身が働くのを辞めた場合の家計に対する影響ダミー（小遣いや娯楽費等の捻出が出来なくなる）			
日々の生活が維持できなくなる	0.965	0.306	**
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	0.779	0.365	*
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	0.722	0.342	*
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	0.914	0.348	**
定数	-1.265	0.562	*
有効数	513		
-2対数尤度（最終）	654.925		
χ^2	40.725		***
Nagelkerke R^2	0.103		

注）（）はレファレンス・グループ。***：p<0.001、**：p<0.01、*：p<0.05、†：p<0.1。
なお、自身が働くのを辞めた場合の家計に対する影響ダミーのリファレンスは、「自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる」と「自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わるところはない」（n数僅少）を統合したもの。

なお、単純集計結果では読み取れないが、「働き方を変更しない」ことで結果として、社会保険が適用された短時間労働者も一定数､存在すると見られる点にも留意する必要がある。

適用拡大前からの第 2 号被保険者以外（の第 1 号被保険者あるいは第 3 号被保険者、その他）の短時間労働者（3,323 人）を 100 として、社会保険の適用拡大に伴い働き方は「まだ変わっていないが、今後については検討している」ないし「特に変わっておらず、今後、変

える予定も無い」と回答した割合は 83.0%となった。その上で、適用拡大後は第 2 号被保険者に転換した割合を算出すると 10.7%になる（**図表 53**）。即ち、適用拡大前からの第 2 号被保険者以外に占める割合で約 1 割が、「働き方を変更しない」まま新たに社会保険適用者に加わった計算になる。後述のインタビュー調査結果の個別事例でも観察されたように、必ずしも手取り収入の減少を敬遠するばかりではない短時間労働者の存在が、今般の適用拡大に際しても新規加入者を嵩上げする方向で働いた可能性があると言えるだろう。

図表 53　「働き方を変更しない」ことで社会保険が適用された短時間労働者の存在

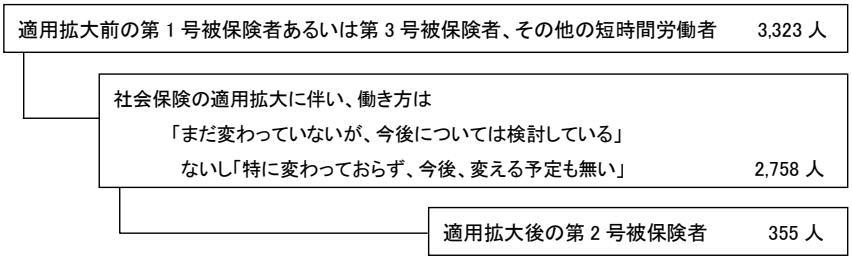

また、社会保険の適用（加入）如何に影響するわけではないが、今回の調査では図らずも、適用拡大前から第 2 号被保険者だった短時間労働者に対しても、所定労働時間の更なる延長といった影響が及んでいる可能性が窺えた。この点、（短時間被保険者全体の標準報酬月額分布が、より高額にシフトしているという事実[21]（59 頁）にも関連して）本節の最後で触れておきたい。

今般の適用拡大に際しては、少なくとも特定適用事業所等で働く場合は、従来の「週の所定労働時間が通常の労働者の（概ね）4 分の 3 以上（一般に週 30 時間以上等）」から、「①週の所定労働時間が 20 時間以上、②月額賃金が 8.8 万円以上、③雇用（見込み）期間が 1 年以上」に緩和された要件で、社会保険に加入することが出来るようになった。そこで、社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化を尋ねるに当たっても、適用拡大前からの第 2 号被保険者が（社会保険に加入したまま）所定労働時間を短縮する可能性も含めて把握するため、敢えて全有効回答労働者を対象に調査した経緯がある。

結果として、適用拡大前からの第 2 号被保険者（2,409 人（100））を対象に集計を試みると、第 2 号被保険者でも働き方が「変わった」人が 7.2%見られ、その具体的な内容としては図らずも、（調査票設計時に想定していた「所定労働時間を短縮した」の 0.5%を大きく上回る）4.4%が「所定労働時間を延長した（してもらった）」と回答していた（**図表 54**）。

即ち、適用拡大前からの第 2 号被保険者に対しても、事業所側から所定労働時間を更に延長する要請等が行われた可能性もあると考量される。事業所の立場に立てば、社会保険の適用拡大に伴い、所定労働時間を短縮する人も現れて人手不足に拍車が掛かる中、既に社会保

[21] 参考資料 2 はあくまで短時間被保険者についての集計であり、正社員やフルタイムに転換したような人については含まれていない。そのため、適用拡大前の短時間労働者ベースで見れば、更に上振れする余地もあると見られる。

険に加入し、一定程度（週 30 時間以上等）働いてきた人に、所定労働時間の更なる上乗せを依頼することは蓋然的であり、極めて現実的・合理的な選択と言えるだろう。調査の設計時には予期しなかった余波に他ならないが、今般の適用拡大に伴う影響・効果として留意する必要があると思われる。

図表 54　適用拡大前からの第 2 号被保険者に対する影響

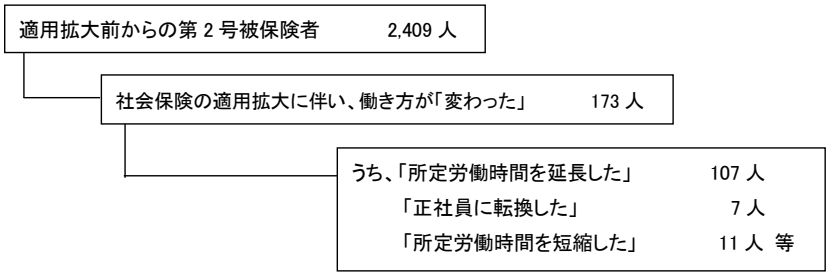

なお、こうした結果を受けて、就業調整の状況はどう変化したのだろうか。全有効回答労働者（6,418 人）のうち、就業調整（年収や労働時間の調整）を「行っている」割合は 1／4 程度（27.1%）に留まり、「行っていない」とする割合が 7 割を超えた（70.9%）。就業調整を「行っている」短時間労働者（1,741 人）に、その具体的な内容を尋ねると（複数回答）、「配偶者の所得税について配偶者控除が受けられるよう、自身の収入を 103 万円以下に抑えている」との回答（36.5%）が最も多く、これに「自身の収入に所得税がかからないよう、非課税限度額（103 万円）以下に抑えている」（27.6%）や「配偶者の社会保険に被扶養者として加入できるよう、自身の収入を 130 万円未満に抑えている」（24.6%）等が続いた。なお、今般の適用拡大の要件に該当する「社会保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を 20 時間未満、月額賃金を 8.8 万円未満等に抑えている」割合は、11.2%（全有効回答労働者の 3.0%）となった。

そうした結果を、事業所とそこで働く短時間労働者のマッチングデータを用い、特定適用事業所等とそれ以外の事業所の間で比較すると、「特定適用事業所等以外の事業所」では、就業調整を「行っている」短時間労働者の割合が 33.2%に対し、「行っていない」割合は 65.0%となった（**図表 55**）。これに対し、「特定適用事業所等」では、就業調整を「行っている」割合が 21.8%に対し、「行っていない」割合は 75.8%である。即ち、「特定適用事業所等」ではそれ以外の事業所に比べて、就業調整を「行っている」割合が 10 ポイント以上下回り、その分、「行っていない」割合が高くなっている。

参考として、過去（2012 年）の調査[22]データを再集計し、企業規模と短時間労働者の就業調整の間の関係も調べたが、企業規模によって就業調整を「している」割合に大きな違いは

[22] 調査シリーズ№105「短時間労働者の多様な実態に関する調査」結果。同調査も、事業所とそこで働く短時間労働者を対象に調査している。但し、短時間労働者に対する調査票は、（調査の目的上）①雇用契約の期間の定めがない無期パート、②雇用契約の期間の定めがある有期パート、③（無期・有期を問わず）定年再雇用パートの優先順で、事業所に配布をお願いした点が、今回の調査とは異なる点に留意する必要がある。

見られなかった。一方、今回の調査では、501 人以上の企業等傘下の「特定適用事業所等」とそれ以外で明確な差異が見られたことから、社会保険の適用拡大は短時間労働者の「就業調整」行動を緩やかにする効果があった[23] [24]、と言えるのではないだろうか。

図表 55　特定適用事業所とそれ以外で比較した「就業調整」の状況（上）
過去の調査データの再集計による企業規模と「就業調整」の関係（下）

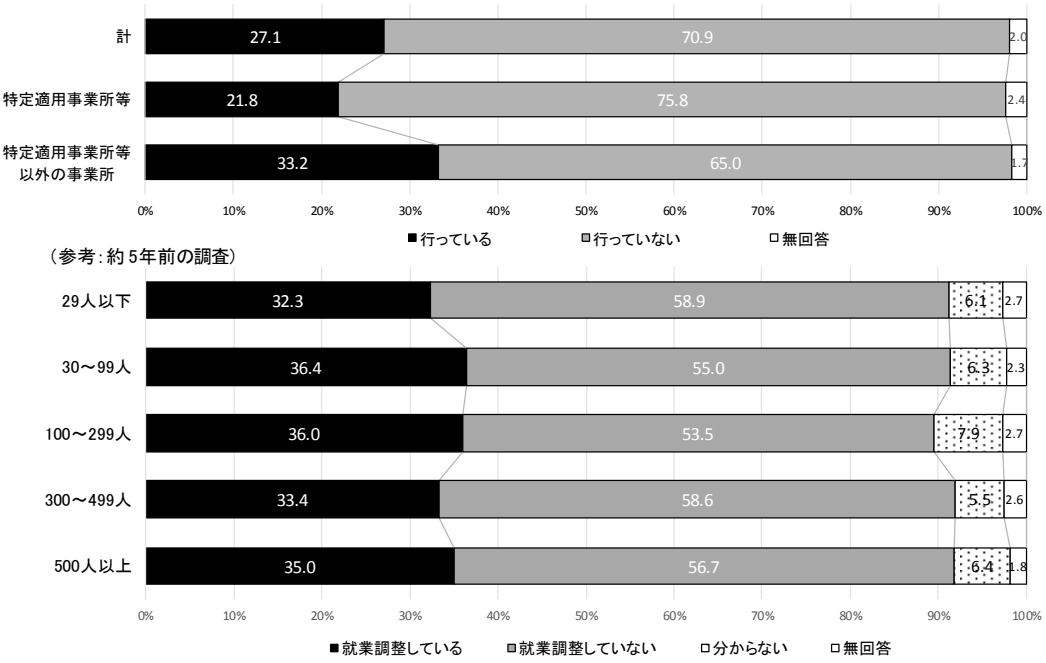

第 2 節　社会保険の更なる適用拡大が行われる場合、事業所や短時間労働者はどのように対応する意向なのか

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 24 年 8 月公布）の附則第 2 条には、「政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成 31 年 9 月 30 日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる」ことが明記されている（**参考資料**）。即ち、更なる「短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大」についても、「高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方」や「高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し」等とともに、2018～19 年度に掛けて集中的な検討が行われることになっている。こうしたなか、事業所やそこで働く短時間労働者は今後、社会保険の更なる適用拡大が行われた場合には、どのように対応する意向なのだろうか。

---

[23] 社会保険の適用を回避するため、特定適用事業所等以外の事業所に転職している影響もあると見られる。
[24] 勿論、最低賃金の上昇や、短時間労働者に占める定年再雇用者の割合の増加等、短時間労働者の「就業調整」行動に影響し得る、この間の状況変化も無視できない。

参考資料　年金法成立後の検討規定

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年12月26日法律第114号）

（検討）
第二条　政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第六条第二項各号に掲げる事項その他必要な事項（次項に定める事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
2　（略）

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年12月13日法律第112号）

（公的年金制度）
第六条　（略）
2　政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方
二　短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大
三　高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方
四　高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年8月10日法律第62号）

（検討等）
第二条　（略）
2　政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成三十一年九月三十日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

資料出所：第 1 回社会保障審議会年金部会（平成 30 年 4 月 4 日開催）資料 2-1 より引用。

1. 事業所の行動を規定する要因は何か

短時間労働者を「雇用している」か「今後、雇用する予定がある」事業所（計 3,786 社）を対象に、今後、社会保険の更なる適用拡大（例えば、規模要件や賃金要件の廃止、労働時間要件の引下げ等）が行われた場合には、どのような対応を行うと思うか尋ねた結果をみると、「適用拡大の内容や時期等にも依るが、基本的には短時間労働者自身の希望に基づき、出来るだけ加入してもらう」との回答が最多で 4 割を超えた（43.1%）（**図表 56**）。次いで「何とも言えない・分からない」（33.1%）が挙がったが、これに続くのは「短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する（一定割合の適用者を出す一方、一定割合については新たな適用を回避する）」の約 2 割（20.1%）で、「短時間労働者自身の希望に拘わらず、出来るだけ新たな適用を回避する」は僅少（1.7%）に留まった。このように、更なる適用拡大に対しても、事業所が概ね前向きな対応姿勢を示しているのは何故だろうか。

「適用拡大の内容や時期等にも依るが、基本的には短時間労働者自身の希望に基づき、出来るだけ加入してもらう」あるいは「短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する（一定割合の適用者を出す一方、一定割合については新たな適用を回避する）」と回答した事業所（計 2,395 社）に、新たな適用を拡大する理由を尋ねると（複数回答）、「短時間労働者の処遇を改善し、人材の定着を図りたいから」が 4 割を超えて（46.4%）最も多く、これに「短時間労働者の必要人数が確保し難くなっているから（人

手不足だから)」(30.9%)や「適用を回避すると、業務等に支障が出るから(短時間労働者の離職等にもつながるから)」(20.4%)、「短時間労働者の人材の質が確保し難くなっているから(人手不足だから)」(19.9%)等が続いた。即ち、更なる適用拡大に対しても事業所が概ね前向きな対応姿勢を示している背景には、人手不足が深刻化する中、「短時間労働者を安価な労働力として、いくらでも使える環境では無くなっている」という認識の高まりがあると見られる。

図表 56　今後の更なる適用拡大への事業所の対応意向(上)と新たに適用を拡大する理由(下左)、対応方針の決定要素(下右)

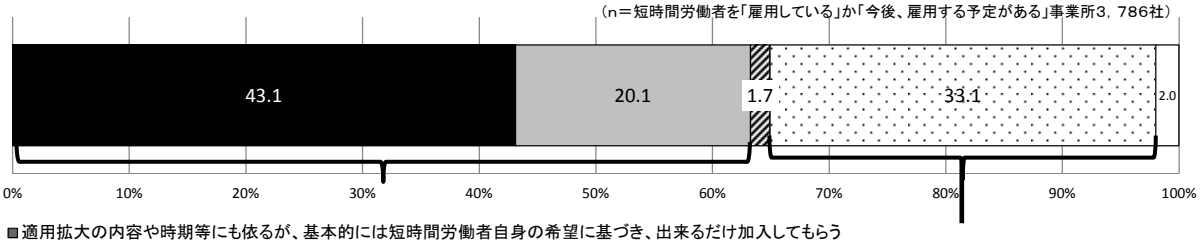

(%)

新たに適用を拡大する理由(複数回答)	
短時間労働者の処遇を改善し、人材の定着を図りたいから(短時間労働者を安価な労働力として、いくらでも使える環境では無くなっているから)	46.4
短時間労働者の必要人数が確保し難くなっているから(人手不足だから)	30.9
適用を回避すると、業務等に支障が出るから(短時間労働者の離職等にもつながるから)	20.4
短時間労働者の人材の質が確保し難くなっているから(人手不足だから)	19.9
適用回避は、企業イメージを悪化させる恐れがあるから	13.5
(正社員も採り難くなっており)短時間労働者により高度な業務や責任等を任せたいから	10.6
その他	6.4
無回答	18.1
平均選択数(個)	1.8

(%)

対応方針の決定要素(複数回答)	
短時間労働者自身の希望	52.6
労働力確保(人手不足等)の状況や見通し	49.7
会社の業績や景気の見通し	37.6
更なる適用拡大の内容や時期(事業・職場等への影響の大きさ)	29.3
正社員も含めた労働法制の変化と見通し(長時間労働の抑制、同一労働同一賃金等)	24.8
親会社の意向やグループ会社の動向	20.5
業務の省力化(機械化・自動化等)等の状況	5.6
その他	4.3
無回答	1.8
平均選択数(個)	2.3

今般の適用拡大では、これを前向きに受容した事業所も少なからず見られたところだが、それでは、更なる適用拡大に際しても、同様の対応が期待できるということだろうか。事業所の行動特性の一つとして「主たる業種」に着目し、今般の適用拡大に当たっての対応状況や、更なる適用拡大に際しての対応方針別に業種構成を調べると、**図表 57** の通りになった。

結果をみると、今般の適用拡大に伴い「何らかの適用拡大策を行った」事業所は、対象者も多かった「医療,福祉」や「小売業」等で多く構成されていたことが分かる。これに対し、更なる適用拡大に当たっての対応方針を「特定適用事業所等」に限定してみると、「基本的には短時間労働者自身の希望に基づき、出来るだけ加入してもらう」との前向きな回答は、「医療,福祉」等で引き続き多いものの「小売業」等では一定程度に留まる様子が見て取れる。「小売業」や「宿泊業,飲食サービス業」等ではむしろ、「短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する」や「短時間労働者自身の希望に拘わらず、

出来るだけ新たな適用を回避する」といった、後向きな回答ほど構成割合が高い。総じて、適用拡大を主導した今般とは異なり、更なる適用拡大に対しては慎重な姿勢を崩していないと言えるだろう。

また、「特定適用事業所等以外の事業所」についてみると、「製造業」や「建設業」「卸売業」等では、「基本的には短時間労働者自身の希望に基づき、出来るだけ加入してもらう」等の前向きな回答を行った事業所での構成割合ほど高まる傾向が読み取れるのに対し、「宿泊業，飲食サービス業」や「教育，学習支援業」等ではむしろ、「短時間労働者自身の希望に拘わらず、出来るだけ新たな適用を回避する」等の後向きな回答事業所での構成割合が高くなっている。更なる適用拡大の検討に当たっては、今般の対応とは異なる様相にも充分、配慮した調整が求められると言えるだろう。

図表 57　今般の適用拡大への対応状況と更なる適用拡大への対応方針の業種別構成比較

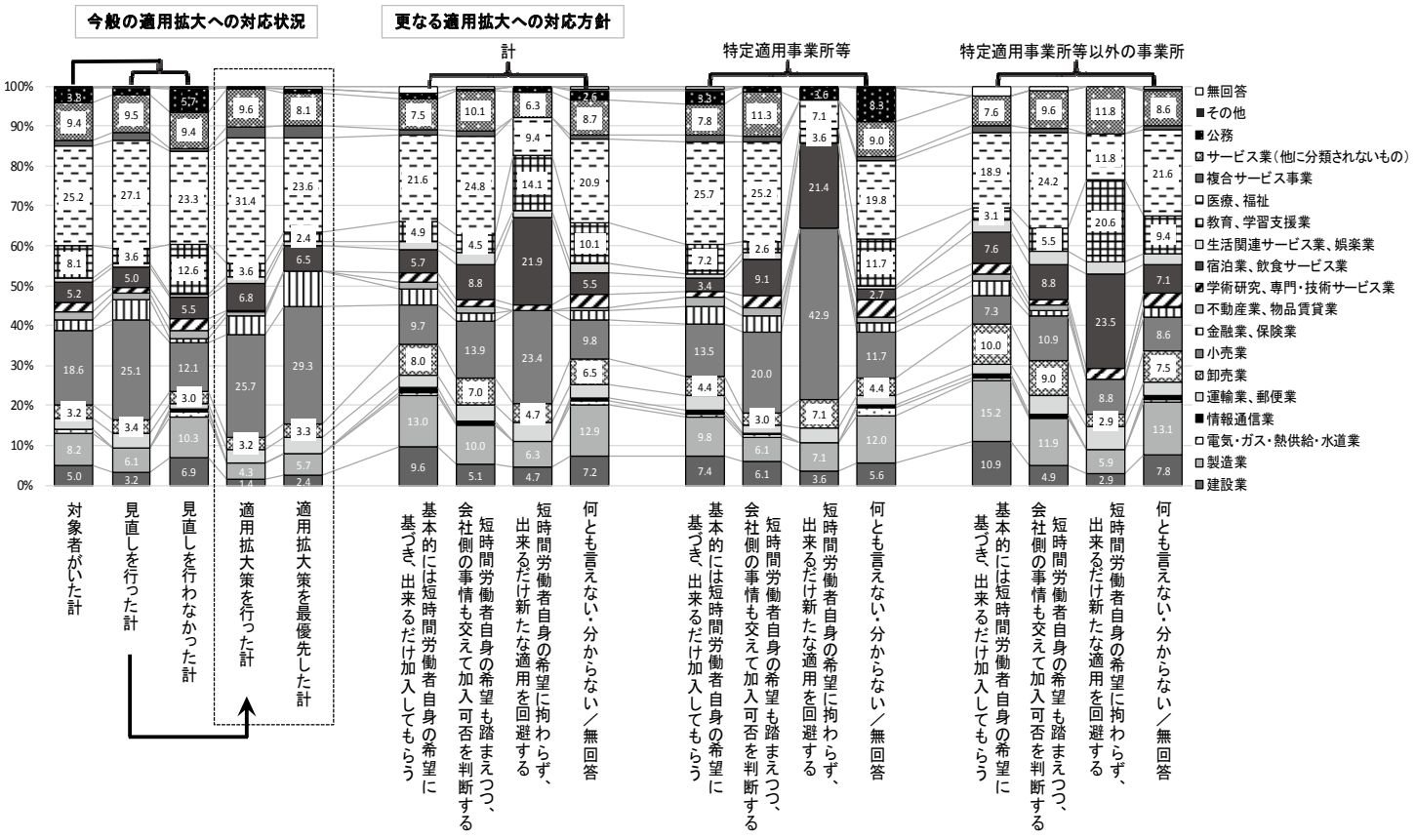

それでは、社会保険の更なる適用拡大に当たり、事業所の行動を規定する要因は何だろうか。クロス集計結果を確認すると、「適用拡大の内容や時期等にも依るが、基本的には短時間労働者自身の希望に基づき、出来るだけ加入してもらう」との回答は、「不動産業,物品賃貸業」や「金融業,保険業」「複合サービス事業（郵便局,協同組合）」「建設業」等で多くなっている（**図表 58**）。

図表 58　事業所の属性別にみた更なる適用拡大への対応方針

■全体計より10ポイント以上高い　■5ポイント以上高い

(%)

		短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所数	適用拡大の内容や時期等にも依るが、基本的には短時間労働者自身の希望に基づき、出来るだけ加入してもらう	短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する（一定割合の適用者を出す一方、一定割合については新たな適用を回避する）	短時間労働者自身の希望に拘わらず、出来るだけ新たな適用を回避する	何とも言えない・分からない	無回答
計		3786	43.1	20.1	1.7	33.1	2.0
主たる業種別	建設業	295	53.2	13.2	1.0	31.5	1.0
	製造業	464	45.9	16.4	0.9	34.7	2.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	26	42.3	11.5	−	42.3	3.8
	情報通信業	34	50.0	14.7	−	35.3	−
	運輸業、郵便業	126	39.7	23.8	2.4	30.2	4.0
	卸売業	272	47.8	19.5	1.1	29.0	2.6
	小売業	409	38.6	25.9	3.7	29.6	2.2
	金融業、保険業	112	58.0	15.2	−	25.9	0.9
	不動産業、物品賃貸業	51	58.8	23.5	−	15.7	2.0
	学術研究、専門・技術サービス業	101	39.6	12.9	1.0	45.5	1.0
	宿泊業、飲食サービス業	247	37.7	27.1	5.7	28.3	1.2
	生活関連サービス業、娯楽業	87	39.1	26.4	1.1	32.2	1.1
	教育、学習支援業	257	31.1	13.2	3.5	51.0	1.2
	医療、福祉	825	42.7	22.9	0.7	30.9	2.8
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	50	54.0	20.0	−	26.0	−
	サービス業(他に分類されないもの)	319	38.2	24.1	1.3	34.8	1.6
	公務	62	37.1	4.8	1.6	53.2	3.2
	その他	6	50.0	−	−	50.0	−
	サービス業計	804	39.3	23.6	2.5	33.3	1.2
事業所規模別	30人以下	915	41.7	22.0	2.1	31.8	2.4
	31～100人	1522	41.6	20.4	1.1	35.0	1.9
	101～300人	797	42.8	20.5	2.6	32.6	1.5
	301～500人	173	46.2	16.8	1.2	34.1	1.7
	501～1，000人	186	58.1	12.9	1.1	25.3	2.7
	1，001人以上	129	45.7	17.1	0.8	33.3	3.1
事業所の所在地別	北海道	211	33.2	22.7	1.4	39.8	2.8
	東北	315	41.9	17.8	1.6	36.5	2.2
	北関東・甲信	282	48.6	20.6	1.1	27.3	2.5
	南関東	842	48.7	18.8	1.3	29.1	2.1
	北陸	220	39.1	20.5	1.4	37.3	1.8
	東海	474	45.4	24.1	1.5	27.6	1.5
	近畿	559	41.7	18.1	2.1	36.1	2.0
	中国	300	44.3	19.3	2.3	32.7	1.3
	四国	128	39.8	26.6	0.8	31.3	1.6
	九州	408	36.5	19.4	2.9	39.0	2.2
全雇用者に占める短時間労働者の人数割合	1割未満	1614	48.6	16.2	0.9	32.2	2.0
	1割以上3割未満	917	39.6	22.6	1.3	34.6	2.0
	3割以上5割未満	417	35.5	22.1	1.2	40.0	1.2
	5割以上7割未満	329	37.7	27.4	4.6	27.7	2.7
	7割以上9割未満	247	36.8	28.7	4.0	30.0	0.4
	9割以上	50	44.0	32.0	−	20.0	4.0
短時間労働者を活用している職種（複数回答）	管理職	104	37.5	16.3	2.9	39.4	3.8
	専門・技術職（医療関係）	408	44.6	18.9	0.7	33.1	2.7
	専門・技術職（教育関係）	224	36.6	13.8	2.7	45.1	1.8
	専門・技術職（その他）	456	48.7	13.2	1.1	35.3	1.8
	事務職	1728	45.5	19.2	1.0	32.8	1.5
	販売職（営業を含む）	458	45.9	20.7	3.1	28.8	1.5
	サービス職（介護関係）	535	39.8	25.4	0.4	32.0	2.4
	サービス職（飲食関係）	365	38.9	27.7	4.4	27.7	1.4
	サービス職（その他）	304	34.5	33.9	0.3	29.6	1.6
	警備・保安職	141	38.3	19.9	2.1	39.0	0.7
	製造・生産工程職	441	42.4	20.9	1.8	33.3	1.6
	輸送・運転職	236	37.7	23.7	2.1	34.7	1.7
	建設・採掘職	48	54.2	22.9	−	20.8	2.1
	清掃等労務職	705	42.6	21.1	2.0	32.2	2.1
	その他	315	39.7	20.3	1.0	37.1	1.9
短時間労働者を雇用している理由（複数回答）	人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）	777	40.8	27.9	1.5	28.7	1.0
	正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから	1098	44.9	21.3	2.0	30.1	1.7
	経験・知識・技能のある人を活用したいから	1292	45.7	17.5	1.2	33.9	1.7
	1日の忙しい時間帯に対応するため	1329	41.0	24.6	1.6	31.2	1.7
	早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）	507	42.6	24.7	0.6	30.2	2.0
	季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	587	43.3	23.0	2.9	28.8	2.0
	仕事内容が簡単だから	732	45.4	26.0	1.1	26.4	1.2
	責任が軽い仕事だから	412	47.3	25.7	0.7	25.2	1.0
	賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）	778	40.2	28.5	1.7	28.8	0.8
	社会保険の負担が少なくて済むから	469	33.7	33.5	5.3	26.7	0.9
	雇用調整が容易だから	287	41.1	26.5	2.1	28.9	1.4
	女性や高齢者を活用するため	1079	44.9	24.6	1.5	27.2	1.8
	法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため	353	46.7	19.0	1.1	31.7	1.4
	学生アルバイトや若年フリーターを活用するため	290	42.4	28.3	3.1	24.8	1.4
	外国人や障がい者を活用するため	237	42.2	24.9	1.3	31.2	0.4
	その他	281	46.3	15.3	0.7	36.3	1.4

これに対し、「宿泊業,飲食サービス業」や「生活関連サービス業,娯楽業」「小売業」など所定労働時間の短い短時間労働者を多く抱える業種群では、「短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する（一定割合の適用者を出す一方、一定割合について新たな適用を回避する）」等と回答する事業所の割合が相対的に高く、慎重な対応姿勢を崩していない様子が確認できる。

事業所の規模別にみると、1,000 人以下では小規模ほど「会社側の事情も交えて加入可否を判断する」との回答が多くなる一方、大規模ほど「出来るだけ加入してもらう」と回答する割合が概ね増加する傾向が見て取れる。事業所の所在地別では、「南関東」や「北関東・甲信」等で前向きな回答が多いが、「四国」等では慎重な見方も多い。また、全雇用者に占める短時間労働者の人数割合別にみると、前向きな回答は「1 割未満」と「9 割以上」の両極で多くなっている。そうした中で、全雇用者に占める短時間労働者の人数割合が高まるほど、「会社側の事情も交えて加入可否を判断する」との回答が概ね増加する傾向が読み取れる。更に、短時間労働者を活用している職種（複数回答）については、前向きな回答は「建設・採掘職」や「専門・技術職（その他）」等で多いことが分かる。これに対し、「サービス職」ではその他、飲食関係、介護関係のいずれも慎重な見方が多くなっている。

短時間労働者を雇用している理由（複数回答）との関連をみると、「社会保険の負担が少なくて済むから」を挙げた事業所では前向きな回答が少なく、慎重な見方も多い傾向が際立っている。一連の属性のうち、「出来るだけ加入してもらう」から、「会社側の事情も交えて加入可否を判断する」と「短時間労働者自身の希望に拘わらず、出来るだけ新たな適用を回避する」を差し引いてマイナスになるのは、「社会保険の負担が少なくて済むから」と回答した事業所だけである。社会保険の負担回避を目的に、短時間労働者を雇用してきたような事業所では、更なる適用拡大に当たっても回避行動を取ろうとする傾向が強いということだろう。このほか、「賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）」や「学生アルバイトや若年フリーターを活用するため」「人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）」「雇用調整が容易だから」「仕事内容が簡単だから」「責任が軽い仕事だから」等を挙げた事業所でも、「会社側の事情も交えて加入可否を判断する」との回答が相対的には多くなっている。

こうした結果を踏まえつつ、属性間の影響を統制した上での規定要因を調べるため、「適用拡大の内容や時期等にも依るが、基本的には短時間労働者自身の希望に基づき、出来るだけ加入してもらう」と回答したか否か（対照は「短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する（一定割合の適用者を出す一方、一定割合については新たな適用を回避する）」ないし「短時間労働者自身の希望に拘わらず、出来るだけ新たな適用を回避する」で「何とも言えない・分からない」を除く）を被説明変数とし、業種や事業所規模、その他の属性を説明変数とするロジスティック分析を行うと、**図表 59** の通りになった[25]。

[25] 本来的には「何とも言えない・分からない」をリファレンスとする多項ロジット分析を行うべきだが、解釈が難しくなるため、敢えて被説明変数を簡素化して二項ロジスティック分析を採用した。

結果をみると、主たる業種については、「製造業」と比較して、「宿泊業，飲食サービス業」や「小売業」「サービス業（他に分類されないもの）」「医療，福祉」等、所定労働時間の短い短時間労働者が多い業種群の偏回帰係数が軒並み有意にマイナスで、「出来るだけ加入してもらう」方針は採り難いことが分かる（モデル 1）。

一方、事業所規模の関連では、「501 人以上」で正の有意な効果が見られる。これに社会保険の適用上の区分を追加すると、「特定適用事業所等」では統計的に有意に「出来るだけ加入してもらう」方針が採られやすいことが分かる（モデル 2）。週の所定労働時間が通常の労働者の（概ね）4 分の 3 以上（一般に週 30 時間以上等）という要件の下、社会保険の適用を回避してきた短時間労働者の行動は、週の所定労働時間が 20 時間以上かつ月額賃金 8.8 万円以上等へ大幅に引き下げられた今般の適用拡大に伴い、一定程度抑制される状況となっている（78～79 頁）。そうした「特定適用事業所等」では、従前の基準をベースに未だ相当数の適用回避者を抱える「特定適用事業所等以外の事業所」と比較して、更なる適用拡大に対する抵抗感も幾分、和らいでいるということかも知れない。あるいは、今般の適用拡大による加入実績を踏まえて「出来るだけ加入してもらう」方針で臨んでも大きな問題は惹起しないと考えている「特定適用事業所等」や、深刻化する人手不足等からもう「出来るだけ加入してもらう」方針で臨むしかないと構えている「特定適用事業所等」等も、多いことを示唆しているのではないかと思料される。

また、事業所の所在地を投入すると、「北海道」に比べて「南関東」では「出来るだけ加入してもらう」方針が採られやすいようである（モデル 3）。なお、代わりに都道府県別の有効求人倍率（平成 29 年 6 月）の対数値を、説明変数に投入しても有意性は見られない。地域の労働力需給が逼迫していること自体については、対応方針の選択に及ぼしている影響は大きくないと考えられる。

これに代えて、全雇用者に占める短時間労働者の人数割合を投入すると、主たる業種の有意性が低下・消失したりするが（モデル 4）、「3 割以上 5 割未満」と比較して、「1 割未満」では「出来るだけ加入してもらう」方針が採られやすいのに対し、「5 割以上 7 割未満」では採り難いことが分かる。短時間労働者の人数割合が少なければ、人件費の増加等に対する影響も限定的なため、「出来るだけ加入してもらう」方針も検討しやすいということだろう。

また、短時間労働者を雇用している理由（複数回答）との関連では、「社会保険の負担が少なくて済むから」と回答している事業所では、「出来るだけ加入してもらう」方針を採り難いようである（モデル 5）。また、「人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）」や「賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）」等としている事業所でも、負の有意な効果が確認できる。なお、「社会保険の負担が少なくて済むから」としている事業所で、「出来るだけ加入してもらう」方針を採り難いという関係性は、直前の事業年度における経常利益の状況や、過去 3 年間の経常利益額の推移等を追加統制しても殆ど変化が見られない。このことは、経営指標等に係わらず、あくまで社会保険の負担回避に拘って行動するような事業所の存在を、示唆しているのではないかと懸念される。

図表 59　更なる適用拡大に「出来るだけ加入」方針を採る事業所の特徴

被説明変数:「出来るだけ加入してもらう」=1,「会社側の事情も交えて加入可否を判断する」あるいは「出来るだけ新たな適用を回避する」=0	モデル1		モデル2		モデル3		モデル4		モデル5	
	b	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*
主たる業種ダミー（製造業）										
建設業	0.383	0.221 †	0.335	0.225	0.339	0.225	0.304	0.226	0.268	0.237
運輸業,郵便業	-0.517	0.267 †	-0.575	0.273 *	-0.526	0.273 †	-0.346	0.275	-0.396	0.292
卸売業	-0.086	0.210	-0.131	0.213	-0.154	0.214	-0.031	0.214	-0.055	0.223
小売業	-0.744	0.182 ***	-0.844	0.188 ***	-0.729	0.189 ***	-0.437	0.201 *	-0.545	0.205 **
金融業,保険業	0.353	0.306	0.218	0.309	0.338	0.309	0.499	0.316	0.503	0.327
宿泊業,飲食サービス業	-0.800	0.207 ***	-0.826	0.210 ***	-0.777	0.214 ***	-0.576	0.227 *	-0.675	0.235 **
教育,学習支援業	-0.457	0.234 †	-0.508	0.238 *	-0.524	0.242 *	-0.223	0.245	-0.487	0.251 †
医療,福祉	-0.410	0.162 *	-0.452	0.165 **	-0.448	0.167 **	-0.195	0.173	-0.305	0.184 †
サービス業（他に分類されないもの）	-0.592	0.198 **	-0.602	0.201 **	-0.607	0.203 **	-0.393	0.211 †	-0.554	0.214 **
事業所規模ダミー（101～300人）										
30人以下	0.042	0.136	0.129	0.139	0.032	0.140	-0.017	0.141	0.008	0.146
31～100人	0.067	0.122	0.098	0.124	0.100	0.125	0.078	0.125	0.121	0.129
301～500人	0.436	0.251 †	0.289	0.257	0.464	0.254 †	0.427	0.258 †	0.396	0.265
501人以上	0.715	0.202 ***	0.444	0.213 *	0.756	0.207 ***	0.708	0.208 **	0.698	0.213 **
社会保険の適用上の区分ダミー（特定適用事業所等以外）										
特定適用事業所等			0.475	0.108 ***						
事業所の所在地ダミー（北海道）										
東北					0.187	0.264				
北関東、甲信					0.226	0.267				
南関東					0.487	0.231 *				
北陸					0.176	0.285				
東海					-0.063	0.242				
近畿					0.206	0.242				
中国					0.431	0.266				
九州					0.036	0.253				
全雇用者に占める短時間労働者の人数割合ダミー（3割以上5割未満）										
1割未満							0.353	0.167 *		
1割以上3割未満							-0.050	0.168		
5割以上7割未満							-0.453	0.207 *		
7割以上							-0.186	0.210		
短時間労働者を雇用している理由ダミー										
人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）									-0.300	0.119 *
正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから									0.157	0.115
経験・知識・技能のある人を活用したいから									0.175	0.112
1日の忙しい時間帯に対応するため									-0.176	0.112
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）									0.154	0.148
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため									0.136	0.145
仕事内容が簡単だから									0.002	0.148
責任が軽い仕事だから									0.333	0.180 †
賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）									-0.260	0.131 *
社会保険の負担が少なくて済むから									-0.733	0.155 ***
雇用調整が容易だから									0.007	0.188
女性や高齢者を活用するため									-0.065	0.108
法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため									0.166	0.175
学生アルバイトや若年フリーターを活用するため									0.123	0.184
外国人や障がい者を活用するため									-0.349	0.191 †
その他									0.402	0.209 †
定数	0.869	0.153 ***	0.727	0.157 ***	0.663	0.258 *	0.615	0.215 **	0.895	0.182 ***
有効数	2131		2072		2036		2020		1966	
-2対数尤度（最終）	2670.190		2586.953		2530.623		2516.115		2406.795	
χ^2	76.832	***	87.042	***	84.63	***	104.487	***	137.6	***
Nagelkerke R^2	0.049		0.057		0.056		0.069		0.093	

注）（）はレファレンス・グループ。***:p<0.001、**:p<0.01、*:p<0.05、†:p<0.1。

なお、調査結果の概要（18～20 頁）で見たように、本設問は回答事業所の性質によって 2 種類の意味合いを持つと考えられる。即ち、今般の適用拡大が義務づけられている「特定適用事業所等」では、月額賃金 8.8 万円以上という賃金要件の引下げや、週の所定労働時間が 20 時間以上といった労働時間要件の引下げ等を連想し得るのに対し、現行では任意選択に留まる「特定適用事業所等以外の事業所」の場合は、週の所定労働時間が通常の労働者の（概ね）4 分の 3 以上（一般に週 30 時間以上等）を起点にした適用拡大を想起するだろう。そこで、「特定適用事業所等」と「特定適用事業所等以外の事業所」の間で、その行動を規定する要因に相違があるかも確認する。

まず、「特定適用事業所等」についてみると、「製造業」と比較して、「宿泊業,飲食サービス業」や「小売業」等ではやはり、「出来るだけ加入してもらう」方針を採り難いことが分かる（モデル 1）（**図表 60**）。一方、「501 人以上」の事業所では「出来るだけ加入してもらう」方針が採られやすい。これに全雇用者に占める短時間労働者の人数割合を追加すると、「1 割未満」でも正の有意な効果が確認できる（モデル 2）。

これに代えて、短時間労働者を雇用している理由（複数回答）を投入すると、「学生アルバイトや若年フリーターを活用するため」「経験・知識・技能のある人を活用したいから」「季節的な繁忙や突発的な繁忙に対応するため」等を挙げた「特定適用事業所等」では、「出来るだけ加入してもらう」方針が採られやすい（モデル 3）。これに対し、「人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）」や「女性や高齢者を活用するため」「賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）」等については、「出来るだけ加入してもらう」方針を採り難いようである。

他方、「特定適用事業所等以外の事業所」についてもみると、「建設業」等では「出来るだけ加入してもらう」方針が採られやすいのに対し、「運輸業,郵便業」や「小売業」「サービス業（他に分類されないもの）」「宿泊業,飲食サービス業」「医療,福祉」等では軒並み、「出来るだけ加入してもらう」方針を採り難いことが分かる（モデル ⅰ）。このうち、「小売業」や「宿泊業，飲食サービス業」については、「特定適用事業所等」にも共通して慎重な見方に留まっている。更に、全雇用者に占める短時間労働者の人数割合を投入すると、「5 割以上 7 割未満」でも、負の有意な効果が確認できる（モデル ⅱ）。

また、短時間労働者を雇用している理由（複数回答）を投入すると、「早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）」等を挙げた「特定適用事業所等以外の事業所」では、「出来るだけ加入してもらう」方針が採られやすいようである。これに対し、「社会保険の負担が少なくて済むから」や「1 日の忙しい時間帯に対応するため」等については、むしろ負の有意な効果が読み取れる（モデル ⅲ）。この点、今般の適用拡大が義務づけられている「特定適用事業所等」では、「社会保険の負担が少なくて済むから」の有意性が点灯しておらず、任意選択に留まる「特定適用事業所等以外の事業所」とは対照的な結果となっている。

図表 60　更なる適用拡大に「出来るだけ加入」方針を採る「特定適用事業所等」及び「特定適用事業所等以外の事業所」の特徴

被説明変数:「出来るだけ加入してもらう」=1、「会社側の事情も交えて加入可否を判断する」あるいは「出来るだけ新たな適用を回避する」=0	特定適用事業所等						特定適用事業所等以外の事業所					
	モデル1		モデル2		モデル3		モデル i		モデル ii		モデル iii	
	b	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*
業種ダミー（製造業）												
建設業	-0.049	0.415	-0.125	0.422	-0.358	0.454	0.551	0.272 *	0.455	0.281	0.553	0.293 †
運輸業,郵便業	0.284	0.576	0.464	0.590	0.215	0.614	-0.930	0.331 **	-0.773	0.341 *	-0.743	0.363 *
卸売業	0.023	0.494	0.271	0.505	0.100	0.533	-0.155	0.237	-0.147	0.242	-0.028	0.254
小売業	-0.841	0.341 *	-0.178	0.389	-0.786	0.395 *	-0.761	0.241 **	-0.611	0.256 *	-0.660	0.270 *
金融業,保険業	-0.216	0.471	0.082	0.488	-0.054	0.527	0.701	0.446	0.846	0.478 †	0.983	0.496 *
宿泊業,飲食サービス業	-1.424	0.411 **	-0.942	0.454 *	-1.499	0.472 **	-0.537	0.246 *	-0.357	0.273	-0.254	0.289
教育,学習支援業	0.545	0.495	1.193	0.542 *	0.557	0.568	-1.000	0.300 **	-0.842	0.310 **	-0.997	0.318 **
医療,福祉	-0.302	0.326	0.109	0.355	-0.163	0.376	-0.517	0.194 **	-0.372	0.207 †	-0.495	0.223 *
サービス業（他に分類されないもの）	-0.635	0.379 †	-0.308	0.404	-0.726	0.414 †	-0.543	0.241 *	-0.347	0.258	-0.435	0.265
事業所規模ダミー（30人以下）												
31～100人	0.302	0.267	0.284	0.281	0.362	0.295	-0.008	0.166	-0.067	0.174	-0.186	0.181
101～300人	0.268	0.217	0.347	0.226	0.439	0.235 †	-0.025	0.153	-0.043	0.157	-0.047	0.164
301～500人	0.461	0.391	0.285	0.403	0.441	0.423	0.105	0.355	0.216	0.367	0.017	0.383
501人以上	0.638	0.262 *	0.566	0.274 *	0.767	0.285 **	-0.790	0.633	-0.640	0.641	-0.873	0.648
全雇用者に占める短時間労働者の人数割合ダミー（3割以上5割未満）												
1割未満			0.825	0.305 **					0.181	0.210		
1割以上3割未満			0.290	0.303					-0.189	0.211		
5割以上7割未満			-0.281	0.336					-0.604	0.280 *		
7割以上			-0.079	0.345					-0.431	0.289		
短時間労働者を雇用している理由ダミー												
人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）					-0.961	0.212 ***					0.029	0.155
正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから					0.142	0.218					0.047	0.148
経験・知識・技能のある人を活用したいから					0.669	0.209 **					-0.121	0.145
1日の忙しい時間帯に対応するため					0.086	0.199					-0.340	0.145 *
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）					-0.166	0.265					0.452	0.200 *
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため					0.664	0.263 *					-0.278	0.195
仕事内容が簡単だから					-0.037	0.288					0.007	0.187
責任が軽い仕事だから					0.410	0.338					-0.022	0.231
賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）					-0.513	0.246 *					-0.186	0.166
社会保険の負担が少なくて済むから					-0.441	0.278					-0.993	0.199 ***
雇用調整が容易だから					-0.104	0.329					-0.251	0.260
女性や高齢者を活用するため					-0.603	0.199 **					0.205	0.138
法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため					-0.049	0.295					0.246	0.234
学生アルバイトや若年フリーターを活用するため					0.675	0.310 *					-0.183	0.263
外国人や障がい者を活用するため					-0.202	0.320					-0.507	0.272 †
その他					0.345	0.379					0.413	0.268
定数	1.019	0.323 **	0.293	0.419	1.023	0.370 **	0.827	0.181 ***	0.770	0.265 **	1.057	0.232 ***
有効数	807		769		763		1265		1193		1178	
-2対数尤度（最終）	917.662		860.999		811.649		1631.730		1529.041		1448.874	
χ^2	45.050	***	63.295	***	108.538	***	56.248	***	71.602	***	124.510	***
Nagelkerke R^2	0.078		0.113		0.189		0.059		0.079		0.136	

注）（）はレファレンス・グループ。***：p<0.001、**：p<0.01、*：p<0.05、†：p<0.1。

このように、更なる適用拡大に当たっては、「適用拡大の内容や時期等にも依るが、基本的には短時間労働者自身の希望に基づき、出来るだけ加入してもらう」と前向きな対応姿勢を示す事業所が多く見られる一方で、「短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する（一定割合の適用者を出す一方、一定割合については新たな適用を回避する）」等と慎重な見方に留まる事業所も少なくない様子が浮き彫りになっている。そうしたなか、対応方針は「何とも言えない・分からない」と回答した事業所（1,252 社）を対象に、どのような要素に依存して決まってくると思うか尋ねた結果をみると（複数回答）、「短時間労働者自身の希望」（52.6%）が最も多く、これに「労働力確保（人手不足等）の状況や見通し」（49.7%）や「会社の業績や景気の見通し」（37.6%）「更なる適用拡大の内容や時期（事業・職場等への影響の大きさ）」（29.3%）、「正社員も含めた労働法制の変化と見通し（長時間労働の抑制、同一労働同一賃金等）」（24.8%）等が続いている。

即ち、社会保険の更なる適用拡大に当たっては、「短時間労働者自身の希望」次第で対応方針が変化すると考えている事業所も多いということだろう。そこで以降は、更なる適用拡大が行われる場合に、短時間労働者自身はどのように対応しようとしているのか、また、その行動を規定する要因は何か等について確認したい。

2. 短時間労働者の行動を規定する要因は何か

本調査では、事業所調査と同様に、短時間労働者に対しても、社会保険の更なる適用拡大が行われた場合の対応意向について尋ねている。それによると、適応拡大後の被保険者区分が第 1 号被保険者、第 3 号被保険者、その他の短時間労働者（計 2,614 人）を対象に、社会保険の適用基準が今後、更に緩和され、自身の現在の働き方が適用対象になったらどうすると思うかを集計すると、「分からない」との回答が 4 割を超えた（41.8%）ものの、働き方を「変えると思う」が 38.5%に対し、「変えないと思う」は 15.6%となった（**図表 61**）。

図表 61　今後の更なる適用拡大への短時間労働者の対応意向

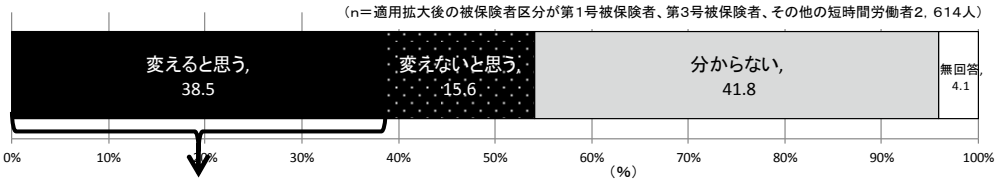

具体的な見直し内容（複数回答）	
厚生年金・健康保険が適用にならないよう、働く時間を減らす	31.4
厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増えるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やす	30.4
厚生年金・健康保険が適用されるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やすが、手取り収入が減らない程度の時間増に抑える	19.6
厚生年金・健康保険が更に拡大されるなら、正社員として働く（働きたい）	16.5
働くことをやめる	4.1
自営業や個人請負等の独立した形態で働く（内職を含む）	0.2
その他	1.9
分からない・何とも言えない	10.4
無回答	1.0
平均選択数（個）	1.2

いずれかを選択　56.8%（適用拡大受容派）
いずれかを選択　33.7%（適用拡大回避派）

働き方を「変えない」ことで、結果として社会保険が適用になり、手取り収入は減少する。そうした因果関係を確かに認識しているのか、また、当面は「変えない」としても今後、働き方を徐々に見直して行くのではないか等、真意を推し量り切れないところもあるが、今般の適用拡大でも働き方を維持したまま、社会保険が適用された短時間労働者が一定程度、観察されたところである（76～77 頁）。経済的には不合理な行動のように思われるが、現行の働き方には会社との関係性や職場の人間関係、生活との折合いなど多様な周辺要素も絡んでいることだろう。そうした働き方の継続を、手取り収入の減少より優先させる傾向が見られたとしても不思議は無い。そしてそれは、更なる適用拡大を考える上でも、興味深い事象であると言えるだろう。

その上で、働き方を「変えると思う」場合（1,007 人）に、どのように変更すると思うか尋ねた結果もみると（複数回答)、「厚生年金・健康保険が適用にならないよう、働く時間を減らす」（31.4%）と「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増えるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やす」（30.4%）が拮抗する形で、これに「厚生年金・健康保険が適用されるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やすが、手取り収入が減らない程度の時間増に抑える」（19.6%）や「厚生年金・健康保険が更に拡大されるなら、正社員として働く（働きたい)」（16.5%）等が続いた。これらのうち、厚生年金・健康保険が適用されるように「働く時間を増やす」か「正社員として働く（働きたい)」か「働く時間を増やすが、手取り収入が減らない程度の時間増に抑える」のいずれかを選択した、更なる適用拡大を受け容れる割合は 56.8%と算出された。これに対し、厚生年金・健康保険が適用にならないように「働く時間を減らす」か「自営業や個人請負等の独立した形態で働く」か「働くことをやめる」のいずれかを回答し、更なる適用拡大を回避するとした割合は 33.7%で、更なる適用拡大に際しても受容派が優勢となっている[26]。

なお、短時間労働者に対する調査票については、事業所を通じて配布をお願いした経緯がある。その際、短時間労働者が複数いる場合には、①社会保険の適用拡大の対象者（適用拡大に伴う正社員への転換者を含む)、②①より週の所定労働時間が短い者、③その他（週 30 時間以上等の第 2 号被保険者を含む）の優先順で配布を依頼した。そうしたことから、短時間労働者に対する調査結果は､配布時のバイアスを逃れられない点に留意する必要があるが、少なくとも回収票からは、今般の適用拡大を前向きに受け止めた短時間労働者もいたこと、また、更なる適用拡大に当たっても決して後向きな回答ばかりではないこと等が確認されたところである。

それでは、どのような短時間労働者が、社会保険の適用に前向きな意向を示したのだろうか。今般の適用拡大に伴う対応状況や、更なる適用拡大に当たっての対応意向別に、短時間労働者の主な属性（性別×被保険者区分）構成を調べると、**図表 62** の通りになった。回収

[26] なお、多肢（平均選択数 1.2）のため両者の重複も確認すると、更なる適用拡大の受容と回避に跨がって回答している割合は 1.4%となっている。

票全体の特徴として、女性の第 3 号被保険者が占める割合が多いが、そうした中でも今般の適用拡大に際して、「適用されるように働き方を変更した[27]」人や「働き方を変更せずに適用された」人では、男女とも「第 1 号被保険者」の割合が高いことが分かる。そしてこうした傾向は、更なる適用拡大への対応意向についても（やや弱まるものの）同様に見て取れる（なお、マッチングデータを用い、特定適用事業所等とそれ以外の事業所に分けても大きな違いは無い）。

また、短時間労働者の行動を左右する属性として、例えば、世帯全体の税込み年収に着目すると、「300 万円未満」の割合は、社会保険が「適用されるように働き方を変更した」人や「働き方を変更せずに適用された」人ほど高く、一方で「適用されないように働き方を変更した[28]」人では低いことが分かる。そしてこうした傾向は、更なる適用拡大に当たっての対応意向でも、読み取ることが出来る。更に、短時間労働者という形態で働いている理由の一つとして、「正社員としての働き口が見つからなかったから」を挙げた割合についても、特に今般の適用拡大では、社会保険が「適用されるように働き方を変更した」人や「働き方を変更せずに適用された」人ほど高く、一方で「適用されないように働き方を変更した」人では低くなっている。そしてこうした傾向は、更なる適用拡大に当たっても、正社員としての働き口が見つからなかったから短時間労働者で働いている割合が、少なくとも「適用されるように働き方を変更する」人で高い点は共通している。このように、短時間労働者については更なる適用拡大に際しても、今般と近似したような動きが予測されるところである。

図表 62　今般の適用拡大への対応状況と更なる適用拡大への対応意向の属性別構成比較

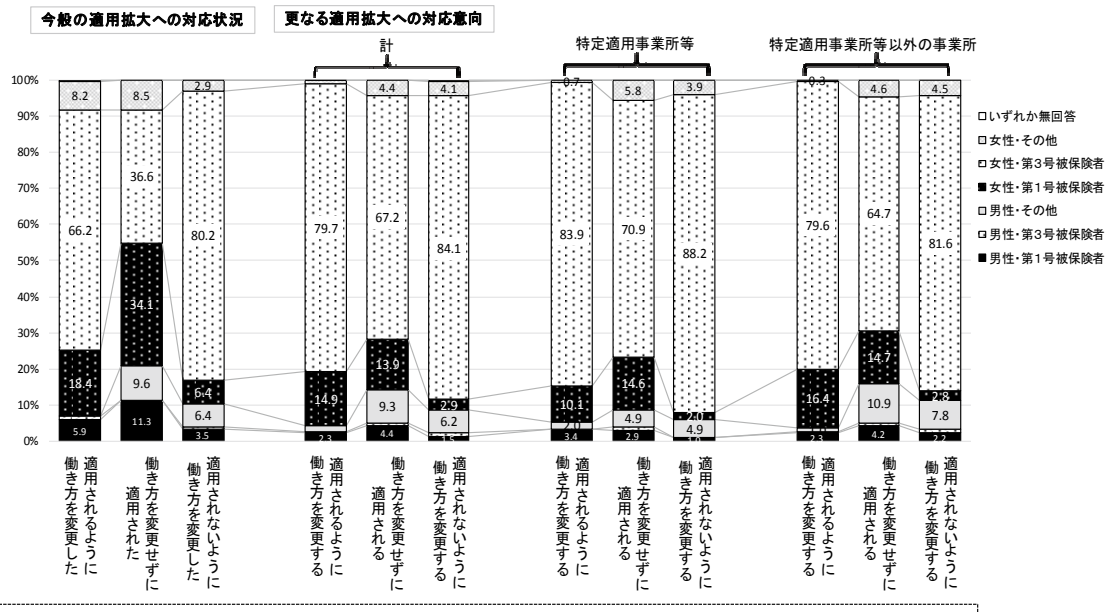

	適用されるように働き方を変更した	働き方を変更せずに適用された	適用されないように働き方を変更した	適用されるように働き方を変更する	働き方を変更せずに適用される	適用されないように働き方を変更する	適用されるように働き方を変更する	働き方を変更せずに適用される	適用されないように働き方を変更する	適用されるように働き方を変更する	働き方を変更せずに適用される	適用されないように働き方を変更する
世帯全体の税込み年収が300万円未満の割合	25.2	26.8	15.1	19.8	21.8	13.0	14.1	17.5	11.8	21.7	21.8	12.3
「正社員としての働き口が見つからなかったから」短時間労働者で働いている割合	18.0	16.9	8.1	14.0	4.2	6.2	12.8	2.9	5.9	16.4	4.6	7.3

[27] 厚生年金・健康保険が適用されるよう、「かつ手取り収入が増えるよう、（短時間労働者のまま）働き方を増やす」か「（短時間労働者のまま）働く時間を増やすが、手取り収入が減らない程度の時間増に抑える」か「厚生年金・健康保険が更に拡大されるなら、正社員として働く（働きたい）」のいずれか。

[28] 厚生年金・健康保険が適用にならないように、「働く時間を減らす」か「自営業や個人請負等の独立した形態で働く」か「働くことをやめる」のいずれか。

それでは、社会保険の更なる適用拡大に当たり、短時間労働者の行動を規定する要因は何だろうか。まず、クロス集計で見たものが**図表 63** である。

図表 63　短時間労働者の属性別にみた更なる適用拡大への対応意向

■全体計より10ポイント以上高い　■5ポイント以上高い　(%)

		適用拡大後の第1号被保険者、第2号被保険者、その他の短時間労働者数	変えると思う	変えないと思う	分からない	無回答	変えると思う短時間労働者数	厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増えるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やす	厚生年金・健康保険が更に拡大されるなら、正社員として働く（働きたい）	厚生年金・健康保険が適用されるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やすが、手取り収入が減らない程度の時間増に抑える	厚生年金・健康保険が適用にならないよう、働く時間を減らす	自営業や個人請負等の独立した形態で働く（内職を含む）	働くことをやめる	その他	分からない・何とも言えない	無回答	適用されるように働き方を変えると思う計（全体に占める割合）	社会保険に加入する計（変えないと思う＋適用されるように働き方を変えると思う）（全体に占める割合）
計	計	2614	38.5	15.6	41.8	4.1	1007	30.4	16.5	19.6	31.4	0.2	4.1	1.9	10.4	1.0	21.9	37.5
性別	男性	252	27.8	23.4	44.0	4.8	70	18.6	5.7	14.3	30.0	1.4	15.7	2.9	21.4	1.4	9.9	33.3
	女性	2358	39.7	14.8	41.5	4.0	935	31.3	17.2	20.0	31.4	0.1	3.2	1.8	9.6	1.0	23.2	38.0
婚姻状況	既婚	2321	39.6	15.6	40.5	4.3	920	29.7	15.9	19.1	33.0	0.2	4.1	2.0	9.9	1.0	22.1	37.7
	未婚	156	23.1	16.0	58.3	2.6	36	44.4	25.0	25.0	13.9	－	2.8	－	13.9	－	16.7	32.7
	離婚・死別	126	36.5	17.5	44.4	1.6	46	37.0	21.7	23.9	13.0	－	2.2	2.2	17.4	2.2	25.4	42.9
年齢層	若年層（～34歳）	287	38.3	11.5	48.1	2.1	110	32.7	19.1	18.2	30.0	0.9	0.9	1.8	9.1	1.8	24.0	35.5
	中年層1（35～44歳）	762	47.0	11.5	38.6	2.9	358	34.4	21.2	20.7	25.1	－	2.0	1.4	8.4	0.8	31.1	42.7
	中年層2（45～54歳）	890	39.1	14.9	41.3	4.6	348	29.9	16.7	21.3	35.1	－	3.2	2.3	8.3	0.6	22.1	37.1
	高齢層1（55～64歳）	459	30.5	22.4	42.3	4.8	140	26.4	6.4	16.4	39.3	－	7.1	1.4	17.9	1.4	12.2	34.6
	高齢層2（65歳以上）	190	21.1	26.3	46.3	6.3	40	7.5	－	7.5	30.0	2.5	30.0	5.0	27.5	2.5	3.2	29.5
現在の被保険者区分	第1号被保険者	398	33.2	18.8	43.5	4.5	132	45.5	17.4	27.3	9.1	－	3.0	3.0	13.6	0.8	24.9	43.7
	第3号被保険者	1955	41.5	14.2	40.6	3.7	811	29.5	17.3	19.1	34.4	0.1	2.7	1.6	9.1	0.7	23.5	37.7
	その他	261	24.5	21.5	47.9	6.1	64	10.9	4.7	9.4	39.1	1.6	23.4	3.1	20.3	4.7	5.4	26.8
現在の職種	管理職	9	22.2	33.3	44.4	－	2	－	－	－	50.0	－	－	－	50.0	－	－	33.3
	専門・技術職（医療関係）	173	46.8	13.9	34.7	4.6	81	37.0	16.0	29.6	24.7	－	3.7	3.7	8.6	1.2	30.6	44.5
	専門・技術職（教育関係）	71	33.8	12.7	52.1	1.4	24	33.3	25.0	29.2	25.0	－	4.2	4.2	8.3	－	22.5	35.2
	専門・技術職（その他）	99	31.3	19.2	47.5	2.0	31	45.2	12.9	19.4	22.6	3.2	9.7	9.7	－	－	20.2	39.4
	事務職	961	45.7	13.6	37.4	3.3	439	25.1	21.0	18.7	34.2	0.2	1.8	1.1	9.6	0.9	26.1	39.8
	販売職（営業を含む）	178	36.0	16.3	43.3	4.5	64	31.3	9.4	23.4	32.8	－	3.1	－	9.4	1.6	19.1	35.4
	サービス職（介護関係）	253	36.8	21.3	36.0	5.9	93	36.6	10.8	25.8	22.6	－	1.1	－	11.8	1.1	23.7	45.1
	サービス職（飲食関係）	120	28.3	15.8	50.8	5.0	34	38.2	11.8	20.6	20.6	－	2.9	5.9	11.8	2.9	16.7	32.5
	サービス職（その他）	178	39.3	17.4	42.1	1.1	70	34.3	14.3	17.1	34.3	－	8.6	－	4.3	1.4	22.5	39.9
	警備・保安職	12	－	33.3	50.0	16.7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	33.3
	製造・生産工程職	191	36.1	12.0	46.1	5.8	69	30.4	7.2	13.0	30.4	－	4.3	1.4	21.7	－	16.8	28.8
	輸送・運転職	36	19.4	25.0	47.2	8.3	7	42.9	14.3	－	14.3	－	－	14.3	－	14.3	11.1	36.1
	建設・採掘職	1	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	清掃等労務職	124	19.4	16.1	59.7	4.8	24	25.0	12.5	8.3	41.7	－	20.8	－	8.3	－	7.3	23.4
	その他	176	31.8	17.6	46.6	4.0	56	30.4	17.9	14.3	41.1	－	14.3	5.4	16.1	－	14.2	31.8
短時間労働者という形態で働いている理由（複数回答）	自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	1259	38.4	17.5	40.3	3.8	483	27.7	12.4	23.6	34.8	0.2	3.9	1.4	11.4	0.6	20.9	38.4
	労働時間や出勤日数が短いから	888	35.8	20.0	39.5	4.6	318	23.0	9.7	21.4	43.1	0.6	5.7	1.9	11.3	1.6	16.7	36.7
	就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	774	42.5	15.0	39.3	3.2	329	24.6	10.9	20.4	43.5	0.6	4.3	1.8	10.6	0.6	19.5	34.5
	軽易な仕事をしたいから	139	33.1	18.7	41.7	6.5	46	19.6	6.5	15.2	43.5	2.2	6.5	2.2	15.2	2.2	11.5	30.2
	辞めやすいから	49	22.4	20.4	44.9	12.2	11	18.2	18.2	18.2	36.4	－	－	－	18.2	－	10.2	30.6
	休みやすいから	465	41.3	15.3	38.9	4.5	192	30.7	15.6	20.8	32.3	－	3.6	2.1	11.5	－	23.2	38.5
	時間を有効に使えるから	767	34.6	18.6	41.6	5.2	265	28.3	7.9	23.0	38.1	0.8	5.7	1.9	12.8	0.4	16.6	35.2
	資格・技能を活かして働きたいから	176	39.8	18.2	37.5	4.5	70	31.4	8.6	30.0	24.3	1.4	4.3	2.9	11.4	1.4	22.7	40.9
	企業や職場、組織に拘束されたくないから	92	35.9	17.4	41.3	5.4	33	27.3	3.0	27.3	27.3	－	6.1	－	24.2	3.0	17.4	34.8
	すぐに働き始めたいから	73	43.8	9.6	41.1	5.5	32	37.5	18.8	21.9	21.9	－	－	－	9.4	－	30.1	39.7
	正社員としての働き口が見つからなかったから	224	49.6	7.6	38.4	4.5	111	32.4	37.8	16.2	17.1	－	2.7	－	9.0	1.8	35.7	43.3
	育児・介護等の事情があるから	869	47.1	11.3	38.8	2.9	409	35.0	18.1	22.7	27.4	－	1.7	3.2	8.3	0.7	30.6	41.9
	正社員として働くことを家族に反対されているから	88	42.0	19.3	33.0	5.7	37	29.7	21.6	13.5	35.1	－	2.7	2.7	5.4	－	25.0	44.3
	正社員として働くことが体力的に難しいから	367	33.8	18.3	41.7	6.3	124	22.6	9.7	28.2	37.9	－	4.8	3.2	8.9	0.8	17.7	36.0
	通勤が容易だから	337	31.5	16.0	47.5	5.0	106	21.7	9.4	17.9	46.2	－	6.6	1.9	10.4	0.9	13.6	29.7
	転勤がないから	159	36.5	16.4	42.8	4.4	58	13.8	10.3	19.0	50.0	－	8.6	－	5.2	－	14.5	30.8
	他に本業があるから・副業できるから	71	36.6	25.4	36.6	1.4	26	50.0	3.8	38.5	3.8	－	－	7.7	15.4	3.8	28.2	53.5
	その他	162	37.0	18.5	42.0	2.5	60	31.7	20.0	13.3	30.0	－	8.3	5.0	10.0	－	19.8	38.3
自身が働くのを辞めた場合の家計に対する影響	日々の生活が維持できなくなる	686	42.7	13.3	40.7	3.4	293	33.1	22.2	18.1	25.9	－	2.0	1.7	9.2	1.7	27.0	40.2
	日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	333	41.1	12.3	42.9	3.6	137	31.4	15.3	22.6	29.2	－	2.2	2.2	7.3	1.5	25.8	38.1
	日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	448	42.0	12.3	40.8	4.9	188	34.6	18.1	18.6	29.3	－	1.1	3.2	9.6	1.1	25.0	37.3
	自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	568	36.4	17.8	42.1	3.7	207	26.6	12.6	22.2	35.3	0.5	4.8	1.4	14.5	0.5	18.5	36.3
	自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	429	32.2	19.8	42.7	5.4	138	23.9	10.1	18.1	40.6	0.7	10.9	0.7	12.3	－	14.2	34.0
	自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わるところはない	122	26.2	25.4	45.9	2.5	32	21.9	9.4	15.6	46.9	－	15.6	3.1	6.3	－	10.7	36.1
本業・副業	仕事の掛け持ちをしている	198	40.9	19.2	37.9	2.0	81	45.7	16.0	33.3	13.6	1.2	1.2	3.7	6.2	1.2	31.3	50.5
	していない	2410	38.3	15.4	42.2	4.1	924	29.1	16.6	18.4	32.8	0.1	4.3	1.7	10.8	1.0	21.2	36.5

結果を確認すると、社会保険の適用基準が今後、更に緩和され、自身の現在の働き方が適用対象になっても「働き方を変えない」（結果として、そのままの働き方で社会保険が適用になる）か、社会保険が適用されるように「働き方を変える」と回答した短時間労働者の割合が高いのは「男性」より「女性」である。また、婚姻状況では「離婚・死別」、年齢層は「中年層（35～44 歳）」で高い。現在の職種については、「サービス職（介護関係）」や「専門・技術職（医療関係）」等で高くなっている。現在の被保険者区分別には「第 1 号被保険者」で 4 割超と高いが、「第 3 号被保険者」でも 1／3 を超えている。また、短時間労働者という形態で働いている理由（複数回答）との関連では、「他に本業があるから・副業できるから」のほか、「正社員として働くことを家族に反対されているから」や「正社員としての働き口が見つからなかったから」等を挙げている場合で高い。仕事の掛け持ちについてはこれを「している」方が、更なる適用拡大に際しても加入する意向が高いようである。

なお、属性ではないが、自身が働くのを辞めた場合の家計に対する影響との関係も確認すると、「日々の生活が維持できなくなる」人ほど働き方を「変えると思う」と回答し、一方で「日々の生活に何ら変わるところはない」人ほど「変えないと思う」とする割合が高まる傾向が見て取れる（**図表 64**）。

図表 64　自身が働くのを辞めた場合の家計への影響別にみた
更なる適用拡大に伴う働き方の変更意向

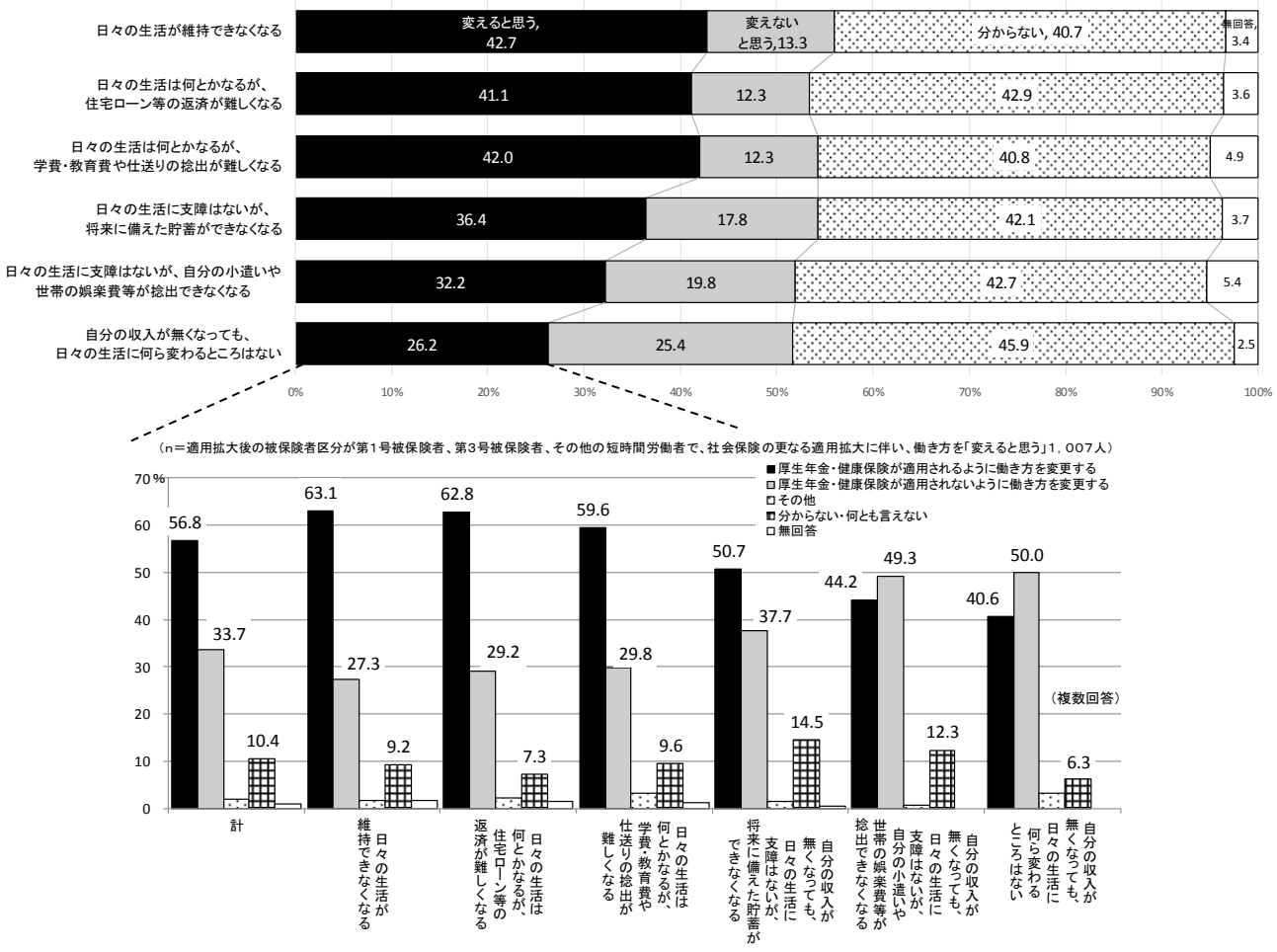

こうした結果を踏まえつつ、社会保険の適用基準が今後、更に緩和され、自身の現在の働き方が適用対象になっても「働き方を変えない」（結果として、そのままの働き方で社会保険が適用になる）か、社会保険が適用されるように「働き方を変える」と回答したか否かを被説明変数とするロジスティック分析を行うと、**図表 65-1** 及び **2** の通りになった。まず、性別と年齢層を投入しても特徴は見られない（モデル 1）（**図表 65-1**）。更なる適用拡大に際し、社会保険に加入するかどうかについて、性別や年齢層の影響は大きくないようである。

その上で、婚姻状況を追加すると、「既婚」と比較して「未婚」や「離婚・死別」では、正の有意な効果が確認できる（モデル 2）。また、現在の被保険者区分を投入すると、「第 1 号被保険者」で有意に偏回帰係数が大きい（モデル 3）。更に、短時間労働者という形態で働いている理由（複数回答）を投入すると、「他に本業があるから・副業できるから」としている場合で、正の有意な効果が見て取れる（モデル 4）。

図表 65-1　更なる適用拡大に際し、社会保険に加入する（しない）人の特徴

被説明変数：「社会保険が適用されるように働き方を変えるか、変えずに適用になる」＝1、「社会保険が適用されないように働き方を変える」＝0	モデル1		モデル2		モデル3		モデル4	
	b	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*
性別ダミー（男性）								
女性	-0.019	0.244	0.109	0.262	0.106	0.282	0.032	0.262
年齢層ダミー（65歳以上）								
～34歳	0.424	0.326	0.235	0.347	0.444	0.392	0.305	0.344
35～44歳	0.502	0.296 †	0.442	0.314	0.544	0.368	0.412	0.315
45～54歳	0.296	0.293	0.242	0.311	0.319	0.365	0.299	0.309
55～64歳	0.149	0.288	0.060	0.302	0.003	0.334	0.142	0.300
婚姻状況ダミー（既婚）								
未婚			0.950	0.365 **				
離婚・死別			0.670	0.310 *				
適用拡大後の被保険者区分ダミー（その他）								
第1号被保険者					1.082	0.324 **		
第3号被保険者					-0.013	0.323		
短時間労働者という形態で働いている理由ダミー								
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから							0.049	0.124
労働時間や出勤日数が短いから							-0.123	0.128
就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから							-0.594	0.128 ***
軽易な仕事をしたいから							-0.393	0.266
辞めやすいから							0.569	0.538
休みやすいから							0.006	0.159
時間を有効に使えるから							-0.093	0.136
資格・技能を活かして働きたいから							0.107	0.234
企業や職場、組織に拘束されたくないから							-0.162	0.337
すぐに働き始めたいから							-0.001	0.385
正社員としての働き口が見つからなかったから							0.281	0.225
育児・介護等の事情があるから							0.052	0.139
正社員として働くことを家族に反対されているから							0.178	0.326
正社員として働くことが体力的に難しいから							0.105	0.176
通勤が容易だから							-0.150	0.195
転勤がないから							-0.235	0.255
他に本業があるから・副業できるから							0.995	0.451 *
その他							-0.159	0.248
定数	0.504	0.229 *	0.400	0.237 †	0.273	0.235	0.708	0.256 **
有効数	1403		1400		1403		1395	
-2対数尤度（最終）	1724.015		1706.703		1690.565		1673.767	
χ^2	6.841		18.694	**	40.291	***	49.583	**
Nagelkerke R^2	0.007		0.019		0.040		0.049	

注）（）はレファレンス・グループ。***：p<0.001、**：p<0.01、*：p<0.05、†：p<0.1。

図表 65-2　更なる適用拡大に際し、社会保険に加入する（しない）人の特徴（続き）

被説明変数：「社会保険が適用されるように働き方を変えるか、変えずに適用になる」＝1,「社会保険が適用されないように働き方を変える」＝0	モデル5		モデル6		モデル7		モデル8	
	b	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*
性別ダミー（男性）								
女性	0.054	0.261	-0.244	0.513	0.071	0.249	0.135	0.284
年齢層ダミー（65歳以上）								
～34歳	0.463	0.34	0.822	0.584	0.375	0.329	0.398	0.392
35～44歳	0.61	0.312 †	0.977	0.552 †	0.463	0.298	0.504	0.369
45～54歳	0.405	0.309	0.643	0.551	0.238	0.296	0.266	0.365
55～64歳	0.16	0.304	0.459	0.546	0.103	0.290	-0.020	0.334
就業調整の有無ダミー（していない）								
就業調整している	-0.797	0.127 ***						
適用拡大後の被保険者区分ダミー（その他）								
第1号被保険者							1.001	0.327 **
第3号被保険者							0.025	0.326
就業調整の具体的な内容ダミー								
住民税がかからないよう、自身の収入を100万円以下に抑えている			0.061	0.247				
自身の収入に所得税がかからないよう、非課税限度額（103万円）以下に抑えている			-0.042	0.185				
配偶者の所得税について配偶者控除が受けられるよう、自身の収入を103万円以下に抑えている			-0.190	0.184				
配偶者特別控除が受けられるよう、自身の収入を103万円超141万円未満に抑えている			0.145	0.194				
配偶者の被用者保険に被扶養者として加入できるよう、自身の収入を130万円未満に抑えている			-0.082	0.186				
雇用保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を20時間未満に抑えている			-0.010	0.377				
社会保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を正社員の4の3未満に抑えている			-0.880	0.308 **				
社会保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を20時間未満、月額賃金を8.8万円未満等に抑えている			-0.466	0.230 *				
所得税の適用税率を低く抑えられるよう、自身の収入を195万円以下に抑えている			0.002	0.869				
配偶者の勤務先から手当（配偶者手当や家族手当等）がもらえるようにしている（103万円・130万円以下等）			0.244	0.237				
受給している公的年金が支給停止にならないよう（あるいは減額率が小さくなるよう）にしている			-0.310	0.640				
その他			0.504	0.602				
仕事の掛け持ちダミー（していない）								
仕事の掛け持ちをしている					0.929	0.259 ***	0.682	0.265 *
定数	0.850	0.243	0.213	0.537	0.407	0.231	0.223	0.236
有効数	1384		762		1400		1400	
-2対数尤度（最終）	1656.255		978.092		1703.128		1677.841	
χ^2	45.982	***	29.361	*	22.269	**	47.556	***
Nagelkerke R^2	0.046		0.052		0.022		0.047	

注）（）はレファレンス・グループ。***：p＜0.001、**：p＜0.01、*：p＜0.05、†：p＜0.1。

一方、短時間労働者という形態で働いている理由（複数回答）として、「就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから」を挙げている場合は負の有意な効果が確認でき、就業調整にメリットを感じている短時間労働者は、更なる適用拡大に当たっても社会保険には加入し難いことが示唆されている。そこで、就業調整の状況やその具体的な内容（複数回答）も投入してみると、「就業調整している」人は有意に偏回帰係数がマイナスで（モデル 5）、中でも「社会保険に加入しなくて済むよう」に就業調整をしている人は頑なに、社会保険には加入し難い様子が浮き彫りになっている（モデル 6）（**図表 65-2**）。一見して当然の結果のように思えるが、配偶者控除や所得税、住民税等による就業調整をコントロールしても、残り続ける両者の強固な相関は、あくまで社会保険の加入回避を追求し、その余地が残される限りこれに固執して行動するような人が存在することを、示唆しているのではないかと懸念される。

なお、仕事の掛け持ち状況も投入すると、これを「している」方が有意に、社会保険に加入しやすいことが分かる（モデル 7)。現在の被保険者区分も追加すると、有意性・係数ともやや低下するが、仕事の掛け持ちを「している」方が、更なる適用拡大に当たっても加入しやすい傾向は引き続き確認することが出来る（モデル 8)。

その上で、上記では社会保険の適用基準が今後、更に緩和され、自身の現在の働き方が適用対象になっても「働き方を変えない」（結果として、そのままの働き方で社会保険が適用になる）ことと、社会保険が適用されるように「働き方を変える」ことを同義に扱ったが、（社会保険の加入如何ではなく）「働き方を変えない」ことを志向するケースと、「社会保険が適用される」ように意図して「働き方を変える」ケースの間にはやや距離感があるようにも思われる。そこでその相違を確認するため、改めて、社会保険が適用されるように「働き方を変える」こと（対照は「働き方を変えない」に設定）を被説明変数とするロジスティック分析を行うと、**図表 66** の通りになった。

まず、性別と年齢層を投入すると、「高齢層（65 歳以上)」との比較ではどの年齢層も正の有意な効果を示すが、そのオッズは「中年層（35～44 歳)」が $e^{3.002}$（20.117）倍で、次いで「若年層（～34 歳)」が $e^{2.759}$（15.787）倍、「中年層（45～54 歳)」が $e^{2.404}$（11.063）倍等となっている（モデル 1)。これに婚姻状況や被保険者区分を追加しても、有意性は見られない。一方、短時間労働者という形態で働いている理由（複数回答）を追加すると、「正社員としての働き口が見つからなかったから」や「育児・介護等の事情があるから」を挙げている場合は、社会保険が適用されるように働き方を変えやすいことが分かる（モデル 2)。これに対し､「労働時間や出勤日数が短いから」等としている場合は有意に偏回帰係数がマイナスで、むしろ社会保険が適用されるようには働き方を変更し難いようである。

なお、属性ではないが、自身が働くのを辞めた場合の家計に対する影響も追加してみると、被保険者区分を統制しても有意に､「日々の生活が維持できなくなる」ほど偏回帰係数も大きく、社会保険が適用されるように働き方を変えやすいことが分かる（モデル 3)。自身が働くのを辞めても「日々の生活に何ら変わるところはない」人と比べて､「日々の生活が維持できなくなる」人のオッズは $e^{1.304}$（3.685）倍、「日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる」は $e^{1.085}$（2.959）倍等となっている。この点、自身の現在の働き方が適用対象になっても「働き方を変えない」（結果として、そのままの働き方で社会保険が適用になる）か、社会保険が適用されるように「働き方を変える」と回答したか否かを被説明変数とするロジスティック分析では、何ら有意性が見られなかったことと対照的である。「正社員としての働き口が見つからなかったから」短時間労働者で働いているような人や、自身が働くのを辞めると「日々の生活が維持できなくなる」ような人等は、更なる適用拡大に際しても、意図して社会保険が適用されるように働き方を変えやすい様子が浮き彫りになっている。

図表 66　社会保険が適用されるように働き方を変更する（変更しない）人の特徴

被説明変数:「社会保険が適用されるように働き方を変える」=1,「働き方を変えない（結果的に適用になる）」=0	モデル1		モデル2		モデル3	
	b	*S.E.*	*b*	*S.E.*	*b*	*S.E.*
性別ダミー（男性）						
女性	0.175	0.308	0.023	0.341	0.316	0.346
年齢層ダミー（65歳以上）						
～34歳	2.759	0.510 ***	2.598	0.573 ***	2.598	0.566 ***
35～44歳	3.002	0.487 ***	2.914	0.552 ***	2.796	0.545 ***
45～54歳	2.404	0.484 ***	2.474	0.548 ***	2.282	0.540 ***
55～64歳	1.427	0.485 **	1.472	0.545 **	1.358	0.521 **
短時間労働者という形態で働いている理由ダミー						
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから			-0.231	0.155		
労働時間や出勤日数が短いから			-0.520	0.160 **		
就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから			0.085	0.169		
軽易な仕事をしたいから			-0.078	0.376		
辞めやすいから			-0.368	0.674		
休みやすいから			0.122	0.197		
時間を有効に使えるから			-0.234	0.168		
資格・技能を活かして働きたいから			0.196	0.282		
企業や職場、組織に拘束されたくないから			0.019	0.459		
すぐに働き始めたいから			0.603	0.486		
正社員としての働き口が見つからなかったから			1.529	0.309 ***		
育児・介護等の事情があるから			0.733	0.166 ***		
正社員として働くことを家族に反対されているから			-0.137	0.362		
正社員として働くことが体力的に難しいから			-0.048	0.214		
通勤が容易だから			-0.248	0.255		
転勤がないから			-0.256	0.349		
他に本業があるから・副業できるから			-0.114	0.362		
その他			-0.080	0.308		
就業調整の有無ダミー（していない）						
就業調整している						
適用拡大後の被保険者区分ダミー（その他）						
第1号被保険者					0.301	0.426
第3号被保険者					-0.008	0.442
自身が辞めた場合の家計に対する影響ダミー（自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わるところはない）						
日々の生活が維持できなくなる					1.304	0.380 **
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる					1.158	0.405 **
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる					1.085	0.393 **
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる					0.618	0.383
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる					0.509	0.397
定数	-2.182	0.447 ***	-2.075	0.510 ***	-3.141	0.583 ***
有効数	972		965		957	
-2対数尤度（最終）	1197.150		1100.289		1153.198	
χ^2	124.530	***	212.481	***	148.919	***
Nagelkerke R^2	0.162		0.266		0.194	

注）（）はレファレンス・グループ。***：p<0.001、**：p<0.01、*：p<0.05、†：p<0.1。

こうした結果についても、事業所調査と同様の理由で、事業所とそこで働く短時間労働者のマッチングデータを用い、「特定適用事業所等」とそれ以外で働いているケースに分けて、社会保険が適用されるように「働き方を変える」人の特徴を確認すると、**図表 67** の通りになった。

図表 67　「特定適用事業所等」あるいは「特定適用事業所等以外の事業所」で社会保険が適用されるように働き方を変更する人の特徴

被説明変数:「社会保険が適用されるように働き方を変える」=1,「働き方を変えない(結果的に適用になる)」=0	特定適用事業所等						特定適用事業所等以外の事業所					
	モデル1		モデル2		モデル3		モデル i		モデル ii		モデル iii	
	b	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*	*b*	*S.E*
性別ダミー(男性)												
女性	-1.288	0.883	-1.358	0.915	-1.289	0.888	0.453	0.482	0.449	0.473	0.645	0.490
年齢層ダミー(65歳以上)												
～34歳	4.529	1.452 **	4.591	1.406 **	4.141	1.466 **	1.888	0.775 *	1.968	0.754 **	1.695	0.799 *
35～44歳	4.484	1.394 **	4.492	1.349 **	3.951	1.404 **	2.116	0.760 **	2.191	0.730 **	1.827	0.784 *
45～54歳	3.623	1.392 **	3.464	1.349 *	3.191	1.398 *	1.606	0.755 *	1.868	0.723 *	1.468	0.778 †
55～64歳	3.299	1.352 *	3.177	1.319 *	2.978	1.354 *	0.343	0.740	0.647	0.724	0.359	0.764
適用拡大後の被保険者区分ダミー(その他)												
第1号被保険者	-0.233	0.986			-0.377	0.993	1.480	0.652 *			1.419	0.665 *
第3号被保険者	-0.038	0.987			-0.065	0.991	1.063	0.676			1.023	0.690
短時間労働者という形態で働いている理由ダミー												
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから			-0.186	0.327					-0.435	0.217 *		
労働時間や出勤日数が短いから			-0.882	0.338 **					-0.574	0.223 *		
就業調整(年収や労働時間の調整)ができるから			0.328	0.344					0.276	0.243		
軽易な仕事をしたいから			0.439	0.823					-0.180	0.494		
辞めやすいから			1.374	1.435					-1.186	0.926		
休みやすいから			0.191	0.411					0.191	0.272		
時間を有効に使えるから			-0.474	0.347					0.016	0.239		
資格・技能を活かして働きたいから			0.876	0.496 †					-0.254	0.428		
企業や職場、組織に拘束されたくないから			-0.177	0.855					0.298	0.651		
すぐに働き始めたいから			-0.916	1.475					0.610	0.582		
正社員としての働き口が見つからなかったから			1.627	0.688 *					1.745	0.406 ***		
育児・介護等の事情があるから			-0.361	0.353					1.107	0.235 ***		
正社員として働くことを家族に反対されているから			-0.415	0.646					0.505	0.601		
正社員として働くことが体力的に難しいから			0.128	0.448					-0.109	0.301		
通勤が容易だから			0.049	0.596					-0.629	0.362 †		
転勤がないから			-0.429	0.780					-0.281	0.469		
他に本業があるから・副業できるから			-0.557	0.698					-0.495	0.548		
その他			-0.055	0.605					-0.148	0.408		
自身が辞めた場合の家計に対する影響ダミー(自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わるところはない)												
日々の生活が維持できなくなる					0.890	0.787					1.697	0.570 **
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる					0.954	0.827					1.706	0.610 **
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる					1.235	0.787					1.333	0.595 *
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる					0.644	0.787					0.670	0.577
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる					0.754	0.789					0.678	0.600
定数	-2.115	1.080 †	-1.673	1.120	-2.509	1.247 *	-2.771	0.723 ***	-1.983	0.684 **	-3.936	0.917 ***
有効数	250		247		244		536		535		529	
-2対数尤度(最終)	306.090		278.048		298.410		650.922		580.226		615.681	
χ^2	32.699	***	57.529	***	32.580	**	84.472	***	153.524	***	110.148	***
Nagelkerke R^2	0.165		0.280		0.168		0.195		0.334		0.252	

注)()はレファレンス・グループ。***:p<0.001、**:p<0.01、*:p<0.05、†:p<0.1。

即ち、被保険者区分や自身が辞めた場合の家計に対する影響を巡っては、「特定適用事業所等」（短時間労働者の週当たり所定労働時間の長さは平均値で 19.8 時間、中央値で 20 時間。週当たり実労働時間の長さは平均値で 20.9 時間、中央値で 20 時間）では有意性が見られないものの、「特定適用事業所等以外の事業所」（同順に 22.5 時間、24 時間、23.5 時間、24 時間）では、「第 1 号被保険者」（モデルⅰ）や自身が辞めると「日々の生活が維持できなくなる」など家計に及ぼす影響が大きいほど（モデルⅲ）、社会保険が適用されるように働き方を変更しやすいことが分かる。一方、短時間労働者として働いている理由（複数回答）との関連では、いずれの事業所群でも「正社員としての働き口が見つからなかったから」と回答している場合に、正の有意な効果が確認できる。一方、「労働時間や出勤日数が短いから」等についてはむしろ、社会保険が適用されるようには働き方を変更し難いようである。

このように、社会保険の更なる適用拡大に際しては、事業所・短時間労働者の双方より前向きな回答が少なからず寄せられたが、両者の意向がともに「加入」で合致している割合を算出すると、**図表 68** の通りになる。これによれば、「特定適用事業所等」で雇用されている適用拡大後の第 2 号被保険者以外（696 人（100））のうち、更なる適用拡大に伴い社会保険に加入する意向を示している割合は 36.2%だが、「出来るだけ加入してもらう」方針の事業所に雇用されている割合は 18.5%（希望者の約半数）と算出される。

また、「特定適用事業所等以外の事業所」に雇用されている適用拡大後の第 2 号被保険者（1，455 人（100））のうち、更なる適用拡大に伴い社会保険に加入する意向を示している割合は 37.3%だが、「出来るだけ加入してもらう」方針の事業所に雇用されている割合は 12.0%（希望者の約 1／3）と算出された。更なる適用拡大に当たっては、短時間労働者の加入希望がより多く実現できるような方向性での検討が求められると言えるだろう。

図表 68　更なる適用拡大時の対応意向の労使マッチング度合い

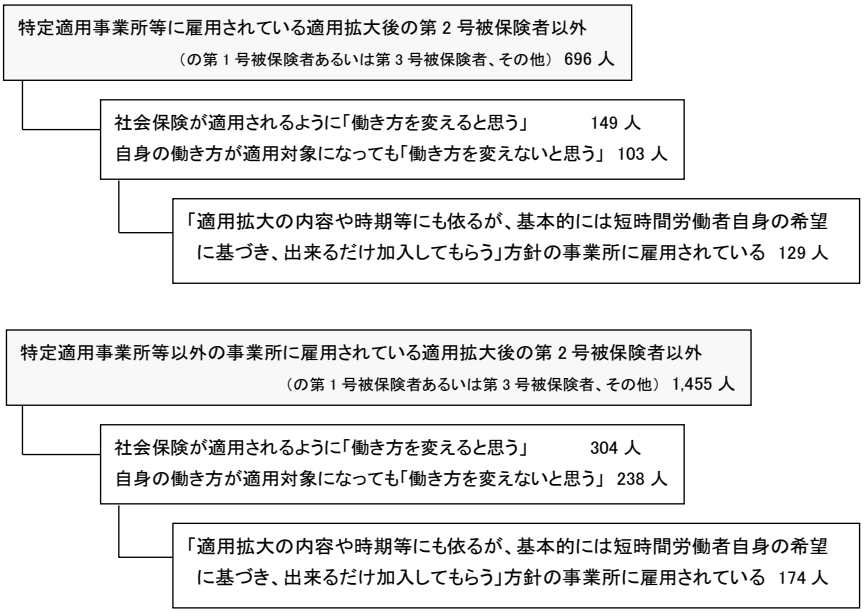

第 4 章　インタビュー調査結果の概要

第 1 節　社会保険の適用拡大に伴う各社の対応状況

企業や労働組合にインタビュー調査した個別の事例記録は、第 3 節（106～134 頁）の通りだが、ここでは「社会保険の適用拡大に伴い、短時間労働者の雇用管理をいつ、どのように見直したか」あるいは「職場にその後、どのような影響が及んでいるか」といった、主要な論点に係る概要を総覧することとしたい。

まず、飲食サービス業の企業 A 社（短時間労働者数 1 万 8,656 人（雇用者の 78.7%））では、今般の適用拡大要件を満たしているパートの仮に全員（1,786 人（短時間労働者の 9.6%））が、社会保険に加入するとして法定福利費を算出したところ、月額 4,500 万円程度（年間では 5 億円以上）も増加することが判明し、経営上、強い危機感を覚えたという。

そこで、適用拡大の 1 年ほど前に当たる 2015 年 11 月に、対象となるパートに制度改定を案内しながらアンケート調査を実施した。結果を集約すると、約 3／4 のパートが社会保険の適用を回避するため、労働時間を短縮したいと回答し、このままでは労働力不足に陥りかねないと、むしろ事業継続上の危機感を強めたという。

そうしたなか、人事部門は取り纏めた調査結果を 2016 年 2 月、店舗経営を統括する営業部門に周知した。営業部門では、店長を指導する立場にある各マネージャー（複数の店舗を担当）が、パートの契約更新（3 月）に向けた個別面談（対応意向の聴き取り）を進めていった。労働時間の延長を希望していたパートについては、早い営業所では同時点から契約を切り換えた。人事部門がそうした対応状況を集約して再度、営業部門に報告（8 月）し、最終的な労働時間の長短化を調整しながら、適用拡大目前の契約更新（2016 年 9 月）に反映していった。

結果として、2016 年 10 月時点で、新たな社会保険加入者は 325 人（対象者の 18.2%）に留まった。社会保険料を負担しても損をせず、現行をやや上回る手取りになるような労働時間に延長する（配偶者の年収にもよるが、週 5 時間程度増やす）人が多かった。一方で、残りの 1,461 人（同 81.8%）については、週 20 時間未満ギリギリに貼り付く形（週 5 日→4 日勤務への変更等）で短縮する人が多かったという。

その後、全体ベースでは、平成 28 年 4 月時点の総労働時間数が平均 93 時間 30 分程度だったのに対し、平成 29 年 4 月時点では 90 時間 20 分程度まで（3 時間程度）短縮される結果になった。また、パートの雇用者数については、不足する労働力分を見越して求人も増やしていたそうだが、そもそも人手が集まり難い状況にあったため、平成 28 年 4 月時点の 1 万 6,757 人から、平成 29 年 4 月時点でも 1 万 7,183 人まで、この間 400 人程度の増加に留まっている。総じて、適用拡大後は人手不足が加速し、対応する正社員（約 2, 350 人）の残業代が 1 割程度、増額になっているという。

次に、飲食サービス業の企業 B 社（短時間労働者 1 万 5,972 人（雇用者の 62.4%））では、適用拡大の半年程前（2016 年 3 月頃）から、平均的に週 20 時間以上働く「B パート」を対象に、社内報で情報を提供しつつ相談窓口も設置しながら、計画的に契約変更手続きを進めていったという。

具体的には、これまで A（週 30 時間以上）、B（週 20 時間以上 30 時間未満）、C（週 20 時間未満）の 3 段階に区分してきたパート区分が、A（週 20 時間以上）と C（週 20 時間未満）の 2 段階に集約されること等を告知した。その上で、B パートの勤務時間のまま A パートになると、時給 900 円×1 日当たりの実働 6 時間×週 4 日勤務の場合で、手取りは月額 9 万 3,460 円から、（社会保険料が差し引かれて）7 万 8,460 円まで落ち込んでしまうこと、一方で C パート内に収める働き方（1 日当たりの実働 3.8 時間×週 5 日等）では、7 万 8,517 円しか稼げないこと、そこでむしろ、10 月以降は 1 日当たりの実働 8 時間×週 5 日のフルタイム勤務に変更することで、手取りを 13 万 3,100 円までアップできること等を紹介し（**図表 69**）、「暮らしをもっと豊かにする」勤務時間の見直しを積極的に呼び掛けた。

図表 69　短時間労働者の働き方の見直しを支援する企業 B 社の社内報（イメージ）

結果として、2016 年 9 月時点で「週 20 時間以上 30 時間未満」の要件を満たしていた B パート 1,395 人（短時間労働者の 8.7%）のうち、①週契約を 30 時間以上に延長して新たに社会保険が適用された人が 386 人（27.7%）、②週契約時間の長さを変えずに適用された人が 78 人（5.6%）、③適用を回避するため、週契約時間を短縮した人が 279 人（20.0%）、④離職した（自己都合含む）人が 327 人（23.4%）となった（残りは学生だったり、パート区分と実際の働き方が異なる人等）。これに伴い、保険料負担が 2.5～3 億円増加するとともに、所定労働時間の短縮者や予期せぬ離職者の発生により、営業時間の短縮に追い込まれた孤立店もあった。また、正社員やパートの社会保険加入者にシフトの穴埋め負担（特に深夜）等が圧し掛かっており、繁忙から新規採用者等への店舗教育が疎かになりつつあるという。

次に、専門小売業の C 社（短時間労働者 2,408 人（雇用者の 26.9%））では、当初はグループ全社に所属するパート等（社会保険に非加入・雇用保険には加入の計 922 人（短時間労働者の 38.3%））が適用拡大の対象だと思い込み、「週契約労働時間を短縮する人が増えれば、相当な人手不足に陥りかねない」と危機感を覚えたという。そこで、パート等の組合役員にも相談しながら、労働組合自らパンフレットを作成し、2015 年 12 月に全員に配布した（**図表 70**）。

図表 70　短時間労働者の働き方の見直しを支援する C 社労働組合のパンフレット(イメージ)

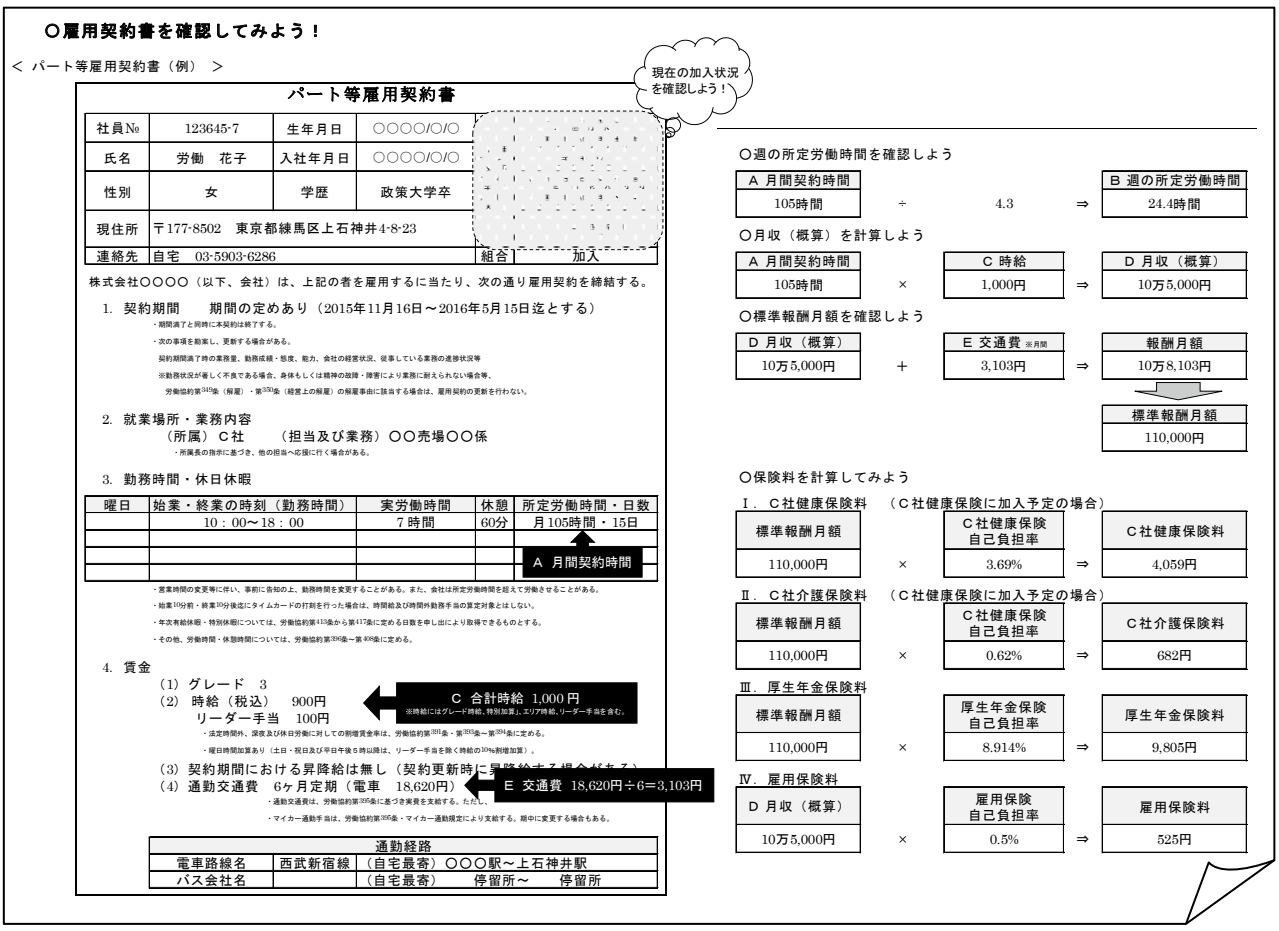

その上で、対象者の意向を調査すると、加入したい・したくないとの回答が半々の状況だったが、加入を希望した人には男性のフリーターや長期勤続の主婦、ダブルワーカー等が多く、「保険料負担が軽くなって有り難い」や「これで思いっきり働くことが出来る」など、適用拡大を歓迎する声も多かったという。

そうした中で、契約更改に向けて適用拡大の内容を詳しく確認していた矢先、行政発行の解説パンフレットで、今般の適用拡大は 501 人以上の企業が対象であることに気が付いた（2016 年 4 月）。慌てて照会して結局、対象者はグループの中でも純粋持株会社で働く人（数人）だけに限定されることが判明し、パート等組合員の大半をガッカリさせてしまうことになった。

但し、こうした検討を契機に 2016 年 4 月から、労働組合の加入範囲を、①勤続 1 年以上経過し、②週契約労働時間が 10.7 時間以上で月間勤務日数が 10 日以上（月換算では 46.2 時間以上）に拡大することが出来た。社会保険の適用を回避するため、週契約労働時間を短縮する人が現れれば、組合員数の減少に直結してしまうとの危機感から、組織強化に先回りで対応する運びとなった。

最後に、総合小売業の D 社（短時間労働者 1 万 2,667 人（雇用者の 79.7%））では、今般の適用拡大に際し、パート本人の希望を最優先することを原則に、労使で協力しながら 1 年半ほど前より、加入のメリット・デメリットを解説するパンフレットを作成し、全パート（と全正社員）に配布した。その上で、2015 年 6 月の契約更新（個人面談）段階で、対象パート本人の希望を聴き取り、12 月の契約更改で会社側の意向を示し、2016 年 6 月の契約更改で、先 2 回の個人面談を踏まえた最終確認を行う（この時点で考えが纏まらなかった人等についても、9 月末ギリギリまで臨時的な契約更改に応じる）といった具合に、丁寧な調整を重ねていった。

そうしたなか、同社では今般の適用拡大を契機に、パートの人事処遇制度も改定した。これまでは、週 20 時間未満（S パート）、週 20 時間以上 28 時間未満（M）、週 30 時間以上（L）の 3 タイプに分類し、区分に応じて就ける仕事や役割等に制限を設けてきたが、今後は労働時間の長さによらず、能力や経験に応じてレギュラー→キャリア→リーダー→チーフ等といった具合に、仕事や役職等（正社員とポストを共有）へ登用する仕組みに改定した。

結果として、M パート（今般の適用拡大対象）2,059 人（短時間労働者の 16.3%）のうち、週契約労働時間を延長した人が 613 人（29.8%）に対し、短縮した人は 730 人（35.5%）で、変更しなかった人が 716 人（34.8%）となった。図らずも、週契約労働時間を変更しないまま社会保険が適用された人が多い印象だったそうだが、週契約労働時間を短縮する人も 1／3 を超えたことで、労働組合は組織縮小の危機に直面した（組織率が 53→47%まで低下した）。そこで、やはり全員を組織化する必要があるという思いを新たにし、2017 年の定期大会（9 月）で加入要件を全員、かつ 65 歳までに拡大する方針を決定した。

第 2 節　各社の取り組みから分かること

このように、インタビュー調査では社会保険の今般の適用拡大を巡り、企業や労働組合が様々なアプローチで、対応方法を模索した様子が浮き彫りになった。

結果として、企業 B 社のように今般の適用拡大を、短時間労働者に働き方を見直してもらう好機と捉え、所定労働時間の長時間化を積極的に推奨したところが見られる一方、企業 A 社のように時間を掛けて意向の擦り合わせを行いながら、法定福利費の増加を出来るだけ抑制しようとするところも見られた。また、D 社労働組合のように、今般の適用拡大を踏まえて、短時間労働者の一層の能力発揮を促す人事処遇制度の抜本改定に漕ぎ着けたところもあった。

そうしたなか、各社に共通していたのは適用拡大後、短時間労働者から特段、不満等が寄せられていないという点だった。それには確かに理由があり、いずれの企業・労働組合とも相談窓口を設置しながら、短時間労働者の疑問等への丁寧な対応に尽力していた。その際、企業 B 社や C 社労働組合、D 社労働組合等のように、短時間労働者の理解を助け、働き方の見直しに資するような手引き等を独自に作成する取り組みも見られた。こうした取り組みは、政策上も大いに参考となるものであり、行政が汎用的な資料素材を提供するなどして、企業労使の対応を支援することで、制度改正をより円滑に浸透できるのではないかと考量された。

また、短時間労働者から特段、不満等が寄せられていない理由には、短時間労働者に対する説明や意向の聴き取り、全体的な調整等に、適用拡大の 1 年半～半年前から、入念に準備して臨んでいる点も挙げられるだろう。例えば D 社労働組合では、3 段ステップ（**図表 71**）で丁寧な調整を重ねていた。その上で、いずれの企業・労働組合とも、短時間労働者本人の希望を最優先することを原則に据え、加入のメリット・デメリットや自身で考えるべきこと・家族と相談すべきこと等を提示したり、シミュレーターを設置したりして、働き方を具体的に見直せるような工夫等を施しながら、短時間労働者の選択・決定を促していた。

図表 71　D 社がパートに提示した契約見直しのスケジュール（イメージ）

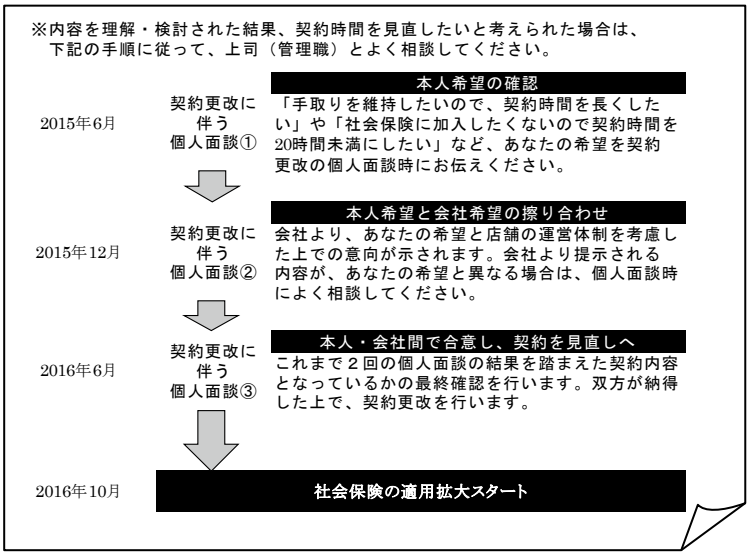

そうした中で、アンケート調査結果でも確認されたように、新たに社会保険料が徴収されたとしても、現行の働き方を継続する短時間労働者が、結果として少なくない事実には驚かされた。例えばD社労働組合によれば、所定労働時間を変更せず、新たに社会保険に加入した人が 1／3 を超えた。その後、こんな筈では無かったというような、短時間労働者からの不満等も特段、寄せられていないと言い、予想外の結果にD社労働組合も驚きを持って受け止めていた。

このことは、短時間労働者が今後、周囲の動向等も踏まえながら働き方を徐々に修整していく（社会保険の今般の適用拡大の影響が、すべて掃き出されるまでにはもう少し時間を要する）ことを意味しているのかも知れない。あるいは、すべての短時間労働者が必ずしも、目先の経済合理性を重視するばかりでは無いこと等を示唆している可能性もある。いずれにしても今後、考察を深めたい興味深い事象が明らかになった。

なお、社会保険の今般の適用拡大に当たっては、これを回避した短時間労働者も多かったが、第1号被保険者等で歓迎する向きがあったことも事実だろう。そのため、同じグループ企業でも例えばA社やC社のように、501人以上という規模要件があるために、社会保険の適用拡大の対象になる人とならない人が出て、不公平感を生じている様子も窺えた。そうした不公平感を解消するには、制度特例の適用を申請するという方法があるものの、（義務ではないこと等を理由に）積極的に対応する姿勢は見られなかった。

一方、適用拡大後の職場の有りようについては、企業A社や企業B社が人手不足の加速と、それを補うための（正社員や社会保険が適用されている短時間労働者等の）残業の増加を指摘している。また、短時間労働者に対するアンケート調査結果でも確認されたように、適用拡大前から第2号被保険者だった人に対して所定労働時間の更なる延長といった、予期せぬ影響が及んでいる可能性も示唆された。こうしたことは今後、社会保険の更なる適用拡大の検討に当たり、出来るだけ短時間労働者の回避行動を生じないような内容にすることや、発効のタイミングへの配慮等が求められること等を示唆しているのではないかと思料される。

また、適用拡大後の職場の有りように関連して、C社労働組合・D社労働組合とも、組織化範囲の拡大に漕ぎ着けていた。今般の適用拡大に伴い、所定労働時間を短縮する短時間労働者が多く現れれば、組織縮小に陥りかねないという危機感からだが、結果としてより所定労働時間の短い短時間労働者の意見等についても、今後は労働組合に吸い上げられやすくなるという副次的な効果が見込まれる。

第 3 節　個別事例記録

事例 1　企業 A 社（飲食サービス業）

① 短時間労働者の活用状況　（数字は 2017 年 6 月末時点のデータに基づく）

- **全雇用者数・・・**（グループ連結）2 万 3,694 人
  短時間労働者数・・・1 万 8,656 人（全雇用者数の 78.7%）

- **短時間労働者が従事している職務及び処遇状況**

短時間労働者（以下「パート」と呼称）の大半は、常勤の栄養士・調理師（正社員等）の下で食事の盛付けや配膳、食器の洗浄・収納等を行う、調理補助業務に従事している（そのため主婦が中心である）。職場の数は業務の受託契約に依存して変化するが、現在は全国約 1,800 ヶ所に及んでいる。また、職場の種類は、概ね同社の売上高構成（事業所給食が約半数で、病院・老健施設が 3 割弱、ホテル・レストラン等が 2 割程度）に則っている。

パートの出勤体系は、例えば工場併設の社員食堂で働く場合では 9～14 時の 1 日 5 時間×週 2 日以上等、オフィス社員食堂内で働く場合は 9～15 時 15 分までの 1 日 6 時間 15 分×週 3 日以上等、また、病院や老健施設で働く場合は 5～10 時や 13～18 時の 1 日 5 時間×週 2 日以上等、学校給食で働くケースでは 7～16 時 30 分の中で実働 7.75 時間×週 5 日等といった具合に、主婦等が空いた時間で働きやすい多様な設定がなされている。

処遇は、基本時給＋時間外・深夜、休日出勤手当のほか、賞与や交通費（規定内）が支給されている。また、制服・靴の貸与や健康管理プログラムの利用、同社が経営する飲食店等の社員割引、慶弔見舞金（結婚、出産、香典、傷病）や災害見舞金等の福利厚生もある。

- **短時間労働者のうち、1 年未満に離職する人数割合**
  直近 13 ヶ月以内に離職したパートの総数で、5,923 人（対在籍者数で約 32%）
  勤続年数が 5 年以上の人数割合・・・6,477 人（在籍者数の約 35%）

- **短時間労働者のうち雇用保険の加入者数・・・**1 万 1,968 人（在籍者数の 64.2%）
  短時間労働者の公的年金の加入状況と（昨年の）年収分布の関係

構成比は%、それ以外は人数

		第2号被保険者	構成比	左記以外	構成比	計	構成比
	65万円未満	143	7.6	2,682	35.9	2,825	30.2
65万円以上	70万円未満	8	0.4	325	4.4	333	3.6
70万円以上	80万円未満	16	0.9	823	11.0	839	9.0
80万円以上	90万円未満	20	1.1	1,073	14.4	1,093	11.7
90万円以上	100万円未満	30	1.6	1,134	15.2	1,164	12.5
100万円以上	103万円未満	5	0.3	388	5.2	393	4.2
103万円以上	130万円未満	202	10.8	770	10.3	972	10.4
130万円以上	141万円未満	147	7.8	82	1.1	229	2.5
141万円以上	150万円未満	91	4.8	43	0.6	134	1.4
150万円以上	195万円未満	522	27.8	103	1.4	625	6.7
	195万円以上	695	37.0	43	0.6	738	7.9
	計	1,879	100.0	7,466	100.0	9,345	100.0

※グループのうち、今般の適用拡大の対象企業で集計したもの。
※第2号被保険者で年収が低い人は、2016年の途中入社等である。

② 社会保険の適用拡大に伴う、短時間労働者の雇用管理の見直し状況

・ 社会保険の適用拡大に伴い、短時間労働者の雇用管理をいつ、どのように見直したか。そうした見直し方針を選択した理由は何か。

2015 年 11 月に、対象となるパートに対して「来年 10 月に、社会保険の適用拡大が行われますが、どのように考えますか？」といった告知と意向調査を実施した。アンケートでは、「自身で加入している場合（第 1 号被保険者）はこうなります」「配偶者の扶養に入っている場合（第 3 号被保険者）はこうです」といった具合にモデルケースや働き方のシミュレーションを示しながら、今後、働き方をどう変えていきたいかを具体的に記入してもらった。これを基に、仮に希望者が全員加入した場合には、法定福利費がどの程度、増額になるかの試算を行い、営業部に配信した（2016 年 2 月）。営業部では、20 程度の拠点を束ねる各マネージャーが、パートの 3･9 月の契約更新に向けた内部調整を行っていった。

アンケート結果によれば、約 75%のパートが労働時間を短縮し、社会保険の適用を回避したいと回答していたので、このままでは労働力不足に陥りかねないとの強い危機感を持った。そこで、増員対策も梃入れしつつ、既に労働時間の延長を希望していたパートについては、早い営業所では 2016 年 3 月時点から契約を切り換えていった。その結果を再度、人事部で収集して営業部に配信した（2016 年 8 月）。これを踏まえ、9 月の契約更新に向けた個別面談では、10 月以降の働き方を最終的にどうするかの擦り合わせを行った。

・ 見直しを行う上で、直面した課題はあるか。

意向調査を行うに当たり、適用拡大要件を満たすパート（1,786 人）の仮に全員が、社会保険に加入した場合の法定福利費を算出したところ、月額 4,500 万円程度（年間では 5 億円以上）のコスト増になることが判明した。このままでは営業利益が持って行かれてしまうと危惧する一方、適用回避で人手不足になれば日々の事業運営が成り立たなくなるというジレンマもある中で、いかに赤字転落を防ぎつつ、事業継続に支障を来さないようにするかのバランスを図ることに苦心した。パート自身の希望を最優先しつつ、人手不足が出来るだけ深刻にならないよう、事業運営上、欠かせない人については長時間化を働き掛ける等しながら、約半年の時間を掛けて丁寧に調整を進めていった。

・ 雇用管理の見直しに当たり、労働組合や短時間労働者の意見等を聴取・反映したか。

労働組合（正社員約 2,350 人中、オープンショップで 16.6%が加入。パートは未加入。上部団体無し）には、定期的な労使協議会の中で報告したが、関心が寄せられたのは、経費負担の増加が経営状況に与えるインパクトだった。正社員には、業績に連動した賞与が支給されるため、収益の悪化を懸念したと見られる。

パートに対しては、先述した通り対象者に個別に案内しながら、意向の聴き取りを行っていった。全社的な対応方針として、本人の希望は最大限尊重するスタンスにあったので、制度の改定や調整に係る不満等は特段、寄せられなかった。なお、本部でも電話で問合せ

に応じたが、配偶者の年収も含めてどのような働き方が得なのかといった相談や、例えばこんな風に働き方を変更すると保険料負担や税扶養はどうなるかといった相談が中心だった。

③ 社会保険の適用拡大前後における、短時間労働者の就業状況の変化

- **社会保険の適用拡大の対象となった、短時間労働者の働き方はどう変化したか。**

2016 年 10 月 14 日時点で 325 人（対象者の 18.2%）が、新たに社会保険に加入した。大半は、社会保険料を負担しても損をせず、現行をやや上回る手取りになるような労働時間（配偶者の年収にもよるが、週 5 時間程度の増加等）に延長した。一方で、残りの 1,461 人（81.8%）については、適用を回避するため、週 20 時間未満ギリギリに貼り付く形（週 5 日→4 日勤務へ変更等）で労働時間を短縮した。

結果として、法定福利費も月額 600 万円弱の増額に抑えられた。そもそも第 1 号被保険者だった人については、第 2 号被保険者に転換した方が断然、得なので長時間化へ流れ、一方で第 3 号被保険者だった人についてはほぼ短時間化を選択した形ではないかと思う。なお、適用拡大の対象者で、これを理由に離職した人はいなかった。

- **社会保険の適用拡大に伴う雇用管理の見直し前後（例えば平成 28 年 4 月時点と、平成 29 年 4 月時点等の比較）で、短時間労働者の雇用者数はどう変化したか。また、所定労働時間の長さの人数分布はどう変化したか。**

労働時間の長さの人数分布についてはデータを持ち合わせていないが、全パートベースでは平成 28 年 4 月時点の労働時間数が平均 93 時間 30 分程度だったのに対し、平成 29 年 4 月時点のそれは 90 時間 20 分程度に（結果として平均 3 時間程度）短縮している。また、パートの雇用者数は、不足する労働力分を見越して求人も増やしたが、そもそも人が採れない状況にあったため、社会保険の適用拡大前後で大きく増えたわけではない。パートの雇用者数は、平成 28 年 4 月時点の 1 万 6,757 人から、平成 29 年 4 月時点で 1 万 7,183 人まで（426 人）増加しているが、受注の増減等の影響もあるため、社会保険の適用拡大のみによる効果がどの程度かは一概に言えないだろう。

なお、正社員も増やしており、2017 年入社は昨年比約 50 人増の 250 人（栄養士 200 人、調理師 30 人、総合職 20 人）を採用した。2018 年入社についても 300 人以上の採用計画を立てている。

④ キャリアアップ助成金の活用状況

- **上記②の見直しに当たり、キャリアアップ助成金を活用したか。**

キャリアアップ助成金に限らず、助成金関係は全く受給できていない。

・　**キャリアアップ助成金を、活用しなかった理由は何か。**

事業自体が業務受託契約で成り立っているため、日常的に事業所閉鎖（競争入札で落札できない、顧客都合で社員食堂が閉鎖される等）が発生する。事業所給食の場合、パートの多くは職場に根付いており、近隣の拠点を案内しても断られてしまう（同じ仲間で、慣れた職場で働きたいというニーズが強い）。パート自身にとっては失業することなく、処遇・労働条件も引き継がれて、新たな落札者に雇用されるだけだが、そうした場合でも事業主都合による解雇（事業所閉鎖のため）で一律に処理している。失業手当の不正受給にはつながらないし、5 年後のコンペで受託契約を取り返す可能性もあり、パートの心象を悪くしたくない等の思いからだが、結果として助成金の受給要件が満たせなくなってしまう。

・　**キャリアアップ助成金の改善策等**

助成金の不支給要件として、事業主都合による解雇の中身を見てもらいたい。また、解雇者を一切、出さないのではなく、対雇用者数で何%以下に抑える等に緩和していただければ有り難い。

⑤ 社会保険の適用拡大後の職場の状況

・　**社会保険の適用拡大に伴う雇用管理の見直し後、職場に変化はあるか。**
労働力確保（新規採用、離職・定着等）の状況はどうか。

パートの 80%以上が短時間化を選択したことで、人手不足が加速している。特に、365 日×毎日 3 食が必要な老健施設で深刻になっている。朝食の準備には 6 時～、昼食の準備には 10 時～、夕食の準備には 15 時～の勤務が必要で、しかも通勤の便が悪いところが多い。どうしても近隣の住民に頼らざるを得ないが、これまでも求人を出し続けて採れていない。時給を引き上げ、人材の繋ぎ止めも強化しつつ、新規採用を梃入れしているが、労働力需給が逼迫しており、どうしても不足する分は常勤の社員（正社員等）が、勤務時間を長くして（通常のシフト勤務→12 時間の通し勤務等で）フォローしている状態（残業時間数が平均 20 時間程度）である。習熟を要する難しい仕事ではないので、人手不足以外の支障は特段、出ていないが、結果として残業代の総額が 1 割程度、増加している。

・　**社会保険の適用拡大に伴う雇用管理の見直しの効果や課題を、どのように考えているか。**

対象のパートにシミュレーション等を提示しながら、丁寧な調整を行っていたので、適用拡大後も（例えば「手取りが予想外に減った。働き方を再度、変更したい」等の）苦情は寄せられておらず、下準備をしっかり行って良かったと考えている。

⑥ 社会保険の更なる適用拡大等への見解

- **今後、社会保険の更なる適用拡大が行われた場合には、どのような対応を行うと思うか。そうした対応方針を採る理由は何か。**

今般の適用拡大は 501 人以上が要件となっていたため、現状ではグループ全社が対象になっているわけではない。そのため、特例の適用を申請する余地もあるわけだが、先述の意向調査で明らかなように、主婦層が中心のパートの大半には、社会保険に是非、自身で加入したいというニーズ自体が少ないので、恐らく検討することは無いだろう（なお、500 人以下の企業に対する特例の適用が開始されて以降、パートから 1 件、「私は対象にならないのでしょうか」といった問合せも受けたが、対象ではない分社勤務だった)。また、仮に 3 要件のうち賃金要件が無くなった場合には、地方で適用を免れているパート層（時給が 1,000 円未満（週 20 時間でも 8 万円程度)）に影響が出て来るだろう。

社会保険の更なる適用拡大が行われても、基本的にパートの希望を重視する姿勢で臨むことになると思うが、今回の顛末からしても賛成という人は少ないだろう。労働時間要件が極端に短くなってしまえば、もう諦めて関係なく働き始めるのかも知れないが、社会保険だけでなく、税扶養の問題が現前としてある。今回の適用拡大に際しても、当初は加入を希望していたのに、世帯として税負担がこれだけ増加すると知った途端、「そんなことになるなら労働時間を短縮します」という人が多かった。

- **社会保険の適用範囲が、業種や規模で異なることについてどう考えるか。**

対象外の事業所で働く短時間労働者は、同じ働き方でも加入できなくて可哀想とは思うものの、保険料負担が無い事業所は不公平だとか、そういうことについて考えたことがそもそもない。

- **副業・兼業先の労働条件を通算して、社会保険の適用可否を判断することについてどう考えるか。**

弊社（A 社）のパートは主婦が中心なので、そもそも掛け持ち就労している人が多くないのではないかと見ている。とはいえ現在でも、2 つの企業で社会保険の適用要件を満たす働き方をしているパートが数人いるが、選択届を提出してもらい、保険料を按分して納付書もそれぞれ届いて・・と事務的に非常に煩雑だと感じている。こうした手続きをもっとシンプルにする必要があると思うが、仮に副業・兼業先の労働条件を通算して社会保険の適用可否を判断する場合、最大の問題は当人が副業・兼業しているか否かをどのような方法で把握するかではないか（自己申告で構わないのか、年末調整のデータから判断するのか、マイナンバーで一括管理するか等)。手続き面がクリアになれば、働いてもらった分だけ按分して支払うのは構わないと思うが、企業に副業・兼業の把握責任まで負わせるのは難しいだろう。

・ **社会保険のあり方に係る政策要望等**

年金を下支えする裾野を増やしたいという社会的な要請は理解するが、それならば第 3 号被保険者のあり方や税扶養の関係を併行して見直すべきではないか。また、標準報酬月額（等級制による報酬範囲）という考え方も古いし、分かり難いと感じている。労働保険のように賃金総額の何%等で徴収することは出来ないか。社会保険制度は全体として、仕組みが複雑で、手続きも煩雑である。

⑦ 短時間労働者の今後の活用のあり方

・ **短時間労働者の就業調整は、貴社の事業運営にどの程度、影響を及ぼしているか。**

130 万円の壁（配偶者の被用者保険の扶養範囲内に留まりたいニーズ）の影響は間違いなくある。最近は住民税も上がっており、100 万円の壁を気にする人も増えている。給与は月末〆の翌月 15 日払いだが、11 月 15 日を過ぎると就業調整を意識した相談が増え始める。例年、問合せが多いので、給与明細に源泉徴収の累計額を掲載するようにしている。

・ **配偶者控除等を満額受けられる年収の上限が、現在の 103 万円から 150 万円に引き上げられることに伴う影響（短時間労働者の行動変化に伴う労働力需給等）をどうみるか。**

パートの働き方を変えるインパクトは大きくない（労働時間が増える余地はあるが、130 万円の壁は厚いため 103 万円→130 万円まで）だろうが、弊社（A 社）では配偶者に対する家族手当の支給額が大きいため、同手当の支払い基準がこれに伴い引き上がると、労務費に与える影響が相当大きくなるかも知れない（労働組合が要求する可能性があるだろう）。

・ **短時間労働者の雇用管理で現在、直面している課題と短時間労働者に係る政策要望等**

最低賃金の引上げの影響が非常に大きい。全パートの月間労働時間が延べ約 193 万時間なので、最賃が 10 円引き上がるだけでも月額 1,900 万円の労務費増になる（北海道等では、パートの半数は最賃で働いている）。一方で、就業調整しているパートは、最賃の引上げに伴い働ける労働時間数も短くなってしまうため、弊社（A 社）としては労務費増のメリットが無い。セントラルキッチン（集中調理）化など業務の効率化や、高齢者の活用（既に 65 歳以上が約 4,270 人で、うち 70～74 歳が 889 人、75～79 歳が 83 人等。65 歳以上で初めて入社するような人も採用しないと、事業運営が立ち行かない）にも注力しているが、慢性的な人手不足が改善されていない。業務受託契約では、メニュー料金の設定権限は顧客にあることも多いため、労務費の上昇分をどう吸収するかが大きな課題となっている。

事例２　企業Ｂ社（飲食サービス業）

① 短時間労働者の活用状況　（数字は 2017 年 4 月時点のデータに基づく）

・ **全雇用者数**・・・2 万 5,603 人
短時間労働者数・・・1 万 5,972 人（全雇用者数の 62.4%）

・ **短時間労働者が従事している職務及び処遇状況**

短時間労働者（以下「パート」と呼称）は全員（男性：女性＝45：55 程度)、店舗従業員として接客や調理、洗い物等に従事している（国内約 1,200 店舗)。必須の業務項目を修得する度にチャレンジャー→パートナー→サポーター→リーダーへランクアップする制度（時給は最大 250 円アップ）を導入しており、正社員の約 9 割がパートからの登用を含めた経験者である。

出勤体系は 8～17 時、17～23 時、23～翌 8 時のフルタイム・シフト制から、週 1 日×1 日 3 時間～個人都合に合わせた時間分まで多様な働き方がある。パート（1 年契約毎更新）に定年は無く（無期転換後は 70 歳定年制を検討中)、最高齢では 70 歳台半ばまでの就労実績がある。

処遇としては、基本時給＋ランクアップ制度に基づく能力手当が支給されるほか、食事補助や従業員割引、制服一部貸与がある。

・ **短時間労働者のうち、1 年未満に離職する人数割合**・・・約 5 割
勤続年数が 5 年以上の人数割合・・・約 4 割

・ **短時間労働者のうち雇用保険の加入者数**・・・3,550 人（短時間労働者数の 22.2%）
短時間労働者の公的年金の加入状況と（昨年の）年収分布の関係

構成比は%、それ以外は人数

	第2号被保険者（Aキャスト）	構成比	左記以外（Cキャスト）	構成比	計	構成比
65万円未満	55	1.5	11,413	91.9	**11,468**	**71.8**
65万円以上　70万円未満	15	0.4	292	2.4	**307**	**1.9**
70万円以上　80万円未満	19	0.5	339	2.7	**358**	**2.2**
80万円以上　90万円未満	31	0.9	182	1.5	**213**	**1.3**
90万円以上　100万円未満	40	1.1	88	0.7	**128**	**0.8**
100万円以上　103万円未満	7	0.2	15	0.1	**22**	**0.1**
103万円以上　130万円未満	145	4.1	81	0.7	**226**	**1.4**
130万円以上　141万円未満	96	2.7	9	0.1	**105**	**0.7**
141万円以上　150万円未満	120	3.4	2	0.0	**122**	**0.8**
150万円以上　195万円未満	998	28.1	1	0.0	**999**	**6.3**
195万円以上	2,024	57.0	0	0.0	**2,024**	**12.7**
計	**3,550**	**100.0**	**12,422**	**100.0**	**15,972**	**100.0**

※2017年4月在籍者で集計。期中で区分変更が発生している。

② 社会保険の適用拡大に伴う、短時間労働者の雇用管理の見直し状況

- **社会保険の適用拡大に伴い、短時間労働者の雇用管理をいつ、どのように見直したか。そうした見直し方針を選択した理由は何か。**

平均的に週 20 時間以上働く「B パート」を主な対象として、事前に社内報（2016 年 3 月頃発行）で情報を提供したり、各店長に対しても会議等で集まってもらった際に説明するなどして、計画的に契約変更手続きを進めていった。その際、労働時間の短縮化による適用回避ではなく、むしろ労働時間を延長して社会保険にも加入してもらえるよう積極的な案内（推奨）を行った。

例えば、ある社内報では「いいことといっぱい、目指そう!A パート」と題し、A パート（週 30 時間労働）になると、長く働く分だけ当然、収入が増えることや、社会保険・共済会に加入できること、社会保険はセット加入で国民健康保険とは異なり保険料の半額を会社が負担すること等を説明した。東京都在住の場合の収入と将来の年金シミュレーションも提示しながら、「家計にゆとりを持ちたい方は、この機会に考えてみて」と呼び掛け、相談窓口も設置した（**図表**）。

図表　社内報（イメージ）1

いいことといっぱい、目指そう！Aパート

＜Aパートのいいこと＞

その1：当然、働いた分だけ収入が増える！

その2：将来受け取る年金が増える！（下記）

その3：産休・育休中も安心！

（出産育児一時金の支給（一律42万円。配偶者を扶養している男性も対象）、出産手当金の支給（出産予定日から起算した産前42日＋産後56日の98日分の休業補償が女性本人に）、産休・育休中の社会保険料の免除（法定産前休暇～産後休暇終了または育児休業終了まで、健康保険料・厚生年金保険料が免除される）、雇用保険（1年以上加入等の条件を満たせば、育児給付金が受け取れる）

その4：病気や怪我をしても、治療に専念！

（病気や怪我で4日以上休んだ場合、日額の2／3の傷病手当金が支給される。1つの病気で1年6ヶ月まで。健康保険に1年以上加入していれば、退職しても支給）

その5：福利厚生が利用できる！

（慶弔・見舞い給付だけでなく、財形貯蓄や住宅相談、ライフサポート、レジャー割引券等、共済会にも加入できる）

＜B社人事担当より＞

「健康保険や厚生年金に加入」＝「経済的な負担」と感じる方もいるかも知れませんが、健康保険には傷病手当金や出産手当金の支給というメリットもあります。また、国会では「パート労働者に対する社会保険の適用拡大」法案が通過しており、2016年10月以降の実施が決定しています。収入が増え、年金で将来の手取りも増えるAパート。家計にゆとりを持ちたい方は、この機会に考えてみてはいかがでしょうか。

ご相談窓口　本部人事　平日9：00～17：00
フリーダイヤル○○○○-○○○○

収入と将来の年金シミュレーション（年額）

（東京都の場合の税率で試算）　（円）

年収	Aパート※	Bパート
収入	2,112,000	1,200,000
健康保険	95,800	0
介護保険	18,576	0
厚生年金	184,896	0
雇用保険	10,560	6,300
所得税	38,604	8,185
住民税	84,709	23,870
手取り	1,678,775	1,161,645
月の手取り	139,898	96,804

※時給1,000円で8時間×22日×12ヶ月と想定。

（円）

受取り年金額	Aパート	Bパート
加入（働いた）期間	（基礎年金＋厚生年金）	（基礎年金のみ）
30年	1,145,887	772,800
25年	1,083,705	772,800
20年	1,021,524	772,800
15年	959,343	772,800
10年	897,162	772,800
5年	834,981	772,800

また、社内報第 2 弾では「働くならやっぱり、A パート」と題して、セーフティネットの強化や女性の就業意欲の促進を目的に、2016 年 10 月から社会保険の加入要件が変わる

こと、これに伴いこれまではA（週30時間以上）、B（週20時間以上30時間未満）、C（週20時間未満）の3段階に分類されていたパート区分が、A（週20時間以上）とC（週20時間未満）の2区分に変更されること等を案内した（**図表**）。

図表　社内報（イメージ）2

働くなら、やっぱりAパート

今年10月から、社会保険の適用が拡大されます。それに伴い、A,B,Cの3段階に
分かれていたパート区分が2段階に変わります。これを機に勤務時間を見直し、暮らしをもっと豊かにしませんか？

なぜ、制度が変わるの？

社会保険（厚生年金・健康保険）の
加入要件が変わります。
週30時間以上
⇒週20時間以上かつ月額賃金8.8万円以上
（従業員数501人以上の事業所が対象）

社会保険の適用が拡大されるのは・・
① 非正規社員の現在～将来に渡る
セーフティネットの強化
② 女性の就業意欲の促進

パート区分はどう変わるの？

10月以降は週間勤務目安20時間を境に、
（これまでの3区分から）2区分になります。

Cパート
Bパート（週20時間）
Aパート（週30時間以上）
⇒
Cパート
Aパート（週20時間以上）

＜引かれるのは、将来に備えるため！社会保険は、Aパートのいいこと（メリット）！？＞

そもそも社会保険って何ですか？

病気や老齢など、生活を大きく変化させることがあった場合に、一定の補助を受けられる公共の制度
- 医療保険 ― 国民健康保険 / 健康保険
- 年金保険 ― 国民年金保険 / 厚生年金
- 雇用保険
- 労働者災害補償保険

	国民健康保険	健康保険
加入対象者	65歳未満の自営業者等	本人と扶養家族（一定の年収まで）
保険料負担	全額自己負担	半額を会社が負担
保険料の上がり方	世帯毎（平等割）・加入人数（均等割）・世帯の総収入（所得割）で計算	給料に比例。扶養家族の人数は関係無し
保険料増額の上限	年間53万円（介護保険料は含まない）が上限	月給が95.5万円になるまで給与に比例して増額
年金との関係	別途、自身で国民年金への加入が必要	健康保険とセットで厚生年金にも加入

実際、どれだけもらえるの？

専業主婦が、Cパート（Bパート）から、Aパートになった時期によって、年金の受給額がどのように変わるかを試算。
例：標準報酬月額（月給を一定の範囲毎にいくつかの等級にまとめたもの）を18万円（時給1,000円×8時間×22日出勤＝176,000円）と想定。
なお、結婚以前の年金加入期間は無し。その場合の、厚生年金加入期間で見た退職後の年金受取額は・・

加入期間	30年	25年	20年	15年	10年	5年
受給額（月額）	31,091	25,909	20,727	15,545	10,364	5,182
受給額（年額）	373,087	310,905	248,724	186,543	124,362	62,181

※旧乗率で表示。

＜B社人事担当より＞

平成28年10月より、社会保険の適用拡大が始まります。
配偶者の健康保険の扶養家族でいるための収入が変わるため、
いわゆる「扶養の範囲内で働く」ことを見直す機会になります。
現在、Bパートの方は、Aパートになるのか、Cパートになる
のかをご自身で選択していただきます。Aパートは社会保険や所得税等を
納めることになりますが、手取りを増やすことが出来ます。また、様々な
メリットも享受でき、将来受け取る年金額が増える可能性もあります。
是非、Aパートへの区分変更を、ご家族とご検討ください。

ご相談窓口　本部人事　平日9：00～17：00
フリーダイヤル〇〇〇〇-〇〇〇〇

5年と30年では受取額が全然違う！
基礎年金だけでは40年加入しても
年額約80万円にしかならない。
60～69歳の2人以上世帯の
支出は月平均約29.2万円
（総務省・2013年家計調査報告）。
将来楽したいなら、早めに
Aパートも・・

その上で、Bパートの勤務時間（週20時間以上30時間未満）のままAパートになると、時給900円×1日実働6時間×週4日勤務の場合で手取り月額93,460円だったものが、新たに健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料が差し引かれて手取り月額78,460円まで落ち込んでしまうこと、また、Cパート内に収める働き方に変更（1日実働3.8時間×週5日等）すると、手取りは月額78,517円になってしまうこと、そこで10月以降はむし

ろ 1 日実働 8 時間×週 5 日のフルタイム勤務に変更することで、手取りが月額 133,100 円まで増やせること等を紹介し、「暮らしをもっと豊かにする」勤務時間の見直しを積極的に呼び掛けた（**図表**）。

図表　社内報（イメージ）3

社会保険の適用拡大への対応に当たっては、パート自身の意思や選択が重要だと考え、一斉加入あるいは一律回避といった予断は持たずに、まずは正しい情報を提供するよう尽力した。結果として仮にコスト負担が高まったとしても、社会保障や福利厚生の面で優遇することで、（業界の特性上）慢性的な人手不足のなか、着実な労働力確保につなげようと制度改定を前向きに受け止めた。

・ **見直しを行う上で、直面した課題はあるか。**

コスト負担の増加や人員確保の問題に直面した。社会保険の適用拡大に伴い、保険料負担が 2.5～3 億円増加する一方、勤務時間の短縮や、「社会保険が適用にならない会社に転職したい」等の理由で、退職者（通常の自然減を含む）が発生した。結果として、1 店舗当たり平均の必要人員数が、（他にダブルワークの制限や時間外労働の算出方法の見直しを行ったこと等も影響して）これまでより 2 人ほど増加した。

・ **雇用管理の見直しに当たり、労働組合や短時間労働者の意見等を聴取・反映したか。**

ユニオン（これまでパートは対象外だったが、A パートを組織化中で 2018 年 4 月には実現の見通し）に対しては、事前に情報を提供して労使確認を行った。労働組合からは、法令を遵守し、パートの意思・選択を尊重するよう要請された。また、パート自身に対しては、先述の社内報を通じて案内して相談窓口も設けたが、意見のようなものは特段、寄せられなかった。なお、パートと実際に接し、契約更改を行うのは店長（採用権限委譲）のため、適用拡大の半年ほど前から、店長会議など様々な場面を通じて説明を行い、面談時の留意事項等を指導した。

パートの契約更改は通常 1 年単位だが、社会保険の適用拡大に際しては柔軟な対応を行い、本人の変更意思が確定次第、随時 1 ヶ月単位で反映していった。2016 年 10 月 1 日付けで契約内容が改まるよう、予め手続きしたパートが多かったが、週契約は 20 時間未満ながら、突発的な顧客の増減等により、実際の勤務実績が週 20 時間以上に及んでしまうパートも出てきた。弊社（B 社）では 2 ヶ月単位で所定労働時間を調整しているため、契約更改のための面談など、結果として調整のピークが 12 月頃まで続くこととなった（現在はひとまず落ち着いている）。

③ 社会保険の適用拡大前後における、短時間労働者の就業状況の変化

・ **社会保険の適用拡大の対象となった、短時間労働者の働き方はどう変化したか。**

2016 年 9 月時点で、週 20 時間以上 30 時間未満の要件を満たしていたパート 1,395 人
（B パート（週契約 20 時間以上 30 時間未満）＋C パート（週契約 20 時間以下）
だが、実際の働き方が要件を満たした人）のうち、

週契約を30時間以上に延長して新たに社会保険が適用された人が386人(27.7%)
週契約時間の長さをほぼ変えずに新たに社会保険が適用された人が 78 人（5.6%）
社会保険の適用を回避するため、週契約を短縮した人が 279 人（20.0%）
離職した（自己都合を含む）人が 327 人（23.4%）
他に学生だったり、パート区分と実際の働き方が異なる等の事情で、
週 30 時間以上の勤務実績があるが社会保険に加入していない人が 83 人（5.9%）
週20時間以上30時間の勤務実績で社会保険に加入していない人が226人(16.2%)
逆に、週 20 時間未満の勤務実績だが社会保険に加入している人が 16 人（1.1%）
となった。

なお、判定が複雑になるため、同社では社会保険の適用拡大は週契約時間要件を重視しており、勤続要件や賃金要件での選別（除外）は行っていない。最賃の上昇や店舗時給の多様性、ランクアップ制度による個別時給の上昇等があるため、月額 8.8 万円以上か否かの線引きは困難と考えている。

また、対象者を社会保険に加入させていない場合は、2 年間に遡って保険料が徴収され、大きな経営リスクになり得るため、区分要件と勤務実績が合致していないパート（社会保険に加入しているのに A パートではない者）についても、速やかに是正を図るよう店長に指導している。

- **社会保険の適用拡大に伴う雇用管理の見直し前後（例えば平成 28 年 4 月時点と、平成 29 年 4 月時点等の比較）で、短時間労働者の雇用者数はどう変化したか。また、所定労働時間の長さの人数分布はどう変化したか。**

店舗のスクラップ・アンド・ビルドの影響もあるため、社会保険の適用拡大の影響のみを取り出すという訳にはいかないが、パート全体の雇用者数は 2016 年 4 月時点の計 1 万 3,398 人から、1 年後の 2017 年 4 月時点で計 1 万 5,972 人に増加している。週契約時間の長さの人数分布は下表の通りである。

2016年4月時点　　人

Aパート（週30時間以上）	Bパート（週20時間以上30時間未満）	Cパート（週20時間未満）
2,510	836	10,052
13,398		

⇒

2017年4月時点　　人

Aパート（週20時間以上）	Bパート	Cパート（週20時間未満）
3,550	－	12,422
15,972		

④ キャリアアップ助成金の活用状況

- **上記②の見直しに当たり、キャリアアップ助成金を活用したか。**

確認はしたが、活用はしていない。

・　**キャリアアップ助成金を、活用しなかった理由は何か。**

既に「多様な正社員コース」（社会保険の適用拡大と合わせて 10 人まで）で受給枠を使い切っていたため。

・　**キャリアアップ助成金の改善策等**

短時間労働者の労働時間延長コースの適用枠を、他コースとの合算ではなく単独で設けていただけると有り難い。助成金は他にも、障がい者雇用の「特定求職者雇用開発助成金」等を活用しているが、キャリアアップ助成金については見直しが（ハローワークの担当者が混乱するほど）多過ぎると感じている。また、厚労省や東京都など行政横断的に、最新でどういった助成メニューがあるかを一覧できるような資料（ホームページ等）があると良いと思う。手続き面では、本人の印鑑など、書類の作成に時間と手間が掛かる。助成金毎に異なっているフォーマットも統一するなどして、手続きをより簡素化・効率化すれば活用が進むのではないか。

⑤ 社会保険の適用拡大後の職場の状況

・　**社会保険の適用拡大に伴う雇用管理の見直し後、労働力確保（新規採用、離職・定着等）の状況はどうか。**

新規採用は前年比 110%程度で推移しており、増加傾向にある。ただ、先述した通り必要人員数も増えているため、充足できていない（人員の不足感は依然として強い）。定着にもあまり変化が無く、社会保険の適用拡大による効果等は特に実感できていない。

・　**社会保険の適用拡大に伴う雇用管理の見直し後、職場に変化はあるか。**

週契約時間の短縮者の増加や離職者も出た影響から、正社員やパートの社会保険加入者にシフトの穴埋め負担（特に深夜）等が圧し掛かっている。結果として、正社員が更に多忙化し、新規採用者等に対する店舗での教育面等が疎かになっている恐れもある。

・　**社会保険の適用拡大に伴う雇用管理の見直しの効果や課題を、どのように考えているか。**

店舗の在籍者数をもっと増やして教育を梃入れし、店舗運営力を上げていかなければならないが、人員不足から店長が思うようなシフトを組めず、教育の機会も増やせていないことが課題である。

⑥ 社会保険の更なる適用拡大等への見解

・　**今後、社会保険の更なる適用拡大が行われた場合には、どのような対応を行うと思うか。そうした対応方針を採る理由は何か。**

今般の適用拡大でも、勤務時間の短縮者や想定外の離職者が発生した。結果として孤立店で深夜営業の中止等、営業時間の短縮に追い込まれた店舗もある。将来もらえる年金額が増えるなどといくら案内しても、明日使えるお金が減るという意識が強いと感じている。専門部署や試験店舗では、洗い物のロボット化や汚れない壁など省力化の研究も進めているが、現段階では抜本的な解決策が見出せていない。そのため、社会保険が対象者を拡げることになれば、更なるコスト増とともに、人員確保の困難化が懸念される。

- **副業・兼業先の労働条件を通算して、社会保険の適用可否を判断することについてどう考えるか。**

2016 年度は、パート区分の適正化とともに、ダブルワークへの対応も行った。副業・兼業しているパートには就労証明書を提出してもらい、過重労働防止（安全管理）のため、他社でフルタイム勤務をしている場合は、弊社（B 社）での勤務を月間 30 時間以内に制限する調整を行った。

社会保険の適用についても、副業・兼業先を通算して判断するというのは、個人間の公平性からすれば当然のことだろう。また、結果として健康被害のリスクを低減させることにも寄与するだろうが、コスト負担の増加リスクが懸念される。また万一、企業側に副業・兼業の事実が適切に報告されていなかった場合は、未払いリスクが派生する恐れ等にも留意する必要があるだろう。

⑦ 短時間労働者の今後の活用のあり方

- **短時間労働者の就業調整は、貴社の事業運営にどの程度、影響を及ぼしているか。**

配偶者控除を意識した 103 万円の壁の影響が大きいのではないか。早い人は 10 月くらいから就業調整に入ってしまう（12 月になると、正社員や社会保険適用のパートしかいなくなる）。

- **配偶者控除等を満額受けられる年収の上限が、現在の 103 万円から 150 万円に引き上げられることに伴う影響（短時間労働者の行動変化に伴う労働力需給等）をどうみるか。**

多少プラスに働くことはあるかも知れない。

- **短時間労働者の雇用管理で現在、直面している課題と短時間労働者に係る政策要望等**

指針や法令等には引き続き適切に対応していくが、雇用環境は非常に厳しい状況が継続すると見込んでいる。そのため、無期転換ルールに対しても、無期契約化（65 歳期末で定年）を許容する方向で制度変更を考えている。これまでも、（数値責任を持つ）地域限定の正社員区分（新卒採用以外では上長の推薦と適性検査で内部登用）はあったが、2017 年 3 月から新たに（数値責任を負わない）職務限定の正社員区分（新卒採用のほか上長の

推薦のみで内部登用）も創設し、正社員の間口を一気に拡げた。社会的な信用として、正社員になりたいというニーズは根強い。そうした枠組みも活用しながら、パートを始めとする必要な人員を確保したいと考えている。

このほか、パートに留まらず、全体的な雇用管理上の課題として、残業の是正（過重労働の防止）や外国人（パートの 3%程度、主要都市のみ）の適正管理、社会保険対象者の妥当なパート区分への変更等にも、引き続き対応したいと考えている。

事例３　C 社労働組合（小売業）

① 短時間労働者の活用状況

・ **全雇用者数**・・・8,952 人
短時間労働者数・・・2,408 人（全雇用者数の 26.9%）

・ **短時間労働者が従事している職務及び処遇状況**

社員区分には、G（全国正社員）、L（地域限定正社員）、T（いわゆるパート・アルバイト、以下「パート等」と呼称）、S1（デザイナー）、S2（障害者雇用）、E（定年再雇用）の 6 種類がある。このうち、短時間労働者に当たるパート等には、長期・短期アルバイトから学生、ロング・ショートのパートまで、多様な働き方が含まれている。

いわゆる正社員はグループ籍で、グループの事業全体に従事する（異動の可能性がある）のに対し、いわゆるパート・アルバイトは傘下の各社籍（契約）で、カード事業（店舗でのカード関係事務やコールセンター･カスタマーセンターでの問合せ対応等、約 5 割）や、物流事業（倉庫等で商品のピッキング等、約 3 割）、店舗（約 30）での販売補助員やフードコート等の運営員（約 2 割）等に従事している。

出勤体系は、社会保険の適用者であれば 1 日 7 時間×15 日や 1 日 5.5 時間×20 日等が多い。一方、非適用者については 1 日 3 時間×週 3 日や 1 日 2 時間×毎日早朝だけ、1 日 7 時間×日曜だけなど、個別ニーズに応じる形で多様なバリエーションがある。

処遇としては、基本時給（昇給制度あり）のほか、交通費実費の支給や社員割引制度、社員食堂の利用、正社員登用制度がある。パート等から地域限定正社員や全国正社員への登用制度（2008 年に改定）については毎年 4・10 月に、目標管理制度の評価要件を満たし、上長推薦を得たパート等を対象に、1 次試験（SPI 筆記）→人事面接で選別する。30～40 人程度が受験し、最終的に 1～2 人まで絞る狭き門。中途採用を行っていない（同制度の導入に伴ってやめた）ので、実質的に唯一の中途採用窓口になっている。

・ **短時間労働者のうち、1 年未満に離職する人数割合**・・・毎年 15%程度が入れ代わる
勤続年数が 5 年以上の人数割合・・・パート等の 70%程度

・ **短時間労働者のうち社会保険×雇用保険の加入者数**

社会保険（週 28 時間以上）かつ雇用保険とも加入　759 人（31.5%）
社会保険に非加入・雇用保険には加入　922 人（38.3%）
雇用保険にも非加入　727 人（30.2%）

② 社会保険の適用拡大に伴う、短時間労働者の雇用管理の見直し状況

・ **社会保険の適用拡大に伴い、短時間労働者の雇用管理をいつ、どのように見直したか。そうした見直し方針を選択した理由は何か。**

当初は、グループ全社に所属するパート等（社会保険に非加入・雇用保険には加入の計922人）が適用拡大の対象者だと思い込み、「これは大変なことになる。週契約労働時間が短縮されれば、相当な人手不足に陥りかねない」と強い危機感を覚えた。

そこで、社会保険の適用拡大について、どのように案内すれば皆に正しく伝わるかを、パート等の組合役員（20人強）に相談しながらアイデアを出してもらい、労働組合自ら『社会保険の適用拡大で何が変わるのか？』というパンフレットを作成し、2015年12月（適用拡大の1年前）にすべてのパート等に配布した。

パンフレットには、①何故、制度が変わるのかという目的（非正規労働者のセーフティネットを強化し、社会保険における格差を是正すること。また、働かない方が有利になる仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進し、今後の人口減少社会に備えること等と説明）、②社会保険の役割や種類、適用対象者の範囲、保険料等、③弊社（C社）グループとしての対応姿勢（2016年10月時点の契約書の内容で判断されるため、2016年5／16～2016年11／15の契約が関係してくること、また、2015年12月現在では明確な対応方針が出ていないこと等）、④厚生年金や健康保険組合に加入するメリット（健保組合独自の＋α付加給付が得られること等）、⑤雇用契約書での週契約労働時間や月収（概算）、標準報酬月額の確認方法（**図表**）、⑥法改正に該当するか否かの確認方法、⑦その他、雇用保険（加入するには週20時間以上働いている必要があること）や、税法上の扶養要件など世帯で確認する必要があること（配偶者控除額（年収103万円未満）、配偶者特別控除額（年収141万円未満）、配偶者手当・家族手当（支給基準は税法上の扶養が多いとされるが、配偶者（扶養者）の会社によって異なること等））、⑧保険料の計算方法――など一連の情報と問合せ先を明記し、雇用契約書を確認しながら、将来を見据えた働き方の検討に役立て欲しいというメッセージを発信した。

その上で、対象者の意向を収集してみると、加入したい・したくないとの回答が半々の状況だった。加入を希望した人には、男性のフリーターや長期勤続の主婦、ダブルワーカー（そもそも第1号被保険者として加入していた人）等が多く、「保険料負担が軽くなって有り難い」や「これで思いっきり働くことが出来る」等、適用拡大を歓迎する声が多かった。

そうした中で、とりわけカード事業では人手不足感が強かった（1,100円程度の高時給求人でも応募者が少ない）ため、契約更改（5・11月）に向けてどうしようかと悩んでいた矢先、厚労省発行の解説パンフレットを眺めていて今般の適用拡大が、企業体として501人以上規模が対象であることに気が付いた（2016年4月頃）。組合員にもアナウンスしていた手前、急いで厚労省や上部団体（産業別組織）等に照会したが、結局、対象者は持株会社で働くパート等（数人）だけに限定されることが判明した。

図表　パンフレットの一部（イメージ）

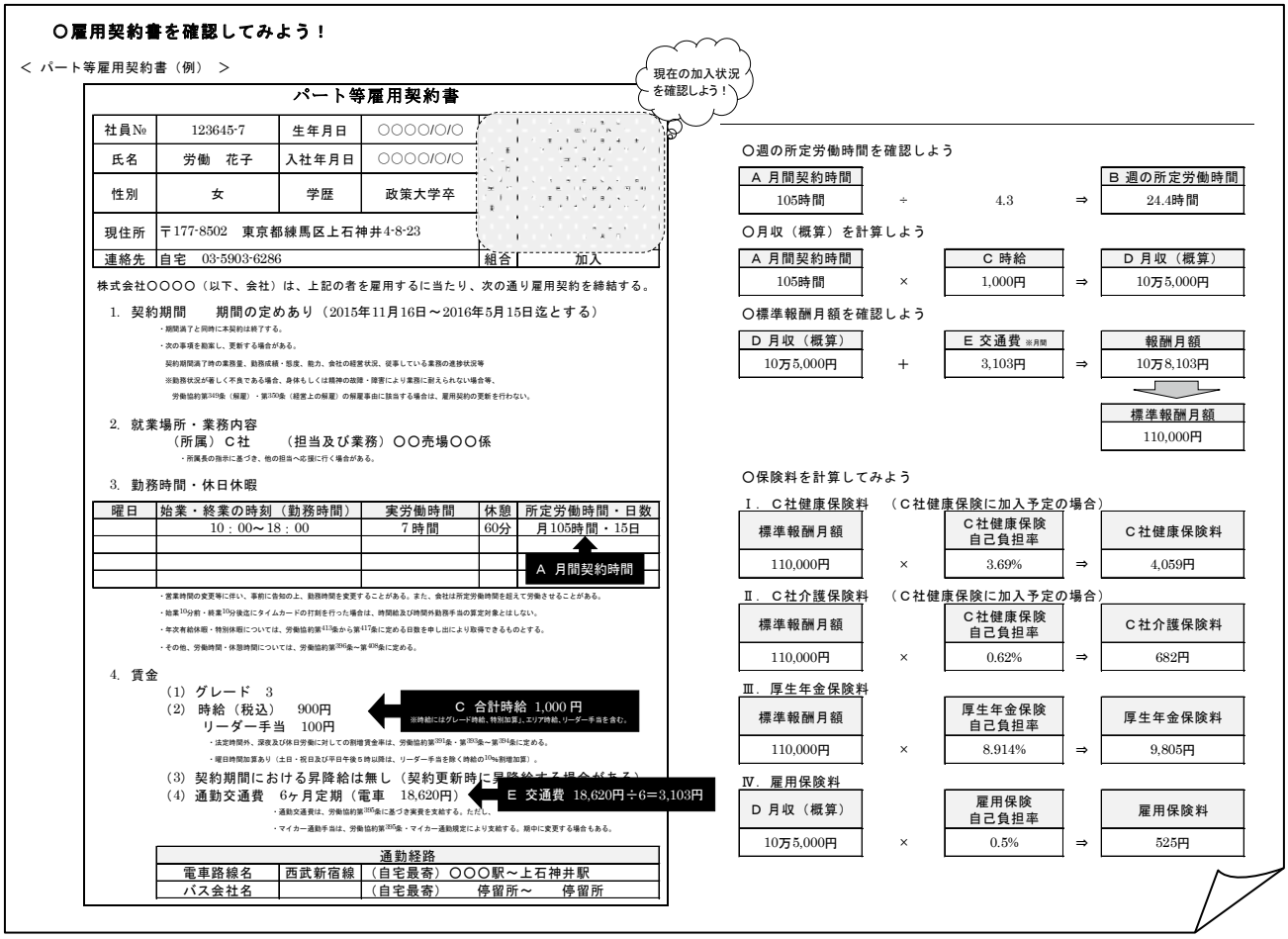

- **見直しを行う上で、直面した課題はあるか。**

パート等のうち、要件を満たす人は全員（1,871 人、パート等の 77.7%）、ユニオン・ショップ協定で労働組合（グループ傘下全社で単一の組織）に加入している（2010 年より）。加入要件は、上部団体の会費等を含め、組合費を負担してもらっても問題無い区切りとして、勤続 1 年以上経過し、週契約労働時間が 10.7 時間以上（月換算では 46.2 時間）で、月間勤務日数が 10 日以上に設定した。こうした要件に引き下げたのは 2016 年であり、社会保険の適用拡大が見直しの契機になった。社会保険の適用を回避するため、週契約労働時間を短縮する人が多く現われれば、組合員数の減少につながりかねないと危惧し、適用拡大が施行される前に先回りで組合員範囲の拡大に漕ぎ着けた。

なお、結果として持株会社に勤務するパート等だけに社会保険が適用拡大されることになったため、「同じ働き方をしているのに何故、グループ会社では適用されないのか・・」というジレンマが生じた。また当初、適用拡大対象として説明していただけに、「えっ、結局入れないんですか？」とガッカリさせてしまう結果にもなった。

・ **雇用管理の見直しに当たり、労働組合や短時間労働者の意見等を聴取・反映したか。**

労働組合では、先述のパンフレットの作成・配布・説明等を通じて、パート等組合員の意見等を収集した。また、会社側も独自に、適用拡大が行われたら働き方をどう変えるか等についてのアンケートやヒアリング（特にカード事業）を実施した模様である。

労働組合としては、社会保険に出来るだけ多くの人が加入できるようにすべきという基本的な考えは持ちながらも、個々の立場に立ってみれば、第3号被保険者もいるし、配偶者の会社から家族手当をもらっている人もいるため、パート等自身の希望を最優先してもらいたいスタンスを採った。それで仮に人手不足に陥った場合は、正社員の配置変更（職域開発）も含めて検討すること（正社員には育児短時間勤務の人も多いため、カスタマーセンターやコールセンター等はむしろ、一般の店舗小売より働きやすい側面もある）、また、正社員が担当する以上はどう付加価値を付けていくかといったことも、議論する必要があるだろうと考えていた。

③ 社会保険の適用拡大前後における、短時間労働者の就業状況の変化

・ **社会保険の適用拡大の対象となった、短時間労働者の働き方はどう変化したか。**

結局、働き方の変化が生じたのは数人に留まったが、対象者は全員、週契約労働時間の延長（パート等の上限である3／4程度）へ流れ、社会保険の新たな適用者に加わった。

・ **社会保険の適用拡大に伴う雇用管理の見直し前後（例えば平成28年4月時点と、平成29年4月時点等の比較）で、短時間労働者の雇用者数はどう変化したか。また、所定労働時間の長さの人数分布はどう変化したか。**

対象者が限定的だったため、雇用者数・所定労働時間の人数分布とも大きな変化はない。

④ キャリアアップ助成金の活用状況

・ **上記②の見直しに当たり、キャリアアップ助成金を活用したか。**

キャリアアップ助成金の活用は、当初から検討しなかった。

・ **キャリアアップ助成金を、活用しなかった理由は何か。**

これに限らず、助成金を積極的に活用していこうという雰囲気自体が無い。助成金については、比較的規模の小さい企業に向けたものとの認識があるため、その活用に対する関心は労使とも薄い。

⑤ 社会保険の更なる適用拡大等への見解

・ **今後、社会保険の更なる適用拡大が行われた場合には、どのような対応を行うと思うか。そうした対応方針を採る理由は何か。**

少なくとも特例については、現時点で検討する必要はないと考えている。今般の適用拡大に際して聴き取りを行ったところ、パート等組合員の中には希望しない人も多くいることが判明したため、法的な義務ではないものを先んじて検討する必要はないだろうと考えている。今般の適用拡大に当たっても、大手流通他社の動向がなかなか見え難く、また、自前健保（赤字財政）の運営が苦しい中では、法定通りに粛々と行う（法定以上のことはやらない）ことを労使で確認していた。今後の適用拡大に際しても、同じような考え方・プロセスで臨むことになるだろう。

・ **社会保険の適用範囲が、業種や規模で異なることについてどう考えるか。**

特段、考えたことが無い。

・ **副業・兼業先の労働条件を通算して、社会保険の適用可否を判断することについてどう考えるか。**

働く人の立場からすれば良いことだと思うが、パート等の中にも加入したい人とそうでない人はいるだろう。例えば、夜間や早朝等に多いサラリーマン等は、兼業・副業していることを本業の企業には知られたくないという人等もいるかも知れない。また、会社側の視点に立つと、副業・兼業の実態をどうやって正確に把握するのか、保険料負担の按分など事務手続きが煩雑になるのではないかといった課題が懸念される。

・ **社会保険のあり方に係る政策要望等**

本来的には、短時間労働者も全員、社会保険に加入すべきだと考えている（働いた分に比例して保険料を支払い、将来のセーフティネットも得られるようにすべきである）。そうした中で現行は、女性にとっては社会保険や税金の関係でその行動が歪められている。社会保険のあり方を見直すに当たっては、やはり第 3 号被保険者の問題等、女性の働き方を歪めている原因を取り除く方向で検討すべきだろう。

なお、社会保険に加入していない人の先行き不安や働くことに対するシビアな見方は、正社員とは全く異なると感じている。今回の適用拡大で、パート等組合員に「貴方たちの将来のため・・」といくら説明しても、「少子高齢化で財政が覚束ないから、加入の裾野を拡大したいのでしょう？」と見透かされてたじろいだ。社会保険の更なる適用拡大に当たっては、説明できるようなメリット（特に健康保険）等をしっかり担保して欲しい。

⑥ 短時間労働者の今後の活用のあり方

・ **短時間労働者の就業調整は、貴社の事業運営にどの程度、影響を及ぼしているか。**

配偶者の被用者保険（特に健康保険）に留まるため、あるいは夫の会社から配偶者手当を受給するための「130 万円の壁」の影響が大きい。12 月の特に後半になると挙って働けなくなってしまう（休んでしまう）ため、正社員やパート等で長く働ける人が穴埋めをしなければならず、（特に物流事業で）繁忙化が深刻になる。また、募集時給やいわゆる春闘で時給が上がる度に、パート等の働く時間が減ってしまうジレンマもある。

・ **配偶者控除等を満額受けられる年収の上限が、現在の 103 万円から 150 万円に引き上げられることに伴う影響（短時間労働者の行動変化に伴う労働力需給等）をどうみるか。**

配偶者手当の受給要件が一緒に引き上がれば、少なくとも 130 万円の壁までは週契約労働時間が増えるだろう。控除等の事情が無ければ、目一杯働いて稼ぎたいという人は主婦層にも多いと感じている。

・ **短時間労働者の雇用管理の見直し意向**

今春の統一賃金闘争で、（政府が提示した同一労働同一賃金ガイドライン案等を受けた）均衡・均等のあり方について、労使でしっかり検討していく必要があると提起し、会社側からも今後、議論していきたいとする回答を得ている。パート等の側からすれば、同じ作業をしていると主張するだろうが、社員 G 等からすれば役割や責任が明らかに異なっている。そうした線引きを明確にした上で、同一労働同一賃金が確保されるようにしていこうという大枠の考え方は労使で一致している。

また、2018 年 4 月からは無期転換申込権も発生してくるため、関連する制度見直しを検討している。基本的には無期転換を受け容れるとともに、必要な労働条件として傷病や育児・介護等に伴う休職期間（半年毎契約のため、これまでは更新時点で休職していれば契約満了退職の扱いになっていたが、無期契約化に伴い処遇休職できる制度）を導入しようとしている（2017 年 8 月にも労使協定の見通し）。

・ **短時間労働者に係る政策要望等**

短時間労働者を審議会等の委員に含めるなどして、当事者の声が政策にもっと直接、反映されるようにして欲しい。短時間労働者の処遇政策を、自らの原資引下げにつなげたくない正社員が議論しているために、均等・均衡のあり方の問題解決が進まないのではないか。短時間労働者の納得性を高めるには、当事者の視点をもっと取り入れる必要があるだろう。と言うのも、パート等と話すと、思いも寄らなかったことに不満を感じていることに気づかされる。例えば、始業時刻の前後 10 分には残業代が発生しないことに、時間給で働くパート等は納得がいかない。固定給の正社員なら何でもないと思えるようなことでも、時間給契約のパート等にとっては大きな問題で、不満を鬱積させていたりする。

事例４　D社労働組合（小売業）

① 短時間労働者の活用状況（数字は2017年1月末時点のデータ）

・　**全雇用者数**・・・1万5,387人

（うち正社員2,144人（組合員は約1,500人）＋定年後再雇用者576人）

短時間労働者数・・・1万2,667人（全雇用者数の79.7%）

・　**短時間労働者が従事している職務及び処遇状況**

短時間労働者（「パート」と呼称）は、店舗（関西を中心に約90店舗）の運営に関わる業務全般（レジ・サービス、接客応対、品出し・発注、商品陳列・演出、商品加工、日付チェック・鮮度管理、クリンネス、荷受・在庫整理）に従事している（男性は1割未満で、子育て後の50代女性が中心である。フリーターもいるが、一時期よりかなり減少している）。また、意欲的なパートについては、販売計画や発注権限等を担うチーフ職（主任クラス）まで任せる制度（チーフ代行に500人弱、チーフには数人）や、正社員への転換制度等もある。

出勤体系は、6：30～0：15までの間に、1日3時間以上×週2日以上～勤務可で、多様な働き方が選択できる（最少で週1日・2時間から働き始められる。かつては土日に勤務できることを求めていたが、そうした要件ではもう人が採れなくなっており、どのような希望でも働ければ基本的に許容している）。パートは店舗毎契約のため、他の店舗に異動することは原則無い。

処遇としては基本時給に加えて、賞与（チーフ代行で年間1ヶ月、チーフで年間2ヶ月）が支給されている。また、交通費は全額支給で社割制度や、要件を満たせば共済加入等もある。

・　**短時間労働者のうち、1年未満に離職する人数割合**・・・2～3割

勤続年数が5年以上の人数割合・・・約5割

・　**短時間労働者のうち雇用保険の加入者数**・・・8,191人

短時間労働者のうち社会保険の加入者数・・・3,737人

② 社会保険の適用拡大に伴う、短時間労働者の雇用管理の見直し状況

・　**社会保険の適用拡大に伴い、短時間労働者の雇用管理をいつ、どのように見直したか。そうした見直し方針を選択した理由は何か。**

社会保険の適用拡大を巡っては、本人の希望を最優先することを原則に、労使で協力して1年半ほど前から、加入のメリット・デメリットを解説するパンフレットを作成し、全

パート（と全正社員）に配布した。パンフレットでは、①社会保険の適用拡大に係る法改正内容（週契約 20 時間以上 30 時間未満で、月額賃金要件等を満たす人が新たな加入対象になること等）から、②そもそも社会保険とは何か（病気や怪我、死亡、障がい、失業といった誰にでも起こり得るトラブルに遭った人や、その家族が生活に困窮しないよう、労働者や事業主、国がそれぞれ保険料や負担金等を出し合い、現金・現物の給付を行うことが役割であること等を説明）、また、③加入した場合のメリットはどのようなものか（同社の健康保険や厚生年金保険の詳細を説明）、④保険料（負担のシミュレーション）（**図表**）、⑤契約内容の見直しスケジュール等を紹介し、「皆さんの働き方に関わることですので、よく読んで理解を深めてください」と呼び掛けた。

図表　パンフレットの一部（イメージ）

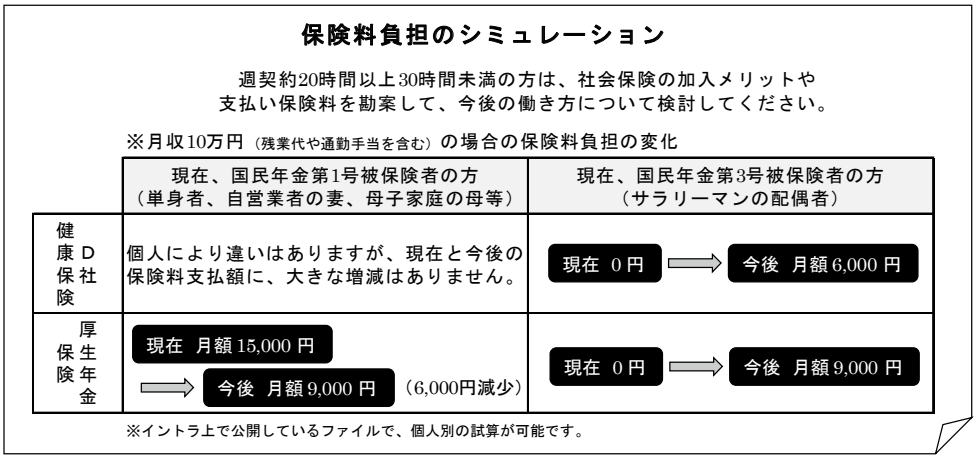

その上で、個々のパート（6 ヶ月毎契約更新）に対しては、2015 年 6 月段階の契約更新（個人面談）で本人の希望を聴き取り、2015 年 12 月の契約更改（同）で会社より店舗の運営体制も考慮した上での意向を提示し、2016 年 6 月の契約更改で先 2 回の個人面談を踏まえた契約内容になっているかの最終確認を行う（なお、この時点で考えが纏まらなかった人や、その後、心変わりした人に対しても、9 月末ギリギリまで臨時的な契約更改に応じる）──といった具合に、丁寧に調整を重ねていった（**図表**）。自らの働き方や世帯の生計に影響する大きな問題にも係わらず、パンフレット等だけでは理解が及ばない恐れが高いため、また、店舗の人員過不足状況によっては、必ずしも希望者全員の社会保険加入を受け容れられない恐れもあり得る（但し、店舗は常態として人手不足）ため、店長にはお互いの希望を出し合い、パートとの間で充分に意思疎通を図ってから、双方が納得した段階で最終契約へと進むよう指導した。また、期間中はイントラにシミュレーターも掲載し、個別の事情に照らしながら、今後の働き方を具体的に検討・確認してもらえるよう工夫した。

図表　パートに提示された契約見直しのスケジュール（イメージ）

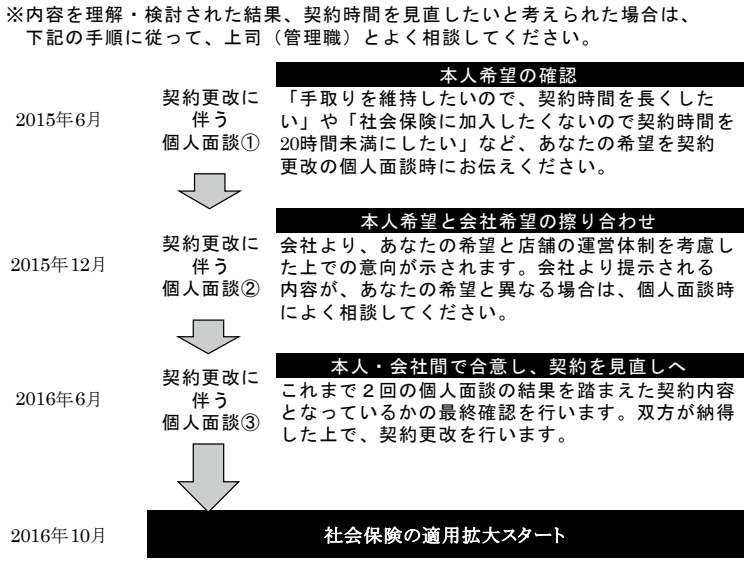

・　**見直しを行う上で、直面した課題はあるか。**

2009 年当時から､パートについても全員､組織化しようという基本方針を決定しつつも、まずは第一段階として、賃金等の関係からメリットを感じてもらいやすい「週契約労働時間で 20 時間以上」（7 千人弱）を組織化した経緯がある。これに伴い、（当時の十数%から一気に）52～53%（過半数超え）まで急上昇した組織率が、今般の適用拡大に伴う週契約労働時間の短縮者の発生に伴い、組織縮小の危機に直面した（実際、短時間化を選択したパートの発生に伴い、47%まで低下した）。

パートを組織化しているのに過半数にも届かないのは労働組合としての存在意義が問われかねないと危機感を抱き、やはり全員を組織化する必要があるという思いを強くした。また、折しもパートの定年が 2017 年に（60 歳から）65 歳へ引き上げられた。そこで 2017 年の定期大会（9 月）で、加入要件を全員かつ 65 歳までに拡大する方針を決定した。

以降、組合役員が職場を巡回しながら説明会を開催しているが、（ユニオン・ショップ協定以前から雇用されている既存の）パートの説得（個人同意）にはやや苦戦している。週 20 時間未満層は、就業調整の壁があるので時給を上げてもらわなくて良いし、組合費を支払うくらいなら他社で働くなどと反発する人も少なくない。結果として、加入拒否も多少出てしまうかも知れないが、2018 年の定期大会で少なくとも要件上は、全員加入（但し学生アルバイトは除く）が実現する見通しとなっている。

なお、正社員も 60 歳で定年後は 1 年毎更新のフルタイム契約社員になり、65 歳以降はパート（うち、65 歳以降の再雇用者は 470 人）と同じ、週 20 時間未満の働き方ができるようになっている（現在、50 人強）。また、パートの定年が 65 歳に引き上げられたことから、正社員についても早急に、65 歳定年への引上げが課題になっている（いずれも最終定年は 70 歳の見通しである）。

・ **雇用管理の見直しに当たり、労働組合や短時間労働者の意見等を聴取・反映したか。**

社会保険の適用拡大に併せて、パートの人事処遇制度を改定した。これまでは週 20 時間未満（S パート）、週 20 時間以上 28 時間未満（M パート）、週 30 時間以上（L パート）の 3 タイプに分類し、同区分に応じて就ける仕事や役割等に制限を設けてきた（役職に就けるのは L パートのみ）。だが、社会保険の適用拡大（週 20 時間以上等への引下げ）に伴い、労働時間の長さではなく（S～L 区分は取払い）、能力や経験に応じてレギュラー→キャリア→リーダー（チーフ代行）→チーフ等といった具合（1 年間の能力評価の蓄積や面接試験など登用要件はあるが、ステップを上がるのに労働時間の長さも勤続年数でも制限していない）に、仕事や役職等（正社員と限りあるポストを共有）へ登用する（チーフの更に上の、マネージャーや副店長等を任せる場合は正社員へ転換する）仕組みに改定した。

労働組合としては、かねてより労働時間の長さで活躍範囲を制限する必要はないのでないかと課題提起してきたが、会社側としても社会保険の適用拡大や同一労働同一賃金の議論、また、正社員採用も厳しいほどの人手不足など取り巻く環境変化に伴い、十数年ぶりに制度を抜本的に見直すことで一致した。今後は「パートナー」と呼称まで刷新し、全員が社員という意識を高め、労働時間の長さ等による差別をなくして分け隔てなく教育し、長く働き続けてもらいたいという姿勢を表明するに至った。

こうしたことが前提にあったため、社会保険の適用拡大に当たっても、本人の希望を最優先することを労使で確認し、加入希望者がいれば店舗の運営上、問題が無い限り、積極的に入ってもらって構わないとするスタンスで、1 年半ほど前から丁寧に調整を重ねていった。人事処遇に係る全体的な制度改定の一環だったため、念入りに情報提供したものの、社会保険の適用拡大については大きな意見が無く、出来れば入りたくないなどといった声が散見されるに留まった。

逆に一連の制度改定が、能力評価段階を細分化（3 段階→5 段階）して、時給の昇給幅の上限（S パートは 30 円まで、それ以上は M、L にならないと上がれない等）を引き上げたり（最高 60 円まで等）、定年を延長しつつ正社員への登用のハードルも引き下げる（難解だった正社員登用のステップを簡素化し、チーフ職に登用されれば上長推薦と役員面接だけで登用される仕組みへ改定）など、パートがこれまで不満に感じ、労働組合が改善要求に掲げてきたようなことを概ね網羅する内容だったため、全体としては大いに歓迎された。

③ 社会保険の適用拡大前後における、短時間労働者の就業状況の変化

・ **社会保険の適用拡大の対象となった、短時間労働者の働き方はどう変化したか。**

上部団体（産業別組織）の総合小売部会の平均像と同じ、長時間化と短時間化、変更無しが同程度という結果になった（これを機に辞めた人や辞めると言い出す人はいなかった）。具体的には、対象となった週 20 時間以上 28 時間未満の M パート 2,059 人のうち、

週契約労働時間を延長した人が 613 人（29.8%）に対し、短縮した人が 730 人（35.5%）、変更しなかった人が 716 人（34.8%）となった。長時間化した人は、中途半端に延長するより、社会保険料を支払っても手取り収入がこれまでより増えるよう、週当たりで 10 時間増など一気に突き抜ける人が多かったようだ。

こうした結果は、労働組合が事前（適用拡大の 1 年ほど前）に行ったアンケート調査とほぼ同様（長時間化と短時間化が 1：1 くらい）の傾向だったが、変更無しの割合は想定よりやや上回った感がある。週契約労働時間を変更しないと、社会保険料が差し引かれる分、単純に手取り収入が減ってしまうことになるが、これが予想外に多かったという印象で、本当に制度を理解して選択したのかやや心配に感じてもいる（ただ、これまでのところそうした不満等は寄せられていない）。また、これまでと同じ週契約労働時間で、社会保険料の事業主負担分が多く掛かってしまうだけの人が予想外に多かった点については、健保組合の財政悪化懸念を含め、会社側も課題意識は持っているようである。

- **社会保険の適用拡大に伴う雇用管理の見直し前後（例えば平成 28 年 4 月時点と、平成 29 年 4 月時点等の比較）で、短時間労働者の雇用者数はどう変化したか。また、所定労働時間の長さの人数分布はどう変化したか。**

雇用者数は変化していない。所定労働時間数の変化はデータを持ち合わせていないが、社会保険の適用拡大前後で、少なくともパート全体の月例賃金総額はほぼ横ばいで推移しているため、総体として大きな変化は出ていないのだろう。長時間パートも増えたわけだが、正社員を含めてそもそも人手不足だったため、店舗運営がラクになったというような実感は全く無い（実際には助けられているのだろうが、そもそもの人手不足に掻き消されてしまっている。正社員もパートも定年再雇用者が増えており、職場が高齢化している影響もあるかも知れない）。

④ キャリアアップ助成金の活用状況

- **上記②の見直しに当たり、キャリアアップ助成金を活用したか。**

活用していない。

- **キャリアアップ助成金を、活用しなかった理由は何か。**

店舗閉鎖の発生が避けられない（希望者については他の店舗へ異動させているが、過密地域では全員という訳にもいかず、必ず解雇者が出てしまう）ため、申請資格が無いと聴いている。

- **キャリアアップ助成金の改善策等**

流通業界の事情も加味し、解雇要件を緩和してもらえると有り難い。

⑤ 社会保険の適用拡大後の職場の状況

・ **社会保険の適用拡大に伴う雇用管理の見直し後、職場に変化はあるか。**
労働力確保（新規採用、離職・定着等）の状況はどうか。

人事処遇制度の改定と同時期だったため、週契約労働時間を長くして社会保険も適用され、時給も上がりやすくなったことから、よりステップアップを目指して頑張りたいという組合員も増えているのではないか。

・ **社会保険の適用拡大に伴う雇用管理の見直しの効果や課題を、どのように考えているか。**

今般の適用拡大は中途半端だったと感じている。流通業界としてはコスト高など悩ましい側面もあるが、やはり出来るだけ早急に、短時間労働者全員を対象とする制度へ改定するのが理想形だと考えている。緩和要件を徐々に引き下げると、例えば先般、報道された年収 65 万円未満等に萎縮した働き方をするようなパートが現れて、人手不足が深刻化するだろう。働く以上は皆が社会保険や雇用保険に加入する、そういう環境を整備して欲しい。

⑥ 社会保険の更なる適用拡大等への見解

・ **今後、社会保険の更なる適用拡大が行われた場合には、どのような対応を行うと思うか。**
そうした対応方針を採る理由は何か。

どういう要件になっても、本人にメリット・デメリットを説明し、納得を得てから加入してもらう、今回のやり方をなぞるような対応になると思う。

・ **社会保険の適用範囲が、業種や規模で異なることについてどう考えるか。**

企業体力の問題もあるので慎重に検討する必要はあるだろうが、基本的に適用除外はあまり設けるべきではないと考えている。負担の不公平感が云々といった問題よりも、人手不足が深刻な現状からすれば、大手で働くのは損とばかりに適用除外の企業へと人手が流れてしまうのが辛い。

・ **副業・兼業先の労働条件を通算して、社会保険の適用可否を判断することについてどう考えるか。**

弊社（D 社）にも副業・兼業規制がある。同業他社に限らずあらゆるものを含め、パートであっても原則、禁止されている（が、あえて厳しく把握しないようにしている）。社会保険の適用に当たり、副業・兼業先をすべて通算して判断することは、当然と言えば当然のことなのだろうが、これを追求すると現行の副業・兼業規制のままでは、解雇しなければならないような人が出て来てしまうかも知れない点が心配である。

・ **社会保険のあり方に係る政策要望等**

特に無い。

⑦ 短時間労働者の今後の活用のあり方

・ **短時間労働者の就業調整は、貴社の事業運営にどの程度、影響を及ぼしているか。**

特に 103 万円の壁の影響が大きいと感じている。給与明細に通算でどれだけ働いたかを明示しているため、上限が近づいた人はチーフ職等に申告し、11 月頃からどんどん休みに入っていく。例年、年末になると職場が回らなくなるので、年初から少しずつ調整しておけば良いと思うのだが、兎に角、人手不足なので働けるうちはどんどんシフトに入ってもらい、最終的に正社員に負担が圧し掛かる悪循環が続いている。

・ **配偶者控除等を満額受けられる年収の上限が、現在の 103 万円から 150 万円に引き上げられることに伴う影響（短時間労働者の行動変化に伴う労働力需給等）をどうみるか。**

社会保険の適用拡大に伴う 106 万円の上限があるので、少なくとも弊社（D 社）の場合、大きな影響は無いのではないか。配偶者手当の支給要件が、103 万円に設定されているケースも多い（なお、弊社（D 社）では 5 年前に子女老親手当に統合し、配偶者手当自体は廃止している）ため、これをもらうために 103 万円の壁に貼り付いているパートもいる。

・ **短時間労働者の雇用管理で現在、直面している課題と短時間労働者に係る政策要望等**

最低賃金が上がるとその分、既存の在籍者の時給も必ず、連動して引き上げなければならない労使協定があるため、人件費に与えるインパクトが非常に大きい（かつては、最低賃金を上回っている人は現行水準に吸収する形で対応していたため、新入パートとベテランパートが同水準になって反発が起こり、連動した引上げをルール化するに至った経緯がある）。

時給が上がれば上がるほど、パートは働ける時間が短くなる。一方で、少子高齢化等に伴い、ただでさえ人手が採れない。正社員には時間外手当が増えるという側面もあるが、流石に悲鳴が上がっており、このままでは事業運営が立ち行かないと、昨年から「働き方改革」にも精力的に取り組み始めた。日常的な業務をすべて洗い出して無駄が無いか点検しているほか、プロセスセンター（工場での中央調理等）の活用や、パートも含めた教育の梃入れ、定休日の創設（現行は正月も含めて年中無休だが、店舗毎に定休日があれば当該日の正社員等を他の店舗に配置できるため）など、考え得る限りのことに取り組んでいる。

最低賃金の引上げや同一労働同一賃金のガイドライン案、生産性の向上に向けた働き方改革等、社会の動向に同調する形で、弊社（D 社）も労働時間の長さによらず、能力等に応じて仕事や役職を任せていく制度改定に舵を切ったが、本来的にそうした状態を目指す

べきだったと考えている（パートの底上げなのか、正社員の底下げなのか‥いずれにしてもバランスが重要になると感じている）。

2018 年 4 月以降、本格化する無期転換申込権の発生に対しては、法定通り通算 5 年を超えた人に無期契約化を認める構え（先の制度改定時にパンフレットにも明記して案内済み）だが、組合員の間で無期転換に対する理解は殆ど無いとみている（労働組合が働き掛けなければ、自ら無期転換を希望する人は殆どいないだろう）。そのため、労働組合から、無期転換しても損になることは無いと推奨しようとしていた矢先、有期契約の場合は満了退職後、直ぐ失業手当が支払われるのに対し、無期契約になると自己都合退職扱いになるため、失業手当の支給に制限が出て来るのではないかという話を耳にした。現状でも、有期契約の反復更新が続いており、既に簡単には雇止めできない状態にある。そうした中で、パートにとってあえて無期転換を推奨するメリットが果たしてあるのか、上部団体（産業別組織）の指導も仰ぎながら、積極的なアプローチを当面保留している状況にある。

第 5 章　総括（政策的インプリケーション）

平成 28 年 10 月 1 日より、常時の雇用者規模が 501 人以上の企業で、社会保険（厚生年金・健康保険）の適用範囲が、①週の所定労働時間が 20 時間以上、②月額賃金が 8.8 万円以上等の短時間労働者に拡大された。また、平成 29 年 4 月 1 日からは 500 人以下の企業についても、労使合意に基づき企業単位で、同様の短時間労働者に対する適用拡大が選択できるようになった。そうした制度改正を巡る、事業所とそこで働く短時間労働者の対応状況等を明らかにするため、「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査」（事業所調査）及び「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」（短時間労働者調査）を実施した。

社会保険の適用拡大から 9 ヶ月、制度特例の施行からは 3 ヶ月を経過した時点での状況把握に過ぎないが、調査結果を通じ、今般の適用拡大を前向きに受け止めた事業所や短時間労働者も、決して少なくない現状を確認することが出来た。その理由として、事業所側では緩やかな景気回復が続き、人手不足が深刻化しているタイミングで適用拡大が発効されたことが、プラスに寄与した可能性等が示唆された。一方、短時間労働者の側でも第 1 号被保険者や「未婚」「離婚・死別」の場合等は「保険料の負担が軽くなるから」や「将来の年金額を増やしたいから」等、また、第 3 号被保険者等は「もっと働いて収入を増やしたい（維持したい）から」等の理由で、社会保険への加入を志向した様子が明らかになった。

一方、社会保険の適用を回避した理由として、事業所側からは「短時間労働者自身が希望していない」こと等が指摘された。こうしたなか、短時間労働者の側からは「配偶者控除を受けられなくなるから」や「健康保険の扶養から外れるから」「手取り収入が減少するから」等の回答が多く寄せられ、税扶養の基準と近接していることや、健康保険とのセット加入であること等が、ネックになった様子も浮き彫りになった。

なお、自身が働くのを辞めると「日々の生活が維持できなくなる」短時間労働者ほど、今般の適用拡大に際しても社会保険が適用されるように働き方を変更したのに対し、家計に余裕がある人ほど適用を回避した傾向も浮かび上がった。短時間労働者でも「日々の生活が維持できなくなる」との回答が、第 2 号被保険者以外（第 1 号被保険者、第 3 号被保険者、その他）に占める割合で約 3 割にのぼる中、適用回避の余地は不公平感（逆進性）の助長にも繋がりかねない点に、留意する必要があると言えるだろう。

また、本調査の一環として、個別企業労使が社会保険の適用拡大とどのように向き合ったかについて具体的な事例で確認するため、併行してインタビュー調査も行った。掲載事例数は限られるが、社会保険の適用拡大が出来るだけ混乱無く短時間労働者に受け容れられるよう、個別企業労使が様々なアプローチで対応方法を模索した様子が窺えた。結果として、今般の適用拡大を短時間労働者に働き方を見直してもらう好機と捉え、所定労働時間の長時間化を積極的に推奨した企業が見られる一方、時間を掛けて意向の擦り合わせを行いながら、人件費の負担増を抑制しようとする企業も見られた。また、今般の適用拡大を受けて、労働

時間の長さによらず、短時間労働者の一層の能力発揮を促す人事処遇制度の抜本改定に漕ぎ着けた労使もあった。法改正から実際の施行までに長い期間が設けられたことが、こうした丁寧な準備を可能にした背景にあったことは間違いないところだろう。

そうした中で、現行の働き方を継続することで、結果として社会保険が適用された短時間労働者も少なくない事実には驚かされた。例えばある事例では、所定労働時間を変更せずに新たに社会保険に加入した短時間労働者の割合が、今般の適用拡大対象者の 1／3 を超えていた。このことは、すべての短時間労働者が必ずしも、手取り収入の減少を敬遠するばかりではない（働き方の「現状維持バイアス」等が作用し得る）ことや、周囲の動向等も見据えながら今後、働き方を徐々に修整していく（今般の適用拡大の影響が、すべて掃き出されるまでには未だ時間を要する）可能性があること等を、示唆しているのではないかと思料される。

いずれにしても、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大が労働市場に及ぼす影響については、継続的な調査を行いながら更に考察を深めてゆく必要があろう。

付属資料

労働政策研究・研修機構（JILPT）

（事業所用調査票）

社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査

＜調査へのご協力のお願い＞

1．本調査は、厚生労働省所管の調査研究機関である　独立行政法人 労働政策研究・研修機構（※）が、厚生労働省（年金局年金課、雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課、職業安定局派遣・有期労働対策部企画課）からの研究要請を受けて実施するものです。今後の政策に反映するための、重要な調査となりますので、ご多忙のなか誠に恐縮に存じますが、ご協力のほど何卒お願い申し上げます（※http://www.jil.go.jp/）。

2．調査票は、信用調査機関が所有するデータベースに登録されている全国の事業所から、無作為に抽出・配付しています。ご回答はすべて数値化され、統計的に処理されます。貴社名はもとより、個別の情報が他に漏れることは一切、ございませんので、ありのままをご記入ください。

3．この調査は、事業所を単位として行います。本社、支社、営業所、工場、店舗等ごとに、別の事業所となりますので、ご回答は（問１の付問及び問７を除き）貴事業所の分のみについてご記入ください。

4．ご回答は、「問＊へお進みください」といった接続に注意しながら、順を追って次の設問へお進みください。また、「１つに○」「該当すべてに○」「数値を記入」など、方法の指定に沿いながらご回答ください。なお、○を付す際は、選択肢の番号を○で囲んでください。「その他」を選択される場合は、具体的な内容を（　）にご記入ください。

5．特に断りのない場合、平成２９年**６月末現在の状況**についてご記入ください。ご回答が済みましたら、同封の返信用封筒（切手は不要）へ入れ、平成２９年**８月９日（水曜）までに、郵便ポストにご投函**ください。

6．調査票の発送、回収、入力は、実査機関である株式会社　タイム・エージェントに委託しています。
ご不明点等はご照会内容に応じ、下記の担当までお願い申し上げます。

【調査の趣旨・内容について】
独立行政法人　労働政策研究・研修機構
調査部　担当：渡辺、新井、荻野
（TEL：03-5903-6286／6287／6281）（土日祝日を除く 9：00～17：30）

【調査票の記入方法・締め切りなど実査について】
株式会社　タイム・エージェント
調査本部　担当：小平、高田、槌谷、上田
（TEL：03-5459-1590）（土日祝日を除く 10：00～18：00）

Ⅰ　貴事業所の概要について

問１．　貴事業所について教えてください。

主たる業種（事業が複数ある場合でも、売上高がもっとも大きい１つのみに○）	１．建設業	１０．学術研究、専門・技術サービス業
	２．製造業	１１．宿泊業、飲食サービス業
	３．電気・ガス・熱供給・水道業	１２．生活関連サービス業、娯楽業
	４．情報通信業	１３．教育、学習支援業
	５．運輸業、郵便業	１４．医療、福祉
	６．卸売業	１５．複合サービス事業（郵便局、協同組合など）
	７．小売業	１６．サービス業（他に分類されないもの）
	８．金融業、保険業	１７．公務[1]
	９．不動産業、物品賃貸業	１８．その他（具体的に　　）

貴事業所における雇用者[2]の規模（１つに○）	１．３０人以下	３．１０１～３００人	５．５０１～１，０００人
	２．３１～１００人	４．３０１～５００人	６．１，００１人以上

所在地（都道府県名を記入）	都道府県名　（　　）

付問．　（貴事業所を含めた）企業全体について教えてください。

（貴事業所を含めた）企業全体の雇用者の規模（1つに○）	１．３０人以下	３．１０１～３００人	５．５０１～１，０００人
	２．３１～１００人	４．３０１～５００人	６．１，００１人以上

直前の事業年度の経常利益額[3]（１つに○）	１．赤字（マイナス）	４．１億円以上５億円未満
	２．５千万円未満	５．５億円以上１０億円未満
	３．５千万円以上１億円未満	６．１０億円以上

上記経常利益額の３年前との比較（１つに○）	１．大幅に（＋15%以上）増加した	４．やや（－5%以上15%未満）減少した
	２．やや（＋5%以上15%未満）増加した	５．大幅に（－15%以上）減少した
	３．横ばい（±5%未満の増減）で推移した	６．事業所の設立から４年未満である

労使関係（１つに○）	１．過半数代表の労働組合がある	３．労働組合はないが、定期的に労使協議がある
	２．過半数代表ではないが、労働組合がある	４．労働組合も、定期的な労使協議もない

↓

労働組合がある場合の組合員範囲（該当すべてに○）	１．正社員（無期契約）[4]	３．フルタイム労働者（１，２以外）
	２．（１の）定年後、再雇用者	４．短時間労働者（１，２以外）

[1] 公務（国または地方公共団体）については、調査票の「雇用者」や「労働者」「社員」といった文言を「職員」に、また、「雇用」を「任用」に、「賃金」を「給与」や「報酬」に読み替えてご回答ください。なお、「経常利益」に関しては、空欄で構いません。

[2] 次の①～③のいずれかに該当する者の人数規模とします（①（契約）期間を定めずに雇用されている者、②1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者、③日々または1ヶ月以内の期間で雇用されている者のうち、平成29年4月と5月にそれぞれ18日以上雇われた者）。なお、（ⅰ）役員や事業主の家族でも、常時勤務して、一般の労働者や他の労働者と同じ給与規則で毎月の給与が支払われている者、（ⅱ）1週間の所定労働時間がいわゆるフルタイムの正社員（通常の労働者）より短い短時間労働者で、上記①～③のいずれかに該当する者も含まれます。なお、貴事業所が派遣元の場合は、派遣中の雇用者についても上記①～③のいずれかに該当すれば、含めてください（登録しているだけの者は含めないでください）。

[3] **「営業利益」**（「売上総利益」－「販売費及び一般管理費」）　＋　**「営業外収益」**（受取利息、受取配当金、有価証券の売却益など営業活動以外で発生した収益）　－**「営業外費用」**（支払利息・割引料、雑損失など営業活動以外で発生した費用）。

[4] 短時間正社員を含みます。

Ⅱ　短時間労働者の雇用状況等について

問２．貴事業所では、週の所定労働時間が通常の労働者（いわゆる正社員）より短い、短時間労働者を雇用していますか（それぞれ１つに○）。※パート、準社員、嘱託など呼称は問いません。また、貴企業の正社員を定年退職した再雇用者についても、週の所定労働時間が短い場合は短時間労働者に含めてください。

１．雇用している
２．雇用していない

付問．全雇用者に占める、短時間労働者の人数割合はどれくらいですか。
１．１割未満　　４．５割以上７割未満
２．１割以上３割未満　　５．７割以上９割未満
３．３割以上５割未満　　６．９割以上
→ 問３へお進みください。

付問．今後、短時間労働者を雇用する予定はありますか（１つに○）。
１．ある → 問７へお進みください。
２．ない（未定・分からないを含む） → 問１３へお進みください。

問３．短時間労働者（定年再雇用者を含む）を雇用している理由は、何ですか（該当すべてに○）。

１．人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）
２．正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから
３．経験・知識・技能のある人を活用したいから
４．１日の忙しい時間帯に対応するため
５．早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）
６．季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため
７．仕事内容が簡単だから
８．責任が軽い仕事だから
９．賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）
１０．社会保険の負担が少なくて済むから
１１．雇用調整が容易だから
１２．女性や高齢者を活用するため
１３．法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため
１４．学生アルバイトや若年フリーターを活用するため
１５．外国人や障がい者を活用するため
１６．その他（具体的に　　）

問４．短時間労働者（定年再雇用者を含む）を活用している職種は、何ですか（該当すべてに○）。

１．管理職
２．専門・技術職（医療関係）
３．専門・技術職（教育関係）
４．専門・技術職（その他）
５．事務職
６．販売職（営業を含む）
７．サービス職（介護関係）
８．サービス職（飲食関係）
９．サービス職（その他）
１０．警備・保安職
１１．製造・生産工程職
１２．輸送・運転職
１３．建設・採掘職
１４．清掃等労務職
１５．その他

付問．上記で○を付けたうち、人数がもっとも多い職種は何ですか（番号を記入）。（　　）

問５．短時間労働者の平均勤続年数は、どれくらいですか（数値を記入）。
（　　）年（　　）ヶ月くらい

付問．短時間労働者のうち、勤続年数が５年以上の人数割合は、どれくらいですか（数値を記入）。
（　　）%くらい

問６．短時間労働者（定年再雇用者を含む）の、国民年金（基礎年金）の加入状況について伺います。
付問①．被保険者区分は、どうなっていますか（該当者がいる欄すべてに人数を記入）。

１．第１号被保険者　（　　）人
２．第２号被保険者　（　　）人
３．第３号被保険者　（　　）人
４．その他（※）　（　　）人　※60歳以上で厚生年金に加入していない者等。

付問②．被保険者区分ごとに、年収（貴社からの給与収入）の分布を教えてください
（該当者がいる欄すべてに人数を記入、算出が難しい場合は番号に○でも可）。

	第１号被保険者	第２号被保険者	第３号被保険者	その他
６５万円未満	1(　　)人	1(　　)人	1(　　)人	1(　　)人
６５万円以上　７０万円未満	2(　　)人	2(　　)人	2(　　)人	2(　　)人
７０万円以上　８０万円未満	3(　　)人	3(　　)人	3(　　)人	3(　　)人
８０万円以上　９０万円未満	4(　　)人	4(　　)人	4(　　)人	4(　　)人
９０万円以上　１００万円未満	5(　　)人	5(　　)人	5(　　)人	5(　　)人
１００万円以上　１０３万円未満	6(　　)人	6(　　)人	6(　　)人	6(　　)人
１０３万円以上　１３０万円未満	7(　　)人	7(　　)人	7(　　)人	7(　　)人
１３０万円以上　１４１万円未満	8(　　)人	8(　　)人	8(　　)人	8(　　)人
１４１万円以上　１５０万円未満	9(　　)人	9(　　)人	9(　　)人	9(　　)人
１５０万円以上　１９５万円未満	10(　　)人	10(　　)人	10(　　)人	10(　　)人
１９５万円以上	11(　　)人	11(　　)人	11(　　)人	11(　　)人

問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分を、教えてください（１つに○）。

強制適用事業所		任意適用事業所	非適用事業所
企業全体における常時の雇用者規模[5]が５０１人以上の事業所	左記以外の（強制適用）事業所	厚生年金・健康保険への加入が、法律で義務づけられているわけではないが、従業員の半数以上が同意し、事業主が申請して、厚生労働大臣の認可を受け、適用されるようになった事業所	厚生年金・健康保険への加入が、法律で義務づけられておらず、任意適用事業所でもない個人事業所（常時の雇用者が4人以下、5人以上でもサービス業の一部（クリーニング業、飲食店、ビル清掃業等）や農業、漁業等）
規模を問わず、国や地方公共団体の事業所			
1	2	3	4

本調査票では「特定適用事業所等」とします。
問９へお進みください。

「特定適用事業所等以外の事業所」とします。
問８へお進みください。

[5] 通常の労働者（いわゆるフルタイムの正社員）と、週の所定労働時間が通常の労働者の3／4以上、かつ1ヶ月間の所定労働日数が3／4以上の短時間労働者の合計。

— このページは、「 特定適用事業所等以外の事業所 」がご回答ください —

Ⅲ 社会保険の適用拡大への対応状況等について

問８．短時間労働者（定年再雇用者を含む）に対する、社会保険の適用についてお伺いします。厚生年金・健康保険の適用基準は、「週の所定労働時間が、通常の労働者の概ね４分の３以上」（一般に週３０時間以上等）とされていますが、平成２８年（昨年）１２月に年金改革法が成立し、平成２９年４月１日から、労使合意に基づき企業単位で、一定の要件（付問①の※）を満たす短時間労働者に対する適用拡大が、利用できるようになりました。こうした制度特例が設けられたことを、ご存知ですか（１つに○）。

１．内容まで知っている
２．内容までは分からないが、制度特例が設けられたことは知っている
３．知らない・分からない

付問①. 貴事業所では、こうした制度特例に該当する、①週の所定労働時間が２０時間以上３０時間未満で、②月額賃金が８万８，０００円以上、③雇用見込み期間が１年以上のすべての要件（※）を満たす、短時間労働者（学生は除く）を雇用していますか（雇用する予定はありますか）（１つに○）。

１．雇用している（雇用する予定がある）
２．雇用していない（雇用する予定はない） → 問１３へお進みください。

付問②. こうした制度特例を、活用する意向はありますか（１つに○）。

１． 既に適用を申請した
２． 適用を申請する見通し
３．適用を申請するつもりはない
４．未定・分からない

付問（ｉ）. 適用を申請した（する）理由は、何ですか（該当すべてに○）。

１．短時間労働者の処遇を改善し、人材の確保・定着を図りたいから
２．短時間労働者自身が希望しているから
３．短時間労働者がより長い労働時間、働く動機になると思うから
４．親会社の意向やグループ会社の動向に準じるから
５．企業イメージが向上するから
６．その他（具体的に ）

→ 問１３へお進みください。

付問（ⅱ）. 適用を申請しない（していない）理由は、何ですか（該当すべてに○）。

１．総額人件費の増加につながるから
２．短時間労働者自身が希望していないから
３．労働者の同意を得るなど、手続きが大変だから
４．任意だから（義務ではないから）
５．親会社の意向やグループ会社の動向に準じるから
６．その他（具体的に ）

付問（ⅲ）. 常時の雇用者規模が５０１人以上の企業では、一定の要件を満たす短時間労働者に対して、厚生年金・健康保険の適用が拡大されました。これを回避する目的で、平成２４年８月からこの間に、分社化や常時の雇用者規模の抑制等を行いましたか（１つに○）。

１．上記を目的の一つとする分社化等を行った
２．上記を目的とするものではない（分からないを含む）が、分社化等を行った
３．分社化等は特段、行っていない

— 回答後は、問１３へお進みください。 —

— このページは、「 特定適用事業所等 」がご回答ください —

Ⅲ 社会保険の適用拡大への対応状況等について

問９．短時間労働者（定年再雇用者を含む）に対する、社会保険の適用についてお伺いします。厚生年金・健康保険の適用範囲は、平成２８年（昨年）１０月１日（規模５００人以下の地方公共団体については平成２９年４月１日）より、（従来の「週の所定労働時間が通常の労働者の概ね４分の３以上」[一般に週３０時間以上等]から）、①週の所定労働時間が２０時間以上で、②月額賃金が８万８，０００円以上、③雇用見込み期間が１年以上の、すべての要件を満たす者（但し学生は除く）に拡大されました。これに対応するため、貴事業所では雇用管理上、何らかの見直しを行いましたか（１つに○）。

１．見直しを行った → 付問①へお進みください。
２．（適用拡大の対象者はいたが）、特に見直しを行わなかった → 問１１へお進みください。
３．適用拡大の対象者が、そもそもいなかった → 問１３へお進みください。

付問①. 具体的には、どのような見直しを行いましたか（該当すべてに○）。

既存の対象者について
１．新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数を抑制した、等も含む）
２．新たな適用拡大に伴い、対象者を正社員（短時間正社員を含む）へ転換した
３．新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数が増大した、等も含む）
４．新たな適用を回避するため、対象者の月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた

新たな雇用者について
５．新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）延長した
６．新規求人に当たっては、出来るだけ正社員（短時間正社員を含む）で採用するようにした
７．新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）短縮した
８．新規求人に当たり、月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた
９．新規求人に当たり、雇用見込み期間を１年未満に抑制した
１０．出来るだけ、（適用除外の）学生を活用するようにした
１１．出来るだけ、７０歳以上の高齢者を活用するようにした

業務のあり方等について
１２．短時間労働者に任せていた業務を、派遣労働者の活用や業務委託に切り換えた
１３．短時間労働者に任せていた業務を、省力化（機械化・自動化等）した
１４．短時間労働者に任せていた業務（事業）の全部または一部を廃止した（海外移転を含む）

その他
１５．適用拡大に伴い、（適用対象となる）短時間労働者の福利厚生等を充実させた
１６．適用拡大に伴い、（短時間）労働者の福利厚生等を圧縮した
１７．その他（具体的に ）

付問②及び③にもご回答ください。

付問②. 上記で○を付けたうち、もっとも優先した見直しは何ですか（番号を記入）。（ ）

付問③. 上記の見直しを、いつ頃、行いましたか（主なもの１つに○）。

１．平成２７年９月以前（適用拡大の１年以上前）
２．平成２７年１０月～平成２８年３月（１年～半年前）
３．平成２８年４～９月（半年前～直前）
４．平成２８年１０月以降（適用拡大以降）

— 上記の付問①で、選択肢１～２あるいは５～６を選択した場合は、付問の（ｉ）と（ⅱ）もご回答ください。
選択肢３～４あるいは７～１１を選択した場合は、付問の（ⅲ）～（ⅴ）もご回答ください。
その上で、いずれも回答後は、問１０へお進みください。 —

— 上記の付問①で、選択肢１２～１６のみを選択した場合は、問１１へお進みください。

付問（ⅰ）．新たに適用を拡大した理由は、何ですか（該当すべてに○）。

1．短時間労働者の処遇を改善し、人材の確保・定着を図りたいから
2．短時間労働者自身が希望したから
3．適用を回避すると、業務等に支障が出るから(短時間労働者の離職等にもつながるから)
4．短時間労働者がより長い労働時間、働く動機になると思うから
5．週２０時間未満では、雇用保険も適用対象外になってしまうから
6．適用回避は、企業イメージを悪化させる恐れがあるから
7．その他（具体的に　　）

付問（ⅱ）．短時間労働者の週の所定労働時間を５時間以上延長し、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合や、短時間労働者の手取り収入が減少しないよう、賃金規定等を改定して２%以上増額し、かつ週の所定労働時間を１時間以上５時間未満の範囲で延長して、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合には、「キャリアアップ助成金」（１人当たり２．８５～２４万円）が支給される可能性があります（※）。問９の対応に当たり、これを活用しましたか（１つに○）。

1．活用した
2．活用しなかった →

付問．活用しなかった理由は、何ですか（該当すべてに○）。

1．特に必要なかったから
2．助成金制度があることを知らなかったから
3．手続きが面倒だから
4．支給要件（週の所定労働時間の延長）が厳しいから
5．支給要件（賃金規定等の増額）が厳しいから
6．助成金の受給資格がないから（労働関係の法令違反がある等）
7．その他（具体的に　　）

付問（ⅲ）．新たな適用を回避した理由は、何ですか（該当すべてに○）。

1．総額人件費の増加につながるから
2．短時間労働者自身が希望していないから
3．親会社の意向やグループ会社の動向に準じるから
4．その他（具体的に　　）

付問（ⅳ）．上記で２を選択した場合、短時間労働者が社会保険の適用を希望しない理由は、何だと思いますか（該当すべてに○）。

1．手取り収入が減少するから
2．配偶者控除を受けられなくなるから
3．配偶者の会社から手当（配偶者手当や家族手当等）が支給されない恐れがあるから
4．健康保険の扶養から外れるから
5．（育児や介護、病気等の事情で）働く時間を増やせないから
6．（自身で）社会保険に加入するメリットがわからないから
7．会社側に（社会保険に加入したいという）希望を言い難いから
8．周囲の動向を見てから、加入をどうするか決めようと思っているから
9．その他（具体的に　　）

付問（ⅴ）．短時間労働者の週の所定労働時間を延長し、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合等には、「キャリアアップ助成金」が支給される可能性があります（詳細は付問（ⅱ）の※）。こうした制度があることを、ご存知でしたか（１つに○）。

1．知っていた　　2．知らなかった

問１０．適用拡大の対象となる短時間労働者に対しては、いつ頃、説明を行いましたか（１つに○）。

1．平成２７年９月以前（適用拡大の１年以上前）　　3．平成２８年４～９月（半年前～直前）
2．平成２７年１０月～平成２８年３月（１年～半年前）　　4．平成２８年１０月以降（適用拡大以降）

問１１．平成２８年４月（適用拡大の半年前）～平成２９年３月末（適用拡大の半年後）までの１年間における、厚生年金・健康保険の適用の拡大状況について教えてください(該当欄に数値を記入※)。

平成２８年４月時点で、適用拡大の要件を満たしていた短時間労働者(定年再雇用者を含む)は（　　）人

このうち、適用拡大（平成２８年１０月）を経て、平成２９年３月末までに下記の対応を行った人数は・・

所定労働時間を週３０時間以上に延長して、新たに厚生年金・健康保険が適用された人	（　　）人①
所定労働時間を変えずに、あるいはやや延長して週２０時間以上３０時間未満で、新たに厚生年金・健康保険が適用された人	（　　）人②
厚生年金・健康保険の適用を回避するため、所定労働時間を短縮した人	（　　）人
退職した（厚生年金・健康保険の適用拡大を理由とするものに限らない）人	（　　）人

平成２８年５月以降～平成２９年３月末までに、
所定労働時間を延ばすなどして、新たに厚生年金・健康保険が適用された人は（　　）人③
新たに採用（定年再雇用を含む）して、厚生年金・健康保険が適用された人は（　　）人④

上記①～④（＝新たに厚生年金・健康保険が適用された人）の、以前の被保険者区分は、
第１号被保険者が（　　）%、第２号被保険者が（　　）%、
第３号被保険者が（　　）%、その他が（　　）%　程度

※%の記入は、おおよその割合で構いません(該当部分の合算が100%にならない場合は、集計時に按分致します)。

問１２．厚生年金・健康保険の適用拡大（平成２８年（昨年）１０月１日）（規模５００人以下の地方公共団体については平成２９年４月１日）に伴い、短時間労働者（定年再雇用者を含む）の平均的な所定労働時間の長さや雇用者数は、どのように変化しましたか（契約期間等に合わせ、前倒しで見直した場合も含め、適用拡大を主な理由とする過去１年程度の変化についてご回答ください）（それぞれ１つに○）。

＜平均的な所定労働時間の長さ＞
1．大幅に（＋１５%以上）長くなった
2．やや（＋５%以上１５%未満）長くなった
3．横ばい（±５%未満）で推移した
4．やや（－５%以下１５%未満）短くなった
5．大幅に（－１５%以下）短くなった

＜雇用者数＞
1．増加（＋１０%以上）した
2．やや増加（＋５%以上１０%未満）した
3．横ばい（±５%未満）で推移した
4．やや減少（－５%以下１０%未満）した
5．減少（－１０%以下）した

付問①．適用拡大後、短時間労働者の必要な総労働力を、確保できていますか（１つに○）
1．できている　　2．できているが、今後については不安　　3．できていない

付問②．適用拡大後の職場の変化として、次のａ～ｅにどの程度、当てはまりますか(それぞれ１つに○)。

	非常に当てはまる	どちらかと言えば当てはまる	どちらかと言えば当てはまらない	全く当てはまらない	何とも言えない・分からない
a．短時間労働者の就労意欲が高まった	1	2	3	4	5
b．短時間労働者の定着率が高まった	1	2	3	4	5
c．短時間労働者の求職者数が増えた	1	2	3	4	5
d．短時間労働者の求職者の質が上がった	1	2	3	4	5
e．正社員の残業時間（残業代）が減った	1	2	3	4	5

— ここからは、すべての事業所がご回答ください —

Ⅳ 社会保険の今後の適用拡大等について

問１３．今後、厚生年金・健康保険の更なる適用拡大（例えば、規模要件や賃金要件の廃止、労働時間要件の引下げ等）が行われた場合、貴事業所ではどのような対応を行うと思いますか（１つに○）。

1．適用拡大の内容や時期等にも依るが、基本的には短時間労働者自身の希望に基づき、出来るだけ加入してもらう → 付問①、回答後は問１４へ
2．短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する（一定割合の適用者を出す一方、一定割合については新たな適用を回避する） → 付問①～③へ
3．短時間労働者自身の希望に拘わらず、出来るだけ新たな適用を回避する → 付問②及び③へ
4．何とも言えない・分からない → 付問④へ

付問①. 新たに適用を拡大する理由は、何ですか（該当すべてに○）。

1．短時間労働者の必要人数が確保し難くなっているから（人手不足だから）
2．短時間労働者の人材の質が確保し難くなっているから（人手不足だから）
3．短時間労働者の処遇を改善し、人材の定着を図りたいから（短時間労働者を安価な労働力として、いくらでも使える環境では無くなっているから）
4．（正社員も採り難くなっており）短時間労働者により高度な業務や責任等を任せたいから
5．適用を回避すると、業務等に支障が出るから（短時間労働者の離職等にもつながるから）
6．適用回避は、企業イメージを悪化させる恐れがあるから
7．その他（具体的に　　）

付問②. どのような方法で、適用を回避（一部適用・一部回避を含む）しますか（該当すべてに○）。

1．短時間労働者を厳選し、適用拡大の対象者にはもっと長く働いてもらう一方、雇用者数を抑制する（正社員（短時間正社員）への転換を含む）
2．適用要件に該当しないよう、短時間労働者の所定労働時間等を短くし、その分、より多くの（適用要件に該当しない）短時間労働者等を雇用する
3．短時間労働者に任せている業務を、派遣契約や業務委託に切り換える
4．短時間労働者に任せている業務を、省力化（機械化・自動化等）する
5．短時間労働者に任せている業務（事業）を廃止する（海外移転を含む）
6．その他（具体的に　　）

付問③. そうした対応で、事業所経営に必要な労働力を充分、確保できると思いますか（１つに○）。

1．問題なく、確保できると思う
2．（今後の状況によっては／実際には）難しい（確保できない）と思う
3．何とも言えない・分からない

付問④. 対応方針は、どのような要素に依存して決まってくると思いますか（該当すべてに○）。

1．労働力確保（人手不足等）の状況や見通し
2．会社の業績や景気の見通し
3．更なる適用拡大の内容や時期（事業・職場等への影響の大きさ）
4．正社員も含めた労働法制の変化と見通し（長時間労働の抑制、同一労働同一賃金等）
5．短時間労働者自身の希望
6．業務の省力化（機械化・自動化等）等の状況
7．親会社の意向やグループ会社の動向
8．その他（具体的に　　）

回答後は問１４へお進みください。

問１４．社会保険の適用範囲に対する見方について、教えてください。

付問①. 個人事業所の場合、業種によって社会保険の適用事業所となるかどうかが変わる[6]ことについて、どう思いますか（１つに○）。

1．納得できる
2．どちらかと言えば納得できる
3．どちらかと言えば納得できない
4．納得できない
5．よく分からない

付問②. 企業の規模によって、短時間労働者に対する社会保険の適用範囲が異なり、企業間で競争条件が異なることについて、どう思いますか（１つに○）。

1．納得できる
2．どちらかと言えば納得できる
3．どちらかと言えば納得できない
4．納得できない
5．よく分からない

Ⅴ 短時間労働者の就業調整に対する見方等について

問１５．貴事業所が必要な労働力を確保する上で、短時間労働者が所得税や社会保険、年金の支給等を意識して労働時間の長さ等を調整する、いわゆる「就業調整」はどの程度、影響していますか（１つに○）。

1．大いに影響している
2．一定程度、影響している
3．特段、影響していない → 問１６へお進みください。

付問①. 「就業調整」には多様な種類がありますが、貴事業所にとってはどの基準（所得税や社会保険、年金の支給等に係る適用基準）が、影響していると思いますか（該当すべてに○）。

1．住民税の支払い義務を回避するための基準（１００万円以下に抑制）
2．自身の収入に対する所得税の課税を回避するための基準（１０３万円以下に抑制）
3．配偶者控除の適用を受けるための基準（１０３万円以下に抑制）
4．配偶者特別控除の適用を受けるための基準（１０３万円超１４１万円未満に抑制）
5．配偶者の被用者保険の被扶養者にとどまるための基準（１３０万円未満に抑制）
6．雇用保険の加入を回避するための基準（週２０時間未満に抑制）
7．社会保険の加入を回避するための基準（週３０時間未満等に抑制）
8．社会保険の加入を回避するための基準（週２０時間未満や月額賃金８．８万円未満に抑制）
9．所得税の適用税率を低く抑えるための基準（１９５万円以下に抑制）
10．一定額を超えると配偶者の勤務先から手当（配偶者手当、家族手当等）をもらえなくなることを回避するための基準
11．受給している公的年金が支給停止にならないよう（あるいは減額率が小さくなるよう）にする基準
12．その他（具体的に　　）

付問②. 上記で○を付けたうち、もっとも影響が大きい基準は何だと思いますか（番号を記入）。
（　　）

[6] 常時5人以上の雇用者が働いている事務所、工場、商店等の個人事業所は、社会保険の適用事業所となりますが、サービス業の一部（クリーニング業、飲食店、ビル清掃業等）や農業、漁業等は、その限りではありません（なお、これらの事業所も、厚生労働大臣の認可を受けることにより、任意適用事業所となることができます）。

問１６. 社会保険に加入できる条件が掲げられた求人が、人材の確保に有効かどうかについて、貴事業所ではどのように感じていますか（１つに○）。

１．非常に有効だと思う
２．どちらかといえば有効だと思う
３．何とも言えない・分からない
４．どちらかといえば関係ないと思う
５．全く関係ないと思う

Ⅵ　配偶者手当の状況について

問１７. 貴事業所では、配偶者手当（※）を支給していますか（１つに○）。

※配偶者がいる労働者を対象に、支給している手当を指します。「配偶者手当」「家族手当」「扶養手当」等、名称は問いません。

１．支給している
２．過去５年間に廃止した
３．以前（５年以上前）から、支給していない

→ 問１８へお進みください。

付問①. 過去５年間に、見直しを行いましたか（１つに○）。

１．見直し（縮小）を行った
２．見直し（拡充）を行った
３．見直しは特段、行っていない

付問②. 今後、見直しの予定はありますか（１つに○）。

１．見直しを予定している
２．見直しの予定はないが、今後検討する
３．見直しは、全く考えていない

付問①及び②とも「３」を選択された場合は、付問（ⅱ）へお進みください。

付問（ⅰ）. どのような見直しを行いましたか（どのような見直しを予定していますか）（該当すべてに○）。

１．基本給に配偶者手当の原資を充当
２．子ども等の扶養家族（配偶者を除く）に対する手当に、配偶者手当の原資を充当
３．資格や能力等に応じて支給する手当に、配偶者手当の原資を充当
４．配偶者手当の支給対象要件（収入要件）の引上げ
５．配偶者手当の支給水準の引下げ
６．配偶者手当の廃止
７．その他（具体的に　　）

付問（ⅱ）. 貴事業所の配偶者手当に、収入要件はありますか（過去５年間に廃止した場合、収入要件はありましたか）（１つに○）。

１．ある（あった）　　２．ない（なかった）

→

付問. 現在、支給している配偶者手当の、収入要件はどうなっていますか（１つに○）。

１．１０３万円（配偶者控除の適用を受けるための基準）
２．１３０万円（配偶者の被用者保険の被扶養者にとどまるための基準）
３．１５０万円（配偶者控除等を満額受けるための基準（来年より引上げ予定））
４．その他（具体的に　　）

Ⅶ　兼業・副業規制等について

問１８. 貴事業所では、兼業・副業規制（許可なく他人に雇入れられることや、在職のまま他の職業に従事すること等の禁止）を定めていますか（１つに○）。

１．就業規則で定めている　　２．内部の規程で定めている　　３．特段、定めていない

付問①. 兼業・副業規制の適用範囲を、教えてください（該当すべてに○）

正社員（無期契約）※	（正社員の）定年後、再雇用者	フルタイム労働者（１，２以外）	短時間労働者（１，２以外）
1	2	3	4

※短時間正社員を含みます。

付問②. 規制の有無に依らず、貴事業所として兼業・副業の実態をどの程度、把握していますか（１つに○）。

１．ほとんど把握している　　２．ある程度、把握している　　３．把握していない

付問③. 一般に、労働者が兼業・副業を行っている場合に、兼業・副業先の労働条件（所定労働時間の長さや月額賃金等）を通算して、社会保険の適用可否を判断することについて、どのように考えますか（それぞれ１つに○）。

	Aである	どちらかと言えばA	何とも言えない	どちらかと言えばB	Bである	
A. 兼業・副業の拡大につながる	1	2	3	4	5	B. 兼業・副業の抑制につながる
A. 人材の確保・定着につながる	1	2	3	4	5	B. 人材の流出につながる
A. 社会保険料負担の増加よりも、人材の確保を優先したい	1	2	3	4	5	B. 人材の確保よりも、社会保険料負担が増加しないことを優先したい

Q. 本調査にご協力いただいた御礼として、調査結果の要約版報告書（無料）の送付を希望されますか。	1	希望する	2	希望しない
Q. 社会保険の適用拡大への対応状況について、貴社を訪問し、より詳しいお話をお伺いすることは可能でしょうか。	1	応じても良い	2	応じたくない

○　上記のいずれかで「１」と回答された場合は、ご送付先・ご連絡先を教えてください。

貴社名：
ご住所：　　ＴＥＬ：
ご記入者のお名前：　　e-mail：

ご回答いただき、誠に有り難うございました。
添付の返信用封筒（切手不要）へ入れ、平成29年8月9日（水曜）までにポストにご投函ください。

社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査

＜調査へのご協力のお願い＞

1．本調査は、厚生労働省所管の調査研究機関である　独立行政法人　労働政策研究・研修機構（※）が、厚生労働省（年金局年金課、雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課、職業安定局派遣・有期労働対策部企画課）からの研究要請を受けて実施するものです。今後の政策に反映するための、重要な調査となりますので、ご多忙のなか誠に恐縮に存じますが、ご協力のほど何卒お願い申し上げます（※http://www.jil.go.jp/）。

2．調査票は、全国から無作為に抽出された事業所で働く、１週間の所定労働時間がいわゆる正社員（フルタイム）より短い、短時間労働者（もしくは短時間労働者から正社員に転換された方）に配付しています（準社員やパート、嘱託など呼称は問いません）。特に断りのない場合、**平成２９年６月末現在の状況**についてご記入ください。

3．ご回答はすべて数値化され、統計的に処理されます。個人が特定されたり、個別の情報が他に漏れることは一切、ございませんので、ありのままをご記入ください。

4．ご回答は、「問＊へお進みください」といった接続に注意しながら、順を追って次の設問へお進みください。また、「１つに○」「該当すべてに○」「数値を記入」など、方法の指定に沿いご回答ください。なお、○を付ける際は、選択肢の番号を○で囲んでください。「その他」を選択される場合は、具体的な内容を（　）にご記入ください。

5．ご回答が済みましたら、別添の返信用封筒（切手は不要）へ入れ、平成２９年**８月９日（水曜）までに、郵便ポストにご投函**ください。

6．調査票の発送、回収、入力は、実査機関である株式会社　タイム・エージェントに委託しています。
ご不明点等はご照会内容に応じ、下記の担当までお願い申し上げます。

【調査の趣旨・内容について】
独立行政法人　労働政策研究・研修機構
調査部　担当：渡辺、新井、荻野
（TEL：03-5903-6286／6287／6281）（土日祝日を除く 9：00～17：30）

【調査票の記入方法・締め切りなど実査について】
株式会社　タイム・エージェント
調査本部　担当：小平、高田、槌谷、上田
（TEL：03-5459-1590）（土日祝日を除く 10：00～18：00）

Ⅰ　回答者について

問１．あなたの属性を教えてください。

（１）　性別（１つに○）　　１．男性　　２．女性

（２）　年齢（数値を記入）　　満（　　）歳

（３）　婚姻状況（１つに○）　　１．既婚　　２．未婚　　３．離婚・死別

（４）　あなたは現在、自分を含めて何人でお住まいですか（数値を記入）。

人 →

２人以上の場合は、付問もご記入ください

付問①．同居者のうち、被扶養者（※）は何人ですか（数値を記入）。
※健康保険の被扶養者とします。

人

付問②．どなたと同居していますか（該当すべてに○）。

１．配偶者　　４．兄弟姉妹
２．子ども　　５．その他
３．親

↓

付問③．一番下の子どもの年齢は、いくつですか（１つに○）。

１．３歳未満　　４．小学校高学年(4～6年生)
２．３歳以上～小学校就学前　　５．中学生
３．小学校低学年(1～3年生)　　６．高校生以上

（５）　世帯主からみて、あなたの続柄は何ですか（１つに○）。

１．世帯主本人　　４．世帯主の子ども
２．世帯主の夫または妻　　５．世帯主の孫
３．世帯主の父または母　　６．その他

問２．あなたの世帯の、昨年１年間（平成２８年１月１日～１２月３１日）の税込み年収は、どれくらいでしたか（１つに○）。

１．２００万円未満　　６．６００万円以上 ７００万円未満
２．２００万円以上 ３００万円未満　　７．７００万円以上 ８００万円未満
３．３００万円以上 ４００万円未満　　８．８００万円以上 ９００万円未満
４．４００万円以上 ５００万円未満　　９．９００万円以上 １，０００万円未満
５．５００万円以上 ６００万円未満　　１０．１，０００万円以上

Ⅱ　就業状況について

問３．あなたが働くのを辞めると、家計はどうなりますか（１つに○）。

１．日々の生活が維持できなくなる
２．日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる
３．日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる
４．自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる
５．自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる
６．自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わるところはない

問４．短時間労働者という形態で、働いている理由は何ですか[1]（該当すべてに○）。

１．自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから
２．労働時間や出勤日数が短いから
３．就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから
４．軽易な仕事をしたいから
５．辞めやすいから
６．休みやすいから
７．時間を有効に使えるから
８．資格・技能を活かして働きたいから
９．企業や職場、組織に拘束されたくないから
１０．すぐに働き始めたいから
１１．正社員としての働き口が見つからなかったから
１２．育児・介護等の事情があるから
１３．正社員として働くことを家族に反対されているから
１４．正社員として働くことが体力的に難しいから
１５．通勤が容易だから
１６．転勤がないから
１７．他に本業があるから・副業できるから
１８．その他（具体的に　　）

[1] 短時間労働者から正社員に転換された方は、短時間労働者として働いていた当時の理由をお答えください。

問５．現在の会社で、短時間労働者として働き始めてから、どれくらいの期間になりますか。

１．６ヶ月未満　　３．１年以上 ３年未満　　５．５年以上 １０年未満
２．６ヶ月以上 １年未満　　４．３年以上 ５年未満　　６．１０年以上

付問. あなたは、現在の会社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」ですか（１つに○）。

１．はい　　２．いいえ

問６．現在の職種は、何ですか（複数の仕事をしている場合でも、主なもの１つに○）。

１．管理職　　６．販売職（営業を含む）　　１１．製造・生産工程職
２．専門・技術職（医療関係）　　７．サービス職（介護関係）　　１２．輸送・運転職
３．専門・技術職（教育関係）　　８．サービス職（飲食関係）　　１３．建設・採掘職
４．専門・技術職（その他）　　９．サービス職（その他）　　１４．清掃等労務職
５．事務職　　１０．警備・保安職　　１５．その他

問７. 雇用契約には、期間の定めがありますか（１つに○）。

１．期間の定めがある　　２．期間の定めはない　　３．分からない

問８．１日の所定労働時間の長さは、（平均的に）どれくらいですか（数値を記入）。
※休憩時間や残業時間は、含めないでください。　　（　　）時間（　　）分

付問. 残業することはありますか（１つに○）。

１．ある　　２．ない

→ 付問. １日の残業時間は、（平均的に）どれくらいですか（数値を記入）。
（　　）時間（　　）分

問９．１週間の出勤日数は、（平均的に）どれくらいですか（数値を記入）。　　（　　）日

問１０．現在の会社からの税込み月収は、（平均的に）いくらくらいですか（数値を記入）。主な内訳として、基本給と残業代についても併せて教えてください。

税込み月収は（　　）万（　　）円くらい

→ そのうち、基本給は（　　）万（　　）円くらい
残業代は（　　）万（　　）円くらい

付問. 税込み月収から、税金や社会保険料等を除いた手取りの月収は、（平均的に）いくらくらいですか（数値を記入）。

手取り月収は（　　）万（　　）円くらい

問１１. 賞与の支給はありますか（１つに○）。

１．ある → 付問. 直近１年間の支給額は、いくらくらいですか（数値を記入）。
２．ない　　（　　）万（　　）円くらい
３．分からない

Ⅱ　社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等について

問１２．短時間労働者に対する、厚生年金・健康保険の適用範囲は、平成２８年（昨年）１０月１日（規模５００人以下の地方公共団体の場合は平成２９年４月１日）より、①週の所定労働時間が２０時間以上、②月額賃金が８万８，０００円以上、③雇用見込み期間が１年以上の、すべての要件を満たす者（但し学生は除く）に拡大されました。これに伴い、あなたの働き方は変化しましたか（１つに○）。

１．変わった　　２．まだ変わっていないが、今後については検討している　　３．特に変わっておらず、今後、変える予定も無い

→ 問１３へお進みください。

付問. 働き方は、具体的にどう変化しましたか（１つに○）。

１．厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、（短時間労働者のまま）所定労働時間を延長した（してもらった）
２．厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、正社員に転換した（してもらった）
３．厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、それまで働いていた会社を辞めて転職した
４．厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮した（してもらった）
５．厚生年金・健康保険が適用されないよう、それまで働いていた会社（大企業等）を辞めて（社会保険の適用拡大の対象ではない中小企業等に）転職した
６．その他（具体的に　　）

付問（ⅰ）. 厚生年金・健康保険に加入した理由を教えてください（該当すべてに○）。

１．保険料の負担が軽くなるから
２．将来の年金額を増やしたいから
３．障がい・遺族年金が充実するから
４．医療給付（傷病や出産時の手当金）が充実するから
５．もっと働いて収入を増やしたい（維持したい）から
６．（育児や介護の負担、病気の軽減等で）、より長く働けるようになったから
７．会社側から言われたから
８．周囲の人（家族や同僚等）に勧められたから
９．その他（具体的に　　）

付問（ⅱ）. 厚生年金・健康保険に加入しなかった理由を教えてください（該当すべてに○）。

１．手取り収入が減少するから
２．（自身で保険料を納めて）加入するメリットが分からないから
３．配偶者控除を受けられなくなるから
４．配偶者の会社から手当(配偶者手当や家族手当等)が支給されない恐れがあるから
５．健康保険の扶養から外れるから
６．（育児や介護、病気等の事情で）働く時間を増やせないから
７．会社側から言われたから
８．周囲の人（家族や同僚等）に勧められたから
９．会社側に（社会保険に加入したいという）希望を言い難かったから
１０．周囲の動向を見てから、加入をどうするか決めようと思っているから
１１．その他（具体的に　　）

付問 厚生年金・健康保険の適用拡大に伴い、あなたの働き方が変化する以前の、１日の所定労働時間と残業時間の長さ、１週間の出勤日数は、（平均的に）どれくらいでしたか（それぞれ数値を記入）。

１日の所定労働時間　（　　）時間（　　）分
１日の残業時間　（　　）時間（　　）分
１週間の出勤日数　（　　）日

問１３．あなたは現在、社会保険（年金 及び 医療保険）に、どのような形で加入していますか
（１つに○。３あるいは４を選択する場合は、年金と医療保険のそれぞれに○）。

	年金	医療保険
厚生年金保険に、本人が加入している者（第２号被保険者）／被用者（健康）保険に、本人が加入している者	1	
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者（第３号被保険者）／家族が加入する被用者（健康）保険の被扶養者である	2	
２０歳以上６０歳未満で、第２号又は第３号被保険者でない者（第１号被保険者）／国民健康保険に加入している者	3	3
その他	4	4

→ 問１４へお進みください。

付問．（問１２で緩和された）厚生年金・健康保険の適用基準が、今後更に緩和され（※）、あなたの現在の働き方が適用対象になったら、ご自身の働き方をどうすると思いますか（１つに○）。
※平成３１年９月までに更なる適用拡大を行うことについて、検討することになっています。

１．変えると思う　　２．変えないと思う　　３．分からない

付問①．働き方をどのように、変更すると思いますか（該当すべてに○）。
１．厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増えるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やす
２．厚生年金・健康保険が更に拡大されるなら、正社員として働く（働きたい）
３．厚生年金・健康保険が適用されるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やすが、手取り収入が減らない程度の時間増に抑える
４．厚生年金・健康保険が適用にならないよう、働く時間を減らす
５．自営業や個人請負等の独立した形態で働く（内職を含む）
６．働くことをやめる
７．その他（具体的に　　）
８．分からない・何とも言えない

付問②．働く時間をどの程度、増やしたいですか（増やしたい時間・日数分の、数値を記入）。
１日の所定労働時間で　（　　）時間（　　）分程度
１週間の出勤日数で　（　　）日程度

付問（ⅰ）．厚生年金・健康保険への加入を、希望する理由を教えてください（該当すべてに○）。
１．保険料の負担が軽くなるから
２．将来の年金額を増やしたいから
３．障がい・遺族年金が充実するから
４．医療給付（傷病や出産時の手当金）が充実するから
５．収入を増やしたい（維持したい）から
６．その他（具体的に　　）

付問（ⅱ）．厚生年金・健康保険への加入を、希望しない理由を教えてください（該当すべてに○）。
１．手取り収入が減少するから
２．配偶者控除を受けられなくなるから
３．配偶者の会社から手当（配偶者手当や家族手当等）が支給されない恐れがあるから
４．健康保険の扶養から外れるから
５．（育児や介護、病気等の事情で）働く時間を増やせないから
６．（自身で）加入するメリットが分からないから
７．会社側に（社会保険に加入したいという）希望を言い難いから
８．周囲の動向を見てから、加入をどうするか決めようと思うから
９．その他（具体的に　　）

問１４．厚生年金・健康保険の適用拡大（問１２）の前後で、あなたに適用される年金保険の種類は、変わりましたか（１つに○）。

１．変わった　　２．特に変わっていない → 問１５へお進みください。

付問①．以前の年金保険の種類は、何でしたか（１つに○）。
１．第１号被保険者　　２．第３号被保険者　　３．その他

付問②．厚生年金・健康保険の適用拡大（問１２）の前後で、税金や社会保険料を除いた手取りの月収は、どう変化しましたか（１つに○）。
１．増えた　　２．減った　　３．特に変わっていない → 問１５へお進みください。

付問（ⅰ）．手取りの月収の増減分は、いくらくらいですか（数値を記入）。
（　　）万（　　）円くらい

付問（ⅱ）．手取りの月収が「減った」場合に伺います。減少分を補うため、他の会社でも働いたり、副業を始めたりしましたか（1，2は該当すべてに○ あるいは3に○）。
１．他の会社でも働き始めた　　２．（１以外の）副業を始めた　　３．始めていない

問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）を行っていますか（１つに○）。
１．行っている
２．行っていない → 問１６へお進みください。

付問．就業調整の具体的な内容は、何ですか（該当すべてに○）。
※会社の都合により就業調整している場合でも、該当する調整内容に○を付けてください。
１．住民税がかからないよう、自身の収入を１００万円以下に抑えている
２．自身の収入に所得税がかからないよう、非課税限度額（１０３万円）以下に抑えている
３．配偶者の所得税について配偶者控除が受けられるよう、自身の収入を１０３万円以下に抑えている
４．配偶者特別控除が受けられるよう、自身の収入を１０３万円超１４１万円未満に抑えている
５．配偶者の被用者保険に被扶養者として加入できるよう、自身の収入を１３０万円未満に抑えている
６．雇用保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を２０時間未満に抑えている
７．社会保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を正社員の４分の３未満に抑えている
８．社会保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を２０時間未満、月額賃金を８．８万円未満等に抑えている
９．所得税の適用税率を低く抑えられるよう、自身の収入を１９５万円以下に抑えている
１０．配偶者の勤務先から手当（配偶者手当や家族手当等）がもらえるようにしている（１０３万円・１３０万円以下等）
１１．受給している公的年金が支給停止にならないよう（あるいは減額率が小さくなるよう）にしている
１２．その他（具体的に　　）

付問．来年から、配偶者控除等を満額受けられる年収の上限が、現在の１０３万円から１５０万円に引き上げられます。これに伴い、あなたはご自身の働き方をどうすると思いますか（１つに○）。

１．変えると思う　　２．変えないと思う　　３．分からない

付問．働き方をどのように、変更すると思いますか（該当すべてに○）。
１．自身の収入が１０３万円超～１３０万円以下に収まるよう、少しだけ働く時間を増やす
２．自身の収入が１３０万円超～１５０万円以下に収まるよう、働く時間を増やす
３．自身の収入が１５０万円を超えるよう、働く時間を大幅に増やす
４．その他（具体的に　　）

Ⅳ　社会保険の適用や転職経験について

問１６. 社会保険の適用範囲に対する見方について教えてください。

付問①.　個人事業所に勤める場合、業種によって、（同じ働き方でも）社会保険が適用されるかどうかが変わってくる[2]ことについて、どう思いますか（１つに○）。

１．納得できる
２．どちらかと言えば納得できる
３．どちらかと言えば納得できない
４．納得できない
５．よく分からない

付問②.　企業の規模によって、短時間労働者に対する社会保険の適用範囲が異なることについて、どう思いますか（１つに○）。

１．納得できる
２．どちらかと言えば納得できる
３．どちらかと言えば納得できない
４．納得できない
５．よく分からない

問１７. 転職経験はありますか（１つに○）。ある場合、回数も教えてください（数値を記入）。

１．ある（　　回）　　２．ない

付問①. 正社員の経験はありますか（１つに○）。　１．ある　　２．ない

付問②. もっとも長く働いた会社での、勤続年数はどれくらいですか（数値を記入）。

（　　）年（　　）ヶ月くらい

問１８．社会保険に加入できる条件が掲げられた求人について、あなたはどのように感じていますか（１つに○）。

１．非常に魅力的だと思う
２．どちらかといえば、魅力的だと思う
３．どちらかといえば、魅力的ではないと思う
４．全く魅力的ではないと思う
５．何とも言えない・分からない

問１９．あなたは、現在の会社での仕事以外に、他の会社でも働いたり、本業・副業を持つなど、仕事を掛け持ちしていますか（１つに○）。

１．している　→
２．していない　→ 問２０へお進みください。

付問①. 現在の会社での仕事以外に、掛け持ちしている仕事は何ですか（該当すべてに○）。

１．正社員
２．契約・嘱託等のフルタイム労働者（１週間の所定労働時間が正社員とほぼ同じ）
３．パート・アルバイト等の短時間労働者（１週間の所定労働時間が正社員より短い）
４．派遣労働者
５．自営業や個人請負など独立した形態（内職を含む）
６．会社等の役員
７．家業（農業を含む）の手伝い
８．その他（具体的に　　）

[2] 常時5人以上の雇用者が働いている事務所、工場、商店等の個人事業所は、社会保険の適用事業所となりますが、サービス業の一部（クリーニング業、飲食店、ビル清掃業等）や農業、漁業等は、その限りではありません（なお、これらの事業所も、厚生労働大臣の認可を受けることにより、任意適用事業所となることができます）。

付問②. 仕事を掛け持ちしている理由は、何ですか（該当すべてに○）。

１．一つの仕事では、日々の生活を維持できないから
２．（一つの仕事でも生活は維持できるが）もっと収入を増やしたいから
３．住宅ローンや仕送り教育費等を捻出したいから
４．社会保険等の負担を回避するため
５．時間を有効に活用したいから
６．自身が活躍できる場や人脈を拡げたいから
７．転職・独立したいから
８．仕事を頼まれ、断れなかったから
９．その他（具体的に　　）

付問③.　現在の会社での仕事以外で、掛け持ちしている仕事に、１週間に（平均して）どれくらい従事していますか（数値を記入）。　（　　）時間くらい

付問④. 現在の会社での仕事以外で、掛け持ちしている仕事による月収は、（平均的に）どれくらいですか（数値を記入）。　（　　）万（　　）円くらい

付問⑤. 仕事を掛け持ちしていることを、勤務先に報告していますか（１つに○）。

１．している　　２．していない

付問⑥. 掛け持ちしている仕事の労働条件（所定労働時間の長さや月額賃金等）を通算して、社会保険の適用を判断することについて、どのように考えますか（１つに○）。

１．望ましいこと（必要）だと思う
２．望ましくないこと（必要ない）と思う
３．何とも言えない・分からない

問２０. あなたご自身の昨年１年間（平成２８年１月１日～１２月３１日）の税込み年収（掛け持ちしている場合は、すべての仕事を合算）は、どれくらいでしたか（１つに○）。

１．６５万円未満
２．６５万円以上　７０万円未満
３．７０万円以上　８０万円未満
４．８０万円以上　９０万円未満
５．９０万円以上　１００万円未満
６．１００万円以上　１０３万円未満
７．１０３万円以上　１３０万円未満
８．１３０万円以上　１４１万円未満
９．１４１万円以上　１５０万円未満
１０．１５０万円以上　１９５万円未満
１１．１９５万円以上　３３０万円未満
１２．３３０万円以上　６９５万円未満
１３．６９５万円以上　９００万円未満
１４．９００万円以上

問２１．平成２９年１月から、専業主婦や公務員を含めて基本的に６０歳未満のすべての人が、「個人型確定拠出年金制度（ｉＤｅＣｏ）」を利用できるようになりました。あなたはこれを、利用していますか（１つに○）。

１．既に利用している
２．今後、利用する予定がある
３．未だ利用していないが、今後については分からない
４．利用しておらず、今後の予定もない

ご回答いただき、誠に有り難うございました。
添付の返信用封筒（切手不要）へ入れ、平成29年8月9日（水曜）までにポストにご投函ください。

付属統計表・目次

「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査」（事業所調査）結果

※ページ数は原則、単純（基礎）集計結果。該当するクロス集計結果もある場合は（　）内に記載。

問1. 事業所の概要 …… 153
　付問. 企業全体の概要 …… 153（165～166）
問2. 短時間労働者の雇用状況 …… 154（167）
　付問. 短時間労働者の人数割合 …… 154
　付問. 短時間労働者の今後の雇用見込み …… 154（167）
問3. 短時間労働者を雇用している理由（M.A.） …… 154（168）
問4. 短時間労働者を活用している職種（M.A.） …… 154（169）
　付問. 人数がもっとも多い職種 …… 154
問5. 短時間労働者の平均勤続年数 …… 154
　付問. 勤続年数が 5 年以上の人数割合 …… 154
問6. 短時間労働者の国民年金（基礎年金）の加入状況（M.A.） …… 154
　付問①. 被保険者区分別の人数 …… 155
　付問②. 被保険者区分別の年収分布 …… 155
問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分 …… 156（170）
問8. 制度特例の認知度 …… 156（170）
　付問①. 制度特例要件に該当する短時間労働者の雇用状況・予定 …… 156（171）
　付問②. 制度特例の活用意向 …… 156（171）
　付問（ⅰ）. 制度特例の適用を申請した理由（M.A.） …… 156（172）
　付問（ⅱ）. 制度特例の適用を申請しない理由（M.A.） …… 156（173）
　付問（ⅲ）. 分社化や雇用者抑制等の実施状況 …… 157（173）
問9. 社会保険の適用拡大に伴う、雇用管理上の見直し状況 …… 157（174）
　付問①. 具体的な見直し内容（M.A.） …… 157（175～176）
　付問②. もっとも優先した見直し内容 …… 157（177～178）
　付問③. 見直しの実施時期 …… 157（179）
　付問（ⅰ）. 社会保険の適用を拡大した理由（M.A.） …… 158（180～181）
　付問（ⅱ）.（社会保険の適用を拡大した場合の）キャリアアップ助成金の活用状況 …… 158（182）
　　付問. キャリアアップ助成金を活用しなかった理由（M.A.） …… 158（182）
　付問（ⅲ）. 社会保険の新たな適用を回避した理由（M.A.） …… 158（183）
　付問（ⅳ）. 短時間労働者が社会保険の適用を希望しない理由（M.A.） …… 158（184～185）
　付問（ⅴ）.（社会保険の新たな適用を回避した場合の）キャリアアップ助成金の認知度 …… 159（186）
問10. 適用拡大対象の短時間労働者に対する説明時期 …… 159（186）
問11. 平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月末迄における社会保険の適用拡大状況（人数ベース） … 159

問12. 適用拡大に伴う短時間労働者の所定労働時間や雇用者数の変化…………160（187～188）
付問①. 必要な総労働力の確保状況……………160（188）
付問②. 適用拡大後の職場の変化……………160
問13. 社会保険の更なる適用拡大に伴う対応意向……………161（189）
付問①. 社会保険の適用を拡大する理由（M.A.）……………161（190～191）
付問②. 社会保険の適用回避方法（M.A.）……………161（192）
付問③. （社会保険の新たな適用を回避する場合の）必要な総労働力の確保見通し……161（193）
付問④. 対応方針の依存要素（M.A.）……………161（194～195）
問14付問①. 社会保険の適用範囲が業種で異なることに対する考え方……………162（196）
問14付問②. 社会保険の適用範囲が企業規模で異なることに対する考え方……………162（197）
問15. 必要な労働力を確保する上での「就業調整」の影響……………162（198）
付問①. 影響している「就業調整」の種類（M.A.）……………162（199）
付問②. もっとも影響が大きい基準……………162（200）
問16. 社会保険に加入できる求人の人材確保上の有効性……………162（198）
問17. 配偶者手当の支給状況……………163（201）
付問①. 過去5年間の見直し状況……………163（201）
付問②. 今後の見直し予定……………163（202）
付問（ⅰ）. 実施した（予定している）見直し内容（M.A.）……………163（202）
付問（ⅱ）. 配偶者手当の支給に当たっての収入要件……………163（203）
付問. 現在、支給している配偶者手当の収入要件……………163（203）
問18. 兼業・副業規制の規定状況……………163（204）
付問①. 兼業・副業規制の適用範囲（M.A.）……………164（204）
付問②. 兼業・副業の実態の把握状況……………164（205）
付問③. 兼業・副業先の労働条件を通算して社会保険の適用可否を判断することに対する見解
……………164（205～207）

「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」（短時間労働者調査）結果

※ページ数は原則、単純（基礎）集計結果。該当するクロス集計結果もある場合は（　）内に記載。

問1. 回答者の属性……………208（217～219）
問2. 世帯全体の昨年1年間の税込み年収……………208（220）
問3. 自身が働くのを辞めた場合の家計に対する影響……………208（219）
問4. 短時間労働者として働いている理由（M.A.）……………209（221）
問5. 現在の会社における短時間労働者としての勤続期間……………209
付問. 定年再雇用者か否か……………209
問6. 現在の職種……………209（222）
問7. 雇用契約における期間の定めの有無……………209（223）

問 8. 1 日の(平均的な)所定労働時間の長さ等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・209(223～224)
問 9. 1 週間の(平均的な)出勤日数・・・209(225)
問 10. 現在の会社からの(平均的な)税込み月収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・210(226～228)
付問. 税金や社会保険料等を除いた(平均的な)手取り月収 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・210(229)
問 11. 賞与の支給状況・・210(230)
付問. 直近 1 年間の支給額・・210(231)
問 12. 社会保険の適用拡大に伴う働き方の変更状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・211(232)
付問. 働き方の具体的な変更内容・・・211(233)
付問(ⅰ). 厚生年金・健康保険に加入した理由(M.A.) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・211(234～235)
付問(ⅱ). 厚生年金・健康保険に加入しなかった理由(M.A.) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・211(236～237)
付問. 働き方が変化する以前の 1 日の(平均的な)所定労働時間の長さ等・・・・・・・・・・・・・211～212
問 13. 社会保険(年金及び医療)の加入状況・・212(238)
付問. 社会保険の更なる適用拡大に伴う働き方の変更意向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・212(239)
付問①. 働き方の変更内容(M.A.) ・・・212(240～241)
付問②. 働く時間を増やしたい場合の 1 日の所定労働時間の長さ等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 213
付問(ⅰ). 厚生年金・健康保険への加入を希望する理由(M.A.)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・213(242)
付問(ⅱ). 厚生年金・健康保険への加入を希望しない理由(M.A.)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・213(243～244)
問 14. 社会保険の適用拡大前後における年金保険の種類の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・213(245)
付問①. 以前の年金保険の種類 ・・・213(245)
付問②. 手取り月収の変化・・・214(246)
付問(ⅰ). 手取り月収の増減額・・ 214
付問(ⅱ). 手取り月収が「減った」場合の副業等の開始状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・214(246)
問 15. 就業調整の実施状況・・・214(247)
付問. 就業調整の具体的な内容(M.A.) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・214(248)
付問. 配偶者控除等を満額受けられる年収の上限引上げに伴う働き方の変更意向・・・・・214(249)
付問. 働き方の具体的な変更内容(M.A.) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・214(249)
問 16. 社会保険の適用範囲に対する見方
付問①. 業種による違い・・215(250)
付問②. 規模による違い・・215(251)
問 17. 転職経験の有無と回数・・215(252)
付問①. 正社員の経験有無・・・215(252)
付問②. もっとも長く働いた会社での勤続年数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 215
問 18. 社会保険に加入できる求人に対する評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・215(253)
問 19. 仕事の掛け持ち状況 ・・215(254)
付問①. 掛け持ちしている仕事の内容(M.A.) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・215(255～256)
付問②. 仕事を掛け持ちしている理由(M.A.)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・216(257～258)

付問③. 掛け持ちしている仕事に従事している時間の長さ ······················ 216(259～260)
付問④. 掛け持ちしている仕事による(平均的な)月収························ 216(261～262)
付問⑤. 仕事の掛け持ちに係る勤務先への報告状況 ···························· 216(263)
付問⑥. 掛け持ちしている仕事の労働条件を通算して、社会保険の適用を判断することに対する
見方 ·· 216(264)
問 20. (掛け持ちしている仕事も合算した)自身の昨年 1 年間の税込み年収··············· 216(265)
問 21.「個人型確定拠出年金制度(iDeCo)」の利用状況・意向 ························ 216(266)

＜統計利用上の注意＞
1. 上段に n 数、下段に構成比(%)を掲載している。－は回答が無かったものを指す。
2.「総数」には属性が不明の企業が含まれている。
3. 構成比は、表章単位未満を四捨五入している。
そのため、内訳構成比(%)の合算が必ずしも 100%あるいは総計に一致しないこともある。

「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査」（事業所調査）結果

単純（基礎）集計結果

問１．貴事業所について教えてください。

（主たる業種） ※事業が複数ある場合でも、売上高がもっとも大きい１つのみ選択、と注釈。

	全有効回答事業所計	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業	小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	サービス業（他に分類されないもの）	公務	その他	無回答	卸売業、小売業計	サービス業計
n数	5,523	700	718	44	82	212	525	534	196	94	167	276	96	286	886	66	483	76	14	68	1,059	1,088
%	100.0	12.7	13.0	0.8	1.5	3.8	9.5	9.7	3.5	1.7	3.0	5.0	1.7	5.2	16.0	1.2	8.7	1.4	0.3	1.2	19.2	19.7

（事業所に於ける雇用者の規模）

	全有効回答事業所計	３０人以下	３１～１００人	１００１～３００人	３００１～５００人	５００１～１，０００人	１，００１人以上	無回答
n数	5,523	1,797	2,097	993	195	216	142	83
%	100.0	32.5	38.0	18.0	3.5	3.9	2.6	1.5

（所在地）

	全有効回答事業所計	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
n数	5,523	304	77	78	112	61	87	82	90	60	79	179	126	710	234	128	64	87	37	32	129	96	151	331	81
%	100.0	5.5	1.4	1.4	2.0	1.1	1.6	1.5	1.6	1.1	1.4	3.2	2.3	12.9	4.2	2.3	1.2	1.6	0.7	0.6	2.3	1.7	2.7	6.0	1.5

滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	無回答
55	92	424	194	25	29	32	36	115	176	72	30	51	65	40	225	54	55	61	43	35	65	47	87
1.0	1.7	7.7	3.5	0.5	0.5	0.6	0.7	2.1	3.2	1.3	0.5	0.9	1.2	0.7	4.1	1.0	1.0	1.1	0.8	0.6	1.2	0.9	1.6

（所在地ブロック）

	全有効回答事業所計	北海道	東北	北関東・甲信	南関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	無回答
n数	5,523	304	497	390	1,249	316	659	819	431	186	585	87
%	100.0	5.5	9.0	7.1	22.6	5.7	11.9	14.8	7.8	3.4	10.6	1.6

問１付問．企業全体について教えてください。

（（回答事業所を含めた）企業全体の雇用者の規模）

	全有効回答事業所計	３０人以下	３１～１００人	１００１～３００人	３００１～５００人	５００１～１，０００人	１，００１人以上	無回答
n数	5,523	80	607	1,944	742	836	1,051	263
%	100.0	1.4	11.0	35.2	13.4	15.1	19.0	4.8

（直前の事業年度の経常利益額） ※「営業利益」＋「営業外収益」－「営業外費用」と注釈。

	全有効回答事業所計	赤字（マイナス）	５千万円未満	１５千万円以上１５億円未満	１億円以上５億円未満	１０億円以上１５０億円未満	１０億円以上	無回答
n数	5,523	616	1,048	487	1,385	510	834	643
%	100.0	11.2	19.0	8.8	25.1	9.2	15.1	11.6

（経常利益額の３年前との比較）

	全有効回答事業所計	大幅に増加した（＋１５％以上）	やや増加した（＋５％以上１５％未満）	横ばい（±５％未満）で推移した	やや減少した（－５％以上－１５％未満）	大幅に減少した（－１５％以上）	事業所の設立から４年未満である	無回答	増加した計	減少した計
n数	5,523	1,238	890	1,069	642	964	38	682	2,128	1,606
%	100.0	22.4	16.1	19.4	11.6	17.5	0.7	12.3	38.5	29.1

（労使関係）

	全有効回答事業所計	過半数代表の労働組合がある	過半数代表ではないが、労働組合がある	労働組合はないが、定期的に労使協議がある	労働組合も、定期的な労使協議もない	無回答	労働組合がある計	労働組合または労使協議がある計
n数	5,523	1,360	480	1,362	2,106	215	1,840	3,202
%	100.0	24.6	8.7	24.7	38.1	3.9	33.3	58.0

（労働組合がある場合の組合員範囲）

（複数回答）	事業所計（「労働組合がある」）	正社員（無期契約）※短時間正社員を含むと注釈。	正社員の定年後（無期契約）再雇用者	フルタイム労働者（正社員以外）	短時間労働者（正社員以外）	無回答	平均選択数
n数	1,840	1,803	487	388	322	9	1.6
%	100.0	98.0	26.5	21.1	17.5	0.5	

問２．貴事業所では、週の所定労働時間が通常の労働者（いわゆる正社員）より短い、短時間労働者※を雇用していますか。 調査シリーズNo.182

※呼称は問わない。また、正社員を定年退職した再雇用者についても、週の所定労働時間が短い場合は含めると注釈。

	全事業所計 有効回答	雇用している	雇用していない	無回答
n数	5,523	3,630	1,863	30
%	100.0	65.7	33.7	0.5

問２付問．全雇用者に占める、短時間労働者の人数割合はどれくらいですか。

	短時間労働者を雇用している事業所計	1割未満	1割以上3割未満	3割以上5割未満	5割以上7割未満	7割以上9割未満	9割以上	無回答
n数	3,630	1,614	917	417	329	247	50	56
%	100.0	44.5	25.3	11.5	9.1	6.8	1.4	1.5

問２付問．今後、短時間労働者を雇用する予定はありますか。

	短時間労働者を雇用していない事業所計	ある	ない（未定・分からないを含む）	無回答
n数	1,863	156	1,642	65
%	100.0	8.4	88.1	3.5

問３．短時間労働者（定年再雇用者を含む）を雇用している理由は、何ですか。

（複数回答）	短時間労働者を「雇用している」事業所計	人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）	正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから	経験・知識・技能のある人を活用したいから	1日の忙しい時間帯に対応するため	早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）	季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	仕事内容が簡単だから	責任が軽い仕事だから	賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）	社会保険の負担が少なくて済むから	雇用調整が容易だから	女性や高齢者を活用するため	法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法、育児介護休業法）やその他配置基準等に対応するため	学生アルバイトや若年フリーターを活用するため	外国人や障がい者を活用するため	その他※	無回答	平均選択数
n数	3,630	777	1,098	1,292	1,329	507	587	732	412	778	469	287	1,079	353	290	237	281	134	3.0
%	100.0	21.4	30.2	35.6	36.6	14.0	16.2	20.2	11.3	21.4	12.9	7.9	29.7	9.7	8.0	6.5	7.7	3.7	

※「本人が短時間を希望している（フルタイムを希望しない）ため」「特殊な業務のため」「定数のため」等の自由記述があった。

問４．短時間労働者（定年再雇用者を含む）を活用している職種は、何ですか。

（複数回答）	短時間労働者を「雇用している」事業所計	管理職	専門・技術職（医療関係）	専門・技術職（教育関係）	専門・技術職（その他）	事務職	販売職（営業を含む）	サービス職（介護関係）	サービス職（飲食関係）	サービス職（その他）	警備・保安職	製造・生産工程職	輸送・運転職	建設・採掘職	清掃等労務職	その他	無回答	平均選択数
n数	3,630	104	408	224	456	1,728	458	535	365	304	141	441	236	48	705	315	115	1.8
%	100.0	2.9	11.2	6.2	12.6	47.6	12.6	14.7	10.1	8.4	3.9	12.1	6.5	1.3	19.4	8.7	3.2	

問４付問．問４で○を付けたうち、人数がもっとも多い職種は何ですか。

	短時間労働者を雇用している事業所計	管理職	専門・技術職（医療関係）	専門・技術職（教育関係）	専門・技術職（その他）	事務職	販売職（営業を含む）	サービス職（介護関係）	サービス職（飲食関係）	サービス職（その他）	警備・保安職	製造・生産工程職	輸送・運転職	建設・採掘職	清掃等労務職	その他	無回答
n数	3,630	24	213	158	241	739	304	417	217	189	36	334	92	27	228	172	239
%	100.0	0.7	5.9	4.4	6.6	20.4	8.4	11.5	6.0	5.2	1.0	9.2	2.5	0.7	6.3	4.7	6.6

問５．短時間労働者の平均勤続年数は、どれくらいですか。

	全体	1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	無回答
n数	3,630	114	656	897	1,189	465	309
%	100.0	3.1	18.1	24.7	32.8	12.8	8.5

問５付問．短時間労働者のうち、勤続年数が５年以上の人数割合は、どれくらいですか。

	短時間労働者を「雇用している」事業所計	0%	1～20%	21～40%	41～60%	61～80%	81～100%	無回答
n数	3,630	673	525	612	683	333	412	392
%	100.0	18.5	14.5	16.9	18.8	9.2	11.3	10.8

問６付問①．短時間労働者（定年再雇用者を含む）の、国民年金（基礎年金）の加入状況について伺います。被保険者区分は、どうなっていますか（人数記入または○の記入があった事業所で集計）。

（複数回答）	短時間労働者を「雇用している」事業所計	第１号被保険者	第２号被保険者	第３号被保険者	その他	無回答	平均選択数
n数	3,630	1,153	1,662	1,538	1,186	680	1.9
%	100.0	31.8	45.8	42.4	32.7	18.7	

問６付問①. 短時間労働者（定年再雇用者を含む）の、国民年金（基礎年金）の加入状況について伺います。被保険者区分は、どうなっていますか（人数記入があった事業所で集計（〇のみは無回答））。

		「短時間労働者を含む」事業所計	0人	1～5人	6～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51人以上	無回答
第１号被保険者	n数	3,630	1,460	717	142	93	28	10	11	38	1,131
	%	100.0	40.2	19.8	3.9	2.6	0.8	0.3	0.3	1.0	31.2
第２号被保険者	n数	3,630	1,050	828	233	198	99	43	23	130	1,026
	%	100.0	28.9	22.8	6.4	5.5	2.7	1.2	0.6	3.6	28.3
第３号被保険者	n数	3,630	1,131	885	220	156	66	27	18	42	1,085
	%	100.0	31.2	24.4	6.1	4.3	1.8	0.7	0.5	1.2	29.9
その他	n数	3,630	1,391	736	155	115	40	28	8	43	1,114
	%	100.0	38.3	20.3	4.3	3.2	1.1	0.8	0.2	1.2	30.7

問６付問②. 被保険者区分ごとに、年収（貴社からの給与収入）の分布を教えてください（人数記入があった事業所で集計（〇のみは無回答））。

第１号被保険者		「短時間労働者を含む」事業所計	0人	1～5人	6～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51人以上	無回答
６５万円未満	n数	3,630	2,069	185	20	15	7	5	1	4	1,324
	%	100.0	57.0	5.1	0.6	0.4	0.2	0.1	0.0	0.1	36.5
６５万円以上７０万円未満	n数	3,630	2,200	84	7	－	1	－	－	－	1,338
	%	100.0	60.6	2.3	0.2	－	0.0	－	－	－	36.9
７０万円以上８０万円未満	n数	3,630	2,158	122	4	5	－	－	－	2	1,339
	%	100.0	59.4	3.4	0.1	0.1	－	－	－	0.1	36.9
８０万円以上９０万円未満	n数	3,630	2,136	143	4	6	－	1	－	1	1,339
	%	100.0	58.8	3.9	0.1	0.2	－	0.0	－	0.0	36.9
９０万円以上１００万円未満	n数	3,630	2,083	188	13	3	5	－	－	3	1,335
	%	100.0	57.4	5.2	0.4	0.1	0.1	－	－	0.1	36.8
１００万円以上１０３万円未満	n数	3,630	2,179	92	11	3	4	－	－	2	1,339
	%	100.0	60.0	2.5	0.3	0.1	0.1	－	－	0.1	36.9
１０３万円以上１３０万円未満	n数	3,630	2,018	262	22	9	1	－	－	3	1,315
	%	100.0	55.6	7.2	0.6	0.2	0.0	－	－	0.1	36.2
１３０万円以上１４１万円未満	n数	3,630	2,162	120	9	3	1	－	－	－	1,335
	%	100.0	59.6	3.3	0.2	0.1	0.0	－	－	－	36.8
１４１万円以上１５０万円未満	n数	3,630	2,189	92	7	5	－	－	－	－	1,337
	%	100.0	60.3	2.5	0.2	0.1	－	－	－	－	36.8
１５０万円以上１９５万円未満	n数	3,630	2,100	180	15	3	2	1	1	4	1,324
	%	100.0	57.9	5.0	0.4	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	36.5
１９５万円以上	n数	3,630	2,071	192	26	13	3	4	4	3	1,314
	%	100.0	57.1	5.3	0.7	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	36.2

第２号被保険者		「短時間労働者を含む」事業所計	0人	1～5人	6～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51人以上	無回答
６５万円未満	n数	3,630	2,141	117	12	6	1	1	1	4	1,347
	%	100.0	59.0	3.2	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	37.1
６５万円以上７０万円未満	n数	3,630	2,233	37	2	－	－	－	－	－	1,358
	%	100.0	61.5	1.0	0.1	－	－	－	－	－	37.4
７０万円以上８０万円未満	n数	3,630	2,216	54	3	5	－	－	－	－	1,352
	%	100.0	61.0	1.5	0.1	0.1	－	－	－	－	37.2
８０万円以上９０万円未満	n数	3,630	2,193	78	4	3	1	1	－	－	1,350
	%	100.0	60.4	2.1	0.1	0.1	0.0	0.0	－	－	37.2
９０万円以上１００万円未満	n数	3,630	2,164	114	4	4	2	－	1	－	1,341
	%	100.0	59.6	3.1	0.1	0.1	0.1	－	0.0	－	36.9
１００万円以上１０３万円未満	n数	3,630	2,184	94	2	3	－	－	1	－	1,346
	%	100.0	60.2	2.6	0.1	0.1	－	－	0.0	－	37.1
１０３万円以上１３０万円未満	n数	3,630	1,882	354	35	21	4	5	2	6	1,321
	%	100.0	51.8	9.8	1.0	0.6	0.1	0.1	0.1	0.2	36.4
１３０万円以上１４１万円未満	n数	3,630	1,943	307	27	9	8	2	－	5	1,329
	%	100.0	53.5	8.5	0.7	0.2	0.2	0.1	－	0.1	36.6
１４１万円以上１５０万円未満	n数	3,630	1,980	270	23	12	5	1	－	4	1,335
	%	100.0	54.5	7.4	0.6	0.3	0.1	0.0	－	0.1	36.8
１５０万円以上１９５万円未満	n数	3,630	1,640	495	96	47	10	10	7	18	1,307
	%	100.0	45.2	13.6	2.6	1.3	0.3	0.3	0.2	0.5	36.0
１９５万円以上	n数	3,630	1,575	493	124	68	31	10	7	36	1,286
	%	100.0	43.4	13.6	3.4	1.9	0.9	0.3	0.2	1.0	35.4

第３号被保険者		「短時間労働者を含む」事業所計	0人	1～5人	6～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51人以上	無回答
６５万円未満	n数	3,630	1,919	298	34	14	1	2	1	5	1,356
	%	100.0	52.9	8.2	0.9	0.4	0.0	0.1	0.0	0.1	37.4
６５万円以上７０万円未満	n数	3,630	2,099	145	4	7	－	1	－	－	1,374
	%	100.0	57.8	4.0	0.1	0.2	－	0.0	－	－	37.9
７０万円以上８０万円未満	n数	3,630	1,994	257	9	9	1	1	1	－	1,358
	%	100.0	54.9	7.1	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	－	37.4
８０万円以上９０万円未満	n数	3,630	1,921	307	28	12	2	2	1	2	1,355
	%	100.0	52.9	8.5	0.8	0.3	0.1	0.1	0.0	0.1	37.3
９０万円以上１００万円未満	n数	3,630	1,774	417	50	23	9	5	2	2	1,348
	%	100.0	48.9	11.5	1.4	0.6	0.2	0.1	0.1	0.1	37.1
１００万円以上１０３万円未満	n数	3,630	1,832	382	43	23	4	1	－	1	1,344
	%	100.0	50.5	10.5	1.2	0.6	0.1	0.0	－	0.0	37.0
１０３万円以上１３０万円未満	n数	3,630	1,780	432	52	16	4	3	2	2	1,339
	%	100.0	49.0	11.9	1.4	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	36.9
１３０万円以上１４１万円未満	n数	3,630	2,190	58	2	－	－	－	－	－	1,380
	%	100.0	60.3	1.6	0.1	－	－	－	－	－	38.0
１４１万円以上１５０万円未満	n数	3,630	2,214	32	－	2	－	－	－	－	1,382
	%	100.0	61.0	0.9	－	0.1	－	－	－	－	38.1
１５０万円以上１９５万円未満	n数	3,630	2,211	37	－	4	－	－	－	1	1,377
	%	100.0	60.9	1.0	－	0.1	－	－	－	0.0	37.9
１９５万円以上	n数	3,630	2,219	23	4	1	1	－	－	1	1,381
	%	100.0	61.1	0.6	0.1	0.0	0.0	－	－	0.0	38.0

その他		「短時間労働者を含む」事業所計	0人	1～5人	6～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51人以上	無回答
６５万円未満	n数	3,630	1,956	243	40	30	7	1	1	9	1,343
	%	100.0	53.9	6.7	1.1	0.8	0.2	0.0	0.0	0.2	37.0
６５万円以上７０万円未満	n数	3,630	2,137	122	4	2	－	－	－	2	1,363
	%	100.0	58.9	3.4	0.1	0.1	－	－	－	0.1	37.5
７０万円以上８０万円未満	n数	3,630	2,078	182	12	2	1	－	1	2	1,352
	%	100.0	57.2	5.0	0.3	0.1	0.0	－	0.0	0.1	37.2
８０万円以上９０万円未満	n数	3,630	2,047	202	13	6	3	1	1	3	1,354
	%	100.0	56.4	5.6	0.4	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1	37.3
９０万円以上１００万円未満	n数	3,630	2,031	214	18	7	3	1	1	4	1,351
	%	100.0	56.0	5.9	0.5	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1	37.2
１００万円以上１０３万円未満	n数	3,630	2,091	160	12	5	1	1	1	1	1,358
	%	100.0	57.6	4.4	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	37.4
１０３万円以上１３０万円未満	n数	3,630	1,933	293	32	17	6	2	－	－	1,347
	%	100.0	53.3	8.1	0.9	0.5	0.2	0.1	－	－	37.1
１３０万円以上１４１万円未満	n数	3,630	2,136	124	4	1	－	－	－	－	1,365
	%	100.0	58.8	3.4	0.1	0.0	－	－	－	－	37.6
１４１万円以上１５０万円未満	n数	3,630	2,173	91	2	1	－	－	－	－	1,363
	%	100.0	59.9	2.5	0.1	0.0	－	－	－	－	37.5
１５０万円以上１９５万円未満	n数	3,630	2,050	210	7	5	－	－	－	－	1,358
	%	100.0	56.5	5.8	0.2	0.1	－	－	－	－	37.4
１９５万円以上	n数	3,630	2,035	208	19	10	2	－	－	2	1,354
	%	100.0	56.1	5.7	0.5	0.3	0.1	－	－	0.1	37.3

問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分を、教えてください。

	「短時間労働者を雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	強制適用事業所		任意適用事業所	非適用事業所	特定適用事業所以外の事業所（２～４のいずれか）	無回答	特定適用事業所以外の事業所計
		特定適用事業所等	左記以外の（強制適用）事業所（企業全体に於ける常時の雇用者※が５０１人以上の事業所、規模を問わず、国や地方公共団体の事業所）					
		特定適用事業所等	特定適用事業所等以外の事業所					
n数	3,786	1,344	1,562	462	58	234	126	2,316
%	100.0	35.5	41.3	12.2	1.5	6.2	3.3	61.2

※通常の労働者（いわゆるフルタイムの正社員）と、週の所定労働時間が通常の労働者の３／４以上、かつ１ヶ月間の所定労働日数が３／４以上の短時間労働者の合計、と注釈。

問８．短時間労働者（定年再雇用者を含む）に対する、社会保険の適用についてお伺いします。厚生年金・健康保険の適用基準は、「週の所定労働時間が、通常の労働者の概ね４分の３以上」（一般に週３０時間以上等）とされていますが、平成２８年（昨年）１２月に年金改革法が成立し、平成２９年４月１日から、労使合意に基づき企業単位で、一定の要件を満たす短時間労働者に対する適用拡大が、利用できるようになりました。こうした制度特例が設けられたことを、ご存知ですか。

	特定適用事業所等以外の事業所計	内容まで知っている	内容までは分からないが、制度特例が設けられたことは知っている	知らない・分からない	無回答
n数	2,316	1,334	792	176	14
%	100.0	57.6	34.2	7.6	0.6

問８付問①．貴事業所では、こうした制度特例に該当する、①週の所定労働時間が２０時間以上３０時間未満で、②月額賃金が８万８，０００円以上、③雇用見込み期間が１年以上のすべての要件を満たす、短時間労働者（学生は除く）を雇用していますか（雇用する予定はありますか）。

	特定適用事業所等以外の事業所計	雇用している（雇用する予定がある）	雇用していない（雇用する予定はない）	無回答
n数	2,316	1,422	872	22
%	100.0	61.4	37.7	0.9

問８付問②．こうした制度特例を、活用する意向はありますか。

	社会保険の適用拡大要件を満たす短時間労働者を雇用している／雇用する予定がある」特定適用事業所等以外の事業所計	既に適用を申請した	適用を申請する見通し	適用を申請するつもりはない	未定・分からない	無回答
n数	1,422	79	67	455	730	91
%	100.0	5.6	4.7	32.0	51.3	6.4

問８付問（ｉ）．適用を申請した（する）理由は、何ですか。

（複数回答）	「既に適用を申請した」か「適用を申請する見通し」の事業所計	短時間労働者の処遇を改善し人材の確保・定着を図りたいから	短時間労働者自身が希望しているから	短時間労働者が長時間、働くよりも動機になると思うから	親会社の意向やグループ会社の動向に準じるから	企業イメージが向上するから	その他※	無回答	平均選択数
n数	146	106	53	45	9	7	11	2	1.6
%	100.0	72.6	36.3	30.8	6.2	4.8	7.5	1.4	

※「正社員から短時間労働者に転換した人がいるため」「法令遵守のため」「公的な団体だから」等の自由記述があった。

問８付問（ｉｉ）．適用を申請しない（していない）理由は、何ですか。

（複数回答）	「適用を申請するつもりはない」か「未定・分からない」事業所計	総額人件費の増加につながるから	短時間労働者自身が希望していないから	労働者の同意を得るなど、手続きが大変だから	任意だから（義務ではないから）	親会社の意向やグループ会社の動向に準じるから	その他※	無回答	平均選択数
n数	1,185	383	727	149	530	134	54	56	1.8
%	100.0	32.3	61.4	12.6	44.7	11.3	4.6	4.7	

※「短時間労働者は高齢者のため」「制度特例を知らなかったから」「短時間労働者は限定的だから」「季節毎等の人数変動が大きいから」等の自由記述があった。

問８付問（ｉｉｉ）．常時の雇用者規模が５０１人以上の企業では、一定の要件を満たす短時間労働者に対して、厚生年金・健康保険の適用が拡大されました。これを回避する目的で、平成２４年８月からこの間に、分社化や常時の雇用者規模の抑制等を行いましたか。

	「適用を申請するつもりはない」か「未定・分からない」事業所計	回避を目的の一つとする分社化等を行った	回避を目的とするものではない（分からないを含む）が、分社化等を行った	分社化等は特段、行っていない	無回答
ｎ数	1,185	－	11	907	267
%	100.0	－	0.9	76.5	22.5

問９．短時間労働者（定年再雇用者を含む）に対する、社会保険の適用についてお伺いします。厚生年金・健康保険の適用範囲は、平成２８年（昨年）１０月１日（規模５００人以下の地方公共団体については平成２９年４月１日）より、（従来の「週の所定労働時間が通常の労働者の概ね４分の３以上」[一般に週３０時間以上等]から）、①週の所定労働時間が２０時間以上で、②月額賃金が８万８，０００円以上、③雇用見込み期間が１年以上の、すべての要件を満たす者（但し学生は除く）に拡大されました。
これに対応するため、貴事業所では雇用管理上、何らかの見直しを行いましたか。

	特定適用事業所等計	見直しを行った	（適用拡大の対象者はいたが）、特に見直しを行わなかった	適用拡大の対象者が、そもそもいなかった	無回答
ｎ数	1,344	443	437	460	4
%	100.0	33.0	32.5	34.2	0.3

問９付問①．具体的には、どのような見直しを行いましたか。

（複数回答）	社会保険の適用拡大に伴い、何らかの「見直しを行った」特定適用事業所等計	新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数を抑制した、等も含む）	新たな適用拡大に伴い、対象者を正社員（短時間正社員を含む）へ転換した	新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数が増大した、等も含む）	新たな適用を回避するための、対象者の月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）延長した	新規求人に当たっては、出来るだけ正社員（短時間正社員を含む）で採用するようにした	新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）短縮した	新規求人に当たり、月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	新規求人に当たり、雇用見込み期間を１年未満に抑制した	出来るだけ、（適用除外の）学生を活用するようにした	出来るだけ、７０歳以上の高齢者を活用するようにした	短時間労働者に任せていた業務を、派遣労働者の活用や業務委託に切り換えた	短時間労働者に任せていた業務を、省力化（機械化・自動化等）した	短時間労働者に任せていた業務（事業）の全部または一部を廃止した（海外移転を含む）	適用拡大に伴い、（適用対象となる）短時間労働者の福利厚生等を充実させた	適用拡大に伴い、（短時間）労働者の福利厚生等を圧縮した	その他※	無回答	平均選択数
ｎ数	443	255	68	293	16	24	14	70	7	1	6	1	8	8	3	33	－	49	10	2.0
%	100.0	57.6	15.3	66.1	3.6	5.4	3.2	15.8	1.6	0.2	1.4	0.2	1.8	1.8	0.7	7.4	－	11.1	2.3	

※「本人の希望に応じた（長時間化・短時間化等を反映した）雇用区分へ再度、振り分けを行った（雇用区分を新設した）」「該当者と話合い、業務との擦合せも行った上で契約内容を見直した」等の自由記述があった。

問９付問②．付問①で○を付けたうち、もっとも優先した見直しは何ですか。

	社会保険の適用拡大に伴い、何らかの「見直しを行った」特定適用事業所等計	新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数を抑制した、等も含む）	新たな適用拡大に伴い、対象者を正社員（短時間正社員を含む）へ転換した	新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数が増大した、等も含む）	新たな適用を回避するための、対象者の月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）延長した	新規求人に当たっては、出来るだけ正社員（短時間正社員を含む）で採用するようにした	新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）短縮した	新規求人に当たり、月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	新規求人に当たり、雇用見込み期間を１年未満に抑制した	出来るだけ、（適用除外の）学生を活用するようにした	出来るだけ、７０歳以上の高齢者を活用するようにした	短時間労働者に任せていた業務を、派遣労働者の活用や業務委託に切り換えた	短時間労働者に任せていた業務を、省力化（機械化・自動化等）した	短時間労働者に任せていた業務（事業）の全部または一部を廃止した（海外移転を含む）	適用拡大に伴い、（適用対象となる）短時間労働者の福利厚生等を充実させた	適用拡大に伴い、（短時間）労働者の福利厚生等を圧縮した	その他	無回答
ｎ数	443	109	8	174	3	4	2	11	－	－	－	1	3	2	－	19	－	44	63
%	100.0	24.6	1.8	39.3	0.7	0.9	0.5	2.5	－	－	－	0.2	0.7	0.5	－	4.3	－	9.9	14.2

問９付問③．付問②の見直しを、いつ頃、行いましたか。

	社会保険の適用拡大に伴い、何らかの「雇用管理上、見直しを行った」特定適用事業所等計	平成２７年９月以前（適用拡大の１年以上前）	平成２７年１０月～平成２８年３月（１年～半年前）	平成２８年４～９月（半年前～直前）	平成２８年１０月以降（適用拡大以降）	無回答
ｎ数	443	14	41	258	93	37
%	100.0	3.2	9.3	58.2	21.0	8.4

問９付問（ｉ）．新たに適用を拡大した理由は、何ですか。

（複数回答）	「新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した」か「対象者を正社員へ転換した」か「新規求人に当たり、所定労働時間を延長した」か「出来るだけ正社員で採用するようにした」事業所計	短時間労働者の処遇を改善し、人材の確保・定着を図りたいから	短時間労働者自身が希望したから	適用を回避すると、業務等に支障が出るから（短時間労働者の離職等にもつながるから）	短時間労働者がより長い労働時間、働く動機になると思うから	週２０時間未満では、雇用保険も適用対象外になってしまうから	適用回避は、企業イメージを悪化させる恐れがあるから	その他※	無回答	平均選択数
ｎ数	280	127	219	111	41	28	46	5	4	2.1
%	100.0	45.4	78.2	39.6	14.6	10.0	16.4	1.8	1.4	

※「法令遵守のため」等の自由記述があった。

問９付問（ｉｉ）．短時間労働者の週の所定労働時間を５時間以上延長し、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合や、短時間労働者の手取り収入が減少しないよう、賃金規定等を改定して２％以上増額し、かつ週の所定労働時間を１時間以上５時間未満の範囲で延長して、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合や、短時間労働者の手取り収入が減少しないよう、賃金規定等を改定して２％以上増額し、かつ週の所定労働時間を１時間以上５時間未満の範囲で延長して、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合には、「キャリアアップ助成金」（１人当たり２．８５～２４万円）が支給される可能性があります。問９の対応に当たり、これを活用しましたか。

	「新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した」か「対象者を正社員へ転換した」か「新規求人に当たり、所定労働時間を延長した」か「出来るだけ正社員で採用するようにした」事業所計	活用した	活用しなかった	無回答
ｎ数	280	13	249	18
%	100.0	4.6	88.9	6.4

問９付問（ｉｉ）付問．活用しなかった理由は、何ですか。

（複数回答）	キャリアアップ助成金を「活用しなかった」事業所計	特に必要なかったから	助成金制度があることを知らなかったから	手続きが面倒だから	支給要件（週の所定労働時間の延長）が厳しいから	支給要件（賃金規定等の増額）が厳しいから	助成金の受給資格がないから（労働関係の法令違反がある等）	その他※	無回答	平均選択数
ｎ数	249	65	103	54	18	32	19	18	10	1.3
%	100.0	26.1	41.4	21.7	7.2	12.9	7.6	7.2	4.0	

※「支給要件を満たす該当者がいなかったから」「助成金関係は本社所管のため」等の自由記述があった。

問９付問（ｉｉｉ）．新たな適用を回避した理由は、何ですか。

（複数回答）	「新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した」か「対象者の月額賃金の水準設定を引き下げた」か「新規求人に当たり、所定労働時間を短縮した」か「月額賃金の水準設定を引き下げた」か「雇用見込み期間を１年未満に抑制した」か「出来るだけ、学生を活用するようにした」か「７０歳以上の高齢者を活用するようにした」事業所計	総額人件費の増加につながるから	短時間労働者自身が希望していないから	親会社の意向やグループ会社の動向に準じるから	その他	無回答	平均選択数
ｎ数	308	57	282	3	2	19	1.2
%	100.0	18.5	91.6	1.0	0.6	6.2	

問９付問（ｉｖ）．付問（ｉｉｉ）で２を選択した場合、短時間労働者が社会保険の適用を希望しない理由は、何だと思いますか。

（複数回答）	「短時間労働者が希望していないから」と回答した事業所計	手取り収入が減少するから	配偶者控除を受けられなくなるから	配偶者の会社から手当（配偶者手当や家族手当等）が支給されない恐れがあるから	健康保険の扶養から外れるから	（育児や介護、病気等の事情で）働く時間を増やせないから	（自身で）社会保険に加入するメリットがわからないから	会社側に（社会保険に加入したいという）希望を言い難いから	周囲の動向を見てから、加入をどうするか決めようと思っているから	その他※	無回答	平均選択数
ｎ数	282	183	211	185	221	81	50	－	6	9	－	3.4
%	100.0	64.9	74.8	65.6	78.4	28.7	17.7	－	2.1	3.2	－	

※「年金が減額になってしまうため」等の自由記述があった。

問９付問（ｖ）．短時間労働者の週の所定労働時間を延長し、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合等には、「キャリアアップ助成金」が支給される可能性があります。こうした制度があることを、ご存知でしたか。

	所定労働時間を週30時間以上に延長して、新たに厚生年金・健康保険が適用された人	所定労働時間を変えずに、あるいはやや延長して週20時間以上30時間未満で、新たに厚生年金・健康保険が適用された人	厚生年金・健康保険の適用を回避するため、所定労働時間を短縮した人	退職した（厚生年金・健康保険の適用拡大を理由とするものに限らない）人
n数	308	120	157	31
%	100.0	39.0	51.0	10.1

問１０．適用拡大の対象となる短時間労働者に対しては、いつ頃、説明を行いましたか。

	社会保険の適用拡大に伴い、既存の対象者や新たな雇用者について、雇用管理上、何らかの見直しを行った」特定適用事業所等計	平成27年9月以前（適用拡大の1年以上前）	平成27年10月～平成28年3月（1年～半年前）	平成28年4～9月（半年前～直前）	平成28年10月以降（適用拡大以降）	無回答
n数	386	23	40	283	23	17
%	100.0	6.0	10.4	73.3	6.0	4.4

問１１．平成２８年４月（適用拡大の半年前）～平成２９年３月末（適用拡大の半年後）までの１年間に於ける、厚生年金・健康保険の適用の拡大状況について教えてください。（人数記入欄）

（平成２８年４月時点で、適用拡大の要件を満たしていた短時間労働者（定年再雇用者を含む））

	社会保険の適用拡大に伴い、何らかの見直しを行った」特定適用事業所等計	0人	1～5人	6～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51人以上	無回答
n数	880	98	349	78	73	21	23	13	63	162
%	100.0	11.1	39.7	8.9	8.3	2.4	2.6	1.5	7.2	18.4

（上記のうち、適用拡大を経て平成２９年３月末までに下記の対応を行った人）

		社会保険の適用拡大に伴い、何らかの見直しを行った」特定適用事業所等計	0人	1～5人	6～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51人以上	無回答
所定労働時間を週３０時間以上に延長して、新たに厚生年金・健康保険が適用された人	n数	880	399	143	21	13	11	4	2	10	277
	%	100.0	45.3	16.3	2.4	1.5	1.3	0.5	0.2	1.1	31.5
所定労働時間を変えずに、あるいはやや延長して週２０時間以上３０時間未満で、新たに厚生年金・健康保険が適用された人	n数	880	156	290	53	50	22	5	9	30	265
	%	100.0	17.7	33.0	6.0	5.7	2.5	0.6	1.0	3.4	30.1
厚生年金・健康保険の適用を回避するため、所定労働時間を短縮した人	n数	880	285	216	36	22	7	5	6	16	287
	%	100.0	32.4	24.5	4.1	2.5	0.8	0.6	0.7	1.8	32.6
退職した（厚生年金・健康保険の適用拡大を理由とするものに限らない）人	n数	880	399	136	30	9	5	6	2	13	280
	%	100.0	45.3	15.5	3.4	1.0	0.6	0.7	0.2	1.5	31.8

（平成２８年５月以降～平成２９年３月末までに、下記の対応を行った人）

		社会保険の適用拡大に伴い、何らかの見直しを行った」特定適用事業所等計	0人	1～5人	6～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51人以上	無回答
所定労働時間を延ばすなどして、新たに厚生年金・健康保険が適用された人	n数	880	282	149	26	11	7	4	3	15	383
	%	100.0	32.0	16.9	3.0	1.3	0.8	0.5	0.3	1.7	43.5
新たに採用（定年再雇用を含む）して、厚生年金・健康保険が適用された人	n数	880	260	147	30	26	6	5	8	22	376
	%	100.0	29.5	16.7	3.4	3.0	0.7	0.6	0.9	2.5	42.7

問１１．新たに厚生年金・健康保険が適用された人の、以前の被保険者区分（%記入欄）

		社会保険の適用拡大に伴い、何らかの見直しを行った」特定適用事業所等計	0%	1～20%	21～40%	41～60%	61～80%	81～100%	無回答
第１号被保険者	n数	880	171	23	28	26	8	66	558
	%	100.0	19.4	2.6	3.2	3.0	0.9	7.5	63.4
第２号被保険者	n数	880	217	20	19	17	16	33	558
	%	100.0	24.7	2.3	2.2	1.9	1.8	3.8	63.4
第３号被保険者	n数	880	173	29	15	24	21	60	558
	%	100.0	19.7	3.3	1.7	2.7	2.4	6.8	63.4
その他	n数	880	230	15	10	11	10	46	558
	%	100.0	26.1	1.7	1.1	1.3	1.1	5.2	63.4

問１２．厚生年金・健康保険の適用拡大（平成２８年（昨年）１０月１日）（規模５００人以下の地方公共団体については平成２９年４月１日）に伴い、短時間労働者（定年再雇用者を含む）の平均的な所定労働時間の長さや雇用者数は、どのように変化しましたか（契約期間等に合わせ、前倒しで見直した場合も含め、適用拡大を主な理由とする過去１年程度の変化についてご回答ください）。

（平均的な所定労働時間の長さ）

	社会保険の適用拡大に伴い、雇用管理上、何らかの「見直しを行った」か「（適用拡大の対象者は）いたが、特に見直しを行わなかった」特定適用事業所等計	大幅に長くなった（＋１５％以上）	やや長くなった（＋５％以上１５％未満）	横ばい推移した（±５％未満）で	やや短くなった（－５％以下１５％未満）	大幅に短くなった（－１５％以下）	無回答	長くなった計	短くなった計
ｎ数	880	4	61	614	97	7	97	65	104
％	100.0	0.5	6.9	69.8	11.0	0.8	11.0	7.4	11.8

（雇用者数）

	社会保険の適用拡大に伴い、雇用管理上、何らかの「見直しを行った」か「（適用拡大の対象者は）いたが、特に見直しを行わなかった」特定適用事業所等計	増加（＋１０％以上）した	やや増加（＋５％以上１０％未満）した	横ばい推移した（±５％未満）で	やや減少（－５％以下１０％未満）した	減少（－１０％以下）した	無回答	増加した計	減少した計
ｎ数	880	13	42	673	31	15	106	55	46
％	100.0	1.5	4.8	76.5	3.5	1.7	12.0	6.3	5.2

問１２付問①．適用拡大後、短時間労働者の必要な総労働力を、確保できていますか。

	社会保険の適用拡大に伴い、雇用管理上、何らかの「見直しを行った」か「（適用拡大の対象者は）いたが、特に見直しを行わなかった」特定適用事業所等計	できている	できているが、今後については不安	できていない	無回答
ｎ数	880	367	180	186	147
％	100.0	41.7	20.5	21.1	16.7

問１２付問②．適用拡大後の職場の変化として、次のａ～ｅにどの程度、当てはまりますか。

（ａ．短時間労働者の就労意欲が高まった）

	社会保険の適用拡大に伴い、雇用管理上、何らかの「見直しを行った」か「（適用拡大の対象者は）いたが、特に見直しを行わなかった」特定適用事業所等計	非常に当てはまる	どちらかと言えば当てはまる	どちらかと言えば当てはまらない	全く当てはまらない	何とも言えない・分からない	無回答	当てはまる計	当てはまらない計
ｎ数	880	3	80	131	106	495	65	83	237
％	100.0	0.3	9.1	14.9	12.0	56.3	7.4	9.4	26.9

（ｂ．短時間労働者の定着率が高まった）

	社会保険の適用拡大に伴い、雇用管理上、何らかの「見直しを行った」か「（適用拡大の対象者は）いたが、特に見直しを行わなかった」特定適用事業所等計	非常に当てはまる	どちらかと言えば当てはまる	どちらかと言えば当てはまらない	全く当てはまらない	何とも言えない・分からない	無回答	当てはまる計	当てはまらない計
ｎ数	880	6	77	131	129	471	66	83	260
％	100.0	0.7	8.8	14.9	14.7	53.5	7.5	9.4	29.5

（ｃ．短時間労働者の求職者数が増えた）

	社会保険の適用拡大に伴い、雇用管理上、何らかの「見直しを行った」か「（適用拡大の対象者は）いたが、特に見直しを行わなかった」特定適用事業所等計	非常に当てはまる	どちらかと言えば当てはまる	どちらかと言えば当てはまらない	全く当てはまらない	何とも言えない・分からない	無回答	当てはまる計	当てはまらない計
ｎ数	880	－	20	185	192	414	69	20	377
％	100.0	－	2.3	21.0	21.8	47.0	7.8	2.3	42.8

（ｄ．短時間労働者の求職者の質が上がった）

	社会保険の適用拡大に伴い、雇用管理上、何らかの「見直しを行った」か「（適用拡大の対象者は）いたが、特に見直しを行わなかった」特定適用事業所等計	非常に当てはまる	どちらかと言えば当てはまる	どちらかと言えば当てはまらない	全く当てはまらない	何とも言えない・分からない	無回答	当てはまる計	当てはまらない計
ｎ数	880	－	13	151	157	493	66	13	308
％	100.0	－	1.5	17.2	17.8	56.0	7.5	1.5	35.0

（ｅ．正社員の残業時間（残業代）が減った）

	社会保険の適用拡大に伴い、雇用管理上、何らかの「見直しを行った」か「（適用拡大の対象者は）いたが、特に見直しを行わなかった」特定適用事業所等計	非常に当てはまる	どちらかと言えば当てはまる	どちらかと言えば当てはまらない	全く当てはまらない	何とも言えない・分からない	無回答	当てはまる計	当てはまらない計
ｎ数	880	3	32	209	209	360	67	35	418
％	100.0	0.3	3.6	23.8	23.8	40.9	7.6	4.0	47.5

問１３．今後、厚生年金・健康保険の更なる適用拡大（例えば、規模要件や賃金要件の廃止、労働時間要件の引下げ等）が行われた場合、貴事業所ではどのような対応を行うと思いますか。

	全有効回答事業所計	適用拡大の内容や時期等にも依るが、基本的には短時間労働者自身の希望に基づき、出来るだけ加入してもらう	短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する（一定割合については新たな適用を回避する）	短時間労働者自身の希望に拘わらず、出来るだけ新たな適用を回避する	何とも言えない・分からない	無回答
ｎ数	5,523	2,326	908	74	2,114	101
%	100.0	42.1	16.4	1.3	38.3	1.8
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	3,786	1,633	762	64	1,252	75
	100.0	43.1	20.1	1.7	33.1	2.0

問１３付問①．新たに適用を拡大する理由は、何ですか。

（複数回答）	更なる適用拡大が行われた場合、「基本的には短時間労働者自身の希望に基づき、出来るだけ加入してもらう」か「短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する」事業所計	短時間労働者の必要人数が確保し難くなっているから（人手不足だから）	短時間労働者の人材の質が確保し難くなっているから（人手不足だから）	短時間労働者の処遇を改善し、人材の定着を図りたいから（短時間労働者を安価な労働力として、いくらでも使える環境では無くなっているから）	責任等を任せたいから（正社員も採り難くなっており）短時間労働者により高度な業務や	適用を回避すると、業務等に支障が出るから（短時間労働者の離職等にもつながるから）	適用回避は、企業イメージを悪化させる恐れがあるから	その他※	無回答	平均選択数
ｎ数	3,234	881	582	1,437	345	624	463	227	622	1.8
%	100.0	27.2	18.0	44.4	10.7	19.3	14.3	7.0	19.2	
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	2,395	740	476	1,111	253	488	324	153	434	1.8
	100.0	30.9	19.9	46.4	10.6	20.4	13.5	6.4	18.1	

※「法的に適用拡大となれば加入してもらうのが当然のため」「法令遵守のため」「社会的要請に対応するため」「本人の希望を優先するため」「短時間労働者が非常に少ないため」等の自由記述があった。

問１３付問②．どのような方法で、適用を回避（一部適用・一部回避を含む）しますか。

（複数回答）	更なる適用拡大が行われた場合、「短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する」か「短時間労働者自身の希望に拘わらず、出来るだけ新たな適用を回避する」事業所計	短時間労働者を厳選し、適用拡大の対象者には もっと長く働いてもらう一方、雇用者数を抑制する（正社員（短時間正社員）への転換を含む）	適用要件に該当しないよう、短時間労働者の所定労働時間等を短くし、その分、より多くの短時間労働者等を雇用する（適用要件に該当しない）	短時間労働者に任せている業務を、派遣契約や業務委託に切り換える	短時間労働者に任せている業務を、省力化（機械化・自動化等）する	短時間労働者に任せている業務（事業）を廃止する（海外移転を含む）	その他※	無回答	平均選択数
ｎ数	982	558	408	84	128	9	49	51	1.3
%	100.0	56.8	41.5	8.6	13.0	0.9	5.0	5.2	
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	826	468	363	72	112	4	36	42	1.3
	100.0	56.7	43.9	8.7	13.6	0.5	4.4	5.1	

※「短時間労働者を雇用しない」「正社員でカバーする」「本人の希望に応じる」「分からない」等の自由記述があった。

問１３付問③．そうした対応で、事業所経営に必要な労働力を充分、確保できると思いますか。

	更なる適用拡大が行われた場合、「短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断するか「短時間労働者自身の希望に拘わらず、出来るだけ新たな適用を回避する」事業所計	問題なく、確保できると思う	難しい（今後の状況によっては／実際には）（確保できない）と思う	何とも言えない・分からない	無回答
ｎ数	982	150	287	516	29
%	100.0	15.3	29.2	52.5	3.0
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	826	123	252	426	25
	100.0	14.9	30.5	51.6	3.0

問１３付問④．対応方針は、どのような要素に依存して決まってくると思いますか。

（複数回答）	更なる適用拡大が行われた場合の対応について「何とも言えない・分からない」事業所計	労働力確保（人手不足等）の状況や見通し	会社の業績や景気の見通し	更なる適用拡大の内容や時期（事業・職場等への影響の大きさ）	正社員も含めた労働法制の変化と見通し（長時間労働の抑制、同一労働同一賃金等）	短時間労働者自身の希望	業務の省力化（機械化・自動化等）等の状況	親会社の意向やグループ会社の動向	その他※	無回答	平均選択数
ｎ数	2,114	1,079	806	558	599	891	125	458	103	42	2.2
%	100.0	51.0	38.1	26.4	28.3	42.1	5.9	21.7	4.9	2.0	
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	1,252	622	471	367	310	658	70	257	54	23	2.3
	100.0	49.7	37.6	29.3	24.8	52.6	5.6	20.5	4.3	1.8	

※「短時間労働者の活用状況（２０時間未満の人数等）」「社会保険料」「強制力の程度（義務か否か）」「分からない」等の自由記述があった。

問１４付問①．個人事業所の場合、業種によって社会保険の適用事業所となるかどうかが変わること※について、どう思いますか。

※常時５人以上の雇用者が働いている事務所、工場、商店等の個人事業所は社会保険の適用事業所となるが、サービス業の一部（クリーニング業、飲食店、ビル清掃業等）や農業、漁業等はその限りではない（なお、これらの事業所も、厚生労働大臣の認可を受けることにより任意適用事業所となることができる）と注釈。

	全有効回答事業所計	納得できる	どちらかと言えば納得できる	どちらかと言えば納得できない	納得できない	よく分からない	無回答	納得できる計	納得できない計
n数	5,523	519	1,065	1,089	478	2,032	340	1,584	1,567
%	100.0	9.4	19.3	19.7	8.7	36.8	6.2	28.7	28.4

問１４付問②．企業の規模によって、短時間労働者に対する社会保険の適用範囲が異なり、企業間で競争条件が異なることについて、どう思いますか。

	全有効回答事業所計	納得できる	どちらかと言えば納得できる	どちらかと言えば納得できない	納得できない	よく分からない	無回答	納得できる計	納得できない計
n数	5,523	616	1,536	1,223	479	1,516	153	2,152	1,702
%	100.0	11.2	27.8	22.1	8.7	27.4	2.8	39.0	30.8

問１５．貴事業所が必要な労働力を確保する上で、短時間労働者が所得税や社会保険、年金の支給等を意識して労働時間の長さ等を調整する、いわゆる「就業調整」はどの程度、影響していますか。

	全有効回答事業所計	大いに影響している	一定程度、影響している	特段、影響していない	無回答
n数	5,523	440	1,460	3,240	383
%	100.0	8.0	26.4	58.7	6.9

問１５付問①．「就業調整」には多様な種類がありますが、貴事業所にとってはどの基準（所得税や社会保険、年金の支給等に係る適用基準）が、影響していると思いますか。

（複数回答）	就業調整が「影響している」事業所計	住民税の支払い義務を回避するための基準（１００万円以下に抑制）	自身の収入に対する所得税の課税を回避するための基準（１０３万円以下に抑制）	配偶者控除の適用を受けるための基準（１０３万円以下に抑制）	配偶者特別控除の適用を受けるための基準（１０３万円超１４１万円未満に抑制）	配偶者の被用者保険の被扶養者にとどまるための基準（１３０万円未満に抑制）	雇用保険の加入を回避するための基準（週２０時間未満に抑制）	社会保険の加入を回避するための基準（週３０時間未満等に抑制）	社会保険の加入を回避するための基準（週２０時間未満や月額賃金８．８万円未満に抑制）	所得税の適用税率を低く抑えるための基準（１９５万円以下に抑制）	一定額を超えると「配偶者の勤務先から手当（配偶者手当、家族手当等）をもらえなくなること」を回避するための基準	受給している公的年金が支給停止にならないよう（あるいは減額率が小さくなるよう）にする基準	その他※	無回答	平均選択数
n数	1,900	327	787	1,403	573	1,156	217	632	603	33	542	315	16	15	3.5
%	100.0	17.2	41.4	73.8	30.2	60.8	11.4	33.3	31.7	1.7	28.5	16.6	0.8	0.8	

※「外国人留学生の勤務時間制限」「母子手当の支給要件」「保育園の入所基準」「介護保険料」等の自由記述があった。

問１５付問②．付問①で○を付けたうち、もっとも影響が大きい基準は何だと思いますか。

	就業調整が「影響している」事業所計	住民税の支払い義務を回避するための基準（１００万円以下に抑制）	自身の収入に対する所得税の課税を回避するための基準（１０３万円以下に抑制）	配偶者控除の適用を受けるための基準（１０３万円以下に抑制）	配偶者特別控除の適用を受けるための基準（１０３万円超１４１万円未満に抑制）	配偶者の被用者保険の被扶養者にとどまるための基準（１３０万円未満に抑制）	雇用保険の加入を回避するための基準（週２０時間未満に抑制）	社会保険の加入を回避するための基準（週３０時間未満等に抑制）	社会保険の加入を回避するための基準（週２０時間未満や月額賃金８．８万円未満に抑制）	所得税の適用税率を低く抑えるための基準（１９５万円以下に抑制）	一定額を超えると「配偶者の勤務先から手当（配偶者手当、家族手当等）をもらえなくなること」を回避するための基準	受給している公的年金が支給停止にならないよう（あるいは減額率が小さくなるよう）にする基準	その他	無回答
n数	1,900	8	133	682	38	392	16	145	189	－	61	96	8	132
%	100.0	0.4	7.0	35.9	2.0	20.6	0.8	7.6	9.9	－	3.2	5.1	0.4	6.9

問１６．社会保険に加入できる条件が掲げられた求人が、人材の確保に有効かどうかについて、貴事業所ではどのように感じていますか。

	全有効回答事業所計	非常に有効だと思う	どちらかといえば有効だと思う	何とも言えない・分からない	どちらかといえば関係ないと思う	全く関係ないと思う	無回答	有効だと思う計	関係ないと思う計
n数	5,523	559	2,074	1,424	959	361	146	2,633	1,320
%	100.0	10.1	37.6	25.8	17.4	6.5	2.6	47.7	23.9

問１７．貴事業所では、配偶者手当を支給していますか。

	全有効回答事業所計	支給している	過去５年間に廃止した	以前から、（５年以上前）支給していない	無回答
ｎ数	5,523	3,931	136	1,391	65
%	100.0	71.2	2.5	25.2	1.2

問１７付問①．過去５年間に、見直しを行いましたか。

	「配偶者手当を支給している」事業所計	見直し（縮小）を行った	見直し（拡充）を行った	見直しは特段、行っていない	無回答
ｎ数	3,931	261	264	3,338	68
%	100.0	6.6	6.7	84.9	1.7

問１７付問②．今後、見直しの予定はありますか。

	「配偶者手当を支給している」事業所計	見直しを予定している	見直しの予定はないが、今後検討する	見直しは、全く考えていない	無回答
ｎ数	3,931	276	657	1,980	1,018
%	100.0	7.0	16.7	50.4	25.9

問１７付問（ｉ）．どのような見直しを行いましたか（どのような見直しを予定していますか）。

（複数回答）	「配偶者手当を「支給している」かつ、過去５年間に見直しを行った／今後の見直しを予定している」事業所計	基本給に配偶者手当の原資を充当	子ども等の扶養家族（配偶者を除く）に対する手当に、配偶者手当の原資を充当	資格や能力等に応じて支給する手当に、配偶者手当の原資を充当	配偶者手当の支給対象要件（収入要件）の引上げ	配偶者手当の支給水準の引下げ	配偶者手当の廃止	その他※	無回答	平均選択数
ｎ数	731	46	248	11	92	139	41	128	148	1.2
%	100.0	6.3	33.9	1.5	12.6	19.0	5.6	17.5	20.2	
問１７付問①．過去５年間の見直し状況										
見直し（拡充または縮小）を行った	525	20	179	7	66	109	9	109	98	1.2
	100.0	3.8	34.1	1.3	12.6	20.8	1.7	20.8	18.7	
問１７付問②．今後の見直し予定										
見直しを予定している	276	29	111	4	30	50	36	25	56	1.3
	100.0	10.5	40.2	1.4	10.9	18.1	13.0	9.1	20.3	

※「（ペアに伴う）配偶者手当の増額」「支給要件の追加」「配偶者手当を減額し、子の扶養手当を増額した」「介護支援手当を新設し、配偶者手当の原資を充当した」
「グループ内で支給要件を統一」「人事院勧告に準拠した見直し」「具体的な見直し内容は未定」等の自由記述があった。

問１７付問（ｉｉ）．貴事業所の配偶者手当に、収入要件はありますか（過去５年間に廃止した場合、収入要件はありましたか）。

	「配偶者手当を「支給している」か、「過去５年間に廃止した」事業所計	ある（あった）	ない（なかった）	無回答
ｎ数	4,067	2,665	1,147	255
%	100.0	65.5	28.2	6.3
問１７．配偶者手当の支給有無				
支給している	3,931	2,576	1,110	245
	100.0	65.5	28.2	6.2
過去５年間に廃止した	136	89	37	10
	100.0	65.4	27.2	7.4

問１７付問（ｉｉ）付問．現在、支給している配偶者手当の、収入要件はどうなっていますか。

	「配偶者手当に収入要件がある（あった）」事業所計	１０３万円（配偶者控除の適用を受けるための基準）	１３０万円（配偶者の被扶養者にとどまるための基準）	１５０万円（配偶者控除等を満額受けるための基準）（来年より引上げ予定）	その他※	無回答
ｎ数	2,665	1,342	1,145	31	139	8
%	100.0	50.4	43.0	1.2	5.2	0.3

※「１３０万円以内＋介護認定」「配偶者の収入が本人収入を超えないこと」「１か２のいずれかであること」「３００万円以内」「２０１万円以内」
「１４１万円未満」「１２０万円以下」「１００万円以下」「無収入であること」「本人が世帯主であること」等の自由記述があった。

問１８．貴事業所では、兼業・副業規制（許可なく他人に雇入れられることや、在職のまま他の職業に従事すること等の禁止）を定めていますか。

	全有効回答事業所計	就業規則で定めている	内部の規程で定めている	特段、定めていない	無回答
ｎ数	5,523	4,003	257	929	334
%	100.0	72.5	4.7	16.8	6.0

問１８付問①. 兼業・副業規制の適用範囲を、教えてください。

（複数回答）	「兼業・副業規制を一定めている」事業所計	正社員（無期契約）	再雇用者（正社員の）定年後、	フルタイム労働者（１，２以外）	短時間労働者（１，２以外）	無回答	平均選択数
n数	4,260	4,001	2,705	1,857	1,302	74	2.4
%	100.0	93.9	63.5	43.6	30.6	1.7	

問１８付問②. 規制の有無に依らず、貴事業所として兼業・副業の実態をどの程度、把握していますか。

	全有効回答事業所計	ほとんど把握している	ある程度、把握している	把握していない	無回答
n数	5,523	1,326	2,006	1,900	291
%	100.0	24.0	36.3	34.4	5.3

問１８付問③. 一般に、労働者が兼業・副業を行っている場合に、兼業・副業先の労働条件（所定労働時間の長さや月額賃金等）を通算して、社会保険の適用可否を判断することについて、どのように考えますか。

「Ａ．兼業・副業の拡大につながる」⇔「Ｂ．兼業・副業の抑制につながる」

	全有効回答事業所計	Ａである	どちらかと言えばＡ	何とも言えない	どちらかと言えばＢ	Ｂである	無回答	Ａ．兼業・副業の拡大につながる計	Ｂ．兼業・副業の抑制につながる計
n数	5,523	168	466	3,322	836	443	288	634	1,279
%	100.0	3.0	8.4	60.1	15.1	8.0	5.2	11.5	23.2

「Ａ．人材の確保・定着につながる」⇔「Ｂ．人材の流出につながる」

	全有効回答事業所計	Ａである	どちらかと言えばＡ	何とも言えない	どちらかと言えばＢ	Ｂである	無回答	Ａ．人材の確保・定着につながる計	Ｂ．人材の流出につながる計
n数	5,523	90	550	3,718	616	261	288	640	877
%	100.0	1.6	10.0	67.3	11.2	4.7	5.2	11.6	15.9

「Ａ．社会保険料負担の増加よりも、人材の確保を優先したい」⇔「Ｂ．人材の確保よりも、社会保険料負担が増加しないことを優先したい」

	全有効回答事業所計	Ａである	どちらかと言えばＡ	何とも言えない	どちらかと言えばＢ	Ｂである	無回答	Ａ．社会保険料負担の増加よりも、人材の確保を優先したい計	Ｂ．人材の確保よりも、社会保険料負担が増加しないことを優先したい計
n数	5,523	546	1,169	3,100	298	125	285	1,715	423
%	100.0	9.9	21.2	56.1	5.4	2.3	5.2	31.1	7.7

クロス集計結果（※主要なもの）

問１．貴事業所について教えてください。

（主たる業種）

	全有効回答事業所計	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業	小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	サービス業（他に分類されないもの）	公務	その他	無回答
総数	5,523	700	718	44	82	212	525	534	196	94	167	276	96	286	886	66	483	76	14	68
	100.0	12.7	13.0	0.8	1.5	3.8	9.5	9.7	3.5	1.7	3.0	5.0	1.7	5.2	16.0	1.2	8.7	1.4	0.3	1.2
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	3,786	295	464	26	34	126	272	409	112	51	101	247	87	257	825	50	319	62	6	43
	100.0	7.8	12.3	0.7	0.9	3.3	7.2	10.8	3.0	1.3	2.7	6.5	2.3	6.8	21.8	1.3	8.4	1.6	0.2	1.1
問１．主たる業種																				
建設業	700	700	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
製造業	718	－	718	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	44	－	－	44	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100.0	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	82	－	－	－	82	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100.0	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	212	－	－	－	－	212	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100.0	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売業	525	－	－	－	－	－	525	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100.0	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
小売業	534	－	－	－	－	－	－	534	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融業、保険業	196	－	－	－	－	－	－	－	196	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業、物品賃貸業	94	－	－	－	－	－	－	－	－	94	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	167	－	－	－	－	－	－	－	－	－	167	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿泊業、飲食サービス業	276	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	276	－	－	－	－	－	－	－	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	96	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	96	－	－	－	－	－	－	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－
教育、学習支援業	286	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	286	－	－	－	－	－	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	886	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	886	－	－	－	－	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	66	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	66	－	－	－	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－
サービス業（他に分類されないもの）	483	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	483	－	－	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－
公務	76	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	76	－	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－
その他	14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	14	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－
無回答	68	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	68
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0
サービス業計	1,088	－	－	－	－	－	－	－	－	－	167	276	96	－	－	66	483	－	－	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	15.3	25.4	8.8	－	－	6.1	44.4	－	－	－
問１．事業所に於ける雇用者の規模																				
３０人以下	1,797	222	154	17	20	63	221	183	92	44	60	126	31	53	259	14	177	28	6	27
	100.0	12.4	8.6	0.9	1.1	3.5	12.3	10.2	5.1	2.4	3.3	7.0	1.7	2.9	14.4	0.8	9.8	1.6	0.3	1.5
３１～１００人	2,097	308	272	17	22	91	192	215	60	30	69	83	38	99	362	27	166	24	6	16
	100.0	14.7	13.0	0.8	1.0	4.3	9.2	10.3	2.9	1.4	3.3	4.0	1.8	4.7	17.3	1.3	7.9	1.1	0.3	0.8
１０１～３００人	993	123	173	8	25	42	87	85	27	12	21	47	21	62	143	17	85	5	1	9
	100.0	12.4	17.4	0.8	2.5	4.2	8.8	8.6	2.7	1.2	2.1	4.7	2.1	6.2	14.4	1.7	8.6	0.5	0.1	0.9
３０１～５００人	195	22	39	－	6	3	14	14	5	2	6	2	2	16	43	3	11	6	－	1
	100.0	11.3	20.0	－	3.1	1.5	7.2	7.2	2.6	1.0	3.1	1.0	1.0	8.2	22.1	1.5	5.6	3.1	－	0.5
５０１～１，０００人	216	11	40	1	5	6	8	10	6	3	7	7	1	25	49	3	18	11	1	4
	100.0	5.1	18.5	0.5	2.3	2.8	3.7	4.6	2.8	1.4	3.2	3.2	0.5	11.6	22.7	1.4	8.3	5.1	0.5	1.9
１，００１人以上	142	6	34	1	3	2	1	10	5	2	2	6	－	28	22	1	16	2	－	1
	100.0	4.2	23.9	0.7	2.1	1.4	0.7	7.0	3.5	1.4	1.4	4.2	－	19.7	15.5	0.7	11.3	1.4	－	0.7
無回答	83	8	6	－	1	5	2	17	1	1	2	5	3	3	8	1	10	－	－	10
	100.0	9.6	7.2	－	1.2	6.0	2.4	20.5	1.2	1.2	2.4	6.0	3.6	3.6	9.6	1.2	12.0	－	－	12.0
問１．所在地ブロック																				
北海道	304	37	26	2	4	14	15	32	12	1	12	24	5	16	61	12	24	3	－	4
	100.0	12.2	8.6	0.7	1.3	4.6	4.9	10.5	3.9	0.3	3.9	7.9	1.6	5.3	20.1	3.9	7.9	1.0	－	1.3
東北	497	65	67	8	5	16	30	60	16	2	7	18	9	20	120	13	28	12	－	1
	100.0	13.1	13.5	1.6	1.0	3.2	6.0	12.1	3.2	0.4	1.4	3.6	1.8	4.0	24.1	2.6	5.6	2.4	－	0.2
北関東・甲信	390	41	70	4	－	18	27	42	21	6	10	14	10	14	57	5	38	5	2	6
	100.0	10.5	17.9	1.0	－	4.6	6.9	10.8	5.4	1.5	2.6	3.6	2.6	3.6	14.6	1.3	9.7	1.3	0.5	1.5
南関東	1,249	155	141	7	35	46	151	110	52	37	42	60	25	70	183	2	117	1	5	10
	100.0	12.4	11.3	0.6	2.8	3.7	12.1	8.8	4.2	3.0	3.4	4.8	2.0	5.6	14.7	0.2	9.4	0.1	0.4	0.8
北陸	316	55	45	3	4	9	42	25	8	1	5	13	5	19	45	2	29	4	－	2
	100.0	17.4	14.2	0.9	1.3	2.8	13.3	7.9	2.5	0.3	1.6	4.1	1.6	6.0	14.2	0.6	9.2	1.3	－	0.6
東海	659	84	121	2	10	24	70	50	24	12	27	36	14	18	85	18	58	1	1	4
	100.0	12.7	18.4	0.3	1.5	3.6	10.6	7.6	3.6	1.8	4.1	5.5	2.1	2.7	12.9	2.7	8.8	0.2	0.2	0.6
近畿	819	87	113	4	12	30	91	69	20	16	25	32	6	57	138	5	88	6	4	16
	100.0	10.6	13.8	0.5	1.5	3.7	11.1	8.4	2.4	2.0	3.1	3.9	0.7	7.0	16.8	0.6	10.7	0.7	0.5	2.0
中国	431	58	58	9	1	26	37	47	10	12	17	36	4	17	59	1	34	－	1	4
	100.0	13.5	13.5	2.1	0.2	6.0	8.6	10.9	2.3	2.8	3.9	8.4	0.9	3.9	13.7	0.2	7.9	－	0.2	0.9
四国	186	23	17	1	4	－	14	31	12	3	5	10	2	8	38	1	12	1	1	3
	100.0	12.4	9.1	0.5	2.2	－	7.5	16.7	6.5	1.6	2.7	5.4	1.1	4.3	20.4	0.5	6.5	0.5	0.5	1.6
九州	585	85	53	4	6	26	42	56	19	4	16	29	15	37	91	5	49	43	－	5
	100.0	14.5	9.1	0.7	1.0	4.4	7.2	9.6	3.2	0.7	2.7	5.0	2.6	6.3	15.6	0.9	8.4	7.4	－	0.9
無回答	87	10	7	－	1	3	6	12	2	－	1	4	1	10	9	2	6	－	－	13
	100.0	11.5	8.0	－	1.1	3.4	6.9	13.8	2.3	－	1.1	4.6	1.1	11.5	10.3	2.3	6.9	－	－	14.9
問１付問．経常利益額の３年前との比較（増減計）																				
増加した計	2,128	414	322	21	35	90	223	210	46	51	67	110	27	51	224	25	191	1	8	12
	100.0	19.5	15.1	1.0	1.6	4.2	10.5	9.9	2.2	2.4	3.1	5.2	1.3	2.4	10.5	1.2	9.0	0.0	0.4	0.6
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	1,069	124	138	8	18	51	114	94	28	19	35	63	19	45	179	8	115	2	1	8
	100.0	11.6	12.9	0.7	1.7	4.8	10.7	8.8	2.6	1.8	3.3	5.9	1.8	4.2	16.7	0.7	10.8	0.2	0.1	0.7
減少した計	1,606	126	200	11	19	47	155	156	110	19	47	77	41	72	350	25	120	3	4	24
	100.0	7.8	12.5	0.7	1.2	2.9	9.7	9.7	6.8	1.2	2.9	4.8	2.6	4.5	21.8	1.6	7.5	0.2	0.2	1.5
事業所の設立から４年未満である	38	2	2	－	－	3	－	2	2	2	－	－	－	3	13	1	8	－	－	－
	100.0	5.3	5.3	－	－	7.9	－	5.3	5.3	5.3	－	－	－	7.9	34.2	2.6	21.1	－	－	－
無回答	682	34	56	4	10	21	33	72	10	3	18	26	9	115	120	7	49	70	1	24
	100.0	5.0	8.2	0.6	1.5	3.1	4.8	10.6	1.5	0.4	2.6	3.8	1.3	16.9	17.6	1.0	7.2	10.3	0.1	3.5
問１付問．労使関係																				
過半数代表の労働組合がある	1,360	191	261	19	26	94	80	206	87	13	35	37	5	52	91	29	68	49	3	14
	100.0	14.0	19.2	1.4	1.9	6.9	5.9	15.1	6.4	1.0	2.6	2.7	0.4	3.8	6.7	2.1	5.0	3.6	0.2	1.0
過半数代表ではないが、労働組合がある	480	23	43	3	7	19	27	40	16	6	21	19	3	116	62	10	45	13	1	6
	100.0	4.8	9.0	0.6	1.5	4.0	5.6	8.3	3.3	1.3	4.4	4.0	0.6	24.2	12.9	2.1	9.4	2.7	0.2	1.3
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	1,362	209	175	5	27	36	153	80	35	27	58	70	16	51	242	15	140	4	3	16
	100.0	15.3	12.8	0.4	2.0	2.6	11.2	5.9	2.6	2.0	4.3	5.1	1.2	3.7	17.8	1.1	10.3	0.3	0.2	1.2
労働組合も、定期的な労使協議もない	2,106	264	208	15	21	53	248	172	54	46	47	140	68	56	465	11	215	1	6	16
	100.0	12.5	9.9	0.7	1.0	2.5	11.8	8.2	2.6	2.2	2.2	6.6	3.2	2.7	22.1	0.5	10.2	0.0	0.3	0.8
無回答	215	13	31	2	1	10	17	36	4	2	6	10	4	11	26	1	15	9	1	16
	100.0	6.0	14.4	0.9	0.5	4.7	7.9	16.7	1.9	0.9	2.8	4.7	1.9	5.1	12.1	0.5	7.0	4.2	0.5	7.4
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分																				
特定適用事業所等計	1,344	88	131	14	9	42	57	197	49	23	36	61	14	104	315	18	116	60	3	7
	100.0	6.5	9.7	1.0	0.7	3.1	4.2	14.7	3.6	1.7	2.7	4.5	1.0	7.7	23.4	1.3	8.6	4.5	0.2	0.5
特定適用事業所等以外の事業所計	2,316	192	314	12	23	78	203	199	60	27	61	183	71	144	486	30	196	－	3	34
	100.0	8.3	13.6	0.5	1.0	3.4	8.8	8.6	2.6	1.2	2.6	7.9	3.1	6.2	21.0	1.3	8.5	－	0.1	1.5
無回答	126	15	19	－	2	6	12	13	3	1	4	3	2	9	24	2	7	2	－	2
	100.0	11.9	15.1	－	1.6	4.8	9.5	10.3	2.4	0.8	3.2	2.4	1.6	7.1	19.0	1.6	5.6	1.6	－	1.6

（事業所に於ける雇用者の規模）

	全有効回答事業所計	３０人以下	３１～１００人	１０１～３００人	３０１～５００人	１５０１～１０００人	１，００１人以上	無回答
総数	5,523	1,797	2,097	993	195	216	142	83
	100.0	32.5	38.0	18.0	3.5	3.9	2.6	1.5
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	3,786	915	1,522	797	173	186	129	64
	100.0	24.2	40.2	21.1	4.6	4.9	3.4	1.7
問１．主たる業種								
建設業	700	222	308	123	22	11	6	8
	100.0	31.7	44.0	17.6	3.1	1.6	0.9	1.1
製造業	718	154	272	173	39	40	34	6
	100.0	21.4	37.9	24.1	5.4	5.6	4.7	0.8
電気・ガス・熱供給・水道業	44	17	17	8	－	1	1	－
	100.0	38.6	38.6	18.2	－	2.3	2.3	－
情報通信業	82	20	22	25	6	5	3	1
	100.0	24.4	26.8	30.5	7.3	6.1	3.7	1.2
運輸業、郵便業	212	63	91	42	3	6	2	5
	100.0	29.7	42.9	19.8	1.4	2.8	0.9	2.4
卸売業	525	221	192	87	14	8	1	2
	100.0	42.1	36.6	16.6	2.7	1.5	0.2	0.4
小売業	534	183	215	85	14	10	10	17
	100.0	34.3	40.3	15.9	2.6	1.9	1.9	3.2
金融業、保険業	196	92	60	27	5	6	5	1
	100.0	46.9	30.6	13.8	2.6	3.1	2.6	0.5
不動産業、物品賃貸業	94	44	30	12	2	3	2	1
	100.0	46.8	31.9	12.8	2.1	3.2	2.1	1.1
学術研究、専門・技術サービス業	167	60	69	21	6	7	2	2
	100.0	35.9	41.3	12.6	3.6	4.2	1.2	1.2
宿泊業、飲食サービス業	276	126	83	47	2	7	6	5
	100.0	45.7	30.1	17.0	0.7	2.5	2.2	1.8
生活関連サービス業、娯楽業	96	31	38	21	2	1	－	3
	100.0	32.3	39.6	21.9	2.1	1.0	－	3.1
教育、学習支援業	286	53	99	62	16	25	28	3
	100.0	18.5	34.6	21.7	5.6	8.7	9.8	1.0
医療、福祉	886	259	362	143	43	49	22	8
	100.0	29.2	40.9	16.1	4.9	5.5	2.5	0.9
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	66	14	27	17	3	3	1	1
	100.0	21.2	40.9	25.8	4.5	4.5	1.5	1.5
サービス業（他に分類されないもの）	483	177	166	85	11	18	16	10
	100.0	36.6	34.4	17.6	2.3	3.7	3.3	2.1
公務	76	28	24	5	6	11	2	－
	100.0	36.8	31.6	6.6	7.9	14.5	2.6	－
その他	14	6	6	1	－	1	－	－
	100.0	42.9	42.9	7.1	－	7.1	－	－
無回答	68	27	16	9	1	4	1	10
	100.0	39.7	23.5	13.2	1.5	5.9	1.5	14.7
サービス業計	1,088	408	383	191	24	36	25	21
	100.0	37.5	35.2	17.6	2.2	3.3	2.3	1.9
問１．事業所に於ける雇用者の規模								
３０人以下	1,797	1,797	－	－	－	－	－	－
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－
３１～１００人	2,097	－	2,097	－	－	－	－	－
	100.0	－	100.0	－	－	－	－	－
１０１～３００人	993	－	－	993	－	－	－	－
	100.0	－	－	100.0	－	－	－	－
３０１～５００人	195	－	－	－	195	－	－	－
	100.0	－	－	－	100.0	－	－	－
５０１～１，０００人	216	－	－	－	－	216	－	－
	100.0	－	－	－	－	100.0	－	－
１，００１人以上	142	－	－	－	－	－	142	－
	100.0	－	－	－	－	－	100.0	－
無回答	83	－	－	－	－	－	－	83
	100.0	－	－	－	－	－	－	100.0
問１．所在地ブロック								
北海道	304	98	125	50	11	14	3	3
	100.0	32.2	41.1	16.4	3.6	4.6	1.0	1.0
東北	497	190	181	79	17	18	7	5
	100.0	38.2	36.4	15.9	3.4	3.6	1.4	1.0
北関東・甲信	390	149	135	70	10	17	4	5
	100.0	38.2	34.6	17.9	2.6	4.4	1.0	1.3
南関東	1,249	340	490	246	48	62	49	14
	100.0	27.2	39.2	19.7	3.8	5.0	3.9	1.1
北陸	316	99	140	57	4	6	5	5
	100.0	31.3	44.3	18.0	1.3	1.9	1.6	1.6
東海	659	201	236	126	30	32	25	9
	100.0	30.5	35.8	19.1	4.6	4.9	3.8	1.4
近畿	819	259	321	145	32	28	26	8
	100.0	31.6	39.2	17.7	3.9	3.4	3.2	1.0
中国	431	166	161	65	16	11	8	4
	100.0	38.5	37.4	15.1	3.7	2.6	1.9	0.9
四国	186	78	64	34	6	3	1	－
	100.0	41.9	34.4	18.3	3.2	1.6	0.5	－
九州	585	194	222	109	20	22	12	6
	100.0	33.2	37.9	18.6	3.4	3.8	2.1	1.0
無回答	87	23	22	12	1	3	2	24
	100.0	26.4	25.3	13.8	1.1	3.4	2.3	27.6
問１付問．経常利益額の３年前との比較								
増加した計	2,128	663	805	433	76	74	51	26
	100.0	31.2	37.8	20.3	3.6	3.5	2.4	1.2
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	1,069	411	394	169	38	26	16	15
	100.0	38.4	36.9	15.8	3.6	2.4	1.5	1.4
減少した計	1,606	517	652	280	39	53	42	23
	100.0	32.2	40.6	17.4	2.4	3.3	2.6	1.4
事業所の設立から４年未満である	38	14	17	3	1	2	－	1
	100.0	36.8	44.7	7.9	2.6	5.3	－	2.6
無回答	682	192	229	108	41	61	33	18
	100.0	28.2	33.6	15.8	6.0	8.9	4.8	2.6
問１付問．労使関係								
過半数代表の労働組合がある	1,360	357	463	267	80	92	80	21
	100.0	26.3	34.0	19.6	5.9	6.8	5.9	1.5
過半数代表ではないが、労働組合がある	480	107	192	90	19	34	32	6
	100.0	22.3	40.0	18.8	4.0	7.1	6.7	1.3
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	1,362	508	498	254	35	46	9	12
	100.0	37.3	36.6	18.6	2.6	3.4	0.7	0.9
労働組合も、定期的な労使協議もない	2,106	752	864	352	53	40	16	29
	100.0	35.7	41.0	16.7	2.5	1.9	0.8	1.4
無回答	215	73	80	30	8	4	5	15
	100.0	34.0	37.2	14.0	3.7	1.9	2.3	7.0
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分								
特定適用事業所等計	1,344	223	481	247	82	157	126	28
	100.0	16.6	35.8	18.4	6.1	11.7	9.4	2.1
特定適用事業所等以外の事業所計	2,316	654	996	524	82	25	1	34
	100.0	28.2	43.0	22.6	3.5	1.1	－	1.5
無回答	126	38	45	26	9	4	2	2
	100.0	30.2	35.7	20.6	7.1	3.2	1.6	1.6

（労使関係）

	全有効回答事業所計	過半数代表の労働組合がある	過半数代表ではないが、労働組合がある	労働組合はないが、定期的に労使協議がある	労働組合も、定期的な労使協議もない	無回答
総数	5,523	1,360	480	1,362	2,106	215
	100.0	24.6	8.7	24.7	38.1	3.9
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	3,786	922	375	893	1,451	145
	100.0	24.4	9.9	23.6	38.3	3.8
問１．主たる業種						
建設業	700	191	23	209	264	13
	100.0	27.3	3.3	29.9	37.7	1.9
製造業	718	261	43	175	208	31
	100.0	36.4	6.0	24.4	29.0	4.3
電気・ガス・熱供給・水道業	44	19	3	5	15	2
	100.0	43.2	6.8	11.4	34.1	4.5
情報通信業	82	26	7	27	21	1
	100.0	31.7	8.5	32.9	25.6	1.2
運輸業、郵便業	212	94	19	36	53	10
	100.0	44.3	9.0	17.0	25.0	4.7
卸売業	525	80	27	153	248	17
	100.0	15.2	5.1	29.1	47.2	3.2
小売業	534	206	40	80	172	36
	100.0	38.6	7.5	15.0	32.2	6.7
金融業、保険業	196	87	16	35	54	4
	100.0	44.4	8.2	17.9	27.6	2.0
不動産業、物品賃貸業	94	13	6	27	46	2
	100.0	13.8	6.4	28.7	48.9	2.1
学術研究、専門・技術サービス業	167	35	21	58	47	6
	100.0	21.0	12.6	34.7	28.1	3.6
宿泊業、飲食サービス業	276	37	19	70	140	10
	100.0	13.4	6.9	25.4	50.7	3.6
生活関連サービス業、娯楽業	96	5	3	16	68	4
	100.0	5.2	3.1	16.7	70.8	4.2
教育、学習支援業	286	52	116	51	56	11
	100.0	18.2	40.6	17.8	19.6	3.8
医療、福祉	886	91	62	242	465	26
	100.0	10.3	7.0	27.3	52.5	2.9
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	66	29	10	15	11	1
	100.0	43.9	15.2	22.7	16.7	1.5
サービス業（他に分類されないもの）	483	68	45	140	215	15
	100.0	14.1	9.3	29.0	44.5	3.1
公務	76	49	13	4	1	9
	100.0	64.5	17.1	5.3	1.3	11.8
その他	14	3	1	3	6	1
	100.0	21.4	7.1	21.4	42.9	7.1
無回答	68	14	6	16	16	16
	100.0	20.6	8.8	23.5	23.5	23.5
サービス業計	1,088	174	98	299	481	36
	100.0	16.0	9.0	27.5	44.2	3.3
問１．事業所に於ける雇用者の規模						
３０人以下	1,797	357	107	508	752	73
	100.0	19.9	6.0	28.3	41.8	4.1
３１～１００人	2,097	463	192	498	864	80
	100.0	22.1	9.2	23.7	41.2	3.8
１０１～３００人	993	267	90	254	352	30
	100.0	26.9	9.1	25.6	35.4	3.0
３０１～５００人	195	80	19	35	53	8
	100.0	41.0	9.7	17.9	27.2	4.1
５０１～１，０００人	216	92	34	46	40	4
	100.0	42.6	15.7	21.3	18.5	1.9
１，００１人以上	142	80	32	9	16	5
	100.0	56.3	22.5	6.3	11.3	3.5
無回答	83	21	6	12	29	15
	100.0	25.3	7.2	14.5	34.9	18.1
問１．所在地ブロック						
北海道	304	85	24	57	122	16
	100.0	28.0	7.9	18.8	40.1	5.3
東北	497	135	38	142	162	20
	100.0	27.2	7.6	28.6	32.6	4.0
北関東・甲信	390	91	24	109	152	14
	100.0	23.3	6.2	27.9	39.0	3.6
南関東	1,249	255	108	303	542	41
	100.0	20.4	8.6	24.3	43.4	3.3
北陸	316	83	23	76	131	3
	100.0	26.3	7.3	24.1	41.5	0.9
東海	659	172	49	164	250	24
	100.0	26.1	7.4	24.9	37.9	3.6
近畿	819	194	104	198	288	35
	100.0	23.7	12.7	24.2	35.2	4.3
中国	431	116	31	109	159	16
	100.0	26.9	7.2	25.3	36.9	3.7
四国	186	47	13	50	71	5
	100.0	25.3	7.0	26.9	38.2	2.7
九州	585	164	58	134	204	25
	100.0	28.0	9.9	22.9	34.9	4.3
無回答	87	18	8	20	25	16
	100.0	20.7	9.2	23.0	28.7	18.4
問１付問．経常利益額の３年前との比較						
増加した計	2,128	580	152	594	752	50
	100.0	27.3	7.1	27.9	35.3	2.3
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	1,069	230	74	267	473	25
	100.0	21.5	6.9	25.0	44.2	2.3
減少した計	1,606	370	142	364	691	39
	100.0	23.0	8.8	22.7	43.0	2.4
事業所の設立から４年未満である	38	8	1	13	15	1
	100.0	21.1	2.6	34.2	39.5	2.6
無回答	682	172	111	124	175	100
	100.0	25.2	16.3	18.2	25.7	14.7
問１付問．労使関係						
過半数代表の労働組合がある	1,360	1,360	－	－	－	－
	100.0	100.0	－	－	－	－
過半数代表ではないが、労働組合がある	480	－	480	－	－	－
	100.0	－	100.0	－	－	－
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	1,362	－	－	1,362	－	－
	100.0	－	－	100.0	－	－
労働組合も、定期的な労使協議もない	2,106	－	－	－	2,106	－
	100.0	－	－	－	100.0	－
無回答	215	－	－	－	－	215
	100.0	－	－	－	－	100.0
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分						
特定適用事業所等計	1,344	532	178	231	337	66
	100.0	39.6	13.2	17.2	25.1	4.9
特定適用事業所等以外の事業所計	2,316	363	183	636	1,066	68
	100.0	15.7	7.9	27.5	46.0	2.9
無回答	126	27	14	26	48	11
	100.0	21.4	11.1	20.6	38.1	8.7

問２．貴事業所では、週の所定労働時間が通常の労働者（いわゆる正社員）より短い、短時間労働者を雇用していますか。

	全有効回答事業所計	雇用している	雇用していない	無回答
総数	5,523	3,630	1,863	30
	100.0	65.7	33.7	0.5
問１．主たる業種				
建設業	700	284	415	1
	100.0	40.6	59.3	0.1
製造業	718	438	279	1
	100.0	61.0	38.9	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	44	25	19	－
	100.0	56.8	43.2	－
情報通信業	82	31	51	－
	100.0	37.8	62.2	－
運輸業、郵便業	212	123	88	1
	100.0	58.0	41.5	0.5
卸売業	525	265	257	3
	100.0	50.5	49.0	0.6
小売業	534	398	133	3
	100.0	74.5	24.9	0.6
金融業、保険業	196	109	85	2
	100.0	55.6	43.4	1.0
不動産業、物品賃貸業	94	47	47	－
	100.0	50.0	50.0	－
学術研究、専門・技術サービス業	167	94	73	－
	100.0	56.3	43.7	－
宿泊業、飲食サービス業	276	234	40	2
	100.0	84.8	14.5	0.7
生活関連サービス業、娯楽業	96	82	13	1
	100.0	85.4	13.5	1.0
教育、学習支援業	286	254	30	2
	100.0	88.8	10.5	0.7
医療、福祉	886	793	92	1
	100.0	89.5	10.4	0.1
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	66	47	19	－
	100.0	71.2	28.8	－
サービス業（他に分類されないもの）	483	298	177	8
	100.0	61.7	36.6	1.7
公務	76	60	15	1
	100.0	78.9	19.7	1.3
その他	14	6	8	－
	100.0	42.9	57.1	－
無回答	68	42	22	4
	100.0	61.8	32.4	5.9
サービス業計	1,088	755	322	11
	100.0	69.4	29.6	1.0
問１．事業所に於ける雇用者の規模				
３０人以下	1,797	849	941	7
	100.0	47.2	52.4	0.4
３１～１００人	2,097	1,472	612	13
	100.0	70.2	29.2	0.6
１０１～３００人	993	775	216	2
	100.0	78.0	21.8	0.2
３０１～５００人	195	169	24	2
	100.0	86.7	12.3	1.0
５０１～１，０００人	216	179	36	1
	100.0	82.9	16.7	0.5
１，００１人以上	142	124	17	1
	100.0	87.3	12.0	0.7
無回答	83	62	17	4
	100.0	74.7	20.5	4.8
問１．所在地ブロック				
北海道	304	205	99	－
	100.0	67.4	32.6	－
東北	497	304	191	2
	100.0	61.2	38.4	0.4
北関東・甲信	390	270	118	2
	100.0	69.2	30.3	0.5
南関東	1,249	811	433	5
	100.0	64.9	34.7	0.4
北陸	316	213	101	2
	100.0	67.4	32.0	0.6
東海	659	438	219	2
	100.0	66.5	33.2	0.3
近畿	819	539	275	5
	100.0	65.8	33.6	0.6
中国	431	295	134	2
	100.0	68.4	31.1	0.5
四国	186	121	64	1
	100.0	65.1	34.4	0.5
九州	585	389	191	5
	100.0	66.5	32.6	0.9
無回答	87	45	38	4
	100.0	51.7	43.7	4.6
問１付問．経常利益額の３年前との比較				
増加した計	2,128	1,301	819	8
	100.0	61.1	38.5	0.4
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	1,069	686	381	2
	100.0	64.2	35.6	0.2
減少した計	1,606	1,101	499	6
	100.0	68.6	31.1	0.4
事業所の設立から４年未満である	38	23	10	5
	100.0	60.5	26.3	13.2
無回答	682	519	154	9
	100.0	76.1	22.6	1.3
問１付問．労使関係				
過半数代表の労働組合がある	1,360	885	469	6
	100.0	65.1	34.5	0.4
過半数代表ではないが、労働組合がある	480	371	107	2
	100.0	77.3	22.3	0.4
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	1,362	851	508	3
	100.0	62.5	37.3	0.2
労働組合も、定期的な労使協議もない	2,106	1,387	706	13
	100.0	65.9	33.5	0.6
無回答	215	136	73	6
	100.0	63.3	34.0	2.8
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分				
特定適用事業所等計	1,344	1,282	62	－
	100.0	95.4	4.6	－
特定適用事業所等以外の事業所計	2,316	2,223	93	－
	100.0	96.0	4.0	－
無回答	126	125	1	－
	100.0	99.2	0.8	－

問２付問．今後、短時間労働者を雇用する予定はありますか。

	「短時間労働者を雇用していない」事業所計	ある	ない（未定・分からないを含む）	無回答
総数	1,863	156	1,642	65
	100.0	8.4	88.1	3.5
問１．主たる業種				
建設業	415	11	389	15
	100.0	2.7	93.7	3.6
製造業	279	26	244	9
	100.0	9.3	87.5	3.2
電気・ガス・熱供給・水道業	19	1	17	1
	100.0	5.3	89.5	5.3
情報通信業	51	3	48	－
	100.0	5.9	94.1	－
運輸業、郵便業	88	3	82	3
	100.0	3.4	93.2	3.4
卸売業	257	7	242	8
	100.0	2.7	94.2	3.1
小売業	133	11	116	6
	100.0	8.3	87.2	4.5
金融業、保険業	85	3	81	1
	100.0	3.5	95.3	1.2
不動産業、物品賃貸業	47	4	41	2
	100.0	8.5	87.2	4.3
学術研究、専門・技術サービス業	73	7	64	2
	100.0	9.6	87.7	2.7
宿泊業、飲食サービス業	40	13	27	－
	100.0	32.5	67.5	－
生活関連サービス業、娯楽業	13	5	8	－
	100.0	38.5	61.5	－
教育、学習支援業	30	3	26	1
	100.0	10.0	86.7	3.3
医療、福祉	92	32	55	5
	100.0	34.8	59.8	5.4
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	19	3	16	－
	100.0	15.8	84.2	－
サービス業（他に分類されないもの）	177	21	146	10
	100.0	11.9	82.5	5.6
公務	15	2	13	－
	100.0	13.3	86.7	－
その他	8	－	8	－
	100.0	－	100.0	－
無回答	22	1	19	2
	100.0	4.5	86.4	9.1
サービス業計	322	49	261	12
	100.0	15.2	81.1	3.7
問１．事業所に於ける雇用者の規模				
３０人以下	941	66	837	38
	100.0	7.0	88.9	4.0
３１～１００人	612	50	540	22
	100.0	8.2	88.2	3.6
１０１～３００人	216	22	190	4
	100.0	10.2	88.0	1.9
３０１～５００人	24	4	20	－
	100.0	16.7	83.3	－
５０１～１，０００人	36	7	28	1
	100.0	19.4	77.8	2.8
１，００１人以上	17	5	12	－
	100.0	29.4	70.6	－
無回答	17	2	15	－
	100.0	11.8	88.2	－
問１．所在地ブロック				
北海道	99	6	87	6
	100.0	6.1	87.9	6.1
東北	191	11	171	9
	100.0	5.8	89.5	4.7
北関東・甲信	118	12	104	2
	100.0	10.2	88.1	1.7
南関東	433	31	389	13
	100.0	7.2	89.8	3.0
北陸	101	7	89	5
	100.0	6.9	88.1	5.0
東海	219	36	174	9
	100.0	16.4	79.5	4.1
近畿	275	20	248	7
	100.0	7.3	90.2	2.5
中国	134	5	125	4
	100.0	3.7	93.3	3.0
四国	64	7	56	1
	100.0	10.9	87.5	1.6
九州	191	19	164	8
	100.0	9.9	85.9	4.2
無回答	38	2	35	1
	100.0	5.3	92.1	2.6
問１付問．経常利益額の３年前との比較				
増加した計	819	61	730	28
	100.0	7.4	89.1	3.4
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	381	35	334	12
	100.0	9.2	87.7	3.1
減少した計	499	44	438	17
	100.0	8.8	87.8	3.4
事業所の設立から４年未満である	10	5	4	1
	100.0	50.0	40.0	10.0
無回答	154	11	136	7
	100.0	7.1	88.3	4.5
問１付問．労使関係				
過半数代表の労働組合がある	469	37	419	13
	100.0	7.9	89.3	2.8
過半数代表ではないが、労働組合がある	107	4	99	4
	100.0	3.7	92.5	3.7
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	508	42	444	22
	100.0	8.3	87.4	4.3
労働組合も、定期的な労使協議もない	706	64	621	21
	100.0	9.1	88.0	3.0
無回答	73	9	59	5
	100.0	12.3	80.8	6.8
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分				
特定適用事業所等計	62	62	－	－
	100.0	100.0	－	－
特定適用事業所等以外の事業所計	93	93	－	－
	100.0	100.0	－	－
無回答	1	1	－	－
	100.0	100.0	－	－

問３．短時間労働者（定年再雇用者を含む）を雇用している理由は、何ですか。

（複数回答）	短時間労働者を一雇用している」事業所計	人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）	正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから	経験・知識・技能のある人を活用したいから	1日の忙しい時間帯に対応するため	早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）	季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	仕事内容が簡単だから	責任が軽い仕事だから	賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）	社会保険の負担が少なくて済むから	雇用調整が容易だから	女性や高齢者を活用するため	法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため	学生アルバイトや若年フリーターを活用するため	外国人や障がい者を活用するため	その他	無回答	平均選択数
総数	3,630	777	1,098	1,292	1,329	507	587	732	412	778	469	287	1,079	353	290	237	281	134	3.0
	100.0	21.4	30.2	35.6	36.6	14.0	16.2	20.2	11.3	21.4	12.9	7.9	29.7	9.7	8.0	6.5	7.7	3.7	
問１．主たる業種																			
建設業	284	26	38	138	46	8	37	65	39	35	15	8	84	32	－	11	25	18	2.3
	100.0	9.2	13.4	48.6	16.2	2.8	13.0	22.9	13.7	12.3	5.3	2.8	29.6	11.3	－	3.9	8.8	6.3	
製造業	438	83	76	123	79	18	53	116	53	75	44	26	157	34	3	27	45	19	2.4
	100.0	18.9	17.4	28.1	18.0	4.1	12.1	26.5	12.1	17.1	10.0	5.9	35.8	7.8	0.7	6.2	10.3	4.3	
電気・ガス・熱供給・水道業	25	4	4	15	2	3	7	6	－	4	1	－	7	6	1	－	1	－	2.4
	100.0	16.0	16.0	60.0	8.0	12.0	28.0	24.0	－	16.0	4.0	－	28.0	24.0	4.0	－	4.0	－	
情報通信業	31	6	2	14	3	－	6	5	3	1	1	3	14	9	1	1	3	－	2.3
	100.0	19.4	6.5	45.2	9.7	－	19.4	16.1	9.7	3.2	3.2	9.7	45.2	29.0	3.2	3.2	9.7	－	
運輸業、郵便業	123	19	28	45	36	25	24	26	11	22	10	3	40	11	5	8	16	7	2.8
	100.0	15.4	22.8	36.6	29.3	20.3	19.5	21.1	8.9	17.9	8.1	2.4	32.5	8.9	4.1	6.5	13.0	5.7	
卸売業	265	34	29	75	98	24	30	71	40	67	32	11	70	33	7	7	20	14	2.6
	100.0	12.8	10.9	28.3	37.0	9.1	11.3	26.8	15.1	25.3	12.1	4.2	26.4	12.5	2.6	2.6	7.5	5.3	
小売業	398	118	104	75	199	85	91	98	66	128	92	33	147	31	106	28	20	9	3.7
	100.0	29.6	26.1	18.8	50.0	21.4	22.9	24.6	16.6	32.2	23.1	8.3	36.9	7.8	26.6	7.0	5.0	2.3	
金融業、保険業	109	19	30	72	34	2	4	17	12	27	12	5	37	13	－	9	5	3	2.8
	100.0	17.4	27.5	66.1	31.2	1.8	3.7	15.6	11.0	24.8	11.0	4.6	33.9	11.9	－	8.3	4.6	2.8	
不動産業、物品賃貸業	47	5	9	13	13	－	7	16	3	10	4	4	12	3	3	1	3	－	2.3
	100.0	10.6	19.1	27.7	27.7	－	14.9	34.0	6.4	21.3	8.5	8.5	25.5	6.4	6.4	2.1	6.4	－	
学術研究、専門・技術サービス業	94	10	21	60	10	3	12	11	7	13	8	6	26	7	4	6	12	4	2.4
	100.0	10.6	22.3	63.8	10.6	3.2	12.8	11.7	7.4	13.8	8.5	6.4	27.7	7.4	4.3	6.4	12.8	4.3	
宿泊業、飲食サービス業	234	87	84	21	152	70	86	49	22	47	57	18	66	8	73	21	6	8	3.8
	100.0	37.2	35.9	9.0	65.0	29.9	36.8	20.9	9.4	20.1	24.4	7.7	28.2	3.4	31.2	9.0	2.6	3.4	
生活関連サービス業、娯楽業	82	37	31	14	39	21	23	17	10	22	22	17	28	8	15	2	3	－	3.8
	100.0	45.1	37.8	17.1	47.6	25.6	28.0	20.7	12.2	26.8	26.8	20.7	34.1	9.8	18.3	2.4	3.7	－	
教育、学習支援業	254	45	87	150	57	18	49	55	41	82	19	38	30	35	29	20	14	5	3.1
	100.0	17.7	34.3	59.1	22.4	7.1	19.3	21.7	16.1	32.3	7.5	15.0	11.8	13.8	11.4	7.9	5.5	2.0	
医療、福祉	793	215	425	309	423	176	67	94	61	176	108	84	234	86	21	66	60	30	3.4
	100.0	27.1	53.6	39.0	53.3	22.2	8.4	11.9	7.7	22.2	13.6	10.6	29.5	10.8	2.6	8.3	7.6	3.8	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	47	8	15	21	18	2	12	7	2	5	4	2	12	3	1	4	5	2	2.7
	100.0	17.0	31.9	44.7	38.3	4.3	25.5	14.9	4.3	10.6	8.5	4.3	25.5	6.4	2.1	8.5	10.6	4.3	
サービス業（他に分類されないもの）	298	51	65	95	94	38	52	66	35	54	37	23	105	20	20	22	34	10	2.8
	100.0	17.1	21.8	31.9	31.5	12.8	17.4	22.1	11.7	18.1	12.4	7.7	35.2	6.7	6.7	7.4	11.4	3.4	
公務	60	5	33	30	12	10	19	5	2	7	1	4	－	12	－	2	5	1	2.5
	100.0	8.3	55.0	50.0	20.0	16.7	31.7	8.3	3.3	11.7	1.7	6.7	－	20.0	－	3.3	8.3	1.7	
その他	6	－	1	3	1	1	3	2	1	－	1	－	2	－	－	－	－	－	2.5
	100.0	－	16.7	50.0	16.7	16.7	50.0	33.3	16.7	－	16.7	－	33.3	－	－	－	－	－	
無回答	42	5	16	19	13	3	5	6	4	3	1	2	8	2	1	2	4	4	2.5
	100.0	11.9	38.1	45.2	31.0	7.1	11.9	14.3	9.5	7.1	2.4	4.8	19.0	4.8	2.4	4.8	9.5	9.5	
サービス業計	755	193	216	211	313	134	185	150	76	141	128	66	237	46	113	55	60	24	3.2
	100.0	25.6	28.6	27.9	41.5	17.7	24.5	19.9	10.1	18.7	17.0	8.7	31.4	6.1	15.0	7.3	7.9	3.2	
問１．事業所に於ける雇用者の規模																			
３０人以下	849	192	267	271	328	114	115	130	62	182	81	46	202	53	77	32	65	34	2.7
	100.0	22.6	31.4	31.9	38.6	13.4	13.5	15.3	7.3	21.4	9.5	5.4	23.8	6.2	9.1	3.8	7.7	4.0	
３１～１００人	1,472	329	453	520	562	227	241	316	190	319	225	140	462	141	95	84	99	60	3.1
	100.0	22.4	30.8	35.3	38.2	15.4	16.4	21.5	12.9	21.7	15.3	9.5	31.4	9.6	6.5	5.7	6.7	4.1	
１０１～３００人	775	142	216	288	266	89	132	176	95	153	108	53	260	77	64	58	68	24	3.0
	100.0	18.3	27.9	37.2	34.3	11.5	17.0	22.7	12.3	19.7	13.9	6.8	33.5	9.9	8.3	7.5	8.8	3.1	
３０１～５００人	169	37	51	66	47	20	24	28	18	38	17	13	54	14	12	13	17	6	2.9
	100.0	21.9	30.2	39.1	27.8	11.8	14.2	16.6	10.7	22.5	10.1	7.7	32.0	8.3	7.1	7.7	10.1	3.6	
５０１～１，０００人	179	34	61	71	56	24	29	33	18	38	11	12	40	28	14	19	19	5	2.9
	100.0	19.0	34.1	39.7	31.3	13.4	16.2	18.4	10.1	21.2	6.1	6.7	22.3	15.6	7.8	10.6	10.6	2.8	
１，００１人以上	124	23	27	57	42	16	32	31	20	32	13	16	39	36	14	23	8	4	3.6
	100.0	18.5	21.8	46.0	33.9	12.9	25.8	25.0	16.1	25.8	10.5	12.9	31.5	29.0	11.3	18.5	6.5	3.2	
無回答	62	20	23	19	28	17	14	18	9	16	14	7	22	4	14	8	5	1	3.9
	100.0	32.3	37.1	30.6	45.2	27.4	22.6	29.0	14.5	25.8	22.6	11.3	35.5	6.5	22.6	12.9	8.1	1.6	
問１．所在地ブロック																			
北海道	205	38	59	66	92	25	36	34	14	38	23	11	40	14	10	10	21	9	2.7
	100.0	18.5	28.8	32.2	44.9	12.2	17.6	16.6	6.8	18.5	11.2	5.4	19.5	6.8	4.9	4.9	10.2	4.4	
東北	304	62	108	101	124	37	36	47	27	55	30	17	81	27	12	16	31	9	2.8
	100.0	20.4	35.5	33.2	40.8	12.2	11.8	15.5	8.9	18.1	9.9	5.6	26.6	8.9	3.9	5.3	10.2	3.0	
北関東・甲信	270	38	88	92	101	37	41	54	31	55	25	15	93	23	22	15	19	9	2.9
	100.0	14.1	32.6	34.1	37.4	13.7	15.2	20.0	11.5	20.4	9.3	5.6	34.4	8.5	8.1	5.6	7.0	3.3	
南関東	811	204	213	318	300	149	170	213	135	206	132	87	293	79	94	77	70	30	3.5
	100.0	25.2	26.3	39.2	37.0	18.4	21.0	26.3	16.6	25.4	16.3	10.7	36.1	9.7	11.6	9.5	8.6	3.7	
北陸	213	35	68	74	66	24	30	34	24	49	33	15	63	19	15	10	19	8	2.8
	100.0	16.4	31.9	34.7	31.0	11.3	14.1	16.0	11.3	23.0	15.5	7.0	29.6	8.9	7.0	4.7	8.9	3.8	
東海	438	87	124	162	151	54	48	90	39	96	47	23	141	40	23	24	33	19	2.8
	100.0	19.9	28.3	37.0	34.5	12.3	11.0	20.5	8.9	21.9	10.7	5.3	32.2	9.1	5.3	5.5	7.5	4.3	
近畿	539	130	169	189	181	69	77	113	63	126	70	38	145	61	35	24	33	19	2.9
	100.0	24.1	31.4	35.1	33.6	12.8	14.3	21.0	11.7	23.4	13.0	7.1	26.9	11.3	6.5	4.5	6.1	3.5	
中国	295	74	92	94	100	40	49	49	30	51	34	22	73	23	22	21	25	11	2.8
	100.0	25.1	31.2	31.9	33.9	13.6	16.6	16.6	10.2	17.3	11.5	7.5	24.7	7.8	7.5	7.1	8.5	3.7	
四国	121	26	49	35	54	19	19	19	10	24	11	7	38	12	9	9	8	5	3.0
	100.0	21.5	40.5	28.9	44.6	15.7	15.7	15.7	8.3	19.8	9.1	5.8	31.4	9.9	7.4	7.4	6.6	4.1	
九州	389	75	113	145	145	44	71	66	32	71	57	45	96	49	42	30	19	13	2.9
	100.0	19.3	29.0	37.3	37.3	11.3	18.3	17.0	8.2	18.3	14.7	11.6	24.7	12.6	10.8	7.7	4.9	3.3	
無回答	45	8	15	16	15	9	10	13	7	7	7	7	16	6	6	1	3	2	3.4
	100.0	17.8	33.3	35.6	33.3	20.0	22.2	28.9	15.6	15.6	15.6	15.6	35.6	13.3	13.3	2.2	6.7	4.4	
問１付問．経常利益額の３年前との比較																			
増加した計	1,301	263	298	438	446	175	219	286	162	267	163	87	439	141	109	87	100	41	2.9
	100.0	20.2	22.9	33.7	34.3	13.5	16.8	22.0	12.5	20.5	12.5	6.7	33.7	10.8	8.4	6.7	7.7	3.2	
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	686	158	226	228	239	92	95	126	55	144	93	31	202	46	54	36	64	22	2.8
	100.0	23.0	32.9	33.2	34.8	13.4	13.8	18.4	8.0	21.0	13.6	4.5	29.4	6.7	7.9	5.2	9.3	3.2	
減少した計	1,101	269	377	415	459	175	194	245	151	265	179	127	338	112	98	83	69	39	3.4
	100.0	24.4	34.2	37.7	41.7	15.9	17.6	22.3	13.7	24.1	16.3	11.5	30.7	10.2	8.9	7.5	6.3	3.5	
事業所の設立から４年未満である	23	4	7	8	12	2	3	－	－	3	1	3	6	3	1	2	2	2	2.7
	100.0	17.4	30.4	34.8	52.2	8.7	13.0	－	－	13.0	4.3	13.0	26.1	13.0	4.3	8.7	8.7	8.7	
無回答	519	83	190	203	173	63	76	75	44	99	33	39	94	51	28	29	46	30	2.7
	100.0	16.0	36.6	39.1	33.3	12.1	14.6	14.5	8.5	19.1	6.4	7.5	18.1	9.8	5.4	5.6	8.9	5.8	
問１付問．労使関係																			
過半数代表の労働組合がある	885	152	214	341	284	111	186	195	118	183	116	64	263	110	83	63	76	32	3.0
	100.0	17.2	24.2	38.5	32.1	12.5	21.0	22.0	13.3	20.7	13.1	7.2	29.7	12.4	9.4	7.1	8.6	3.6	
過半数代表ではないが、労働組合がある	371	80	122	153	94	55	57	80	53	108	38	29	91	46	24	38	30	9	3.0
	100.0	21.6	32.9	41.2	25.3	14.8	15.4	21.6	14.3	29.1	10.2	7.8	24.5	12.4	6.5	10.2	8.1	2.4	
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	851	170	278	332	300	104	114	134	62	130	65	37	254	76	54	44	75	32	2.7
	100.0	20.0	32.7	39.0	35.3	12.2	13.4	15.7	7.3	15.3	7.6	4.3	29.8	8.9	6.3	5.2	8.8	3.8	
労働組合も、定期的な労使協議もない	1,387	346	441	418	586	222	211	304	165	335	235	145	433	109	117	87	92	54	3.2
	100.0	24.9	31.8	30.1	42.2	16.0	15.2	21.9	11.9	24.2	16.9	10.5	31.2	7.9	8.4	6.3	6.6	3.9	
無回答	136	29	43	48	65	15	19	19	14	22	15	12	38	12	12	5	8	7	2.9
	100.0	21.3	31.6	35.3	47.8	11.0	14.0	14.0	10.3	16.2	11.0	8.8	27.9	8.8	8.8	3.7	5.9	5.1	
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分																			
特定適用事業所等計	1,282	289	398	519	490	188	264	279	183	331	180	140	363	167	124	113	104	30	3.3
	100.0	22.5	31.0	40.5	38.2	14.7	20.6	21.8	14.3	25.8	14.0	10.9	28.3	13.0	9.7	8.8	8.1	2.3	
特定適用事業所等以外の事業所計	2,223	480	679	748	819	309	316	444	227	441	288	146	694	183	164	119	171	43	2.9
	100.0	21.6	30.5	33.6	36.8	13.9	14.2	20.0	10.2	19.8	13.0	6.6	31.2	8.2	7.4	5.4	7.7	1.9	
無回答	125	8	21	25	20	10	7	9	2	6	1	1	22	3	2	5	6	61	2.3
	100.0	6.4	16.8	20.0	16.0	8.0	5.6	7.2	1.6	4.8	0.8	0.8	17.6	2.4	1.6	4.0	4.8	48.8	

問４．短時間労働者（定年再雇用者を含む）を活用している職種は、何ですか。

（複数回答）	事業所計「短時間労働者を雇用している」	管理職	専門（医療・技術関係）職	専門（教育・技術関係）職	専門・技術（その他）職	事務職	販売職（営業を含む）	サービス職（介護関係）	サービス職（飲食関係）	サービス職（その他）	警備・保安職	製造・生産工程職	輸送・運転職	建設・採掘職	清掃等労務職	その他	無回答	平均選択数
総数	3,630	104	408	224	456	1,728	458	535	365	304	141	441	236	48	705	315	115	1.8
	100.0	2.9	11.2	6.2	12.6	47.6	12.6	14.7	10.1	8.4	3.9	12.1	6.5	1.3	19.4	8.7	3.2	
問１．主たる業種																		
建設業	284	18	－	5	78	175	17	－	2	6	7	10	1	36	47	25	11	1.6
	100.0	6.3	－	1.8	27.5	61.6	6.0	－	0.7	2.1	2.5	3.5	0.4	12.7	16.5	8.8	3.9	
製造業	438	12	7	3	45	172	21	1	6	6	11	299	16	4	86	26	15	1.7
	100.0	2.7	1.6	0.7	10.3	39.3	4.8	0.2	1.4	1.4	2.5	68.3	3.7	0.9	19.6	5.9	3.4	
電気・ガス・熱供給・水道業	25	1	－	－	7	18	1	－	－	3	2	1	－	－	3	2	－	1.5
	100.0	4.0	－	－	28.0	72.0	4.0	－	－	12.0	8.0	4.0	－	－	12.0	8.0	－	
情報通信業	31	2	－	－	13	25	3	－	－	－	－	2	－	－	－	－	1	1.5
	100.0	6.5	－	－	41.9	80.6	9.7	－	－	－	－	6.5	－	－	－	－	3.2	
運輸業、郵便業	123	2	1	－	8	64	2	－	3	2	2	10	49	－	15	34	8	1.7
	100.0	1.6	0.8	－	6.5	52.0	1.6	－	2.4	1.6	1.6	8.1	39.8	－	12.2	27.6	6.5	
卸売業	265	8	3	2	32	157	57	－	6	8	－	31	42	－	25	54	12	1.7
	100.0	3.0	1.1	0.8	12.1	59.2	21.5	－	2.3	3.0	－	11.7	15.8	－	9.4	20.4	4.5	
小売業	398	5	4	－	9	190	265	2	17	44	5	41	22	－	45	30	10	1.8
	100.0	1.3	1.0	－	2.3	47.7	66.6	0.5	4.3	11.1	1.3	10.3	5.5	－	11.3	7.5	2.5	
金融業、保険業	109	6	1	－	4	96	12	1	2	7	1	－	1	－	12	3	3	1.4
	100.0	5.5	0.9	－	3.7	88.1	11.0	0.9	1.8	6.4	0.9	－	0.9	－	11.0	2.8	2.8	
不動産業、物品賃貸業	47	3	－	－	6	32	2	－	－	5	2	2	5	1	11	4	－	1.6
	100.0	6.4	－	－	12.8	68.1	4.3	－	－	10.6	4.3	4.3	10.6	2.1	23.4	8.5	－	
学術研究、専門・技術サービス業	94	3	1	5	59	40	5	－	－	2	－	－	1	－	8	13	4	1.5
	100.0	3.2	1.1	5.3	62.8	42.6	5.3	－	－	2.1	－	－	1.1	－	8.5	13.8	4.3	
宿泊業、飲食サービス業	234	1	－	－	10	42	23	1	184	31	4	9	5	－	56	2	8	1.6
	100.0	0.4	－	－	4.3	17.9	9.8	0.4	78.6	13.2	1.7	3.8	2.1	－	23.9	0.9	3.4	
生活関連サービス業、娯楽業	82	1	1	－	3	24	7	1	16	47	7	5	8	－	38	5	－	2.0
	100.0	1.2	1.2	－	3.7	29.3	8.5	1.2	19.5	57.3	8.5	6.1	9.8	－	46.3	6.1	－	
教育、学習支援業	254	7	27	169	34	175	3	－	10	3	12	－	12	－	52	29	5	2.1
	100.0	2.8	10.6	66.5	13.4	68.9	1.2	－	3.9	1.2	4.7	－	4.7	－	20.5	11.4	2.0	
医療、福祉	793	17	343	18	50	304	3	512	80	45	40	4	56	3	204	51	23	2.3
	100.0	2.1	43.3	2.3	6.3	38.3	0.4	64.6	10.1	5.7	5.0	0.5	7.1	0.4	25.7	6.4	2.9	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	47	1	－	－	4	32	7	6	3	11	1	4	6	－	7	4	2	1.9
	100.0	2.1	－	－	8.5	68.1	14.9	12.8	6.4	23.4	2.1	8.5	12.8	－	14.9	8.5	4.3	
サービス業（他に分類されないもの）	298	13	4	2	55	115	26	8	23	80	44	16	4	2	81	27	10	1.7
	100.0	4.4	1.3	0.7	18.5	38.6	8.7	2.7	7.7	26.8	14.8	5.4	1.3	0.7	27.2	9.1	3.4	
公務	60	3	15	18	31	42	－	2	2	1	2	3	5	2	12	4	1	2.4
	100.0	5.0	25.0	30.0	51.7	70.0	－	3.3	3.3	1.7	3.3	5.0	8.3	3.3	20.0	6.7	1.7	
その他	6	－	－	－	2	5	－	－	－	－	－	2	－	－	－	1	－	1.7
	100.0	－	－	－	33.3	83.3	－	－	－	－	－	33.3	－	－	－	16.7	－	
無回答	42	1	1	2	6	20	4	1	11	3	1	2	3	－	3	1	2	1.5
	100.0	2.4	2.4	4.8	14.3	47.6	9.5	2.4	26.2	7.1	2.4	4.8	7.1	－	7.1	2.4	4.8	
サービス業計	755	19	6	7	131	253	68	16	226	171	56	34	24	2	190	51	24	1.7
	100.0	2.5	0.8	0.9	17.4	33.5	9.0	2.1	29.9	22.6	7.4	4.5	3.2	0.3	25.2	6.8	3.2	
問１．事業所に於ける雇用者の規模																		
３０人以下	849	22	69	38	79	307	76	109	116	72	19	48	44	7	83	61	30	1.4
	100.0	2.6	8.1	4.5	9.3	36.2	9.0	12.8	13.7	8.5	2.2	5.7	5.2	0.8	9.8	7.2	3.5	
３１～１００人	1,472	38	111	70	177	666	191	266	146	128	37	192	100	17	339	129	50	1.8
	100.0	2.6	7.5	4.8	12.0	45.2	13.0	18.1	9.9	8.7	2.5	13.0	6.8	1.2	23.0	8.8	3.4	
１０１～３００人	775	26	86	45	103	390	121	102	69	58	36	121	65	17	172	72	24	2.0
	100.0	3.4	11.1	5.8	13.3	50.3	15.6	13.2	8.9	7.5	4.6	15.6	8.4	2.2	22.2	9.3	3.1	
３０１～５００人	169	3	44	16	24	106	21	25	9	16	16	24	7	3	33	21	4	2.2
	100.0	1.8	26.0	9.5	14.2	62.7	12.4	14.8	5.3	9.5	9.5	14.2	4.1	1.8	19.5	12.4	2.4	
５０１～１，０００人	179	7	59	22	45	130	11	23	11	9	13	25	7	1	36	19	4	2.4
	100.0	3.9	33.0	12.3	25.1	72.6	6.1	12.8	6.1	5.0	7.3	14.0	3.9	0.6	20.1	10.6	2.2	
１，００１人以上	124	7	35	30	22	96	19	3	8	10	17	22	3	3	27	8	3	2.6
	100.0	5.6	28.2	24.2	17.7	77.4	15.3	2.4	6.5	8.1	13.7	17.7	2.4	2.4	21.8	6.5	2.4	
無回答	62	1	4	3	6	33	19	7	6	11	3	9	10	－	15	5	－	2.1
	100.0	1.6	6.5	4.8	9.7	53.2	30.6	11.3	9.7	17.7	4.8	14.5	16.1	－	24.2	8.1	－	
問１．所在地ブロック																		
北海道	205	7	27	12	25	90	23	31	26	17	7	16	12	1	35	24	7	1.8
	100.0	3.4	13.2	5.9	12.2	43.9	11.2	15.1	12.7	8.3	3.4	7.8	5.9	0.5	17.1	11.7	3.4	
東北	304	9	40	17	35	112	33	68	20	29	8	37	24	2	68	27	6	1.8
	100.0	3.0	13.2	5.6	11.5	36.8	10.9	22.4	6.6	9.5	2.6	12.2	7.9	0.7	22.4	8.9	2.0	
北関東・甲信	270	9	26	13	29	120	25	38	21	25	4	41	18	2	54	20	9	1.7
	100.0	3.3	9.6	4.8	10.7	44.4	9.3	14.1	7.8	9.3	1.5	15.2	6.7	0.7	20.0	7.4	3.3	
南関東	811	26	67	51	114	418	132	116	109	82	39	72	46	13	179	67	25	2.0
	100.0	3.2	8.3	6.3	14.1	51.5	16.3	14.3	13.4	10.1	4.8	8.9	5.7	1.6	22.1	8.3	3.1	
北陸	213	3	27	13	23	86	23	28	15	8	10	37	21	3	46	15	7	1.7
	100.0	1.4	12.7	6.1	10.8	40.4	10.8	13.1	7.0	3.8	4.7	17.4	9.9	1.4	21.6	7.0	3.3	
東海	438	8	38	18	55	238	52	54	30	38	20	77	23	8	86	33	19	1.9
	100.0	1.8	8.7	4.1	12.6	54.3	11.9	12.3	6.8	8.7	4.6	17.6	5.3	1.8	19.6	7.5	4.3	
近畿	539	22	80	38	57	285	67	89	55	31	21	82	28	6	98	51	12	1.9
	100.0	4.1	14.8	7.1	10.6	52.9	12.4	16.5	10.2	5.8	3.9	15.2	5.2	1.1	18.2	9.5	2.2	
中国	295	8	23	16	43	118	39	34	36	23	11	37	27	2	42	33	12	1.7
	100.0	2.7	7.8	5.4	14.6	40.0	13.2	11.5	12.2	7.8	3.7	12.5	9.2	0.7	14.2	11.2	4.1	
四国	121	5	12	8	12	40	22	26	13	8	5	10	11	2	22	14	5	1.8
	100.0	4.1	9.9	6.6	9.9	33.1	18.2	21.5	10.7	6.6	4.1	8.3	9.1	1.7	18.2	11.6	4.1	
九州	389	7	65	31	55	201	34	49	34	40	14	29	22	9	65	30	11	1.8
	100.0	1.8	16.7	8.0	14.1	51.7	8.7	12.6	8.7	10.3	3.6	7.5	5.7	2.3	16.7	7.7	2.8	
無回答	45	－	3	7	8	20	8	2	6	3	2	3	4	－	10	1	2	1.8
	100.0	－	6.7	15.6	17.8	44.4	17.8	4.4	13.3	6.7	4.4	6.7	8.9	－	22.2	2.2	4.4	
問１付問．経常利益額の３年前との比較																		
増加した計	1,301	35	107	42	187	629	161	144	126	122	44	189	91	26	243	126	35	1.8
	100.0	2.7	8.2	3.2	14.4	48.3	12.4	11.1	9.7	9.4	3.4	14.5	7.0	2.0	18.7	9.7	2.7	
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	686	26	55	38	80	287	82	101	65	57	32	84	54	9	132	48	22	1.7
	100.0	3.8	8.0	5.5	11.7	41.8	12.0	14.7	9.5	8.3	4.7	12.2	7.9	1.3	19.2	7.0	3.2	
減少した計	1,101	33	149	49	113	493	147	230	135	93	44	116	69	8	237	90	35	1.9
	100.0	3.0	13.5	4.5	10.3	44.8	13.4	20.9	12.3	8.4	4.0	10.5	6.3	0.7	21.5	8.2	3.2	
事業所の設立から４年未満である	23	1	3	1	1	9	－	6	1	2	－	2	－	－	1	3	2	1.4
	100.0	4.3	13.0	4.3	4.3	39.1	－	26.1	4.3	8.7	－	8.7	－	－	4.3	13.0	8.7	
無回答	519	9	94	94	75	310	68	54	38	30	21	50	22	5	92	48	21	2.0
	100.0	1.7	18.1	18.1	14.5	59.7	13.1	10.4	7.3	5.8	4.0	9.6	4.2	1.0	17.7	9.2	4.0	
問１付問．労使関係																		
過半数代表の労働組合がある	885	21	69	52	128	496	148	52	46	62	28	129	63	11	131	84	24	1.8
	100.0	2.4	7.8	5.9	14.5	56.0	16.7	5.9	5.2	7.0	3.2	14.6	7.1	1.2	14.8	9.5	2.7	
過半数代表ではないが、労働組合がある	371	6	47	80	61	219	52	34	26	24	20	43	27	3	75	30	10	2.1
	100.0	1.6	12.7	21.6	16.4	59.0	14.0	9.2	7.0	6.5	5.4	11.6	7.3	0.8	20.2	8.1	2.7	
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	851	39	108	45	113	371	71	137	86	68	33	98	46	18	143	73	29	1.8
	100.0	4.6	12.7	5.3	13.3	43.6	8.3	16.1	10.1	8.0	3.9	11.5	5.4	2.1	16.8	8.6	3.4	
労働組合も、定期的な労使協議もない	1,387	33	173	36	139	583	158	296	187	142	56	159	90	12	330	120	49	1.9
	100.0	2.4	12.5	2.6	10.0	42.0	11.4	21.3	13.5	10.2	4.0	11.5	6.5	0.9	23.8	8.7	3.5	
無回答	136	5	11	11	15	59	29	16	20	8	4	12	10	4	26	8	3	1.8
	100.0	3.7	8.1	8.1	11.0	43.4	21.3	11.8	14.7	5.9	2.9	8.8	7.4	2.9	19.1	5.9	2.2	
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分																		
特定適用事業所等計	1,282	37	208	100	192	723	205	188	125	117	61	126	71	26	268	112	19	2.0
	100.0	2.9	16.2	7.8	15.0	56.4	16.0	14.7	9.8	9.1	4.8	9.8	5.5	2.0	20.9	8.7	1.5	
特定適用事業所等以外の事業所計	2,223	63	195	119	258	985	242	333	238	183	79	304	162	19	432	196	35	1.7
	100.0	2.8	8.8	5.4	11.6	44.3	10.9	15.0	10.7	8.2	3.6	13.7	7.3	0.9	19.4	8.8	1.6	
無回答	125	4	5	5	6	20	11	14	2	4	1	11	3	3	5	7	61	1.6
	100.0	3.2	4.0	4.0	4.8	16.0	8.8	11.2	1.6	3.2	0.8	8.8	2.4	2.4	4.0	5.6	48.8	

問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分を、教えてください。

	短時間労働者を「雇用している」か「今後、雇用する予定がある」事業所計	強制適用事業所		任意適用事業所	非適用事業所	特定適用事業所（２～４のいずれか）以外の事業所	無回答
		特定適用事業所等	特定適用事業所等以外の事業所				
		問わず、国や地方公共団体の事業所	企業に於ける常時の雇用者規模が５０１人以上か、規模を問わず、事業所	左記以外の（強制適用）			
総数	3,786	1,344	1,562	462	58	234	126
	100.0	35.5	41.3	12.2	1.5	6.2	3.3
問１．主たる業種							
建設業	295	88	153	30	1	8	15
	100.0	29.8	51.9	10.2	0.3	2.7	5.1
製造業	464	131	216	67	5	26	19
	100.0	28.2	46.6	14.4	1.1	5.6	4.1
電気・ガス・熱供給・水道業	26	14	9	3	－	－	－
	100.0	53.8	34.6	11.5	－	－	－
情報通信業	34	9	18	5	－	－	2
	100.0	26.5	52.9	14.7	－	－	5.9
運輸業、郵便業	126	42	56	12	2	8	6
	100.0	33.3	44.4	9.5	1.6	6.3	4.8
卸売業	272	57	135	49	6	13	12
	100.0	21.0	49.6	18.0	2.2	4.8	4.4
小売業	409	197	125	32	7	35	13
	100.0	48.2	30.6	7.8	1.7	8.6	3.2
金融業、保険業	112	49	41	9	2	8	3
	100.0	43.8	36.6	8.0	1.8	7.1	2.7
不動産業、物品賃貸業	51	23	15	3	3	6	1
	100.0	45.1	29.4	5.9	5.9	11.8	2.0
学術研究、専門・技術サービス業	101	36	49	8	－	4	4
	100.0	35.6	48.5	7.9	－	4.0	4.0
宿泊業、飲食サービス業	247	61	112	43	7	21	3
	100.0	24.7	45.3	17.4	2.8	8.5	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	87	14	45	18	－	8	2
	100.0	16.1	51.7	20.7	－	9.2	2.3
教育、学習支援業	257	104	94	27	7	16	9
	100.0	40.5	36.6	10.5	2.7	6.2	3.5
医療、福祉	825	315	321	106	7	52	24
	100.0	38.2	38.9	12.8	0.8	6.3	2.9
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	50	18	23	6	1	－	2
	100.0	36.0	46.0	12.0	2.0	－	4.0
サービス業（他に分類されないもの）	319	116	125	38	8	25	7
	100.0	36.4	39.2	11.9	2.5	7.8	2.2
公務	62	60	－	－	－	－	2
	100.0	96.8	－	－	－	－	3.2
その他	6	3	3	－	－	－	－
	100.0	50.0	50.0	－	－	－	－
無回答	43	7	22	6	2	4	2
	100.0	16.3	51.2	14.0	4.7	9.3	4.7
サービス業計	804	245	354	113	16	58	18
	100.0	30.5	44.0	14.1	2.0	7.2	2.2
問１．事業所に於ける雇用者の規模							
３０人以下	915	223	411	146	24	73	38
	100.0	24.4	44.9	16.0	2.6	8.0	4.2
３１～１００人	1,522	481	684	200	18	94	45
	100.0	31.6	44.9	13.1	1.2	6.2	3.0
１０１～３００人	797	247	364	96	14	50	26
	100.0	31.0	45.7	12.0	1.8	6.3	3.3
３０１～５００人	173	82	59	17	－	6	9
	100.0	47.4	34.1	9.8	－	3.5	5.2
５０１～１，０００人	186	157	17	－	－	8	4
	100.0	84.4	9.1	－	－	4.3	2.2
１，００１人以上	129	126	－	－	－	1	2
	100.0	97.7	－	－	－	0.8	1.6
無回答	64	28	27	3	2	2	2
	100.0	43.8	42.2	4.7	3.1	3.1	3.1
問１．所在地ブロック							
北海道	211	75	84	27	2	12	11
	100.0	35.5	39.8	12.8	0.9	5.7	5.2
東北	315	106	156	26	4	17	6
	100.0	33.7	49.5	8.3	1.3	5.4	1.9
北関東・甲信	282	89	129	30	5	14	15
	100.0	31.6	45.7	10.6	1.8	5.0	5.3
南関東	842	324	321	90	16	63	28
	100.0	38.5	38.1	10.7	1.9	7.5	3.3
北陸	220	51	107	40	6	12	4
	100.0	23.2	48.6	18.2	2.7	5.5	1.8
東海	474	164	196	63	6	25	20
	100.0	34.6	41.4	13.3	1.3	5.3	4.2
近畿	559	213	223	69	8	34	12
	100.0	38.1	39.9	12.3	1.4	6.1	2.1
中国	300	99	123	47	4	17	10
	100.0	33.0	41.0	15.7	1.3	5.7	3.3
四国	128	41	52	23	2	8	2
	100.0	32.0	40.6	18.0	1.6	6.3	1.6
九州	408	174	151	39	3	28	13
	100.0	42.6	37.0	9.6	0.7	6.9	3.2
無回答	47	8	20	8	2	4	5
	100.0	17.0	42.6	17.0	4.3	8.5	10.6
問１付問．経常利益額の３年前との比較							
増加した計	1,362	465	571	183	21	80	42
	100.0	34.1	41.9	13.4	1.5	5.9	3.1
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	721	196	331	97	13	52	32
	100.0	27.2	45.9	13.5	1.8	7.2	4.4
減少した計	1,145	402	506	126	22	62	27
	100.0	35.1	44.2	11.0	1.9	5.4	2.4
事業所の設立から４年未満である	28	11	11	4	－	－	2
	100.0	39.3	39.3	14.3	－	－	7.1
無回答	530	270	143	52	2	40	23
	100.0	50.9	27.0	9.8	0.4	7.5	4.3
問１付問．労使関係							
過半数代表の労働組合がある	922	532	255	68	9	31	27
	100.0	57.7	27.7	7.4	1.0	3.4	2.9
過半数代表ではないが、労働組合がある	375	178	118	33	8	24	14
	100.0	47.5	31.5	8.8	2.1	6.4	3.7
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	893	231	432	151	7	46	26
	100.0	25.9	48.4	16.9	0.8	5.2	2.9
労働組合も、定期的な労使協議もない	1,451	337	720	197	33	116	48
	100.0	23.2	49.6	13.6	2.3	8.0	3.3
無回答	145	66	37	13	1	17	11
	100.0	45.5	25.5	9.0	0.7	11.7	7.6
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分							
特定適用事業所等計	1,344	1,344	－	－	－	－	－
	100.0	100.0	－	－	－	－	－
特定適用事業所等以外の事業所計	2,316	－	1,562	462	58	234	－
	100.0	－	67.4	19.9	2.5	10.1	－
無回答	126	－	－	－	－	－	126
	100.0	－	－	－	－	－	100.0

問８．短時間労働者（定年再雇用者を含む）に対する、社会保険の適用についてお伺いします。厚生年金・健康保険の適用基準は、「週の所定労働時間が、通常の労働者の概ね４分の３以上」（一般に週３０時間以上等）とされていますが、平成２８年（昨年）１２月に年金改革法が成立し、平成２９年４月１日から、労使合意に基づき企業単位で、一定の要件を満たす短時間労働者に対する適用拡大が、利用できるようになりました。こうした制度特例が設けられたことを、ご存知ですか。

	特定適用事業所等以外の事業所計	内容まで知っている	内容までは分からないが、制度特例が設けられたことは知っている	知らない・分からない	無回答
総数	2,316	1,334	792	176	14
	100.0	57.6	34.2	7.6	0.6
問１．主たる業種					
建設業	192	123	49	19	1
	100.0	64.1	25.5	9.9	0.5
製造業	314	170	111	33	－
	100.0	54.1	35.4	10.5	－
電気・ガス・熱供給・水道業	12	6	4	2	－
	100.0	50.0	33.3	16.7	－
情報通信業	23	15	7	1	－
	100.0	65.2	30.4	4.3	－
運輸業、郵便業	78	44	25	8	1
	100.0	56.4	32.1	10.3	1.3
卸売業	203	127	59	16	1
	100.0	62.6	29.1	7.9	0.5
小売業	199	125	63	9	2
	100.0	62.8	31.7	4.5	1.0
金融業、保険業	60	35	20	4	1
	100.0	58.3	33.3	6.7	1.7
不動産業、物品賃貸業	27	12	15	－	－
	100.0	44.4	55.6	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	61	41	16	4	－
	100.0	67.2	26.2	6.6	－
宿泊業、飲食サービス業	183	96	73	12	2
	100.0	52.5	39.9	6.6	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	71	53	15	3	－
	100.0	74.6	21.1	4.2	－
教育、学習支援業	144	88	52	4	－
	100.0	61.1	36.1	2.8	－
医療、福祉	486	262	180	39	5
	100.0	53.9	37.0	8.0	1.0
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	30	15	12	3	－
	100.0	50.0	40.0	10.0	－
サービス業（他に分類されないもの）	196	107	72	16	1
	100.0	54.6	36.7	8.2	0.5
公務	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－
その他	3	2	－	1	－
	100.0	66.7	－	33.3	－
無回答	34	13	19	2	－
	100.0	38.2	55.9	5.9	－
サービス業計	541	312	188	38	3
	100.0	57.7	34.8	7.0	0.6
問１．事業所に於ける雇用者の規模					
３０人以下	654	337	241	67	9
	100.0	51.5	36.9	10.2	1.4
３１～１００人	996	554	368	72	2
	100.0	55.6	36.9	7.2	0.2
１０１～３００人	524	342	147	33	2
	100.0	65.3	28.1	6.3	0.4
３０１～５００人	82	59	20	3	－
	100.0	72.0	24.4	3.7	－
５０１～１，０００人	25	22	3	－	－
	100.0	88.0	12.0	－	－
１，００１人以上	1	1	－	－	－
	100.0	100.0	－	－	－
無回答	34	19	13	1	1
	100.0	55.9	38.2	2.9	2.9
問１．所在地ブロック					
北海道	125	69	46	10	－
	100.0	55.2	36.8	8.0	－
東北	203	106	75	22	－
	100.0	52.2	36.9	10.8	－
北関東・甲信	178	103	61	13	1
	100.0	57.9	34.3	7.3	0.6
南関東	490	289	162	36	3
	100.0	59.0	33.1	7.3	0.6
北陸	165	86	67	8	4
	100.0	52.1	40.6	4.8	2.4
東海	290	165	104	20	1
	100.0	56.9	35.9	6.9	0.3
近畿	334	190	120	23	1
	100.0	56.9	35.9	6.9	0.3
中国	191	117	49	23	2
	100.0	61.3	25.7	12.0	1.0
四国	85	50	29	5	1
	100.0	58.8	34.1	5.9	1.2
九州	221	138	69	13	1
	100.0	62.4	31.2	5.9	0.5
無回答	34	21	10	3	－
	100.0	61.8	29.4	8.8	－
問１付問．経常利益額の３年前との比較					
増加した計	855	521	267	62	5
	100.0	60.9	31.2	7.3	0.6
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	493	238	200	50	5
	100.0	48.3	40.6	10.1	1.0
減少した計	716	431	234	48	3
	100.0	60.2	32.7	6.7	0.4
事業所の設立から４年未満である	15	5	8	2	－
	100.0	33.3	53.3	13.3	－
無回答	237	139	83	14	1
	100.0	58.6	35.0	5.9	0.4
問１付問．労使関係					
過半数代表の労働組合がある	363	221	113	27	2
	100.0	60.9	31.1	7.4	0.6
過半数代表ではないが、労働組合がある	183	105	68	10	－
	100.0	57.4	37.2	5.5	－
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	636	389	202	38	7
	100.0	61.2	31.8	6.0	1.1
労働組合も、定期的な労使協議もない	1,066	589	381	91	5
	100.0	55.3	35.7	8.5	0.5
無回答	68	30	28	10	－
	100.0	44.1	41.2	14.7	－
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分					
特定適用事業所等計	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－
特定適用事業所等以外の事業所計	2,316	1,334	792	176	14
	100.0	57.6	34.2	7.6	0.6
無回答	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

問８付問①．貴事業所では、こうした制度特例に該当する、①週の所定労働時間が２０時間以上３０時間未満で、②月額賃金が８万８，０００円以上、③雇用見込み期間が１年以上のすべての要件を満たす、短時間労働者（学生は除く）を雇用していますか（雇用する予定はありますか）。

	特定適用事業所等以外の事業所計	雇用している（雇用する予定がある）	雇用していない（雇用する予定はない）	無回答
総数	2,316 100.0	1,422 61.4	872 37.7	22 0.9
問１．主たる業種				
建設業	192 100.0	78 40.6	111 57.8	3 1.6
製造業	314 100.0	168 53.5	144 45.9	2 0.6
電気・ガス・熱供給・水道業	12 100.0	7 58.3	5 41.7	－ －
情報通信業	23 100.0	15 65.2	8 34.8	－ －
運輸業、郵便業	78 100.0	50 64.1	27 34.6	1 1.3
卸売業	203 100.0	124 61.1	79 38.9	－ －
小売業	199 100.0	133 66.8	64 32.2	2 1.0
金融業、保険業	60 100.0	35 58.3	24 40.0	1 1.7
不動産業、物品賃貸業	27 100.0	16 59.3	11 40.7	－ －
学術研究、専門・技術サービス業	61 100.0	27 44.3	34 55.7	－ －
宿泊業、飲食サービス業	183 100.0	144 78.7	37 20.2	2 1.1
生活関連サービス業、娯楽業	71 100.0	39 54.9	32 45.1	－ －
教育、学習支援業	144 100.0	82 56.9	61 42.4	1 0.7
医療、福祉	486 100.0	355 73.0	124 25.5	7 1.4
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	30 100.0	20 66.7	9 30.0	1 3.3
サービス業（他に分類されないもの）	196 100.0	116 59.2	78 39.8	2 1.0
公務	－ －	－ －	－ －	－ －
その他	3 100.0	2 66.7	1 33.3	－ －
無回答	34 100.0	11 32.4	23 67.6	－ －
サービス業計	541 100.0	346 64.0	190 35.1	5 0.9
問１．事業所に於ける雇用者の規模				
３０人以下	654 100.0	356 54.4	288 44.0	10 1.5
３１～１００人	996 100.0	615 61.7	374 37.6	7 0.7
１０１～３００人	524 100.0	350 66.8	170 32.4	4 0.8
３０１～５００人	82 100.0	60 73.2	22 26.8	－ －
５０１～１，０００人	25 100.0	21 84.0	4 16.0	－ －
１，００１人以上	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －
無回答	34 100.0	19 55.9	14 41.2	1 2.9
問１．所在地ブロック				
北海道	125 100.0	67 53.6	56 44.8	2 1.6
東北	203 100.0	114 56.2	86 42.4	3 1.5
北関東・甲信	178 100.0	96 53.9	81 45.5	1 0.6
南関東	490 100.0	321 65.5	164 33.5	5 1.0
北陸	165 100.0	107 64.8	54 32.7	4 2.4
東海	290 100.0	191 65.9	98 33.8	1 0.3
近畿	334 100.0	219 65.6	114 34.1	1 0.3
中国	191 100.0	113 59.2	77 40.3	1 0.5
四国	85 100.0	52 61.2	32 37.6	1 1.2
九州	221 100.0	127 57.5	91 41.2	3 1.4
無回答	34 100.0	15 44.1	19 55.9	－ －
問１付問．経常利益額の３年前との比較				
増加した計	855 100.0	528 61.8	322 37.7	5 0.6
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	493 100.0	289 58.6	197 40.0	7 1.4
減少した計	716 100.0	452 63.1	257 35.9	7 1.0
事業所の設立から４年未満である	15 100.0	9 60.0	6 40.0	－ －
無回答	237 100.0	144 60.8	90 38.0	3 1.3
問１付問．労使関係				
過半数代表の労働組合がある	363 100.0	213 58.7	147 40.5	3 0.8
過半数代表ではないが、労働組合がある	183 100.0	113 61.7	70 38.3	－ －
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	636 100.0	374 58.8	256 40.3	6 0.9
労働組合も、定期的な労使協議もない	1,066 100.0	689 64.6	365 34.2	12 1.1
無回答	68 100.0	33 48.5	34 50.0	1 1.5
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分				
特定適用事業所等計	－ －	－ －	－ －	－ －
特定適用事業所等以外の事業所計	2,316 100.0	1,422 61.4	872 37.7	22 0.9
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －

問８付問②．こうした制度特例を、活用する意向はありますか。

	特定適用事業所等以外の事業所計	社会保険の適用拡大要件を満たす短時間労働者を「雇用している（雇用する予定がある）」	既に適用を申請した	適用を申請する見通し	適用を申請するつもりはない	未定・分からない	無回答
総数	1,422 100.0	79 5.6	67 4.7	455 32.0	730 51.3	91 6.4	
問１．主たる業種							
建設業	78 100.0	4 5.1	2 2.6	26 33.3	37 47.4	9 11.5	
製造業	168 100.0	9 5.4	7 4.2	48 28.6	95 56.5	9 5.4	
電気・ガス・熱供給・水道業	7 100.0	1 14.3	－ －	2 28.6	3 42.9	1 14.3	
情報通信業	15 100.0	2 13.3	1 6.7	7 46.7	4 26.7	1 6.7	
運輸業、郵便業	50 100.0	4 8.0	－ －	16 32.0	27 54.0	3 6.0	
卸売業	124 100.0	9 7.3	7 5.6	43 34.7	58 46.8	7 5.6	
小売業	133 100.0	8 6.0	8 6.0	39 29.3	66 49.6	12 9.0	
金融業、保険業	35 100.0	－ －	4 11.4	14 40.0	17 48.6	－ －	
不動産業、物品賃貸業	16 100.0	1 6.3	－ －	7 43.8	7 43.8	1 6.3	
学術研究、専門・技術サービス業	27 100.0	2 7.4	1 3.7	10 37.0	12 44.4	2 7.4	
宿泊業、飲食サービス業	144 100.0	10 6.9	9 6.3	47 32.6	70 48.6	8 5.6	
生活関連サービス業、娯楽業	39 100.0	2 5.1	1 2.6	23 59.0	12 30.8	1 2.6	
教育、学習支援業	82 100.0	－ －	3 3.7	19 23.2	57 69.5	3 3.7	
医療、福祉	355 100.0	16 4.5	20 5.6	103 29.0	197 55.5	19 5.4	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	20 100.0	3 15.0	－ －	4 20.0	13 65.0	－ －	
サービス業（他に分類されないもの）	116 100.0	8 6.9	3 2.6	41 35.3	49 42.2	15 12.9	
公務	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	
その他	2 100.0	－ －	－ －	1 50.0	1 50.0	－ －	
無回答	11 100.0	－ －	1 9.1	5 45.5	5 45.5	－ －	
サービス業計	346 100.0	25 7.2	14 4.0	125 36.1	156 45.1	26 7.5	
問１．事業所に於ける雇用者の規模							
３０人以下	356 100.0	27 7.6	17 4.8	104 29.2	182 51.1	26 7.3	
３１～１００人	615 100.0	24 3.9	31 5.0	201 32.7	324 52.7	35 5.7	
１０１～３００人	350 100.0	23 6.6	17 4.9	120 34.3	166 47.4	24 6.9	
３０１～５００人	60 100.0	1 1.7	2 3.3	17 28.3	34 56.7	6 10.0	
５０１～１，０００人	21 100.0	2 9.5	－ －	5 23.8	14 66.7	－ －	
１，００１人以上	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	
無回答	19 100.0	1 5.3	－ －	8 42.1	10 52.6	－ －	
問１．所在地ブロック							
北海道	67 100.0	2 3.0	3 4.5	16 23.9	44 65.7	2 3.0	
東北	114 100.0	8 7.0	10 8.8	28 24.6	61 53.5	7 6.1	
北関東・甲信	96 100.0	7 7.3	2 2.1	36 37.5	44 45.8	7 7.3	
南関東	321 100.0	23 7.2	16 5.0	118 36.8	147 45.8	17 5.3	
北陸	107 100.0	3 2.8	5 4.7	35 32.7	59 55.1	5 4.7	
東海	191 100.0	10 5.2	8 4.2	63 33.0	99 51.8	11 5.8	
近畿	219 100.0	10 4.6	11 5.0	67 30.6	116 53.0	15 6.8	
中国	113 100.0	8 7.1	2 1.8	28 24.8	61 54.0	14 12.4	
四国	52 100.0	5 9.6	2 3.8	18 34.6	26 50.0	1 1.9	
九州	127 100.0	2 1.6	7 5.5	41 32.3	66 52.0	11 8.7	
無回答	15 100.0	1 6.7	1 6.7	5 33.3	7 46.7	1 6.7	
問１付問．経常利益額の３年前との比較							
増加した計	528 100.0	30 5.7	19 3.6	171 32.4	276 52.3	32 6.1	
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	289 100.0	18 6.2	18 6.2	94 32.5	142 49.1	17 5.9	
減少した計	452 100.0	21 4.6	25 5.5	151 33.4	227 50.2	28 6.2	
事業所の設立から４年未満である	9 100.0	1 11.1	－ －	1 11.1	7 77.8	－ －	
無回答	144 100.0	9 6.3	5 3.5	38 26.4	78 54.2	14 9.7	
問１付問．労使関係							
過半数代表の労働組合がある	213 100.0	18 8.5	8 3.8	71 33.3	109 51.2	7 3.3	
過半数代表ではないが、労働組合がある	113 100.0	8 7.1	3 2.7	26 23.0	68 60.2	8 7.1	
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	374 100.0	24 6.4	17 4.5	96 25.7	205 54.8	32 8.6	
労働組合も、定期的な労使協議もない	689 100.0	28 4.1	36 5.2	259 37.6	328 47.6	38 5.5	
無回答	33 100.0	1 3.0	3 9.1	3 9.1	20 60.6	6 18.2	
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分							
特定適用事業所等計	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	
特定適用事業所等以外の事業所計	1,422 100.0	79 5.6	67 4.7	455 32.0	730 51.3	91 6.4	
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	

問８付問（ｉ）．適用を申請した（する）理由は、何ですか。

（複数回答）	「既に適用を申請した」か「適用を申請する見通し」の事業所計	短時間労働者の処遇を改善し、人材の確保・定着を図りたいから	短時間労働者自身が希望しているから	短時間労働者がより長い労働時間、働く動機になると思うから	親会社の意向やグループ会社の動向に準じるから	企業イメージが向上するから	その他	無回答	平均選択数
総数	146	106	53	45	9	7	11	2	1.6
	100.0	72.6	36.3	30.8	6.2	4.8	7.5	1.4	
問８付問②．制度特例を活用する意向									
既に適用を申請した	79	55	36	30	6	1	4	2	1.7
	100.0	69.6	45.6	38.0	7.6	1.3	5.1	2.5	
適用を申請する見通し	67	51	17	15	3	6	7	－	1.5
	100.0	76.1	25.4	22.4	4.5	9.0	10.4	－	
問１．主たる業種									
建設業	6	5	2	－	－	－	－	－	1.2
	100.0	83.3	33.3	－	－	－	－	－	
製造業	16	10	6	6	－	1	1	1	1.6
	100.0	62.5	37.5	37.5	－	6.3	6.3	6.3	
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	－	－	－	－	－	－	1.0
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	
情報通信業	3	2	2	1	1	1	－	－	2.3
	100.0	66.7	66.7	33.3	33.3	33.3	－	－	
運輸業、郵便業	4	2	2	1	－	－	1	－	1.5
	100.0	50.0	50.0	25.0	－	－	25.0	－	
卸売業	16	11	7	4	1	1	－	－	1.5
	100.0	68.8	43.8	25.0	6.3	6.3	－	－	
小売業	16	12	1	4	2	1	2	－	1.4
	100.0	75.0	6.3	25.0	12.5	6.3	12.5	－	
金融業、保険業	4	4	－	－	－	－	－	－	1.0
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	
不動産業、物品賃貸業	1	1	－	－	－	－	－	－	1.0
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	
学術研究、専門・技術サービス業	3	1	－	2	－	－	1	－	1.3
	100.0	33.3	－	66.7	－	－	33.3	－	
宿泊業、飲食サービス業	19	16	8	9	1	－	－	－	1.8
	100.0	84.2	42.1	47.4	5.3	－	－	－	
生活関連サービス業、娯楽業	3	1	1	1	1	－	－	－	1.3
	100.0	33.3	33.3	33.3	33.3	－	－	－	
教育、学習支援業	3	3	1	－	－	－	1	－	1.7
	100.0	100.0	33.3	－	－	－	33.3	－	
医療、福祉	36	26	17	15	1	2	4	－	1.8
	100.0	72.2	47.2	41.7	2.8	5.6	11.1	－	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	3	1	2	－	－	－	1	－	1.3
	100.0	33.3	66.7	－	－	－	33.3	－	
サービス業（他に分類されないもの）	11	9	4	2	2	1	－	1	1.8
	100.0	81.8	36.4	18.2	18.2	9.1	－	9.1	
公務	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	
無回答	1	1	－	－	－	－	－	－	1.0
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	
サービス業計	39	28	15	14	4	1	2	1	1.7
	100.0	71.8	38.5	35.9	10.3	2.6	5.1	2.6	
問１．事業所に於ける雇用者の規模									
３０人以下	44	32	14	11	4	－	5	－	1.5
	100.0	72.7	31.8	25.0	9.1	－	11.4	－	
３１～１００人	55	40	16	20	2	3	3	2	1.6
	100.0	72.7	29.1	36.4	3.6	5.5	5.5	3.6	
１０１～３００人	40	29	17	13	3	4	2	－	1.7
	100.0	72.5	42.5	32.5	7.5	10.0	5.0	－	
３０１～５００人	3	2	2	1	－	－	1	－	2.0
	100.0	66.7	66.7	33.3	－	－	33.3	－	
５０１～１，０００人	2	1	2	－	－	－	－	－	1.5
	100.0	50.0	100.0	－	－	－	－	－	
１，００１人以上	1	1	1	－	－	－	－	－	2.0
	100.0	100.0	100.0	－	－	－	－	－	
無回答	1	1	1	－	－	－	－	－	2.0
	100.0	100.0	100.0	－	－	－	－	－	
問１．所在地ブロック									
北海道	5	5	1	1	－	－	－	－	1.4
	100.0	100.0	20.0	20.0	－	－	－	－	
東北	18	16	5	6	－	2	－	－	1.6
	100.0	88.9	27.8	33.3	－	11.1	－	－	
北関東・甲信	9	7	3	3	1	2	1	－	1.9
	100.0	77.8	33.3	33.3	11.1	22.2	11.1	－	
南関東	39	29	17	14	1	1	3	－	1.7
	100.0	74.4	43.6	35.9	2.6	2.6	7.7	－	
北陸	8	6	3	1	1	1	1	－	1.6
	100.0	75.0	37.5	12.5	12.5	12.5	12.5	－	
東海	18	11	5	4	2	－	1	－	1.3
	100.0	61.1	27.8	22.2	11.1	－	5.6	－	
近畿	21	13	10	8	－	1	4	－	1.7
	100.0	61.9	47.6	38.1	－	4.8	19.0	－	
中国	10	5	1	3	2	－	－	2	1.4
	100.0	50.0	10.0	30.0	20.0	－	－	20.0	
四国	7	5	6	3	1	－	1	－	2.3
	100.0	71.4	85.7	42.9	14.3	－	14.3	－	
九州	9	8	2	2	－	－	－	－	1.3
	100.0	88.9	22.2	22.2	－	－	－	－	
無回答	2	1	－	－	1	－	－	－	1.0
	100.0	50.0	－	－	50.0	－	－	－	
問１付問．経常利益額の３年前との比較									
増加した計	49	36	16	13	3	2	4	1	1.5
	100.0	73.5	32.7	26.5	6.1	4.1	8.2	2.0	
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	36	20	12	8	4	－	3	1	1.3
	100.0	55.6	33.3	22.2	11.1	－	8.3	2.8	
減少した計	46	37	18	20	2	3	3	－	1.8
	100.0	80.4	39.1	43.5	4.3	6.5	6.5	－	
事業所の設立から４年未満である	1	1	－	1	－	－	－	－	2.0
	100.0	100.0	－	100.0	－	－	－	－	
無回答	14	12	7	3	－	2	1	－	1.8
	100.0	85.7	50.0	21.4	－	14.3	7.1	－	
問１付問．労使関係									
過半数代表の労働組合がある	26	19	9	11	4	－	2	－	1.7
	100.0	73.1	34.6	42.3	15.4	－	7.7	－	
過半数代表ではないが、労働組合がある	11	8	6	2	－	－	－	1	1.6
	100.0	72.7	54.5	18.2	－	－	－	9.1	
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	41	31	14	12	2	3	3	1	1.6
	100.0	75.6	34.1	29.3	4.9	7.3	7.3	2.4	
労働組合も、定期的な労使協議もない	64	45	22	20	3	3	6	－	1.6
	100.0	70.3	34.4	31.3	4.7	4.7	9.4	－	
無回答	4	3	2	－	－	1	－	－	1.5
	100.0	75.0	50.0	－	－	25.0	－	－	
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分									
特定適用事業所等計	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	
特定適用事業所等以外の事業所計	146	106	53	45	9	7	11	2	1.6
	100.0	72.6	36.3	30.8	6.2	4.8	7.5	1.4	
無回答	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	

問８付問（ｉｉ）．適用を申請しない（していない）理由は、何ですか。

（複数回答）	「適用を申請するつもりはない」か「未定・分からない」事業所計	総額人件費の増加につながるから	短時間労働者自身が希望していないから	労働者の同意を得るなど、手続きが大変だから	任意だから（義務ではないから）	親会社の意向やグループ会社の動向に準じるから	その他	無回答	平均選択数
総数	1,185	383	727	149	530	134	54	56	1.8
	100.0	32.3	61.4	12.6	44.7	11.3	4.6	4.7	
問８付問②．制度特例を活用する意向									
適用を申請するつもりはない	455	207	341	64	203	31	19	1	1.9
	100.0	45.5	74.9	14.1	44.6	6.8	4.2	0.2	
未定・分からない	730	176	386	85	327	103	35	55	1.7
	100.0	24.1	52.9	11.6	44.8	14.1	4.8	7.5	
問１．主たる業種									
建設業	63	8	40	5	26	9	3	1	1.5
	100.0	12.7	63.5	7.9	41.3	14.3	4.8	1.6	
製造業	143	44	92	18	72	12	9	4	1.8
	100.0	30.8	64.3	12.6	50.3	8.4	6.3	2.8	
電気・ガス・熱供給・水道業	5	－	3	1	2	2	－	－	1.6
	100.0	－	60.0	20.0	40.0	40.0	－	－	
情報通信業	11	－	4	3	4	2	1	－	1.3
	100.0	－	36.4	27.3	36.4	18.2	9.1	－	
運輸業、郵便業	43	12	23	5	15	4	2	3	1.5
	100.0	27.9	53.5	11.6	34.9	9.3	4.7	7.0	
卸売業	101	34	69	5	51	8	2	6	1.8
	100.0	33.7	68.3	5.0	50.5	7.9	2.0	5.9	
小売業	105	44	62	15	67	15	7	4	2.1
	100.0	41.9	59.0	14.3	63.8	14.3	6.7	3.8	
金融業、保険業	31	8	19	2	14	1	3	1	1.6
	100.0	25.8	61.3	6.5	45.2	3.2	9.7	3.2	
不動産業、物品賃貸業	14	－	4	4	5	3	2	－	1.3
	100.0	－	28.6	28.6	35.7	21.4	14.3	－	
学術研究、専門・技術サービス業	22	4	14	4	10	3	3	－	1.7
	100.0	18.2	63.6	18.2	45.5	13.6	13.6	－	
宿泊業、飲食サービス業	117	59	84	23	30	13	2	8	1.9
	100.0	50.4	71.8	19.7	25.6	11.1	1.7	6.8	
生活関連サービス業、娯楽業	35	14	28	7	18	2	3	－	2.1
	100.0	40.0	80.0	20.0	51.4	5.7	8.6	－	
教育、学習支援業	76	27	35	7	39	4	－	11	1.7
	100.0	35.5	46.1	9.2	51.3	5.3	－	14.5	
医療、福祉	300	83	182	37	121	45	12	13	1.7
	100.0	27.7	60.7	12.3	40.3	15.0	4.0	4.3	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	17	4	11	3	9	－	－	1	1.7
	100.0	23.5	64.7	17.6	52.9	－	－	5.9	
サービス業（他に分類されないもの）	90	35	49	10	40	11	5	4	1.7
	100.0	38.9	54.4	11.1	44.4	12.2	5.6	4.4	
公務	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	
その他	2	1	1	－	1	－	－	－	1.5
	100.0	50.0	50.0	－	50.0	－	－	－	
無回答	10	6	7	－	6	－	－	－	1.9
	100.0	60.0	70.0	－	60.0	－	－	－	
サービス業計	281	116	186	47	107	29	13	13	1.9
	100.0	41.3	66.2	16.7	38.1	10.3	4.6	4.6	
問１．事業所に於ける雇用者の規模									
３０人以下	286	102	172	36	95	36	15	15	1.7
	100.0	35.7	60.1	12.6	33.2	12.6	5.2	5.2	
３１～１００人	525	147	319	56	247	66	27	26	1.7
	100.0	28.0	60.8	10.7	47.0	12.6	5.1	5.0	
１０１～３００人	286	103	182	43	144	25	9	13	1.9
	100.0	36.0	63.6	15.0	50.3	8.7	3.1	4.5	
３０１～５００人	51	14	30	7	25	3	3	2	1.7
	100.0	27.5	58.8	13.7	49.0	5.9	5.9	3.9	
５０１～１，０００人	19	10	13	4	12	1	－	－	2.1
	100.0	52.6	68.4	21.1	63.2	5.3	－	－	
１，００１人以上	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	
無回答	18	7	11	3	7	3	－	－	1.7
	100.0	38.9	61.1	16.7	38.9	16.7	－	－	
問１．所在地ブロック									
北海道	60	14	36	5	30	7	4	4	1.7
	100.0	23.3	60.0	8.3	50.0	11.7	6.7	6.7	
東北	89	26	49	9	29	13	3	5	1.5
	100.0	29.2	55.1	10.1	32.6	14.6	3.4	5.6	
北関東・甲信	80	29	56	8	27	4	－	2	1.6
	100.0	36.3	70.0	10.0	33.8	5.0	－	2.5	
南関東	265	99	158	46	142	38	15	9	2.0
	100.0	37.4	59.6	17.4	53.6	14.3	5.7	3.4	
北陸	94	33	47	6	55	7	5	6	1.7
	100.0	35.1	50.0	6.4	58.5	7.4	5.3	6.4	
東海	162	48	107	23	58	19	10	2	1.7
	100.0	29.6	66.0	14.2	35.8	11.7	6.2	1.2	
近畿	183	61	116	21	75	15	6	14	1.7
	100.0	33.3	63.4	11.5	41.0	8.2	3.3	7.7	
中国	89	35	57	13	39	9	1	7	1.9
	100.0	39.3	64.0	14.6	43.8	10.1	1.1	7.9	
四国	44	10	31	5	21	5	5	1	1.8
	100.0	22.7	70.5	11.4	47.7	11.4	11.4	2.3	
九州	107	27	65	13	51	14	3	6	1.7
	100.0	25.2	60.7	12.1	47.7	13.1	2.8	5.6	
無回答	12	1	5	－	3	3	2	－	1.2
	100.0	8.3	41.7	－	25.0	25.0	16.7	－	
問１付問．経常利益額の３年前との比較									
増加した計	447	147	256	48	196	56	28	24	1.7
	100.0	32.9	57.3	10.7	43.8	12.5	6.3	5.4	
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	236	75	146	37	110	24	8	8	1.8
	100.0	31.8	61.9	15.7	46.6	10.2	3.4	3.4	
減少した計	378	118	246	54	178	41	16	14	1.8
	100.0	31.2	65.1	14.3	47.1	10.8	4.2	3.7	
事業所の設立から４年未満である	8	4	4	1	4	1	－	－	1.8
	100.0	50.0	50.0	12.5	50.0	12.5	－	－	
無回答	116	39	75	9	42	12	2	10	1.7
	100.0	33.6	64.7	7.8	36.2	10.3	1.7	8.6	
問１付問．労使関係									
過半数代表の労働組合がある	180	52	115	14	93	16	12	7	1.8
	100.0	28.9	63.9	7.8	51.7	8.9	6.7	3.9	
過半数代表ではないが、労働組合がある	94	30	48	9	49	13	5	7	1.8
	100.0	31.9	51.1	9.6	52.1	13.8	5.3	7.4	
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	301	94	177	29	120	39	19	12	1.7
	100.0	31.2	58.8	9.6	39.9	13.0	6.3	4.0	
労働組合も、定期的な労使協議もない	587	200	375	95	262	61	18	27	1.8
	100.0	34.1	63.9	16.2	44.6	10.4	3.1	4.6	
無回答	23	7	12	2	6	5	－	3	1.6
	100.0	30.4	52.2	8.7	26.1	21.7	－	13.0	
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分									
特定適用事業所等計	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	
特定適用事業所等以外の事業所計	1,185	383	727	149	530	134	54	56	1.8
	100.0	32.3	61.4	12.6	44.7	11.3	4.6	4.7	
無回答	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	

問８付問（ｉｉｉ）．

調査シリーズNo.182

常時の雇用者規模が５０１人以上の企業では、一定の要件を満たす短時間労働者に対して、厚生年金・健康保険の適用が拡大されました。これを回避する目的で、平成２４年８月からこの間に、分社化や常時の雇用者規模の抑制等を行いましたか。

	「適用を申請するつもりはない」か、「未定・分からない」事業所計	回避を目的の一つとする分社化等を行った	回避を目的とするものではない（分からないを含む）が、分社化等を行った	分社化等は特段、行っていない	無回答
総数	1,185	－	11	907	267
	100.0	－	0.9	76.5	22.5
問１．主たる業種					
建設業	63	－	－	50	13
	100.0	－	－	79.4	20.6
製造業	143	－	1	109	33
	100.0	－	0.7	76.2	23.1
電気・ガス・熱供給・水道業	5	－	－	4	1
	100.0	－	－	80.0	20.0
情報通信業	11	－	－	10	1
	100.0	－	－	90.9	9.1
運輸業、郵便業	43	－	1	32	10
	100.0	－	2.3	74.4	23.3
卸売業	101	－	－	79	22
	100.0	－	－	78.2	21.8
小売業	105	－	5	80	20
	100.0	－	4.8	76.2	19.0
金融業、保険業	31	－	－	24	7
	100.0	－	－	77.4	22.6
不動産業、物品賃貸業	14	－	－	12	2
	100.0	－	－	85.7	14.3
学術研究、専門・技術サービス業	22	－	－	18	4
	100.0	－	－	81.8	18.2
宿泊業、飲食サービス業	117	－	1	85	31
	100.0	－	0.9	72.6	26.5
生活関連サービス業、娯楽業	35	－	－	29	6
	100.0	－	－	82.9	17.1
教育、学習支援業	76	－	－	51	25
	100.0	－	－	67.1	32.9
医療、福祉	300	－	2	229	69
	100.0	－	0.7	76.3	23.0
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	17	－	－	13	4
	100.0	－	－	76.5	23.5
サービス業（他に分類されないもの）	90	－	1	73	16
	100.0	－	1.1	81.1	17.8
公務	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－
その他	2	－	－	1	1
	100.0	－	－	50.0	50.0
無回答	10	－	－	8	2
	100.0	－	－	80.0	20.0
サービス業計	281	－	2	218	61
	100.0	－	0.7	77.6	21.7
問１．事業所に於ける雇用者の規模					
３０人以下	286	－	4	217	65
	100.0	－	1.4	75.9	22.7
３１～１００人	525	－	5	383	137
	100.0	－	1.0	73.0	26.1
１０１～３００人	286	－	2	230	54
	100.0	－	0.7	80.4	18.9
３０１～５００人	51	－	－	46	5
	100.0	－	－	90.2	9.8
５０１～１，０００人	19	－	－	17	2
	100.0	－	－	89.5	10.5
１，００１人以上	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－
無回答	18	－	－	14	4
	100.0	－	－	77.8	22.2
問１．所在地ブロック					
北海道	60	－	－	47	13
	100.0	－	－	78.3	21.7
東北	89	－	2	65	22
	100.0	－	2.2	73.0	24.7
北関東・甲信	80	－	3	57	20
	100.0	－	3.8	71.3	25.0
南関東	265	－	2	217	46
	100.0	－	0.8	81.9	17.4
北陸	94	－	－	62	32
	100.0	－	－	66.0	34.0
東海	162	－	1	133	28
	100.0	－	0.6	82.1	17.3
近畿	183	－	2	141	40
	100.0	－	1.1	77.0	21.9
中国	89	－	－	68	21
	100.0	－	－	76.4	23.6
四国	44	－	－	32	12
	100.0	－	－	72.7	27.3
九州	107	－	1	78	28
	100.0	－	0.9	72.9	26.2
無回答	12	－	－	7	5
	100.0	－	－	58.3	41.7
問１付問．経常利益額の３年前との比較					
増加した計	447	－	5	356	86
	100.0	－	1.1	79.6	19.2
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	236	－	1	179	56
	100.0	－	0.4	75.8	23.7
減少した計	378	－	3	280	95
	100.0	－	0.8	74.1	25.1
事業所の設立から４年未満である	8	－	－	7	1
	100.0	－	－	87.5	12.5
無回答	116	－	2	85	29
	100.0	－	1.7	73.3	25.0
問１付問．労使関係					
過半数代表の労働組合がある	180	－	－	152	28
	100.0	－	－	84.4	15.6
過半数代表ではないが、労働組合がある	94	－	1	73	20
	100.0	－	1.1	77.7	21.3
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	301	－	2	231	68
	100.0	－	0.7	76.7	22.6
労働組合も、定期的な労使協議もない	587	－	5	440	142
	100.0	－	0.9	75.0	24.2
無回答	23	－	3	11	9
	100.0	－	13.0	47.8	39.1
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分					
特定適用事業所等計	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－
特定適用事業所等以外の事業所計	1,185	－	11	907	267
	100.0	－	0.9	76.5	22.5
無回答	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

問９．短時間労働者（定年再雇用者を含む）に対する、社会保険の適用についてお伺いします。厚生年金・健康保険の適用範囲は、平成２８年（昨年）１０月１日（規模５００人以下の地方公共団体については平成２９年４月１日）より、（従来の「週の所定労働時間が通常の労働者の概ね４分の３以上」[一般に週３０時間以上等]から）、①週の所定労働時間が２０時間以上で、②月額賃金が８万８，０００円以上、③雇用見込み期間が１年以上の、すべての要件を満たす者（但し学生は除く）に拡大されました。これに対応するため、貴事業所では雇用管理上、何らかの見直しを行いましたか。

	特定適用事業所等計	見直しを行った	（適用拡大の対象者はいたが）、特に見直しを行わなかった	適用拡大の対象者が、そもそもいなかった	無回答
総数	1,344 100.0	443 33.0	437 32.5	460 34.2	4 0.3
問１．主たる業種					
建設業	88 100.0	14 15.9	30 34.1	44 50.0	－ －
製造業	131 100.0	27 20.6	45 34.4	59 45.0	－ －
電気・ガス・熱供給・水道業	14 100.0	1 7.1	6 42.9	6 42.9	1 7.1
情報通信業	9 100.0	－ －	2 22.2	7 77.8	－ －
運輸業、郵便業	42 100.0	16 38.1	7 16.7	19 45.2	－ －
卸売業	57 100.0	15 26.3	13 22.8	29 50.9	－ －
小売業	197 100.0	111 56.3	53 26.9	33 16.8	－ －
金融業、保険業	49 100.0	22 44.9	4 8.2	23 46.9	－ －
不動産業、物品賃貸業	23 100.0	7 30.4	9 39.1	7 30.4	－ －
学術研究、専門・技術サービス業	36 100.0	7 19.4	13 36.1	16 44.4	－ －
宿泊業、飲食サービス業	61 100.0	22 36.1	24 39.3	15 24.6	－ －
生活関連サービス業、娯楽業	14 100.0	5 35.7	3 21.4	6 42.9	－ －
教育、学習支援業	104 100.0	16 15.4	55 52.9	32 30.8	1 1.0
医療、福祉	315 100.0	120 38.1	102 32.4	92 29.2	1 0.3
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	18 100.0	8 44.4	2 11.1	8 44.4	－ －
サービス業（他に分類されないもの）	116 100.0	42 36.2	41 35.3	32 27.6	1 0.9
公務	60 100.0	8 13.3	25 41.7	27 45.0	－ －
その他	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	－ －
無回答	7 100.0	1 14.3	2 28.6	4 57.1	－ －
サービス業計	245 100.0	84 34.3	83 33.9	77 31.4	1 0.4
問１．事業所に於ける雇用者の規模					
３０人以下	223 100.0	47 21.1	46 20.6	127 57.0	3 1.3
３１～１００人	481 100.0	170 35.3	147 30.6	164 34.1	－ －
１０１～３００人	247 100.0	85 34.4	76 30.8	85 34.4	1 0.4
３０１～５００人	82 100.0	27 32.9	26 31.7	29 35.4	－ －
５０１～１，０００人	157 100.0	60 38.2	63 40.1	34 21.7	－ －
１，００１人以上	126 100.0	38 30.2	70 55.6	18 14.3	－ －
無回答	28 100.0	16 57.1	9 32.1	3 10.7	－ －
問１．所在地ブロック					
北海道	75 100.0	29 38.7	20 26.7	26 34.7	－ －
東北	106 100.0	25 23.6	36 34.0	45 42.5	－ －
北関東・甲信	89 100.0	30 33.7	23 25.8	35 39.3	1 1.1
南関東	324 100.0	140 43.2	89 27.5	94 29.0	1 0.3
北陸	51 100.0	14 27.5	20 39.2	17 33.3	－ －
東海	164 100.0	64 39.0	43 26.2	57 34.8	－ －
近畿	213 100.0	58 27.2	94 44.1	60 28.2	1 0.5
中国	99 100.0	28 28.3	32 32.3	39 39.4	－ －
四国	41 100.0	16 39.0	10 24.4	14 34.1	1 2.4
九州	174 100.0	38 21.8	67 38.5	69 39.7	－ －
無回答	8 100.0	1 12.5	3 37.5	4 50.0	－ －
問１付問．経常利益額の３年前との比較					
増加した計	465 100.0	153 32.9	140 30.1	172 37.0	－ －
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	196 100.0	55 28.1	68 34.7	71 36.2	2 1.0
減少した計	402 100.0	163 40.5	105 26.1	134 33.3	－ －
事業所の設立から４年未満である	11 100.0	2 18.2	4 36.4	5 45.5	－ －
無回答	270 100.0	70 25.9	120 44.4	78 28.9	2 0.7
問１付問．労使関係					
過半数代表の労働組合がある	532 100.0	173 32.5	169 31.8	188 35.3	2 0.4
過半数代表ではないが、労働組合がある	178 100.0	35 19.7	94 52.8	49 27.5	－ －
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	231 100.0	80 34.6	53 22.9	97 42.0	1 0.4
労働組合も、定期的な労使協議もない	337 100.0	125 37.1	103 30.6	108 32.0	1 0.3
無回答	66 100.0	30 45.5	18 27.3	18 27.3	－ －
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分					
特定適用事業所等計	1,344 100.0	443 33.0	437 32.5	460 34.2	4 0.3
特定適用事業所等以外の事業所計	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －

	特定適用事業所等計	見直しを行った	（適用拡大の対象者はいたが）、特に見直しを行わなかった	適用拡大の対象者が、そもそもいなかった	無回答
総数	1,344 100.0	443 33.0	437 32.5	460 34.2	4 0.3
問２付問．短時間労働者の人数割合					
１割未満	535 100.0	115 21.5	182 34.0	236 44.1	2 0.4
１割以上３割未満	326 100.0	108 33.1	122 37.4	95 29.1	1 0.3
３割以上５割未満	133 100.0	51 38.3	37 27.8	45 33.8	－ －
５割以上７割未満	131 100.0	72 55.0	36 27.5	22 16.8	1 0.8
７割以上９割未満	116 100.0	68 58.6	27 23.3	21 18.1	－ －
９割以上	23 100.0	13 56.5	8 34.8	2 8.7	－ －
無回答	18 100.0	5 27.8	9 50.0	4 22.2	－ －
問３．短時間労働者の雇用理由					
人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）	289 100.0	125 43.3	95 32.9	69 23.9	－ －
正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから	398 100.0	158 39.7	133 33.4	106 26.6	1 0.3
経験・知識・技能のある人を活用したいから	519 100.0	161 31.0	182 35.1	176 33.9	－ －
１日の忙しい時間帯に対応するため	490 100.0	234 47.8	131 26.7	125 25.5	－ －
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）	188 100.0	109 58.0	51 27.1	28 14.9	－ －
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	264 100.0	124 47.0	85 32.2	55 20.8	－ －
仕事内容が簡単だから	279 100.0	137 49.1	71 25.4	70 25.1	1 0.4
責任が軽い仕事だから	183 100.0	102 55.7	39 21.3	42 23.0	－ －
賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）	331 100.0	158 47.7	88 26.6	84 25.4	1 0.3
社会保険の負担が少なくて済むから	180 100.0	113 62.8	33 18.3	34 18.9	－ －
雇用調整が容易だから	140 100.0	77 55.0	36 25.7	27 19.3	－ －
女性や高齢者を活用するため	363 100.0	153 42.1	103 28.4	106 29.2	1 0.3
法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため	167 100.0	47 28.1	77 46.1	42 25.1	1 0.6
学生アルバイトや若年フリーターを活用するため	124 100.0	66 53.2	40 32.3	18 14.5	－ －
外国人や障がい者を活用するため	113 100.0	48 42.5	40 35.4	25 22.1	－ －
その他	104 100.0	30 28.8	32 30.8	42 40.4	－ －
無回答	30 100.0	6 20.0	10 33.3	12 40.0	2 6.7
問４．短時間労働者の活用職種（複数回答）					
管理職	37 100.0	10 27.0	17 45.9	10 27.0	－ －
専門・技術職（医療関係）	208 100.0	64 30.8	90 43.3	54 26.0	－ －
専門・技術職（教育関係）	100 100.0	17 17.0	52 52.0	30 30.0	1 1.0
専門・技術職（その他）	192 100.0	39 20.3	95 49.5	58 30.2	－ －
事務職	723 100.0	244 33.7	253 35.0	225 31.1	1 0.1
販売職（営業を含む）	205 100.0	102 49.8	57 27.8	45 22.0	1 0.5
サービス職（介護関係）	188 100.0	90 47.9	56 29.8	42 22.3	－ －
サービス職（飲食関係）	125 100.0	75 60.0	34 27.2	15 12.0	1 0.8
サービス職（その他）	117 100.0	55 47.0	33 28.2	29 24.8	－ －
警備・保安職	61 100.0	23 37.7	27 44.3	11 18.0	－ －
製造・生産工程職	126 100.0	35 27.8	56 44.4	35 27.8	－ －
輸送・運転職	71 100.0	23 32.4	15 21.1	32 45.1	1 1.4
建設・採掘職	26 100.0	3 11.5	12 46.2	11 42.3	－ －
清掃等労務職	268 100.0	103 38.4	104 38.8	61 22.8	－ －
その他	112 100.0	30 26.8	37 33.0	45 40.2	－ －
無回答	19 100.0	6 31.6	7 36.8	5 26.3	1 5.3

問９付問①．具体的には、どのような見直しを行いましたか。

（複数回答）	社会保険の適用拡大に伴い、何らかの「見直しを行った」雇用管理上、特定適用事業所等計	新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数を抑制した、等も含む）	新たな適用拡大に伴い、対象者を正社員（短時間正社員を含む）へ転換した	新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を短縮した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数が増大した、等も含む）	新たな適用を回避するため、対象者の月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数が増大した、等も含む）	新規求人に当たっては、出来るだけ正社員（短時間正社員を含む）で採用するようにした	新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）短縮した	新規求人に当たり、月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	新規求人に当たり、雇用見込み期間を１年未満に抑制した	出来るだけ、（適用除外の）学生を活用するようにした	出来るだけ、７０歳以上の高齢者を活用するようにした	短時間労働者に任せていた業務を、派遣労働者の活用や業務委託に切り換えた	短時間労働者に任せていた業務を、省力化（機械化・自動化等）した	短時間労働者に任せていた業務（事業）の全部または一部を廃止した（海外移転を含む）	適用拡大に伴い、（適用対象となる）短時間労働者の福利厚生等を充実させた	適用拡大に伴い、（短時間）労働者の福利厚生等を圧縮した	その他	無回答	平均選択数
総数	443	255	68	293	16	24	14	70	7	1	6	1	8	8	3	33	－	49	10	2.0
	100.0	57.6	15.3	66.1	3.6	5.4	3.2	15.8	1.6	0.2	1.4	0.2	1.8	1.8	0.7	7.4	－	11.1	2.3	
問１．主たる業種																				
建設業	14	4	－	10	2	1	－	－	－	－	－	－	1	1	－	2	－	1	－	1.6
	100.0	28.6	－	71.4	14.3	7.1	－	－	－	－	－	－	7.1	7.1	－	14.3	－	7.1	－	
製造業	27	12	－	20	2	－	1	1	－	－	－	－	1	－	－	2	－	3	－	1.6
	100.0	44.4	－	74.1	7.4	－	3.7	3.7	－	－	－	－	3.7	－	－	7.4	－	11.1	－	
電気・ガス・熱供給・水道業	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
運輸業、郵便業	16	7	3	12	－	1	1	4	－	－	－	－	1	－	－	1	－	2	－	2.0
	100.0	43.8	18.8	75.0	－	6.3	6.3	25.0	－	－	－	－	6.3	－	－	6.3	－	12.5	－	
卸売業	15	9	－	13	1	2	－	4	－	－	－	－	－	2	－	2	－	－	－	2.2
	100.0	60.0	－	86.7	6.7	13.3	－	26.7	－	－	－	－	－	13.3	－	13.3	－	－	－	
小売業	111	72	3	66	3	7	3	23	2	－	2	－	2	3	3	4	－	26	1	2.0
	100.0	64.9	2.7	59.5	2.7	6.3	2.7	20.7	1.8	－	1.8	－	1.8	2.7	2.7	3.6	－	23.4	0.9	
金融業、保険業	22	13	5	14	2	2	－	2	1	－	－	－	－	－	－	2	－	2	－	2.0
	100.0	59.1	22.7	63.6	9.1	9.1	－	9.1	4.5	－	－	－	－	－	－	9.1	－	9.1	－	
不動産業、物品賃貸業	7	2	－	5	1	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	2.0
	100.0	28.6	－	71.4	14.3	－	14.3	14.3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	28.6	
学術研究、専門・技術サービス業	7	－	1	3	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4	－	1.3
	100.0	－	14.3	42.9	－	－	－	14.3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	57.1	－	
宿泊業、飲食サービス業	22	18	2	16	2	－	－	8	3	－	3	－	1	1	－	1	－	1	－	2.6
	100.0	81.8	9.1	72.7	9.1	－	－	36.4	13.6	－	13.6	－	4.5	4.5	－	4.5	－	4.5	－	
生活関連サービス業、娯楽業	5	3	－	3	－	2	－	1	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	2.0
	100.0	60.0	－	60.0	－	40.0	－	20.0	－	－	－	－	－	－	－	20.0	－	－	－	
教育、学習支援業	16	5	3	9	－	3	－	3	－	－	－	－	1	－	－	3	－	－	1	1.8
	100.0	31.3	18.8	56.3	－	18.8	－	18.8	－	－	－	－	6.3	－	－	18.8	－	－	6.3	
医療、福祉	120	83	44	86	－	3	4	9	－	－	1	－	－	1	－	6	－	5	5	2.1
	100.0	69.2	36.7	71.7	－	2.5	3.3	7.5	－	－	0.8	－	－	0.8	－	5.0	－	4.2	4.2	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	8	7	－	5	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	3	－	－	－	2.0
	100.0	87.5	－	62.5	－	－	－	12.5	－	－	－	－	－	－	－	37.5	－	－	－	
サービス業（他に分類されないもの）	42	18	7	26	3	3	4	9	1	1	－	1	1	－	－	4	－	3	－	1.9
	100.0	42.9	16.7	61.9	7.1	7.1	9.5	21.4	2.4	2.4	－	2.4	2.4	－	－	9.5	－	7.1	－	
公務	8	1	－	5	－	－	－	3	－	－	－	－	－	－	－	2	－	1	－	1.5
	100.0	12.5	－	62.5	－	－	－	37.5	－	－	－	－	－	－	－	25.0	－	12.5	－	
その他	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1.0
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	
無回答	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1.0
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
サービス業計	84	46	10	53	5	5	4	20	4	1	3	1	2	1	－	9	－	8	－	2.0
	100.0	54.8	11.9	63.1	6.0	6.0	4.8	23.8	4.8	1.2	3.6	1.2	2.4	1.2	－	10.7	－	9.5	－	
問１．事業所に於ける雇用者の規模																				
３０人以下	47	19	6	22	2	－	1	3	1	－	1	－	－	－	－	3	－	9	3	1.5
	100.0	40.4	12.8	46.8	4.3	－	2.1	6.4	2.1	－	2.1	－	－	－	－	6.4	－	19.1	6.4	
３１～１００人	170	110	49	115	3	11	6	22	2	－	3	－	2	5	1	13	－	17	4	2.2
	100.0	64.7	28.8	67.6	1.8	6.5	3.5	12.9	1.2	－	1.8	－	1.2	2.9	0.6	7.6	－	10.0	2.4	
１０１～３００人	85	47	4	54	5	6	2	14	2	－	1	－	3	1	1	7	－	14	2	1.9
	100.0	55.3	4.7	63.5	5.9	7.1	2.4	16.5	2.4	－	1.2	－	3.5	1.2	1.2	8.2	－	16.5	2.4	
３０１～５００人	27	13	2	22	2	－	－	5	－	－	－	－	1	－	－	2	－	2	1	1.9
	100.0	48.1	7.4	81.5	7.4	－	－	18.5	－	－	－	－	3.7	－	－	7.4	－	7.4	3.7	
５０１～１，０００人	60	34	4	41	1	5	3	12	－	1	－	－	－	－	－	2	－	4	－	1.8
	100.0	56.7	6.7	68.3	1.7	8.3	5.0	20.0	－	1.7	－	－	－	－	－	3.3	－	6.7	－	
１，００１人以上	38	20	2	25	2	2	2	11	2	－	1	1	1	2	1	6	－	2	－	2.1
	100.0	52.6	5.3	65.8	5.3	5.3	5.3	28.9	5.3	－	2.6	2.6	2.6	5.3	2.6	15.8	－	5.3	－	
無回答	16	12	1	14	1	－	－	3	－	－	－	－	1	－	－	－	－	1	－	2.1
	100.0	75.0	6.3	87.5	6.3	－	－	18.8	－	－	－	－	6.3	－	－	－	－	6.3	－	
問１．所在地ブロック																				
北海道	29	16	1	19	－	2	－	4	2	1	1	－	－	1	－	1	－	－	－	1.7
	100.0	55.2	3.4	65.5	－	6.9	－	13.8	6.9	3.4	3.4	－	－	3.4	－	3.4	－	－	－	
東北	25	14	－	14	－	－	2	2	1	－	－	－	－	－	－	1	－	4	－	1.5
	100.0	56.0	－	56.0	－	－	8.0	8.0	4.0	－	－	－	－	－	－	4.0	－	16.0	－	
北関東・甲信	30	17	2	22	1	1	1	2	－	－	－	－	1	1	－	5	－	1	－	1.8
	100.0	56.7	6.7	73.3	3.3	3.3	3.3	6.7	－	－	－	－	3.3	3.3	－	16.7	－	3.3	－	
南関東	140	76	42	89	1	7	4	15	－	－	1	－	4	2	1	6	－	31	2	2.0
	100.0	54.3	30.0	63.6	0.7	5.0	2.9	10.7	－	－	0.7	－	2.9	1.4	0.7	4.3	－	22.1	1.4	
北陸	14	10	2	6	1	2	1	5	1	－	－	1	－	1	－	3	－	－	－	2.4
	100.0	71.4	14.3	42.9	7.1	14.3	7.1	35.7	7.1	－	－	7.1	－	7.1	－	21.4	－	－	－	
東海	64	40	10	45	7	2	2	9	2	－	1	－	1	－	－	4	－	3	2	2.0
	100.0	62.5	15.6	70.3	10.9	3.1	3.1	14.1	3.1	－	1.6	－	1.6	－	－	6.3	－	4.7	3.1	
近畿	58	34	4	40	－	5	－	12	－	－	－	－	－	－	－	3	－	5	4	1.9
	100.0	58.6	6.9	69.0	－	8.6	－	20.7	－	－	－	－	－	－	－	5.2	－	8.6	6.9	
中国	28	17	5	17	1	4	2	5	－	－	3	－	2	2	2	4	－	－	1	2.4
	100.0	60.7	17.9	60.7	3.6	14.3	7.1	17.9	－	－	10.7	－	7.1	7.1	7.1	14.3	－	－	3.6	
四国	16	15	－	15	－	1	1	1	－	－	－	－	－	1	－	1	－	－	－	2.2
	100.0	93.8	－	93.8	－	6.3	6.3	6.3	－	－	－	－	－	6.3	－	6.3	－	－	－	
九州	38	16	2	26	5	－	1	15	1	－	－	－	－	－	－	4	－	5	1	2.0
	100.0	42.1	5.3	68.4	13.2	－	2.6	39.5	2.6	－	－	－	－	－	－	10.5	－	13.2	2.6	
無回答	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	1.0
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	
問１付問．経常利益額の３年前との比較																				
増加した計	153	71	7	96	4	7	5	18	3	1	4	－	5	3	3	9	－	32	3	1.8
	100.0	46.4	4.6	62.7	2.6	4.6	3.3	11.8	2.0	0.7	2.6	－	3.3	2.0	2.0	5.9	－	20.9	2.0	
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	55	32	6	33	6	4	4	10	2	－	－	－	1	1	－	6	－	3	2	2.0
	100.0	58.2	10.9	60.0	10.9	7.3	7.3	18.2	3.6	－	－	－	1.8	1.8	－	10.9	－	5.5	3.6	
減少した計	163	113	50	112	5	8	5	27	2	－	1	－	1	4	－	13	－	11	3	2.2
	100.0	69.3	30.7	68.7	3.1	4.9	3.1	16.6	1.2	－	0.6	－	0.6	2.5	－	8.0	－	6.7	1.8	
事業所の設立から４年未満である	2	1	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1.5
	100.0	50.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
無回答	70	38	5	50	1	5	－	15	－	－	1	1	1	－	－	5	－	3	2	1.8
	100.0	54.3	7.1	71.4	1.4	7.1	－	21.4	－	－	1.4	1.4	1.4	－	－	7.1	－	4.3	2.9	
問１付問．労使関係																				
過半数代表の労働組合がある	173	91	9	118	5	9	5	31	3	－	3	－	5	3	3	10	－	32	1	1.9
	100.0	52.6	5.2	68.2	2.9	5.2	2.9	17.9	1.7	－	1.7	－	2.9	1.7	1.7	5.8	－	18.5	0.6	
過半数代表ではないが、労働組合がある	35	17	5	22	3	8	1	10	2	－	－	－	1	1	－	5	－	4	1	2.3
	100.0	48.6	14.3	62.9	8.6	22.9	2.9	28.6	5.7	－	－	－	2.9	2.9	－	14.3	－	11.4	2.9	
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	80	45	5	44	2	2	4	6	－	－	－	1	1	3	－	8	－	7	3	1.7
	100.0	56.3	6.3	55.0	2.5	2.5	5.0	7.5	－	－	－	1.3	1.3	3.8	－	10.0	－	8.8	3.8	
労働組合も、定期的な労使協議もない	125	78	47	92	5	2	4	15	2	1	3	－	1	1	－	9	－	4	5	2.2
	100.0	62.4	37.6	73.6	4.0	1.6	3.2	12.0	1.6	0.8	2.4	－	0.8	0.8	－	7.2	－	3.2	4.0	
無回答	30	24	2	17	1	3	－	8	－	－	－	－	－	－	－	1	－	2	－	1.9
	100.0	80.0	6.7	56.7	3.3	10.0	－	26.7	－	－	－	－	－	－	－	3.3	－	6.7	－	

（複数回答）	社会保険の適用拡大に伴い、何らかの「見直しを行った」　雇用管理上、特定適用事業所等計	新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数を抑制した、等も含む）	新たな適用拡大に伴い、対象者を正社員（短時間正社員を含む）へ転換した	新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数が増大した、等も含む）	新たな適用を回避するため、対象者の月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）延長した	新規求人に当たっては、出来るだけ正社員（短時間正社員を含む）で採用するようにした	新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）短縮した	新規求人に当たり、月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	新規求人に当たり、雇用見込み期間を1年未満に抑制した	出来るだけ、（適用除外の）学生を活用するようにした	出来るだけ、70歳以上の高齢者を活用するようにした	短時間労働者に任せていた業務を、派遣労働者の活用や業務委託に切り換えた	短時間労働者に任せていた業務を、省力化（機械化・自動化等）した	短時間労働者に任せていた業務（事業）の全部または一部を廃止した（海外移転を含む）	適用拡大に伴い、（適用対象となる）短時間労働者の福利厚生等を充実させた	適用拡大に伴い、（短時間）労働者の福利厚生等を圧縮した	その他	無回答	平均選択数
総数	443 100.0	255 57.6	68 15.3	293 66.1	16 3.6	24 5.4	14 3.2	70 15.8	7 1.6	1 0.2	6 1.4	1 0.2	8 1.8	8 1.8	3 0.7	33 7.4	－ －	49 11.1	10 2.3	2.0
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分																				
特定適用事業所等計	443 100.0	255 57.6	68 15.3	293 66.1	16 3.6	24 5.4	14 3.2	70 15.8	7 1.6	1 0.2	6 1.4	1 0.2	8 1.8	8 1.8	3 0.7	33 7.4	－ －	49 11.1	10 2.3	2.0
特定適用事業所等以外の事業所計	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
問２付問．短時間労働者の人数割合																				
１割未満	115 100.0	39 33.9	8 7.0	71 61.7	5 4.3	2 1.7	4 3.5	9 7.8	－ －	－ －	－ －	－ －	1 0.9	－ －	－ －	16 13.9	－ －	7 6.1	7 6.1	1.5
１割以上３割未満	108 100.0	69 63.9	6 5.6	60 55.6	3 2.8	6 5.6	5 4.6	21 19.4	1 0.9	－ －	1 0.9	1 0.9	2 1.9	2 1.9	－ －	9 8.3	－ －	10 9.3	1 0.9	1.8
３割以上５割未満	51 100.0	33 64.7	7 13.7	39 76.5	1 2.0	10 19.6	－ －	9 17.6	1 2.0	－ －	－ －	－ －	2 3.9	1 2.0	－ －	4 7.8	－ －	2 3.9	－ －	2.1
５割以上７割未満	72 100.0	57 79.2	35 48.6	64 88.9	5 6.9	1 1.4	2 2.8	11 15.3	1 1.4	1 1.4	1 1.4	－ －	1 1.4	1 1.4	－ －	1 1.4	－ －	1 1.4	－ －	2.5
７割以上９割未満	68 100.0	43 63.2	9 13.2	45 66.2	1 1.5	2 2.9	2 2.9	13 19.1	2 2.9	－ －	2 2.9	－ －	2 2.9	4 5.9	3 4.4	1 1.5	－ －	22 32.4	－ －	2.2
９割以上	13 100.0	10 76.9	1 7.7	8 61.5	1 7.7	3 23.1	－ －	6 46.2	2 15.4	－ －	2 15.4	－ －	－ －	－ －	－ －	2 15.4	－ －	1 7.7	－ －	2.8
無回答	5 100.0	2 40.0	－ －	4 80.0	－ －	－ －	－ －	1 20.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1 20.0	－ －	1.6
問３．短時間労働者の雇用理由（複数回答）																				
人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）	125 100.0	95 76.0	43 34.4	102 81.6	8 6.4	10 8.0	6 4.8	27 21.6	4 3.2	1 0.8	4 3.2	－ －	2 1.6	5 4.0	3 2.4	4 3.2	－ －	2 1.6	1 0.8	2.6
正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから	158 100.0	107 67.7	53 33.5	119 75.3	5 3.2	8 5.1	7 4.4	20 12.7	2 1.3	－ －	4 2.5	1 0.6	3 1.9	5 3.2	2 1.3	13 8.2	－ －	8 5.1	3 1.9	2.3
経験・知識・技能のある人を活用したいから	161 100.0	101 62.7	54 33.5	124 77.0	5 3.1	10 6.2	5 3.1	17 10.6	1 0.6	－ －	2 1.2	1 0.6	4 2.5	2 1.2	2 1.2	12 7.5	－ －	9 5.6	3 1.9	2.2
１日の忙しい時間帯に対応するため	234 100.0	162 69.2	55 23.5	168 71.8	8 3.4	13 5.6	5 2.1	41 17.5	6 2.6	－ －	6 2.6	－ －	2 0.9	7 3.0	3 1.3	12 5.1	－ －	31 13.2	1 0.4	2.2
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）	109 100.0	90 82.6	43 39.4	94 86.2	6 5.5	8 7.3	2 1.8	18 16.5	4 3.7	－ －	5 4.6	－ －	2 1.8	4 3.7	2 1.8	4 3.7	－ －	4 3.7	2 1.8	2.7
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	124 100.0	75 60.5	45 36.3	86 69.4	4 3.2	2 1.6	5 4.0	14 11.3	3 2.4	－ －	3 2.4	－ －	3 2.4	5 4.0	3 2.4	9 7.3	－ －	29 23.4	－ －	2.3
仕事内容が簡単だから	137 100.0	82 59.9	41 29.9	96 70.1	5 3.6	8 5.8	3 2.2	18 13.1	1 0.7	1 0.7	4 2.9	－ －	3 2.2	2 1.5	2 1.5	3 2.2	－ －	29 21.2	2 1.5	2.2
責任が軽い仕事だから	102 100.0	66 64.7	40 39.2	75 73.5	1 1.0	5 4.9	2 2.0	12 11.8	－ －	1 1.0	3 2.9	－ －	3 2.9	2 2.0	2 2.0	－ －	－ －	27 26.5	－ －	2.3
賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）	158 100.0	101 63.9	40 25.3	111 70.3	5 3.2	7 4.4	3 1.9	19 12.0	4 2.5	1 0.6	2 1.3	1 0.6	2 1.3	4 2.5	2 1.3	7 4.4	－ －	28 17.7	2 1.3	2.2
社会保険の負担が少なくて済むから	113 100.0	71 62.8	42 37.2	84 74.3	3 2.7	5 4.4	2 1.8	25 22.1	2 1.8	1 0.9	2 1.8	－ －	2 1.8	4 3.5	2 1.8	3 2.7	－ －	24 21.2	1 0.9	2.4
雇用調整が容易だから	77 100.0	61 79.2	41 53.2	68 88.3	2 2.6	5 6.5	4 5.2	9 11.7	2 2.6	1 1.3	4 5.2	－ －	2 2.6	2 2.6	2 2.6	2 2.6	－ －	3 3.9	－ －	2.7
女性や高齢者を活用するため	153 100.0	74 48.4	24 15.7	101 66.0	8 5.2	10 6.5	6 3.9	27 17.6	3 2.0	－ －	4 2.6	－ －	5 3.3	7 4.6	3 2.0	10 6.5	－ －	30 19.6	3 2.0	2.1
法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため	47 100.0	26 55.3	16 34.0	37 78.7	3 6.4	1 2.1	1 2.1	6 12.8	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	6 12.8	－ －	1 2.1	2 4.3	2.2
学生アルバイトや若年フリーターを活用するため	66 100.0	30 45.5	3 4.5	31 47.0	3 4.5	2 3.0	2 3.0	8 12.1	2 3.0	－ －	4 6.1	－ －	2 3.0	4 6.1	3 4.5	4 6.1	－ －	24 36.4	1 1.5	1.9
外国人や障がい者を活用するため	48 100.0	30 62.5	15 31.3	38 79.2	2 4.2	2 4.2	3 6.3	8 16.7	1 2.1	1 2.1	2 4.2	－ －	2 4.2	2 4.2	2 4.2	4 8.3	－ －	4 8.3	2 4.2	2.5
その他	30 100.0	15 50.0	1 3.3	18 60.0	2 6.7	3 10.0	－ －	4 13.3	－ －	－ －	1 3.3	－ －	1 3.3	－ －	－ －	1 3.3	－ －	7 23.3	－ －	1.8
無回答	6 100.0	3 50.0	－ －	3 50.0	1 16.7	－ －	－ －	1 16.7	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	2 33.3	－ －	－ －	－ －	1.7
問４．短時間労働者の活用職種（複数回答）																				
管理職	10 100.0	2 20.0	1 10.0	7 70.0	－ －	1 10.0	－ －	3 30.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1 10.0	－ －	1 10.0	－ －	－ －	1 10.0	1.8
専門・技術職（医療関係）	64 100.0	37 57.8	7 10.9	40 62.5	－ －	1 1.6	2 3.1	7 10.9	－ －	－ －	1 1.6	－ －	－ －	1 1.6	－ －	3 4.7	－ －	4 6.3	3 4.7	1.7
専門・技術職（教育関係）	17 100.0	6 35.3	2 11.8	11 64.7	－ －	3 17.6	－ －	2 11.8	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	3 17.6	－ －	－ －	1 5.9	1.7
専門・技術職（その他）	39 100.0	10 25.6	2 5.1	29 74.4	4 10.3	2 5.1	1 2.6	7 17.9	－ －	－ －	－ －	－ －	1 2.6	－ －	－ －	5 12.8	－ －	4 10.3	1 2.6	1.7
事務職	244 100.0	154 63.1	57 23.4	183 75.0	7 2.9	16 6.6	6 2.5	37 15.2	5 2.0	1 0.4	－ －	－ －	3 1.2	5 2.0	1 0.4	19 7.8	－ －	15 6.1	7 2.9	2.2
販売職（営業を含む）	102 100.0	62 60.8	3 2.9	61 59.8	2 2.0	6 5.9	3 2.9	23 22.5	1 1.0	－ －	2 2.0	－ －	2 2.0	4 3.9	3 2.9	6 5.9	－ －	25 24.5	－ －	2.0
サービス職（介護関係）	90 100.0	65 72.2	42 46.7	67 74.4	－ －	2 2.2	3 3.3	8 8.9	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1 1.1	－ －	6 6.7	－ －	4 4.4	2 2.2	2.3
サービス職（飲食関係）	75 100.0	66 88.0	41 54.7	67 89.3	3 4.0	－ －	2 2.7	12 16.0	3 4.0	－ －	6 8.0	－ －	2 2.7	3 4.0	2 2.7	1 1.3	－ －	1 1.3	－ －	2.8
サービス職（その他）	55 100.0	35 63.6	16 29.1	44 80.0	3 5.5	3 5.5	4 7.3	7 12.7	1 1.8	－ －	2 3.6	－ －	3 5.5	2 3.6	2 3.6	5 9.1	－ －	1 1.8	－ －	2.3
警備・保安職	23 100.0	12 52.2	4 17.4	18 78.3	1 4.3	1 4.3	2 8.7	5 21.7	－ －	1 4.3	－ －	1 4.3	－ －	－ －	－ －	3 13.0	－ －	1 4.3	－ －	2.1
製造・生産工程職	35 100.0	19 54.3	2 5.7	27 77.1	2 5.7	2 5.7	1 2.9	3 8.6	1 2.9	－ －	1 2.9	－ －	3 8.6	－ －	－ －	1 2.9	－ －	3 8.6	1 2.9	1.9
輸送・運転職	23 100.0	12 52.2	4 17.4	17 73.9	1 4.3	1 4.3	1 4.3	4 17.4	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	3 13.0	－ －	2 8.7	－ －	2.0
建設・採掘職	3 100.0	2 66.7	1 33.3	2 66.7	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1 33.3	－ －	－ －	－ －	2.0
清掃等労務職	103 100.0	78 75.7	41 39.8	84 81.6	5 4.9	－ －	1 1.0	10 9.7	2 1.9	1 1.0	－ －	1 1.0	1 1.0	1 1.0	1 1.0	5 4.9	－ －	5 4.9	1 1.0	2.3
その他	30 100.0	15 50.0	2 6.7	21 70.0	－ －	3 10.0	－ －	8 26.7	－ －	－ －	－ －	－ －	1 3.3	1 3.3	－ －	4 13.3	－ －	1 3.3	－ －	1.9
無回答	6 100.0	4 66.7	－ －	1 16.7	－ －	－ －	－ －	2 33.3	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	2 33.3	－ －	－ －	－ －	1.5

問９付問②．付問①で○を付けたうち、もっとも優先した見直しは何ですか。

	社会保険の適用拡大に伴い、何らかの「見直しを行った」雇用管理上、特定適用事業所等計	新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数を抑制した、等も含む）	新たな適用拡大に伴い、対象者を正社員（短時間正社員を含む）へ転換した	新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数が増大した、等も含む）	新たな適用を回避するため、対象者の月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）延長した	新規求人に当たっては、出来るだけ正社員（短時間正社員を含む）で採用するようにした	新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）短縮した	新規求人に当たり、月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	新規求人に当たり、雇用見込み期間を１年未満に抑制した	出来るだけ、（適用除外の）学生を活用するようにした	出来るだけ、７０歳以上の高齢者を活用するようにした	短時間労働者に任せていた業務を、派遣労働者の活用や業務委託に切り換えた	短時間労働者に任せていた業務を、省力化（機械化・自動化等）した	短時間労働者に任せていた業務（事業）の全部または一部を廃止した（海外移転を含む）	適用拡大に伴い、（適用対象となる）短時間労働者の福利厚生等を充実させた	適用拡大に伴い、（短時間）労働者の福利厚生等を圧縮した	その他	無回答
総数	443	109	8	174	3	4	2	11	－	－	－	1	3	2	－	19	－	44	63
	100.0	24.6	1.8	39.3	0.7	0.9	0.5	2.5	－	－	－	0.2	0.7	0.5	－	4.3	－	9.9	14.2
問１．主たる業種																			
建設業	14	2	－	8	－	1	－	－	－	－	－	－	1	－	－	1	－	1	－
	100.0	14.3	－	57.1	－	7.1	－	－	－	－	－	－	7.1	－	－	7.1	－	7.1	－
製造業	27	7	－	13	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	3	2
	100.0	25.9	－	48.1	3.7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3.7	－	11.1	7.4
電気・ガス・熱供給・水道業	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	16	4	1	5	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1	2
	100.0	25.0	6.3	31.3	－	－	－	12.5	－	－	－	－	－	－	－	6.3	－	6.3	12.5
卸売業	15	4	－	9	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－
	100.0	26.7	－	60.0	－	－	－	6.7	－	－	－	－	－	－	－	6.7	－	－	－
小売業	111	35	1	22	－	－	－	2	－	－	－	－	－	1	－	2	－	25	23
	100.0	31.5	0.9	19.8	－	－	－	1.8	－	－	－	－	－	0.9	－	1.8	－	22.5	20.7
金融業、保険業	22	11	－	4	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－	2	2
	100.0	50.0	－	18.2	4.5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	9.1	－	9.1	9.1
不動産業、物品賃貸業	7	－	－	3	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3
	100.0	－	－	42.9	14.3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	42.9
学術研究、専門・技術サービス業	7	－	－	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4	－
	100.0	－	－	42.9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	57.1	－
宿泊業、飲食サービス業	22	8	－	7	－	－	－	2	－	－	－	－	1	－	－	－	－	1	3
	100.0	36.4	－	31.8	－	－	－	9.1	－	－	－	－	4.5	－	－	－	－	4.5	13.6
生活関連サービス業、娯楽業	5	－	－	3	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－
	100.0	－	－	60.0	－	20.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	20.0	－	－	－
教育、学習支援業	16	－	1	6	－	2	－	1	－	－	－	－	1	－	－	2	－	－	3
	100.0	－	6.3	37.5	－	12.5	－	6.3	－	－	－	－	6.3	－	－	12.5	－	－	18.8
医療、福祉	120	26	2	65	－	－	1	2	－	－	－	－	－	1	－	4	－	3	16
	100.0	21.7	1.7	54.2	－	－	0.8	1.7	－	－	－	－	－	0.8	－	3.3	－	2.5	13.3
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	8	4	－	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－
	100.0	50.0	－	37.5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	12.5	－	－	－
サービス業（他に分類されないもの）	42	6	3	19	－	－	1	－	－	－	－	1	－	－	－	2	－	2	8
	100.0	14.3	7.1	45.2	－	－	2.4	－	－	－	－	2.4	－	－	－	4.8	－	4.8	19.0
公務	8	1	－	4	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1	－
	100.0	12.5	－	50.0	－	－	－	12.5	－	－	－	－	－	－	－	12.5	－	12.5	－
その他	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－
無回答	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
サービス業計	84	18	3	35	－	1	1	2	－	－	－	1	1	－	－	4	－	7	11
	100.0	21.4	3.6	41.7	－	1.2	1.2	2.4	－	－	－	1.2	1.2	－	－	4.8	－	8.3	13.1
問１．事業所に於ける雇用者の規模																			
３０人以下	47	13	－	12	1	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	3	－	9	7
	100.0	27.7	－	25.5	2.1	－	－	4.3	－	－	－	－	－	－	－	6.4	－	19.1	14.9
３１～１００人	170	41	3	70	－	4	1	3	－	－	－	－	1	1	－	5	－	15	26
	100.0	24.1	1.8	41.2	－	2.4	0.6	1.8	－	－	－	－	0.6	0.6	－	2.9	－	8.8	15.3
１０１～３００人	85	20	1	30	1	－	－	2	－	－	－	－	2	－	－	5	－	13	11
	100.0	23.5	1.2	35.3	1.2	－	－	2.4	－	－	－	－	2.4	－	－	5.9	－	15.3	12.9
３０１～５００人	27	5	－	14	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1	4
	100.0	18.5	－	51.9	3.7	－	－	3.7	－	－	－	－	－	－	－	3.7	－	3.7	14.8
５０１～１，０００人	60	17	2	29	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	9
	100.0	28.3	3.3	48.3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5.0	15.0
１，００１人以上	38	8	2	13	－	－	1	2	－	－	－	1	－	1	－	5	－	2	3
	100.0	21.1	5.3	34.2	－	－	2.6	5.3	－	－	－	2.6	－	2.6	－	13.2	－	5.3	7.9
無回答	16	5	－	6	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	3
	100.0	31.3	－	37.5	－	－	－	6.3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	6.3	18.8
問１．所在地ブロック																			
北海道	29	10	－	14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1	－	－	3
	100.0	34.5	－	48.3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3.4	－	3.4	－	－	10.3
東北	25	8	－	9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4	4
	100.0	32.0	－	36.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	16.0	16.0
北関東・甲信	30	11	－	13	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	－	1	1
	100.0	36.7	－	43.3	3.3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10.0	－	3.3	3.3
南関東	140	21	2	60	－	2	1	2	－	－	－	－	2	1	－	4	－	29	16
	100.0	15.0	1.4	42.9	－	1.4	0.7	1.4	－	－	－	－	1.4	0.7	－	2.9	－	20.7	11.4
北陸	14	4	1	4	－	－	－	2	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	2
	100.0	28.6	7.1	28.6	－	－	－	14.3	－	－	－	7.1	－	－	－	－	－	－	14.3
東海	64	28	3	20	1	－	－	1	－	－	－	－	1	－	－	3	－	1	6
	100.0	43.8	4.7	31.3	1.6	－	－	1.6	－	－	－	－	1.6	－	－	4.7	－	1.6	9.4
近畿	58	13	1	23	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	2	－	4	13
	100.0	22.4	1.7	39.7	－	－	－	3.4	－	－	－	－	－	－	－	3.4	－	6.9	22.4
中国	28	5	1	10	1	2	－	1	－	－	－	－	－	－	－	2	－	－	6
	100.0	17.9	3.6	35.7	3.6	7.1	－	3.6	－	－	－	－	－	－	－	7.1	－	－	21.4
四国	16	6	－	5	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	3
	100.0	37.5	－	31.3	－	－	6.3	－	－	－	－	－	－	－	－	6.3	－	－	18.8
九州	38	3	－	16	－	－	－	3	－	－	－	－	－	－	－	2	－	5	9
	100.0	7.9	－	42.1	－	－	－	7.9	－	－	－	－	－	－	－	5.3	－	13.2	23.7
無回答	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－
問１付問．経常利益額の３年前との比較																			
増加した計	153	42	2	53	1	－	－	4	－	－	－	－	2	1	－	5	－	29	14
	100.0	27.5	1.3	34.6	0.7	－	－	2.6	－	－	－	－	1.3	0.7	－	3.3	－	19.0	9.2
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	55	17	3	15	－	1	2	4	－	－	－	－	－	－	－	2	－	2	9
	100.0	30.9	5.5	27.3	－	1.8	3.6	7.3	－	－	－	－	－	－	－	3.6	－	3.6	16.4
減少した計	163	38	2	70	2	3	－	2	－	－	－	－	－	1	－	9	－	10	26
	100.0	23.3	1.2	42.9	1.2	1.8	－	1.2	－	－	－	－	－	0.6	－	5.5	－	6.1	16.0
事業所の設立から４年未満である	2	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100.0	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
無回答	70	12	1	34	－	－	－	1	－	－	－	1	1	－	－	3	－	3	14
	100.0	17.1	1.4	48.6	－	－	－	1.4	－	－	－	1.4	1.4	－	－	4.3	－	4.3	20.0
問１付問．労使関係																			
過半数代表の労働組合がある	173	50	1	63	－	－	－	4	－	－	－	－	2	1	－	4	－	29	19
	100.0	28.9	0.6	36.4	－	－	－	2.3	－	－	－	－	1.2	0.6	－	2.3	－	16.8	11.0
過半数代表ではないが、労働組合がある	35	4	4	12	1	2	－	－	－	－	－	－	1	－	－	4	－	4	3
	100.0	11.4	11.4	34.3	2.9	5.7	－	－	－	－	－	－	2.9	－	－	11.4	－	11.4	8.6
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	80	24	1	28	1	1	1	1	－	－	－	1	－	1	－	2	－	6	13
	100.0	30.0	1.3	35.0	1.3	1.3	1.3	1.3	－	－	－	1.3	－	1.3	－	2.5	－	7.5	16.3
労働組合も、定期的な労使協議もない	125	20	2	63	1	1	1	5	－	－	－	－	－	－	－	8	－	3	21
	100.0	16.0	1.6	50.4	0.8	0.8	0.8	4.0	－	－	－	－	－	－	－	6.4	－	2.4	16.8
無回答	30	11	－	8	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	1	－	2	7
	100.0	36.7	－	26.7	－	－	－	3.3	－	－	－	－	－	－	－	3.3	－	6.7	23.3

	社会保険の適用拡大に伴い、何らかの「見直しを行った」特定適用事業所等計	雇用管理上、新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数を抑制した、等も含む）	新たな適用拡大に伴い、対象者を正社員（短時間正社員を含む）へ転換した	新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数が増大した、等も含む）	新たな適用を回避するため、対象者の月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）延長した	新規求人に当たっては、出来るだけ正社員（短時間正社員を含む）で採用するようにした	新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）短縮した	新規求人に当たり、月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	新規求人に当たり、雇用見込み期間を1年未満に抑制した	出来るだけ、（適用除外の）学生を活用するようにした	出来るだけ、70歳以上の高齢者を活用するようにした	短時間労働者に任せていた業務を、派遣労働者の活用や業務委託に切り換えた	短時間労働者に任せていた業務を、省力化（機械化・自動化等）した	短時間労働者に任せていた業務（事業）の全部または一部を廃止した（海外移転を含む）	適用拡大に伴い、（適用対象となる）短時間労働者の福利厚生等を充実させた	適用拡大に伴い、（短時間）労働者の福利厚生等を圧縮した	その他	無回答
総数	443	109	8	174	3	4	2	11	−	−	−	1	3	2	−	19	−	44	63
	100.0	24.6	1.8	39.3	0.7	0.9	0.5	2.5	−	−	−	0.2	0.7	0.5	−	4.3	−	9.9	14.2
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分																			
特定適用事業所等計	443	109	8	174	3	4	2	11	−	−	−	1	3	2	−	19	−	44	63
	100.0	24.6	1.8	39.3	0.7	0.9	0.5	2.5	−	−	−	0.2	0.7	0.5	−	4.3	−	9.9	14.2
特定適用事業所等以外の事業所計	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
無回答	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
問２付問．短時間労働者の人数割合																			
１割未満	115	18	2	55	1	1	−	2	−	−	−	−	1	−	−	12	−	6	17
	100.0	15.7	1.7	47.8	0.9	0.9	−	1.7	−	−	−	−	0.9	−	−	10.4	−	5.2	14.8
１割以上３割未満	108	38	1	28	1	2	1	6	−	−	−	1	1	1	−	4	−	8	16
	100.0	35.2	0.9	25.9	0.9	1.9	0.9	5.6	−	−	−	0.9	0.9	0.9	−	3.7	−	7.4	14.8
３割以上５割未満	51	14	2	23	−	1	−	−	−	−	−	−	1	−	−	2	−	2	6
	100.0	27.5	3.9	45.1	−	2.0	−	−	−	−	−	−	2.0	−	−	3.9	−	3.9	11.8
５割以上７割未満	72	13	1	43	1	−	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	11
	100.0	18.1	1.4	59.7	1.4	−	1.4	1.4	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1.4	15.3
７割以上９割未満	68	18	−	18	−	−	−	1	−	−	−	−	−	1	−	−	−	22	8
	100.0	26.5	−	26.5	−	−	−	1.5	−	−	−	−	−	1.5	−	−	−	32.4	11.8
９割以上	13	6	−	3	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	2
	100.0	46.2	−	23.1	−	−	−	7.7	−	−	−	−	−	−	−	7.7	−	−	15.4
無回答	5	−	−	3	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	1
	100.0	−	−	60.0	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	20.0	20.0
問３．短時間労働者の雇用理由（複数回答）																			
人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）	125	26	1	70	2	1	1	3	−	−	−	−	−	1	−	3	−	1	16
	100.0	20.8	0.8	56.0	1.6	0.8	0.8	2.4	−	−	−	−	−	0.8	−	2.4	−	0.8	12.8
正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから	158	35	3	77	1	1	1	5	−	−	−	1	1	1	−	6	−	6	20
	100.0	22.2	1.9	48.7	0.6	0.6	0.6	3.2	−	−	−	0.6	0.6	0.6	−	3.8	−	3.8	12.7
経験・知識・技能のある人を活用したいから	161	31	2	83	2	2	−	1	−	−	−	1	2	−	−	7	−	8	22
	100.0	19.3	1.2	51.6	1.2	1.2	−	0.6	−	−	−	0.6	1.2	−	−	4.3	−	5.0	13.7
１日の忙しい時間帯に対応するため	234	65	3	93	−	1	1	6	−	−	−	−	−	1	−	5	−	28	31
	100.0	27.8	1.3	39.7	−	0.4	0.4	2.6	−	−	−	−	−	0.4	−	2.1	−	12.0	13.2
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）	109	24	1	58	−	−	−	3	−	−	−	−	−	−	−	1	−	3	19
	100.0	22.0	0.9	53.2	−	−	−	2.8	−	−	−	−	−	−	−	0.9	−	2.8	17.4
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	124	12	3	59	1	−	1	2	−	−	−	−	1	1	−	4	−	27	13
	100.0	9.7	2.4	47.6	0.8	−	0.8	1.6	−	−	−	−	0.8	0.8	−	3.2	−	21.8	10.5
仕事内容が簡単だから	137	24	−	61	2	1	−	6	−	−	−	−	−	−	−	2	−	28	13
	100.0	17.5	−	44.5	1.5	0.7	−	4.4	−	−	−	−	−	−	−	1.5	−	20.4	9.5
責任が軽い仕事だから	102	15	−	47	−	−	−	4	−	−	−	−	−	−	−	−	−	26	10
	100.0	14.7	−	46.1	−	−	−	3.9	−	−	−	−	−	−	−	−	−	25.5	9.8
賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）	158	28	−	74	1	1	1	2	−	−	−	1	−	1	−	3	−	25	21
	100.0	17.7	−	46.8	0.6	0.6	0.6	1.3	−	−	−	0.6	−	0.6	−	1.9	−	15.8	13.3
社会保険の負担が少なくて済むから	113	8	−	62	1	−	−	2	−	−	−	−	−	1	−	−	−	23	16
	100.0	7.1	−	54.9	0.9	−	−	1.8	−	−	−	−	−	0.9	−	−	−	20.4	14.2
雇用調整が容易だから	77	11	1	53	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	1	9
	100.0	14.3	1.3	68.8	1.3	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1.3	−	1.3	11.7
女性や高齢者を活用するため	153	27	1	55	1	1	1	3	−	−	−	−	2	2	−	7	−	29	24
	100.0	17.6	0.7	35.9	0.7	0.7	0.7	2.0	−	−	−	−	1.3	1.3	−	4.6	−	19.0	15.7
法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため	47	7	2	25	1	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	3	−	−	8
	100.0	14.9	4.3	53.2	2.1	−	−	2.1	−	−	−	−	−	−	−	6.4	−	−	17.0
学生アルバイトや若年フリーターを活用するため	66	15	1	13	−	−	−	4	−	−	−	−	−	1	−	3	−	23	6
	100.0	22.7	1.5	19.7	−	−	−	6.1	−	−	−	−	−	1.5	−	4.5	−	34.8	9.1
外国人や障がい者を活用するため	48	9	1	23	−	−	−	3	−	−	−	−	−	−	−	1	−	2	9
	100.0	18.8	2.1	47.9	−	−	−	6.3	−	−	−	−	−	−	−	2.1	−	4.2	18.8
その他	30	9	−	9	−	1	−	1	−	−	−	−	−	−	−	1	−	6	3
	100.0	30.0	−	30.0	−	3.3	−	3.3	−	−	−	−	−	−	−	3.3	−	20.0	10.0
無回答	6	2	−	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	1
	100.0	33.3	−	33.3	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	16.7	−	−	16.7
問４．短時間労働者の活用職種（複数回答）																			
管理職	10	2	1	4	−	1	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1
	100.0	20.0	10.0	40.0	−	10.0	−	10.0	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	10.0
専門・技術職（医療関係）	64	17	2	29	−	−	−	2	−	−	−	−	−	1	−	2	−	3	8
	100.0	26.6	3.1	45.3	−	−	−	3.1	−	−	−	−	−	1.6	−	3.1	−	4.7	12.5
専門・技術職（教育関係）	17	2	1	8	−	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2	−	−	2
	100.0	11.8	5.9	47.1	−	11.8	−	−	−	−	−	−	−	−	−	11.8	−	−	11.8
専門・技術職（その他）	39	3	−	21	2	−	−	2	−	−	−	−	1	−	−	2	−	4	4
	100.0	7.7	−	53.8	5.1	−	−	5.1	−	−	−	−	2.6	−	−	5.1	−	10.3	10.3
事務職	244	53	5	115	1	1	−	4	−	−	−	−	2	1	−	11	−	12	39
	100.0	21.7	2.0	47.1	0.4	0.4	−	1.6	−	−	−	−	0.8	0.4	−	4.5	−	4.9	16.0
販売職（営業を含む）	102	30	1	23	−	−	−	2	−	−	−	−	−	1	−	4	−	24	17
	100.0	29.4	1.0	22.5	−	−	−	2.0	−	−	−	−	−	1.0	−	3.9	−	23.5	16.7
サービス職（介護関係）	90	16	2	51	−	−	1	2	−	−	−	−	−	1	−	4	−	2	11
	100.0	17.8	2.2	56.7	−	−	1.1	2.2	−	−	−	−	−	1.1	−	4.4	−	2.2	12.2
サービス職（飲食関係）	75	14	−	49	−	−	−	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	9
	100.0	18.7	−	65.3	−	−	−	2.7	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1.3	12.0
サービス職（その他）	55	8	−	31	−	−	1	1	−	−	−	−	1	−	−	2	−	1	10
	100.0	14.5	−	56.4	−	−	1.8	1.8	−	−	−	−	1.8	−	−	3.6	−	1.8	18.2
警備・保安職	23	3	1	12	−	−	−	1	−	−	−	1	−	−	−	−	−	1	4
	100.0	13.0	4.3	52.2	−	−	−	4.3	−	−	−	4.3	−	−	−	−	−	4.3	17.4
製造・生産工程職	35	9	−	17	1	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	2	5
	100.0	25.7	−	48.6	2.9	−	−	−	−	−	−	−	2.9	−	−	−	−	5.7	14.3
輸送・運転職	23	7	2	7	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	2	−	2	2
	100.0	30.4	8.7	30.4	−	−	−	4.3	−	−	−	−	−	−	−	8.7	−	8.7	8.7
建設・採掘職	3	1	−	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	100.0	33.3	−	66.7	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
清掃等労務職	103	17	−	65	−	−	−	2	−	−	−	1	1	1	−	1	−	3	12
	100.0	16.5	−	63.1	−	−	−	1.9	−	−	−	1.0	1.0	1.0	−	1.0	−	2.9	11.7
その他	30	9	1	14	−	−	−	2	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	3
	100.0	30.0	3.3	46.7	−	−	−	6.7	−	−	−	−	−	−	−	3.3	−	−	10.0
無回答	6	3	−	1	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−
	100.0	50.0	−	16.7	−	−	−	16.7	−	−	−	−	−	−	−	16.7	−	−	−

問９付問③．付問②の見直しを、いつ頃、行いましたか。

	社会保険の適用拡大に伴い、雇用管理上、何らかの「見直しを行った」特定適用事業所等計	平成27年9月以前（適用拡大の1年以上前）	平成27年10月～28年3月（1年～半年前）	平成28年4～9月（半年前～直前）	平成28年10月以降（適用拡大以降）	無回答
総数	443 100.0	14 3.2	41 9.3	258 58.2	93 21.0	37 8.4
問１．主たる業種						
建設業	14 100.0	－ －	－ －	8 57.1	3 21.4	3 21.4
製造業	27 100.0	－ －	1 3.7	17 63.0	9 33.3	－ －
電気・ガス・熱供給・水道業	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	1 100.0
情報通信業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
運輸業、郵便業	16 100.0	－ －	2 12.5	8 50.0	4 25.0	2 12.5
卸売業	15 100.0	－ －	1 6.7	11 73.3	3 20.0	－ －
小売業	111 100.0	11 9.9	16 14.4	63 56.8	10 9.0	11 9.9
金融業、保険業	22 100.0	1 4.5	1 4.5	17 77.3	3 13.6	－ －
不動産業、物品賃貸業	7 100.0	1 14.3	1 14.3	2 28.6	－ －	3 42.9
学術研究、専門・技術サービス業	7 100.0	－ －	1 14.3	1 14.3	5 71.4	－ －
宿泊業、飲食サービス業	22 100.0	－ －	4 18.2	8 36.4	7 31.8	3 13.6
生活関連サービス業、娯楽業	5 100.0	－ －	2 40.0	2 40.0	1 20.0	－ －
教育、学習支援業	16 100.0	－ －	1 6.3	7 43.8	6 37.5	2 12.5
医療、福祉	120 100.0	－ －	5 4.2	87 72.5	19 15.8	9 7.5
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	8 100.0	－ －	－ －	4 50.0	4 50.0	－ －
サービス業（他に分類されないもの）	42 100.0	1 2.4	6 14.3	22 52.4	10 23.8	3 7.1
公務	8 100.0	－ －	－ －	1 12.5	7 87.5	－ －
その他	1 100.0	－ －	－ －	－ －	1 100.0	－ －
無回答	1 100.0	－ －	－ －	－ －	1 100.0	－ －
サービス業計	84 100.0	1 1.2	13 15.5	37 44.0	27 32.1	6 7.1
問１．事業所に於ける雇用者の規模						
３０人以下	47 100.0	－ －	3 6.4	25 53.2	11 23.4	8 17.0
３１～１００人	170 100.0	2 1.2	15 8.8	111 65.3	28 16.5	14 8.2
１０１～３００人	85 100.0	10 11.8	8 9.4	47 55.3	13 15.3	7 8.2
３０１～５００人	27 100.0	－ －	1 3.7	14 51.9	9 33.3	3 11.1
５０１～１，０００人	60 100.0	1 1.7	5 8.3	33 55.0	20 33.3	1 1.7
１，００１人以上	38 100.0	－ －	6 15.8	22 57.9	7 18.4	3 7.9
無回答	16 100.0	1 6.3	3 18.8	6 37.5	5 31.3	1 6.3
問１．所在地ブロック						
北海道	29 100.0	－ －	6 20.7	10 34.5	11 37.9	2 6.9
東北	25 100.0	－ －	1 4.0	14 56.0	5 20.0	5 20.0
北関東・甲信	30 100.0	－ －	5 16.7	18 60.0	6 20.0	1 3.3
南関東	140 100.0	2 1.4	10 7.1	100 71.4	18 12.9	10 7.1
北陸	14 100.0	－ －	1 7.1	8 57.1	4 28.6	1 7.1
東海	64 100.0	1 1.6	4 6.3	37 57.8	17 26.6	5 7.8
近畿	58 100.0	1 1.7	7 12.1	30 51.7	16 27.6	4 6.9
中国	28 100.0	1 3.6	4 14.3	14 50.0	5 17.9	4 14.3
四国	16 100.0	－ －	－ －	16 100.0	－ －	－ －
九州	38 100.0	9 23.7	3 7.9	11 28.9	11 28.9	4 10.5
無回答	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	1 100.0
問１付問．経常利益額の３年前との比較						
増加した計	153 100.0	2 1.3	13 8.5	99 64.7	28 18.3	11 7.2
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	55 100.0	1 1.8	6 10.9	26 47.3	15 27.3	7 12.7
減少した計	163 100.0	11 6.7	17 10.4	96 58.9	31 19.0	8 4.9
事業所の設立から４年未満である	2 100.0	－ －	－ －	2 100.0	－ －	－ －
無回答	70 100.0	－ －	5 7.1	35 50.0	19 27.1	11 15.7
問１付問．労使関係						
過半数代表の労働組合がある	173 100.0	12 6.9	11 6.4	100 57.8	37 21.4	13 7.5
過半数代表ではないが、労働組合がある	35 100.0	1 2.9	4 11.4	18 51.4	10 28.6	2 5.7
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	80 100.0	－ －	9 11.3	40 50.0	23 28.8	8 10.0
労働組合も、定期的な労使協議もない	125 100.0	1 0.8	8 6.4	87 69.6	18 14.4	11 8.8
無回答	30 100.0	－ －	9 30.0	13 43.3	5 16.7	3 10.0
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分						
特定適用事業所等計	443 100.0	14 3.2	41 9.3	258 58.2	93 21.0	37 8.4
特定適用事業所等以外の事業所計	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －

	社会保険の適用拡大に伴い、雇用管理上、何らかの「見直しを行った」特定適用事業所等計	平成27年9月以前（適用拡大の1年以上前）	平成27年10月～28年3月（1年～半年前）	平成28年4～9月（半年前～直前）	平成28年10月以降（適用拡大以降）	無回答
総数	443 100.0	14 3.2	41 9.3	258 58.2	93 21.0	37 8.4
問２付問．短時間労働者の人数割合						
１割未満	115 100.0	1 0.9	6 5.2	63 54.8	33 28.7	12 10.4
１割以上３割未満	108 100.0	1 0.9	14 13.0	57 52.8	28 25.9	8 7.4
３割以上５割未満	51 100.0	1 2.0	5 9.8	29 56.9	12 23.5	4 7.8
５割以上７割未満	72 100.0	－ －	11 15.3	44 61.1	9 12.5	8 11.1
７割以上９割未満	68 100.0	9 13.2	3 4.4	54 79.4	1 1.5	1 1.5
９割以上	13 100.0	－ －	2 15.4	9 69.2	1 7.7	1 7.7
無回答	5 100.0	1 20.0	－ －	2 40.0	2 40.0	－ －
問３．短時間労働者の雇用理由（複数回答）						
人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）	125 100.0	1 0.8	14 11.2	79 63.2	16 12.8	15 12.0
正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから	158 100.0	－ －	16 10.1	104 65.8	27 17.1	11 7.0
経験・知識・技能のある人を活用したいから	161 100.0	2 1.2	9 5.6	107 66.5	33 20.5	10 6.2
１日の忙しい時間帯に対応するため	234 100.0	3 1.3	24 10.3	162 69.2	30 12.8	15 6.4
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）	109 100.0	1 0.9	9 8.3	72 66.1	14 12.8	13 11.9
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	124 100.0	1 0.8	5 4.0	96 77.4	18 14.5	4 3.2
仕事内容が簡単だから	137 100.0	2 1.5	12 8.8	108 78.8	10 7.3	5 3.6
責任が軽い仕事だから	102 100.0	1 1.0	6 5.9	89 87.3	3 2.9	3 2.9
賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）	158 100.0	－ －	10 6.3	119 75.3	19 12.0	10 6.3
社会保険の負担が少なくて済むから	113 100.0	10 8.8	10 8.8	77 68.1	11 9.7	5 4.4
雇用調整が容易だから	77 100.0	－ －	7 9.1	55 71.4	9 11.7	6 7.8
女性や高齢者を活用するため	153 100.0	1 0.7	9 5.9	104 68.0	28 18.3	11 7.2
法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため	47 100.0	－ －	4 8.5	30 63.8	9 19.1	4 8.5
学生アルバイトや若年フリーターを活用するため	66 100.0	－ －	6 9.1	47 71.2	10 15.2	3 4.5
外国人や障がい者を活用するため	48 100.0	－ －	1 2.1	36 75.0	8 16.7	3 6.3
その他	30 100.0	－ －	3 10.0	14 46.7	13 43.3	－ －
無回答	6 100.0	－ －	－ －	5 83.3	1 16.7	－ －
問４．短時間労働者の活用職種（複数回答）						
管理職	10 100.0	－ －	1 10.0	5 50.0	3 30.0	1 10.0
専門・技術職（医療関係）	64 100.0	－ －	3 4.7	44 68.8	13 20.3	4 6.3
専門・技術職（教育関係）	17 100.0	－ －	1 5.9	4 23.5	10 58.8	2 11.8
専門・技術職（その他）	39 100.0	－ －	4 10.3	19 48.7	14 35.9	2 5.1
事務職	244 100.0	4 1.6	11 4.5	158 64.8	53 21.7	18 7.4
販売職（営業を含む）	102 100.0	9 8.8	15 14.7	59 57.8	11 10.8	8 7.8
サービス職（介護関係）	90 100.0	－ －	2 2.2	68 75.6	13 14.4	7 7.8
サービス職（飲食関係）	75 100.0	－ －	6 8.0	53 70.7	9 12.0	7 9.3
サービス職（その他）	55 100.0	2 3.6	5 9.1	39 70.9	5 9.1	4 7.3
警備・保安職	23 100.0	－ －	2 8.7	14 60.9	6 26.1	1 4.3
製造・生産工程職	35 100.0	－ －	4 11.4	19 54.3	10 28.6	2 5.7
輸送・運転職	23 100.0	－ －	3 13.0	10 43.5	8 34.8	2 8.7
建設・採掘職	3 100.0	－ －	－ －	－ －	1 33.3	2 66.7
清掃等労務職	103 100.0	－ －	7 6.8	74 71.8	18 17.5	4 3.9
その他	30 100.0	－ －	7 23.3	15 50.0	7 23.3	1 3.3
無回答	6 100.0	－ －	－ －	5 83.3	1 16.7	－ －

問９付問（ｉ）．新たに適用を拡大した理由は、何ですか。

（複数回答）	「新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した」か「新規求人に当たり、所定労働時間を延長した」か「出来るだけ正社員で採用するようにした」事業所計	短時間労働者の処遇を改善し、人材の確保・定着を図りたいから	短時間労働者自身が希望したから	適用を回避すると、業務等に支障が出るから（短時間労働者の離職等にもつながるから）	短時間労働者がより長い労働時間、働く動機になると思うから	週２０時間未満では、雇用保険も適用対象外になってしまうから	適用回避は、企業イメージを悪化させる恐れがあるから	その他	無回答	平均選択数
総数	280 100.0	127 45.4	219 78.2	111 39.6	41 14.6	28 10.0	46 16.4	5 1.8	4 1.4	2.1
問９付問①．具体的な見直し内容										
新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数を抑制した、等も含む）	255 100.0	117 45.9	205 80.4	106 41.6	41 16.1	22 8.6	44 17.3	5 2.0	3 1.2	2.1
新たな適用拡大に伴い、対象者を正社員（短時間正社員を含む）へ転換した	68 100.0	56 82.4	60 88.2	45 66.2	1 1.5	6 8.8	40 58.8	－ －	1 1.5	3.1
新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）延長した	24 100.0	13 54.2	19 79.2	8 33.3	7 29.2	8 33.3	－ －	－ －	－ －	2.3
新規求人に当たっては、出来るだけ正社員（短時間正社員を含む）で採用するようにした	14 100.0	6 42.9	8 57.1	5 35.7	2 14.3	2 14.3	2 14.3	－ －	1 7.1	1.9
問１．主たる業種										
建設業	4 100.0	2 50.0	3 75.0	－ －	－ －	－ －	1 25.0	－ －	－ －	1.5
製造業	12 100.0	2 16.7	8 66.7	2 16.7	1 8.3	－ －	1 8.3	1 8.3	－ －	1.3
電気・ガス・熱供給・水道業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
情報通信業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
運輸業、郵便業	9 100.0	4 44.4	8 88.9	5 55.6	1 11.1	1 11.1	－ －	－ －	－ －	2.1
卸売業	9 100.0	5 55.6	7 77.8	4 44.4	4 44.4	1 11.1	1 11.1	－ －	－ －	2.4
小売業	72 100.0	16 22.2	62 86.1	25 34.7	16 22.2	11 15.3	－ －	2 2.8	－ －	1.8
金融業、保険業	13 100.0	9 69.2	9 69.2	2 15.4	5 38.5	－ －	－ －	－ －	－ －	1.9
不動産業、物品賃貸業	3 100.0	－ －	1 33.3	1 33.3	－ －	－ －	1 33.3	－ －	－ －	1.0
学術研究、専門・技術サービス業	1 100.0	－ －	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	2.0
宿泊業、飲食サービス業	19 100.0	11 57.9	11 57.9	6 31.6	2 10.5	－ －	－ －	1 5.3	－ －	1.6
生活関連サービス業、娯楽業	4 100.0	1 25.0	3 75.0	1 25.0	－ －	2 50.0	－ －	－ －	－ －	1.8
教育、学習支援業	10 100.0	5 50.0	6 60.0	1 10.0	－ －	5 50.0	－ －	－ －	－ －	1.7
医療、福祉	88 100.0	59 67.0	72 81.8	51 58.0	8 9.1	5 5.7	40 45.5	－ －	3 3.4	2.8
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	7 100.0	2 28.6	7 100.0	1 14.3	－ －	1 14.3	－ －	－ －	－ －	1.6
サービス業（他に分類されないもの）	27 100.0	11 40.7	19 70.4	10 37.0	4 14.8	2 7.4	2 7.4	1 3.7	1 3.7	1.9
公務	1 100.0	－ －	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	2.0
その他	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
無回答	1 100.0	－ －	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1.0
サービス業計	58 100.0	25 43.1	41 70.7	19 32.8	6 10.3	5 8.6	2 3.4	2 3.4	1 1.7	1.8
問１．事業所に於ける雇用者の規模										
３０人以下	21 100.0	11 52.4	10 47.6	4 19.0	1 4.8	－ －	2 9.5	－ －	1 4.8	1.4
３１～１００人	123 100.0	63 51.2	103 83.7	66 53.7	14 11.4	8 6.5	41 33.3	2 1.6	1 0.8	2.4
１０１～３００人	50 100.0	21 42.0	39 78.0	14 28.0	8 16.0	3 6.0	1 2.0	－ －	1 2.0	1.8
３０１～５００人	14 100.0	3 21.4	10 71.4	5 35.7	3 21.4	2 14.3	－ －	－ －	1 7.1	1.8
５０１～１，０００人	38 100.0	14 36.8	30 78.9	9 23.7	6 15.8	5 13.2	－ －	2 5.3	－ －	1.7
１，００１人以上	22 100.0	9 40.9	16 72.7	10 45.5	5 22.7	8 36.4	1 4.5	－ －	－ －	2.2
無回答	12 100.0	6 50.0	11 91.7	3 25.0	4 33.3	2 16.7	1 8.3	1 8.3	－ －	2.3
問１．所在地ブロック										
北海道	17 100.0	6 35.3	15 88.2	1 5.9	2 11.8	－ －	－ －	－ －	－ －	1.4
東北	14 100.0	5 35.7	12 85.7	5 35.7	2 14.3	－ －	－ －	1 7.1	－ －	1.8
北関東・甲信	19 100.0	4 21.1	16 84.2	8 42.1	2 10.5	2 10.5	1 5.3	－ －	－ －	1.7
南関東	83 100.0	56 67.5	66 79.5	46 55.4	8 9.6	9 10.8	36 43.4	2 2.4	1 1.2	2.7
北陸	12 100.0	6 50.0	8 66.7	3 25.0	－ －	1 8.3	2 16.7	－ －	－ －	1.7
東海	43 100.0	18 41.9	32 74.4	11 25.6	6 14.0	3 7.0	2 4.7	－ －	1 2.3	1.7
近畿	37 100.0	20 54.1	28 75.7	19 51.4	8 21.6	6 16.2	3 8.1	－ －	2 5.4	2.4
中国	21 100.0	7 33.3	13 61.9	10 47.6	5 23.8	6 28.6	1 4.8	2 9.5	－ －	2.1
四国	16 100.0	2 12.5	16 100.0	6 37.5	7 43.8	1 6.3	－ －	－ －	－ －	2.0
九州	18 100.0	3 16.7	13 72.2	2 11.1	1 5.6	－ －	1 5.6	－ －	－ －	1.1
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
問１付問．経常利益額の３年前との比較										
増加した計	79 100.0	29 36.7	59 74.7	33 41.8	19 24.1	7 8.9	2 2.5	1 1.3	1 1.3	1.9
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	39 100.0	17 43.6	26 66.7	14 35.9	4 10.3	7 17.9	2 5.1	2 5.1	－ －	1.9
減少した計	120 100.0	70 58.3	100 83.3	55 45.8	12 10.0	9 7.5	41 34.2	2 1.7	1 0.8	2.4
事業所の設立から４年未満である	1 100.0	－ －	－ －	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1.0
無回答	41 100.0	11 26.8	34 82.9	8 19.5	6 14.6	5 12.2	1 2.4	－ －	2 4.9	1.7
問１付問．労使関係										
過半数代表の労働組合がある	93 100.0	36 38.7	75 80.6	32 34.4	24 25.8	14 15.1	3 3.2	2 2.2	－ －	2.0
過半数代表ではないが、労働組合がある	26 100.0	12 46.2	21 80.8	8 30.8	7 26.9	5 19.2	－ －	－ －	1 3.8	2.1
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	50 100.0	23 46.0	28 56.0	8 16.0	4 8.0	2 4.0	3 6.0	1 2.0	3 6.0	1.5
労働組合も、定期的な労使協議もない	87 100.0	51 58.6	76 87.4	59 67.8	4 4.6	6 6.9	38 43.7	1 1.1	－ －	2.7
無回答	24 100.0	5 20.8	19 79.2	4 16.7	2 8.3	1 4.2	2 8.3	1 4.2	－ －	1.4

（複数回答）	「新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長したか、対象者を正社員へ転換したか、新規求人に当たり、所定労働時間を延長したか、出来るだけ正社員で採用するようにした」事業所計	短時間労働者の処遇を改善し、人材の確保・定着を図りたいから	短時間労働者自身が希望したから	適用を回避すると、業務等に支障が出るから（短時間労働者の離職等にもつながるから）	短時間労働者がより長い労働時間、働く動機になると思うから	週２０時間未満では、雇用保険も適用対象外になってしまうから	適用回避は、企業イメージを悪化させる恐れがあるから	その他	無回答	平均選択数
総数	280	127	219	111	41	28	46	5	4	2.1
	100.0	45.4	78.2	39.6	14.6	10.0	16.4	1.8	1.4	
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分										
特定適用事業所等計	280	127	219	111	41	28	46	5	4	2.1
	100.0	45.4	78.2	39.6	14.6	10.0	16.4	1.8	1.4	
特定適用事業所等以外の事業所計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
無回答	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
問２付問．短時間労働者の人数割合										
１割未満	47	13	32	10	6	5	4	1	－	1.5
	100.0	27.7	68.1	21.3	12.8	10.6	8.5	2.1	－	
１割以上３割未満	75	23	56	16	8	7	2	1	2	1.6
	100.0	30.7	74.7	21.3	10.7	9.3	2.7	1.3	2.7	
３割以上５割未満	38	23	27	12	6	7	2	－	1	2.1
	100.0	60.5	71.1	31.6	15.8	18.4	5.3	－	2.6	
５割以上７割未満	60	44	50	43	5	6	30	2	－	3.0
	100.0	73.3	83.3	71.7	8.3	10.0	50.0	3.3	－	
７割以上９割未満	43	16	41	24	14	2	8	－	－	2.4
	100.0	37.2	95.3	55.8	32.6	4.7	18.6	－	－	
９割以上	11	6	9	6	2	1	－	1	－	2.3
	100.0	54.5	81.8	54.5	18.2	9.1	－	9.1	－	
無回答	2	－	2	－	－	－	－	－	－	1.0
	100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－	
問３．短時間労働者の雇用理由（複数回答）										
人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）	102	65	84	64	18	11	41	1	2	2.8
	100.0	63.7	82.4	62.7	17.6	10.8	40.2	1.0	2.0	
正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから	116	73	97	59	15	12	41	1	3	2.6
	100.0	62.9	83.6	50.9	12.9	10.3	35.3	0.9	2.6	
経験・知識・技能のある人を活用したいから	110	69	95	59	18	11	41	－	－	2.7
	100.0	62.7	86.4	53.6	16.4	10.0	37.3	－	－	
１日の忙しい時間帯に対応するため	170	88	146	88	31	17	39	2	1	2.4
	100.0	51.8	85.9	51.8	18.2	10.0	22.9	1.2	0.6	
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）	91	63	80	62	19	7	39	1	2	3.0
	100.0	69.2	87.9	68.1	20.9	7.7	42.9	1.1	2.2	
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	80	59	69	52	12	8	40	2	－	3.0
	100.0	73.8	86.3	65.0	15.0	10.0	50.0	2.5	－	
仕事内容が簡単だから	87	57	80	63	10	5	42	－	－	3.0
	100.0	65.5	92.0	72.4	11.5	5.7	48.3	－	－	
責任が軽い仕事だから	66	47	62	57	6	2	41	－	－	3.3
	100.0	71.2	93.9	86.4	9.1	3.0	62.1	－	－	
賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）	103	65	85	69	19	10	40	1	1	2.8
	100.0	63.1	82.5	67.0	18.4	9.7	38.8	1.0	1.0	
社会保険の負担が少なくて済むから	75	49	69	55	11	9	39	1	－	3.1
	100.0	65.3	92.0	73.3	14.7	12.0	52.0	1.3	－	
雇用調整が容易だから	66	53	54	53	9	5	40	2	－	3.3
	100.0	80.3	81.8	80.3	13.6	7.6	60.6	3.0	－	
女性や高齢者を活用するため	84	41	70	51	24	14	16	－	－	2.6
	100.0	48.8	83.3	60.7	28.6	16.7	19.0	－	－	
法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため	28	19	23	20	5	5	14	－	1	3.2
	100.0	67.9	82.1	71.4	17.9	17.9	50.0	－	3.6	
学生アルバイトや若年フリーターを活用するため	31	14	25	18	7	7	－	1	－	2.3
	100.0	45.2	80.6	58.1	22.6	22.6	－	3.2	－	
外国人や障がい者を活用するため	31	20	26	21	8	6	13	－	1	3.1
	100.0	64.5	83.9	67.7	25.8	19.4	41.9	－	3.2	
その他	17	4	9	2	2	1	2	4	－	1.4
	100.0	23.5	52.9	11.8	11.8	5.9	11.8	23.5	－	
無回答	3	－	3	1	－	－	－	－	－	1.3
	100.0	－	100.0	33.3	－	－	－	－	－	
問４．短時間労働者の活用職種（複数回答）										
管理職	4	1	2	－	1	2	－	－	－	1.5
	100.0	25.0	50.0	－	25.0	50.0	－	－	－	
専門・技術職（医療関係）	41	16	29	10	7	5	2	－	2	1.8
	100.0	39.0	70.7	24.4	17.1	12.2	4.9	－	4.9	
専門・技術職（教育関係）	10	4	7	1	1	6	－	－	－	1.9
	100.0	40.0	70.0	10.0	10.0	60.0	－	－	－	
専門・技術職（その他）	12	3	9	4	1	2	3	－	－	1.8
	100.0	25.0	75.0	33.3	8.3	16.7	25.0	－	－	
事務職	165	89	133	78	24	19	40	1	3	2.4
	100.0	53.9	80.6	47.3	14.5	11.5	24.2	0.6	1.8	
販売職（営業を含む）	62	13	53	24	16	12	－	1	－	1.9
	100.0	21.0	85.5	38.7	25.8	19.4	－	1.6	－	
サービス職（介護関係）	69	51	60	46	4	5	40	－	1	3.0
	100.0	73.9	87.0	66.7	5.8	7.2	58.0	－	1.4	
サービス職（飲食関係）	67	53	55	48	5	－	39	1	－	3.0
	100.0	79.1	82.1	71.6	7.5	－	58.2	1.5	－	
サービス職（その他）	41	23	36	24	4	2	13	－	－	2.5
	100.0	56.1	87.8	58.5	9.8	4.9	31.7	－	－	
警備・保安職	15	6	13	3	－	3	1	－	－	1.7
	100.0	40.0	86.7	20.0	－	20.0	6.7	－	－	
製造・生産工程職	20	6	14	5	2	1	1	1	－	1.5
	100.0	30.0	70.0	25.0	10.0	5.0	5.0	5.0	－	
輸送・運転職	15	6	10	3	1	3	1	1	－	1.7
	100.0	40.0	66.7	20.0	6.7	20.0	6.7	6.7	－	
建設・採掘職	2	1	2	1	－	－	1	－	－	2.5
	100.0	50.0	100.0	50.0	－	－	50.0	－	－	
清掃等労務職	80	54	71	52	6	6	38	－	1	2.9
	100.0	67.5	88.8	65.0	7.5	7.5	47.5	－	1.3	
その他	17	11	12	10	4	2	1	1	－	2.4
	100.0	64.7	70.6	58.8	23.5	11.8	5.9	5.9	－	
無回答	4	－	3	2	－	－	－	－	－	1.3
	100.0	－	75.0	50.0	－	－	－	－	－	

問９付問（ｉｉ）．問９の対応に当たり、「キャリアアップ助成金」を活用しましたか。

	「新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した」か「対象者を正社員へ転換した」か「新規求人に当たり、所定労働時間を延長した」か「出来るだけ正社員で採用するようにした」事業所計	活用した	活用しなかった	無回答
総数	280	13	249	18
	100.0	4.6	88.9	6.4
問９付問①．具体的な見直し内容				
新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数を抑制した、等も含む）	255	12	227	16
	100.0	4.7	89.0	6.3
新たな適用拡大に伴い、対象者を正社員（短時間正社員を含む）へ転換した	68	－	66	2
	100.0	－	97.1	2.9
新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）延長した	24	2	20	2
	100.0	8.3	83.3	8.3
新規求人に当たっては、出来るだけ正社員（短時間正社員を含む）で採用するようにした	14	－	13	1
	100.0	－	92.9	7.1
問１．主たる業種				
建設業	4	－	4	－
	100.0	－	100.0	－
製造業	12	1	11	－
	100.0	8.3	91.7	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－
	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－
	－	－	－	－
運輸業、郵便業	9	－	8	1
	100.0	－	88.9	11.1
卸売業	9	－	9	－
	100.0	－	100.0	－
小売業	72	7	58	7
	100.0	9.7	80.6	9.7
金融業、保険業	13	2	10	1
	100.0	15.4	76.9	7.7
不動産業、物品賃貸業	3	－	3	－
	100.0	－	100.0	－
学術研究、専門・技術サービス業	1	－	1	－
	100.0	－	100.0	－
宿泊業、飲食サービス業	19	－	15	4
	100.0	－	78.9	21.1
生活関連サービス業、娯楽業	4	1	3	－
	100.0	25.0	75.0	－
教育、学習支援業	10	－	10	－
	100.0	－	100.0	－
医療、福祉	88	2	82	4
	100.0	2.3	93.2	4.5
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	7	－	7	－
	100.0	－	100.0	－
サービス業（他に分類されないもの）	27	－	26	1
	100.0	－	96.3	3.7
公務	1	－	1	－
	100.0	－	100.0	－
その他	－	－	－	－
	－	－	－	－
無回答	1	－	1	－
	100.0	－	100.0	－
サービス業計	58	1	52	5
	100.0	1.7	89.7	8.6
問１．事業所に於ける雇用者の規模				
３０人以下	21	1	17	3
	100.0	4.8	81.0	14.3
３１～１００人	123	8	111	4
	100.0	6.5	90.2	3.3
１０１～３００人	50	－	45	5
	100.0	－	90.0	10.0
３０１～５００人	14	1	12	1
	100.0	7.1	85.7	7.1
５０１～１，０００人	38	2	33	3
	100.0	5.3	86.8	7.9
１，００１人以上	22	1	19	2
	100.0	4.5	86.4	9.1
無回答	12	－	12	－
	100.0	－	100.0	－
問１．所在地ブロック				
北海道	17	7	6	4
	100.0	41.2	35.3	23.5
東北	14	1	12	1
	100.0	7.1	85.7	7.1
北関東・甲信	19	1	17	1
	100.0	5.3	89.5	5.3
南関東	83	4	76	3
	100.0	4.8	91.6	3.6
北陸	12	－	10	2
	100.0	－	83.3	16.7
東海	43	－	41	2
	100.0	－	95.3	4.7
近畿	37	－	35	2
	100.0	－	94.6	5.4
中国	21	－	18	3
	100.0	－	85.7	14.3
四国	16	－	16	－
	100.0	－	100.0	－
九州	18	－	18	－
	100.0	－	100.0	－
無回答	－	－	－	－
	－	－	－	－
問１付問．経常利益額の３年前との比較				
増加した計	79	2	73	4
	100.0	2.5	92.4	5.1
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	39	1	34	4
	100.0	2.6	87.2	10.3
減少した計	120	10	106	4
	100.0	8.3	88.3	3.3
事業所の設立から４年未満である	1	－	1	－
	100.0	－	100.0	－
無回答	41	－	35	6
	100.0	－	85.4	14.6
問１付問．労使関係				
過半数代表の労働組合がある	93	4	82	7
	100.0	4.3	88.2	7.5
過半数代表ではないが、労働組合がある	26	－	23	3
	100.0	－	88.5	11.5
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	50	－	47	3
	100.0	－	94.0	6.0
労働組合も、定期的な労使協議もない	87	3	81	3
	100.0	3.4	93.1	3.4
無回答	24	6	16	2
	100.0	25.0	66.7	8.3
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分				
特定適用事業所等計	280	13	249	18
	100.0	4.6	88.9	6.4
特定適用事業所等以外の事業所計	－	－	－	－
	－	－	－	－
無回答	－	－	－	－
	－	－	－	－

問９付問（ｉｉ）付問．活用しなかった理由は、何ですか。

（複数回答）	キャリアアップ助成金を「活用しなかった」事業所計	特に必要なかったから	助成金制度があることを知らなかったから	手続きが面倒だから	支給要件（週の所定労働時間の延長）が厳しいから	支給要件（賃金規定等の増額）が厳しいから	助成金の受給資格がないから（労働関係の法令違反がある等）	その他	無回答	平均選択数
総数	249	65	103	54	18	32	19	18	10	1.3
	100.0	26.1	41.4	21.7	7.2	12.9	7.6	7.2	4.0	
問９付問①．具体的な見直し内容										
新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数を抑制した、等も含む）	227	57	99	53	14	28	18	16	9	1.3
	100.0	25.1	43.6	23.3	6.2	12.3	7.9	7.0	4.0	
新たな適用拡大に伴い、対象者を正社員（短時間正社員を含む）へ転換した	66	9	42	40	2	2	2	3	4	1.6
	100.0	13.6	63.6	60.6	3.0	3.0	3.0	4.5	6.1	
新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）延長した	20	7	5	3	4	6	－	2	－	1.4
	100.0	35.0	25.0	15.0	20.0	30.0	－	10.0	－	
新規求人に当たっては、出来るだけ正社員（短時間正社員を含む）で採用するようにした	13	5	4	3	－	－	2	1	－	1.2
	100.0	38.5	30.8	23.1	－	－	15.4	7.7	－	
問１．主たる業種										
建設業	4	2	2	－	－	－	－	1	－	1.3
	100.0	50.0	50.0	－	－	－	－	25.0	－	
製造業	11	4	6	1	－	1	－	－	1	1.2
	100.0	36.4	54.5	9.1	－	9.1	－	－	9.1	
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
運輸業、郵便業	8	3	3	－	－	2	－	－	－	1.0
	100.0	37.5	37.5	－	－	25.0	－	－	－	
卸売業	9	4	3	1	3	2	－	－	－	1.4
	100.0	44.4	33.3	11.1	33.3	22.2	－	－	－	
小売業	58	10	16	9	3	4	13	7	3	1.1
	100.0	17.2	27.6	15.5	5.2	6.9	22.4	12.1	5.2	
金融業、保険業	10	5	1	1	－	1	－	1	2	1.1
	100.0	50.0	10.0	10.0	－	10.0	－	10.0	20.0	
不動産業、物品賃貸業	3	1	2	－	－	－	－	－	－	1.0
	100.0	33.3	66.7	－	－	－	－	－	－	
学術研究、専門・技術サービス業	1	－	－	1	－	－	－	－	－	1.0
	100.0	－	－	100.0	－	－	－	－	－	
宿泊業、飲食サービス業	15	3	5	1	2	3	2	1	－	1.1
	100.0	20.0	33.3	6.7	13.3	20.0	13.3	6.7	－	
生活関連サービス業、娯楽業	3	2	1	－	－	－	－	－	－	1.0
	100.0	66.7	33.3	－	－	－	－	－	－	
教育、学習支援業	10	4	2	－	2	3	1	－	－	1.2
	100.0	40.0	20.0	－	20.0	30.0	10.0	－	－	
医療、福祉	82	12	55	38	3	8	1	5	3	1.5
	100.0	14.6	67.1	46.3	3.7	9.8	1.2	6.1	3.7	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	7	3	2	－	2	1	－	－	－	1.1
	100.0	42.9	28.6	－	28.6	14.3	－	－	－	
サービス業（他に分類されないもの）	26	11	5	2	3	6	2	3	1	1.3
	100.0	42.3	19.2	7.7	11.5	23.1	7.7	11.5	3.8	
公務	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1.0
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	－	
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
無回答	1	－	－	－	－	1	－	－	－	1.0
	100.0	－	－	－	－	100.0	－	－	－	
サービス業計	52	19	13	4	7	10	4	4	1	1.2
	100.0	36.5	25.0	7.7	13.5	19.2	7.7	7.7	1.9	
問１．事業所に於ける雇用者の規模										
３０人以下	17	3	6	1	2	5	－	－	2	1.1
	100.0	17.6	35.3	5.9	11.8	29.4	－	－	11.8	
３１～１００人	111	24	64	41	7	11	4	4	5	1.5
	100.0	21.6	57.7	36.9	6.3	9.9	3.6	3.6	4.5	
１０１～３００人	45	9	13	1	3	2	10	9	1	1.1
	100.0	20.0	28.9	2.2	6.7	4.4	22.2	20.0	2.2	
３０１～５００人	12	6	2	3	1	3	1	2	－	1.5
	100.0	50.0	16.7	25.0	8.3	25.0	8.3	16.7	－	
５０１～１，０００人	33	13	11	2	1	3	2	2	1	1.1
	100.0	39.4	33.3	6.1	3.0	9.1	6.1	6.1	3.0	
１，００１人以上	19	6	3	3	4	5	1	1	1	1.3
	100.0	31.6	15.8	15.8	21.1	26.3	5.3	5.3	5.3	
無回答	12	4	4	3	－	3	1	－	－	1.3
	100.0	33.3	33.3	25.0	－	25.0	8.3	－	－	
問１．所在地ブロック										
北海道	6	1	3	1	1	2	1	1	－	1.7
	100.0	16.7	50.0	16.7	16.7	33.3	16.7	16.7	－	
東北	12	1	5	1	1	3	1	－	1	1.1
	100.0	8.3	41.7	8.3	8.3	25.0	8.3	－	8.3	
北関東・甲信	17	1	5	2	－	4	－	7	－	1.1
	100.0	5.9	29.4	11.8	－	23.5	－	41.2	－	
南関東	76	18	46	36	4	4	1	1	2	1.5
	100.0	23.7	60.5	47.4	5.3	5.3	1.3	1.3	2.6	
北陸	10	5	4	2	－	2	－	－	－	1.3
	100.0	50.0	40.0	20.0	－	20.0	－	－	－	
東海	41	17	13	2	2	4	2	4	3	1.2
	100.0	41.5	31.7	4.9	4.9	9.8	4.9	9.8	7.3	
近畿	35	13	11	4	4	10	1	1	1	1.3
	100.0	37.1	31.4	11.4	11.4	28.6	2.9	2.9	2.9	
中国	18	5	2	4	3	1	5	1	1	1.2
	100.0	27.8	11.1	22.2	16.7	5.6	27.8	5.6	5.6	
四国	16	2	10	2	3	2	－	－	－	1.2
	100.0	12.5	62.5	12.5	18.8	12.5	－	－	－	
九州	18	2	4	－	－	－	8	3	2	1.1
	100.0	11.1	22.2	－	－	－	44.4	16.7	11.1	
無回答	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
問１付問．経常利益額の３年前との比較										
増加した計	73	17	26	7	6	10	4	14	2	1.2
	100.0	23.3	35.6	9.6	8.2	13.7	5.5	19.2	2.7	
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	34	17	8	3	－	4	2	1	1	1.1
	100.0	50.0	23.5	8.8	－	11.8	5.9	2.9	2.9	
減少した計	106	20	58	42	10	9	11	2	5	1.5
	100.0	18.9	54.7	39.6	9.4	8.5	10.4	1.9	4.7	
事業所の設立から４年未満である	1	－	1	－	－	－	－	－	－	1.0
	100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－	
無回答	35	11	10	2	2	9	2	1	2	1.1
	100.0	31.4	28.6	5.7	5.7	25.7	5.7	2.9	5.7	
問１付問．労使関係										
過半数代表の労働組合がある	82	24	26	7	4	10	12	2	6	1.1
	100.0	29.3	31.7	8.5	4.9	12.2	14.6	2.4	7.3	
過半数代表ではないが、労働組合がある	23	5	7	4	5	7	2	2	－	1.4
	100.0	21.7	30.4	17.4	21.7	30.4	8.7	8.7	－	
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	47	19	18	1	6	8	－	3	1	1.2
	100.0	40.4	38.3	2.1	12.8	17.0	－	6.4	2.1	
労働組合も、定期的な労使協議もない	81	12	47	40	3	5	3	10	2	1.5
	100.0	14.8	58.0	49.4	3.7	6.2	3.7	12.3	2.5	
無回答	16	5	5	2	－	2	2	1	1	1.1
	100.0	31.3	31.3	12.5	－	12.5	12.5	6.3	6.3	
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分										
特定適用事業所等計	249	65	103	54	18	32	19	18	10	1.3
	100.0	26.1	41.4	21.7	7.2	12.9	7.6	7.2	4.0	
特定適用事業所等以外の事業所計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
無回答	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	

問９付問（ｉｉｉ）．新たな適用を回避した理由は、何ですか。

（複数回答）	「新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した」か「新たな適用を回避するため、対象者の月額賃金の水準設定を引き下げた」か「新規求人に当たり、所定労働時間を短縮した」か「新規求人に当たり、月額賃金の水準設定を引き下げた」か「新規求人に当たり、雇用見込み期間を１年未満に抑制した」か「出来るだけ、学生を活用するようにした」か「出来るだけ、７０歳以上の高齢者を活用するようにした」事業所計	総額人件費の増加につながるから	短時間労働者自身が希望していないから	親会社の意向やグループ会社の動向に準じるから	その他	無回答	平均選択数
総数	308	57	282	3	2	19	1.2
	100.0	18.5	91.6	1.0	0.6	6.2	
問９付問①．具体的な見直し内容							
新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数が増大した、等も含む）	293	57	270	2	2	17	1.2
	100.0	19.5	92.2	0.7	0.7	5.8	
新たな適用を回避するため、対象者の月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	16	4	14	1	–	1	1.3
	100.0	25.0	87.5	6.3	–	6.3	
新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）短縮した	70	20	64	1	1	4	1.3
	100.0	28.6	91.4	1.4	1.4	5.7	
新規求人に当たり、月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	7	2	4	–	–	2	1.2
	100.0	28.6	57.1	–	–	28.6	
新規求人に当たり、雇用見込み期間を１年未満に抑制した	1	1	1	–	–	–	2.0
	100.0	100.0	100.0	–	–	–	
出来るだけ、（適用除外の）学生を活用するようにした	6	–	5	–	–	1	1.0
	100.0	–	83.3	–	–	16.7	
出来るだけ、７０歳以上の高齢者を活用するようにした	1	–	1	–	–	–	1.0
	100.0	–	100.0	–	–	–	
問１．主たる業種							
建設業	10	1	10	–	–	–	1.1
	100.0	10.0	100.0	–	–	–	
製造業	20	2	18	–	–	1	1.1
	100.0	10.0	90.0	–	–	5.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	
情報通信業	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	
運輸業、郵便業	13	1	10	–	1	2	1.1
	100.0	7.7	76.9	–	7.7	15.4	
卸売業	14	–	12	–	–	2	1.0
	100.0	–	85.7	–	–	14.3	
小売業	70	10	66	–	–	4	1.2
	100.0	14.3	94.3	–	–	5.7	
金融業、保険業	16	–	15	–	–	1	1.0
	100.0	–	93.8	–	–	6.3	
不動産業、物品賃貸業	5	–	4	1	1	–	1.2
	100.0	–	80.0	20.0	20.0	–	
学術研究、専門・技術サービス業	3	2	1	–	–	–	1.0
	100.0	66.7	33.3	–	–	–	
宿泊業、飲食サービス業	17	5	14	–	–	2	1.3
	100.0	29.4	82.4	–	–	11.8	
生活関連サービス業、娯楽業	3	–	2	–	–	1	1.0
	100.0	–	66.7	–	–	33.3	
教育、学習支援業	10	–	9	1	–	–	1.0
	100.0	–	90.0	10.0	–	–	
医療、福祉	87	25	82	1	–	5	1.3
	100.0	28.7	94.3	1.1	–	5.7	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	5	1	5	–	–	–	1.2
	100.0	20.0	100.0	–	–	–	
サービス業（他に分類されないもの）	29	9	28	–	–	1	1.3
	100.0	31.0	96.6	–	–	3.4	
公務	6	1	6	–	–	–	1.2
	100.0	16.7	100.0	–	–	–	
その他	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	
無回答	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	
サービス業計	57	17	50	–	–	4	1.3
	100.0	29.8	87.7	–	–	7.0	
問１．事業所に於ける雇用者の規模							
３０人以下	24	1	21	2	–	1	1.0
	100.0	4.2	87.5	8.3	–	4.2	
３１～１００人	122	30	113	1	1	7	1.3
	100.0	24.6	92.6	0.8	0.8	5.7	
１０１～３００人	57	8	51	–	–	5	1.1
	100.0	14.0	89.5	–	–	8.8	
３０１～５００人	22	4	19	–	1	2	1.2
	100.0	18.2	86.4	–	4.5	9.1	
５０１～１，０００人	41	5	38	–	–	3	1.1
	100.0	12.2	92.7	–	–	7.3	
１，００１人以上	28	4	26	–	–	1	1.1
	100.0	14.3	92.9	–	–	3.6	
無回答	14	5	14	–	–	–	1.4
	100.0	35.7	100.0	–	–	–	
問１．所在地ブロック							
北海道	19	3	17	–	–	1	1.1
	100.0	15.8	89.5	–	–	5.3	
東北	15	–	14	–	–	1	1.0
	100.0	–	93.3	–	–	6.7	
北関東・甲信	22	3	20	1	–	1	1.1
	100.0	13.6	90.9	4.5	–	4.5	
南関東	92	25	90	1	1	2	1.3
	100.0	27.2	97.8	1.1	1.1	2.2	
北陸	9	–	8	1	–	–	1.0
	100.0	–	88.9	11.1	–	–	
東海	46	5	43	–	–	3	1.1
	100.0	10.9	93.5	–	–	6.5	
近畿	41	9	34	–	1	4	1.2
	100.0	22.0	82.9	–	2.4	9.8	
中国	20	3	16	–	–	3	1.1
	100.0	15.0	80.0	–	–	15.0	
四国	15	–	14	–	–	1	1.0
	100.0	–	93.3	–	–	6.7	
九州	29	9	26	–	–	3	1.4
	100.0	31.0	89.7	–	–	10.3	
無回答	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	
問１付問．経常利益額の３年前との比較							
増加した計	100	10	95	1	1	3	1.1
	100.0	10.0	95.0	1.0	1.0	3.0	
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	37	1	29	1	1	6	1.0
	100.0	2.7	78.4	2.7	2.7	16.2	
減少した計	116	42	109	1	–	5	1.4
	100.0	36.2	94.0	0.9	–	4.3	
事業所の設立から４年未満である	2	–	2	–	–	–	1.0
	100.0	–	100.0	–	–	–	
無回答	53	4	47	–	–	5	1.1
	100.0	7.5	88.7	–	–	9.4	
問１付問．労使関係							
過半数代表の労働組合がある	124	18	115	–	1	5	1.1
	100.0	14.5	92.7	–	0.8	4.0	
過半数代表ではないが、労働組合がある	22	4	17	–	–	4	1.2
	100.0	18.2	77.3	–	–	18.2	
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	47	1	44	2	1	1	1.0
	100.0	2.1	93.6	4.3	2.1	2.1	
労働組合も、定期的な労使協議もない	97	31	90	1	–	7	1.4
	100.0	32.0	92.8	1.0	–	7.2	
無回答	18	3	16	–	–	2	1.2
	100.0	16.7	88.9	–	–	11.1	

（複数回答）	「新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した」か「新たな適用を回避するため、対象者の月額賃金の水準設定を引き下げた」か「新規求人に当たり、所定労働時間を短縮した」か「新規求人に当たり、月額賃金の水準設定を引き下げた」か「新規求人に当たり、雇用見込み期間を１年未満に抑制した」か「出来るだけ、学生を活用するようにした」か「出来るだけ、７０歳以上の高齢者を活用するようにした」事業所計	総額人件費の増加につながるから	短時間労働者自身が希望していないから	親会社の意向やグループ会社の動向に準じるから	その他	無回答	平均選択数
総数	308	57	282	3	2	19	1.2
	100.0	18.5	91.6	1.0	0.6	6.2	
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分							
特定適用事業所等計	308	57	282	3	2	19	1.2
	100.0	18.5	91.6	1.0	0.6	6.2	
特定適用事業所等以外の事業所計	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	
無回答	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	
問２付問．短時間労働者の人数割合							
１割未満	73	7	68	–	1	2	1.1
	100.0	9.6	93.2	–	1.4	2.7	
１割以上３割未満	68	3	60	2	–	6	1.1
	100.0	4.4	88.2	2.9	–	8.8	
３割以上５割未満	40	2	36	–	1	3	1.1
	100.0	5.0	90.0	–	2.5	7.5	
５割以上７割未満	66	29	61	1	–	5	1.5
	100.0	43.9	92.4	1.5	–	7.6	
７割以上９割未満	45	15	43	–	–	2	1.4
	100.0	33.3	95.6	–	–	4.4	
９割以上	10	1	8	–	–	1	1.0
	100.0	10.0	80.0	–	–	10.0	
無回答	4	–	4	–	–	–	1.0
	100.0	–	100.0	–	–	–	
問３．短時間労働者の雇用理由（複数回答）							
人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）	109	32	101	3	–	5	1.3
	100.0	29.4	92.7	2.8	–	4.6	
正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから	125	32	115	3	–	7	1.3
	100.0	25.6	92.0	2.4	–	5.6	
経験・知識・技能のある人を活用したいから	129	32	120	2	1	5	1.3
	100.0	24.8	93.0	1.6	0.8	3.9	
１日の忙しい時間帯に対応するため	177	36	160	1	1	15	1.2
	100.0	20.3	90.4	0.6	0.6	8.5	
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）	96	31	90	1	–	5	1.3
	100.0	32.3	93.8	1.0	–	5.2	
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	89	32	84	1	–	4	1.4
	100.0	36.0	94.4	1.1	–	4.5	
仕事内容が簡単だから	100	31	92	2	1	6	1.3
	100.0	31.0	92.0	2.0	1.0	6.0	
責任が軽い仕事だから	76	30	70	1	–	6	1.4
	100.0	39.5	92.1	1.3	–	7.9	
賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）	115	41	107	1	–	6	1.4
	100.0	35.7	93.0	0.9	–	5.2	
社会保険の負担が少なくて済むから	86	47	81	1	–	3	1.6
	100.0	54.7	94.2	1.2	–	3.5	
雇用調整が容易だから	72	27	67	2	–	4	1.4
	100.0	37.5	93.1	2.8	–	5.6	
女性や高齢者を活用するため	108	12	98	–	–	7	1.1
	100.0	11.1	90.7	–	–	6.5	
法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため	39	4	34	1	–	3	1.1
	100.0	10.3	87.2	2.6	–	7.7	
学生アルバイトや若年フリーターを活用するため	35	3	32	–	–	2	1.1
	100.0	8.6	91.4	–	–	5.7	
外国人や障がい者を活用するため	39	6	39	–	–	–	1.2
	100.0	15.4	100.0	–	–	–	
その他	20	–	19	–	–	1	1.0
	100.0	–	95.0	–	–	5.0	
無回答	3	–	2	–	–	1	1.0
	100.0	–	66.7	–	–	33.3	
問４．短時間労働者の活用職種（複数回答）							
管理職	7	3	6	–	–	–	1.3
	100.0	42.9	85.7	–	–	–	
専門・技術職（医療関係）	41	1	36	–	–	5	1.0
	100.0	2.4	87.8	–	–	12.2	
専門・技術職（教育関係）	11	–	11	–	–	–	1.0
	100.0	–	100.0	–	–	–	
専門・技術職（その他）	31	8	28	1	1	–	1.2
	100.0	25.8	90.3	3.2	3.2	–	
事務職	191	35	179	1	1	11	1.2
	100.0	18.3	93.7	0.5	0.5	5.8	
販売職（営業を含む）	64	11	59	–	–	4	1.2
	100.0	17.2	92.2	–	–	6.3	
サービス職（介護関係）	68	26	64	1	–	4	1.4
	100.0	38.2	94.1	1.5	–	5.9	
サービス職（飲食関係）	69	31	63	1	–	5	1.5
	100.0	44.9	91.3	1.4	–	7.2	
サービス職（その他）	46	5	44	–	–	2	1.1
	100.0	10.9	95.7	–	–	4.3	
警備・保安職	19	4	18	–	–	–	1.2
	100.0	21.1	94.7	–	–	–	
製造・生産工程職	27	2	22	–	1	3	1.0
	100.0	7.4	81.5	–	3.7	11.1	
輸送・運転職	17	1	17	–	–	–	1.1
	100.0	5.9	100.0	–	–	–	
建設・採掘職	2	1	2	–	–	–	1.5
	100.0	50.0	100.0	–	–	–	
清掃等労務職	88	30	85	1	1	2	1.4
	100.0	34.1	96.6	1.1	1.1	2.3	
その他	23	2	19	1	–	2	1.1
	100.0	8.7	82.6	4.3	–	8.7	
無回答	2	–	–	–	–	2	–
	100.0	–	–	–	–	100.0	

問９付問（ｉｖ）．付問（ｉｉｉ）で２を選択した場合、短時間労働者が社会保険の適用を希望しない理由は、何だと思いますか。

（複数回答）	「短時間労働者が希望していないから」と回答した事業所計	手取り収入が減少するから	配偶者控除を受けられなくなるから	配偶者の会社から手当（配偶者手当や家族手当等）が支給されない恐れがあるから	健康保険の扶養から外れるから	（育児や介護、病気等の事情で）働く時間を増やせないから	（自身で）社会保険に加入するメリットがわからないから	会社側に（社会保険に加入したいという）希望を言い難いから	周囲の動向を見てから、加入をどうするか決めようと思っているから	その他	無回答	平均選択数
総数	282	183	211	185	221	81	50	−	6	9	−	3.4
	100.0	64.9	74.8	65.6	78.4	28.7	17.7	−	2.1	3.2	−	
問９付問①．具体的な見直し内容												
新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数が増大した、等も含む）	270	178	201	177	214	80	49	−	6	8	−	3.4
	100.0	65.9	74.4	65.6	79.3	29.6	18.1	−	2.2	3.0	−	
新たな適用を回避するため、対象者の月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	14	7	8	7	8	1	3	−	1	2	−	2.6
	100.0	50.0	57.1	50.0	57.1	7.1	21.4	−	7.1	14.3	−	
新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）短縮した	64	45	54	48	54	11	17	−	2	1	−	3.6
	100.0	70.3	84.4	75.0	84.4	17.2	26.6	−	3.1	1.6	−	
新規求人に当たり、月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	4	2	3	4	4	1	−	−	−	−	−	3.5
	100.0	50.0	75.0	100.0	100.0	25.0	−	−	−	−	−	
新規求人に当たり、雇用見込み期間を１年未満に抑制した	1	1	1	1	1	−	1	−	−	−	−	5.0
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	−	100.0	−	−	−	−	
出来るだけ、（適用除外の）学生を活用するようにした	5	5	5	5	4	3	3	−	−	−	−	5.0
	100.0	100.0	100.0	100.0	80.0	60.0	60.0	−	−	−	−	
出来るだけ、７０歳以上の高齢者を活用するようにした	1	−	1	−	1	−	−	−	−	−	−	2.0
	100.0	−	100.0	−	100.0	−	−	−	−	−	−	
問１．主たる業種												
建設業	10	5	4	3	4	2	−	−	−	1	−	1.9
	100.0	50.0	40.0	30.0	40.0	20.0	−	−	−	10.0	−	
製造業	18	9	11	8	7	3	2	−	1	2	−	2.4
	100.0	50.0	61.1	44.4	38.9	16.7	11.1	−	5.6	11.1	−	
電気・ガス・熱供給・水道業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	
情報通信業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	
運輸業、郵便業	10	4	6	5	7	2	1	−	−	2	−	2.7
	100.0	40.0	60.0	50.0	70.0	20.0	10.0	−	−	20.0	−	
卸売業	12	5	5	6	8	−	1	−	−	1	−	2.2
	100.0	41.7	41.7	50.0	66.7	−	8.3	−	−	8.3	−	
小売業	66	40	55	53	56	16	25	−	1	−	−	3.7
	100.0	60.6	83.3	80.3	84.8	24.2	37.9	−	1.5	−	−	
金融業、保険業	15	11	12	9	10	9	2	−	−	1	−	3.6
	100.0	73.3	80.0	60.0	66.7	60.0	13.3	−	−	6.7	−	
不動産業、物品賃貸業	4	3	3	2	4	−	2	−	−	−	−	3.5
	100.0	75.0	75.0	50.0	100.0	−	50.0	−	−	−	−	
学術研究、専門・技術サービス業	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1.0
	100.0	100.0	−	−	−	−	−	−	−	−	−	
宿泊業、飲食サービス業	14	11	13	11	11	3	2	−	1	−	−	3.7
	100.0	78.6	92.9	78.6	78.6	21.4	14.3	−	7.1	−	−	
生活関連サービス業、娯楽業	2	2	1	1	2	−	−	−	−	−	−	3.0
	100.0	100.0	50.0	50.0	100.0	−	−	−	−	−	−	
教育、学習支援業	9	3	6	4	8	5	1	−	1	−	−	3.1
	100.0	33.3	66.7	44.4	88.9	55.6	11.1	−	11.1	−	−	
医療、福祉	82	63	68	59	71	35	5	−	−	−	−	3.7
	100.0	76.8	82.9	72.0	86.6	42.7	6.1	−	−	−	−	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	5	1	2	2	5	2	−	−	−	−	−	2.4
	100.0	20.0	40.0	40.0	100.0	40.0	−	−	−	−	−	
サービス業（他に分類されないもの）	28	21	20	17	22	4	9	−	2	2	−	3.5
	100.0	75.0	71.4	60.7	78.6	14.3	32.1	−	7.1	7.1	−	
公務	6	4	5	5	6	−	−	−	−	−	−	3.3
	100.0	66.7	83.3	83.3	100.0	−	−	−	−	−	−	
その他	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	
無回答	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	
サービス業計	50	36	36	31	40	9	11	−	3	2	−	3.4
	100.0	72.0	72.0	62.0	80.0	18.0	22.0	−	6.0	4.0	−	
問１．事業所に於ける雇用者の規模												
３０人以下	21	11	17	12	15	5	1	−	1	−	−	3.0
	100.0	52.4	81.0	57.1	71.4	23.8	4.8	−	4.8	−	−	
３１～１００人	113	73	92	81	89	41	10	−	−	2	−	3.4
	100.0	64.6	81.4	71.7	78.8	36.3	8.8	−	−	1.8	−	
１０１～３００人	51	34	39	33	40	8	20	−	−	4	−	3.5
	100.0	66.7	76.5	64.7	78.4	15.7	39.2	−	−	7.8	−	
３０１～５００人	19	10	8	9	11	7	4	−	2	2	−	2.8
	100.0	52.6	42.1	47.4	57.9	36.8	21.1	−	10.5	10.5	−	
５０１～１，０００人	38	27	24	21	29	7	6	−	1	−	−	3.0
	100.0	71.1	63.2	55.3	76.3	18.4	15.8	−	2.6	−	−	
１，００１人以上	26	18	23	19	24	9	5	−	−	−	−	3.8
	100.0	69.2	88.5	73.1	92.3	34.6	19.2	−	−	−	−	
無回答	14	10	8	10	13	4	4	−	2	1	−	3.7
	100.0	71.4	57.1	71.4	92.9	28.6	28.6	−	14.3	7.1	−	
問１．所在地ブロック												
北海道	17	11	12	10	14	2	4	−	1	−	−	3.2
	100.0	64.7	70.6	58.8	82.4	11.8	23.5	−	5.9	−	−	
東北	14	6	9	11	11	4	−	−	−	−	−	2.9
	100.0	42.9	64.3	78.6	78.6	28.6	−	−	−	−	−	
北関東・甲信	20	16	11	11	14	6	9	−	1	−	−	3.4
	100.0	80.0	55.0	55.0	70.0	30.0	45.0	−	5.0	−	−	
南関東	90	69	72	61	73	36	8	−	1	2	−	3.6
	100.0	76.7	80.0	67.8	81.1	40.0	8.9	−	1.1	2.2	−	
北陸	8	2	5	4	6	1	1	−	−	1	−	2.5
	100.0	25.0	62.5	50.0	75.0	12.5	12.5	−	−	12.5	−	
東海	43	22	31	25	29	17	10	−	1	2	−	3.2
	100.0	51.2	72.1	58.1	67.4	39.5	23.3	−	2.3	4.7	−	
近畿	34	27	24	22	32	8	5	−	2	1	−	3.6
	100.0	79.4	70.6	64.7	94.1	23.5	14.7	−	5.9	2.9	−	
中国	16	11	10	10	10	4	4	−	−	2	−	3.2
	100.0	68.8	62.5	62.5	62.5	25.0	25.0	−	−	12.5	−	
四国	14	4	14	13	11	−	−	−	−	−	−	3.0
	100.0	28.6	100.0	92.9	78.6	−	−	−	−	−	−	
九州	26	15	23	18	21	3	9	−	−	1	−	3.5
	100.0	57.7	88.5	69.2	80.8	11.5	34.6	−	−	3.8	−	
無回答	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	
問１付問．経常利益額の３年前との比較												
増加した計	95	56	67	56	70	21	25	−	2	1	−	3.1
	100.0	58.9	70.5	58.9	73.7	22.1	26.3	−	2.1	1.1	−	
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	29	16	19	15	25	8	2	−	1	2	−	3.0
	100.0	55.2	65.5	51.7	86.2	27.6	6.9	−	3.4	6.9	−	
減少した計	109	83	93	87	93	43	18	−	1	4	−	3.9
	100.0	76.1	85.3	79.8	85.3	39.4	16.5	−	0.9	3.7	−	
事業所の設立から４年未満である	2	2	1	1	1	−	−	−	−	−	−	2.5
	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	−	−	−	−	−	−	
無回答	47	26	31	26	32	9	5	−	2	2	−	2.8
	100.0	55.3	66.0	55.3	68.1	19.1	10.6	−	4.3	4.3	−	
問１付問．労使関係												
過半数代表の労働組合がある	115	67	82	76	90	27	26	−	2	5	−	3.3
	100.0	58.3	71.3	66.1	78.3	23.5	22.6	−	1.7	4.3	−	
過半数代表ではないが、労働組合がある	17	13	12	12	12	6	3	−	−	−	−	3.4
	100.0	76.5	70.6	70.6	70.6	35.3	17.6	−	−	−	−	
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	44	23	28	18	30	5	6	−	1	2	−	2.6
	100.0	52.3	63.6	40.9	68.2	11.4	13.6	−	2.3	4.5	−	
労働組合も、定期的な労使協議もない	90	70	74	71	79	39	12	−	1	2	−	3.9
	100.0	77.8	82.2	78.9	87.8	43.3	13.3	−	1.1	2.2	−	
無回答	16	10	15	8	10	4	3	−	2	−	−	3.3
	100.0	62.5	93.8	50.0	62.5	25.0	18.8	−	12.5	−	−	

（複数回答）	「短時間労働者が希望していないから」と回答した事業所計	手取り収入が減少するから	配偶者控除を受けられなくなるから	配偶者の会社から手当（配偶者手当や家族手当等）が支給されない恐れがあるから	健康保険の扶養から外れるから	（育児や介護、病気等の事情で）働く時間を増やせないから	（自身で）社会保険に加入するメリットがわからないから	会社側に（社会保険に加入したいという）希望を言い難いから	周囲の動向を見てから、加入をどうするか決めようと思っているから	その他	無回答	平均選択数
総数	282	183	211	185	221	81	50	－	6	9	－	3.4
	100.0	64.9	74.8	65.6	78.4	28.7	17.7	－	2.1	3.2	－	
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分												
特定適用事業所等計	282	183	211	185	221	81	50	－	6	9	－	3.4
	100.0	64.9	74.8	65.6	78.4	28.7	17.7	－	2.1	3.2	－	
特定適用事業所等以外の事業所計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
無回答	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
問２付問．短時間労働者の人数割合												
１割未満	68	37	37	26	35	12	5	－	－	6	－	2.3
	100.0	54.4	54.4	38.2	51.5	17.6	7.4	－	－	8.8	－	
１割以上３割未満	60	33	40	30	44	12	10	－	1	2	－	2.9
	100.0	55.0	66.7	50.0	73.3	20.0	16.7	－	1.7	3.3	－	
３割以上５割未満	36	20	25	21	33	8	4	－	1	1	－	3.1
	100.0	55.6	69.4	58.3	91.7	22.2	11.1	－	2.8	2.8	－	
５割以上７割未満	61	51	55	55	57	27	8	－	3	－	－	4.2
	100.0	83.6	90.2	90.2	93.4	44.3	13.1	－	4.9	－	－	
７割以上９割未満	43	31	42	41	39	17	19	－	1	－	－	4.4
	100.0	72.1	97.7	95.3	90.7	39.5	44.2	－	2.3	－	－	
９割以上	8	8	6	7	8	3	3	－	－	－	－	4.4
	100.0	100.0	75.0	87.5	100.0	37.5	37.5	－	－	－	－	
無回答	4	3	4	4	4	1	1	－	－	－	－	4.3
	100.0	75.0	100.0	100.0	100.0	25.0	25.0	－	－	－	－	
問３．短時間労働者の雇用理由（複数回答）												
人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）	101	81	83	80	89	41	14	－	2	1	－	3.9
	100.0	80.2	82.2	79.2	88.1	40.6	13.9	－	2.0	1.0	－	
正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから	115	92	92	87	99	48	9	－	3	2	－	3.8
	100.0	80.0	80.0	75.7	86.1	41.7	7.8	－	2.6	1.7	－	
経験・知識・技能のある人を活用したいから	120	87	93	81	95	51	13	－	4	3	－	3.6
	100.0	72.5	77.5	67.5	79.2	42.5	10.8	－	3.3	2.5	－	
１日の忙しい時間帯に対応するため	160	105	134	125	138	59	24	－	4	2	－	3.7
	100.0	65.6	83.8	78.1	86.3	36.9	15.0	－	2.5	1.3	－	
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）	90	70	72	74	85	40	10	－	2	1	－	3.9
	100.0	77.8	80.0	82.2	94.4	44.4	11.1	－	2.2	1.1	－	
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	84	67	73	72	76	39	10	－	1	1	－	4.0
	100.0	79.8	86.9	85.7	90.5	46.4	11.9	－	1.2	1.2	－	
仕事内容が簡単だから	92	78	81	82	83	44	21	－	2	－	－	4.3
	100.0	84.8	88.0	89.1	90.2	47.8	22.8	－	2.2	－	－	
責任が軽い仕事だから	70	62	65	64	66	39	13	－	1	－	－	4.4
	100.0	88.6	92.9	91.4	94.3	55.7	18.6	－	1.4	－	－	
賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）	107	91	92	85	95	49	22	－	4	2	－	4.1
	100.0	85.0	86.0	79.4	88.8	45.8	20.6	－	3.7	1.9	－	
社会保険の負担が少なくて済むから	81	77	74	74	79	35	20	－	2	－	－	4.5
	100.0	95.1	91.4	91.4	97.5	43.2	24.7	－	2.5	－	－	
雇用調整が容易だから	67	61	63	59	63	34	8	－	2	－	－	4.3
	100.0	91.0	94.0	88.1	94.0	50.7	11.9	－	3.0	－	－	
女性や高齢者を活用するため	98	68	69	62	71	22	19	－	5	3	－	3.3
	100.0	69.4	70.4	63.3	72.4	22.4	19.4	－	5.1	3.1	－	
法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため	34	27	24	23	28	5	5	－	1	－	－	3.3
	100.0	79.4	70.6	67.6	82.4	14.7	14.7	－	2.9	－	－	
学生アルバイトや若年フリーターを活用するため	32	24	25	27	30	16	14	－	2	－	－	4.3
	100.0	75.0	78.1	84.4	93.8	50.0	43.8	－	6.3	－	－	
外国人や障がい者を活用するため	39	32	28	28	35	11	9	－	2	－	－	3.7
	100.0	82.1	71.8	71.8	89.7	28.2	23.1	－	5.1	－	－	
その他	19	10	12	11	13	3	2	－	－	1	－	2.7
	100.0	52.6	63.2	57.9	68.4	15.8	10.5	－	－	5.3	－	
無回答	2	1	2	1	2	1	－	－	－	－	－	3.5
	100.0	50.0	100.0	50.0	100.0	50.0	－	－	－	－	－	
問４．短時間労働者の活用職種（複数回答）												
管理職	6	5	4	4	4	2	2	－	－	－	－	3.5
	100.0	83.3	66.7	66.7	66.7	33.3	33.3	－	－	－	－	
専門・技術職（医療関係）	36	23	25	20	28	10	4	－	－	－	－	3.1
	100.0	63.9	69.4	55.6	77.8	27.8	11.1	－	－	－	－	
専門・技術職（教育関係）	11	6	8	6	10	5	1	－	1	－	－	3.4
	100.0	54.5	72.7	54.5	90.9	45.5	9.1	－	9.1	－	－	
専門・技術職（その他）	28	19	14	13	17	5	5	－	1	2	－	2.7
	100.0	67.9	50.0	46.4	60.7	17.9	17.9	－	3.6	7.1	－	
事務職	179	125	138	121	145	63	21	－	3	4	－	3.5
	100.0	69.8	77.1	67.6	81.0	35.2	11.7	－	1.7	2.2	－	
販売職（営業を含む）	59	38	48	46	48	15	24	－	1	－	－	3.7
	100.0	64.4	81.4	78.0	81.4	25.4	40.7	－	1.7	－	－	
サービス職（介護関係）	64	54	55	52	61	29	2	－	－	－	－	4.0
	100.0	84.4	85.9	81.3	95.3	45.3	3.1	－	－	－	－	
サービス職（飲食関係）	63	57	58	56	57	32	7	－	3	－	－	4.3
	100.0	90.5	92.1	88.9	90.5	50.8	11.1	－	4.8	－	－	
サービス職（その他）	44	30	38	36	37	7	8	－	－	－	－	3.6
	100.0	68.2	86.4	81.8	84.1	15.9	18.2	－	－	－	－	
警備・保安職	18	9	11	8	15	4	2	－	－	1	－	2.8
	100.0	50.0	61.1	44.4	83.3	22.2	11.1	－	－	5.6	－	
製造・生産工程職	22	12	13	11	11	3	2	－	1	2	－	2.5
	100.0	54.5	59.1	50.0	50.0	13.6	9.1	－	4.5	9.1	－	
輸送・運転職	17	9	11	9	11	5	1	－	－	3	－	2.9
	100.0	52.9	64.7	52.9	64.7	29.4	5.9	－	－	17.6	－	
建設・採掘職	2	1	2	2	2	2	－	－	－	－	－	4.5
	100.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	－	－	－	－	－	
清掃等労務職	85	63	67	62	74	35	8	－	－	－	－	3.6
	100.0	74.1	78.8	72.9	87.1	41.2	9.4	－	－	－	－	
その他	19	13	9	9	15	1	1	－	－	1	－	2.6
	100.0	68.4	47.4	47.4	78.9	5.3	5.3	－	－	5.3	－	
無回答	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	

問９付問（ｖ）．
短時間労働者の週の所定労働時間を延長し、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合等には、「キャリアアップ助成金」が支給される可能性があります。こうした制度があることを、ご存知でしたか。

	「新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した」か「対象者の月額賃金の水準設定を引き下げた」か「新規求人に当たり、所定労働時間を短縮した」か「月額賃金の水準設定を引き下げた」か「雇用見込み期間を１年未満に抑制した」か、「出来るだけ、学生を活用するようにした」か「７０歳以上の高齢者を活用するようにした」事業所計	知っていた	知らなかった	無回答
総数	308	120	157	31
	100.0	39.0	51.0	10.1
問９付問①．具体的な見直し内容				
新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数が増大した、等も含む）	293	115	149	29
	100.0	39.2	50.9	9.9
新たな適用を回避するため、対象者の月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	16	8	7	1
	100.0	50.0	43.8	6.3
新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）短縮した	70	37	27	6
	100.0	52.9	38.6	8.6
新規求人に当たり、月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	7	1	3	3
	100.0	14.3	42.9	42.9
新規求人に当たり、雇用見込み期間を１年未満に抑制した	1	1	－	－
	100.0	100.0	－	－
出来るだけ、（適用除外の）学生を活用するようにした	6	3	1	2
	100.0	50.0	16.7	33.3
出来るだけ、７０歳以上の高齢者を活用するようにした	1	－	1	－
	100.0	－	100.0	－
問１．主たる業種				
建設業	10	5	4	1
	100.0	50.0	40.0	10.0
製造業	20	8	10	2
	100.0	40.0	50.0	10.0
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－
	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－
	－	－	－	－
運輸業、郵便業	13	3	8	2
	100.0	23.1	61.5	15.4
卸売業	14	6	6	2
	100.0	42.9	42.9	14.3
小売業	70	41	23	6
	100.0	58.6	32.9	8.6
金融業、保険業	16	9	5	2
	100.0	56.3	31.3	12.5
不動産業、物品賃貸業	5	2	3	－
	100.0	40.0	60.0	－
学術研究、専門・技術サービス業	3	2	1	－
	100.0	66.7	33.3	－
宿泊業、飲食サービス業	17	5	8	4
	100.0	29.4	47.1	23.5
生活関連サービス業、娯楽業	3	1	1	1
	100.0	33.3	33.3	33.3
教育、学習支援業	10	3	7	－
	100.0	30.0	70.0	－
医療、福祉	87	16	62	9
	100.0	18.4	71.3	10.3
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	5	2	3	－
	100.0	40.0	60.0	－
サービス業（他に分類されないもの）	29	16	11	2
	100.0	55.2	37.9	6.9
公務	6	1	5	－
	100.0	16.7	83.3	－
その他	－	－	－	－
	－	－	－	－
無回答	－	－	－	－
	－	－	－	－
サービス業計	57	26	24	7
	100.0	45.6	42.1	12.3
問１．事業所に於ける雇用者の規模				
３０人以下	24	9	14	1
	100.0	37.5	58.3	4.2
３１～１００人	122	32	78	12
	100.0	26.2	63.9	9.8
１０１～３００人	57	30	20	7
	100.0	52.6	35.1	12.3
３０１～５００人	22	12	7	3
	100.0	54.5	31.8	13.6
５０１～１，０００人	41	16	22	3
	100.0	39.0	53.7	7.3
１，００１人以上	28	13	10	5
	100.0	46.4	35.7	17.9
無回答	14	8	6	－
	100.0	57.1	42.9	－
問１．所在地ブロック				
北海道	19	6	11	2
	100.0	31.6	57.9	10.5
東北	15	8	5	2
	100.0	53.3	33.3	13.3
北関東・甲信	22	12	9	1
	100.0	54.5	40.9	4.5
南関東	92	24	61	7
	100.0	26.1	66.3	7.6
北陸	9	4	5	－
	100.0	44.4	55.6	－
東海	46	22	20	4
	100.0	47.8	43.5	8.7
近畿	41	14	22	5
	100.0	34.1	53.7	12.2
中国	20	12	4	4
	100.0	60.0	20.0	20.0
四国	15	4	9	2
	100.0	26.7	60.0	13.3
九州	29	14	11	4
	100.0	48.3	37.9	13.8
無回答	－	－	－	－
	－	－	－	－
問１付問．経常利益額の３年前との比較				
増加した計	100	42	49	9
	100.0	42.0	49.0	9.0
横ばい（±５％未満の増減）で推移した	37	15	15	7
	100.0	40.5	40.5	18.9
減少した計	116	45	64	7
	100.0	38.8	55.2	6.0
事業所の設立から４年未満である	2	－	2	－
	100.0	－	100.0	－
無回答	53	18	27	8
	100.0	34.0	50.9	15.1
問１付問．労使関係				
過半数代表の労働組合がある	124	58	54	12
	100.0	46.8	43.5	9.7
過半数代表ではないが、労働組合がある	22	8	10	4
	100.0	36.4	45.5	18.2
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	47	22	21	4
	100.0	46.8	44.7	8.5
労働組合も、定期的な労使協議もない	97	25	64	8
	100.0	25.8	66.0	8.2
無回答	18	7	8	3
	100.0	38.9	44.4	16.7
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分				
特定適用事業所等計	308	120	157	31
	100.0	39.0	51.0	10.1
特定適用事業所等以外の事業所計	－	－	－	－
	－	－	－	－
無回答	－	－	－	－
	－	－	－	－

問１０．適用拡大の対象となる短時間労働者に対しては、いつ頃、説明を行いましたか。

	社会保険の適用拡大に伴い、既存の対象者や新たな雇用者について、雇用管理上、何らかの「見直し」を行った」特定適用事業所等計	平成２７年９月以前（適用拡大の１年以上前）	平成２７年１０月～平成２８年３月（１年～半年前）	平成２８年４～９月（半年前～直前）	平成２８年１０月以降（適用拡大以降）	無回答
総数	386	23	40	283	23	17
	100.0	6.0	10.4	73.3	6.0	4.4
問１．主たる業種						
建設業	12	－	－	12	－	－
	100.0	－	－	100.0	－	－
製造業	23	－	1	20	2	－
	100.0	－	4.3	87.0	8.7	－
電気・ガス・熱供給・水道業	1	－	－	1	－	－
	100.0	－	－	100.0	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	14	1	1	11	－	1
	100.0	7.1	7.1	78.6	－	7.1
卸売業	15	－	3	10	1	1
	100.0	－	20.0	66.7	6.7	6.7
小売業	87	15	11	49	4	8
	100.0	17.2	12.6	56.3	4.6	9.2
金融業、保険業	18	1	7	10	－	－
	100.0	5.6	38.9	55.6	－	－
不動産業、物品賃貸業	7	1	1	4	－	1
	100.0	14.3	14.3	57.1	－	14.3
学術研究、専門・技術サービス業	3	－	－	2	1	－
	100.0	－	－	66.7	33.3	－
宿泊業、飲食サービス業	22	2	－	18	2	－
	100.0	9.1	－	81.8	9.1	－
生活関連サービス業、娯楽業	4	－	1	3	－	－
	100.0	－	25.0	75.0	－	－
教育、学習支援業	14	－	3	9	2	－
	100.0	－	21.4	64.3	14.3	－
医療、福祉	113	－	5	99	4	5
	100.0	－	4.4	87.6	3.5	4.4
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	7	1	－	5	1	－
	100.0	14.3	－	71.4	14.3	－
サービス業（他に分類されないもの）	39	2	7	26	3	1
	100.0	5.1	17.9	66.7	7.7	2.6
公務	6	－	－	4	2	－
	100.0	－	－	66.7	33.3	－
その他	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－
無回答	1	－	－	－	1	－
	100.0	－	－	－	100.0	－
サービス業計	75	5	8	54	7	1
	100.0	6.7	10.7	72.0	9.3	1.3
問１．事業所に於ける雇用者の規模						
３０人以下	36	－	9	22	4	1
	100.0	－	25.0	61.1	11.1	2.8
３１～１００人	152	5	15	116	8	8
	100.0	3.3	9.9	76.3	5.3	5.3
１０１～３００人	70	11	4	46	3	6
	100.0	15.7	5.7	65.7	4.3	8.6
３０１～５００人	25	－	2	20	3	－
	100.0	－	8.0	80.0	12.0	－
５０１～１，０００人	57	3	4	43	5	2
	100.0	5.3	7.0	75.4	8.8	3.5
１，００１人以上	31	2	3	26	－	－
	100.0	6.5	9.7	83.9	－	－
無回答	15	2	3	10	－	－
	100.0	13.3	20.0	66.7	－	－
問１．所在地ブロック						
北海道	27	－	6	19	1	1
	100.0	－	22.2	70.4	3.7	3.7
東北	21	－	2	16	2	1
	100.0	－	9.5	76.2	9.5	4.8
北関東・甲信	26	－	2	18	1	5
	100.0	－	7.7	69.2	3.8	19.2
南関東	109	2	10	90	4	3
	100.0	1.8	9.2	82.6	3.7	2.8
北陸	14	1	3	10	－	－
	100.0	7.1	21.4	71.4	－	－
東海	60	4	12	34	7	3
	100.0	6.7	20.0	56.7	11.7	5.0
近畿	52	4	1	42	2	3
	100.0	7.7	1.9	80.8	3.8	5.8
中国	28	2	2	20	4	－
	100.0	7.1	7.1	71.4	14.3	－
四国	16	－	－	16	－	－
	100.0	－	－	100.0	－	－
九州	33	10	2	18	2	1
	100.0	30.3	6.1	54.5	6.1	3.0
無回答	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－
問１付問．経常利益額の３年前との比較						
増加した計	120	7	9	89	6	9
	100.0	5.8	7.5	74.2	5.0	7.5
横ばい（±５％未満の増減）で推移した	53	2	9	37	4	1
	100.0	3.8	17.0	69.8	7.5	1.9
減少した計	147	14	17	102	9	5
	100.0	9.5	11.6	69.4	6.1	3.4
事業所の設立から４年未満である	2	－	－	2	－	－
	100.0	－	－	100.0	－	－
無回答	64	－	5	53	4	2
	100.0	－	7.8	82.8	6.3	3.1
問１付問．労使関係						
過半数代表の労働組合がある	143	16	13	102	8	4
	100.0	11.2	9.1	71.3	5.6	2.8
過半数代表ではないが、労働組合がある	28	2	4	18	3	1
	100.0	7.1	14.3	64.3	10.7	3.6
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	72	3	8	55	4	2
	100.0	4.2	11.1	76.4	5.6	2.8
労働組合も、定期的な労使協議もない	116	1	7	92	7	9
	100.0	0.9	6.0	79.3	6.0	7.8
無回答	27	1	8	16	1	1
	100.0	3.7	29.6	59.3	3.7	3.7
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分						
特定適用事業所等計	386	23	40	283	23	17
	100.0	6.0	10.4	73.3	6.0	4.4
特定適用事業所等以外の事業所計	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－
無回答	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－

問１２．厚生年金・健康保険の適用拡大（平成２８年（昨年）１０月１日）（規模５００人以下の地方公共団体については平成２９年４月１日）に伴い、短時間労働者（定年再雇用者を含む）の平均的な所定労働時間の長さや雇用者数は、どのように変化しましたか（契約期間等に合わせ、前倒しで見直した場合も含め、適用拡大を主な理由とする過去１年程度の変化についてご回答ください。

（平均的な所定労働時間の長さ）

	社会保険の適用拡大に伴い、雇用管理上、何らかの見直しを行った（適用拡大の対象者はいたが）、特に見直しを行わなかった（適用拡大の対象者はいなかった）特定適用事業所等計	大幅に長くなった（＋１５％以上）	やや長くなった（＋５％以上＋１５％未満）	横ばいだった（±５％未満）で推移した	やや短くなった（－５％以上－１５％未満）	大幅に短くなった（－１５％以下）	無回答	長くなった計	短くなった計
総数	880	4	61	614	97	7	97	65	104
	100.0	0.5	6.9	69.8	11.0	0.8	11.0	7.4	11.8
雇用管理上、何らかの「見直しを行った」事業所	443	4	53	260	72	7	47	57	79
	100.0	0.9	12.0	58.7	16.3	1.6	10.6	12.9	17.8
「（適用拡大の対象者はいたが）、特に見直しを行わなかった」事業所	437	－	8	354	25	－	50	8	25
	100.0	－	1.8	81.0	5.7	－	11.4	1.8	5.7
問１．主たる業種									
建設業	44	－	2	38	3	1	－	2	4
	100.0	－	4.5	86.4	6.8	2.3	－	4.5	9.1
製造業	72	－	3	54	9	1	5	3	10
	100.0	－	4.2	75.0	12.5	1.4	6.9	4.2	13.9
電気・ガス・熱供給・水道業	7	－	－	2	－	－	5	－	－
	100.0	－	－	28.6	－	－	71.4	－	－
情報通信業	2	－	－	2	－	－	－	－	－
	100.0	－	－	100.0	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	23	－	1	16	2	－	4	1	2
	100.0	－	4.3	69.6	8.7	－	17.4	4.3	8.7
卸売業	28	－	2	19	1	－	6	2	1
	100.0	－	7.1	67.9	3.6	－	21.4	7.1	3.6
小売業	164	－	12	90	40	2	20	12	42
	100.0	－	7.3	54.9	24.4	1.2	12.2	7.3	25.6
金融業、保険業	26	1	1	19	3	－	2	2	3
	100.0	3.8	3.8	73.1	11.5	－	7.7	7.7	11.5
不動産業、物品賃貸業	16	－	－	13	1	－	2	－	1
	100.0	－	－	81.3	6.3	－	12.5	－	6.3
学術研究、専門・技術サービス業	20	－	－	17	1	1	1	－	2
	100.0	－	－	85.0	5.0	5.0	5.0	－	10.0
宿泊業、飲食サービス業	46	1	－	33	7	－	5	1	7
	100.0	2.2	－	71.7	15.2	－	10.9	2.2	15.2
生活関連サービス業、娯楽業	8	－	1	5	2	－	－	1	2
	100.0	－	12.5	62.5	25.0	－	－	12.5	25.0
教育、学習支援業	71	－	3	59	4	1	4	3	5
	100.0	－	4.2	83.1	5.6	1.4	5.6	4.2	7.0
医療、福祉	222	2	29	145	18	1	27	31	19
	100.0	0.9	13.1	65.3	8.1	0.5	12.2	14.0	8.6
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	10	－	－	9	1	－	－	－	1
	100.0	－	－	90.0	10.0	－	－	－	10.0
サービス業（他に分類されないもの）	83	－	7	61	4	－	11	7	4
	100.0	－	8.4	73.5	4.8	－	13.3	8.4	4.8
公務	33	－	－	29	1	－	3	－	1
	100.0	－	－	87.9	3.0	－	9.1	－	3.0
その他	2	－	－	1	－	－	1	－	－
	100.0	－	－	50.0	－	－	50.0	－	－
無回答	3	－	－	2	－	－	1	－	－
	100.0	－	－	66.7	－	－	33.3	－	－
サービス業計	167	1	8	125	15	1	17	9	16
	100.0	0.6	4.8	74.9	9.0	0.6	10.2	5.4	9.6
問１．事業所に於ける雇用者の規模									
３０人以下	93	－	8	67	7	1	10	8	8
	100.0	－	8.6	72.0	7.5	1.1	10.8	8.6	8.6
３１～１００人	317	2	28	198	49	2	38	30	51
	100.0	0.6	8.8	62.5	15.5	0.6	12.0	9.5	16.1
１０１～３００人	161	－	5	114	25	3	14	5	28
	100.0	－	3.1	70.8	15.5	1.9	8.7	3.1	17.4
３０１～５００人	53	1	3	42	3	－	4	4	3
	100.0	1.9	5.7	79.2	5.7	－	7.5	7.5	5.7
５０１～１，０００人	123	－	5	99	9	－	10	5	9
	100.0	－	4.1	80.5	7.3	－	8.1	4.1	7.3
１，００１人以上	108	1	7	81	1	1	17	8	2
	100.0	0.9	6.5	75.0	0.9	0.9	15.7	7.4	1.9
無回答	25	－	5	13	3	－	4	5	3
	100.0	－	20.0	52.0	12.0	－	16.0	20.0	12.0
問１．所在地ブロック									
北海道	49	－	1	30	5	1	12	1	6
	100.0	－	2.0	61.2	10.2	2.0	24.5	2.0	12.2
東北	61	1	－	43	4	－	13	1	4
	100.0	1.6	－	70.5	6.6	－	21.3	1.6	6.6
北関東・甲信	53	－	4	38	8	2	1	4	10
	100.0	－	7.5	71.7	15.1	3.8	1.9	7.5	18.9
南関東	229	1	30	152	23	－	23	31	23
	100.0	0.4	13.1	66.4	10.0	－	10.0	13.5	10.0
北陸	34	－	4	21	1	1	7	4	2
	100.0	－	11.8	61.8	2.9	2.9	20.6	11.8	5.9
東海	107	－	5	79	13	－	10	5	13
	100.0	－	4.7	73.8	12.1	－	9.3	4.7	12.1
近畿	152	1	12	93	25	2	19	13	27
	100.0	0.7	7.9	61.2	16.4	1.3	12.5	8.6	17.8
中国	60	－	4	45	4	－	7	4	4
	100.0	－	6.7	75.0	6.7	－	11.7	6.7	6.7
四国	26	－	－	25	1	－	－	－	1
	100.0	－	－	96.2	3.8	－	－	－	3.8
九州	105	1	1	85	13	1	4	2	14
	100.0	1.0	1.0	81.0	12.4	1.0	3.8	1.9	13.3
無回答	4	－	－	3	－	－	1	－	－
	100.0	－	－	75.0	－	－	25.0	－	－
問１付問．経常利益額の３年前との比較									
増加した計	293	1	17	216	24	3	32	18	27
	100.0	0.3	5.8	73.7	8.2	1.0	10.9	6.1	9.2
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	123	－	5	102	7	1	8	5	8
	100.0	－	4.1	82.9	5.7	0.8	6.5	4.1	6.5
減少した計	268	3	31	172	32	2	28	34	34
	100.0	1.1	11.6	64.2	11.9	0.7	10.4	12.7	12.7
事業所の設立から４年未満である	6	－	－	5	－	－	1	－	－
	100.0	－	－	83.3	－	－	16.7	－	－
無回答	190	－	8	119	34	1	28	8	35
	100.0	－	4.2	62.6	17.9	0.5	14.7	4.2	18.4
問１付問．労使関係									
過半数代表の労働組合がある	342	1	12	259	32	2	36	13	34
	100.0	0.3	3.5	75.7	9.4	0.6	10.5	3.8	9.9
過半数代表ではないが、労働組合がある	129	1	3	91	24	－	10	4	24
	100.0	0.8	2.3	70.5	18.6	－	7.8	3.1	18.6
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	133	－	18	86	9	2	18	18	11
	100.0	－	13.5	64.7	6.8	1.5	13.5	13.5	8.3
労働組合も、定期的な労使協議もない	228	2	24	152	26	2	22	26	28
	100.0	0.9	10.5	66.7	11.4	0.9	9.6	11.4	12.3
無回答	48	－	4	26	6	1	11	4	7
	100.0	－	8.3	54.2	12.5	2.1	22.9	8.3	14.6
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分									
特定適用事業所等計	880	4	61	614	97	7	97	65	104
	100.0	0.5	6.9	69.8	11.0	0.8	11.0	7.4	11.8
特定適用事業所等以外の事業所計	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－
無回答	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

問１２付問①．適用拡大後、短時間労働者の必要な総労働力を、確保できていますか。

（雇用者数）

	社会保険の適用拡大に伴い、雇用管理上、何らかの「見直しを行った」（「適用拡大の対象者はいたが）、特に見直しを行わなかった」特定適用事業所等計	大幅に長くなった（＋１５％以上）	やや長くなった（＋５％以上１５％未満）	横ばい（±５％未満）で推移した	やや短くなった（－５％以下１５％未満）	大幅に短くなった（－１５％以下）	無回答	長くなった計	短くなった計
総数	880	13	42	673	31	15	106	55	46
	100.0	1.5	4.8	76.5	3.5	1.7	12.0	6.3	5.2
雇用管理上、何らかの「見直しを行った」事業所	443	11	36	302	28	13	53	47	41
	100.0	2.5	8.1	68.2	6.3	2.9	12.0	10.6	9.3
「（適用拡大の対象者はいたが）、特に見直しを行わなかった」事業所	437	2	6	371	3	2	53	8	5
	100.0	0.5	1.4	84.9	0.7	0.5	12.1	1.8	1.1
問１．主たる業種									
建設業	44	1	2	38	1	1	1	3	2
	100.0	2.3	4.5	86.4	2.3	2.3	2.3	6.8	4.5
製造業	72	－	1	62	3	1	5	1	4
	100.0	－	1.4	86.1	4.2	1.4	6.9	1.4	5.6
電気・ガス・熱供給・水道業	7	－	－	2	－	－	5	－	－
	100.0	－	－	28.6	－	－	71.4	－	－
情報通信業	2	－	－	2	－	－	－	－	－
	100.0	－	－	100.0	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	23	－	3	15	－	－	5	3	－
	100.0	－	13.0	65.2	－	－	21.7	13.0	－
卸売業	28	－	2	17	3	－	6	2	3
	100.0	－	7.1	60.7	10.7	－	21.4	7.1	10.7
小売業	164	4	16	116	4	1	23	20	5
	100.0	2.4	9.8	70.7	2.4	0.6	14.0	12.2	3.0
金融業、保険業	26	－	－	21	1	1	3	－	2
	100.0	－	－	80.8	3.8	3.8	11.5	－	7.7
不動産業、物品賃貸業	16	－	1	13	－	－	2	1	－
	100.0	－	6.3	81.3	－	－	12.5	6.3	－
学術研究、専門・技術サービス業	20	－	－	19	－	－	1	－	－
	100.0	－	－	95.0	－	－	5.0	－	－
宿泊業、飲食サービス業	46	1	4	34	2	－	5	5	2
	100.0	2.2	8.7	73.9	4.3	－	10.9	10.9	4.3
生活関連サービス業、娯楽業	8	－	－	8	－	－	－	－	－
	100.0	－	－	100.0	－	－	－	－	－
教育、学習支援業	71	1	3	62	－	－	5	4	－
	100.0	1.4	4.2	87.3	－	－	7.0	5.6	－
医療、福祉	222	5	5	162	12	10	28	10	22
	100.0	2.3	2.3	73.0	5.4	4.5	12.6	4.5	9.9
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	10	－	1	9	－	－	－	1	－
	100.0	－	10.0	90.0	－	－	－	10.0	－
サービス業（他に分類されないもの）	83	－	3	64	4	1	11	3	5
	100.0	－	3.6	77.1	4.8	1.2	13.3	3.6	6.0
公務	33	1	1	27	1	－	3	2	1
	100.0	3.0	3.0	81.8	3.0	－	9.1	6.1	3.0
その他	2	－	－	1	－	－	1	－	－
	100.0	－	－	50.0	－	－	50.0	－	－
無回答	3	－	－	1	－	－	2	－	－
	100.0	－	－	33.3	－	－	66.7	－	－
サービス業計	167	1	8	134	6	1	17	9	7
	100.0	0.6	4.8	80.2	3.6	0.6	10.2	5.4	4.2
問１．事業所に於ける雇用者の規模									
３０人以下	93	1	3	73	4	－	12	4	4
	100.0	1.1	3.2	78.5	4.3	－	12.9	4.3	4.3
３１～１００人	317	7	14	229	18	10	39	21	28
	100.0	2.2	4.4	72.2	5.7	3.2	12.3	6.6	8.8
１０１～３００人	161	4	13	126	3	－	15	17	3
	100.0	2.5	8.1	78.3	1.9	－	9.3	10.6	1.9
３０１～５００人	53	－	1	47	1	－	4	1	1
	100.0	－	1.9	88.7	1.9	－	7.5	1.9	1.9
５０１～１，０００人	123	－	4	101	3	2	13	4	5
	100.0	－	3.3	82.1	2.4	1.6	10.6	3.3	4.1
１，００１人以上	108	1	3	82	1	2	19	4	3
	100.0	0.9	2.8	75.9	0.9	1.9	17.6	3.7	2.8
無回答	25	－	4	15	1	1	4	4	2
	100.0	－	16.0	60.0	4.0	4.0	16.0	16.0	8.0
問１．所在地ブロック									
北海道	49	－	4	33	－	－	12	4	－
	100.0	－	8.2	67.3	－	－	24.5	8.2	－
東北	61	－	－	46	1	－	14	－	1
	100.0	－	－	75.4	1.6	－	23.0	－	1.6
北関東・甲信	53	5	5	41	－	－	2	10	－
	100.0	9.4	9.4	77.4	－	－	3.8	18.9	－
南関東	229	4	11	163	14	12	25	15	26
	100.0	1.7	4.8	71.2	6.1	5.2	10.9	6.6	11.4
北陸	34	－	2	23	1	－	8	2	1
	100.0	－	5.9	67.6	2.9	－	23.5	5.9	2.9
東海	107	－	5	88	2	1	11	5	3
	100.0	－	4.7	82.2	1.9	0.9	10.3	4.7	2.8
近畿	152	2	3	121	6	1	19	5	7
	100.0	1.3	2.0	79.6	3.9	0.7	12.5	3.3	4.6
中国	60	－	2	49	1	1	7	2	2
	100.0	－	3.3	81.7	1.7	1.7	11.7	3.3	3.3
四国	26	1	－	21	4	－	－	1	4
	100.0	3.8	－	80.8	15.4	－	－	3.8	15.4
九州	105	1	10	85	2	－	7	11	2
	100.0	1.0	9.5	81.0	1.9	－	6.7	10.5	1.9
無回答	4	－	－	3	－	－	1	－	－
	100.0	－	－	75.0	－	－	25.0	－	－
問１付問．経常利益額の３年前との比較									
増加した計	293	5	10	237	5	1	35	15	6
	100.0	1.7	3.4	80.9	1.7	0.3	11.9	5.1	2.0
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	123	1	9	98	5	－	10	10	5
	100.0	0.8	7.3	79.7	4.1	－	8.1	8.1	4.1
減少した計	268	6	16	185	20	13	28	22	33
	100.0	2.2	6.0	69.0	7.5	4.9	10.4	8.2	12.3
事業所の設立から４年未満である	6	－	－	5	－	－	1	－	－
	100.0	－	－	83.3	－	－	16.7	－	－
無回答	190	1	7	148	1	1	32	8	2
	100.0	0.5	3.7	77.9	0.5	0.5	16.8	4.2	1.1
問１付問．労使関係									
過半数代表の労働組合がある	342	1	24	267	7	3	40	25	10
	100.0	0.3	7.0	78.1	2.0	0.9	11.7	7.3	2.9
過半数代表ではないが、労働組合がある	129	1	1	115	－	1	11	2	1
	100.0	0.8	0.8	89.1	－	0.8	8.5	1.6	0.8
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	133	1	5	101	6	1	19	6	7
	100.0	0.8	3.8	75.9	4.5	0.8	14.3	4.5	5.3
労働組合も、定期的な労使協議もない	228	10	10	157	16	10	25	20	26
	100.0	4.4	4.4	68.9	7.0	4.4	11.0	8.8	11.4
無回答	48	－	2	33	2	－	11	2	2
	100.0	－	4.2	68.8	4.2	－	22.9	4.2	4.2
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分									
特定適用事業所等計	880	13	42	673	31	15	106	55	46
	100.0	1.5	4.8	76.5	3.5	1.7	12.0	6.3	5.2
特定適用事業所等以外の事業所計	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－
無回答	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

	社会保険の適用拡大に伴い、雇用管理上、何らかの「見直しを行った」（「適用拡大の対象者はいたが）、特に見直しを行わなかった」特定適用事業所等計	できている	できているが、今後については不安	できていない	無回答
総数	880	367	180	186	147
	100.0	41.7	20.5	21.1	16.7
雇用管理上、何らかの「見直しを行った」事業所	443	147	108	122	66
	100.0	33.2	24.4	27.5	14.9
「（適用拡大の対象者はいたが）、特に見直しを行わなかった」事業所	437	220	72	64	81
	100.0	50.3	16.5	14.6	18.5
問１．主たる業種					
建設業	44	34	3	2	5
	100.0	77.3	6.8	4.5	11.4
製造業	72	40	22	6	4
	100.0	55.6	30.6	8.3	5.6
電気・ガス・熱供給・水道業	7	3	－	－	4
	100.0	42.9	－	－	57.1
情報通信業	2	2	－	－	－
	100.0	100.0	－	－	－
運輸業、郵便業	23	7	9	4	3
	100.0	30.4	39.1	17.4	13.0
卸売業	28	9	3	6	10
	100.0	32.1	10.7	21.4	35.7
小売業	164	15	29	91	29
	100.0	9.1	17.7	55.5	17.7
金融業、保険業	26	15	5	1	5
	100.0	57.7	19.2	3.8	19.2
不動産業、物品賃貸業	16	9	4	2	1
	100.0	56.3	25.0	12.5	6.3
学術研究、専門・技術サービス業	20	9	1	1	9
	100.0	45.0	5.0	5.0	45.0
宿泊業、飲食サービス業	46	8	15	13	10
	100.0	17.4	32.6	28.3	21.7
生活関連サービス業、娯楽業	8	4	1	3	－
	100.0	50.0	12.5	37.5	－
教育、学習支援業	71	48	14	2	7
	100.0	67.6	19.7	2.8	9.9
医療、福祉	222	94	52	37	39
	100.0	42.3	23.4	16.7	17.6
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	10	7	3	－	－
	100.0	70.0	30.0	－	－
サービス業（他に分類されないもの）	83	40	14	16	13
	100.0	48.2	16.9	19.3	15.7
公務	33	21	5	2	5
	100.0	63.6	15.2	6.1	15.2
その他	2	1	－	－	1
	100.0	50.0	－	－	50.0
無回答	3	1	－	－	2
	100.0	33.3	－	－	66.7
サービス業計	167	68	34	33	32
	100.0	40.7	20.4	19.8	19.2
問１．事業所に於ける雇用者の規模					
３０人以下	93	47	14	13	19
	100.0	50.5	15.1	14.0	20.4
３１～１００人	317	112	66	86	53
	100.0	35.3	20.8	27.1	16.7
１０１～３００人	161	57	38	38	28
	100.0	35.4	23.6	23.6	17.4
３０１～５００人	53	25	14	5	9
	100.0	47.2	26.4	9.4	17.0
５０１～１，０００人	123	64	23	20	16
	100.0	52.0	18.7	16.3	13.0
１，００１人以上	108	59	16	14	19
	100.0	54.6	14.8	13.0	17.6
無回答	25	3	9	10	3
	100.0	12.0	36.0	40.0	12.0
問１．所在地ブロック					
北海道	49	17	18	8	6
	100.0	34.7	36.7	16.3	12.2
東北	61	26	10	11	14
	100.0	42.6	16.4	18.0	23.0
北関東・甲信	53	26	8	12	7
	100.0	49.1	15.1	22.6	13.2
南関東	229	103	43	51	32
	100.0	45.0	18.8	22.3	14.0
北陸	34	14	8	4	8
	100.0	41.2	23.5	11.8	23.5
東海	107	51	22	13	21
	100.0	47.7	20.6	12.1	19.6
近畿	152	60	30	34	28
	100.0	39.5	19.7	22.4	18.4
中国	60	26	11	12	11
	100.0	43.3	18.3	20.0	18.3
四国	26	4	8	10	4
	100.0	15.4	30.8	38.5	15.4
九州	105	38	22	30	15
	100.0	36.2	21.0	28.6	14.3
無回答	4	2	－	1	1
	100.0	50.0	－	25.0	25.0
問１付問．経常利益額の３年前との比較					
増加した計	293	125	52	75	41
	100.0	42.7	17.7	25.6	14.0
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	123	44	35	23	21
	100.0	35.8	28.5	18.7	17.1
減少した計	268	113	59	54	42
	100.0	42.2	22.0	20.1	15.7
事業所の設立から４年未満である	6	5	－	－	1
	100.0	83.3	－	－	16.7
無回答	190	80	34	34	42
	100.0	42.1	17.9	17.9	22.1
問１付問．労使関係					
過半数代表の労働組合がある	342	148	62	85	47
	100.0	43.3	18.1	24.9	13.7
過半数代表ではないが、労働組合がある	129	68	20	23	18
	100.0	52.7	15.5	17.8	14.0
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	133	54	32	19	28
	100.0	40.6	24.1	14.3	21.1
労働組合も、定期的な労使協議もない	228	84	50	51	43
	100.0	36.8	21.9	22.4	18.9
無回答	48	13	16	8	11
	100.0	27.1	33.3	16.7	22.9
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分					
特定適用事業所等計	880	367	180	186	147
	100.0	41.7	20.5	21.1	16.7
特定適用事業所等以外の事業所計	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－
無回答	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

問１３．今後、厚生年金・健康保険の更なる適用拡大（例えば、規模要件や等）賃金要件の廃止、労働時間要件の引下げ等）が行われた場合、貴事業所ではどのような対応を行うと思いますか。

	短時間労働者を「雇用している」か「今後、雇用する予定がある」事業所計	適用拡大の内容や時期等にも依るが、基本的には短時間労働者自身の希望に基づき、出来るだけ加入してもらう	短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する（一定割合については新たな適用を回避する）	短時間労働者自身の希望に拘わらず、出来るだけ新たな適用を回避する	何とも言えない・分からない	無回答
総数	3,786 100.0	1,633 43.1	762 20.1	64 1.7	1,252 33.1	75 2.0
問１．主たる業種						
建設業	295 100.0	157 53.2	39 13.2	3 1.0	93 31.5	3 1.0
製造業	464 100.0	213 45.9	76 16.4	4 0.9	161 34.7	10 2.2
電気・ガス・熱供給・水道業	26 100.0	11 42.3	3 11.5	－ －	11 42.3	1 3.8
情報通信業	34 100.0	17 50.0	5 14.7	－ －	12 35.3	－ －
運輸業、郵便業	126 100.0	50 39.7	30 23.8	3 2.4	38 30.2	5 4.0
卸売業	272 100.0	130 47.8	53 19.5	3 1.1	79 29.0	7 2.6
小売業	409 100.0	158 38.6	106 25.9	15 3.7	121 29.6	9 2.2
金融業、保険業	112 100.0	65 58.0	17 15.2	－ －	29 25.9	1 0.9
不動産業、物品賃貸業	51 100.0	30 58.8	12 23.5	－ －	8 15.7	1 2.0
学術研究、専門・技術サービス業	101 100.0	40 39.6	13 12.9	1 1.0	46 45.5	1 1.0
宿泊業、飲食サービス業	247 100.0	93 37.7	67 27.1	14 5.7	70 28.3	3 1.2
生活関連サービス業、娯楽業	87 100.0	34 39.1	23 26.4	1 1.1	28 32.2	1 1.1
教育、学習支援業	257 100.0	80 31.1	34 13.2	9 3.5	131 51.0	3 1.2
医療、福祉	825 100.0	352 42.7	189 22.9	6 0.7	255 30.9	23 2.8
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	50 100.0	27 54.0	10 20.0	－ －	13 26.0	－ －
サービス業（他に分類されないもの）	319 100.0	122 38.2	77 24.1	4 1.3	111 34.8	5 1.6
公務	62 100.0	23 37.1	3 4.8	1 1.6	33 53.2	2 3.2
その他	6 100.0	3 50.0	－ －	－ －	3 50.0	－ －
無回答	43 100.0	28 65.1	5 11.6	－ －	10 23.3	－ －
サービス業計	804 100.0	316 39.3	190 23.6	20 2.5	268 33.3	10 1.2
問１．事業所に於ける雇用者の規模						
３０人以下	915 100.0	382 41.7	201 22.0	19 2.1	291 31.8	22 2.4
３１～１００人	1,522 100.0	633 41.6	310 20.4	17 1.1	533 35.0	29 1.9
１０１～３００人	797 100.0	341 42.8	163 20.5	21 2.6	260 32.6	12 1.5
３０１～５００人	173 100.0	80 46.2	29 16.8	2 1.2	59 34.1	3 1.7
５０１～１，０００人	186 100.0	108 58.1	24 12.9	2 1.1	47 25.3	5 2.7
１，００１人以上	129 100.0	59 45.7	22 17.1	1 0.8	43 33.3	4 3.1
無回答	64 100.0	30 46.9	13 20.3	2 3.1	19 29.7	－ －
問１．所在地ブロック						
北海道	211 100.0	70 33.2	48 22.7	3 1.4	84 39.8	6 2.8
東北	315 100.0	132 41.9	56 17.8	5 1.6	115 36.5	7 2.2
北関東・甲信	282 100.0	137 48.6	58 20.6	3 1.1	77 27.3	7 2.5
南関東	842 100.0	410 48.7	158 18.8	11 1.3	245 29.1	18 2.1
北陸	220 100.0	86 39.1	45 20.5	3 1.4	82 37.3	4 1.8
東海	474 100.0	215 45.4	114 24.1	7 1.5	131 27.6	7 1.5
近畿	559 100.0	233 41.7	101 18.1	12 2.1	202 36.1	11 2.0
中国	300 100.0	133 44.3	58 19.3	7 2.3	98 32.7	4 1.3
四国	128 100.0	51 39.8	34 26.6	1 0.8	40 31.3	2 1.6
九州	408 100.0	149 36.5	79 19.4	12 2.9	159 39.0	9 2.2
無回答	47 100.0	17 36.2	11 23.4	－ －	19 40.4	－ －
問１付問．経常利益額の３年前との比較						
増加した計	1,362 100.0	617 45.3	271 19.9	18 1.3	437 32.1	19 1.4
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	721 100.0	308 42.7	161 22.3	18 2.5	215 29.8	19 2.6
減少した計	1,145 100.0	497 43.4	241 21.0	24 2.1	366 32.0	17 1.5
事業所の設立から４年未満である	28 100.0	13 46.4	5 17.9	－ －	10 35.7	－ －
無回答	530 100.0	198 37.4	84 15.8	4 0.8	224 42.3	20 3.8
問１付問．労使関係						
過半数代表の労働組合がある	922 100.0	434 47.1	161 17.5	20 2.2	293 31.8	14 1.5
過半数代表ではないが、労働組合がある	375 100.0	145 38.7	54 14.4	9 2.4	161 42.9	6 1.6
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	893 100.0	434 48.6	169 18.9	14 1.6	259 29.0	17 1.9
労働組合も、定期的な労使協議もない	1,451 100.0	560 38.6	356 24.5	20 1.4	485 33.4	30 2.1
無回答	145 100.0	60 41.4	22 15.2	1 0.7	54 37.2	8 5.5

	短時間労働者を「雇用している」か「今後、雇用する予定がある」事業所計	適用拡大の内容や時期等にも依るが、基本的には短時間労働者自身の希望に基づき、出来るだけ加入してもらう	短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する（一定割合については新たな適用を回避する）	短時間労働者自身の希望に拘わらず、出来るだけ新たな適用を回避する	何とも言えない・分からない	無回答
総数	3,786 100.0	1,633 43.1	762 20.1	64 1.7	1,252 33.1	75 2.0
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分						
特定適用事業所等計	1,344 100.0	676 50.3	230 17.1	28 2.1	384 28.6	26 1.9
特定適用事業所等以外の事業所計	2,316 100.0	909 39.2	512 22.1	34 1.5	824 35.6	37 1.6
無回答	126 100.0	48 38.1	20 15.9	2 1.6	44 34.9	12 9.5
問２付問．短時間労働者の人数割合						
１割未満	1,614 100.0	785 48.6	262 16.2	15 0.9	519 32.2	33 2.0
１割以上３割未満	917 100.0	363 39.6	207 22.6	12 1.3	317 34.6	18 2.0
３割以上５割未満	417 100.0	148 35.5	92 22.1	5 1.2	167 40.0	5 1.2
５割以上７割未満	329 100.0	124 37.7	90 27.4	15 4.6	91 27.7	9 2.7
７割以上９割未満	247 100.0	91 36.8	71 28.7	10 4.0	74 30.0	1 0.4
９割以上	50 100.0	22 44.0	16 32.0	－ －	10 20.0	2 4.0
無回答	56 100.0	24 42.9	5 8.9	3 5.4	23 41.1	1 1.8
問３．短時間労働者の雇用理由						
人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）	777 100.0	317 40.8	217 27.9	12 1.5	223 28.7	8 1.0
正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから	1,098 100.0	493 44.9	234 21.3	22 2.0	330 30.1	19 1.7
経験・知識・技能のある人を活用したいから	1,292 100.0	591 45.7	226 17.5	15 1.2	438 33.9	22 1.7
１日の忙しい時間帯に対応するため	1,329 100.0	545 41.0	327 24.6	21 1.6	414 31.2	22 1.7
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）	507 100.0	216 42.6	125 24.7	3 0.6	153 30.2	10 2.0
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	587 100.0	254 43.3	135 23.0	17 2.9	169 28.8	12 2.0
仕事内容が簡単だから	732 100.0	332 45.4	190 26.0	8 1.1	193 26.4	9 1.2
責任が軽い仕事だから	412 100.0	195 47.3	106 25.7	3 0.7	104 25.2	4 1.0
賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）	778 100.0	313 40.2	222 28.5	13 1.7	224 28.8	6 0.8
社会保険の負担が少なくて済むから	469 100.0	158 33.7	157 33.5	25 5.3	125 26.7	4 0.9
雇用調整が容易だから	287 100.0	118 41.1	76 26.5	6 2.1	83 28.9	4 1.4
女性や高齢者を活用するため	1,079 100.0	485 44.9	265 24.6	16 1.5	294 27.2	19 1.8
法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため	353 100.0	165 46.7	67 19.0	4 1.1	112 31.7	5 1.4
学生アルバイトや若年フリーターを活用するため	290 100.0	123 42.4	82 28.3	9 3.1	72 24.8	4 1.4
外国人や障がい者を活用するため	237 100.0	100 42.2	59 24.9	3 1.3	74 31.2	1 0.4
その他	281 100.0	130 46.3	43 15.3	2 0.7	102 36.3	4 1.4
無回答	134 100.0	59 44.0	29 21.6	4 3.0	34 25.4	8 6.0
問４．短時間労働者の活用職種（複数回答）						
管理職	104 100.0	39 37.5	17 16.3	3 2.9	41 39.4	4 3.8
専門・技術職（医療関係）	408 100.0	182 44.6	77 18.9	3 0.7	135 33.1	11 2.7
専門・技術職（教育関係）	224 100.0	82 36.6	31 13.8	6 2.7	101 45.1	4 1.8
専門・技術職（その他）	456 100.0	222 48.7	60 13.2	5 1.1	161 35.3	8 1.8
事務職	1,728 100.0	787 45.5	332 19.2	17 1.0	566 32.8	26 1.5
販売職（営業を含む）	458 100.0	210 45.9	95 20.7	14 3.1	132 28.8	7 1.5
サービス職（介護関係）	535 100.0	213 39.8	136 25.4	2 0.4	171 32.0	13 2.4
サービス職（飲食関係）	365 100.0	142 38.9	101 27.7	16 4.4	101 27.7	5 1.4
サービス職（その他）	304 100.0	105 34.5	103 33.9	1 0.3	90 29.6	5 1.6
警備・保安職	141 100.0	54 38.3	28 19.9	3 2.1	55 39.0	1 0.7
製造・生産工程職	441 100.0	187 42.4	92 20.9	8 1.8	147 33.3	7 1.6
輸送・運転職	236 100.0	89 37.7	56 23.7	5 2.1	82 34.7	4 1.7
建設・採掘職	48 100.0	26 54.2	11 22.9	－ －	10 20.8	1 2.1
清掃等労務職	705 100.0	300 42.6	149 21.1	14 2.0	227 32.2	15 2.1
その他	315 100.0	125 39.7	64 20.3	3 1.0	117 37.1	6 1.9
無回答	115 100.0	50 43.5	28 24.3	3 2.6	29 25.2	5 4.3

問１３付問①．新たに適用を拡大する理由は、何ですか。

（複数回答）	更なる適用拡大が行われた場合、「基本的には短時間労働者自身の希望に基づき、出来るだけ加入してもらう」か「短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する」事業所計	短時間労働者の必要人数が確保し難くなっているから（人手不足だから）	短時間労働者の人材の質が確保し難くなっているから（人手不足だから）	短時間労働者の処遇を改善し、人材の定着を図りたいから（短時間労働者を安価な労働力としては使えない環境になっているから）	正社員も採りづらくなっており）短時間労働者により高度な業務や責任等を任せたいから	適用を回避すると、業務等に支障が出るから（短時間労働者の離職等にもつながるから）	適用回避は、企業イメージを悪化させる恐れがあるから	その他	無回答	平均選択数
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	2,395	740	476	1,111	253	488	324	153	434	1.8
	100.0	30.9	19.9	46.4	10.6	20.4	13.5	6.4	18.1	
問１３．更なる適用拡大が行われた場合の対応方針										
適用拡大の内容や時期等にも依るが、基本的には短時間労働者自身の希望に基づき、出来るだけ加入してもらう	1,633	420	273	702	145	266	249	120	414	1.8
	100.0	25.7	16.7	43.0	8.9	16.3	15.2	7.3	25.4	
短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する（一定割合の適用者を出す一方、一定割合については新たな適用を回避する）	762	320	203	409	108	222	75	33	20	1.8
	100.0	42.0	26.6	53.7	14.2	29.1	9.8	4.3	2.6	
問１．主たる業種										
建設業	196	24	15	82	22	31	39	10	50	1.5
	100.0	12.2	7.7	41.8	11.2	15.8	19.9	5.1	25.5	
製造業	289	60	41	124	26	54	35	22	68	1.6
	100.0	20.8	14.2	42.9	9.0	18.7	12.1	7.6	23.5	
電気・ガス・熱供給・水道業	14	3	4	9	2	2	2	－	3	2.0
	100.0	21.4	28.6	64.3	14.3	14.3	14.3	－	21.4	
情報通信業	22	1	－	8	3	5	3	3	5	1.4
	100.0	4.5	－	36.4	13.6	22.7	13.6	13.6	22.7	
運輸業、郵便業	80	27	13	39	11	19	12	7	11	1.9
	100.0	33.8	16.3	48.8	13.8	23.8	15.0	8.8	13.8	
卸売業	183	48	32	84	12	29	22	18	35	1.7
	100.0	26.2	17.5	45.9	6.6	15.8	12.0	9.8	19.1	
小売業	264	128	74	132	39	84	48	10	32	2.2
	100.0	48.5	28.0	50.0	14.8	31.8	18.2	3.8	12.1	
金融業、保険業	82	13	13	48	8	18	9	2	13	1.6
	100.0	15.9	15.9	58.5	9.8	22.0	11.0	2.4	15.9	
不動産業、物品賃貸業	42	9	8	13	－	10	2	3	11	1.5
	100.0	21.4	19.0	31.0	－	23.8	4.8	7.1	26.2	
学術研究、専門・技術サービス業	53	5	10	25	10	14	6	6	7	1.7
	100.0	9.4	18.9	47.2	18.9	26.4	11.3	11.3	13.2	
宿泊業、飲食サービス業	160	86	48	81	29	31	13	2	22	2.1
	100.0	53.8	30.0	50.6	18.1	19.4	8.1	1.3	13.8	
生活関連サービス業、娯楽業	57	22	9	26	3	11	7	2	13	1.8
	100.0	38.6	15.8	45.6	5.3	19.3	12.3	3.5	22.8	
教育、学習支援業	114	9	11	48	6	30	18	21	16	1.5
	100.0	7.9	9.6	42.1	5.3	26.3	15.8	18.4	14.0	
医療、福祉	541	207	144	275	51	100	72	24	88	1.9
	100.0	38.3	26.6	50.8	9.4	18.5	13.3	4.4	16.3	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	37	15	3	13	4	6	8	3	7	1.7
	100.0	40.5	8.1	35.1	10.8	16.2	21.6	8.1	18.9	
サービス業（他に分類されないもの）	199	72	45	85	24	36	22	11	31	1.8
	100.0	36.2	22.6	42.7	12.1	18.1	11.1	5.5	15.6	
公務	26	5	2	8	1	3	1	6	7	1.4
	100.0	19.2	7.7	30.8	3.8	11.5	3.8	23.1	26.9	
その他	3	－	－	2	－	1	1	－	1	2.0
	100.0	－	－	66.7	－	33.3	33.3	－	33.3	
無回答	33	6	4	9	2	4	4	3	14	1.7
	100.0	18.2	12.1	27.3	6.1	12.1	12.1	9.1	42.4	
サービス業計	506	200	115	230	70	98	56	24	80	1.9
	100.0	39.5	22.7	45.5	13.8	19.4	11.1	4.7	15.8	
問１．事業所に於ける雇用者の規模										
３０人以下	583	194	119	289	80	109	54	23	115	1.9
	100.0	33.3	20.4	49.6	13.7	18.7	9.3	3.9	19.7	
３１～１００人	943	311	200	455	97	179	144	59	161	1.8
	100.0	33.0	21.2	48.3	10.3	19.0	15.3	6.3	17.1	
１０１～３００人	504	133	91	234	54	116	72	35	96	1.8
	100.0	26.4	18.1	46.4	10.7	23.0	14.3	6.9	19.0	
３０１～５００人	109	35	18	48	4	20	13	5	23	1.7
	100.0	32.1	16.5	44.0	3.7	18.3	11.9	4.6	21.1	
５０１～１，０００人	132	28	21	42	10	29	16	17	24	1.5
	100.0	21.2	15.9	31.8	7.6	22.0	12.1	12.9	18.2	
１，００１人以上	81	26	17	27	4	24	16	14	4	1.7
	100.0	32.1	21.0	33.3	4.9	29.6	19.8	17.3	4.9	
無回答	43	13	10	16	4	11	9	－	11	2.0
	100.0	30.2	23.3	37.2	9.3	25.6	20.9	－	25.6	
問１．所在地ブロック										
北海道	118	30	15	47	8	21	17	6	25	1.5
	100.0	25.4	12.7	39.8	6.8	17.8	14.4	5.1	21.2	
東北	188	55	38	97	23	36	17	15	33	1.8
	100.0	29.3	20.2	51.6	12.2	19.1	9.0	8.0	17.6	
北関東・甲信	195	61	41	99	26	39	26	6	22	1.7
	100.0	31.3	21.0	50.8	13.3	20.0	13.3	3.1	11.3	
南関東	568	181	151	263	55	113	120	43	105	2.0
	100.0	31.9	26.6	46.3	9.7	19.9	21.1	7.6	18.5	
北陸	131	48	19	72	15	31	11	8	17	1.8
	100.0	36.6	14.5	55.0	11.5	23.7	8.4	6.1	13.0	
東海	329	90	58	152	28	69	37	17	61	1.7
	100.0	27.4	17.6	46.2	8.5	21.0	11.2	5.2	18.5	
近畿	334	87	54	134	31	69	36	22	75	1.7
	100.0	26.0	16.2	40.1	9.3	20.7	10.8	6.6	22.5	
中国	191	59	30	95	33	41	21	15	32	1.8
	100.0	30.9	15.7	49.7	17.3	21.5	11.0	7.9	16.8	
四国	85	41	23	35	10	19	10	9	11	2.0
	100.0	48.2	27.1	41.2	11.8	22.4	11.8	10.6	12.9	
九州	228	80	39	105	19	44	24	9	49	1.8
	100.0	35.1	17.1	46.1	8.3	19.3	10.5	3.9	21.5	
無回答	28	8	8	12	5	6	5	3	4	2.0
	100.0	28.6	28.6	42.9	17.9	21.4	17.9	10.7	14.3	
問１付問．経常利益額の３年前との比較										
増加した計	888	254	152	425	112	208	137	63	145	1.8
	100.0	28.6	17.1	47.9	12.6	23.4	15.4	7.1	16.3	
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	469	166	105	195	50	80	48	25	92	1.8
	100.0	35.4	22.4	41.6	10.7	17.1	10.2	5.3	19.6	
減少した計	738	251	180	368	72	149	113	31	134	1.9
	100.0	34.0	24.4	49.9	9.8	20.2	15.3	4.2	18.2	
事業所の設立から４年未満である	18	2	1	11	2	6	1	1	3	1.6
	100.0	11.1	5.6	61.1	11.1	33.3	5.6	5.6	16.7	
無回答	282	67	38	112	17	45	25	33	60	1.5
	100.0	23.8	13.5	39.7	6.0	16.0	8.9	11.7	21.3	
問１付問．労使関係										
過半数代表の労働組合がある	595	182	108	269	59	146	110	45	100	1.9
	100.0	30.6	18.2	45.2	9.9	24.5	18.5	7.6	16.8	
過半数代表ではないが、労働組合がある	199	57	41	96	16	44	16	25	26	1.7
	100.0	28.6	20.6	48.2	8.0	22.1	8.0	12.6	13.1	
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	603	149	99	265	83	109	48	38	132	1.7
	100.0	24.7	16.4	43.9	13.8	18.1	8.0	6.3	21.9	
労働組合も、定期的な労使協議もない	916	319	209	446	89	177	138	41	161	1.9
	100.0	34.8	22.8	48.7	9.7	19.3	15.1	4.5	17.6	
無回答	82	33	19	35	6	12	12	4	15	1.8
	100.0	40.2	23.2	42.7	7.3	14.6	14.6	4.9	18.3	

（複数回答）	更なる適用拡大が行われた場合、「基本的には短時間労働者自身の希望に基づき、出来る限り加入しても らう」か「短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する」事業所計	短時間労働者の必要人数が確保し難くなっているから（人手不足だから）	短時間労働者の人材の質が確保し難くなっているから（人手不足だから）	短時間労働者の処遇を改善し、人材の定着を図りたいから（短時間労働者を安価な労働力としてはもう使えない環境になっているから）	短時間労働者（正社員も採りにくくなっており）より高度な業務や責任等を任せたいから	適用を回避すると、業務等に支障が出るから（短時間労働者の離職等にもつながるから）	適用回避は、企業イメージを悪化させる恐れがあるから	その他	無回答	平均選択数
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	2,395 100.0	740 30.9	476 19.9	1,111 46.4	253 10.6	488 20.4	324 13.5	153 6.4	434 18.1	1.8
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分										
特定適用事業所等計	906 100.0	324 35.8	208 23.0	369 40.7	80 8.8	217 24.0	172 19.0	73 8.1	133 14.7	1.9
特定適用事業所等以外の事業所計	1,421 100.0	403 28.4	261 18.4	717 50.5	167 11.8	264 18.6	145 10.2	70 4.9	287 20.2	1.8
無回答	68 100.0	13 19.1	7 10.3	25 36.8	6 8.8	7 10.3	7 10.3	10 14.7	14 20.6	1.4
問２付問．短時間労働者の人数割合										
１割未満	1,047 100.0	181 17.3	129 12.3	445 42.5	106 10.1	193 18.4	144 13.8	75 7.2	228 21.8	1.6
１割以上３割未満	570 100.0	196 34.4	121 21.2	275 48.2	58 10.2	116 20.4	58 10.2	39 6.8	91 16.0	1.8
３割以上５割未満	240 100.0	92 38.3	54 22.5	127 52.9	18 7.5	56 23.3	15 6.3	15 6.3	44 18.3	1.9
５割以上７割未満	214 100.0	126 58.9	68 31.8	89 41.6	20 9.3	34 15.9	46 21.5	8 3.7	27 12.6	2.1
７割以上９割未満	162 100.0	84 51.9	63 38.9	96 59.3	26 16.0	62 38.3	41 25.3	5 3.1	12 7.4	2.5
９割以上	38 100.0	24 63.2	14 36.8	24 63.2	6 15.8	12 31.6	4 10.5	1 2.6	1 2.6	2.3
無回答	29 100.0	8 27.6	2 6.9	12 41.4	6 20.7	4 13.8	5 17.2	2 6.9	7 24.1	1.8
問３．短時間労働者の雇用理由										
人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）	534 100.0	237 44.4	150 28.1	263 49.3	72 13.5	113 21.2	97 18.2	22 4.1	87 16.3	2.1
正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから	727 100.0	296 40.7	202 27.8	356 49.0	97 13.3	137 18.8	106 14.6	30 4.1	136 18.7	2.1
経験・知識・技能のある人を活用したいから	817 100.0	213 26.1	182 22.3	366 44.8	94 11.5	158 19.3	137 16.8	56 6.9	158 19.3	1.8
１日の忙しい時間帯に対応するため	872 100.0	369 42.3	230 26.4	455 52.2	84 9.6	218 25.0	136 15.6	25 2.9	136 15.6	2.1
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）	341 100.0	174 51.0	121 35.5	173 50.7	48 14.1	78 22.9	72 21.1	10 2.9	55 16.1	2.4
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	389 100.0	218 56.0	141 36.2	202 51.9	40 10.3	105 27.0	114 29.3	17 4.4	45 11.6	2.4
仕事内容が簡単だから	522 100.0	202 38.7	166 31.8	246 47.1	42 8.0	157 30.1	138 26.4	26 5.0	77 14.8	2.2
責任が軽い仕事だから	301 100.0	133 44.2	114 37.9	147 48.8	19 6.3	102 33.9	106 35.2	11 3.7	41 13.6	2.4
賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）	535 100.0	241 45.0	175 32.7	290 54.2	52 9.7	171 32.0	127 23.7	20 3.7	66 12.3	2.3
社会保険の負担が少なくて済むから	315 100.0	192 61.0	143 45.4	169 53.7	37 11.7	124 39.4	100 31.7	8 2.5	29 9.2	2.7
雇用調整が容易だから	194 100.0	100 51.5	78 40.2	86 44.3	21 10.8	43 22.2	58 29.9	12 6.2	20 10.3	2.3
女性や高齢者を活用するため	750 100.0	258 34.4	187 24.9	403 53.7	97 12.9	178 23.7	126 16.8	31 4.1	121 16.1	2.0
法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため	232 100.0	59 25.4	52 22.4	107 46.1	31 13.4	44 19.0	52 22.4	25 10.8	41 17.7	1.9
学生アルバイトや若年フリーターを活用するため	205 100.0	112 54.6	69 33.7	121 59.0	30 14.6	66 32.2	42 20.5	8 3.9	23 11.2	2.5
外国人や障がい者を活用するため	159 100.0	59 37.1	43 27.0	82 51.6	14 8.8	38 23.9	42 26.4	13 8.2	22 13.8	2.1
その他	173 100.0	31 17.9	19 11.0	58 33.5	15 8.7	29 16.8	17 9.8	30 17.3	36 20.8	1.5
無回答	88 100.0	21 23.9	10 11.4	39 44.3	14 15.9	13 14.8	12 13.6	10 11.4	17 19.3	1.7
問４．短時間労働者の活用職種（複数回答）										
管理職	56 100.0	11 19.6	10 17.9	20 35.7	9 16.1	15 26.8	7 12.5	5 8.9	9 16.1	1.6
専門・技術職（医療関係）	259 100.0	82 31.7	49 18.9	119 45.9	24 9.3	59 22.8	25 9.7	20 7.7	44 17.0	1.8
専門・技術職（教育関係）	113 100.0	14 12.4	11 9.7	44 38.9	7 6.2	25 22.1	14 12.4	22 19.5	17 15.0	1.4
専門・技術職（その他）	282 100.0	44 15.6	45 16.0	122 43.3	34 12.1	54 19.1	41 14.5	30 10.6	57 20.2	1.6
事務職	1,119 100.0	306 27.3	206 18.4	500 44.7	106 9.5	234 20.9	171 15.3	78 7.0	205 18.3	1.8
販売職（営業を含む）	305 100.0	118 38.7	78 25.6	148 48.5	37 12.1	92 30.2	54 17.7	11 3.6	52 17.0	2.1
サービス職（介護関係）	349 100.0	155 44.4	106 30.4	182 52.1	29 8.3	62 17.8	61 17.5	14 4.0	49 14.0	2.0
サービス職（飲食関係）	243 100.0	135 55.6	87 35.8	114 46.9	31 12.8	41 16.9	53 21.8	7 2.9	33 13.6	2.2
サービス職（その他）	208 100.0	100 48.1	52 25.0	104 50.0	25 12.0	44 21.2	34 16.3	8 3.8	26 12.5	2.0
警備・保安職	82 100.0	29 35.4	21 25.6	37 45.1	4 4.9	17 20.7	8 9.8	3 3.7	16 19.5	1.8
製造・生産工程職	279 100.0	74 26.5	42 15.1	142 50.9	29 10.4	52 18.6	32 11.5	16 5.7	54 19.4	1.7
輸送・運転職	145 100.0	51 35.2	33 22.8	87 60.0	22 15.2	36 24.8	21 14.5	10 6.9	18 12.4	2.0
建設・採掘職	37 100.0	9 24.3	9 24.3	13 35.1	6 16.2	2 5.4	9 24.3	2 5.4	10 27.0	1.9
清掃等労務職	449 100.0	169 37.6	106 23.6	216 48.1	36 8.0	99 22.0	89 19.8	28 6.2	65 14.5	1.9
その他	189 100.0	67 35.4	35 18.5	94 49.7	15 7.9	41 21.7	29 15.3	17 9.0	32 16.9	1.9
無回答	78 100.0	19 24.4	10 12.8	34 43.6	13 16.7	13 16.7	11 14.1	8 10.3	13 16.7	1.7

問１３付問②．どのような方法で、適用を回避（一部適用・一部回避を含む）しますか。

（複数回答）	更なる適用拡大が行われた場合、「短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する」か「短時間労働者自身の希望に拘わらず、出来るだけ新たな適用を回避する」事業所計	短時間労働者を厳選し、適用拡大の対象者にはもっと長く働いてもらう一方、雇用者数を抑制する（正社員（短時間正社員）への転換を含む）	適用要件に該当しないよう、短時間労働者の所定労働時間等を短くし、その分、より多くの（適用要件に該当しない）短時間労働者等を雇用する	短時間労働者に任せている業務を、派遣契約や業務委託に切り換える	短時間労働者に任せている業務を、省力化（機械化・自動化等）する	短時間労働者に任せている業務（事業）を廃止する（海外移転を含む）	その他	無回答	平均選択数
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	826	468	363	72	112	4	36	42	1.3
	100.0	56.7	43.9	8.7	13.6	0.5	4.4	5.1	
問１３．更なる適用拡大が行われた場合の対応方針									
短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する（一定割合の適用者を出す一方、一定割合については新たな適用を回避する）	762	455	314	58	106	3	35	39	1.3
	100.0	59.7	41.2	7.6	13.9	0.4	4.6	5.1	
短時間労働者自身の希望に拘わらず、出来るだけ新たな適用を回避する	64	13	49	14	6	1	1	3	1.4
	100.0	20.3	76.6	21.9	9.4	1.6	1.6	4.7	
問１．主たる業種									
建設業	42	20	17	12	8	1	2	2	1.5
	100.0	47.6	40.5	28.6	19.0	2.4	4.8	4.8	
製造業	80	46	28	8	18	－	4	2	1.3
	100.0	57.5	35.0	10.0	22.5	－	5.0	2.5	
電気・ガス・熱供給・水道業	3	2	－	1	1	－	－	－	1.3
	100.0	66.7	－	33.3	33.3	－	－	－	
情報通信業	5	2	1	－	1	－	2	－	1.2
	100.0	40.0	20.0	－	20.0	－	40.0	－	
運輸業、郵便業	33	15	17	3	1	－	1	5	1.3
	100.0	45.5	51.5	9.1	3.0	－	3.0	15.2	
卸売業	56	26	22	－	12	－	3	3	1.2
	100.0	46.4	39.3	－	21.4	－	5.4	5.4	
小売業	121	63	68	7	25	2	3	3	1.4
	100.0	52.1	56.2	5.8	20.7	1.7	2.5	2.5	
金融業、保険業	17	14	4	2	3	－	－	1	1.4
	100.0	82.4	23.5	11.8	17.6	－	－	5.9	
不動産業、物品賃貸業	12	3	5	－	6	－	1	－	1.3
	100.0	25.0	41.7	－	50.0	－	8.3	－	
学術研究、専門・技術サービス業	14	9	5	－	1	－	－	1	1.2
	100.0	64.3	35.7	－	7.1	－	－	7.1	
宿泊業、飲食サービス業	81	50	50	6	7	－	2	1	1.4
	100.0	61.7	61.7	7.4	8.6	－	2.5	1.2	
生活関連サービス業、娯楽業	24	19	9	2	－	1	1	1	1.4
	100.0	79.2	37.5	8.3	－	4.2	4.2	4.2	
教育、学習支援業	43	18	18	15	6	－	1	2	1.4
	100.0	41.9	41.9	34.9	14.0	－	2.3	4.7	
医療、福祉	195	132	77	12	12	－	7	9	1.3
	100.0	67.7	39.5	6.2	6.2	－	3.6	4.6	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	10	4	5	1	3	－	－	－	1.3
	100.0	40.0	50.0	10.0	30.0	－	－	－	
サービス業（他に分類されないもの）	81	44	34	2	8	－	6	11	1.3
	100.0	54.3	42.0	2.5	9.9	－	7.4	13.6	
公務	4	1	3	－	－	－	－	－	1.0
	100.0	25.0	75.0	－	－	－	－	－	
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	
無回答	5	－	－	1	－	－	3	1	1.0
	100.0	－	－	20.0	－	－	60.0	20.0	
サービス業計	210	126	103	11	19	1	9	14	1.4
	100.0	60.0	49.0	5.2	9.0	0.5	4.3	6.7	
問１．事業所に於ける雇用者の規模									
３０人以下	220	116	93	19	34	－	11	16	1.3
	100.0	52.7	42.3	8.6	15.5	－	5.0	7.3	
３１～１００人	327	205	128	30	46	3	11	12	1.3
	100.0	62.7	39.1	9.2	14.1	0.9	3.4	3.7	
１０１～３００人	184	99	80	16	25	1	11	12	1.3
	100.0	53.8	43.5	8.7	13.6	0.5	6.0	6.5	
３０１～５００人	31	17	18	3	1	－	1	－	1.3
	100.0	54.8	58.1	9.7	3.2	－	3.2	－	
５０１～１，０００人	26	12	19	－	3	－	1	－	1.3
	100.0	46.2	73.1	－	11.5	－	3.8	－	
１，００１人以上	23	13	18	3	2	－	－	－	1.6
	100.0	56.5	78.3	13.0	8.7	－	－	－	
無回答	15	6	7	1	1	－	1	2	1.2
	100.0	40.0	46.7	6.7	6.7	－	6.7	13.3	
問１．所在地ブロック									
北海道	51	21	21	4	11	－	1	5	1.3
	100.0	41.2	41.2	7.8	21.6	－	2.0	9.8	
東北	61	39	24	9	8	－	1	－	1.3
	100.0	63.9	39.3	14.8	13.1	－	1.6	－	
北関東・甲信	61	35	22	5	16	－	－	3	1.3
	100.0	57.4	36.1	8.2	26.2	－	－	4.9	
南関東	169	99	91	11	20	－	8	9	1.4
	100.0	58.6	53.8	6.5	11.8	－	4.7	5.3	
北陸	48	26	15	4	12	1	1	4	1.3
	100.0	54.2	31.3	8.3	25.0	2.1	2.1	8.3	
東海	121	71	55	16	15	－	5	5	1.4
	100.0	58.7	45.5	13.2	12.4	－	4.1	4.1	
近畿	113	61	46	12	12	1	5	9	1.3
	100.0	54.0	40.7	10.6	10.6	0.9	4.4	8.0	
中国	65	34	29	4	7	2	7	3	1.3
	100.0	52.3	44.6	6.2	10.8	3.1	10.8	4.6	
四国	35	20	16	1	1	－	3	2	1.2
	100.0	57.1	45.7	2.9	2.9	－	8.6	5.7	
九州	91	55	37	6	9	－	5	1	1.2
	100.0	60.4	40.7	6.6	9.9	－	5.5	1.1	
無回答	11	7	7	－	1	－	－	1	1.5
	100.0	63.6	63.6	－	9.1	－	－	9.1	
問１付問．経常利益額の３年前との比較									
増加した計	289	172	115	32	51	3	19	11	1.4
	100.0	59.5	39.8	11.1	17.6	1.0	6.6	3.8	
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	179	94	70	17	24	－	8	11	1.3
	100.0	52.5	39.1	9.5	13.4	－	4.5	6.1	
減少した計	265	153	144	16	29	1	4	12	1.4
	100.0	57.7	54.3	6.0	10.9	0.4	1.5	4.5	
事業所の設立から４年未満である	5	5	－	－	－	－	－	－	1.0
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	
無回答	88	44	34	7	8	－	5	8	1.2
	100.0	50.0	38.6	8.0	9.1	－	5.7	9.1	
問１付問．労使関係									
過半数代表の労働組合がある	181	92	77	19	21	2	7	13	1.3
	100.0	50.8	42.5	10.5	11.6	1.1	3.9	7.2	
過半数代表ではないが、労働組合がある	63	30	30	7	6	－	8	6	1.4
	100.0	47.6	47.6	11.1	9.5	－	12.7	9.5	
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	183	94	79	16	29	－	7	5	1.3
	100.0	51.4	43.2	8.7	15.8	－	3.8	2.7	
労働組合も、定期的な労使協議もない	376	237	167	29	53	2	13	17	1.4
	100.0	63.0	44.4	7.7	14.1	0.5	3.5	4.5	
無回答	23	15	10	1	3	－	1	1	1.4
	100.0	65.2	43.5	4.3	13.0	－	4.3	4.3	

（複数回答）	更なる適用拡大が行われた場合、「短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する」か「短時間労働者自身の希望に拘わらず、出来るだけ新たな適用を回避する」事業所計	短時間労働者を厳選し、適用拡大の対象者にはもっと長く働いてもらう一方、雇用者数を抑制する（正社員（短時間正社員）への転換を含む）	適用要件に該当しないよう、短時間労働者の所定労働時間等を短くし、その分、より多くの（適用要件に該当しない）短時間労働者等を雇用する	短時間労働者に任せている業務を、派遣契約や業務委託に切り換える	短時間労働者に任せている業務を、省力化（機械化・自動化等）する	短時間労働者に任せている業務（事業）を廃止する（海外移転を含む）	その他	無回答	平均選択数
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	826	468	363	72	112	4	36	42	1.3
	100.0	56.7	43.9	8.7	13.6	0.5	4.4	5.1	
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分									
特定適用事業所等計	258	136	146	19	26	2	12	9	1.4
	100.0	52.7	56.6	7.4	10.1	0.8	4.7	3.5	
特定適用事業所等以外の事業所計	546	319	211	52	84	1	23	33	1.3
	100.0	58.4	38.6	9.5	15.4	0.2	4.2	6.0	
無回答	22	13	6	1	2	1	1	－	1.1
	100.0	59.1	27.3	4.5	9.1	4.5	4.5	－	
問２付問．短時間労働者の人数割合									
１割未満	277	152	100	31	44	1	17	12	1.3
	100.0	54.9	36.1	11.2	15.9	0.4	6.1	4.3	
１割以上３割未満	219	137	89	11	22	－	12	16	1.3
	100.0	62.6	40.6	5.0	10.0	－	5.5	7.3	
３割以上５割未満	97	57	41	11	19	1	5	3	1.4
	100.0	58.8	42.3	11.3	19.6	1.0	5.2	3.1	
５割以上７割未満	105	67	52	6	9	－	1	6	1.4
	100.0	63.8	49.5	5.7	8.6	－	1.0	5.7	
７割以上９割未満	81	34	59	8	10	2	1	1	1.4
	100.0	42.0	72.8	9.9	12.3	2.5	1.2	1.2	
９割以上	16	6	11	1	3	－	－	－	1.3
	100.0	37.5	68.8	6.3	18.8	－	－	－	
無回答	8	1	5	－	－	－	－	3	1.2
	100.0	12.5	62.5	－	－	－	－	37.5	
問３．短時間労働者の雇用理由									
人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）	229	136	107	15	31	2	10	12	1.4
	100.0	59.4	46.7	6.6	13.5	0.9	4.4	5.2	
正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから	256	167	116	15	26	2	8	13	1.4
	100.0	65.2	45.3	5.9	10.2	0.8	3.1	5.1	
経験・知識・技能のある人を活用したいから	241	144	106	34	26	3	10	12	1.4
	100.0	59.8	44.0	14.1	10.8	1.2	4.1	5.0	
１日の忙しい時間帯に対応するため	348	208	174	17	49	3	9	17	1.4
	100.0	59.8	50.0	4.9	14.1	0.9	2.6	4.9	
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）	128	74	78	4	8	2	4	7	1.4
	100.0	57.8	60.9	3.1	6.3	1.6	3.1	5.5	
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	152	95	84	12	26	3	4	8	1.6
	100.0	62.5	55.3	7.9	17.1	2.0	2.6	5.3	
仕事内容が簡単だから	198	103	113	19	38	3	12	11	1.5
	100.0	52.0	57.1	9.6	19.2	1.5	6.1	5.6	
責任が軽い仕事だから	109	63	61	9	18	2	7	4	1.5
	100.0	57.8	56.0	8.3	16.5	1.8	6.4	3.7	
賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）	235	143	126	19	48	3	6	9	1.5
	100.0	60.9	53.6	8.1	20.4	1.3	2.6	3.8	
社会保険の負担が少なくて済むから	182	112	116	13	34	3	1	7	1.6
	100.0	61.5	63.7	7.1	18.7	1.6	0.5	3.8	
雇用調整が容易だから	82	58	45	8	13	3	4	2	1.6
	100.0	70.7	54.9	9.8	15.9	3.7	4.9	2.4	
女性や高齢者を活用するため	281	184	134	22	51	3	4	13	1.5
	100.0	65.5	47.7	7.8	18.1	1.1	1.4	4.6	
法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため	71	43	42	6	5	－	6	1	1.5
	100.0	60.6	59.2	8.5	7.0	－	8.5	1.4	
学生アルバイトや若年フリーターを活用するため	91	51	55	6	19	2	－	3	1.5
	100.0	56.0	60.4	6.6	20.9	2.2	－	3.3	
外国人や障がい者を活用するため	62	47	34	5	4	2	3	－	1.5
	100.0	75.8	54.8	8.1	6.5	3.2	4.8	－	
その他	45	24	13	1	5	－	7	2	1.2
	100.0	53.3	28.9	2.2	11.1	－	15.6	4.4	
無回答	33	19	8	5	5	1	3	－	1.2
	100.0	57.6	24.2	15.2	15.2	3.0	9.1	－	
問４．短時間労働者の活用職種（複数回答）									
管理職	20	6	11	4	2	－	1	2	1.3
	100.0	30.0	55.0	20.0	10.0	－	5.0	10.0	
専門・技術職（医療関係）	80	56	34	8	9	－	3	1	1.4
	100.0	70.0	42.5	10.0	11.3	－	3.8	1.3	
専門・技術職（教育関係）	37	15	18	13	4	－	1	1	1.4
	100.0	40.5	48.6	35.1	10.8	－	2.7	2.7	
専門・技術職（その他）	65	33	32	4	8	－	3	6	1.4
	100.0	50.8	49.2	6.2	12.3	－	4.6	9.2	
事務職	349	194	170	34	56	1	19	17	1.4
	100.0	55.6	48.7	9.7	16.0	0.3	5.4	4.9	
販売職（営業を含む）	109	47	59	7	22	2	4	3	1.3
	100.0	43.1	54.1	6.4	20.2	1.8	3.7	2.8	
サービス職（介護関係）	138	101	53	6	8	－	2	8	1.3
	100.0	73.2	38.4	4.3	5.8	－	1.4	5.8	
サービス職（飲食関係）	117	74	68	9	14	2	3	4	1.5
	100.0	63.2	58.1	7.7	12.0	1.7	2.6	3.4	
サービス職（その他）	104	66	53	5	10	3	5	3	1.4
	100.0	63.5	51.0	4.8	9.6	2.9	4.8	2.9	
警備・保安職	31	18	17	3	3	－	－	3	1.5
	100.0	58.1	54.8	9.7	9.7	－	－	9.7	
製造・生産工程職	100	62	40	7	16	－	4	5	1.4
	100.0	62.0	40.0	7.0	16.0	－	4.0	5.0	
輸送・運転職	61	34	28	4	12	－	2	2	1.4
	100.0	55.7	45.9	6.6	19.7	－	3.3	3.3	
建設・採掘職	11	9	6	4	－	－	－	－	1.7
	100.0	81.8	54.5	36.4	－	－	－	－	
清掃等労務職	163	100	79	16	19	1	5	5	1.4
	100.0	61.3	48.5	9.8	11.7	0.6	3.1	3.1	
その他	67	41	26	5	12	1	3	5	1.4
	100.0	61.2	38.8	7.5	17.9	1.5	4.5	7.5	
無回答	31	20	8	4	4	1	2	－	1.3
	100.0	64.5	25.8	12.9	12.9	3.2	6.5	－	

問１３付問③．そうした対応で、事業所経営に必要な労働力を充分、確保できると思いますか。

	更なる適用拡大が行われた場合、「短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する」か「短時間労働者自身の希望に拘わらず、出来るだけ新たな適用を回避する」事業所計	問題なく、確保できると思う	（今後の状況によっては／実際には）難しい（確保できない）と思う	何とも言えない・分からない	無回答
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	826	123	252	426	25
	100.0	14.9	30.5	51.6	3.0
問１３．更なる適用拡大が行われた場合の対応方針					
短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する（一定割合の適用者を出す一方、一定割合については新たな適用を回避する）	762	101	227	409	25
	100.0	13.3	29.8	53.7	3.3
短時間労働者自身の希望に拘わらず、出来るだけ新たな適用を回避する	64	22	25	17	－
	100.0	34.4	39.1	26.6	－
問１．主たる業種					
建設業	42	13	8	20	1
	100.0	31.0	19.0	47.6	2.4
製造業	80	10	24	45	1
	100.0	12.5	30.0	56.3	1.3
電気・ガス・熱供給・水道業	3	－	－	3	－
	100.0	－	－	100.0	－
情報通信業	5	1	－	4	－
	100.0	20.0	－	80.0	－
運輸業、郵便業	33	4	12	15	2
	100.0	12.1	36.4	45.5	6.1
卸売業	56	12	15	27	2
	100.0	21.4	26.8	48.2	3.6
小売業	121	9	50	61	1
	100.0	7.4	41.3	50.4	0.8
金融業、保険業	17	4	5	8	－
	100.0	23.5	29.4	47.1	－
不動産業、物品賃貸業	12	1	2	9	－
	100.0	8.3	16.7	75.0	－
学術研究、専門・技術サービス業	14	8	3	3	－
	100.0	57.1	21.4	21.4	－
宿泊業、飲食サービス業	81	15	34	31	1
	100.0	18.5	42.0	38.3	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	24	4	3	17	－
	100.0	16.7	12.5	70.8	－
教育、学習支援業	43	14	8	19	2
	100.0	32.6	18.6	44.2	4.7
医療、福祉	195	10	62	118	5
	100.0	5.1	31.8	60.5	2.6
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	10	－	－	10	－
	100.0	－	－	100.0	－
サービス業（他に分類されないもの）	81	14	25	33	9
	100.0	17.3	30.9	40.7	11.1
公務	4	－	1	3	－
	100.0	－	25.0	75.0	－
その他	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－
無回答	5	4	－	－	1
	100.0	80.0	－	－	20.0
サービス業計	210	41	65	94	10
	100.0	19.5	31.0	44.8	4.8
問１．事業所に於ける雇用者の規模					
３０人以下	220	34	73	104	9
	100.0	15.5	33.2	47.3	4.1
３１～１００人	327	48	102	169	8
	100.0	14.7	31.2	51.7	2.4
１０１～３００人	184	28	47	103	6
	100.0	15.2	25.5	56.0	3.3
３０１～５００人	31	4	6	21	－
	100.0	12.9	19.4	67.7	－
５０１～１，０００人	26	5	8	12	1
	100.0	19.2	30.8	46.2	3.8
１，００１人以上	23	2	10	11	－
	100.0	8.7	43.5	47.8	－
無回答	15	2	6	6	1
	100.0	13.3	40.0	40.0	6.7
問１．所在地ブロック					
北海道	51	8	10	31	2
	100.0	15.7	19.6	60.8	3.9
東北	61	3	24	34	－
	100.0	4.9	39.3	55.7	－
北関東・甲信	61	6	19	36	－
	100.0	9.8	31.1	59.0	－
南関東	169	26	38	99	6
	100.0	15.4	22.5	58.6	3.6
北陸	48	6	15	25	2
	100.0	12.5	31.3	52.1	4.2
東海	121	26	33	57	5
	100.0	21.5	27.3	47.1	4.1
近畿	113	26	29	51	7
	100.0	23.0	25.7	45.1	6.2
中国	65	13	25	27	－
	100.0	20.0	38.5	41.5	－
四国	35	4	12	18	1
	100.0	11.4	34.3	51.4	2.9
九州	91	5	43	42	1
	100.0	5.5	47.3	46.2	1.1
無回答	11	－	4	6	1
	100.0	－	36.4	54.5	9.1
問１付問．経常利益額の３年前との比較					
増加した計	289	47	91	149	2
	100.0	16.3	31.5	51.6	0.7
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	179	26	61	81	11
	100.0	14.5	34.1	45.3	6.1
減少した計	265	33	79	147	6
	100.0	12.5	29.8	55.5	2.3
事業所の設立から４年未満である	5	1	1	3	－
	100.0	20.0	20.0	60.0	－
無回答	88	16	20	46	6
	100.0	18.2	22.7	52.3	6.8
問１付問．労使関係					
過半数代表の労働組合がある	181	27	60	87	7
	100.0	14.9	33.1	48.1	3.9
過半数代表ではないが、労働組合がある	63	17	13	28	5
	100.0	27.0	20.6	44.4	7.9
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	183	28	58	93	4
	100.0	15.3	31.7	50.8	2.2
労働組合も、定期的な労使協議もない	376	49	116	203	8
	100.0	13.0	30.9	54.0	2.1
無回答	23	2	5	15	1
	100.0	8.7	21.7	65.2	4.3
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分					
特定適用事業所等計	258	45	83	124	6
	100.0	17.4	32.2	48.1	2.3
特定適用事業所等以外の事業所計	546	74	166	287	19
	100.0	13.6	30.4	52.6	3.5
無回答	22	4	3	15	－
	100.0	18.2	13.6	68.2	－

	更なる適用拡大が行われた場合、「短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する」か「短時間労働者自身の希望に拘わらず、出来るだけ新たな適用を回避する」事業所計	問題なく、確保できると思う	（今後の状況によっては／実際には）難しい（確保できない）と思う	何とも言えない・分からない	無回答
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	826	123	252	426	25
	100.0	14.9	30.5	51.6	3.0
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分					
特定適用事業所等計	258	45	83	124	6
	100.0	17.4	32.2	48.1	2.3
特定適用事業所等以外の事業所計	546	74	166	287	19
	100.0	13.6	30.4	52.6	3.5
無回答	22	4	3	15	－
	100.0	18.2	13.6	68.2	－
問２付問．短時間労働者の人数割合					
１割未満	277	53	58	160	6
	100.0	19.1	20.9	57.8	2.2
１割以上３割未満	219	20	63	126	10
	100.0	9.1	28.8	57.5	4.6
３割以上５割未満	97	19	39	38	1
	100.0	19.6	40.2	39.2	1.0
５割以上７割未満	105	16	39	47	3
	100.0	15.2	37.1	44.8	2.9
７割以上９割未満	81	7	33	39	2
	100.0	8.6	40.7	48.1	2.5
９割以上	16	2	8	6	－
	100.0	12.5	50.0	37.5	－
無回答	8	3	1	1	3
	100.0	37.5	12.5	12.5	37.5
問３．短時間労働者の雇用理由					
人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）	229	33	67	122	7
	100.0	14.4	29.3	53.3	3.1
正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから	256	26	78	144	8
	100.0	10.2	30.5	56.3	3.1
経験・知識・技能のある人を活用したいから	241	40	61	133	7
	100.0	16.6	25.3	55.2	2.9
１日の忙しい時間帯に対応するため	348	42	102	194	10
	100.0	12.1	29.3	55.7	2.9
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）	128	5	36	82	5
	100.0	3.9	28.1	64.1	3.9
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	152	27	45	75	5
	100.0	17.8	29.6	49.3	3.3
仕事内容が簡単だから	198	31	48	109	10
	100.0	15.7	24.2	55.1	5.1
責任が軽い仕事だから	109	20	21	63	5
	100.0	18.3	19.3	57.8	4.6
賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）	235	22	80	127	6
	100.0	9.4	34.0	54.0	2.6
社会保険の負担が少なくて済むから	182	22	66	89	5
	100.0	12.1	36.3	48.9	2.7
雇用調整が容易だから	82	16	18	46	2
	100.0	19.5	22.0	56.1	2.4
女性や高齢者を活用するため	281	33	79	162	7
	100.0	11.7	28.1	57.7	2.5
法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため	71	11	11	48	1
	100.0	15.5	15.5	67.6	1.4
学生アルバイトや若年フリーターを活用するため	91	14	36	39	2
	100.0	15.4	39.6	42.9	2.2
外国人や障がい者を活用するため	62	9	14	38	1
	100.0	14.5	22.6	61.3	1.6
その他	45	7	11	26	1
	100.0	15.6	24.4	57.8	2.2
無回答	33	8	10	15	－
	100.0	24.2	30.3	45.5	－
問４．短時間労働者の活用職種（複数回答）					
管理職	20	4	7	8	1
	100.0	20.0	35.0	40.0	5.0
専門・技術職（医療関係）	80	7	23	49	1
	100.0	8.8	28.8	61.3	1.3
専門・技術職（教育関係）	37	10	11	15	1
	100.0	27.0	29.7	40.5	2.7
専門・技術職（その他）	65	14	12	35	4
	100.0	21.5	18.5	53.8	6.2
事務職	349	61	84	195	9
	100.0	17.5	24.1	55.9	2.6
販売職（営業を含む）	109	11	30	67	1
	100.0	10.1	27.5	61.5	0.9
サービス職（介護関係）	138	7	46	81	4
	100.0	5.1	33.3	58.7	2.9
サービス職（飲食関係）	117	25	32	56	4
	100.0	21.4	27.4	47.9	3.4
サービス職（その他）	104	13	36	54	1
	100.0	12.5	34.6	51.9	1.0
警備・保安職	31	3	8	18	2
	100.0	9.7	25.8	58.1	6.5
製造・生産工程職	100	10	30	57	3
	100.0	10.0	30.0	57.0	3.0
輸送・運転職	61	4	19	37	1
	100.0	6.6	31.1	60.7	1.6
建設・採掘職	11	3	2	6	－
	100.0	27.3	18.2	54.5	－
清掃等労務職	163	24	39	94	6
	100.0	14.7	23.9	57.7	3.7
その他	67	11	17	36	3
	100.0	16.4	25.4	53.7	4.5
無回答	31	5	9	17	－
	100.0	16.1	29.0	54.8	－

問１３付問④．対応方針は、どのような要素に依存して決まってくると思いますか。

（複数回答）	「更なる適用拡大が行われた場合の対応について何とも言えない・分からない」事業所計	労働力確保（人手不足等）の状況や見通し	会社の業績や景気の見通し	更なる適用拡大の内容や時期（事業・職場等への影響の大きさ）	正社員も含めた労働法制の変化と見通し（長時間労働の抑制、同一労働同一賃金等）	短時間労働者自身の希望	業務の省力化（機械化・自動化等）等の状況	親会社の意向やグループ会社の動向	その他	無回答	平均選択数
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	1,252	622	471	367	310	658	70	257	54	23	2.3
	100.0	49.7	37.6	29.3	24.8	52.6	5.6	20.5	4.3	1.8	
問１．主たる業種											
建設業	93	41	34	18	31	49	5	22	3	3	2.3
	100.0	44.1	36.6	19.4	33.3	52.7	5.4	23.7	3.2	3.2	
製造業	161	76	64	36	38	89	10	31	7	－	2.2
	100.0	47.2	39.8	22.4	23.6	55.3	6.2	19.3	4.3	－	
電気・ガス・熱供給・水道業	11	1	2	2	1	2	－	3	4	－	1.4
	100.0	9.1	18.2	18.2	9.1	18.2	－	27.3	36.4	－	
情報通信業	12	7	5	3	3	7	4	5	1	－	2.9
	100.0	58.3	41.7	25.0	25.0	58.3	33.3	41.7	8.3	－	
運輸業、郵便業	38	18	11	8	6	21	4	5	1	－	1.9
	100.0	47.4	28.9	21.1	15.8	55.3	10.5	13.2	2.6	－	
卸売業	79	33	29	32	19	45	4	8	5	1	2.2
	100.0	41.8	36.7	40.5	24.1	57.0	5.1	10.1	6.3	1.3	
小売業	121	66	42	29	28	62	2	16	4	8	2.2
	100.0	54.5	34.7	24.0	23.1	51.2	1.7	13.2	3.3	6.6	
金融業、保険業	29	17	8	12	7	13	3	2	1	1	2.3
	100.0	58.6	27.6	41.4	24.1	44.8	10.3	6.9	3.4	3.4	
不動産業、物品賃貸業	8	2	2	2	1	6	1	4	－	－	2.3
	100.0	25.0	25.0	25.0	12.5	75.0	12.5	50.0	－	－	
学術研究、専門・技術サービス業	46	18	15	11	16	21	3	11	3	－	2.1
	100.0	39.1	32.6	23.9	34.8	45.7	6.5	23.9	6.5	－	
宿泊業、飲食サービス業	70	49	32	12	25	34	9	15	2	1	2.6
	100.0	70.0	45.7	17.1	35.7	48.6	12.9	21.4	2.9	1.4	
生活関連サービス業、娯楽業	28	24	22	12	3	19	2	2	－	－	3.0
	100.0	85.7	78.6	42.9	10.7	67.9	7.1	7.1	－	－	
教育、学習支援業	131	57	39	53	41	56	6	26	7	4	2.2
	100.0	43.5	29.8	40.5	31.3	42.7	4.6	19.8	5.3	3.1	
医療、福祉	255	139	97	80	53	143	11	59	4	3	2.3
	100.0	54.5	38.0	31.4	20.8	56.1	4.3	23.1	1.6	1.2	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	13	6	5	4	3	9	－	1	－	－	2.2
	100.0	46.2	38.5	30.8	23.1	69.2	－	7.7	－	－	
サービス業（他に分類されないもの）	111	55	58	37	25	65	4	33	6	1	2.6
	100.0	49.5	52.3	33.3	22.5	58.6	3.6	29.7	5.4	0.9	
公務	33	8	1	10	6	8	1	14	6	1	1.7
	100.0	24.2	3.0	30.3	18.2	24.2	3.0	42.4	18.2	3.0	
その他	3	2	3	1	1	2	－	－	－	－	3.0
	100.0	66.7	100.0	33.3	33.3	66.7	－	－	－	－	
無回答	10	3	2	5	3	7	1	－	－	－	2.1
	100.0	30.0	20.0	50.0	30.0	70.0	10.0	－	－	－	
サービス業計	268	152	132	76	72	148	18	62	11	2	2.5
	100.0	56.7	49.3	28.4	26.9	55.2	6.7	23.1	4.1	0.7	
問１．事業所に於ける雇用者の規模											
３０人以下	291	139	110	69	65	141	15	78	11	5	2.2
	100.0	47.8	37.8	23.7	22.3	48.5	5.2	26.8	3.8	1.7	
３１～１００人	533	274	200	149	119	277	26	120	22	12	2.3
	100.0	51.4	37.5	28.0	22.3	52.0	4.9	22.5	4.1	2.3	
１０１～３００人	260	123	105	85	73	151	19	42	9	3	2.4
	100.0	47.3	40.4	32.7	28.1	58.1	7.3	16.2	3.5	1.2	
３０１～５００人	59	28	15	18	20	33	1	4	3	3	2.2
	100.0	47.5	25.4	30.5	33.9	55.9	1.7	6.8	5.1	5.1	
５０１～１，０００人	47	22	14	16	11	27	2	7	4	－	2.2
	100.0	46.8	29.8	34.0	23.4	57.4	4.3	14.9	8.5	－	
１，００１人以上	43	23	16	20	15	15	3	4	4	－	2.3
	100.0	53.5	37.2	46.5	34.9	34.9	7.0	9.3	9.3	－	
無回答	19	13	11	10	7	14	4	2	1	－	3.3
	100.0	68.4	57.9	52.6	36.8	73.7	21.1	10.5	5.3	－	
問１．所在地ブロック											
北海道	84	41	25	19	23	41	5	19	2	3	2.2
	100.0	48.8	29.8	22.6	27.4	48.8	6.0	22.6	2.4	3.6	
東北	115	52	39	30	20	56	5	28	11	－	2.1
	100.0	45.2	33.9	26.1	17.4	48.7	4.3	24.3	9.6	－	
北関東・甲信	77	42	32	22	25	34	2	14	2	3	2.3
	100.0	54.5	41.6	28.6	32.5	44.2	2.6	18.2	2.6	3.9	
南関東	245	135	98	91	60	126	15	51	16	1	2.4
	100.0	55.1	40.0	37.1	24.5	51.4	6.1	20.8	6.5	0.4	
北陸	82	34	30	19	20	42	3	15	5	3	2.1
	100.0	41.5	36.6	23.2	24.4	51.2	3.7	18.3	6.1	3.7	
東海	131	61	42	27	29	75	7	20	2	2	2.0
	100.0	46.6	32.1	20.6	22.1	57.3	5.3	15.3	1.5	1.5	
近畿	202	103	80	54	48	111	17	34	7	8	2.3
	100.0	51.0	39.6	26.7	23.8	55.0	8.4	16.8	3.5	4.0	
中国	98	52	39	28	25	53	4	24	3	1	2.4
	100.0	53.1	39.8	28.6	25.5	54.1	4.1	24.5	3.1	1.0	
四国	40	18	16	12	11	25	3	4	1	－	2.3
	100.0	45.0	40.0	30.0	27.5	62.5	7.5	10.0	2.5	－	
九州	159	76	60	57	44	84	8	43	5	2	2.4
	100.0	47.8	37.7	35.8	27.7	52.8	5.0	27.0	3.1	1.3	
無回答	19	8	10	8	5	11	1	5	－	－	2.5
	100.0	42.1	52.6	42.1	26.3	57.9	5.3	26.3	－	－	
問１付問．経常利益額の３年前との比較											
増加した計	437	217	170	137	115	249	23	81	26	4	2.4
	100.0	49.7	38.9	31.4	26.3	57.0	5.3	18.5	5.9	0.9	
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	215	87	77	54	56	103	13	50	10	4	2.1
	100.0	40.5	35.8	25.1	26.0	47.9	6.0	23.3	4.7	1.9	
減少した計	366	221	157	108	93	207	26	68	6	3	2.4
	100.0	60.4	42.9	29.5	25.4	56.6	7.1	18.6	1.6	0.8	
事業所の設立から４年未満である	10	5	4	3	3	6	－	5	－	－	2.6
	100.0	50.0	40.0	30.0	30.0	60.0	－	50.0	－	－	
無回答	224	92	63	65	43	93	8	53	12	12	2.0
	100.0	41.1	28.1	29.0	19.2	41.5	3.6	23.7	5.4	5.4	
問１付問．労使関係											
過半数代表の労働組合がある	293	123	87	84	86	143	17	76	18	3	2.2
	100.0	42.0	29.7	28.7	29.4	48.8	5.8	25.9	6.1	1.0	
過半数代表ではないが、労働組合がある	161	86	60	70	42	68	8	24	5	10	2.4
	100.0	53.4	37.3	43.5	26.1	42.2	5.0	14.9	3.1	6.2	
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	259	125	94	68	61	127	15	69	10	1	2.2
	100.0	48.3	36.3	26.3	23.6	49.0	5.8	26.6	3.9	0.4	
労働組合も、定期的な労使協議もない	485	259	213	139	113	296	26	73	17	8	2.4
	100.0	53.4	43.9	28.7	23.3	61.0	5.4	15.1	3.5	1.6	
無回答	54	29	17	6	8	24	4	15	4	1	2.0
	100.0	53.7	31.5	11.1	14.8	44.4	7.4	27.8	7.4	1.9	

（複数回答）	更なる適用拡大が行われた場合の対応について「何とも言えない・分からない」事業所計	労働力確保（人手不足等）の状況や見通し	会社の業績や景気の見通し	更なる適用拡大の内容や時期（事業・職場等への影響の大きさ）	正社員も含めた労働法制の変化と見通し（長時間労働の抑制、同一労働同一賃金等）	短時間労働者自身の希望	業務の省力化（機械化・自動化等）等の状況	親会社の意向やグループ会社の動向	その他	無回答	平均選択数
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	1,252	622	471	367	310	658	70	257	54	23	2.3
	100.0	49.7	37.6	29.3	24.8	52.6	5.6	20.5	4.3	1.8	
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分											
特定適用事業所等計	384	179	101	114	87	163	19	92	29	10	2.1
	100.0	46.6	26.3	29.7	22.7	42.4	4.9	24.0	7.6	2.6	
特定適用事業所等以外の事業所計	824	419	355	243	210	477	51	154	25	10	2.4
	100.0	50.8	43.1	29.5	25.5	57.9	6.2	18.7	3.0	1.2	
無回答	44	24	15	10	13	18	－	11	－	3	2.2
	100.0	54.5	34.1	22.7	29.5	40.9	－	25.0	－	6.8	
問２付問．短時間労働者の人数割合											
１割未満	519	218	176	135	122	284	27	99	31	8	2.1
	100.0	42.0	33.9	26.0	23.5	54.7	5.2	19.1	6.0	1.5	
１割以上３割未満	317	164	112	105	70	170	26	74	10	2	2.3
	100.0	51.7	35.3	33.1	22.1	53.6	8.2	23.3	3.2	0.6	
３割以上５割未満	167	99	87	61	51	91	10	36	2	1	2.6
	100.0	59.3	52.1	36.5	30.5	54.5	6.0	21.6	1.2	0.6	
５割以上７割未満	91	50	38	28	29	45	4	15	8	2	2.4
	100.0	54.9	41.8	30.8	31.9	49.5	4.4	16.5	8.8	2.2	
７割以上９割未満	74	44	26	20	19	30	1	19	－	8	2.4
	100.0	59.5	35.1	27.0	25.7	40.5	1.4	25.7	－	10.8	
９割以上	10	5	6	3	2	4	－	1	1	－	2.2
	100.0	50.0	60.0	30.0	20.0	40.0	－	10.0	10.0	－	
無回答	23	12	8	6	5	17	－	1	－	1	2.2
	100.0	52.2	34.8	26.1	21.7	73.9	－	4.3	－	4.3	
問３．短時間労働者の雇用理由											
人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）	223	136	115	82	62	148	15	36	5	3	2.7
	100.0	61.0	51.6	36.8	27.8	66.4	6.7	16.1	2.2	1.3	
正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから	330	184	146	105	78	205	19	72	7	5	2.5
	100.0	55.8	44.2	31.8	23.6	62.1	5.8	21.8	2.1	1.5	
経験・知識・技能のある人を活用したいから	438	202	144	148	127	224	25	102	27	3	2.3
	100.0	46.1	32.9	33.8	29.0	51.1	5.7	23.3	6.2	0.7	
１日の忙しい時間帯に対応するため	414	231	186	142	123	248	27	69	8	5	2.5
	100.0	55.8	44.9	34.3	29.7	59.9	6.5	16.7	1.9	1.2	
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）	153	104	81	58	55	89	11	20	2	1	2.8
	100.0	68.0	52.9	37.9	35.9	58.2	7.2	13.1	1.3	0.7	
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	169	104	83	56	63	95	15	37	6	2	2.7
	100.0	61.5	49.1	33.1	37.3	56.2	8.9	21.9	3.6	1.2	
仕事内容が簡単だから	193	103	87	69	68	113	18	38	1	1	2.6
	100.0	53.4	45.1	35.8	35.2	58.5	9.3	19.7	0.5	0.5	
責任が軽い仕事だから	104	53	47	46	43	63	12	17	1	－	2.7
	100.0	51.0	45.2	44.2	41.3	60.6	11.5	16.3	1.0	－	
賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）	224	133	109	78	74	118	13	57	4	8	2.7
	100.0	59.4	48.7	34.8	33.0	52.7	5.8	25.4	1.8	3.6	
社会保険の負担が少なくて済むから	125	84	84	49	45	90	11	25	1	1	3.1
	100.0	67.2	67.2	39.2	36.0	72.0	8.8	20.0	0.8	0.8	
雇用調整が容易だから	83	62	46	36	23	56	7	25	1	2	3.2
	100.0	74.7	55.4	43.4	27.7	67.5	8.4	30.1	1.2	2.4	
女性や高齢者を活用するため	294	162	131	103	81	185	32	56	11	3	2.6
	100.0	55.1	44.6	35.0	27.6	62.9	10.9	19.0	3.7	1.0	
法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため	112	49	39	44	32	54	10	26	11	2	2.4
	100.0	43.8	34.8	39.3	28.6	48.2	8.9	23.2	9.8	1.8	
学生アルバイトや若年フリーターを活用するため	72	54	38	27	22	41	7	16	1	1	2.9
	100.0	75.0	52.8	37.5	30.6	56.9	9.7	22.2	1.4	1.4	
外国人や障がい者を活用するため	74	38	42	31	26	53	6	13	1	1	2.9
	100.0	51.4	56.8	41.9	35.1	71.6	8.1	17.6	1.4	1.4	
その他	102	34	21	18	18	52	7	13	16	4	1.8
	100.0	33.3	20.6	17.6	17.6	51.0	6.9	12.7	15.7	3.9	
無回答	34	18	15	12	9	15	－	7	1	－	2.3
	100.0	52.9	44.1	35.3	26.5	44.1	－	20.6	2.9	－	
問４．短時間労働者の活用職種（複数回答）											
管理職	41	20	19	16	11	23	3	9	2	－	2.5
	100.0	48.8	46.3	39.0	26.8	56.1	7.3	22.0	4.9	－	
専門・技術職（医療関係）	135	70	48	47	40	73	7	28	5	3	2.4
	100.0	51.9	35.6	34.8	29.6	54.1	5.2	20.7	3.7	2.2	
専門・技術職（教育関係）	101	44	30	34	36	47	7	27	8	3	2.4
	100.0	43.6	29.7	33.7	35.6	46.5	6.9	26.7	7.9	3.0	
専門・技術職（その他）	161	70	56	55	52	82	7	48	16	1	2.4
	100.0	43.5	34.8	34.2	32.3	50.9	4.3	29.8	9.9	0.6	
事務職	566	257	206	182	159	299	36	109	28	13	2.3
	100.0	45.4	36.4	32.2	28.1	52.8	6.4	19.3	4.9	2.3	
販売職（営業を含む）	132	67	48	36	32	62	2	19	7	8	2.2
	100.0	50.8	36.4	27.3	24.2	47.0	1.5	14.4	5.3	6.1	
サービス職（介護関係）	171	95	69	58	31	97	5	34	5	2	2.3
	100.0	55.6	40.4	33.9	18.1	56.7	2.9	19.9	2.9	1.2	
サービス職（飲食関係）	101	65	44	26	34	45	10	26	3	1	2.5
	100.0	64.4	43.6	25.7	33.7	44.6	9.9	25.7	3.0	1.0	
サービス職（その他）	90	54	46	27	21	55	7	16	4	1	2.6
	100.0	60.0	51.1	30.0	23.3	61.1	7.8	17.8	4.4	1.1	
警備・保安職	55	36	22	19	12	32	5	6	3	1	2.5
	100.0	65.5	40.0	34.5	21.8	58.2	9.1	10.9	5.5	1.8	
製造・生産工程職	147	74	54	34	33	82	9	26	5	8	2.3
	100.0	50.3	36.7	23.1	22.4	55.8	6.1	17.7	3.4	5.4	
輸送・運転職	82	37	32	32	13	48	4	9	6	1	2.2
	100.0	45.1	39.0	39.0	15.9	58.5	4.9	11.0	7.3	1.2	
建設・採掘職	10	5	3	2	2	3	2	1	1	－	1.9
	100.0	50.0	30.0	20.0	20.0	30.0	20.0	10.0	10.0	－	
清掃等労務職	227	125	108	85	53	137	8	33	14	2	2.5
	100.0	55.1	47.6	37.4	23.3	60.4	3.5	14.5	6.2	0.9	
その他	117	60	41	38	30	61	10	22	6	2	2.3
	100.0	51.3	35.0	32.5	25.6	52.1	8.5	18.8	5.1	1.7	
無回答	29	16	11	8	8	11	－	7	－	－	2.1
	100.0	55.2	37.9	27.6	27.6	37.9	－	24.1	－	－	

問１４付問①. 個人事業所の場合、業種によって社会保険の適用事業所となるかどうかが変わることについて、どう思いますか。

	全有効回答事業所計	納得できる	どちらかと言えば納得できる	どちらかと言えば納得できない	納得できない	よく分からない	無回答	納得できる計	納得できない計
総数	5,523	519	1,065	1,089	478	2,032	340	1,584	1,567
	100.0	9.4	19.3	19.7	8.7	36.8	6.2	28.7	28.4
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	3,786	321	728	719	327	1,441	250	1,049	1,046
	100.0	8.5	19.2	19.0	8.6	38.1	6.6	27.7	27.6
問１．主たる業種									
建設業	700	95	138	131	66	232	38	233	197
	100.0	13.6	19.7	18.7	9.4	33.1	5.4	33.3	28.1
製造業	718	64	138	165	60	252	39	202	225
	100.0	8.9	19.2	23.0	8.4	35.1	5.4	28.1	31.3
電気・ガス・熱供給・水道業	44	5	13	6	2	12	6	18	8
	100.0	11.4	29.5	13.6	4.5	27.3	13.6	40.9	18.2
情報通信業	82	7	6	22	6	35	6	13	28
	100.0	8.5	7.3	26.8	7.3	42.7	7.3	15.9	34.1
運輸業、郵便業	212	20	43	27	20	84	18	63	47
	100.0	9.4	20.3	12.7	9.4	39.6	8.5	29.7	22.2
卸売業	525	59	97	102	40	190	37	156	142
	100.0	11.2	18.5	19.4	7.6	36.2	7.0	29.7	27.0
小売業	534	30	83	139	50	206	26	113	189
	100.0	5.6	15.5	26.0	9.4	38.6	4.9	21.2	35.4
金融業、保険業	196	24	42	48	10	62	10	66	58
	100.0	12.2	21.4	24.5	5.1	31.6	5.1	33.7	29.6
不動産業、物品賃貸業	94	13	19	23	5	30	4	32	28
	100.0	13.8	20.2	24.5	5.3	31.9	4.3	34.0	29.8
学術研究、専門・技術サービス業	167	18	43	33	13	52	8	61	46
	100.0	10.8	25.7	19.8	7.8	31.1	4.8	36.5	27.5
宿泊業、飲食サービス業	276	21	73	48	25	106	3	94	73
	100.0	7.6	26.4	17.4	9.1	38.4	1.1	34.1	26.4
生活関連サービス業、娯楽業	96	7	16	16	23	28	6	23	39
	100.0	7.3	16.7	16.7	24.0	29.2	6.3	24.0	40.6
教育、学習支援業	286	16	54	46	20	125	25	70	66
	100.0	5.6	18.9	16.1	7.0	43.7	8.7	24.5	23.1
医療、福祉	886	77	169	161	72	341	66	246	233
	100.0	8.7	19.1	18.2	8.1	38.5	7.4	27.8	26.3
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	66	5	15	9	4	31	2	20	13
	100.0	7.6	22.7	13.6	6.1	47.0	3.0	30.3	19.7
サービス業（他に分類されないもの）	483	45	99	83	49	174	33	144	132
	100.0	9.3	20.5	17.2	10.1	36.0	6.8	29.8	27.3
公務	76	9	6	13	6	34	8	15	19
	100.0	11.8	7.9	17.1	7.9	44.7	10.5	19.7	25.0
その他	14	－	1	3	2	8	－	1	5
	100.0	－	7.1	21.4	14.3	57.1	－	7.1	35.7
無回答	68	4	10	14	5	30	5	14	19
	100.0	5.9	14.7	20.6	7.4	44.1	7.4	20.6	27.9
サービス業計	1,088	96	246	189	114	391	52	342	303
	100.0	8.8	22.6	17.4	10.5	35.9	4.8	31.4	27.8
問１．事業所に於ける雇用者の規模									
３０人以下	1,797	170	360	371	139	656	101	530	510
	100.0	9.5	20.0	20.6	7.7	36.5	5.6	29.5	28.4
３１～１００人	2,097	202	377	388	184	804	142	579	572
	100.0	9.6	18.0	18.5	8.8	38.3	6.8	27.6	27.3
１０１～３００人	993	87	212	192	88	346	68	299	280
	100.0	8.8	21.3	19.3	8.9	34.8	6.8	30.1	28.2
３０１～５００人	195	18	39	43	19	67	9	57	62
	100.0	9.2	20.0	22.1	9.7	34.4	4.6	29.2	31.8
５０１～１，０００人	216	21	39	47	22	81	6	60	69
	100.0	9.7	18.1	21.8	10.2	37.5	2.8	27.8	31.9
１，００１人以上	142	10	21	30	18	52	11	31	48
	100.0	7.0	14.8	21.1	12.7	36.6	7.7	21.8	33.8
無回答	83	11	17	18	8	26	3	28	26
	100.0	13.3	20.5	21.7	9.6	31.3	3.6	33.7	31.3
問１．所在地ブロック									
北海道	304	27	63	49	24	131	10	90	73
	100.0	8.9	20.7	16.1	7.9	43.1	3.3	29.6	24.0
東北	497	43	101	104	46	169	34	144	150
	100.0	8.7	20.3	20.9	9.3	34.0	6.8	29.0	30.2
北関東・甲信	390	32	106	75	24	133	20	138	99
	100.0	8.2	27.2	19.2	6.2	34.1	5.1	35.4	25.4
南関東	1,249	127	249	209	135	434	95	376	344
	100.0	10.2	19.9	16.7	10.8	34.7	7.6	30.1	27.5
北陸	316	25	66	68	20	109	28	91	88
	100.0	7.9	20.9	21.5	6.3	34.5	8.9	28.8	27.8
東海	659	56	112	147	64	243	37	168	211
	100.0	8.5	17.0	22.3	9.7	36.9	5.6	25.5	32.0
近畿	819	83	135	162	64	330	45	218	226
	100.0	10.1	16.5	19.8	7.8	40.3	5.5	26.6	27.6
中国	431	47	81	84	30	165	24	128	114
	100.0	10.9	18.8	19.5	7.0	38.3	5.6	29.7	26.5
四国	186	23	29	48	16	64	6	52	64
	100.0	12.4	15.6	25.8	8.6	34.4	3.2	28.0	34.4
九州	585	50	106	117	49	229	34	156	166
	100.0	8.5	18.1	20.0	8.4	39.1	5.8	26.7	28.4
無回答	87	6	17	26	6	25	7	23	32
	100.0	6.9	19.5	29.9	6.9	28.7	8.0	26.4	36.8
問１付問．経常利益額の３年前との比較									
増加した計	2,128	214	456	439	181	729	109	670	620
	100.0	10.1	21.4	20.6	8.5	34.3	5.1	31.5	29.1
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	1,069	95	207	215	89	380	83	302	304
	100.0	8.9	19.4	20.1	8.3	35.5	7.8	28.3	28.4
減少した計	1,606	150	286	323	153	612	82	436	476
	100.0	9.3	17.8	20.1	9.5	38.1	5.1	27.1	29.6
事業所の設立から４年未満である	38	8	4	10	3	13	－	12	13
	100.0	21.1	10.5	26.3	7.9	34.2	－	31.6	34.2
無回答	682	52	112	102	52	298	66	164	154
	100.0	7.6	16.4	15.0	7.6	43.7	9.7	24.0	22.6
問１付問．労使関係									
過半数代表の労働組合がある	1,360	127	248	288	132	492	73	375	420
	100.0	9.3	18.2	21.2	9.7	36.2	5.4	27.6	30.9
過半数代表ではないが、労働組合がある	480	31	92	89	39	208	21	123	128
	100.0	6.5	19.2	18.5	8.1	43.3	4.4	25.6	26.7
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	1,362	150	305	259	105	445	98	455	364
	100.0	11.0	22.4	19.0	7.7	32.7	7.2	33.4	26.7
労働組合も、定期的な労使協議もない	2,106	198	394	414	190	783	127	592	604
	100.0	9.4	18.7	19.7	9.0	37.2	6.0	28.1	28.7
無回答	215	13	26	39	12	104	21	39	51
	100.0	6.0	12.1	18.1	5.6	48.4	9.8	18.1	23.7

	全有効回答事業所計	納得できる	どちらかと言えば納得できる	どちらかと言えば納得できない	納得できない	よく分からない	無回答	納得できる計	納得できない計
総数	5,523	519	1,065	1,089	478	2,032	340	1,584	1,567
	100.0	9.4	19.3	19.7	8.7	36.8	6.2	28.7	28.4
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	3,786	321	728	719	327	1,441	250	1,049	1,046
	100.0	8.5	19.2	19.0	8.6	38.1	6.6	27.7	27.6
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分									
特定適用事業所等計	1,344	106	222	261	143	531	81	328	404
	100.0	7.9	16.5	19.4	10.6	39.5	6.0	24.4	30.1
特定適用事業所等以外の事業所計	2,316	203	480	441	174	870	148	683	615
	100.0	8.8	20.7	19.0	7.5	37.6	6.4	29.5	26.6
無回答	126	12	26	17	10	40	21	38	27
	100.0	9.5	20.6	13.5	7.9	31.7	16.7	30.2	21.4
問２付問．短時間労働者の人数割合									
１割未満	1,614	159	327	314	124	581	109	486	438
	100.0	9.9	20.3	19.5	7.7	36.0	6.8	30.1	27.1
１割以上３割未満	917	82	182	155	70	368	60	264	225
	100.0	8.9	19.8	16.9	7.6	40.1	6.5	28.8	24.5
３割以上５割未満	417	26	76	82	49	161	23	102	131
	100.0	6.2	18.2	19.7	11.8	38.6	5.5	24.5	31.4
５割以上７割未満	329	17	53	56	24	153	26	70	80
	100.0	5.2	16.1	17.0	7.3	46.5	7.9	21.3	24.3
７割以上９割未満	247	16	39	51	38	88	15	55	89
	100.0	6.5	15.8	20.6	15.4	35.6	6.1	22.3	36.0
９割以上	50	3	8	8	7	22	2	11	15
	100.0	6.0	16.0	16.0	14.0	44.0	4.0	22.0	30.0
無回答	56	2	13	13	6	16	6	15	19
	100.0	3.6	23.2	23.2	10.7	28.6	10.7	26.8	33.9
問３．短時間労働者の雇用理由									
人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）	777	54	157	164	67	281	54	211	231
	100.0	6.9	20.2	21.1	8.6	36.2	6.9	27.2	29.7
正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから	1,098	82	219	203	92	427	75	301	295
	100.0	7.5	19.9	18.5	8.4	38.9	6.8	27.4	26.9
経験・知識・技能のある人を活用したいから	1,292	118	271	212	83	506	102	389	295
	100.0	9.1	21.0	16.4	6.4	39.2	7.9	30.1	22.8
１日の忙しい時間帯に対応するため	1,329	99	247	246	135	526	76	346	381
	100.0	7.4	18.6	18.5	10.2	39.6	5.7	26.0	28.7
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）	507	38	101	92	46	181	49	139	138
	100.0	7.5	19.9	18.1	9.1	35.7	9.7	27.4	27.2
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	587	41	105	83	64	236	58	146	147
	100.0	7.0	17.9	14.1	10.9	40.2	9.9	24.9	25.0
仕事内容が簡単だから	732	56	118	134	98	275	51	174	232
	100.0	7.7	16.1	18.3	13.4	37.6	7.0	23.8	31.7
責任が軽い仕事だから	412	34	61	62	58	155	42	95	120
	100.0	8.3	14.8	15.0	14.1	37.6	10.2	23.1	29.1
賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）	778	50	145	155	83	298	47	195	238
	100.0	6.4	18.6	19.9	10.7	38.3	6.0	25.1	30.6
社会保険の負担が少なくて済むから	469	19	80	90	70	171	39	99	160
	100.0	4.1	17.1	19.2	14.9	36.5	8.3	21.1	34.1
雇用調整が容易だから	287	17	52	57	23	116	22	69	80
	100.0	5.9	18.1	19.9	8.0	40.4	7.7	24.0	27.9
女性や高齢者を活用するため	1,079	86	219	220	101	371	82	305	321
	100.0	8.0	20.3	20.4	9.4	34.4	7.6	28.3	29.7
法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため	353	29	75	54	31	129	35	104	85
	100.0	8.2	21.2	15.3	8.8	36.5	9.9	29.5	24.1
学生アルバイトや若年フリーターを活用するため	290	21	37	52	53	110	17	58	105
	100.0	7.2	12.8	17.9	18.3	37.9	5.9	20.0	36.2
外国人や障がい者を活用するため	237	29	32	44	22	89	21	61	66
	100.0	12.2	13.5	18.6	9.3	37.6	8.9	25.7	27.8
その他	281	26	50	46	30	108	21	76	76
	100.0	9.3	17.8	16.4	10.7	38.4	7.5	27.0	27.0
無回答	134	13	36	22	11	43	9	49	33
	100.0	9.7	26.9	16.4	8.2	32.1	6.7	36.6	24.6
問４．短時間労働者の活用職種（複数回答）									
管理職	104	11	16	19	5	44	9	27	24
	100.0	10.6	15.4	18.3	4.8	42.3	8.7	26.0	23.1
専門・技術職（医療関係）	408	37	91	66	37	151	26	128	103
	100.0	9.1	22.3	16.2	9.1	37.0	6.4	31.4	25.2
専門・技術職（教育関係）	224	18	39	40	19	92	16	57	59
	100.0	8.0	17.4	17.9	8.5	41.1	7.1	25.4	26.3
専門・技術職（その他）	456	57	104	67	30	164	34	161	97
	100.0	12.5	22.8	14.7	6.6	36.0	7.5	35.3	21.3
事務職	1,728	145	307	347	132	673	124	452	479
	100.0	8.4	17.8	20.1	7.6	38.9	7.2	26.2	27.7
販売職（営業を含む）	458	37	77	86	41	186	31	114	127
	100.0	8.1	16.8	18.8	9.0	40.6	6.8	24.9	27.7
サービス職（介護関係）	535	41	99	99	41	219	36	140	140
	100.0	7.7	18.5	18.5	7.7	40.9	6.7	26.2	26.2
サービス職（飲食関係）	365	22	83	47	26	166	21	105	73
	100.0	6.0	22.7	12.9	7.1	45.5	5.8	28.8	20.0
サービス職（その他）	304	18	53	50	47	107	29	71	97
	100.0	5.9	17.4	16.4	15.5	35.2	9.5	23.4	31.9
警備・保安職	141	14	32	26	11	51	7	46	37
	100.0	9.9	22.7	18.4	7.8	36.2	5.0	32.6	26.2
製造・生産工程職	441	39	75	106	35	162	24	114	141
	100.0	8.8	17.0	24.0	7.9	36.7	5.4	25.9	32.0
輸送・運転職	236	18	50	42	22	88	16	68	64
	100.0	7.6	21.2	17.8	9.3	37.3	6.8	28.8	27.1
建設・採掘職	48	6	8	9	1	21	3	14	10
	100.0	12.5	16.7	18.8	2.1	43.8	6.3	29.2	20.8
清掃等労務職	705	52	141	128	63	276	45	193	191
	100.0	7.4	20.0	18.2	8.9	39.1	6.4	27.4	27.1
その他	315	22	56	59	31	129	18	78	90
	100.0	7.0	17.8	18.7	9.8	41.0	5.7	24.8	28.6
無回答	115	11	32	20	12	33	7	43	32
	100.0	9.6	27.8	17.4	10.4	28.7	6.1	37.4	27.8

問１４付問②．企業の規模によって、短時間労働者に対する社会保険の適用範囲が異なり、企業間で競争条件が異なることについて、どう思いますか。

	全有効回答事業所計	納得できる	どちらかと言えば納得できる	どちらかと言えば納得できない	納得できない	よく分からない	無回答	納得できる計	納得できない計
総数	5,523	616	1,536	1,223	479	1,516	153	2,152	1,702
	100.0	11.2	27.8	22.1	8.7	27.4	2.8	39.0	30.8
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	3,786	411	1,074	812	338	1,039	112	1,485	1,150
	100.0	10.9	28.4	21.4	8.9	27.4	3.0	39.2	30.4
問１．主たる業種									
建設業	700	111	164	157	62	188	18	275	219
	100.0	15.9	23.4	22.4	8.9	26.9	2.6	39.3	31.3
製造業	718	79	205	157	55	204	18	284	212
	100.0	11.0	28.6	21.9	7.7	28.4	2.5	39.6	29.5
電気・ガス・熱供給・水道業	44	5	14	8	2	10	5	19	10
	100.0	11.4	31.8	18.2	4.5	22.7	11.4	43.2	22.7
情報通信業	82	13	16	25	7	19	2	29	32
	100.0	15.9	19.5	30.5	8.5	23.2	2.4	35.4	39.0
運輸業、郵便業	212	20	67	37	20	61	7	87	57
	100.0	9.4	31.6	17.5	9.4	28.8	3.3	41.0	26.9
卸売業	525	69	179	97	30	136	14	248	127
	100.0	13.1	34.1	18.5	5.7	25.9	2.7	47.2	24.2
小売業	534	44	134	129	78	137	12	178	207
	100.0	8.2	25.1	24.2	14.6	25.7	2.2	33.3	38.8
金融業、保険業	196	21	65	51	11	46	2	86	62
	100.0	10.7	33.2	26.0	5.6	23.5	1.0	43.9	31.6
不動産業、物品賃貸業	94	11	27	30	5	17	4	38	35
	100.0	11.7	28.7	31.9	5.3	18.1	4.3	40.4	37.2
学術研究、専門・技術サービス業	167	23	48	35	10	48	3	71	45
	100.0	13.8	28.7	21.0	6.0	28.7	1.8	42.5	26.9
宿泊業、飲食サービス業	276	36	84	51	27	76	2	120	78
	100.0	13.0	30.4	18.5	9.8	27.5	0.7	43.5	28.3
生活関連サービス業、娯楽業	96	12	26	16	20	19	3	38	36
	100.0	12.5	27.1	16.7	20.8	19.8	3.1	39.6	37.5
教育、学習支援業	286	20	76	61	17	100	12	96	78
	100.0	7.0	26.6	21.3	5.9	35.0	4.2	33.6	27.3
医療、福祉	886	68	257	208	81	241	31	325	289
	100.0	7.7	29.0	23.5	9.1	27.2	3.5	36.7	32.6
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	66	5	16	21	5	19	－	21	26
	100.0	7.6	24.2	31.8	7.6	28.8	－	31.8	39.4
サービス業（他に分類されないもの）	483	55	132	113	40	129	14	187	153
	100.0	11.4	27.3	23.4	8.3	26.7	2.9	38.7	31.7
公務	76	14	7	15	4	32	4	21	19
	100.0	18.4	9.2	19.7	5.3	42.1	5.3	27.6	25.0
その他	14	4	1	3	－	6	－	5	3
	100.0	28.6	7.1	21.4	－	42.9	－	35.7	21.4
無回答	68	6	18	9	5	28	2	24	14
	100.0	8.8	26.5	13.2	7.4	41.2	2.9	35.3	20.6
サービス業計	1,088	131	306	236	102	291	22	437	338
	100.0	12.0	28.1	21.7	9.4	26.7	2.0	40.2	31.1
問１．事業所に於ける雇用者の規模									
３０人以下	1,797	203	512	398	124	514	46	715	522
	100.0	11.3	28.5	22.1	6.9	28.6	2.6	39.8	29.0
３１～１００人	2,097	244	582	442	190	584	55	826	632
	100.0	11.6	27.8	21.1	9.1	27.8	2.6	39.4	30.1
１０１～３００人	993	111	287	217	90	251	37	398	307
	100.0	11.2	28.9	21.9	9.1	25.3	3.7	40.1	30.9
３０１～５００人	195	18	51	52	20	50	4	69	72
	100.0	9.2	26.2	26.7	10.3	25.6	2.1	35.4	36.9
５０１～１，０００人	216	20	47	57	25	63	4	67	82
	100.0	9.3	21.8	26.4	11.6	29.2	1.9	31.0	38.0
１，００１人以上	142	10	28	38	19	40	7	38	57
	100.0	7.0	19.7	26.8	13.4	28.2	4.9	26.8	40.1
無回答	83	10	29	19	11	14	－	39	30
	100.0	12.0	34.9	22.9	13.3	16.9	－	47.0	36.1
問１．所在地ブロック									
北海道	304	24	76	70	22	105	7	100	92
	100.0	7.9	25.0	23.0	7.2	34.5	2.3	32.9	30.3
東北	497	42	145	113	44	132	21	187	157
	100.0	8.5	29.2	22.7	8.9	26.6	4.2	37.6	31.6
北関東・甲信	390	46	120	74	36	102	12	166	110
	100.0	11.8	30.8	19.0	9.2	26.2	3.1	42.6	28.2
南関東	1,249	151	378	249	115	319	37	529	364
	100.0	12.1	30.3	19.9	9.2	25.5	3.0	42.4	29.1
北陸	316	28	105	66	21	88	8	133	87
	100.0	8.9	33.2	20.9	6.6	27.8	2.5	42.1	27.5
東海	659	72	179	151	69	172	16	251	220
	100.0	10.9	27.2	22.9	10.5	26.1	2.4	38.1	33.4
近畿	819	87	217	187	55	256	17	304	242
	100.0	10.6	26.5	22.8	6.7	31.3	2.1	37.1	29.5
中国	431	69	104	92	36	118	12	173	128
	100.0	16.0	24.1	21.3	8.4	27.4	2.8	40.1	29.7
四国	186	25	48	41	18	50	4	73	59
	100.0	13.4	25.8	22.0	9.7	26.9	2.2	39.2	31.7
九州	585	62	143	152	56	156	16	205	208
	100.0	10.6	24.4	26.0	9.6	26.7	2.7	35.0	35.6
無回答	87	10	21	28	7	18	3	31	35
	100.0	11.5	24.1	32.2	8.0	20.7	3.4	35.6	40.2
問１付問．経常利益額の３年前との比較									
増加した計	2,128	269	594	515	176	524	50	863	691
	100.0	12.6	27.9	24.2	8.3	24.6	2.3	40.6	32.5
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	1,069	116	310	213	95	305	30	426	308
	100.0	10.9	29.0	19.9	8.9	28.5	2.8	39.9	28.8
減少した計	1,606	157	493	351	153	415	37	650	504
	100.0	9.8	30.7	21.9	9.5	25.8	2.3	40.5	31.4
事業所の設立から４年未満である	38	8	5	12	2	11	－	13	14
	100.0	21.1	13.2	31.6	5.3	28.9	－	34.2	36.8
無回答	682	66	134	132	53	261	36	200	185
	100.0	9.7	19.6	19.4	7.8	38.3	5.3	29.3	27.1
問１付問．労使関係									
過半数代表の労働組合がある	1,360	134	355	331	138	366	36	489	469
	100.0	9.9	26.1	24.3	10.1	26.9	2.6	36.0	34.5
過半数代表ではないが、労働組合がある	480	38	121	129	39	145	8	159	168
	100.0	7.9	25.2	26.9	8.1	30.2	1.7	33.1	35.0
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	1,362	187	414	294	82	338	47	601	376
	100.0	13.7	30.4	21.6	6.0	24.8	3.5	44.1	27.6
労働組合も、定期的な労使協議もない	2,106	241	601	428	202	585	49	842	630
	100.0	11.4	28.5	20.3	9.6	27.8	2.3	40.0	29.9
無回答	215	16	45	41	18	82	13	61	59
	100.0	7.4	20.9	19.1	8.4	38.1	6.0	28.4	27.4

	全有効回答事業所計	納得できる	どちらかと言えば納得できる	どちらかと言えば納得できない	納得できない	よく分からない	無回答	納得できる計	納得できない計
総数	5,523	616	1,536	1,223	479	1,516	153	2,152	1,702
	100.0	11.2	27.8	22.1	8.7	27.4	2.8	39.0	30.8
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	3,786	411	1,074	812	338	1,039	112	1,485	1,150
	100.0	10.9	28.4	21.4	8.9	27.4	3.0	39.2	30.4
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分									
特定適用事業所等計	1,344	98	311	361	176	362	36	409	537
	100.0	7.3	23.1	26.9	13.1	26.9	2.7	30.4	40.0
特定適用事業所等以外の事業所計	2,316	304	731	428	151	643	59	1,035	579
	100.0	13.1	31.6	18.5	6.5	27.8	2.5	44.7	25.0
無回答	126	9	32	23	11	34	17	41	34
	100.0	7.1	25.4	18.3	8.7	27.0	13.5	32.5	27.0
問２付問．短時間労働者の人数割合									
１割未満	1,614	196	475	360	110	421	52	671	470
	100.0	12.1	29.4	22.3	6.8	26.1	3.2	41.6	29.1
１割以上３割未満	917	100	238	179	75	291	34	338	254
	100.0	10.9	26.0	19.5	8.2	31.7	3.7	36.9	27.7
３割以上５割未満	417	33	126	87	48	117	6	159	135
	100.0	7.9	30.2	20.9	11.5	28.1	1.4	38.1	32.4
５割以上７割未満	329	29	104	76	27	87	6	133	103
	100.0	8.8	31.6	23.1	8.2	26.4	1.8	40.4	31.3
７割以上９割未満	247	23	60	51	53	56	4	83	104
	100.0	9.3	24.3	20.6	21.5	22.7	1.6	33.6	42.1
９割以上	50	3	13	9	8	16	1	16	17
	100.0	6.0	26.0	18.0	16.0	32.0	2.0	32.0	34.0
無回答	56	8	16	9	6	11	6	24	15
	100.0	14.3	28.6	16.1	10.7	19.6	10.7	42.9	26.8
問３．短時間労働者の雇用理由									
人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）	777	76	247	166	84	186	18	323	250
	100.0	9.8	31.8	21.4	10.8	23.9	2.3	41.6	32.2
正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから	1,098	101	320	235	96	317	29	421	331
	100.0	9.2	29.1	21.4	8.7	28.9	2.6	38.3	30.1
経験・知識・技能のある人を活用したいから	1,292	143	407	273	88	343	38	550	361
	100.0	11.1	31.5	21.1	6.8	26.5	2.9	42.6	27.9
１日の忙しい時間帯に対応するため	1,329	131	410	272	149	337	30	541	421
	100.0	9.9	30.9	20.5	11.2	25.4	2.3	40.7	31.7
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）	507	50	188	95	62	103	9	238	157
	100.0	9.9	37.1	18.7	12.2	20.3	1.8	46.9	31.0
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	587	62	199	107	64	138	17	261	171
	100.0	10.6	33.9	18.2	10.9	23.5	2.9	44.5	29.1
仕事内容が簡単だから	732	70	243	136	103	164	16	313	239
	100.0	9.6	33.2	18.6	14.1	22.4	2.2	42.8	32.7
責任が軽い仕事だから	412	38	142	75	75	71	11	180	150
	100.0	9.2	34.5	18.2	18.2	17.2	2.7	43.7	36.4
賃金が割安だから（手当や賞与等が必要ないから）	778	63	256	173	93	182	11	319	266
	100.0	8.1	32.9	22.2	12.0	23.4	1.4	41.0	34.2
社会保険の負担が少なくて済むから	469	32	173	94	73	88	9	205	167
	100.0	6.8	36.9	20.0	15.6	18.8	1.9	43.7	35.6
雇用調整が容易だから	287	27	110	64	28	55	3	137	92
	100.0	9.4	38.3	22.3	9.8	19.2	1.0	47.7	32.1
女性や高齢者を活用するため	1,079	109	325	258	114	248	25	434	372
	100.0	10.1	30.1	23.9	10.6	23.0	2.3	40.2	34.5
法律上の雇用義務（高年齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため	353	29	118	67	34	89	16	147	101
	100.0	8.2	33.4	19.0	9.6	25.2	4.5	41.6	28.6
学生アルバイトや若年フリーターを活用するため	290	27	78	58	63	61	3	105	121
	100.0	9.3	26.9	20.0	21.7	21.0	1.0	36.2	41.7
外国人や障がい者を活用するため	237	29	67	56	27	53	5	96	83
	100.0	12.2	28.3	23.6	11.4	22.4	2.1	40.5	35.0
その他	281	39	75	47	27	80	13	114	74
	100.0	13.9	26.7	16.7	9.6	28.5	4.6	40.6	26.3
無回答	134	10	42	26	12	36	8	52	38
	100.0	7.5	31.3	19.4	9.0	26.9	6.0	38.8	28.4
問４．短時間労働者の活用職種（複数回答）									
管理職	104	11	25	20	10	31	7	36	30
	100.0	10.6	24.0	19.2	9.6	29.8	6.7	34.6	28.8
専門・技術職（医療関係）	408	32	101	103	40	115	17	133	143
	100.0	7.8	24.8	25.2	9.8	28.2	4.2	32.6	35.0
専門・技術職（教育関係）	224	21	64	44	15	74	6	85	59
	100.0	9.4	28.6	19.6	6.7	33.0	2.7	37.9	26.3
専門・技術職（その他）	456	72	138	83	23	124	16	210	106
	100.0	15.8	30.3	18.2	5.0	27.2	3.5	46.1	23.2
事務職	1,728	181	497	382	144	474	50	678	526
	100.0	10.5	28.8	22.1	8.3	27.4	2.9	39.2	30.4
販売職（営業を含む）	458	47	113	101	64	118	15	160	165
	100.0	10.3	24.7	22.1	14.0	25.8	3.3	34.9	36.0
サービス職（介護関係）	535	40	162	129	42	147	15	202	171
	100.0	7.5	30.3	24.1	7.9	27.5	2.8	37.8	32.0
サービス職（飲食関係）	365	43	135	51	26	106	4	178	77
	100.0	11.8	37.0	14.0	7.1	29.0	1.1	48.8	21.1
サービス職（その他）	304	27	87	64	38	78	10	114	102
	100.0	8.9	28.6	21.1	12.5	25.7	3.3	37.5	33.6
警備・保安職	141	20	39	32	14	34	2	59	46
	100.0	14.2	27.7	22.7	9.9	24.1	1.4	41.8	32.6
製造・生産工程職	441	59	120	107	31	117	7	179	138
	100.0	13.4	27.2	24.3	7.0	26.5	1.6	40.6	31.3
輸送・運転職	236	19	79	54	23	52	9	98	77
	100.0	8.1	33.5	22.9	9.7	22.0	3.8	41.5	32.6
建設・採掘職	48	3	15	10	3	14	3	18	13
	100.0	6.3	31.3	20.8	6.3	29.2	6.3	37.5	27.1
清掃等労務職	705	58	243	140	71	174	19	301	211
	100.0	8.2	34.5	19.9	10.1	24.7	2.7	42.7	29.9
その他	315	22	85	73	26	103	6	107	99
	100.0	7.0	27.0	23.2	8.3	32.7	1.9	34.0	31.4
無回答	115	11	37	23	12	27	5	48	35
	100.0	9.6	32.2	20.0	10.4	23.5	4.3	41.7	30.4

問１５．貴事業所が必要な労働力を確保する上で、短時間労働者が所得税や社会保険、年金の支給等を意識して労働時間の長さ等を調整する、いわゆる「就業調整」はどの程度、影響していますか。

	全有効回答事業所計	大いに影響している	一定程度、影響している	特段、影響していない	無回答
総数	5,523	440	1,460	3,240	383
	100.0	8.0	26.4	58.7	6.9
問１．主たる業種					
建設業	700	15	71	578	36
	100.0	2.1	10.1	82.6	5.1
製造業	718	35	161	487	35
	100.0	4.9	22.4	67.8	4.9
電気・ガス・熱供給・水道業	44	－	4	36	4
	100.0	－	9.1	81.8	9.1
情報通信業	82	2	12	63	5
	100.0	2.4	14.6	76.8	6.1
運輸業、郵便業	212	10	59	125	18
	100.0	4.7	27.8	59.0	8.5
卸売業	525	21	100	356	48
	100.0	4.0	19.0	67.8	9.1
小売業	534	110	161	221	42
	100.0	20.6	30.1	41.4	7.9
金融業、保険業	196	14	44	130	8
	100.0	7.1	22.4	66.3	4.1
不動産業、物品賃貸業	94	4	32	53	5
	100.0	4.3	34.0	56.4	5.3
学術研究、専門・技術サービス業	167	9	32	119	7
	100.0	5.4	19.2	71.3	4.2
宿泊業、飲食サービス業	276	49	95	113	19
	100.0	17.8	34.4	40.9	6.9
生活関連サービス業、娯楽業	96	17	23	43	13
	100.0	17.7	24.0	44.8	13.5
教育、学習支援業	286	12	94	165	15
	100.0	4.2	32.9	57.7	5.2
医療、福祉	886	94	379	345	68
	100.0	10.6	42.8	38.9	7.7
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	66	7	27	29	3
	100.0	10.6	40.9	43.9	4.5
サービス業（他に分類されないもの）	483	33	133	284	33
	100.0	6.8	27.5	58.8	6.8
公務	76	2	21	46	7
	100.0	2.6	27.6	60.5	9.2
その他	14	－	4	9	1
	100.0	－	28.6	64.3	7.1
無回答	68	6	8	38	16
	100.0	8.8	11.8	55.9	23.5
サービス業計	1,088	115	310	588	75
	100.0	10.6	28.5	54.0	6.9
問１．事業所に於ける雇用者の規模					
３０人以下	1,797	113	376	1,163	145
	100.0	6.3	20.9	64.7	8.1
３１～１００人	2,097	173	597	1,191	136
	100.0	8.2	28.5	56.8	6.5
１０１～３００人	993	90	262	574	67
	100.0	9.1	26.4	57.8	6.7
３０１～５００人	195	13	73	104	5
	100.0	6.7	37.4	53.3	2.6
５０１～１，０００人	216	21	77	105	13
	100.0	9.7	35.6	48.6	6.0
１，００１人以上	142	11	52	72	7
	100.0	7.7	36.6	50.7	4.9
無回答	83	19	23	31	10
	100.0	22.9	27.7	37.3	12.0
問１．所在地ブロック					
北海道	304	27	72	181	24
	100.0	8.9	23.7	59.5	7.9
東北	497	35	97	331	34
	100.0	7.0	19.5	66.6	6.8
北関東・甲信	390	33	85	241	31
	100.0	8.5	21.8	61.8	7.9
南関東	1,249	101	344	727	77
	100.0	8.1	27.5	58.2	6.2
北陸	316	19	87	191	19
	100.0	6.0	27.5	60.4	6.0
東海	659	42	203	373	41
	100.0	6.4	30.8	56.6	6.2
近畿	819	73	226	450	70
	100.0	8.9	27.6	54.9	8.5
中国	431	41	114	259	17
	100.0	9.5	26.5	60.1	3.9
四国	186	12	50	114	10
	100.0	6.5	26.9	61.3	5.4
九州	585	53	164	324	44
	100.0	9.1	28.0	55.4	7.5
無回答	87	4	18	49	16
	100.0	4.6	20.7	56.3	18.4
問１付問．経常利益額の３年前との比較					
増加した計	2,128	179	516	1,312	121
	100.0	8.4	24.2	61.7	5.7
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	1,069	83	267	646	73
	100.0	7.8	25.0	60.4	6.8
減少した計	1,606	120	483	891	112
	100.0	7.5	30.1	55.5	7.0
事業所の設立から４年未満である	38	1	10	25	2
	100.0	2.6	26.3	65.8	5.3
無回答	682	57	184	366	75
	100.0	8.4	27.0	53.7	11.0
問１付問．労使関係					
過半数代表の労働組合がある	1,360	117	334	850	59
	100.0	8.6	24.6	62.5	4.3
過半数代表ではないが、労働組合がある	480	48	169	236	27
	100.0	10.0	35.2	49.2	5.6
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	1,362	114	338	810	100
	100.0	8.4	24.8	59.5	7.3
労働組合も、定期的な労使協議もない	2,106	145	579	1,227	155
	100.0	6.9	27.5	58.3	7.4
無回答	215	16	40	117	42
	100.0	7.4	18.6	54.4	19.5
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分					
特定適用事業所等計	1,344	170	482	618	74
	100.0	12.6	35.9	46.0	5.5
特定適用事業所等以外の事業所計	2,316	220	749	1,180	167
	100.0	9.5	32.3	50.9	7.2
無回答	126	12	25	71	18
	100.0	9.5	19.8	56.3	14.3

問１６．社会保険に加入できる条件が掲げられた求人が、人材の確保に有効かどうかについて、貴事業所ではどのように感じていますか。

	全有効回答事業所計	非常に有効だと思う	どちらかといえば有効だと思う	何とも言えない・分からない	どちらかといえば関係ないと思う	全く関係ないと思う	無回答	有効だと思う計	関係ないと思う計
総数	5,523	559	2,074	1,424	959	361	146	2,633	1,320
	100.0	10.1	37.6	25.8	17.4	6.5	2.6	47.7	23.9
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	3,786	317	1,352	1,005	743	275	94	1,669	1,018
	100.0	8.4	35.7	26.5	19.6	7.3	2.5	44.1	26.9
問１．主たる業種									
建設業	700	124	285	154	90	29	18	409	119
	100.0	17.7	40.7	22.0	12.9	4.1	2.6	58.4	17.0
製造業	718	77	270	182	114	60	15	347	174
	100.0	10.7	37.6	25.3	15.9	8.4	2.1	48.3	24.2
電気・ガス・熱供給・水道業	44	4	15	16	4	1	4	19	5
	100.0	9.1	34.1	36.4	9.1	2.3	9.1	43.2	11.4
情報通信業	82	8	31	20	13	7	3	39	20
	100.0	9.8	37.8	24.4	15.9	8.5	3.7	47.6	24.4
運輸業、郵便業	212	14	80	58	41	11	8	94	52
	100.0	6.6	37.7	27.4	19.3	5.2	3.8	44.3	24.5
卸売業	525	45	201	136	91	37	15	246	128
	100.0	8.6	38.3	25.9	17.3	7.0	2.9	46.9	24.4
小売業	534	25	186	141	116	51	15	211	167
	100.0	4.7	34.8	26.4	21.7	9.6	2.8	39.5	31.3
金融業、保険業	196	26	73	56	27	13	1	99	40
	100.0	13.3	37.2	28.6	13.8	6.6	0.5	50.5	20.4
不動産業、物品賃貸業	94	10	30	33	15	3	3	40	18
	100.0	10.6	31.9	35.1	16.0	3.2	3.2	42.6	19.1
学術研究、専門・技術サービス業	167	17	62	45	28	13	2	79	41
	100.0	10.2	37.1	26.9	16.8	7.8	1.2	47.3	24.6
宿泊業、飲食サービス業	276	20	101	77	56	18	4	121	74
	100.0	7.2	36.6	27.9	20.3	6.5	1.4	43.8	26.8
生活関連サービス業、娯楽業	96	7	30	28	22	7	2	37	29
	100.0	7.3	31.3	29.2	22.9	7.3	2.1	38.5	30.2
教育、学習支援業	286	31	111	82	43	10	9	142	53
	100.0	10.8	38.8	28.7	15.0	3.5	3.1	49.7	18.5
医療、福祉	886	77	313	210	190	66	30	390	256
	100.0	8.7	35.3	23.7	21.4	7.4	3.4	44.0	28.9
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	66	8	24	19	12	1	2	32	13
	100.0	12.1	36.4	28.8	18.2	1.5	3.0	48.5	19.7
サービス業（他に分類されないもの）	483	48	207	112	82	28	6	255	110
	100.0	9.9	42.9	23.2	17.0	5.8	1.2	52.8	22.8
公務	76	9	30	25	6	2	4	39	8
	100.0	11.8	39.5	32.9	7.9	2.6	5.3	51.3	10.5
その他	14	1	4	3	4	1	1	5	5
	100.0	7.1	28.6	21.4	28.6	7.1	7.1	35.7	35.7
無回答	68	8	21	27	5	3	4	29	8
	100.0	11.8	30.9	39.7	7.4	4.4	5.9	42.6	11.8
サービス業計	1,088	100	424	281	200	67	16	524	267
	100.0	9.2	39.0	25.8	18.4	6.2	1.5	48.2	24.5
問１．事業所に於ける雇用者の規模									
３０人以下	1,797	198	704	460	271	108	56	902	379
	100.0	11.0	39.2	25.6	15.1	6.0	3.1	50.2	21.1
３１～１００人	2,097	209	768	557	375	143	45	977	518
	100.0	10.0	36.6	26.6	17.9	6.8	2.1	46.6	24.7
１０１～３００人	993	101	372	239	193	56	32	473	249
	100.0	10.2	37.5	24.1	19.4	5.6	3.2	47.6	25.1
３０１～５００人	195	17	78	46	35	13	6	95	48
	100.0	8.7	40.0	23.6	17.9	6.7	3.1	48.7	24.6
５０１～１，０００人	216	16	75	58	41	23	3	91	64
	100.0	7.4	34.7	26.9	19.0	10.6	1.4	42.1	29.6
１，００１人以上	142	9	42	49	27	13	2	51	40
	100.0	6.3	29.6	34.5	19.0	9.2	1.4	35.9	28.2
無回答	83	9	35	15	17	5	2	44	22
	100.0	10.8	42.2	18.1	20.5	6.0	2.4	53.0	26.5
問１．所在地ブロック									
北海道	304	35	118	70	54	16	11	153	70
	100.0	11.5	38.8	23.0	17.8	5.3	3.6	50.3	23.0
東北	497	75	209	110	66	20	17	284	86
	100.0	15.1	42.1	22.1	13.3	4.0	3.4	57.1	17.3
北関東・甲信	390	45	158	103	57	18	9	203	75
	100.0	11.5	40.5	26.4	14.6	4.6	2.3	52.1	19.2
南関東	1,249	122	431	320	260	84	32	553	344
	100.0	9.8	34.5	25.6	20.8	6.7	2.6	44.3	27.5
北陸	316	33	125	89	48	12	9	158	60
	100.0	10.4	39.6	28.2	15.2	3.8	2.8	50.0	19.0
東海	659	60	229	169	131	55	15	289	186
	100.0	9.1	34.7	25.6	19.9	8.3	2.3	43.9	28.2
近畿	819	62	305	212	136	87	17	367	223
	100.0	7.6	37.2	25.9	16.6	10.6	2.1	44.8	27.2
中国	431	46	160	114	75	22	14	206	97
	100.0	10.7	37.1	26.5	17.4	5.1	3.2	47.8	22.5
四国	186	20	62	53	27	19	5	82	46
	100.0	10.8	33.3	28.5	14.5	10.2	2.7	44.1	24.7
九州	585	55	236	164	92	24	14	291	116
	100.0	9.4	40.3	28.0	15.7	4.1	2.4	49.7	19.8
無回答	87	6	41	20	13	4	3	47	17
	100.0	6.9	47.1	23.0	14.9	4.6	3.4	54.0	19.5
問１付問．経常利益額の３年前との比較									
増加した計	2,128	229	823	532	364	135	45	1,052	499
	100.0	10.8	38.7	25.0	17.1	6.3	2.1	49.4	23.4
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	1,069	91	403	274	182	76	43	494	258
	100.0	8.5	37.7	25.6	17.0	7.1	4.0	46.2	24.1
減少した計	1,606	165	597	407	306	103	28	762	409
	100.0	10.3	37.2	25.3	19.1	6.4	1.7	47.4	25.5
事業所の設立から４年未満である	38	2	22	6	6	2	－	24	8
	100.0	5.3	57.9	15.8	15.8	5.3	－	63.2	21.1
無回答	682	72	229	205	101	45	30	301	146
	100.0	10.6	33.6	30.1	14.8	6.6	4.4	44.1	21.4
問１付問．労使関係									
過半数代表の労働組合がある	1,360	128	489	366	246	87	44	617	333
	100.0	9.4	36.0	26.9	18.1	6.4	3.2	45.4	24.5
過半数代表ではないが、労働組合がある	480	37	212	115	72	34	10	249	106
	100.0	7.7	44.2	24.0	15.0	7.1	2.1	51.9	22.1
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	1,362	151	522	320	233	96	40	673	329
	100.0	11.1	38.3	23.5	17.1	7.0	2.9	49.4	24.2
労働組合も、定期的な労使協議もない	2,106	216	786	557	376	132	39	1,002	508
	100.0	10.3	37.3	26.4	17.9	6.3	1.9	47.6	24.1
無回答	215	27	65	66	32	12	13	92	44
	100.0	12.6	30.2	30.7	14.9	5.6	6.0	42.8	20.5
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分									
特定適用事業所等計	1,344	97	440	391	258	132	26	537	390
	100.0	7.2	32.7	29.1	19.2	9.8	1.9	40.0	29.0
特定適用事業所等以外の事業所計	2,316	210	867	588	462	138	51	1,077	600
	100.0	9.1	37.4	25.4	19.9	6.0	2.2	46.5	25.9
無回答	126	10	45	26	23	5	17	55	28
	100.0	7.9	35.7	20.6	18.3	4.0	13.5	43.7	22.2

問１５付問①. 「就業調整」には多様な種類がありますが、貴事業所にとってはどの基準（所得税や社会保険、年金の支給等に係る適用基準）が、影響していると思いますか。

（複数回答）	就業調整が「影響している」事業所計	住民税の支払い義務を回避するための基準（１００万円以下に抑制）	自身の収入に対する所得税の課税を回避するための基準（１０３万円以下に抑制）	配偶者控除の適用を受けるための基準（１０３万円以下に抑制）	配偶者特別控除の適用を受けるための基準（１０３万円超１４１万円未満に抑制）	配偶者の被扶養者にとどまるための基準（１３０万円未満に抑制）	雇用保険の加入を回避するための基準（週２０時間未満に抑制）	社会保険の加入を回避するための基準（週３０時間未満等に抑制）	社会保険の加入を回避するための基準（週２０時間未満や月額賃金８．８万円未満に抑制）	所得税の適用税率を低く抑えるための基準（１９５万円以下に抑制）	一定額を超えると配偶者の勤務先から手当等（配偶者手当等）をもらえなくなることを回避するための基準	受給している公的年金が支給停止にならないよう（あるいは減額率が小さくなるよう）にする基準	その他	無回答	平均選択数
総数	1,900	327	787	1,403	573	1,156	217	632	603	33	542	315	16	15	3.5
	100.0	17.2	41.4	73.8	30.2	60.8	11.4	33.3	31.7	1.7	28.5	16.6	0.8	0.8	
問１５．就業調整の影響度合い															
大いに影響している	440	117	232	350	167	294	64	168	184	13	179	78	6	3	4.2
	100.0	26.6	52.7	79.5	38.0	66.8	14.5	38.2	41.8	3.0	40.7	17.7	1.4	0.7	
一定程度、影響している	1,460	210	555	1,053	406	862	153	464	419	20	363	237	10	12	3.3
	100.0	14.4	38.0	72.1	27.8	59.0	10.5	31.8	28.7	1.4	24.9	16.2	0.7	0.8	
問１．主たる業種															
建設業	86	17	31	45	20	36	12	30	23	3	13	25	2	2	3.1
	100.0	19.8	36.0	52.3	23.3	41.9	14.0	34.9	26.7	3.5	15.1	29.1	2.3	2.3	
製造業	196	24	78	131	48	104	18	64	46	1	35	38	2	–	3.0
	100.0	12.2	39.8	66.8	24.5	53.1	9.2	32.7	23.5	0.5	17.9	19.4	1.0	–	
電気・ガス・熱供給・水道業	4	–	–	1	–	1	–	2	–	–	–	1	–	–	1.3
	100.0	–	–	25.0	–	25.0	–	50.0	–	–	–	25.0	–	–	
情報通信業	14	1	4	10	4	8	–	6	2	–	2	3	–	–	2.9
	100.0	7.1	28.6	71.4	28.6	57.1	–	42.9	14.3	–	14.3	21.4	–	–	
運輸業、郵便業	69	8	19	42	19	30	5	26	19	1	8	22	1	–	2.9
	100.0	11.6	27.5	60.9	27.5	43.5	7.2	37.7	27.5	1.4	11.6	31.9	1.4	–	
卸売業	121	17	41	88	36	72	14	45	31	1	33	23	2	1	3.4
	100.0	14.0	33.9	72.7	29.8	59.5	11.6	37.2	25.6	0.8	27.3	19.0	1.7	0.8	
小売業	271	68	148	227	87	185	19	70	124	2	135	28	–	1	4.1
	100.0	25.1	54.6	83.8	32.1	68.3	7.0	25.8	45.8	0.7	49.8	10.3	–	0.4	
金融業、保険業	58	11	29	45	10	31	12	24	17	–	24	11	–	–	3.7
	100.0	19.0	50.0	77.6	17.2	53.4	20.7	41.4	29.3	–	41.4	19.0	–	–	
不動産業、物品賃貸業	36	2	12	31	19	26	4	10	12	1	7	11	1	–	3.8
	100.0	5.6	33.3	86.1	52.8	72.2	11.1	27.8	33.3	2.8	19.4	30.6	2.8	–	
学術研究、専門・技術サービス業	41	6	10	27	8	19	5	14	18	–	9	11	–	–	3.1
	100.0	14.6	24.4	65.9	19.5	46.3	12.2	34.1	43.9	–	22.0	26.8	–	–	
宿泊業、飲食サービス業	144	23	63	104	51	95	17	57	29	6	33	12	–	1	3.4
	100.0	16.0	43.8	72.2	35.4	66.0	11.8	39.6	20.1	4.2	22.9	8.3	–	0.7	
生活関連サービス業、娯楽業	40	9	17	35	14	32	8	17	12	1	6	9	–	–	4.0
	100.0	22.5	42.5	87.5	35.0	80.0	20.0	42.5	30.0	2.5	15.0	22.5	–	–	
教育、学習支援業	106	14	37	77	26	66	14	39	39	5	26	8	1	–	3.3
	100.0	13.2	34.9	72.6	24.5	62.3	13.2	36.8	36.8	4.7	24.5	7.5	0.9	–	
医療、福祉	473	90	187	356	150	307	50	142	157	5	161	55	5	6	3.6
	100.0	19.0	39.5	75.3	31.7	64.9	10.6	30.0	33.2	1.1	34.0	11.6	1.1	1.3	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	34	2	17	30	8	22	4	9	12	2	8	7	–	–	3.6
	100.0	5.9	50.0	88.2	23.5	64.7	11.8	26.5	35.3	5.9	23.5	20.6	–	–	
サービス業（他に分類されないもの）	166	30	83	128	56	91	26	62	46	1	32	42	2	4	3.7
	100.0	18.1	50.0	77.1	33.7	54.8	15.7	37.3	27.7	0.6	19.3	25.3	1.2	2.4	
公務	23	1	4	14	8	16	6	6	11	1	8	4	–	–	3.4
	100.0	4.3	17.4	60.9	34.8	69.6	26.1	26.1	47.8	4.3	34.8	17.4	–	–	
その他	4	–	–	1	–	4	–	–	–	–	1	1	–	–	1.8
	100.0	–	–	25.0	–	100.0	–	–	–	–	25.0	25.0	–	–	
無回答	14	4	7	11	9	11	3	9	5	3	1	4	–	–	4.8
	100.0	28.6	50.0	78.6	64.3	78.6	21.4	64.3	35.7	21.4	7.1	28.6	–	–	
サービス業計	425	70	190	324	137	259	60	159	117	10	88	81	2	5	3.6
	100.0	16.5	44.7	76.2	32.2	60.9	14.1	37.4	27.5	2.4	20.7	19.1	0.5	1.2	
問１．事業所に於ける雇用者の規模															
３０人以下	489	76	187	365	157	305	59	167	122	14	123	72	3	8	3.4
	100.0	15.5	38.2	74.6	32.1	62.4	12.1	34.2	24.9	2.9	25.2	14.7	0.6	1.6	
３１～１００人	770	139	319	546	223	438	88	254	237	11	206	119	4	5	3.4
	100.0	18.1	41.4	70.9	29.0	56.9	11.4	33.0	30.8	1.4	26.8	15.5	0.5	0.6	
１０１～３００人	352	69	161	264	104	221	38	126	116	4	114	66	3	–	3.7
	100.0	19.6	45.7	75.0	29.5	62.8	10.8	35.8	33.0	1.1	32.4	18.8	0.9	–	
３０１～５００人	86	17	35	67	24	53	13	25	27	1	26	15	2	1	3.6
	100.0	19.8	40.7	77.9	27.9	61.6	15.1	29.1	31.4	1.2	30.2	17.4	2.3	1.2	
５０１～１，０００人	98	12	33	78	27	67	6	22	44	–	39	22	–	–	3.6
	100.0	12.2	33.7	79.6	27.6	68.4	6.1	22.4	44.9	–	39.8	22.4	–	–	
１，００１人以上	63	10	29	49	22	41	9	25	39	2	23	15	2	1	4.3
	100.0	15.9	46.0	77.8	34.9	65.1	14.3	39.7	61.9	3.2	36.5	23.8	3.2	1.6	
無回答	42	4	23	34	16	31	4	13	18	1	11	6	2	–	3.9
	100.0	9.5	54.8	81.0	38.1	73.8	9.5	31.0	42.9	2.4	26.2	14.3	4.8	–	
問１．所在地ブロック															
北海道	99	14	40	71	18	56	6	24	22	1	22	16	2	–	3.0
	100.0	14.1	40.4	71.7	18.2	56.6	6.1	24.2	22.2	1.0	22.2	16.2	2.0	–	
東北	132	21	53	110	44	92	11	46	26	–	43	20	2	2	3.6
	100.0	15.9	40.2	83.3	33.3	69.7	8.3	34.8	19.7	–	32.6	15.2	1.5	1.5	
北関東・甲信	118	16	37	82	33	74	9	33	22	2	33	19	3	1	3.1
	100.0	13.6	31.4	69.5	28.0	62.7	7.6	28.0	18.6	1.7	28.0	16.1	2.5	0.8	
南関東	445	124	220	338	162	264	72	150	187	14	117	79	1	2	3.9
	100.0	27.9	49.4	76.0	36.4	59.3	16.2	33.7	42.0	3.1	26.3	17.8	0.2	0.4	
北陸	106	11	27	74	24	71	5	32	13	1	28	21	1	–	2.9
	100.0	10.4	25.5	69.8	22.6	67.0	4.7	30.2	12.3	0.9	26.4	19.8	0.9	–	
東海	245	36	105	183	71	143	34	80	83	–	75	52	–	3	3.6
	100.0	14.7	42.9	74.7	29.0	58.4	13.9	32.7	33.9	–	30.6	21.2	–	1.2	
近畿	299	44	121	201	79	172	35	113	110	2	84	46	3	3	3.4
	100.0	14.7	40.5	67.2	26.4	57.5	11.7	37.8	36.8	0.7	28.1	15.4	1.0	1.0	
中国	155	22	63	110	53	98	19	48	40	1	37	21	1	2	3.4
	100.0	14.2	40.6	71.0	34.2	63.2	12.3	31.0	25.8	0.6	23.9	13.5	0.6	1.3	
四国	62	4	16	49	19	37	6	24	21	3	19	12	1	–	3.4
	100.0	6.5	25.8	79.0	30.6	59.7	9.7	38.7	33.9	4.8	30.6	19.4	1.6	–	
九州	217	33	96	169	62	136	17	72	77	8	76	24	2	2	3.6
	100.0	15.2	44.2	77.9	28.6	62.7	7.8	33.2	35.5	3.7	35.0	11.1	0.9	0.9	
無回答	22	2	9	16	8	13	3	10	2	1	8	5	–	–	3.5
	100.0	9.1	40.9	72.7	36.4	59.1	13.6	45.5	9.1	4.5	36.4	22.7	–	–	
問１付問．経常利益額の３年前との比較															
増加した計	695	112	291	523	226	434	77	234	203	8	214	124	7	5	3.6
	100.0	16.1	41.9	75.3	32.5	62.4	11.1	33.7	29.2	1.2	30.8	17.8	1.0	0.7	
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	350	64	164	258	112	214	43	124	82	10	85	66	3	2	3.5
	100.0	18.3	46.9	73.7	32.0	61.1	12.3	35.4	23.4	2.9	24.3	18.9	0.9	0.6	
減少した計	603	118	249	438	174	363	66	198	210	11	154	94	4	4	3.5
	100.0	19.6	41.3	72.6	28.9	60.2	10.9	32.8	34.8	1.8	25.5	15.6	0.7	0.7	
事業所の設立から４年未満である	11	1	1	7	2	6	3	5	6	–	2	1	–	1	3.4
	100.0	9.1	9.1	63.6	18.2	54.5	27.3	45.5	54.5	–	18.2	9.1	–	9.1	
無回答	241	32	82	177	59	139	28	71	102	4	87	30	2	3	3.4
	100.0	13.3	34.0	73.4	24.5	57.7	11.6	29.5	42.3	1.7	36.1	12.4	0.8	1.2	
問１付問．労使関係															
過半数代表の労働組合がある	451	80	201	333	111	260	47	119	173	6	153	93	4	1	3.5
	100.0	17.7	44.6	73.8	24.6	57.6	10.4	26.4	38.4	1.3	33.9	20.6	0.9	0.2	
過半数代表ではないが、労働組合がある	217	30	83	146	57	130	35	73	92	11	62	32	1	2	3.5
	100.0	13.8	38.2	67.3	26.3	59.9	16.1	33.6	42.4	5.1	28.6	14.7	0.5	0.9	
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	452	67	160	351	169	285	61	157	128	9	122	74	7	3	3.5
	100.0	14.8	35.4	77.7	37.4	63.1	13.5	34.7	28.3	2.0	27.0	16.4	1.5	0.7	
労働組合も、定期的な労使協議もない	724	139	324	531	217	450	71	264	192	7	189	111	2	8	3.5
	100.0	19.2	44.8	73.3	30.0	62.2	9.8	36.5	26.5	1.0	26.1	15.3	0.3	1.1	
無回答	56	11	19	42	19	31	3	19	18	–	16	5	2	1	3.4
	100.0	19.6	33.9	75.0	33.9	55.4	5.4	33.9	32.1	–	28.6	8.9	3.6	1.8	
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分															
特定適用事業所等計	652	127	278	479	171	373	69	154	379	11	236	101	8	5	3.7
	100.0	19.5	42.6	73.5	26.2	57.2	10.6	23.6	58.1	1.7	36.2	15.5	1.2	0.8	
特定適用事業所等以外の事業所計	969	155	384	723	326	614	107	396	149	17	245	162	6	5	3.4
	100.0	16.0	39.6	74.6	33.6	63.4	11.0	40.9	15.4	1.8	25.3	16.7	0.6	0.5	
無回答	37	9	18	26	11	20	8	10	7	–	3	5	–	1	3.3
	100.0	24.3	48.6	70.3	29.7	54.1	21.6	27.0	18.9	–	8.1	13.5	–	2.7	

問１５付問②．付問①で○を付けたうち、もっとも影響が大きい基準は何だと思いますか。

（複数回答）	就業調整が「影響している」事業所計	住民税の支払い義務を回避するための基準（１００万円以下に抑制）	自身の収入に対する所得税の課税を回避するための基準（１０３万円以下に抑制）	配偶者控除の適用を受けるための基準（１０３万円以下に抑制）	配偶者特別控除の適用を受けるための基準（１０３万円超１４１万円未満に抑制）	配偶者の被用者保険の被扶養者にとどまるための基準（１３０万円未満に抑制）	雇用保険の加入を回避するための基準（週２０時間未満に抑制）	社会保険の加入を回避するための基準（週３０時間未満等に抑制）	社会保険の加入を回避するための基準（週２０時間未満や月額賃金８．８万円未満に抑制）	所得税の適用税率を低く抑えるための基準（１９５万円以下に抑制）	一定額を超えると配偶者の勤務先から手当（配偶者手当等）をもらえなくなることを回避するための基準	受給している公的年金が支給停止にならないよう（あるいは減額率が小さくなるよう）にする基準	その他	無回答
総数	1,900	8	133	682	38	392	16	145	189	－	61	96	8	132
	100.0	0.4	7.0	35.9	2.0	20.6	0.8	7.6	9.9	－	3.2	5.1	0.4	6.9
問１５．就業調整の影響度合い														
大いに影響している	440	3	30	182	11	69	3	34	43	－	18	13	3	31
	100.0	0.7	6.8	41.4	2.5	15.7	0.7	7.7	9.8	－	4.1	3.0	0.7	7.0
一定程度、影響している	1,460	5	103	500	27	323	13	111	146	－	43	83	5	101
	100.0	0.3	7.1	34.2	1.8	22.1	0.9	7.6	10.0	－	2.9	5.7	0.3	6.9
問１．主たる業種														
建設業	86	1	12	18	1	11	1	13	5	－	2	13	2	7
	100.0	1.2	14.0	20.9	1.2	12.8	1.2	15.1	5.8	－	2.3	15.1	2.3	8.1
製造業	196	1	16	67	4	39	2	20	15	－	5	18	1	8
	100.0	0.5	8.2	34.2	2.0	19.9	1.0	10.2	7.7	－	2.6	9.2	0.5	4.1
電気・ガス・熱供給・水道業	4	－	－	－	－	1	－	2	－	－	－	1	－	－
	100.0	－	－	－	－	25.0	－	50.0	－	－	－	25.0	－	－
情報通信業	14	－	1	7	－	2	－	1	－	－	－	3	－	－
	100.0	－	7.1	50.0	－	14.3	－	7.1	－	－	－	21.4	－	－
運輸業、郵便業	69	－	4	18	2	11	2	11	2	－	2	12	1	4
	100.0	－	5.8	26.1	2.9	15.9	2.9	15.9	2.9	－	2.9	17.4	1.4	5.8
卸売業	121	－	8	54	4	26	4	7	3	－	2	5	2	6
	100.0	－	6.6	44.6	3.3	21.5	3.3	5.8	2.5	－	1.7	4.1	1.7	5.0
小売業	271	－	14	142	3	28	－	9	34	－	14	8	－	19
	100.0	－	5.2	52.4	1.1	10.3	－	3.3	12.5	－	5.2	3.0	－	7.0
金融業、保険業	58	－	3	28	－	8	－	7	7	－	1	1	－	3
	100.0	－	5.2	48.3	－	13.8	－	12.1	12.1	－	1.7	1.7	－	5.2
不動産業、物品賃貸業	36	－	1	11	1	5	－	1	3	－	－	8	1	5
	100.0	－	2.8	30.6	2.8	13.9	－	2.8	8.3	－	－	22.2	2.8	13.9
学術研究、専門・技術サービス業	41	－	－	13	－	7	1	3	6	－	2	6	－	3
	100.0	－	－	31.7	－	17.1	2.4	7.3	14.6	－	4.9	14.6	－	7.3
宿泊業、飲食サービス業	144	1	24	51	5	27	1	10	11	－	3	－	－	11
	100.0	0.7	16.7	35.4	3.5	18.8	0.7	6.9	7.6	－	2.1	－	－	7.6
生活関連サービス業、娯楽業	40	－	3	13	－	11	－	7	3	－	－	－	－	3
	100.0	－	7.5	32.5	－	27.5	－	17.5	7.5	－	－	－	－	7.5
教育、学習支援業	106	－	6	34	－	28	1	16	9	－	3	3	－	6
	100.0	－	5.7	32.1	－	26.4	0.9	15.1	8.5	－	2.8	2.8	－	5.7
医療、福祉	473	5	22	157	14	138	2	18	65	－	15	2	1	34
	100.0	1.1	4.7	33.2	3.0	29.2	0.4	3.8	13.7	－	3.2	0.4	0.2	7.2
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	34	－	3	12	－	9	1	－	2	－	5	－	－	2
	100.0	－	8.8	35.3	－	26.5	2.9	－	5.9	－	14.7	－	－	5.9
サービス業（他に分類されないもの）	166	－	14	49	4	26	1	17	19	－	5	14	－	17
	100.0	－	8.4	29.5	2.4	15.7	0.6	10.2	11.4	－	3.0	8.4	－	10.2
公務	23	－	1	3	－	7	－	2	3	－	1	2	－	4
	100.0	－	4.3	13.0	－	30.4	－	8.7	13.0	－	4.3	8.7	－	17.4
その他	4	－	－	1	－	3	－	－	－	－	－	－	－	－
	100.0	－	－	25.0	－	75.0	－	－	－	－	－	－	－	－
無回答	14	－	1	4	－	5	－	1	2	－	1	－	－	－
	100.0	－	7.1	28.6	－	35.7	－	7.1	14.3	－	7.1	－	－	－
サービス業計	425	1	44	138	9	80	4	37	41	－	15	20	－	36
	100.0	0.2	10.4	32.5	2.1	18.8	0.9	8.7	9.6	－	3.5	4.7	－	8.5
問１．事業所に於ける雇用者の規模														
３０人以下	489	2	33	166	7	109	－	42	38	－	19	20	3	50
	100.0	0.4	6.7	33.9	1.4	22.3	－	8.6	7.8	－	3.9	4.1	0.6	10.2
３１～１００人	770	5	53	291	16	146	9	70	76	－	23	37	2	42
	100.0	0.6	6.9	37.8	2.1	19.0	1.2	9.1	9.9	－	3.0	4.8	0.3	5.5
１０１～３００人	352	－	27	127	8	64	6	26	31	－	13	23	－	27
	100.0	－	7.7	36.1	2.3	18.2	1.7	7.4	8.8	－	3.7	6.5	－	7.7
３０１～５００人	86	－	5	33	1	19	1	3	10	－	3	5	1	5
	100.0	－	5.8	38.4	1.2	22.1	1.2	3.5	11.6	－	3.5	5.8	1.2	5.8
５０１～１，０００人	98	1	7	32	3	31	－	1	13	－	1	7	－	2
	100.0	1.0	7.1	32.7	3.1	31.6	－	1.0	13.3	－	1.0	7.1	－	2.0
１，００１人以上	63	－	3	20	－	15	－	1	16	－	1	3	－	4
	100.0	－	4.8	31.7	－	23.8	－	1.6	25.4	－	1.6	4.8	－	6.3
無回答	42	－	5	13	3	8	－	2	5	－	1	1	2	2
	100.0	－	11.9	31.0	7.1	19.0	－	4.8	11.9	－	2.4	2.4	4.8	4.8
問１．所在地ブロック														
北海道	99	－	8	32	1	26	2	5	11	－	5	7	1	1
	100.0	－	8.1	32.3	1.0	26.3	2.0	5.1	11.1	－	5.1	7.1	1.0	1.0
東北	132	1	6	43	7	36	－	12	5	－	12	1	2	7
	100.0	0.8	4.5	32.6	5.3	27.3	－	9.1	3.8	－	9.1	0.8	1.5	5.3
北関東・甲信	118	－	4	42	4	30	－	14	6	－	5	4	1	8
	100.0	－	3.4	35.6	3.4	25.4	－	11.9	5.1	－	4.2	3.4	0.8	6.8
南関東	445	2	32	166	8	80	6	30	60	－	5	25	－	31
	100.0	0.4	7.2	37.3	1.8	18.0	1.3	6.7	13.5	－	1.1	5.6	－	7.0
北陸	106	1	7	40	3	20	－	9	5	－	5	10	1	5
	100.0	0.9	6.6	37.7	2.8	18.9	－	8.5	4.7	－	4.7	9.4	0.9	4.7
東海	245	1	20	83	5	49	5	15	33	－	7	16	－	11
	100.0	0.4	8.2	33.9	2.0	20.0	2.0	6.1	13.5	－	2.9	6.5	－	4.5
近畿	299	3	20	92	1	61	2	28	43	－	4	13	2	30
	100.0	1.0	6.7	30.8	0.3	20.4	0.7	9.4	14.4	－	1.3	4.3	0.7	10.0
中国	155	－	11	56	2	30	1	10	13	－	9	8	1	14
	100.0	－	7.1	36.1	1.3	19.4	0.6	6.5	8.4	－	5.8	5.2	0.6	9.0
四国	62	－	3	32	3	11	－	4	4	－	－	4	－	1
	100.0	－	4.8	51.6	4.8	17.7	－	6.5	6.5	－	－	6.5	－	1.6
九州	217	－	21	91	3	41	－	18	9	－	8	6	－	20
	100.0	－	9.7	41.9	1.4	18.9	－	8.3	4.1	－	3.7	2.8	－	9.2
無回答	22	－	1	5	1	8	－	－	－	－	1	2	－	4
	100.0	－	4.5	22.7	4.5	36.4	－	－	－	－	4.5	9.1	－	18.2
問１付問．経常利益額の３年前との比較														
増加した計	695	2	61	274	16	125	8	63	43	－	21	41	4	37
	100.0	0.3	8.8	39.4	2.3	18.0	1.2	9.1	6.2	－	3.0	5.9	0.6	5.3
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	350	3	28	122	7	85	1	22	22	－	12	21	1	26
	100.0	0.9	8.0	34.9	2.0	24.3	0.3	6.3	6.3	－	3.4	6.0	0.3	7.4
減少した計	603	1	29	206	13	131	5	44	84	－	18	25	2	45
	100.0	0.2	4.8	34.2	2.2	21.7	0.8	7.3	13.9	－	3.0	4.1	0.3	7.5
事業所の設立から４年未満である	11	－	－	4	－	2	1	2	－	－	－	－	－	2
	100.0	－	－	36.4	－	18.2	9.1	18.2	－	－	－	－	－	18.2
無回答	241	2	15	76	2	49	1	14	40	－	10	9	1	22
	100.0	0.8	6.2	31.5	0.8	20.3	0.4	5.8	16.6	－	4.1	3.7	0.4	9.1
問１付問．労使関係														
過半数代表の労働組合がある	451	2	29	175	4	72	5	28	46	－	22	42	2	24
	100.0	0.4	6.4	38.8	0.9	16.0	1.1	6.2	10.2	－	4.9	9.3	0.4	5.3
過半数代表ではないが、労働組合がある	217	－	17	59	4	45	3	24	31	－	7	8	－	19
	100.0	－	7.8	27.2	1.8	20.7	1.4	11.1	14.3	－	3.2	3.7	－	8.8
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	452	1	23	179	8	105	5	31	28	－	12	24	4	32
	100.0	0.2	5.1	39.6	1.8	23.2	1.1	6.9	6.2	－	2.7	5.3	0.9	7.1
労働組合も、定期的な労使協議もない	724	5	60	249	20	158	3	60	77	－	18	20	2	52
	100.0	0.7	8.3	34.4	2.8	21.8	0.4	8.3	10.6	－	2.5	2.8	0.3	7.2
無回答	56	－	4	20	2	12	－	2	7	－	2	2	－	5
	100.0	－	7.1	35.7	3.6	21.4	－	3.6	12.5	－	3.6	3.6	－	8.9
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分														
特定適用事業所等計	652	2	30	242	17	105	6	16	140	－	17	26	4	47
	100.0	0.3	4.6	37.1	2.6	16.1	0.9	2.5	21.5	－	2.6	4.0	0.6	7.2
特定適用事業所等以外の事業所計	969	4	76	364	19	224	5	113	26	－	36	45	2	55
	100.0	0.4	7.8	37.6	2.0	23.1	0.5	11.7	2.7	－	3.7	4.6	0.2	5.7
無回答	37	1	4	9	－	8	2	3	3	－	－	4	－	3
	100.0	2.7	10.8	24.3	－	21.6	5.4	8.1	8.1	－	－	10.8	－	8.1

問１７．貴事業所では、配偶者手当を支給していますか。

	全有効回答事業所計	支給している	過去５年間に廃止した	以前から、（５年以上前）支給していない	無回答
総数	5,523	3,931	136	1,391	65
	100.0	71.2	2.5	25.2	1.2
問１．主たる業種					
建設業	700	487	7	199	7
	100.0	69.6	1.0	28.4	1.0
製造業	718	533	17	158	10
	100.0	74.2	2.4	22.0	1.4
電気・ガス・熱供給・水道業	44	32	－	12	－
	100.0	72.7	－	27.3	－
情報通信業	82	52	2	28	－
	100.0	63.4	2.4	34.1	－
運輸業、郵便業	212	153	－	52	7
	100.0	72.2	－	24.5	3.3
卸売業	525	386	10	122	7
	100.0	73.5	1.9	23.2	1.3
小売業	534	364	47	118	5
	100.0	68.2	8.8	22.1	0.9
金融業、保険業	196	135	9	52	－
	100.0	68.9	4.6	26.5	－
不動産業、物品賃貸業	94	48	1	44	1
	100.0	51.1	1.1	46.8	1.1
学術研究、専門・技術サービス業	167	126	8	33	－
	100.0	75.4	4.8	19.8	－
宿泊業、飲食サービス業	276	180	3	89	4
	100.0	65.2	1.1	32.2	1.4
生活関連サービス業、娯楽業	96	57	4	33	2
	100.0	59.4	4.2	34.4	2.1
教育、学習支援業	286	259	1	24	2
	100.0	90.6	0.3	8.4	0.7
医療、福祉	886	659	15	201	11
	100.0	74.4	1.7	22.7	1.2
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	66	58	1	7	－
	100.0	87.9	1.5	10.6	－
サービス業（他に分類されないもの）	483	289	11	178	5
	100.0	59.8	2.3	36.9	1.0
公務	76	54	－	20	2
	100.0	71.1	－	26.3	2.6
その他	14	8	－	5	1
	100.0	57.1	－	35.7	7.1
無回答	68	51	－	16	1
	100.0	75.0	－	23.5	1.5
サービス業計	1,088	710	27	340	11
	100.0	65.3	2.5	31.3	1.0
問１．事業所に於ける雇用者の規模					
３０人以下	1,797	1,266	24	479	28
	100.0	70.5	1.3	26.7	1.6
３１～１００人	2,097	1,501	50	522	24
	100.0	71.6	2.4	24.9	1.1
１０１～３００人	993	700	44	237	12
	100.0	70.5	4.4	23.9	1.2
３０１～５００人	195	149	6	40	－
	100.0	76.4	3.1	20.5	－
５０１～１，０００人	216	164	4	48	－
	100.0	75.9	1.9	22.2	－
１，００１人以上	142	102	3	36	1
	100.0	71.8	2.1	25.4	0.7
無回答	83	49	5	29	－
	100.0	59.0	6.0	34.9	－
問１．所在地ブロック					
北海道	304	246	5	51	2
	100.0	80.9	1.6	16.8	0.7
東北	497	360	8	123	6
	100.0	72.4	1.6	24.7	1.2
北関東・甲信	390	297	7	82	4
	100.0	76.2	1.8	21.0	1.0
南関東	1,249	822	38	373	16
	100.0	65.8	3.0	29.9	1.3
北陸	316	219	5	88	4
	100.0	69.3	1.6	27.8	1.3
東海	659	488	18	145	8
	100.0	74.1	2.7	22.0	1.2
近畿	819	599	12	199	9
	100.0	73.1	1.5	24.3	1.1
中国	431	305	11	108	7
	100.0	70.8	2.6	25.1	1.6
四国	186	125	2	58	1
	100.0	67.2	1.1	31.2	0.5
九州	585	407	29	142	7
	100.0	69.6	5.0	24.3	1.2
無回答	87	63	1	22	1
	100.0	72.4	1.1	25.3	1.1
問１付問．経常利益額の３年前との比較					
増加した計	2,128	1,507	71	531	19
	100.0	70.8	3.3	25.0	0.9
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	1,069	740	14	298	17
	100.0	69.2	1.3	27.9	1.6
減少した計	1,606	1,153	42	397	14
	100.0	71.8	2.6	24.7	0.9
事業所の設立から４年未満である	38	15	－	22	1
	100.0	39.5	－	57.9	2.6
無回答	682	516	9	143	14
	100.0	75.7	1.3	21.0	2.1
問１付問．労使関係					
過半数代表の労働組合がある	1,360	981	72	297	10
	100.0	72.1	5.3	21.8	0.7
過半数代表ではないが、労働組合がある	480	402	7	70	1
	100.0	83.8	1.5	14.6	0.2
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	1,362	986	23	332	21
	100.0	72.4	1.7	24.4	1.5
労働組合も、定期的な労使協議もない	2,106	1,415	30	642	19
	100.0	67.2	1.4	30.5	0.9
無回答	215	147	4	50	14
	100.0	68.4	1.9	23.3	6.5
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分					
特定適用事業所等計	1,344	973	65	298	8
	100.0	72.4	4.8	22.2	0.6
特定適用事業所等以外の事業所計	2,316	1,654	41	599	22
	100.0	71.4	1.8	25.9	0.9
無回答	126	75	3	39	9
	100.0	59.5	2.4	31.0	7.1

問１７付問①．過去５年間に、見直しを行いましたか。

	事業所計「配偶者手当を支給している」	見直しを行った（縮小）	見直しを行った（拡充）	見直しは行っていない特段、	無回答
総数	3,931	261	264	3,338	68
	100.0	6.6	6.7	84.9	1.7
問１．主たる業種					
建設業	487	12	42	425	8
	100.0	2.5	8.6	87.3	1.6
製造業	533	19	39	468	7
	100.0	3.6	7.3	87.8	1.3
電気・ガス・熱供給・水道業	32	4	2	25	1
	100.0	12.5	6.3	78.1	3.1
情報通信業	52	6	5	41	－
	100.0	11.5	9.6	78.8	－
運輸業、郵便業	153	4	13	136	－
	100.0	2.6	8.5	88.9	－
卸売業	386	18	22	338	8
	100.0	4.7	5.7	87.6	2.1
小売業	364	21	42	293	8
	100.0	5.8	11.5	80.5	2.2
金融業、保険業	135	5	5	123	2
	100.0	3.7	3.7	91.1	1.5
不動産業、物品賃貸業	48	8	1	39	－
	100.0	16.7	2.1	81.3	－
学術研究、専門・技術サービス業	126	11	13	100	2
	100.0	8.7	10.3	79.4	1.6
宿泊業、飲食サービス業	180	3	14	160	3
	100.0	1.7	7.8	88.9	1.7
生活関連サービス業、娯楽業	57	1	5	50	1
	100.0	1.8	8.8	87.7	1.8
教育、学習支援業	259	47	9	193	10
	100.0	18.1	3.5	74.5	3.9
医療、福祉	659	49	22	579	9
	100.0	7.4	3.3	87.9	1.4
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	58	3	1	54	－
	100.0	5.2	1.7	93.1	－
サービス業（他に分類されないもの）	289	9	19	255	6
	100.0	3.1	6.6	88.2	2.1
公務	54	38	4	10	2
	100.0	70.4	7.4	18.5	3.7
その他	8	－	2	6	－
	100.0	－	25.0	75.0	－
無回答	51	3	4	43	1
	100.0	5.9	7.8	84.3	2.0
サービス業計	710	27	52	619	12
	100.0	3.8	7.3	87.2	1.7
問１．事業所に於ける雇用者の規模					
３０人以下	1,266	73	66	1,102	25
	100.0	5.8	5.2	87.0	2.0
３１～１００人	1,501	89	112	1,274	26
	100.0	5.9	7.5	84.9	1.7
１０１～３００人	700	41	51	598	10
	100.0	5.9	7.3	85.4	1.4
３０１～５００人	149	15	11	120	3
	100.0	10.1	7.4	80.5	2.0
５０１～１，０００人	164	25	11	127	1
	100.0	15.2	6.7	77.4	0.6
１，００１人以上	102	16	6	77	3
	100.0	15.7	5.9	75.5	2.9
無回答	49	2	7	40	－
	100.0	4.1	14.3	81.6	－
問１．所在地ブロック					
北海道	246	17	18	205	6
	100.0	6.9	7.3	83.3	2.4
東北	360	37	16	303	4
	100.0	10.3	4.4	84.2	1.1
北関東・甲信	297	15	22	249	11
	100.0	5.1	7.4	83.8	3.7
南関東	822	42	57	714	9
	100.0	5.1	6.9	86.9	1.1
北陸	219	21	12	181	5
	100.0	9.6	5.5	82.6	2.3
東海	488	32	33	421	2
	100.0	6.6	6.8	86.3	0.4
近畿	599	34	45	508	12
	100.0	5.7	7.5	84.8	2.0
中国	305	10	21	270	4
	100.0	3.3	6.9	88.5	1.3
四国	125	8	3	108	6
	100.0	6.4	2.4	86.4	4.8
九州	407	40	32	328	7
	100.0	9.8	7.9	80.6	1.7
無回答	63	5	5	51	2
	100.0	7.9	7.9	81.0	3.2
問１付問．経常利益額の３年前との比較					
増加した計	1,507	74	113	1,303	17
	100.0	4.9	7.5	86.5	1.1
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	740	31	50	646	13
	100.0	4.2	6.8	87.3	1.8
減少した計	1,153	68	67	997	21
	100.0	5.9	5.8	86.5	1.8
事業所の設立から４年未満である	15	3	2	10	－
	100.0	20.0	13.3	66.7	－
無回答	516	85	32	382	17
	100.0	16.5	6.2	74.0	3.3
問１付問．労使関係					
過半数代表の労働組合がある	981	74	78	812	17
	100.0	7.5	8.0	82.8	1.7
過半数代表ではないが、労働組合がある	402	55	28	308	11
	100.0	13.7	7.0	76.6	2.7
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	986	57	73	852	4
	100.0	5.8	7.4	86.4	0.4
労働組合も、定期的な労使協議もない	1,415	61	71	1,253	30
	100.0	4.3	5.0	88.6	2.1
無回答	147	14	14	113	6
	100.0	9.5	9.5	76.9	4.1
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分					
特定適用事業所等計	973	107	78	766	22
	100.0	11.0	8.0	78.7	2.3
特定適用事業所等以外の事業所計	1,654	84	97	1,448	25
	100.0	5.1	5.9	87.5	1.5
無回答	75	2	9	64	－
	100.0	2.7	12.0	85.3	－

問１７付問②．今後、見直しの予定はありますか。

	配偶者手当を「支給している」事業所計	見直しを予定している	見直しの予定はないが、今後検討する	見直しは、全く考えていない	無回答
総数	3,931 100.0	276 7.0	657 16.7	1,980 50.4	1,018 25.9
問１．主たる業種					
建設業	487 100.0	21 4.3	80 16.4	263 54.0	123 25.3
製造業	533 100.0	30 5.6	101 18.9	264 49.5	138 25.9
電気・ガス・熱供給・水道業	32 100.0	2 6.3	10 31.3	10 31.3	10 31.3
情報通信業	52 100.0	3 5.8	10 19.2	22 42.3	17 32.7
運輸業、郵便業	153 100.0	10 6.5	16 10.5	84 54.9	43 28.1
卸売業	386 100.0	21 5.4	54 14.0	214 55.4	97 25.1
小売業	364 100.0	18 4.9	68 18.7	170 46.7	108 29.7
金融業、保険業	135 100.0	8 5.9	31 23.0	67 49.6	29 21.5
不動産業、物品賃貸業	48 100.0	1 2.1	11 22.9	25 52.1	11 22.9
学術研究、専門・技術サービス業	126 100.0	11 8.7	20 15.9	67 53.2	28 22.2
宿泊業、飲食サービス業	180 100.0	9 5.0	24 13.3	94 52.2	53 29.4
生活関連サービス業、娯楽業	57 100.0	1 1.8	9 15.8	35 61.4	12 21.1
教育、学習支援業	259 100.0	34 13.1	41 15.8	132 51.0	52 20.1
医療、福祉	659 100.0	75 11.4	95 14.4	316 48.0	173 26.3
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	58 100.0	1 1.7	5 8.6	40 69.0	12 20.7
サービス業（他に分類されないもの）	289 100.0	15 5.2	64 22.1	147 50.9	63 21.8
公務	54 100.0	13 24.1	9 16.7	9 16.7	23 42.6
その他	8 100.0	－ －	3 37.5	2 25.0	3 37.5
無回答	51 100.0	3 5.9	6 11.8	19 37.3	23 45.1
サービス業計	710 100.0	37 5.2	122 17.2	383 53.9	168 23.7
問１．事業所に於ける雇用者の規模					
３０人以下	1,266 100.0	73 5.8	211 16.7	637 50.3	345 27.3
３１～１００人	1,501 100.0	108 7.2	249 16.6	781 52.0	363 24.2
１０１～３００人	700 100.0	40 5.7	112 16.0	362 51.7	186 26.6
３０１～５００人	149 100.0	11 7.4	24 16.1	72 48.3	42 28.2
５０１～１，０００人	164 100.0	28 17.1	26 15.9	62 37.8	48 29.3
１，００１人以上	102 100.0	15 14.7	20 19.6	46 45.1	21 20.6
無回答	49 100.0	1 2.0	15 30.6	20 40.8	13 26.5
問１．所在地ブロック					
北海道	246 100.0	14 5.7	37 15.0	119 48.4	76 30.9
東北	360 100.0	23 6.4	51 14.2	176 48.9	110 30.6
北関東・甲信	297 100.0	15 5.1	48 16.2	151 50.8	83 27.9
南関東	822 100.0	84 10.2	155 18.9	393 47.8	190 23.1
北陸	219 100.0	15 6.8	39 17.8	109 49.8	56 25.6
東海	488 100.0	33 6.8	91 18.6	235 48.2	129 26.4
近畿	599 100.0	41 6.8	106 17.7	296 49.4	156 26.0
中国	305 100.0	16 5.2	43 14.1	176 57.7	70 23.0
四国	125 100.0	7 5.6	15 12.0	69 55.2	34 27.2
九州	407 100.0	26 6.4	63 15.5	223 54.8	95 23.3
無回答	63 100.0	2 3.2	9 14.3	33 52.4	19 30.2
問１付問．経常利益額の３年前との比較					
増加した計	1,507 100.0	82 5.4	279 18.5	786 52.2	360 23.9
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	740 100.0	34 4.6	106 14.3	400 54.1	200 27.0
減少した計	1,153 100.0	112 9.7	191 16.6	554 48.0	296 25.7
事業所の設立から４年未満である	15 100.0	2 13.3	1 6.7	7 46.7	5 33.3
無回答	516 100.0	46 8.9	80 15.5	233 45.2	157 30.4
問１付問．労使関係					
過半数代表の労働組合がある	981 100.0	84 8.6	191 19.5	461 47.0	245 25.0
過半数代表ではないが、労働組合がある	402 100.0	40 10.0	67 16.7	211 52.5	84 20.9
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	986 100.0	42 4.3	171 17.3	514 52.1	259 26.3
労働組合も、定期的な労使協議もない	1,415 100.0	99 7.0	203 14.3	732 51.7	381 26.9
無回答	147 100.0	11 7.5	25 17.0	62 42.2	49 33.3
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分					
特定適用事業所等計	973 100.0	126 12.9	163 16.8	439 45.1	245 25.2
特定適用事業所等以外の事業所計	1,654 100.0	86 5.2	279 16.9	847 51.2	442 26.7
無回答	75 100.0	2 2.7	13 17.3	38 50.7	22 29.3

問１７付問（ｉ）．どのような見直しを行いましたか（どのような見直しを予定していますか）。

（複数回答）	配偶者手当を「支給している」事業所計のうち、「過去５年間にお見直しを行った／今後の見直しを予定している」	基本給に配偶者手当の原資を充当	子ども等の扶養家族へ配偶者手当に対する手当（配偶者を除く）の原資を充当	資格や能力等に応じて支給する手当に、配偶者手当の原資を充当	配偶者手当の支給対象要件（収入要件）の引上げ	配偶者手当の支給水準の引下げ	配偶者手当の廃止	その他	無回答	平均選択数
総数	731 100.0	46 6.3	248 33.9	11 1.5	92 12.6	139 19.0	41 5.6	128 17.5	148 20.2	1.2
問１７付問①．過去５年間の見直し状況										
見直し（拡充または縮小）を行った	525 100.0	20 3.8	179 34.1	7 1.3	66 12.6	109 20.8	9 1.7	109 20.8	98 18.7	1.2
問１７付問②．今後の見直し予定										
見直しを予定している	276 100.0	29 10.5	111 40.2	4 1.4	30 10.9	50 18.1	36 13.0	25 9.1	56 20.3	1.3
問１．主たる業種										
建設業	74 100.0	10 13.5	28 37.8	2 2.7	9 12.2	8 10.8	4 5.4	15 20.3	15 20.3	1.3
製造業	79 100.0	4 5.1	24 30.4	1 1.3	14 17.7	7 8.9	8 10.1	16 20.3	17 21.5	1.2
電気・ガス・熱供給・水道業	8 100.0	－ －	6 75.0	－ －	3 37.5	1 12.5	－ －	－ －	－ －	1.3
情報通信業	14 100.0	3 21.4	4 28.6	－ －	4 28.6	4 28.6	1 7.1	2 14.3	－ －	1.3
運輸業、郵便業	26 100.0	－ －	4 15.4	1 3.8	2 7.7	－ －	3 11.5	7 26.9	9 34.6	1.0
卸売業	61 100.0	－ －	16 26.2	2 3.3	8 13.1	6 9.8	6 9.8	6 9.8	21 34.4	1.1
小売業	78 100.0	5 6.4	18 23.1	－ －	15 19.2	18 23.1	7 9.0	25 32.1	12 15.4	1.3
金融業、保険業	18 100.0	2 11.1	5 27.8	－ －	3 16.7	3 16.7	－ －	5 27.8	2 11.1	1.1
不動産業、物品賃貸業	10 100.0	1 10.0	3 30.0	－ －	2 20.0	2 20.0	－ －	4 40.0	－ －	1.2
学術研究、専門・技術サービス業	27 100.0	1 3.7	15 55.6	1 3.7	2 7.4	5 18.5	－ －	3 11.1	2 7.4	1.1
宿泊業、飲食サービス業	26 100.0	8 30.8	10 38.5	2 7.7	8 30.8	－ －	1 3.8	2 7.7	7 26.9	1.6
生活関連サービス業、娯楽業	7 100.0	1 14.3	2 28.6	－ －	2 28.6	－ －	－ －	1 14.3	1 14.3	1.0
教育、学習支援業	67 100.0	2 3.0	37 55.2	－ －	4 6.0	20 29.9	6 9.0	8 11.9	3 4.5	1.2
医療、福祉	135 100.0	1 0.7	37 27.4	2 1.5	13 9.6	42 31.1	4 3.0	15 11.1	40 29.6	1.2
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	4 100.0	－ －	2 50.0	－ －	1 25.0	－ －	－ －	－ －	1 25.0	1.0
サービス業（他に分類されないもの）	42 100.0	8 19.0	11 26.2	－ －	1 2.4	1 2.4	1 2.4	14 33.3	9 21.4	1.1
公務	44 100.0	－ －	23 52.3	－ －	－ －	21 47.7	－ －	2 4.5	5 11.4	1.2
その他	2 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	2 100.0	－ －	1.0
無回答	9 100.0	－ －	3 33.3	－ －	1 11.1	1 11.1	－ －	1 11.1	4 44.4	1.2
サービス業計	106 100.0	18 17.0	40 37.7	3 2.8	14 13.2	6 5.7	2 1.9	20 18.9	20 18.9	1.2
問１．事業所に於ける雇用者の規模										
３０人以下	196 100.0	15 7.7	67 34.2	5 2.6	33 16.8	41 20.9	12 6.1	30 15.3	31 15.8	1.2
３１～１００人	294 100.0	13 4.4	83 28.2	6 2.0	33 11.2	56 19.0	13 4.4	58 19.7	70 23.8	1.2
１０１～３００人	118 100.0	11 9.3	38 32.2	－ －	18 15.3	17 14.4	6 5.1	21 17.8	25 21.2	1.2
３０１～５００人	31 100.0	1 3.2	15 48.4	－ －	1 3.2	4 12.9	2 6.5	5 16.1	7 22.6	1.2
５０１～１，０００人	50 100.0	3 6.0	19 38.0	－ －	2 4.0	9 18.0	4 8.0	7 14.0	13 26.0	1.2
１，００１人以上	32 100.0	1 3.1	20 62.5	－ －	4 12.5	11 34.4	3 9.4	6 18.8	1 3.1	1.5
無回答	10 100.0	2 20.0	6 60.0	－ －	1 10.0	1 10.0	1 10.0	1 10.0	1 10.0	1.3
問１．所在地ブロック										
北海道	47 100.0	2 4.3	21 44.7	－ －	2 4.3	6 12.8	2 4.3	12 25.5	7 14.9	1.1
東北	63 100.0	4 6.3	24 38.1	－ －	9 14.3	21 33.3	2 3.2	5 7.9	9 14.3	1.2
北関東・甲信	49 100.0	1 2.0	19 38.8	2 4.1	9 18.4	11 22.4	3 6.1	13 26.5	3 6.1	1.3
南関東	176 100.0	13 7.4	29 16.5	1 0.6	23 13.1	32 18.2	6 3.4	33 18.8	61 34.7	1.2
北陸	46 100.0	2 4.3	18 39.1	－ －	6 13.0	12 26.1	3 6.5	7 15.2	5 10.9	1.2
東海	89 100.0	5 5.6	36 40.4	5 5.6	12 13.5	12 13.5	9 10.1	15 16.9	14 15.7	1.3
近畿	108 100.0	11 10.2	43 39.8	1 0.9	9 8.3	16 14.8	9 8.3	14 13.0	25 23.1	1.2
中国	43 100.0	2 4.7	15 34.9	－ －	11 25.6	4 9.3	1 2.3	12 27.9	7 16.3	1.3
四国	16 100.0	－ －	2 12.5	－ －	3 18.8	2 12.5	2 12.5	3 18.8	5 31.3	1.1
九州	83 100.0	4 4.8	35 42.2	2 2.4	7 8.4	23 27.7	3 3.6	12 14.5	10 12.0	1.2
無回答	11 100.0	2 18.2	6 54.5	－ －	1 9.1	－ －	1 9.1	2 18.2	2 18.2	1.3
問１付問．経常利益額の３年前との比較										
増加した計	253 100.0	24 9.5	80 31.6	3 1.2	39 15.4	27 10.7	13 5.1	52 20.6	51 20.2	1.2
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	109 100.0	6 5.5	27 24.8	5 4.6	12 11.0	20 18.3	11 10.1	23 21.1	25 22.9	1.2
減少した計	233 100.0	12 5.2	73 31.3	3 1.3	33 14.2	55 23.6	14 6.0	32 13.7	55 23.6	1.2
事業所の設立から４年未満である	6 100.0	－ －	1 16.7	－ －	－ －	－ －	－ －	4 66.7	1 16.7	1.0
無回答	130 100.0	4 3.1	67 51.5	－ －	8 6.2	37 28.5	3 2.3	17 13.1	16 12.3	1.2
問１付問．労使関係										
過半数代表の労働組合がある	211 100.0	17 8.1	86 40.8	－ －	28 13.3	39 18.5	15 7.1	33 15.6	39 18.5	1.3
過半数代表ではないが、労働組合がある	101 100.0	3 3.0	42 41.6	2 2.0	5 5.0	25 24.8	5 5.0	16 15.8	16 15.8	1.2
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	164 100.0	10 6.1	55 33.5	2 1.2	29 17.7	29 17.7	7 4.3	34 20.7	27 16.5	1.2
労働組合も、定期的な労使協議もない	220 100.0	14 6.4	52 23.6	6 2.7	29 13.2	41 18.6	12 5.5	36 16.4	60 27.3	1.2
無回答	35 100.0	2 5.7	13 37.1	1 2.9	1 2.9	5 14.3	2 5.7	9 25.7	6 17.1	1.1
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分										
特定適用事業所等計	271 100.0	15 5.5	94 34.7	3 1.1	19 7.0	67 24.7	12 4.4	39 14.4	65 24.0	1.2
特定適用事業所等以外の事業所計	251 100.0	16 6.4	83 33.1	6 2.4	48 19.1	41 16.3	20 8.0	41 16.3	45 17.9	1.2
無回答	13 100.0	1 7.7	3 23.1	－ －	1 7.7	1 7.7	－ －	5 38.5	4 30.8	1.2

問１７付問（ｉｉ）．
貴事業所の配偶者手当に、収入要件はありますか（過去５年間に廃止した場合、収入要件はありましたか）。

	配偶者手当を「支給している」か、「過去５年間に廃止した」事業所計	ある（あった）	ない（なかった）	無回答
総数	4,067	2,665	1,147	255
	100.0	65.5	28.2	6.3
問１７．配偶者手当の支給有無				
支給している	3,931	2,576	1,110	245
	100.0	65.5	28.2	6.2
過去５年間に廃止した	136	89	37	10
	100.0	65.4	27.2	7.4
問１．主たる業種				
建設業	494	275	193	26
	100.0	55.7	39.1	5.3
製造業	550	322	193	35
	100.0	58.5	35.1	6.4
電気・ガス・熱供給・水道業	32	16	11	5
	100.0	50.0	34.4	15.6
情報通信業	54	44	9	1
	100.0	81.5	16.7	1.9
運輸業、郵便業	153	80	60	13
	100.0	52.3	39.2	8.5
卸売業	396	199	171	26
	100.0	50.3	43.2	6.6
小売業	411	281	110	20
	100.0	68.4	26.8	4.9
金融業、保険業	144	109	32	3
	100.0	75.7	22.2	2.1
不動産業、物品賃貸業	49	27	20	2
	100.0	55.1	40.8	4.1
学術研究、専門・技術サービス業	134	94	33	7
	100.0	70.1	24.6	5.2
宿泊業、飲食サービス業	183	108	67	8
	100.0	59.0	36.6	4.4
生活関連サービス業、娯楽業	61	43	16	2
	100.0	70.5	26.2	3.3
教育、学習支援業	260	224	21	15
	100.0	86.2	8.1	5.8
医療、福祉	674	516	101	57
	100.0	76.6	15.0	8.5
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	59	53	4	2
	100.0	89.8	6.8	3.4
サービス業（他に分類されないもの）	300	192	89	19
	100.0	64.0	29.7	6.3
公務	54	44	1	9
	100.0	81.5	1.9	16.7
その他	8	6	1	1
	100.0	75.0	12.5	12.5
無回答	51	32	15	4
	100.0	62.7	29.4	7.8
サービス業計	737	490	209	38
	100.0	66.5	28.4	5.2
問１．事業所に於ける雇用者の規模				
３０人以下	1,290	798	415	77
	100.0	61.9	32.2	6.0
３１～１００人	1,551	998	463	90
	100.0	64.3	29.9	5.8
１０１～３００人	744	525	172	47
	100.0	70.6	23.1	6.3
３０１～５００人	155	101	40	14
	100.0	65.2	25.8	9.0
５０１～１，０００人	168	121	29	18
	100.0	72.0	17.3	10.7
１，００１人以上	105	87	11	7
	100.0	82.9	10.5	6.7
無回答	54	35	17	2
	100.0	64.8	31.5	3.7
問１．所在地ブロック				
北海道	251	154	77	20
	100.0	61.4	30.7	8.0
東北	368	245	102	21
	100.0	66.6	27.7	5.7
北関東・甲信	304	206	84	14
	100.0	67.8	27.6	4.6
南関東	860	548	255	57
	100.0	63.7	29.7	6.6
北陸	224	149	67	8
	100.0	66.5	29.9	3.6
東海	506	327	141	38
	100.0	64.6	27.9	7.5
近畿	611	399	171	41
	100.0	65.3	28.0	6.7
中国	316	218	84	14
	100.0	69.0	26.6	4.4
四国	127	92	26	9
	100.0	72.4	20.5	7.1
九州	436	292	116	28
	100.0	67.0	26.6	6.4
無回答	64	35	24	5
	100.0	54.7	37.5	7.8
問１付問．経常利益額の３年前との比較				
増加した計	1,578	974	509	95
	100.0	61.7	32.3	6.0
横ばい（±５％未満の増減）で推移した	754	480	234	40
	100.0	63.7	31.0	5.3
減少した計	1,195	816	311	68
	100.0	68.3	26.0	5.7
事業所の設立から４年未満である	15	9	4	2
	100.0	60.0	26.7	13.3
無回答	525	386	89	50
	100.0	73.5	17.0	9.5
問１付問．労使関係				
過半数代表の労働組合がある	1,053	733	255	65
	100.0	69.6	24.2	6.2
過半数代表ではないが、労働組合がある	409	298	77	34
	100.0	72.9	18.8	8.3
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	1,009	633	315	61
	100.0	62.7	31.2	6.0
労働組合も、定期的な労使協議もない	1,445	921	453	71
	100.0	63.7	31.3	4.9
無回答	151	80	47	24
	100.0	53.0	31.1	15.9
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分				
特定適用事業所等計	1,038	773	186	79
	100.0	74.5	17.9	7.6
特定適用事業所等以外の事業所計	1,695	1,076	512	107
	100.0	63.5	30.2	6.3
無回答	78	50	23	5
	100.0	64.1	29.5	6.4

問１７付問（ｉｉ）付問．現在、支給している配偶者手当の、収入要件はどうなっていますか。

	配偶者手当に収入要件が「ある（あった）」事業所計	１０３万円（配偶者控除の適用を受けるための基準）	１３０万円（配偶者の被用者保険の被扶養者にとどまるための基準）	１５０万円（配偶者控除等を満額受けるための基準）（来年より引上げ予定）	その他	無回答
総数	2,665	1,342	1,145	31	139	8
	100.0	50.4	43.0	1.2	5.2	0.3
問１７．配偶者手当の支給有無						
支給している	2,576	1,276	1,126	31	135	8
	100.0	49.5	43.7	1.2	5.2	0.3
過去５年間に廃止した	89	66	19	－	4	－
	100.0	74.2	21.3	－	4.5	－
問１．主たる業種						
建設業	275	160	98	4	12	1
	100.0	58.2	35.6	1.5	4.4	0.4
製造業	322	200	100	5	17	－
	100.0	62.1	31.1	1.6	5.3	－
電気・ガス・熱供給・水道業	16	6	9	－	1	－
	100.0	37.5	56.3	－	6.3	－
情報通信業	44	24	15	1	4	－
	100.0	54.5	34.1	2.3	9.1	－
運輸業、郵便業	80	40	36	1	3	－
	100.0	50.0	45.0	1.3	3.8	－
卸売業	199	118	65	1	15	－
	100.0	59.3	32.7	0.5	7.5	－
小売業	281	177	92	1	10	1
	100.0	63.0	32.7	0.4	3.6	0.4
金融業、保険業	109	71	26	3	9	－
	100.0	65.1	23.9	2.8	8.3	－
不動産業、物品賃貸業	27	17	9	－	1	－
	100.0	63.0	33.3	－	3.7	－
学術研究、専門・技術サービス業	94	39	44	2	7	2
	100.0	41.5	46.8	2.1	7.4	2.1
宿泊業、飲食サービス業	108	37	62	4	4	1
	100.0	34.3	57.4	3.7	3.7	0.9
生活関連サービス業、娯楽業	43	22	16	2	2	1
	100.0	51.2	37.2	4.7	4.7	2.3
教育、学習支援業	224	73	144	－	7	－
	100.0	32.6	64.3	－	3.1	－
医療、福祉	516	198	282	2	32	2
	100.0	38.4	54.7	0.4	6.2	0.4
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	53	27	23	2	1	－
	100.0	50.9	43.4	3.8	1.9	－
サービス業（他に分類されないもの）	192	119	61	3	9	－
	100.0	62.0	31.8	1.6	4.7	－
公務	44	1	43	－	－	－
	100.0	2.3	97.7	－	－	－
その他	6	1	3	－	2	－
	100.0	16.7	50.0	－	33.3	－
無回答	32	12	17	－	3	－
	100.0	37.5	53.1	－	9.4	－
サービス業計	490	244	206	13	23	4
	100.0	49.8	42.0	2.7	4.7	0.8
問１．事業所に於ける雇用者の規模						
３０人以下	798	398	345	12	42	1
	100.0	49.9	43.2	1.5	5.3	0.1
３１～１００人	998	475	453	13	53	4
	100.0	47.6	45.4	1.3	5.3	0.4
１０１～３００人	525	279	215	5	24	2
	100.0	53.1	41.0	1.0	4.6	0.4
３０１～５００人	101	57	36	1	7	－
	100.0	56.4	35.6	1.0	6.9	－
５０１～１，０００人	121	67	45	－	8	1
	100.0	55.4	37.2	－	6.6	0.8
１，００１人以上	87	47	35	－	5	－
	100.0	54.0	40.2	－	5.7	－
無回答	35	19	16	－	－	－
	100.0	54.3	45.7	－	－	－
問１．所在地ブロック						
北海道	154	71	63	5	13	2
	100.0	46.1	40.9	3.2	8.4	1.3
東北	245	112	104	2	26	1
	100.0	45.7	42.4	0.8	10.6	0.4
北関東・甲信	206	105	93	2	5	1
	100.0	51.0	45.1	1.0	2.4	0.5
南関東	548	292	216	11	27	2
	100.0	53.3	39.4	2.0	4.9	0.4
北陸	149	64	77	1	7	－
	100.0	43.0	51.7	0.7	4.7	－
東海	327	174	132	2	17	2
	100.0	53.2	40.4	0.6	5.2	0.6
近畿	399	212	166	2	19	－
	100.0	53.1	41.6	0.5	4.8	－
中国	218	94	109	3	12	－
	100.0	43.1	50.0	1.4	5.5	－
四国	92	44	43	2	3	－
	100.0	47.8	46.7	2.2	3.3	－
九州	292	151	132	1	8	－
	100.0	51.7	45.2	0.3	2.7	－
無回答	35	23	10	－	2	－
	100.0	65.7	28.6	－	5.7	－
問１付問．経常利益額の３年前との比較						
増加した計	974	514	401	9	47	3
	100.0	52.8	41.2	0.9	4.8	0.3
横ばい（±５％未満の増減）で推移した	480	243	206	8	22	1
	100.0	50.6	42.9	1.7	4.6	0.2
減少した計	816	413	336	12	53	2
	100.0	50.6	41.2	1.5	6.5	0.2
事業所の設立から４年未満である	9	3	3	－	2	1
	100.0	33.3	33.3	－	22.2	11.1
無回答	386	169	199	2	15	1
	100.0	43.8	51.6	0.5	3.9	0.3
問１付問．労使関係						
過半数代表の労働組合がある	733	449	237	10	34	3
	100.0	61.3	32.3	1.4	4.6	0.4
過半数代表ではないが、労働組合がある	298	137	143	1	16	1
	100.0	46.0	48.0	0.3	5.4	0.3
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	633	296	279	12	43	3
	100.0	46.8	44.1	1.9	6.8	0.5
労働組合も、定期的な労使協議もない	921	412	456	8	45	－
	100.0	44.7	49.5	0.9	4.9	－
無回答	80	48	30	－	1	1
	100.0	60.0	37.5	－	1.3	1.3
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分						
特定適用事業所等計	773	405	330	7	26	5
	100.0	52.4	42.7	0.9	3.4	0.6
特定適用事業所等以外の事業所計	1,076	481	513	14	66	2
	100.0	44.7	47.7	1.3	6.1	0.2
無回答	50	22	25	1	2	－
	100.0	44.0	50.0	2.0	4.0	－

問１８．貴事業所では、兼業・副業規制（許可なく他人に雇入れられることや、在職のまま他の職業に従事すること等の禁止）を定めていますか。

	全事業所計	有効回答	就業規則で定めている	内部の規程で定めている	特段、定めていない	無回答
総数	5,523	4,003	257	929	334	
	100.0	72.5	4.7	16.8	6.0	
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	3,786	2,719	195	627	245	
	100.0	71.8	5.2	16.6	6.5	
問１．主たる業種						
建設業	700	512	35	115	38	
	100.0	73.1	5.0	16.4	5.4	
製造業	718	530	23	132	33	
	100.0	73.8	3.2	18.4	4.6	
電気・ガス・熱供給・水道業	44	36	－	7	1	
	100.0	81.8	－	15.9	2.3	
情報通信業	82	71	－	11	－	
	100.0	86.6	－	13.4	－	
運輸業、郵便業	212	152	8	38	14	
	100.0	71.7	3.8	17.9	6.6	
卸売業	525	394	23	73	35	
	100.0	75.0	4.4	13.9	6.7	
小売業	534	380	21	79	54	
	100.0	71.2	3.9	14.8	10.1	
金融業、保険業	196	171	9	11	5	
	100.0	87.2	4.6	5.6	2.6	
不動産業、物品賃貸業	94	74	4	12	4	
	100.0	78.7	4.3	12.8	4.3	
学術研究、専門・技術サービス業	167	126	4	31	6	
	100.0	75.4	2.4	18.6	3.6	
宿泊業、飲食サービス業	276	167	17	71	21	
	100.0	60.5	6.2	25.7	7.6	
生活関連サービス業、娯楽業	96	54	3	30	9	
	100.0	56.3	3.1	31.3	9.4	
教育、学習支援業	286	213	20	37	16	
	100.0	74.5	7.0	12.9	5.6	
医療、福祉	886	614	49	168	55	
	100.0	69.3	5.5	19.0	6.2	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	66	53	6	4	3	
	100.0	80.3	9.1	6.1	4.5	
サービス業（他に分類されないもの）	483	339	22	97	25	
	100.0	70.2	4.6	20.1	5.2	
公務	76	58	9	2	7	
	100.0	76.3	11.8	2.6	9.2	
その他	14	9	－	3	2	
	100.0	64.3	－	21.4	14.3	
無回答	68	50	4	8	6	
	100.0	73.5	5.9	11.8	8.8	
サービス業計	1,088	739	52	233	64	
	100.0	67.9	4.8	21.4	5.9	
問１．事業所に於ける雇用者の規模						
３０人以下	1,797	1,287	93	298	119	
	100.0	71.6	5.2	16.6	6.6	
３１～１００人	2,097	1,478	82	399	138	
	100.0	70.5	3.9	19.0	6.6	
１０１～３００人	993	740	50	152	51	
	100.0	74.5	5.0	15.3	5.1	
３０１～５００人	195	149	10	29	7	
	100.0	76.4	5.1	14.9	3.6	
５０１～１，０００人	216	179	9	21	7	
	100.0	82.9	4.2	9.7	3.2	
１，００１人以上	142	112	11	12	7	
	100.0	78.9	7.7	8.5	4.9	
無回答	83	58	2	18	5	
	100.0	69.9	2.4	21.7	6.0	
問１．所在地ブロック						
北海道	304	218	20	50	16	
	100.0	71.7	6.6	16.4	5.3	
東北	497	361	25	78	33	
	100.0	72.6	5.0	15.7	6.6	
北関東・甲信	390	261	28	71	30	
	100.0	66.9	7.2	18.2	7.7	
南関東	1,249	926	30	223	70	
	100.0	74.1	2.4	17.9	5.6	
北陸	316	232	17	53	14	
	100.0	73.4	5.4	16.8	4.4	
東海	659	471	33	105	50	
	100.0	71.5	5.0	15.9	7.6	
近畿	819	595	35	140	49	
	100.0	72.6	4.3	17.1	6.0	
中国	431	317	20	67	27	
	100.0	73.5	4.6	15.5	6.3	
四国	186	138	11	34	3	
	100.0	74.2	5.9	18.3	1.6	
九州	585	424	35	90	36	
	100.0	72.5	6.0	15.4	6.2	
無回答	87	60	3	18	6	
	100.0	69.0	3.4	20.7	6.9	
問１付問．経常利益額の３年前との比較						
増加した計	2,128	1,616	89	324	99	
	100.0	75.9	4.2	15.2	4.7	
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	1,069	701	70	217	81	
	100.0	65.6	6.5	20.3	7.6	
減少した計	1,606	1,205	67	253	81	
	100.0	75.0	4.2	15.8	5.0	
事業所の設立から４年未満である	38	22	－	13	3	
	100.0	57.9	－	34.2	7.9	
無回答	682	459	31	122	70	
	100.0	67.3	4.5	17.9	10.3	
問１付問．労使関係						
過半数代表の労働組合がある	1,360	1,104	61	133	62	
	100.0	81.2	4.5	9.8	4.6	
過半数代表ではないが、労働組合がある	480	358	25	78	19	
	100.0	74.6	5.2	16.3	4.0	
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	1,362	972	64	246	80	
	100.0	71.4	4.7	18.1	5.9	
労働組合も、定期的な労使協議もない	2,106	1,449	98	424	135	
	100.0	68.8	4.7	20.1	6.4	
無回答	215	120	9	48	38	
	100.0	55.8	4.2	22.3	17.7	
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分						
特定適用事業所等計	1,344	1,050	74	154	66	
	100.0	78.1	5.5	11.5	4.9	
特定適用事業所等以外の事業所計	2,316	1,590	110	454	162	
	100.0	68.7	4.7	19.6	7.0	
無回答	126	79	11	19	17	
	100.0	62.7	8.7	15.1	13.5	

問１８付問①．兼業・副業規制の適用範囲を、教えてください。

（複数回答）	兼業・副業規制を定めている」事業所計	正社員（無期契約）	再雇用者（正社員の定年後、）	フルタイム労働者（１，２以外）	短時間労働者（１，２以外）	無回答	平均選択数
総数	4,260	4,001	2,705	1,857	1,302	74	2.4
	100.0	93.9	63.5	43.6	30.6	1.7	
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	2,914	2,721	1,790	1,271	965	47	2.4
	100.0	93.4	61.4	43.6	33.1	1.6	
問１８．兼業・副業規制の規定状況							
就業規則で定めている	4,003	3,798	2,578	1,767	1,213	63	2.4
	100.0	94.9	64.4	44.1	30.3	1.6	
内部の規程で定めている	257	203	127	90	89	11	2.1
	100.0	79.0	49.4	35.0	34.6	4.3	
問１．主たる業種							
建設業	547	521	383	227	123	13	2.4
	100.0	95.2	70.0	41.5	22.5	2.4	
製造業	553	536	404	271	205	9	2.6
	100.0	96.9	73.1	49.0	37.1	1.6	
電気・ガス・熱供給・水道業	36	35	21	18	10	－	2.3
	100.0	97.2	58.3	50.0	27.8	－	
情報通信業	71	71	48	30	25	－	2.5
	100.0	100.0	67.6	42.3	35.2	－	
運輸業、郵便業	160	145	111	62	50	2	2.3
	100.0	90.6	69.4	38.8	31.3	1.3	
卸売業	417	399	278	174	124	8	2.4
	100.0	95.7	66.7	41.7	29.7	1.9	
小売業	401	373	232	143	95	4	2.1
	100.0	93.0	57.9	35.7	23.7	1.0	
金融業、保険業	180	172	138	112	103	6	3.0
	100.0	95.6	76.7	62.2	57.2	3.3	
不動産業、物品賃貸業	78	72	58	47	26	4	2.7
	100.0	92.3	74.4	60.3	33.3	5.1	
学術研究、専門・技術サービス業	130	123	84	56	39	2	2.4
	100.0	94.6	64.6	43.1	30.0	1.5	
宿泊業、飲食サービス業	184	160	85	51	35	4	1.8
	100.0	87.0	46.2	27.7	19.0	2.2	
生活関連サービス業、娯楽業	57	47	31	29	17	1	2.2
	100.0	82.5	54.4	50.9	29.8	1.8	
教育、学習支援業	233	226	134	89	35	5	2.1
	100.0	97.0	57.5	38.2	15.0	2.1	
医療、福祉	663	609	356	290	237	12	2.3
	100.0	91.9	53.7	43.7	35.7	1.8	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	59	58	31	21	16	－	2.1
	100.0	98.3	52.5	35.6	27.1	－	
サービス業（他に分類されないもの）	361	331	228	176	115	3	2.4
	100.0	91.7	63.2	48.8	31.9	0.8	
公務	67	64	52	40	34	－	2.8
	100.0	95.5	77.6	59.7	50.7	－	
その他	9	9	7	4	4	－	2.7
	100.0	100.0	77.8	44.4	44.4	－	
無回答	54	50	24	17	9	1	1.9
	100.0	92.6	44.4	31.5	16.7	1.9	
サービス業計	791	719	459	333	222	10	2.2
	100.0	90.9	58.0	42.1	28.1	1.3	
問１．事業所に於ける雇用者の規模							
３０人以下	1,380	1,284	849	589	414	25	2.3
	100.0	93.0	61.5	42.7	30.0	1.8	
３１～１００人	1,560	1,470	989	652	438	27	2.3
	100.0	94.2	63.4	41.8	28.1	1.7	
１０１～３００人	790	744	491	340	238	14	2.3
	100.0	94.2	62.2	43.0	30.1	1.8	
３０１～５００人	159	149	118	91	69	2	2.7
	100.0	93.7	74.2	57.2	43.4	1.3	
５０１～１，０００人	188	179	134	98	74	4	2.6
	100.0	95.2	71.3	52.1	39.4	2.1	
１，００１人以上	123	119	89	63	53	1	2.7
	100.0	96.7	72.4	51.2	43.1	0.8	
無回答	60	56	35	24	16	1	2.2
	100.0	93.3	58.3	40.0	26.7	1.7	
問１．所在地ブロック							
北海道	238	221	150	106	67	5	2.3
	100.0	92.9	63.0	44.5	28.2	2.1	
東北	386	362	257	205	138	5	2.5
	100.0	93.8	66.6	53.1	35.8	1.3	
北関東・甲信	289	266	183	124	102	6	2.4
	100.0	92.0	63.3	42.9	35.3	2.1	
南関東	956	902	603	389	265	13	2.3
	100.0	94.4	63.1	40.7	27.7	1.4	
北陸	249	231	152	96	66	11	2.3
	100.0	92.8	61.0	38.6	26.5	4.4	
東海	504	475	318	226	173	12	2.4
	100.0	94.2	63.1	44.8	34.3	2.4	
近畿	630	589	390	270	172	8	2.3
	100.0	93.5	61.9	42.9	27.3	1.3	
中国	337	323	217	137	101	4	2.3
	100.0	95.8	64.4	40.7	30.0	1.2	
四国	149	142	97	67	51	2	2.4
	100.0	95.3	65.1	45.0	34.2	1.3	
九州	459	436	307	219	156	4	2.5
	100.0	95.0	66.9	47.7	34.0	0.9	
無回答	63	54	31	18	11	4	1.9
	100.0	85.7	49.2	28.6	17.5	6.3	
問１付問．経常利益額の３年前との比較							
増加した計	1,705	1,600	1,104	769	528	26	2.4
	100.0	93.8	64.8	45.1	31.0	1.5	
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	771	713	469	300	217	12	2.2
	100.0	92.5	60.8	38.9	28.1	1.6	
減少した計	1,272	1,214	833	563	398	20	2.4
	100.0	95.4	65.5	44.3	31.3	1.6	
事業所の設立から４年未満である	22	22	15	10	9	－	2.6
	100.0	100.0	68.2	45.5	40.9	－	
無回答	490	452	284	215	150	16	2.3
	100.0	92.2	58.0	43.9	30.6	3.3	
問１付問．労使関係							
過半数代表の労働組合がある	1,165	1,112	784	538	391	17	2.5
	100.0	95.5	67.3	46.2	33.6	1.5	
過半数代表ではないが、労働組合がある	383	364	241	176	98	9	2.4
	100.0	95.0	62.9	46.0	25.6	2.3	
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	1,036	971	667	473	337	21	2.4
	100.0	93.7	64.4	45.7	32.5	2.0	
労働組合も、定期的な労使協議もない	1,547	1,440	943	620	446	22	2.3
	100.0	93.1	61.0	40.1	28.8	1.4	
無回答	129	114	70	50	30	5	2.1
	100.0	88.4	54.3	38.8	23.3	3.9	
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分							
特定適用事業所等計	1,124	1,062	714	520	409	12	2.4
	100.0	94.5	63.5	46.3	36.4	1.1	
特定適用事業所等以外の事業所計	1,700	1,580	1,034	711	524	32	2.3
	100.0	92.9	60.8	41.8	30.8	1.9	
無回答	90	79	42	40	32	3	2.2
	100.0	87.8	46.7	44.4	35.6	3.3	

問１８付問②．規制の有無に依らず、貴事業所として兼業・副業の実態をどの程度、把握していますか。

	全事業所計有効回答	ほとんど把握している	ある程度、把握している	把握していない	無回答
総数	5,523	1,326	2,006	1,900	291
	100.0	24.0	36.3	34.4	5.3
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	3,786	876	1,487	1,227	196
	100.0	23.1	39.3	32.4	5.2
問１８．兼業・副業規制の規定状況					
就業規則で定めている	4,003	1,095	1,481	1,260	167
	100.0	27.4	37.0	31.5	4.2
内部の規程で定めている	257	78	105	60	14
	100.0	30.4	40.9	23.3	5.4
問１．主たる業種					
建設業	700	181	204	288	27
	100.0	25.9	29.1	41.1	3.9
製造業	718	129	235	328	26
	100.0	18.0	32.7	45.7	3.6
電気・ガス・熱供給・水道業	44	16	12	11	5
	100.0	36.4	27.3	25.0	11.4
情報通信業	82	21	23	34	4
	100.0	25.6	28.0	41.5	4.9
運輸業、郵便業	212	48	75	80	9
	100.0	22.6	35.4	37.7	4.2
卸売業	525	110	155	228	32
	100.0	21.0	29.5	43.4	6.1
小売業	534	118	224	166	26
	100.0	22.1	41.9	31.1	4.9
金融業、保険業	196	73	57	49	17
	100.0	37.2	29.1	25.0	8.7
不動産業、物品賃貸業	94	26	36	29	3
	100.0	27.7	38.3	30.9	3.2
学術研究、専門・技術サービス業	167	37	43	85	2
	100.0	22.2	25.7	50.9	1.2
宿泊業、飲食サービス業	276	52	125	80	19
	100.0	18.8	45.3	29.0	6.9
生活関連サービス業、娯楽業	96	26	41	25	4
	100.0	27.1	42.7	26.0	4.2
教育、学習支援業	286	84	131	55	16
	100.0	29.4	45.8	19.2	5.6
医療、福祉	886	217	387	229	53
	100.0	24.5	43.7	25.8	6.0
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	66	18	22	22	4
	100.0	27.3	33.3	33.3	6.1
サービス業（他に分類されないもの）	483	120	173	163	27
	100.0	24.8	35.8	33.7	5.6
公務	76	34	25	7	10
	100.0	44.7	32.9	9.2	13.2
その他	14	2	7	5	－
	100.0	14.3	50.0	35.7	－
無回答	68	14	31	16	7
	100.0	20.6	45.6	23.5	10.3
サービス業計	1,088	253	404	375	56
	100.0	23.3	37.1	34.5	5.1
問１．事業所に於ける雇用者の規模					
３０人以下	1,797	474	620	581	122
	100.0	26.4	34.5	32.3	6.8
３１～１００人	2,097	483	799	720	95
	100.0	23.0	38.1	34.3	4.5
１０１～３００人	993	213	360	372	48
	100.0	21.5	36.3	37.5	4.8
３０１～５００人	195	48	62	78	7
	100.0	24.6	31.8	40.0	3.6
５０１～１，０００人	216	51	82	77	6
	100.0	23.6	38.0	35.6	2.8
１，００１人以上	142	38	53	43	8
	100.0	26.8	37.3	30.3	5.6
無回答	83	19	30	29	5
	100.0	22.9	36.1	34.9	6.0
問１．所在地ブロック					
北海道	304	100	107	85	12
	100.0	32.9	35.2	28.0	3.9
東北	497	147	177	149	24
	100.0	29.6	35.6	30.0	4.8
北関東・甲信	390	100	150	121	19
	100.0	25.6	38.5	31.0	4.9
南関東	1,249	298	443	458	50
	100.0	23.9	35.5	36.7	4.0
北陸	316	70	122	108	16
	100.0	22.2	38.6	34.2	5.1
東海	659	141	230	243	45
	100.0	21.4	34.9	36.9	6.8
近畿	819	132	315	321	51
	100.0	16.1	38.5	39.2	6.2
中国	431	113	142	149	27
	100.0	26.2	32.9	34.6	6.3
四国	186	42	67	67	10
	100.0	22.6	36.0	36.0	5.4
九州	585	154	224	173	34
	100.0	26.3	38.3	29.6	5.8
無回答	87	29	29	26	3
	100.0	33.3	33.3	29.9	3.4
問１付問．経常利益額の３年前との比較					
増加した計	2,128	536	709	795	88
	100.0	25.2	33.3	37.4	4.1
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	1,069	250	399	366	54
	100.0	23.4	37.3	34.2	5.1
減少した計	1,606	368	623	537	78
	100.0	22.9	38.8	33.4	4.9
事業所の設立から４年未満である	38	9	19	7	3
	100.0	23.7	50.0	18.4	7.9
無回答	682	163	256	195	68
	100.0	23.9	37.5	28.6	10.0
問１付問．労使関係					
過半数代表の労働組合がある	1,360	385	418	480	77
	100.0	28.3	30.7	35.3	5.7
過半数代表ではないが、労働組合がある	480	116	215	128	21
	100.0	24.2	44.8	26.7	4.4
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	1,362	318	519	449	76
	100.0	23.3	38.1	33.0	5.6
労働組合も、定期的な労使協議もない	2,106	452	789	771	94
	100.0	21.5	37.5	36.6	4.5
無回答	215	55	65	72	23
	100.0	25.6	30.2	33.5	10.7
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分					
特定適用事業所等計	1,344	353	511	408	72
	100.0	26.3	38.0	30.4	5.4
特定適用事業所等以外の事業所計	2,316	491	935	779	111
	100.0	21.2	40.4	33.6	4.8
無回答	126	32	41	40	13
	100.0	25.4	32.5	31.7	10.3

問１８付問③．一般に、労働者が兼業・副業を行っている場合に、兼業・副業先の労働条件（所定労働時間の長さや月額賃金等）を通算して、社会保険の適用可否を判断することについて、どのように考えますか。

「Ａ．兼業・副業の拡大につながる」⇔「Ｂ．兼業・副業の抑制につながる」

	全有効回答事業所計	Ａである	どちらかと言えばＡ	何とも言えない	どちらかと言えばＢ	Ｂである	無回答	拡大．Ａに兼業・副業につながる計の	抑制．Ｂに兼業・副業につながる計の
総数	5,523	168	466	3,322	836	443	288	634	1,279
	100.0	3.0	8.4	60.1	15.1	8.0	5.2	11.5	23.2
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	3,786	118	322	2,291	571	300	184	440	871
	100.0	3.1	8.5	60.5	15.1	7.9	4.9	11.6	23.0
問１．主たる業種									
建設業	700	19	51	437	88	64	41	70	152
	100.0	2.7	7.3	62.4	12.6	9.1	5.9	10.0	21.7
製造業	718	13	69	427	114	55	40	82	169
	100.0	1.8	9.6	59.5	15.9	7.7	5.6	11.4	23.5
電気・ガス・熱供給・水道業	44	－	3	32	6	2	1	3	8
	100.0	－	6.8	72.7	13.6	4.5	2.3	6.8	18.2
情報通信業	82	4	6	49	12	8	3	10	20
	100.0	4.9	7.3	59.8	14.6	9.8	3.7	12.2	24.4
運輸業、郵便業	212	2	15	119	31	24	21	17	55
	100.0	0.9	7.1	56.1	14.6	11.3	9.9	8.0	25.9
卸売業	525	19	48	302	77	47	32	67	124
	100.0	3.6	9.1	57.5	14.7	9.0	6.1	12.8	23.6
小売業	534	40	55	285	92	41	21	95	133
	100.0	7.5	10.3	53.4	17.2	7.7	3.9	17.8	24.9
金融業、保険業	196	5	23	124	21	17	6	28	38
	100.0	2.6	11.7	63.3	10.7	8.7	3.1	14.3	19.4
不動産業、物品賃貸業	94	2	8	48	19	12	5	10	31
	100.0	2.1	8.5	51.1	20.2	12.8	5.3	10.6	33.0
学術研究、専門・技術サービス業	167	7	12	104	34	7	3	19	41
	100.0	4.2	7.2	62.3	20.4	4.2	1.8	11.4	24.6
宿泊業、飲食サービス業	276	11	23	154	52	25	11	34	77
	100.0	4.0	8.3	55.8	18.8	9.1	4.0	12.3	27.9
生活関連サービス業、娯楽業	96	－	8	57	16	10	5	8	26
	100.0	－	8.3	59.4	16.7	10.4	5.2	8.3	27.1
教育、学習支援業	286	10	31	201	23	8	13	41	31
	100.0	3.5	10.8	70.3	8.0	2.8	4.5	14.3	10.8
医療、福祉	886	19	63	569	128	63	44	82	191
	100.0	2.1	7.1	64.2	14.4	7.1	5.0	9.3	21.6
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	66	2	3	45	9	6	1	5	15
	100.0	3.0	4.5	68.2	13.6	9.1	1.5	7.6	22.7
サービス業（他に分類されないもの）	483	13	36	265	97	46	26	49	143
	100.0	2.7	7.5	54.9	20.1	9.5	5.4	10.1	29.6
公務	76	1	4	50	7	5	9	5	12
	100.0	1.3	5.3	65.8	9.2	6.6	11.8	6.6	15.8
その他	14	1	1	9	2	1	－	2	3
	100.0	7.1	7.1	64.3	14.3	7.1	－	14.3	21.4
無回答	68	－	7	45	8	2	6	7	10
	100.0	－	10.3	66.2	11.8	2.9	8.8	10.3	14.7
サービス業計	1,088	33	82	625	208	94	46	115	302
	100.0	3.0	7.5	57.4	19.1	8.6	4.2	10.6	27.8
問１．事業所に於ける雇用者の規模									
３０人以下	1,797	56	143	1,058	297	137	106	199	434
	100.0	3.1	8.0	58.9	16.5	7.6	5.9	11.1	24.2
３１～１００人	2,097	70	186	1,262	297	169	113	256	466
	100.0	3.3	8.9	60.2	14.2	8.1	5.4	12.2	22.2
１０１～３００人	993	27	74	606	148	94	44	101	242
	100.0	2.7	7.5	61.0	14.9	9.5	4.4	10.2	24.4
３０１～５００人	195	5	23	112	33	13	9	28	46
	100.0	2.6	11.8	57.4	16.9	6.7	4.6	14.4	23.6
５０１～１，０００人	216	4	22	147	23	14	6	26	37
	100.0	1.9	10.2	68.1	10.6	6.5	2.8	12.0	17.1
１，００１人以上	142	4	9	91	22	9	7	13	31
	100.0	2.8	6.3	64.1	15.5	6.3	4.9	9.2	21.8
無回答	83	2	9	46	16	7	3	11	23
	100.0	2.4	10.8	55.4	19.3	8.4	3.6	13.3	27.7
問１．所在地ブロック									
北海道	304	12	23	201	29	23	16	35	52
	100.0	3.9	7.6	66.1	9.5	7.6	5.3	11.5	17.1
東北	497	11	46	313	59	38	30	57	97
	100.0	2.2	9.3	63.0	11.9	7.6	6.0	11.5	19.5
北関東・甲信	390	15	30	209	83	31	22	45	114
	100.0	3.8	7.7	53.6	21.3	7.9	5.6	11.5	29.2
南関東	1,249	59	99	753	173	106	59	158	279
	100.0	4.7	7.9	60.3	13.9	8.5	4.7	12.7	22.3
北陸	316	8	23	202	53	20	10	31	73
	100.0	2.5	7.3	63.9	16.8	6.3	3.2	9.8	23.1
東海	659	13	45	402	114	54	31	58	168
	100.0	2.0	6.8	61.0	17.3	8.2	4.7	8.8	25.5
近畿	819	15	79	471	140	72	42	94	212
	100.0	1.8	9.6	57.5	17.1	8.8	5.1	11.5	25.9
中国	431	12	41	259	54	29	36	53	83
	100.0	2.8	9.5	60.1	12.5	6.7	8.4	12.3	19.3
四国	186	4	20	107	28	19	8	24	47
	100.0	2.2	10.8	57.5	15.1	10.2	4.3	12.9	25.3
九州	585	16	52	357	88	47	25	68	135
	100.0	2.7	8.9	61.0	15.0	8.0	4.3	11.6	23.1
無回答	87	3	8	48	15	4	9	11	19
	100.0	3.4	9.2	55.2	17.2	4.6	10.3	12.6	21.8
問１付問．経常利益額の３年前との比較									
増加した計	2,128	91	143	1,233	373	187	101	234	560
	100.0	4.3	6.7	57.9	17.5	8.8	4.7	11.0	26.3
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	1,069	18	89	661	147	93	61	107	240
	100.0	1.7	8.3	61.8	13.8	8.7	5.7	10.0	22.5
減少した計	1,606	44	151	998	230	123	60	195	353
	100.0	2.7	9.4	62.1	14.3	7.7	3.7	12.1	22.0
事業所の設立から４年未満である	38	－	9	21	7	1	－	9	8
	100.0	－	23.7	55.3	18.4	2.6	－	23.7	21.1
無回答	682	15	74	409	79	39	66	89	118
	100.0	2.2	10.9	60.0	11.6	5.7	9.7	13.0	17.3
問１付問．労使関係									
過半数代表の労働組合がある	1,360	58	101	837	183	119	62	159	302
	100.0	4.3	7.4	61.5	13.5	8.8	4.6	11.7	22.2
過半数代表ではないが、労働組合がある	480	11	50	304	60	37	18	61	97
	100.0	2.3	10.4	63.3	12.5	7.7	3.8	12.7	20.2
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	1,362	38	103	795	229	110	87	141	339
	100.0	2.8	7.6	58.4	16.8	8.1	6.4	10.4	24.9
労働組合も、定期的な労使協議もない	2,106	54	193	1,261	336	167	95	247	503
	100.0	2.6	9.2	59.9	16.0	7.9	4.5	11.7	23.9
無回答	215	7	19	125	28	10	26	26	38
	100.0	3.3	8.8	58.1	13.0	4.7	12.1	12.1	17.7
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分									
特定適用事業所等計	1,344	50	105	824	196	112	57	155	308
	100.0	3.7	7.8	61.3	14.6	8.3	4.2	11.5	22.9
特定適用事業所等以外の事業所計	2,316	63	209	1,385	360	185	114	272	545
	100.0	2.7	9.0	59.8	15.5	8.0	4.9	11.7	23.5
無回答	126	5	8	82	15	3	13	13	18
	100.0	4.0	6.3	65.1	11.9	2.4	10.3	10.3	14.3

「Ａ．人材の確保・定着につながる」⇔「Ｂ．人材の流出につながる」

	全有効回答事業所計	Ａである	どちらかと言えばＡ	何とも言えない	どちらかと言えばＢ	Ｂである	無回答	Ａ．人材の確保・定着につながる計	Ｂ．人材の流出につながる計
総数	5,523	90	550	3,718	616	261	288	640	877
	100.0	1.6	10.0	67.3	11.2	4.7	5.2	11.6	15.9
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	3,786	57	383	2,548	434	177	187	440	611
	100.0	1.5	10.1	67.3	11.5	4.7	4.9	11.6	16.1
問１．主たる業種									
建設業	700	12	60	486	79	25	38	72	104
	100.0	1.7	8.6	69.4	11.3	3.6	5.4	10.3	14.9
製造業	718	8	69	481	96	24	40	77	120
	100.0	1.1	9.6	67.0	13.4	3.3	5.6	10.7	16.7
電気・ガス・熱供給・水道業	44	－	6	33	4	－	1	6	4
	100.0	－	13.6	75.0	9.1	－	2.3	13.6	9.1
情報通信業	82	1	7	55	10	6	3	8	16
	100.0	1.2	8.5	67.1	12.2	7.3	3.7	9.8	19.5
運輸業、郵便業	212	－	24	136	19	15	18	24	34
	100.0	－	11.3	64.2	9.0	7.1	8.5	11.3	16.0
卸売業	525	11	56	359	45	22	32	67	67
	100.0	2.1	10.7	68.4	8.6	4.2	6.1	12.8	12.8
小売業	534	12	40	364	65	32	21	52	97
	100.0	2.2	7.5	68.2	12.2	6.0	3.9	9.7	18.2
金融業、保険業	196	2	25	140	13	9	7	27	22
	100.0	1.0	12.8	71.4	6.6	4.6	3.6	13.8	11.2
不動産業、物品賃貸業	94	3	12	58	12	4	5	15	16
	100.0	3.2	12.8	61.7	12.8	4.3	5.3	16.0	17.0
学術研究、専門・技術サービス業	167	2	8	127	23	5	2	10	28
	100.0	1.2	4.8	76.0	13.8	3.0	1.2	6.0	16.8
宿泊業、飲食サービス業	276	6	32	163	44	19	12	38	63
	100.0	2.2	11.6	59.1	15.9	6.9	4.3	13.8	22.8
生活関連サービス業、娯楽業	96	1	12	58	13	7	5	13	20
	100.0	1.0	12.5	60.4	13.5	7.3	5.2	13.5	20.8
教育、学習支援業	286	2	29	221	17	3	14	31	20
	100.0	0.7	10.1	77.3	5.9	1.0	4.9	10.8	7.0
医療、福祉	886	18	98	575	98	54	43	116	152
	100.0	2.0	11.1	64.9	11.1	6.1	4.9	13.1	17.2
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	66	1	5	46	10	3	1	6	13
	100.0	1.5	7.6	69.7	15.2	4.5	1.5	9.1	19.7
サービス業（他に分類されないもの）	483	8	57	300	58	30	30	65	88
	100.0	1.7	11.8	62.1	12.0	6.2	6.2	13.5	18.2
公務	76	2	1	59	2	2	10	3	4
	100.0	2.6	1.3	77.6	2.6	2.6	13.2	3.9	5.3
その他	14	－	2	10	2	－	－	2	2
	100.0	－	14.3	71.4	14.3	－	－	14.3	14.3
無回答	68	1	7	47	6	1	6	8	7
	100.0	1.5	10.3	69.1	8.8	1.5	8.8	11.8	10.3
サービス業計	1,088	18	114	694	148	64	50	132	212
	100.0	1.7	10.5	63.8	13.6	5.9	4.6	12.1	19.5
問１．事業所に於ける雇用者の規模									
３０人以下	1,797	34	192	1,162	218	87	104	226	305
	100.0	1.9	10.7	64.7	12.1	4.8	5.8	12.6	17.0
３１～１００人	2,097	41	205	1,435	211	90	115	246	301
	100.0	2.0	9.8	68.4	10.1	4.3	5.5	11.7	14.4
１０１～３００人	993	9	101	670	115	54	44	110	169
	100.0	0.9	10.2	67.5	11.6	5.4	4.4	11.1	17.0
３０１～５００人	195	－	18	135	28	5	9	18	33
	100.0	－	9.2	69.2	14.4	2.6	4.6	9.2	16.9
５０１～１，０００人	216	4	19	159	21	6	7	23	27
	100.0	1.9	8.8	73.6	9.7	2.8	3.2	10.6	12.5
１，００１人以上	142	2	8	102	16	8	6	10	24
	100.0	1.4	5.6	71.8	11.3	5.6	4.2	7.0	16.9
無回答	83	－	7	55	7	11	3	7	18
	100.0	－	8.4	66.3	8.4	13.3	3.6	8.4	21.7
問１．所在地ブロック									
北海道	304	8	26	203	34	17	16	34	51
	100.0	2.6	8.6	66.8	11.2	5.6	5.3	11.2	16.8
東北	497	7	58	333	44	26	29	65	70
	100.0	1.4	11.7	67.0	8.9	5.2	5.8	13.1	14.1
北関東・甲信	390	8	48	260	39	13	22	56	52
	100.0	2.1	12.3	66.7	10.0	3.3	5.6	14.4	13.3
南関東	1,249	18	109	863	141	60	58	127	201
	100.0	1.4	8.7	69.1	11.3	4.8	4.6	10.2	16.1
北陸	316	9	24	225	38	10	10	33	48
	100.0	2.8	7.6	71.2	12.0	3.2	3.2	10.4	15.2
東海	659	10	59	450	83	26	31	69	109
	100.0	1.5	9.0	68.3	12.6	3.9	4.7	10.5	16.5
近畿	819	8	101	530	93	46	41	109	139
	100.0	1.0	12.3	64.7	11.4	5.6	5.0	13.3	17.0
中国	431	7	42	275	47	22	38	49	69
	100.0	1.6	9.7	63.8	10.9	5.1	8.8	11.4	16.0
四国	186	2	20	122	23	10	9	22	33
	100.0	1.1	10.8	65.6	12.4	5.4	4.8	11.8	17.7
九州	585	12	53	403	61	30	26	65	91
	100.0	2.1	9.1	68.9	10.4	5.1	4.4	11.1	15.6
無回答	87	1	10	54	13	1	8	11	14
	100.0	1.1	11.5	62.1	14.9	1.1	9.2	12.6	16.1
問１付問．経常利益額の３年前との比較									
増加した計	2,128	41	212	1,421	245	109	100	253	354
	100.0	1.9	10.0	66.8	11.5	5.1	4.7	11.9	16.6
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	1,069	15	116	711	117	53	57	131	170
	100.0	1.4	10.9	66.5	10.9	5.0	5.3	12.3	15.9
減少した計	1,606	26	136	1,123	180	77	64	162	257
	100.0	1.6	8.5	69.9	11.2	4.8	4.0	10.1	16.0
事業所の設立から４年未満である	38	－	11	22	4	1	－	11	5
	100.0	－	28.9	57.9	10.5	2.6	－	28.9	13.2
無回答	682	8	75	441	70	21	67	83	91
	100.0	1.2	11.0	64.7	10.3	3.1	9.8	12.2	13.3
問１付問．労使関係									
過半数代表の労働組合がある	1,360	18	125	947	146	65	59	143	211
	100.0	1.3	9.2	69.6	10.7	4.8	4.3	10.5	15.5
過半数代表ではないが、労働組合がある	480	6	53	337	47	18	19	59	65
	100.0	1.3	11.0	70.2	9.8	3.8	4.0	12.3	13.5
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	1,362	27	128	889	160	70	88	155	230
	100.0	2.0	9.4	65.3	11.7	5.1	6.5	11.4	16.9
労働組合も、定期的な労使協議もない	2,106	34	223	1,419	237	97	96	257	334
	100.0	1.6	10.6	67.4	11.3	4.6	4.6	12.2	15.9
無回答	215	5	21	126	26	11	26	26	37
	100.0	2.3	9.8	58.6	12.1	5.1	12.1	12.1	17.2
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分									
特定適用事業所等計	1,344	18	110	945	136	79	56	128	215
	100.0	1.3	8.2	70.3	10.1	5.9	4.2	9.5	16.0
特定適用事業所等以外の事業所計	2,316	38	256	1,514	293	98	117	294	391
	100.0	1.6	11.1	65.4	12.7	4.2	5.1	12.7	16.9
無回答	126	1	17	89	5	－	14	18	5
	100.0	0.8	13.5	70.6	4.0	－	11.1	14.3	4.0

「Ａ．社会保険料負担の増加よりも、人材の確保を優先したい」
⇔「Ｂ．人材の確保よりも、社会保険料負担が増加しないことを優先したい」

	全有効回答事業所計	Aである	どちらかと言えばA	何とも言えない	どちらかと言えばB	Bである	無回答	A．社会保険料負担の増加よりも、人材の確保を優先したい計	B．人材の確保よりも、社会保険料負担が増加しないことを優先したい計
総数	5,523	546	1,169	3,100	298	125	285	1,715	423
	100.0	9.9	21.2	56.1	5.4	2.3	5.2	31.1	7.7
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	3,786	391	847	2,062	210	89	187	1,238	299
	100.0	10.3	22.4	54.5	5.5	2.4	4.9	32.7	7.9
問１．主たる業種									
建設業	700	70	161	392	23	16	38	231	39
	100.0	10.0	23.0	56.0	3.3	2.3	5.4	33.0	5.6
製造業	718	59	155	424	26	13	41	214	39
	100.0	8.2	21.6	59.1	3.6	1.8	5.7	29.8	5.4
電気・ガス・熱供給・水道業	44	2	5	34	2	－	1	7	2
	100.0	4.5	11.4	77.3	4.5	－	2.3	15.9	4.5
情報通信業	82	7	9	57	3	3	3	16	6
	100.0	8.5	11.0	69.5	3.7	3.7	3.7	19.5	7.3
運輸業、郵便業	212	27	32	116	12	6	19	59	18
	100.0	12.7	15.1	54.7	5.7	2.8	9.0	27.8	8.5
卸売業	525	47	108	294	33	13	30	155	46
	100.0	9.0	20.6	56.0	6.3	2.5	5.7	29.5	8.8
小売業	534	73	120	268	36	16	21	193	52
	100.0	13.7	22.5	50.2	6.7	3.0	3.9	36.1	9.7
金融業、保険業	196	20	41	119	6	3	7	61	9
	100.0	10.2	20.9	60.7	3.1	1.5	3.6	31.1	4.6
不動産業、物品賃貸業	94	5	17	55	7	5	5	22	12
	100.0	5.3	18.1	58.5	7.4	5.3	5.3	23.4	12.8
学術研究、専門・技術サービス業	167	13	35	102	13	2	2	48	15
	100.0	7.8	21.0	61.1	7.8	1.2	1.2	28.7	9.0
宿泊業、飲食サービス業	276	27	76	128	22	9	14	103	31
	100.0	9.8	27.5	46.4	8.0	3.3	5.1	37.3	11.2
生活関連サービス業、娯楽業	96	11	24	36	15	7	3	35	22
	100.0	11.5	25.0	37.5	15.6	7.3	3.1	36.5	22.9
教育、学習支援業	286	11	30	202	18	9	16	41	27
	100.0	3.8	10.5	70.6	6.3	3.1	5.6	14.3	9.4
医療、福祉	886	114	213	460	47	11	41	327	58
	100.0	12.9	24.0	51.9	5.3	1.2	4.6	36.9	6.5
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	66	5	19	39	2	－	1	24	2
	100.0	7.6	28.8	59.1	3.0	－	1.5	36.4	3.0
サービス業（他に分類されないもの）	483	45	110	264	27	10	27	155	37
	100.0	9.3	22.8	54.7	5.6	2.1	5.6	32.1	7.7
公務	76	4	5	53	3	1	10	9	4
	100.0	5.3	6.6	69.7	3.9	1.3	13.2	11.8	5.3
その他	14	3	－	10	1	－	－	3	1
	100.0	21.4	－	71.4	7.1	－	－	21.4	7.1
無回答	68	3	9	47	2	1	6	12	3
	100.0	4.4	13.2	69.1	2.9	1.5	8.8	17.6	4.4
サービス業計	1,088	101	264	569	79	28	47	365	107
	100.0	9.3	24.3	52.3	7.3	2.6	4.3	33.5	9.8
問１．事業所に於ける雇用者の規模									
３０人以下	1,797	164	375	1,013	106	34	105	539	140
	100.0	9.1	20.9	56.4	5.9	1.9	5.8	30.0	7.8
３１～１００人	2,097	223	466	1,134	115	45	114	689	160
	100.0	10.6	22.2	54.1	5.5	2.1	5.4	32.9	7.6
１０１～３００人	993	108	201	571	43	28	42	309	71
	100.0	10.9	20.2	57.5	4.3	2.8	4.2	31.1	7.2
３０１～５００人	195	17	40	110	12	6	10	57	18
	100.0	8.7	20.5	56.4	6.2	3.1	5.1	29.2	9.2
５０１～１，０００人	216	18	48	131	9	3	7	66	12
	100.0	8.3	22.2	60.6	4.2	1.4	3.2	30.6	5.6
１，００１人以上	142	10	18	98	6	4	6	28	10
	100.0	7.0	12.7	69.0	4.2	2.8	4.2	19.7	7.0
無回答	83	6	21	43	7	5	1	27	12
	100.0	7.2	25.3	51.8	8.4	6.0	1.2	32.5	14.5
問１．所在地ブロック									
北海道	304	24	58	183	19	6	14	82	25
	100.0	7.9	19.1	60.2	6.3	2.0	4.6	27.0	8.2
東北	497	46	101	296	20	8	26	147	28
	100.0	9.3	20.3	59.6	4.0	1.6	5.2	29.6	5.6
北関東・甲信	390	47	90	197	24	10	22	137	34
	100.0	12.1	23.1	50.5	6.2	2.6	5.6	35.1	8.7
南関東	1,249	134	250	696	86	28	55	384	114
	100.0	10.7	20.0	55.7	6.9	2.2	4.4	30.7	9.1
北陸	316	33	63	191	16	4	9	96	20
	100.0	10.4	19.9	60.4	5.1	1.3	2.8	30.4	6.3
東海	659	68	132	380	29	17	33	200	46
	100.0	10.3	20.0	57.7	4.4	2.6	5.0	30.3	7.0
近畿	819	66	198	443	53	18	41	264	71
	100.0	8.1	24.2	54.1	6.5	2.2	5.0	32.2	8.7
中国	431	42	95	226	18	10	40	137	28
	100.0	9.7	22.0	52.4	4.2	2.3	9.3	31.8	6.5
四国	186	24	34	109	9	2	8	58	11
	100.0	12.9	18.3	58.6	4.8	1.1	4.3	31.2	5.9
九州	585	57	132	332	16	20	28	189	36
	100.0	9.7	22.6	56.8	2.7	3.4	4.8	32.3	6.2
無回答	87	5	16	47	8	2	9	21	10
	100.0	5.7	18.4	54.0	9.2	2.3	10.3	24.1	11.5
問１付問．経常利益額の３年前との比較									
増加した計	2,128	227	480	1,154	117	54	96	707	171
	100.0	10.7	22.6	54.2	5.5	2.5	4.5	33.2	8.0
横ばい（±５%未満の増減）で推移した	1,069	96	211	622	62	19	59	307	81
	100.0	9.0	19.7	58.2	5.8	1.8	5.5	28.7	7.6
減少した計	1,606	164	343	914	85	39	61	507	124
	100.0	10.2	21.4	56.9	5.3	2.4	3.8	31.6	7.7
事業所の設立から４年未満である	38	5	15	17	1	－	－	20	1
	100.0	13.2	39.5	44.7	2.6	－	－	52.6	2.6
無回答	682	54	120	393	33	13	69	174	46
	100.0	7.9	17.6	57.6	4.8	1.9	10.1	25.5	6.7
問１付問．労使関係									
過半数代表の労働組合がある	1,360	158	275	770	66	30	61	433	96
	100.0	11.6	20.2	56.6	4.9	2.2	4.5	31.8	7.1
過半数代表ではないが、労働組合がある	480	37	85	287	39	12	20	122	51
	100.0	7.7	17.7	59.8	8.1	2.5	4.2	25.4	10.6
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	1,362	124	310	766	52	24	86	434	76
	100.0	9.1	22.8	56.2	3.8	1.8	6.3	31.9	5.6
労働組合も、定期的な労使協議もない	2,106	207	462	1,160	132	53	92	669	185
	100.0	9.8	21.9	55.1	6.3	2.5	4.4	31.8	8.8
無回答	215	20	37	117	9	6	26	57	15
	100.0	9.3	17.2	54.4	4.2	2.8	12.1	26.5	7.0
問７．厚生年金・健康保険の適用上の区分									
特定適用事業所等計	1,344	162	275	755	54	40	58	437	94
	100.0	12.1	20.5	56.2	4.0	3.0	4.3	32.5	7.0
特定適用事業所等以外の事業所計	2,316	219	551	1,233	149	48	116	770	197
	100.0	9.5	23.8	53.2	6.4	2.1	5.0	33.2	8.5
無回答	126	10	21	74	7	1	13	31	8
	100.0	7.9	16.7	58.7	5.6	0.8	10.3	24.6	6.3

「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」（短時間労働者調査）結果

単純（基礎）集計結果

問１．あなたの属性を教えてください。

（１）．性別

	全有効回答労働者計	男性	女性	無回答
n数	6,418	1,423	4,984	11
%	100.0	22.2	77.7	0.2

（２）．年齢　（数値記入欄）

	全有効回答労働者計	～19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	無回答
n数	6,418	6	94	203	410	629	907	883	771	611	916	940	48
%	100.0	0.1	1.5	3.2	6.4	9.8	14.1	13.8	12.0	9.5	14.3	14.6	0.7

（３）．婚姻状況

	全有効回答労働者計	既婚	未婚	離婚・死別	無回答
n数	6,418	5,193	656	543	26
%	100.0	80.9	10.2	8.5	0.4

（４）．あなたは現在、自分を含めて何人でお住まいですか。（数値記入欄）

	全有効回答労働者計	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答
n数	6,418	448	1,709	1,626	1,568	554	300	213
%	100.0	7.0	26.6	25.3	24.4	8.6	4.7	3.3

問１付問①．同居者のうち、被扶養者（※）は何人ですか。（数値記入欄）

※健康保険の被扶養者と注釈。

	2人以上で住んでいる労働者計	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答
n数	5,757	2,382	1,372	725	555	165	23	9	526
%	100.0	41.4	23.8	12.6	9.6	2.9	0.4	0.2	9.1

問１付問②．どなたと同居していますか。

	2人以上で住んでいる労働者計	配偶者	子ども	親	兄弟姉妹	その他	無回答	平均選択数
n数	5,757	4,535	3,843	1,078	184	176	214	1.8
%	100.0	78.8	66.8	18.7	3.2	3.1	3.7	

問１付問③．一番下の子どもの年齢は、いくつですか。

	子どもと同居している労働者計	3歳未満	3歳以上～小学校就学前	小学校低学年（1～3年生）	小学校高学年（4～6年生）	中学生	高校生以上	無回答
n数	3,843	331	470	372	375	377	1,802	116
%	100.0	8.6	12.2	9.7	9.8	9.8	46.9	3.0

問１（５）．世帯主からみて、あなたの続柄は何ですか。

	全有効回答労働者計	世帯主本人	世帯主の夫または妻	世帯主の父または母	世帯主の子ども	世帯主の孫	その他	無回答
n数	6,418	1,942	3,889	35	412	9	93	38
%	100.0	30.3	60.6	0.5	6.4	0.1	1.4	0.6

問２．あなたの世帯の、昨年１年間（平成２８年１月１日～１２月３１日）の税込み年収は、どれくらいでしたか。

	全有効回答労働者計	200万円未満	200万円以上300万円未満	300万円以上400万円未満	400万円以上500万円未満	500万円以上600万円未満	600万円以上700万円未満	700万円以上800万円未満	800万円以上900万円未満	900万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	無回答
n数	6,418	1,042	476	685	641	679	581	418	322	255	379	940
%	100.0	16.2	7.4	10.7	10.0	10.6	9.1	6.5	5.0	4.0	5.9	14.6

問３．あなたが働くのを辞めると、家計はどうなりますか。

	全有効回答労働者計	日々の生活が維持できなくなる	日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わるところはない	無回答
n数	6,418	2,108	699	782	1,411	1,061	284	73
%	100.0	32.8	10.9	12.2	22.0	16.5	4.4	1.1

問４．短時間労働者という形態で、働いている理由は何ですか。

（複数回答）	全有効回答労働者計	自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	労働時間や出勤日数が短いから	就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	軽易な仕事をしたいから	辞めやすいから	休みやすいから	時間を有効に使えるから	資格・技能を活かして働きたいから	企業や職場、組織に拘束されたくないから	すぐに働き始めたいから	正社員としての働き口が見つからなかったから	育児・介護等の事情があるから	正社員として働くことを家族に反対されているから	正社員として働くことが体力的に難しいから	通勤が容易だから	転勤がないから
n数	6,418	2,537	1,924	1,191	368	131	968	1,726	534	268	226	778	1,753	143	813	762	375
%	100.0	39.5	30.0	18.6	5.7	2.0	15.1	26.9	8.3	4.2	3.5	12.1	27.3	2.2	12.7	11.9	5.8

他に本業があるから・副業できるから	その他※	無回答	平均選択数
209	551	104	2.4
3.3	8.6	1.6	

※「障害者だから」「定期的に通院する必要があるから」「定年退職した（再雇用された）から」「年金が満額受給できるから」「高齢だから」「会社（知合い）より依頼されたから」「会社の指示・規定だから」「育休後、転換させられたから」「正社員になれると信じて働き続けてしまったから（他に行くところがないから）」「（正社員でなくても）フルタイムで働ける仕事が見つからなかったから」「正社員への登用試験が行われているから」「不妊治療をしているから」「健康に不安があるから」「配偶者が自営業だから（手伝う必要があるから）」「夫の転勤があり、正社員では働けないから」「社会と関わりたいから（体力維持のため）」「（短時間でも）仕事内容が面白いから」「家事を優先できるから」等の自由記述があった。

問５．現在の会社で、短時間労働者として働き始めてから、どれくらいの期間になりますか。

	全有効回答労働者計	６ヶ月未満	１６ヶ月以上１年未満	１年以上３年未満	３年以上５年未満	１０年以上１５年未満	１０年以上	無回答
n数	6,418	658	360	1,746	1,069	1,325	1,160	100
%	100.0	10.3	5.6	27.2	16.7	20.6	18.1	1.6

問５付問．あなたは、現在の会社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」ですか。

	全有効回答労働者計	はい	いいえ	無回答
n数	6,418	850	5,185	383
%	100.0	13.2	80.8	6.0

問６．現在の職種は、何ですか。

	全有効回答労働者計	管理職	専門・技術職（医療関係）	専門・技術職（教育関係）	専門・技術職（その他）	事務職	販売職（営業を含む）	サービス職（介護関係）	サービス職（飲食関係）	サービス職（その他）	警備・保安職	製造・生産工程職	輸送・運転職	建設・採掘職	清掃等労務職	その他	無回答
n数	6,418	77	565	198	432	2,170	405	501	220	407	73	394	109	17	342	414	94
%	100.0	1.2	8.8	3.1	6.7	33.8	6.3	7.8	3.4	6.3	1.1	6.1	1.7	0.3	5.3	6.5	1.5

問７．雇用契約には、期間の定めがありますか。

	全有効回答労働者計	期間の定めがある	期間の定めはない	分からない	無回答
n数	6,418	4,795	1,193	356	74
%	100.0	74.7	18.6	5.5	1.2

問８．１日の所定労働時間の長さは、（平均的に）どれくらいですか。（数値記入欄）

	全有効回答労働者計	３時間未満	４時間以上３時間未満	５時間以上４時間未満	６時間以上５時間未満	７時間未満６時間以上	７時間以上	無回答
n数	6,418	35	178	1,000	1,552	1,289	2,086	278
%	100.0	0.5	2.8	15.6	24.2	20.1	32.5	4.3

問８付問．残業することはありますか。

	全有効回答労働者計	ある	ない	無回答
n数	6,418	2,064	4,129	225
%	100.0	32.2	64.3	3.5

問８付問．１日の残業時間は、（平均的に）どれくらいですか。（数値記入欄）

	残業することが「ある」労働者計	１時間未満	２１時間以上２時間未満	３２時間以上３時間未満	４３時間以上４時間未満	４時間以上	無回答
n数	2,064	1,004	717	154	40	70	79
%	100.0	48.6	34.7	7.5	1.9	3.4	3.8

問９．１週間の出勤日数は、（平均的に）どれくらいですか。（数値記入欄）

	全有効回答労働者計	１日	２日	３日	４日	５日以上	無回答
n数	6,418	33	177	999	1,564	3,511	134
%	100.0	0.5	2.8	15.6	24.4	54.7	2.1

問８×問９で集計．週当たりの所定労働時間数

	全有効回答労働者計	～週5時間未満	週5時間以上10時間未満	週10時間以上15時間未満	週15時間以上20時間未満	週20時間以上25時間未満	週25時間以上30時間未満	週30時間以上35時間未満	週35時間以上	無回答
ｎ数	6,418	12	80	207	652	1,906	1,300	1,009	889	363
%	100.0	0.2	1.2	3.2	10.2	29.7	20.3	15.7	13.9	5.7

（問８＋問８付問）×問９で集計．週当たりの実労働時間数

	全有効回答労働者計	～週5時間未満	週5時間以上10時間未満	週10時間以上15時間未満	週15時間以上20時間未満	週20時間以上25時間未満	週25時間以上30時間未満	週30時間以上35時間未満	週35時間以上	無回答
ｎ数	6,418	9	74	188	588	1,660	1,287	1,068	1,108	436
%	100.0	0.1	1.2	2.9	9.2	25.9	20.1	16.6	17.3	6.8

問１０．現在の会社からの税込み月収は、（平均的に）いくらくらいですか。（数値記入欄）

	全有効回答労働者計	～5万円未満	5万円以上6万円未満	6万円以上7万円未満	7万円以上8万円未満	8万円以上9万円未満	9万円以上10万円未満	10万円以上11万円未満	11万円以上12万円未満	12万円以上13万円未満	13万円以上14万円未満	14万円以上15万円未満	15万円以上16万円未満	16万円以上17万円未満	17万円以上18万円未満	18万円以上19万円未満	19万円以上20万円未満
ｎ数	6,418	141	143	276	524	958	553	660	288	376	258	214	297	164	131	142	89
%	100.0	2.2	2.2	4.3	8.2	14.9	8.6	10.3	4.5	5.9	4.0	3.3	4.6	2.6	2.0	2.2	1.4

	20万円以上21万円未満	21万円以上22万円未満	22万円以上23万円未満	23万円以上24万円未満	24万円以上25万円未満	25万円以上26万円未満	26万円以上27万円未満	27万円以上28万円未満	28万円以上29万円未満	29万円以上30万円未満	30万円以上	無回答
	173	43	50	40	39	49	26	26	21	8	125	604
	2.7	0.7	0.8	0.6	0.6	0.8	0.4	0.4	0.3	0.1	1.9	9.4

問１０．主な内訳として、基本給と残業代についても併せて教えてください。（数値記入欄）
（基本給）

	全有効回答労働者計	～5万円未満	5万円以上6万円未満	6万円以上7万円未満	7万円以上8万円未満	8万円以上9万円未満	9万円以上10万円未満	10万円以上11万円未満	11万円以上12万円未満	12万円以上13万円未満	13万円以上14万円未満	14万円以上15万円未満	15万円以上16万円未満	16万円以上17万円未満	17万円以上18万円未満	18万円以上19万円未満	19万円以上20万円未満	20万円以上21万円未満
ｎ数	6,418	117	109	240	422	664	383	450	254	263	205	168	219	143	94	105	69	108
%	100.0	1.8	1.7	3.7	6.6	10.3	6.0	7.0	4.0	4.1	3.2	2.6	3.4	2.2	1.5	1.6	1.1	1.7

	21万円以上22万円未満	22万円以上23万円未満	23万円以上24万円未満	24万円以上25万円未満	25万円以上26万円未満	26万円以上27万円未満	27万円以上28万円未満	28万円以上29万円未満	29万円以上30万円未満	30万円以上	無回答
	40	26	37	30	39	15	13	17	4	83	2,101
	0.6	0.4	0.6	0.5	0.6	0.2	0.2	0.3	0.1	1.3	32.7

（残業代）

	全有効回答労働者計	0円	～1万円未満	1万円以上2万円未満	2万円以上3万円未満	3万円以上4万円未満	4万円以上5万円未満	5万円以上	無回答
ｎ数	6,418	1,135	605	290	132	36	21	42	4,157
%	100.0	17.7	9.4	4.5	2.1	0.6	0.3	0.7	64.8

問１０付問．税込み月収から、税金や社会保険料等を除いた手取りの月収は、（平均的に）いくらくらいですか。（数値記入欄）

	全有効回答労働者計	～5万円未満	5万円以上6万円未満	6万円以上7万円未満	7万円以上8万円未満	8万円以上9万円未満	9万円以上10万円未満	10万円以上11万円未満	11万円以上12万円未満	12万円以上13万円未満	13万円以上14万円未満	14万円以上15万円未満	15万円以上16万円未満	16万円以上17万円未満	17万円以上18万円未満	18万円以上19万円未満	19万円以上20万円未満	20万円以上21万円未満
ｎ数	6,418	149	144	329	710	1,099	609	590	305	329	239	168	188	118	87	72	50	81
%	100.0	2.3	2.2	5.1	11.1	17.1	9.5	9.2	4.8	5.1	3.7	2.6	2.9	1.8	1.4	1.1	0.8	1.3

	21万円以上22万円未満	22万円以上23万円未満	23万円以上24万円未満	24万円以上25万円未満	25万円以上26万円未満	26万円以上27万円未満	27万円以上28万円未満	28万円以上29万円未満	29万円以上30万円未満	30万円以上	無回答
	20	30	31	17	18	8	10	6	3	39	969
	0.3	0.5	0.5	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	0.0	0.6	15.1

問１１．賞与の支給はありますか。

	全有効回答労働者計	ある	ない	分からない	無回答
ｎ数	6,418	2,678	3,546	141	53
%	100.0	41.7	55.3	2.2	0.8

問１１付問．直近１年間の支給額は、いくらくらいですか。（数値記入欄）

	賞与の支給が「ある」労働者計	～1万円未満	1万円以上3万円未満	3万円以上5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上15万円未満	15万円以上20万円未満	20万円以上25万円未満	25万円以上30万円未満	30万円以上35万円未満	35万円以上40万円未満	40万円以上45万円未満	45万円以上50万円未満	50万円以上	無回答
ｎ数	2,678	112	502	386	546	334	130	126	43	66	45	52	16	153	167
%	100.0	4.2	18.7	14.4	20.4	12.5	4.9	4.7	1.6	2.5	1.7	1.9	0.6	5.7	6.2

問１２．短時間労働者に対する、厚生年金・健康保険の適用範囲は、平成２８年（昨年）１０月１日（規模５００人以下の地方公共団体の場合は平成２９年４月１日）より、①週の所定労働時間が２０時間以上、②月額賃金が８万８，０００円以上、③雇用見込み期間が１年以上の、すべての要件を満たす者（但し学生は除く）に拡大されました。これに伴い、あなたの働き方は変化しましたか。

	全有効回答労働者計	変わった	まだ変わっていないが、今後については検討している	特に変わっておらず、今後、変える予定も無い	無回答
ｎ数	6,418	806	1,110	4,266	236
%	100.0	12.6	17.3	66.5	3.7
適用拡大前の被保険者区分が第１号被保険者、第３号被保険者、その他の短時間労働者計	3,323	526	737	2,021	39
	100.0	15.8	22.2	60.8	1.2
適用拡大前の被保険者区分が第１号被保険者計	648	107	144	387	10
	100.0	16.5	22.2	59.7	1.5
適用拡大前の被保険者区分が第３号被保険者計	2,322	377	560	1,362	23
	100.0	16.2	24.1	58.7	1.0
適用拡大前の被保険者区分がその他の短時間労働者計	353	42	33	272	6
	100.0	11.9	9.3	77.1	1.7

問１２付問．働き方は、具体的にどう変化しましたか。

	社会保険の適用拡大に伴い、働き方が「変わった」労働者計	厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、（短時間労働者のまま）所定労働時間を延長した（してもらった）	厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、正社員に転換した（してもらった）	厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、それまで働いていた会社を辞めて転職した	厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮した（してもらった）	厚生年金・健康保険が適用されないよう、それまで働いていた会社（大企業等）を辞めて（社会保険の適用拡大の対象ではない中小企業等に）転職した	その他※	無回答
ｎ数	806	439	14	21	224	1	91	16
%	100.0	54.5	1.7	2.6	27.8	0.1	11.3	2.0
適用拡大前の被保険者区分が第１号被保険者、第３号被保険者、その他の短時間労働者計	526	289	6	10	172	－	44	5
	100.0	54.9	1.1	1.9	32.7	－	8.4	1.0
適用拡大前の被保険者区分が第１号被保険者計	107	72	2	1	17	－	14	1
	100.0	67.3	1.9	0.9	15.9	－	13.1	0.9
適用拡大前の被保険者区分が第３号被保険者計	377	195	4	6	139	－	29	4
	100.0	51.7	1.1	1.6	36.9	－	7.7	1.1
適用拡大前の被保険者区分がその他の短時間労働者計	42	22	－	3	16	－	1	－
	100.0	52.4	－	7.1	38.1	－	2.4	－

※「（労働時間の長さはあまり変わらず）手取り収入が減った」「勤務日数を増やしてもらったが、手取り収入が減った」「扶養内調整をしなくても良くなった」「厚生年金・健康保険は適用されたまま、所定労働時間が長くなった」「時給もアップし、残業も出来るようになった」等の自由記述があった。

問１２付問（ｉ）．厚生年金・健康保険に加入した理由を教えてください。

（複数回答）	厚生年金・健康保険が適用されるよう、「所定労働時間を延長した」か、「正社員に転換した」か、「働いていた会社を辞めて転職した」労働者計	保険料の負担が軽くなるから	将来の年金額を増やしたいから	障がい・遺族年金が充実するから	医療給付（傷病や出産時の手当金）が充実するから	もっと働いて収入を増やしたい（維持したい）から	（育児や介護の負担、病気の軽減等で）、より長く働けるようになったから	会社側から言われたから	周囲の人（家族や同僚等）に勧められたから	その他※	無回答	平均選択数
ｎ数	474	142	207	7	41	190	21	145	43	31	6	1.8
%	100.0	30.0	43.7	1.5	8.6	40.1	4.4	30.6	9.1	6.5	1.3	
適用拡大前の被保険者区分が第１号被保険者、第３号被保険者、その他の短時間労働者計	305	69	135	3	21	137	15	100	31	22	4	1.8
	100.0	22.6	44.3	1.0	6.9	44.9	4.9	32.8	10.2	7.2	1.3	

※「子どもが保育園に入れるように、労働時間を長くしたから」「労働時間を気にせず、働けるようになるから」「ローンや学費の支払いがあり、労働時間を減らせないから」「仕事上、労働時間を短縮し難かったから」「職場で欠員が出て労働力が不足したから」「離婚したから」「扶養されなくなったから」「週２０時間未満にすると、雇用保険も非加入になってしまうから」「義務で仕方ないから」等の自由記述があった。

問１２付問（ｉｉ）．厚生年金・健康保険に加入しなかった理由を教えてください。

（複数回答）	厚生年金・健康保険が適用されないよう、「所定労働時間を短縮した」か、「働いていた会社を辞めて転職した」労働者計	手取り収入が減少するから	（自身で保険料を納めて）加入するメリットが分からないから	配偶者控除を受けられなくなるから	配偶者の会社から手当（配偶者手当や家族手当等）が支給されない恐れがあるから	健康保険の扶養から外れるから	（育児や介護、病気等の事情で）働く時間を増やせないから	会社側から言われたから	周囲の人（家族や同僚等）に勧められたから	会社側に（社会保険に加入したいという）希望を言い難かったから	周囲の動向を見てから、加入をどうするか決めようと思っているから	その他※	無回答	平均選択数
ｎ数	225	104	56	104	56	98	33	25	8	3	4	15	25	2.5
%	100.0	46.2	24.9	46.2	24.9	43.6	14.7	11.1	3.6	1.3	1.8	6.7	11.1	
適用拡大前の被保険者区分が第１号被保険者、第３号被保険者、その他の短時間労働者計	172	85	49	94	51	87	29	19	7	3	3	8	13	2.7
	100.0	49.4	28.5	54.7	29.7	50.6	16.9	11.0	4.1	1.7	1.7	4.7	7.6	

※「民間の保険に加入しているため」「労働時間を長くすると、受給している年金がカットされるから（年金を満額受け取りたいから））」「将来、年金が本当にもらえるのか不安だから」等の自由記述があった。

問１２付問．厚生年金・健康保険の適用拡大に伴い、あなたの働き方が変化する以前の、１日の所定労働時間と残業時間の長さ、１週間の出勤日数は（平均的に）どれくらいでしたか。（数値記入欄）

（所定労働時間）

	社会保険の適用拡大に伴い、働き方が「変わった」労働者計	１時間以上２時間未満	２時間以上３時間未満	３時間以上４時間未満	４時間以上５時間未満	５時間以上６時間未満	６時間以上７時間未満	７時間以上	無回答
ｎ数	806	－	－	8	103	241	112	171	171
%	100.0	－	－	1.0	12.8	29.9	13.9	21.2	21.2
適用拡大前の被保険者区分が第１号被保険者、第３号被保険者、その他の短時間労働者計	526	－	－	5	77	183	82	77	102
	100.0	－	－	1.0	14.6	34.8	15.6	14.6	19.4

（残業時間）

	社会保険の適用拡大に伴い、働き方が「変わった」労働者計	～1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間以上4時間未満	4時間以上	無回答
n数	806	389	52	13	5	1	346
%	100.0	48.3	6.5	1.6	0.6	0.1	42.9
適用拡大前の被保険者区分が第１号被保険者、第３号被保険者、その他の短時間労働者計	526	283	28	5	1	–	209
	100.0	53.8	5.3	1.0	0.2	–	39.7

（出勤日数）

	社会保険の適用拡大に伴い、働き方が「変わった」労働者計	1日	2日	3日	4日	5日以上	無回答
n数	806	–	6	85	181	365	169
%	100.0	–	0.7	10.5	22.5	45.3	21.0
適用拡大前の被保険者区分が第１号被保険者、第３号被保険者、その他の短時間労働者計	526	–	3	51	126	245	101
	100.0	–	0.6	9.7	24.0	46.6	19.2

問１２付問（１日の所定労働時間×１週間の出勤日数）で集計．週当たりの所定労働時間数

	社会保険の適用拡大に伴い、働き方が「変わった」労働者計	～週5時間未満	週5時間以上10時間未満	週10時間以上15時間未満	週15時間以上20時間未満	週20時間以上25時間未満	週25時間以上30時間未満	週30時間以上35時間未満	週35時間以上	無回答
n数	806	–	–	7	48	231	202	65	65	188
%	100.0	–	–	0.9	6.0	28.7	25.1	8.1	8.1	23.3
適用拡大前の被保険者区分が第１号被保険者、第３号被保険者、その他の短時間労働者計	526	–	–	5	37	156	150	42	25	111
	100.0	–	–	1.0	7.0	29.7	28.5	8.0	4.8	21.1

問１２付問（１日の所定労働時間＋１日の残業時間）×１週間の出勤日数）で集計．週当たりの実労働時間数

	社会保険の適用拡大に伴い、働き方が「変わった」労働者計	～週5時間未満	週5時間以上10時間未満	週10時間以上15時間未満	週15時間以上20時間未満	週20時間以上25時間未満	週25時間以上30時間未満	週30時間以上35時間未満	週35時間以上	無回答
n数	806	–	–	4	28	138	145	62	63	366
%	100.0	–	–	0.5	3.5	17.1	18.0	7.7	7.8	45.4
適用拡大前の被保険者区分が第１号被保険者、第３号被保険者、その他の短時間労働者計	526	–	–	4	23	102	112	40	23	222
	100.0	–	–	0.8	4.4	19.4	21.3	7.6	4.4	42.2

問１３．あなたは現在、社会保険（年金及び医療保険）に、どのような形で加入していますか。

（年金）

	全有効回答労働者計	厚生年金保険に、本人が加入している者（第２号被保険者）	配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者（第３号被保険者）	２０歳以上６０歳未満で、第２号又は第３号被保険者でない者（第１号被保険者）	その他（年金）	無回答
n数	6,418	3,118	1,955	398	261	686
%	100.0	48.6	30.5	6.2	4.1	10.7

（医療保険）

	全有効回答労働者計	被用者（健康）保険に、本人が加入している者	家族が加入する被用者（健康）保険の被扶養者	国民健康保険に加入している者	その他（医療保険）	無回答
n数	6,418	3,118	1,955	423	236	686
%	100.0	48.6	30.5	6.6	3.7	10.7

問１３付問．（問１２で緩和された）厚生年金・健康保険の適用基準が、今後更に緩和され、あなたの現在の働き方が適用対象になったら、ご自身の働き方をどうすると思いますか。

	適用拡大後の第１号被保険者、第３号被保険者、その他労働者計	変えると思う	変えないと思う	分からない	無回答
n数	2,614	1,007	409	1,092	106
%	100.0	38.5	15.6	41.8	4.1
適用拡大後の被保険者区分が第１号被保険者計	398	132	75	173	18
	100.0	33.2	18.8	43.5	4.5
適用拡大後の被保険者区分が第３号被保険者計	1,955	811	278	794	72
	100.0	41.5	14.2	40.6	3.7
適用拡大後の被保険者区分がその他の短時間労働者計	261	64	56	125	16
	100.0	24.5	21.5	47.9	6.1

問１３付問①．働き方をどのように、変更すると思いますか。

（複数回答）	厚生年金・健康保険の適用基準が、更に緩和され、現在の働き方が適用対象となった場合に、働き方を「変えると思う」労働者計	厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増えるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やす	厚生年金・健康保険が更に拡大されるなら、正社員として働く（働きたい）	厚生年金・健康保険が適用されるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やすが、手取り収入が減らない程度の時間増に抑える	厚生年金・健康保険が適用にならないよう、働く時間を減らす	自営業や個人請負等の独立した形態で働く（内職を含む）	働くことをやめる	その他※	分からない・何とも言えない	無回答	平均選択数
n数	1,007	306	166	197	316	2	41	19	105	10	1.2
%	100.0	30.4	16.5	19.6	31.4	0.2	4.1	1.9	10.4	1.0	
適用拡大後の被保険者区分が第１号被保険者計	132	60	23	36	12	–	4	4	18	1	1.2
	100.0	45.5	17.4	27.3	9.1	–	3.0	3.0	13.6	0.8	
適用拡大後の被保険者区分が第３号被保険者計	811	239	140	155	279	1	22	13	74	6	1.1
	100.0	29.5	17.3	19.1	34.4	0.1	2.7	1.6	9.1	0.7	
適用拡大後の被保険者区分がその他の短時間労働者計	64	7	3	6	25	1	15	2	13	3	1.2
	100.0	10.9	4.7	9.4	39.1	1.6	23.4	3.1	20.3	4.7	

※「事業主と相談して決める」「より条件の良い職場を探す」等の自由記述があった。

問１３付問②．働く時間をどの程度、増やしたいですか。（数値記入欄）

（１日当たりの時間数）

	厚生年金・健康保険が適用される「働く時間を増やす（一定程度に抑える含む）」か、「正社員として働く」労働者計	～３時間未満	３時間以上４時間未満	４時間以上５時間未満	５時間以上６時間未満	６時間以上７時間未満	７時間以上	無回答
ｎ数	572	164	25	5	17	48	139	174
%	100.0	28.7	4.4	0.9	3.0	8.4	24.3	30.4

（週当たりの日数）

	厚生年金・健康保険が適用される「働く時間を増やす（一定程度に抑える含む）」か、「正社員として働く」労働者計	１日	２日	３日	４日	５日以上	無回答
ｎ数	572	66	17	7	54	177	251
%	100.0	11.5	3.0	1.2	9.4	30.9	43.9

問１３付問（ｉ）．厚生年金・健康保険への加入を、希望する理由を教えてください。

（複数回答）	厚生年金・健康保険の適用基準が、更に緩和され、現在の働き方が適用対象となった場合に、厚生年金・健康保険が適用されるよう、働き方を「変える」と思うか、「変えないと思う」（適用される）労働者計	保険料の負担が軽くなるから	将来の年金額を増やしたいから	障がい・遺族年金が充実するから	医療給付（傷病や出産時の手当金）が充実するから	収入を増やしたい（維持したい）から	その他※	無回答	平均選択数
ｎ数	981	316	461	40	97	382	46	157	1.6
%	100.0	32.2	47.0	4.1	9.9	38.9	4.7	16.0	
適用拡大後の被保険者区分が第１号被保険者計	174	94	84	13	23	60	8	18	1.8
	100.0	54.0	48.3	7.5	13.2	34.5	4.6	10.3	
適用拡大後の被保険者区分が第３号被保険者計	737	188	363	25	64	313	30	122	1.6
	100.0	25.5	49.3	3.4	8.7	42.5	4.1	16.6	
適用拡大後の被保険者区分がその他の短時間労働者計	70	34	14	2	10	9	8	17	1.5
	100.0	48.6	20.0	2.9	14.3	12.9	11.4	24.3	

※「夫が仕事を辞めるから（定年退職するから）（それに伴って子どもを自身の扶養に入れたいから）」「労働時間を減らすと職場の人手不足に拍車がかかって悪いから」「子どもの学費や将来の貯蓄、ローンの返済費用、娯楽費を確保するため、働き続けたいから」「加入を希望するわけではないが、現状の働き方を変えたくないから」「現状に不満がなく、労働時間など働き方を変えたくないから」「自立できるイメージがあるから」等の自由記述があった。

問１３付問（ｉｉ）．厚生年金・健康保険への加入を、希望しない理由を教えてください。

（複数回答）	厚生年金・健康保険が適用になる「働く時間を減らす」か、「自営業や個人請負等の独立した形態で働く」か、「働くことをやめる」労働者計	手取り収入が減少するから	配偶者控除を受けられなくなるから	配偶者の会社から手当（配偶者手当や家族手当等）が支給されない恐れがあるから	健康保険の扶養から外れるから	働く時間を増やせないから（育児や介護、病気等の事情で）	分からないから（自身で）加入するメリットが	会社側に（社会保険に加入したいという）希望を言い難いから	周囲の動向を見てから、加入をどうするか決めようと思うから	その他※	無回答	平均選択数
ｎ数	339	207	164	98	187	95	90	9	10	27	11	2.7
%	100.0	61.1	48.4	28.9	55.2	28.0	26.5	2.7	2.9	8.0	3.2	
適用拡大後の被保険者区分が第１号被保険者計	15	9	－	－	－	－	3	－	1	4	1	1.2
	100.0	60.0	－	－	－	－	20.0	－	6.7	26.7	6.7	
適用拡大後の被保険者区分が第３号被保険者計	289	184	162	98	185	91	81	9	8	12	9	3.0
	100.0	63.7	56.1	33.9	64.0	31.5	28.0	3.1	2.8	4.2	3.1	
適用拡大後の被保険者区分がその他の短時間労働者計	35	14	2	－	2	4	6	－	1	11	1	1.2
	100.0	40.0	5.7	－	5.7	11.4	17.1	－	2.9	31.4	2.9	

※「社会保険料を支払ってまで働きたい仕事ではないから」「労働時間を（体力や病気等の事情で）増やせないから」「非課税世帯だから」「もう高齢だから」等の自由記述があった。

問１４．厚生年金・健康保険の適用拡大（問１２）の前後で、あなたに適用される年金保険の種類は、変わりましたか。

	現在の第２号被保険者計	変わった	特に変わっていない	無回答
ｎ数	3,118	709	2,310	99
%	100.0	22.7	74.1	3.2

問１４付問①．以前の年金保険の種類は、何でしたか。

	適用拡大の前後で、適用される年金保険の種類が「変わった」労働者計	第１号被保険者	第３号被保険者	その他	無回答
ｎ数	709	250	367	92	－
%	100.0	35.3	51.8	13.0	－

問１４付問②．厚生年金・健康保険の適用拡大（問１２）の前後で、税金や社会保険料を除いた手取りの月収は、どう変化しましたか。

	適用拡大の前後で、適用されさ種類が「変わった」労働者計	増えた	減った	特に変わっていない	無回答
n数	709	169	378	151	11
%	100.0	23.8	53.3	21.3	1.6

問１４付問（ｉ）．手取りの月収の増減分は、いくらくらいですか。（数値記入欄）

	適用拡大の前後で、手取りの収が「増えた」「減った」労働者計	～１万円未満	１万円以上２万円未満	２万円以上３万円未満	３万円以上４万円未満	４万円以上５万円未満	５万円以上	無回答
n数	547	34	239	154	45	17	37	21
%	100.0	6.2	43.7	28.2	8.2	3.1	6.8	3.8
問１４付問②．適用拡大の前後の、手取りの月収の変化有無								
増えた計	169	21	47	42	18	14	23	4
	100.0	12.4	27.8	24.9	10.7	8.3	13.6	2.4
減った計	378	13	192	112	27	3	14	17
	100.0	3.4	50.8	29.6	7.1	0.8	3.7	4.5

問１４付問（ｉｉ）．手取りの月収が「減った」場合に伺います。減少分を補うため、他の会社でも働いたり、副業を始めたりしましたか。

	適用拡大の前後で、手取りの減収が「減った」労働者計	他の会社でも働き始めた	副業（１以外の）を始めた	始めていない	無回答	平均選択数
n数	378	3	13	356	6	1.0
%	100.0	0.8	3.4	94.2	1.6	

問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）を行っていますか。

	全有効回答労働者計	行っている	行っていない	無回答
n数	6,418	1,741	4,549	128
%	100.0	27.1	70.9	2.0

問１５付問．就業調整の具体的な内容は、何ですか。 ※会社の都合により就業調整している場合でも、該当する調整内容に○を付けてもらえるよう注釈。

（複数回答）	就業調整を「行っている」労働者計	住民税がかからないよう、自身の収入を１００万円以下に抑えている	自身の収入に所得税がかからないよう、非課税限度額（１０３万円）以下に抑えている	配偶者の所得税について配偶者控除が受けられるよう、自身の収入を１０３万円以下に抑えている	配偶者特別控除が受けられるよう、自身の収入を１０３万円超１４１万円未満に抑えている	配偶者の被用者保険に被扶養者として加入できるよう、自身の収入を１３０万円未満に抑えている	雇用保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を２０時間未満に抑えている	社会保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を正社員の４分の３未満に抑えている	社会保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を２０時間未満、月額賃金を８．８万円未満等に抑えている	所得税の適用税率を低く抑えられるよう、自身の収入を１９５万円以下に抑えている	配偶者の勤務先から手当（配偶者手当や家族手当等）がもらえるよう（１０３万円・１３０万円以下等）	受給している公的年金が支給停止にならないよう（あるいは減額率が小さくなるよう）にしている	その他※	無回答	平均選択数
n数	1,741	204	480	636	332	428	83	133	195	31	188	105	60	108	1.8
%	100.0	11.7	27.6	36.5	19.1	24.6	4.8	7.6	11.2	1.8	10.8	6.0	3.4	6.2	

※「母子手当（児童扶養手当）が減らないようにしている」「具体的な内容は分からないが、会社の方針・指示に従っている」等の自由記述があった。

問１５付問．来年から、配偶者控除等を満額受けられる年収の上限が、現在の１０３万円から１５０万円に引き上げられます。
これに伴い、あなたはご自身の働き方をどうすると思いますか。

	配偶者の所得税について配偶者控除が受けられるよう、自身の収入を１０３万円超１４１万円未満に抑えている労働者計	変えると思う	変えないと思う	分からない	無回答
n数	892	342	271	269	10
%	100.0	38.3	30.4	30.2	1.1

問１５付問．働き方をどのように、変更すると思いますか。

（複数回答）	配偶者控除等を満額受けられる年収の上限引上げに伴い、自身の働き方を「変える」と思う」労働者計	自身の収入が１０３万円超～１３０万円以下に収まるよう、少しだけ働く時間を増やす	自身の収入が１３０万円超～１５０万円以下に収まるよう、働く時間を増やす	自身の収入が１５０万円を超えるよう、働く時間を大幅に増やす	その他※	無回答	平均選択数
n数	342	198	139	16	10	2	1.1
%	100.0	57.9	40.6	4.7	2.9	0.6	

※「配偶者控除を受けつつ、配偶者手当ももらえるような範囲で働く」等の自由記述があった。

問１６付問①．社会保険の適用範囲に対する見方について教えてください。
個人事業所に勤める場合、業種によって、（同じ働き方でも）社会保険が適用されるかどうかが変わってくる（※）ことについて、どう思いますか。

※常時５人以上の雇用者が働いている事務所、工場、商店等の個人事業所は社会保険の適用事業所となるが、サービス業の一部（クリーニング業、飲食店、ビル清掃業等）や農業、漁業等はその限りではない（なお、これらの事業所も、厚生労働大臣の認可を受けることにより任意適用事業所となることができる）、と注釈。

	全有効回答労働者計	納得できる	どちらかと言えば納得できる	どちらかと言えば納得できない	納得できない	よく分からない	無回答	納得できる計	納得できない計
n数	6,418	404	690	1,423	774	2,832	295	1,094	2,197
%	100.0	6.3	10.8	22.2	12.1	44.1	4.6	17.0	34.2

問１６付問②．社会保険の適用範囲に対する見方について教えてください。企業の規模によって、短時間労働者に対する社会保険の適用範囲が異なることについて、どう思いますか。

	全有効回答労働者計	納得できる	どちらかと言えば納得できる	どちらかと言えば納得できない	納得できない	よく分からない	無回答	納得できる計	納得できない計
n数	6,418	424	902	1,562	1,001	2,295	234	1,326	2,563
%	100.0	6.6	14.1	24.3	15.6	35.8	3.6	20.7	39.9

問１７．転職経験はありますか。

	全有効回答労働者計	ある	ない	無回答
n数	6,418	4,664	1,590	164
%	100.0	72.7	24.8	2.6

問１７．転職経験がある場合、回数も教えてください。（数値記入欄）

	転職経験がある労働者計	１回	２回	３回	４回	５回	６回以上	無回答
n数	4,664	1,138	1,193	1,117	420	321	193	282
%	100.0	24.4	25.6	23.9	9.0	6.9	4.1	6.0

問１７付問①．正社員の経験はありますか。

	全有効回答労働者計	ある	ない	無回答
n数	6,418	5,348	755	315
%	100.0	83.3	11.8	4.9

問１７付問②．もっとも長く働いた会社での、勤続年数はどれくらいですか。（数値記入欄）

	全有効回答労働者計	～６ヶ月未満	６ヶ月以上１年未満	１年以上３年未満	３年以上５年未満	５年以上１０年未満	１０年以上１５年未満	１５年以上２０年未満	２０年以上２５年未満	２５年以上３０年未満	３０年以上３５年未満	３５年以上４０年未満	４０年以上	無回答
n数	6,418	7	17	244	698	1,814	1,187	515	354	183	193	270	474	462
%	100.0	0.1	0.3	3.8	10.9	28.3	18.5	8.0	5.5	2.9	3.0	4.2	7.4	7.2

問１８．社会保険に加入できる条件が掲げられた求人について、あなたはどのように感じていますか。

	全有効回答労働者計	非常に魅力的だと思う	どちらかといえば、魅力的だと思う	どちらかといえば、魅力的ではないと思う	全く魅力的ではないと思う	何とも言えない・分からない	無回答	魅力的だと思う計	魅力的ではないと思う計
n数	6,418	1,472	2,393	215	183	1,987	168	3,865	398
%	100.0	22.9	37.3	3.3	2.9	31.0	2.6	60.2	6.2

問１９．あなたは、現在の会社での仕事以外に、他の会社でも働いたり、本業・副業を持つなど、仕事を掛け持ちしていますか。

	全有効回答労働者計	している	していない	無回答
n数	6,418	568	5,799	51
%	100.0	8.9	90.4	0.8

問１９付問①．現在の会社での仕事以外に、掛け持ちしている仕事は何ですか。

（複数回答）	仕事を掛け持ちしている労働者計	正社員	契約・嘱託等のフルタイム労働者（１週間の所定労働時間が正社員とほぼ同じ）	パート・アルバイト等の短時間労働者（１週間の所定労働時間が正社員より短い）	派遣労働者	自営業や個人請負など独立した形態（内職を含む）	会社等の役員	家業（農業を含む）の手伝い	その他※	無回答	平均選択数
n数	568	9	15	258	16	170	17	72	50	－	1.1
%	100.0	1.6	2.6	45.4	2.8	29.9	3.0	12.7	8.8	－	

※「シルバーセンター」「講師（謝礼）」等の自由記述があった。

問１９付問②．仕事を掛け持ちしている理由は、何ですか。

（複数回答）	仕事を掛け持ちしている労働者計	一つの仕事では、日々の生活を維持できないから	（一つの仕事でも生活は維持できるが）もっと収入を増やしたいから	住宅ローンや仕送り教育費等を捻出したいから	社会保険等の負担を回避するため	時間を有効に活用したいから	自身が活躍できる場や人脈を拡げたいから	転職・独立したいから	仕事を頼まれ、断れなかったから	その他※	無回答	平均選択数
n数	568	230	99	52	18	132	143	16	114	79	8	1.6
%	100.0	40.5	17.4	9.2	3.2	23.2	25.2	2.8	20.1	13.9	1.4	

※「契約が更新されなかった場合に備えるため」「臨時収入が必要になったから」「家業だから（担い手がいないから）（親から相続したから）」「資格を活用したいから」「保育園の入所要件を満たすため」「夫（や実家）の自営業の手伝いだから」等の自由記述があった。

問１９付問③．現在の会社での仕事以外で、掛け持ちしている仕事に、１週間に（平均して）どれくらい従事していますか。（数値記入欄）

	仕事を掛け持ちしている労働者計	１時間未満	１時間以上３時間未満	３時間以上５時間未満	５時間以上１０時間未満	１０時間以上１５時間未満	１５時間以上２０時間未満	２０時間以上２５時間未満	２５時間以上３０時間未満	３０時間以上	無回答
n数	568	15	54	59	118	81	61	51	15	58	56
%	100.0	2.6	9.5	10.4	20.8	14.3	10.7	9.0	2.6	10.2	9.9

問１９付問④．現在の会社での仕事以外で、掛け持ちしている仕事による月収は、（平均的に）どれくらいですか。（数値記入欄）

	仕事を掛け持ちしている労働者計	１万円未満	１万円以上３万円未満	３万円以上５万円未満	５万円以上１０万円未満	１０万円以上１５万円未満	１５万円以上２０万円未満	２０万円以上２５万円未満	２５万円以上	無回答
n数	568	63	94	99	129	60	14	15	16	78
%	100.0	11.1	16.5	17.4	22.7	10.6	2.5	2.6	2.8	13.7

問１９付問⑤．仕事を掛け持ちしていることを、勤務先に報告していますか。

	仕事を掛け持ちしている労働者計	している	していない	無回答
n数	568	396	151	21
%	100.0	69.7	26.6	3.7

問１９付問⑥．掛け持ちしている仕事の労働条件（所定労働時間の長さや月額賃金等）を通算して、社会保険の適用を判断することについて、どのように考えますか。

	仕事を掛け持ちしている労働者計	望ましいこと（必要）だと思う	望ましくないこと（必要ない）と思う	何とも言えない・分からない	無回答
n数	568	169	83	295	21
%	100.0	29.8	14.6	51.9	3.7

問２０．あなたご自身の昨年１年間（平成２８年１月１日～１２月３１日）の税込み年収（掛け持ちしている場合は、すべての仕事を合算）は、どれくらいでしたか。

	全有効回答労働者計	６５万円未満	７６０５万円以上	８７００万円未満	９８００万円以上	１９００万円未満	１１００３０万円以上	１１３００３万円未満	１１４３１０万円以上	１１５４０１万円以上	１１９５５０万円未満	３１３９０５万円以上	６３９３５０万円未満	９６０９０５万円以上	９００万円以上	無回答
n数	6,418	461	121	232	293	553	585	1,330	289	206	614	870	534	54	22	254
%	100.0	7.2	1.9	3.6	4.6	8.6	9.1	20.7	4.5	3.2	9.6	13.6	8.3	0.8	0.3	4.0

問２１．平成２９年１月から、専業主婦や公務員を含めて基本的に６０歳未満のすべての人が、「個人型確定拠出年金制度（ｉＤｅＣｏ）」を利用できるようになりました。あなたはこれを、利用していますか。

	全有効回答労働者計	既に利用している	今後、利用する予定がある	未だ利用していないが、今後についは分からない	今後の利用しておらず、予定もない	無回答
n数	6,418	175	98	2,836	2,950	359
%	100.0	2.7	1.5	44.2	46.0	5.6

クロス集計結果（※主要なもの）

問１．あなたの属性を教えてください。

（１）．性別

	全労働者有効計回答	男性	女性	無回答
総数	6,418 100.0	1,423 22.2	4,984 77.7	11 0.2
問１（１）．性別				
男性	1,423 100.0	1,423 100.0	－ －	－ －
女性	4,984 100.0	－ －	4,984 100.0	－ －
無回答	11 100.0	－ －	－ －	11 100.0
問１（２）．年齢層				
～１９歳以下	6 100.0	3 50.0	3 50.0	－ －
２０～２４歳	94 100.0	32 34.0	62 66.0	－ －
２５～２９歳	203 100.0	41 20.2	162 79.8	－ －
３０～３４歳	410 100.0	36 8.8	374 91.2	－ －
３５～３９歳	629 100.0	36 5.7	593 94.3	－ －
４０～４４歳	907 100.0	33 3.6	874 96.4	－ －
４５～４９歳	883 100.0	50 5.7	833 94.3	－ －
５０～５４歳	771 100.0	42 5.4	729 94.6	－ －
５５～５９歳	611 100.0	63 10.3	548 89.7	－ －
６０～６４歳	916 100.0	446 48.7	470 51.3	－ －
６５歳以上	940 100.0	636 67.7	303 32.2	1 0.1
無回答	48 100.0	5 10.4	33 68.8	10 20.8
問１（３）．婚姻状況				
既婚	5,193 100.0	1,099 21.2	4,093 78.8	1 0.0
未婚	656 100.0	238 36.3	418 63.7	－ －
離婚・死別	543 100.0	80 14.7	462 85.1	1 0.2
無回答	26 100.0	6 23.1	11 42.3	9 34.6
問１付問①．被扶養者の人数				
同居している被扶養者無し	2,830 100.0	444 15.7	2,385 84.3	1 0.0
同居している被扶養者有り	2,849 100.0	811 28.5	2,038 71.5	－ －
無回答	739 100.0	168 22.7	561 75.9	10 1.4
問１（５）．世帯主からみた続柄				
世帯主本人	1,942 100.0	1,270 65.4	668 34.4	4 0.2
世帯主本人以外	4,438 100.0	134 3.0	4,298 96.8	6 0.1
無回答	38 100.0	19 50.0	18 47.4	1 2.6
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）				
行っている	1,741 100.0	189 10.9	1,550 89.0	2 0.1
行っていない	4,549 100.0	1,184 26.0	3,357 73.8	8 0.2
無回答	128 100.0	50 39.1	77 60.2	1 0.8
問１９．仕事の掛け持ち有無				
している	568 100.0	146 25.7	420 73.9	2 0.4
していない	5,799 100.0	1,255 21.6	4,537 78.2	7 0.1
無回答	51 100.0	22 43.1	27 52.9	2 3.9
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）				
建設業	325 100.0	157 48.3	167 51.4	1 0.3
製造業	675 100.0	216 32.0	457 67.7	2 0.3
電気・ガス・熱供給・水道業	24 100.0	8 33.3	16 66.7	－ －
情報通信業	34 100.0	9 26.5	25 73.5	－ －
運輸業、郵便業	175 100.0	76 43.4	97 55.4	2 1.1
卸売業	329 100.0	92 28.0	237 72.0	－ －
小売業	622 100.0	83 13.3	538 86.5	1 0.2
金融業、保険業	185 100.0	38 20.5	146 78.9	1 0.5
不動産業、物品賃貸業	59 100.0	24 40.7	35 59.3	－ －
学術研究、専門・技術サービス業	143 100.0	59 41.3	84 58.7	－ －
宿泊業、飲食サービス業	257 100.0	54 21.0	203 79.0	－ －
生活関連サービス業、娯楽業	108 100.0	28 25.9	79 73.1	1 0.9
教育、学習支援業	488 100.0	90 18.4	398 81.6	－ －
医療、福祉	1,280 100.0	92 7.2	1,187 92.7	1 0.1
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113 100.0	19 16.8	94 83.2	－ －
サービス業（他に分類されないもの）	496 100.0	160 32.3	336 67.7	－ －
公務	138 100.0	41 29.7	97 70.3	－ －
その他	15 100.0	8 53.3	7 46.7	－ －
無回答	89 100.0	25 28.1	64 71.9	－ －
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）				
３０人以下	664 100.0	156 23.5	507 76.4	1 0.2
３１～１００人	1,843 100.0	388 21.1	1,450 78.7	5 0.3
１０１～３００人	1,334 100.0	293 22.0	1,041 78.0	－ －
３０１～５００人	332 100.0	66 19.9	265 79.8	1 0.3
５０１～１，０００人	709 100.0	201 28.3	508 71.7	－ －
１，００１人以上	567 100.0	153 27.0	412 72.7	2 0.4
無回答	106 100.0	22 20.8	84 79.2	－ －

（３）．婚姻状況

	全労働者有効計回答	既婚	未婚	離婚・死別	無回答
総数	6,418 100.0	5,193 80.9	656 10.2	543 8.5	26 0.4
問１（１）．性別					
男性	1,423 100.0	1,099 77.2	238 16.7	80 5.6	6 0.4
女性	4,984 100.0	4,093 82.1	418 8.4	462 9.3	11 0.2
無回答	11 100.0	1 9.1	－ －	1 9.1	9 81.8
問１（２）．年齢層					
～１９歳以下	6 100.0	－ －	6 100.0	－ －	－ －
２０～２４歳	94 100.0	9 9.6	83 88.3	2 2.1	－ －
２５～２９歳	203 100.0	89 43.8	100 49.3	14 6.9	－ －
３０～３４歳	410 100.0	308 75.1	79 19.3	22 5.4	1 0.2
３５～３９歳	629 100.0	527 83.8	70 11.1	31 4.9	1 0.2
４０～４４歳	907 100.0	795 87.7	61 6.7	48 5.3	3 0.3
４５～４９歳	883 100.0	748 84.7	75 8.5	60 6.8	－ －
５０～５４歳	771 100.0	665 86.3	53 6.9	53 6.9	－ －
５５～５９歳	611 100.0	509 83.3	38 6.2	62 10.1	2 0.3
６０～６４歳	916 100.0	745 81.3	54 5.9	112 12.2	5 0.5
６５歳以上	940 100.0	766 81.5	33 3.5	138 14.7	3 0.3
無回答	48 100.0	32 66.7	4 8.3	1 2.1	11 22.9
問１（３）．婚姻状況					
既婚	5,193 100.0	5,193 100.0	－ －	－ －	－ －
未婚	656 100.0	－ －	656 100.0	－ －	－ －
離婚・死別	543 100.0	－ －	－ －	543 100.0	－ －
無回答	26 100.0	－ －	－ －	－ －	26 100.0
問１付問①．被扶養者の人数					
同居している被扶養者無し	2,830 100.0	2,036 71.9	489 17.3	295 10.4	10 0.4
同居している被扶養者有り	2,849 100.0	2,539 89.1	111 3.9	194 6.8	5 0.2
無回答	739 100.0	618 83.6	56 7.6	54 7.3	11 1.5
問１（５）．世帯主からみた続柄					
世帯主本人	1,942 100.0	1,154 59.4	305 15.7	472 24.3	11 0.6
世帯主本人以外	4,438 100.0	4,017 90.5	346 7.8	62 1.4	13 0.3
無回答	38 100.0	22 57.9	5 13.2	9 23.7	2 5.3
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）					
行っている	1,741 100.0	1,604 92.1	52 3.0	77 4.4	8 0.5
行っていない	4,549 100.0	3,493 76.8	591 13.0	448 9.8	17 0.4
無回答	128 100.0	96 75.0	13 10.2	18 14.1	1 0.8
問１９．仕事の掛け持ち有無					
している	568 100.0	361 63.6	128 22.5	76 13.4	3 0.5
していない	5,799 100.0	4,798 82.7	518 8.9	461 7.9	22 0.4
無回答	51 100.0	34 66.7	10 19.6	6 11.8	1 2.0
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）					
建設業	325 100.0	275 84.6	25 7.7	25 7.7	－ －
製造業	675 100.0	589 87.3	30 4.4	50 7.4	6 0.9
電気・ガス・熱供給・水道業	24 100.0	18 75.0	2 8.3	4 16.7	－ －
情報通信業	34 100.0	27 79.4	5 14.7	2 5.9	－ －
運輸業、郵便業	175 100.0	138 78.9	22 12.6	14 8.0	1 0.6
卸売業	329 100.0	263 79.9	42 12.8	24 7.3	－ －
小売業	622 100.0	498 80.1	70 11.3	52 8.4	2 0.3
金融業、保険業	185 100.0	172 93.0	6 3.2	6 3.2	1 0.5
不動産業、物品賃貸業	59 100.0	54 91.5	3 5.1	2 3.4	－ －
学術研究、専門・技術サービス業	143 100.0	112 78.3	20 14.0	11 7.7	－ －
宿泊業、飲食サービス業	257 100.0	179 69.6	48 18.7	27 10.5	3 1.2
生活関連サービス業、娯楽業	108 100.0	82 75.9	18 16.7	7 6.5	1 0.9
教育、学習支援業	488 100.0	363 74.4	95 19.5	30 6.1	－ －
医療、福祉	1,280 100.0	1,061 82.9	81 6.3	134 10.5	4 0.3
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113 100.0	106 93.8	4 3.5	3 2.7	－ －
サービス業（他に分類されないもの）	496 100.0	384 77.4	52 10.5	57 11.5	3 0.6
公務	138 100.0	111 80.4	13 9.4	12 8.7	2 1.4
その他	15 100.0	15 100.0	－ －	－ －	－ －
無回答	89 100.0	67 75.3	14 15.7	8 9.0	－ －
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）					
３０人以下	664 100.0	527 79.4	74 11.1	59 8.9	4 0.6
３１～１００人	1,843 100.0	1,509 81.9	162 8.8	166 9.0	6 0.3
１０１～３００人	1,334 100.0	1,094 82.0	131 9.8	103 7.7	6 0.4
３０１～５００人	332 100.0	275 82.8	31 9.3	24 7.2	2 0.6
５０１～１，０００人	709 100.0	578 81.5	59 8.3	71 10.0	1 0.1
１，００１人以上	567 100.0	448 79.0	76 13.4	39 6.9	4 0.7
無回答	106 100.0	83 78.3	17 16.0	6 5.7	－ －

（２）．年齢

	全労働者有効回答計	～19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	無回答
総数	6,418	6	94	203	410	629	907	883	771	611	916	940	48
	100.0	0.1	1.5	3.2	6.4	9.8	14.1	13.8	12.0	9.5	14.3	14.6	0.7
問１（１）．性別													
男性	1,423	3	32	41	36	36	33	50	42	63	446	636	5
	100.0	0.2	2.2	2.9	2.5	2.5	2.3	3.5	3.0	4.4	31.3	44.7	0.4
女性	4,984	3	62	162	374	593	874	833	729	548	470	303	33
	100.0	0.1	1.2	3.3	7.5	11.9	17.5	16.7	14.6	11.0	9.4	6.1	0.7
無回答	11	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	10
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	9.1	90.9
問１（２）．年齢層													
～１９歳以下	6	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
２０～２４歳	94	－	94	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
２５～２９歳	203	－	－	203	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100.0	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
３０～３４歳	410	－	－	－	410	－	－	－	－	－	－	－	－
	100.0	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－
３５～３９歳	629	－	－	－	－	629	－	－	－	－	－	－	－
	100.0	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－
４０～４４歳	907	－	－	－	－	－	907	－	－	－	－	－	－
	100.0	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－
４５～４９歳	883	－	－	－	－	－	－	883	－	－	－	－	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－
５０～５４歳	771	－	－	－	－	－	－	－	771	－	－	－	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－
５５～５９歳	611	－	－	－	－	－	－	－	－	611	－	－	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－
６０～６４歳	916	－	－	－	－	－	－	－	－	－	916	－	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－
６５歳以上	940	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	940	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－
無回答	48	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	48
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0
問１（３）．婚姻状況													
既婚	5,193	－	9	89	308	527	795	748	665	509	745	766	32
	100.0	－	0.2	1.7	5.9	10.1	15.3	14.4	12.8	9.8	14.3	14.8	0.6
未婚	656	6	83	100	79	70	61	75	53	38	54	33	4
	100.0	0.9	12.7	15.2	12.0	10.7	9.3	11.4	8.1	5.8	8.2	5.0	0.6
離婚・死別	543	－	2	14	22	31	48	60	53	62	112	138	1
	100.0	－	0.4	2.6	4.1	5.7	8.8	11.0	9.8	11.4	20.6	25.4	0.2
無回答	26	－	－	－	1	1	3	－	－	2	5	3	11
	100.0	－	－	－	3.8	3.8	11.5	－	－	7.7	19.2	11.5	42.3
問１付問①．被扶養者の人数													
同居している被扶養者無し	2,830	1	50	118	199	287	387	386	384	308	404	293	13
	100.0	0.0	1.8	4.2	7.0	10.1	13.7	13.6	13.6	10.9	14.3	10.4	0.5
同居している被扶養者有り	2,849	4	32	70	180	291	454	412	319	222	369	482	14
	100.0	0.1	1.1	2.5	6.3	10.2	15.9	14.5	11.2	7.8	13.0	16.9	0.5
無回答	739	1	12	15	31	51	66	85	68	81	143	165	21
	100.0	0.1	1.6	2.0	4.2	6.9	8.9	11.5	9.2	11.0	19.4	22.3	2.8
問１（５）．世帯主からみた続柄													
世帯主本人	1,942	－	18	57	57	74	98	119	116	127	538	727	11
	100.0	－	0.9	2.9	2.9	3.8	5.0	6.1	6.0	6.5	27.7	37.4	0.6
世帯主本人以外	4,438	6	75	145	350	554	802	762	653	481	370	204	36
	100.0	0.1	1.7	3.3	7.9	12.5	18.1	17.2	14.7	10.8	8.3	4.6	0.8
無回答	38	－	1	1	3	1	7	2	2	3	8	9	1
	100.0	－	2.6	2.6	7.9	2.6	18.4	5.3	5.3	7.9	21.1	23.7	2.6
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）													
行っている	1,741	1	9	47	93	193	300	292	267	189	160	173	17
	100.0	0.1	0.5	2.7	5.3	11.1	17.2	16.8	15.3	10.9	9.2	9.9	1.0
行っていない	4,549	4	84	155	315	422	601	582	498	411	731	716	30
	100.0	0.1	1.8	3.4	6.9	9.3	13.2	12.8	10.9	9.0	16.1	15.7	0.7
無回答	128	1	1	1	2	14	6	9	6	11	25	51	1
	100.0	0.8	0.8	0.8	1.6	10.9	4.7	7.0	4.7	8.6	19.5	39.8	0.8
問１９．仕事の掛け持ち有無													
している	568	－	13	28	44	46	76	85	70	70	55	75	6
	100.0	－	2.3	4.9	7.7	8.1	13.4	15.0	12.3	12.3	9.7	13.2	1.1
していない	5,799	5	80	175	365	579	828	794	700	537	853	843	40
	100.0	0.1	1.4	3.0	6.3	10.0	14.3	13.7	12.1	9.3	14.7	14.5	0.7
無回答	51	1	1	－	1	4	3	4	1	4	8	22	2
	100.0	2.0	2.0	－	2.0	7.8	5.9	7.8	2.0	7.8	15.7	43.1	3.9
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）													
建設業	325	－	2	6	12	23	40	21	28	17	59	114	3
	100.0	－	0.6	1.8	3.7	7.1	12.3	6.5	8.6	5.2	18.2	35.1	0.9
製造業	675	－	5	12	42	57	97	75	72	59	128	121	7
	100.0	－	0.7	1.8	6.2	8.4	14.4	11.1	10.7	8.7	19.0	17.9	1.0
電気・ガス・熱供給・水道業	24	－	－	1	－	1	3	3	4	2	2	8	－
	100.0	－	－	4.2	－	4.2	12.5	12.5	16.7	8.3	8.3	33.3	－
情報通信業	34	－	2	3	1	6	5	4	1	1	10	1	－
	100.0	－	5.9	8.8	2.9	17.6	14.7	11.8	2.9	2.9	29.4	2.9	－
運輸業、郵便業	175	－	1	8	10	15	26	18	14	10	24	47	2
	100.0	－	0.6	4.6	5.7	8.6	14.9	10.3	8.0	5.7	13.7	26.9	1.1
卸売業	329	－	1	9	17	33	40	60	41	31	63	31	3
	100.0	－	0.3	2.7	5.2	10.0	12.2	18.2	12.5	9.4	19.1	9.4	0.9
小売業	622	1	14	22	34	49	86	93	109	85	85	37	7
	100.0	0.2	2.3	3.5	5.5	7.9	13.8	15.0	17.5	13.7	13.7	5.9	1.1
金融業、保険業	185	－	1	1	7	12	29	31	43	18	32	10	1
	100.0	－	0.5	0.5	3.8	6.5	15.7	16.8	23.2	9.7	17.3	5.4	0.5
不動産業、物品賃貸業	59	－	－	－	1	9	3	7	2	6	13	18	－
	100.0	－	－	－	1.7	15.3	5.1	11.9	3.4	10.2	22.0	30.5	－
学術研究、専門・技術サービス業	143	－	3	5	10	8	24	16	12	13	19	32	1
	100.0	－	2.1	3.5	7.0	5.6	16.8	11.2	8.4	9.1	13.3	22.4	0.7
宿泊業、飲食サービス業	257	－	12	12	17	24	28	36	32	30	28	33	5
	100.0	－	4.7	4.7	6.6	9.3	10.9	14.0	12.5	11.7	10.9	12.8	1.9
生活関連サービス業、娯楽業	108	－	7	7	9	6	11	21	13	6	11	15	2
	100.0	－	6.5	6.5	8.3	5.6	10.2	19.4	12.0	5.6	10.2	13.9	1.9
教育、学習支援業	488	－	11	27	41	53	72	76	53	53	51	50	1
	100.0	－	2.3	5.5	8.4	10.9	14.8	15.6	10.9	10.9	10.5	10.2	0.2
医療、福祉	1,280	－	7	31	101	194	218	202	145	116	123	138	5
	100.0	－	0.5	2.4	7.9	15.2	17.0	15.8	11.3	9.1	9.6	10.8	0.4
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	－	－	2	6	4	15	20	16	20	15	14	1
	100.0	－	－	1.8	5.3	3.5	13.3	17.7	14.2	17.7	13.3	12.4	0.9
サービス業（他に分類されないもの）	496	1	10	21	27	32	43	60	42	46	86	123	5
	100.0	0.2	2.0	4.2	5.4	6.5	8.7	12.1	8.5	9.3	17.3	24.8	1.0
公務	138	－	2	4	6	8	11	7	19	16	47	17	1
	100.0	－	1.4	2.9	4.3	5.8	8.0	5.1	13.8	11.6	34.1	12.3	0.7
その他	15	－	－	－	－	1	3	－	2	1	1	7	－
	100.0	－	－	－	－	6.7	20.0	－	13.3	6.7	6.7	46.7	－
無回答	89	2	2	6	4	11	13	12	8	5	18	8	－
	100.0	2.2	2.2	6.7	4.5	12.4	14.6	13.5	9.0	5.6	20.2	9.0	－
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）													
３０人以下	664	3	15	26	34	57	91	121	74	68	79	87	9
	100.0	0.5	2.3	3.9	5.1	8.6	13.7	18.2	11.1	10.2	11.9	13.1	1.4
３１～１００人	1,843	－	26	65	116	191	262	242	224	182	267	250	18
	100.0	－	1.4	3.5	6.3	10.4	14.2	13.1	12.2	9.9	14.5	13.6	1.0
１０１～３００人	1,334	－	18	44	82	118	165	193	167	139	176	222	10
	100.0	－	1.3	3.3	6.1	8.8	12.4	14.5	12.5	10.4	13.2	16.6	0.7
３０１～５００人	332	－	6	7	28	26	54	51	40	38	39	42	1
	100.0	－	1.8	2.1	8.4	7.8	16.3	15.4	12.0	11.4	11.7	12.7	0.3
５０１～１，０００人	709	1	11	19	42	74	97	69	77	53	135	130	1
	100.0	0.1	1.6	2.7	5.9	10.4	13.7	9.7	10.9	7.5	19.0	18.3	0.1
１，００１人以上	567	－	3	12	40	67	84	69	58	45	106	79	4
	100.0	－	0.5	2.1	7.1	11.8	14.8	12.2	10.2	7.9	18.7	13.9	0.7
無回答	106	－	1	4	3	13	14	17	16	10	13	14	1
	100.0	－	0.9	3.8	2.8	12.3	13.2	16.0	15.1	9.4	12.3	13.2	0.9

問１（５）．世帯主からみて、あなたの続柄は何ですか。

	全有効回答労働者計	世帯主本人	世帯主の妻または夫	世帯主の父または母	世帯主の子ども	世帯主の孫	その他	無回答
総数	6,418	1,942	3,889	35	412	9	93	38
	100.0	30.3	60.6	0.5	6.4	0.1	1.4	0.6
問１（１）．性別								
男性	1,423	1,270	10	4	110	1	9	19
	100.0	89.2	0.7	0.3	7.7	0.1	0.6	1.3
女性	4,984	668	3,873	31	302	8	84	18
	100.0	13.4	77.7	0.6	6.1	0.2	1.7	0.4
無回答	11	4	6	－	－	－	－	1
	100.0	36.4	54.5	－	－	－	－	9.1
問１（２）．年齢層								
～１９歳以下	6	－	－	－	5	1	－	－
	100.0	－	－	－	83.3	16.7	－	－
２０～２４歳	94	18	7	－	61	3	4	1
	100.0	19.1	7.4	－	64.9	3.2	4.3	1.1
２５～２９歳	203	57	77	1	60	2	5	1
	100.0	28.1	37.9	0.5	29.6	1.0	2.5	0.5
３０～３４歳	410	57	286	1	54	2	7	3
	100.0	13.9	69.8	0.2	13.2	0.5	1.7	0.7
３５～３９歳	629	74	491	2	53	－	8	1
	100.0	11.8	78.1	0.3	8.4	－	1.3	0.2
４０～４４歳	907	98	738	1	46	1	16	7
	100.0	10.8	81.4	0.1	5.1	0.1	1.8	0.8
４５～４９歳	883	119	696	－	53	－	13	2
	100.0	13.5	78.8	－	6.0	－	1.5	0.2
５０～５４歳	771	116	607	4	31	－	11	2
	100.0	15.0	78.7	0.5	4.0	－	1.4	0.3
５５～５９歳	611	127	444	3	23	－	11	3
	100.0	20.8	72.7	0.5	3.8	－	1.8	0.5
６０～６４歳	916	538	338	7	14	－	11	8
	100.0	58.7	36.9	0.8	1.5	－	1.2	0.9
６５歳以上	940	727	172	16	9	－	7	9
	100.0	77.3	18.3	1.7	1.0	－	0.7	1.0
無回答	48	11	33	－	3	－	－	1
	100.0	22.9	68.8	－	6.3	－	－	2.1
問１（３）．婚姻状況								
既婚	5,193	1,154	3,870	14	71	－	62	22
	100.0	22.2	74.5	0.3	1.4	－	1.2	0.4
未婚	656	305	5	4	308	9	20	5
	100.0	46.5	0.8	0.6	47.0	1.4	3.0	0.8
離婚・死別	543	472	2	17	32	－	11	9
	100.0	86.9	0.4	3.1	5.9	－	2.0	1.7
無回答	26	11	12	－	1	－	－	2
	100.0	42.3	46.2	－	3.8	－	－	7.7
問１付問①．被扶養者の人数								
同居している被扶養者無し	2,830	758	1,740	17	245	6	47	17
	100.0	26.8	61.5	0.6	8.7	0.2	1.7	0.6
同居している被扶養者有り	2,849	974	1,697	8	126	3	32	9
	100.0	34.2	59.6	0.3	4.4	0.1	1.1	0.3
無回答	739	210	452	10	41	－	14	12
	100.0	28.4	61.2	1.4	5.5	－	1.9	1.6
問１（５）．世帯主からみた続柄								
世帯主本人	1,942	1,942	－	－	－	－	－	－
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－
世帯主本人以外	4,438	－	3,889	35	412	9	93	－
	100.0	－	87.6	0.8	9.3	0.2	2.1	－
無回答	38	－	－	－	－	－	－	38
	100.0	－	－	－	－	－	－	100.0
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）								
行っている	1,741	257	1,399	7	45	－	25	8
	100.0	14.8	80.4	0.4	2.6	－	1.4	0.5
行っていない	4,549	1,621	2,439	26	361	9	64	29
	100.0	35.6	53.6	0.6	7.9	0.2	1.4	0.6
無回答	128	64	51	2	6	－	4	1
	100.0	50.0	39.8	1.6	4.7	－	3.1	0.8
問１９．仕事の掛け持ち有無								
している	568	249	251	4	53	2	4	5
	100.0	43.8	44.2	0.7	9.3	0.4	0.7	0.9
していない	5,799	1,665	3,623	31	355	7	87	31
	100.0	28.7	62.5	0.5	6.1	0.1	1.5	0.5
無回答	51	28	15	－	4	－	2	2
	100.0	54.9	29.4	－	7.8	－	3.9	3.9
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）								
建設業	325	174	121	5	16	－	8	1
	100.0	53.5	37.2	1.5	4.9	－	2.5	0.3
製造業	675	245	384	4	31	1	6	4
	100.0	36.3	56.9	0.6	4.6	0.1	0.9	0.6
電気・ガス・熱供給・水道業	24	10	10	－	3	－	－	1
	100.0	41.7	41.7	－	12.5	－	－	4.2
情報通信業	34	10	20	－	4	－	－	－
	100.0	29.4	58.8	－	11.8	－	－	－
運輸業、郵便業	175	87	75	－	11	－	1	1
	100.0	49.7	42.9	－	6.3	－	0.6	0.6
卸売業	329	114	186	－	22	－	6	1
	100.0	34.7	56.5	－	6.7	－	1.8	0.3
小売業	622	129	421	6	57	－	9	－
	100.0	20.7	67.7	1.0	9.2	－	1.4	－
金融業、保険業	185	44	130	－	6	－	5	－
	100.0	23.8	70.3	－	3.2	－	2.7	－
不動産業、物品賃貸業	59	28	31	－	－	－	－	－
	100.0	47.5	52.5	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	143	66	66	1	10	－	－	－
	100.0	46.2	46.2	0.7	7.0	－	－	－
宿泊業、飲食サービス業	257	83	140	3	19	1	7	4
	100.0	32.3	54.5	1.2	7.4	0.4	2.7	1.6
生活関連サービス業、娯楽業	108	33	62	1	7	1	1	3
	100.0	30.6	57.4	0.9	6.5	0.9	0.9	2.8
教育、学習支援業	488	139	290	1	47	1	5	5
	100.0	28.5	59.4	0.2	9.6	0.2	1.0	1.0
医療、福祉	1,280	240	946	4	64	1	17	8
	100.0	18.8	73.9	0.3	5.0	0.1	1.3	0.6
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	18	86	1	4	－	4	－
	100.0	15.9	76.1	0.9	3.5	－	3.5	－
サービス業（他に分類されないもの）	496	206	243	5	33	－	6	3
	100.0	41.5	49.0	1.0	6.7	－	1.2	0.6
公務	138	46	73	1	12	1	4	1
	100.0	33.3	52.9	0.7	8.7	0.7	2.9	0.7
その他	15	8	7	－	－	－	－	－
	100.0	53.3	46.7	－	－	－	－	－
無回答	89	29	46	－	11	1	1	1
	100.0	32.6	51.7	－	12.4	1.1	1.1	1.1
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）								
３０人以下	664	200	392	3	51	2	12	4
	100.0	30.1	59.0	0.5	7.7	0.3	1.8	0.6
３１～１００人	1,843	527	1,147	14	121	2	26	6
	100.0	28.6	62.2	0.8	6.6	0.1	1.4	0.3
１０１～３００人	1,334	398	816	6	78	1	23	12
	100.0	29.8	61.2	0.4	5.8	0.1	1.7	0.9
３０１～５００人	332	92	209	1	21	1	4	4
	100.0	27.7	63.0	0.3	6.3	0.3	1.2	1.2
５０１～１，０００人	709	265	396	4	33	－	9	2
	100.0	37.4	55.9	0.6	4.7	－	1.3	0.3
１，００１人以上	567	204	312	3	38	1	5	4
	100.0	36.0	55.0	0.5	6.7	0.2	0.9	0.7
無回答	106	23	65	1	15	－	1	1
	100.0	21.7	61.3	0.9	14.2	－	0.9	0.9

問３．あなたが働くのを辞めると、家計はどうなりますか。

	全有効回答労働者計	日々の生活が維持できなくなる	日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	日々の生活は何とかなるが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わるところはない	無回答
総数	6,418	2,108	699	782	1,411	1,061	284	73	
	100.0	32.8	10.9	12.2	22.0	16.5	4.4	1.1	
問１（１）．性別									
男性	1,423	494	91	39	327	364	83	25	
	100.0	34.7	6.4	2.7	23.0	25.6	5.8	1.8	
女性	4,984	1,611	605	743	1,082	695	201	47	
	100.0	32.3	12.1	14.9	21.7	13.9	4.0	0.9	
無回答	11	3	3	－	2	2	－	1	
	100.0	27.3	27.3	－	18.2	18.2	－	9.1	
問１（２）．年齢層									
～１９歳以下	6	－	－	－	1	1	4	－	
	100.0	－	－	－	16.7	16.7	66.7	－	
２０～２４歳	94	32	2	8	21	25	6	－	
	100.0	34.0	2.1	8.5	22.3	26.6	6.4	－	
２５～２９歳	203	83	17	9	58	30	6	－	
	100.0	40.9	8.4	4.4	28.6	14.8	3.0	－	
３０～３４歳	410	155	65	41	90	46	9	4	
	100.0	37.8	15.9	10.0	22.0	11.2	2.2	1.0	
３５～３９歳	629	220	102	99	122	63	15	8	
	100.0	35.0	16.2	15.7	19.4	10.0	2.4	1.3	
４０～４４歳	907	306	127	188	164	87	22	13	
	100.0	33.7	14.0	20.7	18.1	9.6	2.4	1.4	
４５～４９歳	883	289	98	214	149	96	29	8	
	100.0	32.7	11.1	24.2	16.9	10.9	3.3	0.9	
５０～５４歳	771	240	96	145	163	89	32	6	
	100.0	31.1	12.5	18.8	21.1	11.5	4.2	0.8	
５５～５９歳	611	224	60	30	147	110	37	3	
	100.0	36.7	9.8	4.9	24.1	18.0	6.1	0.5	
６０～６４歳	916	314	68	20	241	204	59	10	
	100.0	34.3	7.4	2.2	26.3	22.3	6.4	1.1	
６５歳以上	940	230	57	22	247	302	64	18	
	100.0	24.5	6.1	2.3	26.3	32.1	6.8	1.9	
無回答	48	15	7	6	8	8	1	3	
	100.0	31.3	14.6	12.5	16.7	16.7	2.1	6.3	
問１（３）．婚姻状況									
既婚	5,193	1,391	670	750	1,219	877	225	61	
	100.0	26.8	12.9	14.4	23.5	16.9	4.3	1.2	
未婚	656	346	16	11	129	110	38	6	
	100.0	52.7	2.4	1.7	19.7	16.8	5.8	0.9	
離婚・死別	543	362	10	21	61	66	18	5	
	100.0	66.7	1.8	3.9	11.2	12.2	3.3	0.9	
無回答	26	9	3	－	2	8	3	1	
	100.0	34.6	11.5	－	7.7	30.8	11.5	3.8	
問１付問①．被扶養者の人数									
同居している被扶養者無し	2,830	928	305	317	669	464	124	23	
	100.0	32.8	10.8	11.2	23.6	16.4	4.4	0.8	
同居している被扶養者有り	2,849	911	321	400	585	480	121	31	
	100.0	32.0	11.3	14.0	20.5	16.8	4.2	1.1	
無回答	739	269	73	65	157	117	39	19	
	100.0	36.4	9.9	8.8	21.2	15.8	5.3	2.6	
問１（５）．世帯主からみた続柄									
世帯主本人	1,942	938	106	53	347	388	91	19	
	100.0	48.3	5.5	2.7	17.9	20.0	4.7	1.0	
世帯主本人以外	4,438	1,162	593	729	1,061	668	190	35	
	100.0	26.2	13.4	16.4	23.9	15.1	4.3	0.8	
無回答	38	8	－	－	3	5	3	19	
	100.0	21.1	－	－	7.9	13.2	7.9	50.0	
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）									
行っている	1,741	426	252	299	382	300	66	16	
	100.0	24.5	14.5	17.2	21.9	17.2	3.8	0.9	
行っていない	4,549	1,632	441	474	999	740	213	50	
	100.0	35.9	9.7	10.4	22.0	16.3	4.7	1.1	
無回答	128	50	6	9	30	21	5	7	
	100.0	39.1	4.7	7.0	23.4	16.4	3.9	5.5	
問１９．仕事の掛け持ち有無									
している	568	270	42	56	90	83	20	7	
	100.0	47.5	7.4	9.9	15.8	14.6	3.5	1.2	
していない	5,799	1,814	656	725	1,309	973	262	60	
	100.0	31.3	11.3	12.5	22.6	16.8	4.5	1.0	
無回答	51	24	1	1	12	5	2	6	
	100.0	47.1	2.0	2.0	23.5	9.8	3.9	11.8	
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）									
建設業	325	87	33	31	82	75	15	2	
	100.0	26.8	10.2	9.5	25.2	23.1	4.6	0.6	
製造業	675	194	72	82	176	108	37	6	
	100.0	28.7	10.7	12.1	26.1	16.0	5.5	0.9	
電気・ガス・熱供給・水道業	24	8	4	3	1	6	－	2	
	100.0	33.3	16.7	12.5	4.2	25.0	－	8.3	
情報通信業	34	8	6	8	7	4	1	－	
	100.0	23.5	17.6	23.5	20.6	11.8	2.9	－	
運輸業、郵便業	175	70	17	18	31	30	6	3	
	100.0	40.0	9.7	10.3	17.7	17.1	3.4	1.7	
卸売業	329	108	36	45	67	57	13	3	
	100.0	32.8	10.9	13.7	20.4	17.3	4.0	0.9	
小売業	622	228	75	76	133	76	26	8	
	100.0	36.7	12.1	12.2	21.4	12.2	4.2	1.3	
金融業、保険業	185	48	27	21	51	27	10	1	
	100.0	25.9	14.6	11.4	27.6	14.6	5.4	0.5	
不動産業、物品賃貸業	59	11	9	7	14	10	8	－	
	100.0	18.6	15.3	11.9	23.7	16.9	13.6	－	
学術研究、専門・技術サービス業	143	42	15	17	36	25	6	2	
	100.0	29.4	10.5	11.9	25.2	17.5	4.2	1.4	
宿泊業、飲食サービス業	257	104	32	25	43	41	7	5	
	100.0	40.5	12.5	9.7	16.7	16.0	2.7	1.9	
生活関連サービス業、娯楽業	108	53	2	10	23	18	－	2	
	100.0	49.1	1.9	9.3	21.3	16.7	－	1.9	
教育、学習支援業	488	147	34	55	124	88	33	7	
	100.0	30.1	7.0	11.3	25.4	18.0	6.8	1.4	
医療、福祉	1,280	421	142	216	246	192	47	16	
	100.0	32.9	11.1	16.9	19.2	15.0	3.7	1.3	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	31	13	14	31	17	6	1	
	100.0	27.4	11.5	12.4	27.4	15.0	5.3	0.9	
サービス業（他に分類されないもの）	496	159	49	43	112	102	28	3	
	100.0	32.1	9.9	8.7	22.6	20.6	5.6	0.6	
公務	138	45	17	8	28	32	7	1	
	100.0	32.6	12.3	5.8	20.3	23.2	5.1	0.7	
その他	15	4	1	4	1	4	1	－	
	100.0	26.7	6.7	26.7	6.7	26.7	6.7	－	
無回答	89	25	12	9	21	15	6	1	
	100.0	28.1	13.5	10.1	23.6	16.9	6.7	1.1	
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）									
３０人以下	664	210	73	82	135	116	41	7	
	100.0	31.6	11.0	12.3	20.3	17.5	6.2	1.1	
３１～１００人	1,843	644	221	214	397	278	70	19	
	100.0	34.9	12.0	11.6	21.5	15.1	3.8	1.0	
１０１～３００人	1,334	421	136	185	298	217	61	16	
	100.0	31.6	10.2	13.9	22.3	16.3	4.6	1.2	
３０１～５００人	332	98	33	39	95	46	15	6	
	100.0	29.5	9.9	11.7	28.6	13.9	4.5	1.8	
５０１～１，０００人	709	237	79	82	136	129	35	11	
	100.0	33.4	11.1	11.6	19.2	18.2	4.9	1.6	
１，００１人以上	567	147	46	74	144	123	29	4	
	100.0	25.9	8.1	13.1	25.4	21.7	5.1	0.7	
無回答	106	36	8	16	22	18	6	－	
	100.0	34.0	7.5	15.1	20.8	17.0	5.7	－	

問２．あなたの世帯の、昨年１年間（平成２８年１月１日～１２月３１日）の税込み年収は、どれくらいでしたか。

	全有効回答労働者計	２００万円未満	２００万円以上３００万円未満	３００万円以上４００万円未満	４００万円以上５００万円未満	５００万円以上６００万円未満	６００万円以上７００万円未満	７００万円以上８００万円未満	８００万円以上９００万円未満	９００万円以上１，０００万円未満	１，０００万円以上	無回答
総数	6,418	1,042	476	685	641	679	581	418	322	255	379	940
	100.0	16.2	7.4	10.7	10.0	10.6	9.1	6.5	5.0	4.0	5.9	14.6
問１（１）．性別												
男性	1,423	220	138	191	77	46	90	34	20	22	40	545
	100.0	15.5	9.7	13.4	5.4	3.2	6.3	2.4	1.4	1.5	2.8	38.3
女性	4,984	821	337	491	562	633	490	383	301	233	339	394
	100.0	16.5	6.8	9.9	11.3	12.7	9.8	7.7	6.0	4.7	6.8	7.9
無回答	11	1	1	3	2	－	1	1	1	－	－	1
	100.0	9.1	9.1	27.3	18.2	－	9.1	9.1	9.1	－	－	9.1
問１（２）．年齢層												
～１９歳以下	6	2	1	－	－	－	－	－	－	－	－	3
	100.0	33.3	16.7	－	－	－	－	－	－	－	－	50.0
２０～２４歳	94	25	8	8	12	9	4	3	1	4	2	18
	100.0	26.6	8.5	8.5	12.8	9.6	4.3	3.2	1.1	4.3	2.1	19.1
２５～２９歳	203	40	10	31	32	22	18	7	4	3	9	27
	100.0	19.7	4.9	15.3	15.8	10.8	8.9	3.4	2.0	1.5	4.4	13.3
３０～３４歳	410	54	24	50	57	71	50	24	20	5	10	45
	100.0	13.2	5.9	12.2	13.9	17.3	12.2	5.9	4.9	1.2	2.4	11.0
３５～３９歳	629	80	31	82	93	95	68	42	38	16	31	53
	100.0	12.7	4.9	13.0	14.8	15.1	10.8	6.7	6.0	2.5	4.9	8.4
４０～４４歳	907	116	43	73	112	150	110	101	47	37	55	63
	100.0	12.8	4.7	8.0	12.3	16.5	12.1	11.1	5.2	4.1	6.1	6.9
４５～４９歳	883	122	45	54	79	104	98	78	72	58	86	87
	100.0	13.8	5.1	6.1	8.9	11.8	11.1	8.8	8.2	6.6	9.7	9.9
５０～５４歳	771	115	32	49	70	83	70	71	63	67	88	63
	100.0	14.9	4.2	6.4	9.1	10.8	9.1	9.2	8.2	8.7	11.4	8.2
５５～５９歳	611	110	52	57	55	58	55	40	46	36	45	57
	100.0	18.0	8.5	9.3	9.0	9.5	9.0	6.5	7.5	5.9	7.4	9.3
６０～６４歳	916	181	103	136	55	43	54	30	25	21	36	232
	100.0	19.8	11.2	14.8	6.0	4.7	5.9	3.3	2.7	2.3	3.9	25.3
６５歳以上	940	193	123	141	68	38	51	16	5	8	15	282
	100.0	20.5	13.1	15.0	7.2	4.0	5.4	1.7	0.5	0.9	1.6	30.0
無回答	48	4	4	4	8	6	3	6	1	－	2	10
	100.0	8.3	8.3	8.3	16.7	12.5	6.3	12.5	2.1	－	4.2	20.8
問１（３）．婚姻状況												
既婚	5,193	535	357	584	576	629	542	400	307	248	355	660
	100.0	10.3	6.9	11.2	11.1	12.1	10.4	7.7	5.9	4.8	6.8	12.7
未婚	656	203	70	58	44	34	27	12	12	7	19	170
	100.0	30.9	10.7	8.8	6.7	5.2	4.1	1.8	1.8	1.1	2.9	25.9
離婚・死別	543	299	47	40	18	15	11	3	2	－	4	104
	100.0	55.1	8.7	7.4	3.3	2.8	2.0	0.6	0.4	－	0.7	19.2
無回答	26	5	2	3	3	1	1	3	1	－	1	6
	100.0	19.2	7.7	11.5	11.5	3.8	3.8	11.5	3.8	－	3.8	23.1
問１付問①．被扶養者の人数												
同居している被扶養者無し	2,830	505	173	254	292	318	270	186	155	129	210	338
	100.0	17.8	6.1	9.0	10.3	11.2	9.5	6.6	5.5	4.6	7.4	11.9
同居している被扶養者有り	2,849	381	212	334	282	293	272	201	132	111	149	482
	100.0	13.4	7.4	11.7	9.9	10.3	9.5	7.1	4.6	3.9	5.2	16.9
無回答	739	156	91	97	67	68	39	31	35	15	20	120
	100.0	21.1	12.3	13.1	9.1	9.2	5.3	4.2	4.7	2.0	2.7	16.2
問１（５）．世帯主からみた続柄												
世帯主本人	1,942	578	164	218	74	48	96	32	20	22	40	650
	100.0	29.8	8.4	11.2	3.8	2.5	4.9	1.6	1.0	1.1	2.1	33.5
世帯主本人以外	4,438	459	312	465	566	630	484	386	302	231	338	265
	100.0	10.3	7.0	10.5	12.8	14.2	10.9	8.7	6.8	5.2	7.6	6.0
無回答	38	5	－	2	1	1	1	－	－	2	1	25
	100.0	13.2	－	5.3	2.6	2.6	2.6	－	－	5.3	2.6	65.8
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）												
行っている	1,741	201	97	185	211	243	188	154	106	96	111	149
	100.0	11.5	5.6	10.6	12.1	14.0	10.8	8.8	6.1	5.5	6.4	8.6
行っていない	4,549	802	364	484	425	427	386	262	214	157	264	764
	100.0	17.6	8.0	10.6	9.3	9.4	8.5	5.8	4.7	3.5	5.8	16.8
無回答	128	39	15	16	5	9	7	2	2	2	4	27
	100.0	30.5	11.7	12.5	3.9	7.0	5.5	1.6	1.6	1.6	3.1	21.1
問１９．仕事の掛け持ち有無												
している	568	108	43	34	46	40	42	24	24	26	48	133
	100.0	19.0	7.6	6.0	8.1	7.0	7.4	4.2	4.2	4.6	8.5	23.4
していない	5,799	919	423	645	594	636	538	393	296	229	330	796
	100.0	15.8	7.3	11.1	10.2	11.0	9.3	6.8	5.1	3.9	5.7	13.7
無回答	51	15	10	6	1	3	1	1	2	－	1	11
	100.0	29.4	19.6	11.8	2.0	5.9	2.0	2.0	3.9	－	2.0	21.6
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）												
建設業	325	40	25	30	23	24	28	17	17	10	22	89
	100.0	12.3	7.7	9.2	7.1	7.4	8.6	5.2	5.2	3.1	6.8	27.4
製造業	675	92	47	84	69	59	50	37	42	37	41	117
	100.0	13.6	7.0	12.4	10.2	8.7	7.4	5.5	6.2	5.5	6.1	17.3
電気・ガス・熱供給・水道業	24	1	4	1	1	4	3	1	2	－	1	6
	100.0	4.2	16.7	4.2	4.2	16.7	12.5	4.2	8.3	－	4.2	25.0
情報通信業	34	1	1	4	2	3	5	3	3	2	4	6
	100.0	2.9	2.9	11.8	5.9	8.8	14.7	8.8	8.8	5.9	11.8	17.6
運輸業、郵便業	175	37	20	20	20	20	11	7	6	2	6	26
	100.0	21.1	11.4	11.4	11.4	11.4	6.3	4.0	3.4	1.1	3.4	14.9
卸売業	329	48	18	42	38	42	33	18	17	5	16	52
	100.0	14.6	5.5	12.8	11.6	12.8	10.0	5.5	5.2	1.5	4.9	15.8
小売業	622	108	54	71	71	79	65	38	33	19	25	59
	100.0	17.4	8.7	11.4	11.4	12.7	10.5	6.1	5.3	3.1	4.0	9.5
金融業、保険業	185	14	6	13	17	19	18	18	15	21	24	20
	100.0	7.6	3.2	7.0	9.2	10.3	9.7	9.7	8.1	11.4	13.0	10.8
不動産業、物品賃貸業	59	3	2	8	6	4	9	4	4	1	2	16
	100.0	5.1	3.4	13.6	10.2	6.8	15.3	6.8	6.8	1.7	3.4	27.1
学術研究、専門・技術サービス業	143	17	3	19	11	18	17	9	6	8	4	31
	100.0	11.9	2.1	13.3	7.7	12.6	11.9	6.3	4.2	5.6	2.8	21.7
宿泊業、飲食サービス業	257	55	25	35	42	20	11	13	10	4	8	34
	100.0	21.4	9.7	13.6	16.3	7.8	4.3	5.1	3.9	1.6	3.1	13.2
生活関連サービス業、娯楽業	108	27	9	12	13	13	8	6	－	2	2	16
	100.0	25.0	8.3	11.1	12.0	12.0	7.4	5.6	－	1.9	1.9	14.8
教育、学習支援業	488	76	18	41	32	43	30	35	27	29	60	97
	100.0	15.6	3.7	8.4	6.6	8.8	6.1	7.2	5.5	5.9	12.3	19.9
医療、福祉	1,280	207	99	121	140	168	139	104	61	54	73	114
	100.0	16.2	7.7	9.5	10.9	13.1	10.9	8.1	4.8	4.2	5.7	8.9
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	8	14	9	17	17	14	8	5	7	4	10
	100.0	7.1	12.4	8.0	15.0	15.0	12.4	7.1	4.4	6.2	3.5	8.8
サービス業（他に分類されないもの）	496	102	37	59	36	51	38	28	21	12	21	91
	100.0	20.6	7.5	11.9	7.3	10.3	7.7	5.6	4.2	2.4	4.2	18.3
公務	138	28	16	16	12	14	8	9	5	3	5	22
	100.0	20.3	11.6	11.6	8.7	10.1	5.8	6.5	3.6	2.2	3.6	15.9
その他	15	1	2	2	－	1	2	－	－	2	－	5
	100.0	6.7	13.3	13.3	－	6.7	13.3	－	－	13.3	－	33.3
無回答	89	22	4	7	7	7	8	6	3	5	7	13
	100.0	24.7	4.5	7.9	7.9	7.9	9.0	6.7	3.4	5.6	7.9	14.6
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）												
３０人以下	664	110	44	56	71	76	66	56	30	20	31	104
	100.0	16.6	6.6	8.4	10.7	11.4	9.9	8.4	4.5	3.0	4.7	15.7
３１～１００人	1,843	301	144	237	205	212	165	111	95	67	79	227
	100.0	16.3	7.8	12.9	11.1	11.5	9.0	6.0	5.2	3.6	4.3	12.3
１０１～３００人	1,334	212	106	152	134	175	112	84	53	46	71	189
	100.0	15.9	7.9	11.4	10.0	13.1	8.4	6.3	4.0	3.4	5.3	14.2
３０１～５００人	332	48	22	27	26	41	30	21	22	17	25	53
	100.0	14.5	6.6	8.1	7.8	12.3	9.0	6.3	6.6	5.1	7.5	16.0
５０１～１，０００人	709	124	53	63	77	63	59	39	37	28	42	124
	100.0	17.5	7.5	8.9	10.9	8.9	8.3	5.5	5.2	3.9	5.9	17.5
１，００１人以上	567	71	31	49	28	29	55	45	35	41	71	112
	100.0	12.5	5.5	8.6	4.9	5.1	9.7	7.9	6.2	7.2	12.5	19.8
無回答	106	21	4	10	16	10	10	5	5	4	6	15
	100.0	19.8	3.8	9.4	15.1	9.4	9.4	4.7	4.7	3.8	5.7	14.2

問４．短時間労働者という形態で、働いている理由は何ですか。

（複数回答）	全有効回答労働者計	自分の都合の良い時間に働きたいから	労働時間や出勤日数が短いから	就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	軽易な仕事をしたいから	辞めやすいから	休みやすいから	時間を有効に使えるから	資格・技能を活かして働きたいから	企業や職場、組織に拘束されたくないから	すぐに働き始めたいから	正社員としての働き口が見つからなかったから	育児・介護等の事情があるから	正社員として働くことを家族に反対されているから	正社員として働くことが体力的に難しいから	通勤が容易だから	転勤がないから	他に本業があるから・副業できるから	その他	無回答	平均選択数
総数	6,418	2,537	1,924	1,191	368	131	968	1,726	534	268	226	778	1,753	143	813	762	375	209	551	104	2.4
	100.0	39.5	30.0	18.6	5.7	2.0	15.1	26.9	8.3	4.2	3.5	12.1	27.3	2.2	12.7	11.9	5.8	3.3	8.6	1.6	
問１（１）．性別																					
男性	1,423	437	504	183	158	43	172	433	163	78	54	164	47	3	143	138	85	66	197	63	2.3
	100.0	30.7	35.4	12.9	11.1	3.0	12.1	30.4	11.5	5.5	3.8	11.5	3.3	0.2	10.0	9.7	6.0	4.6	13.8	4.4	
女性	4,984	2,097	1,417	1,006	210	88	795	1,290	370	190	172	612	1,704	139	669	623	288	143	354	39	2.5
	100.0	42.1	28.4	20.2	4.2	1.8	16.0	25.9	7.4	3.8	3.5	12.3	34.2	2.8	13.4	12.5	5.8	2.9	7.1	0.8	
無回答	11	3	3	2	－	－	1	3	1	－	－	2	2	1	1	1	1	－	－	2	2.4
	100.0	27.3	27.3	18.2	－	－	9.1	27.3	9.1	－	－	18.2	18.2	9.1	9.1	9.1	9.1	－	－	18.2	
問１（２）．年齢層																					
～１９歳以下	6	4	－	1	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	1.5
	100.0	66.7	－	16.7	－	－	－	33.3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	16.7	16.7	－	
２０～２４歳	94	41	11	7	10	4	15	24	5	2	4	18	9	－	10	8	8	7	13	2	2.1
	100.0	43.6	11.7	7.4	10.6	4.3	16.0	25.5	5.3	2.1	4.3	19.1	9.6	－	10.6	8.5	8.5	7.4	13.8	2.1	
２５～２９歳	203	83	39	26	14	8	26	49	12	12	11	33	62	2	8	14	11	17	16	1	2.2
	100.0	40.9	19.2	12.8	6.9	3.9	12.8	24.1	5.9	5.9	5.4	16.3	30.5	1.0	3.9	6.9	5.4	8.4	7.9	0.5	
３０～３４歳	410	148	114	61	18	8	72	92	27	17	17	43	228	13	46	27	23	21	32	5	2.5
	100.0	36.1	27.8	14.9	4.4	2.0	17.6	22.4	6.6	4.1	4.1	10.5	55.6	3.2	11.2	6.6	5.6	5.1	7.8	1.2	
３５～３９歳	629	251	158	108	21	11	119	122	38	19	19	50	373	21	44	32	25	19	36	6	2.4
	100.0	39.9	25.1	17.2	3.3	1.7	18.9	19.4	6.0	3.0	3.0	7.9	59.3	3.3	7.0	5.1	4.0	3.0	5.7	1.0	
４０～４４歳	907	429	201	166	22	13	166	206	73	35	26	111	448	20	83	71	40	28	57	13	2.5
	100.0	47.3	22.2	18.3	2.4	1.4	18.3	22.7	8.0	3.9	2.9	12.2	49.4	2.2	9.2	7.8	4.4	3.1	6.3	1.4	
４５～４９歳	883	409	240	209	36	16	156	246	53	40	29	127	262	30	120	112	61	32	54	10	2.6
	100.0	46.3	27.2	23.7	4.1	1.8	17.7	27.9	6.0	4.5	3.3	14.4	29.7	3.4	13.6	12.7	6.9	3.6	6.1	1.1	
５０～５４歳	771	303	216	184	39	11	109	197	40	35	27	139	159	28	123	108	63	24	61	11	2.5
	100.0	39.3	28.0	23.9	5.1	1.4	14.1	25.6	5.2	4.5	3.5	18.0	20.6	3.6	16.0	14.0	8.2	3.1	7.9	1.4	
５５～５９歳	611	238	185	137	28	12	79	171	52	20	24	104	98	15	112	107	49	25	43	20	2.5
	100.0	39.0	30.3	22.4	4.6	2.0	12.9	28.0	8.5	3.3	3.9	17.0	16.0	2.5	18.3	17.5	8.0	4.1	7.0	3.3	
６０～６４歳	916	289	336	141	76	21	116	287	93	49	40	81	70	5	135	123	39	18	125	19	2.3
	100.0	31.6	36.7	15.4	8.3	2.3	12.7	31.3	10.2	5.3	4.4	8.8	7.6	0.5	14.7	13.4	4.3	2.0	13.6	2.1	
６５歳以上	940	328	411	140	102	25	105	316	140	34	25	64	27	7	127	156	51	16	113	14	2.4
	100.0	34.9	43.7	14.9	10.9	2.7	11.2	33.6	14.9	3.6	2.7	6.8	2.9	0.7	13.5	16.6	5.4	1.7	12.0	1.5	
無回答	48	14	13	11	2	2	5	14	1	5	4	8	17	2	5	4	5	1	－	3	2.5
	100.0	29.2	27.1	22.9	4.2	4.2	10.4	29.2	2.1	10.4	8.3	16.7	35.4	4.2	10.4	8.3	10.4	2.1	－	6.3	
問１（３）．婚姻状況																					
既婚	5,193	2,121	1,680	1,104	292	103	833	1,437	441	201	165	497	1,571	135	664	635	294	118	406	73	2.5
	100.0	40.8	32.4	21.3	5.6	2.0	16.0	27.7	8.5	3.9	3.2	9.6	30.3	2.6	12.8	12.2	5.7	2.3	7.8	1.4	
未婚	656	238	125	37	47	23	68	160	48	45	33	178	56	2	79	56	48	73	82	15	2.2
	100.0	36.3	19.1	5.6	7.2	3.5	10.4	24.4	7.3	6.9	5.0	27.1	8.5	0.3	12.0	8.5	7.3	11.1	12.5	2.3	
離婚・死別	543	167	111	43	27	5	64	124	42	22	28	99	122	5	66	70	29	18	61	15	2.1
	100.0	30.8	20.4	7.9	5.0	0.9	11.8	22.8	7.7	4.1	5.2	18.2	22.5	0.9	12.2	12.9	5.3	3.3	11.2	2.8	
無回答	26	11	8	7	2	－	3	5	3	－	－	4	4	1	4	1	4	－	2	1	2.4
	100.0	42.3	30.8	26.9	7.7	－	11.5	19.2	11.5	－	－	15.4	15.4	3.8	15.4	3.8	15.4	－	7.7	3.8	
問１付問①．被扶養者の人数																					
同居している被扶養者無し	2,830	1,109	787	412	173	52	427	752	246	126	111	437	732	55	372	345	175	106	259	29	2.4
	100.0	39.2	27.8	14.6	6.1	1.8	15.1	26.6	8.7	4.5	3.9	15.4	25.9	1.9	13.1	12.2	6.2	3.7	9.2	1.0	
同居している被扶養者有り	2,849	1,149	920	630	149	63	447	782	227	118	91	271	881	73	353	314	170	85	243	49	2.5
	100.0	40.3	32.3	22.1	5.2	2.2	15.7	27.4	8.0	4.1	3.2	9.5	30.9	2.6	12.4	11.0	6.0	3.0	8.5	1.7	
無回答	739	279	217	149	46	16	94	192	61	24	24	70	140	15	88	103	30	18	49	26	2.3
	100.0	37.8	29.4	20.2	6.2	2.2	12.7	26.0	8.3	3.2	3.2	9.5	18.9	2.0	11.9	13.9	4.1	2.4	6.6	3.5	
問１（５）．世帯主からみた続柄																					
世帯主本人	1,942	621	607	222	165	46	216	539	216	103	83	253	190	6	204	192	108	107	259	60	2.2
	100.0	32.0	31.3	11.4	8.5	2.4	11.1	27.8	11.1	5.3	4.3	13.0	9.8	0.3	10.5	9.9	5.6	5.5	13.3	3.1	
世帯主本人以外	4,438	1,909	1,310	966	199	85	744	1,183	318	163	142	522	1,557	137	607	568	265	101	291	26	2.5
	100.0	43.0	29.5	21.8	4.5	1.9	16.8	26.7	7.2	3.7	3.2	11.8	35.1	3.1	13.7	12.8	6.0	2.3	6.6	0.6	
無回答	38	7	7	3	4	－	8	4	－	2	1	3	6	－	2	2	2	1	1	18	2.7
	100.0	18.4	18.4	7.9	10.5	－	21.1	10.5	－	5.3	2.6	7.9	15.8	－	5.3	5.3	5.3	2.6	2.6	47.4	
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）																					
行っている	1,741	839	568	741	81	29	310	492	119	47	49	137	529	69	230	230	113	30	123	10	2.7
	100.0	48.2	32.6	42.6	4.7	1.7	17.8	28.3	6.8	2.7	2.8	7.9	30.4	4.0	13.2	13.2	6.5	1.7	7.1	0.6	
行っていない	4,549	1,659	1,320	434	275	101	643	1,206	403	215	173	629	1,211	72	572	521	257	174	416	86	2.3
	100.0	36.5	29.0	9.5	6.0	2.2	14.1	26.5	8.9	4.7	3.8	13.8	26.6	1.6	12.6	11.5	5.6	3.8	9.1	1.9	
無回答	128	39	36	16	12	1	15	28	12	6	4	12	13	2	11	11	5	5	12	8	2.0
	100.0	30.5	28.1	12.5	9.4	0.8	11.7	21.9	9.4	4.7	3.1	9.4	10.2	1.6	8.6	8.6	3.9	3.9	9.4	6.3	
問１９．仕事の掛け持ち有無																					
している	568	246	129	86	27	16	65	159	79	33	22	103	107	14	46	58	33	189	49	7	2.6
	100.0	43.3	22.7	15.1	4.8	2.8	11.4	28.0	13.9	5.8	3.9	18.1	18.8	2.5	8.1	10.2	5.8	33.3	8.6	1.2	
していない	5,799	2,275	1,784	1,100	337	114	896	1,559	449	233	203	672	1,643	128	764	699	341	20	495	91	2.4
	100.0	39.2	30.8	19.0	5.8	2.0	15.5	26.9	7.7	4.0	3.5	11.6	28.3	2.2	13.2	12.1	5.9	0.3	8.5	1.6	
無回答	51	16	11	5	4	1	7	8	6	2	1	3	3	1	3	5	1	－	7	6	1.9
	100.0	31.4	21.6	9.8	7.8	2.0	13.7	15.7	11.8	3.9	2.0	5.9	5.9	2.0	5.9	9.8	2.0	－	13.7	11.8	
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）																					
建設業	325	123	108	58	26	10	55	101	43	12	8	22	75	3	31	43	25	9	25	5	2.4
	100.0	37.8	33.2	17.8	8.0	3.1	16.9	31.1	13.2	3.7	2.5	6.8	23.1	0.9	9.5	13.2	7.7	2.8	7.7	1.5	
製造業	675	235	209	123	38	14	123	175	22	19	26	70	185	9	76	74	35	6	72	13	2.3
	100.0	34.8	31.0	18.2	5.6	2.1	18.2	25.9	3.3	2.8	3.9	10.4	27.4	1.3	11.3	11.0	5.2	0.9	10.7	1.9	
電気・ガス・熱供給・水道業	24	10	8	2	2	－	4	5	－	1	3	9	3	－	1	6	1	1	3	1	2.6
	100.0	41.7	33.3	8.3	8.3	－	16.7	20.8	－	4.2	12.5	37.5	12.5	－	4.2	25.0	4.2	4.2	12.5	4.2	
情報通信業	34	10	14	10	1	1	3	4	－	1	－	6	10	1	2	－	1	2	2	－	2.0
	100.0	29.4	41.2	29.4	2.9	2.9	8.8	11.8	－	2.9	－	17.6	29.4	2.9	5.9	－	2.9	5.9	5.9	－	
運輸業、郵便業	175	76	62	35	18	5	31	45	10	11	7	19	41	3	12	15	12	4	16	7	2.5
	100.0	43.4	35.4	20.0	10.3	2.9	17.7	25.7	5.7	6.3	4.0	10.9	23.4	1.7	6.9	8.6	6.9	2.3	9.1	4.0	
卸売業	329	117	79	55	17	6	56	73	16	11	14	55	82	6	32	34	20	13	29	9	2.2
	100.0	35.6	24.0	16.7	5.2	1.8	17.0	22.2	4.9	3.3	4.3	16.7	24.9	1.8	9.7	10.3	6.1	4.0	8.8	2.7	
小売業	622	251	163	140	37	14	67	186	9	27	32	89	135	13	64	107	69	14	41	9	2.4
	100.0	40.4	26.2	22.5	5.9	2.3	10.8	29.9	1.4	4.3	5.1	14.3	21.7	2.1	10.3	17.2	11.1	2.3	6.6	1.4	
金融業、保険業	185	47	61	49	12	1	33	43	9	5	4	20	57	4	19	16	11	1	10	4	2.2
	100.0	25.4	33.0	26.5	6.5	0.5	17.8	23.2	4.9	2.7	2.2	10.8	30.8	2.2	10.3	8.6	5.9	0.5	5.4	2.2	
不動産業、物品賃貸業	59	25	24	7	5	1	8	19	7	3	2	1	12	－	3	5	3	2	8	－	2.3
	100.0	42.4	40.7	11.9	8.5	1.7	13.6	32.2	11.9	5.1	3.4	1.7	20.3	－	5.1	8.5	5.1	3.4	13.6	－	
学術研究、専門・技術サービス業	143	50	44	32	7	3	21	35	23	7	3	25	34	3	18	10	9	7	20	3	2.5
	100.0	35.0	30.8	22.4	4.9	2.1	14.7	24.5	16.1	4.9	2.1	17.5	23.8	2.1	12.6	7.0	6.3	4.9	14.0	2.1	
宿泊業、飲食サービス業	257	131	65	49	16	6	41	81	7	14	8	31	55	2	40	33	21	9	17	6	2.5
	100.0	51.0	25.3	19.1	6.2	2.3	16.0	31.5	2.7	5.4	3.1	12.1	21.4	0.8	15.6	12.8	8.2	3.5	6.6	2.3	
生活関連サービス業、娯楽業	108	55	31	22	5	2	20	31	3	4	9	13	24	4	11	17	9	6	9	2	2.6
	100.0	50.9	28.7	20.4	4.6	1.9	18.5	28.7	2.8	3.7	8.3	12.0	22.2	3.7	10.2	15.7	8.3	5.6	8.3	1.9	
教育、学習支援業	488	175	154	81	22	11	60	115	83	21	24	106	120	6	43	55	29	41	56	5	2.5
	100.0	35.9	31.6	16.6	4.5	2.3	12.3	23.6	17.0	4.3	4.9	21.7	24.6	1.2	8.8	11.3	5.9	8.4	11.5	1.0	
医療、福祉	1,280	576	405	233	47	20	219	337	176	59	24	95	495	48	239	116	35	37	103	11	2.6
	100.0	45.0	31.6	18.2	3.7	1.6	17.1	26.3	13.8	4.6	1.9	7.4	38.7	3.8	18.7	9.1	2.7	2.9	8.0	0.9	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	45	34	28	14	1	18	29	2	2	1	16	15	1	13	25	6	5	7	－	2.3
	100.0	39.8	30.1	24.8	12.4	0.9	15.9	25.7	1.8	1.8	0.9	14.2	13.3	0.9	11.5	22.1	5.3	4.4	6.2	－	
サービス業（他に分類されないもの）	496	209	153	97	41	15	59	150	18	28	17	57	109	12	48	68	25	14	34	7	2.4
	100.0	42.1	30.8	19.6	8.3	3.0	11.9	30.2	3.6	5.6	3.4	11.5	22.0	2.4	9.7	13.7	5.0	2.8	6.9	1.4	
公務	138	39	47	11	12	1	13	45	31	4	8	23	27	1	22	12	4	2	12	－	2.3
	100.0	28.3	34.1	8.0	8.7	0.7	9.4	32.6	22.5	2.9	5.8	16.7	19.6	0.7	15.9	8.7	2.9	1.4	8.7	－	
その他	15	3	4	1	－	－	3	3	－	1	1	1	2	2	4	1	1	1	4	－	2.1
	100.0	20.0	26.7	6.7	－	－	20.0	20.0	－	6.7	6.7	6.7	13.3	13.3	26.7	6.7	6.7	6.7	26.7	－	
無回答	89	32	22	6	5	－	10	25	7	2	3	20	24	1	3	15	5	3	2	1	2.1
	100.0	36.0	24.7	6.7	5.6	－	11.2	28.1	7.9	2.2	3.4	22.5	27.0	1.1	3.4	16.9	5.6	3.4	2.2	1.1	
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）																					
３０人以下	664	262	191	128	29	7	117	169	53	30	18	87	158	15	76	79	44	21	41	19	2.4
	100.0	39.5	28.8	19.3	4.4	1.1	17.6	25.5	8.0	4.5	2.7	13.1	23.8	2.3	11.4	11.9	6.6	3.2	6.2	2.9	
３１～１００人	1,843	723	529	369	132	47	276	476	130	71	77	216	527	37	235	233	116	39	158	31	2.4
	100.0	39.2	28.7	20.0	7.2	2.6	15.0	25.8	7.1	3.9	4.2	11.7	28.6	2.0	12.8	12.6	6.3	2.1	8.6	1.7	
１０１～３００人	1,334	578	419	263	88	26	213	370	96	64	49	159	361	25	164	168	77	40	108	20	2.5
	100.0	43.3	31.4	19.7	6.6	1.9	16.0	27.7	7.2	4.8	3.7	11.9	27.1	1.9	12.3	12.6	5.8	3.0	8.1	1.5	
３０１～５００人	332	117	101	69	11	8	38	77	31	14	7	44	88	7	39	39	14	10	27	6	2.3
	100.0	35.2	30.4	20.8	3.3	2.4	11.4	23.2	9.3	4.2	2.1	13.3	26.5	2.1	11.7	11.7	4.2	3.0	8.1	1.8	
５０１～１，０００人	709	292	225	110	38	9	117	220	81	29	23	68	188	21	84	73	33	36	79	3	2.4
	100.0	41.2	31.7	15.5	5.4	1.3	16.5	31.0	11.4	4.1	3.2	9.6	26.5	3.0	11.8	10.3	4.7	5.1	11.1	0.4	
１，００１人以上	567	191	190	84	21	11	67	156	69	21	17	83	156	11	72	50	26	26	50	4	2.3
	100.0	33.7	33.5	14.8	3.7	1.9	11.8	27.5	12.2	3.7	3.0	14.6	27.5	1.9	12.7	8.8	4.6	4.6	8.8	0.7	
無回答	106	46	32	16	6	3	16	34	6	3	3	21	27	3	11	10	11	5	7	－	2.5
	100.0	43.4	30.2	15.1	5.7	2.8	15.1	32.1	5.7	2.8	2.8	19.8	25.5	2.8	10.4	9.4	10.4	4.7	6.6	－	

問６．現在の職種は、何ですか。

	全労働者有効回答計	管理職	専門（医療・関係）技術職	専門（教育・関係）技術職	専門（その他）技術職	事務職	販売職（営業を含む）	サービス職（介護関係）	サービス職（飲食関係）	サービス職（その他）	警備・保安職	製造・生産工程職	輸送・運転職	建設・採掘職	清掃等労務職	その他	無回答
総数	6,418	77	565	198	432	2,170	405	501	220	407	73	394	109	17	342	414	94
	100.0	1.2	8.8	3.1	6.7	33.8	6.3	7.8	3.4	6.3	1.1	6.1	1.7	0.3	5.3	6.5	1.5
問１（１）．性別																	
男性	1,423	67	15	64	253	297	76	31	29	82	69	109	87	16	75	125	28
	100.0	4.7	1.1	4.5	17.8	20.9	5.3	2.2	2.0	5.8	4.8	7.7	6.1	1.1	5.3	8.8	2.0
女性	4,984	9	549	133	178	1,871	328	470	190	325	4	284	22	1	267	288	65
	100.0	0.2	11.0	2.7	3.6	37.5	6.6	9.4	3.8	6.5	0.1	5.7	0.4	0.0	5.4	5.8	1.3
無回答	11	1	1	1	1	2	1	－	1	－	－	1	－	－	－	1	1
	100.0	9.1	9.1	9.1	9.1	18.2	9.1	－	9.1	－	－	9.1	－	－	－	9.1	9.1
問１（２）．年齢層																	
～１９歳以下	6	－	－	－	－	－	－	－	4	1	－	－	－	－	－	－	1
	100.0	－	－	－	－	－	－	－	66.7	16.7	－	－	－	－	－	－	16.7
２０～２４歳	94	1	2	4	4	23	8	2	18	21	－	4	－	－	2	4	1
	100.0	1.1	2.1	4.3	4.3	24.5	8.5	2.1	19.1	22.3	－	4.3	－	－	2.1	4.3	1.1
２５～２９歳	203	－	6	9	7	71	19	21	15	24	1	14	－	－	3	9	4
	100.0	－	3.0	4.4	3.4	35.0	9.4	10.3	7.4	11.8	0.5	6.9	－	－	1.5	4.4	2.0
３０～３４歳	410	1	54	14	28	157	20	41	12	21	1	27	4	1	3	19	7
	100.0	0.2	13.2	3.4	6.8	38.3	4.9	10.0	2.9	5.1	0.2	6.6	1.0	0.2	0.7	4.6	1.7
３５～３９歳	629	1	90	26	22	257	38	78	20	19	－	24	5	－	19	23	7
	100.0	0.2	14.3	4.1	3.5	40.9	6.0	12.4	3.2	3.0	－	3.8	0.8	－	3.0	3.7	1.1
４０～４４歳	907	3	134	21	40	392	50	69	23	54	－	39	6	－	21	43	12
	100.0	0.3	14.8	2.3	4.4	43.2	5.5	7.6	2.5	6.0	－	4.3	0.7	－	2.3	4.7	1.3
４５～４９歳	883	4	85	18	35	371	53	73	40	62	1	43	8	－	34	48	8
	100.0	0.5	9.6	2.0	4.0	42.0	6.0	8.3	4.5	7.0	0.1	4.9	0.9	－	3.9	5.4	0.9
５０～５４歳	771	1	59	15	30	300	61	59	21	64	2	49	7	2	32	56	13
	100.0	0.1	7.7	1.9	3.9	38.9	7.9	7.7	2.7	8.3	0.3	6.4	0.9	0.3	4.2	7.3	1.7
５５～５９歳	611	15	45	20	9	203	57	48	19	38	－	49	12	－	37	47	12
	100.0	2.5	7.4	3.3	1.5	33.2	9.3	7.9	3.1	6.2	－	8.0	2.0	－	6.1	7.7	2.0
６０～６４歳	916	22	53	33	98	252	61	60	27	46	9	78	24	4	69	69	11
	100.0	2.4	5.8	3.6	10.7	27.5	6.7	6.6	2.9	5.0	1.0	8.5	2.6	0.4	7.5	7.5	1.2
６５歳以上	940	27	36	36	157	131	34	49	18	51	58	61	43	9	121	92	17
	100.0	2.9	3.8	3.8	16.7	13.9	3.6	5.2	1.9	5.4	6.2	6.5	4.6	1.0	12.9	9.8	1.8
無回答	48	2	1	2	2	13	4	1	3	6	1	6	－	1	1	4	1
	100.0	4.2	2.1	4.2	4.2	27.1	8.3	2.1	6.3	12.5	2.1	12.5	－	2.1	2.1	8.3	2.1
問１（３）．婚姻状況																	
既婚	5,193	64	481	149	365	1,814	318	404	154	299	64	333	86	15	237	339	71
	100.0	1.2	9.3	2.9	7.0	34.9	6.1	7.8	3.0	5.8	1.2	6.4	1.7	0.3	4.6	6.5	1.4
未婚	656	4	31	38	37	220	46	32	44	69	4	27	14	－	40	37	13
	100.0	0.6	4.7	5.8	5.6	33.5	7.0	4.9	6.7	10.5	0.6	4.1	2.1	－	6.1	5.6	2.0
離婚・死別	543	8	51	9	27	129	40	64	20	38	4	32	9	2	63	38	9
	100.0	1.5	9.4	1.7	5.0	23.8	7.4	11.8	3.7	7.0	0.7	5.9	1.7	0.4	11.6	7.0	1.7
無回答	26	1	2	2	3	7	1	1	2	1	1	2	－	－	2	－	1
	100.0	3.8	7.7	7.7	11.5	26.9	3.8	3.8	7.7	3.8	3.8	7.7	－	－	7.7	－	3.8
問１付問①．被扶養者の人数																	
同居している被扶養者無し	2,830	20	298	97	165	1,080	185	195	77	167	18	143	36	5	154	152	38
	100.0	0.7	10.5	3.4	5.8	38.2	6.5	6.9	2.7	5.9	0.6	5.1	1.3	0.2	5.4	5.4	1.3
同居している被扶養者有り	2,849	43	227	78	229	933	182	226	105	179	44	190	58	10	110	192	43
	100.0	1.5	8.0	2.7	8.0	32.7	6.4	7.9	3.7	6.3	1.5	6.7	2.0	0.4	3.9	6.7	1.5
無回答	739	14	40	23	38	157	38	80	38	61	11	61	15	2	78	70	13
	100.0	1.9	5.4	3.1	5.1	21.2	5.1	10.8	5.1	8.3	1.5	8.3	2.0	0.3	10.6	9.5	1.8
問１（５）．世帯主からみた続柄																	
世帯主本人	1,942	70	97	75	260	469	106	92	46	120	66	128	84	16	136	147	30
	100.0	3.6	5.0	3.9	13.4	24.2	5.5	4.7	2.4	6.2	3.4	6.6	4.3	0.8	7.0	7.6	1.5
世帯主本人以外	4,438	7	467	121	172	1,695	298	409	172	284	7	264	25	1	202	266	48
	100.0	0.2	10.5	2.7	3.9	38.2	6.7	9.2	3.9	6.4	0.2	5.9	0.6	0.0	4.6	6.0	1.1
無回答	38	－	1	2	－	6	1	－	2	3	－	2	－	－	4	1	16
	100.0	－	2.6	5.3	－	15.8	2.6	－	5.3	7.9	－	5.3	－	－	10.5	2.6	42.1
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）																	
行っている	1,741	8	115	47	85	602	132	191	70	128	13	124	21	2	62	117	24
	100.0	0.5	6.6	2.7	4.9	34.6	7.6	11.0	4.0	7.4	0.7	7.1	1.2	0.1	3.6	6.7	1.4
行っていない	4,549	66	449	147	342	1,536	267	302	144	273	58	263	83	14	257	283	65
	100.0	1.5	9.9	3.2	7.5	33.8	5.9	6.6	3.2	6.0	1.3	5.8	1.8	0.3	5.6	6.2	1.4
無回答	128	3	1	4	5	32	6	8	6	6	2	7	5	1	23	14	5
	100.0	2.3	0.8	3.1	3.9	25.0	4.7	6.3	4.7	4.7	1.6	5.5	3.9	0.8	18.0	10.9	3.9
問１９．仕事の掛け持ち有無																	
している	568	7	60	42	51	149	33	36	33	42	6	14	11	－	31	37	16
	100.0	1.2	10.6	7.4	9.0	26.2	5.8	6.3	5.8	7.4	1.1	2.5	1.9	－	5.5	6.5	2.8
していない	5,799	67	503	156	380	2,015	371	459	184	361	66	380	95	17	304	370	71
	100.0	1.2	8.7	2.7	6.6	34.7	6.4	7.9	3.2	6.2	1.1	6.6	1.6	0.3	5.2	6.4	1.2
無回答	51	3	2	－	1	6	1	6	3	4	1	－	3	－	7	7	7
	100.0	5.9	3.9	－	2.0	11.8	2.0	11.8	5.9	7.8	2.0	－	5.9	－	13.7	13.7	13.7
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）																	
建設業	325	13	－	4	75	151	8	－	－	3	3	3	5	12	26	18	4
	100.0	4.0	－	1.2	23.1	46.5	2.5	－	－	0.9	0.9	0.9	1.5	3.7	8.0	5.5	1.2
製造業	675	13	7	5	70	221	7	－	4	－	4	262	3	－	37	36	6
	100.0	1.9	1.0	0.7	10.4	32.7	1.0	－	0.6	－	0.6	38.8	0.4	－	5.5	5.3	0.9
電気・ガス・熱供給・水道業	24	1	－	－	1	11	－	－	－	－	3	－	－	－	5	2	1
	100.0	4.2	－	－	4.2	45.8	－	－	－	－	12.5	－	－	－	20.8	8.3	4.2
情報通信業	34	－	－	－	5	27	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－
	100.0	－	－	－	14.7	79.4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5.9	－
運輸業、郵便業	175	4	－	－	3	56	2	－	3	11	4	11	37	－	10	29	5
	100.0	2.3	－	－	1.7	32.0	1.1	－	1.7	6.3	2.3	6.3	21.1	－	5.7	16.6	2.9
卸売業	329	6	3	3	15	143	35	－	3	8	1	17	21	－	11	60	3
	100.0	1.8	0.9	0.9	4.6	43.5	10.6	－	0.9	2.4	0.3	5.2	6.4	－	3.3	18.2	0.9
小売業	622	2	3	1	4	171	217	－	16	117	1	24	12	1	5	41	7
	100.0	0.3	0.5	0.2	0.6	27.5	34.9	－	2.6	18.8	0.2	3.9	1.9	0.2	0.8	6.6	1.1
金融業、保険業	185	1	4	－	5	141	10	1	－	12	－	2	－	－	2	5	2
	100.0	0.5	2.2	－	2.7	76.2	5.4	0.5	－	6.5	－	1.1	－	－	1.1	2.7	1.1
不動産業、物品賃貸業	59	1	－	－	5	33	3	－	－	－	－	－	－	－	14	3	－
	100.0	1.7	－	－	8.5	55.9	5.1	－	－	－	－	－	－	－	23.7	5.1	－
学術研究、専門・技術サービス業	143	1	－	4	50	57	－	－	1	5	－	1	－	1	6	15	2
	100.0	0.7	－	2.8	35.0	39.9	－	－	0.7	3.5	－	0.7	－	0.7	4.2	10.5	1.4
宿泊業、飲食サービス業	257	5	－	－	2	47	11	－	113	36	3	3	－	－	21	9	7
	100.0	1.9	－	－	0.8	18.3	4.3	－	44.0	14.0	1.2	1.2	－	－	8.2	3.5	2.7
生活関連サービス業、娯楽業	108	1	1	－	5	17	3	－	8	38	3	4	－	－	10	16	2
	100.0	0.9	0.9	－	4.6	15.7	2.8	－	7.4	35.2	2.8	3.7	－	－	9.3	14.8	1.9
教育、学習支援業	488	5	39	100	25	273	2	2	－	7	－	－	3	1	14	11	6
	100.0	1.0	8.0	20.5	5.1	55.9	0.4	0.4	－	1.4	－	－	0.6	0.2	2.9	2.3	1.2
医療、福祉	1,280	7	391	33	35	237	2	423	12	19	6	1	14	－	34	45	21
	100.0	0.5	30.5	2.6	2.7	18.5	0.2	33.0	0.9	1.5	0.5	0.1	1.1	－	2.7	3.5	1.6
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	1	－	－	4	61	11	－	1	7	1	2	5	－	7	12	1
	100.0	0.9	－	－	3.5	54.0	9.7	－	0.9	6.2	0.9	1.8	4.4	－	6.2	10.6	0.9
サービス業（他に分類されないもの）	496	10	7	4	48	147	15	3	13	57	37	11	5	－	92	38	9
	100.0	2.0	1.4	0.8	9.7	29.6	3.0	0.6	2.6	11.5	7.5	2.2	1.0	－	18.5	7.7	1.8
公務	138	1	21	19	16	44	－	2	2	3	－	－	1	－	7	19	3
	100.0	0.7	15.2	13.8	11.6	31.9	－	1.4	1.4	2.2	－	－	0.7	－	5.1	13.8	2.2
その他	15	－	－	－	1	7	－	－	－	1	－	3	－	2	－	1	－
	100.0	－	－	－	6.7	46.7	－	－	－	6.7	－	20.0	－	13.3	－	6.7	－
無回答	89	－	9	－	6	34	8	2	7	5	－	2	－	－	9	5	2
	100.0	－	10.1	－	6.7	38.2	9.0	2.2	7.9	5.6	－	2.2	－	－	10.1	5.6	2.2
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）																	
３０人以下	664	21	35	26	32	233	26	56	48	38	8	26	17	4	39	48	7
	100.0	3.2	5.3	3.9	4.8	35.1	3.9	8.4	7.2	5.7	1.2	3.9	2.6	0.6	5.9	7.2	1.1
３１～１００人	1,843	27	73	44	103	590	142	220	64	117	18	134	38	6	122	121	24
	100.0	1.5	4.0	2.4	5.6	32.0	7.7	11.9	3.5	6.3	1.0	7.3	2.1	0.3	6.6	6.6	1.3
１０１～３００人	1,334	10	85	38	82	421	104	100	49	108	16	97	33	4	85	81	21
	100.0	0.7	6.4	2.8	6.1	31.6	7.8	7.5	3.7	8.1	1.2	7.3	2.5	0.3	6.4	6.1	1.6
３０１～５００人	332	3	44	9	25	116	18	18	4	13	4	21	8	－	15	26	8
	100.0	0.9	13.3	2.7	7.5	34.9	5.4	5.4	1.2	3.9	1.2	6.3	2.4	－	4.5	7.8	2.4
５０１～１，０００人	709	7	151	23	74	202	23	30	6	26	9	44	6	3	33	63	9
	100.0	1.0	21.3	3.2	10.4	28.5	3.2	4.2	0.8	3.7	1.3	6.2	0.8	0.4	4.7	8.9	1.3
１，００１人以上	567	2	91	29	56	274	16	2	8	14	10	22	1	－	16	15	11
	100.0	0.4	16.0	5.1	9.9	48.3	2.8	0.4	1.4	2.5	1.8	3.9	0.2	－	2.8	2.6	1.9
無回答	106	2	6	4	3	42	5	7	4	13	1	2	3	－	－	13	1
	100.0	1.9	5.7	3.8	2.8	39.6	4.7	6.6	3.8	12.3	0.9	1.9	2.8	－	－	12.3	0.9

問７．雇用契約には、期間の定めがありますか。

	全労働者計	有効回答	期間の定めがある	期間の定めはない	分からない	無回答
総数	6,418		4,795	1,193	356	74
	100.0		74.7	18.6	5.5	1.2
問１（１）．性別						
男性	1,423		1,201	166	37	19
	100.0		84.4	11.7	2.6	1.3
女性	4,984		3,586	1,025	319	54
	100.0		72.0	20.6	6.4	1.1
無回答	11		8	2	－	1
	100.0		72.7	18.2	－	9.1
問１（２）．年齢層						
～１９歳以下	6		2	3	1	－
	100.0		33.3	50.0	16.7	－
２０～２４歳	94		50	29	15	－
	100.0		53.2	30.9	16.0	－
２５～２９歳	203		118	56	25	4
	100.0		58.1	27.6	12.3	2.0
３０～３４歳	410		263	123	22	2
	100.0		64.1	30.0	5.4	0.5
３５～３９歳	629		416	167	41	5
	100.0		66.1	26.6	6.5	0.8
４０～４４歳	907		626	212	52	17
	100.0		69.0	23.4	5.7	1.9
４５～４９歳	883		630	195	49	9
	100.0		71.3	22.1	5.5	1.0
５０～５４歳	771		592	133	39	7
	100.0		76.8	17.3	5.1	0.9
５５～５９歳	611		465	108	31	7
	100.0		76.1	17.7	5.1	1.1
６０～６４歳	916		795	72	38	11
	100.0		86.8	7.9	4.1	1.2
６５歳以上	940		807	87	37	9
	100.0		85.9	9.3	3.9	1.0
無回答	48		31	8	6	3
	100.0		64.6	16.7	12.5	6.3
問１（３）．婚姻状況						
既婚	5,193		3,929	955	252	57
	100.0		75.7	18.4	4.9	1.1
未婚	656		458	147	44	7
	100.0		69.8	22.4	6.7	1.1
離婚・死別	543		389	87	59	8
	100.0		71.6	16.0	10.9	1.5
無回答	26		19	4	1	2
	100.0		73.1	15.4	3.8	7.7
問１付問①．被扶養者の人数						
同居している被扶養者無し	2,830		2,118	556	134	22
	100.0		74.8	19.6	4.7	0.8
同居している被扶養者有り	2,849		2,137	525	152	35
	100.0		75.0	18.4	5.3	1.2
無回答	739		540	112	70	17
	100.0		73.1	15.2	9.5	2.3
問１（５）．世帯主からみた続柄						
世帯主本人	1,942		1,559	270	96	17
	100.0		80.3	13.9	4.9	0.9
世帯主本人以外	4,438		3,220	919	258	41
	100.0		72.6	20.7	5.8	0.9
無回答	38		16	4	2	16
	100.0		42.1	10.5	5.3	42.1
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）						
行っている	1,741		1,289	331	105	16
	100.0		74.0	19.0	6.0	0.9
行っていない	4,549		3,415	844	236	54
	100.0		75.1	18.6	5.2	1.2
無回答	128		91	18	15	4
	100.0		71.1	14.1	11.7	3.1
問１９．仕事の掛け持ち有無						
している	568		415	105	38	10
	100.0		73.1	18.5	6.7	1.8
していない	5,799		4,353	1,078	308	60
	100.0		75.1	18.6	5.3	1.0
無回答	51		27	10	10	4
	100.0		52.9	19.6	19.6	7.8
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）						
建設業	325		257	48	17	3
	100.0		79.1	14.8	5.2	0.9
製造業	675		504	134	28	9
	100.0		74.7	19.9	4.1	1.3
電気・ガス・熱供給・水道業	24		21	2	－	1
	100.0		87.5	8.3	－	4.2
情報通信業	34		25	9	－	－
	100.0		73.5	26.5	－	－
運輸業、郵便業	175		130	34	8	3
	100.0		74.3	19.4	4.6	1.7
卸売業	329		242	72	13	2
	100.0		73.6	21.9	4.0	0.6
小売業	622		456	112	42	12
	100.0		73.3	18.0	6.8	1.9
金融業、保険業	185		162	13	8	2
	100.0		87.6	7.0	4.3	1.1
不動産業、物品賃貸業	59		48	8	2	1
	100.0		81.4	13.6	3.4	1.7
学術研究、専門・技術サービス業	143		126	15	2	－
	100.0		88.1	10.5	1.4	－
宿泊業、飲食サービス業	257		151	76	25	5
	100.0		58.8	29.6	9.7	1.9
生活関連サービス業、娯楽業	108		62	30	14	2
	100.0		57.4	27.8	13.0	1.9
教育、学習支援業	488		433	41	12	2
	100.0		88.7	8.4	2.5	0.4
医療、福祉	1,280		889	303	73	15
	100.0		69.5	23.7	5.7	1.2
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113		84	22	6	1
	100.0		74.3	19.5	5.3	0.9
サービス業（他に分類されないもの）	496		355	103	33	5
	100.0		71.6	20.8	6.7	1.0
公務	138		128	6	4	－
	100.0		92.8	4.3	2.9	－
その他	15		11	4	－	－
	100.0		73.3	26.7	－	－
無回答	89		65	19	4	1
	100.0		73.0	21.3	4.5	1.1
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）						
３０人以下	664		443	178	33	10
	100.0		66.7	26.8	5.0	1.5
３１～１００人	1,843		1,346	365	109	23
	100.0		73.0	19.8	5.9	1.2
１０１～３００人	1,334		989	249	81	15
	100.0		74.1	18.7	6.1	1.1
３０１～５００人	332		259	54	14	5
	100.0		78.0	16.3	4.2	1.5
５０１～１，０００人	709		565	111	29	4
	100.0		79.7	15.7	4.1	0.6
１，００１人以上	567		471	70	21	5
	100.0		83.1	12.3	3.7	0.9
無回答	106		76	24	4	2
	100.0		71.7	22.6	3.8	1.9

問８．１日の所定労働時間の長さは、（平均的に）どれくらいですか。

	全労働者計	有効回答	～３時間未満	４～３時間未満	５～４時間未満	６～５時間未満	７～６時間未満	７時間以上	無回答
総数	6,418		35	178	1,000	1,552	1,289	2,086	278
	100.0		0.5	2.8	15.6	24.2	20.1	32.5	4.3
問１（１）．性別									
男性	1,423		3	28	96	171	202	816	107
	100.0		0.2	2.0	6.7	12.0	14.2	57.3	7.5
女性	4,984		31	150	901	1,380	1,087	1,266	169
	100.0		0.6	3.0	18.1	27.7	21.8	25.4	3.4
無回答	11		1	－	3	1	－	4	2
	100.0		9.1	－	27.3	9.1	－	36.4	18.2
問１（２）．年齢層									
～１９歳以下	6		－	1	－	2	2	1	－
	100.0		－	16.7	－	33.3	33.3	16.7	－
２０～２４歳	94		－	3	17	15	16	36	7
	100.0		－	3.2	18.1	16.0	17.0	38.3	7.4
２５～２９歳	203		－	2	20	34	51	87	9
	100.0		－	1.0	9.9	16.7	25.1	42.9	4.4
３０～３４歳	410		3	7	49	116	87	126	22
	100.0		0.7	1.7	12.0	28.3	21.2	30.7	5.4
３５～３９歳	629		3	16	93	186	163	151	17
	100.0		0.5	2.5	14.8	29.6	25.9	24.0	2.7
４０～４４歳	907		3	16	134	264	243	215	32
	100.0		0.3	1.8	14.8	29.1	26.8	23.7	3.5
４５～４９歳	883		1	34	156	248	200	218	26
	100.0		0.1	3.9	17.7	28.1	22.7	24.7	2.9
５０～５４歳	771		3	18	138	222	152	216	22
	100.0		0.4	2.3	17.9	28.8	19.7	28.0	2.9
５５～５９歳	611		7	24	133	157	106	152	32
	100.0		1.1	3.9	21.8	25.7	17.3	24.9	5.2
６０～６４歳	916		5	20	131	145	132	441	42
	100.0		0.5	2.2	14.3	15.8	14.4	48.1	4.6
６５歳以上	940		10	36	118	154	128	430	64
	100.0		1.1	3.8	12.6	16.4	13.6	45.7	6.8
無回答	48		－	1	11	9	9	13	5
	100.0		－	2.1	22.9	18.8	18.8	27.1	10.4
問１（３）．婚姻状況									
既婚	5,193		27	129	864	1,335	1,060	1,567	211
	100.0		0.5	2.5	16.6	25.7	20.4	30.2	4.1
未婚	656		4	23	64	107	120	301	37
	100.0		0.6	3.5	9.8	16.3	18.3	45.9	5.6
離婚・死別	543		4	25	65	108	107	206	28
	100.0		0.7	4.6	12.0	19.9	19.7	37.9	5.2
無回答	26		－	1	7	2	2	12	2
	100.0		－	3.8	26.9	7.7	7.7	46.2	7.7
問１付問①．被扶養者の人数									
同居している被扶養者無し	2,830		16	84	379	643	648	964	96
	100.0		0.6	3.0	13.4	22.7	22.9	34.1	3.4
同居している被扶養者有り	2,849		14	68	485	728	528	893	133
	100.0		0.5	2.4	17.0	25.6	18.5	31.3	4.7
無回答	739		5	26	136	181	113	229	49
	100.0		0.7	3.5	18.4	24.5	15.3	31.0	6.6
問１（５）．世帯主からみた続柄									
世帯主本人	1,942		12	44	161	287	307	1,010	121
	100.0		0.6	2.3	8.3	14.8	15.8	52.0	6.2
世帯主本人以外	4,438		23	130	835	1,262	979	1,069	140
	100.0		0.5	2.9	18.8	28.4	22.1	24.1	3.2
無回答	38		－	4	4	3	3	7	17
	100.0		－	10.5	10.5	7.9	7.9	18.4	44.7
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）									
行っている	1,741		6	37	376	645	319	296	62
	100.0		0.3	2.1	21.6	37.0	18.3	17.0	3.6
行っていない	4,549		27	133	597	877	951	1,762	202
	100.0		0.6	2.9	13.1	19.3	20.9	38.7	4.4
無回答	128		2	8	27	30	19	28	14
	100.0		1.6	6.3	21.1	23.4	14.8	21.9	10.9
問１９．仕事の掛け持ち有無									
している	568		9	29	80	110	98	216	26
	100.0		1.6	5.1	14.1	19.4	17.3	38.0	4.6
していない	5,799		26	146	912	1,429	1,185	1,860	241
	100.0		0.4	2.5	15.7	24.6	20.4	32.1	4.2
無回答	51		－	3	8	13	6	10	11
	100.0		－	5.9	15.7	25.5	11.8	19.6	21.6
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）									
建設業	325		4	7	24	55	47	169	19
	100.0		1.2	2.2	7.4	16.9	14.5	52.0	5.8
製造業	675		－	16	94	182	134	231	18
	100.0		－	2.4	13.9	27.0	19.9	34.2	2.7
電気・ガス・熱供給・水道業	24		1	2	4	1	7	6	3
	100.0		4.2	8.3	16.7	4.2	29.2	25.0	12.5
情報通信業	34		－	1	4	4	11	12	2
	100.0		－	2.9	11.8	11.8	32.4	35.3	5.9
運輸業、郵便業	175		－	8	30	45	26	55	11
	100.0		－	4.6	17.1	25.7	14.9	31.4	6.3
卸売業	329		2	7	42	102	62	98	16
	100.0		0.6	2.1	12.8	31.0	18.8	29.8	4.9
小売業	622		－	20	166	169	90	151	26
	100.0		－	3.2	26.7	27.2	14.5	24.3	4.2
金融業、保険業	185		－	1	19	69	48	45	3
	100.0		－	0.5	10.3	37.3	25.9	24.3	1.6
不動産業、物品賃貸業	59		－	4	－	13	21	17	4
	100.0		－	6.8	－	22.0	35.6	28.8	6.8
学術研究、専門・技術サービス業	143		－	1	9	30	36	61	6
	100.0		－	0.7	6.3	21.0	25.2	42.7	4.2
宿泊業、飲食サービス業	257		1	21	42	72	46	62	13
	100.0		0.4	8.2	16.3	28.0	17.9	24.1	5.1
生活関連サービス業、娯楽業	108		1	3	10	33	28	24	9
	100.0		0.9	2.8	9.3	30.6	25.9	22.2	8.3
教育、学習支援業	488		5	17	46	90	131	181	18
	100.0		1.0	3.5	9.4	18.4	26.8	37.1	3.7
医療、福祉	1,280		7	37	229	274	287	397	49
	100.0		0.5	2.9	17.9	21.4	22.4	31.0	3.8
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113		－	－	27	39	23	23	1
	100.0		－	－	23.9	34.5	20.4	20.4	0.9
サービス業（他に分類されないもの）	496		9	19	72	122	63	178	33
	100.0		1.8	3.8	14.5	24.6	12.7	35.9	6.7
公務	138		－	2	18	31	30	55	2
	100.0		－	1.4	13.0	22.5	21.7	39.9	1.4
その他	15		－	－	－	3	2	10	－
	100.0		－	－	－	20.0	13.3	66.7	－
無回答	89		－	1	9	14	24	33	8
	100.0		－	1.1	10.1	15.7	27.0	37.1	9.0
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）									
３０人以下	664		8	22	84	162	142	204	42
	100.0		1.2	3.3	12.7	24.4	21.4	30.7	6.3
３１～１００人	1,843		8	63	303	457	345	591	76
	100.0		0.4	3.4	16.4	24.8	18.7	32.1	4.1
１０１～３００人	1,334		9	57	238	337	243	387	63
	100.0		0.7	4.3	17.8	25.3	18.2	29.0	4.7
３０１～５００人	332		3	6	38	99	65	112	9
	100.0		0.9	1.8	11.4	29.8	19.6	33.7	2.7
５０１～１，０００人	709		－	7	93	157	154	274	24
	100.0		－	1.0	13.1	22.1	21.7	38.6	3.4
１，００１人以上	567		2	7	69	110	144	214	21
	100.0		0.4	1.2	12.2	19.4	25.4	37.7	3.7
無回答	106		－	5	20	26	23	26	6
	100.0		－	4.7	18.9	24.5	21.7	24.5	5.7

問８付問．残業することはありますか。

	全有効回答労働者計	ある	ない	無回答
総数	6,418	2,064	4,129	225
	100.0	32.2	64.3	3.5
問１（１）．性別				
男性	1,423	363	1,006	54
	100.0	25.5	70.7	3.8
女性	4,984	1,700	3,116	168
	100.0	34.1	62.5	3.4
無回答	11	1	7	3
	100.0	9.1	63.6	27.3
問１（２）．年齢層				
～１９歳以下	6	1	5	−
	100.0	16.7	83.3	−
２０～２４歳	94	33	57	4
	100.0	35.1	60.6	4.3
２５～２９歳	203	65	133	5
	100.0	32.0	65.5	2.5
３０～３４歳	410	138	263	9
	100.0	33.7	64.1	2.2
３５～３９歳	629	226	393	10
	100.0	35.9	62.5	1.6
４０～４４歳	907	312	573	22
	100.0	34.4	63.2	2.4
４５～４９歳	883	339	512	32
	100.0	38.4	58.0	3.6
５０～５４歳	771	300	448	23
	100.0	38.9	58.1	3.0
５５～５９歳	611	205	378	28
	100.0	33.6	61.9	4.6
６０～６４歳	916	243	633	40
	100.0	26.5	69.1	4.4
６５歳以上	940	187	707	46
	100.0	19.9	75.2	4.9
無回答	48	15	27	6
	100.0	31.3	56.3	12.5
問１（３）．婚姻状況				
既婚	5,193	1,660	3,369	164
	100.0	32.0	64.9	3.2
未婚	656	256	370	30
	100.0	39.0	56.4	4.6
離婚・死別	543	143	373	27
	100.0	26.3	68.7	5.0
無回答	26	5	17	4
	100.0	19.2	65.4	15.4
問１付問①．被扶養者の人数				
同居している被扶養者無し	2,830	959	1,792	79
	100.0	33.9	63.3	2.8
同居している被扶養者有り	2,849	906	1,857	86
	100.0	31.8	65.2	3.0
無回答	739	199	480	60
	100.0	26.9	65.0	8.1
問１（５）．世帯主からみた続柄				
世帯主本人	1,942	522	1,355	65
	100.0	26.9	69.8	3.3
世帯主本人以外	4,438	1,538	2,759	141
	100.0	34.7	62.2	3.2
無回答	38	4	15	19
	100.0	10.5	39.5	50.0
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）				
行っている	1,741	567	1,118	56
	100.0	32.6	64.2	3.2
行っていない	4,549	1,470	2,931	148
	100.0	32.3	64.4	3.3
無回答	128	27	80	21
	100.0	21.1	62.5	16.4
問１９．仕事の掛け持ち有無				
している	568	188	351	29
	100.0	33.1	61.8	5.1
していない	5,799	1,867	3,748	184
	100.0	32.2	64.6	3.2
無回答	51	9	30	12
	100.0	17.6	58.8	23.5
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）				
建設業	325	84	227	14
	100.0	25.8	69.8	4.3
製造業	675	207	450	18
	100.0	30.7	66.7	2.7
電気・ガス・熱供給・水道業	24	2	18	4
	100.0	8.3	75.0	16.7
情報通信業	34	5	28	1
	100.0	14.7	82.4	2.9
運輸業、郵便業	175	67	102	6
	100.0	38.3	58.3	3.4
卸売業	329	115	209	5
	100.0	35.0	63.5	1.5
小売業	622	292	308	22
	100.0	46.9	49.5	3.5
金融業、保険業	185	58	125	2
	100.0	31.4	67.6	1.1
不動産業、物品賃貸業	59	10	47	2
	100.0	16.9	79.7	3.4
学術研究、専門・技術サービス業	143	46	95	2
	100.0	32.2	66.4	1.4
宿泊業、飲食サービス業	257	89	161	7
	100.0	34.6	62.6	2.7
生活関連サービス業、娯楽業	108	24	75	9
	100.0	22.2	69.4	8.3
教育、学習支援業	488	187	285	16
	100.0	38.3	58.4	3.3
医療、福祉	1,280	363	867	50
	100.0	28.4	67.7	3.9
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	34	76	3
	100.0	30.1	67.3	2.7
サービス業（他に分類されないもの）	496	139	337	20
	100.0	28.0	67.9	4.0
公務	138	18	110	10
	100.0	13.0	79.7	7.2
その他	15	4	11	−
	100.0	26.7	73.3	−
無回答	89	34	51	4
	100.0	38.2	57.3	4.5
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）				
３０人以下	664	183	458	23
	100.0	27.6	69.0	3.5
３１～１００人	1,843	584	1,187	72
	100.0	31.7	64.4	3.9
１０１～３００人	1,334	431	865	38
	100.0	32.3	64.8	2.8
３０１～５００人	332	110	209	13
	100.0	33.1	63.0	3.9
５０１～１，０００人	709	230	458	21
	100.0	32.4	64.6	3.0
１，００１人以上	567	202	344	21
	100.0	35.6	60.7	3.7
無回答	106	38	61	7
	100.0	35.8	57.5	6.6

問８付問．１日の残業時間は、（平均的に）どれくらいですか。

	残業することが「ある」労働者計	１時間未満	１時間以上２時間未満	２時間以上３時間未満	３時間以上４時間未満	４時間以上	無回答
総数	2,064	1,004	717	154	40	70	79
	100.0	48.6	34.7	7.5	1.9	3.4	3.8
問１（１）．性別							
男性	363	104	159	50	13	29	8
	100.0	28.7	43.8	13.8	3.6	8.0	2.2
女性	1,700	900	558	104	27	41	70
	100.0	52.9	32.8	6.1	1.6	2.4	4.1
無回答	1	−	−	−	−	−	1
	100.0	−	−	−	−	−	100.0
問１（２）．年齢層							
～１９歳以下	1	1	−	−	−	−	−
	100.0	100.0	−	−	−	−	−
２０～２４歳	33	12	13	3	3	2	−
	100.0	36.4	39.4	9.1	9.1	6.1	−
２５～２９歳	65	24	27	10	2	−	2
	100.0	36.9	41.5	15.4	3.1	−	3.1
３０～３４歳	138	75	44	8	3	4	4
	100.0	54.3	31.9	5.8	2.2	2.9	2.9
３５～３９歳	226	134	64	14	2	5	7
	100.0	59.3	28.3	6.2	0.9	2.2	3.1
４０～４４歳	312	165	104	19	4	10	10
	100.0	52.9	33.3	6.1	1.3	3.2	3.2
４５～４９歳	339	163	124	24	1	9	18
	100.0	48.1	36.6	7.1	0.3	2.7	5.3
５０～５４歳	300	155	102	20	9	3	11
	100.0	51.7	34.0	6.7	3.0	1.0	3.7
５５～５９歳	205	103	61	15	2	12	12
	100.0	50.2	29.8	7.3	1.0	5.9	5.9
６０～６４歳	243	100	98	22	4	12	7
	100.0	41.2	40.3	9.1	1.6	4.9	2.9
６５歳以上	187	65	74	19	9	13	7
	100.0	34.8	39.6	10.2	4.8	7.0	3.7
無回答	15	7	6	−	1	−	1
	100.0	46.7	40.0	−	6.7	−	6.7
問１（３）．婚姻状況							
既婚	1,660	830	565	113	29	58	65
	100.0	50.0	34.0	6.8	1.7	3.5	3.9
未婚	256	103	105	27	7	7	7
	100.0	40.2	41.0	10.5	2.7	2.7	2.7
離婚・死別	143	69	45	14	4	5	6
	100.0	48.3	31.5	9.8	2.8	3.5	4.2
無回答	5	2	2	−	−	−	1
	100.0	40.0	40.0	−	−	−	20.0
問１付問①．被扶養者の人数							
同居している被扶養者無し	959	496	326	63	16	27	31
	100.0	51.7	34.0	6.6	1.7	2.8	3.2
同居している被扶養者有り	906	429	328	68	14	33	34
	100.0	47.4	36.2	7.5	1.5	3.6	3.8
無回答	199	79	63	23	10	10	14
	100.0	39.7	31.7	11.6	5.0	5.0	7.0
問１（５）．世帯主からみた続柄							
世帯主本人	522	195	206	60	15	30	16
	100.0	37.4	39.5	11.5	2.9	5.7	3.1
世帯主本人以外	1,538	807	509	94	25	40	63
	100.0	52.5	33.1	6.1	1.6	2.6	4.1
無回答	4	2	2	−	−	−	−
	100.0	50.0	50.0	−	−	−	−
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）							
行っている	567	288	194	34	12	15	24
	100.0	50.8	34.2	6.0	2.1	2.6	4.2
行っていない	1,470	705	516	113	27	54	55
	100.0	48.0	35.1	7.7	1.8	3.7	3.7
無回答	27	11	7	7	1	1	−
	100.0	40.7	25.9	25.9	3.7	3.7	−
問１９．仕事の掛け持ち有無							
している	188	80	67	20	5	8	8
	100.0	42.6	35.6	10.6	2.7	4.3	4.3
していない	1,867	920	649	131	35	61	71
	100.0	49.3	34.8	7.0	1.9	3.3	3.8
無回答	9	4	1	3	−	1	−
	100.0	44.4	11.1	33.3	−	11.1	−
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）							
建設業	84	34	31	7	1	7	4
	100.0	40.5	36.9	8.3	1.2	8.3	4.8
製造業	207	64	105	20	5	10	3
	100.0	30.9	50.7	9.7	2.4	4.8	1.4
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	−	1	−	−	−
	100.0	50.0	−	50.0	−	−	−
情報通信業	5	1	2	1	−	1	−
	100.0	20.0	40.0	20.0	−	20.0	−
運輸業、郵便業	67	22	21	10	6	5	3
	100.0	32.8	31.3	14.9	9.0	7.5	4.5
卸売業	115	64	37	8	1	2	3
	100.0	55.7	32.2	7.0	0.9	1.7	2.6
小売業	292	158	95	22	−	5	12
	100.0	54.1	32.5	7.5	−	1.7	4.1
金融業、保険業	58	41	12	1	−	−	4
	100.0	70.7	20.7	1.7	−	−	6.9
不動産業、物品賃貸業	10	3	5	−	−	1	1
	100.0	30.0	50.0	−	−	10.0	10.0
学術研究、専門・技術サービス業	46	17	18	10	−	−	1
	100.0	37.0	39.1	21.7	−	−	2.2
宿泊業、飲食サービス業	89	38	35	5	3	4	4
	100.0	42.7	39.3	5.6	3.4	4.5	4.5
生活関連サービス業、娯楽業	24	11	8	1	3	−	1
	100.0	45.8	33.3	4.2	12.5	−	4.2
教育、学習支援業	187	61	88	14	7	10	7
	100.0	32.6	47.1	7.5	3.7	5.3	3.7
医療、福祉	363	226	93	16	3	11	14
	100.0	62.3	25.6	4.4	0.8	3.0	3.9
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	34	15	11	5	−	1	2
	100.0	44.1	32.4	14.7	−	2.9	5.9
サービス業（他に分類されないもの）	139	66	50	11	1	6	5
	100.0	47.5	36.0	7.9	0.7	4.3	3.6
公務	18	7	9	1	−	−	1
	100.0	38.9	50.0	5.6	−	−	5.6
その他	4	2	2	−	−	−	−
	100.0	50.0	50.0	−	−	−	−
無回答	34	21	10	−	1	2	−
	100.0	61.8	29.4	−	2.9	5.9	−
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）							
３０人以下	183	74	80	16	2	5	6
	100.0	40.4	43.7	8.7	1.1	2.7	3.3
３１～１００人	584	274	201	47	10	26	26
	100.0	46.9	34.4	8.0	1.7	4.5	4.5
１０１～３００人	431	200	157	33	7	20	14
	100.0	46.4	36.4	7.7	1.6	4.6	3.2
３０１～５００人	110	53	38	8	2	2	7
	100.0	48.2	34.5	7.3	1.8	1.8	6.4
５０１～１，０００人	230	126	74	12	4	6	8
	100.0	54.8	32.2	5.2	1.7	2.6	3.5
１，００１人以上	202	101	74	13	5	5	4
	100.0	50.0	36.6	6.4	2.5	2.5	2.0
無回答	38	24	8	4	1	1	−
	100.0	63.2	21.1	10.5	2.6	2.6	−

問９．１週間の出勤日数は、（平均的に）どれくらいですか。

	全労働者有効回答計	1日	2日	3日	4日	5日以上	無回答
総数	6,418	33	177	999	1,564	3,511	134
	100.0	0.5	2.8	15.6	24.4	54.7	2.1
問１（１）．性別							
男性	1,423	15	67	412	352	540	37
	100.0	1.1	4.7	29.0	24.7	37.9	2.6
女性	4,984	18	110	585	1,211	2,965	95
	100.0	0.4	2.2	11.7	24.3	59.5	1.9
無回答	11	－	－	2	1	6	2
	100.0	－	－	18.2	9.1	54.5	18.2
問１（２）．年齢層							
～１９歳以下	6	－	2	3	－	1	－
	100.0	－	33.3	50.0	－	16.7	－
２０～２４歳	94	1	9	13	18	50	3
	100.0	1.1	9.6	13.8	19.1	53.2	3.2
２５～２９歳	203	2	5	21	43	124	8
	100.0	1.0	2.5	10.3	21.2	61.1	3.9
３０～３４歳	410	3	5	37	92	263	10
	100.0	0.7	1.2	9.0	22.4	64.1	2.4
３５～３９歳	629	2	11	66	152	387	11
	100.0	0.3	1.7	10.5	24.2	61.5	1.7
４０～４４歳	907	5	18	86	227	550	21
	100.0	0.6	2.0	9.5	25.0	60.6	2.3
４５～４９歳	883	1	20	100	224	523	15
	100.0	0.1	2.3	11.3	25.4	59.2	1.7
５０～５４歳	771	1	15	85	193	467	10
	100.0	0.1	1.9	11.0	25.0	60.6	1.3
５５～５９歳	611	2	17	73	132	369	18
	100.0	0.3	2.8	11.9	21.6	60.4	2.9
６０～６４歳	916	4	15	225	239	419	14
	100.0	0.4	1.6	24.6	26.1	45.7	1.5
６５歳以上	940	11	60	283	237	329	20
	100.0	1.2	6.4	30.1	25.2	35.0	2.1
無回答	48	1	－	7	7	29	4
	100.0	2.1	－	14.6	14.6	60.4	8.3
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）							
行っている	1,741	6	47	316	554	796	22
	100.0	0.3	2.7	18.2	31.8	45.7	1.3
行っていない	4,549	24	124	661	990	2,648	102
	100.0	0.5	2.7	14.5	21.8	58.2	2.2
無回答	128	3	6	22	20	67	10
	100.0	2.3	4.7	17.2	15.6	52.3	7.8
問１９．仕事の掛け持ち有無							
している	568	11	32	122	143	240	20
	100.0	1.9	5.6	21.5	25.2	42.3	3.5
していない	5,799	22	144	870	1,409	3,245	109
	100.0	0.4	2.5	15.0	24.3	56.0	1.9
無回答	51	－	1	7	12	26	5
	100.0	－	2.0	13.7	23.5	51.0	9.8
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）							
建設業	325	5	6	70	72	167	5
	100.0	1.5	1.8	21.5	22.2	51.4	1.5
製造業	675	2	13	118	92	432	18
	100.0	0.3	1.9	17.5	13.6	64.0	2.7
電気・ガス・熱供給・水道業	24	－	2	7	2	11	2
	100.0	－	8.3	29.2	8.3	45.8	8.3
情報通信業	34	－	－	9	7	18	－
	100.0	－	－	26.5	20.6	52.9	－
運輸業、郵便業	175	1	8	25	47	87	7
	100.0	0.6	4.6	14.3	26.9	49.7	4.0
卸売業	329	3	7	34	63	216	6
	100.0	0.9	2.1	10.3	19.1	65.7	1.8
小売業	622	－	5	35	144	423	15
	100.0	－	0.8	5.6	23.2	68.0	2.4
金融業、保険業	185	－	3	27	56	97	2
	100.0	－	1.6	14.6	30.3	52.4	1.1
不動産業、物品賃貸業	59	－	2	10	21	24	2
	100.0	－	3.4	16.9	35.6	40.7	3.4
学術研究、専門・技術サービス業	143	2	8	32	33	66	2
	100.0	1.4	5.6	22.4	23.1	46.2	1.4
宿泊業、飲食サービス業	257	1	2	33	68	141	12
	100.0	0.4	0.8	12.8	26.5	54.9	4.7
生活関連サービス業、娯楽業	108	1	1	17	44	39	6
	100.0	0.9	0.9	15.7	40.7	36.1	5.6
教育、学習支援業	488	11	23	89	130	227	8
	100.0	2.3	4.7	18.2	26.6	46.5	1.6
医療、福祉	1,280	2	49	205	379	627	18
	100.0	0.2	3.8	16.0	29.6	49.0	1.4
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	－	1	6	22	84	－
	100.0	－	0.9	5.3	19.5	74.3	－
サービス業（他に分類されないもの）	496	1	24	97	129	236	9
	100.0	0.2	4.8	19.6	26.0	47.6	1.8
公務	138	1	1	32	37	67	－
	100.0	0.7	0.7	23.2	26.8	48.6	－
その他	15	－	－	5	4	6	－
	100.0	－	－	33.3	26.7	40.0	－
無回答	89	－	5	18	13	45	8
	100.0	－	5.6	20.2	14.6	50.6	9.0
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）							
３０人以下	664	3	32	88	151	374	16
	100.0	0.5	4.8	13.3	22.7	56.3	2.4
３１～１００人	1,843	10	48	256	441	1,053	35
	100.0	0.5	2.6	13.9	23.9	57.1	1.9
１０１～３００人	1,334	8	33	165	320	776	32
	100.0	0.6	2.5	12.4	24.0	58.2	2.4
３０１～５００人	332	－	9	70	68	178	7
	100.0	－	2.7	21.1	20.5	53.6	2.1
５０１～１，０００人	709	4	22	157	209	302	15
	100.0	0.6	3.1	22.1	29.5	42.6	2.1
１，００１人以上	567	5	14	126	147	264	11
	100.0	0.9	2.5	22.2	25.9	46.6	1.9
無回答	106	－	2	7	27	66	4
	100.0	－	1.9	6.6	25.5	62.3	3.8

問１０．現在の会社からの税込み月収は、（平均的に）いくらくらいですか。

	全有効回答労働者計	～5万円未満	5万円以上6万円未満	6万円以上7万円未満	7万円以上8万円未満	8万円以上9万円未満	9万円以上10万円未満	10万円以上11万円未満	11万円以上12万円未満	12万円以上13万円未満	13万円以上14万円未満	14万円以上15万円未満	15万円以上16万円未満	16万円以上17万円未満	17万円以上18万円未満	18万円以上19万円未満	19万円以上20万円未満	20万円以上21万円未満	21万円以上22万円未満	22万円以上23万円未満	23万円以上24万円未満	24万円以上25万円未満	25万円以上26万円未満	26万円以上27万円未満	27万円以上28万円未満	28万円以上29万円未満	29万円以上30万円未満	30万円以上	無回答
総数	6,418	141	143	276	524	958	553	660	288	376	258	214	297	164	131	142	89	173	43	50	40	39	49	26	26	21	8	125	604
	100.0	2.2	2.2	4.3	8.2	14.9	8.6	10.3	4.5	5.9	4.0	3.3	4.6	2.6	2.0	2.2	1.4	2.7	0.7	0.8	0.6	0.6	0.8	0.4	0.4	0.3	0.1	1.9	9.4
問１（１）．性別																													
男性	1,423	20	18	24	32	66	74	146	76	106	69	63	108	52	46	58	38	80	16	18	19	16	23	9	15	11	5	84	131
	100.0	1.4	1.3	1.7	2.2	4.6	5.2	10.3	5.3	7.4	4.8	4.4	7.6	3.7	3.2	4.1	2.7	5.6	1.1	1.3	1.3	1.1	1.6	0.6	1.1	0.8	0.4	5.9	9.2
女性	4,984	121	124	251	491	890	479	514	211	270	189	150	189	112	85	84	51	92	27	32	21	22	26	17	11	10	3	41	471
	100.0	2.4	2.5	5.0	9.9	17.9	9.6	10.3	4.2	5.4	3.8	3.0	3.8	2.2	1.7	1.7	1.0	1.8	0.5	0.6	0.4	0.4	0.5	0.3	0.2	0.2	0.1	0.8	9.5
無回答	11	－	1	1	1	2	－	－	1	－	－	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	2
	100.0	－	9.1	9.1	9.1	18.2	－	－	9.1	－	－	9.1	－	－	－	－	－	9.1	－	－	－	9.1	－	－	－	－	－	－	18.2
問１（２）．年齢層																													
～１９歳以下	6	2	3	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100.0	33.3	50.0	16.7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
２０～２４歳	94	9	5	5	4	7	4	9	4	3	10	1	4	4	5	2	－	6	－	－	1	2	－	－	－	－	－	1	8
	100.0	9.6	5.3	5.3	4.3	7.4	4.3	9.6	4.3	3.2	10.6	1.1	4.3	4.3	5.3	2.1	－	6.4	－	－	1.1	2.1	－	－	－	－	－	1.1	8.5
２５～２９歳	203	7	5	10	15	21	13	15	12	16	10	9	13	6	6	7	4	7	2	2	4	1	2	－	－	－	－	1	15
	100.0	3.4	2.5	4.9	7.4	10.3	6.4	7.4	5.9	7.9	4.9	4.4	6.4	3.0	3.0	3.4	2.0	3.4	1.0	1.0	2.0	0.5	1.0	－	－	－	－	0.5	7.4
３０～３４歳	410	6	10	20	25	51	44	41	18	27	23	14	29	17	8	6	6	10	3	6	2	4	3	1	－	4	1	4	27
	100.0	1.5	2.4	4.9	6.1	12.4	10.7	10.0	4.4	6.6	5.6	3.4	7.1	4.1	2.0	1.5	1.5	2.4	0.7	1.5	0.5	1.0	0.7	0.2	－	1.0	0.2	1.0	6.6
３５～３９歳	629	14	8	31	56	110	64	67	22	21	22	17	21	14	12	18	8	20	7	4	6	3	7	3	7	3	3	9	52
	100.0	2.2	1.3	4.9	8.9	17.5	10.2	10.7	3.5	3.3	3.5	2.7	3.3	2.2	1.9	2.9	1.3	3.2	1.1	0.6	1.0	0.5	1.1	0.5	1.1	0.5	0.5	1.4	8.3
４０～４４歳	907	17	24	30	86	157	77	90	40	53	31	35	41	19	20	16	12	15	6	7	4	6	4	7	3	3	1	23	80
	100.0	1.9	2.6	3.3	9.5	17.3	8.5	9.9	4.4	5.8	3.4	3.9	4.5	2.1	2.2	1.8	1.3	1.7	0.7	0.8	0.4	0.7	0.4	0.8	0.3	0.3	0.1	2.5	8.8
４５～４９歳	883	20	19	54	88	160	89	103	21	52	34	27	31	15	10	20	9	16	－	5	6	4	4	1	2	1	－	17	75
	100.0	2.3	2.2	6.1	10.0	18.1	10.1	11.7	2.4	5.9	3.9	3.1	3.5	1.7	1.1	2.3	1.0	1.8	－	0.6	0.7	0.5	0.5	0.1	0.2	0.1	－	1.9	8.5
５０～５４歳	771	7	21	30	79	165	65	62	39	39	29	21	32	17	16	18	10	13	5	6	1	4	5	－	1	1	－	6	79
	100.0	0.9	2.7	3.9	10.2	21.4	8.4	8.0	5.1	5.1	3.8	2.7	4.2	2.2	2.1	2.3	1.3	1.7	0.6	0.8	0.1	0.5	0.6	－	0.1	0.1	－	0.8	10.2
５５～５９歳	611	11	18	34	75	121	59	54	29	36	20	13	21	7	8	4	4	7	2	2	1	－	2	－	1	3	1	11	67
	100.0	1.8	2.9	5.6	12.3	19.8	9.7	8.8	4.7	5.9	3.3	2.1	3.4	1.1	1.3	0.7	0.7	1.1	0.3	0.3	0.2	－	0.3	－	0.2	0.5	0.2	1.8	11.0
６０～６４歳	916	18	10	31	47	73	62	105	50	75	41	42	49	40	26	27	21	33	9	7	9	8	9	7	5	2	1	21	88
	100.0	2.0	1.1	3.4	5.1	8.0	6.8	11.5	5.5	8.2	4.5	4.6	5.3	4.4	2.8	2.9	2.3	3.6	1.0	0.8	1.0	0.9	1.0	0.8	0.5	0.2	0.1	2.3	9.6
６５歳以上	940	29	19	29	43	83	74	109	52	54	38	33	55	25	20	23	15	44	9	11	6	6	13	7	7	4	1	31	100
	100.0	3.1	2.0	3.1	4.6	8.8	7.9	11.6	5.5	5.7	4.0	3.5	5.9	2.7	2.1	2.4	1.6	4.7	1.0	1.2	0.6	0.6	1.4	0.7	0.7	0.4	0.1	3.3	10.6
無回答	48	1	1	1	6	10	2	5	1	－	－	2	1	－	－	1	－	2	－	－	－	1	－	－	－	－	－	1	13
	100.0	2.1	2.1	2.1	12.5	20.8	4.2	10.4	2.1	－	－	4.2	2.1	－	－	2.1	－	4.2	－	－	－	2.1	－	－	－	－	－	2.1	27.1
問１（３）．婚姻状況																													
既婚	5,193	105	107	233	476	868	468	527	220	269	197	154	217	118	97	105	71	137	35	43	23	31	40	24	20	20	8	106	474
	100.0	2.0	2.1	4.5	9.2	16.7	9.0	10.1	4.2	5.2	3.8	3.0	4.2	2.3	1.9	2.0	1.4	2.6	0.7	0.8	0.4	0.6	0.8	0.5	0.4	0.4	0.2	2.0	9.1
未婚	656	22	23	24	15	35	46	58	44	58	37	31	41	27	24	25	14	24	5	6	11	7	6	2	3	－	－	12	56
	100.0	3.4	3.5	3.7	2.3	5.3	7.0	8.8	6.7	8.8	5.6	4.7	6.3	4.1	3.7	3.8	2.1	3.7	0.8	0.9	1.7	1.1	0.9	0.3	0.5	－	－	1.8	8.5
離婚・死別	543	13	12	17	32	52	39	73	22	48	21	28	39	18	10	12	4	11	3	1	6	－	3	－	3	－	－	6	70
	100.0	2.4	2.2	3.1	5.9	9.6	7.2	13.4	4.1	8.8	3.9	5.2	7.2	3.3	1.8	2.2	0.7	2.0	0.6	0.2	1.1	－	0.6	－	0.6	－	－	1.1	12.9
無回答	26	1	1	2	1	3	－	2	2	1	3	1	－	1	－	－	－	1	－	－	－	1	－	－	－	1	－	1	4
	100.0	3.8	3.8	7.7	3.8	11.5	－	7.7	7.7	3.8	11.5	3.8	－	3.8	－	－	－	3.8	－	－	－	3.8	－	－	－	3.8	－	3.8	15.4
問１付問①．被扶養者の人数																													
同居している被扶養者無し	2,830	65	70	106	174	336	223	303	157	194	141	112	162	81	83	65	40	80	23	31	21	21	22	12	11	3	2	51	241
	100.0	2.3	2.5	3.7	6.1	11.9	7.9	10.7	5.5	6.9	5.0	4.0	5.7	2.9	2.9	2.3	1.4	2.8	0.8	1.1	0.7	0.7	0.8	0.4	0.4	0.1	0.1	1.8	8.5
同居している被扶養者有り	2,849	53	55	131	270	517	264	287	99	147	98	81	118	70	41	64	39	77	17	18	15	12	25	13	13	14	4	62	245
	100.0	1.9	1.9	4.6	9.5	18.1	9.3	10.1	3.5	5.2	3.4	2.8	4.1	2.5	1.4	2.2	1.4	2.7	0.6	0.6	0.5	0.4	0.9	0.5	0.5	0.5	0.1	2.2	8.6
無回答	739	23	18	39	80	105	66	70	32	35	19	21	17	13	7	13	10	16	3	1	4	6	2	1	2	4	2	12	118
	100.0	3.1	2.4	5.3	10.8	14.2	8.9	9.5	4.3	4.7	2.6	2.8	2.3	1.8	0.9	1.8	1.4	2.2	0.4	0.1	0.5	0.8	0.3	0.1	0.3	0.5	0.3	1.6	16.0
問１（５）．世帯主からみた続柄																													
世帯主本人	1,942	39	24	40	64	117	113	207	96	154	96	88	145	77	51	67	45	92	19	19	24	19	28	12	19	11	5	87	184
	100.0	2.0	1.2	2.1	3.3	6.0	5.8	10.7	4.9	7.9	4.9	4.5	7.5	4.0	2.6	3.5	2.3	4.7	1.0	1.0	1.2	1.0	1.4	0.6	1.0	0.6	0.3	4.5	9.5
世帯主本人以外	4,438	102	116	235	458	839	438	450	192	222	162	125	152	87	80	74	44	80	23	31	16	20	21	14	7	10	3	37	400
	100.0	2.3	2.6	5.3	10.3	18.9	9.9	10.1	4.3	5.0	3.7	2.8	3.4	2.0	1.8	1.7	1.0	1.8	0.5	0.7	0.4	0.5	0.5	0.3	0.2	0.2	0.1	0.8	9.0
無回答	38	－	3	1	2	2	2	3	－	－	－	1	－	－	－	1	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1	20
	100.0	－	7.9	2.6	5.3	5.3	5.3	7.9	－	－	－	2.6	－	－	－	2.6	－	2.6	2.6	－	－	－	－	－	－	－	－	2.6	52.6
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）																													
行っている	1,741	30	25	86	223	582	217	211	53	36	25	13	25	13	4	5	7	13	2	3	2	－	5	1	1	3	－	10	146
	100.0	1.7	1.4	4.9	12.8	33.4	12.5	12.1	3.0	2.1	1.4	0.7	1.4	0.7	0.2	0.3	0.4	0.7	0.1	0.2	0.1	－	0.3	0.1	0.1	0.2	－	0.6	8.4
行っていない	4,549	106	113	182	294	353	332	440	231	332	233	200	266	151	126	135	82	158	41	47	38	39	43	25	25	18	7	113	419
	100.0	2.3	2.5	4.0	6.5	7.8	7.3	9.7	5.1	7.3	5.1	4.4	5.8	3.3	2.8	3.0	1.8	3.5	0.9	1.0	0.8	0.9	0.9	0.5	0.5	0.4	0.2	2.5	9.2
無回答	128	5	5	8	7	23	4	9	4	8	－	1	6	－	1	2	－	2	－	－	－	－	1	－	－	－	1	2	39
	100.0	3.9	3.9	6.3	5.5	18.0	3.1	7.0	3.1	6.3	－	0.8	4.7	－	0.8	1.6	－	1.6	－	－	－	－	0.8	－	－	－	0.8	1.6	30.5
問１９．仕事の掛け持ち有無																													
している	568	37	24	29	41	48	45	65	22	37	21	24	32	15	5	14	5	14	2	6	4	2	3	3	2	2	－	14	52
	100.0	6.5	4.2	5.1	7.2	8.5	7.9	11.4	3.9	6.5	3.7	4.2	5.6	2.6	0.9	2.5	0.9	2.5	0.4	1.1	0.7	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	－	2.5	9.2
していない	5,799	103	117	245	482	904	506	592	264	336	237	190	262	148	125	126	84	158	41	44	36	37	45	23	24	19	8	110	533
	100.0	1.8	2.0	4.2	8.3	15.6	8.7	10.2	4.6	5.8	4.1	3.3	4.5	2.6	2.2	2.2	1.4	2.7	0.7	0.8	0.6	0.6	0.8	0.4	0.4	0.3	0.1	1.9	9.2
無回答	51	1	2	2	1	6	2	3	2	3	－	－	3	1	1	2	－	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－	1	19
	100.0	2.0	3.9	3.9	2.0	11.8	3.9	5.9	3.9	5.9	－	－	5.9	2.0	2.0	3.9	－	2.0	－	－	－	－	2.0	－	－	－	－	2.0	37.3
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）																													
建設業	325	8	5	9	10	32	19	19	7	22	11	9	19	16	11	15	7	17	5	3	4	7	5	3	4	4	2	14	38
	100.0	2.5	1.5	2.8	3.1	9.8	5.8	5.8	2.2	6.8	3.4	2.8	5.8	4.9	3.4	4.6	2.2	5.2	1.5	0.9	1.2	2.2	1.5	0.9	1.2	1.2	0.6	4.3	11.7
製造業	675	6	10	25	54	106	66	61	31	47	43	17	25	12	10	19	10	16	3	3	4	6	9	2	4	2	2	26	56
	100.0	0.9	1.5	3.7	8.0	15.7	9.8	9.0	4.6	7.0	6.4	2.5	3.7	1.8	1.5	2.8	1.5	2.4	0.4	0.4	0.6	0.9	1.3	0.3	0.6	0.3	0.3	3.9	8.3
電気・ガス・熱供給・水道業	24	1	－	3	1	2	2	2	1	1	1	2	－	1	－	2	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4
	100.0	4.2	－	12.5	4.2	8.3	8.3	8.3	4.2	4.2	4.2	8.3	－	4.2	－	8.3	－	－	4.2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	16.7
情報通信業	34	－	1	－	4	3	1	5	1	－	3	－	－	－	－	3	2	1	2	－	－	1	1	1	－	1	－	－	4
	100.0	－	2.9	－	11.8	8.8	2.9	14.7	2.9	－	8.8	－	－	－	－	8.8	5.9	2.9	5.9	－	－	2.9	2.9	2.9	－	2.9	－	－	11.8
運輸業、郵便業	175	7	5	11	10	40	7	9	9	9	5	8	8	2	3	3	2	4	2	3	－	1	3	2	－	1	1	5	15
	100.0	4.0	2.9	6.3	5.7	22.9	4.0	5.1	5.1	5.1	2.9	4.6	4.6	1.1	1.7	1.7	1.1	2.3	1.1	1.7	－	0.6	1.7	1.1	－	0.6	0.6	2.9	8.6
卸売業	329	9	8	14	20	44	33	39	16	22	12	5	17	7	4	8	4	7	3	1	1	2	5	2	1	2	－	6	37
	100.0	2.7	2.4	4.3	6.1	13.4	10.0	11.9	4.9	6.7	3.6	1.5	5.2	2.1	1.2	2.4	1.2	2.1	0.9	0.3	0.3	0.6	1.5	0.6	0.3	0.6	－	1.8	11.2
小売業	622	7	12	39	81	128	48	53	34	44	22	11	12	17	15	12	1	5	4	1	－	－	－	－	－	1	1	6	68
	100.0	1.1	1.9	6.3	13.0	20.6	7.7	8.5	5.5	7.1	3.5	1.8	1.9	2.7	2.4	1.9	0.2	0.8	0.6	0.2	－	－	－	－	－	0.2	0.2	1.0	10.9
金融業、保険業	185	1	1	1	30	48	11	15	6	10	3	15	5	5	7	2	2	2	4	1	2	1	2	－	－	－	－	3	8
	100.0	0.5	0.5	0.5	16.2	25.9	5.9	8.1	3.2	5.4	1.6	8.1	2.7	2.7	3.8	1.1	1.1	1.1	2.2	0.5	1.1	0.5	1.1	－	－	－	－	1.6	4.3
不動産業、物品賃貸業	59	2	1	4	5	6	8	5	2	1	1	2	3	1	2	1	3	4	－	1	2	－	－	－	1	－	－	1	3
	100.0	3.4	1.7	6.8	8.5	10.2	13.6	8.5	3.4	1.7	1.7	3.4	5.1	1.7	3.4	1.7	5.1	6.8	－	1.7	3.4	－	－	－	1.7	－	－	1.7	5.1
学術研究、専門・技術サービス業	143	3	3	2	10	14	7	16	4	11	3	8	10	4	3	3	4	7	1	1	3	2	3	1	2	－	－	7	11
	100.0	2.1	2.1	1.4	7.0	9.8	4.9	11.2	2.8	7.7	2.1	5.6	7.0	2.8	2.1	2.1	2.8	4.9	0.7	0.7	2.1	1.4	2.1	0.7	1.4	－	－	4.9	7.7
宿泊業、飲食サービス業	257	11	17	17	23	42	15	21	10	12	4	5	11	8	5	4	3	5	－	1	1	－	1	－	－	1	－	3	37
	100.0	4.3	6.6	6.6	8.9	16.3	5.8	8.2	3.9	4.7	1.6	1.9	4.3	3.1	1.9	1.6	1.2	1.9	－	0.4	0.4	－	0.4	－	－	0.4	－	1.2	14.4
生活関連サービス業、娯楽業	108	5	6	5	9	24	14	7	3	1	3	－	4	5	－	3	1	3	－	－	1	－	－	－	－	－	－	3	11
	100.0	4.6	5.6	4.6	8.3	22.2	13.0	6.5	2.8	0.9	2.8	－	3.7	4.6	－	2.8	0.9	2.8	－	－	0.9	－	－	－	－	－	－	2.8	10.2
教育、学習支援業	488	18	11	17	23	56	37	76	27	30	17	16	27	12	8	12	5	30	4	3	6	7	2	2	5	1	1	7	28
	100.0	3.7	2.3	3.5	4.7	11.5	7.6	15.6	5.5	6.1	3.5	3.3	5.5	2.5	1.6	2.5	1.0	6.1	0.8	0.6	1.2	1.4	0.4	0.4	1.0	0.2	0.2	1.4	5.7
医療、福祉	1,280	28	30	57	91	181	122	148	60	75	58	42	63	36	23	35	18	35	5	12	8	5	10	3	3	4	－	11	117
	100.0	2.2	2.3	4.5	7.1	14.1	9.5	11.6	4.7	5.9	4.5	3.3	4.9	2.8	1.8	2.7	1.4	2.7	0.4	0.9	0.6	0.4	0.8	0.2	0.2	0.3	－	0.9	9.1
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	－	1	6	18	22	14	17	5	7	4	2	2	－	2	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	11
	100.0	－	0.9	5.3	15.9	19.5	12.4	15.0	4.4	6.2	3.5	1.8	1.8	－	1.8	0.9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.9	9.7
サービス業（他に分類されないもの）	496	17	10	20	50	59	43	60	24	26	21	22	24	7	6	5	13	9	2	2	1	2	2	3	2	1	1	13	51
	100.0	3.4	2.0	4.0	10.1	11.9	8.7	12.1	4.8	5.2	4.2	4.4	4.8	1.4	1.2	1.0	2.6	1.8	0.4	0.4	0.2	0.4	0.4	0.6	0.4	0.2	0.2	2.6	10.3
公務	138	2	－	3	8	18	17	20	13	6	5	4	6	5	5	2	2	8	3	3	－	－	－	－	－	－	－	1	7
	100.0	1.4	－	2.2	5.8	13.0	12.3	14.5	9.4	4.3	3.6	2.9	4.3	3.6	3.6	1.4	1.4	5.8	2.2	2.2	－	－	－	－	－	－	－	0.7	5.[illegible]
その他	15	－	－	－	1	2	1	1	－	1	4	1	1	－	1	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	[illegible]
	100.0	－	－	－	6.7	13.3	6.7	6.7	－	6.7	26.7	6.7	6.7	－	6.7	－	－	－	6.7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	6.[illegible]
無回答	89	6	5	6	3	5	1	4	5	2	4	7	13	2	3	2	2	1	－	－	1	1	1	－	－	－	－	5	10
	100.0	6.7	5.6	6.7	3.4	5.6	1.1	4.5	5.6	2.2	4.5	7.9	14.6	2.2	3.4	2.2	2.2	1.1	－	－	1.1	1.1	1.1	－	－	－	－	5.6	11.2
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）																													
３０人以下	664	30	17	39	51	97	46	59	21	30	29	24	32	14	9	12	11	13	6	7	4	6	8	－	3	6	－	20	70
	100.0	4.5	2.6	5.9	7.7	14.6	6.9	8.9	3.2	4.5	4.4	3.6	4.8	2.1	1.4	1.8	1.7	2.0	0.9	1.1	0.6	0.9	1.2	－	0.5	0.9	－	3.0	10.5
３１～１００人	1,843	38	45	94	177	324	174	178	74	114	67	46	61	41	31	42	17	44	14	6	10	8	12	4	6	5	4	32	175
	100.0	2.1	2.4	5.1	9.6	17.6	9.4	9.7	4.0	6.2	3.6	2.5	3.3	2.2	1.7	2.3	0.9	2.4	0.8	0.3	0.5	0.4	0.7	0.2	0.3	0.3	0.2	1.7	9.5
１０１～３００人	1,334	37	38	65	120	201	111	152	54	71	36	47	52	42	23	27	16	44	8	4	7	6	13	4	2	1	2	19	132
	100.0	2.8	2.8	4.9	9.0	15.1	8.3	11.4	4.0	5.3	2.7	3.5	3.9	3.1	1.7	2.0	1.2	3.3	0.6	0.3	0.5	0.4	1.0	0.3	0.1	0.1	0.1	1.4	9.9
３０１～５００人	332	4	10	15	32	57	32	32	20	14	10	3	12	11	4	8	6	9	1	2	1	3	－	3	1	2	1	10	29
	100.0	1.2	3.0	4.5	9.6	17.2	9.6	9.6	6.0	4.2	3.0	0.9	3.6	3.3	1.2	2.4	1.8	2.7	0.3	0.6	0.3	0.9	－	0.9	0.3	0.6	0.3	3.0	8.7
５０１～１，０００人	709	15	7	15	41	83	62	84	43	52	40	20	45	18	20	19	14	18	7	8	6	6	4	3	4	1	－	15	59
	100.0	2.1	1.0	2.1	5.8	11.7	8.7	11.8	6.1	7.3	5.6	2.8	6.3	2.5	2.8	2.7	2.0	2.5	1.0	1.1	0.8	0.8	0.6	0.4	0.6	0.1	－	2.1	8.3
１，００１人以上	567	5	7	9	20	57	30	56	40	39	39	31	42	14	19	20	14	24	4	7	5	6	7	5	6	3	－	15	43
	100.0	0.9	1.2	1.6	3.5	10.1	5.3	9.9	7.1	6.9	6.9	5.5	7.4	2.5	3.4	3.5	2.5	4.2	0.7	1.2	0.9	1.1	1.2	0.9	1.1	0.5	－	2.6	7.6
無回答	106	2	2	2	10	13	11	17	6	7	3	5	6	－	2	4	1	2	－	1	1	－	－	－	－	－	1	1	9
	100.0	1.9	1.9	1.9	9.4	12.3	10.4	16.0	5.7	6.6	2.8	4.7	5.7	－	1.9	3.8	0.9	1.9	－	0.9	0.9	－	－	－	－	－	0.9	0.9	8.5

問１０．主な内訳として、基本給と残業代についても併せて教えてください。
（基本給）

	全有効回答労働者計	～5万円未満	5万円以上6万円未満	6万円以上7万円未満	7万円以上8万円未満	8万円以上9万円未満	9万円以上10万円未満	10万円以上11万円未満	11万円以上12万円未満	12万円以上13万円未満	13万円以上14万円未満	14万円以上15万円未満	15万円以上16万円未満	16万円以上17万円未満	17万円以上18万円未満	18万円以上19万円未満	19万円以上20万円未満	20万円以上21万円未満	21万円以上22万円未満	22万円以上23万円未満	23万円以上24万円未満	24万円以上25万円未満	25万円以上26万円未満	26万円以上27万円未満	27万円以上28万円未満	28万円以上29万円未満	29万円以上30万円未満	30万円以上	無回答
総数	6,418	117	109	240	422	664	383	450	254	263	205	168	219	143	94	105	69	108	40	26	37	30	39	15	13	17	4	83	2,101
	100.0	1.8	1.7	3.7	6.6	10.3	6.0	7.0	4.0	4.1	3.2	2.6	3.4	2.2	1.5	1.6	1.1	1.7	0.6	0.4	0.6	0.5	0.6	0.2	0.2	0.3	0.1	1.3	32.7
問１（１）．性別																													
男性	1,423	19	13	20	35	53	47	130	83	78	60	53	94	57	38	53	30	60	18	10	15	15	22	5	10	8	2	57	338
	100.0	1.3	0.9	1.4	2.5	3.7	3.3	9.1	5.8	5.5	4.2	3.7	6.6	4.0	2.7	3.7	2.1	4.2	1.3	0.7	1.1	1.1	1.5	0.4	0.7	0.6	0.1	4.0	23.8
女性	4,984	98	96	220	386	611	336	320	171	185	145	115	125	86	56	52	39	47	22	16	22	14	17	10	3	9	2	26	1,755
	100.0	2.0	1.9	4.4	7.7	12.3	6.7	6.4	3.4	3.7	2.9	2.3	2.5	1.7	1.1	1.0	0.8	0.9	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3	0.2	0.1	0.2	-	0.5	35.2
無回答	11	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	8
	100.0	-	-	-	9.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9.1	-	-	-	-	9.1	-	-	-	-	-	72.7
問１（２）．年齢層																													
～１９歳以下	6	2	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100.0	33.3	50.0	16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
２０～２４歳	94	11	4	2	4	2	3	7	3	2	8	3	4	2	2	2	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	29
	100.0	11.7	4.3	2.1	4.3	2.1	3.2	7.4	3.2	2.1	8.5	3.2	4.3	2.1	2.1	2.1	-	5.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.1	30.9
２５～２９歳	203	6	4	11	13	20	8	12	17	10	6	5	13	6	5	5	4	2	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	51
	100.0	3.0	2.0	5.4	6.4	9.9	3.9	5.9	8.4	4.9	3.0	2.5	6.4	3.0	2.5	2.5	2.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	-	-	-	-	-	25.1
３０～３４歳	410	10	6	13	21	44	28	30	12	17	18	17	22	10	6	3	8	6	3	1	2	2	4	-	-	2	-	3	122
	100.0	2.4	1.5	3.2	5.1	10.7	6.8	7.3	2.9	4.1	4.4	4.1	5.4	2.4	1.5	0.7	2.0	1.5	0.7	0.2	0.5	0.5	1.0	-	-	0.5	-	0.7	29.8
３５～３９歳	629	13	9	30	40	84	54	43	19	15	23	8	22	8	8	11	10	5	5	2	7	3	6	3	2	3	1	3	192
	100.0	2.1	1.4	4.8	6.4	13.4	8.6	6.8	3.0	2.4	3.7	1.3	3.5	1.3	1.3	1.7	1.6	0.8	0.8	0.3	1.1	0.5	1.0	0.5	0.3	0.5	0.2	0.5	30.5
４０～４４歳	907	12	18	31	68	105	60	64	32	44	18	32	21	16	16	15	7	9	6	4	7	5	4	3	1	4	1	16	288
	100.0	1.3	2.0	3.4	7.5	11.6	6.6	7.1	3.5	4.9	2.0	3.5	2.3	1.8	1.8	1.7	0.8	1.0	0.7	0.4	0.8	0.6	0.4	0.3	0.1	0.4	0.1	1.8	31.8
４５～４９歳	883	11	19	40	72	106	60	64	25	37	26	20	16	17	11	13	4	9	1	5	5	3	2	1	1	1	-	9	305
	100.0	1.2	2.2	4.5	8.2	12.0	6.8	7.2	2.8	4.2	2.9	2.3	1.8	1.9	1.2	1.5	0.5	1.0	0.1	0.6	0.6	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	-	1.0	34.5
５０～５４歳	771	8	19	32	62	113	36	49	26	32	31	23	18	17	7	8	4	7	3	3	3	1	2	1	1	-	-	4	261
	100.0	1.0	2.5	4.2	8.0	14.7	4.7	6.4	3.4	4.2	4.0	3.0	2.3	2.2	0.9	1.0	0.5	0.9	0.4	0.4	0.4	0.1	0.3	0.1	0.1	-	-	0.5	33.9
５５～５９歳	611	8	13	31	57	79	37	35	26	11	21	3	13	6	4	3	4	5	3	-	1	-	-	-	1	2	-	4	244
	100.0	1.3	2.1	5.1	9.3	12.9	6.1	5.7	4.3	1.8	3.4	0.5	2.1	1.0	0.7	0.5	0.7	0.8	0.5	-	0.2	-	-	-	0.2	0.3	-	0.7	39.9
６０～６４歳	916	15	4	24	45	42	52	67	47	51	32	30	50	35	24	21	15	25	8	4	7	8	9	2	2	3	1	16	277
	100.0	1.6	0.4	2.6	4.9	4.6	5.7	7.3	5.1	5.6	3.5	3.3	5.5	3.8	2.6	2.3	1.6	2.7	0.9	0.4	0.8	0.9	1.0	0.2	0.2	0.3	0.1	1.7	30.2
６５歳以上	940	21	10	24	36	63	45	77	47	43	22	26	40	25	11	24	13	34	10	6	4	6	11	5	5	2	1	27	302
	100.0	2.2	1.1	2.6	3.8	6.7	4.8	8.2	5.0	4.6	2.3	2.8	4.3	2.7	1.2	2.6	1.4	3.6	1.1	0.6	0.4	0.6	1.2	0.5	0.5	0.2	0.1	2.9	32.1
無回答	48	-	-	1	4	6	-	2	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	30
	100.0	-	-	2.1	8.3	12.5	-	4.2	-	2.1	-	2.1	-	2.1	-	-	-	2.1	-	-	-	2.1	-	-	-	-	-	-	62.5
問１（３）．婚姻状況																													
既婚	5,193	85	84	207	371	590	329	362	182	197	147	123	159	103	69	83	55	86	36	23	25	23	32	12	10	17	4	72	1,707
	100.0	1.6	1.6	4.0	7.1	11.4	6.3	7.0	3.5	3.8	2.8	2.4	3.1	2.0	1.3	1.6	1.1	1.7	0.7	0.4	0.5	0.4	0.6	0.2	0.2	0.3	0.1	1.4	32.9
未婚	656	24	20	17	21	34	26	44	49	37	40	27	35	27	18	15	10	9	3	3	9	5	4	2	2	-	-	8	167
	100.0	3.7	3.0	2.6	3.2	5.2	4.0	6.7	7.5	5.6	6.1	4.1	5.3	4.1	2.7	2.3	1.5	1.4	0.5	0.5	1.4	0.8	0.6	0.3	0.3	-	-	1.2	25.5
離婚・死別	543	8	5	16	29	39	28	43	23	27	17	18	24	13	7	7	4	12	-	-	3	1	3	1	1	-	-	2	212
	100.0	1.5	0.9	2.9	5.3	7.2	5.2	7.9	4.2	5.0	3.1	3.3	4.4	2.4	1.3	1.3	0.7	2.2	-	-	0.6	0.2	0.6	0.2	0.2	-	-	0.4	39.0
無回答	26	-	-	-	1	1	-	1	-	2	1	-	1	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	15
	100.0	-	-	-	3.8	3.8	-	3.8	-	7.7	3.8	-	3.8	-	-	-	-	3.8	3.8	-	-	3.8	-	-	-	-	-	3.8	57.7
問１付問①．被扶養者の人数																													
同居している被扶養者無し	2,830	56	51	97	166	273	179	221	144	141	120	95	116	70	55	37	31	47	20	16	17	16	16	8	4	3	3	34	794
	100.0	2.0	1.8	3.4	5.9	9.6	6.3	7.8	5.1	5.0	4.2	3.4	4.1	2.5	1.9	1.3	1.1	1.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.3	0.1	0.1	0.1	1.2	28.1
同居している被扶養者有り	2,849	47	45	120	199	332	173	187	85	105	70	62	90	62	36	57	30	51	19	10	15	9	22	5	7	12	1	43	955
	100.0	1.6	1.6	4.2	7.0	11.7	6.1	6.6	3.0	3.7	2.5	2.2	3.2	2.2	1.3	2.0	1.1	1.8	0.7	0.4	0.5	0.3	0.8	0.2	0.2	0.4	-	1.5	33.5
無回答	739	14	13	23	57	59	31	42	25	17	15	11	13	11	3	11	8	10	1	-	5	5	1	2	2	2	-	6	352
	100.0	1.9	1.8	3.1	7.7	8.0	4.2	5.7	3.4	2.3	2.0	1.5	1.8	1.5	0.4	1.5	1.1	1.4	0.1	-	0.7	0.7	0.1	0.3	0.3	0.3	-	0.8	47.6
問１（５）．世帯主からみた続柄																													
世帯主本人	1,942	31	18	32	55	97	80	153	102	109	75	73	114	68	45	56	37	65	21	11	18	19	26	8	10	8	2	59	550
	100.0	1.6	0.9	1.6	2.8	5.0	4.1	7.9	5.3	5.6	3.9	3.8	5.9	3.5	2.3	2.9	1.9	3.3	1.1	0.6	0.9	1.0	1.3	0.4	0.5	0.4	0.1	3.0	28.3
世帯主本人以外	4,438	86	91	207	366	565	302	295	152	152	129	95	105	74	48	48	32	43	19	15	19	11	13	7	3	9	2	23	1,527
	100.0	1.9	2.1	4.7	8.2	12.7	6.8	6.6	3.4	3.4	2.9	2.1	2.4	1.7	1.1	1.1	0.7	1.0	0.4	0.3	0.4	0.2	0.3	0.2	0.1	0.2	0.0	0.5	34.4
無回答	38	-	-	1	1	2	1	2	-	2	1	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	24
	100.0	-	-	2.6	2.6	5.3	2.6	5.3	-	5.3	2.6	-	-	2.6	2.6	2.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.6	63.2
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）																													
行っている	1,741	25	25	93	191	392	130	123	34	20	13	13	16	8	7	5	3	9	1	3	1	1	4	1	2	2	-	6	613
	100.0	1.4	1.4	5.3	11.0	22.5	7.5	7.1	2.0	1.1	0.7	0.7	0.9	0.5	0.4	0.3	0.2	0.5	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	-	0.3	35.2
行っていない	4,549	88	81	144	225	253	251	325	217	240	192	154	198	134	86	98	66	98	39	23	36	29	35	14	11	15	4	76	1,417
	100.0	1.9	1.8	3.2	4.9	5.6	5.5	7.1	4.8	5.3	4.2	3.4	4.4	2.9	1.9	2.2	1.5	2.2	0.9	0.5	0.8	0.6	0.8	0.3	0.2	0.3	0.1	1.7	31.1
無回答	128	4	3	3	6	19	2	2	3	3	-	1	5	1	1	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	71
	100.0	3.1	2.3	2.3	4.7	14.8	1.6	1.6	2.3	2.3	-	0.8	3.9	0.8	0.8	1.6	-	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8	55.5
問１９．仕事の掛け持ち有無																													
している	568	27	20	29	25	27	41	37	30	23	20	11	20	11	7	7	4	6	2	3	2	4	2	1	2	1	-	11	195
	100.0	4.8	3.5	5.1	4.4	4.8	7.2	6.5	5.3	4.0	3.5	1.9	3.5	1.9	1.2	1.2	0.7	1.1	0.4	0.5	0.4	0.7	0.4	0.2	0.4	0.2	-	1.9	34.3
していない	5,799	89	88	210	396	632	341	412	224	239	185	156	197	131	87	96	65	101	38	23	35	26	37	14	11	16	4	72	1,874
	100.0	1.5	1.5	3.6	6.8	10.9	5.9	7.1	3.9	4.1	3.2	2.7	3.4	2.3	1.5	1.7	1.1	1.7	0.7	0.4	0.6	0.4	0.6	0.2	0.2	0.3	0.1	1.2	32.3
無回答	51	1	1	1	1	5	1	1	-	1	-	1	2	1	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32
	100.0	2.0	2.0	2.0	2.0	9.8	2.0	2.0	-	2.0	-	2.0	3.9	2.0	-	3.9	-	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62.7
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）																													
建設業	325	8	3	6	8	22	14	12	10	15	9	9	18	14	7	14	9	15	8	2	6	6	3	3	1	5	1	10	87
	100.0	2.5	0.9	1.8	2.5	6.8	4.3	3.7	3.1	4.6	2.8	2.8	5.5	4.3	2.2	4.3	2.8	4.6	2.5	0.6	1.8	1.8	0.9	0.9	0.3	1.5	0.3	3.1	26.8
製造業	675	5	8	22	46	74	38	51	32	38	29	10	19	11	8	11	7	13	2	1	5	3	11	2	2	2	1	19	205
	100.0	0.7	1.2	3.3	6.8	11.0	5.6	7.6	4.7	5.6	4.3	1.5	2.8	1.6	1.2	1.6	1.0	1.9	0.3	0.1	0.7	0.4	1.6	0.3	0.3	0.3	0.1	2.8	30.4
電気・ガス・熱供給・水道業	24	1	-	3	1	2	-	3	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
	100.0	4.2	-	12.5	4.2	8.3	-	12.5	-	4.2	-	4.2	-	-	-	4.2	-	-	4.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41.7
情報通信業	34	-	1	-	2	2	1	3	1	-	3	1	-	1	-	4	1	2	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	9
	100.0	-	2.9	-	5.9	5.9	2.9	8.8	2.9	-	8.8	2.9	-	2.9	-	11.8	2.9	5.9	2.9	-	-	-	2.9	-	-	2.9	-	-	26.5
運輸業、郵便業	175	3	2	6	11	24	6	14	6	8	3	8	5	2	4	2	1	2	1	2	1	1	2	-	-	1	-	1	59
	100.0	1.7	1.1	3.4	6.3	13.7	3.4	8.0	3.4	4.6	1.7	4.6	2.9	1.1	2.3	1.1	0.6	1.1	0.6	1.1	0.6	0.6	1.1	-	-	0.6	-	0.6	33.7
卸売業	329	6	7	9	20	44	24	27	13	15	14	6	10	9	3	6	3	4	1	1	2	1	5	1	1	-	-	3	94
	100.0	1.8	2.1	2.7	6.1	13.4	7.3	8.2	4.0	4.6	4.3	1.8	3.0	2.7	0.9	1.8	0.9	1.2	0.3	0.3	0.6	0.3	1.5	0.3	0.3	-	-	0.9	28.6
小売業	622	7	17	41	65	73	34	37	31	19	15	9	9	11	6	5	1	3	1	1	-	-	1	-	-	1	-	4	231
	100.0	1.1	2.7	6.6	10.5	11.7	5.5	5.9	5.0	3.1	2.4	1.4	1.4	1.8	1.0	0.8	0.2	0.5	0.2	0.2	-	-	0.2	-	-	0.2	-	0.6	37.1
金融業、保険業	185	1	1	1	28	35	6	10	7	9	4	11	4	3	5	2	1	2	3	1	2	2	1	-	-	-	1	2	43
	100.0	0.5	0.5	0.5	15.1	18.9	3.2	5.4	3.8	4.9	2.2	5.9	2.2	1.6	2.7	1.1	0.5	1.1	1.6	0.5	1.1	1.1	0.5	-	-	-	0.5	1.1	23.2
不動産業、物品賃貸業	59	1	-	3	6	6	5	3	2	1	1	2	3	2	1	2	3	3	-	-	1	-	-	-	1	-	-	1	12
	100.0	1.7	-	5.1	10.2	10.2	8.5	5.1	3.4	1.7	1.7	3.4	5.1	3.4	1.7	3.4	5.1	5.1	-	-	1.7	-	-	-	1.7	-	-	1.7	20.3
学術研究、専門・技術サービス業	143	4	1	2	6	9	7	12	7	6	6	8	7	3	2	4	4	4	1	1	3	3	1	2	-	-	-	5	35
	100.0	2.8	0.7	1.4	4.2	6.3	4.9	8.4	4.9	4.2	4.2	5.6	4.9	2.1	1.4	2.8	2.8	2.8	0.7	0.7	2.1	2.1	0.7	1.4	-	-	-	3.5	24.5
宿泊業、飲食サービス業	257	7	15	13	18	25	10	11	12	6	3	6	10	5	4	3	1	1	-	1	-	-	2	1	-	-	-	2	101
	100.0	2.7	5.8	5.1	7.0	9.7	3.9	4.3	4.7	2.3	1.2	2.3	3.9	1.9	1.6	1.2	0.4	0.4	-	0.4	-	-	0.8	0.4	-	-	-	0.8	39.3
生活関連サービス業、娯楽業	108	5	1	4	4	12	9	4	2	1	3	1	2	4	2	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	49
	100.0	4.6	0.9	3.7	3.7	11.1	8.3	3.7	1.9	0.9	2.8	0.9	1.9	3.7	1.9	1.9	-	-	-	-	0.9	-	-	-	-	-	-	1.9	45.4
教育、学習支援業	488	12	10	12	13	43	31	49	19	18	18	15	16	15	9	11	7	16	3	3	7	6	-	1	4	1	-	7	142
	100.0	2.5	2.0	2.5	2.7	8.8	6.4	10.0	3.9	3.7	3.7	3.1	3.3	3.1	1.8	2.3	1.4	3.3	0.6	0.6	1.4	1.2	-	0.2	0.8	0.2	-	1.4	29.1
医療、福祉	1,280	24	22	43	72	117	77	82	49	53	36	33	51	36	16	18	14	10	5	7	4	3	5	2	1	1	1	7	491
	100.0	1.9	1.7	3.4	5.6	9.1	6.0	6.4	3.8	4.1	2.8	2.6	4.0	2.8	1.3	1.4	1.1	0.8	0.4	0.5	0.3	0.2	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	0.5	38.4
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	-	1	7	10	16	13	9	4	4	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	44
	100.0	-	0.9	6.2	8.8	14.2	11.5	8.0	3.5	3.5	1.8	0.9	-	-	-	0.9	-	-	-	-	-	-	-	0.9	-	-	-	-	38.9
サービス業（他に分類されないもの）	496	16	9	25	43	42	40	45	22	17	11	10	13	5	7	7	8	6	4	-	1	3	-	1	1	-	-	11	149
	100.0	3.2	1.8	5.0	8.7	8.5	8.1	9.1	4.4	3.4	2.2	2.0	2.6	1.0	1.4	1.4	1.6	1.2	0.8	-	0.2	0.6	-	0.2	0.2	-	-	2.2	30.0
公務	138	3	-	5	5	10	11	10	7	7	4	2	8	3	6	3	1	7	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1	42
	100.0	2.2	-	3.6	3.6	7.2	8.0	7.2	5.1	5.1	2.9	1.4	5.8	2.2	4.3	2.2	0.7	5.1	1.4	0.7	-	-	-	-	-	-	-	0.7	30.4
その他	15	-	-	-	1	4	-	-	1	1	3	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	100.0	-	-	-	6.7	26.7	-	-	6.7	6.7	20.0	-	13.3	-	-	-	6.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13.3
無回答	89	5	1	3	2	3	2	3	4	3	3	7	11	2	-	1	1	2	-	-	1	-	-	-	4	-	-	-	31
	100.0	5.6	1.1	3.4	2.2	3.4	2.2	3.4	4.5	3.4	3.4	7.9	12.4	2.2	-	1.1	1.1	2.2	-	-	1.1	-	-	-	4.5	-	-	-	34.8
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）																													
３０人以下	664	21	16	33	38	69	32	44	24	15	28	18	20	11	8	11	8	12	6	5	3	3	7	2	3	3	-	13	211
	100.0	3.2	2.4	5.0	5.7	10.4	4.8	6.6	3.6	2.3	4.2	2.7	3.0	1.7	1.2	1.7	1.2	1.8	0.9	0.8	0.5	0.5	1.1	0.3	0.5	0.5	-	2.0	31.8
３１～１００人	1,843	29	38	79	139	209	104	111	68	87	43	46	39	41	22	24	7	26	9	5	7	9	10	2	2	2	2	23	660
	100.0	1.6	2.1	4.3	7.5	11.3	5.6	6.0	3.7	4.7	2.3	2.5	2.1	2.2	1.2	1.3	0.4	1.4	0.5	0.3	0.4	0.5	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1	1.2	35.8
１０１～３００人	1,334	29	24	52	88	127	78	106	46	52	22	38	43	32	16	20	14	25	8	1	8	5	6	3	1	2	1	11	476
	100.0	2.2	1.8	3.9	6.6	9.5	5.8	7.9	3.4	3.9	1.6	2.8	3.2	2.4	1.2	1.5	1.0	1.9	0.6	0.1	0.6	0.4	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	0.8	35.7
３０１～５００人	332	6	7	15	25	40	24	22	15	10	4	5	8	4	5	8	6	3	2	1	2	1	1	2	-	2	-	7	107
	100.0	1.8	2.1	4.5	7.5	12.0	7.2	6.6	4.5	3.0	1.2	1.5	2.4	1.2	1.5	2.4	1.8	0.9	0.6	0.3	0.6	0.3	0.3	0.6	-	0.6	-	2.1	32.2
５０１～１，０００人	709	14	9	11	47	55	48	54	38	26	32	10	37	17	13	18	14	12	4	6	7	6	1	2	2	4	-	8	214
	100.0	2.0	1.3	1.6	6.6	7.8	6.8	7.6	5.4	3.7	4.5	1.4	5.2	2.4	1.8	2.5	2.0	1.7	0.6	0.8	1.0	0.8	0.1	0.3	0.3	0.6	-	1.1	30.2
１，００１人以上	567	8	5	12	14	55	33	35	37	27	35	17	37	19	15	13	13	12	3	2	7	4	7	3	3	3	1	11	136
	100.0	1.4	0.9	2.1	2.5	9.7	5.8	6.2	6.5	4.8	6.2	3.0	6.5	3.4	2.6	2.3	2.3	2.1	0.5	0.4	1.2	0.7	1.2	0.5	0.5	0.5	0.2	1.9	24.0
無回答	106	1	-	3	10	8	9	13	1	5	3	6	4	2	1	3	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2	32
	100.0	0.9	-	2.8	9.4	7.5	8.5	12.3	0.9	4.7	2.8	5.7	3.8	1.9	0.9	2.8	0.9	-	0.9	0.9	-	-	-	-	-	-	-	1.9	30.2

（残業代）

	全労働者有効回答計	０円	ｓ１万円未満	２１万円未満以上	３２万円未満以上	４３万円未満以上	５４万円未満以上	５万円以上	無回答
総数	6,418	1,135	605	290	132	36	21	42	4,157
	100.0	17.7	9.4	4.5	2.1	0.6	0.3	0.7	64.8
問１（１）．性別									
男性	1,423	302	81	62	52	14	12	25	875
	100.0	21.2	5.7	4.4	3.7	1.0	0.8	1.8	61.5
女性	4,984	830	524	228	80	22	9	17	3,274
	100.0	16.7	10.5	4.6	1.6	0.4	0.2	0.3	65.7
無回答	11	3	－	－	－	－	－	－	8
	100.0	27.3	－	－	－	－	－	－	72.7
問１（２）．年齢層									
～１９歳以下	6	4	1	－	－	－	－	－	1
	100.0	66.7	16.7	－	－	－	－	－	16.7
２０～２４歳	94	18	7	7	3	1	1	1	56
	100.0	19.1	7.4	7.4	3.2	1.1	1.1	1.1	59.6
２５～２９歳	203	39	11	12	7	－	－	2	132
	100.0	19.2	5.4	5.9	3.4	－	－	1.0	65.0
３０～３４歳	410	95	38	23	7	3	1	4	239
	100.0	23.2	9.3	5.6	1.7	0.7	0.2	1.0	58.3
３５～３９歳	629	119	71	27	21	2	2	3	384
	100.0	18.9	11.3	4.3	3.3	0.3	0.3	0.5	61.0
４０～４４歳	907	184	87	43	14	3	2	2	572
	100.0	20.3	9.6	4.7	1.5	0.3	0.2	0.2	63.1
４５～４９歳	883	142	107	36	17	7	6	5	563
	100.0	16.1	12.1	4.1	1.9	0.8	0.7	0.6	63.8
５０～５４歳	771	106	101	43	15	8	2	7	489
	100.0	13.7	13.1	5.6	1.9	1.0	0.3	0.9	63.4
５５～５９歳	611	95	64	26	6	－	2	5	413
	100.0	15.5	10.5	4.3	1.0	－	0.3	0.8	67.6
６０～６４歳	916	172	69	36	19	6	2	4	608
	100.0	18.8	7.5	3.9	2.1	0.7	0.2	0.4	66.4
６５歳以上	940	157	48	34	23	6	3	8	661
	100.0	16.7	5.1	3.6	2.4	0.6	0.3	0.9	70.3
無回答	48	4	1	3	－	－	－	1	39
	100.0	8.3	2.1	6.3	－	－	－	2.1	81.3
問１（３）．婚姻状況									
既婚	5,193	947	492	220	96	26	15	32	3,365
	100.0	18.2	9.5	4.2	1.8	0.5	0.3	0.6	64.8
未婚	656	109	67	47	26	6	3	7	391
	100.0	16.6	10.2	7.2	4.0	0.9	0.5	1.1	59.6
離婚・死別	543	74	44	23	10	4	3	3	382
	100.0	13.6	8.1	4.2	1.8	0.7	0.6	0.6	70.3
無回答	26	5	2	－	－	－	－	－	19
	100.0	19.2	7.7	－	－	－	－	－	73.1
問１付問①．被扶養者の人数									
同居している被扶養者無し	2,830	560	286	150	65	18	6	20	1,725
	100.0	19.8	10.1	5.3	2.3	0.6	0.2	0.7	61.0
同居している被扶養者有り	2,849	497	266	120	59	14	13	21	1,859
	100.0	17.4	9.3	4.2	2.1	0.5	0.5	0.7	65.3
無回答	739	78	53	20	8	4	2	1	573
	100.0	10.6	7.2	2.7	1.1	0.5	0.3	0.1	77.5
問１（５）．世帯主からみた続柄									
世帯主本人	1,942	369	136	79	57	17	12	27	1,245
	100.0	19.0	7.0	4.1	2.9	0.9	0.6	1.4	64.1
世帯主本人以外	4,438	761	468	209	75	19	9	15	2,882
	100.0	17.1	10.5	4.7	1.7	0.4	0.2	0.3	64.9
無回答	38	5	1	2	－	－	－	－	30
	100.0	13.2	2.6	5.3	－	－	－	－	78.9
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）									
行っている	1,741	294	182	72	16	5	1	9	1,162
	100.0	16.9	10.5	4.1	0.9	0.3	0.1	0.5	66.7
行っていない	4,549	828	416	217	115	30	20	33	2,890
	100.0	18.2	9.1	4.8	2.5	0.7	0.4	0.7	63.5
無回答	128	13	7	1	1	1	－	－	105
	100.0	10.2	5.5	0.8	0.8	0.8	－	－	82.0
問１９．仕事の掛け持ち有無									
している	568	114	43	20	13	6	1	3	368
	100.0	20.1	7.6	3.5	2.3	1.1	0.2	0.5	64.8
していない	5,799	1,017	560	269	118	29	20	39	3,747
	100.0	17.5	9.7	4.6	2.0	0.5	0.3	0.7	64.6
無回答	51	4	2	1	1	1	－	－	42
	100.0	7.8	3.9	2.0	2.0	2.0	－	－	82.4
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）									
建設業	325	78	19	15	7	1	3	4	198
	100.0	24.0	5.8	4.6	2.2	0.3	0.9	1.2	60.9
製造業	675	123	73	42	16	1	4	4	412
	100.0	18.2	10.8	6.2	2.4	0.1	0.6	0.6	61.0
電気・ガス・熱供給・水道業	24	2	－	－	－	－	－	－	22
	100.0	8.3	－	－	－	－	－	－	91.7
情報通信業	34	11	2	－	－	1	－	－	20
	100.0	32.4	5.9	－	－	2.9	－	－	58.8
運輸業、郵便業	175	30	20	7	5	4	2	4	103
	100.0	17.1	11.4	4.0	2.9	2.3	1.1	2.3	58.9
卸売業	329	48	29	19	7	3	2	3	218
	100.0	14.6	8.8	5.8	2.1	0.9	0.6	0.9	66.3
小売業	622	86	98	40	14	4	－	3	377
	100.0	13.8	15.8	6.4	2.3	0.6	－	0.5	60.6
金融業、保険業	185	36	30	7	3	－	－	－	109
	100.0	19.5	16.2	3.8	1.6	－	－	－	58.9
不動産業、物品賃貸業	59	12	4	1	2	－	－	1	39
	100.0	20.3	6.8	1.7	3.4	－	－	1.7	66.1
学術研究、専門・技術サービス業	143	30	10	11	2	3	2	1	84
	100.0	21.0	7.0	7.7	1.4	2.1	1.4	0.7	58.7
宿泊業、飲食サービス業	257	34	22	8	5	2	2	1	183
	100.0	13.2	8.6	3.1	1.9	0.8	0.8	0.4	71.2
生活関連サービス業、娯楽業	108	14	9	4	3	－	－	1	77
	100.0	13.0	8.3	3.7	2.8	－	－	0.9	71.3
教育、学習支援業	488	118	30	21	17	2	1	2	297
	100.0	24.2	6.1	4.3	3.5	0.4	0.2	0.4	60.9
医療、福祉	1,280	218	107	42	16	4	3	5	885
	100.0	17.0	8.4	3.3	1.3	0.3	0.2	0.4	69.1
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	20	9	7	－	－	1	2	74
	100.0	17.7	8.0	6.2	－	－	0.9	1.8	65.5
サービス業（他に分類されないもの）	496	81	37	19	17	4	－	4	334
	100.0	16.3	7.5	3.8	3.4	0.8	－	0.8	67.3
公務	138	34	5	2	－	－	－	－	97
	100.0	24.6	3.6	1.4	－	－	－	－	70.3
その他	15	4	3	3	－	－	－	－	5
	100.0	26.7	20.0	20.0	－	－	－	－	33.3
無回答	89	22	9	6	2	－	－	－	50
	100.0	24.7	10.1	6.7	2.2	－	－	－	56.2
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）									
３０人以下	664	135	53	22	14	6	6	6	422
	100.0	20.3	8.0	3.3	2.1	0.9	0.9	0.9	63.6
３１～１００人	1,843	313	176	71	33	5	10	13	1,222
	100.0	17.0	9.5	3.9	1.8	0.3	0.5	0.7	66.3
１０１～３００人	1,334	209	99	62	28	7	2	5	922
	100.0	15.7	7.4	4.6	2.1	0.5	0.1	0.4	69.1
３０１～５００人	332	62	30	19	4	4	－	－	213
	100.0	18.7	9.0	5.7	1.2	1.2	－	－	64.2
５０１～１，０００人	709	140	75	41	17	2	1	3	430
	100.0	19.7	10.6	5.8	2.4	0.3	0.1	0.4	60.6
１，００１人以上	567	122	65	33	19	4	1	8	315
	100.0	21.5	11.5	5.8	3.4	0.7	0.2	1.4	55.6
無回答	106	20	18	6	1	1	－	－	60
	100.0	18.9	17.0	5.7	0.9	0.9	－	－	56.6

問１０付問．税込み月収から、税金や社会保険料等を除いた手取りの月収は、（平均的に）いくらくらいですか。

	全有効回答労働者計	～5万円未満	5万円以上6万円未満	6万円以上7万円未満	7万円以上8万円未満	8万円以上9万円未満	9万円以上10万円未満	10万円以上11万円未満	11万円以上12万円未満	12万円以上13万円未満	13万円以上14万円未満	14万円以上15万円未満	15万円以上16万円未満	16万円以上17万円未満	17万円以上18万円未満	18万円以上19万円未満	19万円以上20万円未満	20万円以上21万円未満	21万円以上22万円未満	22万円以上23万円未満	23万円以上24万円未満	24万円以上25万円未満	25万円以上26万円未満	26万円以上27万円未満	27万円以上28万円未満	28万円以上29万円未満	29万円以上30万円未満	30万円以上	無回答
総数	6,418	149	144	329	710	1,099	609	590	305	329	239	168	188	118	87	72	50	81	20	30	31	17	18	8	10	6	3	39	969
	100.0	2.3	2.2	5.1	11.1	17.1	9.5	9.2	4.8	5.1	3.7	2.6	2.9	1.8	1.4	1.1	0.8	1.3	0.3	0.5	0.5	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	0.0	0.6	15.1
問１（１）．性別																													
男性	1,423	30	30	46	82	123	131	139	91	97	75	67	59	50	39	38	22	36	9	19	23	12	12	5	9	4	2	35	138
	100.0	2.1	2.1	3.2	5.8	8.6	9.2	9.8	6.4	6.8	5.3	4.7	4.1	3.5	2.7	2.7	1.5	2.5	0.6	1.3	1.6	0.8	0.8	0.4	0.6	0.3	0.1	2.5	9.7
女性	4,984	118	113	283	625	976	478	451	214	231	164	101	129	68	48	34	28	43	11	11	8	5	6	3	1	2	1	4	828
	100.0	2.4	2.3	5.7	12.5	19.6	9.6	9.0	4.3	4.6	3.3	2.0	2.6	1.4	1.0	0.7	0.6	0.9	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	16.6
無回答	11	1	1	-	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	100.0	9.1	9.1	-	27.3	-	-	-	-	9.1	-	-	-	-	-	-	-	18.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27.3
問１（２）．年齢層																													
～１９歳以下	6	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	100.0	33.3	33.3	16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16.7
２０～２４歳	94	8	3	5	6	7	4	11	6	6	5	3	3	1	-	2	1	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19
	100.0	8.5	3.2	5.3	6.4	7.4	4.3	11.7	6.4	6.4	5.3	3.2	3.2	1.1	-	2.1	1.1	3.2	1.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.2
２５～２９歳	203	8	5	12	12	34	14	24	12	15	11	7	7	9	3	1	3	2	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	22
	100.0	3.9	2.5	5.9	5.9	16.7	6.9	11.8	5.9	7.4	5.4	3.4	3.4	4.4	1.5	0.5	1.5	1.0	0.5	-	-	0.5	-	-	-	-	-	-	10.8
３０～３４歳	410	11	14	18	32	61	45	40	21	28	19	12	18	5	5	4	6	4	2	1	2	-	1	-	-	-	-	1	60
	100.0	2.7	3.4	4.4	7.8	14.9	11.0	9.8	5.1	6.8	4.6	2.9	4.4	1.2	1.2	1.0	1.5	1.0	0.5	0.2	0.5	-	0.2	-	-	-	-	0.2	14.6
３５～３９歳	629	14	11	38	66	129	57	54	21	26	17	14	29	12	8	7	3	12	7	4	3	2	2	1	1	-	-	1	90
	100.0	2.2	1.7	6.0	10.5	20.5	9.1	8.6	3.3	4.1	2.7	2.2	4.6	1.9	1.3	1.1	0.5	1.9	1.1	0.6	0.5	0.3	0.3	0.2	0.2	-	-	0.2	14.3
４０～４４歳	907	19	18	38	113	162	96	87	23	53	36	23	24	15	9	9	6	12	-	3	2	4	5	-	1	-	1	5	143
	100.0	2.1	2.0	4.2	12.5	17.9	10.6	9.6	2.5	5.8	4.0	2.5	2.6	1.7	1.0	1.0	0.7	1.3	-	0.3	0.2	0.4	0.6	-	0.1	-	0.1	0.6	15.8
４５～４９歳	883	13	20	56	112	166	88	84	45	39	21	20	19	9	11	7	4	6	1	3	2	1	3	-	-	2	-	5	146
	100.0	1.5	2.3	6.3	12.7	18.8	10.0	9.5	5.1	4.4	2.4	2.3	2.2	1.0	1.2	0.8	0.5	0.7	0.1	0.3	0.2	0.1	0.3	-	-	0.2	-	0.6	16.5
５０～５４歳	771	8	14	35	102	172	57	82	32	34	23	22	24	10	6	6	6	4	1	1	3	1	-	1	1	-	-	2	124
	100.0	1.0	1.8	4.5	13.2	22.3	7.4	10.6	4.2	4.4	3.0	2.9	3.1	1.3	0.8	0.8	0.8	0.5	0.1	0.1	0.4	0.1	-	0.1	0.1	-	-	0.3	16.1
５５～５９歳	611	8	19	47	90	123	65	38	30	20	15	6	4	5	6	2	1	5	1	2	1	2	1	-	-	-	-	7	113
	100.0	1.3	3.1	7.7	14.7	20.1	10.6	6.2	4.9	3.3	2.5	1.0	0.7	0.8	1.0	0.3	0.2	0.8	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	-	-	-	-	1.1	18.5
６０～６４歳	916	24	18	45	92	127	96	82	63	57	54	18	34	26	14	13	9	11	1	5	6	2	2	2	-	2	1	8	104
	100.0	2.6	2.0	4.9	10.0	13.9	10.5	9.0	6.9	6.2	5.9	2.0	3.7	2.8	1.5	1.4	1.0	1.2	0.1	0.5	0.7	0.2	0.2	0.2	-	0.2	0.1	0.9	11.4
６５歳以上	940	32	19	33	78	109	83	87	51	48	38	43	25	26	25	21	11	20	5	11	12	4	4	4	7	2	1	10	131
	100.0	3.4	2.0	3.5	8.3	11.6	8.8	9.3	5.4	5.1	4.0	4.6	2.7	2.8	2.7	2.2	1.2	2.1	0.5	1.2	1.3	0.4	0.4	0.4	0.7	0.2	0.1	1.1	13.9
無回答	48	2	1	1	7	9	4	1	1	3	-	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16
	100.0	4.2	2.1	2.1	14.6	18.8	8.3	2.1	2.1	6.3	-	-	2.1	-	-	-	-	4.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33.3
問１（３）．婚姻状況																													
既婚	5,193	110	111	274	624	964	500	440	229	228	180	126	140	91	76	57	37	60	16	24	26	12	17	8	9	6	2	35	791
	100.0	2.1	2.1	5.3	12.0	18.6	9.6	8.5	4.4	4.4	3.5	2.4	2.7	1.8	1.5	1.1	0.7	1.2	0.3	0.5	0.5	0.2	0.3	0.2	0.2	0.1	0.0	0.7	15.2
未婚	656	24	17	27	31	67	57	77	41	55	35	27	29	19	6	11	10	14	4	4	2	4	1	-	-	-	1	2	91
	100.0	3.7	2.6	4.1	4.7	10.2	8.7	11.7	6.3	8.4	5.3	4.1	4.4	2.9	0.9	1.7	1.5	2.1	0.6	0.6	0.3	0.6	0.2	-	-	-	0.2	0.3	13.9
離婚・死別	543	12	16	28	51	67	51	70	34	43	24	15	19	8	5	4	3	5	-	1	2	1	-	-	1	-	-	2	81
	100.0	2.2	2.9	5.2	9.4	12.3	9.4	12.9	6.3	7.9	4.4	2.8	3.5	1.5	0.9	0.7	0.6	0.9	-	0.2	0.4	0.2	-	-	0.2	-	-	0.4	14.9
無回答	26	3	-	-	4	1	1	3	1	3	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	6
	100.0	11.5	-	-	15.4	3.8	3.8	11.5	3.8	11.5	-	-	-	-	-	-	-	7.7	-	3.8	3.8	-	-	-	-	-	-	-	23.1
問１付問①．被扶養者の人数																													
同居している被扶養者無し	2,830	72	66	139	283	449	279	288	165	178	121	86	93	61	34	37	31	34	7	13	10	11	5	2	2	1	2	5	356
	100.0	2.5	2.3	4.9	10.0	15.9	9.9	10.2	5.8	6.3	4.3	3.0	3.3	2.2	1.2	1.3	1.1	1.2	0.2	0.5	0.4	0.4	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.2	12.6
同居している被扶養者有り	2,849	59	61	158	338	535	269	247	115	117	100	72	79	47	46	30	14	39	10	15	18	6	12	5	5	4	1	29	418
	100.0	2.1	2.1	5.5	11.9	18.8	9.4	8.7	4.0	4.1	3.5	2.5	2.8	1.6	1.6	1.1	0.5	1.4	0.4	0.5	0.6	0.2	0.4	0.2	0.2	0.1	0.0	1.0	14.7
無回答	739	18	17	32	89	115	61	55	25	34	18	10	16	10	7	5	5	8	3	2	3	-	1	1	3	1	-	5	195
	100.0	2.4	2.3	4.3	12.0	15.6	8.3	7.4	3.4	4.6	2.4	1.4	2.2	1.4	0.9	0.7	0.7	1.1	0.4	0.3	0.4	-	0.1	0.1	0.4	0.1	-	0.7	26.4
問１（５）．世帯主からみた続柄																													
世帯主本人	1,942	45	38	67	123	195	178	203	119	136	108	79	81	58	43	41	28	46	9	21	25	13	12	5	10	4	3	35	217
	100.0	2.3	2.0	3.5	6.3	10.0	9.2	10.5	6.1	7.0	5.6	4.1	4.2	3.0	2.2	2.1	1.4	2.4	0.5	1.1	1.3	0.7	0.6	0.3	0.5	0.2	0.2	1.8	11.2
世帯主本人以外	4,438	104	104	259	587	902	429	386	184	192	131	88	106	60	44	31	22	35	11	9	6	4	6	3	-	2	-	4	729
	100.0	2.3	2.3	5.8	13.2	20.3	9.7	8.7	4.1	4.3	3.0	2.0	2.4	1.4	1.0	0.7	0.5	0.8	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	-	0.0	-	0.1	16.4
無回答	38	-	2	3	-	2	2	1	2	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23
	100.0	-	5.3	7.9	-	5.3	5.3	2.6	5.3	2.6	-	2.6	2.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60.5
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）																													
行っている	1,741	34	27	97	291	523	196	119	40	19	18	13	14	4	5	6	5	5	2	1	3	3	-	-	2	1	-	2	311
	100.0	2.0	1.6	5.6	16.7	30.0	11.3	6.8	2.3	1.1	1.0	0.7	0.8	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2	-	-	0.1	0.1	-	0.1	17.9
行っていない	4,549	109	112	224	409	558	407	459	261	307	220	154	173	113	81	65	45	75	18	29	28	14	17	8	7	5	3	37	611
	100.0	2.4	2.5	4.9	9.0	12.3	8.9	10.1	5.7	6.7	4.8	3.4	3.8	2.5	1.8	1.4	1.0	1.6	0.4	0.6	0.6	0.3	0.4	0.2	0.2	0.1	0.1	0.8	13.4
無回答	128	6	5	8	10	18	6	12	4	3	1	1	1	1	1	1	-	1	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	47
	100.0	4.7	3.9	6.3	7.8	14.1	4.7	9.4	3.1	2.3	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	-	0.8	-	-	-	-	0.8	-	0.8	-	-	-	36.7
問１９．仕事の掛け持ち有無																													
している	568	41	23	29	54	69	43	46	36	29	23	15	6	10	8	5	3	10	3	1	4	1	-	3	1	-	-	4	101
	100.0	7.2	4.0	5.1	9.5	12.1	7.6	8.1	6.3	5.1	4.0	2.6	1.1	1.8	1.4	0.9	0.5	1.8	0.5	0.2	0.7	0.2	-	0.5	0.2	-	-	0.7	17.8
していない	5,799	108	120	296	654	1,024	565	541	267	298	216	152	180	108	78	66	47	71	17	29	27	16	18	5	9	6	3	35	843
	100.0	1.9	2.1	5.1	11.3	17.7	9.7	9.3	4.6	5.1	3.7	2.6	3.1	1.9	1.3	1.1	0.8	1.2	0.3	0.5	0.5	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	0.1	0.6	14.5
無回答	51	-	1	4	2	6	1	3	2	2	-	1	2	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25
	100.0	-	2.0	7.8	3.9	11.8	2.0	5.9	3.9	3.9	-	2.0	3.9	-	2.0	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49.0
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）																													
建設業	325	10	9	7	27	29	17	30	10	13	15	25	17	14	12	10	5	6	2	4	4	2	2	2	2	-	2	9	40
	100.0	3.1	2.8	2.2	8.3	8.9	5.2	9.2	3.1	4.0	4.6	7.7	5.2	4.3	3.7	3.1	1.5	1.8	0.6	1.2	1.2	0.6	0.6	0.6	0.6	-	0.6	2.8	12.3
製造業	675	7	15	45	69	120	71	66	42	30	18	13	23	6	12	6	6	9	3	3	3	2	1	2	1	1	-	9	92
	100.0	1.0	2.2	6.7	10.2	17.8	10.5	9.8	6.2	4.4	2.7	1.9	3.4	0.9	1.8	0.9	0.9	1.3	0.4	0.4	0.4	0.3	0.1	0.3	0.1	0.1	-	1.3	13.6
電気・ガス・熱供給・水道業	24	1	-	3	2	1	4	1	2	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
	100.0	4.2	-	12.5	8.3	4.2	16.7	4.2	8.3	-	4.2	-	4.2	-	-	-	-	-	4.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29.2
情報通信業	34	-	2	1	1	3	3	1	3	-	2	-	1	3	2	-	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	7
	100.0	-	5.9	2.9	2.9	8.8	8.8	2.9	8.8	-	5.9	-	2.9	8.8	5.9	-	8.8	2.9	-	2.9	-	-	-	-	-	-	-	-	20.6
運輸業、郵便業	175	8	6	10	24	34	5	11	9	13	2	3	7	2	-	6	-	4	1	-	-	2	-	-	-	1	-	3	24
	100.0	4.6	3.4	5.7	13.7	19.4	2.9	6.3	5.1	7.4	1.1	1.7	4.0	1.1	-	3.4	-	2.3	0.6	-	-	1.1	-	-	-	0.6	-	1.7	13.7
卸売業	329	4	10	11	26	66	40	45	12	12	11	8	7	5	3	3	2	7	1	3	4	-	1	-	1	-	-	2	45
	100.0	1.2	3.0	3.3	7.9	20.1	12.2	13.7	3.6	3.6	3.3	2.4	2.1	1.5	0.9	0.9	0.6	2.1	0.3	0.9	1.2	-	0.3	-	0.3	-	-	0.6	13.7
小売業	622	10	10	53	96	118	65	56	25	23	21	8	8	5	3	1	-	3	1	2	2	-	-	1	-	-	-	1	110
	100.0	1.6	1.6	8.5	15.4	19.0	10.5	9.0	4.0	3.7	3.4	1.3	1.3	0.8	0.5	0.2	-	0.5	0.2	0.3	0.3	-	-	0.2	-	-	-	0.2	17.7
金融業、保険業	185	1	2	2	33	56	12	11	8	10	10	5	7	2	3	2	-	-	1	-	2	-	1	-	-	-	-	1	16
	100.0	0.5	1.1	1.1	17.8	30.3	6.5	5.9	4.3	5.4	5.4	2.7	3.8	1.1	1.6	1.1	-	-	0.5	-	1.1	-	0.5	-	-	-	-	0.5	8.6
不動産業、物品賃貸業	59	2	1	4	12	9	5	-	1	2	2	4	2	3	1	2	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	5
	100.0	3.4	1.7	6.8	20.3	15.3	8.5	-	1.7	3.4	3.4	6.8	3.4	5.1	1.7	3.4	3.4	1.7	-	1.7	-	-	-	-	-	-	-	-	8.5
学術研究、専門・技術サービス業	143	6	2	1	15	18	13	13	4	10	11	2	6	5	5	3	2	3	-	1	2	4	1	-	-	-	-	3	13
	100.0	4.2	1.4	0.7	10.5	12.6	9.1	9.1	2.8	7.0	7.7	1.4	4.2	3.5	3.5	2.1	1.4	2.1	-	0.7	1.4	2.8	0.7	-	-	-	-	2.1	9.1
宿泊業、飲食サービス業	257	10	16	22	20	43	18	14	13	14	8	4	6	4	-	3	-	2	1	-	1	-	1	-	-	-	-	1	56
	100.0	3.9	6.2	8.6	7.8	16.7	7.0	5.4	5.1	5.4	3.1	1.6	2.3	1.6	-	1.2	-	0.8	0.4	-	0.4	-	0.4	-	-	-	-	0.4	21.8
生活関連サービス業、娯楽業	108	3	3	5	12	24	5	4	4	4	5	3	1	-	3	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	29
	100.0	2.8	2.8	4.6	11.1	22.2	4.6	3.7	3.7	3.7	4.6	2.8	0.9	-	2.8	-	-	-	-	0.9	0.9	-	0.9	-	-	-	-	-	26.9
教育、学習支援業	488	17	9	18	32	73	47	51	24	26	22	16	13	13	7	6	12	11	1	5	1	-	-	2	2	1	-	2	77
	100.0	3.5	1.8	3.7	6.6	15.0	9.6	10.5	4.9	5.3	4.5	3.3	2.7	2.7	1.4	1.2	2.5	2.3	0.2	1.0	0.2	-	-	0.4	0.4	0.2	-	0.4	15.8
医療、福祉	1,280	33	31	60	118	202	147	126	69	72	42	36	39	29	17	12	12	12	3	3	5	3	2	-	-	1	1	3	202
	100.0	2.6	2.4	4.7	9.2	15.8	11.5	9.8	5.4	5.6	3.3	2.8	3.0	2.3	1.3	0.9	0.9	0.9	0.2	0.2	0.4	0.2	0.2	-	-	0.1	0.1	0.2	15.8
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	-	2	6	23	21	13	20	2	2	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	20
	100.0	-	1.8	5.3	20.4	18.6	11.5	17.7	1.8	1.8	-	1.8	0.9	-	-	-	-	-	-	-	-	0.9	-	-	-	-	-	-	17.7
サービス業（他に分類されないもの）	496	18	9	24	63	82	51	43	24	29	16	11	12	6	5	4	2	7	2	2	2	-	1	1	3	1	-	3	75
	100.0	3.6	1.8	4.8	12.7	16.5	10.3	8.7	4.8	5.8	3.2	2.2	2.4	1.2	1.0	0.8	0.4	1.4	0.4	0.4	0.4	-	0.2	0.2	0.6	0.2	-	0.6	15.1
公務	138	2	-	7	26	23	18	10	9	4	2	6	7	5	3	3	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	11
	100.0	1.4	-	5.1	18.8	16.7	13.0	7.2	6.5	2.9	1.4	4.3	5.1	3.6	2.2	2.2	0.7	-	-	-	-	-	0.7	-	-	-	-	-	8.0
その他	15	-	-	-	-	5	1	2	3	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	100.0	-	-	-	-	33.3	6.7	13.3	20.0	6.7	-	6.7	6.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.7
無回答	89	5	4	5	2	3	8	6	4	15	6	1	4	-	2	1	-	-	-	-	-	-	4	-	-	1	-	-	18
	100.0	5.6	4.5	5.6	2.2	3.4	9.0	6.7	4.5	16.9	6.7	1.1	4.5	-	2.2	1.1	-	-	-	-	-	-	4.5	-	-	1.1	-	-	20.2
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）																													
３０人以下	664	27	15	41	50	102	57	50	43	29	21	10	22	12	9	9	8	9	4	1	6	4	4	3	2	-	-	6	120
	100.0	4.1	2.3	6.2	7.5	15.4	8.6	7.5	6.5	4.4	3.2	1.5	3.3	1.8	1.4	1.4	1.2	1.4	0.6	0.2	0.9	0.6	0.6	0.5	0.3	-	-	0.9	18.1
３１～１００人	1,843	40	50	104	230	310	204	164	70	78	50	41	50	26	21	19	11	18	7	9	4	3	2	2	6	3	1	11	309
	100.0	2.2	2.7	5.6	12.5	16.8	11.1	8.9	3.8	4.2	2.7	2.2	2.7	1.4	1.1	1.0	0.6	1.0	0.4	0.5	0.2	0.2	0.1	0.1	0.3	0.2	0.1	0.6	16.8
１０１～３００人	1,334	36	36	66	136	250	108	128	49	59	52	43	35	28	15	14	12	15	-	7	8	4	2	-	-	2	-	11	218
	100.0	2.7	2.7	4.9	10.2	18.7	8.1	9.6	3.7	4.4	3.9	3.2	2.6	2.1	1.1	1.0	0.9	1.1	-	0.5	0.6	0.3	0.1	-	-	0.1	-	0.8	16.3
３０１～５００人	332	7	10	22	46	57	29	24	11	9	11	10	9	6	6	3	2	4	1	3	3	-	-	1	-	-	-	5	53
	100.0	2.1	3.0	6.6	13.9	17.2	8.7	7.2	3.3	2.7	3.3	3.0	2.7	1.8	1.8	0.9	0.6	1.2	0.3	0.9	0.9	-	-	0.3	-	-	-	1.5	16.0
５０１～１，０００人	709	17	8	28	75	109	90	75	47	50	31	20	20	15	16	6	11	8	4	-	1	2	6	1	-	1	2	3	63
	100.0	2.4	1.1	3.9	10.6	15.4	12.7	10.6	6.6	7.1	4.4	2.8	2.8	2.1	2.3	0.8	1.6	1.1	0.6	-	0.1	0.3	0.8	0.1	-	0.1	0.3	0.4	8.9
１，００１人以上	567	8	11	17	49	80	48	57	43	46	25	24	22	13	11	9	3	12	1	6	4	1	2	1	1	-	-	1	72
	100.0	1.4	1.9	3.0	8.6	14.1	8.5	10.1	7.6	8.1	4.4	4.2	3.9	2.3	1.9	1.6	0.5	2.1	0.2	1.1	0.7	0.2	0.4	0.2	0.2	-	-	0.2	12.7
無回答	106	2	1	6	15	22	7	12	5	9	4	-	5	2	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	13
	100.0	1.9	0.9	5.7	14.2	20.8	6.6	11.3	4.7	8.5	3.8	-	4.7	1.9	-	1.9	-	-	-	-	0.9	-	-	-	-	-	-	-	12.3

問１１．賞与の支給はありますか。

	全労働者計	ある	ない	分からない	無回答
	有効回答				
総数	6,418	2,678	3,546	141	53
	100.0	41.7	55.3	2.2	0.8
問１（１）．性別					
男性	1,423	567	814	30	12
	100.0	39.8	57.2	2.1	0.8
女性	4,984	2,106	2,729	111	38
	100.0	42.3	54.8	2.2	0.8
無回答	11	5	3	－	3
	100.0	45.5	27.3	－	27.3
問１（２）．年齢層					
～１９歳以下	6	－	5	1	－
	100.0	－	83.3	16.7	－
２０～２４歳	94	24	53	16	1
	100.0	25.5	56.4	17.0	1.1
２５～２９歳	203	64	120	18	1
	100.0	31.5	59.1	8.9	0.5
３０～３４歳	410	183	204	22	1
	100.0	44.6	49.8	5.4	0.2
３５～３９歳	629	280	329	15	5
	100.0	44.5	52.3	2.4	0.8
４０～４４歳	907	402	477	18	10
	100.0	44.3	52.6	2.0	1.1
４５～４９歳	883	382	480	15	6
	100.0	43.3	54.4	1.7	0.7
５０～５４歳	771	335	427	5	4
	100.0	43.5	55.4	0.6	0.5
５５～５９歳	611	278	318	10	5
	100.0	45.5	52.0	1.6	0.8
６０～６４歳	916	399	497	14	6
	100.0	43.6	54.3	1.5	0.7
６５歳以上	940	314	612	5	9
	100.0	33.4	65.1	0.5	1.0
無回答	48	17	24	2	5
	100.0	35.4	50.0	4.2	10.4
問１（３）．婚姻状況					
既婚	5,193	2,220	2,851	92	30
	100.0	42.7	54.9	1.8	0.6
未婚	656	224	388	36	8
	100.0	34.1	59.1	5.5	1.2
離婚・死別	543	223	296	13	11
	100.0	41.1	54.5	2.4	2.0
無回答	26	11	11	－	4
	100.0	42.3	42.3	－	15.4
問１付問①．被扶養者の人数					
同居している被扶養者無し	2,830	1,138	1,610	63	19
	100.0	40.2	56.9	2.2	0.7
同居している被扶養者有り	2,849	1,229	1,538	62	20
	100.0	43.1	54.0	2.2	0.7
無回答	739	311	398	16	14
	100.0	42.1	53.9	2.2	1.9
問１（５）．世帯主からみた続柄					
世帯主本人	1,942	768	1,114	42	18
	100.0	39.5	57.4	2.2	0.9
世帯主本人以外	4,438	1,902	2,420	97	19
	100.0	42.9	54.5	2.2	0.4
無回答	38	8	12	2	16
	100.0	21.1	31.6	5.3	42.1
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）					
行っている	1,741	701	986	41	13
	100.0	40.3	56.6	2.4	0.7
行っていない	4,549	1,939	2,485	96	29
	100.0	42.6	54.6	2.1	0.6
無回答	128	38	75	4	11
	100.0	29.7	58.6	3.1	8.6
問１９．仕事の掛け持ち有無					
している	568	172	377	12	7
	100.0	30.3	66.4	2.1	1.2
していない	5,799	2,489	3,146	126	38
	100.0	42.9	54.3	2.2	0.7
無回答	51	17	23	3	8
	100.0	33.3	45.1	5.9	15.7
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）					
建設業	325	145	173	3	4
	100.0	44.6	53.2	0.9	1.2
製造業	675	414	248	10	3
	100.0	61.3	36.7	1.5	0.4
電気・ガス・熱供給・水道業	24	11	9	2	2
	100.0	45.8	37.5	8.3	8.3
情報通信業	34	16	16	2	－
	100.0	47.1	47.1	5.9	－
運輸業、郵便業	175	61	104	7	3
	100.0	34.9	59.4	4.0	1.7
卸売業	329	148	172	6	3
	100.0	45.0	52.3	1.8	0.9
小売業	622	266	333	18	5
	100.0	42.8	53.5	2.9	0.8
金融業、保険業	185	108	76	1	－
	100.0	58.4	41.1	0.5	－
不動産業、物品賃貸業	59	19	40	－	－
	100.0	32.2	67.8	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	143	56	82	5	－
	100.0	39.2	57.3	3.5	－
宿泊業、飲食サービス業	257	87	159	5	6
	100.0	33.9	61.9	1.9	2.3
生活関連サービス業、娯楽業	108	33	66	8	1
	100.0	30.6	61.1	7.4	0.9
教育、学習支援業	488	88	393	5	2
	100.0	18.0	80.5	1.0	0.4
医療、福祉	1,280	590	654	22	14
	100.0	46.1	51.1	1.7	1.1
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	59	51	3	－
	100.0	52.2	45.1	2.7	－
サービス業（他に分類されないもの）	496	180	294	20	2
	100.0	36.3	59.3	4.0	0.4
公務	138	31	104	3	－
	100.0	22.5	75.4	2.2	－
その他	15	3	12	－	－
	100.0	20.0	80.0	－	－
無回答	89	24	63	1	1
	100.0	27.0	70.8	1.1	1.1
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）					
３０人以下	664	286	356	16	6
	100.0	43.1	53.6	2.4	0.9
３１～１００人	1,843	850	926	51	16
	100.0	46.1	50.2	2.8	0.9
１０１～３００人	1,334	570	727	21	16
	100.0	42.7	54.5	1.6	1.2
３０１～５００人	332	117	200	12	3
	100.0	35.2	60.2	3.6	0.9
５０１～１，０００人	709	278	413	16	2
	100.0	39.2	58.3	2.3	0.3
１，００１人以上	567	200	361	4	2
	100.0	35.3	63.7	0.7	0.4
無回答	106	38	66	1	1
	100.0	35.8	62.3	0.9	0.9

問１１付問．直近１年間の支給額は、いくらくらいですか。

	賞与の支給が「ある」労働者計	～1万円未満	1万円以上3万円未満	3万円以上5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上15万円未満	15万円以上20万円未満	20万円以上25万円未満	25万円以上30万円未満	30万円以上35万円未満	35万円以上40万円未満	40万円以上45万円未満	45万円以上50万円未満	50万円以上	無回答
総数	2,678	112	502	386	546	334	130	126	43	66	45	52	16	153	167
	100.0	4.2	18.7	14.4	20.4	12.5	4.9	4.7	1.6	2.5	1.7	1.9	0.6	5.7	6.2
問１（１）．性別															
男性	567	4	54	35	75	90	33	44	16	34	23	25	10	77	47
	100.0	0.7	9.5	6.2	13.2	15.9	5.8	7.8	2.8	6.0	4.1	4.4	1.8	13.6	8.3
女性	2,106	108	448	350	470	244	97	81	27	32	21	27	6	75	120
	100.0	5.1	21.3	16.6	22.3	11.6	4.6	3.8	1.3	1.5	1.0	1.3	0.3	3.6	5.7
無回答	5	–	–	1	1	–	–	1	–	–	1	–	–	1	–
	100.0	–	–	20.0	20.0	–	–	20.0	–	–	20.0	–	–	20.0	–
問１（２）．年齢層															
～１９歳以下	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
２０～２４歳	24	1	10	1	4	3	1	–	–	–	1	–	–	–	3
	100.0	4.2	41.7	4.2	16.7	12.5	4.2	–	–	–	4.2	–	–	–	12.5
２５～２９歳	64	4	16	3	7	13	2	4	1	3	1	1	1	1	7
	100.0	6.3	25.0	4.7	10.9	20.3	3.1	6.3	1.6	4.7	1.6	1.6	1.6	1.6	10.9
３０～３４歳	183	8	39	24	28	22	6	9	5	7	2	6	2	11	14
	100.0	4.4	21.3	13.1	15.3	12.0	3.3	4.9	2.7	3.8	1.1	3.3	1.1	6.0	7.7
３５～３９歳	280	16	47	54	45	27	8	13	2	7	1	5	2	27	26
	100.0	5.7	16.8	19.3	16.1	9.6	2.9	4.6	0.7	2.5	0.4	1.8	0.7	9.6	9.3
４０～４４歳	402	18	75	60	89	46	17	16	4	4	4	2	3	31	33
	100.0	4.5	18.7	14.9	22.1	11.4	4.2	4.0	1.0	1.0	1.0	0.5	0.7	7.7	8.2
４５～４９歳	382	16	99	75	76	41	20	15	2	2	3	8	–	10	15
	100.0	4.2	25.9	19.6	19.9	10.7	5.2	3.9	0.5	0.5	0.8	2.1	–	2.6	3.9
５０～５４歳	335	17	64	62	85	49	14	11	4	5	5	3	–	3	13
	100.0	5.1	19.1	18.5	25.4	14.6	4.2	3.3	1.2	1.5	1.5	0.9	–	0.9	3.9
５５～５９歳	278	13	64	40	73	32	20	10	1	4	3	4	1	6	7
	100.0	4.7	23.0	14.4	26.3	11.5	7.2	3.6	0.4	1.4	1.1	1.4	0.4	2.2	2.5
６０～６４歳	399	10	43	22	72	49	29	32	19	26	19	12	7	31	28
	100.0	2.5	10.8	5.5	18.0	12.3	7.3	8.0	4.8	6.5	4.8	3.0	1.8	7.8	7.0
６５歳以上	314	8	43	42	63	51	13	15	5	8	5	9	–	31	21
	100.0	2.5	13.7	13.4	20.1	16.2	4.1	4.8	1.6	2.5	1.6	2.9	–	9.9	6.7
無回答	17	1	2	3	4	1	–	1	–	–	1	2	–	2	–
	100.0	5.9	11.8	17.6	23.5	5.9	–	5.9	–	–	5.9	11.8	–	11.8	–
問１（３）．婚姻状況															
既婚	2,220	88	420	322	465	269	108	107	33	55	33	40	11	123	146
	100.0	4.0	18.9	14.5	20.9	12.1	4.9	4.8	1.5	2.5	1.5	1.8	0.5	5.5	6.6
未婚	224	14	53	22	32	32	8	11	4	5	6	6	2	16	13
	100.0	6.3	23.7	9.8	14.3	14.3	3.6	4.9	1.8	2.2	2.7	2.7	0.9	7.1	5.8
離婚・死別	223	10	28	41	48	33	13	7	6	5	4	6	2	13	7
	100.0	4.5	12.6	18.4	21.5	14.8	5.8	3.1	2.7	2.2	1.8	2.7	0.9	5.8	3.1
無回答	11	–	1	1	1	–	1	1	–	1	2	–	1	1	1
	100.0	–	9.1	9.1	9.1	–	9.1	9.1	–	9.1	18.2	–	9.1	9.1	9.1
問１付問①．被扶養者の人数															
同居している被扶養者無し	1,138	49	213	150	218	147	60	60	20	32	22	22	8	58	79
	100.0	4.3	18.7	13.2	19.2	12.9	5.3	5.3	1.8	2.8	1.9	1.9	0.7	5.1	6.9
同居している被扶養者有り	1,229	48	223	199	256	149	58	50	16	29	18	20	6	85	72
	100.0	3.9	18.1	16.2	20.8	12.1	4.7	4.1	1.3	2.4	1.5	1.6	0.5	6.9	5.9
無回答	311	15	66	37	72	38	12	16	7	5	5	10	2	10	16
	100.0	4.8	21.2	11.9	23.2	12.2	3.9	5.1	2.3	1.6	1.6	3.2	0.6	3.2	5.1
問１（５）．世帯主からみた続柄															
世帯主本人	768	14	85	73	128	111	42	48	19	35	28	28	11	90	56
	100.0	1.8	11.1	9.5	16.7	14.5	5.5	6.3	2.5	4.6	3.6	3.6	1.4	11.7	7.3
世帯主本人以外	1,902	98	416	312	417	223	88	78	24	29	17	23	5	62	110
	100.0	5.2	21.9	16.4	21.9	11.7	4.6	4.1	1.3	1.5	0.9	1.2	0.3	3.3	5.8
無回答	8	–	1	1	1	–	–	–	–	2	–	1	–	1	1
	100.0	–	12.5	12.5	12.5	–	–	–	–	25.0	–	12.5	–	12.5	12.5
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）															
行っている	701	40	180	122	197	71	23	10	3	6	4	5	1	10	29
	100.0	5.7	25.7	17.4	28.1	10.1	3.3	1.4	0.4	0.9	0.6	0.7	0.1	1.4	4.1
行っていない	1,939	72	313	259	340	259	104	112	40	59	41	47	15	142	136
	100.0	3.7	16.1	13.4	17.5	13.4	5.4	5.8	2.1	3.0	2.1	2.4	0.8	7.3	7.0
無回答	38	–	9	5	9	4	3	4	–	1	–	–	–	1	2
	100.0	–	23.7	13.2	23.7	10.5	7.9	10.5	–	2.6	–	–	–	2.6	5.3
問１９．仕事の掛け持ち有無															
している	172	10	42	25	39	24	6	8	–	–	2	3	1	5	7
	100.0	5.8	24.4	14.5	22.7	14.0	3.5	4.7	–	–	1.2	1.7	0.6	2.9	4.1
していない	2,489	101	455	359	504	310	122	117	43	65	43	49	15	146	160
	100.0	4.1	18.3	14.4	20.2	12.5	4.9	4.7	1.7	2.6	1.7	2.0	0.6	5.9	6.4
無回答	17	1	5	2	3	–	2	1	–	1	–	–	–	2	–
	100.0	5.9	29.4	11.8	17.6	–	11.8	5.9	–	5.9	–	–	–	11.8	–
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）															
建設業	145	1	7	9	21	36	4	10	2	6	3	7	1	21	17
	100.0	0.7	4.8	6.2	14.5	24.8	2.8	6.9	1.4	4.1	2.1	4.8	0.7	14.5	11.7
製造業	414	5	72	42	74	47	25	23	7	20	8	9	5	41	36
	100.0	1.2	17.4	10.1	17.9	11.4	6.0	5.6	1.7	4.8	1.9	2.2	1.2	9.9	8.7
電気・ガス・熱供給・水道業	11	–	1	–	2	5	1	–	–	–	–	–	–	1	1
	100.0	–	9.1	–	18.2	45.5	9.1	–	–	–	–	–	–	9.1	9.1
情報通信業	16	–	3	2	2	1	1	–	–	1	–	1	–	4	1
	100.0	–	18.8	12.5	12.5	6.3	6.3	–	–	6.3	–	6.3	–	25.0	6.3
運輸業、郵便業	61	5	1	11	12	15	3	4	1	1	–	2	–	4	2
	100.0	8.2	1.6	18.0	19.7	24.6	4.9	6.6	1.6	1.6	–	3.3	–	6.6	3.3
卸売業	148	7	32	18	25	18	5	7	4	–	2	7	2	11	10
	100.0	4.7	21.6	12.2	16.9	12.2	3.4	4.7	2.7	–	1.4	4.7	1.4	7.4	6.8
小売業	266	18	63	56	48	38	8	11	1	–	3	1	–	2	17
	100.0	6.8	23.7	21.1	18.0	14.3	3.0	4.1	0.4	–	1.1	0.4	–	0.8	6.4
金融業、保険業	108	1	17	25	31	7	8	5	1	1	1	2	–	3	6
	100.0	0.9	15.7	23.1	28.7	6.5	7.4	4.6	0.9	0.9	0.9	1.9	–	2.8	5.6
不動産業、物品賃貸業	19	1	4	4	2	–	–	–	1	1	–	–	–	3	3
	100.0	5.3	21.1	21.1	10.5	–	–	–	5.3	5.3	–	–	–	15.8	15.8
学術研究、専門・技術サービス業	56	–	9	9	9	8	5	5	1	1	–	–	1	4	4
	100.0	–	16.1	16.1	16.1	14.3	8.9	8.9	1.8	1.8	–	–	1.8	7.1	7.1
宿泊業、飲食サービス業	87	9	36	6	21	5	–	1	–	1	1	1	1	4	1
	100.0	10.3	41.4	6.9	24.1	5.7	–	1.1	–	1.1	1.1	1.1	1.1	4.6	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	33	3	18	5	4	–	1	–	–	–	–	–	–	–	2
	100.0	9.1	54.5	15.2	12.1	–	3.0	–	–	–	–	–	–	–	6.1
教育、学習支援業	88	1	10	5	17	15	5	9	1	3	5	1	2	9	5
	100.0	1.1	11.4	5.7	19.3	17.0	5.7	10.2	1.1	3.4	5.7	1.1	2.3	10.2	5.7
医療、福祉	590	25	96	99	151	81	29	26	11	15	9	9	3	9	27
	100.0	4.2	16.3	16.8	25.6	13.7	4.9	4.4	1.9	2.5	1.5	1.5	0.5	1.5	4.6
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	59	1	15	9	27	2	3	–	–	1	–	–	–	–	1
	100.0	1.7	25.4	15.3	45.8	3.4	5.1	–	–	1.7	–	–	–	–	1.7
サービス業（他に分類されないもの）	180	13	40	43	28	11	7	6	6	3	5	3	1	7	7
	100.0	7.2	22.2	23.9	15.6	6.1	3.9	3.3	3.3	1.7	2.8	1.7	0.6	3.9	3.9
公務	31	–	1	1	2	2	8	–	1	7	4	2	–	–	3
	100.0	–	3.2	3.2	6.5	6.5	25.8	–	3.2	22.6	12.9	6.5	–	–	9.7
その他	3	1	1	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	100.0	33.3	33.3	–	33.3	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
無回答	24	1	5	1	4	2	–	1	–	1	–	–	–	5	4
	100.0	4.2	20.8	4.2	16.7	8.3	–	4.2	–	4.2	–	–	–	20.8	16.7
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）															
３０人以下	286	7	54	28	63	33	20	19	6	9	2	6	1	18	20
	100.0	2.4	18.9	9.8	22.0	11.5	7.0	6.6	2.1	3.1	0.7	2.1	0.3	6.3	7.0
３１～１００人	850	39	171	158	180	102	33	36	9	19	12	16	2	34	39
	100.0	4.6	20.1	18.6	21.2	12.0	3.9	4.2	1.1	2.2	1.4	1.9	0.2	4.0	4.6
１０１～３００人	570	20	108	93	117	90	23	25	13	7	9	10	5	24	26
	100.0	3.5	18.9	16.3	20.5	15.8	4.0	4.4	2.3	1.2	1.6	1.8	0.9	4.2	4.6
３０１～５００人	117	5	15	10	28	21	8	5	2	3	4	1	1	7	7
	100.0	4.3	12.8	8.5	23.9	17.9	6.8	4.3	1.7	2.6	3.4	0.9	0.9	6.0	6.0
５０１～１，０００人	278	7	36	34	63	29	16	15	3	10	5	9	3	27	21
	100.0	2.5	12.9	12.2	22.7	10.4	5.8	5.4	1.1	3.6	1.8	3.2	1.1	9.7	7.6
１，００１人以上	200	9	34	14	25	16	12	7	4	13	8	2	4	18	34
	100.0	4.5	17.0	7.0	12.5	8.0	6.0	3.5	2.0	6.5	4.0	1.0	2.0	9.0	17.0
無回答	38	5	13	8	5	2	1	1	–	1	1	1	–	–	–
	100.0	13.2	34.2	21.1	13.2	5.3	2.6	2.6	–	2.6	2.6	2.6	–	–	–

問１２．短時間労働者に対する、厚生年金・健康保険の適用範囲は、平成２８年（昨年）１０月１日（規模５００人以下の地方公共団体の場合は平成２９年４月１日）より、①週の所定労働時間が２０時間以上、②月額賃金が８万８，０００円以上、③雇用見込み期間が１年以上の、すべての要件を満たす者（但し学生は除く）に拡大されました。これに伴い、あなたの働き方は変化しましたか。

	適用区分が第３号の被保険者、その他の短時間労働者計	適用拡大前の第１号被保険者、変わった	まだ変わっていないが、今後については検討している	特に変わっておらず、今後も変える予定も無い	無回答
総数	3,323 100.0	526 15.8	737 22.2	2,021 60.8	39 1.2
問１（１）．性別					
男性	351 100.0	42 12.0	39 11.1	268 76.4	2 0.6
女性	2,967 100.0	483 16.3	696 23.5	1,751 59.0	37 1.2
無回答	5 100.0	1 20.0	2 40.0	2 40.0	－ －
問１（２）．年齢層					
～１９歳以下	3 100.0	－ －	－ －	3 100.0	－ －
２０～２４歳	37 100.0	1 2.7	12 32.4	24 64.9	－ －
２５～２９歳	85 100.0	8 9.4	19 22.4	58 68.2	－ －
３０～３４歳	220 100.0	27 12.3	66 30.0	125 56.8	2 0.9
３５～３９歳	391 100.0	65 16.6	110 28.1	216 55.2	－ －
４０～４４歳	596 100.0	119 20.0	163 27.3	312 52.3	2 0.3
４５～４９歳	595 100.0	83 13.9	150 25.2	354 59.5	8 1.3
５０～５４歳	513 100.0	99 19.3	110 21.4	297 57.9	7 1.4
５５～５９歳	420 100.0	71 16.9	69 16.4	270 64.3	10 2.4
６０～６４歳	185 100.0	23 12.4	17 9.2	139 75.1	6 3.2
６５歳以上	249 100.0	25 10.0	14 5.6	208 83.5	2 0.8
無回答	29 100.0	5 17.2	7 24.1	15 51.7	2 6.9
問１（３）．婚姻状況					
既婚	2,893 100.0	456 15.8	646 22.3	1,760 60.8	31 1.1
未婚	233 100.0	35 15.0	48 20.6	145 62.2	5 2.1
離婚・死別	185 100.0	34 18.4	41 22.2	107 57.8	3 1.6
無回答	12 100.0	1 8.3	2 16.7	9 75.0	－ －
問１付問①．被扶養者の人数					
同居している被扶養者無し	1,377 100.0	272 19.8	263 19.1	825 59.9	17 1.2
同居している被扶養者有り	1,620 100.0	207 12.8	418 25.8	985 60.8	10 0.6
無回答	326 100.0	47 14.4	56 17.2	211 64.7	12 3.7
問１（５）．世帯主からみた続柄					
世帯主本人	547 100.0	76 13.9	91 16.6	371 67.8	9 1.6
世帯主本人以外	2,762 100.0	447 16.2	645 23.4	1,640 59.4	30 1.1
無回答	14 100.0	3 21.4	1 7.1	10 71.4	－ －
問３．働くのを辞めた場合の家計への影響					
日々の生活が維持できなくなる	949 100.0	194 20.4	262 27.6	477 50.3	16 1.7
日々の生活は何とかなるが、 住宅ローン等の返済が難しくなる	412 100.0	73 17.7	92 22.3	242 58.7	5 1.2
日々の生活は何とかなるが、 学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	559 100.0	104 18.6	148 26.5	304 54.4	3 0.5
自分の収入が無くなっても、日々の生活に 支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	709 100.0	84 11.8	148 20.9	471 66.4	6 0.8
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、 自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	524 100.0	61 11.6	65 12.4	392 74.8	6 1.1
自分の収入が無くなっても、 日々の生活に何ら変わるところはない	140 100.0	6 4.3	16 11.4	117 83.6	1 0.7
無回答	30 100.0	4 13.3	6 20.0	18 60.0	2 6.7
問４．短時間労働者という形態で、働いている理由（複数回答）					
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	1,541 100.0	230 14.9	325 21.1	970 62.9	16 1.0
労働時間や出勤日数が短いから	1,080 100.0	131 12.1	204 18.9	736 68.1	9 0.8
就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	862 100.0	131 15.2	192 22.3	535 62.1	4 0.5
軽易な仕事をしたいから	161 100.0	11 6.8	27 16.8	119 73.9	4 2.5
辞めやすいから	59 100.0	5 8.5	16 27.1	38 64.4	－ －
休みやすいから	569 100.0	94 16.5	138 24.3	332 58.3	5 0.9
時間を有効に使えるから	945 100.0	139 14.7	179 18.9	615 65.1	12 1.3
資格・技能を活かして働きたいから	244 100.0	36 14.8	53 21.7	153 62.7	2 0.8
企業や職場、組織に拘束されたくないから	132 100.0	28 21.2	19 14.4	83 62.9	2 1.5
すぐに働き始めたいから	97 100.0	19 19.6	24 24.7	51 52.6	3 3.1
正社員としての働き口が見つからなかったから	350 100.0	80 22.9	91 26.0	174 49.7	5 1.4
育児・介護等の事情があるから	1,090 100.0	172 15.8	334 30.6	574 52.7	10 0.9
正社員として働くことを家族に反対されているから	108 100.0	19 17.6	24 22.2	65 60.2	－ －
正社員として働くことが体力的に難しいから	471 100.0	82 17.4	91 19.3	294 62.4	4 0.8
通勤が容易だから	390 100.0	54 13.8	72 18.5	263 67.4	1 0.3
転勤がないから	198 100.0	36 18.2	37 18.7	123 62.1	2 1.0
他に本業があるから・副業できるから	102 100.0	17 16.7	25 24.5	58 56.9	2 2.0
その他	229 100.0	41 17.9	51 22.3	133 58.1	4 1.7
無回答	19 100.0	7 36.8	1 5.3	10 52.6	1 5.3
問５付問．同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か					
はい	189 100.0	23 12.2	15 7.9	146 77.2	5 2.6
いいえ	2,963 100.0	484 16.3	683 23.1	1,763 59.5	33 1.1
無回答	171 100.0	19 11.1	39 22.8	112 65.5	1 0.6

	適用区分が第３号の被保険者、その他の短時間労働者計	適用拡大前の第１号被保険者、変わった	まだ変わっていないが、今後については検討している	特に変わっておらず、今後も変える予定も無い	無回答
総数	3,323 100.0	526 15.8	737 22.2	2,021 60.8	39 1.2
問６．職種					
管理職	9 100.0	－ －	－ －	9 100.0	－ －
専門・技術職（医療関係）	295 100.0	57 19.3	81 27.5	155 52.5	2 0.7
専門・技術職（教育関係）	100 100.0	10 10.0	18 18.0	71 71.0	1 1.0
専門・技術職（その他）	141 100.0	20 14.2	32 22.7	86 61.0	3 2.1
事務職	1,222 100.0	216 17.7	290 23.7	708 57.9	8 0.7
販売職（営業を含む）	227 100.0	51 22.5	46 20.3	129 56.8	1 0.4
サービス職（介護関係）	291 100.0	36 12.4	77 26.5	170 58.4	8 2.7
サービス職（飲食関係）	130 100.0	11 8.5	23 17.7	92 70.8	4 3.1
サービス職（その他）	227 100.0	53 23.3	50 22.0	121 53.3	3 1.3
警備・保安職	17 100.0	1 5.9	1 5.9	15 88.2	－ －
製造・生産工程職	215 100.0	24 11.2	45 20.9	144 67.0	2 0.9
輸送・運転職	46 100.0	4 8.7	9 19.6	31 67.4	2 4.3
建設・採掘職	3 100.0	2 66.7	－ －	1 33.3	－ －
清掃等労務職	143 100.0	6 4.2	8 5.6	129 90.2	－ －
その他	218 100.0	30 13.8	45 20.6	139 63.8	4 1.8
無回答	39 100.0	5 12.8	12 30.8	21 53.8	1 2.6
問１３．社会保険（年金）の現在の加入形態					
２０歳以上６０歳未満で、第２号又は第３号被保険者でない者（第１号被保険者）	398 100.0	19 4.8	112 28.1	258 64.8	9 2.3
厚生年金保険に、本人が加入している者（第２号被保険者）	709 100.0	345 48.7	99 14.0	256 36.1	9 1.3
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者（第３号被保険者）	1,955 100.0	145 7.4	503 25.7	1,289 65.9	18 0.9
その他	261 100.0	17 6.5	23 8.8	218 83.5	3 1.1
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
適用拡大以前の社会保険（年金）の種類					
第１号被保険者	648 100.0	107 16.5	144 22.2	387 59.7	10 1.5
第３号被保険者	2,322 100.0	377 16.2	560 24.1	1,362 58.7	23 1.0
その他	353 100.0	42 11.9	33 9.3	272 77.1	6 1.7
問１４付問①．適用拡大前後の社会保険（年金）の種類の変化					
適用拡大前：第１号被保険者 →適用拡大後：第２号被保険者	250 100.0	88 35.2	32 12.8	129 51.6	1 0.4
適用拡大前：第３号被保険者 →適用拡大後：第２号被保険者	367 100.0	232 63.2	57 15.5	73 19.9	5 1.4
適用拡大前：その他→適用拡大後：第２号被保険者	92 100.0	25 27.2	10 10.9	54 58.7	3 3.3
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）					
行っている	1,383 100.0	188 13.6	384 27.8	797 57.6	14 1.0
行っていない	1,907 100.0	314 16.5	351 18.4	1,218 63.9	24 1.3
無回答	33 100.0	24 72.7	2 6.1	6 18.2	1 3.0
問１９．仕事の掛け持ち有無					
している	278 100.0	37 13.3	79 28.4	159 57.2	3 1.1
していない	3,039 100.0	487 16.0	658 21.7	1,858 61.1	36 1.2
無回答	6 100.0	2 33.3	－ －	4 66.7	－ －
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）					
建設業	109 100.0	16 14.7	24 22.0	68 62.4	1 0.9
製造業	318 100.0	32 10.1	69 21.7	214 67.3	3 0.9
電気・ガス・熱供給・水道業	7 100.0	2 28.6	2 28.6	3 42.9	－ －
情報通信業	14 100.0	1 7.1	4 28.6	9 64.3	－ －
運輸業、郵便業	85 100.0	16 18.8	14 16.5	54 63.5	1 1.2
卸売業	169 100.0	20 11.8	42 24.9	104 61.5	3 1.8
小売業	370 100.0	88 23.8	74 20.0	204 55.1	4 1.1
金融業、保険業	120 100.0	23 19.2	25 20.8	72 60.0	－ －
不動産業、物品賃貸業	29 100.0	2 6.9	5 17.2	22 75.9	－ －
学術研究、専門・技術サービス業	60 100.0	20 33.3	14 23.3	25 41.7	1 1.7
宿泊業、飲食サービス業	144 100.0	17 11.8	20 13.9	104 72.2	3 2.1
生活関連サービス業、娯楽業	57 100.0	3 5.3	16 28.1	37 64.9	1 1.8
教育、学習支援業	294 100.0	53 18.0	60 20.4	179 60.9	2 0.7
医療、福祉	725 100.0	108 14.9	182 25.1	425 58.6	10 1.4
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	70 100.0	15 21.4	10 14.3	44 62.9	1 1.4
サービス業（他に分類されないもの）	244 100.0	18 7.4	41 16.8	184 75.4	1 0.4
公務	47 100.0	13 27.7	12 25.5	21 44.7	1 2.1
その他	5 100.0	－ －	－ －	5 100.0	－ －
無回答	35 100.0	7 20.0	4 11.4	23 65.7	1 2.9
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）					
３０人以下	352 100.0	23 6.5	70 19.9	256 72.7	3 0.9
３１～１００人	1,011 100.0	126 12.5	233 23.0	637 63.0	15 1.5
１０１～３００人	711 100.0	91 12.8	141 19.8	471 66.2	8 1.1
３０１～５００人	185 100.0	28 15.1	58 31.4	97 52.4	2 1.1
５０１～１，０００人	317 100.0	90 28.4	59 18.6	167 52.7	1 0.3
１，００１人以上	271 100.0	82 30.3	49 18.1	138 50.9	2 0.7
無回答	55 100.0	14 25.5	8 14.5	31 56.4	2 3.6

問１２付問．働き方は、具体的にどう変化しましたか。

	適用拡大前の被保険者区分が第１号被保険者、第３号被保険者、その他の短時間労働者で、社会保険の適用拡大に伴い、働き方が「変わった」労働者計	厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、（短時間労働者のまま）所定労働時間を延長した（してもらった）	厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、正社員に転換した（してもらった）	厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、それまで働いていた会社を辞めて転職した	厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮した（してもらった）	厚生年金・健康保険が適用されないよう、それまで働いていた会社（大企業等）を辞めて（社会保険の適用拡大の対象ではない中小企業等に）転職した	その他	無回答
総数	526	289	6	10	172	－	44	5
	100.0	54.9	1.1	1.9	32.7	－	8.4	1.0
問１（１）．性別								
男性	42	20	1	－	18	－	3	－
	100.0	47.6	2.4	－	42.9	－	7.1	－
女性	483	268	5	10	154	－	41	5
	100.0	55.5	1.0	2.1	31.9	－	8.5	1.0
無回答	1	1	－	－	－	－	－	－
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－
問１（２）．年齢層								
～１９歳以下	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－
２０～２４歳	1	1	－	－	－	－	－	－
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－
２５～２９歳	8	6	－	－	1	－	1	－
	100.0	75.0	－	－	12.5	－	12.5	－
３０～３４歳	27	13	－	－	10	－	4	－
	100.0	48.1	－	－	37.0	－	14.8	－
３５～３９歳	65	34	2	3	22	－	4	－
	100.0	52.3	3.1	4.6	33.8	－	6.2	－
４０～４４歳	119	81	－	3	26	－	8	1
	100.0	68.1	－	2.5	21.8	－	6.7	0.8
４５～４９歳	83	51	3	2	21	－	6	－
	100.0	61.4	3.6	2.4	25.3	－	7.2	－
５０～５４歳	99	45	－	1	42	－	8	3
	100.0	45.5	－	1.0	42.4	－	8.1	3.0
５５～５９歳	71	34	－	1	25	－	10	1
	100.0	47.9	－	1.4	35.2	－	14.1	1.4
６０～６４歳	23	12	－	－	8	－	3	－
	100.0	52.2	－	－	34.8	－	13.0	－
６５歳以上	25	10	1	－	14	－	－	－
	100.0	40.0	4.0	－	56.0	－	－	－
無回答	5	2	－	－	3	－	－	－
	100.0	40.0	－	－	60.0	－	－	－
問１（３）．婚姻状況								
既婚	456	243	6	5	161	－	36	5
	100.0	53.3	1.3	1.1	35.3	－	7.9	1.1
未婚	35	25	－	2	4	－	4	－
	100.0	71.4	－	5.7	11.4	－	11.4	－
離婚・死別	34	20	－	3	7	－	4	－
	100.0	58.8	－	8.8	20.6	－	11.8	－
無回答	1	1	－	－	－	－	－	－
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－
問１付問①．被扶養者の人数								
同居している被扶養者無し	272	180	1	4	62	－	24	1
	100.0	66.2	0.4	1.5	22.8	－	8.8	0.4
同居している被扶養者有り	207	87	4	5	90	－	17	4
	100.0	42.0	1.9	2.4	43.5	－	8.2	1.9
無回答	47	22	1	1	20	－	3	－
	100.0	46.8	2.1	2.1	42.6	－	6.4	－
問１（５）．世帯主からみた続柄								
世帯主本人	76	42	1	3	21	－	9	－
	100.0	55.3	1.3	3.9	27.6	－	11.8	－
世帯主本人以外	447	247	5	7	148	－	35	5
	100.0	55.3	1.1	1.6	33.1	－	7.8	1.1
無回答	3	－	－	－	3	－	－	－
	100.0	－	－	－	100.0	－	－	－
問３．働くのを辞めた場合の家計への影響								
日々の生活が維持できなくなる	194	116	4	6	48	－	19	1
	100.0	59.8	2.1	3.1	24.7	－	9.8	0.5
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	73	40	－	2	23	－	6	2
	100.0	54.8	－	2.7	31.5	－	8.2	2.7
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	104	54	2	2	37	－	8	1
	100.0	51.9	1.9	1.9	35.6	－	7.7	1.0
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	84	51	－	－	30	－	3	－
	100.0	60.7	－	－	35.7	－	3.6	－
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	61	24	－	－	29	－	8	－
	100.0	39.3	－	－	47.5	－	13.1	－
自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わるところはない	6	2	－	－	4	－	－	－
	100.0	33.3	－	－	66.7	－	－	－
無回答	4	2	－	－	1	－	－	1
	100.0	50.0	－	－	25.0	－	－	25.0
問４．短時間労働者という形態で、働いている理由（複数回答）						－		
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	230	130	4	1	81	－	13	1
	100.0	56.5	1.7	0.4	35.2	－	5.7	0.4
労働時間や出勤日数が短いから	131	62	2	－	55	－	11	1
	100.0	47.3	1.5	－	42.0	－	8.4	0.8
就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	131	46	4	－	73	－	7	1
	100.0	35.1	3.1	－	55.7	－	5.3	0.8
軽易な仕事をしたいから	11	6	－	－	3	－	2	－
	100.0	54.5	－	－	27.3	－	18.2	－
辞めやすいから	5	3	－	－	1	－	1	－
	100.0	60.0	－	－	20.0	－	20.0	－
休みやすいから	94	53	1	2	30	－	8	－
	100.0	56.4	1.1	2.1	31.9	－	8.5	－
時間を有効に使えるから	139	70	2	－	58	－	9	－
	100.0	50.4	1.4	－	41.7	－	6.5	－
資格・技能を活かして働きたいから	36	16	2	2	12	－	4	－
	100.0	44.4	5.6	5.6	33.3	－	11.1	－
企業や職場、組織に拘束されたくないから	28	17	－	－	8	－	2	1
	100.0	60.7	－	－	28.6	－	7.1	3.6
すぐに働き始めたいから	19	12	－	2	5	－	－	－
	100.0	63.2	－	10.5	26.3	－	－	－
正社員としての働き口が見つからなかったから	80	50	1	4	14	－	9	2
	100.0	62.5	1.3	5.0	17.5	－	11.3	2.5
育児・介護等の事情があるから	172	95	3	3	55	－	14	2
	100.0	55.2	1.7	1.7	32.0	－	8.1	1.2
正社員として働くことを家族に反対されているから	19	8	－	－	10	－	1	－
	100.0	42.1	－	－	52.6	－	5.3	－
正社員として働くことが体力的に難しいから	82	47	－	1	22	－	11	1
	100.0	57.3	－	1.2	26.8	－	13.4	1.2
通勤が容易だから	54	28	－	－	21	－	5	－
	100.0	51.9	－	－	38.9	－	9.3	－
転勤がないから	36	23	－	1	10	－	2	－
	100.0	63.9	－	2.8	27.8	－	5.6	－
他に本業があるから・副業できるから	17	13	－	1	－	－	3	－
	100.0	76.5	－	5.9	－	－	17.6	－
その他	41	21	－	1	8	－	10	1
	100.0	51.2	－	2.4	19.5	－	24.4	2.4
無回答	7	5	－	－	1	－	－	1
	100.0	71.4	－	－	14.3	－	－	14.3
問５付問．同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か								
はい	23	10	1	－	10	－	2	－
	100.0	43.5	4.3	－	43.5	－	8.7	－
いいえ	484	271	5	9	152	－	42	5
	100.0	56.0	1.0	1.9	31.4	－	8.7	1.0
無回答	19	8	－	1	10	－	－	－
	100.0	42.1	－	5.3	52.6	－	－	－

	適用拡大前の被保険者区分が第１号被保険者、第３号被保険者、その他の短時間労働者で、社会保険の適用拡大に伴い、働き方が「変わった」労働者計	厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、（短時間労働者のまま）所定労働時間を延長した（してもらった）	厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、正社員に転換した（してもらった）	厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、それまで働いていた会社を辞めて転職した	厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮した（してもらった）	厚生年金・健康保険が適用されないよう、それまで働いていた会社（大企業等）を辞めて（社会保険の適用拡大の対象ではない中小企業等に）転職した	その他	無回答
総数	526	289	6	10	172	－	44	5
	100.0	54.9	1.1	1.9	32.7	－	8.4	1.0
問６．職種								
管理職	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－
専門・技術職（医療関係）	57	43	－	2	6	－	5	1
	100.0	75.4	－	3.5	10.5	－	8.8	1.8
専門・技術職（教育関係）	10	4	1	－	3	－	2	－
	100.0	40.0	10.0	－	30.0	－	20.0	－
専門・技術職（その他）	20	12	－	－	6	－	2	－
	100.0	60.0	－	－	30.0	－	10.0	－
事務職	216	104	3	5	79	－	22	3
	100.0	48.1	1.4	2.3	36.6	－	10.2	1.4
販売職（営業を含む）	51	31	－	－	19	－	1	－
	100.0	60.8	－	－	37.3	－	2.0	－
サービス職（介護関係）	36	19	－	2	9	－	6	－
	100.0	52.8	－	5.6	25.0	－	16.7	－
サービス職（飲食関係）	11	7	－	1	3	－	－	－
	100.0	63.6	－	9.1	27.3	－	－	－
サービス職（その他）	53	33	1	－	17	－	2	－
	100.0	62.3	1.9	－	32.1	－	3.8	－
警備・保安職	1	1	－	－	－	－	－	－
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－
製造・生産工程職	24	13	－	－	11	－	－	－
	100.0	54.2	－	－	45.8	－	－	－
輸送・運転職	4	2	－	－	1	－	1	－
	100.0	50.0	－	－	25.0	－	25.0	－
建設・採掘職	2	2	－	－	－	－	－	－
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－
清掃等労務職	6	2	－	－	2	－	1	1
	100.0	33.3	－	－	33.3	－	16.7	16.7
その他	30	15	－	－	13	－	2	－
	100.0	50.0	－	－	43.3	－	6.7	－
無回答	5	1	1	－	3	－	－	－
	100.0	20.0	20.0	－	60.0	－	－	－
問１３．社会保険（年金）の現在の加入形態								
２０歳以上６０歳未満で、第２号又は第３号被保険者でない者（第１号被保険者）	19	－	－	－	17		2	－
	100.0	－	－	－	89.5	－	10.5	－
厚生年金保険に、本人が加入している者（第２号被保険者）	345	289	6	10	－		37	3
	100.0	83.8	1.7	2.9	－	－	10.7	0.9
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者（第３号被保険者）	145	－	－	－	139		4	2
	100.0	－	－	－	95.9	－	2.8	1.4
その他	17	－	－	－	16		1	－
	100.0	－	－	－	94.1	－	5.9	－
無回答	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－
適用拡大以前の社会保険（年金）の種類								
第１号被保険者	107	72	2	1	17	－	14	1
	100.0	67.3	1.9	0.9	15.9	－	13.1	0.9
第３号被保険者	377	195	4	6	139	－	29	4
	100.0	51.7	1.1	1.6	36.9	－	7.7	1.1
その他	42	22	－	3	16	－	1	－
	100.0	52.4	－	7.1	38.1	－	2.4	－
問１４付問①．適用拡大前後の社会保険（年金）の種類の変化								
適用拡大前：第１号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	88	72	2	1	－	－	12	1
	100.0	81.8	2.3	1.1	－	－	13.6	1.1
適用拡大前：第３号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	232	195	4	6	－	－	25	2
	100.0	84.1	1.7	2.6	－	－	10.8	0.9
適用拡大前：その他→適用拡大後：第２号被保険者	25	22	－	3	－	－	－	－
	100.0	88.0	－	12.0	－	－	－	－
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）								
行っている	188	27	－	－	148	－	10	3
	100.0	14.4	－	－	78.7	－	5.3	1.6
行っていない	314	262	6	10	－	－	34	2
	100.0	83.4	1.9	3.2	－	－	10.8	0.6
無回答	24	－	－	－	24	－	－	－
	100.0	－	－	－	100.0	－	－	－
問１９．仕事の掛け持ち有無								
している	37	25	－	4	4	－	4	－
	100.0	67.6	－	10.8	10.8	－	10.8	－
していない	487	264	6	6	166	－	40	5
	100.0	54.2	1.2	1.2	34.1	－	8.2	1.0
無回答	2	－	－	－	2	－	－	－
	100.0	－	－	－	100.0	－	－	－
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）								
建設業	16	5	－	－	9	－	2	－
	100.0	31.3	－	－	56.3	－	12.5	－
製造業	32	16	－	1	13	－	1	1
	100.0	50.0	－	3.1	40.6	－	3.1	3.1
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	－	－	－	－	－	－
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－
情報通信業	1	1	－	－	－	－	－	－
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	16	4	1	－	9	－	1	1
	100.0	25.0	6.3	－	56.3	－	6.3	6.3
卸売業	20	11	1	－	4	－	4	－
	100.0	55.0	5.0	－	20.0	－	20.0	－
小売業	88	53	1	－	33	－	1	－
	100.0	60.2	1.1	－	37.5	－	1.1	－
金融業、保険業	23	12	－	－	9	－	2	－
	100.0	52.2	－	－	39.1	－	8.7	－
不動産業、物品賃貸業	2	－	－	－	2	－	－	－
	100.0	－	－	－	100.0	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	20	9	－	－	8	－	2	1
	100.0	45.0	－	－	40.0	－	10.0	5.0
宿泊業、飲食サービス業	17	7	－	－	10	－	－	－
	100.0	41.2	－	－	58.8	－	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	3	2	－	－	1	－	－	－
	100.0	66.7	－	－	33.3	－	－	－
教育、学習支援業	53	27	－	2	13	－	11	－
	100.0	50.9	－	3.8	24.5	－	20.8	－
医療、福祉	108	64	2	4	26	－	11	1
	100.0	59.3	1.9	3.7	24.1	－	10.2	0.9
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	15	11	－	－	3	－	1	－
	100.0	73.3	－	－	20.0	－	6.7	－
サービス業（他に分類されないもの）	18	11	－	1	5	－	1	－
	100.0	61.1	－	5.6	27.8	－	5.6	－
公務	13	4	－	－	8	－	1	－
	100.0	30.8	－	－	61.5	－	7.7	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－
無回答	7	4	1	1	－	－	1	－
	100.0	57.1	14.3	14.3	－	－	14.3	－
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）								
３０人以下	23	11	－	－	11	－	1	－
	100.0	47.8	－	－	47.8	－	4.3	－
３１～１００人	126	59	2	3	50	－	9	3
	100.0	46.8	1.6	2.4	39.7	－	7.1	2.4
１０１～３００人	91	51	1	1	34	－	4	－
	100.0	56.0	1.1	1.1	37.4	－	4.4	－
３０１～５００人	28	13	－	－	10	－	5	－
	100.0	46.4	－	－	35.7	－	17.9	－
５０１～１，０００人	90	51	1	1	27	－	10	－
	100.0	56.7	1.1	1.1	30.0	－	11.1	－
１，００１人以上	82	51	2	4	15	－	9	1
	100.0	62.2	2.4	4.9	18.3	－	11.0	1.2
無回答	14	7	－	－	6	－	1	－
	100.0	50.0	－	－	42.9	－	7.1	－

問１２付問（ｉ）．厚生年金・健康保険に加入した理由を教えてください。

（複数回答）	適用拡大前の被保険者区分が第1号被保険者、第3号被保険者、その他の短時間労働者で、厚生年金・健康保険が適用されるよう、「所定労働時間を延長した」か、「正社員に転換した」か、「働いていた会社を辞めて転職した」労働者計	保険料の負担が軽くなるから	将来の年金額を増やしたいから	障がい・遺族年金が充実するから	医療給付（傷病や出産時の手当金）が充実するから	もっと働いて収入を増やしたい（維持したい）から	（育児や介護の負担、病気の軽減等で）、より長く働けるようになったから	会社側から言われたから	周囲の人（家族や同僚等）に勧められたから	その他	無回答	平均選択数
総数	305	69	135	3	21	137	15	100	31	22	4	1.8
	100.0	22.6	44.3	1.0	6.9	44.9	4.9	32.8	10.2	7.2	1.3	
問１２付問．働き方の具体的な変化内容												
厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、（短時間労働者のまま）所定労働時間を延長した（してもらった）	289	66	128	3	20	127	14	96	28	21	3	1.8
	100.0	22.8	44.3	1.0	6.9	43.9	4.8	33.2	9.7	7.3	1.0	
厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、正社員に転換した（してもらった）	6	1	2	－	－	3	－	3	2	1	1	2.4
	100.0	16.7	33.3	－	－	50.0	－	50.0	33.3	16.7	16.7	
厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう、それまで働いていた会社を辞めて転職した	10	2	5	－	1	7	1	1	1	－	－	1.8
	100.0	20.0	50.0	－	10.0	70.0	10.0	10.0	10.0	－	－	
問１（１）．性別												
男性	21	11	6	－	2	4	－	9	1	1	－	1.6
	100.0	52.4	28.6	－	9.5	19.0	－	42.9	4.8	4.8	－	
女性	283	57	128	3	19	132	15	91	29	21	4	1.8
	100.0	20.1	45.2	1.1	6.7	46.6	5.3	32.2	10.2	7.4	1.4	
無回答	1	1	1	－	－	1	－	－	1	－	－	4.0
	100.0	100.0	100.0	－	－	100.0	－	－	100.0	－	－	
問１（２）．年齢層												
～１９歳以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
２０～２４歳	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1.0
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
２５～２９歳	6	2	3	－	－	3	－	1	1	－	－	1.7
	100.0	33.3	50.0	－	－	50.0	－	16.7	16.7	－	－	
３０～３４歳	13	1	3	－	2	9	－	4	2	1	－	1.7
	100.0	7.7	23.1	－	15.4	69.2	－	30.8	15.4	7.7	－	
３５～３９歳	39	7	16	－	1	17	4	15	3	4	1	1.8
	100.0	17.9	41.0	－	2.6	43.6	10.3	38.5	7.7	10.3	2.6	
４０～４４歳	84	10	35	1	5	42	5	25	11	9	1	1.7
	100.0	11.9	41.7	1.2	6.0	50.0	6.0	29.8	13.1	10.7	1.2	
４５～４９歳	56	11	26	－	4	27	3	24	6	3	1	1.9
	100.0	19.6	46.4	－	7.1	48.2	5.4	42.9	10.7	5.4	1.8	
５０～５４歳	46	13	24	1	6	21	1	14	4	1	1	1.9
	100.0	28.3	52.2	2.2	13.0	45.7	2.2	30.4	8.7	2.2	2.2	
５５～５９歳	35	12	18	1	2	14	2	7	3	3	－	1.8
	100.0	34.3	51.4	2.9	5.7	40.0	5.7	20.0	8.6	8.6	－	
６０～６４歳	12	5	7	－	1	1	－	2	－	1	－	1.4
	100.0	41.7	58.3	－	8.3	8.3	－	16.7	－	8.3	－	
６５歳以上	11	6	2	－	－	2	－	7	－	－	－	1.5
	100.0	54.5	18.2	－	－	18.2	－	63.6	－	－	－	
無回答	2	1	1	－	－	1	－	1	1	－	－	2.5
	100.0	50.0	50.0	－	－	50.0	－	50.0	50.0	－	－	
問１（３）．婚姻状況												
既婚	254	49	110	3	14	119	11	84	24	15	3	1.7
	100.0	19.3	43.3	1.2	5.5	46.9	4.3	33.1	9.4	5.9	1.2	
未婚	27	10	12	－	4	10	1	11	5	2	1	2.1
	100.0	37.0	44.4	－	14.8	37.0	3.7	40.7	18.5	7.4	3.7	
離婚・死別	23	9	12	－	3	7	3	5	1	5	－	2.0
	100.0	39.1	52.2	－	13.0	30.4	13.0	21.7	4.3	21.7	－	
無回答	1	1	1	－	－	1	－	－	1	－	－	4.0
	100.0	100.0	100.0	－	－	100.0	－	－	100.0	－	－	
問１付問①．被扶養者の人数												
同居している被扶養者無し	185	44	88	3	16	83	7	61	20	14	1	1.8
	100.0	23.8	47.6	1.6	8.6	44.9	3.8	33.0	10.8	7.6	0.5	
同居している被扶養者有り	96	19	35	－	2	44	6	33	10	8	1	1.7
	100.0	19.8	36.5	－	2.1	45.8	6.3	34.4	10.4	8.3	1.0	
無回答	24	6	12	－	3	10	2	6	1	－	2	1.8
	100.0	25.0	50.0	－	12.5	41.7	8.3	25.0	4.2	－	8.3	
問１（５）．世帯主からみた続柄												
世帯主本人	46	21	16	－	5	13	3	17	3	6	1	1.9
	100.0	45.7	34.8	－	10.9	28.3	6.5	37.0	6.5	13.0	2.2	
世帯主本人以外	259	48	119	3	16	124	12	83	28	16	3	1.8
	100.0	18.5	45.9	1.2	6.2	47.9	4.6	32.0	10.8	6.2	1.2	
無回答	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
問３．働くのを辞めた場合の家計への影響												
日々の生活が維持できなくなる	126	37	66	－	11	61	7	36	13	9	3	2.0
	100.0	29.4	52.4	－	8.7	48.4	5.6	28.6	10.3	7.1	2.4	
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	42	7	16	－	1	20	1	15	4	4	－	1.6
	100.0	16.7	38.1	－	2.4	47.6	2.4	35.7	9.5	9.5	－	
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	58	6	20	1	6	25	2	23	5	5	1	1.6
	100.0	10.3	34.5	1.7	10.3	43.1	3.4	39.7	8.6	8.6	1.7	
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	51	7	20	1	－	22	2	16	8	3	－	1.5
	100.0	13.7	39.2	2.0	－	43.1	3.9	31.4	15.7	5.9	－	
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	24	9	11	1	3	7	3	9	1	－	－	1.8
	100.0	37.5	45.8	4.2	12.5	29.2	12.5	37.5	4.2	－	－	
自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わるところはない	2	2	1	－	－	－	－	1	－	－	－	2.0
	100.0	100.0	50.0	－	－	－	－	50.0	－	－	－	
無回答	2	1	1	－	－	2	－	－	－	1	－	2.5
	100.0	50.0	50.0	－	－	100.0	－	－	－	50.0	－	
問４．短時間労働者という形態で、働いている理由（複数回答）												
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	135	33	54	1	11	66	5	47	14	10	4	1.8
	100.0	24.4	40.0	0.7	8.1	48.9	3.7	34.8	10.4	7.4	3.0	
労働時間や出勤日数が短いから	64	20	29	1	3	23	3	26	6	5	－	1.8
	100.0	31.3	45.3	1.6	4.7	35.9	4.7	40.6	9.4	7.8	－	
就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	50	15	24	－	3	26	2	22	8	2	－	2.0
	100.0	30.0	48.0	－	6.0	52.0	4.0	44.0	16.0	4.0	－	
軽易な仕事をしたいから	6	3	2	－	－	2	－	3	1	－	－	1.8
	100.0	50.0	33.3	－	－	33.3	－	50.0	16.7	－	－	
辞めやすいから	3	1	－	－	－	1	－	2	－	－	－	1.3
	100.0	33.3	－	－	－	33.3	－	66.7	－	－	－	
休みやすいから	56	13	24	1	2	25	5	22	6	3	－	1.8
	100.0	23.2	42.9	1.8	3.6	44.6	8.9	39.3	10.7	5.4	－	
時間を有効に使えるから	72	21	28	1	5	29	3	28	11	2	1	1.8
	100.0	29.2	38.9	1.4	6.9	40.3	4.2	38.9	15.3	2.8	1.4	
資格・技能を活かして働きたいから	20	7	15	－	2	9	2	7	2	－	－	2.2
	100.0	35.0	75.0	－	10.0	45.0	10.0	35.0	10.0	－	－	
企業や職場、組織に拘束されたくないから	17	4	8	－	1	6	1	9	4	1	－	2.0
	100.0	23.5	47.1	－	5.9	35.3	5.9	52.9	23.5	5.9	－	
すぐに働き始めたいから	14	2	6	－	1	10	－	4	－	－	1	1.8
	100.0	14.3	42.9	－	7.1	71.4	－	28.6	－	－	7.1	
正社員としての働き口が見つからなかったから	55	14	24	－	3	24	2	21	6	3	1	1.8
	100.0	25.5	43.6	－	5.5	43.6	3.6	38.2	10.9	5.5	1.8	
育児・介護等の事情があるから	101	18	46	1	7	44	7	30	8	11	2	1.7
	100.0	17.8	45.5	1.0	6.9	43.6	6.9	29.7	7.9	10.9	2.0	
正社員として働くことを家族に反対されているから	8	1	3	－	－	1	－	4	2	2	－	1.6
	100.0	12.5	37.5	－	－	12.5	－	50.0	25.0	25.0	－	
正社員として働くことが体力的に難しいから	48	11	23	－	4	21	1	19	4	4	－	1.8
	100.0	22.9	47.9	－	8.3	43.8	2.1	39.6	8.3	8.3	－	
通勤が容易だから	28	9	12	1	1	12	2	13	5	3	－	2.1
	100.0	32.1	42.9	3.6	3.6	42.9	7.1	46.4	17.9	10.7	－	
転勤がないから	24	9	17	1	3	13	1	5	6	3	－	2.4
	100.0	37.5	70.8	4.2	12.5	54.2	4.2	20.8	25.0	12.5	－	
他に本業があるから・副業できるから	14	4	5	－	1	5	1	7	2	－	－	1.8
	100.0	28.6	35.7	－	7.1	35.7	7.1	50.0	14.3	－	－	
その他	22	6	10	1	4	14	1	3	4	3	－	2.1
	100.0	27.3	45.5	4.5	18.2	63.6	4.5	13.6	18.2	13.6	－	
無回答	5	2	3	－	－	－	－	1	－	－	－	1.2
	100.0	40.0	60.0	－	－	－	－	20.0	－	－	－	
問５付問．同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か												
はい	11	6	2	－	－	2	－	5	－	－	－	1.4
	100.0	54.5	18.2	－	－	18.2	－	45.5	－	－	－	
いいえ	285	61	126	3	21	130	15	92	31	22	4	1.8
	100.0	21.4	44.2	1.1	7.4	45.6	5.3	32.3	10.9	7.7	1.4	
無回答	9	2	7	－	－	5	－	3	－	－	－	1.9
	100.0	22.2	77.8	－	－	55.6	－	33.3	－	－	－	

（複数回答）	適用拡大前の被保険者区分が第１号被保険者、第３号被保険者、その他の短時間労働者で、厚生年金・健康保険が適用されるよう「所定労働時間を延長した」か、「正社員に転換した」か、「働いていた会社を辞めて転職した」労働者計	保険料の負担が軽くなるから	将来の年金額を増やしたいから	障がい・遺族年金が充実するから	医療給付（傷病や出産時の手当金）が充実するから	もっと働いて収入を増やしたい（維持したい）から	（育児や介護の負担、病気の軽減等で）、より長く働けるようになったから	会社側から言われたから	周囲の人（家族や同僚等）に勧められたから	その他	無回答	平均選択数
総数	305	69	135	3	21	137	15	100	31	22	4	1.8
	100.0	22.6	44.3	1.0	6.9	44.9	4.9	32.8	10.2	7.2	1.3	
問６．職種												
管理職	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	
専門・技術職（医療関係）	45	10	19	1	4	15	6	13	5	5	−	1.7
	100.0	22.2	42.2	2.2	8.9	33.3	13.3	28.9	11.1	11.1	−	
専門・技術職（教育関係）	5	2	3	−	−	2	−	4	−	−	−	2.2
	100.0	40.0	60.0	−	−	40.0	−	80.0	−	−	−	
専門・技術職（その他）	12	3	4	−	1	6	−	4	3	1	−	1.8
	100.0	25.0	33.3	−	8.3	50.0	−	33.3	25.0	8.3	−	
事務職	112	15	45	1	6	53	3	43	8	7	1	1.6
	100.0	13.4	40.2	0.9	5.4	47.3	2.7	38.4	7.1	6.3	0.9	
販売職（営業を含む）	31	7	18	−	3	14	−	8	4	1	1	1.8
	100.0	22.6	58.1	−	9.7	45.2	−	25.8	12.9	3.2	3.2	
サービス職（介護関係）	21	5	9	−	1	11	3	5	1	2	−	1.8
	100.0	23.8	42.9	−	4.8	52.4	14.3	23.8	4.8	9.5	−	
サービス職（飲食関係）	8	3	3	−	−	4	−	4	1	1	1	2.3
	100.0	37.5	37.5	−	−	50.0	−	50.0	12.5	12.5	12.5	
サービス職（その他）	34	10	16	1	3	20	3	5	3	3	1	1.9
	100.0	29.4	47.1	2.9	8.8	58.8	8.8	14.7	8.8	8.8	2.9	
警備・保安職	1	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	1.0
	100.0	−	−	−	−	−	−	100.0	−	−	−	
製造・生産工程職	13	4	8	−	2	5	−	4	−	1	−	1.8
	100.0	30.8	61.5	−	15.4	38.5	−	30.8	−	7.7	−	
輸送・運転職	2	1	2	−	−	1	−	−	−	−	−	2.0
	100.0	50.0	100.0	−	−	50.0	−	−	−	−	−	
建設・採掘職	2	1	−	−	−	1	−	−	−	−	−	1.0
	100.0	50.0	−	−	−	50.0	−	−	−	−	−	
清掃等労務職	2	2	−	−	−	−	−	2	−	−	−	2.0
	100.0	100.0	−	−	−	−	−	100.0	−	−	−	
その他	15	5	7	−	1	4	−	5	5	1	−	1.9
	100.0	33.3	46.7	−	6.7	26.7	−	33.3	33.3	6.7	−	
無回答	2	1	1	−	−	1	−	2	1	−	−	3.0
	100.0	50.0	50.0	−	−	50.0	−	100.0	50.0	−	−	
問１３．社会保険（年金）の現在の加入形態												
２０歳以上６０歳未満で、第２号又は第３号被保険者でない者（第１号被保険者）	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	
厚生年金保険に、本人が加入している者（第２号被保険者）	305	69	135	3	21	137	15	100	31	22	4	1.8
	100.0	22.6	44.3	1.0	6.9	44.9	4.9	32.8	10.2	7.2	1.3	
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者（第３号被保険者）	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	
その他	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	
無回答	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	
適用拡大以前の社会保険（年金）の種類												
第１号被保険者	75	37	35	2	5	24	3	31	8	4	3	2.1
	100.0	49.3	46.7	2.7	6.7	32.0	4.0	41.3	10.7	5.3	4.0	
第３号被保険者	205	26	86	1	11	104	12	64	21	16	1	1.7
	100.0	12.7	42.0	0.5	5.4	50.7	5.9	31.2	10.2	7.8	0.5	
その他	25	6	14	−	5	9	−	5	2	2	−	1.7
	100.0	24.0	56.0	−	20.0	36.0	−	20.0	8.0	8.0	−	
問１４付問①．適用拡大前後の社会保険（年金）の種類の変化												
適用拡大前：第１号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	75	37	35	2	5	24	3	31	8	4	3	2.1
	100.0	49.3	46.7	2.7	6.7	32.0	4.0	41.3	10.7	5.3	4.0	
適用拡大前：第３号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	205	26	86	1	11	104	12	64	21	16	1	1.7
	100.0	12.7	42.0	0.5	5.4	50.7	5.9	31.2	10.2	7.8	0.5	
適用拡大前：その他→適用拡大後：第２号被保険者	25	6	14	−	5	9	−	5	2	2	−	1.7
	100.0	24.0	56.0	−	20.0	36.0	−	20.0	8.0	8.0	−	
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）												
行っている	27	5	8	−	−	9	−	14	2	3	−	1.5
	100.0	18.5	29.6	−	−	33.3	−	51.9	7.4	11.1	−	
行っていない	278	64	127	3	21	128	15	86	29	19	4	1.8
	100.0	23.0	45.7	1.1	7.6	46.0	5.4	30.9	10.4	6.8	1.4	
無回答	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	
問１９．仕事の掛け持ち有無												
している	29	14	12	1	1	10	1	10	4	2	−	1.9
	100.0	48.3	41.4	3.4	3.4	34.5	3.4	34.5	13.8	6.9	−	
していない	276	55	123	2	20	127	14	90	27	20	4	1.8
	100.0	19.9	44.6	0.7	7.2	46.0	5.1	32.6	9.8	7.2	1.4	
無回答	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）												
建設業	5	2	2	−	−	−	−	1	1	1	−	1.4
	100.0	40.0	40.0	−	−	−	−	20.0	20.0	20.0	−	
製造業	17	6	9	−	2	6	−	4	−	1	−	1.6
	100.0	35.3	52.9	−	11.8	35.3	−	23.5	−	5.9	−	
電気・ガス・熱供給・水道業	2	−	−	−	−	−	−	2	−	−	−	1.0
	100.0	−	−	−	−	−	−	100.0	−	−	−	
情報通信業	1	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	1.0
	100.0	−	−	−	−	100.0	−	−	−	−	−	
運輸業、郵便業	5	1	2	−	−	3	1	3	−	−	1	2.5
	100.0	20.0	40.0	−	−	60.0	20.0	60.0	−	−	20.0	
卸売業	12	4	8	−	1	5	−	3	5	−	−	2.2
	100.0	33.3	66.7	−	8.3	41.7	−	25.0	41.7	−	−	
小売業	54	15	29	1	7	26	4	16	6	3	1	2.0
	100.0	27.8	53.7	1.9	13.0	48.1	7.4	29.6	11.1	5.6	1.9	
金融業、保険業	12	1	8	−	1	7	1	1	2	−	1	1.9
	100.0	8.3	66.7	−	8.3	58.3	8.3	8.3	16.7	−	8.3	
不動産業、物品賃貸業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	
学術研究、専門・技術サービス業	9	2	3	−	−	4	−	2	2	−	−	1.4
	100.0	22.2	33.3	−	−	44.4	−	22.2	22.2	−	−	
宿泊業、飲食サービス業	7	1	3	−	−	4	−	4	1	−	−	1.9
	100.0	14.3	42.9	−	−	57.1	−	57.1	14.3	−	−	
生活関連サービス業、娯楽業	2	−	−	−	−	2	−	−	−	−	−	1.0
	100.0	−	−	−	−	100.0	−	−	−	−	−	
教育、学習支援業	29	6	17	−	−	13	1	11	2	1	−	1.8
	100.0	20.7	58.6	−	−	44.8	3.4	37.9	6.9	3.4	−	
医療、福祉	70	14	29	1	5	29	5	20	8	8	−	1.7
	100.0	20.0	41.4	1.4	7.1	41.4	7.1	28.6	11.4	11.4	−	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	11	2	5	−	−	5	−	6	1	−	−	1.7
	100.0	18.2	45.5	−	−	45.5	−	54.5	9.1	−	−	
サービス業（他に分類されないもの）	12	2	2	−	1	6	−	6	−	1	−	1.5
	100.0	16.7	16.7	−	8.3	50.0	−	50.0	−	8.3	−	
公務	4	−	2	−	−	1	−	1	−	1	−	1.3
	100.0	−	50.0	−	−	25.0	−	25.0	−	25.0	−	
その他	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	
無回答	6	2	2	−	−	5	−	4	−	−	−	2.2
	100.0	33.3	33.3	−	−	83.3	−	66.7	−	−	−	
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）												
３０人以下	11	2	5	−	−	5	−	4	−	−	−	1.5
	100.0	18.2	45.5	−	−	45.5	−	36.4	−	−	−	
３１～１００人	64	13	36	−	5	33	4	20	7	3	−	1.9
	100.0	20.3	56.3	−	7.8	51.6	6.3	31.3	10.9	4.7	−	
１０１～３００人	53	15	21	1	2	25	4	19	7	4	−	1.8
	100.0	28.3	39.6	1.9	3.8	47.2	7.5	35.8	13.2	7.5	−	
３０１～５００人	13	5	3	−	−	4	−	7	2	2	−	1.8
	100.0	38.5	23.1	−	−	30.8	−	53.8	15.4	15.4	−	
５０１～１，０００人	53	9	25	1	3	24	2	13	7	4	1	1.7
	100.0	17.0	47.2	1.9	5.7	45.3	3.8	24.5	13.2	7.5	1.9	
１，００１人以上	57	12	30	−	7	24	2	15	5	3	2	1.8
	100.0	21.1	52.6	−	12.3	42.1	3.5	26.3	8.8	5.3	3.5	
無回答	7	2	1	−	−	2	−	6	−	−	−	1.6
	100.0	28.6	14.3	−	−	28.6	−	85.7	−	−	−	

問１２付問（ｉｉ）．厚生年金・健康保険に加入しなかった理由を教えてください。

（複数回答）	適用拡大前の被保険者区分が第１号被保険者、第３号被保険者、その他の短時間労働者で、厚生年金・健康保険が適用されないよう、「所定労働時間を短縮した」か、「働いていた会社を辞めて転職した」労働者計	手取り収入が減少するから	（自身で保険料を納めて）加入するメリットが分からないから	配偶者控除を受けられなくなるから	配偶者の会社から手当（配偶者手当や家族手当等）が支給されない恐れがあるから	健康保険の扶養から外れるから	（育児や介護、病気等の事情で）働く時間を増やせないから	会社側から言われたから	周囲の人（家族や同僚等）に勧められたから	会社側に（社会保険に加入したいという）希望を言い難かったから	周囲の動向を見てから、加入をどうするか決めようと思っているから	その他	無回答	平均選択数
総数	172	85	49	94	51	87	29	19	7	3	3	8	13	2.7
	100.0	49.4	28.5	54.7	29.7	50.6	16.9	11.0	4.1	1.7	1.7	4.7	7.6	
問１２付問．働き方の具体的な変化内容														
厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮した（してもらった）	172	85	49	94	51	87	29	19	7	3	3	8	13	2.7
	100.0	49.4	28.5	54.7	29.7	50.6	16.9	11.0	4.1	1.7	1.7	4.7	7.6	
厚生年金・健康保険が適用されないよう、それまで働いていた会社（大企業等）を辞めて（社会保険の適用拡大の対象ではない中小企業等に）転職した	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
問１（１）．性別														
男性	18	5	3	1	－	－	－	3	1	－	1	5	3	1.3
	100.0	27.8	16.7	5.6	－	－	－	16.7	5.6	－	5.6	27.8	16.7	
女性	154	80	46	93	51	87	29	16	6	3	2	3	10	2.9
	100.0	51.9	29.9	60.4	33.1	56.5	18.8	10.4	3.9	1.9	1.3	1.9	6.5	
無回答	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
問１（２）．年齢層														
～１９歳以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
２０～２４歳	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
２５～２９歳	1	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	1.0
	100.0	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	
３０～３４歳	10	3	1	5	3	6	2	2	－	－	－	－	2	2.8
	100.0	30.0	10.0	50.0	30.0	60.0	20.0	20.0	－	－	－	－	20.0	
３５～３９歳	22	11	7	16	8	16	6	1	3	－	1	1	－	3.2
	100.0	50.0	31.8	72.7	36.4	72.7	27.3	4.5	13.6	－	4.5	4.5	－	
４０～４４歳	26	15	12	13	3	13	6	4	－	1	－	－	1	2.7
	100.0	57.7	46.2	50.0	11.5	50.0	23.1	15.4	－	3.8	－	－	3.8	
４５～４９歳	21	12	6	12	9	11	5	5	－	－	－	－	2	3.2
	100.0	57.1	28.6	57.1	42.9	52.4	23.8	23.8	－	－	－	－	9.5	
５０～５４歳	42	23	10	28	19	26	4	2	1	1	1	1	2	2.9
	100.0	54.8	23.8	66.7	45.2	61.9	9.5	4.8	2.4	2.4	2.4	2.4	4.8	
５５～５９歳	25	14	9	17	9	13	2	1	2	1	－	2	1	2.9
	100.0	56.0	36.0	68.0	36.0	52.0	8.0	4.0	8.0	4.0	－	8.0	4.0	
６０～６４歳	8	2	1	1	－	－	1	1	1	－	－	2	2	1.5
	100.0	25.0	12.5	12.5	－	－	12.5	12.5	12.5	－	－	25.0	25.0	
６５歳以上	14	3	2	－	－	－	2	2	－	－	1	2	3	1.1
	100.0	21.4	14.3	－	－	－	14.3	14.3	－	－	7.1	14.3	21.4	
無回答	3	2	1	2	－	2	1	－	－	－	－	－	－	2.7
	100.0	66.7	33.3	66.7	－	66.7	33.3	－	－	－	－	－	－	
問１（３）．婚姻状況														
既婚	161	82	48	92	50	87	28	15	7	3	2	8	12	2.8
	100.0	50.9	29.8	57.1	31.1	54.0	17.4	9.3	4.3	1.9	1.2	5.0	7.5	
未婚	4	1	1	1	－	－	－	1	－	－	1	－	－	1.3
	100.0	25.0	25.0	25.0	－	－	－	25.0	－	－	25.0	－	－	
離婚・死別	7	2	－	1	1	－	1	3	－	－	－	－	1	1.3
	100.0	28.6	－	14.3	14.3	－	14.3	42.9	－	－	－	－	14.3	
無回答	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
問１付問①．被扶養者の人数														
同居している被扶養者無し	62	30	21	31	21	32	11	6	1	2	2	3	4	2.8
	100.0	48.4	33.9	50.0	33.9	51.6	17.7	9.7	1.6	3.2	3.2	4.8	6.5	
同居している被扶養者有り	90	46	25	52	26	44	16	11	4	1	1	4	7	2.8
	100.0	51.1	27.8	57.8	28.9	48.9	17.8	12.2	4.4	1.1	1.1	4.4	7.8	
無回答	20	9	3	11	4	11	2	2	2	－	－	1	2	2.5
	100.0	45.0	15.0	55.0	20.0	55.0	10.0	10.0	10.0	－	－	5.0	10.0	
問１（５）．世帯主からみた続柄														
世帯主本人	21	7	2	1	1	－	1	3	1	－	1	5	4	1.3
	100.0	33.3	9.5	4.8	4.8	－	4.8	14.3	4.8	－	4.8	23.8	19.0	
世帯主本人以外	148	77	47	93	50	86	28	15	6	3	2	3	8	2.9
	100.0	52.0	31.8	62.8	33.8	58.1	18.9	10.1	4.1	2.0	1.4	2.0	5.4	
無回答	3	1	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	1	1.5
	100.0	33.3	－	－	－	33.3	－	33.3	－	－	－	－	33.3	
問３．働くのを辞めた場合の家計への影響														
日々の生活が維持できなくなる	48	28	9	24	16	24	12	6	3	－	2	1	6	3.0
	100.0	58.3	18.8	50.0	33.3	50.0	25.0	12.5	6.3	－	4.2	2.1	12.5	
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	23	13	6	9	4	12	4	3	1	1	－	－	2	2.5
	100.0	56.5	26.1	39.1	17.4	52.2	17.4	13.0	4.3	4.3	－	－	8.7	
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	37	19	15	26	15	24	6	4	－	2	－	1	－	3.0
	100.0	51.4	40.5	70.3	40.5	64.9	16.2	10.8	－	5.4	－	2.7	－	
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	30	14	9	18	10	13	4	3	2	－	－	－	－	2.4
	100.0	46.7	30.0	60.0	33.3	43.3	13.3	10.0	6.7	－	－	－	－	
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	29	9	8	15	5	12	3	2	1	－	1	6	3	2.4
	100.0	31.0	27.6	51.7	17.2	41.4	10.3	6.9	3.4	－	3.4	20.7	10.3	
自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わるところはない	4	2	2	2	1	2	－	－	－	－	－	－	2	4.5
	100.0	50.0	50.0	50.0	25.0	50.0	－	－	－	－	－	－	50.0	
無回答	1	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	1.0
	100.0	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	
問４．短時間労働者という形態で、働いている理由（複数回答）														
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	81	44	32	47	28	49	15	8	3	1	2	1	6	3.1
	100.0	54.3	39.5	58.0	34.6	60.5	18.5	9.9	3.7	1.2	2.5	1.2	7.4	
労働時間や出勤日数が短いから	55	27	16	28	13	30	8	5	3	1	1	2	7	2.8
	100.0	49.1	29.1	50.9	23.6	54.5	14.5	9.1	5.5	1.8	1.8	3.6	12.7	
就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	73	43	25	51	31	54	15	5	5	－	－	2	4	3.3
	100.0	58.9	34.2	69.9	42.5	74.0	20.5	6.8	6.8	－	－	2.7	5.5	
軽易な仕事をしたいから	3	1	－	－	1	1	－	1	－	－	－	－	1	2.0
	100.0	33.3	－	－	33.3	33.3	－	33.3	－	－	－	－	33.3	
辞めやすいから	1	1	1	1	1	1	－	－	－	－	－	－	－	5.0
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	－	
休みやすいから	30	16	11	18	14	19	4	4	1	1	－	1	2	3.2
	100.0	53.3	36.7	60.0	46.7	63.3	13.3	13.3	3.3	3.3	－	3.3	6.7	
時間を有効に使えるから	58	27	17	35	18	27	9	6	1	1	2	3	6	2.8
	100.0	46.6	29.3	60.3	31.0	46.6	15.5	10.3	1.7	1.7	3.4	5.2	10.3	
資格・技能を活かして働きたいから	12	9	5	8	4	8	1	1	－	－	－	－	1	3.3
	100.0	75.0	41.7	66.7	33.3	66.7	8.3	8.3	－	－	－	－	8.3	
企業や職場、組織に拘束されたくないから	8	5	4	4	2	6	2	1	－	－	1	－	1	3.6
	100.0	62.5	50.0	50.0	25.0	75.0	25.0	12.5	－	－	12.5	－	12.5	
すぐに働き始めたいから	5	3	1	3	1	1	1	1	－	－	－	－	1	2.8
	100.0	60.0	20.0	60.0	20.0	20.0	20.0	20.0	－	－	－	－	20.0	
正社員としての働き口が見つからなかったから	14	6	4	6	4	6	1	3	－	3	－	1	2	2.8
	100.0	42.9	28.6	42.9	28.6	42.9	7.1	21.4	－	21.4	－	7.1	14.3	
育児・介護等の事情があるから	55	34	17	36	18	37	20	6	3	－	1	1	2	3.3
	100.0	61.8	30.9	65.5	32.7	67.3	36.4	10.9	5.5	－	1.8	1.8	3.6	
正社員として働くことを家族に反対されているから	10	9	4	8	6	8	3	－	3	－	1	－	－	4.2
	100.0	90.0	40.0	80.0	60.0	80.0	30.0	－	30.0	－	10.0	－	－	
正社員として働くことが体力的に難しいから	22	15	9	15	5	11	8	3	1	－	－	－	－	3.0
	100.0	68.2	40.9	68.2	22.7	50.0	36.4	13.6	4.5	－	－	－	－	
通勤が容易だから	21	13	5	16	8	11	4	3	1	－	－	1	－	3.0
	100.0	61.9	23.8	76.2	38.1	52.4	19.0	14.3	4.8	－	－	4.8	－	
転勤がないから	10	8	5	8	4	8	4	2	1	－	－	－	－	4.0
	100.0	80.0	50.0	80.0	40.0	80.0	40.0	20.0	10.0	－	－	－	－	
他に本業があるから・副業できるから	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
その他	8	3	1	1	1	2	－	－	－	2	－	3	1	1.9
	100.0	37.5	12.5	12.5	12.5	25.0	－	－	－	25.0	－	37.5	12.5	
無回答	1	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	1.0
	100.0	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	
問５付問．同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か														
はい	10	4	1	－	－	－	1	1	1	－	－	－	2	1.0
	100.0	40.0	10.0	－	－	－	10.0	10.0	10.0	－	－	－	20.0	
いいえ	152	76	45	91	49	83	28	17	6	1	3	8	10	2.9
	100.0	50.0	29.6	59.9	32.2	54.6	18.4	11.2	3.9	0.7	2.0	5.3	6.6	
無回答	10	5	3	3	2	4	－	1	－	2	－	－	1	2.2
	100.0	50.0	30.0	30.0	20.0	40.0	－	10.0	－	20.0	－	－	10.0	

（複数回答）	適用拡大前の被保険者区分が第１号被保険者、第３号被保険者、その他の短時間労働者で、厚生年金・健康保険が適用されないよう、「所定労働時間を短縮した」か、「働いていた会社を辞めて転職した」労働者計	手取り収入が減少するから	（自身で保険料を納めて）加入するメリットが分からないから	配偶者控除を受けられなくなるから	配偶者の会社から手当（配偶者手当や家族手当等）が支給されない恐れがあるから	健康保険の扶養から外れるから	（育児や介護、病気等の事情で）働く時間を増やせないから	会社側から言われたから	周囲の人（家族や同僚等）に勧められたから	会社側に（社会保険に加入したいという）希望を言い難かったから	周囲の動向を見てから、加入をどうするか決めようと思っているから	その他	無回答	平均選択数
総数	172 100.0	85 49.4	49 28.5	94 54.7	51 29.7	87 50.6	29 16.9	19 11.0	7 4.1	3 1.7	3 1.7	8 4.7	13 7.6	2.7
問６．職種														
管理職	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
専門・技術職（医療関係）	6 100.0	5 83.3	3 50.0	4 66.7	3 50.0	4 66.7	2 33.3	1 16.7	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	3.7
専門・技術職（教育関係）	3 100.0	3 100.0	1 33.3	－ －	2 66.7	3 100.0	1 33.3	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	3.3
専門・技術職（その他）	6 100.0	1 16.7	1 16.7	1 16.7	－ －	2 33.3	－ －	3 50.0	－ －	－ －	－ －	1 16.7	－ －	1.5
事務職	79 100.0	43 54.4	30 38.0	48 60.8	25 31.6	47 59.5	11 13.9	8 10.1	6 7.6	3 3.8	1 1.3	3 3.8	5 6.3	3.0
販売職（営業を含む）	19 100.0	7 36.8	7 36.8	12 63.2	3 15.8	8 42.1	3 15.8	2 10.5	1 5.3	－ －	－ －	－ －	2 10.5	2.5
サービス職（介護関係）	9 100.0	6 66.7	－ －	7 77.8	3 33.3	5 55.6	1 11.1	1 11.1	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	2.6
サービス職（飲食関係）	3 100.0	1 33.3	－ －	1 33.3	1 33.3	1 33.3	1 33.3	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1.7
サービス職（その他）	17 100.0	9 52.9	4 23.5	6 35.3	5 29.4	7 41.2	6 35.3	－ －	－ －	－ －	－ －	1 5.9	2 11.8	2.5
警備・保安職	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
製造・生産工程職	11 100.0	4 36.4	－ －	8 72.7	3 27.3	5 45.5	2 18.2	1 9.1	－ －	－ －	－ －	1 9.1	1 9.1	2.4
輸送・運転職	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1 100.0	－
建設・採掘職	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
清掃等労務職	2 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1 50.0	－ －	－ －	－ －	1 50.0	－ －	－ －	1.0
その他	13 100.0	4 30.8	2 15.4	7 53.8	6 46.2	4 30.8	1 7.7	1 7.7	－ －	－ －	1 7.7	2 15.4	2 15.4	2.5
無回答	3 100.0	2 66.7	1 33.3	－ －	－ －	1 33.3	－ －	2 66.7	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	2.0
問１３．社会保険（年金）の現在の加入形態														
２０歳以上６０歳未満で、第２号又は第３号被保険者でない者（第１号被保険者）	17 100.0	4 23.5	1 5.9	2 11.8	1 5.9	1 5.9	3 17.6	5 29.4	－ －	－ －	2 11.8	1 5.9	－ －	1.2
厚生年金保険に、本人が加入している者（第２号被保険者）	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者（第３号被保険者）	139 100.0	77 55.4	45 32.4	91 65.5	50 36.0	86 61.9	25 18.0	13 9.4	6 4.3	3 2.2	1 0.7	3 2.2	8 5.8	3.1
その他	16 100.0	4 25.0	3 18.8	1 6.3	－ －	－ －	1 6.3	1 6.3	1 6.3	－ －	－ －	4 25.0	5 31.3	1.4
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
適用拡大以前の社会保険（年金）の種類														
第１号被保険者	17 100.0	4 23.5	1 5.9	2 11.8	1 5.9	1 5.9	3 17.6	5 29.4	－ －	－ －	2 11.8	1 5.9	－ －	1.2
第３号被保険者	139 100.0	77 55.4	45 32.4	91 65.5	50 36.0	86 61.9	25 18.0	13 9.4	6 4.3	3 2.2	1 0.7	3 2.2	8 5.8	3.1
その他	16 100.0	4 25.0	3 18.8	1 6.3	－ －	－ －	1 6.3	1 6.3	1 6.3	－ －	－ －	4 25.0	5 31.3	1.4
問１４付問①．適用拡大前後の社会保険（年金）の種類の変化														
適用拡大前：第１号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
適用拡大前：第３号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
適用拡大前：その他→適用拡大後：第２号被保険者	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）														
行っている	148 100.0	77 52.0	43 29.1	86 58.1	48 32.4	80 54.1	25 16.9	16 10.8	7 4.7	3 2.0	1 0.7	4 2.7	10 6.8	2.8
行っていない	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
無回答	24 100.0	8 33.3	6 25.0	8 33.3	3 12.5	7 29.2	4 16.7	3 12.5	－ －	－ －	2 8.3	4 16.7	3 12.5	2.1
問１９．仕事の掛け持ち有無														
している	4 100.0	3 75.0	1 25.0	－ －	－ －	1 25.0	1 25.0	1 25.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1.8
していない	166 100.0	80 48.2	48 28.9	93 56.0	51 30.7	86 51.8	28 16.9	18 10.8	7 4.2	3 1.8	3 1.8	8 4.8	13 7.8	2.8
無回答	2 100.0	2 100.0	－ －	1 50.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1.5
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）														
建設業	9 100.0	5 55.6	1 11.1	3 33.3	1 11.1	4 44.4	1 11.1	1 11.1	－ －	－ －	1 11.1	1 11.1	1 11.1	2.3
製造業	13 100.0	2 15.4	3 23.1	7 53.8	3 23.1	5 38.5	2 15.4	3 23.1	－ －	1 7.7	－ －	1 7.7	1 7.7	2.3
電気・ガス・熱供給・水道業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
情報通信業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
運輸業、郵便業	9 100.0	5 55.6	3 33.3	4 44.4	3 33.3	6 66.7	3 33.3	2 22.2	－ －	－ －	－ －	1 11.1	2 22.2	3.9
卸売業	4 100.0	1 25.0	2 50.0	2 50.0	－ －	3 75.0	－ －	1 25.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	2.3
小売業	33 100.0	15 45.5	14 42.4	17 51.5	7 21.2	13 39.4	6 18.2	2 6.1	2 6.1	1 3.0	－ －	1 3.0	4 12.1	2.7
金融業、保険業	9 100.0	4 44.4	1 11.1	7 77.8	4 44.4	6 66.7	2 22.2	1 11.1	－ －	1 11.1	－ －	－ －	－ －	2.9
不動産業、物品賃貸業	2 100.0	1 50.0	－ －	2 100.0	1 50.0	2 100.0	1 50.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	3.5
学術研究、専門・技術サービス業	8 100.0	3 37.5	2 25.0	2 25.0	1 12.5	3 37.5	－ －	2 25.0	－ －	－ －	－ －	1 12.5	2 25.0	2.3
宿泊業、飲食サービス業	10 100.0	5 50.0	3 30.0	5 50.0	4 40.0	7 70.0	2 20.0	1 10.0	－ －	－ －	1 10.0	1 10.0	－ －	2.9
生活関連サービス業、娯楽業	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1 100.0	－
教育、学習支援業	13 100.0	5 38.5	3 23.1	7 53.8	6 46.2	8 61.5	2 15.4	3 23.1	2 15.4	－ －	－ －	1 7.7	1 7.7	3.1
医療、福祉	26 100.0	20 76.9	6 23.1	16 61.5	7 26.9	14 53.8	5 19.2	2 7.7	2 7.7	－ －	－ －	－ －	－ －	2.8
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	3 100.0	1 33.3	－ －	2 66.7	1 33.3	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1.3
サービス業（他に分類されないもの）	5 100.0	4 80.0	1 20.0	2 40.0	2 40.0	3 60.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	2.4
公務	8 100.0	2 25.0	3 37.5	5 62.5	6 75.0	5 62.5	1 12.5	－ －	－ －	－ －	－ －	1 12.5	－ －	2.9
その他	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）														
３０人以下	11 100.0	8 72.7	3 27.3	9 81.8	3 27.3	8 72.7	2 18.2	－ －	2 18.2	1 9.1	－ －	－ －	－ －	3.3
３１～１００人	50 100.0	24 48.0	11 22.0	24 48.0	16 32.0	25 50.0	7 14.0	7 14.0	－ －	1 2.0	1 2.0	3 6.0	4 8.0	2.6
１０１～３００人	34 100.0	13 38.2	7 20.6	15 44.1	8 23.5	17 50.0	7 20.6	2 5.9	1 2.9	－ －	1 2.9	1 2.9	4 11.8	2.4
３０１～５００人	10 100.0	6 60.0	6 60.0	6 60.0	－ －	5 50.0	1 10.0	－ －	1 10.0	－ －	－ －	2 20.0	2 20.0	3.4
５０１～１，０００人	27 100.0	11 40.7	6 22.2	14 51.9	13 48.1	11 40.7	4 14.8	5 18.5	1 3.7	－ －	－ －	1 3.7	2 7.4	2.6
１，００１人以上	15 100.0	6 40.0	7 46.7	8 53.3	2 13.3	8 53.3	2 13.3	3 20.0	1 6.7	1 6.7	－ －	1 6.7	－ －	2.6
無回答	6 100.0	5 83.3	2 33.3	5 83.3	4 66.7	5 83.3	2 33.3	1 16.7	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	4.0

問１３．あなたは現在、社会保険（年金及び医療保険）に、どのような形で加入していますか。

（年金）

	全有効回答労働者計	厚生年金保険に、本人が加入している者（第２号被保険者）	配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者（第３号被保険者）	２０歳以上６０歳未満で、第２号又は第３号被保険者でない者（第１号被保険者）	その他（年金）	無回答
総数	6,418	3,118	1,955	398	261	686
	100.0	48.6	30.5	6.2	4.1	10.7
問１（１）．性別						
男性	1,423	989	24	73	155	182
	100.0	69.5	1.7	5.1	10.9	12.8
女性	4,984	2,124	1,928	324	106	502
	100.0	42.6	38.7	6.5	2.1	10.1
無回答	11	5	3	1	－	2
	100.0	45.5	27.3	9.1	－	18.2
問１（２）．年齢層						
～１９歳以下	6	－	－	－	3	3
	100.0	－	－	－	50.0	50.0
２０～２４歳	94	51	22	7	5	9
	100.0	54.3	23.4	7.4	5.3	9.6
２５～２９歳	203	125	51	14	4	9
	100.0	61.6	25.1	6.9	2.0	4.4
３０～３４歳	410	215	151	28	2	14
	100.0	52.4	36.8	6.8	0.5	3.4
３５～３９歳	629	292	280	30	3	24
	100.0	46.4	44.5	4.8	0.5	3.8
４０～４４歳	907	430	413	31	5	28
	100.0	47.4	45.5	3.4	0.6	3.1
４５～４９歳	883	363	416	63	3	38
	100.0	41.1	47.1	7.1	0.3	4.3
５０～５４歳	771	335	356	49	3	28
	100.0	43.5	46.2	6.4	0.4	3.6
５５～５９歳	611	238	243	87	5	38
	100.0	39.0	39.8	14.2	0.8	6.2
６０～６４歳	916	541	－	45	79	251
	100.0	59.1	－	4.9	8.6	27.4
６５歳以上	940	511	－	42	148	239
	100.0	54.4	－	4.5	15.7	25.4
無回答	48	17	23	2	1	5
	100.0	35.4	47.9	4.2	2.1	10.4
問１（３）．婚姻状況						
既婚	5,193	2,320	1,895	228	198	552
	100.0	44.7	36.5	4.4	3.8	10.6
未婚	656	445	45	91	20	55
	100.0	67.8	6.9	13.9	3.0	8.4
離婚・死別	543	343	9	77	40	74
	100.0	63.2	1.7	14.2	7.4	13.6
無回答	26	10	6	2	3	5
	100.0	38.5	23.1	7.7	11.5	19.2
問１付問①．被扶養者の人数						
同居している被扶養者無し	2,830	1,636	639	215	108	232
	100.0	57.8	22.6	7.6	3.8	8.2
同居している被扶養者有り	2,849	1,199	1,123	140	117	270
	100.0	42.1	39.4	4.9	4.1	9.5
無回答	739	283	193	43	36	184
	100.0	38.3	26.1	5.8	4.9	24.9
問１（５）．世帯主からみた続柄						
世帯主本人	1,942	1,326	30	163	182	241
	100.0	68.3	1.5	8.4	9.4	12.4
世帯主本人以外	4,438	1,774	1,921	229	75	439
	100.0	40.0	43.3	5.2	1.7	9.9
無回答	38	18	4	6	4	6
	100.0	47.4	10.5	15.8	10.5	15.8
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）						
行っている	1,741	205	1,171	90	67	208
	100.0	11.8	67.3	5.2	3.8	11.9
行っていない	4,549	2,896	771	298	186	398
	100.0	63.7	16.9	6.6	4.1	8.7
無回答	128	17	13	10	8	80
	100.0	13.3	10.2	7.8	6.3	62.5
問１９．仕事の掛け持ち有無						
している	568	311	94	88	16	59
	100.0	54.8	16.5	15.5	2.8	10.4
していない	5,799	2,801	1,857	309	244	588
	100.0	48.3	32.0	5.3	4.2	10.1
無回答	51	6	4	1	1	39
	100.0	11.8	7.8	2.0	2.0	76.5
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）						
建設業	325	199	60	13	21	32
	100.0	61.2	18.5	4.0	6.5	9.8
製造業	675	334	200	34	39	68
	100.0	49.5	29.6	5.0	5.8	10.1
電気・ガス・熱供給・水道業	24	13	2	1	2	6
	100.0	54.2	8.3	4.2	8.3	25.0
情報通信業	34	19	10	－	3	2
	100.0	55.9	29.4	－	8.8	5.9
運輸業、郵便業	175	81	48	7	15	24
	100.0	46.3	27.4	4.0	8.6	13.7
卸売業	329	151	101	25	14	38
	100.0	45.9	30.7	7.6	4.3	11.6
小売業	622	253	249	34	15	71
	100.0	40.7	40.0	5.5	2.4	11.4
金融業、保険業	185	75	82	12	8	8
	100.0	40.5	44.3	6.5	4.3	4.3
不動産業、物品賃貸業	59	33	15	3	2	6
	100.0	55.9	25.4	5.1	3.4	10.2
学術研究、専門・技術サービス業	143	97	28	4	8	6
	100.0	67.8	19.6	2.8	5.6	4.2
宿泊業、飲食サービス業	257	94	92	28	15	28
	100.0	36.6	35.8	10.9	5.8	10.9
生活関連サービス業、娯楽業	108	33	43	8	3	21
	100.0	30.6	39.8	7.4	2.8	19.4
教育、学習支援業	488	254	138	51	15	30
	100.0	52.0	28.3	10.5	3.1	6.1
医療、福祉	1,280	586	433	87	39	135
	100.0	45.8	33.8	6.8	3.0	10.5
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	43	47	3	3	17
	100.0	38.1	41.6	2.7	2.7	15.0
サービス業（他に分類されないもの）	496	246	130	34	25	61
	100.0	49.6	26.2	6.9	5.0	12.3
公務	138	101	17	3	－	17
	100.0	73.2	12.3	2.2	－	12.3
その他	15	9	5	－	－	1
	100.0	60.0	33.3	－	－	6.7
無回答	89	55	14	3	6	11
	100.0	61.8	15.7	3.4	6.7	12.4
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）						
３０人以下	664	286	235	43	41	59
	100.0	43.1	35.4	6.5	6.2	8.9
３１～１００人	1,843	725	668	129	93	228
	100.0	39.3	36.2	7.0	5.0	12.4
１０１～３００人	1,334	561	451	96	69	157
	100.0	42.1	33.8	7.2	5.2	11.8
３０１～５００人	332	159	112	23	6	32
	100.0	47.9	33.7	6.9	1.8	9.6
５０１～１，０００人	709	465	134	33	12	65
	100.0	65.6	18.9	4.7	1.7	9.2
１，００１人以上	567	420	83	22	8	34
	100.0	74.1	14.6	3.9	1.4	6.0
無回答	106	60	31	4	4	7
	100.0	56.6	29.2	3.8	3.8	6.6

（医療保険）

	全有効回答労働者計	被用者（健康）保険に、本人が加入している者	家族が加入する被用者（健康）保険の被扶養者	国民健康保険に加入している者	その他（医療保険）	無回答
総数	6,418	3,118	1,955	423	236	686
	100.0	48.6	30.5	6.6	3.7	10.7
問１（１）．性別						
男性	1,423	989	24	86	142	182
	100.0	69.5	1.7	6.0	10.0	12.8
女性	4,984	2,124	1,928	336	94	502
	100.0	42.6	38.7	6.7	1.9	10.1
無回答	11	5	3	1	－	2
	100.0	45.5	27.3	9.1	－	18.2
問１（２）．年齢層						
～１９歳以下	6	－	－	－	3	3
	100.0	－	－	－	50.0	50.0
２０～２４歳	94	51	22	8	4	9
	100.0	54.3	23.4	8.5	4.3	9.6
２５～２９歳	203	125	51	15	3	9
	100.0	61.6	25.1	7.4	1.5	4.4
３０～３４歳	410	215	151	28	2	14
	100.0	52.4	36.8	6.8	0.5	3.4
３５～３９歳	629	292	280	31	2	24
	100.0	46.4	44.5	4.9	0.3	3.8
４０～４４歳	907	430	413	32	4	28
	100.0	47.4	45.5	3.5	0.4	3.1
４５～４９歳	883	363	416	64	2	38
	100.0	41.1	47.1	7.2	0.2	4.3
５０～５４歳	771	335	356	47	5	28
	100.0	43.5	46.2	6.1	0.6	3.6
５５～５９歳	611	238	243	86	6	38
	100.0	39.0	39.8	14.1	1.0	6.2
６０～６４歳	916	541	－	56	68	251
	100.0	59.1	－	6.1	7.4	27.4
６５歳以上	940	511	－	54	136	239
	100.0	54.4	－	5.7	14.5	25.4
無回答	48	17	23	2	1	5
	100.0	35.4	47.9	4.2	2.1	10.4
問１（３）．婚姻状況						
既婚	5,193	2,320	1,895	242	184	552
	100.0	44.7	36.5	4.7	3.5	10.6
未婚	656	445	45	93	18	55
	100.0	67.8	6.9	14.2	2.7	8.4
離婚・死別	543	343	9	86	31	74
	100.0	63.2	1.7	15.8	5.7	13.6
無回答	26	10	6	2	3	5
	100.0	38.5	23.1	7.7	11.5	19.2
問１付問①．被扶養者の人数						
同居している被扶養者無し	2,830	1,636	639	230	93	232
	100.0	57.8	22.6	8.1	3.3	8.2
同居している被扶養者有り	2,849	1,199	1,123	150	107	270
	100.0	42.1	39.4	5.3	3.8	9.5
無回答	739	283	193	43	36	184
	100.0	38.3	26.1	5.8	4.9	24.9
問１（５）．世帯主からみた続柄						
世帯主本人	1,942	1,326	30	184	161	241
	100.0	68.3	1.5	9.5	8.3	12.4
世帯主本人以外	4,438	1,774	1,921	233	71	439
	100.0	40.0	43.3	5.3	1.6	9.9
無回答	38	18	4	6	4	6
	100.0	47.4	10.5	15.8	10.5	15.8
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）						
行っている	1,741	205	1,171	93	64	208
	100.0	11.8	67.3	5.3	3.7	11.9
行っていない	4,549	2,896	771	318	166	398
	100.0	63.7	16.9	7.0	3.6	8.7
無回答	128	17	13	12	6	80
	100.0	13.3	10.2	9.4	4.7	62.5
問１９．仕事の掛け持ち有無						
している	568	311	94	91	13	59
	100.0	54.8	16.5	16.0	2.3	10.4
していない	5,799	2,801	1,857	331	222	588
	100.0	48.3	32.0	5.7	3.8	10.1
無回答	51	6	4	1	1	39
	100.0	11.8	7.8	2.0	2.0	76.5
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）						
建設業	325	199	60	16	18	32
	100.0	61.2	18.5	4.9	5.5	9.8
製造業	675	334	200	35	38	68
	100.0	49.5	29.6	5.2	5.6	10.1
電気・ガス・熱供給・水道業	24	13	2	2	1	6
	100.0	54.2	8.3	8.3	4.2	25.0
情報通信業	34	19	10	1	2	2
	100.0	55.9	29.4	2.9	5.9	5.9
運輸業、郵便業	175	81	48	8	14	24
	100.0	46.3	27.4	4.6	8.0	13.7
卸売業	329	151	101	26	13	38
	100.0	45.9	30.7	7.9	4.0	11.6
小売業	622	253	249	36	13	71
	100.0	40.7	40.0	5.8	2.1	11.4
金融業、保険業	185	75	82	12	8	8
	100.0	40.5	44.3	6.5	4.3	4.3
不動産業、物品賃貸業	59	33	15	3	2	6
	100.0	55.9	25.4	5.1	3.4	10.2
学術研究、専門・技術サービス業	143	97	28	5	7	6
	100.0	67.8	19.6	3.5	4.9	4.2
宿泊業、飲食サービス業	257	94	92	33	10	28
	100.0	36.6	35.8	12.8	3.9	10.9
生活関連サービス業、娯楽業	108	33	43	9	2	21
	100.0	30.6	39.8	8.3	1.9	19.4
教育、学習支援業	488	254	138	54	12	30
	100.0	52.0	28.3	11.1	2.5	6.1
医療、福祉	1,280	586	433	90	36	135
	100.0	45.8	33.8	7.0	2.8	10.5
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	43	47	3	3	17
	100.0	38.1	41.6	2.7	2.7	15.0
サービス業（他に分類されないもの）	496	246	130	34	25	61
	100.0	49.6	26.2	6.9	5.0	12.3
公務	138	101	17	3	－	17
	100.0	73.2	12.3	2.2	－	12.3
その他	15	9	5	－	－	1
	100.0	60.0	33.3	－	－	6.7
無回答	89	55	14	3	6	11
	100.0	61.8	15.7	3.4	6.7	12.4
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）						
３０人以下	664	286	235	50	34	59
	100.0	43.1	35.4	7.5	5.1	8.9
３１～１００人	1,843	725	668	134	88	228
	100.0	39.3	36.2	7.3	4.8	12.4
１０１～３００人	1,334	561	451	102	63	157
	100.0	42.1	33.8	7.6	4.7	11.8
３０１～５００人	332	159	112	25	4	32
	100.0	47.9	33.7	7.5	1.2	9.6
５０１～１，０００人	709	465	134	34	11	65
	100.0	65.6	18.9	4.8	1.6	9.2
１，００１人以上	567	420	83	24	6	34
	100.0	74.1	14.6	4.2	1.1	6.0
無回答	106	60	31	4	4	7
	100.0	56.6	29.2	3.8	3.8	6.6

問１３付問．（問１２で緩和された）厚生年金・健康保険の適用基準が、今後更に緩和され、あなたの現在の働き方が適用対象になったら、ご自身の働き方をどうすると思いますか。

	適用拡大後の第３１号被保険者、その他労働者計	変えると思う	変えないと思う	分からない	無回答
総数	2,614 100.0	1,007 38.5	409 15.6	1,092 41.8	106 4.1
問１（１）．性別					
男性	252 100.0	70 27.8	59 23.4	111 44.0	12 4.8
女性	2,358 100.0	935 39.7	350 14.8	979 41.5	94 4.0
無回答	4 100.0	2 50.0	－ －	2 50.0	－ －
問１（２）．年齢層					
～１９歳以下	3 100.0	－ －	－ －	3 100.0	－ －
２０～２４歳	34 100.0	9 26.5	3 8.8	22 64.7	－ －
２５～２９歳	69 100.0	19 27.5	9 13.0	40 58.0	1 1.4
３０～３４歳	181 100.0	82 45.3	21 11.6	73 40.3	5 2.8
３５～３９歳	313 100.0	140 44.7	42 13.4	122 39.0	9 2.9
４０～４４歳	449 100.0	218 48.6	46 10.2	172 38.3	13 2.9
４５～４９歳	482 100.0	205 42.5	69 14.3	186 38.6	22 4.6
５０～５４歳	408 100.0	143 35.0	64 15.7	182 44.6	19 4.7
５５～５９歳	335 100.0	109 32.5	68 20.3	146 43.6	12 3.6
６０～６４歳	124 100.0	31 25.0	35 28.2	48 38.7	10 8.1
６５歳以上	190 100.0	40 21.1	50 26.3	88 46.3	12 6.3
無回答	26 100.0	11 42.3	2 7.7	10 38.5	3 11.5
問１（３）．婚姻状況					
既婚	2,321 100.0	920 39.6	362 15.6	940 40.5	99 4.3
未婚	156 100.0	36 23.1	25 16.0	91 58.3	4 2.6
離婚・死別	126 100.0	46 36.5	22 17.5	56 44.4	2 1.6
無回答	11 100.0	5 45.5	－ －	5 45.5	1 9.1
問１付問①．被扶養者の人数					
同居している被扶養者無し	962 100.0	370 38.5	149 15.5	411 42.7	32 3.3
同居している被扶養者有り	1,380 100.0	562 40.7	217 15.7	548 39.7	53 3.8
無回答	272 100.0	75 27.6	43 15.8	133 48.9	21 7.7
問１（５）．世帯主からみた続柄					
世帯主本人	375 100.0	117 31.2	86 22.9	157 41.9	15 4.0
世帯主本人以外	2,225 100.0	885 39.8	321 14.4	928 41.7	91 4.1
無回答	14 100.0	5 35.7	2 14.3	7 50.0	－ －
問３．働くのを辞めた場合の家計への影響					
日々の生活が維持できなくなる	686 100.0	293 42.7	91 13.3	279 40.7	23 3.4
日々の生活は何とかなるが、 住宅ローン等の返済が難しくなる	333 100.0	137 41.1	41 12.3	143 42.9	12 3.6
日々の生活は何とかなるが、 学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	448 100.0	188 42.0	55 12.3	183 40.8	22 4.9
自分の収入が無くなっても、日々の生活に 支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	568 100.0	207 36.4	101 17.8	239 42.1	21 3.7
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、 自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	429 100.0	138 32.2	85 19.8	183 42.7	23 5.4
自分の収入が無くなっても、 日々の生活に何ら変わるところはない	122 100.0	32 26.2	31 25.4	56 45.9	3 2.5
無回答	28 100.0	12 42.9	5 17.9	9 32.1	2 7.1
問４．短時間労働者という形態で、働いている理由（複数回答）					
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	1,259 100.0	483 38.4	220 17.5	508 40.3	48 3.8
労働時間や出勤日数が短いから	888 100.0	318 35.8	178 20.0	351 39.5	41 4.6
就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	774 100.0	329 42.5	116 15.0	304 39.3	25 3.2
軽易な仕事をしたいから	139 100.0	46 33.1	26 18.7	58 41.7	9 6.5
辞めやすいから	49 100.0	11 22.4	10 20.4	22 44.9	6 12.2
休みやすいから	465 100.0	192 41.3	71 15.3	181 38.9	21 4.5
時間を有効に使えるから	767 100.0	265 34.6	143 18.6	319 41.6	40 5.2
資格・技能を活かして働きたいから	176 100.0	70 39.8	32 18.2	66 37.5	8 4.5
企業や職場、組織に拘束されたくないから	92 100.0	33 35.9	16 17.4	38 41.3	5 5.4
すぐに働き始めたいから	73 100.0	32 43.8	7 9.6	30 41.1	4 5.5
正社員としての働き口が見つからなかったから	224 100.0	111 49.6	17 7.6	86 38.4	10 4.5
育児・介護等の事情があるから	869 100.0	409 47.1	98 11.3	337 38.8	25 2.9
正社員として働くことを家族に反対されているから	88 100.0	37 42.0	17 19.3	29 33.0	5 5.7
正社員として働くことが体力的に難しいから	367 100.0	124 33.8	67 18.3	153 41.7	23 6.3
通勤が容易だから	337 100.0	106 31.5	54 16.0	160 47.5	17 5.0
転勤がないから	159 100.0	58 36.5	26 16.4	68 42.8	7 4.4
他に本業があるから・副業できるから	71 100.0	26 36.6	18 25.4	26 36.6	1 1.4
その他	162 100.0	60 37.0	30 18.5	68 42.0	4 2.5
無回答	14 100.0	6 42.9	2 14.3	5 35.7	1 7.1
問５付問．同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か					
はい	128 100.0	38 29.7	38 29.7	46 35.9	6 4.7
いいえ	2,342 100.0	915 39.1	349 14.9	982 41.9	96 4.1
無回答	144 100.0	54 37.5	22 15.3	64 44.4	4 2.8

	適用拡大後の第３１号被保険者、その他労働者計	変えると思う	変えないと思う	分からない	無回答
総数	2,614 100.0	1,007 38.5	409 15.6	1,092 41.8	106 4.1
問６．職種					
管理職	9 100.0	2 22.2	3 33.3	4 44.4	－ －
専門・技術職（医療関係）	173 100.0	81 46.8	24 13.9	60 34.7	8 4.6
専門・技術職（教育関係）	71 100.0	24 33.8	9 12.7	37 52.1	1 1.4
専門・技術職（その他）	99 100.0	31 31.3	19 19.2	47 47.5	2 2.0
事務職	961 100.0	439 45.7	131 13.6	359 37.4	32 3.3
販売職（営業を含む）	178 100.0	64 36.0	29 16.3	77 43.3	8 4.5
サービス職（介護関係）	253 100.0	93 36.8	54 21.3	91 36.0	15 5.9
サービス職（飲食関係）	120 100.0	34 28.3	19 15.8	61 50.8	6 5.0
サービス職（その他）	178 100.0	70 39.3	31 17.4	75 42.1	2 1.1
警備・保安職	12 100.0	－ －	4 33.3	6 50.0	2 16.7
製造・生産工程職	191 100.0	69 36.1	23 12.0	88 46.1	11 5.8
輸送・運転職	36 100.0	7 19.4	9 25.0	17 47.2	3 8.3
建設・採掘職	1 100.0	－ －	－ －	1 100.0	－ －
清掃等労務職	124 100.0	24 19.4	20 16.1	74 59.7	6 4.8
その他	176 100.0	56 31.8	31 17.6	82 46.6	7 4.0
無回答	32 100.0	13 40.6	3 9.4	13 40.6	3 9.4
問１３．社会保険（年金）の現在の加入形態					
２０歳以上６０歳未満で、第２号又は第３号 被保険者でない者（第１号被保険者）	398 100.0	132 33.2	75 18.8	173 43.5	18 4.5
厚生年金保険に、本人が加入している者 （第２号被保険者）	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者 （第３号被保険者）	1,955 100.0	811 41.5	278 14.2	794 40.6	72 3.7
その他	261 100.0	64 24.5	56 21.5	125 47.9	16 6.1
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
適用拡大以前の社会保険（年金）の種類					
第１号被保険者	398 100.0	132 33.2	75 18.8	173 43.5	18 4.5
第３号被保険者	1,955 100.0	811 41.5	278 14.2	794 40.6	72 3.7
その他	261 100.0	64 24.5	56 21.5	125 47.9	16 6.1
問１４付問①．適用拡大前後の社会保険（年金）の種類の変化					
適用拡大前：第１号被保険者 →適用拡大後：第２号被保険者	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
適用拡大前：第３号被保険者 →適用拡大後：第２号被保険者	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
適用拡大前：その他→適用拡大後：第２号被保険者	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）					
行っている	1,328 100.0	630 47.4	162 12.2	494 37.2	42 3.2
行っていない	1,255 100.0	362 28.8	243 19.4	588 46.9	62 4.9
無回答	31 100.0	15 48.4	4 12.9	10 32.3	2 6.5
問１９．仕事の掛け持ち有無					
している	198 100.0	81 40.9	38 19.2	75 37.9	4 2.0
していない	2,410 100.0	924 38.3	370 15.4	1,016 42.2	100 4.1
無回答	6 100.0	2 33.3	1 16.7	1 16.7	2 33.3
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）					
建設業	94 100.0	37 39.4	21 22.3	34 36.2	2 2.1
製造業	273 100.0	97 35.5	35 12.8	128 46.9	13 4.8
電気・ガス・熱供給・水道業	5 100.0	3 60.0	1 20.0	1 20.0	－ －
情報通信業	13 100.0	4 30.8	3 23.1	5 38.5	1 7.7
運輸業、郵便業	70 100.0	18 25.7	11 15.7	34 48.6	7 10.0
卸売業	140 100.0	56 40.0	30 21.4	52 37.1	2 1.4
小売業	298 100.0	125 41.9	47 15.8	113 37.9	13 4.4
金融業、保険業	102 100.0	48 47.1	9 8.8	41 40.2	4 3.9
不動産業、物品賃貸業	20 100.0	4 20.0	6 30.0	10 50.0	－ －
学術研究、専門・技術サービス業	40 100.0	20 50.0	2 5.0	16 40.0	2 5.0
宿泊業、飲食サービス業	135 100.0	39 28.9	15 11.1	78 57.8	3 2.2
生活関連サービス業、娯楽業	54 100.0	18 33.3	8 14.8	25 46.3	3 5.6
教育、学習支援業	204 100.0	85 41.7	30 14.7	85 41.7	4 2.0
医療、福祉	559 100.0	228 40.8	102 18.2	202 36.1	27 4.8
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	53 100.0	13 24.5	5 9.4	31 58.5	4 7.5
サービス業（他に分類されないもの）	189 100.0	53 28.0	37 19.6	93 49.2	6 3.2
公務	20 100.0	10 50.0	1 5.0	9 45.0	－ －
その他	5 100.0	3 60.0	1 20.0	1 20.0	－ －
無回答	23 100.0	6 26.1	2 8.7	14 60.9	1 4.3
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）					
３０人以下	319 100.0	111 34.8	54 16.9	144 45.1	10 3.1
３１～１００人	890 100.0	322 36.2	151 17.0	382 42.9	35 3.9
１０１～３００人	616 100.0	222 36.0	97 15.7	273 44.3	24 3.9
３０１～５００人	141 100.0	63 44.7	20 14.2	54 38.3	4 2.8
５０１～１，０００人	179 100.0	81 45.3	18 10.1	74 41.3	6 3.4
１，００１人以上	113 100.0	49 43.4	16 14.2	39 34.5	9 8.0
無回答	39 100.0	19 48.7	10 25.6	6 15.4	4 10.3

問１３付問①．働き方をどのように、変更すると思いますか。

（複数回答）	厚生年金・健康保険の適用基準が、更に緩和され、現在、働き方が適用対象となった場合に、働き方を変えると思う」労働者計	厚生年金・健康保険が適用されるよう、手取り収入が増えるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やす	厚生年金・健康保険が更に拡大されるなら、正社員として働く（働きたい）	厚生年金・健康保険が適用されるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やすが、手取り収入が減らない程度の時間増に抑える	厚生年金・健康保険が適用されるよう、働く時間を減らす	厚生年金・健康保険が適用にならないよう、働く時間を減らす	自営業や個人請負等の独立した形態で働く（内職を含む）	働くことをやめる	その他	分からない・何とも言えない	無回答	平均選択数
総数	1,007	306	166	197	316	2	41	19	105	10	1.2
	100.0	30.4	16.5	19.6	31.4	0.2	4.1	1.9	10.4	1.0	
問１（１）．性別											
男性	70	13	4	10	21	1	11	2	15	1	1.1
	100.0	18.6	5.7	14.3	30.0	1.4	15.7	2.9	21.4	1.4	
女性	935	293	161	187	294	1	30	17	90	9	1.2
	100.0	31.3	17.2	20.0	31.4	0.1	3.2	1.8	9.6	1.0	
無回答	2	－	1	－	1	－	－	－	－	－	1.0
	100.0	－	50.0	－	50.0	－	－	－	－	－	
問１（２）．年齢層											
～１９歳以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
２０～２４歳	9	2	2	1	2	－	－	－	3	－	1.1
	100.0	22.2	22.2	11.1	22.2	－	－	－	33.3	－	
２５～２９歳	19	4	5	2	8	－	－	－	1	－	1.1
	100.0	21.1	26.3	10.5	42.1	－	－	－	5.3	－	
３０～３４歳	82	30	14	17	23	1	1	2	6	2	1.2
	100.0	36.6	17.1	20.7	28.0	1.2	1.2	2.4	7.3	2.4	
３５～３９歳	140	46	23	28	35	－	1	1	14	1	1.1
	100.0	32.9	16.4	20.0	25.0	－	0.7	0.7	10.0	0.7	
４０～４４歳	218	77	53	46	55	－	6	4	16	2	1.2
	100.0	35.3	24.3	21.1	25.2	－	2.8	1.8	7.3	0.9	
４５～４９歳	205	71	33	49	60	－	3	4	17	2	1.2
	100.0	34.6	16.1	23.9	29.3	－	1.5	2.0	8.3	1.0	
５０～５４歳	143	33	25	25	62	－	8	4	12	－	1.2
	100.0	23.1	17.5	17.5	43.4	－	5.6	2.8	8.4	－	
５５～５９歳	109	33	6	20	37	－	6	1	20	1	1.1
	100.0	30.3	5.5	18.3	33.9	－	5.5	0.9	18.3	0.9	
６０～６４歳	31	4	3	3	18	－	4	1	5	1	1.3
	100.0	12.9	9.7	9.7	58.1	－	12.9	3.2	16.1	3.2	
６５歳以上	40	3	－	3	12	1	12	2	11	1	1.1
	100.0	7.5	－	7.5	30.0	2.5	30.0	5.0	27.5	2.5	
無回答	11	3	2	3	4	－	－	－	－	－	1.1
	100.0	27.3	18.2	27.3	36.4	－	－	－	－	－	
問１（３）．婚姻状況											
既婚	920	273	146	176	304	2	38	18	91	9	1.2
	100.0	29.7	15.9	19.1	33.0	0.2	4.1	2.0	9.9	1.0	
未婚	36	16	9	9	5	－	1	－	5	－	1.3
	100.0	44.4	25.0	25.0	13.9	－	2.8	－	13.9	－	
離婚・死別	46	17	10	11	6	－	1	1	8	1	1.2
	100.0	37.0	21.7	23.9	13.0	－	2.2	2.2	17.4	2.2	
無回答	5	－	1	1	1	－	1	－	1	－	1.0
	100.0	－	20.0	20.0	20.0	－	20.0	－	20.0	－	
問１付問①．被扶養者の人数											
同居している被扶養者無し	370	100	55	65	138	－	20	5	40	2	1.2
	100.0	27.0	14.9	17.6	37.3	－	5.4	1.4	10.8	0.5	
同居している被扶養者有り	562	183	101	111	158	1	16	12	56	7	1.2
	100.0	32.6	18.0	19.8	28.1	0.2	2.8	2.1	10.0	1.2	
無回答	75	23	10	21	20	1	5	2	9	1	1.2
	100.0	30.7	13.3	28.0	26.7	1.3	6.7	2.7	12.0	1.3	
問１（５）．世帯主からみた続柄											
世帯主本人	117	32	16	18	27	1	13	3	21	2	1.1
	100.0	27.4	13.7	15.4	23.1	0.9	11.1	2.6	17.9	1.7	
世帯主本人以外	885	273	149	176	289	1	28	16	84	8	1.2
	100.0	30.8	16.8	19.9	32.7	0.1	3.2	1.8	9.5	0.9	
無回答	5	1	1	3	－	－	－	－	－	－	1.0
	100.0	20.0	20.0	60.0	－	－	－	－	－	－	
問３．働くのを辞めた場合の家計への影響											
日々の生活が維持できなくなる	293	97	65	53	76	－	6	5	27	5	1.1
	100.0	33.1	22.2	18.1	25.9	－	2.0	1.7	9.2	1.7	
日々の生活は何とかなるが、 住宅ローン等の返済が難しくなる	137	43	21	31	40	－	3	3	10	2	1.1
	100.0	31.4	15.3	22.6	29.2	－	2.2	2.2	7.3	1.5	
日々の生活は何とかなるが、 学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	188	65	34	35	55	－	2	6	18	2	1.2
	100.0	34.6	18.1	18.6	29.3	－	1.1	3.2	9.6	1.1	
自分の収入が無くなっても、日々の生活に 支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	207	55	26	46	73	1	10	3	30	1	1.2
	100.0	26.6	12.6	22.2	35.3	0.5	4.8	1.4	14.5	0.5	
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、 自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	138	33	14	25	56	1	15	1	17	－	1.2
	100.0	23.9	10.1	18.1	40.6	0.7	10.9	0.7	12.3	－	
自分の収入が無くなっても、 日々の生活に何ら変わるところはない	32	7	3	5	15	－	5	1	2	－	1.2
	100.0	21.9	9.4	15.6	46.9	－	15.6	3.1	6.3	－	
無回答	12	6	3	2	1	－	－	－	1	－	1.1
	100.0	50.0	25.0	16.7	8.3	－	－	－	8.3	－	
問４．短時間労働者という形態で、働いている理由（複数回答）											
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	483	134	60	114	168	1	19	7	55	3	1.2
	100.0	27.7	12.4	23.6	34.8	0.2	3.9	1.4	11.4	0.6	
労働時間や出勤日数が短いから	318	73	31	68	137	2	18	6	36	5	1.2
	100.0	23.0	9.7	21.4	43.1	0.6	5.7	1.9	11.3	1.6	
就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	329	81	36	67	143	2	14	6	35	2	1.2
	100.0	24.6	10.9	20.4	43.5	0.6	4.3	1.8	10.6	0.6	
軽易な仕事をしたいから	46	9	3	7	20	1	3	1	7	1	1.1
	100.0	19.6	6.5	15.2	43.5	2.2	6.5	2.2	15.2	2.2	
辞めやすいから	11	2	2	2	4	－	－	－	2	－	1.1
	100.0	18.2	18.2	18.2	36.4	－	－	－	18.2	－	
休みやすいから	192	59	30	40	62	－	7	4	22	－	1.2
	100.0	30.7	15.6	20.8	32.3	－	3.6	2.1	11.5	－	
時間を有効に使えるから	265	75	21	61	101	2	15	5	34	1	1.2
	100.0	28.3	7.9	23.0	38.1	0.8	5.7	1.9	12.8	0.4	
資格・技能を活かして働きたいから	70	22	6	21	17	1	3	2	8	1	1.2
	100.0	31.4	8.6	30.0	24.3	1.4	4.3	2.9	11.4	1.4	
企業や職場、組織に拘束されたくないから	33	9	1	9	9	－	2	－	8	1	1.2
	100.0	27.3	3.0	27.3	27.3	－	6.1	－	24.2	3.0	
すぐに働き始めたいから	32	12	6	7	7	－	－	－	3	－	1.1
	100.0	37.5	18.8	21.9	21.9	－	－	－	9.4	－	
正社員としての働き口が見つからなかったから	111	36	42	18	19	－	3	－	10	2	1.2
	100.0	32.4	37.8	16.2	17.1	－	2.7	－	9.0	1.8	
育児・介護等の事情があるから	409	143	74	93	112	－	7	13	34	3	1.2
	100.0	35.0	18.1	22.7	27.4	－	1.7	3.2	8.3	0.7	
正社員として働くことを家族に反対されているから	37	11	8	5	13	－	1	1	2	－	1.1
	100.0	29.7	21.6	13.5	35.1	－	2.7	2.7	5.4	－	
正社員として働くことが体力的に難しいから	124	28	12	35	47	－	6	4	11	1	1.2
	100.0	22.6	9.7	28.2	37.9	－	4.8	3.2	8.9	0.8	
通勤が容易だから	106	23	10	19	49	－	7	2	11	1	1.2
	100.0	21.7	9.4	17.9	46.2	－	6.6	1.9	10.4	0.9	
転勤がないから	58	8	6	11	29	－	5	－	3	－	1.1
	100.0	13.8	10.3	19.0	50.0	－	8.6	－	5.2	－	
他に本業があるから・副業できるから	26	13	1	10	1	－	－	2	4	1	1.2
	100.0	50.0	3.8	38.5	3.8	－	－	7.7	15.4	3.8	
その他	60	19	12	8	18	－	5	3	6	－	1.2
	100.0	31.7	20.0	13.3	30.0	－	8.3	5.0	10.0	－	
無回答	6	3	2	－	－	－	－	－	1	－	1.0
	100.0	50.0	33.3	－	－	－	－	－	16.7	－	
問５付問．同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か											
はい	38	4	－	3	14	－	6	1	11	1	1.1
	100.0	10.5	－	7.9	36.8	－	15.8	2.6	28.9	2.6	
いいえ	915	283	159	180	289	2	33	17	88	8	1.2
	100.0	30.9	17.4	19.7	31.6	0.2	3.6	1.9	9.6	0.9	
無回答	54	19	7	14	13	－	2	1	6	1	1.2
	100.0	35.2	13.0	25.9	24.1	－	3.7	1.9	11.1	1.9	

（複数回答）	厚生年金・健康保険の適用基準が、現在の働き方が適用対象となった場合に、更に緩和されるよう、働き方を変えると思う」労働者計	厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増えるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やす	厚生年金・健康保険が更に拡大されるなら、正社員として働く（働きたい）	厚生年金・健康保険が適用されるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やすが、手取り収入が減らない程度の時間増に抑える	厚生年金・健康保険が適用にならないよう、働く時間を減らす	自営業や個人請負等の独立した形態で働く（内職を含む）	働くことをやめる	その他	分からない・何とも言えない	無回答	平均選択数
総数	1,007	306	166	197	316	2	41	19	105	10	1.2
	100.0	30.4	16.5	19.6	31.4	0.2	4.1	1.9	10.4	1.0	
問６．職種											
管理職	2	–	–	–	1	–	–	–	1	–	1.0
	100.0	–	–	–	50.0	–	–	–	50.0	–	
専門・技術職（医療関係）	81	30	13	24	20	–	3	3	7	1	1.3
	100.0	37.0	16.0	29.6	24.7	–	3.7	3.7	8.6	1.2	
専門・技術職（教育関係）	24	8	6	7	6	–	1	1	2	–	1.3
	100.0	33.3	25.0	29.2	25.0	–	4.2	4.2	8.3	–	
専門・技術職（その他）	31	14	4	6	7	1	3	3	–	–	1.2
	100.0	45.2	12.9	19.4	22.6	3.2	9.7	9.7	–	–	
事務職	439	110	92	82	150	1	8	5	42	4	1.1
	100.0	25.1	21.0	18.7	34.2	0.2	1.8	1.1	9.6	0.9	
販売職（営業を含む）	64	20	6	15	21	–	2	–	6	1	1.1
	100.0	31.3	9.4	23.4	32.8	–	3.1	–	9.4	1.6	
サービス職（介護関係）	93	34	10	24	21	–	1	–	11	1	1.1
	100.0	36.6	10.8	25.8	22.6	–	1.1	–	11.8	1.1	
サービス職（飲食関係）	34	13	4	7	7	–	1	2	4	1	1.2
	100.0	38.2	11.8	20.6	20.6	–	2.9	5.9	11.8	2.9	
サービス職（その他）	70	24	10	12	24	–	6	–	3	1	1.1
	100.0	34.3	14.3	17.1	34.3	–	8.6	–	4.3	1.4	
警備・保安職	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
製造・生産工程職	69	21	5	9	21	–	3	1	15	–	1.1
	100.0	30.4	7.2	13.0	30.4	–	4.3	1.4	21.7	–	
輸送・運転職	7	3	1	–	1	–	–	1	–	1	1.0
	100.0	42.9	14.3	–	14.3	–	–	14.3	–	14.3	
建設・採掘職	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
清掃等労務職	24	6	3	2	10	–	5	–	2	–	1.2
	100.0	25.0	12.5	8.3	41.7	–	20.8	–	8.3	–	
その他	56	17	10	8	23	–	8	3	9	–	1.4
	100.0	30.4	17.9	14.3	41.1	–	14.3	5.4	16.1	–	
無回答	13	6	2	1	4	–	–	–	3	–	1.2
	100.0	46.2	15.4	7.7	30.8	–	–	–	23.1	–	
問１３．社会保険（年金）の現在の加入形態											
２０歳以上６０歳未満で、第２号又は第３号被保険者でない者（第１号被保険者）	132	60	23	36	12	–	4	4	18	1	1.2
	100.0	45.5	17.4	27.3	9.1	–	3.0	3.0	13.6	0.8	
厚生年金保険に、本人が加入している者（第２号被保険者）	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者（第３号被保険者）	811	239	140	155	279	1	22	13	74	6	1.2
	100.0	29.5	17.3	19.1	34.4	0.1	2.7	1.6	9.1	0.7	
その他	64	7	3	6	25	1	15	2	13	3	1.2
	100.0	10.9	4.7	9.4	39.1	1.6	23.4	3.1	20.3	4.7	
無回答	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
適用拡大以前の社会保険（年金）の種類											
第１号被保険者	132	60	23	36	12	–	4	4	18	1	1.2
	100.0	45.5	17.4	27.3	9.1	–	3.0	3.0	13.6	0.8	
第３号被保険者	811	239	140	155	279	1	22	13	74	6	1.1
	100.0	29.5	17.3	19.1	34.4	0.1	2.7	1.6	9.1	0.7	
その他	64	7	3	6	25	1	15	2	13	3	1.2
	100.0	10.9	4.7	9.4	39.1	1.6	23.4	3.1	20.3	4.7	
問１４付問①．適用拡大前後の社会保険（年金）の種類の変化											
適用拡大前：第１号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
適用拡大前：第３号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
適用拡大前：その他→適用拡大後：第２号被保険者	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）											
行っている	630	178	102	115	221	2	20	12	72	4	1.2
	100.0	28.3	16.2	18.3	35.1	0.3	3.2	1.9	11.4	0.6	
行っていない	362	125	61	80	90	–	17	6	31	6	1.2
	100.0	34.5	16.9	22.1	24.9	–	4.7	1.7	8.6	1.7	
無回答	15	3	3	2	5	–	4	1	2	–	1.3
	100.0	20.0	20.0	13.3	33.3	–	26.7	6.7	13.3	–	
問１９．仕事の掛け持ち有無											
している	81	37	13	27	11	1	1	3	5	1	1.2
	100.0	45.7	16.0	33.3	13.6	1.2	1.2	3.7	6.2	1.2	
していない	924	269	153	170	303	1	40	16	100	9	1.2
	100.0	29.1	16.6	18.4	32.8	0.1	4.3	1.7	10.8	1.0	
無回答	2	–	–	–	2	–	–	–	–	–	1.0
	100.0	–	–	–	100.0	–	–	–	–	–	
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）											
建設業	37	7	12	6	13	–	1	–	4	–	1.2
	100.0	18.9	32.4	16.2	35.1	–	2.7	–	10.8	–	
製造業	97	23	10	16	35	–	3	2	16	1	1.1
	100.0	23.7	10.3	16.5	36.1	–	3.1	2.1	16.5	1.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1	1	–	2	–	–	–	–	–	1.3
	100.0	33.3	33.3	–	66.7	–	–	–	–	–	
情報通信業	4	2	2	2	1	–	–	–	1	–	2.0
	100.0	50.0	50.0	50.0	25.0	–	–	–	25.0	–	
運輸業、郵便業	18	6	3	–	7	–	2	–	3	1	1.2
	100.0	33.3	16.7	–	38.9	–	11.1	–	16.7	5.6	
卸売業	56	23	12	9	18	–	4	2	3	1	1.3
	100.0	41.1	21.4	16.1	32.1	–	7.1	3.6	5.4	1.8	
小売業	125	40	13	29	36	–	8	1	12	1	1.1
	100.0	32.0	10.4	23.2	28.8	–	6.4	0.8	9.6	0.8	
金融業、保険業	48	13	8	11	22	–	2	–	–	–	1.2
	100.0	27.1	16.7	22.9	45.8	–	4.2	–	–	–	
不動産業、物品賃貸業	4	–	–	–	2	–	–	–	2	–	1.0
	100.0	–	–	–	50.0	–	–	–	50.0	–	
学術研究、専門・技術サービス業	20	4	3	5	7	–	2	–	3	–	1.2
	100.0	20.0	15.0	25.0	35.0	–	10.0	–	15.0	–	
宿泊業、飲食サービス業	39	8	3	6	18	–	5	1	5	1	1.2
	100.0	20.5	7.7	15.4	46.2	–	12.8	2.6	12.8	2.6	
生活関連サービス業、娯楽業	18	8	6	5	2	–	–	–	2	–	1.3
	100.0	44.4	33.3	27.8	11.1	–	–	–	11.1	–	
教育、学習支援業	85	31	21	13	26	–	–	2	6	2	1.2
	100.0	36.5	24.7	15.3	30.6	–	–	2.4	7.1	2.4	
医療、福祉	228	73	34	51	61	–	8	5	26	1	1.1
	100.0	32.0	14.9	22.4	26.8	–	3.5	2.2	11.4	0.4	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	13	5	4	2	2	–	1	–	–	–	1.1
	100.0	38.5	30.8	15.4	15.4	–	7.7	–	–	–	
サービス業（他に分類されないもの）	53	13	9	8	19	–	4	–	7	–	1.1
	100.0	24.5	17.0	15.1	35.8	–	7.5	–	13.2	–	
公務	10	4	2	1	2	–	1	–	3	–	1.3
	100.0	40.0	20.0	10.0	20.0	–	10.0	–	30.0	–	
その他	3	1	1	–	1	–	–	–	–	–	1.0
	100.0	33.3	33.3	–	33.3	–	–	–	–	–	
無回答	6	2	1	2	2	–	–	1	1	–	1.5
	100.0	33.3	16.7	33.3	33.3	–	–	16.7	16.7	–	
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）											
３０人以下	111	38	17	18	33	–	7	1	9	–	1.1
	100.0	34.2	15.3	16.2	29.7	–	6.3	0.9	8.1	–	
３１～１００人	322	97	51	67	94	–	17	4	40	3	1.2
	100.0	30.1	15.8	20.8	29.2	–	5.3	1.2	12.4	0.9	
１０１～３００人	222	65	35	51	74	–	7	6	24	3	1.2
	100.0	29.3	15.8	23.0	33.3	–	3.2	2.7	10.8	1.4	
３０１～５００人	63	19	13	5	23	–	4	1	8	1	1.2
	100.0	30.2	20.6	7.9	36.5	–	6.3	1.6	12.7	1.6	
５０１～１，０００人	81	22	12	15	28	–	5	2	11	1	1.2
	100.0	27.2	14.8	18.5	34.6	–	6.2	2.5	13.6	1.2	
１，００１人以上	49	16	11	8	18	–	–	–	1	–	1.1
	100.0	32.7	22.4	16.3	36.7	–	–	–	2.0	–	
無回答	19	7	6	2	6	–	1	–	1	–	1.2
	100.0	36.8	31.6	10.5	31.6	–	5.3	–	5.3	–	

問１３付問（ｉ）．厚生年金・健康保険への加入を、希望する理由を教えてください。

（複数回答）	厚生年金・健康保険が適用されるよう、働き方を「変えると思う」か、「変えないと思う」（適用される）労働者計	保険料の負担が軽くなるから	将来の年金額を増やしたいから	障がい・遺族年金が充実するから	医療給付（傷病や出産時の手当金）が充実するから	収入を増やしたい（維持したい）から	その他	無回答	平均選択数
総数	981	316	461	40	97	382	46	157	1.6
	100.0	32.2	47.0	4.1	9.9	38.9	4.7	16.0	
問１３付問．更なる適用拡大に伴う、今後の働き方									
変えると思う	572	176	350	28	65	319	15	33	1.8
	100.0	30.8	61.2	4.9	11.4	55.8	2.6	5.8	
変えないと思う	409	140	111	12	32	63	31	124	1.4
	100.0	34.2	27.1	2.9	7.8	15.4	7.6	30.3	
問１３付問①．働き方の変更内容									
厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増えるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やす	306	110	193	22	39	175	6	13	1.9
	100.0	35.9	63.1	7.2	12.7	57.2	2.0	4.2	
厚生年金・健康保険が更に拡大されるなら、正社員として働く（働きたい）	166	37	97	11	12	118	8	13	1.9
	100.0	22.3	58.4	6.6	7.2	71.1	4.8	7.8	
厚生年金・健康保険が適用されるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やすが、手取り収入が減らない程度の時間増に抑える	197	57	125	10	32	89	7	12	1.7
	100.0	28.9	63.5	5.1	16.2	45.2	3.6	6.1	
問１（１）．性別									
男性	84	42	19	4	16	13	5	16	1.5
	100.0	50.0	22.6	4.8	19.0	15.5	6.0	19.0	
女性	896	273	441	36	81	369	41	141	1.6
	100.0	30.5	49.2	4.0	9.0	41.2	4.6	15.7	
無回答	1	1	1	－	－	－	－	－	2.0
	100.0	100.0	100.0	－	－	－	－	－	
問１（２）．年齢層									
～１９歳以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	
２０～２４歳	8	3	2	1	2	1	－	1	1.3
	100.0	37.5	25.0	12.5	25.0	12.5	－	12.5	
２５～２９歳	19	10	8	－	5	10	－	1	1.8
	100.0	52.6	42.1	－	26.3	52.6	－	5.3	
３０～３４歳	75	21	40	5	10	37	5	6	1.7
	100.0	28.0	53.3	6.7	13.3	49.3	6.7	8.0	
３５～３９歳	131	44	62	1	13	58	1	15	1.5
	100.0	33.6	47.3	0.8	9.9	44.3	0.8	11.5	
４０～４４歳	194	56	109	9	12	97	7	24	1.7
	100.0	28.9	56.2	4.6	6.2	50.0	3.6	12.4	
４５～４９歳	199	56	108	9	21	92	5	20	1.6
	100.0	28.1	54.3	4.5	10.6	46.2	2.5	10.1	
５０～５４歳	131	34	57	4	13	50	6	32	1.7
	100.0	26.0	43.5	3.1	9.9	38.2	4.6	24.4	
５５～５９歳	117	44	53	9	10	25	13	25	1.7
	100.0	37.6	45.3	7.7	8.5	21.4	11.1	21.4	
６０～６４歳	42	20	9	1	7	4	5	12	1.5
	100.0	47.6	21.4	2.4	16.7	9.5	11.9	28.6	
６５歳以上	56	24	8	1	4	7	4	19	1.3
	100.0	42.9	14.3	1.8	7.1	12.5	7.1	33.9	
無回答	9	4	5	－	－	1	－	2	1.4
	100.0	44.4	55.6	－	－	11.1	－	22.2	
問１（３）．婚姻状況									
既婚	874	265	413	31	77	348	39	144	1.6
	100.0	30.3	47.3	3.5	8.8	39.8	4.5	16.5	
未婚	51	22	26	5	12	12	2	5	1.7
	100.0	43.1	51.0	9.8	23.5	23.5	3.9	9.8	
離婚・死別	54	27	21	4	8	22	5	8	1.9
	100.0	50.0	38.9	7.4	14.8	40.7	9.3	14.8	
無回答	2	2	1	－	－	－	－	－	1.5
	100.0	100.0	50.0	－	－	－	－	－	
問１付問①．被扶養者の人数									
同居している被扶養者無し	337	121	172	13	37	117	17	56	1.7
	100.0	35.9	51.0	3.9	11.0	34.7	5.0	16.6	
同居している被扶養者有り	556	176	257	26	59	229	24	78	1.6
	100.0	31.7	46.2	4.7	10.6	41.2	4.3	14.0	
無回答	88	19	32	1	1	36	5	23	1.5
	100.0	21.6	36.4	1.1	1.1	40.9	5.7	26.1	
問１（５）．世帯主からみた続柄									
世帯主本人	144	70	45	7	23	45	10	23	1.7
	100.0	48.6	31.3	4.9	16.0	31.3	6.9	16.0	
世帯主本人以外	830	243	414	33	74	337	35	132	1.6
	100.0	29.3	49.9	4.0	8.9	40.6	4.2	15.9	
無回答	7	3	2	－	－	－	1	2	1.2
	100.0	42.9	28.6	－	－	－	14.3	28.6	
問３．働くのを辞めた場合の家計への影響									
日々の生活が維持できなくなる	276	108	129	13	27	124	14	30	1.7
	100.0	39.1	46.7	4.7	9.8	44.9	5.1	10.9	
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	127	38	64	4	15	66	5	17	1.8
	100.0	29.9	50.4	3.1	11.8	52.0	3.9	13.4	
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	167	38	84	7	10	81	5	27	1.6
	100.0	22.8	50.3	4.2	6.0	48.5	3.0	16.2	
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	206	63	103	9	26	69	8	33	1.6
	100.0	30.6	50.0	4.4	12.6	33.5	3.9	16.0	
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	146	51	64	6	14	32	7	31	1.5
	100.0	34.9	43.8	4.1	9.6	21.9	4.8	21.2	
自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わるところはない	44	12	11	1	4	6	6	16	1.4
	100.0	27.3	25.0	2.3	9.1	13.6	13.6	36.4	
無回答	15	6	6	－	1	4	1	3	1.5
	100.0	40.0	40.0	－	6.7	26.7	6.7	20.0	
問４．短時間労働者という形態で、働いている理由（複数回答）									
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	483	166	232	19	50	187	21	77	1.7
	100.0	34.4	48.0	3.9	10.4	38.7	4.3	15.9	
労働時間や出勤日数が短いから	326	106	160	14	33	101	15	70	1.7
	100.0	32.5	49.1	4.3	10.1	31.0	4.6	21.5	
就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	267	79	129	9	26	108	15	43	1.6
	100.0	29.6	48.3	3.4	9.7	40.4	5.6	16.1	
軽易な仕事をしたいから	42	17	19	－	3	8	3	8	1.5
	100.0	40.5	45.2	－	7.1	19.0	7.1	19.0	
辞めやすいから	15	8	6	1	2	7	－	3	2.0
	100.0	53.3	40.0	6.7	13.3	46.7	－	20.0	
休みやすいから	179	58	97	6	19	72	6	31	1.7
	100.0	32.4	54.2	3.4	10.6	40.2	3.4	17.3	
時間を有効に使えるから	270	100	118	11	36	96	12	45	1.7
	100.0	37.0	43.7	4.1	13.3	35.6	4.4	16.7	
資格・技能を活かして働きたいから	72	32	37	6	8	28	3	12	1.9
	100.0	44.4	51.4	8.3	11.1	38.9	4.2	16.7	
企業や職場、組織に拘束されたくないから	32	11	14	2	6	11	2	5	1.7
	100.0	34.4	43.8	6.3	18.8	34.4	6.3	15.6	
すぐに働き始めたいから	29	14	13	2	4	19	2	－	1.9
	100.0	48.3	44.8	6.9	13.8	65.5	6.9	－	
正社員としての働き口が見つからなかったから	97	33	49	6	13	56	5	9	1.8
	100.0	34.0	50.5	6.2	13.4	57.7	5.2	9.3	
育児・介護等の事情があるから	364	106	198	16	34	181	18	36	1.7
	100.0	29.1	54.4	4.4	9.3	49.7	4.9	9.9	
正社員として働くことを家族に反対されているから	39	10	23	4	2	22	1	5	1.8
	100.0	25.6	59.0	10.3	5.1	56.4	2.6	12.8	
正社員として働くことが体力的に難しいから	132	43	66	11	18	43	10	23	1.8
	100.0	32.6	50.0	8.3	13.6	32.6	7.6	17.4	
通勤が容易だから	100	34	47	4	17	44	6	20	1.9
	100.0	34.0	47.0	4.0	17.0	44.0	6.0	20.0	
転勤がないから	49	19	21	－	4	17	4	10	1.7
	100.0	38.8	42.9	－	8.2	34.7	8.2	20.4	
他に本業があるから・副業できるから	38	18	21	6	9	9	3	1	1.8
	100.0	47.4	55.3	15.8	23.7	23.7	7.9	2.6	
その他	62	20	28	6	13	21	7	11	1.9
	100.0	32.3	45.2	9.7	21.0	33.9	11.3	17.7	
無回答	7	4	3	－	－	1	－	2	1.6
	100.0	57.1	42.9	－	－	14.3	－	28.6	
問５付問．同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か									
はい	45	21	8	－	8	8	3	13	1.5
	100.0	46.7	17.8	－	17.8	17.8	6.7	28.9	
いいえ	878	275	432	39	82	353	38	134	1.6
	100.0	31.3	49.2	4.4	9.3	40.2	4.3	15.3	
無回答	58	20	21	1	7	21	5	10	1.6
	100.0	34.5	36.2	1.7	12.1	36.2	8.6	17.2	

（複数回答）	厚生年金・健康保険が適用されるよう、働き方を「変えると思う」か、「変えないと思う」（適用される）労働者計	保険料の負担が軽くなるから	将来の年金額を増やしたいから	障がい・遺族年金が充実するから	医療給付（傷病や出産時の手当金）が充実するから	収入を増やしたい（維持したい）から	その他	無回答	平均選択数
総数	981	316	461	40	97	382	46	157	1.6
	100.0	32.2	47.0	4.1	9.9	38.9	4.7	16.0	
問６．職種									
管理職	3	1	－	－	－	－	－	2	1.0
	100.0	33.3	－	－	－	－	－	66.7	
専門・技術職（医療関係）	77	32	48	7	9	33	2	9	1.9
	100.0	41.6	62.3	9.1	11.7	42.9	2.6	11.7	
専門・技術職（教育関係）	25	9	15	1	4	7	2	3	1.7
	100.0	36.0	60.0	4.0	16.0	28.0	8.0	12.0	
専門・技術職（その他）	39	16	13	1	6	17	6	5	1.7
	100.0	41.0	33.3	2.6	15.4	43.6	15.4	12.8	
事務職	382	110	202	10	42	162	18	51	1.6
	100.0	28.8	52.9	2.6	11.0	42.4	4.7	13.4	
販売職（営業を含む）	63	17	22	4	7	24	－	16	1.6
	100.0	27.0	34.9	6.3	11.1	38.1	－	25.4	
サービス職（介護関係）	114	34	53	7	6	43	5	21	1.6
	100.0	29.8	46.5	6.1	5.3	37.7	4.4	18.4	
サービス職（飲食関係）	39	12	10	－	4	15	1	8	1.4
	100.0	30.8	25.6	－	10.3	38.5	2.6	20.5	
サービス職（その他）	71	24	36	3	7	26	2	10	1.6
	100.0	33.8	50.7	4.2	9.9	36.6	2.8	14.1	
警備・保安職	4	2	1	－	－	－	－	1	1.0
	100.0	50.0	25.0	－	－	－	－	25.0	
製造・生産工程職	55	20	21	2	2	21	4	8	1.5
	100.0	36.4	38.2	3.6	3.6	38.2	7.3	14.5	
輸送・運転職	13	6	4	－	2	2	1	2	1.4
	100.0	46.2	30.8	－	15.4	15.4	7.7	15.4	
建設・採掘職	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	
清掃等労務職	29	13	10	2	5	14	2	3	1.8
	100.0	44.8	34.5	6.9	17.2	48.3	6.9	10.3	
その他	56	15	21	3	2	17	2	17	1.5
	100.0	26.8	37.5	5.4	3.6	30.4	3.6	30.4	
無回答	11	5	5	－	1	1	1	1	1.3
	100.0	45.5	45.5	－	9.1	9.1	9.1	9.1	
問１３．社会保険（年金）の現在の加入形態									
２０歳以上６０歳未満で、第２号又は第３号被保険者でない者（第１号被保険者）	174	94	84	13	23	60	8	18	1.8
	100.0	54.0	48.3	7.5	13.2	34.5	4.6	10.3	
厚生年金保険に、本人が加入している者（第２号被保険者）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者（第３号被保険者）	737	188	363	25	64	313	30	122	1.6
	100.0	25.5	49.3	3.4	8.7	42.5	4.1	16.6	
その他	70	34	14	2	10	9	8	17	1.5
	100.0	48.6	20.0	2.9	14.3	12.9	11.4	24.3	
無回答	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	
適用拡大以前の社会保険（年金）の種類									
第１号被保険者	174	94	84	13	23	60	8	18	1.8
	100.0	54.0	48.3	7.5	13.2	34.5	4.6	10.3	
第３号被保険者	737	188	363	25	64	313	30	122	1.6
	100.0	25.5	49.3	3.4	8.7	42.5	4.1	16.6	
その他	70	34	14	2	10	9	8	17	1.5
	100.0	48.6	20.0	2.9	14.3	12.9	11.4	24.3	
問１４付問①．適用拡大前後の社会保険（年金）の種類の変化									
適用拡大前：第１号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	
適用拡大前：第３号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	
適用拡大前：その他→適用拡大後：第２号被保険者	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）									
行っている	499	132	255	17	40	226	24	78	1.7
	100.0	26.5	51.1	3.4	8.0	45.3	4.8	15.6	
行っていない	472	182	201	23	56	152	22	76	1.6
	100.0	38.6	42.6	4.9	11.9	32.2	4.7	16.1	
無回答	10	2	5	－	1	4	－	3	1.7
	100.0	20.0	50.0	－	10.0	40.0	－	30.0	
問１９．仕事の掛け持ち有無									
している	100	47	52	10	15	38	7	7	1.8
	100.0	47.0	52.0	10.0	15.0	38.0	7.0	7.0	
していない	880	269	409	30	82	344	39	149	1.6
	100.0	30.6	46.5	3.4	9.3	39.1	4.4	16.9	
無回答	1	－	－	－	－	－	－	1	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	100.0	
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）									
建設業	42	10	14	3	5	21	5	9	1.8
	100.0	23.8	33.3	7.1	11.9	50.0	11.9	21.4	
製造業	78	28	33	2	9	26	5	12	1.6
	100.0	35.9	42.3	2.6	11.5	33.3	6.4	15.4	
電気・ガス・熱供給・水道業	2	－	1	1	1	1	－	1	4.0
	100.0	－	50.0	50.0	50.0	50.0	－	50.0	
情報通信業	6	4	4	－	2	2	－	－	2.0
	100.0	66.7	66.7	－	33.3	33.3	－	－	
運輸業、郵便業	17	7	6	－	1	3	－	6	1.6
	100.0	41.2	35.3	－	5.9	17.6	－	35.3	
卸売業	66	18	32	4	6	24	1	14	1.6
	100.0	27.3	48.5	6.1	9.1	36.4	1.5	21.2	
小売業	120	34	57	4	11	50	2	21	1.6
	100.0	28.3	47.5	3.3	9.2	41.7	1.7	17.5	
金融業、保険業	37	13	18	－	2	16	1	5	1.6
	100.0	35.1	48.6	－	5.4	43.2	2.7	13.5	
不動産業、物品賃貸業	6	3	1	－	－	1	2	－	1.2
	100.0	50.0	16.7	－	－	16.7	33.3	－	
学術研究、専門・技術サービス業	13	4	7	－	1	5	2	1	1.6
	100.0	30.8	53.8	－	7.7	38.5	15.4	7.7	
宿泊業、飲食サービス業	29	8	9	－	3	15	1	3	1.4
	100.0	27.6	31.0	－	10.3	51.7	3.4	10.3	
生活関連サービス業、娯楽業	24	9	9	－	3	10	2	3	1.6
	100.0	37.5	37.5	－	12.5	41.7	8.3	12.5	
教育、学習支援業	83	24	48	3	13	32	6	13	1.8
	100.0	28.9	57.8	3.6	15.7	38.6	7.2	15.7	
医療、福祉	237	78	122	16	21	86	11	41	1.7
	100.0	32.9	51.5	6.8	8.9	36.3	4.6	17.3	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	15	5	7	1	－	8	1	2	1.7
	100.0	33.3	46.7	6.7	－	53.3	6.7	13.3	
サービス業（他に分類されないもの）	63	24	27	3	7	27	2	6	1.6
	100.0	38.1	42.9	4.8	11.1	42.9	3.2	9.5	
公務	6	3	3	1	1	2	－	1	2.0
	100.0	50.0	50.0	16.7	16.7	33.3	－	16.7	
その他	3	－	1	－	－	1	1	－	1.0
	100.0	－	33.3	－	－	33.3	33.3	－	
無回答	6	2	5	－	－	3	－	1	2.0
	100.0	33.3	83.3	－	－	50.0	－	16.7	
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）									
３０人以下	119	39	61	4	12	50	7	16	1.7
	100.0	32.8	51.3	3.4	10.1	42.0	5.9	13.4	
３１～１００人	333	105	153	15	34	124	15	66	1.7
	100.0	31.5	45.9	4.5	10.2	37.2	4.5	19.8	
１０１～３００人	223	68	96	12	24	89	10	40	1.6
	100.0	30.5	43.0	5.4	10.8	39.9	4.5	17.9	
３０１～５００人	49	21	26	4	4	19	3	6	1.8
	100.0	42.9	53.1	8.2	8.2	38.8	6.1	12.2	
５０１～１，０００人	61	19	27	1	7	24	5	6	1.5
	100.0	31.1	44.3	1.6	11.5	39.3	8.2	9.8	
１，００１人以上	47	14	32	2	5	19	1	3	1.7
	100.0	29.8	68.1	4.3	10.6	40.4	2.1	6.4	
無回答	21	8	9	－	－	8	1	2	1.4
	100.0	38.1	42.9	－	－	38.1	4.8	9.5	

問１３付問（ｉｉ）．厚生年金・健康保険への加入を、希望しない理由を教えてください。

（複数回答）	厚生年金・健康保険が適用にならないよう、働く時間を減らす」か「自営業や個人請負等の独立した形態で働く」か「働くことをやめる」労働者計	手取り収入が減少するから	配偶者控除を受けられなくなるから	配偶者の会社から手当（配偶者手当や家族手当等）が支給されない恐れがあるから	健康保険の扶養から外れるから	（育児や介護、病気等の事情で）働く時間を増やせないから	（自身で）加入するメリットが分からないから	会社側に（社会保険に加入したいという）希望を言い難いから	周囲の動向を見てから、加入をどうするか決めようと思うから	その他	無回答	平均選択数
総数	339 100.0	207 61.1	164 48.4	98 28.9	187 55.2	95 28.0	90 26.5	9 2.7	10 2.9	27 8.0	11 3.2	2.7
問１３付問①．働き方の変更内容												
厚生年金・健康保険が適用にならないよう、働く時間を減らす	316 100.0	196 62.0	161 50.9	95 30.1	182 57.6	92 29.1	89 28.2	9 2.8	9 2.8	19 6.0	9 2.8	2.8
自営業や個人請負等の独立した形態で働く（内職を含む）	2 100.0	1 50.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1 50.0	1.0
働くことをやめる	41 100.0	22 53.7	10 24.4	7 17.1	17 41.5	9 22.0	7 17.1	－ －	1 2.4	14 34.1	2 4.9	2.2
問１（１）．性別												
男性	29 100.0	15 51.7	2 6.9	1 3.4	2 6.9	－ －	4 13.8	－ －	2 6.9	9 31.0	1 3.4	1.3
女性	309 100.0	191 61.8	161 52.1	96 31.1	184 59.5	95 30.7	85 27.5	8 2.6	7 2.3	18 5.8	10 3.2	2.8
無回答	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	－ －	1 100.0	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	7.0
問１（２）．年齢層												
～１９歳以下	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
２０～２４歳	2 100.0	1 50.0	－ －	－ －	1 50.0	1 50.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1.5
２５～２９歳	8 100.0	5 62.5	5 62.5	4 50.0	5 62.5	2 25.0	1 12.5	－ －	－ －	－ －	－ －	2.8
３０～３４歳	23 100.0	12 52.2	11 47.8	5 21.7	14 60.9	12 52.2	6 26.1	－ －	－ －	－ －	4 17.4	3.2
３５～３９歳	36 100.0	19 52.8	19 52.8	12 33.3	25 69.4	22 61.1	10 27.8	－ －	－ －	－ －	－ －	3.0
４０～４４歳	58 100.0	40 69.0	25 43.1	18 31.0	30 51.7	19 32.8	13 22.4	2 3.4	2 3.4	6 10.3	2 3.4	2.8
４５～４９歳	61 100.0	43 70.5	35 57.4	26 42.6	38 62.3	14 23.0	16 26.2	4 6.6	2 3.3	3 4.9	1 1.6	3.0
５０～５４歳	66 100.0	43 65.2	40 60.6	22 33.3	47 71.2	11 16.7	21 31.8	2 3.0	3 4.5	2 3.0	3 4.5	3.0
５５～５９歳	40 100.0	23 57.5	25 62.5	9 22.5	23 57.5	9 22.5	12 30.0	－ －	－ －	3 7.5	－ －	2.6
６０～６４歳	19 100.0	10 52.6	1 5.3	－ －	1 5.3	2 10.5	3 15.8	－ －	－ －	5 26.3	－ －	1.2
６５歳以上	22 100.0	8 36.4	1 4.5	－ －	－ －	1 4.5	5 22.7	－ －	2 9.1	8 36.4	1 4.5	1.2
無回答	4 100.0	3 75.0	2 50.0	2 50.0	3 75.0	2 50.0	3 75.0	1 25.0	1 25.0	－ －	－ －	4.3
問１（３）．婚姻状況												
既婚	325 100.0	197 60.6	161 49.5	96 29.5	182 56.0	92 28.3	88 27.1	8 2.5	9 2.8	26 8.0	11 3.4	2.7
未婚	6 100.0	5 83.3	2 33.3	1 16.7	2 33.3	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1.7
離婚・死別	6 100.0	4 66.7	－ －	－ －	2 33.3	3 50.0	1 16.7	－ －	－ －	－ －	－ －	1.7
無回答	2 100.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	－ －	1 50.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	－ －	4.0
問１付問①．被扶養者の人数												
同居している被扶養者無し	148 100.0	92 62.2	71 48.0	39 26.4	89 60.1	38 25.7	47 31.8	2 1.4	4 2.7	9 6.1	4 2.7	2.7
同居している被扶養者有り	170 100.0	101 59.4	83 48.8	55 32.4	89 52.4	52 30.6	41 24.1	6 3.5	5 2.9	16 9.4	5 2.9	2.7
無回答	21 100.0	14 66.7	10 47.6	4 19.0	9 42.9	5 23.8	2 9.5	1 4.8	1 4.8	2 9.5	2 9.5	2.5
問１（５）．世帯主からみた続柄												
世帯主本人	37 100.0	19 51.4	2 5.4	2 5.4	3 8.1	3 8.1	5 13.5	－ －	2 5.4	10 27.0	1 2.7	1.3
世帯主本人以外	302 100.0	188 62.3	162 53.6	96 31.8	184 60.9	92 30.5	85 28.1	9 3.0	8 2.6	17 5.6	10 3.3	2.9
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
問３．働くのを辞めた場合の家計への影響												
日々の生活が維持できなくなる	80 100.0	57 71.3	37 46.3	23 28.8	38 47.5	33 41.3	18 22.5	5 6.3	1 1.3	7 8.8	3 3.8	2.8
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	40 100.0	29 72.5	20 50.0	11 27.5	27 67.5	16 40.0	11 27.5	－ －	－ －	2 5.0	2 5.0	3.1
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	56 100.0	40 71.4	36 64.3	22 39.3	38 67.9	15 26.8	13 23.2	－ －	－ －	1 1.8	2 3.6	3.1
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	78 100.0	39 50.0	37 47.4	25 32.1	40 51.3	16 20.5	28 35.9	3 3.8	4 5.1	7 9.0	1 1.3	2.6
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	68 100.0	29 42.6	28 41.2	15 22.1	31 45.6	14 20.6	15 22.1	1 1.5	4 5.9	10 14.7	3 4.4	2.3
自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わるところはない	16 100.0	12 75.0	6 37.5	2 12.5	12 75.0	1 6.3	5 31.3	－ －	1 6.3	－ －	－ －	2.4
無回答	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	2.0
問４．短時間労働者という形態で、働いている理由（複数回答）												
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	176 100.0	119 67.6	93 52.8	61 34.7	108 61.4	51 29.0	54 30.7	5 2.8	5 2.8	7 4.0	7 4.0	3.0
労働時間や出勤日数が短いから	144 100.0	82 56.9	73 50.7	42 29.2	81 56.3	40 27.8	43 29.9	1 0.7	5 3.5	14 9.7	6 4.2	2.8
就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	150 100.0	99 66.0	94 62.7	56 37.3	97 64.7	39 26.0	38 25.3	5 3.3	4 2.7	8 5.3	6 4.0	3.1
軽易な仕事をしたいから	23 100.0	17 73.9	10 43.5	10 43.5	11 47.8	4 17.4	3 13.0	－ －	1 4.3	1 4.3	2 8.7	2.7
辞めやすいから	4 100.0	3 75.0	3 75.0	3 75.0	4 100.0	1 25.0	2 50.0	－ －	－ －	－ －	－ －	4.0
休みやすいから	65 100.0	40 61.5	30 46.2	26 40.0	38 58.5	25 38.5	21 32.3	2 3.1	1 1.5	5 7.7	2 3.1	3.0
時間を有効に使えるから	111 100.0	74 66.7	56 50.5	29 26.1	58 52.3	27 24.3	32 28.8	4 3.6	7 6.3	5 4.5	4 3.6	2.7
資格・技能を活かして働きたいから	21 100.0	14 66.7	9 42.9	6 28.6	11 52.4	8 38.1	4 19.0	－ －	1 4.8	2 9.5	－ －	2.6
企業や職場、組織に拘束されたくないから	9 100.0	6 66.7	5 55.6	5 55.6	8 88.9	3 33.3	3 33.3	－ －	－ －	1 11.1	－ －	3.4
すぐに働き始めたいから	7 100.0	5 71.4	3 42.9	2 28.6	5 71.4	1 14.3	1 14.3	－ －	1 14.3	－ －	－ －	2.6
正社員としての働き口が見つからなかったから	21 100.0	13 61.9	5 23.8	6 28.6	13 61.9	7 33.3	5 23.8	1 4.8	－ －	3 14.3	－ －	2.5
育児・介護等の事情があるから	114 100.0	72 63.2	57 50.0	35 30.7	66 57.9	73 64.0	35 30.7	4 3.5	－ －	4 3.5	5 4.4	3.2
正社員として働くことを家族に反対されているから	13 100.0	10 76.9	9 69.2	6 46.2	10 76.9	3 23.1	4 30.8	2 15.4	2 15.4	－ －	－ －	3.5
正社員として働くことが体力的に難しいから	50 100.0	35 70.0	31 62.0	13 26.0	32 64.0	21 42.0	13 26.0	1 2.0	2 4.0	4 8.0	2 4.0	3.2
通勤が容易だから	52 100.0	34 65.4	31 59.6	16 30.8	36 69.2	13 25.0	22 42.3	1 1.9	5 9.6	3 5.8	1 1.9	3.2
転勤がないから	32 100.0	23 71.9	17 53.1	14 43.8	25 78.1	8 25.0	11 34.4	2 6.3	2 6.3	2 6.3	2 6.3	3.5
他に本業があるから・副業できるから	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	2.0
その他	22 100.0	10 45.5	6 27.3	6 27.3	12 54.5	6 27.3	5 22.7	－ －	－ －	7 31.8	－ －	2.4
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
問５付問．同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か												
はい	19 100.0	11 57.9	－ －	－ －	－ －	－ －	3 15.8	－ －	2 10.5	4 21.1	1 5.3	1.1
いいえ	307 100.0	186 60.6	157 51.1	95 30.9	181 59.0	90 29.3	84 27.4	9 2.9	8 2.6	22 7.2	10 3.3	2.8
無回答	13 100.0	10 76.9	7 53.8	3 23.1	6 46.2	5 38.5	3 23.1	－ －	－ －	1 7.7	－ －	2.7

（複数回答）	厚生年金・健康保険が適用にならない「働く時間を減らす」か「自営業や個人請負等の独立した形態で働く」か「働くことをやめる」労働者計	手取り収入が減少するから	配偶者控除を受けられなくなるから	（配偶者の会社から手当（配偶者手当や家族手当等）が支給されない恐れがあるから	健康保険の扶養から外れるから	（育児や介護、病気等の事情で）働く時間を増やせないから	（自身で）加入するメリットが分からないから	会社側に（社会保険に加入したいという）希望を言い難いから	周囲の動向を見てから、加入をどうするか決めようと思うから	その他	無回答	平均選択数
総数	339	207	164	98	187	95	90	9	10	27	11	2.7
	100.0	61.1	48.4	28.9	55.2	28.0	26.5	2.7	2.9	8.0	3.2	
問６．職種												
管理職	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1.0
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
専門・技術職（医療関係）	21	13	9	5	13	8	4	－	－	2	1	2.7
	100.0	61.9	42.9	23.8	61.9	38.1	19.0	－	－	9.5	4.8	
専門・技術職（教育関係）	6	5	5	4	6	3	2	1	－	－	－	4.3
	100.0	83.3	83.3	66.7	100.0	50.0	33.3	16.7	－	－	－	
専門・技術職（その他）	10	7	2	1	2	2	1	－	－	2	－	1.7
	100.0	70.0	20.0	10.0	20.0	20.0	10.0	－	－	20.0	－	
事務職	152	94	77	44	84	39	49	5	4	8	6	2.8
	100.0	61.8	50.7	28.9	55.3	25.7	32.2	3.3	2.6	5.3	3.9	
販売職（営業を含む）	23	12	15	8	12	5	4	－	－	－	2	2.7
	100.0	52.2	65.2	34.8	52.2	21.7	17.4	－	－	－	8.7	
サービス職（介護関係）	22	13	10	6	12	6	5	－	1	1	－	2.5
	100.0	59.1	45.5	27.3	54.5	27.3	22.7	－	4.5	4.5	－	
サービス職（飲食関係）	8	7	3	2	6	3	2	1	1	－	－	3.1
	100.0	87.5	37.5	25.0	75.0	37.5	25.0	12.5	12.5	－	－	
サービス職（その他）	27	14	12	12	14	10	8	－	1	6	－	2.9
	100.0	51.9	44.4	44.4	51.9	37.0	29.6	－	3.7	22.2	－	
警備・保安職	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
製造・生産工程職	24	15	12	9	13	7	2	1	1	2	－	2.6
	100.0	62.5	50.0	37.5	54.2	29.2	8.3	4.2	4.2	8.3	－	
輸送・運転職	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1	－	2.0
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	
建設・採掘職	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
清掃等労務職	14	8	7	2	8	3	3	－	1	3	－	2.5
	100.0	57.1	50.0	14.3	57.1	21.4	21.4	－	7.1	21.4	－	
その他	26	15	12	4	17	8	8	－	－	2	2	2.8
	100.0	57.7	46.2	15.4	65.4	30.8	30.8	－	－	7.7	7.7	
無回答	4	2	－	1	－	1	2	1	1	－	－	2.0
	100.0	50.0	－	25.0	－	25.0	50.0	25.0	25.0	－	－	
問１３．社会保険（年金）の現在の加入形態												
２０歳以上６０歳未満で、第２号又は第３号被保険者でない者（第１号被保険者）	15	9	－	－	－	－	3	－	1	4	1	1.2
	100.0	60.0	－	－	－	－	20.0	－	6.7	26.7	6.7	
厚生年金保険に、本人が加入している者（第２号被保険者）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者（第３号被保険者）	289	184	162	98	185	91	81	9	8	12	9	3.0
	100.0	63.7	56.1	33.9	64.0	31.5	28.0	3.1	2.8	4.2	3.1	
その他	35	14	2	－	2	4	6	－	1	11	1	1.2
	100.0	40.0	5.7	－	5.7	11.4	17.1	－	2.9	31.4	2.9	
無回答	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
適用拡大以前の社会保険（年金）の種類												
第１号被保険者	15	9	－	－	－	－	3	－	1	4	1	1.2
	100.0	60.0	－	－	－	－	20.0	－	6.7	26.7	6.7	
第３号被保険者	289	184	162	98	185	91	81	9	8	12	9	3.0
	100.0	63.7	56.1	33.9	64.0	31.5	28.0	3.1	2.8	4.2	3.1	
その他	35	14	2	－	2	4	6	－	1	11	1	1.2
	100.0	40.0	5.7	－	5.7	11.4	17.1	－	2.9	31.4	2.9	
問１４付問①．適用拡大前後の社会保険（年金）の種類の変化												
適用拡大前：第１号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
適用拡大前：第３号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
適用拡大前：その他→適用拡大後：第２号被保険者	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）												
行っている	231	150	126	78	138	66	70	8	7	15	5	2.9
	100.0	64.9	54.5	33.8	59.7	28.6	30.3	3.5	3.0	6.5	2.2	
行っていない	101	53	36	20	47	28	18	1	3	9	6	2.3
	100.0	52.5	35.6	19.8	46.5	27.7	17.8	1.0	3.0	8.9	5.9	
無回答	7	4	2	－	2	1	2	－	－	3	－	2.0
	100.0	57.1	28.6	－	28.6	14.3	28.6	－	－	42.9	－	
問１９．仕事の掛け持ち有無												
している	13	7	2	2	5	3	2	1	－	－	－	1.7
	100.0	53.8	15.4	15.4	38.5	23.1	15.4	7.7	－	－	－	
していない	324	199	160	95	180	91	88	8	10	27	11	2.7
	100.0	61.4	49.4	29.3	55.6	28.1	27.2	2.5	3.1	8.3	3.4	
無回答	2	1	2	1	2	1	－	－	－	－	－	3.5
	100.0	50.0	100.0	50.0	100.0	50.0	－	－	－	－	－	
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）												
建設業	13	8	4	2	5	1	5	－	－	1	－	2.0
	100.0	61.5	30.8	15.4	38.5	7.7	38.5	－	－	7.7	－	
製造業	37	21	13	10	19	11	9	1	1	1	－	2.3
	100.0	56.8	35.1	27.0	51.4	29.7	24.3	2.7	2.7	2.7	－	
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1.0
	100.0	50.0	－	－	－	－	－	－	－	－	50.0	
情報通信業	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1.0
	100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	
運輸業、郵便業	8	4	4	2	4	2	2	－	－	3	－	2.6
	100.0	50.0	50.0	25.0	50.0	25.0	25.0	－	－	37.5	－	
卸売業	19	12	10	9	12	7	8	－	－	1	－	3.1
	100.0	63.2	52.6	47.4	63.2	36.8	42.1	－	－	5.3	－	
小売業	41	26	22	13	24	9	7	1	1	5	3	2.8
	100.0	63.4	53.7	31.7	58.5	22.0	17.1	2.4	2.4	12.2	7.3	
金融業、保険業	22	13	13	6	13	6	7	1	－	－	－	2.7
	100.0	59.1	59.1	27.3	59.1	27.3	31.8	4.5	4.5	－	－	
不動産業、物品賃貸業	2	2	－	－	2	1	－	－	－	－	－	2.5
	100.0	100.0	－	－	100.0	50.0	－	－	－	－	－	
学術研究、専門・技術サービス業	8	6	5	－	4	2	4	－	－	1	－	2.8
	100.0	75.0	62.5	－	50.0	25.0	50.0	－	－	12.5	－	
宿泊業、飲食サービス業	20	11	8	3	14	9	4	－	1	2	－	2.6
	100.0	55.0	40.0	15.0	70.0	45.0	20.0	－	5.0	10.0	－	
生活関連サービス業、娯楽業	2	2	－	2	－	1	－	1	－	1	－	3.5
	100.0	100.0	－	100.0	－	50.0	－	50.0	－	50.0	－	
教育、学習支援業	26	14	16	8	17	6	10	3	－	3	2	3.2
	100.0	53.8	61.5	30.8	65.4	23.1	38.5	11.5	－	11.5	7.7	
医療、福祉	67	40	35	24	36	22	15	－	1	5	2	2.7
	100.0	59.7	52.2	35.8	53.7	32.8	22.4	－	1.5	7.5	3.0	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	3	2	2	1	1	－	－	－	－	－	－	2.0
	100.0	66.7	66.7	33.3	33.3	－	－	－	－	－	－	
サービス業（他に分類されないもの）	22	15	8	4	11	5	9	－	1	2	1	2.6
	100.0	68.2	36.4	18.2	50.0	22.7	40.9	－	4.5	9.1	4.5	
公務	2	1	1	1	1	1	－	－	－	1	－	3.0
	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	－	－	－	50.0	－	
その他	1	1	－	1	1	－	－	－	－	－	－	3.0
	100.0	100.0	－	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	
無回答	2	2	1	1	2	1	1	－	－	－	－	4.0
	100.0	100.0	50.0	50.0	100.0	50.0	50.0	－	－	－	－	
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）												
３０人以下	36	25	17	12	21	12	8	－	－	－	3	2.9
	100.0	69.4	47.2	33.3	58.3	33.3	22.2	－	－	－	8.3	
３１～１００人	106	67	50	30	56	27	29	3	4	8	1	2.6
	100.0	63.2	47.2	28.3	52.8	25.5	27.4	2.8	3.8	7.5	0.9	
１０１～３００人	77	44	36	26	43	27	20	3	－	11	2	2.8
	100.0	57.1	46.8	33.8	55.8	35.1	26.0	3.9	－	14.3	2.6	
３０１～５００人	25	16	16	9	16	8	7	－	－	2	2	3.2
	100.0	64.0	64.0	36.0	64.0	32.0	28.0	－	－	8.0	8.0	
５０１～１，０００人	29	15	14	7	18	8	10	1	2	2	－	2.7
	100.0	51.7	48.3	24.1	62.1	27.6	34.5	3.4	6.9	6.9	－	
１，００１人以上	18	10	7	2	9	2	6	－	－	1	1	2.2
	100.0	55.6	38.9	11.1	50.0	11.1	33.3	－	－	5.6	5.6	
無回答	7	4	3	1	3	－	1	－	－	2	－	2.0
	100.0	57.1	42.9	14.3	42.9	－	14.3	－	－	28.6	－	

問１４．厚生年金・健康保険の適用拡大（問１２）の前後で、あなたに適用される年金保険の種類は、変わりましたか。

	現在の第２号被保険者計	変わった	特に変わっていない	無回答
総数	3,118 100.0	709 22.7	2,310 74.1	99 3.2
問１（１）．性別				
男性	989 100.0	99 10.0	869 87.9	21 2.1
女性	2,124 100.0	609 28.7	1,437 67.7	78 3.7
無回答	5 100.0	1 20.0	4 80.0	－ －
問１（２）．年齢層				
～１９歳以下	－ －	－ －	－ －	－ －
２０～２４歳	51 100.0	3 5.9	48 94.1	－ －
２５～２９歳	125 100.0	16 12.8	109 87.2	－ －
３０～３４歳	215 100.0	39 18.1	165 76.7	11 5.1
３５～３９歳	292 100.0	78 26.7	206 70.5	8 2.7
４０～４４歳	430 100.0	147 34.2	271 63.0	12 2.8
４５～４９歳	363 100.0	113 31.1	234 64.5	16 4.4
５０～５４歳	335 100.0	105 31.3	222 66.3	8 2.4
５５～５９歳	238 100.0	85 35.7	146 61.3	7 2.9
６０～６４歳	541 100.0	61 11.3	458 84.7	22 4.1
６５歳以上	511 100.0	59 11.5	438 85.7	14 2.7
無回答	17 100.0	3 17.6	13 76.5	1 5.9
問１（３）．婚姻状況				
既婚	2,320 100.0	572 24.7	1,684 72.6	64 2.8
未婚	445 100.0	77 17.3	357 80.2	11 2.5
離婚・死別	343 100.0	59 17.2	261 76.1	23 6.7
無回答	10 100.0	1 10.0	8 80.0	1 10.0
問１付問①．被扶養者の人数				
同居している被扶養者無し	1,636 100.0	415 25.4	1,176 71.9	45 2.8
同居している被扶養者有り	1,199 100.0	240 20.0	922 76.9	37 3.1
無回答	283 100.0	54 19.1	212 74.9	17 6.0
問１（５）．世帯主からみた続柄				
世帯主本人	1,326 100.0	172 13.0	1,109 83.6	45 3.4
世帯主本人以外	1,774 100.0	537 30.3	1,184 66.7	53 3.0
無回答	18 100.0	－ －	17 94.4	1 5.6
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）				
行っている	205 100.0	55 26.8	135 65.9	15 7.3
行っていない	2,896 100.0	652 22.5	2,167 74.8	77 2.7
無回答	17 100.0	2 11.8	8 47.1	7 41.2
問１９．仕事の掛け持ち有無				
している	311 100.0	80 25.7	214 68.8	17 5.5
していない	2,801 100.0	629 22.5	2,091 74.7	81 2.9
無回答	6 100.0	－ －	5 83.3	1 16.7
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）				
建設業	199 100.0	15 7.5	182 91.5	2 1.0
製造業	334 100.0	45 13.5	284 85.0	5 1.5
電気・ガス・熱供給・水道業	13 100.0	2 15.4	11 84.6	－ －
情報通信業	19 100.0	1 5.3	18 94.7	－ －
運輸業、郵便業	81 100.0	15 18.5	62 76.5	4 4.9
卸売業	151 100.0	29 19.2	120 79.5	2 1.3
小売業	253 100.0	72 28.5	172 68.0	9 3.6
金融業、保険業	75 100.0	18 24.0	57 76.0	－ －
不動産業、物品賃貸業	33 100.0	9 27.3	22 66.7	2 6.1
学術研究、専門・技術サービス業	97 100.0	20 20.6	74 76.3	3 3.1
宿泊業、飲食サービス業	94 100.0	9 9.6	83 88.3	2 2.1
生活関連サービス業、娯楽業	33 100.0	3 9.1	29 87.9	1 3.0
教育、学習支援業	254 100.0	90 35.4	153 60.2	11 4.3
医療、福祉	586 100.0	166 28.3	392 66.9	28 4.8
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	43 100.0	17 39.5	23 53.5	3 7.0
サービス業（他に分類されないもの）	246 100.0	55 22.4	181 73.6	10 4.1
公務	101 100.0	27 26.7	67 66.3	7 6.9
その他	9 100.0	－ －	9 100.0	－ －
無回答	55 100.0	12 21.8	43 78.2	－ －
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）				
３０人以下	286 100.0	33 11.5	246 86.0	7 2.4
３１～１００人	725 100.0	121 16.7	584 80.6	20 2.8
１０１～３００人	561 100.0	95 16.9	458 81.6	8 1.4
３０１～５００人	159 100.0	44 27.7	109 68.6	6 3.8
５０１～１，０００人	465 100.0	138 29.7	301 64.7	26 5.6
１，００１人以上	420 100.0	158 37.6	242 57.6	20 4.8
無回答	60 100.0	16 26.7	42 70.0	2 3.3

問１４付問①．以前の年金保険の種類は、何でしたか。

	労働者計（「適用拡大の前後で、年金保険の種類が変わった」）	第１号被保険者	第３号被保険者	その他	無回答
総数	709 100.0	250 35.3	367 51.8	92 13.0	－ －
問１（１）．性別					
男性	99 100.0	61 61.6	3 3.0	35 35.4	－ －
女性	609 100.0	188 30.9	364 59.8	57 9.4	－ －
無回答	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －
問１（２）．年齢層					
～１９歳以下	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
２０～２４歳	3 100.0	3 100.0	－ －	－ －	－ －
２５～２９歳	16 100.0	8 50.0	4 25.0	4 25.0	－ －
３０～３４歳	39 100.0	15 38.5	23 59.0	1 2.6	－ －
３５～３９歳	78 100.0	24 30.8	50 64.1	4 5.1	－ －
４０～４４歳	147 100.0	31 21.1	100 68.0	16 10.9	－ －
４５～４９歳	113 100.0	34 30.1	74 65.5	5 4.4	－ －
５０～５４歳	105 100.0	35 33.3	63 60.0	7 6.7	－ －
５５～５９歳	85 100.0	26 30.6	51 60.0	8 9.4	－ －
６０～６４歳	61 100.0	37 60.7	－ －	24 39.3	－ －
６５歳以上	59 100.0	36 61.0	－ －	23 39.0	－ －
無回答	3 100.0	1 33.3	2 66.7	－ －	－ －
問１（３）．婚姻状況					
既婚	572 100.0	162 28.3	347 60.7	63 11.0	－ －
未婚	77 100.0	55 71.4	4 5.2	18 23.4	－ －
離婚・死別	59 100.0	32 54.2	16 27.1	11 18.6	－ －
無回答	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －
問１付問①．被扶養者の人数					
同居している被扶養者無し	415 100.0	147 35.4	215 51.8	53 12.8	－ －
同居している被扶養者有り	240 100.0	80 33.3	129 53.8	31 12.9	－ －
無回答	54 100.0	23 42.6	23 42.6	8 14.8	－ －
問１（５）．世帯主からみた続柄					
世帯主本人	172 100.0	101 58.7	20 11.6	51 29.7	－ －
世帯主本人以外	537 100.0	149 27.7	347 64.6	41 7.6	－ －
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）					
行っている	55 100.0	14 25.5	36 65.5	5 9.1	－ －
行っていない	652 100.0	235 36.0	330 50.6	87 13.3	－ －
無回答	2 100.0	1 50.0	1 50.0	－ －	－ －
問１９．仕事の掛け持ち有無					
している	80 100.0	49 61.3	23 28.8	8 10.0	－ －
していない	629 100.0	201 32.0	344 54.7	84 13.4	－ －
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）					
建設業	15 100.0	7 46.7	6 40.0	2 13.3	－ －
製造業	45 100.0	18 40.0	16 35.6	11 24.4	－ －
電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	1 50.0	1 50.0	－ －	－ －
情報通信業	1 100.0	－ －	1 100.0	－ －	－ －
運輸業、郵便業	15 100.0	8 53.3	6 40.0	1 6.7	－ －
卸売業	29 100.0	10 34.5	16 55.2	3 10.3	－ －
小売業	72 100.0	24 33.3	37 51.4	11 15.3	－ －
金融業、保険業	18 100.0	4 22.2	12 66.7	2 11.1	－ －
不動産業、物品賃貸業	9 100.0	3 33.3	1 11.1	5 55.6	－ －
学術研究、専門・技術サービス業	20 100.0	8 40.0	10 50.0	2 10.0	－ －
宿泊業、飲食サービス業	9 100.0	4 44.4	5 55.6	－ －	－ －
生活関連サービス業、娯楽業	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	－ －
教育、学習支援業	90 100.0	42 46.7	41 45.6	7 7.8	－ －
医療、福祉	166 100.0	43 25.9	104 62.7	19 11.4	－ －
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	17 100.0	5 29.4	12 70.6	－ －	－ －
サービス業（他に分類されないもの）	55 100.0	27 49.1	16 29.1	12 21.8	－ －
公務	27 100.0	9 33.3	15 55.6	3 11.1	－ －
無回答	12 100.0	5 41.7	6 50.0	1 8.3	－ －
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）					
３０人以下	33 100.0	13 39.4	18 54.5	2 6.1	－ －
３１～１００人	121 100.0	29 24.0	70 57.9	22 18.2	－ －
１０１～３００人	95 100.0	34 35.8	52 54.7	9 9.5	－ －
３０１～５００人	44 100.0	24 54.5	17 38.6	3 6.8	－ －
５０１～１，０００人	138 100.0	49 35.5	70 50.7	19 13.8	－ －
１，００１人以上	158 100.0	61 38.6	73 46.2	24 15.2	－ －
無回答	16 100.0	9 56.3	6 37.5	1 6.3	－ －

問１４付問②．厚生年金・健康保険の適用拡大（問１２）の前後で、税金や社会保険料を除いた手取りの月収は、どう変化しましたか。

	労働者計「適用拡大の前後で、税金や社会保険の種類が変わった」	増えた	減った	特に変わっていない	無回答
総数	709 100.0	169 23.8	378 53.3	151 21.3	11 1.6
問１（１）．性別					
男性	99 100.0	8 8.1	62 62.6	26 26.3	3 3.0
女性	609 100.0	160 26.3	316 51.9	125 20.5	8 1.3
無回答	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －
問１（２）．年齢層					
～１９歳以下	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
２０～２４歳	3 100.0	1 33.3	2 66.7	－ －	－ －
２５～２９歳	16 100.0	3 18.8	9 56.3	4 25.0	－ －
３０～３４歳	39 100.0	11 28.2	16 41.0	12 30.8	－ －
３５～３９歳	78 100.0	22 28.2	34 43.6	22 28.2	－ －
４０～４４歳	147 100.0	41 27.9	74 50.3	29 19.7	3 2.0
４５～４９歳	113 100.0	35 31.0	58 51.3	17 15.0	3 2.7
５０～５４歳	105 100.0	31 29.5	55 52.4	18 17.1	1 1.0
５５～５９歳	85 100.0	15 17.6	47 55.3	22 25.9	1 1.2
６０～６４歳	61 100.0	7 11.5	44 72.1	9 14.8	1 1.6
６５歳以上	59 100.0	2 3.4	38 64.4	17 28.8	2 3.4
無回答	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	－ －
問１（３）．婚姻状況					
既婚	572 100.0	136 23.8	305 53.3	123 21.5	8 1.4
未婚	77 100.0	16 20.8	46 59.7	13 16.9	2 2.6
離婚・死別	59 100.0	16 27.1	27 45.8	15 25.4	1 1.7
無回答	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －
問１付問①．被扶養者の人数					
同居している被扶養者無し	415 100.0	98 23.6	220 53.0	90 21.7	7 1.7
同居している被扶養者有り	240 100.0	61 25.4	132 55.0	44 18.3	3 1.3
無回答	54 100.0	10 18.5	26 48.1	17 31.5	1 1.9
問１（５）．世帯主からみた続柄					
世帯主本人	172 100.0	26 15.1	102 59.3	40 23.3	4 2.3
世帯主本人以外	537 100.0	143 26.6	276 51.4	111 20.7	7 1.3
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）					
行っている	55 100.0	7 12.7	33 60.0	12 21.8	3 5.5
行っていない	652 100.0	161 24.7	344 52.8	139 21.3	8 1.2
無回答	2 100.0	1 50.0	1 50.0	－ －	－ －
問１９．仕事の掛け持ち有無					
している	80 100.0	16 20.0	43 53.8	18 22.5	3 3.8
していない	629 100.0	153 24.3	335 53.3	133 21.1	8 1.3
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）					
建設業	15 100.0	2 13.3	10 66.7	2 13.3	1 6.7
製造業	45 100.0	6 13.3	26 57.8	12 26.7	1 2.2
電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	－ －	1 50.0	1 50.0	－ －
情報通信業	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －
運輸業、郵便業	15 100.0	6 40.0	6 40.0	3 20.0	－ －
卸売業	29 100.0	8 27.6	15 51.7	6 20.7	－ －
小売業	72 100.0	23 31.9	34 47.2	15 20.8	－ －
金融業、保険業	18 100.0	7 38.9	8 44.4	3 16.7	－ －
不動産業、物品賃貸業	9 100.0	－ －	6 66.7	3 33.3	－ －
学術研究、専門・技術サービス業	20 100.0	3 15.0	14 70.0	3 15.0	－ －
宿泊業、飲食サービス業	9 100.0	5 55.6	4 44.4	－ －	－ －
生活関連サービス業、娯楽業	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	－ －
教育、学習支援業	90 100.0	19 21.1	53 58.9	17 18.9	1 1.1
医療、福祉	166 100.0	47 28.3	83 50.0	33 19.9	3 1.8
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	17 100.0	4 23.5	7 41.2	6 35.3	－ －
サービス業（他に分類されないもの）	55 100.0	8 14.5	35 63.6	12 21.8	－ －
公務	27 100.0	4 14.8	16 59.3	7 25.9	－ －
その他	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
無回答	12 100.0	3 25.0	5 41.7	3 25.0	1 8.3
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）					
３０人以下	33 100.0	5 15.2	18 54.5	10 30.3	－ －
３１～１００人	121 100.0	30 24.8	59 48.8	31 25.6	1 0.8
１０１～３００人	95 100.0	31 32.6	51 53.7	12 12.6	1 1.1
３０１～５００人	44 100.0	8 18.2	29 65.9	7 15.9	－ －
５０１～１，０００人	138 100.0	28 20.3	76 55.1	34 24.6	－ －
１，００１人以上	158 100.0	39 24.7	83 52.5	31 19.6	5 3.2
無回答	16 100.0	6 37.5	8 50.0	2 12.5	－ －

問１４付問（ｉｉ）．手取りの月収が「減った」場合に伺います。減少分を補うため、他の会社でも働いたり、副業を始めたりしましたか。

	労働者計「手取りの減収の前後で、	他の会社でも働き始めた	副業を１以外の一始めた	始めていない	無回答	平均選択数
総数	378 100.0	3 0.8	13 3.4	356 94.2	6 1.6	1.00
問１（１）．性別						
男性	62 100.0	－ －	1 1.6	58 93.5	3 4.8	1.00
女性	316 100.0	3 0.9	12 3.8	298 94.3	3 0.9	1.00
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
問１（２）．年齢層						
～１９歳以下	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
２０～２４歳	2 100.0	1 50.0	－ －	1 50.0	－ －	1.00
２５～２９歳	9 100.0	－ －	－ －	9 100.0	－ －	1.00
３０～３４歳	16 100.0	－ －	－ －	16 100.0	－ －	1.00
３５～３９歳	34 100.0	－ －	－ －	32 94.1	2 5.9	1.00
４０～４４歳	74 100.0	1 1.4	5 6.8	68 91.9	－ －	1.00
４５～４９歳	58 100.0	－ －	3 5.2	55 94.8	－ －	1.00
５０～５４歳	55 100.0	－ －	4 7.3	51 92.7	－ －	1.00
５５～５９歳	47 100.0	－ －	1 2.1	43 91.5	3 6.4	1.00
６０～６４歳	44 100.0	－ －	－ －	43 97.7	1 2.3	1.00
６５歳以上	38 100.0	1 2.6	－ －	37 97.4	－ －	1.00
無回答	1 100.0	－ －	－ －	1 100.0	－ －	1.00
問１（３）．婚姻状況						
既婚	305 100.0	－ －	8 2.6	294 96.4	3 1.0	1.00
未婚	46 100.0	1 2.2	3 6.5	40 87.0	2 4.3	1.00
離婚・死別	27 100.0	2 7.4	2 7.4	22 81.5	1 3.7	1.00
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
問１付問①．被扶養者の人数						
同居している被扶養者無し	220 100.0	2 0.9	9 4.1	204 92.7	5 2.3	1.00
同居している被扶養者有り	132 100.0	1 0.8	3 2.3	128 97.0	－ －	1.00
無回答	26 100.0	－ －	1 3.8	24 92.3	1 3.8	1.00
問１（５）．世帯主からみた続柄						
世帯主本人	102 100.0	2 2.0	5 4.9	93 91.2	2 2.0	1.00
世帯主本人以外	276 100.0	1 0.4	8 2.9	263 95.3	4 1.4	1.00
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）						
行っている	33 100.0	－ －	－ －	33 100.0	－ －	1.00
行っていない	344 100.0	3 0.9	12 3.5	323 93.9	6 1.7	1.00
無回答	1 100.0	－ －	1 100.0	－ －	－ －	1.00
問１９．仕事の掛け持ち有無						
している	43 100.0	1 2.3	13 30.2	29 67.4	－ －	1.00
していない	335 100.0	2 0.6	－ －	327 97.6	6 1.8	1.00
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）						
建設業	10 100.0	－ －	－ －	9 90.0	1 10.0	1.00
製造業	26 100.0	－ －	－ －	26 100.0	－ －	1.00
電気・ガス・熱供給・水道業	1 100.0	－ －	－ －	1 100.0	－ －	1.00
情報通信業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
運輸業、郵便業	6 100.0	－ －	－ －	6 100.0	－ －	1.00
卸売業	15 100.0	－ －	2 13.3	13 86.7	－ －	1.00
小売業	34 100.0	－ －	1 2.9	32 94.1	1 2.9	1.00
金融業、保険業	8 100.0	－ －	－ －	8 100.0	－ －	1.00
不動産業、物品賃貸業	6 100.0	－ －	－ －	5 83.3	1 16.7	1.00
学術研究、専門・技術サービス業	14 100.0	－ －	－ －	13 92.9	1 7.1	1.00
宿泊業、飲食サービス業	4 100.0	1 25.0	－ －	3 75.0	－ －	1.00
生活関連サービス業、娯楽業	1 100.0	－ －	－ －	1 100.0	－ －	1.00
教育、学習支援業	53 100.0	－ －	3 5.7	49 92.5	1 1.9	1.00
医療、福祉	83 100.0	1 1.2	1 1.2	81 97.6	－ －	1.00
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	7 100.0	－ －	－ －	7 100.0	－ －	1.00
サービス業（他に分類されないもの）	35 100.0	1 2.9	1 2.9	33 94.3	－ －	1.00
公務	16 100.0	－ －	－ －	16 100.0	－ －	1.00
その他	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
無回答	5 100.0	－ －	－ －	5 100.0	－ －	1.00
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）						
３０人以下	18 100.0	1 5.6	－ －	17 94.4	－ －	1.00
３１～１００人	59 100.0	－ －	－ －	58 98.3	1 1.7	1.00
１０１～３００人	51 100.0	1 2.0	2 3.9	48 94.1	－ －	1.00
３０１～５００人	29 100.0	－ －	－ －	28 96.6	1 3.4	1.00
５０１～１，０００人	76 100.0	1 1.3	5 6.6	68 89.5	2 2.6	1.00
１，００１人以上	83 100.0	－ －	1 1.2	81 97.6	1 1.2	1.00
無回答	8 100.0	－ －	－ －	8 100.0	－ －	1.00

問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）を行っていますか。

	全労働者計 有効回答	行っている	行っていない	無回答
総数	6,418 100.0	1,741 27.1	4,549 70.9	128 2.0
問１（１）．性別				
男性	1,423 100.0	189 13.3	1,184 83.2	50 3.5
女性	4,984 100.0	1,550 31.1	3,357 67.4	77 1.5
無回答	11 100.0	2 18.2	8 72.7	1 9.1
問１（２）．年齢層				
～１９歳以下	6 100.0	1 16.7	4 66.7	1 16.7
２０～２４歳	94 100.0	9 9.6	84 89.4	1 1.1
２５～２９歳	203 100.0	47 23.2	155 76.4	1 0.5
３０～３４歳	410 100.0	93 22.7	315 76.8	2 0.5
３５～３９歳	629 100.0	193 30.7	422 67.1	14 2.2
４０～４４歳	907 100.0	300 33.1	601 66.3	6 0.7
４５～４９歳	883 100.0	292 33.1	582 65.9	9 1.0
５０～５４歳	771 100.0	267 34.6	498 64.6	6 0.8
５５～５９歳	611 100.0	189 30.9	411 67.3	11 1.8
６０～６４歳	916 100.0	160 17.5	731 79.8	25 2.7
６５歳以上	940 100.0	173 18.4	716 76.2	51 5.4
無回答	48 100.0	17 35.4	30 62.5	1 2.1
問１（３）．婚姻状況				
既婚	5,193 100.0	1,604 30.9	3,493 67.3	96 1.8
未婚	656 100.0	52 7.9	591 90.1	13 2.0
離婚・死別	543 100.0	77 14.2	448 82.5	18 3.3
無回答	26 100.0	8 30.8	17 65.4	1 3.8
問１付問①．被扶養者の人数				
同居している被扶養者無し	2,830 100.0	576 20.4	2,218 78.4	36 1.3
同居している被扶養者有り	2,849 100.0	956 33.6	1,842 64.7	51 1.8
無回答	739 100.0	209 28.3	489 66.2	41 5.5
問１（５）．世帯主からみた続柄				
世帯主本人	1,942 100.0	257 13.2	1,621 83.5	64 3.3
世帯主本人以外	4,438 100.0	1,476 33.3	2,899 65.3	63 1.4
無回答	38 100.0	8 21.1	29 76.3	1 2.6
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）				
行っている	1,741 100.0	1,741 100.0	－ －	－ －
行っていない	4,549 100.0	－ －	4,549 100.0	－ －
無回答	128 100.0	－ －	－ －	128 100.0
問１９．仕事の掛け持ち有無				
している	568 100.0	91 16.0	467 82.2	10 1.8
していない	5,799 100.0	1,646 28.4	4,070 70.2	83 1.4
無回答	51 100.0	4 7.8	12 23.5	35 68.6
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）				
建設業	325 100.0	64 19.7	253 77.8	8 2.5
製造業	675 100.0	188 27.9	480 71.1	7 1.0
電気・ガス・熱供給・水道業	24 100.0	1 4.2	22 91.7	1 4.2
情報通信業	34 100.0	10 29.4	23 67.6	1 2.9
運輸業、郵便業	175 100.0	38 21.7	126 72.0	11 6.3
卸売業	329 100.0	74 22.5	246 74.8	9 2.7
小売業	622 100.0	204 32.8	404 65.0	14 2.3
金融業、保険業	185 100.0	77 41.6	105 56.8	3 1.6
不動産業、物品賃貸業	59 100.0	12 20.3	46 78.0	1 1.7
学術研究、専門・技術サービス業	143 100.0	40 28.0	99 69.2	4 2.8
宿泊業、飲食サービス業	257 100.0	79 30.7	174 67.7	4 1.6
生活関連サービス業、娯楽業	108 100.0	42 38.9	60 55.6	6 5.6
教育、学習支援業	488 100.0	95 19.5	384 78.7	9 1.8
医療、福祉	1,280 100.0	396 30.9	864 67.5	20 1.6
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113 100.0	48 42.5	63 55.8	2 1.8
サービス業（他に分類されないもの）	496 100.0	119 24.0	375 75.6	2 0.4
公務	138 100.0	22 15.9	112 81.2	4 2.9
その他	15 100.0	5 33.3	10 66.7	－ －
無回答	89 100.0	12 13.5	73 82.0	4 4.5
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）				
３０人以下	664 100.0	186 28.0	470 70.8	8 1.2
３１～１００人	1,843 100.0	581 31.5	1,217 66.0	45 2.4
１０１～３００人	1,334 100.0	401 30.1	897 67.2	36 2.7
３０１～５００人	332 100.0	89 26.8	239 72.0	4 1.2
５０１～１，０００人	709 100.0	153 21.6	547 77.2	9 1.3
１，００１人以上	567 100.0	88 15.5	474 83.6	5 0.9
無回答	106 100.0	28 26.4	75 70.8	3 2.8

問１５付問．就業調整の具体的な内容は、何ですか。

※会社の都合により就業調整している場合でも、該当する調整内容に○を付けてもらえるよう注釈。

（複数回答）	就業調整を「行っている」労働者計	住民税がかからない収入を１００万円以下に抑えている	自身の収入に所得税がかからないよう、非課税限度額（１０３万円）以下に抑えている	配偶者の所得税について配偶者控除が受けられるよう、自身の収入を１０３万円以下に抑えている	配偶者特別控除が受けられるよう、自身の収入を１０３万円超１４１万円未満に抑えている	配偶者の被用者保険に被扶養者として加入できるよう、自身の収入を１３０万円未満に抑えている	配偶者の被用者保険に被扶養者として加入できるよう、自身の収入を１３０万円未満に抑えている	雇用保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を２０時間未満に抑えている	社会保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を正社員の４分の３未満に抑えている	社会保険に加入しなくて済むよう、月額賃金を８．８万円未満等に抑えている	社会保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を２０時間未満等に抑えている	所得税の適用税率を低く抑えられるよう、自身の収入を１９５万円以下に抑えている	配偶者の勤務先から手当（配偶者手当や家族手当等）がもらえるようにしている（１０３万円・１３０万円以下等）	受給している公的年金が支給停止にならないよう（あるいは減額率が小さくなるよう）にしている	その他	無回答	平均選択数
総数	1,741	204	480	636	332	428	83	133	195	31	188	105	60	108	1.8
	100.0	11.7	27.6	36.5	19.1	24.6	4.8	7.6	11.2	1.8	10.8	6.0	3.4	6.2	
問１（１）．性別															
男性	189	5	12	7	5	8	20	44	16	14	–	83	11	30	1.4
	100.0	2.6	6.3	3.7	2.6	4.2	10.6	23.3	8.5	7.4	–	43.9	5.8	15.9	
女性	1,550	199	467	628	327	419	63	89	179	17	187	22	49	77	1.8
	100.0	12.8	30.1	40.5	21.1	27.0	4.1	5.7	11.5	1.1	12.1	1.4	3.2	5.0	
無回答	2	–	1	1	–	1	–	–	–	–	1	–	–	1	4.0
	100.0	–	50.0	50.0	–	50.0	–	–	–	–	50.0	–	–	50.0	
問１（２）．年齢層															
～１９歳以下	1	1	1	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	3.0
	100.0	100.0	100.0	100.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
２０～２４歳	9	–	4	1	–	1	–	1	–	–	–	–	2	1	1.1
	100.0	–	44.4	11.1	–	11.1	–	11.1	–	–	–	–	22.2	11.1	
２５～２９歳	47	4	13	14	–	11	4	4	3	2	4	–	6	3	1.5
	100.0	8.5	27.7	29.8	–	23.4	8.5	8.5	6.4	4.3	8.5	–	12.8	6.4	
３０～３４歳	93	9	29	39	23	30	5	5	9	1	17	1	3	5	1.9
	100.0	9.7	31.2	41.9	24.7	32.3	5.4	5.4	9.7	1.1	18.3	1.1	3.2	5.4	
３５～３９歳	193	26	52	87	53	58	6	13	20	3	18	–	4	3	1.8
	100.0	13.5	26.9	45.1	27.5	30.1	3.1	6.7	10.4	1.6	9.3	–	2.1	1.6	
４０～４４歳	300	45	85	119	72	86	11	16	27	1	40	1	10	7	1.8
	100.0	15.0	28.3	39.7	24.0	28.7	3.7	5.3	9.0	0.3	13.3	0.3	3.3	2.3	
４５～４９歳	292	34	92	130	67	84	12	16	30	4	43	1	5	12	1.9
	100.0	11.6	31.5	44.5	22.9	28.8	4.1	5.5	10.3	1.4	14.7	0.3	1.7	4.1	
５０～５４歳	267	30	99	126	53	76	9	8	37	4	38	–	4	12	1.9
	100.0	11.2	37.1	47.2	19.9	28.5	3.4	3.0	13.9	1.5	14.2	–	1.5	4.5	
５５～５９歳	189	27	53	81	38	49	4	9	30	1	22	1	5	13	1.8
	100.0	14.3	28.0	42.9	20.1	25.9	2.1	4.8	15.9	0.5	11.6	0.5	2.6	6.9	
６０～６４歳	160	17	28	21	16	20	12	20	22	5	4	37	11	18	1.5
	100.0	10.6	17.5	13.1	10.0	12.5	7.5	12.5	13.8	3.1	2.5	23.1	6.9	11.3	
６５歳以上	173	9	18	9	7	7	7	20	39	11	10	–	64	10	32	1.5
	100.0	5.2	10.4	5.2	4.0	4.0	11.6	22.5	6.4	5.8	–	37.0	5.8	18.5	
無回答	17	2	6	8	3	6	–	2	6	–	2	–	–	2	2.3
	100.0	11.8	35.3	47.1	17.6	35.3	–	11.8	35.3	–	11.8	–	–	11.8	
問１（３）．婚姻状況															
既婚	1,604	189	455	629	330	419	68	109	180	23	185	86	36	89	1.8
	100.0	11.8	28.4	39.2	20.6	26.1	4.2	6.8	11.2	1.4	11.5	5.4	2.2	5.5	
未婚	52	7	9	3	2	5	4	6	5	5	1	4	9	9	1.4
	100.0	13.5	17.3	5.8	3.8	9.6	7.7	11.5	9.6	9.6	1.9	7.7	17.3	17.3	
離婚・死別	77	8	15	2	–	2	11	16	10	3	–	13	15	8	1.4
	100.0	10.4	19.5	2.6	–	2.6	14.3	20.8	13.0	3.9	–	16.9	19.5	10.4	
無回答	8	–	1	2	–	2	–	2	–	–	2	2	–	2	1.8
	100.0	–	12.5	25.0	–	25.0	–	25.0	–	–	25.0	25.0	–	25.0	
問１付問①．被扶養者の人数															
同居している被扶養者無し	576	68	149	211	108	143	27	49	66	9	68	34	25	31	1.8
	100.0	11.8	25.9	36.6	18.8	24.8	4.7	8.5	11.5	1.6	11.8	5.9	4.3	5.4	
同居している被扶養者有り	956	108	271	357	183	246	47	67	104	18	103	62	31	46	1.8
	100.0	11.3	28.3	37.3	19.1	25.7	4.9	7.0	10.9	1.9	10.8	6.5	3.2	4.8	
無回答	209	28	60	68	41	39	9	17	25	4	17	9	4	31	1.8
	100.0	13.4	28.7	32.5	19.6	18.7	4.3	8.1	12.0	1.9	8.1	4.3	1.9	14.8	
問１（５）．世帯主からみた続柄															
世帯主本人	257	14	27	12	8	8	28	51	27	16	1	93	30	33	1.4
	100.0	5.4	10.5	4.7	3.1	3.1	10.9	19.8	10.5	6.2	0.4	36.2	11.7	12.8	
世帯主本人以外	1,476	189	450	623	323	420	55	82	168	15	187	11	30	71	1.8
	100.0	12.8	30.5	42.2	21.9	28.5	3.7	5.6	11.4	1.0	12.7	0.7	2.0	4.8	
無回答	8	1	3	1	1	–	–	–	–	–	–	1	–	4	1.8
	100.0	12.5	37.5	12.5	12.5	–	–	–	–	–	–	12.5	–	50.0	
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）															
行っている	1,741	204	480	636	332	428	83	133	195	31	188	105	60	108	1.8
	100.0	11.7	27.6	36.5	19.1	24.6	4.8	7.6	11.2	1.8	10.8	6.0	3.4	6.2	
行っていない	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
無回答	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
問１９．仕事の掛け持ち有無															
している	91	13	20	22	19	21	9	6	13	3	8	7	10	4	1.7
	100.0	14.3	22.0	24.2	20.9	23.1	9.9	6.6	14.3	3.3	8.8	7.7	11.0	4.4	
していない	1,646	190	460	614	313	407	74	127	182	28	180	98	50	101	1.8
	100.0	11.5	27.9	37.3	19.0	24.7	4.5	7.7	11.1	1.7	10.9	6.0	3.0	6.1	
無回答	4	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	3	1.0
	100.0	25.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	75.0	
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）															
建設業	64	7	15	18	11	16	4	9	8	2	4	10	2	3	1.7
	100.0	10.9	23.4	28.1	17.2	25.0	6.3	14.1	12.5	3.1	6.3	15.6	3.1	4.7	
製造業	188	13	56	68	21	29	14	23	22	2	21	26	6	12	1.7
	100.0	6.9	29.8	36.2	11.2	15.4	7.4	12.2	11.7	1.1	11.2	13.8	3.2	6.4	
電気・ガス・熱供給・水道業	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–
	100.0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	100.0	
情報通信業	10	2	–	3	1	4	–	2	–	–	2	1	1	–	1.6
	100.0	20.0	–	30.0	10.0	40.0	–	20.0	–	–	20.0	10.0	10.0	–	
運輸業、郵便業	38	2	9	12	6	9	2	8	8	2	2	10	–	4	2.1
	100.0	5.3	23.7	31.6	15.8	23.7	5.3	21.1	21.1	5.3	5.3	26.3	–	10.5	
卸売業	74	15	25	33	17	17	1	10	5	1	6	1	2	3	1.9
	100.0	20.3	33.8	44.6	23.0	23.0	1.4	13.5	6.8	1.4	8.1	1.4	2.7	4.1	
小売業	204	32	78	85	43	43	6	10	27	2	30	3	5	8	1.9
	100.0	15.7	38.2	41.7	21.1	21.1	2.9	4.9	13.2	1.0	14.7	1.5	2.5	3.9	
金融業、保険業	77	9	24	45	12	12	4	5	8	–	10	3	3	2	1.8
	100.0	11.7	31.2	58.4	15.6	15.6	5.2	6.5	10.4	–	13.0	3.9	3.9	2.6	
不動産業、物品賃貸業	12	–	2	7	2	2	–	–	3	–	2	1	–	–	1.6
	100.0	–	16.7	58.3	16.7	16.7	–	–	25.0	–	16.7	8.3	–	–	
学術研究、専門・技術サービス業	40	5	5	9	9	13	4	3	4	1	4	5	3	1	1.7
	100.0	12.5	12.5	22.5	22.5	32.5	10.0	7.5	10.0	2.5	10.0	12.5	7.5	2.5	
宿泊業、飲食サービス業	79	7	27	21	20	19	2	6	8	–	10	3	2	7	1.7
	100.0	8.9	34.2	26.6	25.3	24.1	2.5	7.6	10.1	–	12.7	3.8	2.5	8.9	
生活関連サービス業、娯楽業	42	4	13	9	4	14	2	1	5	2	2	–	2	3	1.5
	100.0	9.5	31.0	21.4	9.5	33.3	4.8	2.4	11.9	4.8	4.8	–	4.8	7.1	
教育、学習支援業	95	7	24	40	19	34	7	6	13	1	15	3	4	2	1.8
	100.0	7.4	25.3	42.1	20.0	35.8	7.4	6.3	13.7	1.1	15.8	3.2	4.2	1.1	
医療、福祉	396	45	93	132	90	127	12	21	32	8	44	6	15	24	1.7
	100.0	11.4	23.5	33.3	22.7	32.1	3.0	5.3	8.1	2.0	11.1	1.5	3.8	6.1	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	48	5	10	22	9	10	–	5	4	1	6	4	1	4	1.8
	100.0	10.4	20.8	45.8	18.8	20.8	–	10.4	8.3	2.1	12.5	8.3	2.1	8.3	
サービス業（他に分類されないもの）	119	18	26	44	21	25	6	13	14	6	4	15	2	9	1.8
	100.0	15.1	21.8	37.0	17.6	21.0	5.0	10.9	11.8	5.0	3.4	12.6	1.7	7.6	
公務	22	3	2	8	5	4	2	1	2	1	3	2	1	4	1.9
	100.0	13.6	9.1	36.4	22.7	18.2	9.1	4.5	9.1	4.5	13.6	9.1	4.5	18.2	
その他	5	–	–	3	2	2	–	1	–	–	–	–	–	–	1.6
	100.0	–	–	60.0	40.0	40.0	–	20.0	–	–	–	–	–	–	
無回答	12	4	5	3	2	3	–	–	–	–	1	–	1	2	1.9
	100.0	33.3	41.7	25.0	16.7	25.0	–	–	–	–	8.3	–	8.3	16.7	
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）															
３０人以下	186	27	51	64	32	51	9	25	21	6	19	6	2	11	1.8
	100.0	14.5	27.4	34.4	17.2	27.4	4.8	13.4	11.3	3.2	10.2	3.2	1.1	5.9	
３１～１００人	581	59	165	210	115	161	21	43	49	8	70	25	17	39	1.7
	100.0	10.2	28.4	36.1	19.8	27.7	3.6	7.4	8.4	1.4	12.0	4.3	2.9	6.7	
１０１～３００人	401	62	116	171	80	99	13	40	34	6	47	20	17	15	1.8
	100.0	15.5	28.9	42.6	20.0	24.7	3.2	10.0	8.5	1.5	11.7	5.0	4.2	3.7	
３０１～５００人	89	10	17	30	21	22	6	5	11	2	7	7	2	4	1.7
	100.0	11.2	19.1	33.7	23.6	24.7	6.7	5.6	12.4	2.2	7.9	7.9	2.2	4.5	
５０１～１，０００人	153	14	34	47	29	28	13	5	30	6	14	20	4	9	1.7
	100.0	9.2	22.2	30.7	19.0	18.3	8.5	3.3	19.6	3.9	9.2	13.1	2.6	5.9	
１，００１人以上	88	3	23	31	9	14	4	3	13	1	7	14	6	8	1.6
	100.0	3.4	26.1	35.2	10.2	15.9	4.5	3.4	14.8	1.1	8.0	15.9	6.8	9.1	
無回答	28	3	8	9	8	8	–	3	5	–	2	1	2	2	1.9
	100.0	10.7	28.6	32.1	28.6	28.6	–	10.7	17.9	–	7.1	3.6	7.1	7.1	

問１５付問．来年から、配偶者控除等を満額受けられる年収の上限が、現在の１０３万円から１５０万円に引き上げられます。これに伴い、あなたはご自身の働き方をどうすると思いますか。

	自身の収入を１０３万円超～１４１万円未満に抑えている「労働者計」	配偶者控除等が受けられる年収の上限の引き上げに伴い、自身の収入を１０３万円超～１５０万円未満に抑えている「労働者計」	変えると思う	変えないと思う	分からない	無回答
総数	892 100.0	342 38.3	271 30.4	269 30.2	10 1.1	
問１５付問．就業調整の具体的な内容						
配偶者の所得税について配偶者控除が受けられるよう、自身の収入を１０３万円以下に抑えている	636 100.0	245 38.5	187 29.4	198 31.1	6 0.9	
配偶者特別控除が受けられるよう、自身の収入を１０３万円超１４１万円未満に抑えている	332 100.0	128 38.6	109 32.8	90 27.1	5 1.5	
問１（１）．性別						
男性	10 100.0	3 30.0	3 30.0	4 40.0	－	
女性	881 100.0	338 38.4	268 30.4	265 30.1	10 1.1	
無回答	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －	
問１（２）．年齢層						
～１９歳以下	1 100.0	－ －	－ －	1 100.0	－ －	
２０～２４歳	1 100.0	－ －	－ －	1 100.0	－ －	
２５～２９歳	14 100.0	7 50.0	3 21.4	4 28.6	－ －	
３０～３４歳	58 100.0	27 46.6	15 25.9	16 27.6	－ －	
３５～３９歳	128 100.0	56 43.8	37 28.9	34 26.6	1 0.8	
４０～４４歳	177 100.0	77 43.5	47 26.6	50 28.2	3 1.7	
４５～４９歳	183 100.0	68 37.2	48 26.2	62 33.9	5 2.7	
５０～５４歳	161 100.0	60 37.3	54 33.5	47 29.2	－ －	
５５～５９歳	109 100.0	31 28.4	39 35.8	38 34.9	1 0.9	
６０～６４歳	35 100.0	4 11.4	25 71.4	6 17.1	－ －	
６５歳以上	15 100.0	7 46.7	2 13.3	6 40.0	－ －	
無回答	10 100.0	5 50.0	1 10.0	4 40.0	－ －	
問１（３）．婚姻状況						
既婚	885 100.0	338 38.2	271 30.6	266 30.1	10 1.1	
未婚	3 100.0	2 66.7	－ －	1 33.3	－ －	
離婚・死別	2 100.0	1 50.0	－ －	1 50.0	－ －	
無回答	2 100.0	1 50.0	－ －	1 50.0	－ －	
問１付問①．被扶養者の人数						
同居している被扶養者無し	297 100.0	117 39.4	89 30.0	88 29.6	3 1.0	
同居している被扶養者有り	498 100.0	193 38.8	156 31.3	146 29.3	3 0.6	
無回答	97 100.0	32 33.0	26 26.8	35 36.1	4 4.1	
問１（５）．世帯主からみた続柄						
世帯主本人	16 100.0	7 43.8	4 25.0	5 31.3	－ －	
世帯主本人以外	875 100.0	334 38.2	267 30.5	264 30.2	10 1.1	
無回答	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －	
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）						
行っている	892 100.0	342 38.3	271 30.4	269 30.2	10 1.1	
行っていない	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	
問１９．仕事の掛け持ち有無						
している	38 100.0	18 47.4	8 21.1	11 28.9	1 2.6	
していない	854 100.0	324 37.9	263 30.8	258 30.2	9 1.1	
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）						
建設業	25 100.0	12 48.0	5 20.0	8 32.0	－ －	
製造業	85 100.0	38 44.7	27 31.8	20 23.5	－ －	
電気・ガス・熱供給・水道業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	
情報通信業	4 100.0	3 75.0	－ －	1 25.0	－ －	
運輸業、郵便業	16 100.0	6 37.5	4 25.0	6 37.5	－ －	
卸売業	47 100.0	20 42.6	16 34.0	11 23.4	－ －	
小売業	118 100.0	37 31.4	36 30.5	44 37.3	1 0.8	
金融業、保険業	52 100.0	18 34.6	17 32.7	17 32.7	－ －	
不動産業、物品賃貸業	9 100.0	3 33.3	3 33.3	3 33.3	－ －	
学術研究、専門・技術サービス業	16 100.0	8 50.0	6 37.5	2 12.5	－ －	
宿泊業、飲食サービス業	41 100.0	20 48.8	12 29.3	8 19.5	1 2.4	
生活関連サービス業、娯楽業	13 100.0	2 15.4	4 30.8	7 53.8	－ －	
教育、学習支援業	57 100.0	18 31.6	17 29.8	20 35.1	2 3.5	
医療、福祉	204 100.0	77 37.7	68 33.3	56 27.5	3 1.5	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	27 100.0	10 37.0	6 22.2	10 37.0	1 3.7	
サービス業（他に分類されないもの）	59 100.0	21 35.6	18 30.5	19 32.2	1 1.7	
公務	10 100.0	4 40.0	2 20.0	4 40.0	－ －	
その他	4 100.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0	－ －	
無回答	5 100.0	3 60.0	1 20.0	1 20.0	－ －	
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）						
３０人以下	92 100.0	34 37.0	23 25.0	35 38.0	－ －	
３１～１００人	297 100.0	106 35.7	94 31.6	94 31.6	3 1.0	
１０１～３００人	226 100.0	90 39.8	75 33.2	58 25.7	3 1.3	
３０１～５００人	48 100.0	14 29.2	18 37.5	15 31.3	1 2.1	
５０１～１，０００人	73 100.0	29 39.7	20 27.4	23 31.5	1 1.4	
１，００１人以上	39 100.0	20 51.3	9 23.1	9 23.1	1 2.6	
無回答	17 100.0	8 47.1	5 29.4	4 23.5	－ －	

問１５付問．働き方をどのように、変更すると思いますか。

（複数回答）	「自身の働き方を変えると思う」労働者計	配偶者控除等を満額受けられる年収の上限の引上げに伴い、自身の働き方を変えると思う「労働者計」	自身の収入が１０３万円超～少し（１３０万円以下に収まるよう、働く時間を増やす	自身の収入が１３０万円超～１５０万円以下に収まるよう、働く時間を増やす	自身の収入が１５０万円を超えるよう、働く時間を大幅に増やす	その他	無回答	平均選択数
総数	342 100.0	198 57.9	139 40.6	16 4.7	10 2.9	2 0.6		1.1
問１５付問．就業調整の具体的な内容								
配偶者の所得税について配偶者控除が受けられるよう、自身の収入を１０３万円以下に抑えている	245 100.0	172 70.2	71 29.0	10 4.1	8 3.3	2 0.8		1.1
配偶者特別控除が受けられるよう、自身の収入を１０３万円超１４１万円未満に抑えている	128 100.0	45 35.2	81 63.3	7 5.5	2 1.6	1 0.8		1.1
問１（１）．性別								
男性	3 100.0	1 33.3	2 66.7	－ －	－ －	－ －		1.0
女性	338 100.0	196 58.0	137 40.5	16 4.7	10 3.0	2 0.6		1.1
無回答	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －		1.0
問１（２）．年齢層								
～１９歳以下	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －		－
２０～２４歳	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －		－
２５～２９歳	7 100.0	6 85.7	1 14.3	－ －	－ －	－ －		1.0
３０～３４歳	27 100.0	15 55.6	12 44.4	3 11.1	1 3.7	－ －		1.2
３５～３９歳	56 100.0	31 55.4	23 41.1	2 3.6	－ －	2 3.6		1.0
４０～４４歳	77 100.0	41 53.2	38 49.4	6 7.8	2 2.6	－ －		1.1
４５～４９歳	68 100.0	39 57.4	30 44.1	2 2.9	－ －	－ －		1.0
５０～５４歳	60 100.0	34 56.7	22 36.7	2 3.3	4 6.7	－ －		1.0
５５～５９歳	31 100.0	22 71.0	6 19.4	1 3.2	3 9.7	－ －		1.0
６０～６４歳	4 100.0	3 75.0	1 25.0	－ －	－ －	－ －		1.0
６５歳以上	7 100.0	3 42.9	4 57.1	－ －	－ －	－ －		1.0
無回答	5 100.0	4 80.0	2 40.0	－ －	－ －	－ －		1.2
問１（３）．婚姻状況								
既婚	338 100.0	196 58.0	137 40.5	16 4.7	10 3.0	2 0.6		1.1
未婚	2 100.0	－ －	2 100.0	－ －	－ －	－ －		1.0
離婚・死別	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －		1.0
無回答	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －		1.0
問１付問①．被扶養者の人数								
同居している被扶養者無し	117 100.0	77 65.8	37 31.6	4 3.4	3 2.6	1 0.9		1.0
同居している被扶養者有り	193 100.0	104 53.9	88 45.6	11 5.7	7 3.6	1 0.5		1.1
無回答	32 100.0	17 53.1	14 43.8	1 3.1	－ －	－ －		1.0
問１（５）．世帯主からみた続柄								
世帯主本人	7 100.0	5 71.4	2 28.6	－ －	－ －	－ －		1.0
世帯主本人以外	334 100.0	192 57.5	137 41.0	16 4.8	10 3.0	2 0.6		1.1
無回答	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －		1.0
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）								
行っている	342 100.0	198 57.9	139 40.6	16 4.7	10 2.9	2 0.6		1.1
行っていない	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －		－
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －		－
問１９．仕事の掛け持ち有無								
している	18 100.0	12 66.7	6 33.3	－ －	1 5.6	－ －		1.1
していない	324 100.0	186 57.4	133 41.0	16 4.9	9 2.8	2 0.6		1.1
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －		－
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）								
建設業	12 100.0	8 66.7	5 41.7	－ －	－ －	－ －		1.1
製造業	38 100.0	24 63.2	14 36.8	1 2.6	4 10.5	－ －		1.1
電気・ガス・熱供給・水道業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －		－
情報通信業	3 100.0	2 66.7	－ －	1 33.3	1 33.3	－ －		1.3
運輸業、郵便業	6 100.0	3 50.0	4 66.7	－ －	－ －	－ －		1.2
卸売業	20 100.0	8 40.0	13 65.0	1 5.0	－ －	－ －		1.1
小売業	37 100.0	20 54.1	14 37.8	3 8.1	1 2.7	－ －		1.0
金融業、保険業	18 100.0	13 72.2	3 16.7	3 16.7	－ －	－ －		1.1
不動産業、物品賃貸業	3 100.0	1 33.3	2 66.7	－ －	－ －	－ －		1.0
学術研究、専門・技術サービス業	8 100.0	4 50.0	4 50.0	1 12.5	－ －	－ －		1.1
宿泊業、飲食サービス業	20 100.0	10 50.0	9 45.0	1 5.0	1 5.0	－ －		1.1
生活関連サービス業、娯楽業	2 100.0	1 50.0	1 50.0	－ －	－ －	－ －		1.0
教育、学習支援業	18 100.0	10 55.6	8 44.4	－ －	1 5.6	－ －		1.1
医療、福祉	77 100.0	43 55.8	31 40.3	3 3.9	1 1.3	2 2.6		1.0
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	10 100.0	7 70.0	4 40.0	1 10.0	－ －	－ －		1.2
サービス業（他に分類されないもの）	21 100.0	13 61.9	8 38.1	1 4.8	－ －	－ －		1.1
公務	4 100.0	2 50.0	2 50.0	－ －	－ －	－ －		1.0
その他	1 100.0	－ －	1 100.0	－ －	－ －	－ －		1.0
無回答	3 100.0	1 33.3	2 66.7	－ －	－ －	－ －		1.0
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）								
３０人以下	34 100.0	17 50.0	17 50.0	1 2.9	1 2.9	－ －		1.1
３１～１００人	106 100.0	64 60.4	45 42.5	5 4.7	2 1.9	1 0.9		1.1
１０１～３００人	90 100.0	56 62.2	33 36.7	4 4.4	3 3.3	－ －		1.1
３０１～５００人	14 100.0	6 42.9	6 42.9	1 7.1	1 7.1	－ －		1.0
５０１～１，０００人	29 100.0	12 41.4	14 48.3	2 6.9	1 3.4	1 3.4		1.0
１，００１人以上	20 100.0	12 60.0	6 30.0	2 10.0	1 5.0	－ －		1.1
無回答	8 100.0	3 37.5	4 50.0	1 12.5	－ －	－ －		1.0

問１６付問①．社会保険の適用範囲に対する見方について教えてください。
個人事業所に勤める場合、業種によって、（同じ働き方でも）社会保険が適用されるかどうかが変わってくる（※）ことについて、どう思いますか。

※常時５人以上の雇用者が働いている事務所、工場、商店等の個人事業所は社会保険の適用事業所となるが、サービス業の一部（クリーニング業、飲食店、ビル清掃業等）や農業、漁業等はその限りではない
（なお、これらの事業所も、厚生労働大臣の認可を受けることにより任意適用事業所となることができる）、と注釈。

	全有効回答労働者計	納得できる	納得できるどちらかと言えば	どちらかと言えば納得できない	納得できない	よく分からない	無回答	納得できる計	納得できない計
総数	6,418	404	690	1,423	774	2,832	295	1,094	2,197
	100.0	6.3	10.8	22.2	12.1	44.1	4.6	17.0	34.2
問１（１）．性別									
男性	1,423	146	173	258	185	567	94	319	443
	100.0	10.3	12.2	18.1	13.0	39.8	6.6	22.4	31.1
女性	4,984	258	515	1,165	588	2,258	200	773	1,753
	100.0	5.2	10.3	23.4	11.8	45.3	4.0	15.5	35.2
無回答	11	－	2	－	1	7	1	2	1
	100.0	－	18.2	－	9.1	63.6	9.1	18.2	9.1
問１（２）．年齢層									
～１９歳以下	6	－	－	－	－	5	1	－	－
	100.0	－	－	－	－	83.3	16.7	－	－
２０～２４歳	94	6	14	11	8	54	1	20	19
	100.0	6.4	14.9	11.7	8.5	57.4	1.1	21.3	20.2
２５～２９歳	203	9	20	40	14	117	3	29	54
	100.0	4.4	9.9	19.7	6.9	57.6	1.5	14.3	26.6
３０～３４歳	410	26	37	112	40	189	6	63	152
	100.0	6.3	9.0	27.3	9.8	46.1	1.5	15.4	37.1
３５～３９歳	629	24	76	141	74	300	14	100	215
	100.0	3.8	12.1	22.4	11.8	47.7	2.2	15.9	34.2
４０～４４歳	907	32	99	215	120	418	23	131	335
	100.0	3.5	10.9	23.7	13.2	46.1	2.5	14.4	36.9
４５～４９歳	883	46	96	202	99	410	30	142	301
	100.0	5.2	10.9	22.9	11.2	46.4	3.4	16.1	34.1
５０～５４歳	771	41	73	206	92	334	25	114	298
	100.0	5.3	9.5	26.7	11.9	43.3	3.2	14.8	38.7
５５～５９歳	611	40	66	130	93	245	37	106	223
	100.0	6.5	10.8	21.3	15.2	40.1	6.1	17.3	36.5
６０～６４歳	916	82	107	195	124	355	53	189	319
	100.0	9.0	11.7	21.3	13.5	38.8	5.8	20.6	34.8
６５歳以上	940	97	98	166	106	372	101	195	272
	100.0	10.3	10.4	17.7	11.3	39.6	10.7	20.7	28.9
無回答	48	1	4	5	4	33	1	5	9
	100.0	2.1	8.3	10.4	8.3	68.8	2.1	10.4	18.8
問１（３）．婚姻状況									
既婚	5,193	318	548	1,165	631	2,292	239	866	1,796
	100.0	6.1	10.6	22.4	12.2	44.1	4.6	16.7	34.6
未婚	656	39	83	147	76	286	25	122	223
	100.0	5.9	12.7	22.4	11.6	43.6	3.8	18.6	34.0
離婚・死別	543	44	54	107	65	243	30	98	172
	100.0	8.1	9.9	19.7	12.0	44.8	5.5	18.0	31.7
無回答	26	3	5	4	2	11	1	8	6
	100.0	11.5	19.2	15.4	7.7	42.3	3.8	30.8	23.1
問１付問①．被扶養者の人数									
同居している被扶養者無し	2,830	175	287	674	379	1,226	89	462	1,053
	100.0	6.2	10.1	23.8	13.4	43.3	3.1	16.3	37.2
同居している被扶養者有り	2,849	176	324	629	334	1,258	128	500	963
	100.0	6.2	11.4	22.1	11.7	44.2	4.5	17.6	33.8
無回答	739	53	79	120	61	348	78	132	181
	100.0	7.2	10.7	16.2	8.3	47.1	10.6	17.9	24.5
問１（５）．世帯主からみた続柄									
世帯主本人	1,942	187	221	391	239	779	125	408	630
	100.0	9.6	11.4	20.1	12.3	40.1	6.4	21.0	32.4
世帯主本人以外	4,438	214	464	1,028	531	2,033	168	678	1,559
	100.0	4.8	10.5	23.2	12.0	45.8	3.8	15.3	35.1
無回答	38	3	5	4	4	20	2	8	8
	100.0	7.9	13.2	10.5	10.5	52.6	5.3	21.1	21.1
問３．働くのを辞めた場合の家計への影響									
日々の生活が維持できなくなる	2,108	140	209	443	278	929	109	349	721
	100.0	6.6	9.9	21.0	13.2	44.1	5.2	16.6	34.2
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	699	44	61	177	83	314	20	105	260
	100.0	6.3	8.7	25.3	11.9	44.9	2.9	15.0	37.2
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	782	32	92	220	91	328	19	124	311
	100.0	4.1	11.8	28.1	11.6	41.9	2.4	15.9	39.8
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	1,411	87	161	308	148	644	63	248	456
	100.0	6.2	11.4	21.8	10.5	45.6	4.5	17.6	32.3
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	1,061	73	128	222	126	451	61	201	348
	100.0	6.9	12.1	20.9	11.9	42.5	5.7	18.9	32.8
自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わるところはない	284	17	30	47	41	135	14	47	88
	100.0	6.0	10.6	16.5	14.4	47.5	4.9	16.5	31.0
無回答	73	11	9	6	7	31	9	20	13
	100.0	15.1	12.3	8.2	9.6	42.5	12.3	27.4	17.8
問４．短時間労働者という形態で、働いている理由（複数回答）									
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	2,537	180	274	555	267	1,165	96	454	822
	100.0	7.1	10.8	21.9	10.5	45.9	3.8	17.9	32.4
労働時間や出勤日数が短いから	1,924	130	224	428	205	844	93	354	633
	100.0	6.8	11.6	22.2	10.7	43.9	4.8	18.4	32.9
就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	1,191	70	125	275	116	556	49	195	391
	100.0	5.9	10.5	23.1	9.7	46.7	4.1	16.4	32.8
軽易な仕事をしたいから	368	24	27	69	40	183	25	51	109
	100.0	6.5	7.3	18.8	10.9	49.7	6.8	13.9	29.6
辞めやすいから	131	13	11	23	13	67	4	24	36
	100.0	9.9	8.4	17.6	9.9	51.1	3.1	18.3	27.5
休みやすいから	968	63	94	240	115	419	37	157	355
	100.0	6.5	9.7	24.8	11.9	43.3	3.8	16.2	36.7
時間を有効に使えるから	1,726	124	216	381	195	745	65	340	576
	100.0	7.2	12.5	22.1	11.3	43.2	3.8	19.7	33.4
資格・技能を活かして働きたいから	534	42	69	115	80	209	19	111	195
	100.0	7.9	12.9	21.5	15.0	39.1	3.6	20.8	36.5
企業や職場、組織に拘束されたくないから	268	14	35	56	39	115	9	49	95
	100.0	5.2	13.1	20.9	14.6	42.9	3.4	18.3	35.4
すぐに働き始めたいから	226	11	21	59	37	89	9	32	96
	100.0	4.9	9.3	26.1	16.4	39.4	4.0	14.2	42.5
正社員としての働き口が見つからなかったから	778	47	83	199	146	276	27	130	345
	100.0	6.0	10.7	25.6	18.8	35.5	3.5	16.7	44.3
育児・介護等の事情があるから	1,753	78	184	428	227	801	35	262	655
	100.0	4.4	10.5	24.4	12.9	45.7	2.0	14.9	37.4
正社員として働くことを家族に反対されているから	143	6	18	44	17	54	4	24	61
	100.0	4.2	12.6	30.8	11.9	37.8	2.8	16.8	42.7
正社員として働くことが体力的に難しいから	813	54	92	185	105	344	33	146	290
	100.0	6.6	11.3	22.8	12.9	42.3	4.1	18.0	35.7
通勤が容易だから	762	52	99	177	85	312	37	151	262
	100.0	6.8	13.0	23.2	11.2	40.9	4.9	19.8	34.4
転勤がないから	375	23	45	92	42	157	16	68	134
	100.0	6.1	12.0	24.5	11.2	41.9	4.3	18.1	35.7
他に本業があるから・副業できるから	209	15	25	51	24	89	5	40	75
	100.0	7.2	12.0	24.4	11.5	42.6	2.4	19.1	35.9
その他	551	27	49	116	102	216	41	76	218
	100.0	4.9	8.9	21.1	18.5	39.2	7.4	13.8	39.6
無回答	104	12	13	10	11	47	11	25	21
	100.0	11.5	12.5	9.6	10.6	45.2	10.6	24.0	20.2
問５付問．同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か									
はい	850	80	94	182	113	312	69	174	295
	100.0	9.4	11.1	21.4	13.3	36.7	8.1	20.5	34.7
いいえ	5,185	293	553	1,179	621	2,342	197	846	1,800
	100.0	5.7	10.7	22.7	12.0	45.2	3.8	16.3	34.7
無回答	383	31	43	62	40	178	29	74	102
	100.0	8.1	11.2	16.2	10.4	46.5	7.6	19.3	26.6

	全有効回答労働者計	納得できる	納得できるどちらかと言えば	どちらかと言えば納得できない	納得できない	よく分からない	無回答	納得できる計	納得できない計
総数	6,418	404	690	1,423	774	2,832	295	1,094	2,197
	100.0	6.3	10.8	22.2	12.1	44.1	4.6	17.0	34.2
問６．職種									
管理職	77	11	8	12	11	32	3	19	23
	100.0	14.3	10.4	15.6	14.3	41.6	3.9	24.7	29.9
専門・技術職（医療関係）	565	29	70	153	75	226	12	99	228
	100.0	5.1	12.4	27.1	13.3	40.0	2.1	17.5	40.4
専門・技術職（教育関係）	198	15	25	42	37	73	6	40	79
	100.0	7.6	12.6	21.2	18.7	36.9	3.0	20.2	39.9
専門・技術職（その他）	432	29	63	98	61	158	23	92	159
	100.0	6.7	14.6	22.7	14.1	36.6	5.3	21.3	36.8
事務職	2,170	109	229	573	316	866	77	338	889
	100.0	5.0	10.6	26.4	14.6	39.9	3.5	15.6	41.0
販売職（営業を含む）	405	22	51	81	43	189	19	73	124
	100.0	5.4	12.6	20.0	10.6	46.7	4.7	18.0	30.6
サービス職（介護関係）	501	35	39	113	48	246	20	74	161
	100.0	7.0	7.8	22.6	9.6	49.1	4.0	14.8	32.1
サービス職（飲食関係）	220	17	24	30	14	123	12	41	44
	100.0	7.7	10.9	13.6	6.4	55.9	5.5	18.6	20.0
サービス職（その他）	407	29	42	77	38	207	14	71	115
	100.0	7.1	10.3	18.9	9.3	50.9	3.4	17.4	28.3
警備・保安職	73	11	12	14	8	18	10	23	22
	100.0	15.1	16.4	19.2	11.0	24.7	13.7	31.5	30.1
製造・生産工程職	394	26	34	69	29	221	15	60	98
	100.0	6.6	8.6	17.5	7.4	56.1	3.8	15.2	24.9
輸送・運転職	109	10	12	21	11	48	7	22	32
	100.0	9.2	11.0	19.3	10.1	44.0	6.4	20.2	29.4
建設・採掘職	17	1	1	－	4	9	2	2	4
	100.0	5.9	5.9	－	23.5	52.9	11.8	11.8	23.5
清掃等労務職	342	22	32	50	23	179	36	54	73
	100.0	6.4	9.4	14.6	6.7	52.3	10.5	15.8	21.3
その他	414	30	38	76	46	193	31	68	122
	100.0	7.2	9.2	18.4	11.1	46.6	7.5	16.4	29.5
無回答	94	8	10	14	10	44	8	18	24
	100.0	8.5	10.6	14.9	10.6	46.8	8.5	19.1	25.5
問１３．社会保険（年金）の現在の加入形態									
２０歳以上６０歳未満で、第２号又は第３号被保険者でない者（第１号被保険者）	398	34	49	81	41	183	10	83	122
	100.0	8.5	12.3	20.4	10.3	46.0	2.5	20.9	30.7
厚生年金保険に、本人が加入している者（第２号被保険者）	3,118	223	351	746	457	1,245	96	574	1,203
	100.0	7.2	11.3	23.9	14.7	39.9	3.1	18.4	38.6
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者（第３号被保険者）	1,955	76	194	456	186	987	56	270	642
	100.0	3.9	9.9	23.3	9.5	50.5	2.9	13.8	32.8
その他	261	21	23	48	34	124	11	44	82
	100.0	8.0	8.8	18.4	13.0	47.5	4.2	16.9	31.4
無回答	686	50	73	92	56	293	122	123	148
	100.0	7.3	10.6	13.4	8.2	42.7	17.8	17.9	21.6
適用拡大以前の社会保険（年金）の種類									
第１号被保険者	648	56	84	151	79	264	14	140	230
	100.0	8.6	13.0	23.3	12.2	40.7	2.2	21.6	35.5
第３号被保険者	2,322	90	223	553	279	1,115	62	313	832
	100.0	3.9	9.6	23.8	12.0	48.0	2.7	13.5	35.8
その他	353	26	35	77	50	148	17	61	127
	100.0	7.4	9.9	21.8	14.2	41.9	4.8	17.3	36.0
問１４付問①．適用拡大前後の社会保険（年金）の種類の変化									
適用拡大前：第１号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	250	22	35	70	38	81	4	57	108
	100.0	8.8	14.0	28.0	15.2	32.4	1.6	22.8	43.2
適用拡大前：第３号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	367	14	29	97	93	128	6	43	190
	100.0	3.8	7.9	26.4	25.3	34.9	1.6	11.7	51.8
適用拡大前：その他→適用拡大後：第２号被保険者	92	5	12	29	16	24	6	17	45
	100.0	5.4	13.0	31.5	17.4	26.1	6.5	18.5	48.9
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）									
行っている	1,741	86	161	387	195	822	90	247	582
	100.0	4.9	9.2	22.2	11.2	47.2	5.2	14.2	33.4
行っていない	4,549	316	524	1,028	567	1,993	121	840	1,595
	100.0	6.9	11.5	22.6	12.5	43.8	2.7	18.5	35.1
無回答	128	2	5	8	12	17	84	7	20
	100.0	1.6	3.9	6.3	9.4	13.3	65.6	5.5	15.6
問１９．仕事の掛け持ち有無									
している	568	48	62	146	75	217	20	110	221
	100.0	8.5	10.9	25.7	13.2	38.2	3.5	19.4	38.9
していない	5,799	355	626	1,277	698	2,606	237	981	1,975
	100.0	6.1	10.8	22.0	12.0	44.9	4.1	16.9	34.1
無回答	51	1	2	－	1	9	38	3	1
	100.0	2.0	3.9	－	2.0	17.6	74.5	5.9	2.0
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）									
建設業	325	20	43	68	36	136	22	63	104
	100.0	6.2	13.2	20.9	11.1	41.8	6.8	19.4	32.0
製造業	675	35	60	137	72	347	24	95	209
	100.0	5.2	8.9	20.3	10.7	51.4	3.6	14.1	31.0
電気・ガス・熱供給・水道業	24	－	4	9	3	6	2	4	12
	100.0	－	16.7	37.5	12.5	25.0	8.3	16.7	50.0
情報通信業	34	1	3	11	5	13	1	4	16
	100.0	2.9	8.8	32.4	14.7	38.2	2.9	11.8	47.1
運輸業、郵便業	175	14	18	35	20	72	16	32	55
	100.0	8.0	10.3	20.0	11.4	41.1	9.1	18.3	31.4
卸売業	329	12	37	73	39	149	19	49	112
	100.0	3.6	11.2	22.2	11.9	45.3	5.8	14.9	34.0
小売業	622	38	77	117	67	295	28	115	184
	100.0	6.1	12.4	18.8	10.8	47.4	4.5	18.5	29.6
金融業、保険業	185	11	20	40	22	88	4	31	62
	100.0	5.9	10.8	21.6	11.9	47.6	2.2	16.8	33.5
不動産業、物品賃貸業	59	5	5	15	7	24	3	10	22
	100.0	8.5	8.5	25.4	11.9	40.7	5.1	16.9	37.3
学術研究、専門・技術サービス業	143	9	14	35	19	60	6	23	54
	100.0	6.3	9.8	24.5	13.3	42.0	4.2	16.1	37.8
宿泊業、飲食サービス業	257	16	36	44	23	128	10	52	67
	100.0	6.2	14.0	17.1	8.9	49.8	3.9	20.2	26.1
生活関連サービス業、娯楽業	108	7	10	15	7	56	13	17	22
	100.0	6.5	9.3	13.9	6.5	51.9	12.0	15.7	20.4
教育、学習支援業	488	26	49	122	91	185	15	75	213
	100.0	5.3	10.0	25.0	18.6	37.9	3.1	15.4	43.6
医療、福祉	1,280	86	130	316	155	544	49	216	471
	100.0	6.7	10.2	24.7	12.1	42.5	3.8	16.9	36.8
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	5	10	21	12	58	7	15	33
	100.0	4.4	8.8	18.6	10.6	51.3	6.2	13.3	29.2
サービス業（他に分類されないもの）	496	42	47	116	47	224	20	89	163
	100.0	8.5	9.5	23.4	9.5	45.2	4.0	17.9	32.9
公務	138	14	10	36	22	47	9	24	58
	100.0	10.1	7.2	26.1	15.9	34.1	6.5	17.4	42.0
その他	15	1	1	1	－	10	2	2	1
	100.0	6.7	6.7	6.7	－	66.7	13.3	13.3	6.7
無回答	89	7	11	21	9	33	8	18	30
	100.0	7.9	12.4	23.6	10.1	37.1	9.0	20.2	33.7
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）									
３０人以下	664	38	71	170	52	313	20	109	222
	100.0	5.7	10.7	25.6	7.8	47.1	3.0	16.4	33.4
３１～１００人	1,843	124	187	370	173	901	88	311	543
	100.0	6.7	10.1	20.1	9.4	48.9	4.8	16.9	29.5
１０１～３００人	1,334	75	156	288	158	574	83	231	446
	100.0	5.6	11.7	21.6	11.8	43.0	6.2	17.3	33.4
３０１～５００人	332	24	31	74	31	160	12	55	105
	100.0	7.2	9.3	22.3	9.3	48.2	3.6	16.6	31.6
５０１～１，０００人	709	53	70	170	114	273	29	123	284
	100.0	7.5	9.9	24.0	16.1	38.5	4.1	17.3	40.1
１，００１人以上	567	28	57	133	118	210	21	85	251
	100.0	4.9	10.1	23.5	20.8	37.0	3.7	15.0	44.3
無回答	106	7	13	27	10	44	5	20	37
	100.0	6.6	12.3	25.5	9.4	41.5	4.7	18.9	34.9

問１６付問②．社会保険の適用範囲に対する見方について教えてください。企業の規模によって、短時間労働者に対する社会保険の適用範囲が異なることについて、どう思いますか。

	全有効回答労働者計	納得できる	どちらかと言えば納得できる	どちらかと言えば納得できない	納得できない	よく分からない	無回答	納得できる計	納得できない計
総数	6,418	424	902	1,562	1,001	2,295	234	1,326	2,563
	100.0	6.6	14.1	24.3	15.6	35.8	3.6	20.7	39.9
問１（１）．性別									
男性	1,423	156	202	284	220	498	63	358	504
	100.0	11.0	14.2	20.0	15.5	35.0	4.4	25.2	35.4
女性	4,984	268	698	1,277	780	1,791	170	966	2,057
	100.0	5.4	14.0	25.6	15.7	35.9	3.4	19.4	41.3
無回答	11	－	2	1	1	6	1	2	2
	100.0	－	18.2	9.1	9.1	54.5	9.1	18.2	18.2
問１（２）．年齢層									
～１９歳以下	6	－	－	－	－	5	1	－	－
	100.0	－	－	－	－	83.3	16.7	－	－
２０～２４歳	94	4	14	15	14	44	3	18	29
	100.0	4.3	14.9	16.0	14.9	46.8	3.2	19.1	30.9
２５～２９歳	203	8	29	48	24	92	2	37	72
	100.0	3.9	14.3	23.6	11.8	45.3	1.0	18.2	35.5
３０～３４歳	410	21	70	110	66	138	5	91	176
	100.0	5.1	17.1	26.8	16.1	33.7	1.2	22.2	42.9
３５～３９歳	629	37	96	155	104	219	18	133	259
	100.0	5.9	15.3	24.6	16.5	34.8	2.9	21.1	41.2
４０～４４歳	907	41	122	236	164	324	20	163	400
	100.0	4.5	13.5	26.0	18.1	35.7	2.2	18.0	44.1
４５～４９歳	883	53	110	237	128	334	21	163	365
	100.0	6.0	12.5	26.8	14.5	37.8	2.4	18.5	41.3
５０～５４歳	771	37	120	228	120	248	18	157	348
	100.0	4.8	15.6	29.6	15.6	32.2	2.3	20.4	45.1
５５～５９歳	611	44	87	142	107	205	26	131	249
	100.0	7.2	14.2	23.2	17.5	33.6	4.3	21.4	40.8
６０～６４歳	916	77	124	209	152	319	35	201	361
	100.0	8.4	13.5	22.8	16.6	34.8	3.8	21.9	39.4
６５歳以上	940	101	124	173	117	342	83	225	290
	100.0	10.7	13.2	18.4	12.4	36.4	8.8	23.9	30.9
無回答	48	1	6	9	5	25	2	7	14
	100.0	2.1	12.5	18.8	10.4	52.1	4.2	14.6	29.2
問１（３）．婚姻状況									
既婚	5,193	335	743	1,278	822	1,831	184	1,078	2,100
	100.0	6.5	14.3	24.6	15.8	35.3	3.5	20.8	40.4
未婚	656	42	85	166	103	241	19	127	269
	100.0	6.4	13.0	25.3	15.7	36.7	2.9	19.4	41.0
離婚・死別	543	42	71	115	71	214	30	113	186
	100.0	7.7	13.1	21.2	13.1	39.4	5.5	20.8	34.3
無回答	26	5	3	3	5	9	1	8	8
	100.0	19.2	11.5	11.5	19.2	34.6	3.8	30.8	30.8
問１付問①．被扶養者の人数									
同居している被扶養者無し	2,830	163	380	752	491	978	66	543	1,243
	100.0	5.8	13.4	26.6	17.3	34.6	2.3	19.2	43.9
同居している被扶養者有り	2,849	199	433	677	437	1,011	92	632	1,114
	100.0	7.0	15.2	23.8	15.3	35.5	3.2	22.2	39.1
無回答	739	62	89	133	73	306	76	151	206
	100.0	8.4	12.0	18.0	9.9	41.4	10.3	20.4	27.9
問１（５）．世帯主からみた続柄									
世帯主本人	1,942	189	260	426	289	685	93	449	715
	100.0	9.7	13.4	21.9	14.9	35.3	4.8	23.1	36.8
世帯主本人以外	4,438	232	637	1,131	707	1,593	138	869	1,838
	100.0	5.2	14.4	25.5	15.9	35.9	3.1	19.6	41.4
無回答	38	3	5	5	5	17	3	8	10
	100.0	7.9	13.2	13.2	13.2	44.7	7.9	21.1	26.3
問３．働くのを辞めた場合の家計への影響									
日々の生活が維持できなくなる	2,108	137	270	475	356	781	89	407	831
	100.0	6.5	12.8	22.5	16.9	37.0	4.2	19.3	39.4
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	699	48	93	202	110	226	20	141	312
	100.0	6.9	13.3	28.9	15.7	32.3	2.9	20.2	44.6
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	782	40	127	214	137	244	20	167	351
	100.0	5.1	16.2	27.4	17.5	31.2	2.6	21.4	44.9
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	1,411	94	213	345	182	531	46	307	527
	100.0	6.7	15.1	24.5	12.9	37.6	3.3	21.8	37.3
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	1,061	79	160	254	160	372	36	239	414
	100.0	7.4	15.1	23.9	15.1	35.1	3.4	22.5	39.0
自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わるところはない	284	18	29	62	49	115	11	47	111
	100.0	6.3	10.2	21.8	17.3	40.5	3.9	16.5	39.1
無回答	73	8	10	10	7	26	12	18	17
	100.0	11.0	13.7	13.7	9.6	35.6	16.4	24.7	23.3
問４．短時間労働者という形態で、働いている理由（複数回答）									
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	2,537	185	357	599	364	950	82	542	963
	100.0	7.3	14.1	23.6	14.3	37.4	3.2	21.4	38.0
労働時間や出勤日数が短いから	1,924	142	293	457	265	699	68	435	722
	100.0	7.4	15.2	23.8	13.8	36.3	3.5	22.6	37.5
就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	1,191	85	172	295	167	439	33	257	462
	100.0	7.1	14.4	24.8	14.0	36.9	2.8	21.6	38.8
軽易な仕事をしたいから	368	28	38	81	56	151	14	66	137
	100.0	7.6	10.3	22.0	15.2	41.0	3.8	17.9	37.2
辞めやすいから	131	13	16	26	20	53	3	29	46
	100.0	9.9	12.2	19.8	15.3	40.5	2.3	22.1	35.1
休みやすいから	968	69	134	253	152	328	32	203	405
	100.0	7.1	13.8	26.1	15.7	33.9	3.3	21.0	41.8
時間を有効に使えるから	1,726	115	279	413	265	599	55	394	678
	100.0	6.7	16.2	23.9	15.4	34.7	3.2	22.8	39.3
資格・技能を活かして働きたいから	534	44	77	150	94	152	17	121	244
	100.0	8.2	14.4	28.1	17.6	28.5	3.2	22.7	45.7
企業や職場、組織に拘束されたくないから	268	19	35	66	48	93	7	54	114
	100.0	7.1	13.1	24.6	17.9	34.7	2.6	20.1	42.5
すぐに働き始めたいから	226	11	36	55	48	66	10	47	103
	100.0	4.9	15.9	24.3	21.2	29.2	4.4	20.8	45.6
正社員としての働き口が見つからなかったから	778	55	102	216	184	203	18	157	400
	100.0	7.1	13.1	27.8	23.7	26.1	2.3	20.2	51.4
育児・介護等の事情があるから	1,753	92	261	481	293	590	36	353	774
	100.0	5.2	14.9	27.4	16.7	33.7	2.1	20.1	44.2
正社員として働くことを家族に反対されているから	143	6	21	39	29	42	6	27	68
	100.0	4.2	14.7	27.3	20.3	29.4	4.2	18.9	47.6
正社員として働くことが体力的に難しいから	813	49	122	224	125	269	24	171	349
	100.0	6.0	15.0	27.6	15.4	33.1	3.0	21.0	42.9
通勤が容易だから	762	52	122	185	96	277	30	174	281
	100.0	6.8	16.0	24.3	12.6	36.4	3.9	22.8	36.9
転勤がないから	375	31	54	93	57	131	9	85	150
	100.0	8.3	14.4	24.8	15.2	34.9	2.4	22.7	40.0
他に本業があるから・副業できるから	209	17	32	47	35	73	5	49	82
	100.0	8.1	15.3	22.5	16.7	34.9	2.4	23.4	39.2
その他	551	35	70	130	121	175	20	105	251
	100.0	6.4	12.7	23.6	22.0	31.8	3.6	19.1	45.6
無回答	104	9	15	17	9	41	13	24	26
	100.0	8.7	14.4	16.3	8.7	39.4	12.5	23.1	25.0
問５付問．同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か									
はい	850	88	107	186	135	286	48	195	321
	100.0	10.4	12.6	21.9	15.9	33.6	5.6	22.9	37.8
いいえ	5,185	308	743	1,298	821	1,857	158	1,051	2,119
	100.0	5.9	14.3	25.0	15.8	35.8	3.0	20.3	40.9
無回答	383	28	52	78	45	152	28	80	123
	100.0	7.3	13.6	20.4	11.7	39.7	7.3	20.9	32.1

	全有効回答労働者計	納得できる	どちらかと言えば納得できる	どちらかと言えば納得できない	納得できない	よく分からない	無回答	納得できる計	納得できない計
総数	6,418	424	902	1,562	1,001	2,295	234	1,326	2,563
	100.0	6.6	14.1	24.3	15.6	35.8	3.6	20.7	39.9
問６．職種									
管理職	77	11	9	15	7	30	5	20	22
	100.0	14.3	11.7	19.5	9.1	39.0	6.5	26.0	28.6
専門・技術職（医療関係）	565	35	72	165	104	175	14	107	269
	100.0	6.2	12.7	29.2	18.4	31.0	2.5	18.9	47.6
専門・技術職（教育関係）	198	16	27	50	43	57	5	43	93
	100.0	8.1	13.6	25.3	21.7	28.8	2.5	21.7	47.0
専門・技術職（その他）	432	36	69	110	73	133	11	105	183
	100.0	8.3	16.0	25.5	16.9	30.8	2.5	24.3	42.4
事務職	2,170	112	328	609	408	660	53	440	1,017
	100.0	5.2	15.1	28.1	18.8	30.4	2.4	20.3	46.9
販売職（営業を含む）	405	22	65	88	64	150	16	87	152
	100.0	5.4	16.0	21.7	15.8	37.0	4.0	21.5	37.5
サービス職（介護関係）	501	30	66	116	69	198	22	96	185
	100.0	6.0	13.2	23.2	13.8	39.5	4.4	19.2	36.9
サービス職（飲食関係）	220	23	28	36	18	106	9	51	54
	100.0	10.5	12.7	16.4	8.2	48.2	4.1	23.2	24.5
サービス職（その他）	407	26	55	93	56	167	10	81	149
	100.0	6.4	13.5	22.9	13.8	41.0	2.5	19.9	36.6
警備・保安職	73	14	15	12	6	21	5	29	18
	100.0	19.2	20.5	16.4	8.2	28.8	6.8	39.7	24.7
製造・生産工程職	394	28	47	89	43	175	12	75	132
	100.0	7.1	11.9	22.6	10.9	44.4	3.0	19.0	33.5
輸送・運転職	109	9	17	24	12	43	4	26	36
	100.0	8.3	15.6	22.0	11.0	39.4	3.7	23.9	33.0
建設・採掘職	17	2	2	－	5	7	1	4	5
	100.0	11.8	11.8	－	29.4	41.2	5.9	23.5	29.4
清掃等労務職	342	22	39	51	31	164	35	61	82
	100.0	6.4	11.4	14.9	9.1	48.0	10.2	17.8	24.0
その他	414	32	50	89	49	171	23	82	138
	100.0	7.7	12.1	21.5	11.8	41.3	5.6	19.8	33.3
無回答	94	6	13	15	13	38	9	19	28
	100.0	6.4	13.8	16.0	13.8	40.4	9.6	20.2	29.8
問１３．社会保険（年金）の現在の加入形態									
２０歳以上６０歳未満で、第２号又は第３号被保険者でない者（第１号被保険者）	398	33	60	87	59	151	8	93	146
	100.0	8.3	15.1	21.9	14.8	37.9	2.0	23.4	36.7
厚生年金保険に、本人が加入している者（第２号被保険者）	3,118	222	425	841	569	999	62	647	1,410
	100.0	7.1	13.6	27.0	18.2	32.0	2.0	20.8	45.2
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者（第３号被保険者）	1,955	101	301	489	260	759	45	402	749
	100.0	5.2	15.4	25.0	13.3	38.8	2.3	20.6	38.3
その他	261	19	35	50	35	114	8	54	85
	100.0	7.3	13.4	19.2	13.4	43.7	3.1	20.7	32.6
無回答	686	49	81	95	78	272	111	130	173
	100.0	7.1	11.8	13.8	11.4	39.7	16.2	19.0	25.2
適用拡大以前の社会保険（年金）の種類									
第１号被保険者	648	54	93	166	114	208	13	147	280
	100.0	8.3	14.4	25.6	17.6	32.1	2.0	22.7	43.2
第３号被保険者	2,322	113	353	598	376	834	48	466	974
	100.0	4.9	15.2	25.8	16.2	35.9	2.1	20.1	41.9
その他	353	21	44	85	57	137	9	65	142
	100.0	5.9	12.5	24.1	16.1	38.8	2.5	18.4	40.2
問１４付問①．適用拡大前後の社会保険（年金）の種類の変化									
適用拡大前：第１号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	250	21	33	79	55	57	5	54	134
	100.0	8.4	13.2	31.6	22.0	22.8	2.0	21.6	53.6
適用拡大前：第３号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	367	12	52	109	116	75	3	64	225
	100.0	3.3	14.2	29.7	31.6	20.4	0.8	17.4	61.3
適用拡大前：その他→適用拡大後：第２号被保険者	92	2	9	35	22	23	1	11	57
	100.0	2.2	9.8	38.0	23.9	25.0	1.1	12.0	62.0
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）									
行っている	1,741	109	234	424	266	640	68	343	690
	100.0	6.3	13.4	24.4	15.3	36.8	3.9	19.7	39.6
行っていない	4,549	314	663	1,127	720	1,642	83	977	1,847
	100.0	6.9	14.6	24.8	15.8	36.1	1.8	21.5	40.6
無回答	128	1	5	11	15	13	83	6	26
	100.0	0.8	3.9	8.6	11.7	10.2	64.8	4.7	20.3
問１９．仕事の掛け持ち有無									
している	568	51	78	138	108	175	18	129	246
	100.0	9.0	13.7	24.3	19.0	30.8	3.2	22.7	43.3
していない	5,799	373	824	1,423	892	2,111	176	1,197	2,315
	100.0	6.4	14.2	24.5	15.4	36.4	3.0	20.6	39.9
無回答	51	－	－	1	1	9	40	－	2
	100.0	－	－	2.0	2.0	17.6	78.4	－	3.9
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）									
建設業	325	32	43	77	41	120	12	75	118
	100.0	9.8	13.2	23.7	12.6	36.9	3.7	23.1	36.3
製造業	675	42	95	144	96	282	16	137	240
	100.0	6.2	14.1	21.3	14.2	41.8	2.4	20.3	35.6
電気・ガス・熱供給・水道業	24	1	5	7	2	6	3	6	9
	100.0	4.2	20.8	29.2	8.3	25.0	12.5	25.0	37.5
情報通信業	34	－	4	11	8	10	1	4	19
	100.0	－	11.8	32.4	23.5	29.4	2.9	11.8	55.9
運輸業、郵便業	175	14	17	38	27	67	12	31	65
	100.0	8.0	9.7	21.7	15.4	38.3	6.9	17.7	37.1
卸売業	329	18	46	83	48	120	14	64	131
	100.0	5.5	14.0	25.2	14.6	36.5	4.3	19.5	39.8
小売業	622	33	84	154	104	225	22	117	258
	100.0	5.3	13.5	24.8	16.7	36.2	3.5	18.8	41.5
金融業、保険業	185	11	30	50	20	70	4	41	70
	100.0	5.9	16.2	27.0	10.8	37.8	2.2	22.2	37.8
不動産業、物品賃貸業	59	2	7	22	7	18	3	9	29
	100.0	3.4	11.9	37.3	11.9	30.5	5.1	15.3	49.2
学術研究、専門・技術サービス業	143	9	20	36	23	52	3	29	59
	100.0	6.3	14.0	25.2	16.1	36.4	2.1	20.3	41.3
宿泊業、飲食サービス業	257	21	39	52	21	115	9	60	73
	100.0	8.2	15.2	20.2	8.2	44.7	3.5	23.3	28.4
生活関連サービス業、娯楽業	108	5	13	19	12	51	8	18	31
	100.0	4.6	12.0	17.6	11.1	47.2	7.4	16.7	28.7
教育、学習支援業	488	17	77	137	117	127	13	94	254
	100.0	3.5	15.8	28.1	24.0	26.0	2.7	19.3	52.0
医療、福祉	1,280	79	179	307	224	447	44	258	531
	100.0	6.2	14.0	24.0	17.5	34.9	3.4	20.2	41.5
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	8	15	28	9	46	7	23	37
	100.0	7.1	13.3	24.8	8.0	40.7	6.2	20.4	32.7
サービス業（他に分類されないもの）	496	48	70	114	61	189	14	118	175
	100.0	9.7	14.1	23.0	12.3	38.1	2.8	23.8	35.3
公務	138	15	11	40	25	41	6	26	65
	100.0	10.9	8.0	29.0	18.1	29.7	4.3	18.8	47.1
その他	15	1	3	1	－	10	－	4	1
	100.0	6.7	20.0	6.7	－	66.7	－	26.7	6.7
無回答	89	6	10	23	12	31	7	16	35
	100.0	6.7	11.2	25.8	13.5	34.8	7.9	18.0	39.3
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）									
３０人以下	664	43	93	175	75	265	13	136	250
	100.0	6.5	14.0	26.4	11.3	39.9	2.0	20.5	37.7
３１～１００人	1,843	115	269	422	209	754	74	384	631
	100.0	6.2	14.6	22.9	11.3	40.9	4.0	20.8	34.2
１０１～３００人	1,334	93	191	305	200	479	66	284	505
	100.0	7.0	14.3	22.9	15.0	35.9	4.9	21.3	37.9
３０１～５００人	332	26	37	86	55	115	13	63	141
	100.0	7.8	11.1	25.9	16.6	34.6	3.9	19.0	42.5
５０１～１，０００人	709	46	84	184	151	224	20	130	335
	100.0	6.5	11.8	26.0	21.3	31.6	2.8	18.3	47.2
１，００１人以上	567	34	76	140	149	159	9	110	289
	100.0	6.0	13.4	24.7	26.3	28.0	1.6	19.4	51.0
無回答	106	5	18	31	18	31	3	23	49
	100.0	4.7	17.0	29.2	17.0	29.2	2.8	21.7	46.2

問１７．転職経験はありますか。

	全労働者計有効回答	ある	ない	無回答
総数	6,418 100.0	4,664 72.7	1,590 24.8	164 2.6
問１（１）．性別				
男性	1,423 100.0	783 55.0	605 42.5	35 2.5
女性	4,984 100.0	3,876 77.8	981 19.7	127 2.5
無回答	11 100.0	5 45.5	4 36.4	2 18.2
問１（２）．年齢層				
～１９歳以下	6 100.0	2 33.3	3 50.0	1 16.7
２０～２４歳	94 100.0	40 42.6	53 56.4	1 1.1
２５～２９歳	203 100.0	133 65.5	68 33.5	2 1.0
３０～３４歳	410 100.0	292 71.2	113 27.6	5 1.2
３５～３９歳	629 100.0	481 76.5	135 21.5	13 2.1
４０～４４歳	907 100.0	698 77.0	190 20.9	19 2.1
４５～４９歳	883 100.0	731 82.8	135 15.3	17 1.9
５０～５４歳	771 100.0	648 84.0	110 14.3	13 1.7
５５～５９歳	611 100.0	513 84.0	84 13.7	14 2.3
６０～６４歳	916 100.0	515 56.2	380 41.5	21 2.3
６５歳以上	940 100.0	580 61.7	307 32.7	53 5.6
無回答	48 100.0	31 64.6	12 25.0	5 10.4
問１（３）．婚姻状況				
既婚	5,193 100.0	3,775 72.7	1,289 24.8	129 2.5
未婚	656 100.0	447 68.1	196 29.9	13 2.0
離婚・死別	543 100.0	429 79.0	94 17.3	20 3.7
無回答	26 100.0	13 50.0	11 42.3	2 7.7
問１付問①．被扶養者の人数				
同居している被扶養者無し	2,830 100.0	2,165 76.5	617 21.8	48 1.7
同居している被扶養者有り	2,849 100.0	2,011 70.6	772 27.1	66 2.3
無回答	739 100.0	488 66.0	201 27.2	50 6.8
問１（５）．世帯主からみた続柄				
世帯主本人	1,942 100.0	1,200 61.8	686 35.3	56 2.9
世帯主本人以外	4,438 100.0	3,443 77.6	890 20.1	105 2.4
無回答	38 100.0	21 55.3	14 36.8	3 7.9
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）				
行っている	1,741 100.0	1,380 79.3	326 18.7	35 2.0
行っていない	4,549 100.0	3,228 71.0	1,247 27.4	74 1.6
無回答	128 100.0	56 43.8	17 13.3	55 43.0
問１９．仕事の掛け持ち有無				
している	568 100.0	430 75.7	126 22.2	12 2.1
していない	5,799 100.0	4,228 72.9	1,461 25.2	110 1.9
無回答	51 100.0	6 11.8	3 5.9	42 82.4
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）				
建設業	325 100.0	203 62.5	119 36.6	3 0.9
製造業	675 100.0	440 65.2	224 33.2	11 1.6
電気・ガス・熱供給・水道業	24 100.0	19 79.2	3 12.5	2 8.3
情報通信業	34 100.0	16 47.1	18 52.9	－ －
運輸業、郵便業	175 100.0	126 72.0	40 22.9	9 5.1
卸売業	329 100.0	236 71.7	89 27.1	4 1.2
小売業	622 100.0	476 76.5	130 20.9	16 2.6
金融業、保険業	185 100.0	104 56.2	77 41.6	4 2.2
不動産業、物品賃貸業	59 100.0	44 74.6	14 23.7	1 1.7
学術研究、専門・技術サービス業	143 100.0	105 73.4	37 25.9	1 0.7
宿泊業、飲食サービス業	257 100.0	196 76.3	54 21.0	7 2.7
生活関連サービス業、娯楽業	108 100.0	77 71.3	19 17.6	12 11.1
教育、学習支援業	488 100.0	351 71.9	131 26.8	6 1.2
医療、福祉	1,280 100.0	1,029 80.4	213 16.6	38 3.0
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113 100.0	80 70.8	30 26.5	3 2.7
サービス業（他に分類されないもの）	496 100.0	367 74.0	118 23.8	11 2.2
公務	138 100.0	94 68.1	41 29.7	3 2.2
その他	15 100.0	11 73.3	4 26.7	－ －
無回答	89 100.0	58 65.2	25 28.1	6 6.7
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）				
３０人以下	664 100.0	513 77.3	133 20.0	18 2.7
３１～１００人	1,843 100.0	1,391 75.5	402 21.8	50 2.7
１０１～３００人	1,334 100.0	982 73.6	308 23.1	44 3.3
３０１～５００人	332 100.0	237 71.4	92 27.7	3 0.9
５０１～１，０００人	709 100.0	460 64.9	240 33.9	9 1.3
１，００１人以上	567 100.0	359 63.3	197 34.7	11 1.9
無回答	106 100.0	90 84.9	14 13.2	2 1.9

問１７付問①．正社員の経験はありますか。

	全労働者計有効回答	ある	ない	無回答
総数	6,418 100.0	5,348 83.3	755 11.8	315 4.9
問１（１）．性別				
男性	1,423 100.0	1,165 81.9	124 8.7	134 9.4
女性	4,984 100.0	4,174 83.7	630 12.6	180 3.6
無回答	11 100.0	9 81.8	1 9.1	1 9.1
問１（２）．年齢層				
～１９歳以下	6 100.0	－ －	5 83.3	1 16.7
２０～２４歳	94 100.0	22 23.4	69 73.4	3 3.2
２５～２９歳	203 100.0	109 53.7	88 43.3	6 3.0
３０～３４歳	410 100.0	311 75.9	86 21.0	13 3.2
３５～３９歳	629 100.0	509 80.9	99 15.7	21 3.3
４０～４４歳	907 100.0	776 85.6	103 11.4	28 3.1
４５～４９歳	883 100.0	778 88.1	75 8.5	30 3.4
５０～５４歳	771 100.0	701 90.9	53 6.9	17 2.2
５５～５９歳	611 100.0	533 87.2	48 7.9	30 4.9
６０～６４歳	916 100.0	789 86.1	56 6.1	71 7.8
６５歳以上	940 100.0	779 82.9	70 7.4	91 9.7
無回答	48 100.0	41 85.4	3 6.3	4 8.3
問１（３）．婚姻状況				
既婚	5,193 100.0	4,498 86.6	449 8.6	246 4.7
未婚	656 100.0	380 57.9	243 37.0	33 5.0
離婚・死別	543 100.0	446 82.1	62 11.4	35 6.4
無回答	26 100.0	24 92.3	1 3.8	1 3.8
問１付問①．被扶養者の人数				
同居している被扶養者無し	2,830 100.0	2,365 83.6	361 12.8	104 3.7
同居している被扶養者有り	2,849 100.0	2,414 84.7	291 10.2	144 5.1
無回答	739 100.0	569 77.0	103 13.9	67 9.1
問１（５）．世帯主からみた続柄				
世帯主本人	1,942 100.0	1,598 82.3	185 9.5	159 8.2
世帯主本人以外	4,438 100.0	3,725 83.9	562 12.7	151 3.4
無回答	38 100.0	25 65.8	8 21.1	5 13.2
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）				
行っている	1,741 100.0	1,508 86.6	183 10.5	50 2.9
行っていない	4,549 100.0	3,782 83.1	560 12.3	207 4.6
無回答	128 100.0	58 45.3	12 9.4	58 45.3
問１９．仕事の掛け持ち有無				
している	568 100.0	447 78.7	101 17.8	20 3.5
していない	5,799 100.0	4,891 84.3	654 11.3	254 4.4
無回答	51 100.0	10 19.6	－ －	41 80.4
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）				
建設業	325 100.0	282 86.8	14 4.3	29 8.9
製造業	675 100.0	562 83.3	65 9.6	48 7.1
電気・ガス・熱供給・水道業	24 100.0	19 79.2	2 8.3	3 12.5
情報通信業	34 100.0	27 79.4	4 11.8	3 8.8
運輸業、郵便業	175 100.0	135 77.1	23 13.1	17 9.7
卸売業	329 100.0	280 85.1	32 9.7	17 5.2
小売業	622 100.0	499 80.2	102 16.4	21 3.4
金融業、保険業	185 100.0	163 88.1	10 5.4	12 6.5
不動産業、物品賃貸業	59 100.0	46 78.0	6 10.2	7 11.9
学術研究、専門・技術サービス業	143 100.0	122 85.3	19 13.3	2 1.4
宿泊業、飲食サービス業	257 100.0	207 80.5	42 16.3	8 3.1
生活関連サービス業、娯楽業	108 100.0	76 70.4	26 24.1	6 5.6
教育、学習支援業	488 100.0	376 77.0	92 18.9	20 4.1
医療、福祉	1,280 100.0	1,134 88.6	111 8.7	35 2.7
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113 100.0	94 83.2	15 13.3	4 3.5
サービス業（他に分類されないもの）	496 100.0	405 81.7	68 13.7	23 4.6
公務	138 100.0	117 84.8	12 8.7	9 6.5
その他	15 100.0	14 93.3	1 6.7	－ －
無回答	89 100.0	67 75.3	14 15.7	8 9.0
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）				
３０人以下	664 100.0	568 85.5	70 10.5	26 3.9
３１～１００人	1,843 100.0	1,524 82.7	240 13.0	79 4.3
１０１～３００人	1,334 100.0	1,094 82.0	162 12.1	78 5.8
３０１～５００人	332 100.0	283 85.2	35 10.5	14 4.2
５０１～１，０００人	709 100.0	614 86.6	62 8.7	33 4.7
１，００１人以上	567 100.0	459 81.0	69 12.2	39 6.9
無回答	106 100.0	83 78.3	20 18.9	3 2.8

問１８．社会保険に加入できる条件が掲げられた求人について、あなたはどのように感じていますか。

	全労働者計	非常に魅力的だと思う	どちらかといえば、魅力的だと思う	どちらかといえば、魅力的ではないと思う	全く魅力的ではないと思う	何とも言えない・分からない	無回答	魅力的だと思う計	魅力的ではないと思う計
総数	6,418	1,472	2,393	215	183	1,987	168	3,865	398
	100.0	22.9	37.3	3.3	2.9	31.0	2.6	60.2	6.2
問１（１）．性別									
男性	1,423	358	541	44	38	387	55	899	82
	100.0	25.2	38.0	3.1	2.7	27.2	3.9	63.2	5.8
女性	4,984	1,112	1,847	171	145	1,597	112	2,959	316
	100.0	22.3	37.1	3.4	2.9	32.0	2.2	59.4	6.3
無回答	11	2	5	－	－	3	1	7	－
	100.0	18.2	45.5	－	－	27.3	9.1	63.6	－
問１（２）．年齢層									
～１９歳以下	6	－	1	－	－	4	1	1	－
	100.0	－	16.7	－	－	66.7	16.7	16.7	－
２０～２４歳	94	18	38	2	2	33	1	56	4
	100.0	19.1	40.4	2.1	2.1	35.1	1.1	59.6	4.3
２５～２９歳	203	53	87	9	4	48	2	140	13
	100.0	26.1	42.9	4.4	2.0	23.6	1.0	69.0	6.4
３０～３４歳	410	111	164	12	14	104	5	275	26
	100.0	27.1	40.0	2.9	3.4	25.4	1.2	67.1	6.3
３５～３９歳	629	144	245	25	17	179	19	389	42
	100.0	22.9	39.0	4.0	2.7	28.5	3.0	61.8	6.7
４０～４４歳	907	179	348	29	33	306	12	527	62
	100.0	19.7	38.4	3.2	3.6	33.7	1.3	58.1	6.8
４５～４９歳	883	174	313	32	33	320	11	487	65
	100.0	19.7	35.4	3.6	3.7	36.2	1.2	55.2	7.4
５０～５４歳	771	158	293	34	20	256	10	451	54
	100.0	20.5	38.0	4.4	2.6	33.2	1.3	58.5	7.0
５５～５９歳	611	144	239	21	13	177	17	383	34
	100.0	23.6	39.1	3.4	2.1	29.0	2.8	62.7	5.6
６０～６４歳	916	239	324	28	20	282	23	563	48
	100.0	26.1	35.4	3.1	2.2	30.8	2.5	61.5	5.2
６５歳以上	940	245	328	21	23	257	66	573	44
	100.0	26.1	34.9	2.2	2.4	27.3	7.0	61.0	4.7
無回答	48	7	13	2	4	21	1	20	6
	100.0	14.6	27.1	4.2	8.3	43.8	2.1	41.7	12.5
問１（３）．婚姻状況									
既婚	5,193	1,105	1,921	188	159	1,693	127	3,026	347
	100.0	21.3	37.0	3.6	3.1	32.6	2.4	58.3	6.7
未婚	656	194	266	18	13	143	22	460	31
	100.0	29.6	40.5	2.7	2.0	21.8	3.4	70.1	4.7
離婚・死別	543	167	197	9	10	142	18	364	19
	100.0	30.8	36.3	1.7	1.8	26.2	3.3	67.0	3.5
無回答	26	6	9	－	1	9	1	15	1
	100.0	23.1	34.6	－	3.8	34.6	3.8	57.7	3.8
問１付問①．被扶養者の人数									
同居している被扶養者無し	2,830	703	1,102	95	74	806	50	1,805	169
	100.0	24.8	38.9	3.4	2.6	28.5	1.8	63.8	6.0
同居している被扶養者有り	2,849	622	1,050	103	86	927	61	1,672	189
	100.0	21.8	36.9	3.6	3.0	32.5	2.1	58.7	6.6
無回答	739	147	241	17	23	254	57	388	40
	100.0	19.9	32.6	2.3	3.1	34.4	7.7	52.5	5.4
問１（５）．世帯主からみた続柄									
世帯主本人	1,942	544	718	55	46	507	72	1,262	101
	100.0	28.0	37.0	2.8	2.4	26.1	3.7	65.0	5.2
世帯主本人以外	4,438	917	1,657	158	136	1,476	94	2,574	294
	100.0	20.7	37.3	3.6	3.1	33.3	2.1	58.0	6.6
無回答	38	11	18	2	1	4	2	29	3
	100.0	28.9	47.4	5.3	2.6	10.5	5.3	76.3	7.9
問３．働くのを辞めた場合の家計への影響									
日々の生活が維持できなくなる	2,108	585	778	62	50	572	61	1,363	112
	100.0	27.8	36.9	2.9	2.4	27.1	2.9	64.7	5.3
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	699	164	269	25	22	204	15	433	47
	100.0	23.5	38.5	3.6	3.1	29.2	2.1	61.9	6.7
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	782	106	325	38	27	278	8	431	65
	100.0	13.6	41.6	4.9	3.5	35.5	1.0	55.1	8.3
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	1,411	298	551	49	30	446	37	849	79
	100.0	21.1	39.1	3.5	2.1	31.6	2.6	60.2	5.6
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	1,061	238	374	34	37	346	32	612	71
	100.0	22.4	35.2	3.2	3.5	32.6	3.0	57.7	6.7
自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わるところはない	284	63	74	7	14	118	8	137	21
	100.0	22.2	26.1	2.5	4.9	41.5	2.8	48.2	7.4
無回答	73	18	22	－	3	23	7	40	3
	100.0	24.7	30.1	－	4.1	31.5	9.6	54.8	4.1
問４．短時間労働者という形態で、働いている理由（複数回答）									
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	2,537	483	937	93	69	894	61	1,420	162
	100.0	19.0	36.9	3.7	2.7	35.2	2.4	56.0	6.4
労働時間や出勤日数が短いから	1,924	385	709	65	71	639	55	1,094	136
	100.0	20.0	36.9	3.4	3.7	33.2	2.9	56.9	7.1
就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	1,191	147	423	53	54	489	25	570	107
	100.0	12.3	35.5	4.5	4.5	41.1	2.1	47.9	9.0
軽易な仕事をしたいから	368	70	132	20	22	111	13	202	42
	100.0	19.0	35.9	5.4	6.0	30.2	3.5	54.9	11.4
辞めやすいから	131	27	49	7	7	37	4	76	14
	100.0	20.6	37.4	5.3	5.3	28.2	3.1	58.0	10.7
休みやすいから	968	188	352	44	46	316	22	540	90
	100.0	19.4	36.4	4.5	4.8	32.6	2.3	55.8	9.3
時間を有効に使えるから	1,726	334	683	61	61	547	40	1,017	122
	100.0	19.4	39.6	3.5	3.5	31.7	2.3	58.9	7.1
資格・技能を活かして働きたいから	534	150	204	11	13	143	13	354	24
	100.0	28.1	38.2	2.1	2.4	26.8	2.4	66.3	4.5
企業や職場、組織に拘束されたくないから	268	55	105	11	6	84	7	160	17
	100.0	20.5	39.2	4.1	2.2	31.3	2.6	59.7	6.3
すぐに働き始めたいから	226	76	74	10	4	55	7	150	14
	100.0	33.6	32.7	4.4	1.8	24.3	3.1	66.4	6.2
正社員としての働き口が見つからなかったから	778	265	337	17	17	129	13	602	34
	100.0	34.1	43.3	2.2	2.2	16.6	1.7	77.4	4.4
育児・介護等の事情があるから	1,753	401	657	67	51	552	25	1,058	118
	100.0	22.9	37.5	3.8	2.9	31.5	1.4	60.4	6.7
正社員として働くことを家族に反対されているから	143	33	43	13	4	48	2	76	17
	100.0	23.1	30.1	9.1	2.8	33.6	1.4	53.1	11.9
正社員として働くことが体力的に難しいから	813	158	334	29	30	247	15	492	59
	100.0	19.4	41.1	3.6	3.7	30.4	1.8	60.5	7.3
通勤が容易だから	762	163	270	24	21	258	26	433	45
	100.0	21.4	35.4	3.1	2.8	33.9	3.4	56.8	5.9
転勤がないから	375	84	138	16	11	117	9	222	27
	100.0	22.4	36.8	4.3	2.9	31.2	2.4	59.2	7.2
他に本業があるから・副業できるから	209	65	90	4	6	40	4	155	10
	100.0	31.1	43.1	1.9	2.9	19.1	1.9	74.2	4.8
その他	551	159	192	25	7	153	15	351	32
	100.0	28.9	34.8	4.5	1.3	27.8	2.7	63.7	5.8
無回答	104	28	40	1	2	20	13	68	3
	100.0	26.9	38.5	1.0	1.9	19.2	12.5	65.4	2.9
問５付問．同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か									
はい	850	224	294	23	20	250	39	518	43
	100.0	26.4	34.6	2.7	2.4	29.4	4.6	60.9	5.1
いいえ	5,185	1,156	1,967	177	154	1,627	104	3,123	331
	100.0	22.3	37.9	3.4	3.0	31.4	2.0	60.2	6.4
無回答	383	92	132	15	9	110	25	224	24
	100.0	24.0	34.5	3.9	2.3	28.7	6.5	58.5	6.3

	全労働者計	非常に魅力的だと思う	どちらかといえば、魅力的だと思う	どちらかといえば、魅力的ではないと思う	全く魅力的ではないと思う	何とも言えない・分からない	無回答	魅力的だと思う計	魅力的ではないと思う計
総数	6,418	1,472	2,393	215	183	1,987	168	3,865	398
	100.0	22.9	37.3	3.3	2.9	31.0	2.6	60.2	6.2
問６．職種									
管理職	77	17	30	2	1	22	5	47	3
	100.0	22.1	39.0	2.6	1.3	28.6	6.5	61.0	3.9
専門・技術職（医療関係）	565	149	235	16	8	152	5	384	24
	100.0	26.4	41.6	2.8	1.4	26.9	0.9	68.0	4.2
専門・技術職（教育関係）	198	71	69	4	5	48	1	140	9
	100.0	35.9	34.8	2.0	2.5	24.2	0.5	70.7	4.5
専門・技術職（その他）	432	106	182	11	8	118	7	288	19
	100.0	24.5	42.1	2.5	1.9	27.3	1.6	66.7	4.4
事務職	2,170	510	845	78	82	616	39	1,355	160
	100.0	23.5	38.9	3.6	3.8	28.4	1.8	62.4	7.4
販売職（営業を含む）	405	79	159	15	8	134	10	238	23
	100.0	19.5	39.3	3.7	2.0	33.1	2.5	58.8	5.7
サービス職（介護関係）	501	109	200	9	11	158	14	309	20
	100.0	21.8	39.9	1.8	2.2	31.5	2.8	61.7	4.0
サービス職（飲食関係）	220	44	70	11	5	84	6	114	16
	100.0	20.0	31.8	5.0	2.3	38.2	2.7	51.8	7.3
サービス職（その他）	407	104	130	16	17	130	10	234	33
	100.0	25.6	31.9	3.9	4.2	31.9	2.5	57.5	8.1
警備・保安職	73	18	24	4	3	17	7	42	7
	100.0	24.7	32.9	5.5	4.1	23.3	9.6	57.5	9.6
製造・生産工程職	394	81	119	17	12	155	10	200	29
	100.0	20.6	30.2	4.3	3.0	39.3	2.5	50.8	7.4
輸送・運転職	109	31	29	5	4	35	5	60	9
	100.0	28.4	26.6	4.6	3.7	32.1	4.6	55.0	8.3
建設・採掘職	17	2	7	－	－	7	1	9	－
	100.0	11.8	41.2	－	－	41.2	5.9	52.9	－
清掃等労務職	342	54	117	9	12	126	24	171	21
	100.0	15.8	34.2	2.6	3.5	36.8	7.0	50.0	6.1
その他	414	72	149	16	6	156	15	221	22
	100.0	17.4	36.0	3.9	1.4	37.7	3.6	53.4	5.3
無回答	94	25	28	2	1	29	9	53	3
	100.0	26.6	29.8	2.1	1.1	30.9	9.6	56.4	3.2
問１３．社会保険（年金）の現在の加入形態									
２０歳以上６０歳未満で、第２号又は第３号被保険者でない者（第１号被保険者）	398	98	164	7	12	112	5	262	19
	100.0	24.6	41.2	1.8	3.0	28.1	1.3	65.8	4.8
厚生年金保険に、本人が加入している者（第２号被保険者）	3,118	993	1,253	86	52	686	48	2,246	138
	100.0	31.8	40.2	2.8	1.7	22.0	1.5	72.0	4.4
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者（第３号被保険者）	1,955	212	678	96	92	850	27	890	188
	100.0	10.8	34.7	4.9	4.7	43.5	1.4	45.5	9.6
その他	261	50	82	7	12	105	5	132	19
	100.0	19.2	31.4	2.7	4.6	40.2	1.9	50.6	7.3
無回答	686	119	216	19	15	234	83	335	34
	100.0	17.3	31.5	2.8	2.2	34.1	12.1	48.8	5.0
適用拡大以前の社会保険（年金）の種類									
第１号被保険者	648	192	269	16	15	151	5	461	31
	100.0	29.6	41.5	2.5	2.3	23.3	0.8	71.1	4.8
第３号被保険者	2,322	270	838	114	114	957	29	1,108	228
	100.0	11.6	36.1	4.9	4.9	41.2	1.2	47.7	9.8
その他	353	80	123	9	13	121	7	203	22
	100.0	22.7	34.8	2.5	3.7	34.3	2.0	57.5	6.2
問１４付問①．適用拡大前後の社会保険（年金）の種類の変化									
適用拡大前：第１号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	250	94	105	9	3	39	－	199	12
	100.0	37.6	42.0	3.6	1.2	15.6	－	79.6	4.8
適用拡大前：第３号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	367	58	160	18	22	107	2	218	40
	100.0	15.8	43.6	4.9	6.0	29.2	0.5	59.4	10.9
適用拡大前：その他→適用拡大後：第２号被保険者	92	30	41	2	1	16	2	71	3
	100.0	32.6	44.6	2.2	1.1	17.4	2.2	77.2	3.3
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）									
行っている	1,741	255	597	77	81	694	37	852	158
	100.0	14.6	34.3	4.4	4.7	39.9	2.1	48.9	9.1
行っていない	4,549	1,207	1,774	134	99	1,263	72	2,981	233
	100.0	26.5	39.0	2.9	2.2	27.8	1.6	65.5	5.1
無回答	128	10	22	4	3	30	59	32	7
	100.0	7.8	17.2	3.1	2.3	23.4	46.1	25.0	5.5
問１９．仕事の掛け持ち有無									
している	568	173	240	11	17	116	11	413	28
	100.0	30.5	42.3	1.9	3.0	20.4	1.9	72.7	4.9
していない	5,799	1,299	2,152	204	166	1,867	111	3,451	370
	100.0	22.4	37.1	3.5	2.9	32.2	1.9	59.5	6.4
無回答	51	－	1	－	－	4	46	1	－
	100.0	－	2.0	－	－	7.8	90.2	2.0	－
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）									
建設業	325	73	113	6	13	112	8	186	19
	100.0	22.5	34.8	1.8	4.0	34.5	2.5	57.2	5.8
製造業	675	141	243	28	14	236	13	384	42
	100.0	20.9	36.0	4.1	2.1	35.0	1.9	56.9	6.2
電気・ガス・熱供給・水道業	24	7	8	1	－	7	1	15	1
	100.0	29.2	33.3	4.2	－	29.2	4.2	62.5	4.2
情報通信業	34	8	11	2	1	11	1	19	3
	100.0	23.5	32.4	5.9	2.9	32.4	2.9	55.9	8.8
運輸業、郵便業	175	38	46	7	8	64	12	84	15
	100.0	21.7	26.3	4.0	4.6	36.6	6.9	48.0	8.6
卸売業	329	75	115	6	17	109	7	190	23
	100.0	22.8	35.0	1.8	5.2	33.1	2.1	57.8	7.0
小売業	622	118	231	29	16	213	15	349	45
	100.0	19.0	37.1	4.7	2.6	34.2	2.4	56.1	7.2
金融業、保険業	185	37	67	8	4	65	4	104	12
	100.0	20.0	36.2	4.3	2.2	35.1	2.2	56.2	6.5
不動産業、物品賃貸業	59	13	27	3	2	13	1	40	5
	100.0	22.0	45.8	5.1	3.4	22.0	1.7	67.8	8.5
学術研究、専門・技術サービス業	143	32	66	4	3	34	4	98	7
	100.0	22.4	46.2	2.8	2.1	23.8	2.8	68.5	4.9
宿泊業、飲食サービス業	257	47	76	11	8	110	5	123	19
	100.0	18.3	29.6	4.3	3.1	42.8	1.9	47.9	7.4
生活関連サービス業、娯楽業	108	17	41	4	4	36	6	58	8
	100.0	15.7	38.0	3.7	3.7	33.3	5.6	53.7	7.4
教育、学習支援業	488	135	195	16	16	117	9	330	32
	100.0	27.7	40.0	3.3	3.3	24.0	1.8	67.6	6.6
医療、福祉	1,280	303	509	32	31	375	30	812	63
	100.0	23.7	39.8	2.5	2.4	29.3	2.3	63.4	4.9
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	23	40	6	3	36	5	63	9
	100.0	20.4	35.4	5.3	2.7	31.9	4.4	55.8	8.0
サービス業（他に分類されないもの）	496	111	190	24	14	149	8	301	38
	100.0	22.4	38.3	4.8	2.8	30.0	1.6	60.7	7.7
公務	138	40	52	4	3	35	4	92	7
	100.0	29.0	37.7	2.9	2.2	25.4	2.9	66.7	5.1
その他	15	2	6	－	1	6	－	8	1
	100.0	13.3	40.0	－	6.7	40.0	－	53.3	6.7
無回答	89	34	23	1	5	19	7	57	6
	100.0	38.2	25.8	1.1	5.6	21.3	7.9	64.0	6.7
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）									
３０人以下	664	136	248	26	19	220	15	384	45
	100.0	20.5	37.3	3.9	2.9	33.1	2.3	57.8	6.8
３１～１００人	1,843	387	661	62	50	637	46	1,048	112
	100.0	21.0	35.9	3.4	2.7	34.6	2.5	56.9	6.1
１０１～３００人	1,334	291	489	46	41	421	46	780	87
	100.0	21.8	36.7	3.4	3.1	31.6	3.4	58.5	6.5
３０１～５００人	332	82	123	9	7	102	9	205	16
	100.0	24.7	37.0	2.7	2.1	30.7	2.7	61.7	4.8
５０１～１，０００人	709	183	271	24	23	194	14	454	47
	100.0	25.8	38.2	3.4	3.2	27.4	2.0	64.0	6.6
１，００１人以上	567	151	227	25	18	138	8	378	43
	100.0	26.6	40.0	4.4	3.2	24.3	1.4	66.7	7.6
無回答	106	24	40	－	5	35	2	64	5
	100.0	22.6	37.7	－	4.7	33.0	1.9	60.4	4.7

問１９．あなたは、現在の会社での仕事以外に、他の会社でも働いたり、本業・副業を持つなど、仕事を掛け持ちしていますか。

	全労働者計	有効回答	している	していない	無回答
総数	6,418	100.0	568	5,799	51
			8.9	90.4	0.8
問１（１）．性別					
男性	1,423	100.0	146	1,255	22
			10.3	88.2	1.5
女性	4,984	100.0	420	4,537	27
			8.4	91.0	0.5
無回答	11	100.0	2	7	2
			18.2	63.6	18.2
問１（２）．年齢層					
～１９歳以下	6	100.0	－	5	1
			－	83.3	16.7
２０～２４歳	94	100.0	13	80	1
			13.8	85.1	1.1
２５～２９歳	203	100.0	28	175	－
			13.8	86.2	－
３０～３４歳	410	100.0	44	365	1
			10.7	89.0	0.2
３５～３９歳	629	100.0	46	579	4
			7.3	92.1	0.6
４０～４４歳	907	100.0	76	828	3
			8.4	91.3	0.3
４５～４９歳	883	100.0	85	794	4
			9.6	89.9	0.5
５０～５４歳	771	100.0	70	700	1
			9.1	90.8	0.1
５５～５９歳	611	100.0	70	537	4
			11.5	87.9	0.7
６０～６４歳	916	100.0	55	853	8
			6.0	93.1	0.9
６５歳以上	940	100.0	75	843	22
			8.0	89.7	2.3
無回答	48	100.0	6	40	2
			12.5	83.3	4.2
問１（３）．婚姻状況					
既婚	5,193	100.0	361	4,798	34
			7.0	92.4	0.7
未婚	656	100.0	128	518	10
			19.5	79.0	1.5
離婚・死別	543	100.0	76	461	6
			14.0	84.9	1.1
無回答	26	100.0	3	22	1
			11.5	84.6	3.8
問１付問①．被扶養者の人数					
同居している被扶養者無し	2,830	100.0	296	2,525	9
			10.5	89.2	0.3
同居している被扶養者有り	2,849	100.0	227	2,604	18
			8.0	91.4	0.6
無回答	739	100.0	45	670	24
			6.1	90.7	3.2
問１（５）．世帯主からみた続柄					
世帯主本人	1,942	100.0	249	1,665	28
			12.8	85.7	1.4
世帯主本人以外	4,438	100.0	314	4,103	21
			7.1	92.5	0.5
無回答	38	100.0	5	31	2
			13.2	81.6	5.3
問３．働くのを辞めた場合の家計への影響					
日々の生活が維持できなくなる	2,108	100.0	270	1,814	24
			12.8	86.1	1.1
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	699	100.0	42	656	1
			6.0	93.8	0.1
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	782	100.0	56	725	1
			7.2	92.7	0.1
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	1,411	100.0	90	1,309	12
			6.4	92.8	0.9
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	1,061	100.0	83	973	5
			7.8	91.7	0.5
自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わるところはない	284	100.0	20	262	2
			7.0	92.3	0.7
無回答	73	100.0	7	60	6
			9.6	82.2	8.2
問４．短時間労働者という形態で、働いている理由（複数回答）					
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	2,537	100.0	246	2,275	16
			9.7	89.7	0.6
労働時間や出勤日数が短いから	1,924	100.0	129	1,784	11
			6.7	92.7	0.6
就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	1,191	100.0	86	1,100	5
			7.2	92.4	0.4
軽易な仕事をしたいから	368	100.0	27	337	4
			7.3	91.6	1.1
辞めやすいから	131	100.0	16	114	1
			12.2	87.0	0.8
休みやすいから	968	100.0	65	896	7
			6.7	92.6	0.7
時間を有効に使えるから	1,726	100.0	159	1,559	8
			9.2	90.3	0.5
資格・技能を活かして働きたいから	534	100.0	79	449	6
			14.8	84.1	1.1
企業や職場、組織に拘束されたくないから	268	100.0	33	233	2
			12.3	86.9	0.7
すぐに働き始めたいから	226	100.0	22	203	1
			9.7	89.8	0.4
正社員としての働き口が見つからなかったから	778	100.0	103	672	3
			13.2	86.4	0.4
育児・介護等の事情があるから	1,753	100.0	107	1,643	3
			6.1	93.7	0.2
正社員として働くことを家族に反対されているから	143	100.0	14	128	1
			9.8	89.5	0.7
正社員として働くことが体力的に難しいから	813	100.0	46	764	3
			5.7	94.0	0.4
通勤が容易だから	762	100.0	58	699	5
			7.6	91.7	0.7
転勤がないから	375	100.0	33	341	1
			8.8	90.9	0.3
他に本業があるから・副業できるから	209	100.0	189	20	－
			90.4	9.6	－
その他	551	100.0	49	495	7
			8.9	89.8	1.3
無回答	104	100.0	7	91	6
			6.7	87.5	5.8
問５付問．同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か					
はい	850	100.0	43	793	14
			5.1	93.3	1.6
いいえ	5,185	100.0	474	4,685	26
			9.1	90.4	0.5
無回答	383	100.0	51	321	11
			13.3	83.8	2.9

	全労働者計	有効回答	している	していない	無回答
総数	6,418	100.0	568	5,799	51
			8.9	90.4	0.8
問６．職種					
管理職	77	100.0	7	67	3
			9.1	87.0	3.9
専門・技術職（医療関係）	565	100.0	60	503	2
			10.6	89.0	0.4
専門・技術職（教育関係）	198	100.0	42	156	－
			21.2	78.8	－
専門・技術職（その他）	432	100.0	51	380	1
			11.8	88.0	0.2
事務職	2,170	100.0	149	2,015	6
			6.9	92.9	0.3
販売職（営業を含む）	405	100.0	33	371	1
			8.1	91.6	0.2
サービス職（介護関係）	501	100.0	36	459	6
			7.2	91.6	1.2
サービス職（飲食関係）	220	100.0	33	184	3
			15.0	83.6	1.4
サービス職（その他）	407	100.0	42	361	4
			10.3	88.7	1.0
警備・保安職	73	100.0	6	66	1
			8.2	90.4	1.4
製造・生産工程職	394	100.0	14	380	－
			3.6	96.4	－
輸送・運転職	109	100.0	11	95	3
			10.1	87.2	2.8
建設・採掘職	17	100.0	－	17	－
			－	100.0	－
清掃等労務職	342	100.0	31	304	7
			9.1	88.9	2.0
その他	414	100.0	37	370	7
			8.9	89.4	1.7
無回答	94	100.0	16	71	7
			17.0	75.5	7.4
問１３．社会保険（年金）の現在の加入形態					
２０歳以上６０歳未満で、第２号又は第３号被保険者でない者（第１号被保険者）	398	100.0	88	309	1
			22.1	77.6	0.3
厚生年金保険に、本人が加入している者（第２号被保険者）	3,118	100.0	311	2,801	6
			10.0	89.8	0.2
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者（第３号被保険者）	1,955	100.0	94	1,857	4
			4.8	95.0	0.2
その他	261	100.0	16	244	1
			6.1	93.5	0.4
無回答	686	100.0	59	588	39
			8.6	85.7	5.7
適用拡大以前の社会保険（年金）の種類					
第１号被保険者	648	100.0	137	510	1
			21.1	78.7	0.2
第３号被保険者	2,322	100.0	117	2,201	4
			5.0	94.8	0.2
その他	353	100.0	24	328	1
			6.8	92.9	0.3
問１４付問①．適用拡大前後の社会保険（年金）の種類の変化					
適用拡大前：第１号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	250	100.0	49	201	－
			19.6	80.4	－
適用拡大前：第３号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	367	100.0	23	344	－
			6.3	93.7	－
適用拡大前：その他→適用拡大後：第２号被保険者	92	100.0	8	84	－
			8.7	91.3	－
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）					
行っている	1,741	100.0	91	1,646	4
			5.2	94.5	0.2
行っていない	4,549	100.0	467	4,070	12
			10.3	89.5	0.3
無回答	128	100.0	10	83	35
			7.8	64.8	27.3
問１９．仕事の掛け持ち有無					
している	568	100.0	568	－	－
			100.0	－	－
していない	5,799	100.0	－	5,799	－
			－	100.0	－
無回答	51	100.0	－	－	51
			－	－	100.0
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）					
建設業	325	100.0	30	295	－
			9.2	90.8	－
製造業	675	100.0	32	642	1
			4.7	95.1	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	24	100.0	4	20	－
			16.7	83.3	－
情報通信業	34	100.0	4	30	－
			11.8	88.2	－
運輸業、郵便業	175	100.0	11	159	5
			6.3	90.9	2.9
卸売業	329	100.0	24	303	2
			7.3	92.1	0.6
小売業	622	100.0	40	578	4
			6.4	92.9	0.6
金融業、保険業	185	100.0	4	180	1
			2.2	97.3	0.5
不動産業、物品賃貸業	59	100.0	4	54	1
			6.8	91.5	1.7
学術研究、専門・技術サービス業	143	100.0	13	130	－
			9.1	90.9	－
宿泊業、飲食サービス業	257	100.0	27	229	1
			10.5	89.1	0.4
生活関連サービス業、娯楽業	108	100.0	12	91	5
			11.1	84.3	4.6
教育、学習支援業	488	100.0	117	371	－
			24.0	76.0	－
医療、福祉	1,280	100.0	99	1,166	15
			7.7	91.1	1.2
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	100.0	8	102	3
			7.1	90.3	2.7
サービス業（他に分類されないもの）	496	100.0	45	449	2
			9.1	90.5	0.4
公務	138	100.0	7	130	1
			5.1	94.2	0.7
その他	15	100.0	1	14	－
			6.7	93.3	－
無回答	89	100.0	7	80	2
			7.9	89.9	2.2
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）					
３０人以下	664	100.0	62	598	4
			9.3	90.1	0.6
３１～１００人	1,843	100.0	137	1,689	17
			7.4	91.6	0.9
１０１～３００人	1,334	100.0	113	1,203	18
			8.5	90.2	1.3
３０１～５００人	332	100.0	31	299	2
			9.3	90.1	0.6
５０１～１，０００人	709	100.0	66	642	1
			9.3	90.6	0.1
１，００１人以上	567	100.0	72	495	－
			12.7	87.3	－
無回答	106	100.0	8	97	1
			7.5	91.5	0.9

問１９付問①．現在の会社での仕事以外に、掛け持ちしている仕事は何ですか。

（複数回答）	仕事を掛け持ちしている労働者計	正社員	契約・嘱託等のフルタイム労働者（１週間の所定労働時間が正社員とほぼ同じ）	パート・アルバイト等の短時間労働者（１週間の所定労働時間が正社員より短い）	派遣労働者	自営業や個人請負など独立した形態（内職を含む）	会社等の役員	家業（農業を含む）の手伝い	その他	無回答	平均選択数
総数	568	9	15	258	16	170	17	72	50	－	1.1
	100.0	1.6	2.6	45.4	2.8	29.9	3.0	12.7	8.8	－	
問１（１）．性別											
男性	146	4	4	50	4	47	10	26	12	－	1.1
	100.0	2.7	2.7	34.2	2.7	32.2	6.8	17.8	8.2	－	
女性	420	5	10	208	12	123	7	45	38	－	1.1
	100.0	1.2	2.4	49.5	2.9	29.3	1.7	10.7	9.0	－	
無回答	2	－	1	－	－	－	－	1	－	－	1.0
	100.0	－	50.0	－	－	－	－	50.0	－	－	
問１（２）．年齢層											
～１９歳以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
２０～２４歳	13	－	1	6	1	3	－	1	2	－	1.1
	100.0	－	7.7	46.2	7.7	23.1	－	7.7	15.4	－	
２５～２９歳	28	2	－	18	1	9	1	－	1	－	1.1
	100.0	7.1	－	64.3	3.6	32.1	3.6	－	3.6	－	
３０～３４歳	44	3	2	13	4	14	1	4	8	－	1.1
	100.0	6.8	4.5	29.5	9.1	31.8	2.3	9.1	18.2	－	
３５～３９歳	46	－	－	21	－	17	2	8	3	－	1.1
	100.0	－	－	45.7	－	37.0	4.3	17.4	6.5	－	
４０～４４歳	76	2	3	40	1	23	1	4	7	－	1.1
	100.0	2.6	3.9	52.6	1.3	30.3	1.3	5.3	9.2	－	
４５～４９歳	85	－	2	47	1	24	－	9	6	－	1.1
	100.0	－	2.4	55.3	1.2	28.2	－	10.6	7.1	－	
５０～５４歳	70	－	1	31	2	25	1	10	4	－	1.1
	100.0	－	1.4	44.3	2.9	35.7	1.4	14.3	5.7	－	
５５～５９歳	70	－	3	34	2	16	6	9	6	－	1.1
	100.0	－	4.3	48.6	2.9	22.9	8.6	12.9	8.6	－	
６０～６４歳	55	2	1	22	1	18	2	6	5	－	1.0
	100.0	3.6	1.8	40.0	1.8	32.7	3.6	10.9	9.1	－	
６５歳以上	75	－	2	24	3	19	3	20	7	－	1.0
	100.0	－	2.7	32.0	4.0	25.3	4.0	26.7	9.3	－	
無回答	6	－	－	2	－	2	－	1	1	－	1.0
	100.0	－	－	33.3	－	33.3	－	16.7	16.7	－	
問１（３）．婚姻状況											
既婚	361	5	6	152	10	108	12	59	30	－	1.1
	100.0	1.4	1.7	42.1	2.8	29.9	3.3	16.3	8.3	－	
未婚	128	4	5	69	3	43	2	3	14	－	1.1
	100.0	3.1	3.9	53.9	2.3	33.6	1.6	2.3	10.9	－	
離婚・死別	76	－	4	35	3	19	3	9	6	－	1.0
	100.0	－	5.3	46.1	3.9	25.0	3.9	11.8	7.9	－	
無回答	3	－	－	2	－	－	－	1	－	－	1.0
	100.0	－	－	66.7	－	－	－	33.3	－	－	
問１付問①．被扶養者の人数											
同居している被扶養者無し	296	5	9	142	9	92	5	27	27	－	1.1
	100.0	1.7	3.0	48.0	3.0	31.1	1.7	9.1	9.1	－	
同居している被扶養者有り	227	2	4	95	7	68	12	36	19	－	1.1
	100.0	0.9	1.8	41.9	3.1	30.0	5.3	15.9	8.4	－	
無回答	45	2	2	21	－	10	－	9	4	－	1.1
	100.0	4.4	4.4	46.7	－	22.2	－	20.0	8.9	－	
問１（５）．世帯主からみた続柄											
世帯主本人	249	5	8	107	9	77	13	30	20	－	1.1
	100.0	2.0	3.2	43.0	3.6	30.9	5.2	12.0	8.0	－	
世帯主本人以外	314	4	6	147	7	93	4	42	30	－	1.1
	100.0	1.3	1.9	46.8	2.2	29.6	1.3	13.4	9.6	－	
無回答	5	－	1	4	－	－	－	－	－	－	1.0
	100.0	－	20.0	80.0	－	－	－	－	－	－	
問３．働くのを辞めた場合の家計への影響											
日々の生活が維持できなくなる	270	4	10	137	11	81	6	20	21	－	1.1
	100.0	1.5	3.7	50.7	4.1	30.0	2.2	7.4	7.8	－	
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	42	－	－	16	2	13	1	5	5	－	1.0
	100.0	－	－	38.1	4.8	31.0	2.4	11.9	11.9	－	
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	56	－	1	27	－	15	2	9	5	－	1.1
	100.0	－	1.8	48.2	－	26.8	3.6	16.1	8.9	－	
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	90	1	2	39	1	33	4	15	3	－	1.1
	100.0	1.1	2.2	43.3	1.1	36.7	4.4	16.7	3.3	－	
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	83	3	1	27	2	23	1	18	12	－	1.1
	100.0	3.6	1.2	32.5	2.4	27.7	1.2	21.7	14.5	－	
自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わるところはない	20	－	1	9	－	4	3	3	4	－	1.2
	100.0	－	5.0	45.0	－	20.0	15.0	15.0	20.0	－	
無回答	7	1	－	3	－	1	－	2	－	－	1.0
	100.0	14.3	－	42.9	－	14.3	－	28.6	－	－	
問４．短時間労働者という形態で、働いている理由（複数回答）											
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	246	4	7	121	3	74	6	30	21	－	1.1
	100.0	1.6	2.8	49.2	1.2	30.1	2.4	12.2	8.5	－	
労働時間や出勤日数が短いから	129	－	－	48	1	49	6	24	12	－	1.1
	100.0	－	－	37.2	0.8	38.0	4.7	18.6	9.3	－	
就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	86	2	－	44	2	21	1	16	7	－	1.1
	100.0	2.3	－	51.2	2.3	24.4	1.2	18.6	8.1	－	
軽易な仕事をしたいから	27	1	1	14	－	4	1	4	2	－	1.0
	100.0	3.7	3.7	51.9	－	14.8	3.7	14.8	7.4	－	
辞めやすいから	16	－	1	4	－	5	－	3	3	－	1.0
	100.0	－	6.3	25.0	－	31.3	－	18.8	18.8	－	
休みやすいから	65	－	2	29	－	21	2	10	7	－	1.1
	100.0	－	3.1	44.6	－	32.3	3.1	15.4	10.8	－	
時間を有効に使えるから	159	3	3	71	2	49	10	19	16	－	1.1
	100.0	1.9	1.9	44.7	1.3	30.8	6.3	11.9	10.1	－	
資格・技能を活かして働きたいから	79	1	4	38	1	27	1	7	10	－	1.1
	100.0	1.3	5.1	48.1	1.3	34.2	1.3	8.9	12.7	－	
企業や職場、組織に拘束されたくないから	33	－	1	18	1	12	－	2	3	－	1.1
	100.0	－	3.0	54.5	3.0	36.4	－	6.1	9.1	－	
すぐに働き始めたいから	22	－	1	18	－	1	－	－	2	－	1.0
	100.0	－	4.5	81.8	－	4.5	－	－	9.1	－	
正社員としての働き口が見つからなかったから	103	－	6	60	6	28	1	4	7	－	1.1
	100.0	－	5.8	58.3	5.8	27.2	1.0	3.9	6.8	－	
育児・介護等の事情があるから	107	－	2	49	3	26	2	16	16	－	1.1
	100.0	－	1.9	45.8	2.8	24.3	1.9	15.0	15.0	－	
正社員として働くことを家族に反対されているから	14	－	－	5	－	4	－	3	2	－	1.0
	100.0	－	－	35.7	－	28.6	－	21.4	14.3	－	
正社員として働くことが体力的に難しいから	46	－	－	25	1	8	－	9	5	－	1.0
	100.0	－	－	54.3	2.2	17.4	－	19.6	10.9	－	
通勤が容易だから	58	－	－	27	－	20	3	7	3	－	1.0
	100.0	－	－	46.6	－	34.5	5.2	12.1	5.2	－	
転勤がないから	33	－	－	20	1	7	4	4	1	－	1.1
	100.0	－	－	60.6	3.0	21.2	12.1	12.1	3.0	－	
他に本業があるから・副業できるから	189	6	8	64	1	88	11	20	13	－	1.1
	100.0	3.2	4.2	33.9	0.5	46.6	5.8	10.6	6.9	－	
その他	49	1	－	20	4	9	1	9	7	－	1.0
	100.0	2.0	－	40.8	8.2	18.4	2.0	18.4	14.3	－	
無回答	7	1	－	4	－	－	－	1	1	－	1.0
	100.0	14.3	－	57.1	－	－	－	14.3	14.3	－	
問５付問．同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か											
はい	43	－	－	16	－	12	1	13	2	－	1.0
	100.0	－	－	37.2	－	27.9	2.3	30.2	4.7	－	
いいえ	474	7	14	214	15	151	15	53	43	－	1.1
	100.0	1.5	3.0	45.1	3.2	31.9	3.2	11.2	9.1	－	
無回答	51	2	1	28	1	7	1	6	5	－	1.0
	100.0	3.9	2.0	54.9	2.0	13.7	2.0	11.8	9.8	－	

（複数回答）	仕事を掛け持ちしている労働者計	正社員	契約・嘱託等のフルタイム労働者（1週間の所定労働時間が正社員とほぼ同じ）	パート・アルバイト等の短時間労働者（1週間の所定労働時間が正社員より短い）	派遣労働者	自営業や個人請負など独立した形態（内職を含む）	会社等の役員	家業（農業を含む）の手伝い	その他	無回答	平均選択数
総数	568 100.0	9 1.6	15 2.6	258 45.4	16 2.8	170 29.9	17 3.0	72 12.7	50 8.8	–	1.1
問６．職種											
管理職	7 100.0	– –	– –	2 28.6	– –	1 14.3	2 28.6	3 42.9	– –	–	1.1
専門・技術職（医療関係）	60 100.0	1 1.7	1 1.7	33 55.0	5 8.3	12 20.0	2 3.3	5 8.3	5 8.3	–	1.1
専門・技術職（教育関係）	42 100.0	1 2.4	1 2.4	23 54.8	1 2.4	13 31.0	1 2.4	1 2.4	4 9.5	–	1.1
専門・技術職（その他）	51 100.0	– –	4 7.8	17 33.3	– –	22 43.1	3 5.9	7 13.7	5 9.8	–	1.1
事務職	149 100.0	3 2.0	1 0.7	62 41.6	3 2.0	58 38.9	5 3.4	15 10.1	13 8.7	–	1.1
販売職（営業を含む）	33 100.0	1 3.0	– –	12 36.4	– –	10 30.3	1 3.0	8 24.2	3 9.1	–	1.1
サービス職（介護関係）	36 100.0	– –	1 2.8	19 52.8	– –	4 11.1	2 5.6	5 13.9	5 13.9	–	1.0
サービス職（飲食関係）	33 100.0	– –	1 3.0	22 66.7	1 3.0	8 24.2	– –	3 9.1	1 3.0	–	1.1
サービス職（その他）	42 100.0	– –	2 4.8	20 47.6	2 4.8	11 26.2	– –	5 11.9	4 9.5	–	1.1
警備・保安職	6 100.0	– –	– –	2 33.3	– –	2 33.3	– –	3 50.0	– –	–	1.2
製造・生産工程職	14 100.0	– –	– –	4 28.6	– –	5 35.7	– –	4 28.6	1 7.1	–	1.0
輸送・運転職	11 100.0	1 9.1	– –	6 54.5	– –	1 9.1	– –	3 27.3	– –	–	1.0
建設・採掘職	– –	– –	– –	– –	– –	– –	– –	– –	– –	–	–
清掃等労務職	31 100.0	– –	2 6.5	15 48.4	2 6.5	8 25.8	– –	1 3.2	4 12.9	–	1.0
その他	37 100.0	1 2.7	2 5.4	11 29.7	2 5.4	11 29.7	1 2.7	9 24.3	4 10.8	–	1.1
無回答	16 100.0	1 6.3	– –	10 62.5	– –	4 25.0	– –	– –	1 6.3	–	1.0
問１３．社会保険（年金）の現在の加入形態											
２０歳以上６０歳未満で、第２号又は第３号被保険者でない者（第１号被保険者）	88 100.0	– –	3 3.4	52 59.1	– –	23 26.1	3 3.4	11 12.5	4 4.5	–	1.1
厚生年金保険に、本人が加入している者（第２号被保険者）	311 100.0	9 2.9	8 2.6	131 42.1	11 3.5	98 31.5	12 3.9	34 10.9	28 9.0	–	1.1
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者（第３号被保険者）	94 100.0	– –	2 2.1	44 46.8	3 3.2	29 30.9	– –	13 13.8	10 10.6	–	1.1
その他	16 100.0	– –	– –	5 31.3	– –	7 43.8	1 6.3	3 18.8	2 12.5	–	1.1
無回答	59 100.0	– –	2 3.4	26 44.1	2 3.4	13 22.0	1 1.7	11 18.6	6 10.2	–	1.0
適用拡大以前の社会保険（年金）の種類											
第１号被保険者	137 100.0	– –	3 2.2	79 57.7	2 1.5	41 29.9	3 2.2	13 9.5	6 4.4	–	1.1
第３号被保険者	117 100.0	– –	2 1.7	51 43.6	3 2.6	40 34.2	– –	15 12.8	15 12.8	–	1.1
その他	24 100.0	– –	– –	9 37.5	1 4.2	9 37.5	1 4.2	3 12.5	4 16.7	–	1.1
問１４付問①．適用拡大前後の社会保険（年金）の種類の変化											
適用拡大前：第１号被保険者 →適用拡大後：第２号被保険者	49 100.0	– –	– –	27 55.1	2 4.1	18 36.7	– –	2 4.1	2 4.1	–	1.0
適用拡大前：第３号被保険者 →適用拡大後：第２号被保険者	23 100.0	– –	– –	7 30.4	– –	11 47.8	– –	2 8.7	5 21.7	–	1.1
適用拡大前：その他→適用拡大後：第２号被保険者	8 100.0	– –	– –	4 50.0	1 12.5	2 25.0	– –	– –	2 25.0	–	1.1
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）											
行っている	91 100.0	– –	2 2.2	42 46.2	2 2.2	28 30.8	2 2.2	14 15.4	7 7.7	–	1.1
行っていない	467 100.0	9 1.9	13 2.8	210 45.0	14 3.0	140 30.0	15 3.2	57 12.2	42 9.0	–	1.1
無回答	10 100.0	– –	– –	6 60.0	– –	2 20.0	– –	1 10.0	1 10.0	–	1.0
問１９．仕事の掛け持ち有無											
している	568 100.0	9 1.6	15 2.6	258 45.4	16 2.8	170 29.9	17 3.0	72 12.7	50 8.8	–	1.1
していない	– –	– –	– –	– –	– –	– –	– –	– –	– –	–	–
無回答	– –	– –	– –	– –	– –	– –	– –	– –	– –	–	–
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）											
建設業	30 100.0	– –	2 6.7	11 36.7	– –	8 26.7	1 3.3	7 23.3	4 13.3	–	1.1
製造業	32 100.0	– –	– –	14 43.8	2 6.3	6 18.8	– –	8 25.0	3 9.4	–	1.0
電気・ガス・熱供給・水道業	4 100.0	– –	– –	2 50.0	– –	1 25.0	– –	1 25.0	– –	–	1.0
情報通信業	4 100.0	– –	– –	– –	– –	3 75.0	– –	1 25.0	– –	–	1.0
運輸業、郵便業	11 100.0	2 18.2	– –	4 36.4	– –	1 9.1	– –	3 27.3	1 9.1	–	1.0
卸売業	24 100.0	– –	1 4.2	12 50.0	1 4.2	6 25.0	1 4.2	3 12.5	1 4.2	–	1.0
小売業	40 100.0	– –	1 2.5	22 55.0	1 2.5	10 25.0	– –	4 10.0	2 5.0	–	1.0
金融業、保険業	4 100.0	– –	– –	2 50.0	– –	1 25.0	– –	1 25.0	– –	–	1.0
不動産業、物品賃貸業	4 100.0	– –	– –	1 25.0	– –	2 50.0	– –	– –	1 25.0	–	1.0
学術研究、専門・技術サービス業	13 100.0	– –	– –	8 61.5	– –	4 30.8	2 15.4	1 7.7	– –	–	1.2
宿泊業、飲食サービス業	27 100.0	– –	2 7.4	12 44.4	– –	11 40.7	– –	3 11.1	2 7.4	–	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	12 100.0	1 8.3	– –	5 41.7	– –	4 33.3	– –	1 8.3	1 8.3	–	1.0
教育、学習支援業	117 100.0	2 1.7	5 4.3	50 42.7	6 5.1	45 38.5	4 3.4	4 3.4	15 12.8	–	1.1
医療、福祉	99 100.0	2 2.0	2 2.0	50 50.5	2 2.0	20 20.2	4 4.0	13 13.1	11 11.1	–	1.1
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	8 100.0	– –	– –	3 37.5	– –	2 25.0	– –	3 37.5	– –	–	1.0
サービス業（他に分類されないもの）	45 100.0	1 2.2	2 4.4	16 35.6	3 6.7	16 35.6	2 4.4	7 15.6	– –	–	1.0
公務	7 100.0	– –	– –	2 28.6	– –	2 28.6	– –	1 14.3	2 28.6	–	1.0
その他	1 100.0	– –	– –	– –	– –	1 100.0	– –	– –	– –	–	1.0
無回答	7 100.0	– –	– –	3 42.9	– –	3 42.9	– –	1 14.3	– –	–	1.0
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）											
３０人以下	62 100.0	– –	1 1.6	32 51.6	1 1.6	15 24.2	2 3.2	10 16.1	4 6.5	–	1.1
３１～１００人	137 100.0	4 2.9	3 2.2	57 41.6	3 2.2	36 26.3	1 0.7	24 17.5	13 9.5	–	1.0
１０１～３００人	113 100.0	1 0.9	5 4.4	51 45.1	4 3.5	35 31.0	4 3.5	12 10.6	9 8.0	–	1.1
３０１～５００人	31 100.0	– –	– –	16 51.6	– –	11 35.5	1 3.2	3 9.7	3 9.7	–	1.1
５０１～１，０００人	66 100.0	3 4.5	2 3.0	29 43.9	1 1.5	23 34.8	4 6.1	5 7.6	5 7.6	–	1.1
１，００１人以上	72 100.0	– –	4 5.6	28 38.9	6 8.3	24 33.3	2 2.8	6 8.3	9 12.5	–	1.1
無回答	8 100.0	– –	– –	4 50.0	– –	2 25.0	– –	2 25.0	– –	–	1.0

問１９付問②．仕事を掛け持ちしている理由は、何ですか。

（複数回答）	仕事を掛け持ちしている労働者計	一つの仕事では、日々の生活をいかから	一つの仕事でも生活は維持できるが、もっと収入を増やしたいから	住宅ローンや仕送り教育費等を捻出したいから	社会保険等の負担を回避するため	時間を有効に活用したいから	自身が活躍できる場や人脈を拡げたいから	転職・独立したいから	仕事を頼まれ、断れなかったから	その他	無回答	平均選択数
総数	568 100.0	230 40.5	99 17.4	52 9.2	18 3.2	132 23.2	143 25.2	16 2.8	114 20.1	79 13.9	8 1.4	1.6
問１（１）．性別												
男性	146 100.0	52 35.6	22 15.1	8 5.5	3 2.1	36 24.7	34 23.3	4 2.7	29 19.9	23 15.8	6 4.1	1.5
女性	420 100.0	178 42.4	77 18.3	44 10.5	15 3.6	96 22.9	109 26.0	12 2.9	85 20.2	54 12.9	2 0.5	1.6
無回答	2 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	2 100.0	－ －	1.0
問１（２）．年齢層												
～１９歳以下	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
２０～２４歳	13 100.0	2 15.4	4 30.8	－ －	－ －	2 15.4	3 23.1	1 7.7	1 7.7	3 23.1	－ －	1.2
２５～２９歳	28 100.0	12 42.9	9 32.1	－ －	－ －	5 17.9	14 50.0	4 14.3	2 7.1	－ －	1 3.6	1.7
３０～３４歳	44 100.0	17 38.6	6 13.6	3 6.8	1 2.3	7 15.9	14 31.8	3 6.8	8 18.2	9 20.5	－ －	1.6
３５～３９歳	46 100.0	22 47.8	8 17.4	1 2.2	1 2.2	11 23.9	13 28.3	1 2.2	9 19.6	6 13.0	1 2.2	1.6
４０～４４歳	76 100.0	33 43.4	18 23.7	13 17.1	5 6.6	15 19.7	17 22.4	－ －	17 22.4	11 14.5	－ －	1.7
４５～４９歳	85 100.0	40 47.1	16 18.8	19 22.4	5 5.9	22 25.9	23 27.1	2 2.4	18 21.2	5 5.9	－ －	1.8
５０～５４歳	70 100.0	35 50.0	16 22.9	6 8.6	3 4.3	15 21.4	13 18.6	－ －	7 10.0	8 11.4	－ －	1.5
５５～５９歳	70 100.0	30 42.9	8 11.4	2 2.9	1 1.4	22 31.4	15 21.4	2 2.9	14 20.0	12 17.1	3 4.3	1.6
６０～６４歳	55 100.0	20 36.4	8 14.5	2 3.6	1 1.8	10 18.2	14 25.5	2 3.6	16 29.1	9 16.4	2 3.6	1.6
６５歳以上	75 100.0	18 24.0	6 8.0	5 6.7	1 1.3	22 29.3	16 21.3	1 1.3	21 28.0	14 18.7	1 1.3	1.4
無回答	6 100.0	1 16.7	－ －	1 16.7	－ －	1 16.7	1 16.7	－ －	1 16.7	2 33.3	－ －	1.2
問１（３）．婚姻状況												
既婚	361 100.0	112 31.0	63 17.5	44 12.2	15 4.2	93 25.8	87 24.1	6 1.7	86 23.8	56 15.5	7 1.9	1.6
未婚	128 100.0	68 53.1	27 21.1	2 1.6	3 2.3	26 20.3	47 36.7	8 6.3	18 14.1	15 11.7	1 0.8	1.7
離婚・死別	76 100.0	50 65.8	8 10.5	6 7.9	－ －	12 15.8	9 11.8	2 2.6	9 11.8	7 9.2	－ －	1.4
無回答	3 100.0	－ －	1 33.3	－ －	－ －	1 33.3	－ －	－ －	1 33.3	1 33.3	－ －	1.3
問１付問①．被扶養者の人数												
同居している被扶養者無し	296 100.0	123 41.6	60 20.3	20 6.8	9 3.0	64 21.6	80 27.0	12 4.1	52 17.6	43 14.5	2 0.7	1.6
同居している被扶養者有り	227 100.0	86 37.9	35 15.4	28 12.3	7 3.1	57 25.1	57 25.1	4 1.8	56 24.7	30 13.2	5 2.2	1.6
無回答	45 100.0	21 46.7	4 8.9	4 8.9	2 4.4	11 24.4	6 13.3	－ －	6 13.3	6 13.3	1 2.2	1.4
問１（５）．世帯主からみた続柄												
世帯主本人	249 100.0	127 51.0	35 14.1	13 5.2	5 2.0	52 20.9	55 22.1	10 4.0	38 15.3	33 13.3	5 2.0	1.5
世帯主本人以外	314 100.0	99 31.5	64 20.4	38 12.1	13 4.1	78 24.8	88 28.0	6 1.9	76 24.2	46 14.6	3 1.0	1.6
無回答	5 100.0	4 80.0	－ －	1 20.0	－ －	2 40.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1.4
問３．働くのを辞めた場合の家計への影響												
日々の生活が維持できなくなる	270 100.0	179 66.3	40 14.8	22 8.1	7 2.6	44 16.3	61 22.6	11 4.1	27 10.0	28 10.4	3 1.1	1.6
日々の生活は何とかなるが、 住宅ローン等の返済が難しくなる	42 100.0	12 28.6	6 14.3	12 28.6	1 2.4	9 21.4	8 19.0	1 2.4	10 23.8	6 14.3	－ －	1.6
日々の生活は何とかなるが、 学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	56 100.0	12 21.4	10 17.9	14 25.0	3 5.4	12 21.4	18 32.1	－ －	14 25.0	8 14.3	1 1.8	1.7
自分の収入が無くなっても、日々の生活に 支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	90 100.0	15 16.7	22 24.4	1 1.1	6 6.7	35 38.9	24 26.7	3 3.3	29 32.2	11 12.2	4 4.4	1.7
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、 自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	83 100.0	9 10.8	17 20.5	－ －	－ －	24 28.9	25 30.1	1 1.2	24 28.9	19 22.9	－ －	1.4
自分の収入が無くなっても、 日々の生活に何ら変わるところはない	20 100.0	－ －	3 15.0	1 5.0	1 5.0	7 35.0	6 30.0	－ －	9 45.0	5 25.0	－ －	1.6
無回答	7 100.0	3 42.9	1 14.3	2 28.6	－ －	1 14.3	1 14.3	－ －	1 14.3	2 28.6	－ －	1.6
問４．短時間労働者という形態で、働いている理由（複数回答）												
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	246 100.0	87 35.4	54 22.0	23 9.3	9 3.7	81 32.9	74 30.1	9 3.7	62 25.2	30 12.2	2 0.8	1.8
労働時間や出勤日数が短いから	129 100.0	31 24.0	24 18.6	13 10.1	8 6.2	43 33.3	36 27.9	7 5.4	30 23.3	25 19.4	2 1.6	1.7
就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	86 100.0	23 26.7	18 20.9	8 9.3	2 2.3	20 23.3	24 27.9	3 3.5	22 25.6	12 14.0	1 1.2	1.6
軽易な仕事をしたいから	27 100.0	6 22.2	7 25.9	1 3.7	1 3.7	13 48.1	6 22.2	－ －	6 22.2	3 11.1	－ －	1.6
辞めやすいから	16 100.0	4 25.0	2 12.5	－ －	－ －	3 18.8	2 12.5	2 12.5	4 25.0	5 31.3	－ －	1.4
休みやすいから	65 100.0	23 35.4	19 29.2	3 4.6	3 4.6	17 26.2	19 29.2	2 3.1	19 29.2	9 13.8	－ －	1.8
時間を有効に使えるから	159 100.0	52 32.7	32 20.1	10 6.3	4 2.5	59 37.1	53 33.3	7 4.4	39 24.5	27 17.0	2 1.3	1.8
資格・技能を活かして働きたいから	79 100.0	26 32.9	20 25.3	10 12.7	5 6.3	25 31.6	37 46.8	2 2.5	22 27.8	11 13.9	1 1.3	2.0
企業や職場、組織に拘束されたくないから	33 100.0	11 33.3	9 27.3	1 3.0	2 6.1	14 42.4	12 36.4	2 6.1	11 33.3	4 12.1	－ －	2.0
すぐに働き始めたいから	22 100.0	14 63.6	7 31.8	2 9.1	2 9.1	7 31.8	5 22.7	－ －	3 13.6	3 13.6	－ －	2.0
正社員としての働き口が見つからなかったから	103 100.0	64 62.1	27 26.2	11 10.7	9 8.7	18 17.5	24 23.3	3 2.9	17 16.5	8 7.8	1 1.0	1.8
育児・介護等の事情があるから	107 100.0	31 29.0	23 21.5	13 12.1	5 4.7	26 24.3	31 29.0	1 0.9	29 27.1	15 14.0	－ －	1.6
正社員として働くことを家族に反対されているから	14 100.0	4 28.6	1 7.1	－ －	－ －	5 35.7	4 28.6	－ －	6 42.9	－ －	－ －	1.4
正社員として働くことが体力的に難しいから	46 100.0	9 19.6	11 23.9	4 8.7	2 4.3	13 28.3	13 28.3	1 2.2	15 32.6	7 15.2	2 4.3	1.7
通勤が容易だから	58 100.0	20 34.5	14 24.1	9 15.5	1 1.7	21 36.2	11 19.0	－ －	14 24.1	9 15.5	1 1.7	1.7
転勤がないから	33 100.0	11 33.3	9 27.3	2 6.1	1 3.0	9 27.3	6 18.2	2 6.1	13 39.4	3 9.1	－ －	1.7
他に本業があるから・副業できるから	189 100.0	87 46.0	31 16.4	19 10.1	5 2.6	48 25.4	68 36.0	10 5.3	30 15.9	26 13.8	2 1.1	1.7
その他	49 100.0	25 51.0	4 8.2	2 4.1	3 6.1	9 18.4	13 26.5	2 4.1	8 16.3	13 26.5	－ －	1.6
無回答	7 100.0	3 42.9	－ －	1 14.3	－ －	1 14.3	1 14.3	－ －	2 28.6	－ －	1 14.3	1.3
問５付問．同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か												
はい	43 100.0	8 18.6	5 11.6	2 4.7	1 2.3	11 25.6	12 27.9	2 4.7	11 25.6	12 27.9	2 4.7	1.6
いいえ	474 100.0	204 43.0	87 18.4	44 9.3	17 3.6	110 23.2	118 24.9	12 2.5	94 19.8	61 12.9	4 0.8	1.6
無回答	51 100.0	18 35.3	7 13.7	6 11.8	－ －	11 21.6	13 25.5	2 3.9	9 17.6	6 11.8	2 3.9	1.5

（複数回答）	仕事を掛け持ちしている労働者計	一つの仕事では、日々の生活をしていけないから	（一つの仕事でも生活は維持できるが）、もっと収入を増やしたいから	住宅ローンや仕送り教育費等を捻出したいから	社会保険等の負担を回避するため	時間を有効に活用したいから	自身が活躍できる場や人脈を拡げたいから	転職・独立したいから	仕事を頼まれ、断れなかったから	その他	無回答	平均選択数
総数	568	230	99	52	18	132	143	16	114	79	8	1.6
	100.0	40.5	17.4	9.2	3.2	23.2	25.2	2.8	20.1	13.9	1.4	
問６．職種												
管理職	7	–	2	–	–	3	1	1	1	1	1	1.5
	100.0	–	28.6	–	–	42.9	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	
専門・技術職（医療関係）	60	20	13	9	3	12	24	1	14	6	–	1.7
	100.0	33.3	21.7	15.0	5.0	20.0	40.0	1.7	23.3	10.0	–	
専門・技術職（教育関係）	42	17	9	1	1	12	23	1	13	5	1	2.0
	100.0	40.5	21.4	2.4	2.4	28.6	54.8	2.4	31.0	11.9	2.4	
専門・技術職（その他）	51	20	11	7	1	11	19	–	13	12	1	1.9
	100.0	39.2	21.6	13.7	2.0	21.6	37.3	–	25.5	23.5	2.0	
事務職	149	58	24	15	7	29	38	9	27	21	2	1.6
	100.0	38.9	16.1	10.1	4.7	19.5	25.5	6.0	18.1	14.1	1.3	
販売職（営業を含む）	33	16	2	2	–	10	3	–	6	6	1	1.4
	100.0	48.5	6.1	6.1	–	30.3	9.1	–	18.2	18.2	3.0	
サービス職（介護関係）	36	12	5	2	1	6	8	1	9	9	–	1.5
	100.0	33.3	13.9	5.6	2.8	16.7	22.2	2.8	25.0	25.0	–	
サービス職（飲食関係）	33	12	8	4	2	6	3	–	6	3	–	1.3
	100.0	36.4	24.2	12.1	6.1	18.2	9.1	–	18.2	9.1	–	
サービス職（その他）	42	24	5	4	3	14	9	–	5	2	1	1.6
	100.0	57.1	11.9	9.5	7.1	33.3	21.4	–	11.9	4.8	2.4	
警備・保安職	6	–	2	–	–	2	1	–	3	1	–	1.5
	100.0	–	33.3	–	–	33.3	16.7	–	50.0	16.7	–	
製造・生産工程職	14	5	2	1	–	2	–	–	4	4	–	1.3
	100.0	35.7	14.3	7.1	–	14.3	–	–	28.6	28.6	–	
輸送・運転職	11	5	1	1	–	3	1	–	–	–	1	1.1
	100.0	45.5	9.1	9.1	–	27.3	9.1	–	–	–	9.1	
建設・採掘職	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
清掃等労務職	31	18	7	3	–	11	2	1	2	1	–	1.5
	100.0	58.1	22.6	9.7	–	35.5	6.5	3.2	6.5	3.2	–	
その他	37	15	4	2	–	8	6	–	8	7	–	1.4
	100.0	40.5	10.8	5.4	–	21.6	16.2	–	21.6	18.9	–	
無回答	16	8	4	1	–	3	5	2	3	1	–	1.7
	100.0	50.0	25.0	6.3	–	18.8	31.3	12.5	18.8	6.3	–	
問１３．社会保険（年金）の現在の加入形態												
２０歳以上６０歳未満で、第２号又は第３号被保険者でない者（第１号被保険者）	88	48	17	10	3	24	22	2	20	8	1	1.8
	100.0	54.5	19.3	11.4	3.4	27.3	25.0	2.3	22.7	9.1	1.1	
厚生年金保険に、本人が加入している者（第２号被保険者）	311	131	59	25	13	63	86	14	52	49	5	1.6
	100.0	42.1	19.0	8.0	4.2	20.3	27.7	4.5	16.7	15.8	1.6	
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者（第３号被保険者）	94	21	14	10	1	25	27	–	27	13	–	1.5
	100.0	22.3	14.9	10.6	1.1	26.6	28.7	–	28.7	13.8	–	
その他	16	6	2	–	–	3	1	–	5	2	–	1.2
	100.0	37.5	12.5	–	–	18.8	6.3	–	31.3	12.5	–	
無回答	59	24	7	7	1	17	7	–	10	7	2	1.4
	100.0	40.7	11.9	11.9	1.7	28.8	11.9	–	16.9	11.9	3.4	
適用拡大以前の社会保険（年金）の種類												
第１号被保険者	137	79	22	16	6	36	39	4	25	12	2	1.8
	100.0	57.7	16.1	11.7	4.4	26.3	28.5	2.9	18.2	8.8	1.5	
第３号被保険者	117	29	19	13	3	28	34	1	33	16	–	1.5
	100.0	24.8	16.2	11.1	2.6	23.9	29.1	0.9	28.2	13.7	–	
その他	24	10	6	2	1	4	4	1	5	5	–	1.6
	100.0	41.7	25.0	8.3	4.2	16.7	16.7	4.2	20.8	20.8	–	
問１４付問①．適用拡大前後の社会保険（年金）の種類の変化												
適用拡大前：第１号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	49	31	5	6	3	12	17	2	5	4	1	1.8
	100.0	63.3	10.2	12.2	6.1	24.5	34.7	4.1	10.2	8.2	2.0	
適用拡大前：第３号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	23	8	5	3	2	3	7	1	6	3	–	1.7
	100.0	34.8	21.7	13.0	8.7	13.0	30.4	4.3	26.1	13.0	–	
適用拡大前：その他→適用拡大後：第２号被保険者	8	4	4	2	1	1	3	1	–	3	–	2.4
	100.0	50.0	50.0	25.0	12.5	12.5	37.5	12.5	–	37.5	–	
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）												
行っている	91	30	22	8	2	22	22	2	23	11	–	1.6
	100.0	33.0	24.2	8.8	2.2	24.2	24.2	2.2	25.3	12.1	–	
行っていない	467	197	77	42	16	106	120	14	88	68	8	1.6
	100.0	42.2	16.5	9.0	3.4	22.7	25.7	3.0	18.8	14.6	1.7	
無回答	10	3	–	2	–	4	1	–	3	–	–	1.3
	100.0	30.0	–	20.0	–	40.0	10.0	–	30.0	–	–	
問１９．仕事の掛け持ち有無												
している	568	230	99	52	18	132	143	16	114	79	8	1.6
	100.0	40.5	17.4	9.2	3.2	23.2	25.2	2.8	20.1	13.9	1.4	
していない	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
無回答	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）												
建設業	30	5	8	4	1	8	3	–	5	8	1	1.5
	100.0	16.7	26.7	13.3	3.3	26.7	10.0	–	16.7	26.7	3.3	
製造業	32	10	5	3	1	7	3	–	11	8	1	1.6
	100.0	31.3	15.6	9.4	3.1	21.9	9.4	–	34.4	25.0	3.1	
電気・ガス・熱供給・水道業	4	–	–	2	–	2	1	–	2	–	–	1.8
	100.0	–	–	50.0	–	50.0	25.0	–	50.0	–	–	
情報通信業	4	1	–	–	–	1	2	–	–	–	1	1.3
	100.0	25.0	–	–	–	25.0	50.0	–	–	–	25.0	
運輸業、郵便業	11	4	2	1	–	2	3	–	1	1	1	1.4
	100.0	36.4	18.2	9.1	–	18.2	27.3	–	9.1	9.1	9.1	
卸売業	24	11	6	3	1	4	3	–	3	1	–	1.3
	100.0	45.8	25.0	12.5	4.2	16.7	12.5	–	12.5	4.2	–	
小売業	40	20	5	5	2	9	4	–	8	3	–	1.4
	100.0	50.0	12.5	12.5	5.0	22.5	10.0	–	20.0	7.5	–	
金融業、保険業	4	1	1	1	–	1	–	–	2	1	–	1.8
	100.0	25.0	25.0	25.0	–	25.0	–	–	50.0	25.0	–	
不動産業、物品賃貸業	4	–	–	–	–	3	1	–	–	–	–	1.0
	100.0	–	–	–	–	75.0	25.0	–	–	–	–	
学術研究、専門・技術サービス業	13	8	2	1	–	3	5	1	1	2	–	1.8
	100.0	61.5	15.4	7.7	–	23.1	38.5	7.7	7.7	15.4	–	
宿泊業、飲食サービス業	27	13	3	1	2	6	4	–	4	2	–	1.3
	100.0	48.1	11.1	3.7	7.4	22.2	14.8	–	14.8	7.4	–	
生活関連サービス業、娯楽業	12	5	3	1	–	3	–	–	2	2	1	1.5
	100.0	41.7	25.0	8.3	–	25.0	–	–	16.7	16.7	8.3	
教育、学習支援業	117	57	20	9	4	24	44	8	27	14	–	1.8
	100.0	48.7	17.1	7.7	3.4	20.5	37.6	6.8	23.1	12.0	–	
医療、福祉	99	33	15	9	2	20	25	1	26	18	1	1.5
	100.0	33.3	15.2	9.1	2.0	20.2	25.3	1.0	26.3	18.2	1.0	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	8	4	–	–	–	5	1	–	1	1	–	1.5
	100.0	50.0	–	–	–	62.5	12.5	–	12.5	12.5	–	
サービス業（他に分類されないもの）	45	17	6	3	–	12	9	2	8	9	–	1.5
	100.0	37.8	13.3	6.7	–	26.7	20.0	4.4	17.8	20.0	–	
公務	7	1	–	1	–	1	5	–	–	2	1	1.7
	100.0	14.3	–	14.3	–	14.3	71.4	–	–	28.6	14.3	
その他	1	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	1.0
	100.0	–	–	–	–	–	–	–	–	100.0	–	
無回答	7	3	1	–	1	1	5	–	1	–	–	1.7
	100.0	42.9	14.3	–	14.3	14.3	71.4	–	14.3	–	–	
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）												
３０人以下	62	17	11	7	4	13	9	1	17	9	–	1.4
	100.0	27.4	17.7	11.3	6.5	21.0	14.5	1.6	27.4	14.5	–	
３１～１００人	137	49	25	8	5	39	28	2	24	20	4	1.5
	100.0	35.8	18.2	5.8	3.6	28.5	20.4	1.5	17.5	14.6	2.9	
１０１～３００人	113	55	14	13	2	27	19	2	27	16	–	1.6
	100.0	48.7	12.4	11.5	1.8	23.9	16.8	1.8	23.9	14.2	–	
３０１～５００人	31	8	5	3	1	7	11	1	4	6	1	1.5
	100.0	25.8	16.1	9.7	3.2	22.6	35.5	3.2	12.9	19.4	3.2	
５０１～１，０００人	66	22	9	9	1	10	19	3	15	13	1	1.6
	100.0	33.3	13.6	13.6	1.5	15.2	28.8	4.5	22.7	19.7	1.5	
１，００１人以上	72	38	13	3	1	14	30	3	14	9	1	1.8
	100.0	52.8	18.1	4.2	1.4	19.4	41.7	4.2	19.4	12.5	1.4	
無回答	8	4	–	1	–	2	2	–	1	–	–	1.3
	100.0	50.0	–	12.5	–	25.0	25.0	–	12.5	–	–	

問１９付問③．現在の会社での仕事以外で、掛け持ちしている仕事に、１週間に（平均して）どれくらい従事していますか。

	仕事を掛け持ちしている労働者計	～１時間未満	３１時間未満以上	５３時間未満以上	１５０時間未満	１１５０時間未満以上	２１０５時間未満以上	２２５０時間未満以上	３２０５時間未満以上	３０時間以上	無回答
総数	568	15	54	59	118	81	61	51	15	58	56
	100.0	2.6	9.5	10.4	20.8	14.3	10.7	9.0	2.6	10.2	9.9
問１（１）．性別											
男性	146	3	10	7	27	12	19	20	6	28	14
	100.0	2.1	6.8	4.8	18.5	8.2	13.0	13.7	4.1	19.2	9.6
女性	420	11	44	52	91	69	42	31	9	30	41
	100.0	2.6	10.5	12.4	21.7	16.4	10.0	7.4	2.1	7.1	9.8
無回答	2	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1
	100.0	50.0	－	－	－	－	－	－	－	－	50.0
問１（２）．年齢層											
～１９歳以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
２０～２４歳	13	1	1	2	3	1	2	1	1	－	1
	100.0	7.7	7.7	15.4	23.1	7.7	15.4	7.7	7.7	－	7.7
２５～２９歳	28	－	1	3	5	4	6	5	－	3	1
	100.0	－	3.6	10.7	17.9	14.3	21.4	17.9	－	10.7	3.6
３０～３４歳	44	－	1	4	13	7	4	2	2	7	4
	100.0	－	2.3	9.1	29.5	15.9	9.1	4.5	4.5	15.9	9.1
３５～３９歳	46	－	5	4	10	7	9	3	1	3	4
	100.0	－	10.9	8.7	21.7	15.2	19.6	6.5	2.2	6.5	8.7
４０～４４歳	76	1	11	11	13	17	3	5	2	7	6
	100.0	1.3	14.5	14.5	17.1	22.4	3.9	6.6	2.6	9.2	7.9
４５～４９歳	85	3	7	11	22	12	12	6	1	5	6
	100.0	3.5	8.2	12.9	25.9	14.1	14.1	7.1	1.2	5.9	7.1
５０～５４歳	70	3	9	6	11	8	7	9	2	9	6
	100.0	4.3	12.9	8.6	15.7	11.4	10.0	12.9	2.9	12.9	8.6
５５～５９歳	70	3	7	9	12	12	5	4	2	10	6
	100.0	4.3	10.0	12.9	17.1	17.1	7.1	5.7	2.9	14.3	8.6
６０～６４歳	55	－	5	4	13	9	3	6	2	5	8
	100.0	－	9.1	7.3	23.6	16.4	5.5	10.9	3.6	9.1	14.5
６５歳以上	75	4	6	4	16	4	10	10	2	8	11
	100.0	5.3	8.0	5.3	21.3	5.3	13.3	13.3	2.7	10.7	14.7
無回答	6	－	1	1	－	－	－	－	－	1	3
	100.0	－	16.7	16.7	－	－	－	－	－	16.7	50.0
問１（３）．婚姻状況											
既婚	361	11	41	43	75	55	36	30	8	34	28
	100.0	3.0	11.4	11.9	20.8	15.2	10.0	8.3	2.2	9.4	7.8
未婚	128	2	6	9	21	20	18	13	4	19	16
	100.0	1.6	4.7	7.0	16.4	15.6	14.1	10.2	3.1	14.8	12.5
離婚・死別	76	2	7	7	21	6	7	8	3	5	10
	100.0	2.6	9.2	9.2	27.6	7.9	9.2	10.5	3.9	6.6	13.2
無回答	3	－	－	－	1	－	－	－	－	－	2
	100.0	－	－	－	33.3	－	－	－	－	－	66.7
問１付問①．被扶養者の人数											
同居している被扶養者無し	296	9	27	31	58	48	36	26	7	26	28
	100.0	3.0	9.1	10.5	19.6	16.2	12.2	8.8	2.4	8.8	9.5
同居している被扶養者有り	227	6	25	21	52	30	21	21	6	25	20
	100.0	2.6	11.0	9.3	22.9	13.2	9.3	9.3	2.6	11.0	8.8
無回答	45	－	2	7	8	3	4	4	2	7	8
	100.0	－	4.4	15.6	17.8	6.7	8.9	8.9	4.4	15.6	17.8
問１（５）．世帯主からみた続柄											
世帯主本人	249	5	17	16	49	26	30	27	11	36	32
	100.0	2.0	6.8	6.4	19.7	10.4	12.0	10.8	4.4	14.5	12.9
世帯主本人以外	314	10	37	43	67	54	31	23	4	21	24
	100.0	3.2	11.8	13.7	21.3	17.2	9.9	7.3	1.3	6.7	7.6
無回答	5	－	－	－	2	1	－	1	－	1	－
	100.0	－	－	－	40.0	20.0	－	20.0	－	20.0	－
問３．働くのを辞めた場合の家計への影響											
日々の生活が維持できなくなる	270	4	19	22	53	37	27	33	9	39	27
	100.0	1.5	7.0	8.1	19.6	13.7	10.0	12.2	3.3	14.4	10.0
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	42	－	4	5	11	5	6	2	－	5	4
	100.0	－	9.5	11.9	26.2	11.9	14.3	4.8	－	11.9	9.5
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	56	1	7	11	11	11	7	2	1	1	4
	100.0	1.8	12.5	19.6	19.6	19.6	12.5	3.6	1.8	1.8	7.1
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	90	5	12	10	16	15	10	7	2	5	8
	100.0	5.6	13.3	11.1	17.8	16.7	11.1	7.8	2.2	5.6	8.9
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	83	5	11	7	20	10	9	6	3	4	8
	100.0	6.0	13.3	8.4	24.1	12.0	10.8	7.2	3.6	4.8	9.6
自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わるところはない	20	－	1	4	5	2	2	－	－	2	4
	100.0	－	5.0	20.0	25.0	10.0	10.0	－	－	10.0	20.0
無回答	7	－	－	－	2	1	－	1	－	2	1
	100.0	－	－	－	28.6	14.3	－	14.3	－	28.6	14.3
問４．短時間労働者という形態で、働いている理由（複数回答）											
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	246	9	18	20	55	41	32	18	5	29	19
	100.0	3.7	7.3	8.1	22.4	16.7	13.0	7.3	2.0	11.8	7.7
労働時間や出勤日数が短いから	129	6	15	13	25	19	15	9	2	9	16
	100.0	4.7	11.6	10.1	19.4	14.7	11.6	7.0	1.6	7.0	12.4
就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	86	3	9	12	20	14	10	4	1	4	9
	100.0	3.5	10.5	14.0	23.3	16.3	11.6	4.7	1.2	4.7	10.5
軽易な仕事をしたいから	27	1	2	4	2	3	5	2	－	4	4
	100.0	3.7	7.4	14.8	7.4	11.1	18.5	7.4	－	14.8	14.8
辞めやすいから	16	1	－	3	1	3	3	2	－	1	2
	100.0	6.3	－	18.8	6.3	18.8	18.8	12.5	－	6.3	12.5
休みやすいから	65	1	6	6	18	10	8	5	1	3	7
	100.0	1.5	9.2	9.2	27.7	15.4	12.3	7.7	1.5	4.6	10.8
時間を有効に使えるから	159	7	12	20	31	25	16	9	4	17	18
	100.0	4.4	7.5	12.6	19.5	15.7	10.1	5.7	2.5	10.7	11.3
資格・技能を活かして働きたいから	79	1	4	8	20	15	12	2	4	6	7
	100.0	1.3	5.1	10.1	25.3	19.0	15.2	2.5	5.1	7.6	8.9
企業や職場、組織に拘束されたくないから	33	－	3	3	4	5	7	2	1	3	5
	100.0	－	9.1	9.1	12.1	15.2	21.2	6.1	3.0	9.1	15.2
すぐに働き始めたいから	22	－	2	4	2	4	2	1	1	3	3
	100.0	－	9.1	18.2	9.1	18.2	9.1	4.5	4.5	13.6	13.6
正社員としての働き口が見つからなかったから	103	2	12	11	29	13	5	10	4	9	8
	100.0	1.9	11.7	10.7	28.2	12.6	4.9	9.7	3.9	8.7	7.8
育児・介護等の事情があるから	107	3	15	13	26	20	13	5	－	2	10
	100.0	2.8	14.0	12.1	24.3	18.7	12.1	4.7	－	1.9	9.3
正社員として働くことを家族に反対されているから	14	2	2	3	2	2	－	－	－	－	3
	100.0	14.3	14.3	21.4	14.3	14.3	－	－	－	－	21.4
正社員として働くことが体力的に難しいから	46	3	6	3	13	8	2	1	－	4	6
	100.0	6.5	13.0	6.5	28.3	17.4	4.3	2.2	－	8.7	13.0
通勤が容易だから	58	2	7	4	14	11	4	3	2	6	5
	100.0	3.4	12.1	6.9	24.1	19.0	6.9	5.2	3.4	10.3	8.6
転勤がないから	33	2	4	3	12	4	2	－	1	1	4
	100.0	6.1	12.1	9.1	36.4	12.1	6.1	－	3.0	3.0	12.1
他に本業があるから・副業できるから	189	2	11	21	24	32	22	19	7	35	16
	100.0	1.1	5.8	11.1	12.7	16.9	11.6	10.1	3.7	18.5	8.5
その他	49	2	5	2	12	2	7	3	2	5	9
	100.0	4.1	10.2	4.1	24.5	4.1	14.3	6.1	4.1	10.2	18.4
無回答	7	－	－	－	3	2	－	1	－	1	－
	100.0	－	－	－	42.9	28.6	－	14.3	－	14.3	－
問５付問．同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か											
はい	43	－	3	2	11	3	9	6	1	5	3
	100.0	－	7.0	4.7	25.6	7.0	20.9	14.0	2.3	11.6	7.0
いいえ	474	14	47	52	99	68	46	41	12	48	47
	100.0	3.0	9.9	11.0	20.9	14.3	9.7	8.6	2.5	10.1	9.9
無回答	51	1	4	5	8	10	6	4	2	5	6
	100.0	2.0	7.8	9.8	15.7	19.6	11.8	7.8	3.9	9.8	11.8

	労働者計	仕事を掛け持ちしている	～１時間未満	３１時間以上未満	５３時間以上未満	１５０時間以上未満	１１５０時間以上	２１０５時間以上	２２５０時間以上	３２０５時間以上	３０時間以上	無回答
総数	568	15	54	59	118	81	61	51	15	58	56	
	100.0	2.6	9.5	10.4	20.8	14.3	10.7	9.0	2.6	10.2	9.9	
問６．職種												
管理職	7	–	1	–	2	–	2	1	–	–	1	
	100.0	–	14.3	–	28.6	–	28.6	14.3	–	–	14.3	
専門・技術職（医療関係）	60	2	5	4	18	11	6	4	1	2	7	
	100.0	3.3	8.3	6.7	30.0	18.3	10.0	6.7	1.7	3.3	11.7	
専門・技術職（教育関係）	42	–	3	5	13	4	8	2	3	2	2	
	100.0	–	7.1	11.9	31.0	9.5	19.0	4.8	7.1	4.8	4.8	
専門・技術職（その他）	51	1	5	–	8	11	12	4	3	6	1	
	100.0	2.0	9.8	–	15.7	21.6	23.5	7.8	5.9	11.8	2.0	
事務職	149	4	21	20	31	23	11	12	2	11	14	
	100.0	2.7	14.1	13.4	20.8	15.4	7.4	8.1	1.3	7.4	9.4	
販売職（営業を含む）	33	2	2	3	4	4	4	5	–	6	3	
	100.0	6.1	6.1	9.1	12.1	12.1	12.1	15.2	–	18.2	9.1	
サービス職（介護関係）	36	–	5	3	6	10	2	2	1	5	2	
	100.0	–	13.9	8.3	16.7	27.8	5.6	5.6	2.8	13.9	5.6	
サービス職（飲食関係）	33	1	2	3	7	3	4	4	1	5	3	
	100.0	3.0	6.1	9.1	21.2	9.1	12.1	12.1	3.0	15.2	9.1	
サービス職（その他）	42	1	1	5	10	3	2	4	1	7	8	
	100.0	2.4	2.4	11.9	23.8	7.1	4.8	9.5	2.4	16.7	19.0	
警備・保安職	6	–	–	1	1	–	1	–	–	–	3	
	100.0	–	–	16.7	16.7	–	16.7	–	–	–	50.0	
製造・生産工程職	14	–	3	3	4	1	2	–	–	1	–	
	100.0	–	21.4	21.4	28.6	7.1	14.3	–	–	7.1	–	
輸送・運転職	11	1	1	1	1	1	1	3	–	1	1	
	100.0	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	27.3	–	9.1	9.1	
建設・採掘職	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
清掃等労務職	31	–	3	2	4	3	2	6	1	4	6	
	100.0	–	9.7	6.5	12.9	9.7	6.5	19.4	3.2	12.9	19.4	
その他	37	2	–	7	7	5	3	2	–	6	5	
	100.0	5.4	–	18.9	18.9	13.5	8.1	5.4	–	16.2	13.5	
無回答	16	1	2	2	2	2	1	2	2	2	–	
	100.0	6.3	12.5	12.5	12.5	12.5	6.3	12.5	12.5	12.5	–	
問１３．社会保険（年金）の現在の加入形態												
２０歳以上６０歳未満で、第２号又は第３号被保険者でない者（第１号被保険者）	88	1	4	6	18	16	12	11	5	10	5	
	100.0	1.1	4.5	6.8	20.5	18.2	13.6	12.5	5.7	11.4	5.7	
厚生年金保険に、本人が加入している者（第２号被保険者）	311	8	31	31	66	42	36	27	8	38	24	
	100.0	2.6	10.0	10.0	21.2	13.5	11.6	8.7	2.6	12.2	7.7	
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者（第３号被保険者）	94	5	13	16	20	15	7	4	–	4	10	
	100.0	5.3	13.8	17.0	21.3	16.0	7.4	4.3	–	4.3	10.6	
その他	16	–	2	1	3	2	–	4	1	1	2	
	100.0	–	12.5	6.3	18.8	12.5	–	25.0	6.3	6.3	12.5	
無回答	59	1	4	5	11	6	6	5	1	5	15	
	100.0	1.7	6.8	8.5	18.6	10.2	10.2	8.5	1.7	8.5	25.4	
適用拡大以前の社会保険（年金）の種類												
第１号被保険者	137	2	10	12	30	23	17	15	5	14	9	
	100.0	1.5	7.3	8.8	21.9	16.8	12.4	10.9	3.6	10.2	6.6	
第３号被保険者	117	5	17	21	26	20	8	5	–	4	11	
	100.0	4.3	14.5	17.9	22.2	17.1	6.8	4.3	–	3.4	9.4	
その他	24	1	2	3	5	2	2	4	1	2	2	
	100.0	4.2	8.3	12.5	20.8	8.3	8.3	16.7	4.2	8.3	8.3	
問１４付問①．適用拡大前後の社会保険（年金）の種類の変化												
適用拡大前：第１号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	49	1	6	6	12	7	5	4	–	4	4	
	100.0	2.0	12.2	12.2	24.5	14.3	10.2	8.2	–	8.2	8.2	
適用拡大前：第３号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	23	–	4	5	6	5	1	1	–	–	1	
	100.0	–	17.4	21.7	26.1	21.7	4.3	4.3	–	–	4.3	
適用拡大前：その他→適用拡大後：第２号被保険者	8	1	–	2	2	–	2	–	–	1	–	
	100.0	12.5	–	25.0	25.0	–	25.0	–	–	12.5	–	
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）												
行っている	91	3	11	19	18	10	9	9	1	2	9	
	100.0	3.3	12.1	20.9	19.8	11.0	9.9	9.9	1.1	2.2	9.9	
行っていない	467	12	43	40	97	71	49	42	13	55	45	
	100.0	2.6	9.2	8.6	20.8	15.2	10.5	9.0	2.8	11.8	9.6	
無回答	10	–	–	–	3	–	3	–	1	1	2	
	100.0	–	–	–	30.0	–	30.0	–	10.0	10.0	20.0	
問１９．仕事の掛け持ち有無												
している	568	15	54	59	118	81	61	51	15	58	56	
	100.0	2.6	9.5	10.4	20.8	14.3	10.7	9.0	2.6	10.2	9.9	
していない	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
無回答	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）												
建設業	30	2	5	1	5	6	4	3	1	2	1	
	100.0	6.7	16.7	3.3	16.7	20.0	13.3	10.0	3.3	6.7	3.3	
製造業	32	–	3	8	7	3	3	3	–	2	3	
	100.0	–	9.4	25.0	21.9	9.4	9.4	9.4	–	6.3	9.4	
電気・ガス・熱供給・水道業	4	–	–	–	1	1	–	1	–	–	1	
	100.0	–	–	–	25.0	25.0	–	25.0	–	–	25.0	
情報通信業	4	–	1	–	–	–	–	1	–	1	1	
	100.0	–	25.0	–	–	–	–	25.0	–	25.0	25.0	
運輸業、郵便業	11	1	2	–	–	3	1	1	–	1	2	
	100.0	9.1	18.2	–	–	27.3	9.1	9.1	–	9.1	18.2	
卸売業	24	3	3	–	3	6	2	5	–	2	–	
	100.0	12.5	12.5	–	12.5	25.0	8.3	20.8	–	8.3	–	
小売業	40	1	2	8	12	3	2	6	1	3	2	
	100.0	2.5	5.0	20.0	30.0	7.5	5.0	15.0	2.5	7.5	5.0	
金融業、保険業	4	–	–	–	1	–	1	–	–	–	2	
	100.0	–	–	–	25.0	–	25.0	–	–	–	50.0	
不動産業、物品賃貸業	4	–	1	–	2	1	–	–	–	–	–	
	100.0	–	25.0	–	50.0	25.0	–	–	–	–	–	
学術研究、専門・技術サービス業	13	1	3	1	2	–	2	–	1	3	–	
	100.0	7.7	23.1	7.7	15.4	–	15.4	–	7.7	23.1	–	
宿泊業、飲食サービス業	27	–	2	3	5	3	1	4	–	5	4	
	100.0	–	7.4	11.1	18.5	11.1	3.7	14.8	–	18.5	14.8	
生活関連サービス業、娯楽業	12	1	1	1	–	2	3	–	–	3	1	
	100.0	8.3	8.3	8.3	–	16.7	25.0	–	–	25.0	8.3	
教育、学習支援業	117	–	9	10	30	20	20	7	5	9	7	
	100.0	–	7.7	8.5	25.6	17.1	17.1	6.0	4.3	7.7	6.0	
医療、福祉	99	1	9	13	26	13	8	5	3	8	13	
	100.0	1.0	9.1	13.1	26.3	13.1	8.1	5.1	3.0	8.1	13.1	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	8	–	1	2	–	–	–	1	–	2	2	
	100.0	–	12.5	25.0	–	–	–	12.5	–	25.0	25.0	
サービス業（他に分類されないもの）	45	–	4	4	6	5	5	6	1	6	8	
	100.0	–	8.9	8.9	13.3	11.1	11.1	13.3	2.2	13.3	17.8	
公務	7	–	1	–	1	2	–	–	–	–	3	
	100.0	–	14.3	–	14.3	28.6	–	–	–	–	42.9	
その他	1	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	
	100.0	–	–	–	–	–	100.0	–	–	–	–	
無回答	7	–	1	–	2	–	2	1	–	–	1	
	100.0	–	14.3	–	28.6	–	28.6	14.3	–	–	14.3	
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）												
３０人以下	62	–	9	4	14	11	4	6	2	5	7	
	100.0	–	14.5	6.5	22.6	17.7	6.5	9.7	3.2	8.1	11.3	
３１～１００人	137	4	16	15	26	18	13	16	2	11	16	
	100.0	2.9	11.7	10.9	19.0	13.1	9.5	11.7	1.5	8.0	11.7	
１０１～３００人	113	5	12	9	18	15	15	10	4	13	12	
	100.0	4.4	10.6	8.0	15.9	13.3	13.3	8.8	3.5	11.5	10.6	
３０１～５００人	31	–	3	7	5	4	2	3	2	1	4	
	100.0	–	9.7	22.6	16.1	12.9	6.5	9.7	6.5	3.2	12.9	
５０１～１，０００人	66	–	4	9	14	7	12	5	1	9	5	
	100.0	–	6.1	13.6	21.2	10.6	18.2	7.6	1.5	13.6	7.6	
１，００１人以上	72	1	4	7	24	11	8	4	1	7	5	
	100.0	1.4	5.6	9.7	33.3	15.3	11.1	5.6	1.4	9.7	6.9	
無回答	8	–	–	–	2	2	1	–	–	1	2	
	100.0	–	–	–	25.0	25.0	12.5	–	–	12.5	25.0	

問１９付問④．現在の会社での仕事以外で、掛け持ちしている仕事による月収は、（平均的に）どれくらいですか。

	仕事を掛け持ちしている労働者計	～１万円未満	３１万円以上３１万円未満	５３万円以上５３万円未満	１５０万円以上１５０万円未満	１１５０万円以上１１５０万円未満	２１０５万円以上２１０５万円未満	２２５０万円以上２２５０万円未満	２５万円以上	無回答
総数	568	63	94	99	129	60	14	15	16	78
	100.0	11.1	16.5	17.4	22.7	10.6	2.5	2.6	2.8	13.7
問１（１）．性別										
男性	146	12	11	22	25	25	8	6	8	29
	100.0	8.2	7.5	15.1	17.1	17.1	5.5	4.1	5.5	19.9
女性	420	49	83	77	104	35	6	9	8	49
	100.0	11.7	19.8	18.3	24.8	8.3	1.4	2.1	1.9	11.7
無回答	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－
	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－
問１（２）．年齢層										
～１９歳以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
２０～２４歳	13	1	4	1	2	3	1	－	－	1
	100.0	7.7	30.8	7.7	15.4	23.1	7.7	－	－	7.7
２５～２９歳	28	2	5	9	5	4	－	1	－	2
	100.0	7.1	17.9	32.1	17.9	14.3	－	3.6	－	7.1
３０～３４歳	44	2	6	6	10	5	2	3	2	8
	100.0	4.5	13.6	13.6	22.7	11.4	4.5	6.8	4.5	18.2
３５～３９歳	46	4	7	12	10	4	1	－	3	5
	100.0	8.7	15.2	26.1	21.7	8.7	2.2	－	6.5	10.9
４０～４４歳	76	13	15	14	16	5	－	3	3	7
	100.0	17.1	19.7	18.4	21.1	6.6	－	3.9	3.9	9.2
４５～４９歳	85	7	16	16	19	10	2	－	3	12
	100.0	8.2	18.8	18.8	22.4	11.8	2.4	－	3.5	14.1
５０～５４歳	70	9	15	11	16	7	2	1	－	9
	100.0	12.9	21.4	15.7	22.9	10.0	2.9	1.4	－	12.9
５５～５９歳	70	5	10	8	21	9	3	3	2	9
	100.0	7.1	14.3	11.4	30.0	12.9	4.3	4.3	2.9	12.9
６０～６４歳	55	5	8	8	15	3	－	3	2	11
	100.0	9.1	14.5	14.5	27.3	5.5	－	5.5	3.6	20.0
６５歳以上	75	13	8	14	13	10	3	1	1	12
	100.0	17.3	10.7	18.7	17.3	13.3	4.0	1.3	1.3	16.0
無回答	6	2	－	－	2	－	－	－	－	2
	100.0	33.3	－	－	33.3	－	－	－	－	33.3
問１（３）．婚姻状況										
既婚	361	41	64	67	77	35	8	9	13	47
	100.0	11.4	17.7	18.6	21.3	9.7	2.2	2.5	3.6	13.0
未婚	128	11	15	19	33	18	4	5	3	20
	100.0	8.6	11.7	14.8	25.8	14.1	3.1	3.9	2.3	15.6
離婚・死別	76	10	14	13	19	7	2	1	－	10
	100.0	13.2	18.4	17.1	25.0	9.2	2.6	1.3	－	13.2
無回答	3	1	1	－	－	－	－	－	－	1
	100.0	33.3	33.3	－	－	－	－	－	－	33.3
問１付問①．被扶養者の人数										
同居している被扶養者無し	296	36	49	54	72	24	9	7	7	38
	100.0	12.2	16.6	18.2	24.3	8.1	3.0	2.4	2.4	12.8
同居している被扶養者有り	227	20	39	42	49	26	5	7	8	31
	100.0	8.8	17.2	18.5	21.6	11.5	2.2	3.1	3.5	13.7
無回答	45	7	6	3	8	10	－	1	1	9
	100.0	15.6	13.3	6.7	17.8	22.2	－	2.2	2.2	20.0
問１（５）．世帯主からみた続柄										
世帯主本人	249	24	27	40	52	34	10	9	9	44
	100.0	9.6	10.8	16.1	20.9	13.7	4.0	3.6	3.6	17.7
世帯主本人以外	314	39	67	57	77	24	4	6	7	33
	100.0	12.4	21.3	18.2	24.5	7.6	1.3	1.9	2.2	10.5
無回答	5	－	－	2	－	2	－	－	－	1
	100.0	－	－	40.0	－	40.0	－	－	－	20.0
問３．働くのを辞めた場合の家計への影響										
日々の生活が維持できなくなる	270	24	35	53	70	27	11	8	8	34
	100.0	8.9	13.0	19.6	25.9	10.0	4.1	3.0	3.0	12.6
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	42	7	11	5	10	2	－	3	1	3
	100.0	16.7	26.2	11.9	23.8	4.8	－	7.1	2.4	7.1
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	56	7	14	13	11	3	1	1	1	5
	100.0	12.5	25.0	23.2	19.6	5.4	1.8	1.8	1.8	8.9
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	90	13	16	11	19	11	－	1	2	17
	100.0	14.4	17.8	12.2	21.1	12.2	－	1.1	2.2	18.9
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	83	8	17	11	17	12	1	2	3	12
	100.0	9.6	20.5	13.3	20.5	14.5	1.2	2.4	3.6	14.5
自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わるところはない	20	3	1	4	2	4	1	－	1	4
	100.0	15.0	5.0	20.0	10.0	20.0	5.0	－	5.0	20.0
無回答	7	1	－	2	－	1	－	－	－	3
	100.0	14.3	－	28.6	－	14.3	－	－	－	42.9
問４．短時間労働者という形態で、働いている理由（複数回答）										
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	246	26	43	40	61	29	7	7	6	27
	100.0	10.6	17.5	16.3	24.8	11.8	2.8	2.8	2.4	11.0
労働時間や出勤日数が短いから	129	19	21	22	24	12	2	4	3	22
	100.0	14.7	16.3	17.1	18.6	9.3	1.6	3.1	2.3	17.1
就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	86	12	19	21	11	6	2	2	2	11
	100.0	14.0	22.1	24.4	12.8	7.0	2.3	2.3	2.3	12.8
軽易な仕事をしたいから	27	1	3	3	7	5	1	－	1	6
	100.0	3.7	11.1	11.1	25.9	18.5	3.7	－	3.7	22.2
辞めやすいから	16	3	1	3	5	1	1	－	－	2
	100.0	18.8	6.3	18.8	31.3	6.3	6.3	－	－	12.5
休みやすいから	65	5	11	17	12	5	1	1	1	12
	100.0	7.7	16.9	26.2	18.5	7.7	1.5	1.5	1.5	18.5
時間を有効に使えるから	159	20	27	27	36	16	3	7	4	19
	100.0	12.6	17.0	17.0	22.6	10.1	1.9	4.4	2.5	11.9
資格・技能を活かして働きたいから	79	10	11	13	18	8	1	3	6	9
	100.0	12.7	13.9	16.5	22.8	10.1	1.3	3.8	7.6	11.4
企業や職場、組織に拘束されたくないから	33	1	6	5	8	4	1	－	2	6
	100.0	3.0	18.2	15.2	24.2	12.1	3.0	－	6.1	18.2
すぐに働き始めたいから	22	3	2	4	9	2	－	－	1	1
	100.0	13.6	9.1	18.2	40.9	9.1	－	－	4.5	4.5
正社員としての働き口が見つからなかったから	103	11	19	23	28	4	1	1	2	14
	100.0	10.7	18.4	22.3	27.2	3.9	1.0	1.0	1.9	13.6
育児・介護等の事情があるから	107	14	32	23	18	6	－	2	2	10
	100.0	13.1	29.9	21.5	16.8	5.6	－	1.9	1.9	9.3
正社員として働くことを家族に反対されているから	14	3	4	1	3	1	－	－	－	2
	100.0	21.4	28.6	7.1	21.4	7.1	－	－	－	14.3
正社員として働くことが体力的に難しいから	46	5	13	7	10	5	－	1	－	5
	100.0	10.9	28.3	15.2	21.7	10.9	－	2.2	－	10.9
通勤が容易だから	58	6	11	8	17	5	2	1	－	8
	100.0	10.3	19.0	13.8	29.3	8.6	3.4	1.7	－	13.8
転勤がないから	33	4	8	3	8	4	1	2	－	3
	100.0	12.1	24.2	9.1	24.2	12.1	3.0	6.1	－	9.1
他に本業があるから・副業できるから	189	13	20	26	51	30	4	7	9	29
	100.0	6.9	10.6	13.8	27.0	15.9	2.1	3.7	4.8	15.3
その他	49	10	7	5	10	2	2	1	3	9
	100.0	20.4	14.3	10.2	20.4	4.1	4.1	2.0	6.1	18.4
無回答	7	－	－	3	1	2	－	－	－	1
	100.0	－	－	42.9	14.3	28.6	－	－	－	14.3
問５付問．同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か										
はい	43	6	5	8	11	6	－	2	－	5
	100.0	14.0	11.6	18.6	25.6	14.0	－	4.7	－	11.6
いいえ	474	55	84	82	106	46	12	10	14	65
	100.0	11.6	17.7	17.3	22.4	9.7	2.5	2.1	3.0	13.7
無回答	51	2	5	9	12	8	2	3	2	8
	100.0	3.9	9.8	17.6	23.5	15.7	3.9	5.9	3.9	15.7

	仕事を掛け持ちしている労働者計	～１万円未満	１１万円以上３１万円未満	３１万円以上５３万円未満	５３万円以上１５０万円未満	１５０万円以上１１０万円未満	１１０万円以上２０５万円未満	２０５万円以上２２０万円未満	２２０万円以上２５万円以上	無回答
総数	568	63	94	99	129	60	14	15	16	78
	100.0	11.1	16.5	17.4	22.7	10.6	2.5	2.6	2.8	13.7
問６．職種										
管理職	7	–	–	1	–	3	1	–	–	2
	100.0	–	–	14.3	–	42.9	14.3	–	–	28.6
専門・技術職（医療関係）	60	8	7	9	13	5	2	1	3	12
	100.0	13.3	11.7	15.0	21.7	8.3	3.3	1.7	5.0	20.0
専門・技術職（教育関係）	42	2	6	10	10	3	–	1	5	5
	100.0	4.8	14.3	23.8	23.8	7.1	–	2.4	11.9	11.9
専門・技術職（その他）	51	6	9	9	8	6	–	3	2	8
	100.0	11.8	17.6	17.6	15.7	11.8	–	5.9	3.9	15.7
事務職	149	18	34	25	31	19	2	5	2	13
	100.0	12.1	22.8	16.8	20.8	12.8	1.3	3.4	1.3	8.7
販売職（営業を含む）	33	4	6	5	8	3	1	1	–	5
	100.0	12.1	18.2	15.2	24.2	9.1	3.0	3.0	–	15.2
サービス職（介護関係）	36	6	8	5	12	1	1	–	1	2
	100.0	16.7	22.2	13.9	33.3	2.8	2.8	–	2.8	5.6
サービス職（飲食関係）	33	3	3	8	7	5	2	1	–	4
	100.0	9.1	9.1	24.2	21.2	15.2	6.1	3.0	–	12.1
サービス職（その他）	42	1	9	5	10	5	1	1	–	10
	100.0	2.4	21.4	11.9	23.8	11.9	2.4	2.4	–	23.8
警備・保安職	6	–	1	1	1	–	1	–	–	2
	100.0	–	16.7	16.7	16.7	–	16.7	–	–	33.3
製造・生産工程職	14	2	2	2	3	1	1	–	–	3
	100.0	14.3	14.3	14.3	21.4	7.1	7.1	–	–	21.4
輸送・運転職	11	–	–	2	5	1	–	–	1	2
	100.0	–	–	18.2	45.5	9.1	–	–	9.1	18.2
建設・採掘職	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
清掃等労務職	31	4	2	8	9	3	1	1	–	3
	100.0	12.9	6.5	25.8	29.0	9.7	3.2	3.2	–	9.7
その他	37	7	3	5	10	3	1	–	1	7
	100.0	18.9	8.1	13.5	27.0	8.1	2.7	–	2.7	18.9
無回答	16	2	4	4	2	2	–	1	1	–
	100.0	12.5	25.0	25.0	12.5	12.5	–	6.3	6.3	–
問１３．社会保険（年金）の現在の加入形態										
２０歳以上６０歳未満で、第２号又は第３号被保険者でない者（第１号被保険者）	88	5	11	9	35	10	3	3	3	9
	100.0	5.7	12.5	10.2	39.8	11.4	3.4	3.4	3.4	10.2
厚生年金保険に、本人が加入している者（第２号被保険者）	311	33	41	58	66	39	8	11	12	43
	100.0	10.6	13.2	18.6	21.2	12.5	2.6	3.5	3.9	13.8
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者（第３号被保険者）	94	15	30	22	14	5	–	–	–	8
	100.0	16.0	31.9	23.4	14.9	5.3	–	–	–	8.5
その他	16	2	2	2	4	2	1	1	–	2
	100.0	12.5	12.5	12.5	25.0	12.5	6.3	6.3	–	12.5
無回答	59	8	10	8	10	4	2	–	1	16
	100.0	13.6	16.9	13.6	16.9	6.8	3.4	–	1.7	27.1
適用拡大以前の社会保険（年金）の種類										
第１号被保険者	137	6	19	20	50	13	5	7	4	13
	100.0	4.4	13.9	14.6	36.5	9.5	3.6	5.1	2.9	9.5
第３号被保険者	117	19	38	25	17	7	1	–	–	10
	100.0	16.2	32.5	21.4	14.5	6.0	0.9	–	–	8.5
その他	24	3	4	3	7	2	1	1	1	2
	100.0	12.5	16.7	12.5	29.2	8.3	4.2	4.2	4.2	8.3
問１４付問①．適用拡大前後の社会保険（年金）の種類の変化										
適用拡大前：第１号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	49	1	8	11	15	3	2	4	1	4
	100.0	2.0	16.3	22.4	30.6	6.1	4.1	8.2	2.0	8.2
適用拡大前：第３号被保険者→適用拡大後：第２号被保険者	23	4	8	3	3	2	1	–	–	2
	100.0	17.4	34.8	13.0	13.0	8.7	4.3	–	–	8.7
適用拡大前：その他→適用拡大後：第２号被保険者	8	1	2	1	3	–	–	–	1	–
	100.0	12.5	25.0	12.5	37.5	–	–	–	12.5	–
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）										
行っている	91	12	24	16	20	6	–	3	–	10
	100.0	13.2	26.4	17.6	22.0	6.6	–	3.3	–	11.0
行っていない	467	51	67	82	108	53	14	12	14	66
	100.0	10.9	14.3	17.6	23.1	11.3	3.0	2.6	3.0	14.1
無回答	10	–	3	1	1	1	–	–	2	2
	100.0	–	30.0	10.0	10.0	10.0	–	–	20.0	20.0
問１９．仕事の掛け持ち有無										
している	568	63	94	99	129	60	14	15	16	78
	100.0	11.1	16.5	17.4	22.7	10.6	2.5	2.6	2.8	13.7
していない	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
無回答	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）										
建設業	30	6	8	5	3	4	–	2	–	2
	100.0	20.0	26.7	16.7	10.0	13.3	–	6.7	–	6.7
製造業	32	4	7	4	6	5	–	–	–	6
	100.0	12.5	21.9	12.5	18.8	15.6	–	–	–	18.8
電気・ガス・熱供給・水道業	4	–	–	1	1	1	–	–	–	1
	100.0	–	–	25.0	25.0	25.0	–	–	–	25.0
情報通信業	4	–	1	1	–	1	–	–	–	1
	100.0	–	25.0	25.0	–	25.0	–	–	–	25.0
運輸業、郵便業	11	2	2	1	3	1	–	–	1	1
	100.0	18.2	18.2	9.1	27.3	9.1	–	–	9.1	9.1
卸売業	24	3	1	7	6	2	1	–	1	3
	100.0	12.5	4.2	29.2	25.0	8.3	4.2	–	4.2	12.5
小売業	40	3	12	5	11	3	1	2	–	3
	100.0	7.5	30.0	12.5	27.5	7.5	2.5	5.0	–	7.5
金融業、保険業	4	1	–	1	1	–	–	1	–	–
	100.0	25.0	–	25.0	25.0	–	–	25.0	–	–
不動産業、物品賃貸業	4	2	–	2	–	–	–	–	–	–
	100.0	50.0	–	50.0	–	–	–	–	–	–
学術研究、専門・技術サービス業	13	1	1	4	2	1	1	1	–	2
	100.0	7.7	7.7	30.8	15.4	7.7	7.7	7.7	–	15.4
宿泊業、飲食サービス業	27	2	3	6	5	5	2	–	–	4
	100.0	7.4	11.1	22.2	18.5	18.5	7.4	–	–	14.8
生活関連サービス業、娯楽業	12	–	2	1	5	2	–	–	–	2
	100.0	–	16.7	8.3	41.7	16.7	–	–	–	16.7
教育、学習支援業	117	11	19	22	25	14	2	2	10	12
	100.0	9.4	16.2	18.8	21.4	12.0	1.7	1.7	8.5	10.3
医療、福祉	99	17	16	14	23	6	2	2	2	17
	100.0	17.2	16.2	14.1	23.2	6.1	2.0	2.0	2.0	17.2
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	8	–	–	–	3	2	–	1	–	2
	100.0	–	–	–	37.5	25.0	–	12.5	–	25.0
サービス業（他に分類されないもの）	45	3	3	11	7	5	3	–	–	13
	100.0	6.7	6.7	24.4	15.6	11.1	6.7	–	–	28.9
公務	7	–	–	–	2	2	–	–	–	3
	100.0	–	–	–	28.6	28.6	–	–	–	42.9
その他	1	1	–	–	–	–	–	–	–	–
	100.0	100.0	–	–	–	–	–	–	–	–
無回答	7	–	1	1	5	–	–	–	–	–
	100.0	–	14.3	14.3	71.4	–	–	–	–	–
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）										
３０人以下	62	7	13	14	12	3	–	2	–	11
	100.0	11.3	21.0	22.6	19.4	4.8	–	3.2	–	17.7
３１～１００人	137	19	19	21	32	20	1	1	4	20
	100.0	13.9	13.9	15.3	23.4	14.6	0.7	0.7	2.9	14.6
１０１～３００人	113	15	14	21	28	11	6	1	1	16
	100.0	13.3	12.4	18.6	24.8	9.7	5.3	0.9	0.9	14.2
３０１～５００人	31	5	8	4	4	4	–	2	1	3
	100.0	16.1	25.8	12.9	12.9	12.9	–	6.5	3.2	9.7
５０１～１，０００人	66	3	12	13	16	6	4	–	2	10
	100.0	4.5	18.2	19.7	24.2	9.1	6.1	–	3.0	15.2
１，００１人以上	72	7	10	11	13	10	1	3	6	11
	100.0	9.7	13.9	15.3	18.1	13.9	1.4	4.2	8.3	15.3
無回答	8	–	–	2	3	–	–	2	–	1
	100.0	–	–	25.0	37.5	–	–	25.0	–	12.5

問１９付問⑤．仕事を掛け持ちしていることを、勤務先に報告していますか。

	仕事を掛け持ちしている労働者計	している	していない	無回答
総数	568 100.0	396 69.7	151 26.6	21 3.7
問１（１）．性別				
男性	146 100.0	103 70.5	37 25.3	6 4.1
女性	420 100.0	292 69.5	113 26.9	15 3.6
無回答	2 100.0	1 50.0	1 50.0	－ －
問１（２）．年齢層				
～１９歳以下	－ －	－ －	－ －	－ －
２０～２４歳	13 100.0	9 69.2	3 23.1	1 7.7
２５～２９歳	28 100.0	24 85.7	3 10.7	1 3.6
３０～３４歳	44 100.0	31 70.5	11 25.0	2 4.5
３５～３９歳	46 100.0	30 65.2	14 30.4	2 4.3
４０～４４歳	76 100.0	56 73.7	19 25.0	1 1.3
４５～４９歳	85 100.0	67 78.8	16 18.8	2 2.4
５０～５４歳	70 100.0	50 71.4	17 24.3	3 4.3
５５～５９歳	70 100.0	46 65.7	22 31.4	2 2.9
６０～６４歳	55 100.0	36 65.5	18 32.7	1 1.8
６５歳以上	75 100.0	44 58.7	26 34.7	5 6.7
無回答	6 100.0	3 50.0	2 33.3	1 16.7
問１（３）．婚姻状況				
既婚	361 100.0	252 69.8	95 26.3	14 3.9
未婚	128 100.0	94 73.4	30 23.4	4 3.1
離婚・死別	76 100.0	49 64.5	25 32.9	2 2.6
無回答	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3
問１付問①．被扶養者の人数				
同居している被扶養者無し	296 100.0	197 66.6	92 31.1	7 2.4
同居している被扶養者有り	227 100.0	167 73.6	51 22.5	9 4.0
無回答	45 100.0	32 71.1	8 17.8	5 11.1
問１（５）．世帯主からみた続柄				
世帯主本人	249 100.0	169 67.9	70 28.1	10 4.0
世帯主本人以外	314 100.0	224 71.3	79 25.2	11 3.5
無回答	5 100.0	3 60.0	2 40.0	－ －
問３．働くのを辞めた場合の家計への影響				
日々の生活が維持できなくなる	270 100.0	191 70.7	70 25.9	9 3.3
日々の生活は何とかなるが、 住宅ローン等の返済が難しくなる	42 100.0	28 66.7	13 31.0	1 2.4
日々の生活は何とかなるが、 学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	56 100.0	40 71.4	12 21.4	4 7.1
自分の収入が無くなっても、日々の生活に 支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	90 100.0	62 68.9	25 27.8	3 3.3
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、 自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	83 100.0	57 68.7	24 28.9	2 2.4
自分の収入が無くなっても、 日々の生活に何ら変わるところはない	20 100.0	13 65.0	5 25.0	2 10.0
無回答	7 100.0	5 71.4	2 28.6	－ －
問４．短時間労働者という形態で、働いている理由（複数回答）				
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	246 100.0	184 74.8	52 21.1	10 4.1
労働時間や出勤日数が短いから	129 100.0	84 65.1	40 31.0	5 3.9
就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	86 100.0	60 69.8	21 24.4	5 5.8
軽易な仕事をしたいから	27 100.0	16 59.3	10 37.0	1 3.7
辞めやすいから	16 100.0	9 56.3	7 43.8	－ －
休みやすいから	65 100.0	43 66.2	19 29.2	3 4.6
時間を有効に使えるから	159 100.0	113 71.1	41 25.8	5 3.1
資格・技能を活かして働きたいから	79 100.0	61 77.2	16 20.3	2 2.5
企業や職場、組織に拘束されたくないから	33 100.0	26 78.8	6 18.2	1 3.0
すぐに働き始めたいから	22 100.0	13 59.1	8 36.4	1 4.5
正社員としての働き口が見つからなかったから	103 100.0	71 68.9	30 29.1	2 1.9
育児・介護等の事情があるから	107 100.0	66 61.7	39 36.4	2 1.9
正社員として働くことを家族に反対されているから	14 100.0	10 71.4	4 28.6	－ －
正社員として働くことが体力的に難しいから	46 100.0	26 56.5	18 39.1	2 4.3
通勤が容易だから	58 100.0	37 63.8	18 31.0	3 5.2
転勤がないから	33 100.0	24 72.7	9 27.3	－ －
他に本業があるから・副業できるから	189 100.0	154 81.5	31 16.4	4 2.1
その他	49 100.0	33 67.3	13 26.5	3 6.1
無回答	7 100.0	5 71.4	2 28.6	－ －
問５付問．同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か				
はい	43 100.0	26 60.5	17 39.5	－ －
いいえ	474 100.0	334 70.5	123 25.9	17 3.6
無回答	51 100.0	36 70.6	11 21.6	4 7.8

	仕事を掛け持ちしている労働者計	している	していない	無回答
総数	568 100.0	396 69.7	151 26.6	21 3.7
問６．職種				
管理職	7 100.0	6 85.7	1 14.3	－ －
専門・技術職（医療関係）	60 100.0	46 76.7	14 23.3	－ －
専門・技術職（教育関係）	42 100.0	37 88.1	3 7.1	2 4.8
専門・技術職（その他）	51 100.0	37 72.5	14 27.5	－ －
事務職	149 100.0	94 63.1	51 34.2	4 2.7
販売職（営業を含む）	33 100.0	18 54.5	13 39.4	2 6.1
サービス職（介護関係）	36 100.0	31 86.1	5 13.9	－ －
サービス職（飲食関係）	33 100.0	25 75.8	6 18.2	2 6.1
サービス職（その他）	42 100.0	28 66.7	11 26.2	3 7.1
警備・保安職	6 100.0	2 33.3	3 50.0	1 16.7
製造・生産工程職	14 100.0	8 57.1	6 42.9	－ －
輸送・運転職	11 100.0	6 54.5	4 36.4	1 9.1
建設・採掘職	－ －	－ －	－ －	－ －
清掃等労務職	31 100.0	19 61.3	9 29.0	3 9.7
その他	37 100.0	28 75.7	6 16.2	3 8.1
無回答	16 100.0	11 68.8	5 31.3	－ －
問１３．社会保険（年金）の現在の加入形態				
２０歳以上６０歳未満で、第２号又は第３号 被保険者でない者（第１号被保険者）	88 100.0	68 77.3	18 20.5	2 2.3
厚生年金保険に、本人が加入している者 （第２号被保険者）	311 100.0	211 67.8	93 29.9	7 2.3
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者 （第３号被保険者）	94 100.0	73 77.7	16 17.0	5 5.3
その他	16 100.0	11 68.8	5 31.3	－ －
無回答	59 100.0	33 55.9	19 32.2	7 11.9
適用拡大以前の社会保険（年金）の種類				
第１号被保険者	137 100.0	100 73.0	34 24.8	3 2.2
第３号被保険者	117 100.0	86 73.5	26 22.2	5 4.3
その他	24 100.0	16 66.7	8 33.3	－ －
問１４付問①．適用拡大前後の社会保険（年金）の種類の変化				
適用拡大前：第１号被保険者 →適用拡大後：第２号被保険者	49 100.0	32 65.3	16 32.7	1 2.0
適用拡大前：第３号被保険者 →適用拡大後：第２号被保険者	23 100.0	13 56.5	10 43.5	－ －
適用拡大前：その他→適用拡大後：第２号被保険者	8 100.0	5 62.5	3 37.5	－ －
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）				
行っている	91 100.0	66 72.5	21 23.1	4 4.4
行っていない	467 100.0	323 69.2	128 27.4	16 3.4
無回答	10 100.0	7 70.0	2 20.0	1 10.0
問１９．仕事の掛け持ち有無				
している	568 100.0	396 69.7	151 26.6	21 3.7
していない	－ －	－ －	－ －	－ －
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）				
建設業	30 100.0	20 66.7	9 30.0	1 3.3
製造業	32 100.0	20 62.5	12 37.5	－ －
電気・ガス・熱供給・水道業	4 100.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0
情報通信業	4 100.0	3 75.0	－ －	1 25.0
運輸業、郵便業	11 100.0	7 63.6	3 27.3	1 9.1
卸売業	24 100.0	14 58.3	9 37.5	1 4.2
小売業	40 100.0	25 62.5	13 32.5	2 5.0
金融業、保険業	4 100.0	3 75.0	1 25.0	－ －
不動産業、物品賃貸業	4 100.0	4 100.0	－ －	－ －
学術研究、専門・技術サービス業	13 100.0	11 84.6	2 15.4	－ －
宿泊業、飲食サービス業	27 100.0	20 74.1	4 14.8	3 11.1
生活関連サービス業、娯楽業	12 100.0	8 66.7	3 25.0	1 8.3
教育、学習支援業	117 100.0	86 73.5	30 25.6	1 0.9
医療、福祉	99 100.0	74 74.7	22 22.2	3 3.0
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	8 100.0	7 87.5	1 12.5	－ －
サービス業（他に分類されないもの）	45 100.0	33 73.3	11 24.4	1 2.2
公務	7 100.0	4 57.1	2 28.6	1 14.3
その他	1 100.0	－ －	1 100.0	－ －
無回答	7 100.0	5 71.4	2 28.6	－ －
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）				
３０人以下	62 100.0	44 71.0	13 21.0	5 8.1
３１～１００人	137 100.0	95 69.3	35 25.5	7 5.1
１０１～３００人	113 100.0	87 77.0	24 21.2	2 1.8
３０１～５００人	31 100.0	15 48.4	15 48.4	1 3.2
５０１～１，０００人	66 100.0	46 69.7	19 28.8	1 1.5
１，００１人以上	72 100.0	51 70.8	20 27.8	1 1.4
無回答	8 100.0	8 100.0	－ －	－ －

問１９付問⑥．掛け持ちしている仕事の労働条件（所定労働時間の長さや月額賃金等）を通算して、社会保険の適用を判断することについて、どのように考えますか。

	仕事を掛け持ちしている労働者計	望ましいこと（必要）だと思う	望ましくないこと（必要ない）と思う	何とも言えない・分からない	無回答
総数	568 100.0	169 29.8	83 14.6	295 51.9	21 3.7
問１（１）．性別					
男性	146 100.0	38 26.0	21 14.4	79 54.1	8 5.5
女性	420 100.0	131 31.2	62 14.8	215 51.2	12 2.9
無回答	2 100.0	－ －	－ －	1 50.0	1 50.0
問１（２）．年齢層					
～１９歳以下	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
２０～２４歳	13 100.0	2 15.4	1 7.7	10 76.9	－ －
２５～２９歳	28 100.0	9 32.1	4 14.3	14 50.0	1 3.6
３０～３４歳	44 100.0	18 40.9	6 13.6	19 43.2	1 2.3
３５～３９歳	46 100.0	14 30.4	5 10.9	26 56.5	1 2.2
４０～４４歳	76 100.0	24 31.6	14 18.4	35 46.1	3 3.9
４５～４９歳	85 100.0	35 41.2	8 9.4	41 48.2	1 1.2
５０～５４歳	70 100.0	13 18.6	15 21.4	40 57.1	2 2.9
５５～５９歳	70 100.0	22 31.4	6 8.6	39 55.7	3 4.3
６０～６４歳	55 100.0	14 25.5	12 21.8	29 52.7	－ －
６５歳以上	75 100.0	17 22.7	12 16.0	39 52.0	7 9.3
無回答	6 100.0	1 16.7	－ －	3 50.0	2 33.3
問１（３）．婚姻状況					
既婚	361 100.0	117 32.4	54 15.0	179 49.6	11 3.0
未婚	128 100.0	31 24.2	15 11.7	77 60.2	5 3.9
離婚・死別	76 100.0	21 27.6	14 18.4	38 50.0	3 3.9
無回答	3 100.0	－ －	－ －	1 33.3	2 66.7
問１付問①．被扶養者の人数					
同居している被扶養者無し	296 100.0	85 28.7	43 14.5	159 53.7	9 3.0
同居している被扶養者有り	227 100.0	69 30.4	34 15.0	117 51.5	7 3.1
無回答	45 100.0	15 33.3	6 13.3	19 42.2	5 11.1
問１（５）．世帯主からみた続柄					
世帯主本人	249 100.0	64 25.7	35 14.1	135 54.2	15 6.0
世帯主本人以外	314 100.0	104 33.1	46 14.6	158 50.3	6 1.9
無回答	5 100.0	1 20.0	2 40.0	2 40.0	－ －
問３．働くのを辞めた場合の家計への影響					
日々の生活が維持できなくなる	270 100.0	88 32.6	42 15.6	128 47.4	12 4.4
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	42 100.0	11 26.2	7 16.7	24 57.1	－ －
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	56 100.0	17 30.4	11 19.6	26 46.4	2 3.6
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	90 100.0	29 32.2	10 11.1	49 54.4	2 2.2
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	83 100.0	17 20.5	9 10.8	55 66.3	2 2.4
自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わるところはない	20 100.0	5 25.0	3 15.0	10 50.0	2 10.0
無回答	7 100.0	2 28.6	1 14.3	3 42.9	1 14.3
問４．短時間労働者という形態で、働いている理由（複数回答）					
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	246 100.0	75 30.5	26 10.6	137 55.7	8 3.3
労働時間や出勤日数が短いから	129 100.0	27 20.9	15 11.6	83 64.3	4 3.1
就業調整（年収や労働時間の調整）ができるから	86 100.0	21 24.4	13 15.1	50 58.1	2 2.3
軽易な仕事をしたいから	27 100.0	7 25.9	3 11.1	16 59.3	1 3.7
辞めやすいから	16 100.0	2 12.5	1 6.3	13 81.3	－ －
休みやすいから	65 100.0	12 18.5	9 13.8	42 64.6	2 3.1
時間を有効に使えるから	159 100.0	42 26.4	25 15.7	89 56.0	3 1.9
資格・技能を活かして働きたいから	79 100.0	34 43.0	11 13.9	31 39.2	3 3.8
企業や職場、組織に拘束されたくないから	33 100.0	11 33.3	5 15.2	17 51.5	－ －
すぐに働き始めたいから	22 100.0	9 40.9	2 9.1	10 45.5	1 4.5
正社員としての働き口が見つからなかったから	103 100.0	36 35.0	20 19.4	47 45.6	－ －
育児・介護等の事情があるから	107 100.0	42 39.3	12 11.2	51 47.7	2 1.9
正社員として働くことを家族に反対されているから	14 100.0	4 28.6	1 7.1	9 64.3	－ －
正社員として働くことが体力的に難しいから	46 100.0	13 28.3	6 13.0	26 56.5	1 2.2
通勤が容易だから	58 100.0	10 17.2	5 8.6	42 72.4	1 1.7
転勤がないから	33 100.0	7 21.2	2 6.1	23 69.7	1 3.0
他に本業があるから・副業できるから	189 100.0	57 30.2	20 10.6	107 56.6	5 2.6
その他	49 100.0	16 32.7	10 20.4	20 40.8	3 6.1
無回答	7 100.0	1 14.3	2 28.6	4 57.1	－ －
問５付問．同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か					
はい	43 100.0	11 25.6	6 14.0	24 55.8	2 4.7
いいえ	474 100.0	140 29.5	69 14.6	251 53.0	14 3.0
無回答	51 100.0	18 35.3	8 15.7	20 39.2	5 9.8

	仕事を掛け持ちしている労働者計	望ましいこと（必要）だと思う	望ましくないこと（必要ない）と思う	何とも言えない・分からない	無回答
総数	568 100.0	169 29.8	83 14.6	295 51.9	21 3.7
問６．職種					
管理職	7 100.0	－ －	－ －	5 71.4	2 28.6
専門・技術職（医療関係）	60 100.0	26 43.3	7 11.7	27 45.0	－ －
専門・技術職（教育関係）	42 100.0	17 40.5	6 14.3	18 42.9	1 2.4
専門・技術職（その他）	51 100.0	15 29.4	6 11.8	30 58.8	－ －
事務職	149 100.0	39 26.2	26 17.4	82 55.0	2 1.3
販売職（営業を含む）	33 100.0	6 18.2	4 12.1	21 63.6	2 6.1
サービス職（介護関係）	36 100.0	15 41.7	4 11.1	16 44.4	1 2.8
サービス職（飲食関係）	33 100.0	8 24.2	5 15.2	19 57.6	1 3.0
サービス職（その他）	42 100.0	8 19.0	10 23.8	21 50.0	3 7.1
警備・保安職	6 100.0	1 16.7	－ －	4 66.7	1 16.7
製造・生産工程職	14 100.0	3 21.4	2 14.3	9 64.3	－ －
輸送・運転職	11 100.0	4 36.4	2 18.2	4 36.4	1 9.1
建設・採掘職	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
清掃等労務職	31 100.0	11 35.5	6 19.4	10 32.3	4 12.9
その他	37 100.0	9 24.3	2 5.4	23 62.2	3 8.1
無回答	16 100.0	7 43.8	3 18.8	6 37.5	－ －
問１３．社会保険（年金）の現在の加入形態					
２０歳以上６０歳未満で、第２号又は第３号被保険者でない者（第１号被保険者）	88 100.0	39 44.3	11 12.5	36 40.9	2 2.3
厚生年金保険に、本人が加入している者（第２号被保険者）	311 100.0	92 29.6	47 15.1	163 52.4	9 2.9
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者（第３号被保険者）	94 100.0	22 23.4	14 14.9	55 58.5	3 3.2
その他	16 100.0	3 18.8	3 18.8	9 56.3	1 6.3
無回答	59 100.0	13 22.0	8 13.6	32 54.2	6 10.2
適用拡大以前の社会保険（年金）の種類					
第１号被保険者	137 100.0	53 38.7	18 13.1	62 45.3	4 2.9
第３号被保険者	117 100.0	27 23.1	20 17.1	67 57.3	3 2.6
その他	24 100.0	6 25.0	3 12.5	14 58.3	1 4.2
問１４付問①．適用拡大前後の社会保険（年金）の種類の変化					
適用拡大前：第１号被保険者 →適用拡大後：第２号被保険者	49 100.0	14 28.6	7 14.3	26 53.1	2 4.1
適用拡大前：第３号被保険者 →適用拡大後：第２号被保険者	23 100.0	5 21.7	6 26.1	12 52.2	－ －
適用拡大前：その他→適用拡大後：第２号被保険者	8 100.0	3 37.5	－ －	5 62.5	－ －
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）					
行っている	91 100.0	22 24.2	21 23.1	46 50.5	2 2.2
行っていない	467 100.0	145 31.0	60 12.8	244 52.2	18 3.9
無回答	10 100.0	2 20.0	2 20.0	5 50.0	1 10.0
問１９．仕事の掛け持ち有無					
している	568 100.0	169 29.8	83 14.6	295 51.9	21 3.7
していない	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）					
建設業	30 100.0	4 13.3	9 30.0	17 56.7	－ －
製造業	32 100.0	6 18.8	4 12.5	21 65.6	1 3.1
電気・ガス・熱供給・水道業	4 100.0	1 25.0	－ －	1 25.0	2 50.0
情報通信業	4 100.0	－ －	1 25.0	2 50.0	1 25.0
運輸業、郵便業	11 100.0	2 18.2	3 27.3	4 36.4	2 18.2
卸売業	24 100.0	6 25.0	3 12.5	15 62.5	－ －
小売業	40 100.0	9 22.5	8 20.0	23 57.5	－ －
金融業、保険業	4 100.0	2 50.0	－ －	1 25.0	1 25.0
不動産業、物品賃貸業	4 100.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0	－ －
学術研究、専門・技術サービス業	13 100.0	2 15.4	2 15.4	9 69.2	－ －
宿泊業、飲食サービス業	27 100.0	4 14.8	5 18.5	16 59.3	2 7.4
生活関連サービス業、娯楽業	12 100.0	4 33.3	1 8.3	6 50.0	1 8.3
教育、学習支援業	117 100.0	46 39.3	16 13.7	55 47.0	－ －
医療、福祉	99 100.0	36 36.4	10 10.1	49 49.5	4 4.0
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	8 100.0	2 25.0	－ －	6 75.0	－ －
サービス業（他に分類されないもの）	45 100.0	13 28.9	9 20.0	21 46.7	2 4.4
公務	7 100.0	1 14.3	－ －	5 71.4	1 14.3
その他	1 100.0	－ －	－ －	1 100.0	－ －
無回答	7 100.0	4 57.1	2 28.6	1 14.3	－ －
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）					
３０人以下	62 100.0	14 22.6	10 16.1	35 56.5	3 4.8
３１～１００人	137 100.0	31 22.6	24 17.5	74 54.0	8 5.8
１０１～３００人	113 100.0	36 31.9	19 16.8	56 49.6	2 1.8
３０１～５００人	31 100.0	9 29.0	2 6.5	18 58.1	2 6.5
５０１～１，０００人	66 100.0	24 36.4	8 12.1	33 50.0	1 1.5
１，００１人以上	72 100.0	26 36.1	12 16.7	34 47.2	－ －
無回答	8 100.0	3 37.5	－ －	4 50.0	1 12.5

問２０．あなたご自身の昨年１年間（平成２８年１月１日～１２月３１日）の税込み年収（掛け持ちしている場合は、すべての仕事を合算）は、どれくらいでしたか。

	全有効回答	６５万円未満	７６０５万円以上	８７００万円以上	９８００万円以上	１９００万円未満	１１００３０万円以上	１１３００３万円以上	１１４３１０万円以上	１１５４０１万円以上	１１９５５０万円以上	３１３９０５万円以上	６３９３５０万円以上	９６０９０５万円以上	９００万円以上	無回答
総数	6,418	461	121	232	293	553	585	1,330	289	206	614	870	534	54	22	254
	100.0	7.2	1.9	3.6	4.6	8.6	9.1	20.7	4.5	3.2	9.6	13.6	8.3	0.8	0.3	4.0
問１（１）．性別																
男性	1,423	40	11	12	23	35	27	120	45	57	157	387	369	43	22	75
	100.0	2.8	0.8	0.8	1.6	2.5	1.9	8.4	3.2	4.0	11.0	27.2	25.9	3.0	1.5	5.3
女性	4,984	421	110	219	270	516	556	1,210	243	149	455	481	165	11	－	178
	100.0	8.4	2.2	4.4	5.4	10.4	11.2	24.3	4.9	3.0	9.1	9.7	3.3	0.2	－	3.6
無回答	11	－	－	1	－	2	2	－	1	－	2	2	－	－	－	1
	100.0	－	－	9.1	－	18.2	18.2	－	9.1	－	18.2	18.2	－	－	－	9.1
問１（２）．年齢層																
～１９歳以下	6	5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
	100.0	83.3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	16.7
２０～２４歳	94	25	2	2	6	1	7	13	3	5	10	15	1	－	－	4
	100.0	26.6	2.1	2.1	6.4	1.1	7.4	13.8	3.2	5.3	10.6	16.0	1.1	－	－	4.3
２５～２９歳	203	25	4	11	12	12	12	40	8	8	21	37	9	－	－	4
	100.0	12.3	2.0	5.4	5.9	5.9	5.9	19.7	3.9	3.9	10.3	18.2	4.4	－	－	2.0
３０～３４歳	410	59	9	15	15	33	32	88	24	12	38	48	22	2	－	13
	100.0	14.4	2.2	3.7	3.7	8.0	7.8	21.5	5.9	2.9	9.3	11.7	5.4	0.5	－	3.2
３５～３９歳	629	75	11	27	39	69	52	132	28	13	45	75	34	5	－	24
	100.0	11.9	1.7	4.3	6.2	11.0	8.3	21.0	4.5	2.1	7.2	11.9	5.4	0.8	－	3.8
４０～４４歳	907	85	16	39	43	94	105	215	49	26	79	71	52	3	1	29
	100.0	9.4	1.8	4.3	4.7	10.4	11.6	23.7	5.4	2.9	8.7	7.8	5.7	0.3	0.1	3.2
４５～４９歳	883	51	23	54	43	103	94	226	39	25	72	83	35	1	1	33
	100.0	5.8	2.6	6.1	4.9	11.7	10.6	25.6	4.4	2.8	8.2	9.4	4.0	0.1	0.1	3.7
５０～５４歳	771	41	7	29	35	71	113	195	27	34	93	87	12	3	1	23
	100.0	5.3	0.9	3.8	4.5	9.2	14.7	25.3	3.5	4.4	12.1	11.3	1.6	0.4	0.1	3.0
５５～５９歳	611	31	15	23	35	71	83	158	27	17	44	52	24	6	3	22
	100.0	5.1	2.5	3.8	5.7	11.6	13.6	25.9	4.4	2.8	7.2	8.5	3.9	1.0	0.5	3.6
６０～６４歳	916	32	11	17	35	51	47	138	37	43	100	199	133	25	12	36
	100.0	3.5	1.2	1.9	3.8	5.6	5.1	15.1	4.0	4.7	10.9	21.7	14.5	2.7	1.3	3.9
６５歳以上	940	27	21	13	28	43	33	119	45	22	110	197	211	9	4	58
	100.0	2.9	2.2	1.4	3.0	4.6	3.5	12.7	4.8	2.3	11.7	21.0	22.4	1.0	0.4	6.2
無回答	48	5	2	2	2	5	7	6	2	1	2	6	1	－	－	7
	100.0	10.4	4.2	4.2	4.2	10.4	14.6	12.5	4.2	2.1	4.2	12.5	2.1	－	－	14.6
問１（３）．婚姻状況																
既婚	5,193	363	101	207	256	490	519	1,116	219	138	437	652	437	45	20	193
	100.0	7.0	1.9	4.0	4.9	9.4	10.0	21.5	4.2	2.7	8.4	12.6	8.4	0.9	0.4	3.7
未婚	656	68	8	13	19	26	19	109	31	37	98	139	52	5	－	32
	100.0	10.4	1.2	2.0	2.9	4.0	2.9	16.6	4.7	5.6	14.9	21.2	7.9	0.8	－	4.9
離婚・死別	543	29	12	10	18	35	42	103	38	31	77	74	42	4	1	27
	100.0	5.3	2.2	1.8	3.3	6.4	7.7	19.0	7.0	5.7	14.2	13.6	7.7	0.7	0.2	5.0
無回答	26	1	－	2	－	2	5	2	1	－	2	5	3	－	1	2
	100.0	3.8	－	7.7	－	7.7	19.2	7.7	3.8	－	7.7	19.2	11.5	－	3.8	7.7
問１付問①．被扶養者の人数																
同居している被扶養者無し	2,830	204	42	90	99	198	209	610	159	111	367	439	202	18	3	79
	100.0	7.2	1.5	3.2	3.5	7.0	7.4	21.6	5.6	3.9	13.0	15.5	7.1	0.6	0.1	2.8
同居している被扶養者有り	2,849	212	55	119	148	277	302	569	97	74	206	347	292	32	17	102
	100.0	7.4	1.9	4.2	5.2	9.7	10.6	20.0	3.4	2.6	7.2	12.2	10.2	1.1	0.6	3.6
無回答	739	45	24	23	46	78	74	151	33	21	41	84	40	4	2	73
	100.0	6.1	3.2	3.1	6.2	10.6	10.0	20.4	4.5	2.8	5.5	11.4	5.4	0.5	0.3	9.9
問１（５）．世帯主からみた続柄																
世帯主本人	1,942	60	23	23	33	65	65	224	80	73	239	467	411	45	21	113
	100.0	3.1	1.2	1.2	1.7	3.3	3.3	11.5	4.1	3.8	12.3	24.0	21.2	2.3	1.1	5.8
世帯主本人以外	4,438	399	96	207	259	484	516	1,105	208	132	371	394	119	9	－	139
	100.0	9.0	2.2	4.7	5.8	10.9	11.6	24.9	4.7	3.0	8.4	8.9	2.7	0.2	－	3.1
無回答	38	2	2	2	1	4	4	1	1	1	4	9	4	－	1	2
	100.0	5.3	5.3	5.3	2.6	10.5	10.5	2.6	2.6	2.6	10.5	23.7	10.5	－	2.6	5.3
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）																
行っている	1,741	111	31	62	99	276	385	496	25	18	47	73	58	4	1	55
	100.0	6.4	1.8	3.6	5.7	15.9	22.1	28.5	1.4	1.0	2.7	4.2	3.3	0.2	0.1	3.2
行っていない	4,549	343	85	166	188	272	195	811	262	185	563	790	465	50	20	154
	100.0	7.5	1.9	3.6	4.1	6.0	4.3	17.8	5.8	4.1	12.4	17.4	10.2	1.1	0.4	3.4
無回答	128	7	5	4	6	5	5	23	2	3	4	7	11	－	1	45
	100.0	5.5	3.9	3.1	4.7	3.9	3.9	18.0	1.6	2.3	3.1	5.5	8.6	－	0.8	35.2
問１９．仕事の掛け持ち有無																
している	568	37	6	13	11	33	21	74	32	23	78	120	82	11	5	22
	100.0	6.5	1.1	2.3	1.9	5.8	3.7	13.0	5.6	4.0	13.7	21.1	14.4	1.9	0.9	3.9
していない	5,799	424	114	219	282	520	563	1,254	257	183	536	748	452	42	17	188
	100.0	7.3	2.0	3.8	4.9	9.0	9.7	21.6	4.4	3.2	9.2	12.9	7.8	0.7	0.3	3.2
無回答	51	－	1	－	－	－	1	2	－	－	－	2	－	1	－	44
	100.0	－	2.0	－	－	－	2.0	3.9	－	－	－	3.9	－	2.0	－	86.3
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）																
建設業	325	19	6	11	7	17	20	28	15	11	29	72	70	7	5	8
	100.0	5.8	1.8	3.4	2.2	5.2	6.2	8.6	4.6	3.4	8.9	22.2	21.5	2.2	1.5	2.5
製造業	675	31	8	25	26	52	73	118	24	21	72	110	88	7	2	18
	100.0	4.6	1.2	3.7	3.9	7.7	10.8	17.5	3.6	3.1	10.7	16.3	13.0	1.0	0.3	2.7
電気・ガス・熱供給・水道業	24	－	3	1	－	2	1	3	3	2	2	4	2	－	－	1
	100.0	－	12.5	4.2	－	8.3	4.2	12.5	12.5	8.3	8.3	16.7	8.3	－	－	4.2
情報通信業	34	1	2	－	1	2	1	5	1	1	3	7	5	2	－	3
	100.0	2.9	5.9	－	2.9	5.9	2.9	14.7	2.9	2.9	8.8	20.6	14.7	5.9	－	8.8
運輸業、郵便業	175	15	3	9	11	18	14	21	5	6	20	22	16	1	－	14
	100.0	8.6	1.7	5.1	6.3	10.3	8.0	12.0	2.9	3.4	11.4	12.6	9.1	0.6	－	8.0
卸売業	329	19	9	8	15	30	28	78	17	12	26	35	31	4	2	15
	100.0	5.8	2.7	2.4	4.6	9.1	8.5	23.7	5.2	3.6	7.9	10.6	9.4	1.2	0.6	4.6
小売業	622	37	13	26	39	78	78	142	37	28	49	55	19	－	1	20
	100.0	5.9	2.1	4.2	6.3	12.5	12.5	22.8	5.9	4.5	7.9	8.8	3.1	－	0.2	3.2
金融業、保険業	185	8	3	2	7	29	35	25	8	2	17	30	10	3	3	3
	100.0	4.3	1.6	1.1	3.8	15.7	18.9	13.5	4.3	1.1	9.2	16.2	5.4	1.6	1.6	1.6
不動産業、物品賃貸業	59	1	2	4	1	6	5	11	1	－	1	10	14	－	－	3
	100.0	1.7	3.4	6.8	1.7	10.2	8.5	18.6	1.7	－	1.7	16.9	23.7	－	－	5.1
学術研究、専門・技術サービス業	143	13	1	4	2	6	8	30	7	3	13	28	27	－	－	1
	100.0	9.1	0.7	2.8	1.4	4.2	5.6	21.0	4.9	2.1	9.1	19.6	18.9	－	－	0.7
宿泊業、飲食サービス業	257	31	11	16	18	22	23	40	5	11	28	24	14	－	－	14
	100.0	12.1	4.3	6.2	7.0	8.6	8.9	15.6	1.9	4.3	10.9	9.3	5.4	－	－	5.4
生活関連サービス業、娯楽業	108	13	3	2	5	10	12	24	3	2	7	15	4	－	－	8
	100.0	12.0	2.8	1.9	4.6	9.3	11.1	22.2	2.8	1.9	6.5	13.9	3.7	－	－	7.4
教育、学習支援業	488	48	7	12	18	39	33	104	21	9	38	79	51	10	2	17
	100.0	9.8	1.4	2.5	3.7	8.0	6.8	21.3	4.3	1.8	7.8	16.2	10.5	2.0	0.4	3.5
医療、福祉	1,280	101	27	47	50	106	104	330	63	49	144	156	50	2	2	49
	100.0	7.9	2.1	3.7	3.9	8.3	8.1	25.8	4.9	3.8	11.3	12.2	3.9	0.2	0.2	3.8
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	9	4	3	5	9	20	35	6	1	5	6	5	－	－	5
	100.0	8.0	3.5	2.7	4.4	8.0	17.7	31.0	5.3	0.9	4.4	5.3	4.4	－	－	4.4
サービス業（他に分類されないもの）	496	40	12	21	24	41	33	100	23	12	42	69	51	6	3	19
	100.0	8.1	2.4	4.2	4.8	8.3	6.7	20.2	4.6	2.4	8.5	13.9	10.3	1.2	0.6	3.8
公務	138	10	－	6	4	6	13	35	8	2	13	25	7	4	－	5
	100.0	7.2	－	4.3	2.9	4.3	9.4	25.4	5.8	1.4	9.4	18.1	5.1	2.9	－	3.6
その他	15	－	－	－	－	3	1	3	1	－	－	3	4	－	－	－
	100.0	－	－	－	－	20.0	6.7	20.0	6.7	－	－	20.0	26.7	－	－	－
無回答	89	12	－	3	7	6	5	7	2	7	12	11	8	2	1	6
	100.0	13.5	－	3.4	7.9	6.7	5.6	7.9	2.2	7.9	13.5	12.4	9.0	2.2	1.1	6.7
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）																
３０人以下	664	66	21	26	31	49	54	111	38	20	62	92	57	5	4	28
	100.0	9.9	3.2	3.9	4.7	7.4	8.1	16.7	5.7	3.0	9.3	13.9	8.6	0.8	0.6	4.2
３１～１００人	1,843	130	52	78	94	176	195	411	83	55	151	221	116	8	4	69
	100.0	7.1	2.8	4.2	5.1	9.5	10.6	22.3	4.5	3.0	8.2	12.0	6.3	0.4	0.2	3.7
１０１～３００人	1,334	106	28	50	63	131	134	247	55	38	130	185	91	11	5	60
	100.0	7.9	2.1	3.7	4.7	9.8	10.0	18.5	4.1	2.8	9.7	13.9	6.8	0.8	0.4	4.5
３０１～５００人	332	22	3	16	18	27	27	82	10	11	31	38	33	5	－	9
	100.0	6.6	0.9	4.8	5.4	8.1	8.1	24.7	3.0	3.3	9.3	11.4	9.9	1.5	－	2.7
５０１～１，０００人	709	41	6	15	17	48	55	157	41	29	74	99	94	9	5	19
	100.0	5.8	0.8	2.1	2.4	6.8	7.8	22.1	5.8	4.1	10.4	14.0	13.3	1.3	0.7	2.7
１，００１人以上	567	35	4	11	12	36	37	105	20	18	63	116	81	10	3	16
	100.0	6.2	0.7	1.9	2.1	6.3	6.5	18.5	3.5	3.2	11.1	20.5	14.3	1.8	0.5	2.8
無回答	106	8	－	4	5	15	5	26	3	8	10	10	4	－	－	8
	100.0	7.5	－	3.8	4.7	14.2	4.7	24.5	2.8	7.5	9.4	9.4	3.8	－	－	7.5

問２１．平成２９年１月から、専業主婦や公務員を含めて基本的に６０歳未満のすべての人が、「個人型確定拠出年金制度（ｉＤｅＣｏ）」を利用できるようになりました。あなたはこれを、利用していますか。

	全有効回答労働者計	既に利用している	今後、利用する予定がある	未だ利用していないが、今後につい分からない	利用しておらず、今後の予定もない	無回答
総数	6,418	175	98	2,836	2,950	359
	100.0	2.7	1.5	44.2	46.0	5.6
問１（１）．性別						
男性	1,423	71	15	302	916	119
	100.0	5.0	1.1	21.2	64.4	8.4
女性	4,984	104	83	2,528	2,030	239
	100.0	2.1	1.7	50.7	40.7	4.8
無回答	11	－	－	6	4	1
	100.0	－	－	54.5	36.4	9.1
問１（２）．年齢層						
～１９歳以下	6	－	－	2	3	1
	100.0	－	－	33.3	50.0	16.7
２０～２４歳	94	－	1	49	40	4
	100.0	－	1.1	52.1	42.6	4.3
２５～２９歳	203	2	4	106	86	5
	100.0	1.0	2.0	52.2	42.4	2.5
３０～３４歳	410	7	10	221	164	8
	100.0	1.7	2.4	53.9	40.0	2.0
３５～３９歳	629	18	19	339	233	20
	100.0	2.9	3.0	53.9	37.0	3.2
４０～４４歳	907	22	17	534	314	20
	100.0	2.4	1.9	58.9	34.6	2.2
４５～４９歳	883	21	18	525	296	23
	100.0	2.4	2.0	59.5	33.5	2.6
５０～５４歳	771	16	11	460	262	22
	100.0	2.1	1.4	59.7	34.0	2.9
５５～５９歳	611	9	4	303	275	20
	100.0	1.5	0.7	49.6	45.0	3.3
６０～６４歳	916	46	8	150	631	81
	100.0	5.0	0.9	16.4	68.9	8.8
６５歳以上	940	34	6	117	633	150
	100.0	3.6	0.6	12.4	67.3	16.0
無回答	48	－	－	30	13	5
	100.0	－	－	62.5	27.1	10.4
問１（３）．婚姻状況						
既婚	5,193	138	77	2,326	2,378	274
	100.0	2.7	1.5	44.8	45.8	5.3
未婚	656	15	13	315	282	31
	100.0	2.3	2.0	48.0	43.0	4.7
離婚・死別	543	22	7	185	278	51
	100.0	4.1	1.3	34.1	51.2	9.4
無回答	26	－	1	10	12	3
	100.0	－	3.8	38.5	46.2	11.5
問１付問①．被扶養者の人数						
同居している被扶養者無し	2,830	78	51	1,292	1,283	126
	100.0	2.8	1.8	45.7	45.3	4.5
同居している被扶養者有り	2,849	79	39	1,284	1,317	130
	100.0	2.8	1.4	45.1	46.2	4.6
無回答	739	18	8	260	350	103
	100.0	2.4	1.1	35.2	47.4	13.9
問１（５）．世帯主からみた続柄						
世帯主本人	1,942	76	22	521	1,151	172
	100.0	3.9	1.1	26.8	59.3	8.9
世帯主本人以外	4,438	95	76	2,303	1,778	186
	100.0	2.1	1.7	51.9	40.1	4.2
無回答	38	4	－	12	21	1
	100.0	10.5	－	31.6	55.3	2.6
問１５．就業調整（年収や労働時間の調整）						
行っている	1,741	23	23	885	734	76
	100.0	1.3	1.3	50.8	42.2	4.4
行っていない	4,549	150	74	1,927	2,179	219
	100.0	3.3	1.6	42.4	47.9	4.8
無回答	128	2	1	24	37	64
	100.0	1.6	0.8	18.8	28.9	50.0
問１９．仕事の掛け持ち有無						
している	568	15	14	262	240	37
	100.0	2.6	2.5	46.1	42.3	6.5
していない	5,799	160	84	2,570	2,708	277
	100.0	2.8	1.4	44.3	46.7	4.8
無回答	51	－	－	4	2	45
	100.0	－	－	7.8	3.9	88.2
問１．主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）						
建設業	325	16	3	107	181	18
	100.0	4.9	0.9	32.9	55.7	5.5
製造業	675	35	9	266	335	30
	100.0	5.2	1.3	39.4	49.6	4.4
電気・ガス・熱供給・水道業	24	－	1	8	11	4
	100.0	－	4.2	33.3	45.8	16.7
情報通信業	34	3	－	12	17	2
	100.0	8.8	－	35.3	50.0	5.9
運輸業、郵便業	175	1	7	53	101	13
	100.0	0.6	4.0	30.3	57.7	7.4
卸売業	329	12	4	137	160	16
	100.0	3.6	1.2	41.6	48.6	4.9
小売業	622	11	4	278	293	36
	100.0	1.8	0.6	44.7	47.1	5.8
金融業、保険業	185	3	2	85	89	6
	100.0	1.6	1.1	45.9	48.1	3.2
不動産業、物品賃貸業	59	3	－	18	36	2
	100.0	5.1	－	30.5	61.0	3.4
学術研究、専門・技術サービス業	143	5	3	54	76	5
	100.0	3.5	2.1	37.8	53.1	3.5
宿泊業、飲食サービス業	257	3	3	113	119	19
	100.0	1.2	1.2	44.0	46.3	7.4
生活関連サービス業、娯楽業	108	2	－	52	42	12
	100.0	1.9	－	48.1	38.9	11.1
教育、学習支援業	488	8	6	250	210	14
	100.0	1.6	1.2	51.2	43.0	2.9
医療、福祉	1,280	29	23	642	514	72
	100.0	2.3	1.8	50.2	40.2	5.6
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	1	1	54	48	9
	100.0	0.9	0.9	47.8	42.5	8.0
サービス業（他に分類されないもの）	496	11	12	171	274	28
	100.0	2.2	2.4	34.5	55.2	5.6
公務	138	5	3	65	60	5
	100.0	3.6	2.2	47.1	43.5	3.6
その他	15	－	－	6	9	－
	100.0	－	－	40.0	60.0	－
無回答	89	7	－	42	34	6
	100.0	7.9	－	47.2	38.2	6.7
問１．事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）						
３０人以下	664	12	9	278	335	30
	100.0	1.8	1.4	41.9	50.5	4.5
３１～１００人	1,843	30	28	807	858	120
	100.0	1.6	1.5	43.8	46.6	6.5
１０１～３００人	1,334	33	16	573	634	78
	100.0	2.5	1.2	43.0	47.5	5.8
３０１～５００人	332	11	2	161	144	14
	100.0	3.3	0.6	48.5	43.4	4.2
５０１～１，０００人	709	31	15	303	333	27
	100.0	4.4	2.1	42.7	47.0	3.8
１，００１人以上	567	32	9	244	260	22
	100.0	5.6	1.6	43.0	45.9	3.9
無回答	106	6	2	47	45	6
	100.0	5.7	1.9	44.3	42.5	5.7

JILPT　調査シリーズ　No.182
「 社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査 」及び
「 社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査 」結果

発行年月日　2018 年 8 月 31 日
編集・発行　独立行政法人　労働政策研究・研修機構
〒177-8502　東京都練馬区上石神井 4-8-23
（照会先）　調査部　TEL 03-5903-6286
印刷・製本　有限会社　太平印刷

©2018　JILPT　Printed in Japan

＊調査シリーズ全文はホームページで提供しております。（URL:http://www.jil.go.jp/）